

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 22 年度決算検査報告を作成し、平成 23 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 23 年 9 月 6 日、内閣から平成 22 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 23 年 11 月 7 日内閣に回付した。

平成 22 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内)
の数字は不当事項の一連番号を示す。

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	6
第 1 事項等別の検査結果	6
1 事項等別の概要	6
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	39
第 2 観点別の検査結果	41
第 2 章 決算の確認	49
第 1 節 国の決算の確認	49
第 1 一般会計	49
第 2 特別会計	49
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	51
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	51
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	51
第 1 一般会計	51
第 2 特別会計	51
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	52
第 3 章 個別の検査結果	53
第 1 節 省庁別の検査結果	53
第 1 内閣	53
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	53
電子申請等関係システムの利用状況について	53
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	54
府省共通業務・システムの最適化計画の実施状況等について	54

第2 内閣府	55
(内閣府本府)	55
目 不当事項	55
役 務	55
情報システム関係業務に係る請負契約において、計上の必要がない人件費に係る管理 費等を計上していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの〔内 閣府沖縄総合事務局〕(1)	55
意見を表示し又は処置を要求した事項	57
国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益につい て、用途を明確に定めるとともに、区分経理を行わせることなどにより、その管理が 適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	57
平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	60
新設等工事により取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録について	60
(警 察 庁)	61
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	61
小型回転翼航空機の購入の際に併せて必要とされる部品について、故障発生頻度等の 情報や使用実績を十分に把握した上で調達したり、使用していない部品を官給品とし て活用したりするなどして、経済的な調達及び有効活用が図られるよう改善させたも の	61
(金 融 庁)	65
平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	65
株式会社整理回収機構が平成11、12両年度に行った整理回収業務による利益につい て	65
(消 費 者 庁)	66
目 不当事項	66
予 算 経 理	66
資金前渡官吏が科目の更正処理を誤ったことにより生じた前渡資金の残額の不足を解 消するため、所要額と異なる額の前渡資金を請求し、官署支出官が請求額どおりに支 出決定を行ったことにより、非常勤職員手当が適正な科目から支出されていなかった もの〔消費者庁〕(2)	66
第3 総 務 省	68
目 不当事項	68
補 助 金	68
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	68
(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(3)- (5)	69
(2) 地域情報通信技術利活用推進交付金等の交付を受けて実施する事業の計画が適切 でなかったなどのもの〔総務本省〕(6)-(9)	70

そ の 他	72	
特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、都道府県補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(10)–(22)	72	目 次
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	74	
地上デジタルテレビ放送送信環境整備事業のうち辺地共聴施設整備事業の実施に当たり、施工業者との契約締結時には、国が定めた標準価格に基づく簡易積算書を使用して事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴するなどして事業費の算定が経済的に行われるよう改善させたもの	74	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	78	
独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について	78	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	79	
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の適正化について	79	
(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備の利用率の一層の向上について	80	
第 4 法 務 省	81	
不 当 事 項	81	
予 算 経 理	81	
保護室棟等新営工事に当たり、翌年度にわたる債務負担の承認以前に事実と異なる工期で契約を締結して実質的に翌年度にわたる債務負担を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの〔4 刑事施設等〕(23)–(26)	81	
刑務所の常勤医師が、許可を受けて行うこととされていた外部研修を全く行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、この勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの〔福岡刑務所〕(27)	83	
不正行為	86	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔福島刑務所福島刑務支所、福岡法務局箱崎出張所〕(28)(29)	86	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	87	
(1) 病院移送における戒護職員に対して支給される宿泊料について、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して適切に減額調整するよう改善させたもの	87	
(2) 刑事施設等における脳波計の整備に当たり、使用実績が著しく低調である刑事施設等には整備しないこととするなどの指針を策定するなどして整備が適切に行われるよう改善させたもの	90	
(3) 登記所備付地図作成作業請負契約の予定価格の積算に当たり、現地立会を複数回行う場合であっても作業等の実態に合わせて、土地の筆界点に設置する杭の材料費を 1 回分のみ計上するよう改善させたもの	93	

	平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	95
	不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準 表等の改訂について	95
目	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	96
次	社会復帰促進センターの運営事業における食材費について	96
	第 5 外 務 省	97
	不 当 事 項	97
	予 算 経 理	97
	本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、歳入徴収官、資金前渡 官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの不適正な 会計経理を行うなどしていたもの〔在スイス日本国大使館〕(30)	97
	不正行為	101
	職員の不正行為による損害が生じたもの〔在コロンビア日本国大使館〕(31)	101
	意見を表示し又は処置を要求した事項	101
	(1) 在外公館の長に対する赴任旅費の支給に当たり、着後手当を転任の際の宿泊の実 態に即した適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの	101
	(2) 政府開発援助の実施に当たり、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等を図るよう 意見を表示したもの	104
	(3) 環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施に当たり、相手国に対して事業の具 体化及び進捗を促すなどして、贈与資金がより効率的に活用されるよう意見を表 示したもの	110
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	115
	在外公館に配備する医薬品を調達するに当たり、入札仕様書に医薬品の一般名を記載 することにより、後発医薬品をより広く選定できるようにして調達に係る経費の節減 を図るよう改善させたもの	115
	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	118
	(1) 政府開発援助の効果の発現について	118
	(2) 在外公館が管理する国有財産等の処分について	119
	第 6 財 務 省	120
	不 当 事 項	120
	租 税	120
	租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔72 税務署〕(32)	120
	査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、重加算税等を賦課決定できなかつ たり、延滞税を過小に徴収決定したりしていたもの〔関東信越国税局、下館税務署〕 (33)	126
	還付金等に係る支払事務において、未納の国税に充てなければならない還付金等を還 付していたもの〔広島西税務署〕(34)	129

物 件	131	
所管換により引き受けた土地について、貸付契約の更改等を行わず貸付料が納付され ていなかったもの[関東財務局東京財務事務所立川出張所](35)	131	目 次
不正行為	133	
職員の不正行為による損害が生じたもの[佐賀税務署](36)	133	
そ の 他	133	
貸し付けていた土地に係る国有財産台帳価格を適切に改定していなかったため、国有 資産等所在市町村交付金が過大に交付されていたもの[内閣府沖縄総合事務局](37)	133	
意見を表示し又は処置を要求した事項	136	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能し ているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものと するための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	136	
(2) 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっ ている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産 が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有 効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	146	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	150	
国有財産である畦畔 ^{けい} を時効により取得した者についての情報を課税資料として収集し 活用することなどにより、課税対象者を的確に把握して課税を行うよう改善させたも の	150	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	153	
独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について	153	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	154	
還付金の支払事務について	154	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	155	
(1) 中小企業者に適用される租税特別措置について	155	
(2) 中小企業者に対する法人税率の特例について	156	
(3) 法人税及び消費税の更正に基づく還付金に係る還付加算金について	156	
第 7 文 部 科 学 省	158	
不 当 事 項	158	
補 助 金	158	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	158	
(1) 地域科学技術振興事業費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](38)	158	
(2) 科学研究費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](39)-(41)	159	
(3) 未来開拓学術研究費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](42)	160	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	161
目次	(1) 在外教育施設へ派遣する教員の給与等の経費を所属元の都道府県へ委託費として交付するに当たり、委託費の対象となる経費の支給実績額を正しく把握して、委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	161
	(2) 各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの	164
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	174
	公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの	174
	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	177
	(1) 国立大学法人における目的積立金の取扱いについて	177
	(2) 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等の有効活用について	178
第 8	厚生労働省	179
不	当 事 項	179
	保 険 料	179
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[16 労働局] (43)	179
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (44)	182
	予算経理・役務	185
	システムの開発、機器購入等に係る契約において、契約の履行が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたり、システムの機能の一部が、検討が十分でなかったことから業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしていたもの[厚生労働本省、 8 検疫所] (45)-(53)	185
	役 務	189
	高齢者就業機会確保事業指導事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった職員に係る給与等を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[厚生労働本省] (54)	189
	保 険 給 付	190
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、 106 公共職業安定所] (55)	190
	雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[15 労働局] (56)	193
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[12 労働局] (57)	195
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (58)	198

医 療 費	201	
医療費等に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、社会保険庁、8地 方厚生(支)局、31道府県〕(59)	201	目
労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの〔厚 生労働本省、9労働局〕(60)	211	次
補 助 金	214	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの.....	214	
(1) 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの〔4 都府県〕 (61)–(64)	215	
(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの〔22 都府県〕 (65)–(117)	217	
(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔15 府県〕 (118)–(157)	221	
(4) 衛生関係指導者養成等委託費(インターネットを活用した専門医の育成等事業に 係る分)が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(158)	226	
(5) 簡易水道等施設整備費補助金で実施した工事の設計が適切でなかったもの〔京都 府〕(159)	227	
(6) 次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(160)– (166)	229	
(7) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの〔13都府 県〕(167)–(193)	230	
(8) 児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(194)– (197)	233	
(9) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの〔3 都県〕(198)–(204)	235	
(10) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交 付されていたもの〔厚生労働本省〕(205)–(209)	236	
(11) 地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されていたもの〔2 県〕(210)–(212)	237	
(12) 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの〔3 県〕(213)– (215)	238	
(13) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの〔5 都府県〕(216)– (227)	239	
(14) 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの〔6 県〕(228)–(233)	241	
(15) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの〔8 都県〕(234)–(260)	242	
(16) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの〔8 都府県〕(261)–(272)	244	
(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されて いたもの〔九州厚生局〕(273)	246	

	(18) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (274)– (284) ……………	247
目	(19) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (285) (286) ……………	249
次	(20) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されていたもの[大分県] (287) ……………	250
	(21) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの[滋賀県] (288) ……………	251
	(22) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの[2 都県] (289) (290) ……………	252
	(23) 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの[厚生労働本省] (291) ……………	253
	(24) 産業医学助成費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの[厚生労働本省] (292) ……………	253
	(25) ふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの[厚生労働本省] (293)–(296) ……………	254
	(26) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省] (297) (298) ……………	256
	そ の 他 ……………	258
	介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[14 都府県、1 市] (299) ……………	258
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	265
	(1) 国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの……………	265
	(2) 緊急人材育成支援事業において、主たる生計者要件の確認及び支給終了者一覧の作成を適切に行うことにより、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除等に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……………	270
	(3) 検疫所等に導入した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムについて、有効利用を図ったり運用の停止を含めた検討を行ったりするよう是正改善の処置を求めたもの ……………	275
	(4) 生活保護事業の実施において、保護費に係る返還金等の額の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに保護費の返還及び徴収の決定を適切に行うことにより生活保護費等負担金の精算が適正なものとなるよう改善の処置を要求したもの ……………	278
	(5) 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業における契約形態を、事業の性質に鑑み、原則として概算契約とするための必要な措置を講ずるよう改善の処置を要求し、概算契約の精算時に支払額の確認を適切に実施することを都道府県に対して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの……………	285

(6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの	290	目 次
(7) 医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国民健康保険組合において、組合員が診療所等の休止又は廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事の状態を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うなどするよう意見を表示したもの	290	
(8) 緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの	294	
(9) 第三者行為災害に係る支給停止の制度について、労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給との重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したもの	308	
(10) 国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等について、適切な規模を把握した上で、その有効活用を図るよう意見を表示したもの	312	
(11) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	317	
(12) 生活保護事業における医療扶助の実施において、長期入院患者の実態を適切に把握し、入院の必要がない長期入院患者の退院に向けた指導及び援助を行うことにより医療扶助の適正な実施を図り、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの	321	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	326	
(1) 介護給付費負担金について、介護保険事業状況報告を用いるなどして審査及び確認を実施することにより、負担金が適正に算定されるよう改善させたもの	326	
(2) 労働市場センター業務室から通知等される雇用保険に係る要調査対象受給資格者等の検出情報のうち、未活用となっている検出情報を十分に活用する体制を整備することにより、失業等給付金の支給の適正化を図るよう改善させたもの	329	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	333	
介護保険における財政安定化基金の基金規模について	333	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	334	
労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務について	334	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	335	
(1) 概算払により交付した補助金等の国庫返納等について	335	
(2) 年金記録相談等において判明した年金記録の基礎年金番号への統合の処理について	336	
(3) 特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について	337	
(4) 地域介護・福祉空間整備推進交付金及び地域介護・福祉空間整備交付金による夜間対応型訪問介護の実施状況について	337	

	(5) 柔道整復師の施術に係る療養費の支給について	338
	(6) 労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しについて	339
目	(7) 労災特別介護援護事業から生じた資産の取扱い等について	340
	(8) 全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について	340
次	(9) 生活保護の実施における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について	341
	(10) 生活保護における被保護世帯の資産の活用について	342
	第9 農林水産省	344
	不 当 事 項	344
	物 件	344
	森林レクリエーション事業のため国有林野の使用を許可する場合の許可使用料の算定を誤ったため、許可使用料が低額となっていたもの[関東森林管理局福島森林管理署]	
	(300)	344
	役務・補助金	346
	委託事業及び補助事業において、従事者が従事したとしている日数が事業開始から終了までの日数を超過するなどしていたのに、従事実績の確認を行わずに人件費の精算等を行っていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの[農林水産本省] (301)	346
	補 助 金	348
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	348
	(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	351
	水土里情報利活用促進事業の事業費を過大に精算していたもの[2農政局]	
	(302)-(304)	351
	国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の事業費を過大に精算していたもの[中国四国農政局] (305)	352
	県営ため池等整備事業等において、事務費及び工事雑費に計上すべき端末機器等の賃借料を測量及び試験費に計上していたため、事業費が過大に精算されていたもの[中国四国農政局] (306)	353
	仮設型直売システム普及事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (307)	354
	優良農地確保支援対策等事業の事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (308)	355
	動物用医薬品の承認申請資料作成のためのガイドライン作成事業等の事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (301)	355
	水産物産地販売力強化事業(産地販売力育成事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの[水産庁] (309)	356
	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの[農林水産本省] (310)	356

(2) 補助の対象とならないなどのもの	357	
「農」の雇用事業による農業法人に対する助成が補助の対象とならないもの[農 林水産本省] (311) (312)	357	目
農業・食品産業強化対策推進交付金事業の一部が補助の対象とならないもの [九州農政局] (313)	358	次
産地づくり事業等の一部が補助の対象とならないもの[近畿農政局] (314)	359	
水産物流通構造改革事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を 含めるなどしていたもの[水産庁] (315)	359	
新規就農定着促進事業により整備した施設に係る事業費の支払が補助事業期間 内に行われておらず補助の対象とならないもの[近畿農政局] (316)	360	
美しいふるさと・国づくり推進事業等の補助対象事業費に、補助の対象となら ない経費を含めていたもの[農林水産本省] (317)	361	
(3) 補助金を過大に受給するなどしていたもの	361	
仕入税額控除した消費税額に係る交付金を返還していなかったもの[九州農政 局] (318)-(322)	361	
仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないなどしていたもの [農林水産本省] (323) (324)	363	
(4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	364	
中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付され るなどしていたもの[中国四国農政局] (325)-(329)	364	
森林整備事業の補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切で なかったもの[林野庁] (330)	365	
(5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの	366	
省エネ推進協業体活動支援事業等の実施に当たり、漁業者グループに対する経 費の助成等が適切に実施されていないなどしていたもの[水産庁] (331) (332)	366	
(6) 補助事業に係る国の事務が適正でなかったもの	369	
地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の実施に当たり、地方農政局が事業 実施の前提となる整備計画を承認しないまま国庫補助金を交付していて、補助 事業に係る国の事務が適正を欠いていたもの[北陸農政局] (333)	369	
(7) 工事の設計が適切でなかったもの	370	
護岸工の設計が適切でなかったもの[林野庁] (334)	370	
(8) 補助の目的を達していなかったもの	372	
家畜飼養管理施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったもの [近畿農政局] (335)	372	
(9) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助対象事業費を過大に精算していた もの	372	
食農連携促進施設整備事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかった り、補助対象事業費を過大に精算していたりしていたもの[中国四国農政局] (336)	372	

(10) 補助の目的外に使用していたもの	373
新農業構造改善前期対策事業により整備した施設の一部を補助の目的外に使用 していたもの[東海農政局] (337)	373
(11) 事業の一部を実施していなかったもの	374
鳥獣害防止総合支援事業等の一部が実施されていなかったもの[中国四国農政 局] (338)	374
(12) 補助の対象とならないもの及び補助の目的を達していなかったもの	375
面的集積強化促進事業において、農用地の面的集積が行われておらず、事業の 一部が補助の対象とならなかったり、補助の目的を達していなかったりしてい たもの[九州農政局] (339)	375
意見を表示し又は処置を要求した事項	375
(1) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を適切なものとするため、 農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施させるなどするよう意見を表示したも の	375
(2) 東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改 良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業 に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源 確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの	382
(3) 食農連携事業による新商品の開発等について、課題提案書等の審査を充実させる ことなどにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの	391
(4) 都道府県等の事業主体が締結する造林事業に係る請負契約等について、同一の市 町村管内を施行地とする造林事業で競争入札により契約を締結している事業主体 がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るた め、原則として競争入札により契約を締結することなどを都道府県等に指導する よう改善の処置を要求したもの	396
(5) 就農支援資金貸付事業の実施に当たり、青年農業者等育成センターが保有する事 業資金の適切な規模について算定基準等を示すとともに、適切な規模を超えるも のについて、貸付金相当額の繰上償還を求めることなどにより、財政資金の有効 活用を図るよう改善の処置を要求したもの	403
(6) 牛を対象とする家畜共済事業について、農業共済組合連合会等に具体的な評価資 料の作成方法を示すなどして、農業共済組合等が共済金の算定の基となる牛の価 額を適切に評価できるようにすることにより、共済金の算定をより適切に行うよ う改善の処置を要求したもの	409
(7) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させてい る運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求し たもの	416

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	416	
(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の実施に当たり、管理主体の職員の業務従事実績に係る証拠書類の整備方法を明確にすることなどにより補助対象事業費の算定が適切に行われるよう改善させたもの	416	目次
(2) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たり、具体的な仕様書を基にして予定価格を適正に算定するようマニュアルを改正することなどにより、契約事務を適切に行うよう改善させたもの	420	
(3) 業務用の車両に設置するカーナビについて、テレビ受信機能の必要性を十分検討して経済的な購入を行うこととするとともに、購入済みのカーナビに係る日本放送協会との受信契約を業務上の必要性に応じて適切に見直すよう改善させたもの	424	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	427	
(1) 海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について	427	
(2) 国有財産の登記について	427	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	428	
(1) 非常勤職員が委託事業に従事する場合における委託費の支払について	428	
(2) 国営土地改良事業所等におけるパーソナルコンピュータの使用期間等について	429	
(3) 特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について	429	
(4) 森林整備事業における林道整備の費用対効果分析について	430	
(5) 林業就業促進資金貸付事業における資金の有効活用について	431	
(6) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等に造成された基金が保有する資金の有効活用について	431	
(7) 農地保有合理化法人機能強化事業の運営について	432	
(8) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金の有効活用について	433	
第10 経 済 産 業 省	434	
不 当 事 項	434	
役 務	434	
業務委託契約において、実績を大幅に上回る単価に基づき人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔2 経済産業局〕(340) (341)	434	
石油精製物質の有害性に関する試験及び報告書の作成業務に関する調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔経済産業本省〕(342)	436	
補 助 金	437	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	437	
(1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	439	
免税事業者等の人件費等について消費税相当額を含めて算定していたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔資源エネルギー庁〕(343)	439	
支払の事実がない経費を含めるなどして補助対象事業費を過大に精算していたもの〔中部経済産業局〕(344)	439	

	職員に支給していない報酬を作業費として含めるなどして補助対象事業費を過 大に精算していたもの[四国経済産業局](345) ……………	440
目	補助事業に使用しなかった物品の購入費を含めていて補助対象事業費を過大に 精算していたもの[中国経済産業局](346) ……………	440
次	補助金の受領後に実質的な値引きを受けていたため、補助対象事業費を過大に 精算するなどしていたもの[近畿経済産業局](347) ……………	441
	(2) 不適正な経理処理を行うことにより補助金を受給していたもの ……………	442
	虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行うことにより補助 金を受給していたもの[経済産業本省](348) ……………	442
	(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……………	442
	損失補償先の重大な過失に起因する損失についても損失補償を行っていたた め、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの[中小企業庁] (349) ……………	442
	(4) 工事の設計が適切でなかったもの ……………	443
	擁壁の設計が適切でなかったもの[九州経済産業局](350) ……………	443
	(5) 補助の目的を達していなかったもの ……………	445
	対日貿易円滑化事業で作成したパンフレットが補助の目的を達していなかった もの[経済産業本省](351) ……………	445
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	445
	(1) 中小企業再生支援協議会事業において、謝金支払額に係る消費税額が重複して計 上されていたため過大に交付された委託費の返還を求めるなどの措置を速やかに 講ずるとともに、謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認を適切に行う ことなどにより委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是 正改善の処置を求めたもの ……………	445
	(2) 特許料等の納付について、特許印紙による納付から口座振替による納付への積極 的な誘導施策を検討することなどにより、特許印紙売りさばき手数料の負担の軽 減を図るよう意見を表示したもの ……………	449
	(3) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規 模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の 規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策 を検討するよう意見を表示したもの ……………	452
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	462
	多数の郵便物の郵送を伴う環境対応車普及促進事業等の実施に当たり、割引制度を適 切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの ……………	462
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……………	465
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資 特別会計からの出資金の規模等について ……………	465

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	465	
(1) エネルギー使用合理化事業者支援補助金の交付について	465	
(2) 独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金について	466	目
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	467	次
(1) 国際博覧会事業の実施及び経理について	467	
(2) 中小企業者に適用される租税特別措置について	468	
(3) 中小企業者に対する法人税率の特例について	468	
(4) 地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金(研究開発環境支援事業)で購入した試験研究機器等の活用について	468	
(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第 2 種信用基金の規模等について	469	
(6) 制度改革促進基金造成事業により造成された制度改革促進基金の効果的な活用について	469	
(7) 危機対応業務の損害担保付貸付けについて	470	
(8) 都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金の有効活用等について	471	
第11 国土交通省	472	
不当事項	472	
予算経理	472	
委託工事の実施に当たり、契約の履行の確認を適切に行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成するなど、不適正な会計経理を行って委託工事費を支払っていたもの[関東地方整備局](352)	472	
工事	474	
浮棧橋の係留杭の設置工事の実施に当たり、適切な設計変更の措置を執っておらず、設計が適切でなかったため、工事の目的を達していなかったもの[第五管区海上保安本部](353)	474	
補助金	476	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	476	
(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	479	
公的賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの[3 県](354)–(356)	479	
交付限度額の算定が適切でなかったため、交付金が過大になっていたもの[2 道県](357)(358)	480	
委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの[国土交通本省](359)	483	
補助の対象となる事務費の算定に当たり、控除すべき委託事務費を含めていたため、補助金が過大に交付されていたもの[石川県](360)	483	
建物の購入費の算定が適切でなかったもの[島根県](361)	485	
国庫補助対象事業費の算定が適切でなかったもの[国土交通本省、中国運輸局](362)	485	

(2) 工事の設計が適切でなかったもの	486
落橋防止システムの設計が適切でなかったもの〔大阪府〕(363)	486
擁壁の設計が適切でなかったもの〔静岡県〕(364)	488
集会所の設計が適切でなかったもの〔青森県〕(365)	490
歩道の舗装の設計が適切でなかったもの〔福岡県〕(366)	492
取付擁壁の設計が適切でなかったもの〔兵庫県〕(367)	493
沈砂池の斜路の設計が適切でなかったもの〔北海道〕(368)	495
防舷材の設計が適切でなかったもの〔中国地方整備局〕(369)	496
(3) 工事の施工が設計と相違していたもの	497
橋台の施工が設計と相違していたもの〔栃木県〕(370)	497
公営住宅の施工が設計と相違していたもの〔茨城県〕(371)	499
モルタル吹付工の施工が設計と相違していたもの〔岡山県〕(372)	500
(4) 補償費の算定が適切でなかったもの	501
配水設備の移設に要する損失の補償費に、実質的に負担しないこととなる消費	
税相当額を加算していたもの〔近畿地方整備局〕(373)	501
共同住宅等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔福岡県〕(374)	502
(5) 不適正な経理処理を行っていたもの	503
虚偽の契約書等を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を	
行って補助金の交付を受けていたもの〔沖縄県〕(375)	503
(6) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの	504
下水道用地を承認を受けずに有償で譲渡したり、貸し付けたりするなどし、譲	
渡額、貸付料等に係る国庫納付を行っていなかったもの〔東京都〕(376)	504
(7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの	505
橋台の基礎杭の設計及び施工が適切でなかったもの〔広島県〕(377)	505
(8) 補助の対象とならないもの	507
補助の対象とならない設備の新設等に要した費用について補助金が交付されて	
いたもの〔国土交通本省〕(378)	507
(9) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	507
委託工事に交付の対象とならない費用を含めていたり、委託工事に係る消費税	
相当額の算定が適切でなかったりしていたもの〔福岡県〕(379)	507
不正行為	508
職員の不正行為による損害が生じたもの〔北海道開発局石狩川開発建設部〕(380)	508
意見を表示し又は処置を要求した事項	509
(1) 鉄道事業者に委託する工事の実施に当たり、管理費の根拠資料を鉄道事業者から	
提出させることなどにより、委託工事費の精算等を適切に行うよう是正改善の処	
置を求めたもの	509

(2) 道路整備事業に伴う建物等の移転補償費の算定に当たり、キュービクル式の変電設備を機械設備として取り扱うことを明確にするなどして、その算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの	515	目 次
(3) 高齢者向け優良賃貸住宅について、整備及び管理を適切に実施することにより、高齢者に有効に活用されるよう意見を表示し、並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	518	
(4) 自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策における監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に行うよう是正改善の処置を求め、並びに各担当部門間で車検切れ車についての情報を共有したり、車検対象車も無保険車対策の対象としたりすることなどにより同対策が効果的なものとなるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの	527	
(5) 移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの	533	
(6) 港湾整備事業により整備する岸壁が有効に利活用されるよう意見を表示したもの	542	
(7) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したものの	548	
(8) 鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの	555	
(9) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの	563	
(10) 土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の結果をより早期に活用できるよう改善の処置を要求したもの	566	
(11) 耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの	572	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	578	
滑走路等の舗装工事の実施に当たり、航空機が安全かつ効率的に離着陸や走行を行えるようにするため、舗装の設計及び施工管理の方法を明確にすることにより、横断勾配を航空法施行規則で定める規格に適合した適切なものとするよう改善させたもの	578	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	582	
(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について	582	
(2) 街路事業における用地の再取得に係る補助対象事業費の算定について	583	

(3) 道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について	583
(4) トンネル工事における送風機の運転方法の選定について	584
(5) 港湾工事において使用する起重機船等の艀装費の積算について	585
(6) 航空気象観測所における業務委託費の積算について	585
(7) 補助事業で取得した下水道用地の利用状況等について	586
(8) 道路整備事業の実施に伴う代替地用地の取得、管理及び処分について	587
(9) 東京国際空港における保安料の徴収について	587
(10) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について	588
(11) ダム建設事業における費用対効果分析について	589
(12) 府省共通業務・システムである公共事業支援システムの最適化計画の実施状況等について	589
(13) 社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について	590
(14) 国が実施する道路整備事業における費用便益分析について	591
(15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金について	591
(16) 特別会計への一般会計からの繰入れの抑制について	592
第12 環 境 省	593
不 当 事 項	593
補 助 金	593
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	593
(1) 補助金を過大に受給していたもの	594
補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの[環境本省] (381) (382)	594
(2) 事業を実施していなかったもの	595
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象としていた廃棄物処理施設における温暖化対策事業を実施していなかったもの[環境本省] (383)	595
(3) 補助の対象とならないもの	595
交付の対象とならないトラックの購入費について交付金が交付されていたもの[環境本省] (384)	595
(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	596
事業主体が子会社から調達した場合に補助対象事業費から控除すべき当該子会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの[環境本省] (385)	596
意見を表示し又は処置を要求した事項	597
(1) 循環型社会形成推進交付金等による施設整備について、交付要領において予備品等が交付対象とならないことを明確にするなどして、交付金等の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	597
(2) 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施に当たり、排出抑制等のための目標量を設定させるなどして、事業を効率的、効果的に実施するよう意見を表示したもの	600

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	605	
(1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格について	605	目
(2) 地方環境事務所等における物品の管理等について	606	次
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	607	
国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について	607	
第 13 防 衛 省	608	
不 当 事 項	608	
物 件	608	
給食業務実施要領書等の調達に当たり、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、受領検査が適切でなかったため契約金額の全額を支払っていたもの[海上自衛隊艦船補給処] (386)	608	
不正行為	609	
職員の不正行為による損害が生じたもの[海上自衛隊第 24 航空隊小松島航空基地隊] (387)	609	
意見を表示し又は処置を要求した事項	610	
(1) 自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出を適時適切に行うなどして診療報酬を適切に算定するとともに、労災算定基準に基づいて労災診療費を適切に算定するよう是正改善の処置を求めたもの	610	
(2) 給食事務を支援するためのソフトウェアを利用して、海上自衛隊における給食事務の一層の効率化を図るため、同ソフトウェアの利用状況の把握に努め、速やかに給食機関等に対して操作教育等を実施するよう是正改善の処置を求めたもの	614	
(3) 訓練用の 12.7mm 普通弾及び 12.7mm 使い光弾を使用した射撃訓練をより円滑に実施することなどについて検討することにより、航空自衛隊において長期にわたり保有されたままとなっているこれらの弾薬の有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの	617	
(4) 防衛装備品の部品等の一般輸入調達に当たり、品代に取次手数料が含まれていることを踏まえ、商社等と外国製造会社等との取引の実態を把握して取次手数料の取扱いを定めることなどにより、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示したもの	620	
(5) 駐留軍等労働者に対する給与の振込先を原則として一つの口座とすることにより、口座振込みに係る委託費の節減を図るよう改善の処置を要求したもの	629	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	632	
(1) りん議決裁システムを利用して起案する文書の対象を具体的に規定したり、積極的なシステム利用を促したりなどすることによりシステムの有効な利用が図られるよう改善させたもの	632	

	(2) 学士の学位授与に係る学位審査手数料について、国費負担をしないことにより、経費の節減を図るよう改善させたもの	635
目	(3) 補給処に長期間にわたり保管されたままとなっている装備品について、補給の指示を行って部隊等に補給させるとともに、補給の指示が適時適切に行われているか確認するための体制を整備して、装備品を速やかに部隊等に補給して有効に使用させるよう改善させたもの	637
次	(4) 多連装ロケットシステムの演習弾の調達に当たって、再利用可能なコンテナの予備数の算定を見直すことにより、必要と認められる予備数を超えて保有しているコンテナを製造会社に官給して効率的に活用するよう改善させたもの	639
	(5) 借地上に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善させたもの	642
	平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	644
	有料道路損失補償額の支払について	644
	平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	645
	(1) 情報システムの維持整備に関する請負契約の予定価格の積算について	645
	(2) 廃止された自動車教習所における跡地の利用状況について	645
第 2 節	団体別の検査結果	647
第 1	日本私立学校振興・共済事業団	647
	不 当 事 項	647
	補 助 金	647
	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの〔日本私立学校振興・共済事業団〕(388)～(393)	647
第 2	日本中央競馬会	651
	意見を表示し又は処置を要求した事項	651
	場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの	651
第 3	東京地下鉄株式会社、第 4 北海道旅客鉄道株式会社、第 5 四国旅客鉄道株式会社、第 6 九州旅客鉄道株式会社	659
	意見を表示し又は処置を要求した事項	659
	(1)～(4) 鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるよう改善の処置を要求し、及び整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう意見を表示したもの	659
第 7	東日本高速道路株式会社、第 8 中日本高速道路株式会社、第 9 西日本高速道路株式会社、第 10 本州四国連絡高速道路株式会社、第 11 首都高速道路株式会社、第 12 阪神高速道路株式会社	669
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	669

(1)-(6) トンネル照明設備について、自動車から排出されるばい煙等が大幅に減少したことに伴いトンネル内の視環境が改善されていることなどを踏まえて、その状況に応じて適時適切な管理運用を行うことにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの	669	目
(第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社)	675	次
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	675	
(1)(2) 用地関係業務における業務費の積算について、業務の委託先である子会社において発生している費用を反映した適切なものとするよう改善させたもの	675	
第13 日本郵政株式会社	679	
不 当 事 項	679	
予 算 経 理	679	
役務の調達等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成して契約を締結するなど不適正な契約事務処理を行っていたもの[日本郵政株式会社宿泊事業部] (394)	679	
第14 全国健康保険協会	682	
不 当 事 項	682	
予 算 経 理	682	
生活習慣病予防健診申込データ入力業務に係る委託契約の締結に当たり、会計規程等に違背して、本来行うべき契約手続を行わなかったため、契約書に基づいた違約金の請求をすることができなかったもの[全国健康保険協会本部] (395)	682	
第15 日本年金機構	684	
不 当 事 項	684	
役 務	684	
厚生年金加入記録のお知らせを送付対象者ではない者に対して送付していたため、送付件数が過大となっていたもの[日本年金機構本部] (396)	684	
年金相談センター運営業務委託において、委託費の対象とはならない研修に係る経費を委託費の対象経費として支払っていたもの[日本年金機構本部] (397)	686	
意見を表示し又は処置を要求した事項	687	
(1) 年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したもの	687	
(2) 委託して行う国民年金保険料収納業務について、受託事業者による直接的な納付督促の成果に基づいて、より適正な事業の進捗管理を行うなど、抜本的な業務の見直しを行うよう意見を表示したもの	694	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	701	
(1) 年金記録相談等において判明した年金記録の基礎年金番号への統合の処理について	701	
(2) 全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について	701	

第16	独立行政法人情報通信研究機構	702
	不 当 事 項	702
目	役 務	702
次	光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理等に係る業務委託において、実際とは異なる従事時間数に基づいて契約代金を算定していたため、契約代金が過大に支払われていたもの[独立行政法人情報通信研究機構本部] (398)	702
第17	独立行政法人日本貿易保険	704
	意見を表示し又は処置を要求した事項	704
	貿易一般保険の保険金の査定に当たり、確実に物流を確認できる書類を徴取して保険対象である取引の存在を確認することをマニュアルに明記することなどにより、的確な査定を行うための体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの	704
第18	独立行政法人産業技術総合研究所	707
	意見を表示し又は処置を要求した事項	707
	利用状況が著しく低い研究拠点等の土地及び建物の国庫納付に向けて、速やかに当該研究拠点等の集約化を図ったり、集約化に向けた具体的な計画を早急に策定したりなどするよう改善の処置を要求したもの	707
第19	独立行政法人造幣局	712
	意見を表示し又は処置を要求した事項	712
	国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの	712
第20	独立行政法人国立印刷局	717
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	717
	原材料運搬契約等の予定価格の積算について、実際の延べ作業時間を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの	717
第21	独立行政法人農畜産業振興機構	720
	不 当 事 項	720
	補 助 金	720
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	720
	(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	721
	肉骨粉適正処分対策事業補助金が過大に交付されていたもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (399)	721
	(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	722
	酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の実施に当たり、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの[独立行政法人農畜産業振興機構本部] (400)	722
	意見を表示し又は処置を要求した事項	723
	公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	723

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	729	
農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等 に造成された基金が保有する資金の有効活用について	729	目次
第22 独立行政法人国際協力機構	730	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	730	
草の根技術協力事業で実施する委託契約において、消費税の課税事業者であることの 確認を適切に行うことにより、委託費の算定等を適正なものとするよう改善させたも の	730	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	732	
政府開発援助の効果の発現について	732	
第23 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	733	
不 当 事 項	733	
役 務	733	
地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費 の計上が適正を欠いたため、負担額の支払が過大となっていたもの[独立行政法人新 エネルギー・産業技術総合開発機構本部] (401)	733	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	734	
実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産について、共同研究事業等の 終了後における有償譲渡の価額を適切なものとするよう改善させたもの	734	
第24 独立行政法人科学技術振興機構	738	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	738	
単独で保有する外国特許権の特許料の代行納付について	738	
第25 独立行政法人日本学術振興会	739	
不 当 事 項	739	
補 助 金	739	
科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[独立行政法人日本学術振興会] (402)-(406)	739	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	741	
海外センターの運営者等に対して支給される住居手当相当額が現地における実際の家 賃の支払額を上回ることがないよう取扱要領等を改正するなどして滞在旅費の支給が 適切なものとなるよう改善させたもの	741	
第26 独立行政法人理化学研究所	744	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	744	
任期制職員のうち事業所の所長等に係る年俸の決定の取扱いを給与の支給基準に明示 し、これを文部科学大臣に届け出るとともに公表して、年俸の決定過程の透明性を確 保するよう改善させたもの	744	

	第27 独立行政法人宇宙航空研究開発機構	747
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	747
目	宇宙開発に関する理解促進活動を世界的に著名な有識者に委託する契約について、予	
	定価格の算定及び成果の確認に係る妥当性の検証を確実に行うことができるようにす	
次	ることにより、契約の透明性を確保するよう改善させたもの	747
	第28 独立行政法人雇用・能力開発機構	750
	意見を表示し又は処置を要求した事項	750
	雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所につい	
	て、雇用促進住宅の施設を有効活用することなどにより、その設置に係る費用の低減	
	を図るよう是正改善の処置を求めたもの	750
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	755
	中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されて	
	いる精算収益化額に相当する額の資金について、機構が解散する際に国に承継される	
	よう改善させたもの	755
	第29 独立行政法人労働者健康福祉機構	758
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	758
	(1) 勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師の給与について、兼職に従事した時	
	間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与	
	の支給を受けさせない取扱いとすることにより、給与の支給が適切なものとなる	
	よう改善させたもの	758
	(2) 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保さ	
	れている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなる	
	よう改善させたもの	760
	第30 独立行政法人国立病院機構	763
	不 当 事 項	763
	医 療 費	763
	独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額	
	に過不足があったもの[独立行政法人国立病院機構7病院](407)–(413)	763
	意見を表示し又は処置を要求した事項	766
	独立行政法人国立病院機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事	
	務処理体制の整備を十分に図るよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの	766
	第31 独立行政法人海洋研究開発機構	774
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	774
	中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されて	
	いる資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの	774
	第32 独立行政法人中小企業基盤整備機構	778
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	778

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの	778	目
第33 独立行政法人都市再生機構	781	
不 当 事 項	781	次
役 務	781	
顧客情報等総合管理システムの管理運営に係る業務委託契約において、実施する必要がなくなった業務に係る契約の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの[独立行政法人都市再生機構募集販売本部] (414)	781	
個人向宅地募集等の業務に係る予定価格の積算に当たり、月額単価の適用や所要人数の算定を誤っていたため、委託費の支払額が割高となっていたもの[独立行政法人都市再生機構募集販売本部] (415)	782	
意見を表示し又は処置を要求した事項	784	
(1) 賃貸住宅団地内の敷地の貸与に当たり、固定資産税等の非課税申告や減免申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたりなどして、賃貸住宅団地内の敷地の貸与を適切かつ経済的に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	784	
(2) 償却資産の把握に係る事務について、統一的な事務処理体制を整備して適切かつ効率的に行うよう是正改善の処置を求めたもの	788	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	793	
賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について	793	
第34 独立行政法人日本原子力研究開発機構	795	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	795	
次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの	795	
第35 独立行政法人住宅金融支援機構	799	
不 当 事 項	799	
貸 付 金	799	
バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けに当たり、貸付条件に適合していない事実を把握するなどしていたのに、借入申込みを不承認とするなどの措置を講ずることなく貸し付けていたもの[独立行政法人住宅金融支援機構本店、近畿支店] (416)-(421)	799	
意見を表示し又は処置を要求した事項	801	
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの	801	
平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	801	
賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について	801	

第36 独立行政法人国立がん研究センター、第37 独立行政法人国立循環器病研究センター、第38 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、第39 独立行政法人国立国際医療研究センター、第40 独立行政法人国立成育医療研究センター、	
第41 独立行政法人国立長寿医療研究センター	803
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	803
(1)-(6) 承継した建物及び器械備品の資産計上に当たり、建物の減価償却及び器械備品の価額の算定を適切に行い、財務諸表にこれらを反映させるとともに、資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう改善させたもの	803
第42 国立大学法人北海道大学、第43 国立大学法人埼玉大学、第44 国立大学法人東京大学、第45 国立大学法人東京医科歯科大学、第46 国立大学法人東京外国語大学、第47 国立大学法人一橋大学、第48 国立大学法人福井大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人静岡大学、第51 国立大学法人名古屋大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人大阪大学、第54 国立大学法人高知大学、第55 国立大学法人九州大学、第56 国立大学法人鹿児島大学	808
意見を表示し又は処置を要求した事項	808
(1)-(15) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	808
(第44 国立大学法人東京大学)、第57 国立大学法人新潟大学、第58 国立大学法人香川大学	816
不当事項	816
予算経理	816
教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの[国立大学法人東京大学、国立大学法人新潟大学、国立大学法人香川大学](422)-(424)	816
第59 国立大学法人東北大学、第60 国立大学法人東京学芸大学、第61 国立大学法人東京芸術大学、第62 国立大学法人琉球大学	818
平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	818
(1)-(4) 保有している土地・建物の処分及び有効活用について	818
第63 日本放送協会	819
平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	819
事業所との受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約について	819
(第11 首都高速道路株式会社)	820
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	820
照明柱に添架する工事用PR看板の取付工費及び撤去工費の積算を現場条件に応じた単価を設定するなどして適切なものとするよう改善させたもの	820

(第12 阪神高速道路株式会社)	824	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	824	
料金收受業務契約の予定価格の積算に当たり、硬貨計数機等の損料等を重複して計上 することのないよう算定方法を改めるなどして備品費等の積算を適切なものとするよ う改善させたもの	824	目次
第64 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	827	
不当事項	827	
役 務	827	
警備業務等に係る委託契約において、深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費を誤っ て算定するなどしていたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの [独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構] (425)	827	
第65 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	830	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	830	
法人向けブロードバンドサービスに使用するためにレンタルしているルータのうち、 レンタル会社において機器費の回収を完了したと想定されるルータを経済的に調達す るよう改善させたもの	830	
第66 東日本電信電話株式会社、第67 西日本電信電話株式会社	833	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	833	
(1)(2) 添架管理業務の実施に当たり、設備貸借管理システムを使用して添架データの管 理を行うことにより、適切に添架料を徴収する体制を整備するよう改善させたも の	833	
(第66 東日本電信電話株式会社)	837	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	837	
委託費の実費精算に当たり、会計経理における統制等の内部統制が有効に機能するた めの体制を整備するなどして、社内規程に基づく支払金額の確認が適切に行われるよ う改善させたもの	837	
(第67 西日本電信電話株式会社)	840	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	840	
光サービス用装置の設置に当たり、同装置を複数の用途で共用するなどして、より少 ない装置数で光サービスを提供できるよう改善させたもの	840	
第68 株式会社かんぼ生命保険	844	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	844	
業務用の車両に設置するカーナビについて、業務上の必要性を十分に検討してテレビ 受信機能の可否を決定することなどにより、カーナビに係る日本放送協会との受信契 約を適切なものとするよう改善させたもの	844	
第69 財団法人塩事業センター	847	
平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	847	
塩の備蓄量及び投資有価証券等の保有状況について	847	

	第3節	不当事項に係る是正措置等の検査の結果	848
	第1	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	848
目	第2	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について	854
次	第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	859
	第1節	国会及び内閣に対する報告	859
	第1	都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について	861
	第2	航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について	872
	第3	国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について	883
	第4	独立行政法人における運営費交付金の状況について	894
	第5	消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について	905
	第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	914
		在外公館に係る会計経理について	915
	第3節	国会からの検査要請事項に関する検査状況	926
		牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について	926
	第4節	特定検査対象に関する検査状況	928
	第1	PFI事業の実施状況について	928
	第2	子ども・子育て支援対策における国の財政支援制度の実施状況について	938
	第3	株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に伴い預金保険機構が取得した資産等の処分及び回収状況並びに金融再生勘定の財務状況について	952
	第4	義務教育費国庫負担金の検査の状況について	972
	第5	株式会社日本政策投資銀行による株式会社日本航空に対する貸付け等の状況について	986
	第6	独立行政法人が実施している融資等業務の状況について	1000
	第5節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1022
	第6節	特別会計財務書類の検査	1029
	第5章	会計事務職員に対する検定	1035
	第1節	国の現金出納職員に対する検定	1035
	第2節	国の物品管理職員に対する検定	1035
	第3節	政府関係機関の現金出納職員に対する検定	1036
	第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	1037
	第1節	国の財政等の概況	1037
	第1	国の会計	1037
	1	概況	1037

2	一般会計	1037	
3	特別会計	1038	
4	一般会計及び特別会計の債務	1040	目
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1041	次
1	資産、負債及び純資産の状況	1041	
2	損益の状況	1042	
3	国からの補助金等及び政府出資額の状況	1042	
第3	財政投融资	1043	
1	財政投融资の概要	1043	
2	財政投融资の原資	1043	
3	財政投融资計画の実績	1043	
第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	1045	
第1	歳入歳出決算	1045	
1	一般会計	1045	
2	特別会計(目次30ページ参照)	1049	
第2	国税収納金整理資金の受払	1084	
第3	法律により設置されているその他の資金の受払	1085	
1	決算調整資金	1085	
2	貨幣回収準備資金	1085	
第4	債権及び債務	1086	
1	債権	1086	
2	債務	1086	
第5	国庫金、国有財産及び物品	1088	
1	国庫金	1088	
2	国有財産	1088	
3	物品	1089	
第6	財政融資資金の長期運用	1090	
第7	政府関係機関及びその他の団体	1091	
1	概況	1091	
2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算 (目次30, 31ページ参照)	1095	
3	日本放送協会の決算	1148	

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目

次 【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1049
2 登記特別会計	1050
3 地震再保険特別会計	1051
4 国債整理基金特別会計	1052
5 外国為替資金特別会計	1052
6 財政投融资特別会計	1053
7 エネルギー対策特別会計	1056
8 労働保険特別会計	1057
9 年金特別会計	1059
10 食料安定供給特別会計	1063
11 農業共済再保険特別会計	1068
12 森林保険特別会計	1072
13 国有林野事業特別会計	1073
14 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	1073
15 貿易再保険特別会計	1076
16 特許特別会計	1077
17 社会資本整備事業特別会計	1078
18 自動車安全特別会計	1081

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1095
2 株式会社日本政策金融公庫	1096
3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1104

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	1106
2 日本銀行	1110
3 日本中央競馬会	1111
4 預金保険機構	1113
5 東京地下鉄株式会社	1122
6 東日本高速道路株式会社	1123

ページ

7 中日本高速道路株式会社	1123
8 西日本高速道路株式会社	1123
9 本州四国連絡高速道路株式会社	1126
10 日本郵政株式会社	1127
11 全国健康保険協会	1128
12 日本年金機構	1130

[独立行政法人]

情報通信研究機構	1132
日本貿易保険	1133
産業技術総合研究所	1133
造幣局	1133
国立印刷局	1133
農畜産業振興機構	1133
国際協力機構	1135
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1135
日本学術振興会	1137
理化学研究所	1137
宇宙航空研究開発機構	1137
雇用・能力開発機構	1138
労働者健康福祉機構	1138
国立病院機構	1138
海洋研究開発機構	1139
中小企業基盤整備機構	1139
都市再生機構	1140
日本原子力研究開発機構	1141
住宅金融支援機構	1142
国立がん研究センター	1143
国立循環器病研究センター	1143
国立精神・神経医療研究センター	1143
国立国際医療研究センター	1143
国立成育医療研究センター	1143
国立長寿医療研究センター	1143

(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。

[国立大学法人]

北海道大学	1145
埼玉大学	1145
東京大学	1145
東京医科歯科大学	1145
東京外国語大学	1145
一橋大学	1146
新潟大学	1146
福井大学	1146
信州大学	1146
静岡大学	1146
名古屋大学	1146
京都大学	1147
大阪大学	1147
香川大学	1147
高知大学	1147
九州大学	1147
鹿児島大学	1147

(注) 団体名中「国立大学法人」は記載を省略した。

備考

この決算検査報告中表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成23年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成23年次会計検査の基本方針

(平成22年9月3日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。そして、行政等にはこうした課題への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、平成22年度末には約637兆円に達すると見込まれており、22年度予算における公債依存度は48%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は22%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府においては、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の的確な把握及び開示による執行状況の透明性の確保などの取組がなされている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付の早期化に努めてきており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向などを踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 教育及び科学技術
- (ウ) 公共事業
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 環境保全
- (キ) 情報通信 (IT)
- (ク) 経済協力
- (ケ) 中小企業

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図る。

なお、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

(カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性及び合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。

さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの的確な検査に努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成23年次の検査(検査実施期間 22年10月から23年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等218法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は3,825の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は15法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は207法人の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成22年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が23年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、22年度分の計算書14万1千余冊及びその証拠書類4495万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。)による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる32,788か所のうち、2,963か所において実施し、その実施率は9.0%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,286か所についての実施率は41.2%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,710か所についての実施率は15.8%となっており、これらを合わせた計10,996か所についての実施率は25.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左の箇所数(A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実施率(%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,286	1,770	41.2
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,710	1,063	15.8
小計	10,996	2,833	25.7
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	21,792	130	0.5
計	32,788	2,963	9.0

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記3,825の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万2千6百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、23年次の検査において発した質問は9百余事項となっている。

(注) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録により提出されたものを含む。

第2節 検査結果の概要

平成23年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条^(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条^(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条^(注)の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「国会からの検査要請事項に関する検査状況」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けた事項に関して、検査報告に掲記する必要があると認めた検査の状況)
- エ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
- オ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
- カ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のアからエまでの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) <small>注(1)</small>
不 当 事 項	425 件	141 億 4122 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 <small>注(2)</small> 18 件	<17 件分> 32 億 1432 万円 〔 5920 万円 〕 546 億 0463 万円
	第34条及び第36条 <small>注(2)</small> 6 件	<5 件分> 207 億 4221 万円 〔 1318 億 8947 万円 〕 6 億 8396 万円 33 億 1252 万円 1000 億 4162 万円
	第36条 <small>注(2)</small> 52 件	<39 件分> 3573 億 4026 万円 〔 8 億 0801 万円 〕 200 億円 4 億 3089 万円 1357 億 3833 万円 22 億 4129 万円 32 億 4166 万円 244 億 9911 万円 792 億 8700 万円 78 億 8922 万円 60 億 4426 万円 121 億 4231 万円 56 億 2441 万円 26 億 8993 万円 9043 万円 26 億 1023 万円
	小 計	76 件
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	<small>注(2)</small> 54 件	<52 件分> 337 億 9933 万円 〔 4 億 4678 万円 〕 22 億 2551 万円 5 億 0260 万円 1 億 2182 万円 55 億 2981 万円
事 項 計	555 件	<538 件分> 4283 億 8758 万円 <small>注(3)</small>

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 ^{注(1)} (背 景 金 額)
国会及び内閣に対する報告	^{注(4)} 10 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	1 件	—
国会からの検査要請事項に関する検査状況	1 件	—
特定検査対象に関する検査状況	6 件	—
総 計	^{注(5)} 568 件	<538 件分> ^{注(3)} 4283 億 8758 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(4) 「国会及び内閣に対する報告」のうち5件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(5) 件数の合計に当たっては、上記注(4)の重複分(5件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
内閣府 (内閣府本府)	1	1180万円	③④ 1	4億7010万円			2	4億8190万円
同 (警察庁)					1	(4億4678万円)	1	(4億4678万円)
同 (消費者庁)	1	313万円					1	313万円
総務省	20	3億6362万円			1	1億2679万円	21	4億9041万円
法務省	7	3億0903万円			3	1億1780万円	10	4億2683万円
外務省	2	4億3080万円	③④ 1 ③⑥ 2	1795万円 (8億0801万円) (200億円)	1	755万円	6	4億5630万円 (8億0801万円) (200億円)
財務省	6	3億8610万円	注(3) ③⑥ 2	注(3) 650億9926万円	1	(22億2551万円)	注(3) 9	注(3) 654億8536万円 (22億2551万円)
文部科学省	5	2036万円	③④ 1 ③⑥ 1	3442万円 575億8671万円	1	52億7203万円	8	629億1352万円
厚生労働省	257	68億7335万円	③④ 3 注(8) ③④・③⑥ 2 注(3) ③⑥ 7	6億7289万円 191億3433万円 (1318億8947万円) 注(3) 250億7563万円 (4億3089万円) (1357億3833万円)	2	2億6099万円	注(3) 注(8) 271	注(3)、注(7) 512億7234万円 (1318億8947万円) (4億3089万円) (1357億3833万円)
農林水産省	注(4) 40	注(4) 5億5770万円	注(5)、注(8) ③⑥ 7	注(5) 400億3379万円 (22億4129万円)	注(8) 3	57億8579万円 (5億0260万円) (1億2182万円)	注(5) 注(8) 50	注(5) 463億7728万円 (22億4129万円) (5億0260万円) (1億2182万円)
経済産業省	12	4億0710万円	③④ 1 ③⑥ 2	4668万円 657億円 (32億4166万円)	1	3469万円	16	661億8847万円 (32億4166万円)
国土交通省	29	26億1073万円	注(8) ③④ 2 注(8) ③④・③⑥ 3 注(6) ③⑥ 6	2億0431万円 (5920万円) 8億2817万円 (6億8396万円) (33億1252万円) (1000億4162万円) 注(6) 690億8950万円 (244億9911万円) (792億8700万円)	1	4359万円	注(6) 注(8) 41	注(6) 727億7630万円 (5920万円) (6億8396万円) (33億1252万円) (1000億4162万円) (244億9911万円) (792億8700万円)
環境省	5	1億2814万円	③④ 1 注(8) ③⑥ 1	3億9187万円 23億6885万円 (78億8922万円)			注(8) 7	28億8886万円 (78億8922万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		件		件		件	
防衛省	2	1592万円	③④ 3 ③⑥ 2	1億1915万円 1022万円 (60億4426万円)	5	9億1815万円	12	10億6344万円 (60億4426万円)
日本私立学校 振興・共済 事業団	6	1億3060万円					6	1億3060万円
日本中央 競馬会			③④ 1	4億5713万円			1	4億5713万円
東京地下鉄 株式会社			③⑥ 1	(121億4231万円)			1	(121億4231万円)
東日本高速 道路株式会社					1	539万円	1	539万円
中日本高速 道路株式会社					2	2億3946万円	2	2億3946万円
西日本高速 道路株式会社					2	1億8623万円	2	1億8623万円
本州四国 連絡高速道路 株式会社					1	110万円	1	110万円
日本郵政 株式会社	1	10億8331万円					1	10億8331万円
全国健康 保険協会	1	513万円					1	513万円
日本年金機構	2	1016万円	③④・③⑥ 1 ③⑥ 1	7億7971万円 (56億2441万円)			4	注(7) 7億8390万円 (56億2441万円)
独立行政法人 情報通信研 究機構	1	1295万円					1	1295万円
独立行政法人 日本貿易保険			③④ 1	9126万円			1	9126万円
独立行政法人 産業技術 総合研究所			③⑥ 1	42億2209万円			1	42億2209万円
独立行政法人 造幣局			③⑥ 1	21億2400万円			1	21億2400万円
独立行政法人 国立印刷局					1	710万円	1	710万円
独立行政法人 農畜産業 振興機構	2	1984万円	注(5) ③⑥ 1	注(5) 82億8413万円			注(5) 3	注(5) 83億0397万円
独立行政法人 国際協力機構					1	1101万円	1	1101万円
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構	1	2604万円			1	2億7306万円	2	2億9910万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計
		注(1)、注(2)		注(2)		
	件	件	件	件	件	件
独立行政法人 日 本 学 術 会 振 興 会	5 793万円			1 2963万円	6 3756万円	
独立行政法人 理化学研究所				注(8) 1 4億5952万円 (55億2981万円)	注(8) 1 4億5952万円 (55億2981万円)	
独立行政法人 宇宙航空研究 開 発 機 構				1 3805万円	1 3805万円	
独立行政法人 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構		㊸ 1 6億7013万円		1 1億7694万円	2 8億4707万円	
独立行政法人 労働者健康 福 祉 機 構				2 18億0562万円	2 18億0562万円	
独立行政法人 国立病院機構	7 1億1311万円	㊸ 1 1億2742万円			8 1億4159万円	注(7)
独立行政法人 海 洋 研 究 開 発 機 構				1 18億3827万円	1 18億3827万円	
独立行政法人 中小企業基盤 整 備 機 構				1 8307万円	1 8307万円	
独立行政法人 都市再生機構	2 9309万円	㊸ 2 3843万円 (546億0463万円)			4 1億3152万円 (546億0463万円)	
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構				1 126億2770万円	1 126億2770万円	
独立行政法人 住 宅 金 融 支 援 機 構	6 3億7990万円	注(6) ㊸ 1 注(6)			注(6) 7 3億7990万円	注(6)
独立行政法人 国 立 が ん 研究センター				1 2億4290万円	1 2億4290万円	
独立行政法人 国立循環器病 研究センター				1 8億9341万円	1 8億9341万円	
独立行政法人 国立精神・ 神 経 医 療 研究センター				1 1830万円	1 1830万円	
独立行政法人 国立国際医療 研究センター				1 1億0686万円	1 1億0686万円	
独立行政法人 国立成育医療 研究センター				1 2億4055万円	1 2億4055万円	
独立行政法人 国立長寿医療 研究センター				1 2452万円	1 2452万円	
国立大学法人 北海道大学		㊸ 1 4065万円			1 4065万円	

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
		件		件		
国立大学法人 埼玉大学		③6	1 2億4760万円			1 2億4760万円
国立大学法人 東京大学	1 4493万円	③6	1 154億0614万円			2 154億5107万円
国立大学法人 東京医科学 歯科大学		③6	1 2074万円			1 2074万円
国立大学法人 東京外国語 大学		③6	1 7067万円			1 7067万円
国立大学法人 一橋大学		③6	1 1億3849万円			1 1億3849万円
国立大学法人 新潟大学	1 4374万円					1 4374万円
国立大学法人 福井大学		③6	1 1306万円			1 1306万円
国立大学法人 信州大学		③6	1 4487万円			1 4487万円
国立大学法人 静岡大学		③6	1 3億4524万円			1 3億4524万円
国立大学法人 名古屋大学		③6	1 8370万円			1 8370万円
国立大学法人 京都大学		③6	1 3億6222万円			1 3億6222万円
国立大学法人 大阪大学		③6	1 5億0212万円			1 5億0212万円
国立大学法人 香川大学	1 1332万円					1 1332万円
国立大学法人 高知大学		③6	1 9300万円			1 9300万円
国立大学法人 九州大学		③6	1 1億8906万円			1 1億8906万円
国立大学法人 鹿児島大学		③6	1 6110万円			1 6110万円
首都高速道路 株式会社				2	9030万円	2 9030万円
阪神高速道路 株式会社				2	6373万円	2 6373万円
独立行政法人 沖縄科学技術 研究基盤機 構	1 3930万円					1 3930万円
北海道旅客 鉄道株式会社		③6	1 (26億8993万円)			1 (26億8993万円)
四国旅客 鉄道株式会社		③6	1 (9043万円)			1 (9043万円)

省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)、注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
		件		件		件	
九州旅客鉄道株式会社		③⑥	1 (26億1023万円)			1	(26億1023万円)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社				1	2億1058万円	1	2億1058万円
東日本電信電話株式会社				2	4億2200万円	2	4億2200万円
西日本電信電話株式会社				2	11億2837万円	2	11億2837万円
株式会社かんば生命保険				1	828万円	1	828万円
合計	425	141億4122万円	注(3) 注(5) 注(6) 76	3812億9679万円	54	337億9933万円	注(3) 注(5) 注(6) 555 注(7) 4283億8758万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③⑥は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は同法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 財務省及び厚生労働省のうち各1件は、財務省及び厚生労働省の両方に係る指摘であり、金額は財務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が1件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構のうち各1件は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人農畜産業振興機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構のうち各1件は、国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構の両方に係る指摘であり、金額は国土交通省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①検疫所等の健康監視システムに関するもの(185ページ及び275ページ参照)、②国民健康保険の療養給付費補助金等に関するもの(215ページ及び265ページ参照)、③ふるさと雇用再生特別基金事業に関するもの(254ページ及び285ページ参照)、④年金相談センター運営業務の委託に関するもの(686ページ及び687ページ参照)、⑤独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に関するもの(763ページ及び766ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑥雇用保険の失業等給付金に関するもの(190ページ及び329ページ参照)、⑦介護給付費負担金に関するもの(242ページ及び326ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。

以上の各事項計555件について、不当事項等の別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 425 件 141 億 4122 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 22 件 25 億 9006 万余円

省庁又は団体名	予 算 経 理	租 税	保 険 料	物 件	医 療 費	不 行 正 為	計
	件	件	件	件	件	件	件
法 務 省						1	1
外 務 省						1	1
財 務 省		3		1		1	5
厚 生 労 働 省			2				2
農 林 水 産 省				1			1
国 土 交 通 省						1	1
全国健康保険協会	1						1
独 立 行 政 法 人 独 立 病 院 機 構					7		7
国 立 大 学 法 人 東 京 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 新 潟 大 学	1						1
国 立 大 学 法 人 香 川 大 学	1						1
計	4	3	2	2	7	4	22

(ア) 予算経理 4 件 1 億 0713 万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○全国健康保険協会

- ・生活習慣病予防健診申込データ入力業務に係る委託契約の締結に当たり、会計規程等に違背して、本来行うべき契約手続を行わなかったため、契約書に基づいた違約金の請求をすることができなかったもの(1件 513 万余円) (682 ページ記載)

○国立大学法人東京大学、国立大学法人新潟大学、国立大学法人香川大学

- ・教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの(3件 1 億 0200 万余円) (816 ページ記載)

(イ) 租 税 3 件 3 億 1988 万余円

＜租税の徴収等が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2 億 7537 万余円) (120 ページ記載)

- ・ 査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、重加算税等を賦課決定できなかったり、延滞税を過小に徴収決定したりしていたもの(1件 3564 万余円) (126 ページ記載)
- ・ 還付金等に係る支払事務において、未納の国税に充てなければならない還付金等を還付していたもの(1件 886 万余円) (129 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 19 億 8609 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3 億 7398 万余円) (179 ページ記載)
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 16 億 1211 万余円) (182 ページ記載)

(エ) 物 件 2 件 4264 万余円

＜貸付料等の徴収が適切でなかったもの＞

○財 務 省

- ・ 所管換により引き受けた土地について、貸付契約の更改等を行わず貸付料が納付されていなかったもの(1件 3593 万余円) (131 ページ記載)

○農林水産省

- ・ 森林レクリエーション事業のため国有林野の使用を許可する場合の許可使用料の算定を誤ったため、許可使用料が低額となっていたもの(1件 670 万余円) (344 ページ記載)

(オ) 医 療 費 7 件 1 億 1311 万余円

＜診療報酬の請求が適切でなかったもの＞

○独立行政法人国立病院機構

- ・ 独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの(7件 1 億 1311 万余円) (763 ページ記載)

(カ) 不 正 行 為 4 件 2119 万余円

＜現金等が領得されたもの＞

○法 務 省

- ・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 320 万余円) (86 ページ記載)

○外 務 省

- ・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 66 万余円) (101 ページ記載)

○財 務 省

- ・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 703 万余円) (133 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1028 万余円) (508 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 402 件 115 億 1116 万余円^(注)

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 役務	工事	物件	役務	役務・ 補助 金	保険 給付	医療 費	補助 金	貸付 金	不正 行為	その 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)					1								1
同(消費者庁)	1												1
総務省									7			13	20
法務省	5												5
外務省	1												1
財務省												1	1
文部科学省									5				5
厚生労働省		9			1		4	2	238			1	255
農林水産省						1			39				(注) 39
経済産業省					3				9				12
国土交通省	1		1						26				28
環境省									5				5
防衛省				1							1		2
日本私立学校 振興・共済事業団									6				6
日本式郵便 株式会 社	1												1
日本年金機構					2								2
独立行政法人 情報通信研究機構					1								1
独立行政法人 農畜産業振興機構									2				2
独立行政法人 新エネルギー・産業 技術総合開発機構					1								1
独立行政法人 日本学術振興会									5				5
独立行政法人 都市再生機構					2								2
独立行政法人 住宅金融支援機構										6			6
独立行政法人 沖縄科学技術研究 基盤整備機構					1								1
計	9	9	1	1	12	1	4	2	342	6	1	15	(注) 402

(注) 同一の事態について「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記しているものが1件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(ア) 予算経理

9件 34億8845万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○内閣府(消費者庁)

- ・資金前渡官吏が科目の更正処理を誤ったことにより生じた前渡資金の残額の不足を解消するため、所要額と異なる額の前渡資金を請求し、官署支出官が請求額どおりに支出決定を行ったことにより、非常勤職員手当が適正な科目から支出されていなかったもの(1件 313万余円) (66ページ記載)

○法務省

- ・保護室棟等新営工事に当たり、翌年度にわたる債務負担の承認以前に事実と異なる工期で契約を締結して実質的に翌年度にわたる債務負担を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの(4件 2億4848万余円) (81ページ記載)
- ・刑務所の常勤医師が、許可を受けて行うこととされていた外部研修を全く行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、この勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの(1件 1734万余円) (83ページ記載)

○外務省

- ・本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの不適正な会計経理を行うなどしていたもの(1件 4億3013万余円) (97ページ記載)

○国土交通省

- ・委託工事の実施に当たり、契約の履行の確認を適切に行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成するなど、不適正な会計経理を行って委託工事費を支払っていたもの(1件 17億0605万余円) (472ページ記載)

○日本郵政株式会社

- ・役務の調達等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成して契約を締結するなど不適正な契約事務処理を行っていたもの(1件 10億8331万余円) (679ページ記載)

(イ) 予算経理・役務

9件 6億0814万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの及び仕様等が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・システムの開発、機器購入等に係る契約において、契約の履行が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたり、システムの機能の一部が、検討が十分でなかったことから業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしていたもの(9件 6億0814万余円) (185ページ記載)

(ウ) 工事

1件 3566万余円

<設計が適切でなかったもの>

○国土交通省

- ・浮栈橋の係留杭の設置工事の実施に当たり、適切な設計変更の措置を執っておらず、設計が適切でなかったため、工事の目的を達していなかったもの(1件 3566万余円) (474ページ記載)

(エ) 物 件 1 件 1445 万余円

<検査が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・給食業務実施要領書等の調達に当たり、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、受領検査が適切でなかったため契約金額の全額を支払っていたもの(1件 1445 万余円) (608 ページ記載)

(オ) 役 務 12 件 5 億 8234 万余円

<委託費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・高年齢者就業機会確保事業指導事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった職員に係る給与等を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1573 万余円) (189 ページ記載)

○経済産業省

- ・業務委託契約において、実績を大幅に上回る単価に基づき人件費を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(2件 2004 万余円) (434 ページ記載)
- ・石油精製物質の有害性に関する試験及び報告書の作成業務に関する調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 3 億 5320 万余円) (436 ページ記載)

○日本年金機構

- ・年金相談センター運営業務委託において、委託費の対象とはならない研修に係る経費を委託費の対象経費として支払っていたもの(1件 597 万余円) (686 ページ記載)

○独立行政法人情報通信研究機構

- ・光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理等に係る業務委託において、実際とは異なる従事時間数に基づいて契約代金を算定していたため、契約代金が過大に支払われていたもの(1件 1295 万余円) (702 ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費の計上が適正を欠いたため、負担額の支払が過大となっていたもの(1件 2604 万余円) (733 ページ記載)

<契約額等が割高となっていたもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・情報システム関係業務に係る請負契約において、計上の必要がない人件費に係る管理費等を計上していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの(1件 1180 万円) (55 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・個人向宅地募集等の業務に係る予定価格の積算に当たり、月額単価の適用や所要人数の算定を誤っていたため、委託費の支払額が割高となっていたもの(1件 6700 万円) (782 ページ記載)

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

- ・警備業務等に係る委託契約において、深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費を誤って算定するなどしていたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの
(1件 3930万円) (827ページ記載)

<契約額が過大となっていたもの>

○独立行政法人都市再生機構

- ・顧客情報等総合管理システムの管理運営に係る業務委託契約において、実施する必要がなくなった業務に係る契約の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの(1件 2609万余円) (781ページ記載)

<仕様等が適切でなかったもの>

○日本年金機構

- ・厚生年金加入記録のお知らせを送付対象者ではない者に対して送付していたため、送付件数が過大となっていたもの(1件 419万余円) (684ページ記載)

(カ) 役務・補助金 1件 5311万余円

<委託費等の支払が過大となっていたもの並びに補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○農林水産省

- ・委託事業及び補助事業において、従事者が従事したとしている日数が事業開始から終了までの日数を超過するなどしていたのに、従事実績の確認を行わずに人件費の精算等を行っていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの(1件 5311万余円) (346ページ記載)

(キ) 保険給付 4件 4億1975万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 8656万余円) (190ページ記載)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2億7528万余円) (193ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2244万余円) (195ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 3545万余円) (198ページ記載)

(ク) 医療費 2件 4億5247万余円

<医療費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費等に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 4億3876万余円) (201ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 1370万余円) (211ページ記載)

(ケ) 補助金

342件 51億8379万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

第1章
第2節
第1
事項等別の
検査結果

○総務省

- ・市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの(3件 1億3966万円)
(69ページ記載)
- ・地域情報通信技術利活用推進交付金等の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかったなどのもの(4件 9143万余円)
(70ページ記載)

○文部科学省

- ・地域科学技術振興事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 1029万余円)
(158ページ記載)
- ・科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(3件 757万余円)
(159ページ記載)
- ・未来開拓学術研究費補助金が過大に交付されていたもの(1件 250万円)
(160ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの(4件 5億0219万余円)
(215ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(53件 5億8615万余円)
(217ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(40件 9億3221万余円)
(221ページ記載)
- ・衛生関係指導者養成等委託費(インターネットを活用した専門医の育成等事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 1735万余円)
(226ページ記載)
- ・簡易水道等施設整備費補助金で実施した工事の設計が適切でなかったもの(1件 1369万余円)
(227ページ記載)
- ・次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの(7件 3972万余円)
(229ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(27件 8651万余円)
(230ページ記載)
- ・児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの(4件 881万余円)
(233ページ記載)
- ・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの(7件 3986万余円)
(235ページ記載)
- ・地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交付されていたもの(5件 4496万余円)
(236ページ記載)
- ・地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されていたもの(3件 564万円)
(237ページ記載)
- ・障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの(3件 1621万余円)
(238ページ記載)

- ・ 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(12件 2億6816万余円)
(239 ページ記載)
 - ・ 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの(6件 5250万余円) (241 ページ記載)
 - ・ 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(27件 1億4937万余円)
(242 ページ記載)
 - ・ 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(12件 5179万余円)
(244 ページ記載)
 - ・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されていたもの(1件 1357万余円)
(246 ページ記載)
 - ・ 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(11件 3億1632万余円)
(247 ページ記載)
 - ・ 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの(2件 863万余円)
(249 ページ記載)
 - ・ 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 159万余円) (250 ページ記載)
 - ・ 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの(1件 259万余円)
(251 ページ記載)
 - ・ 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの(2件 569万余円)
(252 ページ記載)
 - ・ 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの(1件 3014万余円)
(253 ページ記載)
 - ・ 産業医学助成費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの(1件 785万余円)
(253 ページ記載)
 - ・ ふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(4件 3657万余円)
(254 ページ記載)
 - ・ 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(2件 1449万余円)
(256 ページ記載)
- 農林水産省
- ・ 補助対象事業費を過大に精算していたもの(10件 7722万余円) (351 ページ記載)
 - ・ 補助の対象とならないなどのもの(7件 2754万余円) (357 ページ記載)
 - ・ 補助金を過大に受給するなどしていたもの(7件 1295万余円) (361 ページ記載)
 - ・ 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(6件 2638万余円)
(364 ページ記載)
 - ・ 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの(2件 8535万余円)
(366 ページ記載)
 - ・ 補助事業に係る国の事務が適正でなかったもの(1件 2億4586万余円)
(369 ページ記載)
 - ・ 工事の設計が適切でなかったもの(1件 766万円) (370 ページ記載)
 - ・ 補助の目的を達していなかったもの(1件 621万余円) (372 ページ記載)

- ・事業の一部を実施していなかったもの及び補助対象事業費を過大に精算していたもの
(1件 395 万余円) (372 ページ記載)
 - ・補助の目的外に使用していたもの(1件 351 万余円) (373 ページ記載)
 - ・事業の一部を実施していなかったもの(1件 221 万余円) (374 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの及び補助の目的を達していなかったもの(1件 166 万余円)
(375 ページ記載)
- 経済産業省
- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(5件 852 万余円) (439 ページ記載)
 - ・不適正な経理処理を行うことにより補助金を受給していたもの(1件 1515 万余円)
(442 ページ記載)
 - ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 778 万余円)
(442 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 136 万余円) (443 ページ記載)
 - ・補助の目的を達していなかったもの(1件 102 万余円) (445 ページ記載)
- 国土交通省
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(9件 6138 万余円) (479 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(7件 1 億 5446 万余円) (486 ページ記載)
 - ・工事の施工が設計と相違していたもの(3件 7881 万余円) (497 ページ記載)
 - ・補償費の算定が適切でなかったもの(2件 387 万余円) (501 ページ記載)
 - ・不適正な経理処理を行っていたもの(1件 4 億 4793 万円) (503 ページ記載)
 - ・補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの(1件 8661 万余
円) (504 ページ記載)
 - ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 1873 万余円) (505 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの(1件 440 万余円) (507 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件
250 万余円) (507 ページ記載)
- 環 境 省
- ・補助金を過大に受給していたもの(2件 1011 万余円) (594 ページ記載)
 - ・事業を実施していなかったもの(1件 1 億 1069 万余円) (595 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの(1件 630 万余円) (595 ページ記載)
 - ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 103 万余円) (596 ページ記載)
- 日本私立学校振興・共済事業団
- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(6件 1 億 3060 万余円)
(647 ページ記載)
- 独立行政法人農畜産業振興機構
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 1231 万余円) (721 ページ記載)
 - ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 752 万余円)
(722 ページ記載)
- 独立行政法人日本学術振興会
- ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(5件 793 万余円) (739 ページ記載)

(ロ) 貸付金	6件 3億7990万円
<貸付金の経理が不当なもの>	
○独立行政法人住宅金融支援機構	
・バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けに当たり、貸付条件に適合していない事実を把握するなどしていたのに、借入申込みを不承認とするなどの措置を講ずることなく貸し付けていたもの(6件 3億7990万円)	(799 ページ記載)
(サ) 不正行為	1件 147 万余円
<現金が領得されたもの>	
○防衛省	
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 147 万余円)	(609 ページ記載)
(シ) その他	15件 2億9425 万余円
<交付税の交付が不当なもの>	
○総務省	
・特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、都道府県補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの(13件 1億3252 万余円)	(72 ページ記載)
<介護給付費の支払が過大となっていたもの>	
○厚生労働省	
・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1億3847 万余円)	(258 ページ記載)
<交付金の交付が不当なもの>	
○財務省	
・貸し付けていた土地に係る国有財産台帳価格を適切に改定していなかったため、国有資産等所在市町村交付金が過大に交付されていたもの(1件 2324 万余円)	(133 ページ記載)
ウ 収入支出以外に関するもの	1件 4000 万円
不正行為	1件 4000 万円
<現金が領得されたもの>	
○法務省	
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 4000 万円)	(86 ページ記載)
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	76件
ア 会計検査院法第34条の規定によるもの	18件
(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	5件
○文部科学省	
・在外教育施設へ派遣する教員の給与等の経費を所属元の都道府県へ委託費として交付するに当たり、委託費の対象となる経費の支給実績額を正しく把握して、委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 3442 万円)
	(161 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 5 億 0186 万円)

(265 ページ記載)

- ・緊急人材育成支援事業において、主たる生計者要件の確認及び支給終了者一覧の作成を適切に行うことにより、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除等に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 6043 万円)

(270 ページ記載)

○経済産業省

- ・中小企業再生支援協議会事業において、謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されていたため過大に交付された委託費の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認を適切に行うことなどにより委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 4668 万円)

(445 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・賃貸住宅団地内の敷地の貸与に当たり、固定資産税等の非課税申告や減免申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたりなどして、賃貸住宅団地内の敷地の貸与を適切かつ経済的に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 3843 万円)

(784 ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

13 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益について、使途を明確に定めるとともに、区分経理を行わせることなどにより、その管理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 4 億 7010 万円)

(57 ページ記載)

○外務省

- ・在外公館の長に対する赴任旅費の支給に当たり、着後手当を転任の際の宿泊の実態に即した適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1795 万円)

(101 ページ記載)

○厚生労働省

- ・検疫所等に導入した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムについて、有効利用を図ったり運用の停止を含めた検討を行ったりするよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 1060 万円)

(275 ページ記載)

○国土交通省

- ・鉄道事業者に委託する工事の実施に当たり、管理費の根拠資料を鉄道事業者から提出させることなどにより、委託工事費の精算等を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 8200万円 背景金額 5920万円)
(509ページ記載)
- ・道路整備事業に伴う建物等の移転補償費の算定に当たり、キュービクル式の受変電設備を機械設備として取り扱うことを明確にするなどして、その算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 1億2231万円)
(515ページ記載)

○環境省

- ・循環型社会形成推進交付金等による施設整備について、交付要領において予備品等が交付対象とならないことを明確にするなどして、交付金等の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 3億9187万円)
(597ページ記載)

○防衛省

- ・自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出を適時適切に行うなどして診療報酬を適切に算定するとともに、労災算定基準に基づいて労災診療費を適切に算定するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2834万円)
(610ページ記載)
- ・給食事務を支援するためのソフトウェアを利用して、海上自衛隊における給食事務の一層の効率化を図るため、同ソフトウェアの利用状況の把握に努め、速やかに給食機関等に対して操作教育等を実施するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 4731万円)
(614ページ記載)
- ・訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾を使用した射撃訓練をより円滑に実施することなどについて検討することにより、航空自衛隊において長期にわたり保有されたままとなっているこれらの弾薬の有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 4350万円)
(617ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 4億5713万円)
(651ページ記載)

○独立行政法人日本貿易保険

- ・貿易一般保険の保険金の査定に当たり、確実に物流を確認できる書類を徴取して保険対象である取引の存在を確認することをマニュアルに明記することなどにより、的確な査定を行うための体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 9126万円)
(704ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所について、雇用促進住宅の施設を有効活用することなどにより、その設置に係る費用の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 6億7013万円)
(750ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・償却資産の把握に係る事務について、統一的な事務処理体制を整備して適切かつ効率的に行うよう是正改善の処置を求めたもの (1件 背景金額 546億0463万円)
(788ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 6件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したのもの 2件

○国土交通省

- ・高齢者向け優良賃貸住宅について、整備及び管理を適切に実施することにより、高齢者に有効に活用されるよう意見を表示し、並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 2億6188万円 背景金額 6億8396万円)
(518ページ記載)

○日本年金機構

- ・年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 7億7971万円)
(687ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○国土交通省

- ・自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策における監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に行うよう是正改善の処置を求め、並びに各担当部門間で車検切れ車についての情報を共有したり、車検対象車も無保険車対策の対象としたりすることなどにより同対策が効果的なものとなるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの (1件 背景金額 33億1252万円)
(527ページ記載)

- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件

○厚生労働省

- ・生活保護事業の実施において、保護費に係る返還金等の額の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに保護費の返還及び徴収の決定を適切に行うことにより生活保護費等負担金の精算が適正なものとなるよう改善の処置を要求したのもの (1件 指摘金額 2億7031万円)
(278ページ記載)

(エ) 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの 2 件

○厚生労働省

- ・緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業における契約形態を、事業の性質に鑑み、原則として概算契約とするための必要な措置を講ずるよう改善の処置を要求し、概算契約の精算時に支払額の確認を適切に実施することを都道府県に対して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 188 億 6402 万円 背景金額 1318 億 8947 万円)
(285 ページ記載)

○国土交通省

- ・移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 5 億 6629 万円 背景金額 1000 億 4162 万円)
(533 ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの 52 件

(ア) 意見を表示したもの 17 件

○外務省

- ・政府開発援助の実施に当たり、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等を図るよう意見を表示したもの
(1 件 背景金額 8 億 0801 万円)
(104 ページ記載)
- ・環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施に当たり、相手国に対して事業の具体化及び進捗を促すなどして、贈与資金がより効率的に活用されるよう意見を表示したものの
(1 件 背景金額 200 億円)
(110 ページ記載)

○財務省及び厚生労働省

- ・社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 32 億 1109 万円)
(136、290 ページ記載)

○文部科学省

- ・各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 575 億 8671 万円)
(164 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 23 年 9 月 22 日に、国会及び内閣に報告している。]

○厚生労働省

- ・医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国民健康保険組合において、組合員が診療所等の休止又は廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事の状態を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うなどするよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 4億3089万円)

(290ページ記載)

- ・緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1357億3833万円)

(294ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成23年10月5日に、国会及び内閣に報告している。]

- ・第三者行為災害に係る支給停止の制度について、労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給との重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 7億5999万円)

(308ページ記載)

- ・国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等について、適切な規模を把握した上で、その有効活用を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 222億5852万円)

(312ページ記載)

○農林水産省

- ・農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を適切なものとするため、農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施させるなどするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 35億7606万円)

(375ページ記載)

- ・東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 343億0973万円)

(382ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成23年9月22日に、国会及び内閣に報告している。]

○経済産業省

- ・特許料等の納付について、特許印紙による納付から口座振替による納付への積極的な誘導施策を検討することなどにより、特許印紙売りさばき手数料の負担の軽減を図るよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 32億4166万円)

(449ページ記載)

- ・エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 657億円)

(452 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成23年10月5日に、国会及び内閣に報告している。]

○国土交通省

- ・港湾整備事業により整備する岸壁が有効に利活用されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 143億8356万円)

(542 ページ記載)

○国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構

- ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 290億7030万円)

(548、801 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成23年10月5日に、国会及び内閣に報告している。]

○環境省

- ・二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施に当たり、排出抑制等のための目標量を設定させるなどして、事業を効率的、効果的に実施するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 23億6885万円 背景金額 78億8922万円)

(600 ページ記載)

○防衛省

- ・防衛装備品の部品等の一般輸入調達に当たり、品代に取次手数料が含まれていることを踏まえ、商社等と外国製造会社等との取引の実態を把握して取次手数料の取扱いを定めることなどにより、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 60億4426万円)

(620 ページ記載)

○日本年金機構

- ・委託して行う国民年金保険料収納業務について、受託事業者による直接的な納付督促の成果に基づいて、より適正な事業の進捗管理を行うなど、抜本的な業務の見直しを行うよう意見を表示したもの (1件 背景金額 56億2441万円)

(694 ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 5 件

○東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社

- ・鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるよう改善の処置を要求し、及び整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう意見を表示したもの

{	4 件	背景金額	東京地下鉄株式会社	121 億 4231 万円
			北海道旅客鉄道株式会社	26 億 8993 万円
			四国旅客鉄道株式会社	9043 万円
			九州旅客鉄道株式会社	26 億 1023 万円

(659 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・独立行政法人国立病院機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分に図るよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 1 億 2742 万円)

(766 ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの 30 件

○財 務 省

- ・特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 618 億 8817 万円)

(146 ページ記載)

○厚生労働省

- ・厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 16 億 2985 万円)

(317 ページ記載)

- ・生活保護事業における医療扶助の実施において、長期入院患者の実態を適切に把握し、入院の必要がない長期入院患者の退院に向けた指導及び援助を行うことにより医療扶助の適正な実施を図り、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 4 億 2727 万円)

(321 ページ記載)

○農林水産省

- ・食農連携事業による新商品の開発等について、課題提案書等の審査を充実させることなどにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 2 億 4730 万円)

(391 ページ記載)

- ・都道府県等の事業主体が締結する造林事業に係る請負契約等について、同一の市町村内を施行地とする造林事業で競争入札により契約を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札により契約を締結することなどを都道府県等に指導するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億6281万円)
(396ページ記載)
- ・就農支援資金貸付事業の実施に当たり、青年農業者等育成センターが保有する事業資金の適切な規模について算定基準等を示すとともに、適切な規模を超えるものについて、貸付金相当額の繰上償還を求めることなどにより、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 16億3514万円)
(403ページ記載)
- ・牛を対象とする家畜共済事業について、農業共済組合連合会等に具体的な評価資料の作成方法を示すなどして、農業共済組合等が共済金の算定の基となる牛の価額を適切に評価できるようにすることにより、共済金の算定をより適切に行うよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億0275万円 背景金額 22億4129万円)
(409ページ記載)

○農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構

- ・独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (農林水産省 1件)
(416ページ記載)
- ・公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人農畜産業振興機構 1件 指摘金額 82億8413万円)
(723ページ記載)

〔上記2件の重複を控除して、
農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構 1件 指摘金額 82億8413万円〕

○国土交通省

- ・鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 244億9911万円)
(555ページ記載)
- ・国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 230億6090万円)
(563ページ記載)
- ・土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の結果をより早期に活用できるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 25億7474万円)
(566ページ記載)

- ・耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 792億8700万円)

(572 ページ記載)

○防 衛 省

- ・駐留軍等労働者に対する給与の振込先を原則として一つの口座とすることにより、口座振込みに係る委託費の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1022万円)

(629 ページ記載)

○独立行政法人産業技術総合研究所

- ・利用状況が著しく低い研究拠点等の土地及び建物の国庫納付に向けて、速やかに当該研究拠点等の集約化を図ったり、集約化に向けた具体的な計画を早急に策定したりなどするよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 42億2209万円)

(707 ページ記載)

○独立行政法人造幣局

- ・国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 21億2400万円)

(712 ページ記載)

○国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学

- ・国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

15件	指摘金額	国立大学法人北海道大学	4065万円	国立大学法人静岡大学	3億4524万円
		国立大学法人埼玉大学	2億4760万円	国立大学法人名古屋大学	8370万円
		国立大学法人東京大学	154億0614万円	国立大学法人京都大学	3億6222万円
		国立大学法人東京医科歯科大学	2074万円	国立大学法人大阪大学	5億0212万円
		国立大学法人東京外国語大学	7067万円	国立大学法人高知大学	9300万円
		国立大学法人一橋大学	1億3849万円	国立大学法人九州大学	1億8906万円
		国立大学法人福井大学	1306万円	国立大学法人鹿児島大学	6110万円
		国立大学法人信州大学	4487万円		

(808 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 54 件

○内閣府(警察庁)

- ・小型回転翼航空機の購入の際に併せて必要とされる部品について、故障発生頻度等の情報や使用実績を十分に把握した上で調達したり、使用していない部品を官給品として活用したりするなどして、経済的な調達及び有効活用が図られるよう改善させたもの
(1 件 背景金額 4 億 4678 万円)

(61 ページ記載)

○総務省

- ・地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち辺地共聴施設整備事業の実施に当たり、施工業者との契約締結時には、国が定めた標準価格に基づく簡易積算書を使用して事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴するなどして事業費の算定が経済的に行われるよう改善させたもの
(1 件 指摘金額 1 億 2679 万円)

(74 ページ記載)

○法務省

- ・病院移送における戒護職員に対して支給される宿泊料について、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して適切に減額調整するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 7010 万円)

(87 ページ記載)

- ・刑事施設等における脳波計の整備に当たり、使用実績が著しく低調である刑事施設等には整備しないこととするなどの指針を策定するなどして整備が適切に行われるよう改善させたもの
(1 件 指摘金額 1320 万円)

(90 ページ記載)

- ・登記所備付地図作成作業請負契約の予定価格の積算に当たり、現地立会を複数回行う場合であっても作業等の実態に合わせて、土地の筆界点に設置する杭の材料費を 1 回のみ計上するよう改善させたもの
(1 件 指摘金額 3450 万円)

(93 ページ記載)

○外務省

- ・在外公館に配備する医薬品を調達するに当たり、入札仕様書に医薬品の一般名を記載することにより、後発医薬品をより広く選定できるようにして調達に係る経費の節減を図るよう改善させたもの
(1 件 指摘金額 755 万円)

(115 ページ記載)

○財務省

- ・国有財産である畦畔^{けい}を時効により取得した者についての情報を課税資料として収集し活用することなどにより、課税対象者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの
(1 件 背景金額 22 億 2551 万円)

(150 ページ記載)

○文部科学省

- ・公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの
(1 件 指摘金額 52 億 7203 万円)

(174 ページ記載)

○厚生労働省

- ・介護給付費負担金について、介護保険事業状況報告を用いるなどして審査及び確認を実施することにより、負担金が適正に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億4937万円)

(326ページ記載)

- ・労働市場センター業務室から通知等される雇用保険に係る要調査対象受給資格者等の検出情報のうち、未活用となっている検出情報を十分に活用する体制を整備することにより、失業等給付金の支給の適正化を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億1162万円)

(329ページ記載)

○農林水産省

- ・国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の実施に当たり、管理主体の職員の業務従事実績に係る証拠書類の整備方法を明確にすることなどにより補助対象事業費の算定が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 685万円 背景金額 5億0260万円)

(416ページ記載)

- ・総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たり、具体的な仕様書を基にして予定価格を適正に算定するようマニュアルを改正することなどにより、契約事務を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 57億7347万円)

(420ページ記載)

- ・業務用の車両に設置するカーナビについて、テレビ受信機能の必要性を十分検討して経済的な購入を行うこととするとともに、購入済みのカーナビに係る日本放送協会との受信契約を業務上の必要性に応じて適切に見直すよう改善させたもの

(1件 指摘金額 547万円 背景金額 1億2182万円)

(424ページ記載)

○経済産業省

- ・多数の郵便物の郵送を伴う環境対応車普及促進事業等の実施に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3469万円)

(462ページ記載)

○国土交通省

- ・滑走路等の舗装工事の実施に当たり、航空機が安全かつ効率的に離着陸や走行を行えるようにするため、舗装の設計及び施工管理の方法を明確にすることにより、横断勾配を航空法施行規則で定める規格に適合した適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4359万円)

(578ページ記載)

○防衛省

- ・りん議決裁システムを利用して起案する文書の対象を具体的に規定したり、積極的なシステム利用を促したりなどすることによりシステムの有効な利用が図られるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億5558万円)

(632ページ記載)

- ・学士の学位授与に係る学位審査手数料について、国費負担をしないことにより、経費の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 2290万円)

(635 ページ記載)

- ・補給処に長期間にわたり保管されたままとなっている装備品について、補給の指示を行って部隊等に補給させるとともに、補給の指示が適時適切に行われているか確認するための体制を整備して、装備品を速やかに部隊等に補給して有効に使用させるよう改善させたもの (1件 指摘金額 9449万円)

(637 ページ記載)

- ・多連装ロケットシステムの演習弾の調達に当たって、再利用可能なコンテナの予備数の算定を見直すことにより、必要と認められる予備数を超えて保有しているコンテナを製造会社に官給して効率的に活用するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1231万円)

(639 ページ記載)

- ・借地上に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億3287万円)

(642 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ・トンネル照明設備について、自動車から排出されるばい煙等が大幅に減少したことに伴いトンネル内の視環境が改善されていることなどを踏まえて、その状況に応じて適時適切な管理運用を行うことにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの

{	6件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	539万円
		中日本高速道路株式会社	2016万円
		西日本高速道路株式会社	533万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	110万円
		首都高速道路株式会社	3020万円
		阪神高速道路株式会社	1343万円

(669 ページ記載)

○中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・用地関係業務における業務費の積算について、業務の委託先である子会社において発生している費用を反映した適切なものとするよう改善させたもの

{	2件 指摘金額	中日本高速道路株式会社	2億1930万円
		西日本高速道路株式会社	1億8090万円

(675 ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・原材料運搬契約等の予定価格の積算について、実際の延べ作業時間を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 710万円)

(717 ページ記載)

○独立行政法人国際協力機構

- ・草の根技術協力事業で実施する委託契約において、消費税の課税事業者であることの確認を適切に行うことにより、委託費の算定等を適正なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1101万円)
(730 ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産について、共同研究事業等の終了後における有償譲渡の価額を適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億7306万円)
(734 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・海外センターの運営者等に対して支給される住居手当相当額が現地における実際の家賃の支払額を上回ることがないように取扱要領等を改正するなどして滞在旅費の支給が適切なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2963万円)
(741 ページ記載)

○独立行政法人理化学研究所

- ・任期制職員のうち事業所の所長等に係る年俸の決定の取扱いを給与の支給基準に明示し、これを文部科学大臣に届け出るとともに公表して、年俸の決定過程の透明性を確保するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 4億5952万円 背景金額 55億2981万円)
(744 ページ記載)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構

- ・宇宙開発に関する理解促進活動を世界的に著名な有識者に委託する契約について、予定価格の算定及び成果の確認に係る妥当性の検証を確実に行うことができるようにすることにより、契約の透明性を確保するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3805万円)
(747 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、機構が解散する際に国に承継されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億7694万円)
(755 ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

- ・勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師の給与について、兼職に従事した時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとすることにより、給与の支給が適切なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億1695万円)
(758 ページ記載)

- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 15億8867万円)

(760 ページ記載)

○独立行政法人海洋研究開発機構

- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 18億3827万円)

(774 ページ記載)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 8307万円)

(778 ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・次世代型高速増殖炉に関する革新技术開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 126億2770万円)

(795 ページ記載)

○独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター

- ・承継した建物及び器械備品の資産計上に当たり、建物の減価償却及び器械備品の価額の算定を適切に行い、財務諸表にこれらを反映させるとともに、資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう改善させたもの

{	6件 指摘金額	独立行政法人国立がん研究センター	2億4290万円
		独立行政法人国立循環器病研究センター	8億9341万円
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1830万円
		独立行政法人国立国際医療研究センター	1億0686万円
		独立行政法人国立成育医療研究センター	2億4055万円
		独立行政法人国立長寿医療研究センター	2452万円

(803 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・照明柱に添架する工事用PR看板の取付工費及び撤去工費の積算を現場条件に応じた単価を設定するなどして適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6010万円)

(820 ページ記載)

○阪神高速道路株式会社

- ・料金收受業務契約の予定価格の積算に当たり、硬貨計数機等の損料等を重複して計上することのないよう算定方法を改めるなどして備品費等の積算を適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 5030万円)

(824 ページ記載)

- エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ・法人向けブロードバンドサービスに使用するためにレンタルしているルータのうち、レンタル会社において機器費の回収を完了したと想定されるルータを経済的に調達するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億1058万円)
(830 ページ記載)
- 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
 - ・添架管理業務の実施に当たり、設備貸借管理システムを使用して添架データの管理を行うことにより、適切に添架料を徴収する体制を整備するよう改善させたもの
 - 〔 2件 指摘金額 東日本電信電話株式会社 4683万円 〕
 - 〔 西日本電信電話株式会社 3070万円 〕

(833 ページ記載)
- 東日本電信電話株式会社
 - ・委託費の実費精算に当たり、会計経理における統制等の内部統制が有効に機能するための体制を整備するなどして、社内規程に基づく支払金額の確認が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 3億7517万円)
(837 ページ記載)
- 西日本電信電話株式会社
 - ・光サービス用装置の設置に当たり、同装置を複数の用途で共用するなどして、より少ない装置数で光サービスを提供できるよう改善させたもの (1件 指摘金額 10億9767万円)
(840 ページ記載)
- 株式会社かんぽ生命保険
 - ・業務用の車両に設置するカーナビについて、業務上の必要性を十分に検討してテレビ受信機能の要否を決定することなどにより、カーナビに係る日本放送協会との受信契約を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 828万円)
(844 ページ記載)

(4) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

- ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について
 - 昭和21年度から平成21年度までの決算検査報告に掲記した不当事項に係る23年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは41省庁等における507件131億4412万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における505件121億9609万余円となっている。
(848 ページ記載)
- イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について
 - 平成21年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項98件のうち、制度が廃止されたものなど5件を除いた93件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが5件あり、このうち2件については、不当事項として掲記した。
(854 ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは10件である。このうち、「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」にその検査状況を記載したものは、「第3章 個別の検査結果」に掲記した^(注)5件を除く次の5件である。

(注) 「第3章 個別の検査結果」に掲記した5件

「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの」(164ページ記載)

「緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの」

(294ページ記載)

「東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの」

(382ページ記載)

「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの」

(452ページ記載)

「独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したものの」

(548、801ページ記載)

ア 都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について (861ページ記載)

イ 航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について (872ページ記載)

ウ 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について (883ページ記載)

エ 独立行政法人における運営費交付金の状況について (894ページ記載)

オ 消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について (905ページ記載)

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第30条の3の規定により検査の結果を報告したものは次の1件である。

- ・在外公館に係る会計経理について (915 ページ記載)

(3) 国会からの検査要請事項に関する検査状況

国会から国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けた事項のうち、その検査状況を記載したものは次の1件である。

- ・牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について (926 ページ記載)

(4) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として6件掲記した。

- ア PFI事業の実施状況について (928 ページ記載)

- イ 子ども・子育て支援対策における国の財政支援制度の実施状況について (938 ページ記載)

- ウ 株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に伴い預金保険機構が取得した資産等の処分及び回収状況並びに金融再生勘定の財務状況について (952 ページ記載)

- エ 義務教育費国庫負担金の検査の状況について (972 ページ記載)

- オ 株式会社日本政策投資銀行による株式会社日本航空に対する貸付け等の状況について (986 ページ記載)

- カ 独立行政法人が実施している融資等業務の状況について (1000 ページ記載)

(5) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①資産、基金等のストックに関するもの、②特別会計に関するもの、③独立行政法人等に関するもの、④国民生活の安全性の確保に関するもの、⑤行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑥その他に区分して整理するなどした。 (1022 ページ記載)

(6) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、平成22年11月に内閣から送付を受けた10府省が所管する21特別会計の平成21年度特別会計財務書類について正確性及び合規性の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

検査した結果、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、5省が所管する6特別会計において見受けられた。 (1029 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 国から承継した資産の財務諸表への表示について

- ・承継した建物及び器械備品の資産計上に当たり、建物の減価償却及び器械備品の価額の算定を適切に行い、財務諸表にこれらを反映させるとともに、資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう改善させたもの (803 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・保護室棟等新営工事に当たり、翌年度にわたる債務負担の承認以前に事実と異なる工期で契約を締結して実質的に翌年度にわたる債務負担を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの (81 ページ記載)
- ・本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの不適正な会計経理を行うなどしていたもの (97 ページ記載)
- ・委託工事の実施に当たり、契約の履行の確認を適切に行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成するなど、不適正な会計経理を行って委託工事費を支払っていたもの (472 ページ記載)
- ・役務の調達等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成して契約を締結するなど不適正な契約事務処理を行っていたもの (679 ページ記載)

② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (120 ページ記載)
- ・査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、重加算税等を賦課決定できなかったり、延滞税を過小に徴収決定したりしていたもの (126 ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (179 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (182 ページ記載)

③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給や年金の支給について

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (190 ページ記載)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (193 ページ記載)

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (198 ページ記載)
- ・労働市場センター業務室から通知等される雇用保険に係る要調査対象受給資格者等の検出情報のうち、未活用となっている検出情報を十分に活用する体制を整備することにより、失業等給付金の支給の適正化を図るよう改善させたもの (329 ページ記載)
- ④ 診療報酬の請求や医療費等の支払について
 - ・独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの (763 ページ記載)
 - ・医療費等に係る国の負担が不当と認められるもの (201 ページ記載)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (211 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
 - ・簡易水道等施設整備費補助金で実施した工事の設計が適切でなかったもの (227 ページ記載)
 - ・護岸工の設計が適切でなかったもの (370 ページ記載)
 - ・浮桟橋の係留杭の設置工事の実施に当たり、適切な設計変更の措置を執っておらず、設計が適切でなかったため、工事の目的を達していなかったもの (474 ページ記載)
 - ・落橋防止システムの設計が適切でなかったもの (486 ページ記載)
 - ・集会所の設計が適切でなかったもの (490 ページ記載)
 - ・橋台の基礎杭の設計及び施工が適切でなかったもの (505 ページ記載)
 - ・橋台の施工が設計と相違していたもの (497 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払や調達品の検査について
 - ・高齢者就業機会確保事業指導事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった職員に係る給与等を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (189 ページ記載)
 - ・石油精製物質の有害性に関する試験及び報告書の作成業務に関する調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (436 ページ記載)
 - ・光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理等に係る業務委託において、実際とは異なる従事時間数に基づいて契約代金を算定していたため、契約代金が過大に支払われていたもの (702 ページ記載)
 - ・給食業務実施要領書等の調達に当たり、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、受領検査が適切でなかったため契約金額の全額を支払っていたもの (608 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの (215 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (221 ページ記載)
 - ・科学研究費補助金が過大に交付されていたものなど (159、247、739 ページ記載)
 - ・虚偽の契約書等を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けていたもの (503 ページ記載)
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象としていた廃棄物処理施設における温暖化対策事業を実施していなかったもの (595 ページ記載)

⑧ 制度の適正な運用について

- ・在外教育施設へ派遣する教員の給与等の経費を所属元の都道府県へ委託費として交付するに当たり、委託費の対象となる経費の支給実績額を正しく把握して、委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (161 ページ記載)
- ・国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (265 ページ記載)
- ・緊急人材育成支援事業において、主たる生計者要件の確認及び支給終了者一覧の作成を適切に行うことにより、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除等に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (270 ページ記載)
- ・総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たり、具体的な仕様書を基にして予定価格を適正に算定するようマニュアルを改正することなどにより、契約事務を適切に行うよう改善させたもの (420 ページ記載)

⑨ 国有財産の管理等について

- ・所管換により引き受けた土地について、貸付契約の更改等を行わず貸付料が納付されていなかったもの (131 ページ記載)
- ・貸し付けていた土地に係る国有財産台帳価格を適切に改定していなかったため、国有資産等所在市町村交付金が過大に交付されていたもの (133 ページ記載)
- ・森林レクリエーション事業のため国有林野の使用を許可する場合の許可使用料の算定を誤ったため、許可使用料が低額となっていたもの (344 ページ記載)
- ・借地上に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善させたもの (642 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 職員等に対する旅費や給与の支給について

- ・海外センターの運営者等に対して支給される住居手当相当額が現地における実際の家賃の支払額を上回ることがないよう取扱要領等を改正するなどして滞在旅費の支給が適切なものとなるよう改善させたもの (741 ページ記載)
- ・勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師の給与について、兼職に従事した時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとすることにより、給与の支給が適切なものとなるよう改善させたもの (758 ページ記載)

② 役務契約や工事における費用の積算について

- ・登記所備付地図作成作業請負契約の予定価格の積算に当たり、現地立会を複数回行う場合であっても作業等の実態に合わせて、土地の筆界点に設置する杭の材料費を1回分のみ計上するよう改善させたもの (93 ページ記載)
- ・用地関係業務における業務費の積算について、業務の委託先である子会社において発生している費用を反映した適切なものとするよう改善させたもの (675 ページ記載)

- ・照明柱に添架する工事用 PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算を現場条件に応じた単価を設定するなどして適切なものとするよう改善させたもの (820 ページ記載)
- ③ 手数料等に係る経費の節減について
 - ・特許料等の納付について、特許印紙による納付から口座振替による納付への積極的な誘導施策を検討することなどにより、特許印紙売りさばき手数料の負担の軽減を図るよう意見を表示したものの (449 ページ記載)
 - ・多数の郵便物の郵送を伴う環境対応車普及促進事業等の実施に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの (462 ページ記載)
 - ・学士の学位授与に係る学位審査手数料について、国費負担をしないことにより、経費の節減を図るよう改善させたもの (635 ページ記載)
- ④ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
 - ・道路整備事業に伴う建物等の移転補償費の算定に当たり、キュービカル式の変電設備を機械設備として取り扱うことを明確にするなどして、その算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (515 ページ記載)
 - ・貿易一般保険の保険金の査定に当たり、確実に物流を確認できる書類を徴取して保険対象である取引の存在を確認することをマニュアルに明記することなどにより、的確な査定を行うための体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの (704 ページ記載)
 - ・緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業における契約形態を、事業の性質に鑑み、原則として概算契約とするための必要な措置を講ずるよう改善の処置を要求し、概算契約の精算時に支払額の確認を適切に実施することを都道府県に対して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの (285 ページ記載)
 - ・防衛装備品の部品等の一般輸入調達に当たり、品代に取次手数料が含まれていることを踏まえ、商社等と外国製造会社等との取引の実態を把握して取次手数料の取扱いを定めることなどにより、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示したもの (620 ページ記載)
 - ・公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの (174 ページ記載)
 - ・次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの (795 ページ記載)
- ⑤ 法令等の趣旨に沿った制度等の運用について
 - ・第三者行為災害に係る支給停止の制度について、労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給との重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したものの (308 ページ記載)
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2 種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの (548、801 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出を適時適切に行うなどして診療報酬を適切に算定するとともに、労災算定基準に基づいて労災診療費を適切に算定するよう是正改善の処置を求めたもの (610 ページ記載)
- ・償却資産の把握に係る事務について、統一的な事務処理体制を整備して適切かつ効率的に行うよう是正改善の処置を求めたもの (788 ページ記載)
- ・場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの (651 ページ記載)
- ・独立行政法人国立病院機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分に図るよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの (766 ページ記載)
- ・多連装ロケットシステムの演習弾の調達に当たって、再利用可能なコンテナの予備数の算定を見直すことにより、必要と認められる予備数を超えて保有しているコンテナを製造会社に官給して効率的に活用するよう改善させたもの (639 ページ記載)

② 政府開発援助における贈与資金の効率的な活用等について

- ・政府開発援助の実施に当たり、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等を図るよう意見を表示したもの (104 ページ記載)
- ・環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施に当たり、相手国に対して事業の具体化及び進捗を促すなどして、贈与資金がより効率的に活用されるよう意見を表示したもの (110 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの (533 ページ記載)
- ・東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの (382 ページ記載)
- ・港湾整備事業により整備する岸壁が有効に利活用されるよう意見を表示したもの (542 ページ記載)

- ・委託して行う国民年金保険料収納業務について、受託事業者による直接的な納付督促の成果に基づいて、より適正な事業の進捗管理を行うなど、抜本的な業務の見直しを行うよう意見を表示したもの (694 ページ記載)
 - ・鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるよう改善の処置を要求し、及び整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう意見を表示したもの (659 ページ記載)
 - ・鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (555 ページ記載)
 - ・土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の結果をより早期に活用できるよう改善の処置を要求したもの (566 ページ記載)
 - ・耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの (572 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (136、290 ページ記載)
 - ・各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの (164 ページ記載)
 - ・緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの (294 ページ記載)
 - ・自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策における監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に行うよう是正改善の処置を求め、並びに各担当部門間で車検切れ車についての情報を共有したり、車検対象車も無保険車対策の対象としたりすることなどにより同対策が効果的なものとなるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの (527 ページ記載)
 - ・二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施に当たり、排出抑制等のための目標量を設定させるなどして、事業を効率的、効果的に実施するよう意見を表示したもの (600 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用について
- ・特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (146 ページ記載)
 - ・国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (712 ページ記載)

- ・国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (808 ページ記載)
- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたものなど (755、760、778 ページ記載)
- ・中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの (774 ページ記載)
- ④ 補助金等によって造成された基金等の有効活用等について
 - ・エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの (452 ページ記載)
 - ・厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (317 ページ記載)
 - ・就農支援資金貸付事業の実施に当たり、青年農業者等育成センターが保有する事業資金の適切な規模について算定基準等を示すとともに、適切な規模を超えるものについて、貸付金相当額の繰上償還を求めることなどにより、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (403 ページ記載)
 - ・国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの (563 ページ記載)
 - ・独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したものなど (416、723 ページ記載)

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

歳	入	100,534,562,749,975	円
歳	出	95,312,341,707,553	

第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入	円	歳	出	円
内閣府、総務省及び財務省						
交付税及び譲与税配付金						
交付税及び譲与税配付金勘定	55,239,448,526,953			53,349,413,186,540		
交通安全対策特別交付金勘定	75,878,440,211			71,165,271,280		
法務省						
登記	160,385,486,593			149,234,292,461		
財務省						
地震再保険	70,062,333,856			58,338,390		
国債整理基金	201,934,155,111,180			171,203,638,688,347		
外国為替資金	3,470,401,293,163			488,546,203,485		
財務省及び国土交通省						
財政投融资						
財政融資資金勘定	28,996,929,515,685			27,912,784,167,262		
投資勘定	208,570,813,558			128,762,704,080		
特定国有財産整備勘定	145,650,235,297			37,474,365,586		
文部科学省、経済産業省及び環境省						
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	2,135,682,874,790			1,920,620,140,629		
電源開発促進勘定	373,224,440,855			317,648,272,649		
厚生労働省						
労働保険						
労災勘定	1,138,623,218,400			1,044,085,750,500		
雇用勘定	2,779,239,909,400			2,488,893,975,846		
徴収勘定	3,194,108,115,282			3,170,438,392,117		
年金						
基礎年金勘定	23,002,569,429,284			20,536,881,774,910		

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
国民年金勘定	4,704,967,209,324	4,465,780,553,085
厚生年金勘定	40,405,594,296,235	40,115,094,234,098
福祉年金勘定	6,381,960,100	6,351,338,803
健康勘定	8,795,990,881,584	8,613,318,210,943
児童手当及び子ども手当勘定	1,760,348,824,264	1,762,755,649,418
業務勘定	508,404,719,912	435,804,275,218
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	28,140,145,304	5,108,564,714
農業経営安定勘定	233,607,814,019	142,969,065,370
米管理勘定	440,682,457,554	420,284,050,843
麦管理勘定	332,536,366,496	317,250,932,646
業務勘定	9,189,802,507	9,189,763,700
調整勘定	939,865,780,121	911,365,970,460
国営土地改良事業勘定	79,890,010,935	73,292,102,451
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	25,803,222,173	12,435,693,000
農業勘定	31,362,718,359	30,751,158,769
家畜勘定	41,331,094,242	31,236,151,260
果樹勘定	4,893,349,805	3,267,131,148
園芸施設勘定	3,954,382,222	2,655,118,409
業務勘定	968,340,559	968,333,940
森林保険	10,126,121,795	1,678,769,348
国有林野事業	458,138,022,530	457,417,969,104
漁船再保険及び漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	5,735,592,026	5,612,752,050
漁船特殊保険勘定	18,947,298	0
漁船乗組員給与保険勘定	2,366,583	0
漁業共済保険勘定	7,714,239,131	7,606,304,006
業務勘定	821,970,589	821,967,995
経済産業省		
貿易再保険	91,055,864,002	58,801,789,053
特許	310,865,170,867	109,291,928,667
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	1,077,385,750,244	982,127,574,546
道路整備勘定	2,469,276,145,668	2,170,657,860,983
港湾勘定	376,200,553,280	345,020,521,783
空港整備勘定	497,384,031,122	470,930,829,758
業務勘定	277,457,542,560	226,243,641,452
自動車安全		
保障勘定	67,461,835,980	8,448,498,684
自動車検査登録勘定	42,627,254,583	36,618,617,902
自動車事故対策勘定	13,803,126,818	13,202,436,059

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

受	入	収	納	済	額	51,385,993,280,745	円		
支	払	}	支	払	命	令	済	額	9,155,835,788,505
			歳	入	組	入	額	41,566,392,505,340	

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	24,185,137,753	20,270,056,727
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	162,617,990,967	118,754,377,403
農林水産業者向け業務	76,397,541,142	68,216,611,364
中小企業者向け業務	125,956,462,564	76,766,759,408
信用保険等業務	290,649,627,092	732,207,322,980
国際協力銀行業務	248,845,950,429	193,435,472,974
駐留軍再編促進金融業務	411,652,397	158,537,721
危機対応円滑化業務	59,507,486,887	115,759,857,284
特定事業促進円滑化業務	13,503,177	17,115,080
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	215,907,433,381	80,728,209,972

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成22年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、23年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、23年10月19日現在で次のとおりである。

平成23年度分

	使用決定額 千円	
1 一般会計		2 特別会計
所 管		
ア 東日本大震災復旧・復興予備費		(該当なし)
内閣府	218,975,721	
文部科学省	139,003	
農林水産省	86,334,448	
経済産業省	124,897,040	
計	430,346,212	
イ 予備費		
総務省	218,351	
法務省	365,639	
厚生労働省	50,329,752	
環境省	9,251,655	
計	60,165,397	

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内閣

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

電子申請等関係システムの利用状況について

〔平成20年度決算検査報告50ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告63ページ参照〕

1 本院が表示した意見

政府は、行政の情報化を積極的に推進することとしており、各府省等は、その一環として、電子申請等関係システムを整備・運用してきている。しかし、内閣に設置されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した施策を受け、各府省等において原則として全ての手続を一律にオンライン化してきたこと、電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどのほか、内閣官房においてシステムを停止等させる際の基準となる指標や停止等に至るまでの手順等を明確にしていないことなどから、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が運用している12システムについて、電子申請率が10%以下と低迷していて、システムの整備・運用等に係る経費に対して効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、内閣官房において、システムの停止等の抜本的な措置を執る際の基準となる指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を行うよう、内閣総理大臣に対して平成21年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、内閣官房において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房は、本院指摘の趣旨に沿い、23年8月までに、前記の戦略本部において、費用対効果等を踏まえて、オンライン利用が可能となっている手続について、申請等があっても効果が費用を下回る場合は原則として停止するなどシステム停止等の措置を執る際の基準となる指標を明確にするとともに、当該手続を所管する府省がオンライン利用の継続又は停止の判断を行い、内閣官房及び総務省が当該判断結果を取りまとめて戦略本部企画委員会に報告するなどの手順を明らかにするなどを内容とする「新たなオンライン利用に関する計画」を策定するなどの処置を講じていた。

なお、電子申請率が低迷していた前記の12システムについては、各府省等において、本院指摘の趣旨に沿い、21年度までに、システムを停止したり、運用を継続するシステムについて、利用の拡大、経費の節減等、費用対効果の発現を図ったりする処置を講じていた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

府省共通業務・システムの最適化計画の実施状況等について

(平成 21 年度決算検査報告 56 ページ参照)

1 本院が表示した意見

政府は、府省等の業務・システムについて、システムの共通化、一元化、業務の外部委託等を内容とし、併せてこれらによる経費や業務処理時間の削減効果を数値で明示した最適化計画を策定し、最適化を着実に実施することとしている。しかし、各府省等に共通する業務・システム(関係府省が一部のものを含む。以下「府省共通業務・システム」という。)の最適化計画において、全ての府省共通業務・システムの最適化に係る投資額の費用対効果が最適化計画の決定等を行う各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議等に示されておらず評価が十分に行われていなかったり、2の府省共通業務・システム最適化計画において削減効果の表示に外部委託費が考慮されておらず適切なものとなっていなかったり、公共事業支援システムについてシステムを一元化することにより効率化を図るための検討を行っていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、内閣官房において、投資額の費用対効果についての評価を十分行うことができる方法を検討したり、削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にしたりするとともに、担当府省が削減経費の適切な算定や障害対策計画等の適切な策定等を行ったり、また、公共事業支援システムについて必要な見直しなどを円滑に行ったりできるように、担当府省との間で所要の調整を行うよう、内閣総理大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、内閣官房において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房は、23 年 8 月に、内閣に設置されている高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、IT 投資管理を適切に行うための具体策を早急に検討し、順次導入するなどを内容とする「電子行政推進に関する基本方針」を策定しており、この基本方針を踏まえて、投資額の費用対効果についての評価を適切に行う方法や削減効果の表示の際に外部委託費を考慮することを明確にするための検討を行うこととしている。

また、内閣官房は、担当府省が削減経費の算定や障害対策計画等の策定等を適切に行うことができるように、担当府省と調整を行っている。さらに、公共事業支援システムに関しては、国土交通省において、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するための再検証の結果を踏まえて、23 年度中を目途に最終的な方針を決定することとしていることから、内閣官房においても所要の調整を行うこととしている。

第2 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 情報システム関係業務に係る請負契約において、計上の必要がない人件費に係る管理費等を計上していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 沖縄総合事務局 (項) 沖縄総合事務局
部 局 等	内閣府沖縄総合事務局
契 約 名	平成 22 年度沖縄総合事務局総務部 LAN システム保守管理及び運用支援業務等 3 契約
契 約 の 概 要	沖縄総合事務局総務部職員に電子メール等のサービスを提供する総務部 LAN システムを維持するために運用支援業務を行うものなど
契 約 の 相 手 方	株式会社オーシーシー、T&C 株式会社
契 約	平成 22 年 4 月 一般競争契約
契 約 額	74,355,750 円(平成 22 年度)
割高となっていた契約額	1180 万円(平成 22 年度)

1 情報システム関係業務に係る請負契約の概要等

(1) 請負契約の概要

内閣府沖縄総合事務局(以下「事務局」という。)は、平成 22 年度に、総務部 LAN システム等に係る運用支援業務及び保守管理業務を、一般競争契約により株式会社オーシーシー及び T&C 株式会社に、契約件数計 3 件、契約額計 74,355,750 円で請け負わせて実施している。

そして、仕様書によると、運用支援業務は、情報システムの稼働状況の確認、把握等を行うものであり、保守管理業務は、情報システムを構成する機器等に障害が発生した場合等に障害内容の特定や対処等を行うものであるとされている。また、障害が発生した場合等には、請負業者は専門業者と連絡調整等を行うこととされている。

(2) 予定価格の積算方法

事務局は、本件 3 契約の予定価格の積算に当たり、請負業者が実施する運用支援業務及び保守管理業務に係る人件費と、ハードウェア及びソフトウェアの修理、復旧等の業務を専門業者に外注して行わせるための外注費をそれぞれ算定し、これらの合計額に管理費を加算するなどしていた。

このうち、人件費については、市販の積算参考資料(以下「積算資料」という。)に掲載されている情報システムに係る運用業務等の技術者(以下「システム運用業務等技術者」という。)の料金単価に仕様書に定める契約期間内の業務日数を乗ずるなどして算定していた。そして、積算資料によれば、システム運用業務等技術者の業務内容は、情報システムの監

視、稼働状況の報告、障害の確認と連絡等となっている。

また、外注費については、前年度に本件業務を実施していた請負業者から徴した参考見積書の価格等を用いて算定していた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、事務局において、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の3契約を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 人件費に係る管理費について

事務局は、本件3契約の予定価格の積算に当たり、人件費に係る管理費として、積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価に基づき算出した人件費の合計額に、建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)の一般管理費等率を参考に、20% を乗じて算定していた。

しかし、上記の料金単価には、人件費に係る管理費に相当する諸経費が含まれており、予定価格の積算に当たり、人件費とは別に人件費に係る管理費を計上する必要はなかった。

イ 障害発生時等に係る業務の費用について

事務局は、本件3契約のうち2契約の予定価格の積算に当たり、仕様書で請負業者に対して求めている障害発生時等に係る業務の費用について、外注費に係る管理費として、外注費の合計額に、積算基準の一般管理費等率を参考に、20% を乗じて算定していた(以下、外注費に係る管理費として計上していたこの費用を「障害対応費」という)。

しかし、前記のとおり、積算資料のシステム運用業務等技術者の業務内容には、障害の確認と連絡に係る業務が含まれていることから、仕様書で請負業者に対して求めている障害発生時等に係る業務の費用は、人件費の算定に用いた積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価に含まれているものであった。このため、予定価格の積算に当たり、人件費とは別に障害対応費を計上する必要はなかった。

したがって、人件費に係る管理費、障害対応費を除くなどして予定価格を修正計算すると計62,487,108円となり、本件契約額計74,355,750円は、これに比べて約1180万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務局において、積算資料のシステム運用業務等技術者の料金単価の内容の確認及び当該料金単価を基に積算した予定価格の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益について、用途を明確に定めるとともに、区分経理を行わせることなどにより、その管理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	総理府所管 一般会計 (組織)沖縄開発庁 (項)沖縄開発庁
部 局 等	内閣府本府(平成 13 年 1 月 5 日以前は総理府)
補助の根拠	予算補助
補助事業	財団法人海洋博覧会記念公園管理財団基本財産造成
国営公園維持管理推進費補助金の概要	財団法人海洋博覧会記念公園管理財団の基本財産の造成を助成し、財政的基礎を確立することにより、国営沖縄記念公園の適切な維持管理の推進を図るもの
国営公園維持管理推進費補助金の総額	6 億円(昭和 51 年度～55 年度、平成 4 年度～ 8 年度)
国営公園維持管理推進費補助金等により造成された基本財産の額	22 億 7500 万円(平成 22 年度末現在)
基本財産から生じた運用益の額	10 億 3921 万余円(昭和 51 年度～平成 22 年度)
上記のうち国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益相当額	4 億 7010 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益の管理について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 内閣総理大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 国営公園維持管理推進費補助金により造成された基本財産から生じた運用益の管理の概要

(1) 国営公園維持管理推進費補助金の概要

貴府は、昭和 51 年度から 55 年度までの間及び平成 4 年度から 8 年度までの間に、国営公園維持管理推進費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)等に基づき、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団(以下「海洋博財団」という。)に対して、国営公園維持管理推進費補助金(以下「維持管理補助金」という。)を計 6 億円交付している。維持管理補助金は、国営沖縄記念公園(昭和 62 年 3 月 24 日以前は国営沖縄海洋博覧会記念公園。以下同じ。)の

維持管理業務を受託し、亜熱帯性植物に関する調査研究、技術開発等の公益事業を行う機関として51年7月に設立された海洋博財団の基本財産の造成について助成し、その財政的基礎を確立することにより、国営沖縄記念公園の適切な維持管理の推進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として交付するものとされている。

(2) 維持管理補助金により造成された基本財産から生じた運用益の管理

海洋博財団の基本財産は、維持管理補助金のほか、沖縄県からの出せん金6億円、収益事業からの繰入れなどにより造成されており、平成22年度末現在では総額22億7500万円となっている。そして、基本財産から生じた運用益は、昭和51年度から平成22年度までの間で計10億3921万余円となっている。

貴府が定めた国営公園維持管理推進費補助金管理運営要領(以下「運営要領」という。)によれば、維持管理補助金により造成された基本財産(以下「補助造成財産」という。)から生じた運用益の用途は、貴府が別途定めることとされている。また、その運用益の収入及び支出を他の収入及び支出と区分して経理(以下「区分経理」という。)し、帳簿及び証拠書類(以下、これらを合わせて「帳簿等」という。)を整備して、海洋博財団において補助造成財産を保有する間、保存しなければならないこととされている。

そして、海洋博財団は、運営要領に基づいて、補助造成財産を国債等の投資有価証券等として管理し、運用しており、その運用益に係る収入及び支出について、毎会計年度終了後に「基本財産造成及び運用益収支に係る実績報告」を貴府に提出するなどしている。

(3) 海洋博財団の一般会計

海洋博財団の会計規則等によれば、会計区分は、一般会計及び特別会計とされており、一般会計では、特別会計で取り扱うこととされる公園の維持管理業務等以外の業務の会計経理について取り扱うこととなっている。そして、基本財産及びその運用益、調査研究等の公益事業等は一般会計で経理することになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

海洋博財団は、国営沖縄記念公園の維持管理業務を受託し、各種の調査研究等の公益事業を行うことを目的に設立され、貴府から維持管理補助金の交付を受けるなどして、基本財産を造成しており、運用益も多額に上っている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、交付要綱、運営要領等に基づいて、補助造成財産の管理及び運用が適切に行われているか、その運用益の管理が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

昭和51年度から平成8年度までの間に交付された維持管理補助金及び昭和51年度から平成22年度までの補助造成財産の運用益等を対象として、実績報告書、収支計算書等により貴府及び海洋博財団において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴府は、運営要領において、補助造成財産の運用益の用途を別途定めることとされているのに、これを定めていなかった。また、海洋博財団は、補助造成財産の運用益について、前記のとおり一般会計において経理しており、そして、運営要領によれば、収入及び支出ごと

に区分経理を行い、帳簿等を整備及び保存しなければならないこととされているのに、支出については、区分経理を行っておらず、帳簿等の整備及び保存を行っていなかった。このため、補助造成財産の運用益に係る支出の使途は明確となっていなかった。なお、収入については、区分経理を行っており、帳簿等の整備及び保存を行っていた。

また、海洋博財団から貴府に提出された「基本財産造成及び運用益収支に係る実績報告」には、基本財産の運用益の収入及び支出が記載されている。そして、収入については維持管理補助金、沖縄県からの出えん金等ごとに金額が記載されているが、支出についてはその全額を実態とは関係なく調査研究費等と公益管理費とで折半するなどした額が記載されているのみであり、具体的な使途は把握できない状況となっていた。

したがって、昭和51年度から平成22年度までの間に基本財産から生じた運用益計10億3921万余円のうち補助造成財産の運用益相当額4億7010万余円については、交付要綱等に基づく適切な管理が行われていなかったと認められる。

（是正改善を必要とする事態）

貴府において、運営要領で定めることとされている補助造成財産の運用益の使途を定めておらず、具体的な使途を把握していない事態及び海洋博財団において、補助造成財産の運用益の支出について、区分経理が行われていなかったり、帳簿等の整備及び保存を行っていなかったりして、補助造成財産の運用益が適切に管理されていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴府において、補助造成財産の運用益について、その使途を定めていなかったこと、また、海洋博財団が補助造成財産の運用益に係る支出の区分経理や帳簿等の整備及び保存を行っていなかったのに、それらの事態の把握ができていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

補助造成財産は、海洋博財団において、今後も適切な管理及び運用が行われなければならないものである。

については、貴府において、補助造成財産の運用益の管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 補助造成財産の運用益の使途を明確に定め、その具体的な使途を把握すること

イ 海洋博財団に対して、補助造成財産の運用益に係る支出について、勘定科目を設定させるなどして区分経理を行わせ、帳簿等を整備及び保存させること

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

新設等工事により取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録について

〔平成 20 年度決算検査報告 61 ページ参照〕
〔平成 21 年度決算検査報告 70 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

内閣府本府が新設等工事により平成 19 年度に取得するなどした国有財産及び物品について、国有財産台帳及び物品管理簿(以下、これらを合わせて「国有財産台帳等」という。)への記録が適切に行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、内閣府本府において、新設等工事により取得するなどした国有財産及び物品で国有財産台帳等に記録されていないものについては速やかに記録するなどの処置を講じ、また、事務処理の状況を適切に管理して適時適切に国有財産台帳等に記録するための具体的な事務手続を明確に定めるなど、国有財産台帳等に正確な記録が行われるよう事務処理体制を整備するなどの処置を講ずるよう、内閣総理大臣に対して 21 年 7 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府本府は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年 5 月までに、新設等工事により 19 年度以降に取得するなどした国有財産及び物品のうち、新設、新築等として記録すべき国有財産については国有財産台帳に、取得した全ての物品については物品管理簿にそれぞれ記録し、また、国有財産及び物品について、それぞれ国有財産台帳等に正確に記録するための事務処理体制を整備するなどの処置を講じていた。

また、18 年度以前に取得するなどした国有財産及び物品については、23 年 8 月までに記録状況等の調査を完了して、記録漏れなどとなっていたものを国有財産台帳等に記録する処置を講じていた。

(警 察 庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

小型回転翼航空機の購入の際に併せて必要とされる部品について、故障発生頻度等の情報や使用実績を十分に把握した上で調達したり、使用していない部品を官給品として活用したりするなどして、経済的な調達及び有効活用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察活動基盤整備費 (平成19年度以前は、(項)警察庁)
部 局 等	警察庁
契 約 の 概 要	小型回転翼航空機の購入の際に併せて必要とされる部品等の調達を行うもの
契 約 金 額	6億9884万余円(平成17年度～21年度)
契 約 の 相 手 方	兼松株式会社
契 約	平成18年2月～22年3月 一般競争契約
16都道府県警察に配布された部品の金額	4億4678万円(背景金額)(平成17年度～21年度)

1 契約等の概要

(1) 小型回転翼航空機の部品等の概要

警察庁は、都道府県警察において警ら活動、災害救助活動等を実施するため、小型回転翼航空機(以下「小型ヘリ」という。)を調達し、都道府県警察に配備している。そして、製造後1年間程度の期間に発生する故障やこれを未然に防止するための整備(以下「予防整備」という。)等に速やかに対応し、小型ヘリが迅速かつ安全に空からの警察活動ができる状態を確保するため、故障発生頻度が高かったり、調達期間に長期を要したりする部品及び工具(以下「部品等」という。)を調達して、小型ヘリの配備の際に、都道府県警察に1回に限り配布している。

小型ヘリの部品等は、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条第1項第6号に基づき、航空機の購入の際に併せて必要とされる部品等として国費により支弁されるもの(以下「国費部品」という。)のほか、都道府県の予算から支弁され、その一部を国が補助するものなどがある。

国費部品は、警察庁が作成した国費部品の内容、調達の優先度等を示した調達基準に基づき、①機体領収後1年間(400飛行時間相当)に実施する予防整備で交換が必要となる部品及び消耗品(以下「要交換部品」という。)、②機体領収後1年間(400飛行時間相当)の運用において、故障発生頻度が高く見積もられ、故障等により小型ヘリが非可動となることを回避するために保有することが必要と見込まれる部品(以下「非可動回避用部品」という。)等に区分されている。

(注1)

警察庁は、平成17年度から21年度までの間に、18都道府県警察に配備するために小型ヘリ19機を調達しており、いずれの年度においても、一般競争入札により兼松株式会社

（以下「会社」という。）と契約を締結し、アグスタ社製 A109 型機を導入している。そして、これらの 19 機の機体に係る国費部品の調達についても、小型ヘリを調達した各年度とも、一般競争入札により会社と契約を締結しており、5 年間の契約金額の合計は、要交換部品 1554 万余円、非可動回避用部品 5 億 3438 万余円、工具 1 億 4892 万余円、計 6 億 9884 万余円となっている。

(2) 国費部品の調達手続

警察庁は、国費部品の調達に当たり、小型ヘリを調達した会社に調達基準を示して、国費部品として推奨する部品等のリスト（以下「リスト」という。）の作成を依頼し、警察庁がリストの内容を確認して、都道府県警察に送付している。

そして、都道府県警察は、既に同型の小型ヘリが配備されている他の都道府県警察における故障等の情報を収集するなどして、警察庁から送付されたリストを参考にして選定した部品等を警察庁に報告し、警察庁は、都道府県警察の報告を取りまとめ、一般競争入札により国費部品を調達する業者（以下「部品調達業者」という。）を決定し、契約を締結して国費部品を調達している。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、有効性等の観点から、小型ヘリの部品等は適切に調達されているか、有効に利活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、警察庁が 17 年度から 21 年度までの間に 16 都道府県警察に配備した 16 機に係る国費部品計 532 品目 5 億 9281 万余円のうち、計 468 品目 4 億 4678 万余円（要交換部品 28 品目 1465 万余円、非可動回避用部品 440 品目 4 億 3212 万余円）を対象として、警察庁及び 16 都道府県警察において契約関係書類や部品管理簿等により会計実地検査を行った。また、部品調達業者である会社へ赴き、説明を聴取するなどして検査した。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 非可動回避用部品の調達

ア 部品に関する情報の把握

国費部品については、前記のとおり、国費部品の内容や調達の優先度等を示した調達基準に基づいて調達を行っていることや、毎年度同型機を調達していること、同型機については通常同じ箇所の故障等の際には同一の品目が使用されることなどから、年度ごとの調達品目に大きな相違は生じないものと考えられる。

警察庁が 16 都道府県警察に配布した非可動回避用部品 440 品目の各年度における調達品目数についてみると、17 年度 88 品目、18 年度 133 品目、19 年度 345 品目、20 年度 109 品目、21 年度 13 品目となっており、年度により大きく相違していた。また、5 か年度のうち毎年度調達していた部品が 1 品目にとどまっていたり、単年度のみ調達していた部品が 270 品目と多数を占めていたりしていた。

このように年度ごとの調達品目が相違した場合は、故障発生頻度、調達期間、在庫状況等の部品に関する情報を小型ヘリを調達した会社から把握し、相違する品目を調達すべきか判断する必要がある。しかし、警察庁は、各年度に推奨された部品に関するこれらの情報を的確に把握していなかった。

イ 使用実績の把握

部品の調達に当たっては、実際に小型ヘリを運用している都道府県警察に配布した部品の使用実績を把握して調達することが重要である。

しかし、警察庁は、調達に当たり都道府県警察の非可動回避用部品の使用実績を定期的に報告させるなどして十分に把握していなかった。このため、17年度から19年度までの間に調達し、同期間に機体を配備した10都道府県警察における非可動回避用部品延べ566品目の使用状況についてみると、調達した翌年度に部品を使用していたのは延べ121品目にとどまっており、また、部品を使用した翌年度に、使用された品目と同一の品目の部品を再度調達していたものは延べ19品目にとどまっていた。

(2) 使用していない国費部品の活用

16都道府県警察のうち13都道府県警察は、機体領収後400飛行時間を経過した年の年末までの間に予防整備等を整備業者に委託していた。そして、この委託において、整備業者は予防整備等のために395品目(6172万余円)の部品を調達していたが、このうち要交換部品23品目及び非可動回避用部品64品目、計87品目(378万余円)は、国費部品として保有していたものと同一であった。

整備業者が調達した部品は、機体を製造したアグスタ社や小型ヘリを調達した会社から調達しているため、国費部品は、これらの部品と同等の品質が確保されており、予防整備等の委託に当たっては、国費部品を整備業者に官給品として提供し使用させることができると認められた。実際に、都道府県警察では、予防整備等を実施する整備業者に国費部品を官給している場合がある。

しかし、警察庁は、都道府県警察の使用していない国費部品を官給品として活用することを十分に検討していなかった。

(1)及び(2)のとおり、非可動回避用部品について故障発生頻度等の部品に関する情報や都道府県警察における使用実績を十分に把握した経済的な調達が図られていない事態や、使用していない国費部品の活用方法を十分に検討していないことにより、国費部品が有効に活用されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、警察庁において、非可動回避用部品について故障発生頻度等の部品に関する情報や都道府県警察における使用実績を把握することや、使用していない国費部品の活用方法を検討することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁は、23年7月に都道府県警察へ事務連絡を発するなどして、国費部品の経済的な調達及び有効活用が図られるよう、次のような処置を講じた。

ア 小型ヘリを調達した会社から故障発生頻度等の部品に関する情報の提示を受けたり、都道府県警察における部品の使用実績を把握したりするなどした上で、非可動回避用部品を調達することとした。

イ 都道府県警察における国費部品の使用状況を踏まえ、整備業者等に対して官給品の受入れを要請するなどして、国費部品の有効活用を図ることとした。

- (注1) 18 都道県警察 警視庁、北海道警察本部、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、大分県、沖縄県各警察本部
- (注2) 16 都道県警察 警視庁、北海道警察本部、山形県、群馬県、埼玉県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、大分県、沖縄県各警察本部
- (注3) 10 都道県警察 警視庁、北海道警察本部、山形県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県各警察本部
- (注4) 13 都県警察 警視庁、山形県、群馬県、埼玉県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、愛媛県、大分県各警察本部

(金融 庁)

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

株式会社整理回収機構が平成 11、12 両年度に行った整理回収業務による利益について

(平成 21 年度決算検査報告 80 ページ参照)

1 本院が表示した意見

株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)は、預金保険機構からの委託を受けて同機構に代わり破綻金融機関等から資産を買い取るとともに、買い取った資産の管理及び処分を行うなどの整理回収業務を実施しており、平成 11、12 両年度の整理回収業務から生じた利益 1837 億 7314 万余円を特例業務勘定において余裕資金として保有していた。これは、13 年 4 月施行の預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)の改正により、13 年度以降の整理回収業務から生じた利益については全て預金保険機構に納付することとされたが、施行前に生じた利益については、改正後の規定を適用しないこととされたことによるものである。しかし、同法の改正当時と比べて金融情勢等が変化してきているなどの状況において、上記の利益に係る資金が、整理回収機構に余裕資金として保有されている事態は適切とは認められない。

したがって、金融庁において、上記資金の有効活用を図るため、預金保険機構を通じて国に納付させたり、同機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなど、国の財政に寄与する方策を検討するよう、内閣府特命担当大臣に対して 22 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、金融庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、金融庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整理回収機構が 11、12 両年度に行った整理回収業務から生じた利益に係る資金の有効活用を図るため、当該資金を、整理回収機構が特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸出金債権等の回収等に伴って住専勘定に生じたいわゆる二次損失の政府負担分に充当し、これにより新たな財政措置を回避することとしていた。そして、金融庁は、上記の二次損失を補填するために必要な金額を特例業務勘定から住専勘定に繰り入れることができることとする規定を含む預金保険法の一部を改正する法律案を作成していた。^(注)なお、上記の規定を含む預金保険法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 45 号)は、23 年 5 月 20 日に公布され、6 か月以内に施行されることとなっている。

そして、金融庁は、今後、上記の資金を二次損失の政府負担分の処理に活用することとしており、当該資金の繰入時期等について関係機関と協議するなど所要の準備を行っている。

(注) 同法律案においては、特例業務勘定は「協定後勘定」と規定されている。

(消費者庁)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (2) 資金前渡官吏が科目の更正処理を誤ったことにより生じた前渡資金の残額の不足を解消するため、所要額と異なる額の前渡資金を請求し、官署支出官が請求額どおりに支出決定を行ったことにより、非常勤職員手当が適正な科目から支出されていなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)消費者庁 (項)消費者庁共通費
部 局 等	消費者庁
消費者庁における非常勤職員手当の概要	資金前渡官吏が官署支出官の支出決定に基づき交付された前渡資金から支払う法執行専門職員等の非常勤職員の手当
消費者庁における非常勤職員手当の額	68,893,315 円(平成 21 年度)
適正な科目から支出されていなかった非常勤職員手当の額	3,131,900 円(平成 21 年度)

1 非常勤職員手当の支払に係る会計経理の概要

消費者庁は、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に係る業務を行う法執行専門職員及び特定商取引法執行調査員(以下、これらを合わせて「専門職員」という。)等の非常勤職員を雇用しており、毎月、非常勤職員手当(以下「手当」という。)を支払っている。この支払手続は、資金前渡の制度により、資金前渡官吏が科目別の内訳書を添付した前渡資金請求書により前渡資金を官署支出官に請求し、官署支出官がこの請求に基づき支出決定を行い、これにより前渡資金を領収した資金前渡官吏が手当を支払うものである。

資金前渡の制度では、前渡資金が交付された時点で、科目別に支出済額として整理される仕組みとなっている。したがって、資金前渡の制度を用いる際には、官署支出官の支出済額と資金前渡官吏の領収額及び支払額とが、それぞれ同一の科目において、適正に整合していなければならない。このため、資金前渡官吏が誤った科目で前渡資金を請求して交付を受け、同じ科目で支払った場合には、領収した科目及び支払った科目の更正処理を行うことになり、官署支出官も科目の更正処理を行うことになる。

そして、歳出予算は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 23 条の規定により目的に従って項に区分しなければならないとされ、また、同法第 32 条の規定により項に定める目的のほかに使用することができないとされている。このため、同庁は、平成 21 年度の手当について、歳出予算の項に定める目的に従って、次のとおり二つの科目から、非常勤職員の職名に応じて支払うこととしていた。

- ① 専門職員以外の非常勤職員の手当は、(項)消費者庁共通費(目)非常勤職員手当
- ② 専門職員の手当は、(項)消費者政策費(目)非常勤職員手当

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、資金前渡官吏が所要額に基づいて前渡資金を官署支出官に請求しているか、官署支出官が適正な科目による支出決定を行っているかなどに着眼して、21年度の手当を対象として、消費者庁において、前渡資金請求書、支出決定簿等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

資金前渡官吏は、21年10月に支払った手当について、(項)消費者政策費(目)非常勤職員手当からの支払額に、誤って、(項)消費者庁共通費(目)非常勤職員手当から支払うべき手当3,131,900円を含めていた。後日、これに気付いた資金前渡官吏は、官署支出官にその旨を連絡し、翌11月に、官署支出官は科目の更正処理を行う一方、資金前渡官吏は、手当を支払った科目の更正処理を行ったが、誤って、官署支出官から領収した科目の更正処理を行っていなかった。

このため、前渡資金の(項)消費者庁共通費(目)非常勤職員手当は、支払額が領収額を上回り、同月末の残額として3,131,900円不足している状態となっており、このような状態は、22年3月まで同様であった。

そして、資金前渡官吏は、(項)消費者庁共通費(目)非常勤職員手当について、21年度の出納整理期間である22年4月に支払う同年3月分の手当の所要額を算定したが、その際、上記残額の不足3,131,900円を解消するために、所要額として算定した6,384,901円に3,131,900円を加えた9,516,801円を前渡資金の請求額として官署支出官に請求していた。

この請求を受けた官署支出官は、請求額が所要額とは異なる額であることを前渡資金請求書に添付された科目別の内訳書により把握することが可能であったのに、請求額どおりに、9,516,801円の支出決定を行って前渡資金を交付していた。

しかし、官署支出官が(項)消費者庁共通費(目)非常勤職員手当で支出決定を行った9,516,801円のうち3,131,900円は、科目の更正処理を誤ったことにより生じた前渡資金の残額の不足を解消するために本来の所要額に加えて請求されたものであることから、歳出予算の項に定めた目的に沿わない内容の支出となっていて、適正な科目から支出されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、資金前渡官吏において、会計法令等に対する基本的な認識が十分でなかったこと、官署支出官において、支出決定を行うに当たり前渡資金の金額や科目の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第3 総 務 省

第3章
第1節
第3
総務省

不 当 事 項

補 助 金

(3) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (5)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)情報通信技術高度利活用推進費
部 局 等	総務本省
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	市6、町1、計7補助事業者等
補助事業等	市町村合併推進体制整備事業、地域情報通信技術利活用推進交付金事業等
事業費の合計	429,384,655 円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	414,585,000 円
不当と認める事 業費の合計	245,891,671 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	231,095,000 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているか、事業の計画が適切に策定されているかなどに着眼して、総務本省、7府県、114市町村、2連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、3第三セクター及び1団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、7事業主体が市町村合併推進体制整備費補助金、地域情報通信技術利活用推進交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されていたり、事業の計画が適切でなかったりして、これらに係る国庫補助金231,095,000円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 139,660,000円

市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)は、市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)及び市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成13年総務事務次官通知。平成18年一部改正。以下「補助要綱」という。)により、17年3月31日までに都道府県知事に合併申請を行い、18年3月31日までに合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画を作成して、この計画に基づいて行う事業の実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

一方、総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

そして、「平成17年度における合併市町村補助金の取扱いについて」(平成18年2月総務省自治行政局合併推進課長通知)等によると、特別交付税の算定の基礎数値に含めている事業(合併補助金を特定財源として控除している場合を除く。)に係る経費は合併補助金の補助の対象とはならないこととされている。

本院が総務本省及び86市町において会計実地検査を行ったところ、3市において、特別交付税の算定の基礎数値に含めている事業に係る経費を合併補助金の補助の対象としており、これに係る国庫補助金計139,660,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の3市において、補助要綱等の理解が十分でなかったこと、また、総務省において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大分県大分市(平成17年1月1日に大分市、佐賀関町及び野津原町が合併)は、18年度に統合型地理情報システム構築事業を事業費137,025,000円で実施して、19年2月に交付申請を行い、合併補助金123,040,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、18年8月に、本件事業に係る経費を統合型地理情報システム導入に要する経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて大分県に報告し、同県はその審査を行い、同年9月に総務省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、前記の事業に係る経費は、特別交付税の算定の基礎数値に含まれていることから、これに係る合併補助金123,040,000円は交付の必要がなかった。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(3) 香川県	観音寺市	のりあいバス購入	19	12,810	12,000	12,810	12,000	特別交付税の措置と重複して補助金の交付を受けていたもの
(4) 同	三豊市	本山駅駐輪場	19	4,623	4,620	4,623	4,620	同

県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金	不当と認め る補助 対象事業 費	不当と認め る国庫 補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(5)	大分県 大分市	統合型地理情報システム構築	18	137,025	123,040	137,025	123,040	特別交付税の措置と重複して補助金の交付を受けていたもの
(3)-(5)の計				154,458	139,660	154,458	139,660	

(2) 地域情報通信技術利活用推進交付金等の交付を受けて実施する事業の計画が適切でなかったなどのもの 4件 不当と認める国庫補助金 91,435,000円

地域情報通信技術利活用推進交付金及び情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、医療、介護、福祉、防犯、産業等の分野において、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入・活用するなどして、地域における諸課題を解決し、また、地域の人材を育成・活用しながら地域における公共サービスの向上を図るために、ICT関連システムの基盤の整備、人材育成等の事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について交付されるものである。これらの交付金の交付対象経費は、サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末等のICT関連システムの基盤の整備等に要する経費とされている。

本院が総務本省、7府県、39市町村等において会計実地検査を行ったところ、4事業主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る交付対象 事業費	不当と認め る交付金相 当額	摘要	
			千円	千円	千円	千円		
(6)	京都府宮津市	地域情報通信技術利活用推進交付金、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	123,506	123,505	71,039	71,039	計画不適切補助の対象外

この交付金事業は、宮津市が、高齢者等の健康の見守り、買物の支援及び有害鳥獣被害に悩む農家の捕獲檻見回りに係る労務の軽減を目的として、高齢者等見守りシステム、買物支援システム、有害鳥獣捕獲檻監視装置送受信監視システム等を構築するとともに、高齢者等や農家が上記のシステムを利用するなどのために必要なタブレット端末、有害鳥獣捕獲檻監視装置端末等の情報通信端末を購入して利用者へ配布等を行うこととしたものである。

そして、同市は、実績報告において、タブレット端末については、購入した200台のうち170台を高齢者等に配布し、有害鳥獣捕獲檻監視装置端末については、購入した180基全てを設置したなどとしていた。また、同市は、事業期間内に上記のシステム及び情報通信端末について保守を行うとして、その保守費を交付対象事業費に含めていた。

しかし、同市は、関係機関等と十分な調整をしないまま事業計画を策定し、事業の適切な執行管理を行っていなかったことなどから、実際には、事業期間終了時において、情報通信端末を全く配布することができず、情報通信端末は一度も利用されていなかった。また、事業期間内において、前記のシステムは稼働していなかったことから、当該システム及び情報通信端末についての保守を行う必要はなく、その保守費は交付の対象とならないものである。

交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認め る交付対象 事業費	不当と認め る交付金相 当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(7) 大阪府箕面市	地域情報通信技術活用推進交付金	21	31,880	31,880	4,290	4,291	補助の対象外

したがって、配布されておらず利用されていなかった情報通信端末の購入費計 65,576,700 円及び交付の対象とならない保守費計 5,462,625 円に係る交付金相当額計 71,039,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、関係機関等と十分調整した上で事業計画を策定し実施することの重要性に対する認識が十分でなかったこと、また、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

この交付金事業は、箕面市が、児童・生徒の安心及び安全の確保を目的として、市内の全ての市立小中学校において、IC タグを活用して児童・生徒の登下校時に校門の通過時刻を記録し、保護者へ電子メールを配信するシステムを整備するとともに、校門に防犯カメラ及び電気錠を設置するなどの工事を実施することとしたものである。

しかし、同市は、上記工事の一部として、交付の対象とならない校門周辺の既存ネットフェンス等の修繕及びかさ上げ並びにネットフェンス等の新設に係る工事費計 4,290,620 円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、交付の対象とならない工事費計 4,290,620 円に係る交付金相当額 4,291,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 広島県府中市	地域情報通信技術活用推進交付金	21	63,773	63,773	10,210	10,211	計画不適切 補助の対象外
------------	-----------------	----	--------	--------	--------	--------	-----------------

この交付金事業は、府中市が、住民の安心及び安全の向上を目的として、病院や診療所等の間での連携や医療情報を共有するための府中地域保健・医療・福祉連携ネットワークを構築するとともに、病院等 32 か所にノートパソコン等から成る利用者端末 47 台を設置し、当該ネットワークに接続するなどの整備をすることとしたものである。

しかし、同市は、事業計画策定時に、一部の病院において既に類似のシステムが稼働していることを把握していなかったり、診療所において上記のネットワークを利用することについての要望等を十分把握していなかったりなどして、当該ネットワークに参加することとなる病院等との調整を十分に行っていなかったことから、利用者端末 47 台のうち 34 台を請負業者に保管させたまま設置していなかった。また、同市は、事業期間終了までに当該利用者端末 34 台の設置工事が行われていないにもかかわらず、工事が完了したこととして、その設置工事費を交付対象事業費に含めていた。

したがって、事業期間終了時に設置されていなかった利用者端末 34 台の購入費計 8,496,600 円及びその利用者端末 34 台の設置工事費 1,713,600 円に係る交付金相当額計 10,211,000 円が不当と認められる。

交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認め る交付対象 事業費	不当と認め る交付金相 当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(9) 宮崎県児 湯郡新富 町	地域情報通 信技術利活 用推進交付 金	21	55,767	55,767	5,893	5,894	補助の対象外
<p>このような事態が生じていたのは、同市において、事業計画策定時に病院等との調整を十分に行うことの重要性に対する認識が十分でなかったこと、また、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。</p> <p>この交付金事業は、新富町が、同町の農産物についての安心及び安全の確保を目的として、農産物の生産者が携帯情報端末を使用して生産履歴情報を入力し、農産物に関する適正な農薬の使用をチェックするなどのシステムを構築するなどしたものである。</p> <p>そして、同町は、上記のシステムについて保守を行うとして、その保守費を交付対象事業費に含めていた。</p> <p>しかし、前記システムの完成日は平成22年3月30日であり、翌日の事業期間未までに稼働した記録はなかったことから、稼働していない当該システムについて保守を行う必要はなく、その保守費は交付の対象とならないものである。</p> <p>したがって、前記システムの保守費計5,893,376円に係る交付金相当額5,894,000円が過大に交付されていて不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、同町において前記システムの稼働状況の確認及び本件交付金事業の経費計上に対する理解が十分でなかったこと、総務省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。</p>							
(6)-(9)の計			274,926	274,925	91,433	91,435	

そ の 他

- (10) 特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、都道府県補助金等の特定財源を
(22) 控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
交 付 先	市11、町2
特別交付税交付額	22,133,329,000円(平成18年度～22年度)
過大に交付された特別交付税の額	132,525,000円(平成18年度～22年度)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要がある地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。

市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出している。そして、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、総務省は、送付された算定資料等の金額に所定の係数を乗ずるなどして地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定することとされている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の算定事項の経費の算定に当たっては、市町村が負担する額に基づくことなどとされ、国庫補助金、都道府県補助金、地方債等の特定財源を控除することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかに着目して、総務本省及び12道県の152市町村において、平成18年度から22年度までの間に交付された特別交付税を対象として、特別交付税の算定資料等により会計実地検査を行った。

検査の結果、3県の13市町に交付された特別交付税計22,133,329,000円のうち、算定事項の経費の算定に当たり、都道府県補助金等の特定財源を控除していなかったなどのため、特別交付税計132,525,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、市町又は県において省令等の理解が十分でなかったこと、県において算定資料等の審査が十分でなかったこと、総務省において地方団体に対する省令等の周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

富山県富山市は、平成19年度から21年度までの間に、地方バス路線の運行維持を目的として民営バス事業者へ補助金を交付するなどのため、特別の財政需要が生ずるとして、その経費を計469,904,000円とする算定資料等を富山県に提出するなどして、地方バス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税計375,923,000円を含む特別交付税計5,697,321,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記の経費を算定する際、各年度に民営バス事業者への補助金として交付を受けた県補助金計52,186,000円を控除していなかった。

したがって、これにより上記の経費に係る適正な特別交付税を算定すると計334,175,000円となることから、特別交付税計41,748,000円が過大に交付されていた。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要	
第3章 第1節 第3 総務省	(10)	富山県	富山市	地方バス	19～21	千円 5,697,321	千円 41,748	都道府県補助金を控除していなかったもの
	(11)	同	氷見市	同	19～21	3,266,232	8,608	同
	(12)	同	滑川市	同	21	579,201	10,400	国庫補助金を財源とした法定協議会からの収入を控除していなかったもの
	(13)	同	黒部市	同	19～21	2,259,834	7,948	都道府県補助金を控除していなかったもの
	(14)	同	小矢部市	同	20～22	2,106,252	20,880	国庫補助金を財源とした法定協議会からの収入を控除していなかったもの
	(15)	同	南砺市	同	20	2,456,143	2,480	地方債を控除していなかったもの
	(16)	同	射水市	同	19	1,347,027	16,292	都道府県補助金を控除していなかったもの
	(17)	石川県	鳳珠郡能登町	同	19	808,233	3,363	算定方法を誤っていたもの
	(18)	静岡県	静岡市	同	20	1,310,904	1,048	都道府県補助金を控除していなかったもの
	(19)	同	島田市	同	18	941,279	4,020	同
	(20)	同	伊豆の国市	同	18	500,236	7,237	同
	(21)	同	牧之原市	同	18	504,044	6,129	同
	(22)	同	賀茂郡西伊豆町	同	18	356,623	2,372	同
	(10)～(22)の計					22,133,329	132,525	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち辺地共聴施設整備事業の実施に当たり、施工業者との契約締結時には、国が定めた標準価格に基づく簡易積算書を使用して事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴するなどして事業費の算定が経済的に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部局等	総務本省、9 総合通信局
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)
補助事業者	市84(うち事業主体3市)、町43、村3

間接補助事業者 (事業主体)	534 共聴組合
補助事業	辺地共聴施設整備
補助事業の概要	地上アナログテレビ放送の難視聴の解消を目的として設置した辺地共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応に改修したり、新たな難視地区の難視聴の解消を目的として辺地共聴施設を新設したりなどするもの
簡易積算見積書のみを徴して契約を締結していた事業数及び事業費	537 事業 23 億 6263 万余円(平成 21 年 3 月～22 年 11 月)
上記に対する国庫補助金交付額	11 億 5276 万余円
低減できた事業費	2 億 5980 万円(平成 21 年 3 月～22 年 11 月)
上記に対する国庫補助金相当額	1 億 2679 万円

1 事業の概要

(1) 辺地共聴施設整備事業の概要

総務省は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に基づき、地上デジタルテレビ放送への円滑かつ確実な移行に資することを目的に、平成 20 年度からデジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業等の地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業を行う一般放送事業者、市町村、共聴組合等^(注1)に対し、その事業に要する経費の一部として、電波遮へい対策事業費等補助金(22 年度以降は無線システム普及支援事業費等補助金)を交付している。地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち辺地共聴施設整備事業(以下「本件補助事業」という。)は、地理的条件による地上アナログテレビ放送の難視聴の解消を目的として設置した辺地共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応に改修したり、地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地理的条件により地上デジタルテレビ放送が良好に受信できない新たな難視地区の難視聴の解消を目的として辺地共聴施設を新設したりなどするものである。

そして、本件補助事業の補助事業者は市町村となっており、事業主体は市町村又は共聴組合となっている。

総務省によると、本件補助事業は、地上アナログテレビ放送が終了した 23 年 7 月以降も、引き続き新たな難視地区の難視聴の解消等を目的に実施されることとなっていて、23 年度の予算額は 37 億余円と多額になっている。

(注 1) 共聴組合 地理的条件による地上テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とした辺地共聴施設を設置・運営する任意団体

(2) 事業費の算定

本件補助事業の事業費の算定手続は、次のようになっている。

- ① 事業主体は、事業費の概算額を算定し交付申請書を作成して総務省へ交付申請を行い、総務省はそれを審査し交付決定を行う。

② 交付決定を受けた事業主体は、施工業者と契約を締結し補助事業を実施する。この契約額が本件補助事業の事業費となる。

総務本省は、20年6月に、「電波遮へい対策事業費等補助金(共聴施設整備事業)実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)を作成し、各総合通信局等を通じて事業主体に配布している。実施マニュアルでは、事業主体は、事業費の内訳となる受信アンテナ、増幅器等の機器(以下「整備機器」という。)の個別単価が社会一般の物価等に対して著しくかい離しないよう、複数の業者から見積書を徴した上で、事業費の算定が適正か確認することとされている(以下、この業者自身が定める単価により作成された見積書を「業者見積書」という。)

その後、総務本省は、21年3月に、事業の円滑な推進に資することを目的として、実施マニュアルの改訂を行い、全国一律に適用される整備機器の標準仕様とそれに基づく標準価格を新たに定めており、このうち、標準価格は、交付申請時において事業費の概算額を策定する際等の参考であるとされている。そして、交付申請に当たっては、上記と同様に、複数の業者から業者見積書を徴するとともに、標準価格と比較を行うなどして、事業費の算定が適正か確認することとされている。

総務本省は、上記実施マニュアルの改訂に合わせて、一部の市町村の要望を受け、同月に、事業主体による事業費の確認等の事務の効率化等のため、整備機器等の数量を入力すると、標準価格による積算額が自動的に計算される電子ファイル(以下「簡易積算書」という。)を作成し、各総合通信局等を通じて事業主体に配布している。これにより、事業主体は、簡易積算書を用いるなどして、交付申請時における事業費の概算額の算定を行うことができるようになった。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、本件補助事業における事業費の算定が経済的なものとなっているかなどに着眼して、実施マニュアルが改訂された21年3月から22年11月までの間に1,110事業主体が実施した1,141事業(事業費計51億8423万余円、国庫補助金計26億0647万余円)を対象に、6総合通信局及び14市町において、交付申請書、実績報告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、11総合通信局等^(注4)に対し、事業費の算定方法に係る調書の作成を依頼し、提出を受けた調書の内容を確認するなどの方法により検査を実施した。

そして、上記のうち、東日本大震災により甚大な被害を受けた3県^(注5)における116事業主体が実施した118事業は除外し、994事業主体が実施した1,023事業(事業費計47億5229万余円、国庫補助金計24億0490万余円)を対象として分析を行った。

(注2) 6総合通信局 東北、関東、信越、近畿、四国、九州各総合通信局

(注3) 14市町 石巻、角田、岐阜、中津川、舞鶴、綾部、備前、広島、呉、庄原、大洲、天草各市、軽井沢、内子両町

(注4) 11総合通信局等 北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各総合通信局、沖縄総合通信事務所

(注5) 3県 岩手、宮城、福島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業費の算定状況

事業主体が実施マニュアルに沿って事業費を適正に算定しているか検査したところ、表のとおり、前記1,023事業のうち52.5%を占める537事業については、事業主体は、業者に簡易積算書を提出するなどしており、業者見積書を徴することなく、施工業者から簡易積算書による積算額に基づく見積書(以下「簡易積算見積書」という。)のみを徴して、この見積額により当該施工業者と契約を締結し本件補助事業を実施して、国庫補助金の交付を受けていた(事業費計23億6263万余円、国庫補助金計11億5276万余円)。

表 簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業の割合

辺地共聴施設整備事業 (A)		(A)のうち簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業 (B)		割 合 (B)/(A)	
事業数	事業費 (国庫補助金)	事業数	事業費 (国庫補助金)	事業数	事業費 (国庫補助金)
事業 1,023	千円 4,752,298 (2,404,902)	事業 537	千円 2,362,630 (1,152,769)	% 52.5	% 49.7 (47.9)

総務本省は、簡易積算書は交付申請時までの事業費の概算額の算定に使用することを想定していたとしているが、21年3月に簡易積算書を配布した際には、事業主体に対してこのことを明確に通知していなかった。そして、事業主体は、総務本省から各総合通信局等を通じて、簡易積算書により事業費を算定した場合には、複数の業者から業者見積書を徴する必要がない旨を周知されていたが、当該事業費が、交付申請時までの概算額を指すのか、施工業者との契約額を指すのかなどについては明確に示されていなかった。このため、事業主体は、国が定めた標準価格により積算される簡易積算書により事業費を算定しなければならないなどと認識して、施工業者との契約の締結時においても、簡易積算見積書の見積額により契約を締結し、契約額を事業費としていた。

しかし、事業主体は、実際の工事内容、使用する整備機器等に基づく業者見積書を施工業者から徴することにより、より実態に即した契約額で施工業者と契約を締結することが可能であったと認められる。

(2) 簡易積算見積書と業者見積書の比較

簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している前記537事業の中には、簡易積算書による積算額から施工業者が値引きするなどした見積額により契約を締結しているものもあり、値引率は平均6.1%となっていたが、値引率1%未満の事業が287事業と全体の過半(構成比53.4%)を占めていた。

これに対して、業者見積書を徴して算定された事業費と簡易積算書による積算額とが関係書類により比較可能な131事業についてみると、そのほとんどは、業者見積書を徴して算定された事業費が簡易積算書による積算額を下回っており、その低減額の簡易積算書による積算額に対する比率(以下「低減率」という。)は、平均16.4%となっていて、低減率10%以上の事業が75事業と全体の過半(構成比57.3%)を占めていた。

このように、上記の低減率16.4%は、前記の簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業の値引率6.1%と比べて10.3ポイントの差が生じており、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業について、業者見積書を徴して事業費を算定していれば、より経済的に本件補助事業を実施することが可能であったと認められる。

以上のとおり、本件補助事業における事業費の算定に当たり、多数の事業主体において、業者見積書を徴することなく、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結し、事業を実施している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(低減できた事業費)

簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している 537 事業について、業者見積書を徴して算定していたこととし、前記の値引率と低減率それぞれの平均値の差である 10.3 ポイントを用いるなどして試算すると、事業費計 23 億 6263 万余円は 21 億 0277 万余円となり、約 2 億 5980 万円(国庫補助金相当額 1 億 2679 万余円)低減できたことになる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務本省において、本件補助事業を経済的に実施することの認識が十分でなく、交付決定等を行う各総合通信局等及び事業主体に対して、簡易積算書は交付申請時までの事業費の概算額の算定に使用するもので、施工業者との契約締結時には、簡易積算書により事業費を算定した場合であっても業者見積書を徴する必要があることを明確に通知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務本省は、23 年 1 月に各総合通信局等及び事業主体に事務連絡を発し、23 年度以降の補助事業の実施に当たっては、事業費の算定が経済的に行われるよう、施工業者との契約締結時には、簡易積算書により事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴した上で事業費を算定することとするなどの処置を講じた。

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

平成 19 年度決算検査報告 115 ページ参照
 平成 20 年度決算検査報告 89 ページ参照
 平成 21 年度決算検査報告 114 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成 15 年 4 月 1 日に通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金 188 億 6640 万余円等を 16 年 4 月 1 日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の通信・放送承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は 18 年 6 月に終了して、債権管理回収業務についても承継時 38 億 0360 万円の貸付金元本残高が 19 年度末時点で 5 億 2809 万円まで減少している。このように承継した業務の規模が年々縮小して、出資金の額は承継した業務量に比べて過大となっていくことが明らかであるにもかかわらず、多額の出資金を投資有価証券の形で保有して承継業務の経常費用を大きく上回る財務収益を計上し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構の通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、総務大臣に対して 20 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、不要財産を国庫納付するための処理方法を規定した「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)等が22年11月27日に施行されたことを受けて、機構が試算した業務に必要な経費の額に基づき、通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模について検討し、出資金の減資を行うことにより生ずる資金を機構に国庫返納させることとする処置を講じていた。

そして、機構は、管理業務経費を確保するために必要な財産を除いた財産を23年度中に国庫納付することとしている。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国会議員の選挙等の執行経費の適正化について

(平成21年度決算検査報告99ページ参照)

1 本院が表示した意見

総務省は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)に基づき、国会議員の選挙等の執行経費を算定して都道府県及び市町村に交付している。しかし、執行経費の算定において、投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が実態とかい離していたり、選挙人の数が3万人を超える選挙人の数1万人ごとに行われる加算が実態を適切に反映していなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等について実態を調査して基本額の算定に反映させること、開票所経費の加算の対象となる開票所の実態を調査した上で加算率の見直しなどを行うこと、調整費の交付要件を周知するとともに、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うこと、選挙事務における備品の購入の実態を調査し、経費の算定に適切に反映するよう検討することなどにより執行経費の適正化を図るよう、総務大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、選挙事務従事者の従事時間数、配置人数等の実態等を踏まえ、投票所経費及び開票所経費については、基本額を改定し、開票所経費の加算については加算率を見直した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。なお、同法律案は、22年10月に、第176回国会(臨時会)に提出され、23年9月現在、継続審議となっている。

そして、調整費については、次回の選挙までに関係者に対して交付要件を周知するとともに、具体的な手続を定めて十分な審査を行い、備品の購入については、次回の選挙までに調整費等における取扱いを明確にするなどとしている。

(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等により整備した情報通信設備の利用率の一層の向上について

(平成 21 年度決算検査報告 109 ページ参照)

1 本院が表示した意見

総務省は、ブロードバンドサービスやケーブルテレビサービスの提供に必要な光ファイバケーブル等の情報通信設備の整備に係る事業に補助金を交付している。しかし、これらの補助金の交付を受けた事業主体において、両サービスの利用率が全国における両サービスの利用率を下回っており、かつ、平成 20 年度末から 21 年度末までの利用率の伸びが全国の利用率の伸びを下回っていて、利用率が継続して低調であり、情報通信設備が十分に利用されていない事業が多数見受けられた。

したがって、総務省において、事業主体に対して、利用率の向上のための適切な対応策を講じさせるとともに、他の事業主体の加入促進活動の実施状況に係る情報を提供するなどして、加入を一層促進させるよう指導するなどの処置を講ずるよう、総務大臣に対して 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年 11 月に事業主体の加入促進活動の実態等を把握するための調査を行い、利用率向上に効果的な加入促進策の事例等を把握するとともに、利用率が低調な原因を分析するなどした上で、次のような処置を講じていた。

ア 23 年 7 月に通達を発し、利用率が継続して低調となっている事業主体に対し、利用促進の取組計画を提出させ同計画に沿って事業を実施させるなどの利用率向上のための適切な対応策を講じさせた。

イ 同年 6 月に通達を発し、前記の調査により把握した効果的な加入促進策の事例等の情報を提供するなどして、加入を一層促進させるよう事業主体に対し指導した。

第4 法 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理 (23)-(27)

- (23) 保護室棟等新営工事に当たり、翌年度にわたる債務負担の承認以前に事実と異なる工期で契約を締結して実質的に翌年度にわたる債務負担を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)法務本省 (項)法務省施設費
部 局 等	4 刑事施設等
契 約 名	帯広刑務所静穏室棟等新営工事等 4 契約
契 約 の 概 要	刑務官等の制止に従わず、大声又は騒音を発する被収容者等を収容する保護室等を設置するもの
契 約 の 相 手 方	4 会社
契 約	平成 22 年 2 月、3 月 一般競争契約
契 約 額	248,480,950 円(平成 21 年度)
適正を欠くと認められる契約額	248,480,950 円(平成 21 年度)

1 工事契約等の概要

(1) 保護室等の概要

刑務所、拘留所等の刑事施設及び少年院は、被収容者が自身を傷つけるおそれがあったり、刑務官等の制止に従わず、大声又は騒音を発したりする場合等に当該被収容者を収容するため、施設内に保護室等を設置している。

(2) 保護室棟等新営工事契約の概要

帯広、横浜両刑務所、紫明女子学院及び八街少年院(以下、これらを「4 刑事施設等」という。)は、工期を平成 22 年 3 月末までとした保護室棟等新営工事契約 4 件(契約額計 248,480,950 円)を同年 2 月中旬又は 3 月上旬にそれぞれ締結した。そして、本件工事については、契約締結後に年度内に完了しない見込みとなったとして、予算繰越しのために、同年 3 月下旬に 4 刑事施設等の所在地を管轄する財務局長に「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」(以下「承認要求書」という。)を提出し、当該財務局長からその承認を受けるなどして、工期を同年 7 月又は 9 月までとする変更契約を締結した。

(3) 予算繰越制度の概要

ア 歳出予算の繰越し(明許繰越)

国の会計制度において、財政法(昭和 22 年法律第 34 号。以下「法」という。)が認める歳出予算の繰越しの制度には、法第 14 条の 3 の規定に基づく明許繰越と法第 42 条ただし書に基づく事故繰越とがある。このうち、明許繰越は、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することを認めるものである。

なお、本件工事の契約金額の支出科目である(項)法務省施設費のうち(目)施設整備費は繰越明許費とされている。

イ 翌年度にわたる債務負担

繰越明許費については、さらに、法第43条の3の規定に基づき、予算執行上やむを得ない事情がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担すること(以下「翌債」という。)ができることとされている。

そして、「繰越(翌債)事務手続について」(平成22年財務省主計局司計課長事務連絡)により、翌債の承認の要求に当たっては、契約締結等の支出負担行為時点(支出負担行為未済の場合は支出負担行為計画示達時点)で年度内完了を予定していたかどうか、財務大臣等の承認以前において翌年度にわたる債務負担を行っていないかどうかなどを検討することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、契約事務及び予算繰越事務が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、4 刑事施設等において、保護室棟等新営工事4 契約について、契約書、設計図書等を確認したり、担当者から説明を聴取したりなどして、会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、4 刑事施設等は、本件4 工事契約のそれぞれにおいて、契約書上は21 年度内に工事が完了することとしていたが、いずれも、次のとおり、22 年2 月中旬又は3 月上旬の契約締結前から21 年度内に工事が完了しないことが明らかなものとなっていた。

ア 設計図書等において、仮設塀等の仮設構造物の設置期間を契約書上の工期を上回る3 か月から6 か月としていた。

イ 入札公告日の22 年1 月以降、入札関係書類を受領に来た業者に対して、実際の工期末は翌年度の22 年7 月、9 月又は10 月であり、本件工事全体に係る金額で入札を行うことを書面で説明するなどしていた。

したがって、4 刑事施設等は、翌債の承認以前の契約締結の時点で、契約の相手方である4 会社に対して、実質的に翌年度にわたる債務負担を行っており、契約書に記載された契約額計248,480,950 円は、実際は翌年度にわたる工期で実施する工事に係る額となっていた。

このように契約を締結する時点で既に年度内に工事が完了しないことが明らかであった場合には、契約に先立って法第43条の3の規定に基づく翌債の承認を経た上で翌年度にわたる契約を締結するなどすべきである。しかし、4 刑事施設等は、前記のとおり、契約締結後に年度内に工事が完了しない見込みとなったとして、承認要求書を提出し、翌債の承認を受けるなどして変更契約を締結していた。

上記のとおり、翌債の承認以前に事実と異なる工期での契約締結により実質的に翌年度にわたる債務負担を行い、その後年度内に工事が完了しない見込みとなったとして翌債の

承認を受けるなどしていた行為は、会計法令等の趣旨に照らして著しく適正を欠いており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 刑事施設等において、契約事務及び予算繰越事務に当たり、会計法令等を遵守することの認識に欠けていたことなどによると認められる。

以上を刑事施設等別に示すと次のとおりである。

刑事施設等名	契約名	契約日	当初契約書上の工期末	業者に説明していた工期末又は工事期間	変更後工期末	翌債承認日	契約額
(23) 帯広刑務所	帯広刑務所静穏室棟等新宮工事	22. 3. 8	22. 3.31	22.10. 6	22. 9.29	22. 3.31	48,090,000 円
(24) 横浜刑務所	横須賀刑務支所保護室棟等新宮工事	22. 2.15	22. 3.26	約5か月間	22. 9.17	22. 3.25	74,549,050
(25) 紫明女子学院	紫明女子学院保護室棟等新宮工事	22. 3. 9	22. 3.31	22. 9.15	22. 9.15	22. 3.31	51,292,500
(26) 八街少年院	八街少年院保護室棟等新宮工事	22. 2.17	22. 3.26	22. 7.15	22. 7.15	22. 3.25	74,549,400
(23)-(26)の計							248,480,950

- (27) 刑務所の常勤医師が、許可を受けて行うこととされていた外部研修を全く行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、この勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費 (平成19年度以前は、(項)矯正官署)
部局等	福岡刑務所
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給及び諸手当
給与の支給について疑義が生じた常勤医師に対して支給された給与の総額	71,924,577 円(平成18年1月～23年1月)
上記のうち減額すべきであった給与額及び勤労手当額の合計	17,346,304 円

1 常勤医師の勤務の概要

(1) 常勤医師の給与等の概要

ア 常勤医師の配置

福岡刑務所では、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成13年法務省令第3号)により、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務を所掌する医務部が設置され、同部に常勤で勤務する医師(以下「常勤医師」という。)7名が配置されている。

イ 常勤医師の給与

常勤医師には、国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)、一般職の

職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)等が適用され、同刑務所は、常勤医師の勤務時間の管理等を行い、また、所定の給与を支給している。

公務員法では、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされており、給与法により、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間は、給与額(勤勉手当等の額は含まない。以下同じ。)を減額して支給することとされている。そして、この減額する給与額は、給与法等によると、勤務しなかった時間数に勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とされている。

また、職員に支給される勤勉手当は、給与法等によると、当該職員の奉給の月額等に勤務期間による割合(以下「期間率」という。)を乗ずるなどして算出することとされており、この期間率は、勤務期間に応じて0から100/100までの割合とされている。

(注) 勤務期間 勤勉手当支給の基準日となる6月1日及び12月1日以前の6か月以内の期間において、給与法の適用を受ける職員として在職した期間から給与法により給与を減額された期間等を除いた期間

(2) 外部研修の概要等

ア 外部研修制度

常勤医師は、一定の要件を満たす場合、医療技術の維持向上等を目的として、大学医学部、大学病院、総合病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。

そして、人事院規則10-3(職員の研修)、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について」(平成13年法務省矯総第4293号)等によると、外部研修を行う場合は、勤務する刑務所等の矯正施設の長(以下「施設長」という。)に対して、研修目的、研修先の外部医療機関等、研修の課業時間等を記載した研修計画書(以下「計画書」という。)を事前に提出して許可を受けることとされている。また、外部研修を行った場合は、施設長に対して、計画した研修期間の満了時点等の適宜の時期に研修結果報告書(以下「報告書」という。)を提出することとされている。

イ 外部研修時の勤務時間

勤務時間法、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等によると、日常の執務を離れて行う外部研修については、職員が終日、執務を離れて当該研修を行う場合には、許可を受けた課業時間が当該職員に割り振られた正規の勤務時間とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が外部研修を行う場合の勤務時間の管理は適正に行われ、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、福岡刑務所において、平成21年に常勤医師7名に支給された給与を対象として、出勤簿、計画書、報告書、職員別給与簿等により会計実地検査を行った。そして、このうち疑義が生じた常勤医師1名について、給与の支給の事実が確認できる職員別給与簿が保存されている18年1月から23年1月までの間に支給された給与の総額71,924,577円を対象として、上記の関係書類を確認したり、当該医師から説明を聴取したりなどして検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、常勤医師 A は、保存されている計画書及び報告書によれば、20 年度から 22 年度までの毎年度、週 2 日のそれぞれ終日、外部医療機関において、患者の診断や治療方法を検討する病棟カンファランス等を行うこととする計画書を福岡刑務所長に提出して外部研修を行う許可を受けており、20、21 両年度分については、研修期間経過後に報告書を提出して、計画どおり外部研修を行ったとしていた。また、計画書及び報告書が保存されていなかった 19 年度以前についても、保存されている出勤簿、職員別給与簿等によれば、同医師は、同様の外部研修を行ったことになっていた。そして、同医師が 18 年 1 月から 23 年 1 月までの間に外部研修を行ったとする課業時間(計 477 日、3,775 時間)について、正規の勤務時間に勤務したものとして、所定の給与が支給されていた。

しかし、同医師及び同医師が外部研修先として報告していた外部医療機関から外部研修の実施状況を聴取するなどしたところ、同医師は 18 年 1 月から 23 年 1 月までの間、外部研修を行ったとする課業時間には、許可を受けて行うこととされていた外部研修を全く行っていなかった。

したがって、常勤医師 A について、18 年 1 月から 23 年 1 月までの間に、外部研修を行ってなかった課業時間数計 3,775 時間は、当該医師に割り振られた正規の勤務時間に特に承認を得ることなく無断で勤務していなかったこととなることから、月ごとの勤務しなかった時間数(31 時間から 80 時間)にそれぞれの月の勤務 1 時間当たりの給与額(4,043 円から 4,315 円)を乗じた額の合計 15,693,853 円の給与額を減額すべきであった。

また、上記の勤務しなかった期間については、勤務期間の算定上、給与法により給与を減額される期間となり在職した期間から除かれることから、勤勉手当の算出基礎となる期間率は当初の 100/100 の割合から 70/100 又は 80/100 の割合に下がることとなり、18 年 6 月から 22 年 12 月までの間の勤勉手当額を計 1,652,451 円減額すべきであった。

前記のとおり、常勤医師 A が、許可を受けて行うこととされていた外部研修を全く行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、福岡刑務所は、同医師の給与について、勤務しなかった時間に係る給与額及び勤勉手当額計 17,346,304 円を減額することなく支給して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、常勤医師 A において、国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、また、福岡刑務所において、常勤医師に対して、外部研修をその目的に沿って適切に行うよう十分な指導を行っていなかったこと、外部研修の実施状況を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

不正行為

- (28) 職員の不正行為による損害が生じたもの
 (29)

会計名及び科目	(2) 一般会計 (部) 租税及び印紙収入 (款) 印紙収入 (項) 印紙収入 一般会計 国税収納金整理資金 (款) 還付金 (項) 各税還付金
部 局 等	(1) 福島刑務所福島刑務支所 (2) 福岡法務局箱崎出張所
不正行為期間	(1) 平成17年12月～22年3月 (2) 平成20年11月～22年3月
損害金の種類	(1) 保管金 (2) 登録免許税、還付金
損 害 額	(1) 40,000,000 円(平成17年度～21年度) (2) 3,204,900 円(平成20、21両年度) 計 43,204,900 円

本院は、福島刑務所福島刑務支所及び福岡法務局箱崎出張所における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく法務大臣からの報告又は会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、法務本省及び福岡法務局箱崎出張所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で43,204,900円あり、いずれも不当と認められる。

この2件を補填が終わっていないものと補填済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア 平成23年9月末現在で損害の補填が終わっていないもの

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(28) 福島刑務所福島刑務支所	17.12 から 22. 3 まで	40,000,000

本件は、上記の部局において、庶務課庶務係長佐々木某が、歳入歳出外現金出納官吏代理等として現金の出納等の事務に従事中、平成17年12月から22年3月までの間に、被収容者が入所時に預けた領置金等の一部を払い出すために小切手を振り出す際、その額面金額を水増しするなどして、保管金計40,000,000円を領得したものである。

なお、本件損害額は、23年9月末現在で補填が全くされていない。

イ 平成23年9月末現在で損害額の全てが補填済みとなっているもの

(29) 福岡法務局箱崎出張所	20.11 から 22. 3 まで	3,204,900
-----------------	----------------------	-----------

本件は、上記の部局において、法務事務官が、登記申請の受付等の事務に従事中、平成20年11月から22年3月までの間に、オンラインにより登記申請が行われ、登録免許税が

収入印紙により納付されたものについて、その収入印紙に消印をせずに、端末から出力した納付情報を電子納付されたものであるかのように偽造するなどして、収入印紙 2,484,900 円分、還付金 720,000 円、計 3,204,900 円を領得したものである。

なお、本件損害額については、23 年 2 月までに全額が同人から返納された。

ア、イの計 2 件 43,204,900 円

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 病院移送における戒護職員に対して支給される宿泊料について、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して適切に減額調整するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織) 矯正官署	(項) 矯正収容費
部 局 等	77 刑事施設		
病院移送旅費の概要	刑事施設の被収容者を外部病院に入院させる場合に戒護職員に対して支給される旅費		
病院移送旅費のうち宿泊料支給額の合計	1 億 2339 万余円(平成 22 年度)		
節減できた宿泊料支給額	7010 万円(平成 22 年度)		

1 病院移送旅費等の概要

(1) 刑事施設の被収容者に対する医療

法務省は、刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下「刑事施設」という。)において、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているときなどは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)の規定に基づき、原則として刑事施設内において当該施設の職員である医師等による診療を行い、必要に応じ、被収容者を刑事施設外の病院又は診療所(以下「外部病院」という。)に通院させ、やむを得ないときは被収容者を外部病院に入院させることができることとなっている。

(2) 病院移送勤務

ア 病院移送における勤務要領

刑事施設の長は、被収容者を外部病院に入院させる場合(以下、このことを「病院移送」という。)には、勤務要領を定めるなどして、^(注1)戒護等に従事する職員(以下「戒護職員」という。)に対して、仮眠場所、食事方法、携行品、勤務時間等を指示している。この勤務要領によれば、戒護職員は、原則として、外部病院から外出しないこととされており、仮眠及び休憩は外部病院内の休憩所等を利用すること、食事については外部病院内の売店や食堂を利用するか勤務に就く前に準備すること、刑事施設が用意した仮眠用の寝具類等を携行すること、24 時間勤務とすることなどとされている。

(注1) 戒護 刑事施設等の規律及び秩序を維持するため、被収容者に対して、警戒、監視、指導、命令し、更に侵害を阻止、排除すること

イ 病院移送における各種手当

刑事施設では、病院移送における戒護職員に対して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)、人事院規則9-30(特殊勤務手当)等に基づき、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合は夜勤手当及び戒護業務の特殊性による夜間特殊業務手当を、また、正規の勤務時間を超えて勤務した場合は超過勤務手当を支給している。

(3) 病院移送旅費

刑事施設では、病院移送における戒護職員に対して、上記各種手当のほかに、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)、 「旅費業務に関する標準マニュアル」(平成20年各府省等申合せ。以下「標準マニュアル」という。)、 「被収容者を外部病院に入院させる場合の戒護職員等の旅費について」(平成14年法務省会第465号。以下「通達」という。)等に基づき、病院移送において必要となる費用として、宿泊料等の旅費(以下、この旅費を「病院移送旅費」という。)を支給している。

旅費法における宿泊料は、旅行中の夜数に応じて1夜当たりの定額(表1参照)で支給されるものであり、旅行中の宿泊料金(室使用料)、宿泊に伴う夕・朝食代及びその他の雑費を賄うものであると解されている。そして、旅費法第46条第1項では、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができることとなっている。

法務省は、旅費法第46条第1項の規定に基づき、病院移送における宿泊料について、外部病院は宿泊料金を徴しない施設であるとして、通達において、旅費法に定められた宿泊料定額の2分の1に相当する額(公安職俸給表(→)1～3級職員、乙地方の場合で3,900円。表1参照)に減額調整して支給することとしている。

表1 旅費法に定められた宿泊料の額等

区 分	宿泊料(1夜につき)	
	甲地方	乙地方
公安職俸給表(→)4級以上7級以下の職務にある者 (通達で定めた病院移送の場合)	10,900円 (5,450円)	9,800円 (4,900円)
公安職俸給表(→)1級以上3級以下の職務にある者 (通達で定めた病院移送の場合)	8,700円 (4,350円)	7,800円 (3,900円)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、病院移送旅費のうち宿泊料は、病院移送における戒護職員の仮眠場所、食事方法等の実態(以下、「病院移送の実態」という。)からみて通常必要となる費用を反映したものとなっているかなどに着眼して、全77刑事施設^(注2)において22年度に病院移送旅費を支給した出張件数計30,890件、宿泊料支給額計1億2,339万余円を対象として検査を行った。

このうち9刑事施設^(注3)に対しては、旅行命令簿、旅費請求書、勤務要領等の書類を確認したり、戒護職員から直接病院移送の実態等を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。また、それ以外の68刑事施設に対しては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に

より本院に提出された支出計算書等の証拠書類である旅費請求書等を確認するなどして検査を行った。

(注2) 77 刑事施設 札幌、旭川、帯広、網走、月形、函館少年、青森、宮城、秋田、山形、福島、盛岡少年、水戸、栃木、黒羽、前橋、千葉、市原、八王子医療、府中、横浜、新潟、甲府、長野、静岡、川越少年、松本少年、富山、金沢、福井、岐阜、笠松、岡崎医療、名古屋、三重、滋賀、京都、大阪、大阪医療、神戸、加古川、和歌山、姫路少年、奈良少年、鳥取、松江、岡山、広島、山口、岩国、徳島、高松、松山、高知、北九州医療、福岡、麓、佐世保、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、佐賀少年各刑務所、喜連川、播磨、島根あさひ、美祢各社会復帰促進センター、東京、立川、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡各拘置所

(注3) 9 刑事施設 札幌、帯広、月形、府中、横浜、三重、岩国各刑務所、東京、広島両拘置所

(検査の結果)

検査したところ、病院移送における宿泊料の支給状況及び病院移送の実態について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、病院移送における宿泊料は、77 刑事施設において支給された病院移送旅費の全てについて、通達に基づき、旅費法に定められた宿泊料定額の2分の1に相当する額に減額調整して支給されていた。

一方、病院移送の実態を戒護職員から聴取したところ、勤務要領に定められたとおり、刑事施設が用意した簡易ベッドや布団等を持ち込むなどして外部病院内を仮眠場所としていて、宿泊料金は外部病院に対して支払うことはなかった。そして、食事方法についても、外部病院内の売店等を利用したり、事前に弁当を準備したりして、夕・朝食代は高額なものとはなっていなかった。また、戒護職員が通常負担しているその他の雑費は見受けられなかった。

上記のことから、病院移送における宿泊料については、病院移送の実態からみて通常必要となる費用として、標準マニュアルにおける夕・朝食代相当額の目安の額(旅費法における食卓料と同額。公安職俸給表(→)1～3級職員の場合で1,700円。表2参照)を支給すれば足りるものと認められ、通達に定められた病院移送における宿泊料(公安職俸給表(→)1～3級職員、乙地方の場合で3,900円)は、過大になっているものと認められた。

表2 標準マニュアルにおける夕・朝食代相当額の目安の額

区 分	夕・朝食代相当額
公安職俸給表(→)4級以上7級以下の職務にある者	2,200円
公安職俸給表(→)1級以上3級以下の職務にある者	1,700円

現に、入国管理局の入国者収容所等においても、病院移送を行っているが、被収容者の警備に当たる職員に対する宿泊料については、標準マニュアルにおける夕・朝食代相当額の目安の額(旅費法における食卓料と同額)に減額調整して支給することとしていた。

このように、病院移送における戒護職員に対して支給される宿泊料について、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して減額調整していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた宿泊料支給額)

上記により、前記の77 刑事施設における22年度の病院移送旅費支給額のうち宿泊料計1億2339万余円について、通達に定められた宿泊料定額の2分の1相当額の支給を、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して減額調整することとして、標準マニュアルにおける夕・朝食代相当額の日安の額(旅費法における食卓料と同額)を支給することとすれば、宿泊料の支給額は計5328万余円となり、計7010万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務省において、病院移送における宿泊料の支給に当たり、通常必要としない部分の旅費については減額調整できることとなっているのに、病院移送の実態からみて通常必要となる費用の把握が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、病院移送における戒護職員に対して支給される宿泊料について、病院移送の実態からみて通常必要となる費用に即して適切に減額調整するよう、23年9月に刑事施設等に通達を発して、病院移送であって宿泊料金を要しない場合においては、宿泊料は旅費法に規定する食卓料に相当する額を支給することとして、23年10月以降に実施する病院移送から適用する処置を講じた。

(2) 刑事施設等における脳波計の整備に当たり、使用実績が著しく低調である刑事施設等には整備しないこととするなどの指針を策定するなどして整備が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	法務本省、8 刑事施設等
脳波計の整備の概要	被収容者の疾病の診断等に用いるための脳波計をリース契約又は購入契約により刑事施設等に整備するもの
8 刑事施設等における脳波計の整備に係る経費	1419 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記の経費と施設外の医療機関に検査を依頼した場合に支払が必要となる診療報酬の額との開差額	1320 万円

1 刑事施設等における脳波計の整備等の概要

(1) 刑事施設等における脳波計の整備

法務省は、刑務所、拘置所等の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)に、被収容者の診療又は鑑別に必要であるとして、各種の医療機器を整備しており、これらの医療機器の整備は、整備の必要性や各刑事施設等からの要望を勘案するなどして毎年度策定する医療機器整備計画に基づいて行われている。そし

て、179 刑事施設等のうち 29 刑事施設等に、リース契約又は購入契約により脳波計が 1 台ずつ整備されている。

(2) 脳波計及び脳波検査

脳波計は、患者の疾病の診断等に用いるために、頭部に装着した電極により脳波を記録する装置であり、脳波計が整備されている刑事施設等では、当該施設の医師が、被収容者に対する脳波検査が必要であると判断した場合には、当該施設の検査技師等が検査を実施している一方で、脳波計が整備されていない刑事施設等では、施設外の医療機関に検査を依頼するなどして脳波検査を実施している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、脳波計の整備の必要性について十分な検討が行われているか、脳波計は十分に活用されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、脳波計が整備されている 29 刑事施設等のうち 10 刑事施設等^(注1)において、診療録、脳波検査報告書等の関係書類により平成 18 年度から 22 年度までの間における脳波計の使用実績等について会計実地検査を行うとともに、法務本省において、脳波計の整備の必要性の検討状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 10 刑事施設等 札幌、大阪医療、福岡各刑務所、大阪拘置所、関東医療、宮川医療両少年院、札幌、さいたま、千葉、京都各少年鑑別所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

10 刑事施設等のうち、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく病院で、医療上の検査需要への対応の必要性から脳波計を整備している大阪医療刑務所及び関東医療少年院を除いた 8 刑事施設等^(注2)についてみると、脳波計の整備に係る経費は、リース契約によるものが 6 刑事施設等で計 971 万余円、購入契約によるものが 2 刑事施設等で計 448 万余円、合計 1419 万余円となっていた。また、これらの脳波計は、札幌少年鑑別所を除き、いずれも既存の機器が老朽化等したため、これを更新したものであった。

(注2) 脳波計の整備に係る経費 リース契約によるものについては、脳波計のリースを開始した平成 21 年 1 月又は 22 年 1 月からのリース料の合計額としている。また、購入契約によるものについては、購入額のうち使用実績を調査した 18 年度から 22 年度までの 5 年間分の減価償却相当額としている。

そして、8 刑事施設等における 18 年度から 22 年度までの 5 年間の脳波計の使用実績は、表のとおり、著しく低調となっており、福岡刑務所及び千葉少年鑑別所においては、5 年間全く使用されていなかった。

表 年度別の脳波計の使用実績

(単位：回)

箇所	年度	平成 18	19	20	21	22	計	18～22年 度の平均
札幌刑務所 収容定員： 2,498 人		21	18	16	16	6	77	15.4
福岡刑務所 収容定員： 2,074 人		0	0	0	0	0	0	0
大阪拘置所 収容定員： 2,120 人		2	2	0	0	0	4	0.8
宮川医療少年院 収容定員： 80 人		0	0	0	1	0	1	0.2
札幌少年鑑別所 収容定員： 135 人		—	—	0	0	0	0	0
さいたま少年鑑別所 収容定員： 100 人		8	7	6	7	0	28	5.6
千葉少年鑑別所 収容定員： 90 人		0	0	0	0	0	0	0
京都少年鑑別所 収容定員： 77 人		2	3	0	1	0	6	1.2
計		33	30	22	25	6	116	

(注) 収容定員は平成 22 年 12 月末現在のものである。

法務省は、毎年度、刑事施設等から、整備された脳波計等の医療機器の使用実績を医療機器現有状況調書により報告させている。

しかし、同省は、脳波計の整備の必要性の検討に際して、上記の報告に基づく更新前の脳波計の使用実績を考慮しておらず、また、使用実績に基づく今後の使用予測により、必要の都度、施設外の医療機関に被収容者の脳波検査を依頼した場合の経費と、脳波計の整備に係る経費とを比較するなどの検討を行っていなかった。

また、法務省は、刑事施設等から、前記の報告と併せて、医療機器更新整備等希望調書により、更新の必要がある機器等を報告させているが、8 刑事施設等の中には、更新要望を提出していない施設があるなど、当該施設が必ずしも脳波計の整備の必要性を認識していないにもかかわらず、脳波計を整備している事態も見受けられた。

このように、8 刑事施設等において脳波計を使用する機会は極めて少ないこと、また、脳波計は一般の医療機関に通常設置されている機器であることなどから、8 刑事施設等において、被収容者に脳波計を用いる診療又は鑑別の必要が生じた場合には、脳波計が整備されていない刑事施設等と同様に、必要の都度、施設外の医療機関に検査を依頼するなどして対処することが十分可能であると認められた。

そこで、8 刑事施設等で、18 年度から 22 年度までの間に実施した脳波検査について、施設外の医療機関に検査を依頼したとした場合に支払が必要となる診療報酬の額を計算すると計 99 万余円となり、前記脳波計の整備に係る経費 1419 万余円と比較すると 1320 万余円の開差が生ずることになると認められた。

したがって、法務省において、使用実績等により整備の必要性について十分な検討を行わないまま、脳波計を整備している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務省において、脳波計の整備に当たって、使用実績等により十分な検討を行い、整備を適切に行うことの必要性についての認識が十分でなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、23年9月に、脳波計の整備が適切に行われるよう、次のような内容の指針を策定するなどの処置を講じた。

ア 今後、医療法に基づき病院として開設の承認を受けるなどした医療刑務所及び医療少年院以外の刑事施設等には、原則として脳波計を整備しないこととし、将来において、脳波検査が必要な患者が著しく増加するなどした場合には、各刑事施設等における使用実績により今後の使用予測を行うなどして、その整備の必要性についての検討を十分に行った上で脳波計の整備の要否を決定すること

イ 現在、上記の医療刑務所及び医療少年院以外の刑事施設等に設置されている脳波計については、広域活用のための他刑事施設等への管理換、売却等を行うこと

- (3) 登記所備付地図作成作業請負契約の予定価格の積算に当たり、現地立会を複数回行う場合であっても作業等の実態に合わせて、土地の筆界点に設置する杭の材料費を1回分のみ計上するよう改善させたもの

会計名及び科目	登記特別会計 (項)事務取扱費
部 局 等	法務本省、6法務局、32地方法務局
契 約 の 概 要	土地所有者等の立会の下で筆界の確認を行い筆界点に杭を設置し、その筆界点の測量を行うなどして、登記所備付地図を作成するもの
契 約 の 相 手 方	36法人、18個人
契 約	平成21年4月～22年6月 一般競争契約、随意契約
予定価格の積算額	15億4247万余円(平成21、22両年度)
低減できた予定価格の積算額	3450万円(平成21、22両年度)

1 登記所備付地図作成作業請負契約の概要

法務省は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の規定により登記所に備え付けることとされている土地の位置及び境界(以下「筆界」という。)を特定できる地図(以下「登記所備付地図」という。)を整備して(注1)おり、地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に整備することにより、都市再生の円滑な推進に寄与するとしている。

このため、法務局及び地方法務局(以下「法務局等」という。)は、業者と登記所備付地図作成作業請負契約(以下「作業契約」という。)を締結して、土地所有者等の立会の下で筆界の確認を行い筆界点に杭(舗装された路面等、堅固な地盤であるため杭の設置が困難な場合は金属^{びょう}釘)を設置し(以下、この一連の作業のための業者の立会いを「現地立会」という。)、その筆界点の測量を行い、登記所備付地図を作成するなどの作業を行わせている。

そして、作業契約に係る予定価格については、杭等の材料費、測量主任技師等の人件費及び諸経費から作業種別ごとに作業単価を算出し、これに対象とする筆数等に乗じて、各作業種別の費用を算定し、これを合計したものに消費税を加える方法等により積算している。

(注1) 地図混乱地域 登記所備付地図が作成されておらず、登記所に備え付けられている地図に準ずる図面(公図等)と現地の状況が著しく異なっている地域

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算における杭の材料費は作業等の実態に合ったものとなっているかなどに着眼して、38法務局等が平成21、22両年度に締結した作業契約計62件、契約金額計14億8312万余円を対象として検査を行った。

検査に当たっては、12法務局等^(注2)において、契約書、仕様書、予定価格積算内訳書等の関係書類を確認したり、現地を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、残る26法務局等^(注3)については、上記の関係書類の提出を受け、これを確認するなどして検査を行った。

(注2) 12法務局等 東京、大阪両法務局及び前橋、奈良、山口、松江、長崎、宮崎、那覇、福島、青森、松山各地方法務局

(注3) 26法務局等 広島、福岡、仙台、高松各法務局及び横浜、千葉、宇都宮、新潟、京都、神戸、大津、和歌山、岐阜、金沢、富山、岡山、鳥取、佐賀、大分、熊本、鹿児島、山形、盛岡、秋田、函館、徳島各地方法務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

38法務局等は、前記の作業契約62件について、法務本省から示達を受けた本件契約に係る予算の内訳を参考として、前記の方法により予定価格を計15億4247万余円と積算していた。このうち、現地立会の費用については、以下のように算定していた。

- ① 土地の筆界点に設置する杭の材料費(土地1筆当たり4.2本、1本当たり200円)、現地立会で作業を行う測量主任技師等の人件費及び諸経費から土地1筆当たりの作業単価を算出し、これに対象地区に所在する土地の筆数に乗じて、1回目の現地立会の費用を算定する。
- ② 土地所有者等間の主張が異なるなどして、1回の現地立会では筆界の確認ができない場合があるため、2回目以降最大4回目までの再度の現地立会の費用を予定価格に計上することとし、その算定に当たっては、回数を重ねるごとに現地立会は減っていくことを考慮して、2回目以降の現地立会の対象となる筆数を4回目まで回数ごとに逡減させて算出し、これにそれぞれ上記の①と同様に杭の材料費、人件費及び諸経費から算定した作業単価に乗じて、2回目以降の回数ごとの現地立会の費用を算定する。

しかし、仕様書等によれば、土地の筆界点に設置する杭は、土地所有者等から同意が得られた上で行う筆界の確認の際に設置するものとされていることから、現地立会を複数回実施したとしても杭の設置は1回で足りると認められた。

また、土地所有者等間の主張が異なった際に、それらの者の要望により杭を現地立会ごとに設置し直すなどの必要が生じた場合においても、①土砂等の地盤の場合に用いる杭は、引き抜いて再使用することが可能であることから、1本で足り、②アスファルト面等の堅固な

地盤の場合に用いる金属鋏は、再使用することは難しいが、アスファルト面等には市販されているペンタイプのマーカーで印を付すことができることから、土地所有者等間の主張が異なっている間はマーカーの印によることとして、それらの最終的な同意が得られた上で行う筆界の確認の際に1回設置することで足りると認められた。現に、会計実地検査を行った法務局等における現地立会の中には、このようにアスファルト面等にマーカーで印を付しておく、土地所有者等の最終的な同意が得られた上で行う筆界の確認の際に金属鋏を設置しているものがあつた。

したがって、予定価格の積算において、現地立会を複数回行う場合であっても、土地の筆界点に設置する杭の材料費については現地立会の費用に1回分のみ計上することで足りることから、現地立会の費用に複数回計上している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記のとおり、土地の筆界点に設置する杭の材料費を現地立会の費用に1回分のみ計上することとして、38法務局等が締結した前記の作業契約62件について予定価格の積算額を修正計算すると計15億0795万余円となり、前記の積算額計15億4247万余円を約3450万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務局等において、作業契約について作業等の実態に合った予定価格の積算を行うことについての認識が十分でなかったこと、法務省において、作業契約の予定価格の積算についての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、23年8月に各法務局等に対して通知を發して、24年度から、作業契約の予定価格の積算に当たり、作業等の実態に合わせて、土地の筆界点に設置する杭の材料費を現地立会の費用に1回分のみ計上することとする処置を講じた。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準表等の改訂について

〔平成20年度決算検査報告 90ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告 125ページ参照〕

1 本院が表示した意見

不動産の所有権の保存登記に課される登録免許税の額の算定において、算定の基礎となる新築建物等に係る不動産の価額が、各法務局等の長が管内の登記所に通知する認定基準表における認定基準単価の設定が適切でないことから、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない事態が見受けられた。

したがって、法務省において、各法務局等に対して、認定基準表の改訂に当たり、登録免許税の額の算定を適切なものとするために、算定の基礎となる不動産の価額は登記の時の当該不動産の価額であることなどを十分に踏まえた上で、新築建物の再建築費評点数等を集計

した都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示するよう、法務大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、適切な認定基準単価を算出するための方策について検討を行っており、認定基準表の次回の改訂時期は24年4月であることから、必要な資料が整う23年12月末を目途に改訂に当たっての指示文書案を作成するなどして、24年3月末までに、各法務局等に対して、都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示できるよう、引き続き検討を行っていくこととしている。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

社会復帰促進センターの運営事業における食材費について

(平成21年度決算検査報告121ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

法務省は、新たな刑務所である社会復帰促進センターの運営等を、4か所でそれぞれPFI手法により民間事業者を実施させており、被収容者に対する給食業務に係る食材費については、各契約書等における予定収容人員に基づいて算定された額を事業費に含めて支払っている。しかし、各社会復帰促進センターにおいて、実際の収容人員が予定収容人員に達していない状況が続いており、このような場合の減額についての取決めがされていないため、食材費が過大に支払われている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払を行うこととなるよう契約を変更するなどの処置を講ずるよう、法務大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、実際の収容人員に応じた適切な食材費の支払を行うこととなるよう契約を変更するため、各契約の受託事業者、給食事業者等の民間事業者と相当回にわたり協議を実施してきたが、いまだに合意を得るには至っていない。同省としては、早期に契約を変更できるよう、引き続き協議を継続していくこととしている。

第5 外 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (30) 本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの不適正な会計経理を行うなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計	(部)雑収入	(款)諸収入	(項)許可及手数料 (組織)外務本省 (平成19年度以前は、 (組織)在外公館	(項)外務本省共通費 (項)領事政策費 (項)外務本省) (項)在外公館共通費 (項)在外公館施設費 (項)広報文化交流及報道対策費 (項)領事政策費 (項)在外公館)
部 局 等	在スイス日本国大使館				
検査の対象とした歳入金及び前渡資金の額	収納済歳入額	81,417,430 円(平成17年度～22年度) (892,233.44 スイス・フラン)			
	前渡資金支払済額	2,014,713,775 円(平成17年度～22年度) (21,958,365.61 スイス・フラン)			
上記会計経理の内容	在外公館における査証発行等に係る手数料等の収納及び相手国政府等との交渉、邦人の保護等の業務に関する支払				
不適正な会計経理の額	収納済歳入額	48,329,530 円(平成17年度～22年度) (523,367.85 スイス・フラン)			
	前渡資金支払済額	381,809,760 円(平成17年度～22年度) (4,046,077.38 スイス・フラン)			
	計	430,139,290 円 (4,569,445.23 スイス・フラン)			

1 会計経理の概要

(1) 在外公館の会計経理の概要

外務省は、在外公館会計規程(昭和48年外務省訓令第7号)等により在外公館の会計機関を官職で指定しており、原則として、在外公館の長(以下「館長」という。)を歳入徴収官等、館長の代理となる者を出納官吏(収入官吏及び資金前渡官吏)等としている。館長は、報償費の取扱責任者とされているほか、会計機関等の事務を補助させるため、会計担当者を指定している。

そして、館長は、在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行うこととされている。

在外公館においては、収入官吏が収納した収入金を国庫に払い込むための銀行口座(以下「歳入金口座」という。)、前渡資金を取り扱うための銀行口座(以下「前渡資金口座」という。))及び報償費を取り扱うための銀行口座(以下「報償費口座」という。))を設けて、それぞれを区分して出納保管し、その出納状況を所定の帳簿に登録することとされている。

出納官吏は、外務大臣が各館長に発した通達により、毎月1回、帳簿の現金預金残高と実際の銀行口座の残高及び手許保管現金の残高が一致することを確認して、その結果を館長に報告することとなっている。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。))により、毎年3月31日又は出納官吏が交替するときは、指定された検査員が出納官吏の帳簿金庫の検査をすることとなっている。そして、上記の通達によると、3月末の帳簿金庫検査実施時及び9月末には、出納官吏が帳簿及び銀行から徴した取引明細書等の計数により作成された歳入歳出金等現在高調書(以下「現在高調書」という。))を確認した上で、在外公館から外務本省へ提出することとなっている。

(2) 本院が要求した是正改善の処置及び外務省が講じた処置

本院は、平成16年10月に、在外公館の会計経理について、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、会計法令等に従った会計事務の処理が行われていなかったりしていた事態が見受けられたことから、外務大臣に対して、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

外務省は、本院の指摘に基づいて、内部統制等を十分機能させ、会計法令等に従って適正かつ適切に執行するよう、各種通達を在外公館に発し、歳入徴収官等が徴収決議書を用いて徴収の意思決定を行うようにしたり、資金前渡官吏が小切手(銀行に口座振替を指示する振替指示書を含む。))の署名を自ら行うようにしたり、前渡資金の科目残高を超えた支払を行ってはならないことや実際の出納が帳簿の登記と相違してはならないことを周知徹底したりするなどの処置を講じている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、在外公館の会計経理について、21年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条に基づく検査要請を受け、その検査結果を22年10月及び23年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「在外公館に係る会計経理について」)。今回、在スイス日本国大使館(以下「大使館」という。))において、合規性等の観点から、会計経理は会計法令等に従って適正に行われているか、館長及び出納官吏はそれぞれの職責に応じた会計経理への指導・監督を適切に行っているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、17年度から22年度までの会計経理の執行状況(徴収決定件数計1,448件、収納済歳入額892,233.44スイス・フラン(邦貨換算額81,417,430円)及び支払決定件数計4,503件、前渡資金支払済額21,958,365.61スイス・フラン(同2,014,713,775円))について、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等を確認するとともに、大使館において会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適正又は適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 歳出の会計年度所属区分が適正を欠いている事態

歳出の会計年度所属区分は、予決令により定められており、例えば、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後に支払うものの会計年度は、その支払をなすべき日の属する年度とされている。

しかし、大使館においては、17年度から22年度までの間の前渡資金の支払に当たり、外務本省から配賦を受けた額以上の債務負担を行っていたことから、毎年度、庁費等の科目について、一時的に支払額が科目残高を超えていた。

そして、配賦を受けた額以上の債務負担を前年度に行ったため予算が不足することとなった場合に、前年度に支払ったものを現年度の予算から支払ったこととしていたり、前年度の予算で支払うべきものを現年度の予算から支払っていたり、また、現年度の債務負担が配賦を受けた額を下回り予算に余剰が生じた場合に、翌年度の予算から支払うべきものを現年度の予算から支払っていた。このように歳出の会計年度所属区分が適正を欠いている事態が17年度から22年度までの間に支払決定件数計198件、前渡資金支払済額320,321.63スイス・フラン(邦貨換算額29,232,351円)あった。

これを、態様別に示すと次のとおりである。

- (ア) 前年度に物品が納入されるなどして、その代金を債権者に支払っているのに、その支払に係る決裁済の支払決議書を破棄し現年度分として虚偽の支払決議書を作成するなどして現年度の予算から支払ったこととしていたもの

64件、115,450.02スイス・フラン(邦貨換算額10,671,060円)

- (イ) 前年度に物品が納入されるなどしているのに、現年度分として支払決議書を作成して現年度の予算から支払っていたもの

103件、161,950.10スイス・フラン(同14,703,067円)

- (ウ) 翌年度に物品が納入されるなどしているのに、現年度分として支払決議書を作成して現年度の予算から支払っていたもの

31件、42,921.51スイス・フラン(同3,858,224円)

イ 歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者によって行われていないなどの事態

- (ア) 歳入徴収官等が行うべき徴収の意思決定について

大使館においては、17年10月から22年9月までの間の領事手数料の徴収決定に当たり、歳入徴収官又は歳入徴収官の代行機関(収入官吏)が自ら行うべき徴収の意思決定が当該者により行われておらず、16年10月から22年9月まで会計担当者であったA書記官が徴収決議書の決裁欄に館長の印鑑を独断で押印していたものが徴収決定件数計1,134件、収納済歳入額523,367.85スイス・フラン(邦貨換算額48,329,530円)あった。

- (イ) 資金前渡官吏が行うべき支払の決定及び振替指示書への署名について

大使館においては、21年1月から同年6月まで資金前渡官吏を任せられていた者の在任期間中の支払決議書及び振替指示書の作成に当たり、資金前渡官吏が自ら行うべき支払の決定及び振替指示書への署名が当該者により行われておらず、同期間において、A書記官が支払決議書及び振替指示書に署名していたものが支払決定件数計310件、前渡資金支払済額1,700,194.38スイス・フラン(邦貨換算額165,118,485円)

あった。そして、この事態は、他の資金前渡官吏の在任中にも、一部の支払において行われていた。

また、大使館においては、債権者に対する支払に当たって、支払決議書の決裁日より前に債権者の銀行口座に入金し、支払っているものが、17年度から22年度までの間で、証拠書類等に基づき本院が特定できた範囲で支払決定件数計195件、前渡資金支払済額2,411,752.36スイス・フラン(邦貨換算額224,167,705円)あった。

(ウ) 帳簿への登記と実際の出納保管について

大使館においては、17年度から22年度までの間に、前渡資金による支払の決定をして、前渡資金の帳簿に登記しているのに、前渡資金口座から支払うことなく報償費口座から支払ったり、報償費口座から支払うものを前渡資金口座から支払ったりなどしており、帳簿への登記と実際の出納保管が相違していたものが支払件数計130件、支払額108,256.24スイス・フラン(邦貨換算額9,793,782円)あった。

そして、上記の事態を解消するなどのために口座間で資金が移動していた。

ウ 出納官吏による予算執行状況等の確認等が適切に行われていない事態

大使館においては、外務本省に提出した現在高調書の前渡資金の帳簿残高が実際の帳簿残高と一致していなかったり、前渡資金口座の取引明細書と帳簿の記載が一致していなかったりなどしており、出納官吏による予算執行状況等の確認や指定された検査員が行う帳簿金庫検査が適切に行われたとは認められない状況となっていた。また、出納官吏等は、債務負担の状況を把握することになっているにもかかわらず、前記のとおり、科目残高を超える支払が毎年度行われていた。

外務本省においては、3月末又は9月末の時点で支払決議書の決裁を経ず前渡資金口座から債権者の口座に入金された不適正な額が現在高調書に「立替金」と記載して計上されるなどしていたことを看過していた。また、外務本省が実施した査察の状況について確認したところ、イ(イ)の事態及び上記の出納官吏による予算執行状況等の確認が適切に行われていない事態については、19年12月に実施した査察において同様な趣旨の指摘が行われており、大使館は適切に改善したとする報告を外務本省に行いながら実際には改善していなかった。

したがって、以上のように、本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、前記の16年10月の本院の処置要求を受けて外務省が講じた処置が遵守されず、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、帳簿への登記と実際の出納保管が相違していたりなどしている事態が長期にわたっていたことは適正とは認められず、また、これらに対する出納官吏による予算執行状況等の確認等が十分に行われていない事態は適切とは認められず、17年度から22年度までの徴収決定件数計1,134件、収納済歳入額523,367.85スイス・フラン(邦貨換算額48,329,530円)、支払決定件数計689件、前渡資金支払済額4,046,077.38スイス・フラン(同381,809,760円)^(注)、合計1,823件、4,569,445.23スイス・フラン(同430,139,290円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大使館において、会計担当者に会計経理を適正に行う認識が欠如していたこと、出納官吏に公金の取扱いに関する認識が十分なかったこと、館長及び出納官吏のそれぞれの職責に応じた会計経理に対する指導・監督が十分でなかったこと、また、外務本省において、大使館が提出した現在高調書等の審査が十分でなかつ

たこと、査察で指摘した事態を確実に改善させていなかったことなどによると認められる。

(注) ア、イ(イ)及びイ(ウ)の各事態の間には重複しているものがあるため、それぞれの事態を合計した件数、金額とは一致しない。

不正行為

(31) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)許可及手数料
部 局 等	在コロンビア日本国大使館
不正行為期間	平成19年1月～22年5月
損害金の種類	旅券の発給に係る手数料
損 害 額	662,885円(14,410,546コロンビア・ペソ)

本院は、在コロンビア日本国大使館(以下「大使館」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、外務本省及び大使館において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、大使館において、現地で採用した職員が、領事担当者の監督の下、旅券、査証及び証明書の発給等事務のうち申請受付、作成、交付、手数料受領等の事務に従事中、平成19年1月から22年5月までの間に、旅券の交付を受けた申請者から受領した手数料を収入金として報告せずに、計14,410,546コロンビア・ペソ(邦貨換算額662,885円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、23年1月に全額が同人から返納された。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 在外公館の長に対する赴任旅費の支給に当たり、着後手当を転任の際の宿泊の実態に即した適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費
部 局 等	外務本省
着後手当の概要	新在勤地に到着後、新住居を見つけるまでの間のホテル等の宿泊料や挨拶等に要する費用に充てるための旅費
赴任旅費の支給額	66億9662万余円(平成21、22両年度)
上記のうち在外公館の長に対する着後手当の支給額	6062万余円
節減できた着後手当の支給額	1795万円(平成21、22両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

着後手当の支給について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 着後手当の概要等

(1) 着後手当の概要

貴省は、諸外国において相手国政府との交渉、邦人保護等の事務を行うため、平成 22 年度末現在で、大使館 141 公館(兼勤の特命全権大使に代わり臨時代理大使が常駐する 8 公館を含む。)、総領事館 63 公館、日本政府代表部 7 公館、計 211 公館を設置している。そして、職員を各国に所在する在外公館へ本邦や他の在外公館から転任させたり、在外公館から本邦へ帰任させたりしている(以下、これらの転任及び帰任を合わせて「赴任」という。)

貴省は、赴任をする職員に対して、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。)に基づき、赴任に伴う旅費(以下「赴任旅費」という。)として 21 年度は延べ 2,349 人に対して計 37 億 0987 万余円、22 年度は延べ 2,338 人に対して計 29 億 8674 万余円、合計 66 億 9662 万余円を支給している。

この赴任旅費には、航空賃等のほかに着後手当(扶養親族の移転に伴う旅費のうちの着後手当相当分を含む。以下同じ。)があり、この着後手当は、新在勤地に到着後、新住居を見つけるまでの間のホテル等の宿泊料や挨拶等に要する費用に充てるために支給するものとされている。そして、その支給額は旅費法第 24 条、第 37 条等により、内国旅行においては日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額(以下、日当定額及び宿泊料定額の一定日数分に相当する額を「5 日 5 夜分」等という。)、外国旅行においては 10 日 10 夜分とそれぞれ定められている。

また、旅費の調整について定めた旅費法第 46 条では、各庁の長は、法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができるとしている。

これを受けて、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について(昭和 27 年蔵計第 922 号。以下「運用方針」という。)において、正規の旅費を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合には旅費の調整を行うこととしており、内国旅行の着後手当については、新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舎又は自宅に入る場合には 5 日 5 夜分を 2 日 2 夜分に減額して支給するなどの基準が示されている。

(2) 貴省の着後手当等の支給

貴省は、外国旅行による転任の際の着後手当の支給については、旅費法第 46 条に基づく調整を行うことなく 10 日 10 夜分を支給している。

一方で、住居手当の支給の際には、住居手当の支給に関する規則(昭和 44 年外務省令第 7 号。以下「規則」という。)第 9 条により、着後手当 10 日 10 夜分に含まれる宿泊費に対応する日数を控除した日数をもって住居手当の額を計算することとしている。そして、住居手当の支給に関する規則の実施規程(昭和 44 年外務省訓令第 5 号)第 4 条により、規則第 9

条に規定する着後手当に含まれる宿泊費に対応する日数は3日とすることを定めていることから、住居手当の計算に当たっては3日分を控除している。

また、在外公館に勤務する職員のうち在外公館の長(以下「館長」という。)は、国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)により無料で公邸の貸与を受けることとされていることから、館長が公邸に入居する場合には、住居手当が支給されず、住居手当の計算における着後手当に含まれる宿泊費に対応する日数の控除も行われていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴省が職員に支給する赴任旅費は、毎年度多額に上っている。

そこで、合规性、経済性等の観点から、貴省における赴任旅費の支給、特に無料で公邸の貸与を受けている館長への着後手当の支給が、旅費法等の趣旨を踏まえて転任の際の宿泊の実態に即して適切に行われているかに着眼して、検査を行った。

検査に当たっては、21、22両年度に館長に支給した着後手当、21年度計71件、2689万余円、22年度計87件、3372万余円、合計158件、6062万余円について、貴省本省において、旅費の請求書を基に旅費担当者から旅費の請求、審査、支払事務等について説明を聴取したり、関係書類により館長及びその扶養親族(以下「館長等」という。)の転任後の公邸への入居状況を確認したりなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、着後手当の支給が適切でないと思われる事態が次のとおり見受けられた。

館長の転任の際の着後手当の支給については、前記のとおり、貴省は、10日10夜分を一律に支給している。

そこで、館長等が転任した後の公邸への入居状況について確認したところ、館長が転任する国には全て公邸が設置されていて、21、22両年度に館長に支給した着後手当158件のうち、ほぼ全てに当たる157件において、館長等は到着後直ちに公邸に入居していた。

このように、館長等については、新在勤地に到着後直ちに公邸に入居することが一般的であり、その場合には新住居を見つけるまでのホテル等の宿泊料を要しないことが明らかであることから、新在勤地に到着後直ちに公邸に入居している場合、通常必要としない旅費については減額調整できるという旅費法第46条、内国旅行の着後手当に係る運用方針の趣旨等を踏まえ、着後手当を減額調整する必要があると認められる。

貴省は、前記のとおり住居手当の計算に際して、着後手当に含まれる宿泊費に対応する日数を3日分として控除していることから、館長の着後手当に含まれる宿泊費に対応する日数についても3日分と仮定し、到着後直ちに公邸に入居している157件の着後手当について、10日10夜分から3日3夜分を減額して支給したとすれば、前記の館長に対する着後手当の支給額21年度計2689万余円及び22年度計3372万余円、合計6062万余円は、21年度計1895万余円、22年度計2371万余円、合計4266万余円となり、支給額をそれぞれ794万余円、1001万余円、計1795万余円節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、館長に対する赴任旅費の支給に当たり、転任の際の宿泊の実態に即した適切な減額調整を行わないまま着後手当を支給している事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、着後手当の支給に当たり、宿泊の実態に即して、通常必要としない旅費については減額調整できるという旅費法第46条や内国旅行の着後手当に係る運用方針の趣旨等に対する認識が十分でなかったことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、毎年度多数の館長を在外公館に転任させており、今後も館長に対して着後手当を支給することとなることから、その支給に当たっては、館長等の宿泊の実態に即して旅費法第46条に基づき減額調整をするなどの所要の措置を講じ、もって着後手当の支給の適正化を図るよう是正改善の処置を求める。

(2) 政府開発援助の実施に当たり、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省
政府開発援助の内容	無償資金協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	81 事業 410 億 4114 万余円(平成 10 年度～22 年度)
贈与資金の効率的かつ効果的な活用等が図られていないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	12 事業 8 億 0801 万円(背景金額) (平成 18 年度～22 年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成 22 年度の実績は無償資金協力^(注1) 1965 億 6939 万余円、技術協力^(注2) 717 億 0450 万余円、円借款^(注3) 6777 億 4755 万余円等となっている。

(注1) 無償資金協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで贈与するもの

(注2) 技術協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発に役立つ技術、技能及び知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもの

(注3) 円借款 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、貴省又は独立行政法人国際協力機構(15年9月30日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)が実施している無償資金協力、機構が実施している技術協力及び機構(11年9月30日以前は海外経済協力基金、同年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施している円借款を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 貴省及び機構(以下「援助実施機関」という。)は、事前の調査、審査等において、無償資金協力、技術協力及び円借款(以下「援助」という。)の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等にとつて実施されているか、援助実施機関は公正な競争に関する国際約束の的確な実施を確保する方策を適切に講じているか。
- ③ 援助の対象となった施設等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、貴省本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

一方、贈与資金の効率的かつ効果的な活用が図られているかなどを確認するためには、援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院は、23年次に11^(注4)か国において、調査を要すると認めた無償資金協力81事業(贈与額計410億4114万余円)、技術協力16事業(経費累計額56億3274万余円)、円借款13事業(貸付実行累計額1792億1066万余円)、計110事業について、援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、援助実施機関を通じて入手した。

(注4) 11か国 アンティグア・バーブーダ、アゼルバイジャン、カンボジア、フィジー、キリバス、ミクロネシア、ミャンマー、パラオ、ペルー、フィリピン、トリニダード・トバゴ

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力12事業(贈与額計8億0801万余円)については、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等が図られていない状況となっていた。

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力

ア 草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、贈与契約締結日から1年以内に終了する比較的小規模なプロジェクト(原則1000万円以下)に対して、在外公館が中心となって資金を贈与するものである。

イ 事業の概要

(ア) サン・アンドレス零細漁港埠頭冷蔵施設整備計画

この事業は、ペルー共和国(以下「ペルー」という。)サン・アンドレス地区にあるサン・アンドレス零細漁港の製氷機及び貯氷庫が19年8月にペルー南部で発生した地震及び津波により破損したため、同漁港に新たに製氷機及び貯氷庫それぞれ1台を設置するために計画され、これに要する資金を贈与するものである。

この事業の実施に当たり、在ペルー日本国大使館(以下「ペルー大使館」という。)は、事業実施機関である漁業開発基金(以下「基金」という。)との間で20年2月に贈与契約を締結して、製氷機及び貯氷庫それぞれ1台を設置するための資金として同年3月に85,470米ドル(邦貨換算額991万余円)を贈与している。

(イ) チャコ零細漁港埠頭復興計画

この事業は、ペルーパラカス地区にあるチャコ零細漁港の浮棧橋が前記の地震等により破損したため、同漁港に新たに浮棧橋を設置するために計画され、これに要する資金を贈与するものである。

この事業の実施に当たり、ペルー大使館は、基金との間で20年2月に贈与契約を締結して、浮棧橋を設置するための資金として同年3月に85,999米ドル(邦貨換算額997万余円)を贈与している。

ウ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) サン・アンドレス零細漁港埠頭冷蔵施設整備計画

基金は、20年3月に資金の贈与を受けた後、長期にわたり製氷機及び貯氷庫を設置していなかった。その後、資金の贈与を受けてから2年4か月後の22年8月に基金は贈与資金を使わずに自らの資金を使って援助対象の製氷機及び貯氷庫を設置していた。そして、贈与資金は、贈与されてから本院の現地調査実施時(23年2月)までの2年10か月の間活用されておらず、基金によって保有されていて、その間、ペルー大使館は年に数回の電話連絡により、事業の進捗状況について基金からの聴取等はしていたが、事業の進捗が滞っている原因となっている問題点を的確に把握し、適切に対応することを目的として基金から詳細なヒアリングを実施したり、事業現場の視察を行ったりするモニタリングを適時適切に行っていなかった。

なお、同資金は、本院による現地調査の後、23年2月9日に基金からペルー大使館に返還された。

(イ) チャコ零細漁港埠頭復興計画

基金は、この事業において、新規に浮棧橋を設置することにしていたが、20年3月に資金の贈与を受けた後に、浮棧橋設置工事の入札を21年5月、6月及び7月の計3回実施したもののいずれも不調となった。そして、基金は、その後は入札を実施しておらず、資金が贈与されてから本院の現地調査実施時(23年2月)までの2年10か月の間、浮棧橋を設置していなかった。このため贈与資金は2年10か月の間活用されておらず、基金によって保有されていて、その間、ペルー大使館は年に数回の電話連絡により、事業の進捗状況について基金からの聴取等はしていたが、事業の進捗が滞っている原因となっている問題点を的確に把握し、適切に対応することを目的として基金から詳細なヒアリングを実施したり、事業現場の視察を行ったりするモニタリングを適時適切に行っていなかった。

なお、同資金は、本院による現地調査の後、23年6月15日に基金からペルー大使館に返還された。

(2) 日本 NGO 連携無償資金協力

ア 日本 NGO 連携無償資金協力の概要

日本 NGO 連携無償資金協力(18年度は日本 NGO 支援無償資金協力。以下「N連無償」という。)は、日本の顔が見える援助として我が国の NGO が開発途上国又は地域で行う経済社会開発事業を支援するものである。貴省は、N連無償の実施に当たり、「日本 NGO 連携無償資金協力申請の手引き(実施要領)」(以下「手引」という。)を定めており、これによれば、1事業の実施期間は12か月以内とされ、地雷除去及び不発弾処理事業に係る贈与額の上限は1件当たり1億円とされている。そして、N連無償の対象となる経費は、現地住民に直接ひ益する活動を行うために必要な直接事業費、当該事業の実施を適切に管理するために必要な現地事業管理費、日本において現地における事業を適切に管理するための本部事業管理費及び外部監査費とされている。このうち、本部事業管理費の対象経費は、N連無償に従事する本部スタッフの人件費、通信費、事業資料作成費等となっている。

また、N連無償に係る基本的な申請手続は、以下のようになっている。

- ① NGO は、貴省本省又は在外公館に対して事業申請書を提出してN連無償の申請を行い、NGO から申請を受けた事業の目的・効果、人的体制、事業費等について、その妥当性の審査を行う。
- ② 在外公館は、NGO との間で贈与契約を締結の上、贈与資金の支払を行い、NGO は、在外公館に対して、事業着手後に中間報告を、また、事業完了後に完了報告等を行う。
- ③ 在外公館は、完了報告等とともに提出される証拠書類により、申請された事業費の審査を行い、終了後に贈与資金の精算を行う。

イ カンボジアにおける N 連無償による地雷除去及び不発弾処理事業の概要

この事業は、退役自衛官が主体となって設立した我が国の認定特定非営利活動法人である「日本地雷処理を支援する会」(以下「JMAS」という。)が、専門家を派遣してカンボジア政府の地雷除去機関であるカンボジア地雷対策センター(以下「CMAC」という。)に

所属する作業員と共に地雷除去や不発弾処理を行いこれらの作業を通じてCMACに所属する作業員に技術を移転するための資金を贈与したものである(18年度から22年度まで10事業、贈与額計7億8812万余円)。

JMASは、カンボジアの地雷除去及び不発弾処理事業の実施に当たり、首都プノンペンにカンボジア統括代表部を設置するほか、地雷除去事業現場等の近隣都市ごとに指揮所を設置しており、JMAS本部、カンボジア統括代表部及び各指揮所のそれぞれに職員を配置するなどしている。そして、地雷除去事業現場等では、本邦から派遣された専門家の安全管理等の指導の下、実際の地雷除去等の作業はCMAC所属の作業員が実施しており、これらCMAC所属の作業員の人件費、教育訓練費、機材費用等は、N連無償によりJMASに対して支弁されている。

ウ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(ア) 技術移転について

JMASは、安全管理に関して高い技術を有するとされる我が国の退役自衛官の専門家を派遣して、CMACに所属する作業員に地雷除去や不発弾処理の安全性を高めるためなどの技術移転を行うことをN連無償による地雷除去及び不発弾処理事業の目的の一つとしている。そして、JMASが作成したN連無償による地雷除去及び不発弾処理事業に係る作業員の編成表によれば、21年度に、地雷除去については100人及び不発弾処理については48人の計148人の作業員をJMASの専門家の下で作業に従事させて指導を行ったとしている。

しかし、指導を受けるCMAC所属の作業員についてみると、JMASは、14年度に不発弾処理事業を、18年度に地雷除去事業をそれぞれ開始してから現在に至るまで、上記の作業員を増員しているものの、ほとんど入替えは行っていないことから、CMACに所属する作業員等が約1,800人いるのに、専ら、一部の作業員のみがJMASから指導を受けていて、当該事業目的の一つとされる安全管理等の技術の移転がCMACに所属する作業員等に対して十分に寄与していない状況であった。

(イ) 事業対象経費について

JMASは、カンボジア統括代表部において、CMACとの事業調整、在カンボジア日本国大使館との贈与契約の締結から精算までの事務手続等の事業の主な業務を現地統括代表1名、総務・企画主任1名及び経理担当者4名の計6名を配置するなどして行っている。

また、JMAS本部において、地雷除去及び不発弾処理の両事業にそれぞれプロジェクトコーディネーター1名及び会計主任1名を配置し、計4名がそれぞれ専任スタッフとして、事業申請のための貴省本省との事業調整、専門家派遣に係るカンボジア統括代表部に対する後方支援業務等を行っている。

前記のカンボジア統括代表部の人員配置の変遷についてみると、JMASは、18年度は、地雷除去の専門家として派遣された職員が兼務する現地統括代表1名と経理担当者4名を配置するなどしていたが、その後、19年度には専任の現地統括代表1名を新たに配置し、20年度には経理担当者のうち1名を総務・企画主任に昇任させて、新たに経理担当者1名を採用するなどして、地雷除去及び不発弾処理の両事業を

統括して管理運営等を行う体制を整備しており、従来 JMAS 本部で行われていた業務の一部はカンボジア統括代表部へ移行している。

このように JMAS は、19 年度以降、カンボジア統括代表部の人員配置を増員し、これに伴う人件費を事業費に計上しているが、JMAS 本部の人員については、従前どおり、両事業に一律にプロジェクトコーディネーターと会計主任をそれぞれ 1 名配置し、計 4 名について、事業申請書の事業費に計上し続けている(この JMAS 本部 4 名に係る人件費は、19 年度 1573 万余円、20 年度 1606 万余円、21 年度 1595 万余円及び 22 年度 1474 万余円)。

そして、手引において、本部事業管理費として計上可能とされている「本部スタッフ人件費」については、N 連無償に従事する本部スタッフの人件費とされているだけで、業務量や業務内容等に応じた具体的な対象人数等の制限は特段設けられておらず、貴省は上記の申請書に基づき事業費を支払っていた。

(改善を必要とする事態)

以上のように、贈与資金が長期にわたり事業実施機関で保有されたまま、活用されていない事態、及び技術移転をより効果的なものとする検討が十分でなかったり、経費の必要性について経済的な観点から精査する必要があったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア サン・アンドレス零細漁港埠頭冷蔵施設整備計画及びチャコ零細漁港埠頭復興計画において、資金の贈与後にモニタリングを適時適切に行わなかった結果、事業の進捗が滞っている原因となっている問題点を的確に把握し、適切に対応を行うことが十分でなかったこと
- イ 地雷除去及び不発弾処理事業について、事業の実施体制や技術移転の実態の把握が十分でなかったこと、また、本部スタッフの人件費の計上に関して、業務を行うために必要な範囲にとどめるよう明確にしていなかったこと及び経済的な事業の実施についての審査が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

貴省において、贈与資金を効率的かつ効果的に活用し、また、技術移転を効果的に行うよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、今後、資金の贈与後、事業の進捗が長期にわたり滞っているなどの場合は事業実施機関へのモニタリングを適時適切に行うことにより事業の進捗が滞っている原因となっている問題点を的確に把握し、適切に対応を行うことに努めて、事業の実施を促したり、事業の実施が見込まれない場合には贈与資金の取扱いについて事業実施機関と十分に協議を行ったりすること
- イ カンボジアにおける N 連無償による地雷除去及び不発弾処理事業については、事業実施体制や技術移転の実態を十分に把握して、JMAS の技術がより多くの CMAC 所属の作業員に移転されるよう JMAS と事業内容の調整を行うこと、また、本部スタッフの人件費の計上について、業務を行うために必要な範囲にとどめるよう明確にするとともに、事業対象経費の審査を十分に行うなど経済的な事業の実施について検討を行うこと

(3) 環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施に当たり、相手国に対して事業の具体化及び進捗を促すなどして、贈与資金がより効率的に活用されるよう意見を表示したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
部 局 等	外務本省	
政府開発援助の内容	無償資金協力	
環境・気候変動対策無償資金協力事業の概要	開発途上国又は地域で行う気候変動対策に係る事業に対して資金協力を行うもの	
平成21年12月から23年3月までの間に交換公文を締結した実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	56 事業	452 億 8800 万円(平成 21、22 両年度)
平成22年度末時点で贈与日から1年以上経過している実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	35 事業	263 億 4800 万円(平成 21 年度)
交換公文発効から調達代理契約締結まで2か月以上を要した実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計(1)	23 事業	169 億円(背景金額)(平成 21 年度)
平成22年度末時点で工程表が作成されていない実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計(2)	17 事業	128 億円(背景金額)(平成 21 年度)
(1)及び(2)の純計	27 事業	200 億円(背景金額)(平成 21 年度)

【意見を表示したものの全文】

環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施状況について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。そして、平成 21 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)において、我が国は、気候変動対策に積極的に取り組む開発途上国に対して、24 年末までの約 3 年間に気候変動対策に係る支援を行うことを発表するなど、気候変動対策は、我が国の国際協力の重要分野の一つとなっている。

貴省は、この分野の支援の一環として、環境・気候変動対策無償資金協力事業を実施しており、21年12月から23年3月までの間に、我が国が援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)と交換公文を取り交わした事業は、56事業(44か国)、贈与額計452億8800万円となっている。

これらの事業には、①太陽光発電パネルを調達して設置する「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」、②洪水、干ばつなどの被害対策等に必要な機材や設備の供与等を行う「気候変動による自然災害対処能力向上計画」及び③持続可能な森林利用やその保全のために必要な機材の供与等を行う「森林保全計画」の3種類があり、主に資機材の調達等を行うこととしている。

貴省は、前記56事業の資機材の調達等の事業が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、我が国と相手国との間で取り交わす交換公文において、相手国は、貴省が調達のノウハウを有するとして推薦した我が国又はイギリスの法人(以下「調達代理機関」という。)と調達代理契約を締結するものとし、調達代理機関が相手国に代わって資機材の調達等の入札・契約、支払等を実施する方式(以下「調達代理方式」という。)によって事業を行うこととしている。

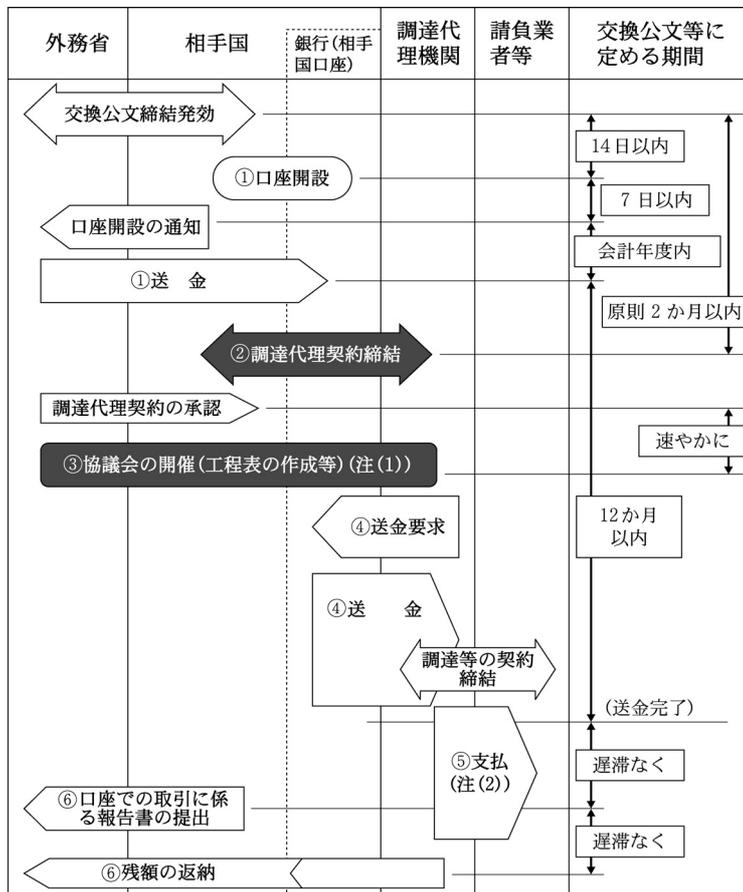
前記の56事業における調達代理方式では、事業の進捗に応じて資金を贈与する方式で行われている一般プロジェクト無償資金協力等とは異なり、貴省は、事業の実施前の定められた期日までに贈与資金の全額を相手国の政府名義の銀行口座(以下「相手国口座」という。)に送金することとなっている。

調達代理方式を採用した本事業は、交換公文及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録、調達代理機関が制定する調達ガイドライン等(以下、これらの取決め文書類を合わせて「交換公文等」という。)に基づいて、おおむね次のように行われることとなっている(図参照。以下、記述の番号は図の番号と対応している。)

- ① 相手国は、交換公文の発効後14日以内に相手国口座を開設して、貴省は、贈与資金の全額を同口座に送金する(以下、貴省が相手国口座に送金した日を「贈与日」という。)
- ② 相手国は、交換公文の発効後、原則2か月以内に調達代理機関と調達代理契約を結ぶ。
- ③ 調達代理契約を貴省が承認した後、我が国及び相手国の代表をメンバーとして、調達代理機関の代表をアドバイザーとする協議会(議長は相手国の代表)を速やかに開催する(2回目以降は我が国又は相手国のいずれかの要請によって開催される。)
- ④ 調達代理機関は、相手国口座が開設されている銀行に贈与資金の送金を要求し、銀行は、相手国の異議がなければ、調達代理機関の口座(以下「調達代理口座」という。)に送金する。この送金は、贈与日から12か月以内に完了する。
- ⑤ 調達代理機関は、資機材の調達等を行う請負業者及び施工監理等を行うコンサルタント(以下、これらを合わせて「請負業者等」という。)との調達等の契約に基づき、請負業者等に資金を支払う。
- ⑥ 相手国は、贈与資金(発生利子を含む。以下同じ。)の全てが相手国口座から調達代理口座に支払われたとき、又は贈与資金が相手国口座から調達代理口座へ送金されるまでの期限(贈与日から12か月間)が終了したときに、貴省に相手国口座の取引に係る報告書を遅滞なく提出し、相手国口座に贈与資金の残額がある場合は、これを貴省に遅滞なく返納する。

上記のうち、③の協議会は、交換公文等において、事業の進捗を管理して贈与資金を迅速かつ効果的に活用するための事業の実施工程表(以下、単に「工程表」という。)を作成したり、事業を遅延させる可能性のある問題の特定及び解決法の策定をしたりすることとされている。

図 環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施の流れ



注(1) 「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」においては、調達する資機材が限定的であることなどから、開催することは交換公文等に規定されていない。

注(2) 調達代理機関から請負業者等への支払期限は定められていない。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、事業が所定の手続に従い適切に実施され、贈与した資金が効率的に活用されているかなどに着眼して、調達代理方式によって実施された前記の56事業(44か国、贈与額計452億8800万円)のうち、贈与日が22年3月以前で、22年度末において贈与日から1年以上が経過している35事業(29か国、贈与額計263億4800万円。表1参照)を対象として検査を実施した。

そして、貴省本省において、相手国等から提出されている書類を確認したり、担当者から事業の実施状況を聴取したりして会計実地検査を行うとともに、3か国(5事業)においては、貴省の職員の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から進捗状況の説明を受けたり、事業予定現場の状況の確認を行ったりなどして、現地調査を行った。

(注1) 29か国 ジブチ、スリランカ、モロッコ、ネパール、ボツワナ、コスタリカ、ヨルダン、シエラレオネ、ラオス、レソト、ケニア、ニカラグア、ペルー、ガーナ、東ティモール、フィリピン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、モーリタニア、カンボジア、エチオピア、ガボン、ガンビア、インドネシア、セネガル、カーボヴェルデ、パプアニューギニア、マリ(交換公文締結順)

(注2) 3か国 ペルー、フィリピン、カンボジア(同)

表1 調達代理方式による環境・気候変動対策無償資金協力事業の件数及び贈与額

事業の種類	平成21年12月から23年3月までに交換公文を締結した事業		左のうち検査の対象とした事業(22年度末時点で贈与日から1年以上を経過している事業)	
	事業数	贈与額	事業数	贈与額
太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	9	70億800万円	8	61億4800万円
気候変動による自然災害対処能力向上計画	25	188億8000万円	16	107億円
森林保全計画	22	194億円	11	95億円
計	56	452億8800万円	35	263億4800万円

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 調達代理契約の締結状況

調達代理契約は、交換公文の発効後、原則2か月以内に締結されなければならないとされているにもかかわらず、相手国の手続の遅延等により、35事業中23事業(贈与額計169億円)ではその期間を超えており、うち2事業(贈与額計17億円)は交換公文の発効後1年以上が経過した22年度末においても調達代理契約が締結されていなかった。

(2) 事業の進捗状況及び完了の見込み

22年度末において贈与日から1年以上(最長1年2か月)が経過している35事業における贈与額計263億4800万円について、22年度末における状況をみると、表2のとおり、相手国口座又は調達代理口座において253億4063万余円(贈与額の96.2%)が保有されていた。この内訳は相手国口座に17億円(同6.5%)、調達代理口座に236億4063万余円(同89.7%)で、相手国口座で保有されている17億円は、上記の(1)で記述した交換公文の発効後1年以上調達代理契約が締結されていない2事業の贈与額である。

表2 35事業に係る贈与資金の保有状況等(平成22年度末現在)

贈与額計	左の内訳	左の内訳
263億4800万円 (100.0%)	相手国口座又は調達代理口座 253億4063万余円(96.2%)	相手国口座 17億円(6.5%)
		調達代理口座 236億4063万余円(89.7%)
	その他 10億0736万余円(3.8%)	請負業者等への支払済額 8億0417万余円(3.1%)
		調達代理機関の調達代理手数料 2億0318万余円(0.8%)

(注) 括弧内は贈与額計263億4800万円に対する割合。小数点第2位以下を四捨五入しているため計は一致しない。

上記のとおり、贈与額の大半が相手国口座又は調達代理口座に保有されていることから、事業の進捗状況についてみたところ、22年度末において、35事業のうち17事業(贈与額計128億円)では、工程表が作成されておらず、事業の完了予定年月が定まっていないう状況となっていた。これは、貴省及び相手国は、貴省が調達代理契約を承認した後、速やかに協議会を開催して、工程表を作成することとなっているのに、貴省と相手国との間での調整に時間を要して協議会が開催されていなかったり(7事業、贈与額計58億円)、開催されていても当該協議会においては工程表の作成に至らず、以降の協議会に持ち越されていたり(10事業、贈与額計70億円)していることによるものである。

そして、工程表が作成されていない17事業のうちの16事業及び工程表が作成されている18事業のうちの11事業、計27事業では、調達代理機関と請負業者との間で資機材の調達等の契約が結ばれていなかった。

<事例>

外務省は、インドネシア共和国政府と平成22年3月に取り交わした森林保全計画に係る交換公文(贈与額10億円)に基づき、同月、同国政府口座に10億円を一括して送金した。しかし、同国の事情により、22年度末現在においても、調達代理契約が締結されておらず、協議会も開催されていない。このため、工程表が作成されておらず、事業の完了予定が定まっていない。なお、贈与資金は、22年度末現在、全額が同国政府口座で管理されている。

なお、工程表が作成され、事業の完了予定年月が設定されている18事業においては、表3のとおり、贈与日から事業の完了予定年月までの所要月数は、平均で27.7か月となっていた。

表3 事業完了予定年月の設定状況(平成22年度末現在)

事業の種類	項目	全体の事業数	工程表が作成されている事業		工程表が作成されておらず事業の完了予定が定まっていない事業数
			事業数	贈与日から事業完了予定までの平均月数(月)	
太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		8	8	25.4	0
気候変動による自然災害対処能力向上計画		16	7	25.9	9
森林保全計画		11	3	37.9	8
計		35	18	27.7	17

(改善を必要とする事態)

事業の実施前に資金の全額を贈与する調達代理方式では、贈与した資金が相手国口座又は調達代理口座において一定の期間保有されることになる。そして、事業の内容によっては、その期間が長期となる場合があり、事業の具体的な計画が早期に確定しないなどして、進捗が遅延した場合には、この期間が更に長期化することとなる。

したがって、贈与した資金の援助効果が長期間発現しないことにならないよう、事業が的確かつ迅速に実施されることが肝要であることから、交換公文等に定められた調達代理契約の締結までの期間内に調達代理契約が結ばれていなかったり、贈与日から1年以上経過した時点においても工程表が作成されておらず完了予定年月が定まっていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、相手国において、事業を的確かつ迅速に実施することに対する認識が必ずしも十分でなかったことなどにもよるが、貴省において、交換公文等に定められた調達代理契約の締結までの期間を遵守することについて、相手国に対する働きかけが十分でなかったこと、及び協議会を開催して工程表を作成するなどの事業の進捗管理について、相手国に対する協議及び働きかけが十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

環境・気候変動対策に係る援助の必要性は、今後、一層増加することが予想され、我が国としても、限られた資金で援助をより効果的に実施することが必要である。については、貴省において、贈与した資金がより効率的に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 工程表が作成されていない事業について、相手国に対して早急に事業の具体化及び進捗を促すなどすること
- イ 贈与日が22年4月以降で現在実施されている事業や、今後、相手国からの要請内容に応じて、本事業のような調達代理方式によって環境・気候変動対策無償資金協力事業を実施する場合については、事業の的確かつ迅速な実施が図られるよう、交換公文等に定められた調達代理契約の締結までの期間を遵守するよう相手国に対して働きかけを十分に行うとともに、協議会を適時に開催して工程表を早期に作成するなど事業の進捗管理を徹底したり、事業に遅れがみられた場合にはその進捗を促したりするなどして、相手国に対する協議及び働きかけを徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

在外公館に配備する医薬品を調達するに当たり、入札仕様書に医薬品の一般名を記載することにより、後発医薬品をより広く選定できるようにして調達に係る経費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費
部 局 等	外務本省
在外公館に配備する医薬品等の調達の概要	在外公館において医務官が必要に応じて診療を行う際に使用する医薬品等を調達するもの
医薬品等の調達額	1億5433万余円(平成20年度～22年度)
後発医薬品を調達することにより節減できた調達額	755万円(平成20年度～22年度)

1 医薬品等の概要

(1) 医務官による保健指導等の概要

外務省は、平成23年1月1日現在で、91公館に93人の医務官を配置している。そして、医務官は、在外公館に勤務する職員及びその家族に対する保健指導とともに必要に応じて投薬等の診療を行うなどしている。

(2) 医薬品等の調達概要

医務官が診療を行う際に使用する医薬品及び医療用品類(以下「医薬品等」という。)の調達は、外務本省が毎年度実施しており、その契約手続は、次のとおりとなっている。

- ① 大臣官房会計課福利厚生室は、医薬品等の商品名、数量等を記載した入札仕様書(以下「仕様書」という。)を作成する。仕様書の作成に当たり、医務官が診療を行う上で必要と判断した医薬品等を取り入れるとともに、同室の医師等に仕様書に記載する医薬品等の適格性の確認等を行う。
- ② これを受けて、大臣官房会計課は、一般競争入札により、仕様書に基づく医薬品等の調達契約を単価契約で締結する。

(3) 医薬品の概要

医薬品のうち、新しい有効成分、効能及び効果を有していて、臨床試験等により有効性及び安全性が確認されて承認された医薬品は「新医薬品」、新医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果(以下、合わせて「有効成分等」という。)について同一性を有する医薬品は「後発医薬品」、後発医薬品がある新医薬品は「先発医薬品」とされている。

また、医薬品の名称には、薬効成分となる化学物質の名称である「一般名」と各製造販売業者等が薬事法(昭和35年法律第145号)に基づき承認審査を受けて販売する際の名称である「商品名」とがあり、各医薬品には両方の名称が付けられていて、後発医薬品には先発医薬品と同一の一般名が付けられている。

医薬品の薬価は、保険医療機関又は保険薬局が薬剤に係る診療報酬を請求する際の算定の基礎となる価格であり、厚生労働省がこれを定めた上で告示することになっている。このうち後発医薬品の薬価は、その薬価が初めて告示される場合には、先発医薬品の薬価に0.7を乗じて算定した価格とするなどとされており、先発医薬品の薬価より安価となるのが一般的である。

(4) 医薬品に対する国の取組

厚生労働省は、保険医療機関等が後発医薬品の使用を促進できるような環境を整えるため、18年3月に、後発医薬品の安定供給に関する通知を発したり、19年3月に、後発医薬品の情報提供体制の整備等について周知徹底を図る通知を発したりしている。

さらに、政府は、19年6月の「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)において、後発医薬品の使用促進について、「24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状より倍増)以上とする。」という目標を掲げており、厚生労働省は、その目標達成に向け国等が取り組むべき内容をまとめた「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月策定)に基づき、後発医薬品の安定供給、品質の確保、情報提供体制の強化等、後発医薬品に対する患者及び医療関係者の信頼を高めるための取組を進めている。そして、厚生労働省は、20年4月から、投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するように努めなければならないなどとして、保険医療機関に対して後発医薬品の使用を促している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、医薬品等の調達は経済的なものとなっているかなどに着眼して、外務本省において、20年度から22年度までの間に外務本省が調達した医薬品等を対象として、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、外務本省は、20年度5267万余円、21年度5087万余円、22年度5078万余円、計1億5433万余円の医薬品等を調達していた。そして、調達した医薬品延べ1,125品目についてみると、後発医薬品がなかったり、後発医薬品があっても先発医薬品に比べて信頼性や安定供給等の面から不安があったりするとして、仕様書に特定の先発医薬品等の商品名を記載して、調達する医薬品を限定していたものが834品目あったが、このうち238品目については、調達した先発医薬品の単価に比べて薬価が安価で有効成分等について同一性を有する後発医薬品があるものであった。

しかし、前記のように、政府においても、後発医薬品の安定供給、情報提供体制等について、後発医薬品の使用を促進できるような環境を整えてきている。このため、医薬品の調達に当たっては、医務官が診療上の必要に基づいて医薬品を指定する場合を除いて、仕様書に一般名を記載するなどして医薬品を広く選定できるようにすれば、より経済的に医薬品を調達することが可能であった。

したがって、経済的な医薬品の調達について十分な検討を行わないまま、先発医薬品を調達していた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた医薬品の調達額)

20年度から22年度までの間に調達した先発医薬品のうち、仕様書に特定の先発医薬品の商品名を記載していた前記の238品目について後発医薬品を調達できるようにし、最も高価な後発医薬品の薬価により調達することとして計算すると、医薬品等の調達に要する額はそれぞれ、5025万余円、4855万余円、4796万余円となり、前記の調達額5267万余円、5087万余円、5078万余円に比べて、それぞれ242万余円、231万余円、282万余円、計755万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務本省において、後発医薬品の使用促進を図るための安定供給や情報提供体制の整備等に関する政府の取組についての認識が十分でなかったため、医薬品をより広く選定することによる経済的な医薬品の調達の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、23年4月の契約から、医務官が診療上の必要に基づいて医薬品を指定する場合を除き、仕様書に一般名を記載することとして、後発医薬品をより広く選定できるよう処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 政府開発援助の効果の発現について

(平成 21 年度決算検査報告 126、832 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省又は独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が行う政府開発援助について、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対するノン・プロジェクト無償資金協力事業において、整備した施設等の稼働が低調となっている事態、②草の根・人間の安全保障無償資金協力事業において、援助した外来患者区画を含む保健センターが完成しておらず、使用開始のめどが立っていない事態、③一般文化無償資金協力事業において、供与した国立博物館の視聴覚機材の一部が使用されていない事態、④円借款事業において、建設された脱硫プラントが稼働していない事態が見受けられた。

したがって、外務省及び機構において、援助の効果が十分に発現するよう、上記の事態を改善するための働きかけなどを相手国政府等に対して行うとともに、外務省において、①大規模な地震・津波等の被害に対する復旧支援事業の実施に当たっては、被災地の状況等についての調査・検討を可能な限り十分に行ったり、②一体的に運用される施設の一部のみを援助する案件として審査する場合は、施設の全体計画が資金面で実現可能か審査したりするよう、また、機構において、③新たな視聴覚機材を調達する案件を実施する際は、事業実施機関が要請する機材の調達数量等の妥当性について十分に検討したり、④複雑なプラント等の設備の建設事業を実施する際は、修理等による設備の稼働停止時間を最小限に抑えるよう事業実施機関等と事業完了後も必要に応じて十分に協議・検討したりするよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、相手国政府等に対して、指摘を受けた改善を要する案件の事業効果の早期発現に向けた働きかけを行うとともに、類似の案件における同様の事態の再発防止のために次のような処置を講じていた。

ア 大規模な地震、津波等の被害に対する復旧支援事業の実施について、外務省は、被災地の状況、現地関係機関の能力、住民等の需要を踏まえた質の高い調査・検討を十分に行うとともに、事業着手後において可能な限り被災地の状況に柔軟に対応することとした。

イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力事業について、外務省は、23 年 5 月に同事業のガイドラインを改定して、一体的に運用される施設の一部のみを援助する案件として審査する場合は、施設の全体計画が資金面で実現可能か審査することとした。

ウ 一般文化無償資金協力事業について、機構は、23 年 6 月に文書を発して、新たな視聴覚機材を調達する案件を実施する際は、事業実施機関が要請する機材の調達数量等の妥当性を検討するよう機構内部に周知した。

エ 複雑なプラント等の設備の建設事業について、機構は、23 年 7 月に在外事務所等に通知を発して、修理等による設備の稼働停止時間を最小限に抑えるよう、事業実施機関等との間で事業完了後も稼働の状況や修理の方法等について必要に応じて十分に協議・検討するよう指示した。

(2) 在外公館が管理する国有財産等の処分について

(平成 21 年度決算検査報告 133 ページ参照)

1 本院が表示した意見

在外公館は、事務所、公邸及び宿舍の用途に利用するために取得した土地、建物等の行政財産及びリース権並びにこれらを用途廃止した普通財産等を管理している。しかし、在外公館において、整備計画を定めないまま行政財産を長期間保有するなどしていたり、用途廃止した土地、建物等の普通財産等が処分されないままとなっていたりする事態が見受けられた。

したがって、外務省において、長期間利用しておらず今後も利用する見込みのない行政財産について早期に用途廃止することを検討するとともに、普通財産等についてはより積極的に不動産仲介業者等に処分を委託したり、現地の経済事情等を反映させるために鑑定評価額を適時に見直したり、在外公館に対する指導及び助言を十分に行ったりするなど、これらの国有財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう、外務大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び 4 公館において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 長期間利用されておらず今後も利用する見込みのない 3 公館が管理する 3 件の行政財産について、用途廃止後売却するとの方針を決定し、用途廃止の手続を行った。

イ 用途廃止したが処分されていない 8 公館が管理する 13 件の普通財産等については、23 年 3 月に国有財産等の売払手続に関するマニュアルを改正したり、外務本省から在外公館に対する指導及び助言を随時行ったりすることにより、これまで不動産仲介業者等に委託していなかった在外公館も不動産仲介業者等に処分を委託したり、現地の経済事情や不動産取引状況等を反映させるために鑑定評価額を適時に見直したりして、より速やかに売却手続を進めるようにした。なお、23 年 9 月までに、5 公館が管理する 5 件の普通財産については売却が完了した。

第6 財 務 省

不 当 事 項

租 税 (32)-(34)

(32) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	72	税務署	
納 税 者	102	人	
徴収過不足額	徴収不足額	263,974,877 円(平成 18 年度～22 年度)	
	徴収過大額	11,396,000 円(平成 20、21 両年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 22 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 51 兆 7336 億余円となっている。このうち源泉所得税は 12 兆 5724 億余円、申告所得税は 2 兆 5935 億余円、法人税は 10 兆 1746 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 5489 億余円、消費税及地方消費税は 16 兆 1056 億余円となっていて、これら各税の合計額は 42 兆 9953 億余円となり、全体の 83.1% を占めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 99 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、72 税務署において、納税者 102 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、97 事項 263,974,877 円(18 年度～22 年度)不足していたり、5 事項 11,396,000 円(20、21 両年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

表

税 目	徴収不足の事項数	徴収過大の事項数	徴収不足額	徴収過大額(△)
源泉所得税	3	—	13,701,004 円	— 円
申告所得税	20	2	55,562,500	△ 8,172,500
法人税	69	3	188,309,800	△ 3,223,500
相続税・贈与税	3	—	4,811,700	—
消費税	2	—	1,589,873	—
計	97	5	263,974,877	△ 11,396,000

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の72 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この102 事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税に関するもの

源泉所得税に関して徴収不足になっていたものが3 事項あった。これらは、いずれも配当に関するものである。

配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10 日までに国に納付しなければならないこととなっている。また、法人が、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。)に際し、株主に対し金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされ、源泉所得税を徴収して、上記の法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当に関して、徴収不足になっていた事態が3 事項13,701,004 円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

<事例1> 配当に関する源泉所得税について納税の告知をしていなかったもの

A 会社は、平成20 年10 月に株主1 名から市場取引等によらないで自己株式40 株を取得し、金銭を支払っていたが、これに対する源泉所得税を納付していなかった。

しかし、同会社から提出された20 年4 月から21 年3 月までの事業年度分の法人税の申告書等によれば、上記金銭の額は同会社の取得株数40 株に対応する資本金等の額を超えている。したがって、この超える部分の金額は配当とみなされ、これに対する源泉所得税が20 年11 月10 日までに納付されていなければならないのに、上記申告書等の活用が的確でな

く、この事実を把握していなかったため、納税の告知をしておらず、源泉所得税額 8,000,000 円が徴収不足になっていた。

イ 申告所得税に関するもの

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 22 事項あった。この内訳は、不動産所得に関するもの 8 事項、事業所得に関するもの 6 事項及びその他に関するもの 8 事項である。

(ア) 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が 6 事項 6,877,900 円、徴収過大になっていた事態が 2 事項 8,172,500 円あった。その主な内容は、減価償却費の計算を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(イ) 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、青色申告書の提出について税務署長の承認を受けている事業所得者が、同人の営む事業に専ら従事する生計を一にする親族(以下「青色事業専従者」という。)に対して一定の要件の下に支払った給与については、必要経費に算入することとなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が 6 事項 22,136,600 円あった。その主な内容は、青色事業専従者に対する給与の必要経費算入についての規定の適用を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例 2> 事業所得の必要経費の額を過大に計上していたもの

納税者 B は、平成 19 年分及び 20 年分の申告に当たり、事業所得の計算において、青色事業専従者である配偶者に対して給与を支払ったとして、その額を必要経費に算入していた。そして、総収入金額から必要経費等の額を差し引き、事業所得の金額を算出していた。

しかし、同人は、上記の配偶者に対して給与を支払っておらず、支払ったとした給与の額は必要経費に算入することはできない。したがって、このことなどにより事業所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 19 年分 8,497,600 円及び 20 年分 6,489,200 円、計 14,986,800 円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得、雑所得等に関して、徴収不足になっていた事態が 8 事項 26,548,000 円あった。

ウ 法人税に関するもの

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 72 事項あった。この内訳

は、法人税額の特別控除に関するもの 25 事項、受取配当等の益金不算入に関するもの 12 事項及びその他に関するもの 35 事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が 3000 万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その事業年度において、当該事業年度の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、当該事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、翌事業年度の試験研究費の額が当該事業年度の試験研究費の額を超える場合において、翌事業年度に繰り越して控除できることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が 25 事項 73,688,300 円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 資本金の額が 3000 万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が、特定中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合の法人税額の特別控除を行っているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

＜事例 3＞ 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

C 会社は、平成 20 年 8 月から 21 年 7 月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、同事業年度の税額控除限度額及び前事業年度から繰り越した税額控除限度額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は、前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度から繰り越した税額控除限度額については上記特別控除の規定を適用できず、同事業年度の法人税額から誤って控除していたのに、これを見過ごしたため、法人税額 18,636,100 円が徴収不足になっていた。

(イ) 受取配当等の益金不算入に関するもの

法人が内国法人から受ける配当等の金額、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。また、法人が支払う負債の利子等がある場合には、当該負債の利子等の額のうち所定の方法により計算した金額を受取配当

等の金額から控除して受取配当等の益金不算入額を計算することとなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が12事項46,375,600円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、所得の金額を過小のままとしていた。
- b 受取配当等の金額から負債の利子等の額を控除しないで受取配当等の益金不算入額を計算しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていた。

＜事例4＞ 受取配当等の金額から負債の利子等の額を控除しないで受取配当等の益金不算入額を計算していたもの

D会社は、平成19年6月から20年5月までの事業年度分の申告に当たり、受取配当等の全額を益金不算入額としていた。

しかし、同会社の申告書等によれば同事業年度に支払った負債の利子等の額があり、この負債の利子等の額のうち所定の方法により計算した金額を受取配当等の金額から控除して受取配当等の益金不算入額を計算する必要があるのに、これを見過ごしたため、法人税額9,233,200円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入、同族会社の留保金等に関して、徴収不足になっていた事態が32事項68,245,900円、徴収過大になっていた事態が3事項3,223,500円あった。

エ 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていたものが3事項あった。この内訳は、相続税については相続税額の加算に関するもの1事項及び有価証券の価額に関するもの1事項、贈与税については土地建物等の価額に関するもの1事項である。

(ア) 相続税に関するもの

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族(養子を含む。)及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。ただし、被相続人の孫が養子となっている場合は、当該養子は一親等の血族に含まないものとするとなっている。また、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価とされている。

この相続税に関して、徴収不足になっていた事態が2事項2,888,700円あった。その内容は、相続により財産を取得した者が被相続人の養子となった孫であることから、相続税額を加算すべきところしていなかったり、取引相場のない株式の価額について時価の算定を誤っていたりしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、相続税額を過小のままとしていたり、株式の価額を過小のままとしていたりしていたものである。

(イ) 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とされており、土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が1事項1,923,000円あった。その内容は、土地の価額について時価の算定を誤っているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税に関するもの

消費税に関して徴収不足になっていたものが2事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関するもの1事項及び小規模事業者に係る納税義務の免除に関するもの1事項である。

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。また、基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下の事業者は、課税期間の課税売上げについて納税義務が免除されることとなっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除及び納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が2事項1,589,873円あった。その内容は、課税仕入れにならない減価償却費等の額を課税仕入れに係る支払対価の額に計上し控除額が過大となっていたり、基準期間の課税売上高が1000万円を超えていて納税義務が免除されないため申告の必要があったりしているのに、これを見過ごしたため、消費税額を過小のままとしていたり、消費税を課していなかったりしていたものである。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈 続与 税 税		消 費 税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	5					4	8,605			1	545	5	9,150
仙台国税局	2			1	2,967	1	661					2	3,628
関東信越国税局	6			1	14,986	8	32,231			1	1,044	10	48,262
東京国税局	33	1	1,859	13	27,822	32	71,717	2	3,773			48	105,172
名古屋国税局	10	1	3,841	2	△ 8,172	3	△ 3,223					5	△11,396
大阪国税局	6			5	9,785	7	25,922					13	39,549
広島国税局	3					8	20,022					8	20,022
高松国税局	1					2	14,430	1	1,038			3	15,468
福岡国税局	1					1	2,419					1	2,419
熊本国税局	4	1	8,000			4	9,191					5	17,191
計	72	3	13,701	20	55,562	69	188,309	3	4,811	2	1,589	97	263,974
				2	△ 8,172	3	△ 3,223					5	△11,396

(33) 査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、重加算税等を賦課決定できなかったり、延滞税を過小に徴収決定したりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 歳入組入資金受入 (項) 各税受入金
部 局 等	関東信越国税局(審査・指導庁)、下館税務署(処理庁)
重加算税及び延滞税の内容	重加算税は、納税者が国税の納税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したことに基づき納税申告書を提出していたときに課されるもので、延滞税は、納税者が納付すべき国税を法定納期限までに完納しないときに課されるもの
不当と認める重加算税等及び延滞税の額	重加算税等 20,990,014 円(平成 22 年度) 延滞税 14,655,708 円(平成 22 年度) 計 35,645,722 円

1 加算税及び延滞税の概要

(1) 加算税の概要

国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号。以下「通則法」という。)は、国税の適正な納付を保障するため、納税者が法定申告期限までに適正な申告をしないときなどには加算税を課す旨を定めている。

加算税には複数の種類があり、このうち、過少申告加算税は、納税者から期限内申告書に記載した税額が適正に納めるべき税額に比して過少であったことなどにより修正申告書の提出等があったときに、当該納税者に対して課されるものである。また、重加算税は、納税者が国税の税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したこと(以下「仮装隠蔽」という。)に基づく納税申告書を提出していたときに、当該納税者に対して、過少申告加算税に代え、課されるものである。

そして、税務署長が納税者に対して重加算税を確定するため賦課決定することができる期間(以下「除斥期間」という。)は、偽りその他不正の行為により税額の全部若しくは一部を免れた場合においては、法定申告期限から 7 年を経過する日までとなっている。

(2) 延滞税の概要

通則法は、納税者が納付すべき国税を法定納期限までに完納しないときに、法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に所定の割合を乗じて計算した額を延滞税として課す旨を定めている。

そして、通則法第 61 条の規定により、期限内申告書の提出後、その法定申告期限から 1 年以上経過して当該期限内申告書に係る修正申告書が提出された場合等の延滞税の計算に際しては、その法定申告期限から 1 年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出された日までの期間を、延滞税の計算期間から控除することとされている(以下、この控除を「特例控除」という。)。ただし、偽りその他不正の行為により国税を免れた納税者が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る延滞税の計算に際しては、特例控除の適用はないものとされている。そして、納税者が当該国税についての調査があったことにより提出した修正申告書に対して重加算税を課された場合は、これに該当することとなる。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、関東信越国税局(以下「国税局」という。)から、査察調査を行った事案(以下「査察事案」という。)について重加算税及び過少申告加算税(以下、これらを「重加算税等」という。)を賦課決定することができなくなったこと及び延滞税を徴収決定したことについて、通報があったのを受け、合規性等の観点から、重加算税等の賦課決定及び延滞税の徴収決定に関する事務処理が適正に行われたかなどに着眼して、国税局において担当係官から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 重加算税等の賦課決定に関する事務処理

国税庁では、除斥期間が満了する日(以下「満了日」という。)が切迫している事業年度又は課税期間(以下「事業年度等」という。)に係る課税処理に当たっては、満了日以前に課税処理ができるよう他の事業年度等と区分して早期に課税資料を作成することとしている。また、課税資料を他の課に引き継ぐ際には、処理期限を記載した送付書を添付して回付することとしている。

国税局の査察部門は、査察事案の対象であった株式会社 A から平成 22 年 6 月 22 日に提出された 14 年 9 月から 20 年 8 月までの 6 事業年度等分に係る法人税と消費税及び地方消費税(以下「法人税等」という。)の修正申告について、仮装隠蔽による不正所得に対する増加税額に係る重加算税等の賦課決定に関する審査を行うために課税資料を作成した。しかし、その際、14 年 9 月から 15 年 8 月まで(以下「15 年 8 月期」という。)の事業年度等に係るものの除斥期間が 7 年で、満了日が 22 年 11 月 1 日と切迫しているにもかかわらず、他の事業年度等のものと区分せずに課税資料を作成し、同年 8 月 11 日に 6 事業年度等分をまとめて国税局資料調査課に引き継いでいた。また、同課はこれを受けて審査を行った後、同年 10 月 8 日に法人課税課に課税資料を回付したが、その際、処理期限を記載した送付書を添付しないまま回付していた。このため、同課は満了日が切迫していることへの注意を十分に払わないまま 6 事業年度等分をまとめて審査し、同年 11 月 29 日に資料調査課へ課税資料を返付していた。そして、同課は、同年 11 月 30 日に、同会社を管轄している下館税務署に課税資料を送付したが、15 年 8 月期の法人税等の修正申告に係る重加算税等については、既に除斥期間が満了しており、賦課決定できない状況となっていた。

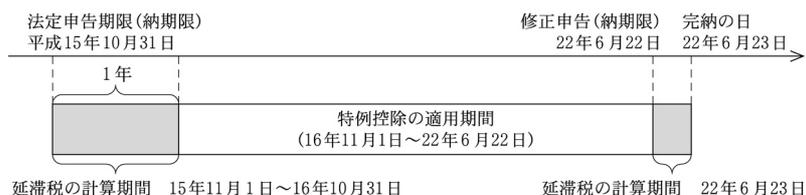
このように、査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、除斥期間が満了してしまい、15 年 8 月期の法人税及び消費税に係る重加算税等 20,990,014 円(法人税に係る重加算税 20,657,000 円、同過少申告加算税 39,000 円及び消費税に係る重加算税 294,014 円)を賦課決定できなくなったことは不当と認められる。

イ 延滞税の徴収決定に関する事務処理

国税局管理運営課は、同会社の 15 年 8 月期の法人税等の修正申告に係る延滞税の徴収決定に関する事務処理に際し、アのとおり重加算税の賦課決定ができなくなったこと

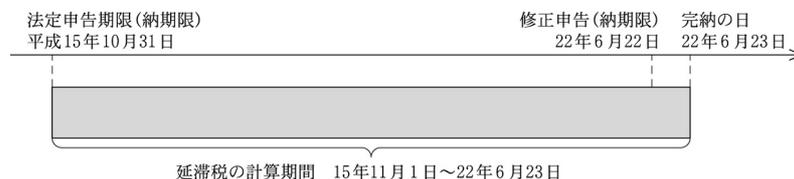
を捉え、法令等の適用の検討を十分に行うことなく、下館税務署に対して、特例控除を適用し、法定納期限の翌日である15年11月1日から納付すべき国税の完納した22年6月23日までの期間から、法定納期限から1年を経過する日の翌日となる16年11月1日から修正申告書の提出があった22年6月22日までの期間を控除した期間を延滞税の計算期間とするよう指示していた。そして、同税務署は、この期間の日数に応じて、15年8月期の法人税及び消費税に係る延滞税を2,484,282円と計算し、23年1月に徴収決定していた(図1参照)。

図1 特例控除を適用した場合の計算期間



しかし、同会社が提出した15年8月期の法人税等の修正申告書は、同会社が仮装隠蔽していた期限内申告書を修正するために調査後に提出したもので、「偽りその他不正の行為により国税を免れた納税者が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した修正申告書」に該当することから、延滞税の計算に際し特例控除を適用することはできないものと認められた(図2参照)。

図2 特例控除を適用できない場合の計算期間



したがって、特例控除を適用しないとするなどして適正な延滞税の額を計算すると17,139,990円(うち法人税に係るもの16,931,100円、消費税に係るもの208,890円)となり、前記の同会社に対して徴収決定した額2,484,282円との差額14,655,708円を過小に徴収決定していたことは不当と認められる。なお、同差額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

このような事態が生じていたのは、国税局において、査察事案の事務処理に当たり、満了日が切迫している事業年度等に係る課税資料を他の事業年度等のものと区分せずに作成したり、処理期限を記載した送付書を課税資料に添付しないまま回付したりするなど、満了日について十分注意を払わずに審査を行っていたこと、及び延滞税の徴収決定に関する事務処理に当たり、特例控除に関する法令等の適用の検討を十分に行っていなかったことによると認められる。

(34) 還付金等に係る支払事務において、未納の国税に充てなければならない還付金等を還付していたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 還付金 (項) 各税還付金
部 局 等	広島西税務署
還付金等の支払額	8,866,652 円(平成 22 年度)
不当と認める還付金等の支払額	8,866,652 円(平成 22 年度)

1 還付金の概要等

(1) 国税の還付

国税の納税者は、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号。以下「通則法」という。)等の定めるところにより、課税標準額、税額等を記載した確定申告書を法定申告期限までに税務署長に提出して、国税を納付しなければならないこととされている。

一方、納税者は、国税として納付した税額が本来納税すべき税額より多いためその全部又は一部について還付を求める場合等には、還付申告書(還付金額を記載した確定申告書)を税務署長に提出することとされている。そして、税務署長は、通則法第 56 条等の規定に基づき、還付申告書に記載された還付金額について還付加算金が生じた場合は還付加算金を含めて遅滞なく納税者に支払うこととされている。

(2) 国税等に未納がある場合の還付

税務署長は、通則法第 57 条の規定に基づき、還付金又は過誤納金の支払を受けるべき納税者に国税の未納があるときには、還付金又は過誤納金の還付に代えてこれを国税の未納額に充当しなければならないこととされている。

ただし、消費税及び地方消費税に係る還付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。以下「還付金等」という。)の還付を受けるべき納税者に国税の未納がある場合等については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 9 条の 10 の規定に基づき、その納税者は、税務署長に対し、還付金等により未納額を納付することを委託したものとみなすこととされている(以下、この納付を「委託納付」という。)。そのため、このような場合には、税務署長は、未納額に相当する還付金等を自ら受領して、納税者に代わって未納額を納付しなければならないこととされている。

(3) 徴収の引継ぎ

国税の徴収は、通則法第 43 条の規定に基づき、その国税の納税地を所轄する税務署において行われることとされている。このため、納税地に異動があった場合には、異動前の納税地を所轄する税務署から、異動後の納税地を所轄する税務署に徴収の引継ぎを行うこととされている。そして、この徴収の引継ぎは、国税総合管理システム(以下「KSK システム」という。)により税目別、年度別等の徴収決定口座(以下「口座」という。)が自動的に作成されることにより行われることとなっている。

一方、国税の滞納の金額が一定金額以上になるなどの場合には、その滞納となった国税の徴収については国税局に引き継ぐことができることとされている(以下、国税局に徴収

の引継ぎが行われた納税者を「引継納税者」という。)。この場合、滞納となった国税以外の徴収は、引き続き引継ぎを行った税務署が行うこととなっている。

そして、引継納税者の納税地に異動があった場合には、滞納となった国税の口座が前記のように自動的に作成されないため、異動後の納税地を所轄する税務署は、各口座の作成状況を確認した上で口座を作成することとなっている。

(4) 還付金等の支払事務

還付金等の支払事務に当たっては、国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)等の規定により、国税の未納状況を確認することとされている。そして、その事務については、還付金等の支払事務の担当者(以下「担当者」という。)、審査担当者及び統括国税徴収官等により、おおむね次のとおり行うこととされている。

ア 担当者は、KSKシステムにより、還付金発生チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)、還付金未納口座一覧表(以下「未納一覧表」という。)^(注2)等を出力して、未納の内容を確認するなどした上で、これらの帳票等を審査担当者^(注1)に回付する。

なお、引継納税者については国税局に徴収の引継ぎが行われていることから、税務署においては未納一覧表に国税局への連絡等の確認が必要となる注意メッセージが表示されることとなっている。

イ 審査担当者は、未納一覧表の内容等を審査し、担当者に必要な処理を行わせた上で、未納一覧表その他の関係帳票を統括国税徴収官等に回付する。

ウ 統括国税徴収官等が回付を受けた帳票の確認・決裁を行った後に、統括国税徴収官は支払決定を行う。

(注1) 還付金発生チェックリスト 引継納税者等に還付金等が発生した場合に国税の未納状況を確認するよう注意を喚起するため口座に基づき自動的に作成される帳票

(注2) 還付金未納口座一覧表 還付金等が発生した納税者のうち国税の未納がある納税者を一覧表にした帳票

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成23年4月に、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づき財務大臣から、広島西税務署において広島国税局に徴収の引継ぎが行われていたA法人に対する還付金等の支払事務に当たり法令に違反して支払命令を行ったとの通知を受けた。このため、合規性等の観点から、上記の還付金等の支払事務が適切に行われたかなどに着眼して、国税庁、広島国税局及び広島西税務署において関係資料の提出を求めるなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、本件還付金等の支払事務において、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

A法人は、滞納の金額が一定金額以上となったため、B税務署から広島国税局に徴収が引き継がれていたが、納税地が22年6月にB税務署から広島西税務署に異動した際に、広島西税務署においてA法人の口座の作成状況の確認が行われなかったため、口座が作成されないままとなっていた。その後、23年1月に、消費税及び地方消費税の還付金額を8,697,452円と記載した還付申告書がA法人から提出されたことにより還付金等が発生

したが、口座が作成されていなかったため、本来出力されるはずのチェックリストが出力されず、また、未納一覧表に注意メッセージが表示されていたにもかかわらず、担当者及び審査担当者は注意メッセージを見落とすなどしたため、広島国税局に対してA法人に未納となっている国税があることを確認していなかった。そして、審査担当者は、未納一覧表その他の関係帳票を統括国税徴収官に回付していなかったため、統括国税徴収官は、未納一覧表その他の関係帳票の確認・決裁を行わずに支払決定を行っていた。

したがって、広島西税務署において、委託納付により未納となっている国税に充てるべき消費税及び地方消費税の還付金等 8,866,652 円(うち還付加算金 169,200 円)をA法人に還付したことは、法令に違反していて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、広島西税務署において引継納税者の未納状況の確認が十分に行われていなかったことなどによると認められる。

物 件

- (35) 所管換により引き受けた土地について、貸付契約の更改等を行わず貸付料が納付されていなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	関東財務局東京財務事務所立川出張所
所管換により引き受けた土地の概要	立川出張所所管の普通財産 555.63㎡
貸付料が納付されていなかった期間に係る貸付料相当額	35,936,148 円(平成元年度～22年度)

1 農林水産省から所管換された土地の概要

関東財務局東京財務事務所立川出張所(以下「出張所」という。)は、東京都立川市ほか管内の市町村に所在する土地等の普通財産を管理するなどしている。このうち、立川市に所在する土地(面積 555.63㎡、台帳価格 34,004,556 円)は、昭和 22 年に財産税として金銭に代えて物納され、財務省(平成 13 年 1 月 5 日以前は大蔵省)が引き受けて同省所管の普通財産となったが、農地であることが判明したことから昭和 25 年に農林水産省(53 年 7 月 4 日以前は農林省)へ所管換された。農林水産省は、本件土地を借受人に農地として貸し付けていたが、51 年に住宅用地として農地の転用を認めて貸し付ける(以下、この貸付けを「転用貸付け」という。)こととして、別の借受人(以下「相手方」という。)と貸付契約を新たに締結しており、これに基づき使用料を徴収していた。その後、本件土地は、相手方から買受けの要望があったことから、財務省において売払いを行うため、平成元年 4 月に農林水産省から財務省へ所管換されたものである。

転用貸付けされて財務省へ所管換された土地については、「旧農地法第 80 条第 1 項に定める所管換の取扱いについて」(昭和 60 年蔵理第 1047 号大蔵省理財局長通達。以下「所管換通達」と

いう。)に基づき、借受人に対して、早期に売り払うものとされている。そして、借受人に買受け資力が不在の場合等当面の売払いが真に困難と認められる場合には、農林水産省の貸付契約から財務省の貸付契約に更改を行い時価による貸付けができることとなっている。ただし、農林水産省における転用貸付けの期間の満了日までに売払いが見込まれる場合には、貸付契約の更改を省略することができることとなっている。

そして、貸付けを行う場合の貸付料は、「普通財産貸付事務処理要領について」(昭和61年蔵理第2283号大蔵省理財局長通達)等の算定基準により算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件土地の売払い、貸付け、管理等が適切に行われているかなどに着眼して、出張所において土地の管理状況を記録した書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

出張所は、元年4月に所管換により引き受けた本件土地について、所管換通達に基づき相手方との間で売払交渉を行ったものの、価格が折り合わなかったため3年6月に不調となった。出張所は、本件土地の売払いが見込まれたことから、売払交渉を行っていた間において、貸付契約の更改を行っておらず、農林水産省において転用貸付けを行っていた期間には使用料が納付されていたのに、貸付料も納付させていなかった。また、同月に相手方から引き続き本件土地を借り受けたい旨の申出があったことから、出張所は、相手方に対して貸付契約を更改するための貸付申請書の提出を求めるとともに、納付させていなかった元年4月から3年6月までの間の貸付料の納付を求めたが、同申請書は提出されず貸付料も納付されなかった。その後、出張所は、相手方に対して貸付申請書の提出を促したり、既往の貸付料の納付を求めたりしたものの、貸付申請書の提出、貸付料の納付は行われなかった。そして、出張所は、8年6月に内容証明郵便により貸付申請書の提出を求めたのを最後に特段の措置を講じていなかった。

しかし、所管換通達によると、前記のとおり、貸付契約の更改を省略できるのは農林水産省における転用貸付けの期間の満了日までに限られていることから、出張所は、売払交渉とは別に同満了日である元年10月19日までに貸付申請書の提出を求めなどして貸付契約を更改し、貸付料を納付させるべきであったのに、長期間にわたりこれを行っていなかった。また、貸付契約を更改できず、貸付料が納付されない場合には法的措置を講ずるなどすべきであったのに、これも行っていなかった。

したがって、出張所において、元年4月の所管換以降、本件土地について貸付契約を更改等しておらず、その結果、算定基準に規定された原則に基づいて算定するなどした元年度から22年度までの間の貸付料相当額35,936,148円が納付されていないことは、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、出張所において、本件土地の貸付契約の更改等について法令等の認識が十分でなかったことなどによるものと認められる。

不正行為

(36) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款) 歳入組入資金受入 (項) 各税受入金
部 局 等	佐賀税務署
不正行為期間	平成 21 年 8 月～22 年 6 月
損害金の種類	国税収納金
損 害 額	7,038,544 円

本院は、福岡国税局管内の佐賀税務署(以下「税務署」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく財務大臣からの報告及び会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、税務署において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、税務署において、徴収部門の統括国税徴収官が、分任国税収納官吏等として国税の収納事務に従事中、平成 21 年 8 月から 22 年 6 月までの間に、滞納者等から受領した現金を日本銀行又は主任国税収納官吏に払い込むことなく国税収納金計 7,038,544 円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、22 年 11 月に全額が同人から返納された。

そ の 他

(37) 貸し付けていた土地に係る国有財産台帳価格を適切に改定していなかったため、国有資産等所在市町村交付金が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織) 沖縄総合事務局 (項) 沖縄総合事務局
部 局 等	内閣府沖縄総合事務局
貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の概要	国が所有する固定資産で国以外の者が使用するものについて、固定資産税に代わるものとして、当該固定資産が所在する市町村に交付するもの
国有資産等所在市町村交付金交付先	沖縄県沖縄市
国有資産等所在市町村交付金交付額	36,067,178 円(平成 19 年度～23 年度)
過大と認められた国有資産等所在市町村交付金交付額	23,246,868 円(平成 19 年度～23 年度)

1 国有資産等所在市町村交付金の概要等

(1) 国有資産等所在市町村交付金の概要

沖縄総合事務局財務部(以下「財務部」という。)は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。平成19年9月30日までは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律)に基づき、財務部が管理する国有財産で国以外の者が使用している土地、建物等の貸付財産について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を貸付財産が所在する市町村に対し固定資産税に代わるものとして、毎年度交付している。そして、財務部は、原則として交付年度の初日の属する年の前年の3月31日現在における国有財産台帳価格である交付金算定標準額に1.4%を乗じて、交付金額を算定している。

また、財務省理財局国有財産企画課は17年9月に「市町村交付金事務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定して、財務局、財務部等の交付金事務を行う部局に対して交付金事務の適正な執行について周知しており、財務部はマニュアルに基づき18年度の交付金交付分以降の交付金事務を実施している。そして、マニュアルによると、貸付財産について交付金額が貸付料を上回る事態(以下「逆ざや」という。)が生じている場合は交付金額又は貸付料が適正なものとなっていないことが考えられることから、財務局、財務部等の交付金事務担当者は貸付担当者等に逆ざやとなっている理由を市町村交付金関係確認表(以下「確認表」という。)に記載させるなどして事務処理を検証し、逆ざやとなっている要因を把握することとされている。

(2) 国有財産台帳の価格改定の概要

土地、建物等の国有財産台帳の価格改定は、5年ごとに行われており、近年では17、22両年度の末日において「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」(平成17年財理第4397号財務省理財局長通達及び平成22年財理第1874号財務省理財局長通達。以下「評価要領」という。)に基づき行われている。評価要領によると、土地の評価方式については相続税評価方式と時価倍率方式があり、相続税評価方式には所在地域等に応じて路線価方式、倍率方式等があるとされている。そして、これらの方式による評価額が評価時における近隣地域の土地の時価等に比し、著しく不相当であると認められる場合においては、不動産鑑定士による鑑定評価の評価額を考慮して国有財産台帳価格とすることができるとされている。

(3) 本件土地の概要

財務部は、沖縄県沖縄市に所在する普通財産である土地(21,408.6 m²、17年度末から21年度末までの国有財産台帳価格602,234,477円)をヨットハーバー敷地として、民間の借受人に時価で貸し付けている。また、財務部は、本件土地が交付金の対象となる貸付財産に該当することから本件土地が所在する沖縄市に対して、交付金を交付している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件土地に係る交付金の算定の基となる国有財産台帳価格が適切に算定されているかなどに着眼して、財務部において、19年度から23年度までの各交付年度に交付した交付金を対象として、国有財産台帳、市町村交付金客体資産台帳等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

本件土地については、マニュアルが策定された後の18年度から23年度までの各交付年度において、次表のとおり、交付金額が貸付料をいずれも上回っていて、計17,971,260円に上る多額の逆ざやが生じていた。

表 交付金額等の状況 (単位：円)

交付金 交付年度	交付金額(A)	貸付料(B)	逆ざや (A)-(B)
平成 18	4,032,985	3,934,907	98,078
19	6,222,580	3,934,907	2,287,673
20	6,403,850	3,564,238	2,839,612
21	6,578,184	3,564,238	3,013,946
22	8,431,282	3,564,238	4,867,044
23	8,431,282	3,566,375	4,864,907
計	40,100,163	22,128,903	17,971,260

そして、財務部は、マニュアルに基づき交付金事務を行っているにもかかわらず、本件土地については、各年度の交付金事務においてマニュアルに定められている確認表を作成しておらず、逆ざやの要因についても把握していなかった。

そこで、本件土地の交付金の算定の基となる国有財産台帳価格についてみたところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、19年度から23年度までの各交付年度における交付金の算定の基となる国有財産台帳価格602,234,477円は、17年度末の価格改定の際、評価要領により路線価方式を基に不整形地補正等の修正を行い算定されたものであり、21年度末まで同額となっていた。

しかし、本件土地は崩壊の危険性のある長い護岸を有するなど特殊な土地であることから、適正に評価するには護岸工事の費用等を見込まなければならないため、路線価方式により算定することは適切ではないことから、財務部は不動産鑑定士からこのような費用を見込んだ鑑定評価を徴する必要があった。

したがって、財務部は、マニュアルが策定された以降で直近に国有財産台帳の価格改定が行われた17年度の末日において鑑定評価の評価額を考慮して適切な価格改定を行うべきであったと認められる。

現に、借受人から本件土地に対する買受けの希望があったため、財務部が22年12月に本件土地について不動産鑑定士から鑑定評価を徴したところ、護岸工事の費用等を見込んでその評価額は179,692,500円であり、前記の国有財産台帳価格の約3割となっていた。

上記の評価額を近隣の地価公示地の地価変動率により17年度末時点の評価額として修正計算すると183,147,292円となる。この評価額を本件土地の17年度の価格改定時の適正な国有財産台帳価格として交付金額を算定すると、19年度から23年度までの適正な交付金額は計12,820,310円となり、同期間に交付された交付金額計36,067,178円と比べて計23,246,868円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財務部において、マニュアルに基づく交付金事務についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
検査の対象	財務省 厚生労働省
社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の概要	医業又は歯科医業を営む医師又は歯科医師が、年間の社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療報酬に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬の金額を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の経費率を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る必要経費とすることができる特別措置
上記特例の適用を受けている医業事業者のうち検査の対象とした医業事業者数	延べ1,929人(平成20、21両年度)
上記のうち青色申告決算書等において社会保険診療報酬に係る実際経費を計算していた医業事業者数	延べ1,654人
上記の医業事業者が特例の適用を受けていたことによる推計減税額	32億1109万円

【意見を表示したものの全文】

社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について

(平成23年10月28日付け 財務大臣 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされている。

税収の減少をもたらす特別措置には、税額控除や所得計算上の特別控除等の手法を用いて税の減免になるものなどがあり、税の減免は、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付したことと同様の効果があるといわれている。

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の概要

税の減免に該当する特別措置として、医業又は歯科医業を営む医師又は歯科医師(以下「医業事業者」という。)に対する社会保険診療報酬の所得計算の特例(措置法第26条。以下「特例」という。)がある。この特例は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、各年において、社会保険診療につき支払を受けるべき金額が5000万円以下である医業事業者が、社会保険診療報酬に係る売上原価、経費等の合計額(以下「実際経費」という。)により収支計算を行うことに代えて、社会保険診療報酬の金額を表1に掲げる階層に区分して、各階層の金額に所定の経費率を乗じて計算した金額の合計額(以下「概算経費」という。)を必要経費とすることができるものである。

表1 特例の経費率

社会保険診療報酬	経費率
2500万円以下	72%
2500万円超 3000万円以下	70%
3000万円超 4000万円以下	62%
4000万円超 5000万円以下	57%

特例は、昭和29年に、社会保険診療報酬の適正化が実現するまでの暫定措置として創設されたもので、当初は医業事業者に対して、社会保険診療報酬の金額の多寡にかかわらず、一律にその72%相当額を必要経費として認めるものであった。その後、54年に社会保険診療報酬の金額を5段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の経費率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費とする改正が行われ、さらに、63年に社会保険診療報酬の金額が5000万円を超えるときは特例を適用しないとする現行の取扱いに改められている。

特例の適用による平成20、21、22各年度における租税の減収見込額(財務省試算)は、それぞれ230億円、250億円、256億円となっている。

また、特例の対象とされていない自由診療収入がある場合には、社会保険診療と自由診療のいずれに係る必要経費であるか明らかでない必要経費を合理的に両者に案分するために医業又は歯科医業に係る事業所得の収入金額(以下「医業収入」という。)全体に係る必要経費の計算を行わなければならないこととされている。

(注1) 自由診療収入 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による診療収入のほか、自費診療収入、健康診断、予防接種、診断書作成等による収入

(3) 特別措置の策定等

厚生労働省は、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び期限の延長を希望する旨を記載した要望書等を財務省に提出している。それらの内容については、財務省と厚生労働省との折衝や税制調査会での議論を経

て、税制改正大綱の閣議決定が行われ、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議・議決されることになる。

(4) 特例の検証及び政策体系

厚生労働省は、前記の要望書等を財務省に提出する際に、措置法等の適用に伴う減収見込額を提示することなどにより特別措置の効果等の検証を行っている。また、厚生労働省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)、 「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月閣議決定)等に基づき、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」(平成19年3月厚生労働大臣決定)等を策定し、これに基づき、政策評価の対象となる政策等について、評価を行い、その結果について評価書を作成し公表している。

特別措置に関しては、平成22年度税制改正大綱において、その抜本的な見直しの方針が示されたことを踏まえ、「政策評価に関する基本方針」が変更され、これに基づき、22年度から法人税関係の特別措置については、政策評価を実施することが行政機関に義務付けられ、それ以外の特別措置については、積極的かつ自主的に政策評価の対象とするよう努めるものとされている。

上記の基本方針を受け、厚生労働省は特例について、22年度から政策評価を行うこととするとともに、政策体系における特例の位置付けを表2のとおりとし、施策小目標の「医療法人等の経営の安定化を図ること」を、特例の達成目標である「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減すること」などで達成するとしている。そして、21年度の実績について評価を行い、「租税特別措置に係る政策の事後評価書」として22年9月に公表した。

表2 特例の政策体系における位置付け

政策体系	目標の内容
基本目標 I	「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」
施策大目標 1	「地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること」
施策中目標 1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」
施策小目標 8	「医療法人等の経営の安定化を図ること」
事務事業(目標達成手法)	「社会保険診療報酬の所得計算の特例」(所得税)
事務事業の達成目標	小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、社会保険診療に係る必要経費を一律に社会保険診療報酬の金額の72%とすることとして創設された特例は、税制調査会において、税負担の公平の見地から問題とされ、昭和31年以来再三にわたり、その是正について答申が出されていた。そして、本院においても、昭和51年度決算検査報告に、医業又は歯科医業に係る所得金額が1000万円以上で特例の適用を受けている医業事業者の収支を分析し、社会保険診療報酬の金額に対する実際経費の割合(以下「実際経費率」という。)の平均値が52%であることなどを記述した「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」を特に掲記を要すると認めた事項として掲記したところである。また、平成15年度決算検査報告において、社会保険診療報酬の金額に対す

る概算経費の割合(以下「概算経費率」という。)の平均値と実際経費率の平均値の差が18.3ポイントであること、特例の検証について、特例の減税見込額の算定等に課題等が見受けられたこと、特例を政策評価による検証の対象としていなかったことなどを記述した「租税特別措置(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の実施状況について」を特定検査対象に関する検査状況として掲記するとともに、この中で、今後とも特例の実施状況についてその推移を引き続き注視していくとしたところである。

特例は、創設以降これまで長期にわたり存続する一方で、法令上その適用期限が定められていないため、厚生労働省において平成17年度以降要望書等を財務省に提出しておらず、昨今の税制調査会等における見直し議論の中で十分な検討が行われにくい状況にあった。また、所得税法上、必要経費に算入すべき金額は、記帳等に基づき売上原価、その他収入を得るため直接に要した費用の額等とされており、特例のように社会保険診療報酬の金額に経費率を乗じて必要経費の額を計算することは、申告納税制度の在り方からみて他の事業所得者との公平性の面で特異な取扱いとなっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、特例の適用の状況はどのようになっているか、概算経費と実際経費の状況はどのようになっているか、特例の政策の達成目標とされている小規模医療機関の事務処理の負担は軽減されているか、財務省及び厚生労働省における政策の検証状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

22年12月から23年5月までに会計実地検査を行った54^(注2)税務署において、21年分の社会保険診療報酬の金額が5000万円以下の医業事業者から無作為で抽出した2,823人の20、21両年分の確定申告書(延べ5,497人)のうち、特例を適用していた者(以下「特例適用者」という。)延べ1,929人に係る同申告書等により特例の適用状況等の検査を行うとともに、財務省及び厚生労働省において、関係資料の提出を受けて特例の検証状況について会計実地検査を行った。

なお、特例と同様の特別措置が医療法人に対しても設けられている(措置法第67条)が、平成15年度決算検査報告における検査結果(検査対象682法人のうち特例を適用していた法人3法人)等から特例を適用している法人が少数にとどまると見込まれるため、今回の検査においては、医療法人は対象としていない。

(注2) 54税務署 札幌南、須賀川、水戸、伊勢崎、川口、新潟、長野、千葉東、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、目黒、蒲田、渋谷、中野、豊島、板橋、武蔵府中、鶴見、横浜中、横浜南、戸塚、川崎北、平塚、岐阜南、静岡、沼津、昭和、熱田、刈谷、右京、阿倍野、東、豊能、吹田、神戸、奈良、府中、下関、徳島、松山、八幡浜、小倉、大川、佐賀、長崎、熊本西、臼杵各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特例の適用状況

ア 医業収入等別の状況

特例適用者延べ1,929人について、医業収入の階層別の適用状況についてみると、表3のとおりとなっている。

すなわち、特例適用者延べ1,929人のうち医業収入5000万円以下の階層の特例適用

者が1,641人と全体の85.0%を占めており、この階層の医業収入の平均は2971万余円、そのうちの自由診療収入は244万余円(8.2%)となっていた。これに対して、医業収入5000万円超の階層の特例適用者は延べ288人と全体の14.9%であり、その医業収入の平均は5911万余円、そのうちの自由診療収入は1457万余円(24.6%)となっていた。この中には、医業収入が1億円を超える特例適用者が延べ6人おり、この6人の医業収入の平均は1億3549万余円、そのうちの自由診療収入は9087万余円(67.0%)となっていた。

このように、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であれば特例を適用できることとなっていて、特例のこの基準は、医業事業者の経営規模を測るための基準としては必ずしも適切ではなく、このため小規模医療機関を対象にその事務処理の負担を軽減するという特例の目的に十分沿ったものとはなっていないと認められる。

なお、特例適用者の平均年齢は58.5歳であり、厚生労働省調査による診療所で診療に従事する医師の平均年齢58.0歳と比較して差異は認められないものの、医業収入が低い階層ほど高齢化している状況となっていた。

(注3) 厚生労働省調査 「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)によれば、医師の平均年齢は48.3歳(平成20年12月31日現在)であり、その従事する施設の種別内訳は「病院(医育機関附属の病院を除く)」44.7歳、「医育機関附属の病院」37.8歳、「診療所」58.0歳となっている。

表3 医業収入の階層別の適用状況(平成20、21両年分) (単位：延べ人、万円)

医業収入の金額	特例適用者数		医業収入の平均 (a)	社会保険診療報酬の金額の平均	自由診療収入の平均 (b)	医業収入に占める左の構成割合 (b)/(a)	所得金額の平均	平均年齢
	構成割合	割合						
1000万円以下	87	4.5%	604	581	24	3.9%	435	68.4歳
1000万円超 2000万円以下	323	16.7%	1,518	1,405	99	6.5%	821	65.5歳
2000万円超 3000万円以下	373	19.3%	2,489	2,260	204	8.1%	1,285	60.1歳
3000万円超 4000万円以下	446	23.1%	3,468	3,154	285	8.2%	1,736	56.7歳
4000万円超 5000万円以下	412	21.3%	4,506	4,079	396	8.7%	2,299	54.7歳
小計	1,641	85.0%	2,971	2,703	244	8.2%	1,526	59.3歳
5000万円超 6000万円以下	214	11.0%	5,398	4,444	915	16.9%	2,819	54.2歳
6000万円超 7000万円以下	49	2.5%	6,435	4,220	2,097	32.5%	3,009	51.9歳
7000万円超 8000万円以下	12	0.6%	7,440	4,337	3,059	41.1%	3,519	54.4歳
8000万円超 9000万円以下	5	0.2%	8,480	4,512	3,917	46.1%	3,674	49.8歳
9000万円超 1億円以下	2	0.1%	9,435	4,691	4,732	50.1%	4,986	36.5歳
1億円超	6	0.3%	13,549	4,366	9,087	67.0%	7,469	45.8歳
小計	288	14.9%	5,911	4,404	1,457	24.6%	3,007	53.4歳
計	1,929	100.0%	3,410	2,956	424	12.4%	1,747	58.5歳

(注) 「所得金額の平均」は、医業収入から売上原価及び経費等を控除した所得金額の平均であり、特例適用前の金額である。

イ 年齢階層別及び地域別の適用状況

前記のとおり、医業収入が低い階層ほど特例適用者が高齢化している状況が認められたので、さらに、特例適用者の年齢を階層別にみても、表4のとおり、全体では「50歳～59歳」が32.7%と最も多く、前記の厚生労働省調査による全国の診療所の調査結果と同様の傾向となっていた。

また、地域別の状況をみると、同表のとおり、大都市における特例適用者は延べ1,526人(全体に占める構成割合79.5%)と大多数を占めていて、過疎地域等における特例適用者は延べ61人(同3.1%)となっていた。そして、地域別の平均年齢をみると、地域の違いにより顕著な差異は認められないものの、過疎地域等の平均年齢は54.2歳であり、特例適用者全体の平均年齢58.5歳と比較して若干低くなっていた。そのほか医業収入や診療所の平均勤務者数についても、地域の違いにより平均値に顕著な差異は認められなかった。

表4 特例適用者の年齢階層別・地域別の状況(平成20、21両年分) (単位:延べ人、万円)

年齢階層	特例適用者数		地 域						
			大都市			大都市以外			うち過疎地域等
			政令指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村	
総数	1,919	100.0%	1,526	1,168	156	202	321	72	61
29歳以下	1	0.0%	0	0	0	0	1	0	0
30歳～39歳	70	3.6%	51	43	0	8	19	0	3
40歳～49歳	425	22.1%	343	265	35	43	64	18	15
50歳～59歳	629	32.7%	488	370	42	76	115	26	24
60歳～69歳	398	20.7%	307	238	47	22	74	17	17
70歳～79歳	232	12.0%	197	162	14	21	31	4	2
80歳以上	164	8.5%	140	90	18	32	17	7	0
平均年齢	58.5	—	58.8	58.5	60.1	59.2	57.0	58.4	54.2
医業収入の平均	3,410	—	3,434	3,505	2,988	3,369	3,342	3,182	2,924
診療所の平均勤務者数	2.6	—	2.5	2.4	2.4	2.7	2.9	2.9	3.1

注(1) 本表は、医業事業者が診療に従事する診療所の所在する市町村を地域別に分類している。このうち、過疎地域等における適用者数等は内書きとなっている。なお、東京都の各区部は、政令指定都市に分類している。

注(2) 「特例適用者数」の「総数」延べ1,919人は、確定申告書等で年齢が不明の特例適用者延べ10人を集計対象から除外しているため、表4の特例適用者数の計と一致しない。

ウ 診療科別の適用状況等

特例の適用状況を主な診療科別にみると、表5のとおり、診療科別の特例適用率(医業事業者数に対する特例適用者数の割合をいう。以下同じ。)に開差が認められた。このうち、特例適用率の最も高い精神科(58.9%)は医業収入全体に占める必要経費の割合が60.1%となっており、特例適用率が最も低い整形外科(18.5%)における同割合87.0%との間に、26.9ポイントの開差が生じていた。

表5 診療科別の適用状況(平成20、21両年分)

(単位：延べ人、万円)

診療科名	医業事業者数	特例適用者数	特例適用率	医業事業者に係る医業収入・医業収入全体に係る必要経費の状況					
				医業収入の平均		必要経費の平均			必要経費の割合 (b)/(a)
				(a)	自由診療収入の平均	(b)	売上原価の平均	専従者給与等の平均	
医科	3,058	1,177	38.4%	3,517	378	2,568	599	180	73.0%
内科	1,378	519	37.6%	3,485	372	2,642	747	195	75.8%
外科	126	25	19.8%	3,303	295	2,836	763	282	85.8%
耳鼻咽喉科	231	109	47.1%	3,764	54	2,541	386	192	67.5%
皮膚科	193	94	48.7%	3,976	467	2,526	570	202	63.5%
眼科	285	136	47.7%	3,432	104	2,248	278	115	65.5%
産婦人科	145	32	22.0%	3,242	1,043	2,572	592	179	79.3%
整形外科	108	20	18.5%	3,886	436	3,383	796	218	87.0%
精神科	134	79	58.9%	3,762	280	2,264	229	179	60.1%
その他	458	163	35.5%	3,342	597	2,411	498	124	72.1%
歯科	2,380	750	31.5%	3,260	638	2,418	411	236	74.1%
医科、歯科の計	5,438	1,927	35.4%	3,405	492	2,501	516	205	73.4%

注(1) 「医業事業者数」延べ5,438人及び「特例適用者数」延べ1,927人は、確定申告書等で診療科が不明の医業事業者延べ59人及び特例適用者延べ2人について集計対象から除外しているため、検査対象の医業事業者数及び特例適用者数と一致しない。

注(2) 「医業事業者に係る医業収入・医業収入全体に係る必要経費の状況」は、医業事業者延べ5,438人のうち、医業収入、自由診療収入、必要経費等の各金額が判明している者について分析している。

注(3) 「専従者給与等の平均」は、生計を一にする親族に支払う青色専従者給与額及び事業専従者控除額の平均である。

注(4) 「その他」は、小児科、放射線科、泌尿器科等である。

(2) 概算経費と実際経費の状況等

ア 概算経費率と実際経費率の開差の状況

特例適用者延べ1,929人のうち、青色申告決算書等において実際経費を計算していた者(以下、これらの特例適用者を「実額計算者」という。)は延べ1,654人(85.7%)となっていた。

そして、実額計算者について、社会保険診療報酬の金額別に4階層に区分し、各階層における概算経費率と実際経費率のそれぞれの平均値をみると、表6のとおり70.4%及び51.5%となっていて、その開差は18.8ポイントとなっていた。

表6 実額計算者に係る概算経費率と実際経費率の状況(平成20、21両年分)

社会保険診療報酬	実額計算者(人)	概算経費率の平均値(a)	実際経費率の平均値(b)	開差(a)-(b)
総数(延べ)	1,654	70.4%	51.5%	18.8%
2500万円以下	566	71.9%	53.6%	18.3%
2500万円超3000万円以下	191	71.8%	51.1%	20.6%
3000万円超4000万円以下	438	70.4%	51.7%	18.6%
4000万円超5000万円以下	459	68.0%	49.0%	19.0%

(注) 「概算経費率の平均値」は、個々の実額計算者の概算経費を社会保険診療報酬の金額で除して計算した率の全体の平均値であり、「2500万円以下」階層の値71.9%は、端数処理の関係で表1の同階層の経費率72%と一致しない。

また、実額計算者延べ1,654人について、概算経費率と実際経費率の開差を階層別にみると、表7のとおり、開差が20%以下の者で全体の6割超を占めていたが、一方で開差が30%超の者も全体の2割超を占めていた。

表7 概算経費率と実際経費率の開差の階層別状況(平成20、21両年分)

開 差	実額計算者	全体に占める構成割合	
5% 以下	245 人	14.8%	} 61.0%
5% 超 10% 以下	261 人	15.7%	
10% 超 15% 以下	261 人	15.7%	
15% 超 20% 以下	242 人	14.6%	
20% 超 25% 以下	156 人	9.4%	} 20.3%
25% 超 30% 以下	152 人	9.1%	
30% 超 35% 以下	125 人	7.5%	
35% 超 40% 以下	81 人	4.8%	
40% 超 45% 以下	51 人	3.0%	
45% 超 50% 以下	38 人	2.2%	
50% 超	42 人	2.5%	
合 計	1,654 人	100.0%	

前記のとおり、本院は、平成15年度決算検査報告において、概算経費率と実際経費率のそれぞれの平均値の開差が18.3ポイントとなっている状況を記述したところであるが、今回の検査においてもその開差は18.8ポイントとなっていて、同様の事態が継続していると認められる。

イ 税額軽減の状況

概算経費と実際経費の差額(以下「措置法差額」という。)をみると、表8のとおり、2年分で計95億3007万余円となっていた。このうち、措置法差額が1000万円を超える者は延べ294人となっていた。

表8 措置法差額等の状況(平成20、21両年分) (単位：人、万円)

社会保険診療報酬	実額計算者	概算経費の計 (a)	実際経費の計 (b)	措置法差額の計 (a)-(b)	措置法差額 が1000万円 以上の者
総数(延べ)	1,654	3,519,972	2,566,964	953,007	294
2500万円以下	566	685,330	515,333	169,997	10
2500万円超 3000万円以下	191	377,198	269,482	107,715	22
3000万円超 4000万円以下	438	1,068,712	784,102	284,609	112
4000万円超 5000万円以下	459	1,388,730	998,045	390,684	150

このように、概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額が生じている状況は、税負担の公平性の見地から適切とは認められない。

そして、実額計算者延べ1,654人は、概算経費を必要経費として所得金額の計算を行っていて、合計所得税額は40億0796万余円となっているが、これを実際経費に基づき推計すると72億1906万余円となり、その開差は32億1109万余円となる。

これを事例で示すと次のとおりである。

<事例>

診療所を経営する医師 A は、平成 21 年分の申告に当たり、医業収入 5460 万余円のうちの社会保険診療報酬 4909 万余円について、実際経費を 872 万余円と計算している。一方、特例による概算経費を 3288 万余円と計算していて、概算経費を必要経費として所得金額の計算を行い所得税額を 693 万余円と算出している。

上記について、実際経費に基づき所得税額を推計すると 1659 万余円となり、その開差は 966 万余円となる。

(3) 事務処理の負担の軽減の状況

特例適用者延べ 1,929 人について、実際経費の計算等の状況をみると表 9 のとおりとなっており、前記のとおり、延べ 1,654 人は実額計算者であり、特例適用者の 85.7% が実際経費の計算を行っている状況となっていた。そして、これらの者はいずれも実際経費と概算経費を比較して概算経費が有利なために特例を適用していた者である。

さらに、実額計算者延べ 1,654 人のうち実際経費の計算を行わなければならない自由診療収入のある者は延べ 1,592 人(96.2%)、申告書の作成等の事務を税理士に依頼していた^(注4)者は延べ 1,396 人(84.4%)となっていた。また、青色申告者、白色申告者別に見ると、申告に際して損益計算書等の提出が義務付けられている青色申告者は特例適用者延べ 1,929 人のうち延べ 1,628 人とその大部分を占めており、その中で実額計算者は延べ 1,479 人(90.8%)となっていた。

(注 4) 申告書の作成等の事務を税理士に依頼していた者 確定申告書等に税理士が署名押印していることが確認できた実額計算者である。

(注 5) 青色申告者、白色申告者 青色申告者とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をすることとして、所轄税務署長から確定申告書等を青色の申告書により提出することができる旨の承認を受けた者である。青色申告をした者には税務計算上種々の優遇措置がある。また、この青色申告者以外の申告者は白色申告者と呼ばれている。国税庁統計年報(平成 21 年度版)によれば、事業所得者のうち申告納税額のある者は 1,471,946 人おり、そのうち、青色申告者は 825,410 人(56.0%)となっている。

表 9 実際経費の計算等の状況(平成 20、21 両年分) (単位：人)

青色申告者・白色申告者の別	特例適用者 (a)	(a)のうち実額 計算者(b) (b)/(a)	(b)のうち自由 診療収入のあ る者(c) (c)/(b)	(b)のうち申告書 の作成等を税理 士に依頼して 行っていた者(d) (d)/(b)
青色申告者計(延べ)	1,628	1,479 (90.8%)	1,437 (97.1%)	1,305 (88.2%)
白色申告者計(延べ)	301	175 (58.1%)	155 (88.5%)	91 (52.0%)
合計(延べ)	1,929	1,654 (85.7%)	1,592 (96.2%)	1,396 (84.4%)

このように、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択して申告している現状からみると、申告書等の作成事務上は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の目的は達成されているとは認められない。

(4) 特例の検証状況

特別措置の効果等の検証は、前記のとおり、要望書等を財務省に提出する際に行われるものと、政策評価法に基づいて行われる政策評価がある。

特例の検証は、前記のとおり、17年度以降は要望書等を財務省に提出していないため、厚生労働省において行われておらず、財務省においても行われていない。また、厚生労働省の「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」(21年度実績)によると、特例の政策評価について、「特例の適用によって事務の負担が軽減された医療機関の割合(以下「測定指標」という。)は、白色申告者で85.2%となっていて、特例が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与している。」と評価している。

しかし、上記の測定指標85.2%は、社団法人日本医師会が20年度に実施した調査結果に基づくものであり、評価の測定指標から青色申告者(調査対象者383人中114人、29.8%)が除外されていて白色申告者に限定されていること、また、医業事業者の半数を占める^(注6)歯科医師が評価の対象になっていないことから、特例の達成目標(小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する)の実現状況を示す測定指標の適切な算出方法とはなっていないと認められる。

(注6) 医業事業者の半数を占める歯科医師 国税庁の税務統計(平成21年分)によれば、全国の歯科医師は52,586人で、これに病院及び診療所(医科の医師)43,917人を加えた96,503人に占める割合は54.4%でその半数を占めている。

また、厚生労働省では、特例の目標達成時期及び目標値を設定しておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明であるため、効果の検証が困難となっていると認められる。

(改善を必要とする事態)

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりしている事態は、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の目的に沿ったものとは認められず、また、特例の適用を受けることができない他の事業所得者との間で公平性が大きく損なわれていると認められ、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、厚生労働省において、特例の有効性について適切な検証が行われていないため、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算

した上で、概算経費と比較して有利な方を選択して小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の目的に沿っていなかったりなどしているのに、その見直しを行うための検討が十分なされていないこと、また、財務省において、17年度以降は要望書等が提出されていないことにもよるが、このような状況を十分に把握しておらず、同様の検証が行われていないことによると認められる。

3 本院が表示する意見

平成22年度税制改正大綱によると、特例のように特定の政策目的のため税負担の軽減等を行う特別措置については、今後4年間で抜本的に見直しを行うこととされている。また、平成23年度税制改正大綱によると、個人の白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、必要経費を概算で控除する特別措置の在り方については、今後検討を行うこととされている。これらのことを踏まえると、特例のように特定の医業事業者のみを対象とする特別措置の適用に当たっては、政策目的のために有効かつ公平に機能しているかを不断に検証することが求められる。

については、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態が見受けられたことを踏まえ、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

- (2) 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会 計 名	特定国有財産整備特別会計 (平成22年度以降は財政投融资特別会計(特定国有財産整備勘定))
部 局 等	財務本省
特定国有財産整備特別会計の設置目的	国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うこと
特定国有財産整備特別会計の資産・負債差額(平成21年度末)	2768億5973万余円
上記のうち剰余となっている不動産の国有財産台帳価格	618億8817万円

【改善の処置を要求したものの全文】

特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている
不動産の有効活用について

(平成23年10月28日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 特定国有財産整備特別会計の概要等

(1) 特定国有財産整備特別会計の概要

貴省は、国の庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化や配置の適正化を図るなどのために、庁舎等の集約立体化、移転再配置等を行う場合、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年法律第115号)等に基づいて関係の各省各庁の長の意見を聴いて、毎年度特定の事案ごとに庁舎等の取得及び処分的基本的事項に関する計画(特定国有財産整備計画。以下「整備計画」という。)を策定している。

そして、この整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、昭和32年に特定国有財産整備特別会計(以下「特々会計」という。)が設置され、一般会計と区分して経理されていた。

特々会計は、平成21年度限りで廃止され、同年度末において未完了となっている79整備計画による事業に関する経理は、事業完了年度の末日までの間、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定(以下「特定勘定」という。)を設けて行うこととされ、特々会計の21年度末の資産及び負債は特定勘定に帰属することとなった。また、特定勘定は、財務大臣及び国土交通大臣が管理しており、同勘定の計算整理に関する事務については財務大臣が所掌している。なお、22年度以降新規に策定される整備計画による事業については、一般会計で実施することとなっている。

(2) 整備計画による事業

整備計画による事業は、一般会計に所属する庁舎等の国有財産を対象として、庁舎等とする目的をもって耐火構造等の高層な建物等を取得し、これに伴って不用となる庁舎等の処分を行うなど、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づいて実施されることとなっている。

整備計画においては、庁舎等の取得すべき国有財産(以下「新施設」という。)の取得に伴って不用となる旧施設の土地等の処分すべき国有財産(以下「処分対象財産」という。)の売払収入を財源として新施設を取得することとしており、原則として、売払収入の範囲内で新施設の取得に要する費用(以下「整備費」という。)を賄う収支相償の仕組みとなっている。また、社会情勢等の変化により処分対象財産の資産価値が目減りした場合等は、整備費を補うため整備計画を変更して処分対象財産の追加を行うこととなる。

そして、整備計画による事業の実施に当たっては、整備費を財政融資資金からの借入金で賄い、新施設を整備して一般会計へ無償で引き渡した後に、一般会計から無償で引き受けた処分対象財産を売り払った収入で借入金の償還及び利子の支払を行うこととなっている。

また、貴省は、特別会計改革の一環として、19年9月から、既に施設整備が終了している整備計画において処分対象財産の売払収入が整備費を上回っているなどの場合、引受け済みの処分対象財産を無償で一般会計へ所属替したり、一般会計に所属している未引受けの処分対象財産について、当該整備計画を変更して処分対象財産から除外したりしている。

(3) 特別会計財務書類の概要

財務大臣は、特別会計に関する法律、特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号)等に基づき、特々会計について貸借対照表等の特別会計財務書類を作成している。そして、同作成基準によると、特別会計における貸借対照表の作成目的は、会計年度末において特別会計に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることとされている。

21年度末の特々会計の貸借対照表(以下「21年度末貸借対照表」という。)における資産の主な科目は、「現金・預金」、「販売用不動産」、「一般会計からの未引受不動産」等となっており、負債の主な科目は、「未払金」、「一般会計からの受入不動産見返り」、「借入金」等となっている。

このうち、「販売用不動産」及び「一般会計からの未引受不動産」の内容は次のとおりである。

① 販売用不動産

売払いのために一般会計から特々会計に処分対象財産として引き継がれた旧施設の国有財産台帳価格であり、整備費の支払が既に完了した整備計画に係るものと整備費の支払が未完了の整備計画に係るものがある。

② 一般会計からの未引受不動産

新施設の整備に際して、一般会計から特々会計に引き継がれていない処分対象財産であり、整備の進行割合に応じて国有財産台帳価格の全部又は一部が計上されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

特々会計は、21年度限りで廃止され、同年度末において未完了の79整備計画による事業に関する経理は事業完了年度の末日までの間、特定勘定において行うこととなった。また、19年度以降、前記のとおり、貸借対照表等の特別会計財務書類が作成されることになり、特々会計の資産及び負債の状況が明らかになった。

そこで、本院は、有効性等の観点から、21年度末貸借対照表に計上された資産が負債の規模に照らして適切なものとなっていて有効活用されているかなどに着眼して、21年度末貸借対照表の資産、負債等を対象として、貴省において、特々会計の決算書、特別会計財務書類等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

21年度末貸借対照表の状況は次表のとおりとなっており、2768億5973万余円と多額の資産・負債差額が生じている状況となっていた。

表 平成21年度末貸借対照表 (単位：百万円)

＜資産の部＞		＜負債の部＞	
現金・預金	134,967	未払金	31,352
売掛金	64	未払費用	0
たな卸資産	164,366	借入金	2,401
仕掛品	53,982	その他の債務等	27,442
販売用不動産	110,384	一般会計からの受 入不動産見返り	27,442
未収金	0		
その他の債権等	38,641		
一般会計からの未 引受不動産	38,641	負債合計	61,197
有形固定資産	5	＜資産・負債差額の部＞	
無形固定資産	9	資産・負債差額	276,859
資産合計	338,057	負債及び資産・負債差額 合計	338,057

そして、21年度末貸借対照表の資産の主な科目と前記の未完了となっている79整備計画との関係についてみたところ、現金・預金については、過去の販売用不動産の売払収入額等であることから特定の整備計画に区分することはできないが、今後の整備費等の支払及び借入金の償還に充てられるものとなっていた。

一方、販売用不動産及び一般会計からの未引受不動産について、22年度以降の整備費の発生の有無により二つに区分してそれぞれの区分の整備計画に係る整備費及びこれらの整備費を賄うこととなる資産についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 新施設が整備中又は整備済みであって整備費の支払が未完了の21整備計画については、今後整備費が発生することになる。しかし、当該整備計画の整備費は、整備計画が収支相償の仕組みであることから、それぞれの整備計画ごとに、既に21年度末時点で特定勘定に引継ぎ済みの販売用不動産に加え、今後特定勘定に引き継がれる処分対象財産も含めた処分対象財産の売払収入により賄われることとなる。

イ 新施設が整備済みであって整備費の支払も完了している58整備計画については、今後整備費は発生しない。また、21年度末貸借対照表に計上されているこれら58整備計画に係る借入金の償還は同様に計上されている現金・預金により賄うことができる。

そして、今後整備費の支払には不要となる上記の58整備計画に係る販売用不動産及び一般会計からの未引受不動産の国有財産台帳価格は、次のとおりとなっていた。

(ア) 販売用不動産 881億0874万余円(21年度末貸借対照表に計上されている前記の58整備計画に係る国有財産台帳価格)のうち22年度において一般会計へ無償で所属替をしたものを除いた額の532億6910万余円

(イ) 一般会計からの未引受不動産 109億2389万余円(同)のうち22年度に整備計画を変更して処分対象財産から除外したものを除いた額の86億1907万余円

したがって、前記の58整備計画に係る上記の(ア)及び(イ)の不動産(国有財産台帳価格計618億8817万余円)は整備費を賄うためには必要でなく、剰余となっていると認められる。

(改善を必要とする事態)

21年度末貸借対照表における資産・負債差額が多額に上っていて、剰余となっている不動産が生じていると認められる状況であるのに、当該不動産を一般会計へ無償で所属替等していない事態は、国有財産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、19年度以降、販売用不動産等について、一部の整備計画において処分対象財産の売払収入が整備費を上回っているなどの場合には一般会計へ無償で所属替等を行っているものの、剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等することについての分析・検討が十分でなかったことなどによるものと認められる。

3 本院が要求する改善の処置

一般会計においては、税収のほか多額の国債の発行等により必要な資金が調達されている状況であり、財政制度等審議会の18年1月の答申においても、売却可能な国有財産は極力売却し、財政収入の確保に貢献していくこととされている。

また、特々会計は、庁舎等の整備計画の経理を明確にするために一般会計とは別に設置されていたものであり、整備計画ごとに収支相償する仕組みとなっていて、今後も79整備計画について特定勘定で引き続き実施することとなっている。

については、貴省において、剰余となっている不動産を特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析・検討を行うこととし、剰余となる不動産が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国有財産である^{けい}畦畔を時効により取得した者についての情報を課税資料として収集し活用することなどにより、課税対象者を的確に把握して課税を行うよう改善させたものの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	所得税法(昭和40年法律第33号)
国有財産である畦畔を時効取得した場合における所得税の課税の概要	国有財産である畦畔を時効により取得した者に対して、その畦畔の価額を一時所得として所得税を課するもの
国有財産である畦畔を時効取得した個人のうち検査の対象とした人数	340人
上記のうち時効取得に係る所得税の申告を適正に行っていない人数	333人
上記の者が時効取得していた畦畔の価額(国有財産台帳価格)	22億2551万円(背景金額)(平成19年度～21年度)

1 制度の概要

(1) 国有財産である畦畔の時効取得

田畑等の耕地間に存在する「あぜ」など(以下「畦畔」という。)のうち公図上土地番の記載がなく、いずれの者にも属さないため国有財産とされた畦畔(以下「国有畦畔」という。)について、個人が取得時効を援用して所有権を取得しようとする場合には、財務局長等に国有財産時効取得確認申請書を提出することとされている。そして、同申請書の提出を受けた財務局長等は、取得時効の完成を認定した場合は、申請者に対してその旨を通知し、当該国有畦畔を国有財産台帳から除却するとともに、当該国有畦畔について国に所有権の登記がある場合には、申請者への移転登記を行うこととされている。

このように、財務局等は、国有財産の時効取得に係る事務を行っていることから、時効により国有畦畔を取得した者(以下「時効取得者」といい、時効取得者が取得した国有畦畔を「時効取得畦畔」という。)についての情報を保有し管理している。

(2) 時効取得畦畔に対する課税等の概要

時効取得畦畔については、時効取得時の時価相当額が、労務その他の役務の対価又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない一時的な所得(以下「一時所得」という。)として、所得税の課税の対象となる。

国税庁は、官公署等に所得税の調査に関し参考となるべき帳簿書類の提供等の協力を求めることができるとする所得税法(昭和40年法律第33号)の規定(以下、所得税法)の規定に基づくこのような要請を「所得税法に基づく協力要請」という。)に基づき、時効取得畦畔に係る所有権の移転登記の情報を課税資料として収集している。そして、各税務署において、その課税資料を活用して、時効取得者が所得税を適正に申告しているかについて申告審理を行うこととしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、個人が国有畦畔を時効により取得した場合、その時価相当額は一時所得として所得税の申告が必要となるので、その申告漏れを未然に防止する意味でも国税庁による時効取得者の把握が重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、国税庁において時効取得畦畔に係る課税に必要な資料が収集されているか、また、それらの資料が有効に活用されて、課税の対象者となる時効取得者が的確に把握され課税が行われているかなどに着眼して、平成19年から21年までの間に時効により国有財産台帳価格^(注1)で年間合計300万円以上の国有畦畔を取得した482人(時効取得畦畔の面積計57,720.6㎡、国有財産台帳価格計34億0328万余円)のうち、22税務署管内^(注2)の340人(同40,153.4㎡、23億2599万余円)を対象として、所得税の申告書等により会計実地検査を行った。

(注1) 国有財産台帳価格 国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第21条の規定等に基づいて定まるものであって、一時所得の総収入金額に算入すべき時効取得時の価額とは異なる。

(注2) 22税務署 川越、蒲田、渋谷、中野、荻窪、板橋、立川、武蔵府中、鶴見、横浜中、横浜南、戸塚、緑、川崎南、川崎北、横須賀、平塚、静岡、沼津、富士、右京、神戸各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次表のとおり、上記の時効取得者 340 人のうち、333 人(時効取得畦畔の面積計 38,253.1㎡、国有財産台帳価格計 22 億 2551 万余円)は、時効取得畦畔の時価相当額を一時所得として適正に申告していなかった。そして、その内訳をみると、所得税の申告書を提出していなかった者が 51 人(同 4,001.9㎡、2 億 6659 万余円)、申告書は提出していたものの、時効取得畦畔について一時所得として申告していなかった者が 282 人(同 34,251.1㎡、19 億 5892 万余円)となっていた。

また、各税務署における申告審理の状況を見ると、上記 333 人のうち 4 人(同 349.7㎡、2464 万余円)については、時効取得畦畔の移転登記が行われていて、課税資料が収集されていたが、税務署においてその課税資料が申告審理に活用されていなかった。そして、残りの 329 人(同 37,903.4㎡、22 億 0087 万余円)については、時効取得時に国に所有権の登記がなかったため時効取得畦畔の移転登記が行われていなかったことから、国税庁において課税資料が収集されておらず、税務署において時効取得者と認識できない状況となっていた。

表 時効取得畦畔について適正に申告を行っていない者に係る申告状況及び課税資料の収集状況
 上段：人数(単位：人)
 中段：面積(単位：㎡)
 下段：国有財産台帳価格(単位：千円)

区分 年	全 体	申 告 状 況		課税資料の収集状況	
		申告書を提出していなかった者	申告書を提出していたものの時効取得畦畔について一時所得として申告していなかった者	課税資料が収集されていた者	課税資料が収集されていなかった者
平成 19 年	125	14	111	—	125
	15,775.2	1,154.4	14,620.8	—	15,775.2
	902,395	89,203	813,191	—	902,395
20 年	92	14	78	3	89
	9,868.4	1,325.6	8,542.7	296.7	9,571.6
	641,920	74,932	566,988	20,435	621,484
21 年	116	23	93	1	115
	12,609.4	1,521.9	11,087.5	52.9	12,556.4
	681,203	102,455	578,748	4,212	676,990
計	333	51	282	4	329
	38,253.1	4,001.9	34,251.1	349.7	37,903.4
	2,225,519	266,591	1,958,928	24,648	2,200,870

しかし、前記のとおり、時効取得者に関する情報は財務局等において保有され管理されていることから、国税庁において所得税法に基づく協力要請を行い、その情報を時効取得者の把握及び課税に必要な資料として収集し、税務署において申告審理に活用することにより、時効取得畦畔の所有権の移転登記が行われていない場合であっても、時効取得者を的確に把握することが可能であった。

このように、国税庁において、課税資料があるのに申告審理に活用されていなかったり、所有権の移転登記が行われていない時効取得畦畔について時効取得者に係る課税資料を収集することとされていなかったため、申告審理に当たり時効取得者の把握ができなかったりして、検査の対象とした340人のうち333人に係る時効取得畦畔(国有財産台帳価格計22億2551万余円)について課税が行われていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、時効取得者において、時効取得畦畔の時価相当額が一時所得として所得税の課税の対象になることについての理解や認識が不足していたことにもよるが、次のことなどによると認められた。

- ア 国税庁において、所有権の移転登記が行われていない時効取得畦畔についても、時効取得者に係る課税資料を収集し、申告審理に活用することについての検討が十分でなかったこと
- イ 国税庁、国税局等及び税務署において、時効取得畦畔の時価相当額が一時所得として所得税の課税の対象になることについて、時効取得者に対する周知が十分なものとなっていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、時効取得者を的確に把握して課税を行うことなどができるよう、23年6月及び7月に、個人課税部門の事務処理手続を定めている個人課税事務提要を改正したり、国税局等に通知を発したりするなどして、次のような処置を講じた。

- ア 申告審理に活用するため、財務省に対して所得税法に基づく協力要請を行い、時効取得者についての情報を課税資料として収集することとした。また、収集した時効取得者に係る課税資料を申告審理に活用することとする手続を定めるとともに、国税局等への周知徹底を図るなどして、時効取得者に係る課税資料が有効に活用されるよう事務処理体制の整備を図った。
- イ 時効取得畦畔の時価相当額が一時所得として所得税の課税の対象になることについて、時効取得者に対してリーフレットを配布したり、国税庁のホームページに掲載したりするなどの方法により周知徹底を図った。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について

〔平成18年度決算検査報告100ページ参照〕
〔平成19年度決算検査報告186ページ参照〕
〔平成20年度決算検査報告156ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告181ページ参照〕

1 本院が表示した意見

財務省は、印刷局特別会計によって運営されていた財務省印刷局が、平成15年4月に独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)に移行する際に、同特別会計から現金及び預

金等の資金 130 億 1774 万余円、事業用の土地 1934 億 4610 万余円、賃貸土地 1037 億 8641 万余円などの資産を印刷局に承継させた。その後、印刷局は、中期目標期間の 4 年目である 18 年度末には、賃貸土地 855 億 2767 万余円を含む土地 2782 億 4010 万余円のほか、賃貸土地の譲渡等により、中期目標期間終了時(19 年度末)の資金見込額 478 億 1500 万円を 300 億円程度上回る 785 億 0258 万余円の資金を保有している。この資金のうち 498 億 8629 万余円が長期運用資金とされており、また、土地譲渡収入のうち売却益の 2 分の 1 相当額については中期目標期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、土地の帳簿価額相当額については国に返納する規定がないため印刷局が保有し続けることになっており、国の特別会計から承継させた資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、財務省において、印刷局の保有資産の適正規模について検討して、不要な資産は国庫に返納させることができるように適切な制度を整備するよう、財務大臣に対して 19 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、印刷局の保有資産の適正規模については、独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえて、20 年 2 月に定めた同年 4 月から 25 年 3 月までの期間に印刷局が達成すべき業務運営に関する目標において、保有資産の見直しを定める処置を講じていた。

また、財務省は、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 37 号)が 22 年 11 月 27 日に施行されたことに伴い、独立行政法人国立印刷局に関する省令(平成 15 年財務省令第 45 号)を改正するとともに、財務省告示を制定して不要財産を国庫に返納するための処理方法等を定めるなどの処置を講じていた。

なお、印刷局は、22 年 12 月から 23 年 7 月までに賃貸土地等(取得時の帳簿価額計 1018 億 0604 万余円)及び土地等の譲渡収入計 280 億 0624 万余円を国庫に返納していた。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

還付金の支払事務について

〔平成 20 年度決算検査報告 138 ページ参照〕
〔平成 21 年度決算検査報告 183 ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

国税庁は、税務署長が国税を還付する場合には、所定の日翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として当該還付金に合わせて支払うこととしている。還付加算金は、還付金額が高額であるほど、また、支払事務に多くの日数を要するほど多額となるが、税務署等において、還付金額が高額な上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要して、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態が見受けられた。

したがって、国税庁において、還付金額が高額な申告について、他の還付申告と区分して早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うことなどの処置を講ずるよう、国税庁長官に対して平成21年7月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国税庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国税庁は、本院指摘の趣旨に沿い、22年7月に国税局等に対して事務連絡を発して、還付金額が高額な申告を他の申告と区分すること、この区分した高額な申告の支払を優先して処理するなどして高額還付事案の早期処理に努めることを指示し、各国税局等は、この事務連絡に基づいて23年3月までに、還付金額が高額な申告を他の申告と区分する際の具体的な金額の基準を設定して管内の税務署に通知するなどの処置を講じていた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 中小企業者に適用される租税特別措置について

(平成21年度決算検査報告158ページ参照)

1 本院が表示した意見

租税特別措置は、特定の企業等の税負担を軽減することなどにより特定の政策目的を実現するための手段であり、中小企業者に適用される租税特別措置には、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等、大企業が対象外となっている特別措置や、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等、大企業にも適用があるが中小企業者に対する適用においては更に優遇されることになる特別措置がある。これらの租税特別措置は、中小企業者が投資を行った場合に、税負担を軽減させて、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況がぜい弱な中小企業者の資金繰りの改善を図ることなどを目的として設けられている。しかし、大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況がぜい弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される租税特別措置の適用を受けている事態が見受けられた。一方、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置についての中小企業者の所得の状況からみた効果の検証がなされていなかった。

したがって、財務省及び経済産業省において、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省及び経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲について検討するため、本院が表示した意見を税制調査会に示し、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、経済産業省が中小企業者に適用される租税特別措置の適用実態を精査した上で、24年度税制改正において更に検討することとされている。

また、経済産業省は、当該大綱を受けて、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に適用される租税特別措置の効果の検証を行うため、23年7月に所得の状況からみた中小企業者の実態、中小企業者に適用される租税特別措置の利用状況等の調査を行っていた。そして、経済産業省は、この調査結果を踏まえて、租税特別措置の適用実態を精査し、中小企業者に適用される租税特別措置の内容を検討した後、財務省の確認等を受けるとともに、調査結果を税制調査会に報告する予定としている。

(2) 中小企業者に対する法人税率の特例について

(平成21年度決算検査報告167ページ参照)

1 本院が表示した意見

法人税法では、期末における資本金等の額が1億円以下の普通法人(以下「中小企業者」という。)については、当該事業年度の所得金額のうち800万円以下の部分の金額に対する法人税率は、中小企業者のぜい弱な資金調達能力や零細な事業規模を踏まえ、中小企業者は担税力が弱いという理由から特例が適用されている。しかし、多額の所得があり、担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者に対しても、一律に法人税率の特例が適用されている事態が見受けられた。一方、財務省及び経済産業省において、法人税率の特例が有効に機能しているかについて、法人の所得金額の状況から検証することは行われていなかった。

したがって、財務省及び経済産業省において、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省及び経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討するため、本院が表示した意見を税制調査会に示し、税制調査会はこれを検討事項としていた。そして、税制調査会で検討が行われた結果、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、経済産業省が中小企業者に対する法人税率の特例の適用実態を精査した上で、24年度税制改正において更に検討することとされている。

また、経済産業省は、当該大綱を受けて、本院指摘の趣旨に沿い、中小企業者に対する法人税率の特例の効果の検証を行うため、23年7月に所得の状況からみた中小企業者の実態等の調査を行っていた。そして、経済産業省は、この調査結果を踏まえて、法人税率の特例の適用実態を精査し、中小企業者に対する法人税率の特例について検討した後、財務省の確認等を受けるとともに、調査結果を税制調査会に報告する予定としている。

(3) 法人税及び消費税の更正に基づく還付金に係る還付加算金について

(平成21年度決算検査報告173ページ参照)

1 本院が表示した意見

税務署長が国税を還付する場合には、所定の日の翌日から還付金又は過誤納金の支払決定日までの期間(以下「計算期間」という。)に応じて算出した還付加算金を付して還付すること

とされている。しかし、法人税及び消費税の確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金について、還付加算金の計算期間に税務当局が還付金の発生を認識できないなどの期間が含まれているため還付加算金が多額に支払われていて、確定申告後の更正に基づく申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の場合との均衡を欠いている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう、財務大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日までの日数は当該計算期間に算入しないこととするなどの法人税法(昭和40年法律第34号)及び消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正を含む「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を作成する処置を講じていた。

そして、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号)は、23年6月30日に公布され、法人税法及び消費税法に係る上記の改正部分については24年1月1日から施行することとされた。

第7 文部科学省

不 当 事 項

補 助 金

- (38) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(42)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	国立大学法人1、財団法人1、研究代表者等4、計6補助事業者
補助事業	地域科学技術振興事業、科学研究費補助等
上記に対する国 庫補助金交付額 の合計	1,192,329,564 円
不当と認める国 庫補助金交付額 の合計	20,367,222 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、交付された補助金が適切に管理されているかなどに着眼して、24道府県、142市町村、37国立大学法人、9学校法人、3宗教法人及び1財団法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1国立大学法人、1財団法人及び4研究代表者等計6事業主体が地域科学技術振興事業費補助金、科学研究費補助金等を受けて実施した事業において、不適正な経理処理をするなどして、これらに係る国庫補助金20,367,222円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域科学技術振興事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 10,294,016 円

地域科学技術振興事業費補助金は、地域における科学技術振興の推進に資することを目的として、当該地域の科学技術振興の中核的存在であり公益性の認められる財団法人等が行う知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業に対して、その必要な経費を国が補助するものである。

このうち、知的クラスター創成事業は、知的創造の拠点となる大学、公的研究機関等を中心とした関連研究機関、研究開発型企業等が集積する研究開発能力の拠点(知的クラスター)の創成を図るものである。

補助金の交付額は、「地域科学技術振興事業費補助金交付規則」(平成14年文科科第135号)等により、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等を補助対象経費として、1事業当たり年間6億円を上限とするなどした上で、その全額を補助することとなっている。

本院が、1財団法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(38) 財団法人やまぐち産業振興財団	知的クラスター創成	16、17	984,729	984,729	10,294	10,294	不適正な経理処理

財団法人やまぐち産業振興財団(以下「やまぐち財団」という。)は、本件補助事業を平成16、17両年度に実施しており、補助事業の一部である研究開発を国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)に委託し、補助金を財源として16、17両年度に委託費計883,573,000円(うち一般管理費相当額計80,315,000円)を支払っていた。

そして、山口大学は、委託された研究開発を実施した研究代表者Aから、研究用物品が計9,358,197円で納入されたとする納品書、請求書等の提出を受けるなどして、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、研究代表者Aは、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより山口大学に上記の購入代金を支払わせて、その全額を受託した研究開発に係る研究用物品とは異なる物品の購入代金に充てるなどしていた。

したがって、研究用物品の購入代金としていた計9,358,197円及びこれに係る一般管理費相当額計935,819円、合計10,294,016円は、受託した研究開発に要した経費とは認められず、これに係る国庫補助金計10,294,016円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者Aにおいて、任意に業者を選定できる発注者の立場から融通の利く特定の業者に架空の取引を指示するなど、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、山口大学において、研究用物品と納品書等との数量等を確認する納品検査が省略されていて、研究代表者と業者との不正な取引を防止する事務処理体制が十分に機能していなかったこと、やまぐち財団において、委託先での事業の実施状況の把握が十分でなかったこと、及び文部科学省において、研究代表者、大学等に対して補助金等の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) 研究代表者A 山口大学に所属する研究代表者Aについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究代表者については同一のアルファベットで表示している(後掲739ページ参照)。

(2) 科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 7,573,206円

科学研究費補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として、科学研究を行う研究者の代表者(以下「研究代表者」という。平成15年度以前は、研究代表者又は研究代表者の所属する大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)の代表者)等に対して、科学研究等に必要経費を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知)等により、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要な経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)を補助対象経費とし、その全額を補助することとなっている。

本院が、27研究機関に係る86事業主体(1大学長及び85研究代表者等)が行っている122研究課題を対象として会計実地検査を行ったところ、国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)及び学校法人獨協学園獨協医科大学(以下「獨協医科大学」という。)に所属する研究代表者3名は、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これによりそれぞれの大学に購入代金計7,573,206円を支払わせていた。そして、山口大学に所属する研究代表者Bは、計1,056,564円を納品書等に記載された内容とは異なる機器の購入代金に充てており、また、獨協医科大学に所属する研究代表者C及びDは、計6,516,642円を業者に預けて別途に経理していた。このため、国庫補助金計7,573,206円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する研究機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、及び文部科学省において、研究代表者及び研究機関に対して補助金等の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体(研究代表者)^(注)別に示すと、次のとおりである。

	事業主体 (研究代表者)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額		不当と認 める補助 対象経費		摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(39)	B (B)	科学研究 費補助	19	1,800	1,800	1,056	1,056	不適正な経理処理	
(40)	大学長及 びC (C)	同	15、16	21,200	21,200	5,281	5,281	同	
(41)	大学長及 びD (D)	同	15～17	3,600	3,600	1,234	1,234	同	
(39)～(41)の計				26,600	26,600	7,573	7,573		

(注) 研究代表者 獨協医科大学に所属する研究代表者Cについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究代表者については同一のアルファベットで表示している(後掲739ページ参照)。

(3) 未来開拓学術研究費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,500,000円

未来開拓学術研究費補助金は、我が国の未来の開拓につながる創造性豊かな学術研究を大学主導により重点的に推進することなどにより学術研究の振興を図ることを目的として、独立行政法人日本学術振興会に設置された未来開拓学術研究推進事業委員会が選定した研究プロジェクトの中心となる研究者(以下「プロジェクト・リーダー」という。)の所属する研究機関に対して、研究プロジェクトに必要な経費を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、「未来開拓学術研究費補助金交付要綱」(平成14年文部科学大臣決定)等により、研究プロジェクトの遂行に必要な消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等を補助対象経費として、1研究プロジェクト当たり年間5千万円から3億円程度までの範囲で、その全額を補助することとなっている。

本院が、1 研究機関において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

事業主体	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(42) 国立大学 法人宮崎 大学	未来開拓 学術研究 推進	16	181,000	181,000	2,500	2,500	不適正な経理処理

国立大学法人宮崎大学(以下「宮崎大学」という。)は、本件補助事業を平成16年度に実施して、181,000,000円の補助金の交付を受けていた。そして、宮崎大学は、この補助事業を実施したプロジェクト・リーダーから、研究プロジェクトの研究協力者で国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)に所属する研究者Eが発注したとする研究用物品計2,500,000円に係る納品書、請求書等の提出を受け、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、実際は上記の研究用物品は納入されておらず、研究者Eが業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより宮崎大学に上記の購入代金を支払わせて、その全額を業者に預けて別途に経理していた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金の額を算定すると178,500,000円となり、国庫補助金2,500,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者Eにおいて、任意に業者を選定できる発注者の立場から融通の利く特定の業者に架空の取引を指示するなど、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、宮崎大学において、研究者Eの研究実施状況の把握が十分でなかったこと、及び文部科学省において、研究者及び研究機関に対して補助金等の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注) 研究者E 山口大学に所属する研究者Eについては本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(後掲247ページ参照)。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 在外教育施設へ派遣する教員の給与等の経費を所属元の都道府県へ委託費として交付するに当たり、委託費の対象となる経費の支給実績額を正しく把握して、委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費
部 局 等	文部科学本省
委 託 事 業	在外教育施設派遣教員委託
委託費の概要	在外教育施設へ公立の義務教育諸学校の教員等を派遣するに当たり、派遣教員の所属元である都道府県が派遣教員に支給した給与等の経費について予算の範囲内において交付するもの
検査の対象とした委託費交付先及び交付額	8府県 19億7150万余円(平成21年度)

上記のうち委託費が過大になっていた交付先及び過大になっていた交付額	6 府県	3442 万円
-----------------------------------	------	---------

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

在外教育施設派遣教員委託費の算定対象となる経費の取扱いについて

(平成 23 年 9 月 7 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 委託事業の概要

(1) 在外教育施設への教員派遣制度の概要

貴省は、在外教育施設教員派遣規則(昭和 56 年文部省訓令第 27 号)等に基づき、海外に在留する邦人の子女に対して学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校に準じた教育を実施することを主たる目的として設置され文部科学大臣の認定を受けた日本人学校等の教育施設(以下「在外教育施設」という。)に、文部科学大臣が委嘱した公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部)の教員等を派遣教員として毎年度多数派遣している。

派遣教員の所属元である 47 都道府県は、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 3 項において、教育公務員は現職のまま長期にわたる研修を受けることができるとされていることから、同教員を現職のまま研修出張扱いとして、同教員に対して給与等を支給している。

そして、貴省は、在外教育施設派遣教員委託費交付要綱(平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、派遣教員の所属元である都道府県が派遣教員へ支給した給与等の経費について在外教育施設派遣教員委託費(以下「委託費」という。)として予算の範囲内において 47 都道府県に交付している。

(2) 委託費の算定と額の確定

貴省は、委託費を算定するに当たり、国内における勤務を前提として支給されている調整手当、へき地手当、寒冷地手当、住居手当等の経費については委託費の対象となる経費から除外する取扱いとしている(以下、委託費の対象から除外される経費を「対象外経費」という。)

貴省は、都道府県ごとの委託費を算定するため、毎年度、派遣教員へ支給する給与等の経費の見込額の内訳を記載した在外教育施設派遣教員委託費所要経費調査票データ(以下「所要経費調査票」という。)を各都道府県から徴している。貴省は、所要経費調査票に基づき委託費の対象となる経費の支給見込額を合計し、これに予算その他の事由を勘案した調整を行った額について、交付を決定して各都道府県に通知し、必要に応じて概算払を行っている(以下、交付を決定した委託費の額を「委託費交付決定額」という。)。そして、毎年度の事業終了後、各都道府県から実績報告書を提出させて、都道府県が実際に派遣教員へ支給した給与支給総額と委託費交付実績額の報告を受けることにしている。

貴省によれば、この委託費交付実績額とは、実際に支給した給与支給総額から対象外経費の支給実績額を除外した額であり、対象外経費の考え方については、所要経費調査票の提出を依頼する機会等を通じて47都道府県に周知しているとしている。

そして、貴省は、委託費交付決定額と委託費交付実績額とを比較して低額となっている額に基づき委託費の額の確定を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、委託費の額の確定は適切に行われているかなどに着眼して、貴省及び47都道府県のうち8府県において、平成21年度に交付された委託費計19億7150万余円を対象として、実績報告書、派遣教員に係る給与簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、貴省は、前記のとおり、8府県から徴した所要経費調査票に基づくなどして各府県の委託費交付決定額を算定して8府県に通知し、これと同額の委託費を概算払により交付していた。そして、事業終了後、実績報告書を提出させ、記載されている委託費交付決定額と委託費交付実績額とが8府県ともそれぞれ同じ額であったことから、これらの額に基づき、8府県それぞれに委託費の額の確定を行っていた。

しかし、8府県は、委託費交付実績額として実績報告書に記載する額について、委託費交付決定額と実際に派遣教員に支給した給与支給総額とのいずれか低い額であると解釈していた。そして、給与支給総額は対象外経費が含まれている支給実績額であり、対象外経費を含まない支給見込額である委託費交付決定額よりも高額となっていたことから、委託費交付決定額を委託費交付実績額として実績報告書に記載していた。したがって、貴省は、委託費交付実績額を正しく把握しないまま委託費の額の確定を行っていた。

そこで、本院において、8府県から給与支給総額について委託費の対象となる経費と対象外経費とを区分する内訳表を徴した上で、前記のとおり、委託費の対象となる経費の支給実績額を合計して委託費交付実績額を算出し、委託費交付決定額と比較したところ、所要経費調査票の記載に誤りがあり委託費交付決定額が低く算定されていた2県を除いた6府県について、委託費交付決定額より委託費交付実績額が低額となった。

上記により、これら6府県に係る適正な委託費を算出すると計16億0567万余円となり、貴省が6府県に対して交付していた委託費計16億4009万余円は計3442万余円が過大となっていた(表参照)。

表 6府県に係る過大となっていた委託費 (単位：千円)

府県名	交付していた委託費	適正な委託費	過大となっていた委託費
茨城県	389,409	387,309	2,100
長野県	130,325	127,016	3,308
静岡県	218,044	215,716	2,328
愛知県	313,978	306,655	7,323
京都府	148,946	144,954	3,992
兵庫県	439,394	424,018	15,375
計	1,640,099	1,605,671	34,428

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴省において、委託費の対象となる経費の支給実績額を正しく把握しないまま、委託費を過大に交付している事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、8府県において、委託費の対象となる経費についての認識が十分でないことにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 委託費の対象となる経費の費目や実績報告書における委託費交付実績額の定義について、交付要綱等において規定しておらず、また都道府県に対する周知徹底が十分でないこと
- イ 都道府県から徴する実績報告書等の様式を経費の内訳が確認できるものとしておらず、実績報告書に対する審査が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、今後も海外に在留する邦人の子女の教育等のために在外教育施設へ教員を派遣することとしており、都道府県へ多額の委託費を交付していくことが見込まれる。

については、貴省において、6府県に対して過大に交付されていた前記の委託費について、国庫への返還を求めるなどの措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、委託費の算定を適正なものとするよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 交付要綱等において、委託費の対象となる経費の費目及び委託費交付実績額の定義を規定するなどの改正を行い、これを都道府県に対して通知し、周知徹底を図ること
- イ 実績報告書の記載内容の適否を検証できるようにするために、給与等の経費の実績額を記載した内訳表を新たに実績報告書に添付させるなどして、審査の一層の充実を図ること

(注1) 8府県 京都府、宮城、茨城、長野、静岡、愛知、兵庫、長崎各県

(注2) 6府県 京都府、茨城、長野、静岡、愛知、兵庫各県

- (2) 各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)育英事業費
部 局 等	文部科学本省
交付の根拠	予算補助
高等学校等奨学金事業交付金の概要	独立行政法人日本学生支援機構から各都道府県に移管された高校奨学金事業に必要な資金を同機構を通じて都道府県に交付するもの
検査の対象	20府県
上記の20府県に対する交付金交付額	820億5055万余円(平成17年度～22年度)

<p>20府県のうち移管された高校奨学金事業を貸与水準を維持しつつ継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されていない府県</p>	<p>11 府県</p>
<p>上記の11府県に対する交付金交付額</p>	<p>575 億 8671 万円(平成 17 年度～22 年度)</p>

【意見を表示したものの全文】

各都道府県に移管された高校奨学金事業の運営について

(平成 23 年 9 月 22 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 各都道府県に移管された高校奨学金事業等の概要

(1) 高等学校等奨学金事業交付金等の概要

国及び地方公共団体は、経済的理由によって修学が困難な生徒等に対して奨学金を貸与するなどの奨学金事業を実施している。

奨学金事業のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び専修学校の高等課程(以下、これらを合わせて「高等学校等」という。)の生徒を対象とした奨学金事業(以下、この事業を「高校奨学金事業」といい、同事業により奨学金の貸与を受ける生徒を「奨学生」という。)は、平成 16 年度までは、主として独立行政法人日本学生支援機構(16 年 3 月 31 日以前は日本育英会。以下「機構」という。)及び各都道府県により実施されていた。しかし、機構が実施していた高校奨学金事業(以下「機構奨学金事業」という。)については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月閣議決定)を踏まえて、17 年度以降の入学者から各都道府県に順次移管されることとなった。これを受けて、貴省は、移管後に都道府県が実施する高校奨学金事業(以下「移管奨学金事業」という。)において貸与する奨学金の原資(以下「奨学資金」という。)に充てるため、17 年度から機構を通じて、各都道府県に対して高等学校等奨学金事業交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

貴省によれば、最終的な交付金の交付総額は約 2000 億円とされており、17 年度から 22 年度までの間に各都道府県に対して交付された交付金の額は、表 1 のとおり、計 1411 億 6360 万余円(2000 億円の約 7 割に相当)となっている。

表1 各都道府県に対する交付金の交付額

(単位：千円)

都道府県名	年度							交付額計
	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
北海道	599,515	1,245,752	1,892,986	1,915,277	1,846,435	1,777,593	9,277,558	
青森県	347,664	722,422	1,096,635	1,109,548	1,069,667	1,029,786	5,375,722	
岩手県	145,088	301,483	457,933	463,325	446,672	430,018	2,244,519	
宮城県	246,376	511,953	776,535	785,679	757,439	729,199	3,807,181	
秋田県	115,888	240,808	365,494	369,798	356,506	343,214	1,791,708	
山形県	122,275	254,080	386,386	390,936	376,884	362,832	1,893,393	
福島県	119,538	248,392	376,055	380,483	366,807	353,131	1,844,406	
茨城県	60,225	125,144	189,333	191,563	184,677	177,792	928,734	
栃木県	51,100	106,183	161,951	163,858	157,968	152,079	793,139	
群馬県	43,800	91,014	137,756	139,378	134,369	129,359	675,676	
埼玉県	190,713	396,290	600,835	607,910	586,060	564,209	2,946,017	
千葉県	140,526	292,003	444,069	449,298	433,149	416,999	2,176,044	
東京都	281,051	584,006	887,063	897,508	865,248	832,989	4,347,865	
神奈川県	117,713	244,600	372,176	376,559	363,024	349,489	1,823,561	
新潟県	102,200	212,366	322,058	325,851	314,139	302,426	1,579,040	
富山県	19,163	39,819	60,256	60,966	58,775	56,583	295,562	
石川県	27,375	56,884	86,640	87,660	84,509	81,359	424,427	
福井県	36,500	75,845	116,019	117,386	113,166	108,947	567,863	
山梨県	79,388	164,963	249,244	252,179	243,115	234,050	1,222,939	
長野県	70,263	146,001	221,055	223,658	215,619	207,580	1,084,176	
岐阜県	58,400	121,352	183,611	185,773	179,096	172,418	900,650	
静岡県	72,088	149,794	228,621	231,313	222,999	214,684	1,119,499	
愛知県	100,375	208,573	315,760	319,478	307,995	296,512	1,548,693	
三重県	134,138	278,730	423,292	428,277	412,883	397,489	2,074,809	
滋賀県	52,925	109,975	166,137	168,093	162,051	156,010	815,191	
京都府	189,801	394,393	598,377	605,424	583,662	561,901	2,933,558	
大阪府	1,528,443	3,176,004	4,824,848	4,881,663	4,706,197	4,530,733	23,647,888	
兵庫県	314,814	654,162	994,633	1,006,345	970,173	934,002	4,874,129	
奈良県	98,550	204,781	310,576	314,233	302,938	291,643	1,522,721	
和歌山県	46,538	96,702	146,052	147,771	142,460	137,148	716,671	
鳥取県	48,363	100,494	152,081	153,872	148,341	142,810	745,961	
島根県	89,425	185,820	283,501	286,839	276,529	266,219	1,388,333	
岡山県	165,163	343,198	522,222	528,371	509,379	490,388	2,558,721	
広島県	268,276	557,460	847,314	857,292	826,477	795,663	4,152,482	
山口県	132,313	274,938	416,802	421,710	406,552	391,394	2,043,709	
徳島県	49,275	102,391	154,923	156,747	151,113	145,479	759,928	
香川県	61,138	127,040	194,364	196,653	189,584	182,516	951,295	
愛媛県	149,651	310,964	472,296	477,858	460,682	443,506	2,314,957	
高知県	88,513	183,924	278,431	281,710	271,584	261,458	1,365,620	
福岡県	536,552	1,114,920	1,694,359	1,714,311	1,652,693	1,591,074	8,303,909	
佐賀県	154,213	320,445	488,003	493,750	476,003	458,256	2,390,670	
長崎県	316,639	657,954	997,974	1,009,726	973,433	937,139	4,892,865	
熊本県	338,539	703,461	1,067,755	1,080,328	1,041,497	1,002,666	5,234,246	
大分県	212,613	441,796	669,617	677,502	653,151	628,799	3,283,478	
宮崎県	330,326	686,396	1,043,867	1,056,159	1,018,197	980,235	5,115,180	
鹿児島県	468,114	972,711	1,478,374	1,495,782	1,442,018	1,388,254	7,245,253	
沖縄県	204,401	424,731	645,538	653,139	629,663	606,187	3,163,659	
合計	9,125,947	18,963,117	28,799,807	29,138,939	28,091,578	27,044,217	141,163,605	

(2) 移管奨学金事業に関する財源措置

貴省は、前記の移管に当たり、移管奨学金事業について、移管から一定の期間が経過すると奨学生からの返還金(以下「返還金」という。)が生じ、これが奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことになることを考慮して、次の①～④の条件、指標等により移管奨学金事業の将来的な収支等を試算し、必要な財源措置についての検討を行っている。

- ① 17年度から20年度までの各年度の貸与額は機構の16年度の予算額程度とし、21年度以降の各年度の貸与額は高等学校等の総生徒数の減少と機構奨学金事業における貸与率(奨学生総数/高等学校等の総生徒数)を考慮して推定する。
- ② 大学等への進学実態を踏まえて、大学等に在学中は返還を猶予する。奨学金の標準回収期間を返還開始後10年間とする。
- ③ 機構奨学金事業における実績を考慮して、当該年度に返還期日が到来する奨学金に係る回収率(以下「当年度回収率」という。)を84%、前年度までに返還されず当該年度に繰り越された奨学金に係る回収率(以下「過年度回収率」という。)を13%(返還期日が到来した翌年度から10か年度を経過するまで、毎年度13%ずつ前年度に未回収となった奨学金を回収すると仮定)とし、これにより、貸与した奨学金のうち回収が著しく困難となるものが4%程度発生すると想定する。
- ④ 移管後において機構奨学金事業の貸与水準の維持が可能となるような奨学資金の規模は、機構奨学金事業において貸与した奨学金の回収見込額(約2000億円)と同額と想定し、この額を交付金として、10～15年間をかけて各都道府県に配分する。なお、各年度の交付金は、機構奨学金事業における14、15両年度の総貸与額に対する各都道府県での貸与額の割合を踏まえて各都道府県に配分する。

そして、貴省は、この試算において、各都道府県がそれぞれ機構奨学金事業と同様の制度を設け、機構奨学金事業における貸与水準と回収率を維持しつつ交付金及び返還金を奨学資金として移管奨学金事業を運営したとすると、将来的には各年度の返還金が貸与額を上回ることになり、移管奨学金事業に係る返還金が平年度化すると見込まれる43年度の年度末において、奨学資金に同年度の貸与額184億円の83.4%に相当する153億円の残額が生ずると予測している。また、この試算の結果から、貴省は、交付金として約2000億円を10～15年間かけて交付することとすれば、各都道府県において、交付金及び返還金を奨学資金として、機構奨学金事業の貸与水準を維持しつつ移管奨学金事業を交付金の交付終了後も継続かつ安定して運営していくことは十分に可能であるとしており、移管に当たっての財源措置はこれを限度とし、追加的措置は行わないとしている。

(3) 各都道府県が運営している移管奨学金事業の概要

各都道府県は、それぞれ移管奨学金事業の内容等を検討するなどした後、17年度以降、移管奨学金事業を運営してきている。各都道府県が運営している移管奨学金事業についてみると、事業の内容、実施方法等は都道府県により区々となっているものの、奨学資金の調達方法により、①交付金と交付金を原資とした奨学金に係る返還金のみを奨学資金としているものと、②交付金に都道府県が調達した資金を合わせた資金とこれらを原資とした奨学金に係る返還金とを奨学資金としているものとに大別することができる。そして、移管奨学金事業の多くは、現在、後者に該当しており、これらの移管奨学金事業にお

いては、機構から移管された高校奨学金事業に係る奨学金事業と従前から都道府県が実施していた高校奨学金事業に係る奨学金事業とが一体不可分な形で実施されていることなどから、その多くが機構奨学金事業における当該都道府県での貸与額の実績を上回る規模となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、交付金の交付額は毎年度多額に上っており、今後の交付予定額も含めると交付総額は約2000億円に上る見通しとなっている。また、貴省は、地方分権の趣旨を踏まえて、移管奨学金事業の内容及び実施方法については、各都道府県の自主性・主体性を尊重するとしているものの、移管奨学金事業において、貸与水準が機構奨学金事業に比べて大幅に低下したり、生徒の奨学金に対する需要を大きく損なったりなどした場合には、各都道府県に対してその適切な運営について必要な助言等を行うとしている。

このような状況を踏まえ、本院は、有効性等の観点から、各都道府県において、貸与水準を大幅に低下させたり生徒の奨学金に対する需要を大きく損なったりなどすることなく、移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかなどに着眼して、20府県が交付金^(注1)(17年度から22年度までに交付された交付金交付額計820億5055万余円)を奨学資金の一部として運営している移管奨学金事業を対象として、貴省及び20府県において、交付金の交付に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 20府県 京都、大阪両府、宮城、秋田、茨城、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、岡山、広島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 移管奨学金事業を適切に運営することの可能性について

ア 移管奨学金事業における回収率

高校奨学金事業においては、返還金が奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことから、事業を継続かつ安定して運営していくためには、奨学金の回収を適切に行い、将来の奨学資金を確保する必要がある。

貴省は、前記の試算において、機構奨学金事業における回収率を踏まえて当年度回収率を84%、過年度回収率を13%と設定している。

これに対して、20府県が運営している移管奨学金事業における直近の回収率^(注2)(21年度実績)についてみたところ、8府県では貴省の試算における当年度回収率及び過年度回収率^(注3)を下回っており、また、3県では当年度回収率のみ^(注4)、1県では過年度回収率のみ、それぞれ下回っている状況となっていた。

(注2) 8府県 京都府(当年度回収率81.4%、過年度回収率6.6%)、茨城(同77.9%、同2.2%)、神奈川(同75.7%、同11.7%)、長野(同69.8%、同10.9%)、静岡(同80.9%、同3.2%)、兵庫(同82.7%、同6.8%)、奈良(同83.5%、同8.3%)、福岡(同67.2%、同12.2%)各県

(注3) 3県 秋田(当年度回収率73.4%)、愛知(同76.0%)、鹿児島(同81.7%)各県

(注4) 1県 岐阜県(過年度回収率7.4%)

イ 移管奨学金事業における収支予測等の実施状況

前記のとおり、貴省の試算において、当年度回収率は84%、過年度回収率は13%と設定されており、この場合、貴省は、都道府県が別途に資金を負担することなく、交付金及び返還金により機構奨学金事業の貸与水準を維持しつつ移管奨学金事業を運営していくことが可能であるとしている。

このため、移管奨学金事業における実際の回収率がこれらを下回っている場合等においては、各都道府県は、収支予測等を実施するなどして、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかについて検証する必要がある。

そこで、移管奨学金事業における将来的な収支予測等の実施状況について確認したところ、20府県のうちの9府県^(注5)においては、将来的な収支予測等を実施しておらず、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことについての検討が十分に行われていなかった。また、収支予測等を実施していた府県^(注6)についても、その内容等については、各種指標の入手及び活用の方法、試算内容等が区々となっており、このうちの8府県^(注7)の収支予測等においては、将来、交付金及び返還金だけでは奨学資金に不足が生ずると予測されている状況であった。

このように、20府県における移管奨学金事業については、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかについて不透明な状況であった。

なお、このような状況について、貴省は、十分に把握していなかった。

(注5) 9府県 京都府、秋田、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、兵庫、福岡各県

(注6) 収支予測等を実施していた府県 大阪府、宮城、茨城、奈良、岡山、広島、愛媛、高知、長崎、熊本、鹿児島各県

(注7) 8府県 大阪府、茨城、奈良、岡山、愛媛、高知、熊本、鹿児島各県

ウ 移管奨学金事業を適切に運営することの可能性に関する本院試算に基づく検証

上記イのような状況を踏まえ、20府県が運営している移管奨学金事業について、各府県における交付金の交付額、貸与額、返還金、回収率、回収期間、大学等への進学率等の実績値を使用するとともに、貴省が実施した前記試算の手法に準拠するなどして、本院において、貴省の試算における最終年度である43年度末までの将来的な収支等を府県ごとに試算して、事業を継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかなどについて検証することにした。

20府県が運営する移管奨学金事業の将来的な収支等について本院が行った試算の結果は、表2のとおりであり、貸与水準を維持していくとした場合、京都、大阪両府、茨城、神奈川、長野、愛知、兵庫、愛媛、福岡、長崎、熊本各県の11府県では、交付金及び返還金だけでは奨学資金が不足し、各府県においてその不足分を負担する必要があることになると予測される。

表2 各府県における移管奨学金事業の将来的な収支等(本院試算) (単位：千円)

区分 府県名	累計額(平成17年度～43年度)			17年度から43年度の間に各府県において負担する必要が生ずると予測される資金の額 A - (B + C)
	貸与額 A	返還金 B	交付金 C	
宮城県	15,486,711	10,712,932	5,395,763	—
秋田県	5,941,627	3,933,037	2,538,930	—
茨城県	3,622,528	2,031,716	1,317,054	273,757
神奈川県	39,040,214	22,851,835	2,582,550	13,605,828
長野県	5,133,881	2,972,141	1,537,216	624,523
岐阜県	3,110,912	1,981,898	1,277,202	—
静岡県	3,449,597	2,018,376	1,584,306	—
愛知県	19,205,492	12,073,437	2,195,893	4,936,160
京都府	34,014,393	19,356,955	4,157,355	10,500,082
大阪府	118,751,351	80,119,539	33,502,984	5,128,827
兵庫県	41,561,810	25,017,819	6,903,984	9,640,006
奈良県	4,505,401	2,776,900	2,158,154	—
岡山県	10,993,093	7,449,521	3,623,659	—
広島県	10,323,910	6,858,077	5,882,272	—
愛媛県	14,102,846	9,460,177	3,279,873	1,362,794
高知県	6,021,623	4,115,795	1,936,333	—
福岡県	104,481,509	60,543,807	11,763,489	32,174,212
長崎県	24,185,914	16,981,189	6,934,487	270,236
熊本県	26,106,528	18,117,367	7,417,076	572,084
鹿児島県	33,495,458	23,278,831	10,263,560	—

(注) 各項目において端数整理を行っているため、計算しても数値が一致しないことがある。

なお、前記の本院の試算において、返還期日が到来しているのに未返還となっている奨学金が年度の経過に伴って累積すると予想されたことから、当該年度に回収すべき奨学金の総額(当該年度に返還期日が到来する奨学金の額と前年度末の未返還残高との合計額)に対する当該年度末の未返還残高の比率(以下「未返還残高比率」という。)について^(注8)も検討したところ、8府県においては、43年度末の未返還残高比率が60%を超えていると予測される。

(注8) 8府県 京都府(未返還残高比率70.8%)、茨城(同81.3%)、神奈川(同69.0%)、長野(同75.2%)、静岡(同77.2%)、兵庫(同69.0%)、奈良(同65.8%)、福岡(同75.1%)
各県

20府県が運営している移管奨学金事業に係る将来的な収支等に関する本院の試算により、移管奨学金事業の今後の推移を予測した結果等について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

福岡県は、平成17年度から、同県が従前から実施していた高校奨学金事業(16年度貸与

額 14 億 4278 万余円)と機構から移管された高校奨学金事業(機構奨学金事業における同県内での 16 年度貸与額 16 億 1794 万余円)とを統合して移管奨学金事業を運営している。

同県の移管奨学金事業における 21 年度の実績は、貸与額 49 億 9372 万余円、当年度回収率 67.2%、過年度回収率 12.2% 等となっている。

そこで、本院において、貸与水準が維持されることを前提に、これらの実績値等を使用するとともに、貴省の試算の手法に準拠するなどして同県の移管奨学金事業における 43 年度までの収支等について試算するとともに、各年度の年度末における未返還残高比率について試算したところ、現在の貸与水準と回収率を維持していくとした場合、移管奨学金事業においては交付金及び返還金の合計額が貸与額を下回り、交付金及び返還金以外に奨学資金として同県が負担する必要が生ずる資金の額は、17 年度から 43 年度までの間の累計で 321 億 7421 万余円(交付金の交付予定総額 117 億 6348 万余円の約 2.7 倍)に上る。

しかし、同県は、今後各年度に同県に対して交付される交付金の交付額等が明確になっていないなどとの認識から、移管奨学金事業における将来的な収支予測等を実施しておらず、このため、現在の貸与水準を維持していくとした場合、どの程度の回収率を達成し、それと連動して同県が負担しなければならない資金がどの程度必要となるかなどについて把握していなかった。なお、試算最終年度に当たる 43 年度末における未返還残高比率は 75.1% に上ると予想される。

そして、この試算結果からみると、同県において、移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことについては、著しく不透明な状況となっていて、その態勢が十分に確保されているとは認められない状況である。

以上の検証結果等から、貸与水準を維持していくとした場合、収支予測等において交付金及び返還金だけでは奨学資金が不足し、その不足分を負担する必要が生ずることになると予測される前記の 11 府県が運営する移管奨学金事業(17 年度から 22 年度までの交付金交付額計 575 億 8671 万余円)については、事業を継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されておらず、このため、将来的に、移管奨学金事業の運営において奨学資金が不足するなどの事態が生じ、ひいては、貸与水準が大幅に低下したり、生徒の奨学金に対する需要を大きく損なったりなどするおそれがある。

したがって、移管奨学金事業について、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくため、各都道府県において、定期又は随時に収支予測等を実施したり見直したりして、その結果に基づき必要な対応策等を講ずることについて、貴省において必要な助言等を行うことが重要であると認められる。

なお、本院の試算に当たり、回収率については、20 府県における 21 年度の実績を使用しているが、移管奨学金事業の進展により、今後、返還期日が到来し、奨学金を返還する奨学生数、回収しなければならない奨学金の額等が増大していくことになり、これに伴って奨学金の回収等に係る事務量も増大していくことなどを考慮すると、現在の回収率を将来にわたり維持することには、困難が伴うことが予想される状況である。

(2) 移管奨学金事業における回収事務の実施体制等について

前記のとおり、奨学金の回収は将来の奨学資金の確保に直結する問題であり、回収率の向上は、貸与水準を維持する際に都道府県が奨学資金として負担しなければならない資金の規模を抑制することなどに大きく寄与するものである。このため、交付金及び返還金だ

けでは奨学資金が不足し、その不足分を負担する必要があることになると予測される府県はもとより、将来において未回収の奨学金が多額に上ることが予想される府県においても、回収率を向上させる施策を積極的に講ずることは、奨学資金を確保するに当たっての非常に有効な対応策となる。

機構は、各種の奨学金事業を実施するに当たり、奨学金の回収率向上のため、自動口座振替の導入、滞納者に対する適時適切な法的措置等の実施、債権回収会社(サービサー)への回収業務委託等による回収、個人信用情報機関が保有する情報の活用、在籍した学校等との連携強化等の様々な施策を講じており、一定の成果を上げている。

そこで、20府県におけるこれらの施策等の導入状況と回収率についてみると、法的措置を積極的に実施したり回収業務委託等による回収を行ったりなどしている府県においては貴省が前記の試算に用いた回収率を上回っているなど、回収率が高い傾向が見受けられる。一方、法的措置の実施や回収業務委託等による回収等を行っていない府県においては、回収率が低い傾向が見受けられる。

法的措置を積極的に実施したり回収業務委託等による回収を行ったりなどしていることにより、奨学金の回収率が比較的高い水準となっている府県における回収事務の実施体制等について参考事例を示すと、次のとおりである。

<参考事例>

広島県は、平成14年度から県の事業として高校奨学金事業を開始し、17年度からは、従前からの高校奨学金事業(16年度貸与額7972万余円)と機構から移管された高校奨学金事業(機構奨学金事業における同県内での16年度貸与額7億7535万余円)とを区分して運営している。

奨学金の回収等は、18年2月に定めた「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」等に基づいて行われることとなっている。そして、滞納者に対しては主として納入指導等が行われており、同要綱に定められている法的措置については、従前からの高校奨学金事業において19年度に1件実施したにすぎない状況となっていた。

しかし、同県は、移管奨学金事業に係る奨学金の回収が本格的に開始されたのに合わせて、20年12月からは、徴収業務及び回収督促業務を債権回収会社に委託して回収率の向上を図っている。

また、同県は、以前は、奨学金の回収に際し、納入通知書を発出し、原則として年賦、半年賦、月賦の現金振込みにより奨学金を返還させていたが、上記の債権回収会社への業務委託に合わせて21年2月から自動口座振替による返還も開始しており、22年度末における自動口座振替の利用率は77.7%となっている。

このように、同県は、移管奨学金事業における回収率を向上させるための各種施策を講じており、21年度の当年度回収率は90.4%、過年度回収率は32.2%と高い水準となっている。

さらに、22年度には、同県の債権管理会議において、高校奨学金事業における奨学金が特に債権回収の取組を強化する必要があると認められる「特定管理債権」に指定されたことを契機として、同県は、長期滞納事案等7件(うち移管奨学金事業に係る事案2件)について法的措置の実施を決定してその旨の予告を行い、このうち返還の意思表示があった4件(同2件)を除く3件について裁判所に対して支払督促の申立てを実施しており、23年度も他の長期滞納事案等について法的措置の実施に向けた検討を行っている。

そして、同県は、23年3月に高校奨学金事業の将来的な収支等についての試算等を行ってお

り、その中で、将来に向かって更に回収率を向上させていくとする目標を設定して、今後、目標達成に向けて種々の施策に取り組むことにしている。

また、前記のとおり、移管奨学金事業の進展により、今後、返還期日が到来し、回収しなければならぬ奨学金の額等が増大していくことになり、これに伴って奨学金の回収に係る事務量も増大していくことが見込まれることなどから、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくためには、回収事務の実施体制等の整備を図ることがより重要となる。

以上のことから、各都道府県、特に回収率が低調となっている都道府県においては、機構が講じている施策や高い回収率を達成している都道府県の回収事務の実施状況等を参考にすることで、移管奨学金事業の実態に適した効率的かつ効果的な回収事務の実施体制等について十分に検討し、将来にわたって移管奨学金事業を継続かつ安定して運営することができるよう回収事務の実施体制等の整備を図る必要があると、貴省において、この点について、必要な助言等を行うことが重要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

各府県において、移管奨学金事業の将来的な収支予測等を実施していなかったり、将来的な収支予測等の結果に基づいて必要な対応策等を講じていなかったり、回収率が低調となっているにもかかわらずその向上を図るための具体的な施策を十分に講じていなかったりなどして、貸与水準を維持しつつ移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されておらず、交付金の効果の発現が将来にわたって継続しなくなるおそれがある事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において

- (ア) 高校奨学金事業の移管に伴う財源措置の内容等について、各都道府県に対して十分に周知していないこと
- (イ) 地方分権の趣旨を踏まえて各都道府県の自主性・主体性を尊重するとして、各都道府県が運営している移管奨学金事業の内容、実施方法、運営状況等の実態について十分に把握していないこと
- (ウ) 上記(イ)の結果、移管奨学金事業に関する将来的な収支予測等を実施すること、収支予測等の結果に基づき必要な対応策等を講ずること、特に、回収率の向上を図るための具体的な施策を十分に講ずることなどについて、各都道府県に対して必要な助言等を行っていないこと

イ 各府県において

- (ア) 特殊法人の整理合理化及び地方分権を踏まえて貴省が実施するとしている高校奨学金事業の移管に伴う財源措置の内容等について、十分に理解していないこと
- (イ) 移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくためには、将来的な収支予測等を適時適切に実施し、この結果等に基づいて必要な対応策等を講ずること、特に、回収率の向上を図るための具体的な施策を十分に講ずることなどが必要であるのに、その重要性を十分に認識していないこと

3 本院が表示する意見

高校奨学金事業は、教育の機会均等に寄与するとともにセーフティネットとしての役割も有するとされている。貴省は、このような高校奨学金事業の担う社会的な役割の重要性等に鑑み、機構奨学金事業を都道府県に移管した後も貸与水準が維持されなければならない、奨学生を始めとする国民の利便性が損なわれることがあってはならないとして、同水準が維持されるよう交付金を交付しており、今後数年間にわたり、引き続き多額の交付金を都道府県に対して交付することとしている。

また、移管奨学金事業のうち交付金に都道府県が調達した資金を合わせて運営されている事業においては、機構から移管された高校奨学金事業に係る奨学金事業と従前から都道府県が実施していた高校奨学金事業に係る奨学金事業とが一体不可分の関係で運営されるなどしていることから、現在、各都道府県により運営されている移管奨学金事業において返還金の適切な回収等を行いつつ事業全体の貸与水準を将来にわたって継続かつ安定して維持していくことによって、機構から移管された高校奨学金事業に係る奨学金事業についても移管前の貸与水準を確保していくことが可能となる。

については、各都道府県が運営する移管奨学金事業において、交付金の交付が行われている期間はもとよりその交付終了後においても、必要となる奨学資金が不足し、奨学金の貸与を必要とする生徒への貸与が十分に行われないこととなる事態の発生を抑止するとともに、高校奨学金事業が有する社会的な役割等が損なわれることのないよう、貴省において、移管奨学金事業の適切な運営の確保を図るよう次のとおり意見を表示する。

- ア 各都道府県に対して、機構奨学金事業の移管に伴う財源措置の内容等について、再度、周知徹底を図るとともに、適時適切に移管奨学金事業における将来的な収支予測等を実施したり見直したりすることなどについて周知すること
- イ 各都道府県が運営している移管奨学金事業の内容、実施方法、運営状況等の実態について適時適切に調査するなどして的確に把握すること
- ウ 上記イの調査結果等に基づき、次の(ア)及び(イ)について、各都道府県に必要な助言等を行うこと
 - (ア) 将来的な収支予測等の結果等に基づいて必要な対応策等を講ずること
 - (イ) 回収率の向上を図るための具体的な施策を十分に講ずること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)
交付金事業者(事業主体)	府1、県10、市88、町7、村1、計107事業主体

交付金事業の概要	公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、地方公共団体に対して交付金を交付するもの
107事業主体に対する交付金交付額の合計	673億2986万余円(平成20、21両年度)
上記のうち契約金額に基づき算定した場合の交付金の減少額	52億7203万円

1 安全・安心な学校づくり交付金事業の概要

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対し、安全・安心な学校づくり交付金(以下「交付金」という。)を交付する事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。

この交付金は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費について、従来、国が事業ごとに契約金額に基づき一定割合を補助していた補助金等をまとめて、地方公共団体ごとに一括して交付することにより、施設整備計画の範囲内での事業間の経費流用など弾力的な執行を可能とすることで地方の裁量を高め、地方公共団体が地域の実情を踏まえて主体的に効率的な施設整備を推進することを目的として、平成18年度に創設されたものである。

文部科学省は、交付金の交付額の算定について、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱(平成18年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等により、次のとおり定めている。

- ① 施設整備計画を提出する時点で、同計画に記載する交付金の算定の対象となる事業に要する経費の額については、工事請負契約が既に締結されている場合は契約金額に基づき算定した額とする。ただし、この時点で工事請負契約が締結されていない場合は、設計金額、予定価格、過去の実績額等の根拠のある金額(以下「設計金額等」という。)に基づき算定した額とする。そして、この額の一定割合を合計するなどして地方公共団体ごとに交付金の交付決定額を算定する。
- ② 事業が完了した時点で、実績報告書に記載する交付金の算定の対象となる事業に要する経費の額については、同計画に契約金額に基づき算定した額を記載していた場合は、実績報告書においても契約金額に基づき算定した額を記載する。ただし、同計画に設計金額等に基づき算定した額を記載していた場合は設計金額等に基づき算定した額とする。その際、入札による設計金額等から契約金額への減額は反映させないこととしている一方、設計変更等による工事費の増減は反映させることとしている。そして、この額の一定割合を合計するなどして交付金の確定額を算定する。
- ③ ①の交付金の交付決定額と②の交付金の確定額とを比較して、いずれか少ない額により額の確定を行い、この額を交付金の交付額とする。

なお、交付金は23年4月1日に廃止されて、これに代わり新たに学校施設環境改善交付金が創設されたが、交付手続等の基本的な仕組みは交付金と同様なものになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、交付金事業について、経済性、効率性等の観点から、交付金の交付額の算定は国費の経済的かつ効率的な執行を十分に確保するものとなっているかなどに着眼して、文部科学省及び11府県^(注)において会計実地検査を行った。そして、11府県及びその管内の96市町村計107地方公共団体が、20、21両年度に実施した公立の義務教育諸学校等施設の耐震補強工事等を対象とした327交付金事業(交付額計673億2986万余円)について、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 11府県 京都府、秋田、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、福岡、長崎各
県

(検査の結果)

検査したところ、多くの地方公共団体では、施設整備計画を提出する時点では工事請負契約が締結されていなかったため、交付要綱等の定めに従って、当初の設計金額等に基づき交付決定額を算定しており、実績報告書では最終の設計金額等に基づき確定額を算定していた。

しかし、設計金額等に基づき確定額を算定し、これにより額の確定を行うと、従来の補助金等において契約金額に基づき額の確定を行っていたのに比べて、設計金額等と契約金額との差額相当分について交付金の交付額が増加し開差が生ずることになる。また、仮に契約金額が同額の事業を複数の地方公共団体がそれぞれ実施する場合でも、上記の開差は請負比率(設計金額等に対する契約金額の割合)の違いなどにより地方公共団体ごとに異なることになる。そこで、交付金事業の建築工事について地方公共団体ごとの請負比率の平均値を算定したところ、地方公共団体により最大で30ポイント以上の開きが見受けられるなど、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況となっていた。

上記の事態について、契約金額に基づき確定額を算定することとすれば、設計金額等と契約金額の差額相当分について交付金の交付額が減少するとともに、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況は解消することになる。さらに、文部科学省においてこの減少した額を他の施設整備事業に充当することにより、公立の義務教育諸学校等施設の整備を一層促進することが可能になる。

そして、前記の327交付金事業について、契約金額に基づき確定額を算定したところ、確定額が交付決定額より少額となっている229交付金事業(交付額計532億1264万余円)については交付金の交付額が計479億4061万余円となり、52億7203万余円減少することとなった。

このように、交付金事業について、設計金額等に基づき確定額を算定していたため、契約金額に基づき確定額を算定した場合と比較して交付金の交付額が増加していて、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となったり、交付金をより多数の施設整備事業に充当する機会を逸していたりする事態は、国費の経済的かつ効率的な執行の重要性からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、次のことなどによると認められた。

- ア 確定額を設計金額等に基づき算定することにより、契約金額に基づき算定する場合と比較して交付金の交付額が増加し、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付額が区々となる結果となっていることに対する認識が十分でなかったこと
- イ 確定額を契約金額に基づき算定することにより、交付金の交付額を減少させ、この減少した額を他の施設整備事業に充当することにより、経済的かつ効率的に交付金事業を実施することに対する認識が十分でなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、交付金に代えて23年度から執行される学校施設環境改善交付金について、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況を解消するとともに、昨今の我が国の財政状況を踏まえ、限られた予算で、より多数の公立の義務教育諸学校等施設の整備の促進を図るため、23年6月に各都道府県に通知を発して、契約金額に基づき確定額を算定し、これに基づき額の確定を行うこととする処置を講じた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国立大学法人における目的積立金の取扱いについて

(平成21年度決算検査報告202ページ参照)

1 本院が表示した意見

国立大学法人は、毎事業年度の損益計算において生じた利益のうち、法人の当該事業年度における経営努力により生じたと認定された額を目的積立金として積み立てて、中期計画に定める用途に充てることとしている。しかし、各国立大学法人は、自主的な努力の成果とは認められない利益等を目的積立金として積み立てている一方で、目的積立金の具体的な用途や目的を定めたり公表したりしていなかった。

したがって、文部科学省において、各国立大学法人における目的積立金の計上や用途の実態を把握し、法人の自主的な努力の成果の範囲を明確なものにしたり、目的積立金の望ましい用途について基準等を定めたりなどするとともに、各国立大学法人に対して、目的積立金の具体的な用途を公表するよう指導等することなどにより、目的積立金の取扱いを合理的なものとするよう、文部科学大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 22年12月に各国立大学法人に対して通知を発して、法人の自主的な努力の成果とは認められないものや用途として適切でないものの基準を示すなどして、目的積立金の計上のために必要な法人の自主的な努力の成果の範囲や目的積立金の詳細な用途及び目的について明確にするとともに、国立大学法人に対する説明会において、その内容を周知徹底した。

また、23年4月に各国立大学法人に対して通知を発して、剰余金の発生要因及び目的積立金の取崩しの明細に係る関係調書を新たに財務諸表等の補足資料として徴することとし、これを目的積立金の計上及び使途の実態把握や目的積立金の承認に当たっての審査に活用することとした。

イ 23年2月に「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(平成15年7月国立大学法人会計基準等検討会議)を改訂し、各国立大学法人が目的積立金の具体的な使途を財務諸表附属明細書において事業ごとに明示して公表するよう、各国立大学法人に対して指導等を行った。

(2) 廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等の有効活用について

(平成21年度決算検査報告209ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

社会情勢の変化等に伴い、社会福祉施設等の整備が求められている一方で、多額の財源を投入して新たな施設を整備することには限界があることから、既存の施設を有効に活用することがより一層重要となっている。しかし、近年、少子化等に伴い廃校又は休校となっている公立小中学校が多数存在する状況において、耐用年数が残存し、かつ、耐震基準を満たしているにもかかわらず有効活用されていない廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎及び屋内運動場(以下「廃校等施設」という。)が多数見受けられた。

したがって、文部科学省において、①休校施設の活用状況を調査し、把握すること、②学校を設置する市町村に対して廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなどの体制整備についての指導を十分に行うとともに、廃校等施設を社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての周知を十分に行うこと、③廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の把握、周知を十分に行うとともに、関係省庁との連携、意見交換等を十分に行うことに留意するなどして、廃校等施設の有効活用を図る処置を講ずるよう、文部科学大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、廃校等施設の有効活用を図るよう、次のような処置を講じていた。

ア 休校施設の実態及び有効活用状況について実態調査を行い、22年9月にその結果を公表した。

イ 22年11月に各都道府県に通知を発するなどして、都道府県を通じて市町村に対し、廃校等施設の活用を検討する際は、地域住民や関係部局との連携を十分に行うよう周知するとともに、廃校等施設の有効活用等を図るための体制整備についての指導を行った。また、各地方公共団体に対して、廃校等施設を活用することで、同規模の建物を建設する場合と比べて費用の節約が期待できることなど、活用効果等についての周知を行うなどした。

ウ 廃校等施設を有効活用するための財政支援制度について関係省庁と情報共有、意見交換等を行い、22年11月までに、利用可能な国庫補助制度等を把握し取りまとめて、上記の通知において周知するなどした。

第8 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (43) (44)

(43) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入 (項) 保険料収入
部 局 等	16 労働局	
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数 306 事業主 徴収過大があった事業主数 95 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額 344,552,492 円(平成20年度～22年度) 徴収過大額 29,428,810 円(平成20年度～22年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。なお、「31日以上」の要件については、平成21年4月1日に「1年以上」から「6か月以上」に変更され、更に22年4月1日に現在のように変更されている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に^(注)保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の22年度の収納済額は3兆0893億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成20年度の場合は最低1000分の4.5から最高1000分の118、21、22両年度の場合は最低1000分の3から最高1000分の103となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、20年度の場合は1000分の15(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17、建設の事業は1000分の18)、21年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)、22年度の場合は1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を雇用している事業主が申告を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、全国47労働局のうち、16労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる518事業主を選定して、合规性等の観点から、当該事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、20年度から22年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、上記518事業主のうち、306事業主について徴収額が344,552,492円不足しており、95事業主について徴収額が29,428,810円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、前記の16労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たす短時間就労者を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、事業所に使用される全ての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、短時間就労者に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、コールセンターを設置してテレマーケティング業を営む事業主Aから、平成20年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者210人に対して支払った賃金総額は

571,593 千円、その雇用保険分の保険料は 8,573,895 円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料額を徴収していた。

しかし、事業主 A は、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者 387 人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金 633,652 千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料 9,504,780 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
山 形	26	13 2	千円 9,489 △ 257
東 京	90	59 16	145,719 △ 5,834
神 奈 川	66	37 17	10,835 △ 4,298
富 山	23	15 3	3,375 △ 231
石 川	14	12 —	21,410 —
山 梨	12	8 2	7,438 △ 1,775
長 野	26	18 5	7,578 △ 1,099
岐 阜	27	17 5	14,537 △ 4,877
愛 知	41	34 3	46,508 △ 289
滋 賀	30	11 11	2,325 △ 1,654
大 阪	45	24 9	51,967 △ 1,476
島 根	21	7 4	1,248 △ 1,134
高 知	15	7 —	1,191 —
福 岡	31	15 3	6,004 △ 244
長 崎	23	13 7	4,064 △ 2,842
熊 本	28	16 8	10,856 △ 3,412
計	518	306 95	344,552 △ 29,428

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する関係法令等の周知徹底等を図って適正な申告・納付を励行させるとともに、確定保険料申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(44) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)		
保険料納付義務者	511 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	405,432,587円(平成20年度～23年度)	
	厚生年金保険保険料	1,206,679,138円(平成20年度～23年度)	
	計	1,612,111,725円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者としてとされている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している(21年12月31日以前は、社会保険事務所等がこれを行っていた。)

保険料の22年度の収納済額は、健康保険保険料7兆2249億余円、厚生年金保険保険料22兆7252億余円、計29兆9502億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金^(注3)の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲198ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっていた事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、本省及び9ブロック本部の管轄区域内に所在する206年金事務所において、短時間就労者を多数使用している事業主を中心として、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等を含めた1,611事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着眼して、20年度から23年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超えるなどの場合には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

(2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の206年金事務所においては、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと

思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 徴収不足の事態

検査の結果、9ブロック本部の管轄区域内に所在する168年金事務所が管轄する1,439事業所の事業主のうち511事業主について、徴収額が1,612,111,725円(健康保険保険料405,432,587円、厚生年金保険保険料1,206,679,138円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の168年金事務所において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

413事業主 徴収不足額 1,515,041,522円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

54事業主 徴収不足額 49,666,154円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

44事業主 徴収不足額 47,404,049円

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、食品製造等の業務に従事する従業員770人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち253人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の253人について調査したところ、同会社はこのうち58人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料22,953,779円、厚生年金保険保険料30,625,131円、計53,578,910円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、土木解体工事業等に従事する従業員63人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち年金の受給権者である4人については、被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるなどしたため、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の4人を含む被保険者でない従業員46人について調査したところ、同会社はこれら46人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料12,726,792円、厚生年金保険保険料20,814,333円、計33,541,125円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌東等12	72	22	17,662	28,790	46,453
東北	青森等8	97	21	15,325	24,060	39,386
北関東・信越	前橋等20	212	88	85,848	222,116	307,965
南関東	千葉等28	160	63	37,064	210,710	247,775
中部	岐阜南等18	151	60	46,898	77,804	124,702
近畿	大津等34	299	99	81,148	447,869	529,018
中国	鳥取等15	128	43	52,010	77,090	129,100
四国	徳島南等10	113	26	20,457	33,136	53,593
九州	東福岡等23	207	89	49,016	85,100	134,116
合計	168か所	1,439	511	405,432	1,206,679	1,612,111

上記の事態については、本省及び機構は、発生防止に取り組んできたところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

予算経理・役務

- (45) システムの開発、機器購入等に係る契約において、契約の履行が完了していないのに
 (53) 事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたり、システムの機能の一部が、検討が十分でなかったことから業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)検査所 (項)検査業務等実施費
部 局 等	厚生労働本省、8 検査所
契 約 名	健康監視システムソフトウェア開発業務一式等 12 契約
契 約 の 概 要	検査所等が管轄する空港や海港に來航する外国からの航空機や船舶に対して実施する検査に関する各種の情報を管理する機能等を備えたシステムの開発、機器購入、運用、保守等を行うもの
契 約 の 相 手 方	東芝ソリューション株式会社
契 約	平成 21 年 9 月～22 年 4 月 契約 12 件(随意契約 4 件、一般競争契約 8 件)
契 約 金 額 計	763,985,775 円(平成 21、22 両年度)
不適正な会計経理により支払われた額 ⁽¹⁾	588,174,090 円(平成 21、22 両年度)
全く利用されていなかったシステムの機能の開発等に係る額 ⁽²⁾	57,146,273 円(平成 21 年度)
(1)及び(2)の純計	608,145,008 円(平成 21、22 両年度)

1 会計経理等の概要

(1) 健康監視システム等の概要

厚生労働省は、新型インフルエンザの世界的な流行が発生した場合に、検疫所、検疫所支所及び出張所(以下、これらを合わせて「検疫所等」という。)から複数の自治体に対して情報を送付する機能と検疫所等が管轄する空港や海港に来航する外国からの航空機や船舶に対して実施する検疫に関する各種の情報を管理する機能(以下「通常検疫業務機能」という。)を備えた、データベースサーバ等で構成されている健康監視システムを、平成22年3月から運用を開始することとして、職員が在勤する51検疫所等のうち20検疫所等に導入している。また、同省は、これら20検疫所等を除いた31検疫所等に、健康監視システムの通常検疫業務機能をパーソナルコンピュータ単体で使用できるように改修したシステム(以下「通常検疫業務システム」という。)を、同年4月から運用を開始することとして導入している。

そして、厚生労働本省(以下「本省」という。)及び8検疫所は、上記の全51検疫所等における健康監視システム又は通常検疫業務システムの導入に係る開発、機器購入(習熟研修等を含む。以下同じ。)、運用、保守等を実施するため、21年9月から23年4月までの間に、全て東芝ソリューション株式会社を契約相手方とする一般競争契約又は随意契約により、14契約を契約金額計812,630,175円で締結している。

(注1) 20検疫所等 成田空港、横浜、関西空港、神戸、福岡各検疫所、千歳空港、仙台空港、東京空港、中部空港、広島空港、門司、福岡空港、長崎、鹿児島、那覇空港各検疫所支所、福島空港、新潟空港、富山空港、小松空港、岡山空港各出張所

(注2) 31検疫所等 小樽、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、那覇各検疫所、千葉、川崎、清水、四日市各検疫所支所、稚内、函館、旭川空港、釧路、花咲、青森空港、秋田船川、鹿島、焼津、境、水島、福山、徳山下松・岩国、坂出、松山、高知、大分・佐賀関、厳原・比田勝、宮崎空港、石垣各出張所

(注3) 8検疫所 小樽、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇各検疫所

(2) 契約等に関する会計法令等の内容

国が行う会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき行うこととされている。すなわち、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、また、歳出の会計年度の所属に関しては、相手方の行為の完了があった後交付するものは、その支払をなすべき日の属する年度に所属するものとされている。また、契約が履行された場合は、給付の完了を確認するために必要な検査を行い、原則として検査調書を作成しなければならず、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、有効性等の観点から、健康監視システム及び通常検疫業務システムの開発、機器購入、運用、保守等に係る契約手続等が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本省及び6検疫所等において、契約書、仕様書等の関係書類、設置

されている機器等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの45検査所等については、健康監視システムの通常検査業務機能又は通常検査業務システムに係る利用状況に関する調書等の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注4) 6検査所等 小樽、成田空港、東京、横浜各検査所、東京空港、川崎両検査所支所

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた(ア、イには事態が重複しているものが8契約、計37,175,355円ある。)

ア 契約の履行が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたもの (11契約 588,174,090円)

本省が21年12月に締結した健康監視システムの機器購入に係る1契約及び8検査所が22年3月にそれぞれ締結した通常検査業務システムの開発等に係る8契約、計9契約、契約金額計567,425,355円については、履行期限が22年2月28日又は同年3月31日までとなっていた。しかし、いずれの契約も履行が完了したのは翌年度の22年6月1日から同月24日までの間であったにもかかわらず、本省及び8検査所は、それぞれ適正に履行されたとする事実と異なる検査調書を作成することなどにより、現年度に履行されたこととして契約代金を支払っていた。

また、本省は、健康監視システムの機器購入に係る契約により設置された機器等の運用及び保守について、この機器購入に係る契約の履行期限(22年2月28日)の翌日から行わせるため、22年3月及び22年度を契約期間とする2契約、契約金額計70,560,420円を締結していた。しかし、上記のとおり、健康監視システムの機器購入に係る契約の履行完了日が22年6月24日であったにもかかわらず、本省は、履行が完了していなかった同年3月1日から6月24日までの期間についても、運用及び保守の期間に含めて、この期間に係る契約金額相当額20,748,735円を支払っていた。

イ 健康監視システムの通常検査業務機能のうち海港に係る業務に対応する機能及び通常検査業務システムが、検討が十分でなかったことから業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったもの (9契約 57,146,273円)

本省は、健康監視システムの開発を契約金額126,000,000円で行っており、このうち通常検査業務機能の開発に当たっては、空港を管轄する検査所等の担当者から意見を徴するなどしていた。しかし、検査所等が空港及び海港に係る検査業務のうち海港に係る業務を通常検査業務機能を利用して実施する際に必要となる機能については、十分に検討していなかった。このため、前記の20検査所等に導入した健康監視システムの通常検査業務機能のうち海港に係る業務に対応する機能(同機能の開発に係る契約金額相当額19,970,918円)については、船舶の船名を入力する場合に、入力欄の桁数が不足しているなどして入力作業が著しく煩雑となるなどの状態となっていて、業務上の使用に耐えないものとなっていた。

また、8検査所が31検査所等に導入した通常検査業務システム(開発等に係る契約金額計37,175,355円)は、健康監視システムの通常検査業務機能の仕様に基づいて開発されていたことから、通常検査業務システムのうち海港に係る業務に対応する機能は健康監視システムと同様に、業務上の使用に耐えないものとなっていた。

このようなことから、健康監視システムの通常検査業務機能のうち海港に係る業務に

対応する機能については、導入後全く利用されておらず、また、通常検疫業務システムについては、空港に係る業務に対応する機能も含めて導入後全く利用されていなかった。なお、検疫所等は、市販のソフトウェアを利用して支障なく業務を実施していた。

したがって、本省及び8検疫所において、契約の履行が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたり、健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムは、検討が十分でなかったことから機能の一部が業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりして、表のとおり、健康監視システム等の開発、機器購入、運用、保守等に係る契約金額763,985,775円のうち608,145,008円が不当と認められる。

表 不当と認められる契約金額 (単位：円)

部局等	年度	契約件名	契約金額	不当と認められる契約金額	指摘の態様
(45) 厚生労働本省	平成21	健康監視システムソフトウェア開発業務一式	126,000,000	19,970,918	イ
	21	健康監視システム動作環境等一式	530,250,000	530,250,000	ア
	21	平成22年3月分健康監視システム運用・保守業務一式	5,460,000	5,460,000	ア
	22	平成22年度健康監視システム運用・保守業務一式	65,100,420	15,288,735	ア
(46) 小樽検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	7,195,230	7,195,230	ア、イ
(47) 仙台検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	3,597,615	3,597,615	ア、イ
(48) 東京検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	4,796,820	4,796,820	ア、イ
(49) 名古屋検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	4,796,820	4,796,820	ア、イ
(50) 大阪検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	1,199,205	1,199,205	ア、イ
(51) 広島検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	9,593,640	9,593,640	ア、イ
(52) 福岡検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	3,597,615	3,597,615	ア、イ
(53) 那覇検疫所	21	健康監視システム通常検疫機能改修及び設定動作確認作業一式	2,398,410	2,398,410	ア、イ
計			763,985,775	608,145,008	

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、次のことなどによると認められる。

- ア 契約事務の実施に当たり、会計法令等を遵守することなどの基本的な会計経理を適正に行う認識が欠けていたこと
- イ 検疫所等に導入した健康監視システム等の契約の履行状況を確認しないまま運用及び保守契約を締結していたこと
- ウ 健康監視システム等の導入や開発に当たり、検疫所等が海港に係る業務を各システムを利用して実施する必要性や実施する際に必要となる機能についての検討が十分でなかったこと

役 務

- (54) 高年齢者就業機会確保事業指導事業に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していなかった職員に係る給与等を委託費から支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	高年齢者就業機会確保事業指導事業委託(平成 17、18 両年度)
契 約 の 概 要	高年齢者就業機会確保事業費等補助金の交付を受けている各都道府県管内のシルバー人材センター連合の適正な事業運営を確保するため必要な指導助言を行わせるもの
契約の相手方	社団法人全国シルバー人材センター事業協会
契 約	平成 17 年 4 月、18 年 4 月 随意契約
支 払 額	169,064,050 円(平成 17、18 両年度)
過大となっていた支払額	15,736,874 円(平成 17、18 両年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、社団法人全国シルバー人材センター事業協会(以下「協会」という。)に対して、高年齢者就業機会確保事業指導事業(以下「委託事業」という。)の実施を委託している。

この委託事業は、協会が、本省から高年齢者の就業機会の確保等を目的とする事業に係る補助金(高年齢者就業機会確保事業費等補助金)の交付を受けている各都道府県管内のシルバー人材センター連合に対して、その適正な事業運営確保のため必要な指導助言を行うものである。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

委託事業に係る委託費の対象経費は、職員の給与、旅費等の委託事業に要した経費であり、委託費の交付、精算等の手続は、委託事業の委託要綱等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、委託事業の実施に当たり、協会から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、協会との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 協会は、委託事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書及び委託事業精算報告書(以下、これらを合わせて「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、協会から提出された精算報告書の内容を審査して、適正と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省及び協会において、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着眼して、平成 17、18 両年度に協会に支払われた委託費を対象として、精算報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、前記の委託費について、協会から提出された精算報告書の内容を審査の上、計 169,064,050 円と確定して精算していた。

しかし、協会は、他の業務に従事していて委託事業に従事していなかった職員 1 名に係る給与等計 15,736,874 円を委託費から支払っていた。

したがって、適正な委託費の額は計 153,327,176 円となることから、前記の委託費支払額計 169,064,050 円との差額計 15,736,874 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、委託費の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、本省において、精算報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (55)-(58)

(55) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 106 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	365 人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 240,072,100 円(平成 20 年度～23 年度) (2) 22,316,177 円(平成 20 年度～22 年度) 計 262,388,277 円
不当と認める支給額	(1) 64,251,753 円(平成 20 年度～23 年度) (2) 22,316,177 円(平成 20 年度～22 年度) 計 86,567,930 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

- ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。
- イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注1) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(注2) 所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上 平成21年3月31日から24年3月31日までの間は、暫定措置として「45日以上」の要件は適用されないこととなっている。

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

- ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上、支給決定を行う。
- イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上、支給決定を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の437公共職業安定所(平成23年3月末現在)のうち、18労働局管内の152公共職業安定所において会計実地検査を行い、主として20年度から22年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)から8,962人を選定して、合規性等の観点から、これらの受給者に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、18労働局の106公共職業安定所管内における20年度から23年度までの間の受給者365人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額262,388,277円のうち86,567,930円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

105公共職業安定所管内の受給者360人に対する基本手当の支給額240,072,100円のうち、64,251,753円は支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

42公共職業安定所管内の受給者61人に対する再就職手当の支給額22,316,177円全額が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったため、失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の106公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	
				千円	左のうち不当と認める失業等給付金 千円
秋 田	秋大	578	25	23,150	5,253
	田曲	30	3	2,182	2,182
	等2計			25,332	7,435
茨 城	水戸	361	20	15,051	6,127
	水小	53	1	430	430
	等7計			15,481	6,558
群 馬	前橋	454	18	15,217	5,290
	前小	115	3	1,293	1,293
	等3計			16,511	6,583
神 奈 川	横浜	455	39	24,906	6,665
	横浜小	144	4	923	923
	等7等3計			25,829	7,588
新 潟	新潟	234	9	3,273	920
	新潟小	82	2	256	256
	等3等2計			3,530	1,176
富 山	富山	380	18	13,761	3,521
	富山小	135	8	3,162	3,162
	等4等3計			16,924	6,684
静 岡	静岡	630	37	20,882	2,008
	三小	72	2	911	911
	等8等2計			21,794	2,919
三 重	四日市	448	17	10,697	2,017
	四日小	184	7	1,728	1,728
	等5等4計			12,425	3,745
大 阪	梅田	596	25	11,221	4,576
	大東	95	2	644	644
	等10等2計			11,865	5,220
鳥 取	鳥取	184	10	6,435	2,171
	鳥取小	75	3	1,075	1,075
	等2等2計			7,511	3,247
島 根	松江	285	20	9,800	2,747
	松江小	79	4	1,205	1,205
	等5等3計			11,006	3,953

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
岡山	岡山等7 山山等3	514	17	11,871	3,260
	津山計	124	4	1,726	1,726
	小計			13,597	4,986
山口	下関等5	277	12	5,645	1,912
	小計			5,645	1,912
徳島	徳島等5 阿南等2	250	16	10,899	2,510
	小計	19	3	1,410	1,410
				12,309	3,920
高知	須崎等2	85	4	5,206	1,165
	小計			5,206	1,165
福岡	福岡中央等10 八幡等5	563	29	17,125	6,414
	小計	170	6	2,225	2,225
				19,351	8,639
大分	大分等5 別府計	399	21	18,413	4,316
	小計	47	4	1,378	1,378
				19,791	5,695
鹿児島	鹿児島等6 鹿島等4	364	23	16,510	3,372
	小計	102	5	1,761	1,761
				18,271	5,133
求職者給付計	105か所	7,057	360	240,072	64,251
就職促進給付計	42か所	1,526	61	22,316	22,316
合計				262,388	86,567

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ106か所、365人である。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、受給資格者に対する指導を強化するとともに受給資格者から提出された失業認定申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(56) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	15 労働局
支給の相手方	76 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	2,325,357,214 円(平成 20 年度～23 年度)
不当と認める支給額	275,281,239 円(平成 20 年度～23 年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 190 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとされている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4

(注3) 所定の単価 原則として、中小企業以外の事業主については1人1日当たり4,000円、中小企業事業主については1人1日当たり6,000円。ただし、平成23年4月1日以降に事業所内において訓練を行う場合は、中小企業以外の事業主については1人1日当たり2,000円、中小企業事業主については1人1日当たり3,000円

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、18労働局において会計実地検査を行い、平成20年度から23年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主のうち316事業主を選定して、合規性等の観点から、これらの事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、15労働局管内における76事業主は、休業等を行っていないのに行ったと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤ったりして申請しており、これら76事業主に対する雇用調整助成金の支給額2,325,357,214円のうち275,281,239円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟労働局は、事業主Aから、平成21年2月から22年7月までの間に、計15回、延べ4,238人日の休業を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計32,618,980円を支給していた。

しかし、実際には、事業主 A は、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業を行っていないのに行ったと偽って申請していたことから、事業主 A に対する雇用調整助成金計 32,618,980 円全額が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の 15 労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
茨城	12	3	52,321	3,599
群馬	10	2	33,594	10,262
神奈川県	30	12	368,168	30,760
新潟	19	6	503,663	63,139
静岡県	20	6	293,648	63,947
三重	20	4	112,836	3,140
大阪	25	7	177,988	11,029
鳥取	25	7	114,338	1,472
島根	15	2	29,104	556
岡山	16	4	66,644	1,667
山口	16	5	46,807	1,109
徳島	13	5	184,630	25,420
福岡	25	6	135,450	18,722
大分	15	4	73,069	14,869
鹿児島	15	3	133,090	25,584
計	276	76	2,325,357	275,281

(57) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	12 労働局
支給の相手方	22 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者雇用開発助成金 (2) 高年齢者雇用開発特別奨励金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 30,942,410 円(平成 20 年度～22 年度) (2) 1,800,000 円(平成 22 年度) 計 32,742,410 円
不当と認める支給額	(1) 20,642,996 円(平成 20 年度～22 年度) (2) 1,800,000 円(平成 22 年度) 計 22,442,996 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲190ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者や身体障害者等、就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者及び65歳以上の離職者)の雇用機会の増大を図るために、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、緊急就職支援者雇用開発助成金及び高年齢者雇用開発特別奨励金(以下「高年齢者奨励金」という。)の三つがある。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給

ア 就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、60歳以上65歳未満の高年齢者を雇い入れた中小企業事業主の場合、原則として、新たに雇い入れた労働者1人につき6か月ごとに45万円を2回で、計90万円となっている。

イ 高年齢者奨励金の支給要件は、事業主が雇入れ日における満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ1年以上継続して雇用する労働者として新たに雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、中小企業事業主の場合、原則として、新たに雇い入れた労働者1人につき6か月ごとに45万円を2回で、計90万円となっている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、18労働局において会計実地検査を行い、平成20年度から22年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主のうち502事業主を選定して、合规性等の観点から、これらの事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、12労働局管内における22事業主については、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介

により雇い入れたこととして申請するなどしており、これら 22 事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額 32,742,410 円(就職困難者助成金 30,942,410 円、高年齢者奨励金 1,800,000 円)のうち 22,442,996 円(就職困難者助成金 20,642,996 円、高年齢者奨励金 1,800,000 円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の 12 労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	
			千円	千円
秋田	23	1	1,350	1,350
群馬	37	1	1,497	697
神奈川県	35	1	1,200	1,200
静岡県	43	2	1,890	891
三重	30	4	5,700 900	5,700 900
大阪	29	1	2,700 900	2,700 900
鳥取	28	3	4,600	1,500
島根	18	1	1,800	900
岡山	21	1	1,504	504
福岡	31	3	4,249	2,499
大分	23	3	3,850	2,100
鹿児島	38	1	600	600
小計	356	22	30,942 1,800	20,642 1,800
計			32,742	22,442

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者助成金に係る分、下段は高年齢者奨励金に係る分である。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する指導を強化するとともに事業主から提出された支給申請書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(58) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	日本年金機構(平成22年1月1日以降)
支給の相手方	74人
老齢厚生年金の支給額の合計	83,991,229円(平成20年度～23年度)
不当と認める支給額	35,457,991円(平成20年度～23年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲182ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金給付額」という。)は、①受給者の被保険者期間、その期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額^(注)と基本月額(基本年金額を

12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止することとなっている。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査確認の上、届出内容を機構本部(21年12月31日以前は社会保険庁)に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する(21年12月31日以前は社会保険庁がこれらの機構本部及び本省が行う事務を行っていた。)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

全国9ブロック本部の管轄区域内に所在する312年金事務所のうち9ブロック本部の153年金事務所が管轄する区域内において、20年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金給付額の全部を支給されている受給権者等450,018人のうちに、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の必要があると認められた者が730人見受けられた。そこで、本院は、合規性等の観点から、これらの受給権者等を使用している407事業所について、被保険者資格取得届等の提出は適正になされているかに着眼して、20年度から23年度までの間における特別支給の老齢厚生年金等の支給の適否を検査した。

(2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の153年金事務所においては、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 不適正支給の事態

検査したところ、9ブロック本部の管轄区域内に所在する42年金事務所が管轄する55事業所の74人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることから、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていることから、機構本部において、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止するための手続をとるべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったなどのためこの手続がとられておらず、本省(21年12月31日以前は社会保険庁)は、これらの者について、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止していな

かった。したがって、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者74人に対する支給(支給額83,991,229円)のうち35,457,991円は支給が停止されていなかったもので、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の42年金事務所においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成19年1月に裁定を受け、同年1月分から22年5月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB会社に20年7月1日に就職し、労働時間及び労働日数からみて当初から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、同会社の事業主がその提出を怠っていた。このため、同会社に就職した後の基本年金額の一部1,523,996円の支給が停止されていなかった。

なお、これらの不当と認める支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
北海道	札幌東等3	9	4	7,188	4,105
東北	鷹巣1	3	1	574	574
北関東・信越	桐生等10	108	21	24,255	11,504
南関東	船橋等5	52	11	6,533	3,036
中部	岐阜北等6	32	7	9,193	1,812
近畿	草津等7	51	13	14,977	5,886
中国	鳥取等5	41	6	4,674	2,064
四国	徳島北等2	22	6	8,157	5,092
九州	博多等3	13	5	8,436	1,381
計	42か所	331	74	83,991	35,457

上記の事態については、本省及び機構は、発生防止に取り組んできたところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の強化を図るとともに、高年齢労働者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。

医 療 費 (59) (60)

(59) 医療費等に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計(組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費
	平成19年度以前は、 一般会計(組織)厚生労働本省	(項)児童保護費 (項)生活保護費 (項)障害者自立支援給付諸費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険料等交付金
	平成20年度は、 年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費及保険者納付金
	平成19年度は、 年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	平成18年度以前は、 厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)疾病保険給付費及保険者納付金
	平成19年度以前は、 船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部 局 等	厚生労働本省、社会保険庁(平成21年12月末まで)、8地方厚生(支)局(指導監督庁。20年10月以降)、31道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。平成20年3月31日以前は「老人保健法」)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	国、全国健康保険協会、都府県19、市340、特別区17、町140、村22、後期高齢者医療広域連合41、広域連合1、国民健康保険組合36、計618実施主体	

医療機関、薬局及び施術所	医療機関 122、薬局 30、施術所 3
過大に支払われた医療費等に係る診療報酬項目等	入院基本料、入院基本料等加算、調剤報酬等
過大に支払われた医療費等の件数	139,250 件(平成 18 年度～22 年度)
過大に支払われた医療費等の額	991,274,560 円(平成 18 年度～22 年度)
不当と認める国の負担額	438,767,124 円(平成 18 年度～22 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度(平成 20 年 3 月以前)、後期高齢者医療制度(20 年 4 月以降)、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 20 年 3 月以前は、老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 20 年 4 月以降は、上記のアに代わるものとして創設された後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

ウ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人及び後期高齢者を除く。)に対して行う医療

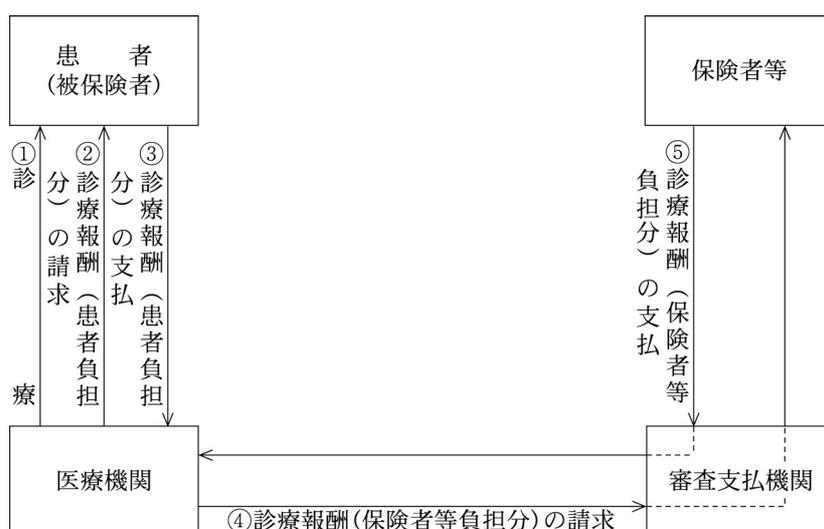
エ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬、調剤報酬及び療養費

これらの医療給付においては、被保険者(上記エの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

また、保険者等は、やむを得ないものと認める場合等には、上記の医療費に代えて療養費を支給することができることとされている。この療養費は、被保険者等が療養に要した費用の全額を支払った後に保険者等に支給の申請を行い、保険者等がその内容を点検するなどした上で、支給することが原則となっている。

療養費の一つとして、柔道整復師の施術に係る療養費(以下「柔道整復療養費」という。)がある。これについては、上記の例外として、地方厚生(支)局長、都道府県知事及び柔道整復師の団体との間の協定等に基づき、被保険者等が柔道整復療養費の受領を柔道整復師に委任する取扱いが認められている。この場合は、保険者等は、全国健康保険協会の都道府県支部に設置されている柔道整復療養費審査委員会又は国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の審査等を経た後に、点検等を行いこの委任を受けた柔道整復師に柔道整復療養費を支払うこととなっている。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費及び柔道整復療養費(以下「医療費等」という。)の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払い、同法に係る柔道整復療養費については、市町村が支払うが、これらの費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 老人保健法により、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。

イ 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払い、同法に係る柔道整復療養費については、広域連合が支払うが、これらの費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法により、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法により、国は全国健康保険協会^(注1)が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(エ) 船員保険法により、国は全国健康保険協会が管掌する船員保険事業に要する費用の一部を負担している。

(注1) 平成20年10月1日から政府管掌健康保険が、また、22年1月1日から船員保険のうち職務外疾病部門が、それぞれ全国健康保険協会管掌健康保険として全国健康保険協会へ承継された。

ウ 医療保険各法に係る医療費等については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費等は全国健康保険協会が支払った額の16.4%(22年6月30日以前は13%)を、②船員保険の被保険者である場合の医療費等は全国健康保険協会が支払った額の一部を、③市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費等は市町村が支払った額の43%を、④国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費等は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。

エ 生活保護法等に係る医療費等については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費等の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は11年度以降毎年度30兆円を超えており、このうち老人医療費(20年度以降は後期高齢者医療費。以下同じ。)は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費等に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、老人医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費等の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関等において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、別途介護保険制度の介護給付等として行われるものを医療費として請求したりして不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、合規性等の観点から、これらの点を中心に検査することとした。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8地方厚生(支)局、^(注2) 社会保険庁の5社会保険事務局及び31道府県において、保険者等の実施主体による医療費等の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注2) 社会保険庁の地方社会保険事務局が行っていた保険医療指導監査業務等は、平成20年10月から地方厚生(支)局へ移管された。

(3) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、31道府県に所在する122医療機関、30薬局及び3施術所に対して618実施主体が行った18年度から22年度までの間における医療費等の支払が、139,250件で991,274,560円過大となっていて、これに対する国の負担額438,767,124円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等及び 施術所数)	過大に支払わ れた医療費等 の件数	過大に支払わ れた医療費等 の額	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	95市区町等 (40)	4,662	398,086	176,063
②入院基本料等加算	194市区町村等 (25)	14,236	165,636	70,970
③リハビリテーション料	39市町等 (6)	3,415	114,113	49,647
④医学管理料	117市区町村等 (16)	19,044	79,968	37,645
⑤在宅医療料	64市町等 (10)	5,605	37,802	16,542
⑥初診料・再診料	40市町等 (8)	6,078	26,432	13,119
⑦処置料	95市区町村等 (11)	3,589	21,152	8,958
⑧入院時食事療養費・入院時生活療養費等	101市区町村等 (6)	11,563	37,592	16,452
①-⑧の計	464実施主体 (122)	68,192	880,783	389,398

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等及 び施術所数)	過大に支払わ れた医療費等 の件数	過大に支払わ れた医療費等 の額	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
⑨調剤報酬	275市区町村等 (30)	70,061	102,813	46,328
①-⑨の計	614実施主体 (152)	138,253	983,597	435,727
⑩柔道整復療養費	9市町村等 (3)	997	7,677	3,039
①-⑩の計	618実施主体 (155)	139,250	991,274	438,767

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(3) ⑧入院時食事療養費・入院時生活療養費等には、入院時食事療養費・入院時生活療養費の外に、特定入院料、画像診断料及び検査料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらず、その活用が十分でなく、また、地方厚生(支)局等と県との連携が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方厚生(支)局等及び道府県において、医療機関等又は柔道整復師に対する指導が十分でなかったこと

エ 実施主体において、柔道整復師から不適正と認められる柔道整復療養費の請求があったのにこれに対する点検等が必ずしも十分でなかったこと

(4) 各事態の詳細

上記の医療費等の支払が過大となっていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料等は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、15府県に所在する40医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが4,662件あった。その態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記4,662件の請求に対して95市区町等が支払った医療費が398,086,387円過大となっていて、これに対する国の負担額176,063,187円は負担の必要がなかったものである。

② 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算、重症者等療養環境特別加算等があり、それぞれ所定の点数が定められている。そして、これらの加算の多くは、厚生労働

大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていないなどの場合には算定できないこととされている。

また、重症者等療養環境特別加算は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関に入院している重症者等に対して算定することとされている。ただし、この加算は、特殊疾患入院施設管理加算を算定している患者に対しては、算定できないこととされている。

検査の結果、17府県に所在する25医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが14,236件あった。その主な態様は、次のとおりである。

ア 医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していた。

イ 特殊疾患入院施設管理加算を算定している患者に対して、重症者等療養環境特別加算を算定していた。

このため、上記14,236件の請求に対して194市区町村等が支払った医療費が165,636,495円過大となっていて、これに対する国の負担額70,970,086円は負担の必要がなかったものである。

③ リハビリテーション料

リハビリテーション料のうち摂食機能療法は、摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、所定の訓練指導を行った場合に算定することとされている。ただし、治療開始日から3月を超えた場合は、1月に4回を限度として算定するなどされている。

また、運動器リハビリテーション料等は、専従する常勤理学療法士等が勤務していることなどの厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た病院において、その届出に係る所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、4道府県に所在する6医療機関において、リハビリテーション料の請求が不適正と認められるものが3,415件あった。その主な態様は、次のとおりである。

ア 多くの入院患者に対して長期にわたり摂食機能療法を1月に4回を超えて実施してリハビリテーション料を算定していた。

イ 専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士がいなくてもかかわらず、運動器リハビリテーション料等を算定していた。

このため、上記3,415件の請求に対して39市町等が支払った医療費が114,113,493円過大となっていて、これに対する国の負担額49,647,719円は負担の必要がなかったものである。

④ 医学管理料

医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれらの施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険

制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

また、診療情報提供料(I)は、医療機関が、患者の同意を得て、当該患者が居住する市町村又は介護保険の指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合や、在宅で療養を行っている患者の同意を得て、薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合などにそれぞれ算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、同一月において、介護保険の居宅療養管理指導等を医師が行い居宅療養管理指導費等を算定している場合、診療情報提供料(I)は、市町村若しくは指定居宅介護支援事業者等又は薬局に対する情報提供に係るものには算定できないこととされている。

検査の結果、8府県に所在する16医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが19,044件あった。その態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して居宅療養管理指導費等が算定されているのに、市町村等に対する情報提供を行ったものについて診療情報提供料(I)を算定していた。

ウ 配置医師でない医師が定期的に特別養護老人ホーム等の入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師とみなすべきであるのに、特定疾患療養管理料等を算定していた。

このため、上記19,044件の請求に対して117市区町村等が支払った医療費が79,968,113円過大となっていて、これに対する国の負担額37,645,681円は負担の必要がなかったものである。

⑤ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問診療料等は、医療機関が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の入所者に対しては、在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査の結果、7県に所在する10医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが5,605件あった。その主な態様は、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していたものである。

このため、上記5,605件の請求に対して64市町等が支払った医療費が37,802,196円過大となっていて、これに対する国の負担額16,542,210円は負担の必要がなかったものである。

⑥ 初診料・再診料

初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、再診料はその後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料及

び再診料は算定できないこととされている。

検査の結果、6府県に所在する8医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが6,078件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料及び再診料を算定していたものである。

このため、上記6,078件の請求に対して40市町等が支払った医療費が26,432,572円過大となっていて、これに対する国の負担額13,119,555円は負担の必要がなかったものである。

⑦ 処置料

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、処置に当たって薬剤を使用した場合は、実際に使用した薬剤の総量に基づいた薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

検査の結果、7府県に所在する11医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが3,589件あった。その主な態様は、人工腎臓の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定していたものである。

このため、上記3,589件の請求に対して95市区町村等が支払った医療費が21,152,172円過大となっていて、これに対する国の負担額8,958,264円は負担の必要がなかったものである。

⑧ 入院時食事療養費・入院時生活療養費等

入院時食事療養費・入院時生活療養費のうち入院時食事療養(I)は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、食事療養を行った場合に算定することとされている。

検査の結果、6府県に所在する6医療機関において、入院時食事療養費等の請求が不適正と認められるものが11,563件あった。その主な態様は、地方厚生(支)局長への届出を行っていないのに、入院時食事療養(I)を算定していたものである。

このため、上記11,563件の請求に対して101市区町村等が支払った医療費が37,592,514円過大となっていて、これに対する国の負担額16,452,285円は負担の必要がなかったものである。

⑨ 調剤報酬

調剤報酬のうち在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

検査の結果、13府県に所在する30薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが70,061件あった。その主な態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していたものである。

このため、上記70,061件の請求に対して275市区町村等が支払った医療費が102,813,221円過大となっていて、これに対する国の負担額46,328,155円は負担の必要がなかったものである。

⑩ 柔道整復療養費

柔道整復療養費の支給対象となる施術料には、初検料、再検料、後療料等があり、それぞれ所定の点数が定められている。ただし、単なる肩こりなどに対する施術等は柔道整復療養費の支給対象とならないことから、後療料等は算定できないこととされている。

検査の結果、1県に所在する3施術所において、柔道整復療養費の請求が不適正と認められるものが997件あった。その態様は、柔道整復療養費の支給対象とならない肩こりなどに対する施術等であるのに、柔道整復施術療養費支給申請書に事実と異なる負傷名等を記載して、後療料等を算定していたものである。

このため、上記997件の請求に対して9市町村等が支払った柔道整復療養費が7,677,397円過大となっていて、これに対する国の負担額3,039,982円は負担の必要がなかったものである。

以上を医療機関等及び施術所の所在する道府県別に示すと次のとおりである。

道府県名	実施主体 (医療機関等及び 施術所数)	過大に支払わ れた医療費等 の件数	過大に支払わ れた医療費等 の額 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
北海道	12市町等 (1)	1,665	72,626	28,521	③
青森県	21市町村等 (4)	1,310	9,448	3,821	⑦⑩
秋田県	6市等 (3)	976	9,617	3,447	②⑨
山形県	33市区町村等 (6)	3,025	88,614	36,398	①②⑥⑦
茨城県	59市区町村等 (4)	2,614	18,295	7,182	①②⑨
栃木県	24市区町等 (1)	10,696	7,329	3,197	⑨
群馬県	41市町村等 (3)	2,167	40,686	21,682	②③⑧
千葉県	43市区町村等 (7)	3,085	18,170	7,530	②④⑤⑦
神奈川県	75市区町村等 (18)	21,435	100,538	47,608	①②④⑤⑥⑧⑨
福井県	70市町等 (4)	4,857	37,994	14,767	①②⑤
山梨県	21市区町等 (4)	2,360	32,320	14,921	①④⑤
岐阜県	1広域連合 (1)	18	2,133	851	①
静岡県	32市町等 (11)	7,923	95,222	37,045	①②④⑥⑨
愛知県	13市町等 (2)	513	3,306	1,223	⑨
三重県	15市町等 (3)	727	9,624	4,073	②⑤⑦
滋賀県	3市等 (1)	648	2,475	941	④
大阪府	36市町村等 (15)	5,814	57,660	27,563	①②③④⑥⑦⑧⑨
兵庫県	38市区町等 (14)	2,960	39,413	15,886	①②③⑦⑧⑨
奈良県	92市区町村等 (1)	24,040	6,797	3,784	⑨

道府県名	実施主体 (医療機関等及び 施術所数)	過大に支払わ れた医療費等 の件数	過大に支払わ れた医療費等 の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
島根県	19市町村等 (6)	1,346	25,002	10,037	①②
岡山県	11市町等 (1)	1,218	82,706	38,743	①
広島県	5市等 (5)	7,834	9,282	3,586	②⑨
香川県	2市等 (1)	41	2,019	810	⑤
高知県	14市町等 (3)	683	17,967	7,360	①②④
福岡県	94市町村等 (24)	20,258	124,903	61,007	①②④⑤⑥⑧⑨
佐賀県	47市町等 (1)	7,583	9,331	4,327	⑨
長崎県	3市等 (1)	101	1,416	522	①
熊本県	17市町村等 (6)	1,744	47,844	22,257	①②⑦⑧
宮崎県	4市町等 (1)	629	2,522	1,391	⑥
鹿児島県	9市町等 (2)	670	5,916	2,543	⑨
沖縄県	9市町村等 (1)	310	10,082	5,730	②
計	618市区町村等 (155)	139,250	991,274	438,767	

注(1) 計欄の実施主体数は、道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各道府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑩は、本文(205ページ)の過大となっていた支払の事態の診療報酬項目等の別に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、地方厚生(支)局及び都道府県に対して、把握した情報を有効に活用しながら医療機関等に対する指導を実施するよう努めるとともに、審査支払機関、保険者等に対する指導の徹底を図るよう助言等を行う必要があると認められる。

(60) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 9 労働局(審査庁)
支払の相手方	84 医療機関
過大な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料等
過大支払額	13,709,555 円(平成19年度～21年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は労災病院等において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これに基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定めて、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、13労働局において会計実地検査を行い、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る平成19年度から22年度までの間における労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、診療費請求内訳書(以下「レセプト」という。)等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大な支払となっていた事態

検査の結果、9労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、医学管理料等が過大に支払われていたものが84医療機関について13,709,555円あり、不当と認められる。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの健保点数により算定することとなっている。また、手術において特定保険医療材料(注)を使用した場合は、厚生労働大臣が定めた材料単価(以下「基準単価」という。)を基に算定した特定保険医療材料の価格を10円で除した点数を当該手術の健保点数に合算した点数により手術料を算定することとなっている。

しかし、8労働局管内の54医療機関では、手術料について、本来算定すべき区分の健保点数によらず、異なる区分のより高い健保点数により算定したり、手術で使用した特定保険医療材料の基準単価や数量を誤り、過大に算定された特定保険医療材料の点数により算定したりするなどしていた。このため、手術料60件で6,779,674円が過大に支払われていた。

(注) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の健保点数に合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、骨折部を安定して保持するためのスクリュー、プレート等がこれに該当する。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 病院では、傷病労働者 B に対する右肘関節脱臼に係る手術料について、皮切をして関節を整復したとして、関節脱臼観血的整復術の区分の健保点数 12,800 点に時間外加算等を加算した 26,880 点に 11 円 50 銭を乗じて 309,120 円と算定していた。しかし、実際には、皮切をしていなかったことから、当該手術料は、関節脱臼観血的整復術の区分ではなく、皮切をせずに関節を整復した場合に算定する関節脱臼非観血的整復術の区分の健保点数 1,000 点に時間外加算等を加算した 2,100 点に 11 円 50 銭を乗じて 24,150 円と算定すべきであり、このため手術料 284,970 円が過大となっていた。

イ 入院料に関するもの

入院料のうち特定入院料は、救命救急入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の区分ごとに算定できる要件を満たす場合に、当該区分の健保点数により算定することとなっている。

しかし、8 労働局管内の 23 医療機関では、算定できる要件を満たしていないのに救命救急入院料等の特定入院料を算定するなどしていた。このため、入院料 55 件で 5,744,062 円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、9 労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
栃 木	11	31	2,908
千 葉	8	11	899
東 京	12	17	1,200
神 奈 川	15	22	2,894
静 岡	15	24	1,139
愛 知	5	8	820
鳥 取	1	6	1,661
宮 崎	6	7	811
鹿 児 島	11	27	1,372
計	84	153	13,709

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、レセプト等に係る審査の強化を図るとともに、医療機関に対して、算定基準等の周知徹底を図る必要があると認められる。

補 助 金

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(61)
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(298)

所管、会計名及び科目	厚生労働省所管
	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)医療保険給付諸費(平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費)
	(項)医療費適正化推進費
	(項)健康増進対策費
	(項)水道施設整備費
	(項)地域子育て支援対策費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)保育所運営費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)児童虐待等防止対策費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)母子家庭等対策費(平成19年度以前は、(項)児童扶養手当給付諸費)
	(項)生活保護費
	[平成13年1月5日以前は、 厚生省所管 一般会計 (組織)厚生本省 (項)生活保護費]
	(項)社会福祉諸費
	(項)障害保健福祉費(平成19年度以前は、(項)障害者自立支援給付諸費)
	(項)障害保健福祉費(平成19年度以前は、(項)児童保護費)
	(項)高齢者日常生活支援等推進費(平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費)
	(項)介護保険制度運営推進費(平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費)
	(項)厚生労働科学研究費(平成19年度以前は、(項)科学研究費)
	(項)保健衛生諸費(平成19年度まで)
	(項)社会福祉諸費(平成18年度まで)
	(項)児童保護費(平成18年度まで)
	(項)身体障害者保護費(平成18年度まで)
	労働保険特別会計
	(労災勘定)

	(項) 労働安全衛生対策費(平成19年度は、(項) 社会復帰促進等事業費、18年度以前は、(項) 労働福祉事業費)
	(雇用勘定)
	(項) 地域雇用機会創出等対策費
	年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定)
	〔平成19年度から21年度までは、年金特別会計(児童手当勘定)、18年度以前は、厚生保険特別会計(児童手当勘定)〕
	(項) 児童育成事業費
部 局 等	厚生労働本省、九州厚生局、41 都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、水道法(昭和32年法律第177号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等
補助事業者等(事業主体等)	道、府1、県11、市115、区13、町36、村6、法人13、研究者5、計201補助事業者等(道、府1、県8、市114、区13、町36、村6、法人13、研究者5、計197事業主体等)
間接補助事業者(事業主体)	市5、町1、法人2、計8事業主体
国庫補助金等	財政調整交付金、療養給付費負担金、厚生労働科学研究費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	455,425,227,936 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	3,252,674,472 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、44 都道府県及びその管内の 629 市区町村並びに 83 法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、10 道府県、41 都道府県管内の 175 市区町村及び 20 法人等計 205 事業主体等が財政調整交付金、療養給付費負担金、厚生労働科学研究費補助金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 3,252,674,472 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 502,195,774 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、

当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である(制度等の概要については、後掲 265 ページの「国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」参照)。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国保組合に対して、療養給付費補助金、事務費負担金、出産育児一時金補助金、特定健康診査・保健指導補助金(以下、これらを合わせて「療養給付費補助金等」という。)等が交付されている。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、①平成9年9月以降国保組合の組合員となった者のうち健康保険の適用除外の承認を受けた者及びその世帯に属する者の医療給付費^(注)(以下「特定分の医療給付費」という。)については補助率100分の13、②これ以外の被保険者の医療給付費(以下「一般分の医療給付費」という。)については補助率100分の32をそれぞれ乗じて得た額の合算額等とすることとなっている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

本院が、全国建設工事業国民健康保険組合(以下「工事業国保」という。)及び14都府県の38国保組合において会計実地検査を行ったところ、4国保組合において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(保険者)	補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘要
(61) 東京都	全国建設工事業国民健康保険組合	療養給付費補助金	16~21	73,387,543	444,413	無資格者であるため補助の対象とならない者を含めていたもの
		事務費負担金	16~21	912,241	5,873	
		出産育児一時金補助金	16~21	991,994	6,598	
		特定健康診査・保健指導補助金	20, 21	73,366	289	
		計		75,365,144	457,173	

工事業国保が22年に行った全国調査等の結果、組合員資格があることが確認された組合員を対象に検査したところ、工事業国保は、建設工事業に従事していないのに組合員27人(被保険者53人)を加入させていたり、法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等として組合員851人(被保険者1,911人)を加入させていたりしていた。

そして、工事業国保は、療養給付費補助金等の実績報告における医療給付費等の算定に当たり、無資格者であるため補助等の対象とならない上記の組合員計878人、これに係る被保険者計1,964人を含めていたため、これらの被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された医療給付費等に係る療養給付費補助金等計457,173,714円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、工事業国保において、全国調査等の際に、組合員の資格確認の重要性に対する認識が十分でなかったこと及び適用事業所となるべき法人事業所等における組合員資格の適正化についての認識が欠けていたこと、また、東京都において、工事業国保に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	補助事業者 (保険者)	補助金等の種類	年 度	国庫補助金等 交付額	不当と認める 国庫補助金等 交付額	摘 要	
				千円	千円		
(62)	秋 田 県	秋田県歯科 医師国民健康 保険組合	療養給付費補助 金	17～21	357,084	3,954	無資格者であるため 補助の対象とならな い者を含めていたも の
			出産育児一時 金補助金	17、19～ 21	12,884	447	
			計		369,968	4,401	
(63)	山 梨 県	山梨県医師 国民健康保 険組合	療養給付費補助 金	17～21	282,824	8,830	無資格者であるため 補助の対象とならな い者を含めていた り、特定分の医療給 付費を一般分の医療 給付費に含めていた りしていたもの
			事務費負担金	18、20	6,222	345	
			出産育児一時 金補助金	17、19、 20	5,152	325	
			特定健康診 査・保健指導 補助金	20、21	725	4	
			計		294,924	9,504	
(64)	京 都 府	京都建築国 民健康保 険組合	療養給付費補助 金	17～21	15,033,004	29,797	無資格者であるため 補助の対象とならな い者を含めていたも の
			事務費負担金	19、20	61,422	700	
			出産育児一時 金補助金	17、19～ 21	165,909	590	
			特定健康診 査・保健指導 補助金	20、21	12,915	28	
			計		15,273,251	31,115	
(62)～(64)の計				15,938,143	45,022		

上記の3国保組合は、療養給付費補助金等の実績報告における医療給付費等の算定に当たり、法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等であるとして、補助等の対象とならない組合員計251人、これに係る被保険者計351人を加入させていたため、これらの被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されていた。また、このうち1国保組合は、組合員4人、これに係る被保険者5人について、特定分の医療給付費の一部を補助率の高い一般分の医療給付費に含めていたため、医療給付費が過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された医療給付費等に係る療養給付費補助金等計45,022,060円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、これらの3国保組合において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記3府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

(61)～(64)の合計	91,303,288	502,195
--------------	------------	---------

(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

53件 不当と認める国庫補助金 586,158,628円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の

資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(平成19年度以前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)であり、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年3月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等拠出金等の算定等に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定線入金(注2)の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(注3)(平成20年4月以降)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定線入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度以降は34/100

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負

担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、35 都府県の 213 市区町村において、18 年度から 21 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、22 都府県の 53 市区町村において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったり、一般被保険者に係る医療給付費の算定を誤っていたりなどして、国庫負担金交付額計 91,783,379,054 円のうち計 586,158,628 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 53 市区町村において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記の 22 都府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1＞

岡山市は、平成 19 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 19 年度以前分の医療給付費の一部 288,892,410 円を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 105,162,576 円過大に交付されていた。

＜事例 2＞

京都府久世郡久御山町は、平成 20 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、基礎資料からの転記を誤って一般被保険者に係る医療給付費を 175,699,683 円過大に計上したため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 59,737,892 円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(65)	青 森 県 青 森 市	19	11,659,695	3,964,296	21,769	8,182	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(66)	岩 手 県 北 上 市	19	3,065,907	1,042,404	9,662	3,429	同
(67)	山 形 県 山 形 市	20	7,110,231	2,418,433	16,502	5,583	同
(68)	同 米 沢 市	20	2,458,590	835,905	65,442	22,353	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
(69)	福 島 県 会津若松市	20	4,226,959	1,436,171	67,921	24,683	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(70)	茨 城 県 笠 間 市	20	2,866,184	974,168	94,858	32,347	同
(71)	同 かすみが うら市	20	1,742,645	592,493	23,410	8,051	同
(72)	栃 木 県 足 利 市	19	7,356,643	2,501,242	36,108	13,253	同
(73)	東 京 都 大 田 区	19	28,366,159	9,641,743	5,858	2,175	同
(74)	同 渋 谷 区	19	8,740,223	2,971,185	15,539	5,569	同
(75)	新 潟 県 柏 崎 市	19	2,810,017	954,432	16,880	5,739	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第8 厚生労働省	(76)	新潟県	加茂市	19	1,106,857	376,164	3,422	1,163	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(77)	同	佐渡市	20	1,983,629	674,451	5,373	1,978	同
	(78)	同	魚沼市	20	1,304,936	443,666	19,534	6,751	同
	(79)	同	南蒲原郡 田上町	20	407,493	138,554	15,510	6,506	同
	(80)	石川県	七尾市	20	2,039,775	693,541	18,682	6,500	同
	(81)	同	羽咋郡 志賀町	20	769,773	267,376	(注5) 273	5,758	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
	(82)	山梨県	韮崎市	21	994,415	339,918	(注6) —	1,814	同
	(83)	長野県	岡谷市	20	1,459,533	497,645	4,749	3,029	同
	(84)	同	諏訪市	20	1,337,553	454,704	9,436	3,234	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(85)	同	千曲市	20	1,789,263	608,380	13,601	4,633	同
	(86)	同	南佐久郡 小海町	20	151,566	51,456	18,627	6,552	同
	(87)	同	北佐久郡 御代田町	20	552,425	187,829	59,416	21,069	同
	(88)	同	小長和郡 長和町	20	183,484	62,389	23,521	8,532	同
(89)	同	下伊那郡 阿智村	20	137,959	46,909	9,924	3,474	同	
(90)	同	北安曇郡 白馬村	18	474,104	161,345	24,001	8,772	同	
(91)	静岡県	静岡市	20	24,380,236	8,287,122	105,474	35,916	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの	
(92)	同	浜松市	20	26,632,732	9,055,427	36,606	12,986	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(93)	同	御前崎市	20	1,407,428	478,531	31,668	10,797	同	
(94)	愛知県	刈谷市	20	3,343,511	1,136,612	11,134	3,819	同	
(95)	同	高浜市	20	994,556	338,151	7,835	2,800	同	
(96)	京都府	久世郡 久御山町	20	889,345	302,361	175,699	59,737	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの	
(97)	同	相楽郡 精華町	20	959,022	326,077	18,392	6,720	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(98)	大阪府	高石市	18、19	4,820,684	1,638,396	34,092	11,291	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの	
(99)	同	東大阪市	18、19	49,007,351	16,664,778	18,059	6,140	同	
(100)	兵庫県	養父市	19	1,013,702	344,671	13,141	4,499	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(101)	奈良県	桜井市	20	2,415,351	821,245	4,804	1,633	同	
(102)	同	五條市	20	1,649,860	560,934	49,270	16,752	同	
(103)	同	生駒市	19	3,122,317	1,060,708	37,911	14,147	同	

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円 (注6)	千円	
(104)	奈良県 磯城郡 川西町	20	349,930	121,368	—	2,455	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(105)	同 高市郡 高取町	20	322,000	109,484	12,717	4,323	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(106)	同 吉野郡 大淀町	19	949,942	322,959	57,344	21,494	同
(107)	島根県 大田市	20	1,154,637	393,246	39,915	14,619	同
(108)	同 仁多郡 出雲町	19	630,275	214,886	3,925	1,936	同
(109)	同 邑智郡 智本町	20	217,390	73,916	15,856	5,400	同
(110)	岡山県 岡山市	19	21,802,712	7,409,087	288,892	105,162	同
(111)	同 津山市	20	3,124,213	1,057,295	(注6) —	2,005	遡及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの
(112)	愛媛県 四国中央市	21	2,818,923	950,917	(注5) 76	1,005	同
(113)	福岡県 久留米市	19	14,333,665	4,862,487	19,963	7,379	遡及退職被保険者等の遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(114)	同 田川郡 福智町	18	1,028,453	349,727	4,645	1,968	同
(115)	同 京都郡 都田町	18	1,015,572	344,435	9,908	3,593	同
(116)	沖縄県 宜野湾市	19	4,691,232	1,594,977	14,572	5,307	同
(117)	同 中西郡 頭原町	21	1,844,149	626,759	3,215	1,118	同
(65)-(117)の計			270,015,233	91,783,379	1,615,152	586,158	

第3章 第1節 第8 厚生労働省

(注5) 四国中央市及び志賀町は、医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算定していて、更にその後の国庫負担金の算定に当たり集計を誤っていた。

(注6) 葦崎市、津山市及び川西町は、集計を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

40件 不当と認める国庫補助金 932,214,000円

国民健康保険(前掲217ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。))が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。))に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。))、後期高齢者支援金等^(注1)に係るもの(以下「後期分」という。))及び介護納付金^(注2)に係るもの(以下「介護分」という。))の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、結核・精神病特別交付金、減額解除特別交付金、保健事業特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、33都道府県の210市区町村において、平成16年度から21年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、15府県の40市町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金を過大に算定したりなどして、交付金交付額計37,842,941,000円のうち計932,214,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の40市町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたため適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記15府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、主な態様を示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額である。ただし、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職被保険者等に該当することとなった年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費が含まれている場合は、これを医療給付費から控除することとなっている。

13府県の35市町村は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどしていたため、調整対象需要額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県川越市は、平成20年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職被保険者等に該当することとなった年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除する際の計算を誤ったため、調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な医療分の調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計564,781,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

4県の4市は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち、所得限度額を超える部分の額を過大にするなどしていたため、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県高浜市は、平成20年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額を集計する際に、誤って被保険者ではない者の所得金額を含めたため、所得限度額を超える部分の額を過大にしていたことにより、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算出した調整対象収入額等に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、47,659,000円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)を過大に算定していたもの

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」という。)の占める割合が100分の15を超える場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金等を控除した額に、この金額のうち結核・精神病に係る実質保険者負担額の占める割合から100分の15を控除して得た割合を乗じて得た額の10分の9以内の額となっている。

3 県の 3 市は、結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算出するなどしていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

島根県大田市は、平成 19、20 両年度の結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核・精神病に係る高額療養費を重複して計上するなどしていたため、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。

その結果、結核・精神病特別交付金が計 76,593,000 円過大に交付されていた。

以上のア、イ及びウのほか、3 県の 3 市町は、特別調整交付金の減額解除特別交付金又は保健事業特別交付金の実績報告等に当たり、対象事業費を過大に算定するなどしていたため、交付額を過大に算定していた。

なお、前記の 40 市町村のうち 6 市町については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要
(118)	青森県	青森市	普通調整交付金	19	千円 2,368,940	千円 2,143	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(119)	同	むつ市	同	16~19	1,817,078	4,060	同
(120)	岩手県	北上市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	17、19、20	1,563,469	3,522	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(121)	山形県	鶴岡市	普通調整交付金	20	786,721	11,617	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(122)	茨城県	笠間市	同	19、20	890,047	8,994	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(123)	同	牛久市	同	20	195,170	28,542	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(124)	同	かすみがうら市	同	19、20	426,511	4,153	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(125)	埼玉県	川越市	同	20	1,214,401	564,781	同
(126)	富山県	高岡市	同	20	762,333	17,414	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(127)	長野県	北安曇郡白馬村	同	17、18	177,354	2,301	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(128)	愛知県	高浜市	同	20	78,768	47,659	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(129)	同	丹羽郡扶桑町	同	18、19	111,950	2,144	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(130)	滋賀県	野洲市	同	20	92,502	21,872	同
(131)	大阪府	摂津市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	16~19	1,298,267	4,770	調整対象需要額を過大に算定していたものなど

	部 局 等	交 付 先 (保 険 者)	交 付 金 の 種 類	年 度	交 付 金 交 付 額	左 の うち 不 当 と 認 め る 額	摘 要
(132)	奈 良 県	大 和 高 田 市	普 通 調 整 交 付 金	20	千 円 542,061	千 円 2,207	調 整 対 象 需 要 額 を 過 大 に 算 定 し て い た も の
(133)	同	天 理 市	同	19、20	1,062,404	3,701	同
(134)	同	御 所 市	同	18～20	1,120,286	4,863	同
(135)	同	生 駒 市	同	16～18、 20	971,360	2,321	同
(136)	同	宇 陀 市	同	18～20	986,403	3,362	同
(137)	同	山 辺 郡 山 添 村	同	18、19	79,220	2,339	同
(138)	同	生 駒 郡 生 平 群 町	同	18～20	211,432	3,694	同
(139)	同	磯 城 郡 川 西 町	同	18、19	139,705	1,557	同
(140)	同	磯 城 郡 三 宅 町	同	18、19	141,056	2,264	同
(141)	同	宇 陀 郡 曾 爾 村	同	18～20	87,848	5,291	同
(142)	同	高 市 郡 高 取 町	同	18～20	215,072	4,496	同
(143)	同	北 葛 城 郡 上 牧 町	同	20	127,408	3,626	同
(144)	同	北 葛 城 郡 王 寺 町	同	18、19	219,700	7,738	同
(145)	同	北 葛 城 郡 広 陵 町	同	18～20	479,526	2,132	同
(146)	同	吉 野 郡 吉 野 町	同	19、20	231,840	5,417	同
(147)	同	吉 野 郡 大 淀 町	同	19	183,221	1,852	同
(148)	同	吉 野 郡 下 市 町	同	18、19	167,293	2,417	同
(149)	同	吉 野 郡 天 川 村	同	18、19	45,744	1,686	同
(150)	島 根 県	大 田 市	特 別 調 整 交 付 金 (結 核 ・ 精 神 病 特 別 交 付 金)	19、20	811,001	76,593	結 核 ・ 精 神 病 に 係 る 実 質 保 険 者 負 担 額 を 過 大 に 算 定 し て い た も の
(151)	同	(注 3) 仁 多 郡 奥 出 雲 町	普 通 調 整 交 付 金、特 別 調 整 交 付 金 (保 健 事 業 特 別 交 付 金)	16～19	269,830	39,004	保 健 事 業 の 対 象 と な る 事 業 費 を 過 大 に し て い た も の な ど
(152)	同	邑 智 郡 川 本 町	普 通 調 整 交 付 金	19、20	85,908	1,809	調 整 対 象 需 要 額 を 過 大 に 算 定 し て い た も の
(153)	岡 山 県	岡 山 市	同	17、18	5,260,168	18,745	同
(154)	同	津 山 市	普 通 調 整 交 付 金、特 別 調 整 交 付 金 (減 額 解 除 特 別 交 付 金)	20	907,431	4,837	調 整 対 象 需 要 額 を 過 大 に 算 定 し て い た も の な ど
(155)	同	美 作 市	普 通 調 整 交 付 金	20	267,447	1,414	調 整 対 象 需 要 額 を 過 大 に 算 定 し て い た も の
(156)	福 岡 県	久 留 米 市	同	18、19	6,362,338	1,671	同

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(157)	沖 縄 県 宜野湾市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	16～19	千円 5,083,728	千円 3,206	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(118)～(157)の計				37,842,941	932,214	

(注3) 平成17年3月30日以前は仁多郡仁多町

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(4) 衛生関係指導者養成等委託費(インターネットを活用した専門医の育成等事業に係る分)
が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 17,355,000円

衛生関係指導者養成等委託費(インターネットを活用した専門医の育成等事業に係る分。以下「補助金」という。)は、技能向上のための学習を十分に行うことができないがん医療に専門的に携わる医師のために、インターネット上での技能習得を可能とするための環境を構築することなどを目的として、国が交付するものである。そして、平成20、21両年度においては、交付要綱等に基づき、財団法人がん集学的治療研究財団(以下「財団」という。)が事業を実施することとされ、財団に対して補助金が交付されている。

補助金の交付額は、交付要綱等に定められている基準額と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額とすることとなっている。

本院が、補助金について、財団において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助金交付額	不当と認める 補助金交付額	摘 要
(158)	厚生労働 本省	財団法人がん集学的治療研究財団	インターネットを活用した専門医の育成等事業	千円 202,676	千円 17,355	対象外経費を計上していたものなど

財団は、20、21両年度に本件補助事業を実施しており、両年度とも、基準額、実支出額及び差引額が全て同額であったことから、これにより、計202,676,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、財団は、実支出額の算定に当たり、本件補助事業の対象経費とはならない常勤職員の人件費を含めるなどしていたため、実支出額が過大となっていた。

したがって、適正な実支出額に基づいて20、21両年度の補助金を算定すると計185,321,000円となることから、交付額との差額計17,355,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、厚生労働省において、財団から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 簡易水道等施設整備費補助金で実施した工事の設計が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 13,693,200円

簡易水道等施設整備費補助金(簡易水道再編推進事業に係る分)は、地方公共団体が行う水道事業の用に供する浄水池、滅菌装置等の浄水に必要な施設の整備等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

本院が、地方公共団体が行う水道事業について、20府県の43事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(159) 京都府	京都市	簡易水道等施設整備費	21~23	282,975 (155,445)	62,178	34,233 (34,233)	13,693

この補助事業は、京都市が、右京区京北灰屋町他地内において、既存の簡易水道施設の処理能力不足、老朽化等の問題を解消するなどのために、平成21年度から23年度までの間に、河川から取水した表流水の除砂を行う沈砂池(鉄筋コンクリート造、幅4.4m、長さ10.6m、高さ4.7m)及び浄水場から送水された水道水を給水区域へ配水する配水池(鉄筋コンクリート造、幅4.9m、長さ9.9m、高さ5.1m)を築造するなどしたものである(参考図参照)。

同市は、上記の沈砂池、配水池等の設計については、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号。以下「省令」という。)及び「水道施設耐震工法指針・解説」(社団法人日本水道協会発行。以下「指針」という。)等に基づいて行っている。

省令によると、沈砂池、配水池等については、^(注1)レベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないという要件を備えるものとされ、また、指針等によると、これらの構造物の耐震設計に当たっては、構造物を支持する地盤の特性、構造物の変形特性(じん^(注2)性)、構造物に作用する地震動の強さなどの要因を考慮し、対象構造物に対して適切な耐震設計手法を選択する必要があるとされている。

そして、全ての施設をレベル2地震動に対して完全に耐震的にすることは、技術的にも経済的にも極めて困難であることなどから、レベル2地震動時の部材の断面の照査において、じん性を考慮して設計水平震度を低減する^(注3)場合があるが、この場合には、部材において^(注4)曲げ破壊とせん断破壊のどちらが先行して生ずるかを判定(以下、この判定を「破壊モードの判定」という。)し、曲げ破壊がせん断破壊よりも先行して生ずることを確認することとされている。

また、上記とは別の耐震設計手法として、設計水平震度を低減しない場合には、当該部材に作用するせん断力がせん断^(注4)耐力に対して1.0を上回らないことを確認(以下、この確認を「せん断に対する照査」という。)することとされている。

したがって、レベル2地震動時の部材の断面の照査においては、破壊モードの判定又はせん断に対する照査のどちらかを行う必要がある。

しかし、同市が委託した設計コンサルタントの本件工事に係る構造計算書では、本件沈砂池及び配水池について設計水平震度を低減していたにもかかわらず、レベル2地震動時の部材の断面の照査において、破壊モードの判定が行われておらず、また、設計水平震度を低減しない場合のせん断に対する照査も行われていなかった。

そこで、沈砂池及び配水池の底版等の鉄筋コンクリートの部材について、破壊モードの判定及びせん断に対する照査を行ったところ、次のような結果となり、いずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

ア 破壊モードの判定を行ったところ、当該部材については、せん断破壊が曲げ破壊より先行して生ずることが確認された。

イ せん断に対する照査を行ったところ、当該部材に作用するせん断力がせん断耐力に対して、沈砂池の底版下面で1.137、外壁内面で1.167と1.0を上回っていて、配水池のピット壁で1.232、底版下面で1.316と1.0を大幅に上回っていた。

したがって、本件沈砂池及び配水池の築造工(これらの工事費相当額 34,233,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 13,693,200 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、耐震設計に対する理解が十分でなく、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、また、京都府において、同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

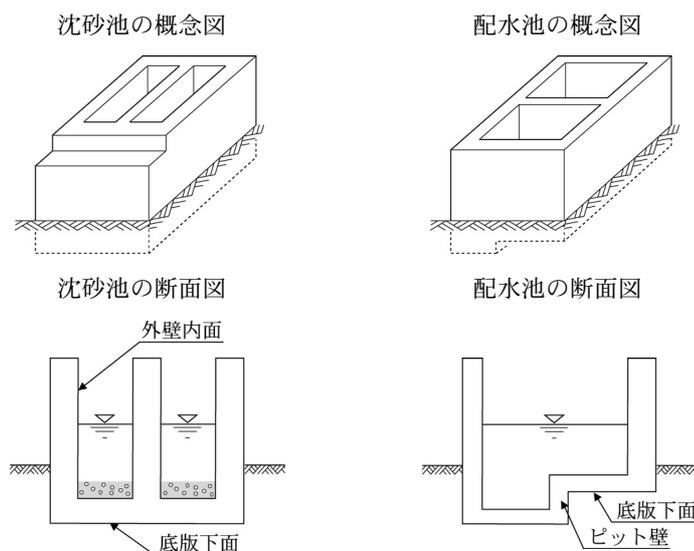
(注1) レベル2地震動 発生確率は極めて低いが大きな地震強度を持ち一度発生すれば大災害になり得る地震動

(注2) じん性 外力に抗して破壊しにくく、衝撃力にも耐えるような粘り強い性質

(注3) 設計水平震度 耐震設計において、水平方向の慣性力を算定するために構造物等の重量に乗ずる係数

(注4) せん断破壊・せん断耐力 「せん断破壊」とは、せん断力(材を切断しようとする力)を受ける部材断面に生じる破壊をいい、せん断破壊に対する耐荷力を「せん断耐力」という。

(参 考 図)



(6) 次世代育成支援対策交付金が過大に交付されていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 39,721,000円

次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児の健康の確保等の次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が5年を一期として策定する次世代育成支援対策の実施に関する計画により、毎年度策定する事業計画に掲げる延長保育促進事業等の事業を対象として、これらの事業の実施に要する経費について、その一部を国が交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等において、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に応ずるなどして定められた基準点数により算出された合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額(以下「国庫補助基本額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとなっている。

交付対象事業のうち延長保育促進事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する市町村以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)において開所時間を超えた保育を行うことにより、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応することを目的とするものである。

本院が、25都府県の97市区町において、会計実地検査を行ったところ、5県の7市において延長保育促進事業等の総事業費等を算定するに当たり、市が民間保育所に交付した額を延長保育促進事業の総事業費とすべきところ、これと異なる額を計上していたことなどから、総事業費等が過大となっていた。

このため国庫補助基本額が過大に算定されていて、適正な国庫補助基本額に基づいて交付金の交付額を算定すると計797,957,000円となることから、交付金交付額計837,678,000円との差額計39,721,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7市において、延長保育促進事業等の総事業費等の算定についての理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省において7市から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

茨城県ひたちなか市は、延長保育促進事業を補助事業として民間保育所において実施しており、同市が定めた当該事業の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付している。

そして、平成17、19、21各年度に、同市が実施した延長保育促進事業の総事業費の算定に当たり、同市が基準額を基に民間保育所に交付した206,200,000円を当該事業の総事業費として計上すべきところ、誤って、対象経費の実支出額262,638,017円を計上するなどしていた。

この結果、当該事業の総事業費が56,438,017円過大に算定されるなどしており、交付金6,385,000円が過大に交付されていた。

以上を県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	県名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助 基本額 千円	厚生労働 大臣が認 めた額 千円	交付金交 付額 千円	不当と認 める総事 業費 千円	不当と認 める交付 金交付額 千円	摘 要
(160) 厚生労働 本省	茨城県	古河市	17、20、 21	142,891	134,969	134,969	28,366	5,450	総事業費 等を過大 に計上し ていたもの
(161) 同	同	ひたちなか 市	17、19、 21	145,551	126,918	126,918	56,438	6,385	同
(162) 同	神奈川県	横須賀市	21	105,123	112,961	105,123	5,944	2,972	総事業費 を過大に 計上して いたもの
(163) 同	同	平塚市	19～21	242,228	247,409	241,775	22,894	7,014	総事業費 等を過大 に計上し ていたもの など
(164) 同	愛知県	一宮市	21	39,856	40,485	39,856	2,088	1,045	総事業費 を過大に 計上して いたもの
(165) 同	山口県	防府市	21	66,101	68,020	66,101	4,819	2,409	同
(166) 同	福岡県	飯塚市	17、19、 20	129,622	123,229	122,936	42,261	14,446	同
(160)～(166)の計				871,374	853,991	837,678	162,812	39,721	

(7) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

27件 不当と認める国庫補助金 86,517,992円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分及び児童入所施設措置費等国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用(以下「保育所運営費」という。)及び児童相談所長が養育・保護を必要とする児童等を児童入所施設に措置した場合等に都道府県及び市町村が支弁した費用(以下「児童入所施設措置費」という。)の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}} = \boxed{\text{交付額}} \\
 \text{(1/2)}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、保育所運営費については、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。また、児童入所施設措置費については、児童入所施設等の所在地域、入所定員等の別に1人当たり月額で定められている保護単価に、各月の定員、措置人員数等を乗ずるなどして算出した年間の額による。

これらの保育単価又は保護単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所又は民間児童入所施設等に勤務する全ての常勤職員(勤務形態が1日6時間以上かつ月20日以上)の職員)

を対象として算出した当該年度の4月1日現在における職員1人当たりの平均勤続年数に応じた加算率の区分ごとに設定された額を加算している。

さらに、当該民間保育所又は民間児童入所施設等が高齢者や知的障害者等を非常勤職員(勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員を除く。)として雇用して、その総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上となる場合には、入所児童(者)処遇特別加算費として、年間総雇用時間数の区分ごとに設定された額を加算している。

- ② 徴収金の額は、保育所運営費については、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、また、児童入所施設措置費については、前年分の所得税額又は当該年度分の市町村民税の賦課状況等に応じて、それぞれ階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、保育所運営費については23都府県の114市町、児童入所施設措置費については18府県及び6府県の8市において会計実地検査を行ったところ、13都府県の27事業主体において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価等の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金86,517,992円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、都府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していたもの

A市は、平成21年度に、民間保育所Bに保育を委託した児童Cについて、その扶養義務者である母の20年分の所得税額及び20年度分の市町村民税額がないこと、母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Cの扶養義務者として祖父がいることから、祖父の20年分の所得税47万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると徴収金の額は924,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が上記を含め、18年度児童3人、19年度児童3人、20年度児童4人、21年度児童5人について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

＜事例2＞ 入所児童(者)処遇特別加算費等の加算を誤って費用の額を過大に算定していたもの

横浜市は、平成21年度に、社会福祉法人Dが設置するE保育園が知的障害者1人を非常勤職員として雇用しているとして、その年間総雇用時間数の区分に該当する額を入所児童(者)処遇特別加算費として保育単価に加算して、同園に係る費用の額に1,016,020円加算していた。

しかし、当該職員は1日6時間以上かつ月20日以上勤務形態であり、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象となる職員に該当するため、入所児童(者)処遇特別加算費の対象とならないことから、同園に係る費用の額が1,016,020円過大となっていた。

そして、同市では、このように入所児童(者)処遇特別加算費等の加算を誤っていた事態が上記を含め、18年度2民間保育所、19年度3民間保育所、20年度3民間保育所、21年度12民間保育所について見受けられ、同市に係る費用の額が18年度から21年度までにおいて、計19,286,040円過大となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第8
厚生労働省

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(167)	千葉県 市川市	保育所運営費	20、21	2,625,508	1,312,754	1,927	963	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(168)	同 八千代市	同	21	518,383	259,191	1,443	721	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(169)	東京都 町田市	同	20、21	4,283,482	2,141,741	4,325	2,162	保育単価の適用を誤っていたもの
(170)	神奈川県 横浜市	同	18～21	53,474,041	26,737,020	19,358	9,679	保育単価の適用を誤っていたものなど
(171)	長野県 長野県	児童入所施設措置費等	17～20	10,914,237	5,457,118	5,582	2,791	保護単価の適用を誤っていたもの
(172)	三重県 名張市	保育所運営費	20、21	102,726	51,363	3,374	1,687	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(173)	同 尾鷲市	同	20、21	494,132	247,066	2,840	1,420	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(174)	滋賀県 近江八幡市	同	18～21	1,349,285	674,642	6,448	3,224	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(175)	大阪府 大阪府	児童入所施設措置費等	21	6,491,479	3,245,739	1,841	920	保護単価の適用を誤っていたもの
(176)	同 大阪市	同	19～21	16,331,806	8,165,903	3,803	1,901	保護単価の適用を誤っていたものなど
(177)	同 岸和田市	保育所運営費	18、20、21	3,756,527	1,878,263	2,274	1,137	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(178)	兵庫県 姫路市	同	18～21	10,541,305	5,270,652	12,206	6,103	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(179)	同 尼崎市	同	18～21	12,431,706	6,215,853	10,785	5,392	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(180)	同 三木市	同	20、21	1,042,088	521,044	5,489	2,744	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(181)	同 加古郡播磨町	同	18～21	868,839	434,419	7,318	3,659	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(182)	鳥取県 鳥取市	同	19～21	2,853,547	1,426,773	6,130	3,065	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(183)	鳥取県 倉吉市	保育所運 営費	20、21	1,280,858	640,429	2,985	1,492	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの
(184)	広島県 広島市	同	20、21	9,756,252	4,878,126	3,370	1,685	同
(185)	同 呉市	同	20、21	2,348,275	1,174,137	1,799	899	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたものな ど
(186)	山口県 宇部市	同	19～21	3,537,013	1,768,506	2,807	1,403	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの
(187)	同 防府市	同	16～21	5,781,364	2,890,682	25,700	12,850	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの など
(188)	同 山陽小野 田市	同	20、21	1,179,984	589,992	4,031	2,015	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの
(189)	福岡県 北九州市	同	19～21	24,388,540	12,194,270	14,689	7,344	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの
(190)	同 田川市	同	17～21	4,793,426	2,396,713	10,496	5,248	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの など
(191)	大分県 別府市	同	18～21	4,363,633	2,181,816	7,480	3,740	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの
(192)	同 日田市	同	21	854,430	427,215	1,881	940	扶養義務者 の所得税額 等を誤認し ていたもの
(193)	同 由布市	同	21	503,083	251,541	2,645	1,322	扶養義務者 の所得税額 を誤認して いたもの
(167)–(193)の計				186,865,963	93,432,981	173,035	86,517	

第3章 第1節 第8 厚生労働省

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、都道府県を通じて事業主体に対する指導を一層徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(8) 児童扶養手当給付費負担金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 8,810,920 円

児童扶養手当(以下「手当」という。)は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を管理する町村が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育(注)成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、児童の父母が婚姻を解消するなどしている場合に、これらの児童を、監護する母、監護し生計を同じくする父又は養育する者(以下、これらを「受給資格者」という。)に対して支給するものである。国は、手当の支給に要する費用の3分の1(平成17年度以前は4分の3)を児童扶養手当給付費負担金として交付している。

手当は、毎年4月、8月及び12月の3回、所定の額(児童1人の場合は月額で14年度42,370円、15年度は9月まで42,370円、10月から42,000円、16、17両年度41,880円、18年度から22年度まで

の各年度 41,720 円)を支給することとなっている。ただし、受給資格者の前年の所得が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する扶養親族等の数に応じて定められている額以上の場合は、手当の全部又は一部を支給しないこととなっている。

また、受給資格者が老齢福祉年金以外の公的年金(以下「公的年金」という。)の給付を受けることができる場合は、手当を支給しないこととなっている。

さらに、児童が児童養護施設等の児童福祉施設に入所している場合、当該児童の母については、当該児童を監護しないものとして、当該児童について手当を支給しないこととなっている。

(注) 児童 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で所定の障害の状態にある者

事業主体は、受給資格者から児童扶養手当認定請求書(以下「認定請求書」という。)が提出された場合、受給資格者の公的年金の受給状況、児童の監護状況、受給資格者等の所得等を調査確認して、支給要件を満たすと認定したときは、手当を支給することとなっている。

また、事業主体は、毎年 8 月に、手当の受給者から児童扶養手当現況届(以下「現況届」という。)を提出させて、受給資格や受給者等の前年の所得等を調査確認して、支給要件を満たさない場合には、支給停止の手続を行うこととなっている。

本院が、25 都府県の 132 市区町において、会計実地検査を行ったところ、3 都県の 4 市区において、受給者が公的年金の給付を受けることができたり、児童が児童福祉施設に入所したりして、支給要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給していたため、国庫負担金 8,810,920 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 市区において、受給者の公的年金の受給状況及び児童の監護状況の調査確認等が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 市は、児童 B を監護する養育者 C について、提出された認定請求書により手当の受給資格があると認定していた。そして、養育者 C から提出された平成 21 年の現況届等によれば、養育者 C が公的年金の給付を受けることができないとしていたことなどから、同市は、21 年度 318,120 円、22 年度 111,240 円、計 429,360 円の手当を支給していた。

しかし、実際には、養育者 C は、20 年 12 月分から老齢厚生年金の給付を受けており、支給要件を満たしていなかったことから、20 年 12 月から 22 年 3 月までに係る手当として支給された 21 年度 318,120 円、22 年度 111,240 円、計 429,360 円は支給の必要がなかった。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	都県名	補助事業者 (事業主体)	年 度	児童扶養 手当支給 額	左に対す る国庫負 担金交付 額	支給すべ きでな かった児 童扶養手 当の額	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(194) 厚生労働 本省	東京都	大田区	14~21	5,163	2,473	4,696	2,318	支給要件を 満たしてい ない者に対 して支給し ていたもの
(195) 同	同	多摩市	17~21	4,433	1,694	4,064	1,571	同
(196) 同	石川県	金沢市	14~22	4,686	2,346	4,686	2,346	同
(197) 同	山口県	下関市	15~22	5,257	2,656	5,146	2,574	同
(194)-(197)の計				19,540	9,172	18,594	8,810	

(9) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 39,860,061円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

負担金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還する保護費の額等の合計額とする。

本院が、25都府県の192事業主体において会計実地検査を行ったところ、3都県の7事業主体において、被保護者が就労して収入を得たり、年金を受給したりなどしているのに、計12世帯から事実と相違した届出がなされるなどしていたため、保護費が過大に支給されていた。

このため、負担金計39,860,061円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに、事業主体において、収入の認定等に当たって課税調査等の調査確認が十分でなかったこと

イ 都県において、適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったこと

前記の保護費が過大に支給されていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業主体Aは、平成19年2月に世帯Bを対象として保護を開始して、22年7月に保護を廃止している。そして、19年4月から22年6月までの各月の保護費の支給に当たり、同世帯からの収入はないとの届出に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、実際には、世帯Bの世帯主は、この間に就労収入等計3,790,183円を得ており、このことなどのため3,665,248円の保護費が過大に支給されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第8 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負 担金交付 額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(198)	東京都	渋谷区	17~22	21,030	15,772	7,128	5,346	就労収入を認定していなかったものなど
(199)	同	豊島区	19~21	6,806	5,104	2,830	2,122	就労収入を認定していなかったもの
(200)	同	葛飾区	2~22	94,795	71,096	15,466	11,599	手当収入を認定していなかったものなど
(201)	同	三鷹市	14~22	35,517	26,637	3,256	2,442	手当収入を認定していなかったもの
(202)	同	町田市	14~21	14,852	11,139	12,198	9,148	年金収入を認定していなかったもの
(203)	長野県	塩尻市	18~22	5,934	4,450	4,842	3,632	就労収入を過小に認定していたもの
(204)	兵庫県	伊丹市	13~22	23,323	17,492	7,424	5,568	年金収入を認定していなかったものなど
(198)-(204)の計				202,259	151,694	53,146	39,860	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、生活保護の適正実施について事業主体への指導を徹底するとともに都道府県等の監査等を通じて事務処理の適正化を図る必要があると認められる。

(10) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分)が過大に交付されていたもの 5件 不当と認める国庫補助金 44,967,000円

地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金(隣保館運営等事業に係る分。以下「補助金」という。)は、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域等における生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資することなどを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村が行う隣保館運営等事業に要する給与等の人件費、需用費等の費用について、その一部を指定都市等に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

(注) 隣保館 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、隣保館運営等事業における隣保館運営費等の種目ごとに次のように算定することとなっている。

ア 指定都市等が行う事業について補助する場合

所定の方式によって算出した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、選定された額(以下「選定額」という。)に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 指定都市等以外の市町村の行う事業に対して都道府県が助成する事業について補助する場合

選定額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が助成した額に3分の2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

そして、基準額は、ア、イいずれの場合も、隣保館の館長が他の施設の長等を兼務する場合は1隣保館当たりの基準単価を兼職数で除したり、専任指導職員を配置している場合はその人数に応じて定められた額を加算したりして算出することなどとなっている。

本院が、補助金について、16府県の110市町において会計実地検査を行ったところ、3県の5市町において、基準額の算出に当たり、隣保館の館長が兼務していることを考慮していなかったり、専任指導職員の配置人数を過大に計上したりしていたことなどにより、基準額や対象経費の実支出額を過大に算出していたため、補助金計44,967,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において、補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、厚生労働省及び3県において、事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北九州市は、平成17年度から19年度までの基準額の算出に当たり、隣保館の館長は専任指導職員の人数に含めないこととなっているのにこれを含めていて、専任指導職員の人数に応じた加算額が過大になっていたことなどのため、基準額を計37,500,000円過大に算出していた。

したがって、適正な基準額に基づいて17年度から19年度までの補助金を算定すると、計18,750,000円が過大となっていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
				千円	千円	
(205) 厚生労働本省	福井県	大飯郡おおい町(事業主体)	17~20	17,237	4,255	基準額を過大に算出していたもの
(206) 同	三重県	伊賀市(事業主体)	17	44,332	4,263	同
(207) 同	福岡県	中間市(事業主体)	19~21	19,607	3,895	同
(208) 同	同	宮若市(事業主体)	19~21	67,088	13,804	対象経費の実支出額を過大に算出していたもの
(209) 同	北九州市(事業主体)	—	17~19	210,140	18,750	基準額を過大に算出していたもの
(205)~(209)の計				358,404	44,967	

(11) 地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 5,640,000円

地域生活支援事業費等補助金(以下「補助金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県が行う専門性が高い相談支援事業等の都道府県地域生活支援事業、市町村(特別区を含む。)が行う屋外移動の困難な障害者等に対する移動支援事業等の市町村地域生活支援事業等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を補助対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、18都府県及び管内の109市区町において会計実地検査を行ったところ、2県の3市において、補助金の算定に当たり、誤って対象経費の実支出額に翌年度の予算で支払った経費を含めていた

り、対象外経費を計上していたりなどしていたため、補助金 5,640,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において、補助対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、2県において、事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川県平塚市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、平成19年3月分の移動支援事業等に係る費用について、その支払の請求を受けた同年4月に、翌年度(19年度)の予算で支払を行っていたことから19年度の対象経費に計上していた。その一方で、同市は、誤って、当該費用を同時に18年度の対象経費にも含めるなどしていた。

この結果、補助対象事業費が5,194,894円過大に算定されて、これに係る補助金2,598,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(210)	神奈川県 平塚市	18	96,307	48,150	5,194	2,598	翌年度予算で支払った経費を含めていたものなど
(211)	同 茅ヶ崎市	18	57,843	28,919	2,852	1,426	対象経費の集計を誤っていたものなど
(212)	滋賀県 草津市	18	42,809	21,402	3,231	1,616	対象外経費を計上していたもの
(210)-(212)の計			196,960	98,471	11,279	5,640	

(12) 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 16,215,630円

障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県、政令指定都市等(以下「都道府県等」という。)が障害児施設に児童を入所させるなどの措置をした場合に要する費用(以下「措置費」という。)及び児童の保護者の申込みにより都道府県知事等が指定する障害児施設から障害児施設支援を受けた場合に、都道府県等が当該保護者に支給する障害児施設給付費等(以下「給付費等」という。)の一部を国が負担するものである。

なお、障害児施設の利用については、平成18年10月以降、従来の措置制度から原則として契約制度に移行し、措置による入所は、保護者が不在であるなどのため利用契約の締結が困難な家庭の児童に限られることとなった。このため、同年9月までは措置費のみ支給されていたが、同年10月以降は措置費及び給付費等が支給されている。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき算定することとなっており、このうち措置費については、以下のとおりとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した障害児施設への支弁総額と児童等の措置のために要した費用から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分に

よって定められた徴収金基準額(以下「徴収金」という。)を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

また、給付費等については、障害児施設支援に要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額と給付費等の支給に要した費用の額(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率2分の1を乗じて得た額を交付額とすることとなっている。

本院が、16府県4市において、会計実地検査を行ったところ、3県において、負担金の算定に当たり、徴収金の算定を誤ったり、対象経費の実支出額の集計を誤ったりなどしていたため、負担金16,215,630円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3県において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、徴収金等の調査確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

茨城県は、徴収金について、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に収納した金額で算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が4,415,260円過大に算定されており、これに係る負担金2,207,630円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(213)	茨城県	障害児施設措置費	18	1,458,851	729,425	4,415	2,207	徴収金の算定を誤っていたもの
(214)	滋賀県	障害児施設措置費(給付費等)	20	1,455,968	727,984	23,995	11,997	対象経費の集計を誤っていたものなど
(215)	宮崎県	障害児施設措置費	18、20、21	1,683,445	841,722	4,020	2,010	徴収金の算定を誤っていたもの
(213)-(215)の計				4,598,265	2,299,132	32,431	16,215	

(13) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

12件 不当と認める国庫補助金 268,166,927円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護、共同生活介護、共同生活援助等の障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)等を受けた障害者等に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。自立支援給付費は、指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額となっていて、残りの額は原則として障害者等が負担する(以下、この額を「利用者負担額」という。)こととなっており、利用者負担額は負担金の交付対象とはならない。

障害者自立支援法による制度は、それまでの身体障害、知的障害等の障害の種類ごとに異なる法律に基づき居宅生活支援費等を支給する支援費制度に代えて、一元的に福祉サービス等を提供する制度として、平成18年4月に創設されたものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、18都府県の109市区町において、会計実地検査を行ったところ、5都府県の12市区において、負担金の算定に当たり、誤って、対象外経費を計上したり、対象経費を二重に計上したりなどしていたため、負担金計268,166,927円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12市区において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額等の調査確認が十分でなかったこと、5都府県において、事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都練馬区は、平成18年度の対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って負担金の交付対象とならない18年3月分の居宅生活支援費等を計上したり、居宅介護等に係る基準額の算定を誤ったりしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が311,192,695円過大に算定されており、これに係る負担金155,596,348円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(216)	東京都 台東区	18、19	1,450,784	725,392	6,288	3,144	経費を二重に計上していたものなど
(217)	同 世田谷区	18	2,573,331	1,286,665	18,262	9,131	対象外経費を計上していたものなど
(218)	同 豊島区	20	1,288,831	644,415	3,220	1,610	対象外経費を計上していたもの
(219)	同 練馬区	18	2,312,316	1,156,158	311,192	155,596	対象外経費を計上していたものなど
(220)	同 調布市	18	504,956	252,478	17,136	8,568	経費を二重に計上していたものなど
(221)	神奈川県 川崎市	18、19	9,555,762	4,777,881	48,360	24,180	対象外経費を計上していたものなど
(222)	同 相模原市	19	3,605,369	1,802,684	23,805	11,902	同
(223)	同 茅ヶ崎市	18、19	1,610,899	805,449	42,091	21,045	経費を二重に計上していたものなど
(224)	大阪府 交野市	18～21	1,617,947	808,973	43,178	21,589	対象外経費を計上していたものなど
(225)	広島県 尾道市	21	1,971,071	985,535	13,320	6,660	同
(226)	山口県 岩国市	18、21	1,967,962	983,981	6,627	3,313	同
(227)	同 光市	20	457,241	228,620	2,850	1,425	対象外経費を計上していたもの
(216)～(227)の計			28,916,473	14,458,236	536,333	268,166	

(14) 地域支援事業交付金が過大に交付されていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 52,505,088円

地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防することなどを目的として、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業(以下、これを「任意事業」という。)に要する費用の一部を、国が交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとされている。

- ① 介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれについて所定の方法により算定した基準額と、交付対象となっている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①によりそれぞれの事業ごとに選定された額に、介護予防事業については100分の25、包括的支援事業及び任意事業については100分の40(平成20年度以前は100分の40.5)をそれぞれ乗じて得た額の合計額を交付額とする。

介護予防事業として実施される各種事業のうち、訪問型介護予防事業は、低栄養状態を改善するために特に必要と認められる者に対して、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施するものとされている。そして、この事業を実施する場合の食材料費及び調理費相当分は、原則として利用者負担とすべきものとされていることから、これらの経費については対象経費から除くこととされている。

包括的支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するため必要な援助等を行う事業であり、市町村に設置された地域包括支援センターが行うこととされている。同センターは、包括的支援事業のほか、介護予防支援事業を行っているが、この事業は既に要支援状態にある者に介護サービスを提供するものであり、これに係る経費については介護報酬として支払いを受けることから、交付金の対象経費とはされていない。

任意事業として実施される各種事業のうち、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業は、栄養改善が必要な高齢者に対して地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するものとされている。そして、この事業を実施する場合の食材料費及び調理費相当分は、介護予防事業と同様に、対象経費から除くこととされている。

本院は、25都府県の262市区町、5一部事務組合及び5広域連合において会計実地検査を行った。その結果、6県の6事業主体が18年度から21年度までの間に実施した介護予防事業又は任意事業において、利用者負担とすべきであった調理費相当分を対象経費に含めるなどしたり、包括的支援事業において、介護予防支援事業に係る経費を対象経費に計上したりしていたため、交付金交付額計1,183,046,323円のうち計52,505,088円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の6事業主体において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、6県において事業主体から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第8 厚生労働省	(228) 千葉県	流山市	18~20	357,251	129,787	21,271	7,734	対象外の調理費相当分を含めていたものなど
	(229) 神奈川県	逗子市	18~20	196,294	71,757	23,135	7,905	同
	(230) 新潟県	新潟市	18~20	1,906,110	727,492	20,403	8,263	同
	(231) 岐阜県	揖斐広域連合	18~21	408,058	141,202	9,532	3,845	対象外の介護予防支援事業に係る経費を計上していたもの
	(232) 愛媛県	伊予市	18, 19	67,739	24,974	7,563	3,063	対象外の調理費相当分を含めていたものなど
	(233) 福岡県	嘉麻市	18~21	221,281	87,832	53,682	21,693	同
	(228)~(233)の計			3,156,736	1,183,046	135,588	52,505	

(15) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

27件 不当と認める国庫補助金 149,375,923円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るため、国から市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\left[\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right]} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとされている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額(以下、これらを「介護給付費等」という。)に、国保連合会に対する審査支払手数料を加えた額とされている。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合とされている。

- (ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る予防給付費であり、負担割合は100分の15
- (イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

また、介護給付費等の算定に当たっては、損害賠償金、徴収金、返還金、加算金等の収入額を介護給付費等から控除することとされている。

そして、平成17年度以前に生じた収入額を18年度以降に介護給付費等から控除する場合は、17年度以前は国の負担割合が一律に100分の20であったことから、国の負担割合が100分の20であるその他分から控除することとなる。

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び介護給付費負担金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、26都府県の272市区町村、5一部事務組合及び8広域連合において、18年度から21年度までに交付された負担金について会計実地検査を行ったところ、8都県の26市区町及び1広域連合において、介護給付費等について施設等分及びその他分の区分を誤っていたり、17年度以前の収入額を誤って施設等分から控除していたりなどして、負担金の交付額を過大に算定したため、負担金交付額計43,500,558,694円のうち計149,375,923円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の26市区町及び1広域連合において法令等を十分に理解していなかったこと、上記の8都県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	負担金交付額 千円	不当と認める負 担金交付額 千円	摘 要
(234)	福 島 県	田 村 市	18	440,666	4,048	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(235)	同	伊 達 郡 国 見 町	18	97,009	1,123	同
(236)	同	南会津郡 只見町	18~20	218,755	3,343	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたものな ど
(237)	同	南会津郡 南会津町	18	212,084	3,906	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(238)	同	河 沼 郡 柳 津 町	18~20	175,310	2,885	同
(239)	同	田 村 郡 小 野 町	18、20	256,688	2,659	同
(240)	同	双 葉 郡 双 葉 町	19、20	157,994	2,635	同
(241)	千 葉 県	銚 子 市	18~20	1,885,487	3,102	17年度以前の収入額を 誤って施設等分から控除 していたもの
(242)	同	東 金 市	19	408,345	3,589	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(243)	同	我 孫 子 市	20	841,485	2,052	施設等分及びその他分の 集計が誤っていたもの
(244)	東 京 都	港 区	19	1,529,434	1,329	17年度以前の収入額を 誤って施設等分から控除 していたもの
(245)	同	墨 田 区	19、20	3,793,642	3,112	同
(246)	同	目 黒 区	19	2,050,223	2,062	同
(247)	同	杉 並 区	19	4,088,245	1,478	同
(248)	同	豊 島 区	19	2,064,503	1,624	同
(249)	同	荒 川 区	19	1,831,748	6,892	同
(250)	同	江 戸 川 区	19、20	7,347,092	4,163	17年度以前の収入額を 誤って施設等分から控除 していたものなど
(251)	同	福 生 市	20	436,275	2,910	施設等分及びその他分の 集計が誤っていたもの

部局等	交付先 (保険者)	年 度	負担金交付額	不当と認める負 担金交付額	摘 要
(252)	新潟県 糸魚川市	18～20	千円 2,216,353	千円 10,646	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(253)	同 阿賀野市	18、19	989,542	12,302	同
(254)	同 南魚沼郡 湯沢町	18～20	277,671	4,591	同
(255)	岐阜県 揖斐広域 連合	18～21	2,918,232	6,615	施設等分及びその他分の 集計が誤っていたもの
(256)	鳥取県 米子市	21	1,851,448	19,784	同
(257)	広島県 福山市	21	4,952,905	17,384	介護給付費等について年 度の区分を誤っていたも の
(258)	熊本県 下益城郡 美里町	18～20	679,476	7,669	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(259)	同 菊池郡 大津町	18～21	1,068,311	10,726	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたものな ど
(260)	同 上益城郡 甲佐町	18～21	711,624	6,733	施設等分及びその他分の 区分が誤っていたもの
(234)～(260)の計			43,500,558	149,375	

(16) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

12件 不当と認める国庫補助金 51,791,000円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとされている。

- ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、
- ①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、
 - ②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、
 - ③居宅支援サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、25都府県の253市区町村、5一部事務組合及び8広域連合において、平成18年度から22年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、8都府県の12市区町村において、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったりするなどして、交付金の交付額を過大に算定したため、交付金交付額計7,262,572,000円のうち計51,791,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の12市区町村において制度を十分に理解していなかったこと、また、8都府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都昭島市は、平成20年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、第1号被保険者数のうち所得段階が高い第5段階に該当する者の人数を、誤って、実人数より少なく算出していた。また、後期高齢者加入割合補正係数の算出に当たり、後期高齢者数について、19年度の1月報告分(12月末の人数)から20年度の12月報告分(11月末の人数)までの人数を基に算出すべきところ、誤って、19年度の2月報告分(1月末の人数)から20年度の1月報告分(12月末の人数)までの人数を基に算出していた。

これらの結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されており、交付金交付額184,359,000円のうち18,911,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
(261)	福島県 福島市	19、20	千円 1,485,653	千円 3,270	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(262)	同 伊達市	19	265,135	1,146	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(263)	群馬県 太田市	20	342,190	2,702	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(264)	東京都 大田区	20、21	2,088,493	2,722	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(265)	同 昭島市	20	184,359	18,911	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
(266)	東京都 福生市	22	千円 100,244	千円 2,515	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(267)	同 神津島村	18、20	34,649	6,599	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(268)	山梨県 南都留郡 西桂町	21	14,022	1,223	同
(269)	愛知県 西春日井郡 春日町	18	1,932	1,932	同
(270)	京都府 京丹後市	19、20	637,181	7,322	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(271)	鳥取県 鳥取市	20、21	1,638,600	2,019	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(272)	大分県 豊後大野市	20	470,114	1,430	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(261)–(272)の計			7,262,572	51,791	

(注) 平成21年10月1日以降は清須市

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに審査及び確認の徹底を図るよう、都道府県に対して指示するなどの必要があると認められる。

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金(夜間対応型訪問介護分)が過大に交付されていたもの
1件 不当と認める国庫補助金 13,572,000円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(夜間対応型訪問介護分。以下「交付金」という。)は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)に基づき、民間事業者が実施する夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業に対して市町村(特別区を含む。以下同じ。)が補助する場合に要する費用等を対象として市町村に交付するものであり、市町村が作成した面的整備計画に記載された施設に係る経費が対象となっている。

交付金の交付対象となる経費は、交付要綱等において、利用者の心身の状況等の情報を蓄積して適時適切に利用者からの通報を受け付けることができるケアコール端末等の通信機器等の購入費、事業立ち上げの初年度に必要なその他の経費等とされている。そして、交付金の交付額は、対象経費の実支出額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して、少ない方の額とされている。

本院が、2市の2事業主体において、平成20年度に交付された交付金について会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
(273)	九州厚生 局	宮古島市	20	千円 20,296	千円 20,000	千円 13,867	千円 13,572	対象外経費 を計上して いたもの

医療法人沖繩徳洲会宮古島徳洲会病院は、20年度の交付金事業の実施に当たり、ケアコール端末等を12,292,560円で購入したとする事業実績報告書を21年3月に宮古島市に提出していた。

しかし、実際は、ケアコール端末等は事業実績報告書提出後の同年4月及び同年5月に納品されていて、年度内に事業が完了していなかった。また、事業実績報告書において、夜間対応型訪問介護事

業研修及び事業立上げ支援業務委託費として、1,575,000円を委託業者に支払ったとしていたが、実際は支払の実績がなかった。

したがって、本件交付金事業は、同病院において交付の対象とならない経費を計上していたため、交付対象事業費が13,867,560円過大となっており、これに係る交付金13,572,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同病院において、事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと、宮古島市において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(18) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 316,324,951円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業又は推進事業を行う研究者又は法人に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年厚科第256号厚生科学課長決定)等(以下、これらを合わせて「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を国が補助するものである。

この補助金の補助対象経費等は、取扱規程等によると、次のとおりとなっている。

ア 研究事業

研究計画に基づき遂行される研究事業に関して全ての責任を負う研究者(以下「主任研究者」という。)が当該研究を他の研究者と共同で実施する場合は、①主任研究者、②主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する分担研究者、③主任研究者の研究計画の遂行に協力する研究協力者により研究組織を構成するものとされている。そして、補助金の交付を受けた主任研究者は、交付された補助金の一部を分担研究者に配分することができることとなっている。

研究事業に係る補助対象経費は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、これらを合わせて「直接研究費等」という。)等となっている。また、直接研究費等に係る事務は、主任研究者及び分担研究者の事務に係る負担を軽減するなどのため、原則として、主任研究者及び分担研究者の所属機関の長に委任されることとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することとなっている。

イ 推進事業

推進事業は、研究事業に関し、外国人研究者を招へいすることなどにより、当該研究事業を支援するための事業であり、推進事業に係る補助対象経費は、外国人研究者招へい事業に要する経費、外国への日本人研究者派遣事業に要する経費及びその他別に定める事業に要する経費となっている。そして、これらの経費は非常勤職員手当等の人件費、諸謝金、旅費、日々雇用する単純労働に服する者に対する賃金等となっており、常勤職員の人件費は補助の対象とはならないこととなっている。

本院が、19 研究機関に所属する 61 名の研究者及び 2 法人が実施している 119 研究事業並びに 9 法人が実施している 89 推進事業について会計実地検査を行ったところ次のような事態が見受けられた。

すなわち、2 研究機関に所属する 5 名の研究者が実施している 11 研究事業において、研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより各研究者の所属機関に購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理する不適正な経理処理を行うなどしていたり、6 法人が実施している 47 推進事業において、法人が補助対象経費に補助対象とは認められない経費を含めていたりしていたため、国庫補助金計 316,324,951 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究事業については、①研究者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、②研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、③厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。また、推進事業については、①法人において、補助対象経費の実支出額の算定に当たり、取扱規程等の理解が十分でなかったこと、②同省において、適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを所属機関別、研究者別、法人別に示すと次のとおりである。

ア 研究事業

部局等	所属機関名	国庫補助金の交付先 (研究者)	年 度	事 業 数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金	摘 要
(274) 厚生労働本省	(注2) 国立大学法人山口大学	E	16, 17	2	千円 10,000	千円 4,603	不適正な経理処理
(275) 同	同	F	15, 16	2	136,947	3,657	同
(276) 同	同	G	14, 15	2	40,000	1,174	同
(277) 同	学校法人獨協学園獨協医科大学	H	16~18	4	34,746	2,423	同
(278) 同	同	I	18	1	44,200	2,168	不適正な経理処理及び補助の対象外
アの計				11	265,893	14,025	

(注1) 研究者 国立大学法人山口大学に所属する研究者 E については本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究者については同一のアルファベットで表示している(前掲 160 ページ参照)。

(注2) 国立大学法人山口大学 平成 16 年 3 月 31 日以前は山口大学

イ 推進事業

部局等	補助事業者(事業主体)	国庫補助金の交付先	年 度	事 業 数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金	摘 要
(279) 厚生労働本省	(注3) 財団法人日本医療機能評価機構	同左	17~21	5	千円 960,930	千円 69,188	補助の対象外
(280) 同	財団法人医療機器センター	同左	17~21	15	1,148,995	160,967	同
(281) 同	財団法人がん集学的治療研究財団	同左	18~21	4	455,442	17,044	同

(注3) 財団法人日本医療機能評価機構 平成 23 年 4 月 1 日以降は公益財団法人日本医療機能評価機構

上記の 3 法人は、補助の対象とはならない常勤職員の給与の一部を各年度の補助対象経費に含めるなどしていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	国庫補助 金の交付 先	年 度	事 業 数	国庫補助 金交付額	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
(282) 厚生労働 本省	(注4) 財団法人結 核予防会	同左	17～21	5	99,465	17,441	補助の対象外
(283) 同	(注5) 財団法人日 本公定書協 会	同左	17～21	14	842,979	33,957	同
(284) 同	財団法人精 神・神経科 学振興財団	同左	18～21	4	369,618	3,702	同

(注4) 財団法人結核予防会 平成22年7月1日以降は公益財団法人結核予防会

(注5) 財団法人日本公定書協会 平成23年6月17日以降は一般財団法人医薬品医療機器レギュラト
リーサイエンス財団

上記の3法人は、翌年度以降に納入された報告書等の印刷物に係る経費を現年度の補助対象経費に
含めるなどしていた。

イの計	47	3,877,429	302,299
ア、イの合計	58	4,143,322	316,324

(19) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 8,635,543円

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法^(注1)(昭和57年法律第80号)に
基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。
以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する40歳以上の者に対して行う基本健康診査や歯周疾患検診
等の健康診査及び指導の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

(注1) 老人保健法は、平成20年4月に「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)により
「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、これにより、保健事業は19年度をもって終了した。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関一
括方式、医療機関個別方式等の実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する額に
ついて診査の種類ごとに定められている費用徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法
ごとに定められている。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額
とする。また、生活機能評価^(注2)を除く基本健康診査に相当するサービスを各医療保険者から受けた者
に対して、市町村が、老人保健法に基づき生活機能評価のみを実施する場合には、別に設定された
基準単価により生活機能評価分の基準額を算出する。一方、市町村において、生活機能評価を含め
た基本健康診査を実施した者については、基本健康診査の基準単価に生活機能評価分が含まれてい
ることから、別に設定された基準単価により生活機能評価分の基準額を算出することはできない。

(注2) 生活機能評価 市町村が、当該市町村に居住地を有する65歳以上の者に対し、問診、身体計測、
理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施し、生活機能が低下し
ているおそれのある高齢者を早期に把握するために実施するもので、平成18、19両年度におい
ては、老人保健法に基づく基本健康診査において実施された。

- ② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を
控除した額を比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、健康診査は、同一人について年1回行うこととされている。

本院は、17都県の138市区町において、平成18、19両年度に交付された負担金について会計実地

検査を行った。その結果、2市において、生活機能評価分の基準額を算出できない者について、誤って生活機能評価分の基準額を算出していたり、2回目以降の基本健康診査の受診人員数を負担金の算定対象に含めていたりなどして、負担金の交付額の算定を誤ったため、負担金交付額計 364,986,745 円のうち計 8,635,543 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の2市において交付要綱等を十分に理解していなかったこと、厚生労働省において2市から提出された事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(285) 厚生労働 本省	広 島 市	18, 19	810,708	270,236	10,710	3,570	2 回目以降の受診人 員数を含めていたも のなど
(286) 同	大 分 市	18, 19	284,251	94,750	15,196	5,065	生活機能評価分の基 準額の算出を誤って いたものなど
(285) (286) の計			1,094,960	364,986	25,906	8,635	

(20) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,598,000 円

在宅福祉事業費補助金(以下「補助金」という。)は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等に基づき、身体障害者又は障害児若しくは知的障害者(以下「身体障害者等」という。)等の福祉の推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事が指定する居宅支援事業者から、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な援助を受けた身体障害者等に対して、居宅生活支援費を支給した場合等に、その費用の一部を国が補助するものである。

ただし、居宅生活支援費のうち知的障害者が共同生活を営むべき住居における食事の提供、相談その他の日常生活上の援助に要する費用(以下「知的障害者地域生活援助費」という。)は、補助金とは別の在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の交付対象とされているため、補助金の交付対象とはされていない。

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、居宅生活支援費の支給に係る事業ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額から、所定の方式によって算定した利用者負担額を控除する。
- ③ ②により算定された額を補助対象事業費として、これに補助率 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、16 府県の 88 市町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(287) 大分県	大 分 市	18	66,085	29,665	3,297	1,598	対象外経費を計上し ていたもの

大分市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、補助金の交付対象とならない知的障害者地域生活援助費を計上していた。

この結果、補助対象事業費が3,297,810円過大に算定されており、これに係る補助金1,598,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補助対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(21) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,594,137円

知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金(以下「負担金」という。)は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づき、知的障害者の福祉を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援を受けた知的障害者に対して、施設訓練等支援費等を支給した場合等に、その費用の一部を国が負担するものである。

ただし、施設訓練等支援費のうち知的障害者通勤支援に係る費用(以下「知的障害者通勤支援費」という。)は、負担金とは別の知的障害者通勤支援費補助金の交付対象とされているため、負担金の交付対象とはされていない。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、施設訓練等支援費等の費目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金の額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 施設訓練等支援費を含む一部の費目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した利用者負担基準額等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率10分の5を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、16府県の88市町において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(288) 滋賀県	大津市	18	530,958	265,479	5,188	2,594	対象外経費を計上していたものなど

大津市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、負担金の交付対象とならない知的障害者通勤支援費を計上するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が5,188,275円過大に算定されており、これに係る負担金2,594,137円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、滋賀県において、事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(22) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 5,694,400 円

第3章
第1節
第8
厚生労働省

身体障害者保護費負担金(以下「負担金」という。)は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援等を受けた身体障害者に対して、施設訓練等支援費等を支給した場合等に、その費用の一部を国が負担するものである。

そして、施設訓練等支援費等の費用は、施設支援に係る身体障害者施設訓練等支援費のほかに、特定入所者食費等給付費等から成っている。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、施設訓練等支援費などの種目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 施設訓練等支援費等を含む一部の種目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した身体障害者等が負担する額等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率10分の5を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、18都府県の109市区町において会計実地検査を行ったところ、2都県の2市区において、負担金の算定に当たり、誤って対象経費を二重に計上したり、対象外経費を計上したりなどしていたため、負担金5,694,400円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市区において、国庫負担対象事業費の算定に当たり、対象経費の実支出額の調査確認が十分でなかったこと、厚生労働省において、事業主体に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都練馬区は、対象経費の実支出額の算定に当たり、特定入所者食費等給付費に計上した額を、誤って身体障害者施設訓練等支援費にも計上していたため、対象経費が二重に計上されるなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が6,287,837円過大に算定されており、これに係る負担金3,143,919円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
(289) 東京都	練馬区	18	千円 303,899	千円 151,949	千円 6,287	千円 3,143	経費を二重に計上していたものなど
(290) 大分県	大分市	18	456,945	228,472	5,100	2,550	対象外経費を計上していたものなど
(289)(290)の計			760,844	380,422	11,388	5,694	

(23) 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 30,148,200 円

労働災害防止対策費補助金(以下「補助金」という。)は、労働災害防止団体系(昭和39年法律第118号)に基づき、労働災害の防止を図ることを目的として設立された団体に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うなどの労働災害防止対策事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の一部を国が補助するものである。

港湾貨物運送事業労働災害防止協会(以下「協会」という。)は、港湾貨物運送事業に係る労働災害の防止を図ることを目的として設立されており、補助事業の実施に当たり国から補助金の交付を受けている。

本院が、補助金について協会において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額		不当と認 める補助 対象経費		摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(291) 厚生労働 本省	港湾貨物運 送事業労働 災害防止協 会	17～21	1,453,419	1,165,224	30,268	30,148	精算過大	

協会は、平成17年度から21年度までの間に、補助事業として実施した港湾貨物運送事業の事業主及び労働者に対する安全衛生に関する研修会の開催に際して、参加者から参加費を徴収して研修会の開催経費を上回る計105,551,960円の収入を得ていたにもかかわらず、これを考慮することなく研修会の開催経費計50,978,712円のうち計28,969,491円を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象経費計30,268,626円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計30,148,200円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、補助金の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、厚生労働省において、協会から提出された事業実績報告書等の審査及び確認並びに協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(24) 産業医学助成費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 7,851,519 円

産業医学助成費補助金(以下「補助金」という。)は、産業医学の振興を図り、労働者の健康管理の充実に資するため、財団法人産業医学振興財団(以下「振興財団」という。)が自ら又は医師会に委託して行う産業医の資質の向上等に要する経費及び振興財団が学校法人産業医科大学(以下「医科大学」という。)に対しその運営等に要する経費を補助するために要する経費の一部を国が補助するものである。

本院が、補助金について振興財団及び医科大学において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事 業者	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額		不当と認 める補助 対象経費		摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(292) 厚生労働 本省	財団法人 産業医学 振興財団 (事業主 体)	—	17～21	12,390,317	9,049,908	6,744	6,744	精算過大	
		財団法人 産業医学 振興財団	学校法人 産業医科 大 学(事 業主体)	17～21	36,160,431	23,268,386	1,106	1,106	同
計				48,550,748	32,318,294	7,851	7,851		

ア 振興財団は、平成 17、18 両年度における補助対象経費に、委託により実施した産業医の研修事業に係る経費を含めていたが、この経費には、領収書等による支払の事実の裏付けがなく当該事業に要したとは認められない経費 4,609,528 円が含まれていた。

イ 振興財団は、17 年度から 21 年度までの各年度における補助対象経費に、補助の対象とは認められない会議の開催に伴う昼食代等の経費計 2,135,205 円を含めていた。

ウ 医科大学は、17 年度から 21 年度までの各年度における補助対象経費に、補助の対象とは認められない懇親会に係る飲食費等の経費計 1,106,786 円を含めて、振興財団から補助金の交付を受けていた。

したがって、適正な補助対象経費を算定すると計 48,542,896,481 円となり、補助対象経費計 7,851,519 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計 7,851,519 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、振興財団において、補助金の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったり、医科大学から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに医科大学に対する指導が十分でなかったりしたこと、医科大学において、補助金の適正な会計経理に対する認識が十分でなかったこと、厚生労働省において、振興財団から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに振興財団に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(25) ふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 36,571,579 円

ふるさと雇用再生特別交付金は、厚生労働省が定めた「平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130002 号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を造成するために国が交付するものである。

そして、各都道府県及び各市町村等は、厚生労働省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130005 号。以下「実施要領」という。)等に基づき、平成 20 年度から 23 年度までの間に、基金を財源として、地域の求職者等を雇い入れて、原則として 1 年以上の長期的な雇用機会の創出を図る事業(以下「基金事業」という。)等を実施している。

基金事業では、民間企業等に対する委託により行う事業(以下「委託事業」という。)が実施されており、都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は事業費相当額を基金から取り崩し、また、管内の市町村等が委託事業を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率 10 分の 10)を交付している。

また、実施要領等において、委託事業の実施に関して次のような事項が定められている。

- ① 都道府県又は市町村等(以下「委託者」という。)は、委託事業により委託先の民間企業等(以下「受託者」という。)において収入が発生した場合は、受託者に対して当該収入の返還を命じる旨を委託契約書等に定めること
- ② 委託者は、受託者が、失業者を新たに雇用する際に、本人に失業者であることを証明できるものの提示を求めることなどによる確認を怠った場合は、委託契約額の一部又は全部を返還させることができることなどを委託契約書等に定めること
- ③ 委託事業において新たに雇用される労働者は、所定の労働時間及び日数が、当該事業所において同種の業務に従事する他の通常の正規労働者のおおむね 4 分の 3 以上であるなど常用的雇用関係にあること

④ 都道府県が作成する事業計画において、委託事業に要する経費のうち失業者の雇用に係る人件費の割合(以下「失業者人件費割合」という。)が2分の1以上であること

本院が、9道県及びこれら9道県から補助金の交付を受けた管内の39市町村において会計実地検査を行った結果、4道県^(注1)に造成された基金を財源として、2道県及び2県^(注2)の5市が実施した基金事業において、委託事業の受託者が、実績報告書に虚偽の記載を行っていたり、事業に従事した者の人件費等を誤って記載していたりなどしていたことにより、計36,571,579円(交付金相当額同額)が、4道県に造成された基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4道県及び5市において、市又は受託者から提出された実績報告書の内容の調査確認が十分でなかったこと、2県において、5市に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において、4道県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業 年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額	
			千円	千円	千円	千円	
(293) 厚生労働本省	北海道	ふるさと雇用再生特別基金造成	20	8,210,000	8,210,000	1,160	1,160

北海道は、平成20年度に造成された基金を財源として、21年度に生活習慣改善啓発事業を46,036,680円で委託して実施した。しかし、受託者から提出された同事業の実績報告書には、事業に従事した14人の通勤交通費計1,160,355円が誤って二重に計上されていた。

したがって、適正な委託費の額を算定すると44,876,325円となり、上記委託費の支払額46,036,680円との差額1,160,355円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

(294) 厚生労働本省	千葉県	ふるさと雇用再生特別基金造成	20	5,760,000	5,760,000	29,458	29,458
--------------	-----	----------------	----	-----------	-----------	--------	--------

千葉県は、管内の市町村等が委託事業を実施する場合に、当該市町村等に対して、平成20年度に造成された基金を財源として補助金を交付している。

このうち、4市^(注3)において、委託事業の受託者が、実績報告書に虚偽の記載をしていたり、委託事業により収入が発生した場合の処理について、規定に基づき返還されることなく受託者が留保していたりなどしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

柏市は、平成21年度に、保育サービス充実事業を43,139,392円で委託して実施した。しかし、受託者が、この事業で新たに失業者を雇用したとして報告していた31名のうち19名については、従前から雇用関係にあった者を新たに雇用したと偽るなどしていたものであり、当該19名に係る人件費等計28,126,806円が同事業の実績報告書に計上されていた。

したがって、上記の4市で実施された4事業について適正な委託費の額を算定すると計42,408,638円となり、委託費の支払額計71,867,530円との差額計29,458,892円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
				千円	千円	千円	千円
(295) 厚生労働本省	福岡県	ふるさと雇 用再生特別 基金造成	20	6,970,000	6,970,000	2,618	2,618

福岡県は、平成20年度に造成された基金を財源として、20、21両年度に、看護補助者確保支援事業を計251,136,621円で委託して実施した。しかし、貸金台帳の金額が誤って集計されていたことなどにより、受託者から提出された同事業の実績報告書には、人件費等計2,618,457円が過大に計上されていた。

したがって、適正な委託費の額を算定すると248,518,164円となり、上記委託費の支払額251,136,621円との差額計2,618,457円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

(296) 厚生労働本省	熊本県	ふるさと雇 用再生特別 基金造成	20	6,170,000	6,170,000	3,333	3,333
--------------	-----	------------------------	----	-----------	-----------	-------	-------

熊本県は、管内の市町村等が委託事業を実施する場合に、当該市町村等に対して、平成20年度に造成された基金を財源として補助金を交付している。

このうち、熊本市は、21年度に、こどもホットラインくまもと事業を4,622,625円で委託して実施した。同市は、熊本県の事業計画において、実施要領等に基づき、失業者人件費割合が2分の1以上とされていたことから、受託者との委託契約書において本件事業に係る失業者人件費割合を2分の1以上と定めていた。また、前記のとおり、委託事業において新たに雇用される労働者は、常用的雇用関係にあることが必要であるとされている。

しかし、受託者が、本件事業で新たに失業者を雇用したと報告していた4名のうち常用的雇用関係にあつて委託事業の対象となるのは1名で、その人件費は644,375円となっていた。

したがって、失業者人件費割合を2分の1以上とすることとして、適正な委託費の額を算定すると、1,288,750円となり、上記委託費の支払額4,622,625円との差額3,333,875円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

(293)-(296)の計				千円 27,110,000	千円 27,110,000	千円 36,571	千円 36,571
---------------	--	--	--	------------------	------------------	--------------	--------------

(注1) 4道県 北海道、千葉、福岡、熊本各県

(注2) 5市 館山、松戸、柏、四街道、熊本各市

(注3) 4市 館山、松戸、柏、四街道各市

(26) **放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの** **2件 不当と認める国庫補助金 14,496,000円**

放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)(平成18年度以前は児童環境づくり基盤整備事業費補助金。以下「国庫補助金」という。)は、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学校に就学している児童等(以下「放課後児童」という。)に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、放課後児童の健全な育成を図ることを目的とするもので、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が行う放課後児童クラブ

を運営する事業等に対し、都道府県が補助する場合等に、その補助に要する費用の一部を国が補助するものである。

そして、この事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者を配置し、放課後児童を受け入れることとされている。

国庫補助金の交付額は、指定都市及び中核市を除く市町村等が事業を実施する場合、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方法により算定した基準額と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、児童館等において放課後児童を受け入れる場合、児童館等の本来業務を行う職員の人件費は実支出額に含めることができないことになっている。

本院が、19府県の64市町において、会計実地検査を行ったところ、2県の2市において、児童館で実施された放課後児童健全育成事業等の実支出額の算定に当たり、交付の対象とならない職員に係る人件費等を含めていたことなどから、国庫補助金14,496,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省及び2県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

香川県さぬき市は、平成17年度から20年度までに、同市の施設である児童館等7施設において、放課後児童クラブの運営のために配置した職員の人件費等223,529,121円を実支出額に計上するなどして、国庫補助金相当額25,337,000円の交付を受けていた。

しかし、実際は、上記7施設のうち児童館5施設において、児童館の本来業務を行っている職員がおり、これに係る人件費等を実支出額に含めていた。

したがって、上記の交付対象とはならない人件費等を除くなどして適正な実支出額を算出すると計133,269,596円となり、これに基づくなどして適正な国庫補助金相当額を算定すると13,285,000円となることから、前記の国庫補助金相当額との差額12,052,000円が過大となっていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額	不当と認める 国庫補助金交付額	摘要
				千円	千円	
(297) 厚生労働本省	香川県	さぬき市	17~20	25,337	12,052	対象外経費を計上していたもの
(298) 同	佐賀県	佐賀市	21	38,203	2,444	同
(297)(298)の計				63,540	14,496	

そ の 他

(299) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入 〔平成19年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金 (項)生活保護費〕
部 局 等	14 都府県、1 市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実 施 主 体	市138、区12、町67、村16、一部事務組合4、広域連合3、計240実施主体
事 業 者	指定通所介護事業者24、指定通所リハビリテーション事業者2、指定短期入所生活介護事業者3、指定特定施設入居者生活介護事業者1、指定介護老人福祉施設10、介護老人保健施設1、指定介護療養型医療施設20、計61事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護サービス、通所リハビリテーションサービス、短期入所生活介護サービス、特定施設入居者生活介護サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス
過大に支払われた介護給付費の件数	44,300件(平成15年度～22年度)
過大に支払われた介護給付費の額	453,812,690円(平成15年度～22年度)
不当と認める国の負担額	138,478,929円(平成15年度～22年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となつて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき受けるサービスには居宅サービスと施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)がある。介護サービスのうち、居宅サービスには、通所介護サービス^(注1)、通所リハビリテーションサービス^(注2)、短期入所生活介護サービス^(注3)、特定施設入居者生活介護サービス等^(注4)がある。また、施設サービスには、介護福祉施設サービス^(注5)、介護保健施設サービス^(注6)及び介護療養施設サービス^(注7)がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(注2) 通所リハビリテーションサービス 指定通所リハビリテーション事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい、計画的な医学的管理の下に行う理学療法、作業療法等

(注3) 短期入所生活介護サービス 指定短期入所生活介護事業所に短期に入所する在宅の要介護者等に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(注4) 特定施設入居者生活介護サービス 指定特定施設に入居する要介護者等に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等

(注5) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所する要介護者等に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等

(注6) 介護保健施設サービス 介護老人保健施設に入所する要介護者等に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

(注7) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者等に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円～11.05円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額(以下「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

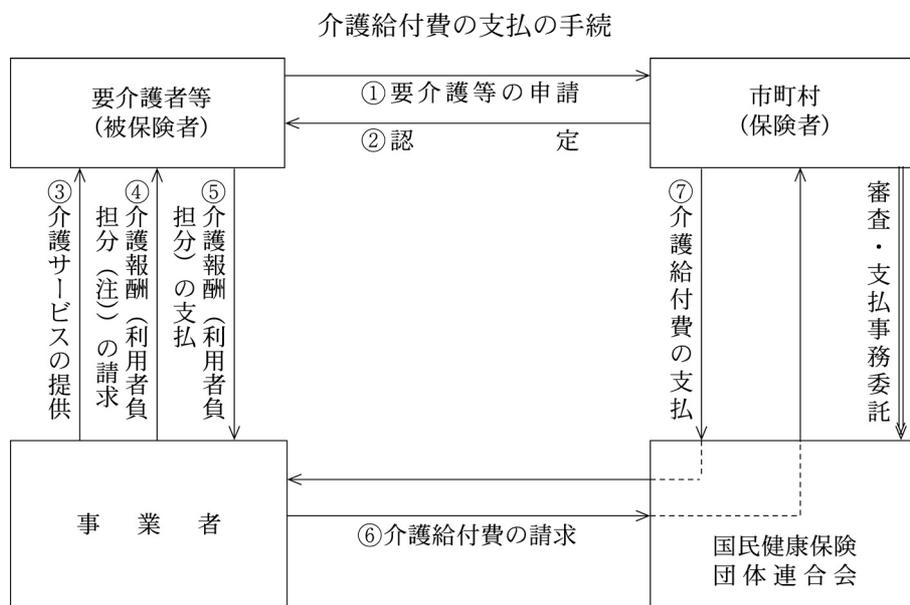
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図1参照)。

ア 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(参考図 1)



(注) 利用者は、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

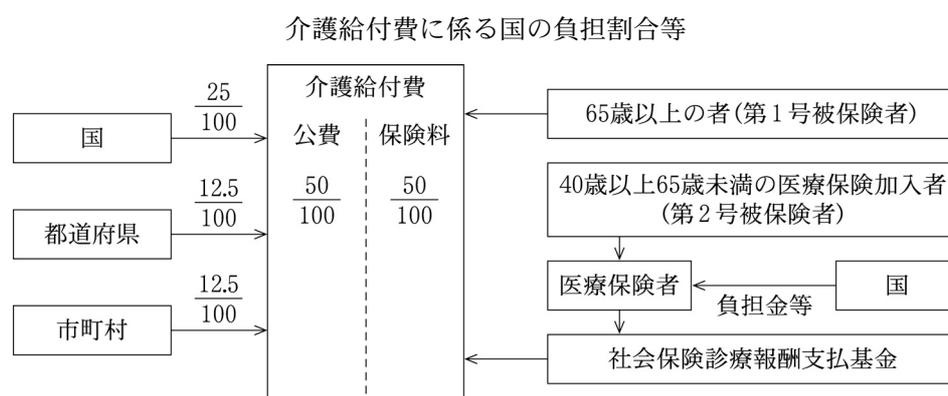
介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(参考図2参照)。

そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5(平成18年度から施設サービス等については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5)を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金(注8)に要する費用の額の一部を負担している。

(注8) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

(参考図 2)



2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着目して、31都府県において、155事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、15都府県に所在する61事業者に対して33都府県の240市区町村等が行った15年度から22年度までの間における介護給付費の支払について、44,300件、453,812,690円が過大となっていて、これに対する国の負担額138,478,929円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

ア 通所介護サービス

指定通所介護事業所において要介護者等に提供する通所介護サービスについては、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が、300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内(20年度までは300人超900人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとに1日のサービスの所要時間の区分に応じて定められた単位数等により介護報酬を算定することとなっている。また、20年度までは、上記の平均利用延べ人員数が900人を超える場合には、通常規模型通所介護費の所定の1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、19指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していたり、2指定通所介護事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらず通常規模型通所介護費の区分により算定していたり、1指定通所介護事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の

区分によらず大規模型通所介護費(I)の区分により算定していたりしていた。また、2指定通所介護事業者は、20年度までの介護報酬の算定に当たり、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超えていたのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。

このため、15,239件の請求に対して52市町等が支払った介護給付費が108,601,457円過大となっていて、これに対する国の負担額33,815,649円は負担の必要がなかったものである。

イ 通所リハビリテーションサービス

指定通所リハビリテーション事業所において要介護者等に提供する通所リハビリテーションサービスについては、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超える場合には、1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、2指定通所リハビリテーション事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超えていたのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。

このため、3,118件の請求に対して7市が支払った介護給付費が14,567,733円過大となっていて、これに対する国の負担額4,932,671円は負担の必要がなかったものである。

ウ 短期入所生活介護サービス

指定短期入所生活介護事業所において要介護者等に提供する短期入所生活介護サービスについては、算定基準等によると、月平均の利用者の数が知事(知事から市長に権限が移譲されている場合は市長)に提出された運営規程に定められている利用定員を超えている場合には、その翌月から利用定員を超えた利用が解消されるに至った月までの間、1日当たりの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて介護報酬を算定することとなっている。また、多床室に入所させるとその者の著しい精神症状等により同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入所が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1指定短期入所生活介護事業者は、運営規程に定める定員を超える利用があったのに、上記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定していた。また、2指定短期入所生活介護事業者は、医師の判断によらず事業所の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、2,695件の請求に対して25市区町等が支払った介護給付費が28,309,232円過大となっていて、これに対する国の負担額8,433,460円は負担の必要がなかったものである。

エ 特定施設入居者生活介護サービス

指定特定施設において要介護者等に提供する特定施設入居者生活介護サービスについては、算定基準等によると、看護職員等により利用者に対して24時間連絡が取れる体

制等を確保し、かつ、利用者の状況等が重度化した場合における対応に係る指針を定めて、入居の際に利用者又はその家族等に対し当該指針の内容を説明し同意を得るなどした場合には、夜間看護体制加算として、1日当たり10単位を加算して介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1指定特定施設入居者生活介護事業者は、重度化した場合における対応に係る指針について、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明しておらず、同意を得ていないのに、夜間看護体制加算を算定していた。

このため、1,114件の請求に対して5市町が支払った介護給付費が2,902,810円過大となっていて、これに対する国の負担額896,904円は負担の必要がなかったものである。

オ 介護福祉施設サービス

指定介護老人福祉施設において要介護者等に提供する介護福祉施設サービスについては、算定基準等によると、短期入所生活介護サービスと同様に、個室への入所が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、10指定介護老人福祉施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、7,401件の請求に対して37市区町等が支払った介護給付費が42,008,322円過大となっていて、これに対する国の負担額11,888,518円は負担の必要がなかったものである。

カ 介護保健施設サービス

介護老人保健施設において要介護者等に提供する介護保健施設サービスについては、算定基準等によると、短期入所生活介護サービスと同様に、個室への入所が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1介護老人保健施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、187件の請求に対して1市が支払った介護給付費が1,654,851円過大となっていて、これに対する国の負担額498,881円は負担の必要がなかったものである。

キ 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において要介護者等に提供する介護療養施設サービスについては、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和23年法律第205号)等に定められている員数に満たない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から85単位(18年3月までは75単位。以下同じ。)を減算することとなっている。そして、医師の員数が医療法等に定められている員数の100分の60に満たない場合には、翌々月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとなっている。また、短期入所生活介護サービスと同様に、個室への入院が必要と医師が判断した者であるなどの場合には、個室の単位数より高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとなっている。

しかし、16 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数を満たしていないのに、85 単位を減算しておらず、2 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数の100分の60に満たないのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定していた。また、2 指定介護療養型医療施設は、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、14,546 件の請求に対して135 市区町村等が支払った介護給付費が255,768,285 円過大となっていて、これに対する国の負担額78,012,846 円は負担の必要がなかったものである。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護報酬の算定について審査点検が十分でなかったこと、都府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都府県等別に示すと次のとおりである。

都府県等名	実施主体(事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
山形県	14市町(4)	17～21	1,922	17,133	5,378	ア、ウ、オ、キ
埼玉県	41市区町等(7)	17～22	6,184	37,467	9,999	ア、ウ、オ
千葉県	5市(2)	19～21	1,966	11,885	3,567	ア、イ
東京都	28市区町(1)	15～19	1,453	23,909	6,864	キ
富山市	2市等(1)	20～22	739	14,090	4,313	ウ
長野県	53市区町村等(8)	15～20	7,782	148,674	46,246	キ
静岡県	5市町(3)	17～22	2,347	14,412	4,259	ア、オ
愛知県	36市町等(10)	16～21	5,610	66,998	18,891	ア、キ
三重県	15市町等(6)	19～22	3,842	21,487	6,776	ア
滋賀県	4市(3)	17～21	1,149	10,490	3,228	ア、オ
大阪府	1市(2)	21、22	822	4,920	1,627	ア
鳥取県	11市町等(2)	16～19	1,832	30,401	10,084	キ
山口県	6市(4)	19～22	1,368	12,625	4,055	ア、カ
香川県	10市町(3)	19～21	3,165	16,878	5,514	ア、キ
鹿児島県	19市町(5)	17～21	4,119	22,435	7,670	ア、イ、エ、オ、キ
計	240市区町村等(61)	15～22	44,300	453,812	138,478	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各都府県等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キは、本文の過大となっていた支払の事態の介護サービスの種類に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、都道府県等に対して事業者に対する指導を徹底させるなど、介護保険の適正な運営が図られるよう技術的助言を行う必要があると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費) (項)医療費適正化推進費
部 局 等	厚生労働本省、4都府県
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者	4国民健康保険組合(保険者)
療養給付費補助金等の概要	国民健康保険組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、被保険者に係る医療給付費等に対して補助等するもの
療養給付費補助金等交付額	913億0328万余円(平成16年度～21年度)
過大に交付されていた療養給付費補助金等の額	5億0186万円(平成16年度～21年度)

(前掲215ページの「国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの」参照)
【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認について

(平成23年10月28日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 国民健康保険の制度等の概要

(1) 国民健康保険組合の概要

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

このうち、国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)により、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

また、健康保険法(大正11年法律第70号)により、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人事業所は、健康保険の適用を受けることとなっており、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者等は、健康保険の

被保険者となることとされている。ただし、国保組合の組合員を使用する事業所が新たに適用事業所としての要件を満たすこととなるなどの場合、当該事業所に使用される者が、厚生労働大臣(平成21年12月以前は、社会保険庁長官)等に健康保険の適用を受けないこと(以下「適用除外」という。)とする申請を行い、承認を受けた場合には、従前どおり国保組合が行う国民健康保険の被保険者として取り扱われることとされている。

(2) 療養給付費補助金等の概要

貴省は、国民健康保険について各種の国庫助成を行っており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るなどのため、国保組合に対して、療養給付費補助金、事務費負担金、出産育児一時金補助金、特定健康診査・保健指導補助金(以下、これらを合わせて「療養給付費補助金等」という。)等を交付している。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額(以下「医療給付費」という。)の100分の32(ただし、9年9月1日以降に適用除外の承認を受けて国保組合の組合員となった者及びその世帯に属する者については、政府管掌健康保険(20年10月以降は、全国健康保険協会管掌健康保険)との均衡を図るため、100分の13)に相当する額等とすることとなっている。

療養給付費補助金等の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、貴省に提出して、③貴省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金等を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、貴省に提出して、⑥貴省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

(3) 貴省が行った組合員資格の適正化の処置

適用除外の承認に係る事務処理については、適用事業所の従業員等であるにもかかわらず適用除外の承認を受けないまま国保組合に加入している事態が見受けられたことから、17年10月に、本院は、厚生労働大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求したところである。

そして、この本院の改善の処置要求を受けて、貴省は、同年12月に都道府県等に対して「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について(通知)」(以下「17年通知」という。)等を発するなどして、国保組合の組合員の被保険者資格の適正化が図られるよう指導している。

17年通知においては、政府管掌健康保険における被保険者は、適用除外の承認がなされて初めて国保組合の被保険者となるものであることから、承認については、原則として遡及しないものであることなどの制度の周知を図っている。

(4) 全国建設工事業国民健康保険組合をめぐる状況

国保組合のうち、全国建設工事業国民健康保険組合(以下「工事業国保」という。)は、東京都内に所在する本部及び全国の59支部で構成されており、工事業国保の規約等による

と、組合員は、建設工事業に従事する者とされている。

工事業国保に関しては、21年12月以降、無資格者加入や偽装加入の問題が報道されたことなどから、本院は、22年1月以降、工事業国保本部及び6支部に対して会計実地検査を行い、平成21年度決算検査報告において、医療給付費等の算定に当たり、無資格者であるため補助の対象とならない者を含めていて、療養給付費補助金等が過大に交付されていた事態について「国民健康保険の療養給付費補助金等が過大に交付されていたもの」として掲記している。

一方、工事業国保も、本院の検査と並行して、22年3月以降、貴省及び工事業国保の設立を認可した東京都の指示により全59支部に対して調査(以下「全国調査」という。)を行っている。この全国調査は、同年1月末時点における全ての組合員を対象に、その業種及び業態の確認を行うために、それらを確認できる資料を添付した調査票を事業主である組合員に提出させることにより、実施したものである。その結果、被保険者27,898人について、建設工事業に従事していないなど加入資格がなかったことが判明したことなどから、貴省は、同年9月に、工事業国保に対し是正改善命令を発して、実態の解明、追加調査(同年1月末時点で既に脱退していて全国調査の対象とならなかった組合員の資格についての調査)等を求めている。また、東京都においては、貴省からの通知を受け、22年度末までに、16年度から21年度までの間に過大に交付されていた療養給付費補助金等計75億5778万余円について、返還命令を発している。そして、このうち27億9615万余円が返還されている。

その後、工事業国保は、23年3月に、追加調査の結果等を貴省及び東京都に報告している。この報告においては、建設工事業に従事していないのに加入していた組合員728人(被保険者1,426人)及び法人事業所等の従業員等であるのに従業員5人未満の個人事業所の従業員等として加入していた組合員1,894人(被保険者3,840人)の組合員計2,622人(被保険者計5,266人)については加入資格がなかったとし、これらの者に係る16年度から21年度までの間の療養給付費補助金等計11億3889万余円が過大に交付されていたとしている。そして、これについても、東京都は、貴省からの通知を受け、23年7月に返還命令を発している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、17年10月の本院の処置要求により貴省が改善の処置を講じた後も、依然として、無資格者が国保組合に加入しているなどの事態が見受けられ、また、前記の平成21年度決算検査報告において、本院は、工事業国保について引き続き検査を行っていくこととするとしたところである。

そこで、本年次においては、本院は、合規性等の観点から、工事業国保の行った全国調査等において組合員資格の確認が適切なものとなっているか検査するとともに、工事業国保以外の国保組合において組合員資格の確認が適切に行われ、療養給付費補助金等の額が適正に算定されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、①工事業国保において、工事業国保が実施した全国調査及び前記の追加調査の結果、組合員資格があることが確認された組合員71,555人を対象として、全国調査等で用い

られた調査票等を確認するなどの方法により、また、^(注1)②14 都府県の 38 国保組合において、事業実績報告書、加入申込書等の関係書類を確認するなどの方法により、会計実地検査を行った。そして、各国保組合において組合員資格を確認する際に用いられた資料等について疑義のある事態が見受けられた場合は、当該国保組合に対して調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 14 都府県 東京都、京都、大阪両府、秋田、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、広島、山口、福岡、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、^(注2)工事業国保及び^(注3)3 府県の 3 国保組合において、組合員計 1,129 人(被保険者計 2,315 人)について、組合員としての資格がないのに国保組合に組合員として加入させていた事態が、次表のとおり見受けられた。

すなわち、工事業国保は、建設工事業に従事していないのに従事しているとして組合員 27 人(被保険者 53 人)を、また、法人事業所等の従業員等であるのに従業員 5 人未満の個人事業所の従業員等であるとして組合員 851 人(被保険者 1,911 人)を加入させていた。

また、3 府県の 3 国保組合は、法人事業所等の従業員等であるのに従業員 5 人未満の個人事業所の従業員等であるとして組合員 251 人(被保険者 351 人)を加入させていた。

表 組合員としての資格がないのに国保組合に組合員として加入させていた者の数 (単位：人)

		工事業国保	3 国保組合			合 計	
			秋田県歯科 医師国民健康 保険組合	山梨県医師 国民健康保 険組合	京都建築国 民健康保険 組合		
検査対象 被保険者	組合員数	71,555	1,552	1,652	16,628	91,387	
	扶養家族数	94,918	1,059	1,042	21,816	118,835	
	計	166,473	2,611	2,694	38,444	210,222	
指摘被保 険者数	組合員数	878	38	150	63	1,129	
	扶養家族数	1,086	9	16	75	1,186	
	計	1,964	47	166	138	2,315	
態様別指 摘被保 険者数	国保組合の規 約に定める業 種に従事して いないもの	組合員数	27	0	0	0	27
		扶養家族数	26	0	0	0	26
		計	53	0	0	0	53
	法人事業所等 の従業員等 であるのに従 業員 5 人未 満の個人事 業所の従業 員等である として加入 させていた もの	組合員数	851	38	150	63	1,102
		扶養家族数	1,060	9	16	75	1,160
		計	1,911	47	166	138	2,262

<事例>

工事業国保神奈川県支部は、全国調査の実施に当たり、組合員から提出された調査票及びその添付書類として事業主である組合員が発行した請求書等を確認し、そこに法人事業所であることを示す株式会社等の記載が見受けられなかったことなどから、個人事業主であると判断し、組合員資格があるとしていた。

しかし、本院が上記の書類を検査したところ、疑義のある事態が見受けられたことから、同支部に対し客観的な資料によりあらためて報告するよう求めた結果、実際には、組合員217人(被保険者497人)が法人事業所の従業員等となっていて、加入資格がなかった。

このため、4国保組合の被保険者に係る医療給付費等が過大に算定されており、その結果、療養給付費補助金等が16年度から21年度までの間に計5億0186万余円過大に交付されていたと認められる。

(注2) 3府県 京都府、秋田、山梨両県

(注3) 3国保組合 秋田県歯科医師国民健康保険組合、山梨県医師国民健康保険組合、京都建築国民健康保険組合

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、17年通知等において、貴省が国保組合の組合員の被保険者資格の適正化を図るための処置を講じたにもかかわらず、4国保組合において、依然として、組合員としての資格がない者が国保組合に組合員として加入していて、その結果、療養給付費補助金等が過大に交付されている事態は適切ではなく、早急に是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、4国保組合において、組合員に対する定期的な組合員資格の確認が適切に行われていないこと、貴省において、組合員資格の確認を適切に行うことに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

国保法は、保険者を原則として市町村とする一方、その歴史的経緯等から、国保組合も保険者となることを認めている。そして、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者が自主的に組織するものであることから、国保組合において、その組織する組合員の資格が適切に取り扱われることで、適正で公平な国民健康保険事業の運営が図られるとともに、補助事業の適正な執行にもつながることとなる。

貴省においては、工事業国保以外の国保組合においても不適切な事業運営が見られ、その背景には、国保組合や組合員のコンプライアンスの認識の欠如が見受けられるとし、23年5月に国保組合のコンプライアンス担当理事や関係者を集めて、法令遵守に関する研修会を開催している。この研修会では、17年通知等の趣旨、組合員資格の加入時及び加入後の確認・再確認の方法等について周知し、組合員資格の適正化を図ることとしている。

これは、業種や業態を客観的に確認できる公的機関発行の書類等を組合員から徴取するなどして組合員資格を確認等させるための方法を示したものであるが、この確認等を更に実効

性のあるものとし、これにより組合員資格の適正化を確実に図るためには、各国保組合に対して、調査を行わせるなどする必要があると認められる。

については、貴省において、前記の4国保組合に対して、無資格者について速やかに組合員資格の適正化を図らせるよう是正の処置を要求するとともに、国保組合に対して、貴省が前記の研修会で周知した確認の方法等による調査を確実に行わせて、その結果を貴省に報告させるなどして組合員資格の適正化を図り、今後、国保法等の規定にのっとり国保組合の組合員が適正に組織され、ひいては、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求める。

- (2) 緊急人材育成支援事業において、主たる生計者要件の確認及び支給終了者一覧の作成を適切に行うことにより、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除等に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	予算補助
事業主体	中央職業能力開発協会
緊急人材育成支援事業の概要	雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練、訓練・生活支援給付、訓練・生活支援資金融資等を実施するもの
緊急人材育成支援事業に係る基金造成額	3870 億 5061 万余円(平成 21、22 両年度)
基金から支給された支援給付金の額	738 億 4332 万円(平成 21、22 両年度)
上記のうち主たる生計者要件を満たしていない者に対する支援給付金の支給額(1)	4950 万円
支援資金の返済免除等に伴い基金から交付された補助金の額	5 億 0634 万余円(平成 21、22 両年度)
上記のうち停止されなかった支援資金の貸付けに係る返済免除等に伴い基金から交付された補助金の額(2)	1093 万円
(1)及び(2)の計	6043 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付及び訓練・生活支援資金融資の実施 について

(平成23年9月7日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 緊急人材育成・就職支援基金事業の概要

貴省は、平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発能第0605001号)に基づき、平成21年6月に、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)に対して緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金7000億円を交付している。

協会は、この交付金を財源として緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、基金を活用して緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施している。基金事業は、深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業期間が長期化していくことが懸念されることから、雇用保険受給資格のない者や雇用保険受給終了者等の長期失業者に対するセーフティネットを作り、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が中心となって職業訓練、再就職及び生活への支援を総合的に推進することを目的としている。

そして、22年度までの基金の造成額は、前記の交付金交付後、基金の一部が国庫返納されたり交付金が追加交付されたりしたことにより5581億4662万余円となっている。

(2) 緊急人材育成支援事業の概要

基金事業のうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練(以下、緊急人材育成支援事業として行うこの職業訓練を「基金訓練」という。)、訓練・生活支援給付、訓練・生活支援資金融資等を実施するものである。そして、上記の基金造成額5581億4662万余円のうち、緊急人材育成支援事業に係る造成額は3870億5061万余円となっており、このうち1357億3833万余円が21、22両年度に基金から支出されている。

ア 訓練・生活支援給付の概要

訓練・生活支援給付は、基金訓練又は公共職業訓練(以下「基金訓練等」という。)の受講中の生活保障を行い、円滑な受講に資するため、基金訓練等を受講している者に対して、訓練・生活支援給付金(以下「支援給付金」という。)を月額10万円(被扶養者を有する者は月額12万円)支給するものである。支援給付金の支給対象者は、年収が200万円以下でかつ世帯全体の年収が300万円以下であることなどのほか、原則として、世帯の主たる生計者であること(各世帯につき1人のみとされている。以下、この要件を「主たる生計者要件」という。)が要件とされている。そして、21、22両年度に支給された支援給付金は738億4332万円となっている。

支援給付金の支給を希望する者は、訓練・生活支援給付受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)等を安定所に提出し、安定所は、申請者が必要な要件を具備していることを確認した上で、認定申請書等を協会に送付することとされている。協会は、送付された認定申請書等を審査して受給資格の認定(以下「受給資格認定」という。)を行うこととされている。

そして、協会から受給資格認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、毎月、訓練・生活支援給付支給申請書(以下「支給申請書」という。)等を訓練実施機関を経由するなどして協会に提出することとされている。支援給付金の支給は、支給を希望する月の直前1か月間の基金訓練等に8割以上出席していることなどの出席に関する要件(以下「出席要件」という。)等を満たすことが必要とされており、協会は、提出された支給申請書等について、出席要件等を審査して、支給又は不支給を決定することとされている。また、基金訓練等の受講期間の途中で出席要件等を満たさなくなった場合、以降の当該訓練についての支援給付金は支給されず、支給は終了することとされている。

イ 訓練・生活支援資金融資の概要

訓練・生活支援資金融資は、全国13の労働金庫が、支援給付金のみでは基金訓練等の受講中の生活費が不足する者に対して、支援給付金を受給している期間に支援給付金の上乗せとして訓練・生活支援資金(以下「支援資金」という。)を毎月貸し付けるものである。支援資金の貸付額は、月額5万円(被扶養者を有する者は月額8万円)が上限とされており、支援資金の貸付対象者は、支援給付金の支給対象者であり、かつ、労働金庫が審査の上、返済が困難ではないと判断する者であることとされている。また、支援資金の貸付けを受けるには、担保及び保証人は不要とされているが、信用保証機関である社団法人日本労働者信用基金協会(以下「日本労信協」という。)を利用することが条件とされている。

そして、21、22両年度の支援資金の貸付実績は、68億1117万余円となっている。

支援資金の貸付けを希望する者は、安定所が交付した訓練・生活支援資金融資貸付条件確認書等を労働金庫に提出し、労働金庫は、審査をした上で貸付決定したものについて1回目の貸付けを行うことになっている(以下、支援資金の貸付けを受けた者を「借受者」という。)。そして、基金訓練等の受講を途中でやめたり、出席要件を満たさなくなったりなどして、基金訓練等の受講期間の途中で支援給付金の支給が終了した場合には、以降の支援資金の貸付けは行わないことになっている。このため、2回目以降の貸付けについては、各労働金庫は借受者の一覧を取りまとめて協会に送付し、協会は借受者のうち支援給付金の支給が終了した者について一覧表(以下「支給終了者一覧」という。)を作成して、各労働金庫へ送付することになっている。各労働金庫は支給終了者一覧に記載のある者について、以降の貸付けを停止することになっている。

また、借受者が、6か月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得するなどの条件を満たした場合には、労働金庫は貸付額の50%に相当する額の返済を免除する(以下、これを「返済免除」という。)こととされている。

日本労信協は、労働金庫が返済免除を行った場合はその返済免除額について代位弁済を行うことになっており、また、借受者の債務不履行を原因として労働金庫から保証債

務の履行請求があった場合には代位弁済を行い労働金庫から求償権を取得することになっている。そして、日本労信協が返済免除に伴う代位弁済を行った場合及び取得した求償権について回収不能と判定した場合には、協会はこれらに係る返済免除額及び回収不能額について日本労信協に対して基金を財源とした補助金を交付することとされている。そして、21、22 両年度に日本労信協に交付された補助金は、5 億 0634 万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、支援給付金の支給及び支援資金の貸付けは適正に行われているかなどに着眼して、貴省、協会及び日本労信協において、21、22 両年度に協会が支給した支援給付金 738 億 4332 万円及び日本労信協へ交付した補助金 5 億 0634 万余円を対象として、支援給付金の支給台帳、支給終了者一覧等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたもの

前記のとおり、支援給付金の支給対象者は世帯の主たる生計者であることとされており、受給できるのは原則として各世帯につき 1 人のみとされている。そこで、22 年 12 月までに協会が受給資格認定を行った 169,726 件のうち、同一住所かつ同一姓である者について受給資格認定を行っていた 605 件を抽出して検査したところ、主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたものが 129 件(22 年度末までの支給金額計 4950 万円)あった。

<事例>

協会は、平成 22 年 8 月に、基金訓練受講予定の A から、認定申請書、世帯構成員の中に以前に支援給付金を受給した者又はこれから受給しようとする者がいない旨が記載された申告書、世帯構成員である B を扶養しているとする添付書類等の提出を受けて、これに基づき A を被扶養者を有する者として受給資格認定を行い、それ以降支援給付金計 72 万円を支給していた。

しかし、実際には、B は A の 2 日前に認定申請書を提出して世帯の主たる生計者として受給資格認定を受けており、A は世帯の主たる生計者とは認められないことから、支援給付金の支給対象とはならない。

(2) 支援給付金の支給が終了しているのに支援資金の貸付けが停止されておらず、これに係る返済免除又は回収不能に伴う補助金が交付されていたもの

前記のとおり、基金訓練等の受講期間の途中で支援給付金の支給が終了した場合には、以降の支援資金の貸付けは行わないことになっている。

そこで、22 年 11 月までに協会から受給資格認定を受け、労働金庫が貸付決定した 21,469 件のうち、22 年 12 月末までに終了している訓練コースを受講していて、基金訓練等の期間に応じて本来支援給付金が支給される回数より実際の支援給付金の支給回数が少なかった 2,255 件を抽出して、支給終了者一覧が適切に作成されているかなどについて検査した。

検査したところ、協会は、支援給付金の支給申請書が提出され、出席要件等の審査の結果、不支給の決定をした者については支給終了者一覧に記載していたが、基金訓練等の受講を途中でやめるなどしたため支給申請書が提出されず、支援給付金の支給が基金訓練等の受講期間の途中で終了となった者(以下「申請書未提出者」という。)については、支給終了者一覧に記載していなかった。

このため、本来支援資金の貸付けを停止すべきであったのに、労働金庫において貸付けが停止されていなかったものが1,171件(停止されなかった貸付額計1億0274万円)見受けられた。そして、このうち返済免除又は回収不能となったことに伴い、22年度末までに基金から補助金が交付されていたものが298件、計1093万余円あった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、支援給付金の受給資格認定の審査に当たって主たる生計者要件の確認が十分でなく、要件を満たしていない者に支援給付金を支給している事態及び支給終了者一覧の作成が適切でなく、停止されなかった支援資金の貸付けに係る返済免除又は回収不能に伴い補助金が交付されている事態は適正とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 安定所において申請者から認定申請書等が提出された際の要件の確認が十分でないことにもよるが、協会において、支援給付金の受給資格認定の審査に当たり、主たる生計者要件について、同一住所における申請者以外の受給資格者の有無の確認が十分でないこと
- イ 協会において、支給終了者一覧には、支援給付金の不支給を決定した者だけではなく、申請書未提出者も記載すべきであることについての認識が十分でないこと
- ウ 貴省において、上記のア及びイについて、協会に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、恒久的な制度として求職者支援制度が23年10月に開始されるまでの間、緊急人材育成支援事業を継続することとしており、また、求職者支援制度の開始後も、基金訓練等が継続している間は支援給付金の支給及び支援資金の貸付けが引き続き行われることになる。

については、貴省において、協会に対して、主たる生計者要件を満たさない前記の129件の支援給付金について、速やかに返還等の措置を執らせるよう是正の処置を要求する。

また、貴省において、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除又は回収不能に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 協会に対して、支援給付金の受給資格認定の審査に当たり、主たる生計者要件について、同一住所における申請者以外の受給資格者の有無を確認できる体制を整備させること
- イ 協会に対して、申請書未提出者も適切に把握して支給終了者一覧を作成させること
- ウ 上記ア及びイの処置が適切に執られるよう、協会に対して指導監督を行うこと

(3) 検疫所等に導入した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムについて、有効利用を図ったり運用の停止を含めた検討を行ったりするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)検疫所 (項)検疫業務等実施費
部 局 等	厚生労働本省、8 検疫所
契 約 名	健康監視システムソフトウェア開発業務一式等 14 契約
健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの概要	検疫所等が管轄する空港や海港に來航する外国からの航空機や船舶に対して実施する検疫に関する各種の情報を管理する機能及びシステム
健康監視システム及び通常検疫業務システムの開発、運用、保守等に要した費用	8 億 1263 万余円(平成 21 年度～23 年度)
有効利用及び適切な運用の見直しが必要な健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの開発、運用、保守等に要した費用に相当する額	1 億 1060 万円(平成 21 年度～23 年度)

(前掲 185 ページの「システムの開発、機器購入等に係る契約において、契約の履行が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成して契約代金を支払うなどしていたり、システムの機能の一部が、検討が十分でなかったことから業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしていたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

検疫所等に導入した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの利用について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 健康監視システム等の概要

貴省は、新型インフルエンザの世界的な流行が発生した場合に、発生国からの全ての入国者が健康監視の対象となり、検疫所、検疫所支所及び出張所(以下、これらを合わせて「検疫所等」という。)から複数の自治体に対して、短時間に膨大な情報を送付する必要があることなどから、このための機能(以下「新型インフルエンザ検疫業務機能」という。)を備えた、データベースサーバ等で構成されている健康監視システムを、平成 22 年 3 月から運用を開始することとして、職員が在勤する 51 検疫所等のうち 20 検疫所等に導入している。そして、健康監視システムは、通常時における検疫所等の各種データ処理能力の強化に資するこ

とも目的としていて、検疫所等が管轄する空港や海港に來航する外国からの航空機や船舶に対して実施する検疫に関する各種の情報を管理する機能(以下「通常検疫業務機能」という。)も備えている。

また、貴省は全国的に統一した事務処理体制を提供することにより業務の統一化及び平準化を図る必要があるとして、通常検疫業務機能をパーソナルコンピュータ単体で使用できるように改修したシステム(以下「通常検疫業務システム」という。)を、上記の20検疫所等を除いた31^(注2)検疫所等に、22年4月から運用を開始することとして導入している。

健康監視システム及び通常検疫業務システム(以下「健康監視システム等」という。)の23年9月までの開発、運用、保守等に要した費用は、システム開発、機能改修、システム用機器購入等に要した費用が計7億1537万余円(21年度6億9342万余円、22年度2194万余円)、運用及び保守に要した費用が計9725万余円(21年度546万円、22年度6510万余円、23年度2669万余円)、合計8億1263万余円となっている。

そして、前記の20検疫所等は、外国から來航する航空機及び船舶の数、乗客数等が多く、また、そのほとんどが主に空港に係る業務を行っている。

一方で、前記の31検疫所等は、外国から來航する航空機及び船舶の数、乗客数等は前記の20検疫所等と比較して少なく、また、そのほとんどが主に海港に係る業務を行っている。

(注1) 20検疫所等 成田空港、横浜、関西空港、神戸、福岡各検疫所、千歳空港、仙台空港、東京空港、中部空港、広島空港、門司、福岡空港、長崎、鹿児島、那覇空港各検疫所支所、福島空港、新潟空港、富山空港、小松空港、岡山空港各出張所

(注2) 31検疫所等 小樽、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、那覇各検疫所、千葉、川崎、清水、四日市各検疫所支所、稚内、函館、旭川空港、釧路、花咲、青森空港、秋田船川、鹿島、焼津、境、水島、福山、徳山下松・岩国、坂出、松山、高知、大分・佐賀関、巖原・比田勝、宮崎空港、石垣各出張所

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、開発、運用、保守等に多額の国費が投入されている健康監視システム等が有効に利用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び6^(注3)検疫所等において、契約書、仕様書等の関係書類、設置されている機器等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの45検疫所等については、健康監視システム等の導入から23年7月までの利用状況に関する調書等の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注3) 6検疫所等 小樽、成田空港、東京、横浜各検疫所、東京空港、川崎両検疫所支所

(検査の結果)

検査したところ、健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの利用状況について次のような事態が見受けられた。

51検疫所等における健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの導入時から23年7月までの利用状況を確認したところ、船舶の船名を入力する場合に、入

力欄の桁数が不足しているなどして入力作業が著しく煩雑となるなどの状態となっていたため、海港に係る業務に対応する機能が業務上の使用に耐えないものとなっていることなどから、通常検疫業務機能については、前記の20検疫所等のうち14検疫所等において全く利用されおらず(残りの6検疫所等のうち3検疫所等は一部の機能を除いて利用)、また、通常検疫業務システムについては、導入した前記の31検疫所等の全てにおいて全く利用されていなかった。そして、これらの検疫所等は、市販のソフトウェアを利用して通常時の業務を実施していた。

このように、21年度から23年度までの間に、開発、運用、保守等の費用相当額1億1060万余円を要した健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムが所要の機能を満たしていないことなどから有効に利用されていない状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、開発、運用、保守等に多額の国費を投入している健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムが、多数の検疫所等で有効に利用されていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、検疫所等に導入した健康監視システム等の利用状況等について十分に把握しておらず、検疫所等に対する指導や適切な運用の見直しを行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムは、各検疫所等における各種データ処理能力の強化、業務の効率化等を図るために導入したものである。

そして、20検疫所等に導入した健康監視システムは、新型インフルエンザ検疫業務機能を備えたシステムとして運用されており、また、成田空港検疫所のように膨大なデータを処理する必要のある検疫所等においては、市販のソフトウェアではなく、通常検疫業務機能を利用して業務を行う必要があることから、今後も運用を続ける必要がある。

一方、通常検疫業務システムは、新型インフルエンザ検疫業務機能とは切り離されたシステムであり、通常検疫業務システムを導入した31検疫所等は、主に海港に係る検疫業務を行う検疫所等がほとんどであり、また、通常時の検疫業務として処理すべきデータ件数も健康監視システムを導入した20検疫所等よりも比較的少なく、市販のソフトウェアを利用して支障なく業務を実施している。

については、貴省において、健康監視システムの通常検疫業務機能及び通常検疫業務システムの有効利用及び適切な運用の見直しを行うよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 健康監視システムの通常検疫業務機能については、海港に係る業務に対応する機能を除いて利用を図ること

イ 健康監視システムの通常検疫業務機能のうち海港に係る業務に対応する機能及び通常検疫業務システムについては、運用及び保守に要する費用やその他追加的に発生する機能改修費用等を抑えるために、運用の停止を含めた検討を行うこと

- (4) 生活保護事業の実施において、保護費に係る返還金等の額の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに保護費の返還及び徴収の決定を適切に行うことにより生活保護費等負担金の精算が適正なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、23 都府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	県 7、市 105、特別区 5、計 117 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
返還金等の額の算定が適切に行われていなかった被保護世帯	823 世帯
上記の被保護世帯に係る控除額等(1)	2 億 4946 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	1 億 8709 万円
年金収入に係る返還金から自立更生費等を控除されていた被保護世帯	469 世帯
上記の被保護世帯に係る控除額(2)	1 億 2699 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	9524 万円
(1)及び(2)の純計	3 億 6041 万余円
上記に係る国庫負担金相当額	2 億 7031 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

生活保護費に係る返還及び徴収の決定の適正化について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の

保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が法による保護(以下「保護」という。)を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の4分の3について生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)を交付している。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護費を支弁した事業主体は、法第63条に基づき、その受けた保護金品に相当する金額(以下「返還対象額」という。)の範囲内において事業主体の定める額をその者から返還させることとなっている(以下、法第63条に基づき返還する保護費を「返還金」という。)。また、被保護者が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときは、保護費を支弁した事業主体は、法第78条に基づき、不正に受給した額をその者から徴収することとなっている(以下、法第78条に基づき徴収する保護費を「徴収金」という。)

各事業主体に対する負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、返還金及び徴収金(以下「返還金等」という。)について、当該年度に調査、決定した額(以下「返還金等の調定額」という。)を保護費等の費用の額から控除して国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じて負担金の交付額を算定する。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

全国の事業主体に対する負担金の交付額は、平成20年度2兆0254億余円、21年度2兆2553億余円となっている。また、返還金等の調定額は、20年度298億8889万余円、21年度353億8139万余円と、いずれも多額に上っている。

(2) 保護費の支給基準及び収入申告

事業主体は、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として算定される生活費(以下「最低生活費」という。)の額から、被保護世帯における就労に伴う収入、年金受給額等を基に収入として認定(以下「収入認定」という。)される額を控除して決定された保護費の額を被保護世帯に支給することとなっている。

このため、被保護世帯は、収入状況に変動があった場合には、法第61条の規定に基づき、その旨を速やかに事業主体に届け出なければならないこととなっている(以下、この届出を「収入申告」という。)。また、事業主体は、実施要領に基づき、収入があるときの申告について、あらかじめ被保護世帯に申告の要領、手続等を十分理解させることとなっている。さらに、貴省は、収入申告のほかに、当該被保護世帯の収入状況を客観的に把握するために、事業主体に対して、全ての被保護世帯における世帯員全員の収入について、前年の給与収入等に係る市民税等の課税関係資料と被保護世帯が事業主体に申告した前年の

収入状況との照合等の調査(以下「課税調査」という。)を、毎年一斉に実施するよう実施要領等により指導している。

(3) 収入認定の方法

事業主体は、収入認定に当たり、収入を得るのに直接必要な交通費や年金の受給資格の証明を得るためなどに必要な経費(以下「必要経費」という。)について、当該収入から控除することとなっている。そして、就労に伴う収入があった場合には、就労意欲及び自立の助長を図るなどのため、収入の額に応じた一定額の控除(以下「勤労控除」という。)を行うこととなっている。

さらに、災害等に係る補償金、保険金等の臨時的な収入があった場合には、被保護世帯の自立の助長を図る目的に充てられる費用として、家屋補修等に係る経費等、実施要領で定められている費用に限りその控除が認められている。また、年金収入については、このような費用の控除は認められておらず、必要経費を除いた年金受給額全額を収入認定することとなっている。

(4) 返還金等の額の決定方法

事業主体は、法第63条を適用して返還決定を行う場合には、返還の対象となる収入の種類に応じて、実施要領に定める収入認定の規定に従って、必要経費の控除及び勤労控除を認定することとなっている。また、法第63条を適用した場合は、返還対象額の全額を返還させるべきであるとしているが、当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、実施要領に規定されている自立の助長を図る目的に充てられる費用のほかに、当該被保護世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てるものとして事業主体が認める費用(以下、これらの費用を合わせて「自立更生費等」という。)を返還対象額から控除することができることとなっている。

一方、法第78条を適用して徴収決定を行う場合には、その原因が被保護世帯の不実の申請等にあったことに鑑み、必要経費を除き受給した全額(以下「徴収額」という。)を徴収すべきこととされており、法第63条が適用される場合の取扱いは異なり、徴収額から勤労控除、自立更生費等の控除はできないこととされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

返還金等は本来保護費として支弁されるべきではなかったものであること、また、生活保護制度に対する国民の信頼を保ち、適正に収入申告を行っている被保護世帯よりも不誠実な被保護世帯が有利にならないよう公平性を確保する必要があることなどから、返還決定及び徴収決定(以下「返還決定等」という。)を適正に行うことは、極めて重要である。

そこで、本院は、合規性等の観点から、保護費の返還決定等が適正に行われているかに着眼して、^(注1)25都府県の168事業主体の183福祉事務所において、20年度から22年度までに返還決定等を行ったものについて、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

^(注2)検査したところ、23都府県の117事業主体の124福祉事務所において、次のような事態が見受けられた((1)と(2)には事態が重複しているものがある。)

(1) 返還金等の額の算定が適切に行われていないもの

23 都府県の 115 事業主体の 122 福祉事務所における 823 世帯
不適切な控除額等 2 億 4946 万余円
(うち負担金相当額 1 億 8709 万余円)

ア 収入申告がなされていない事態について不正受給の意図がなかったとして法第 63 条を適用しているもの

20 都府県の 73 事業主体の 78 福祉事務所における 604 世帯
返還対象額から控除していた勤労控除等の額 1 億 3122 万余円
(うち負担金相当額 9842 万余円)

上記の事業主体は、課税調査の結果により、収入申告されていない収入が判明したにもかかわらず、保護費の返還決定等に当たり、次の理由等から収入申告をしていなかった被保護世帯において収入を得ていた世帯員本人に不正受給の意図はなかったなどとして、法第 63 条を適用して、返還対象額から勤労控除、自立更生費等の控除を行っていた。

- (ア) 収入を得ていた世帯員本人に申告義務を十分に周知していなかったこと
- (イ) 収入を得ていた世帯員が申告義務を理解していなかったこと
- (ウ) 被保護世帯において、収入申告をしていなかったことについて反省し、収入が未申告であったことが判明した後の調査に協力的であること
- (エ) 収入を得ていた世帯員が高校生の場合、一律に法第 63 条を適用することとしていること

しかし、上記のような理由をもって不正受給の意図はなかったとして、法第 78 条を適用することについて十分検討することなく、法第 63 条を適用して勤労控除を認定することは、収入状況に変動があった場合に、被保護世帯は速やかに収入申告を行う義務があり、また、事業主体は収入申告についてあらかじめ被保護世帯に対し十分理解させなければならないとされていることから、適切とは認められない。

<事例 1>

A 市が課税調査を実施した結果、被保護世帯 B(平成 11 年 3 月保護開始)の世帯員 C に 17 年から 20 年までの間に収入申告されていない収入計 111 万余円があることが判明した。A 市は、申告義務について、世帯主には説明していたが、就労していた C に申告義務を十分周知していなかったため、被保護世帯 B に不正の意図はなかったとして、法第 63 条を適用し勤労控除として 80 万余円を控除した。

しかし、被保護世帯の収入状況に変動があった場合は事業主体に届け出なければならないこととなっているのに、被保護世帯 B からは、A 市に対して、C には収入がないとの申告が行われていたことから、法第 78 条の適用を十分検討することなく、法第 63 条を適用し勤労控除として 80 万余円(うち負担金相当額 60 万余円)を控除したことは適切とは認められない。

イ 返還対象額及び徴収額から控除すべきでない費用を控除して返還金等の額の決定を行っているもの

20 都府県の 73 事業主体の 76 福祉事務所における 187 世帯
返還対象額等から控除していた自立更生費等の額 1 億 0009 万余円
(うち負担金相当額 7507 万余円)

上記の事業主体は、交通事故保険金等の臨時的な収入があったことに伴う返還決定に当たり、保護開始前の借入金の返済に充当する額を控除したり、上記の臨時的な収入を将来の最低生活費に充てることにより保護を廃止できるとして返還対象額の全額を控除したりなどして、返還金の額を決定していた。

しかし、保護は、保護を受ける前の生活を保障するものではないため、保護開始前の債務に対する弁済金を返還対象額から控除することは、認められていない。

また、保護を廃止できるとして、返還の対象となった収入を返還させないで、将来の最低生活費に充当し、その額を返還対象額から控除することは、毎月行う保護の決定に当たり収入額を過大に認定することによって保護の廃止を判断することとなるので、認められていない。

さらに、法第78条による徴収決定に当たり、必要経費以外の控除は認められていないのに、誤って勤労控除等を認定している事態も見受けられた。

このように、返還対象額及び徴収額(以下「返還対象額等」という。)から控除すべきでない費用を控除して返還金等の額を決定するのは、適切とは認められない。

<事例2>

D市は、被保護世帯E(平成21年4月保護開始)が21年9月に債務整理による清算金136万余円を受領したという申告を受けて、法第63条による返還決定を行った。返還決定に当たり、必要経費として債務整理に伴う弁護士費用36万余円、自立更生費等として保護開始前に滞納していた国民健康保険料等87万余円を控除して、返還額を11万余円と決定していた。

しかし、滞納していた国民健康保険料等を控除するのは適切ではなく、D市が87万余円(うち負担金相当額65万余円)を控除したことは適切とは認められない。

ウ 費用返還請求の対象となる資力の発生時点を誤るなどしたため、返還金等の額を過小に決定しているもの

12府県の23事業主体の23福祉事務所における32世帯
過小となっている返還金等の額1814万余円
(うち負担金相当額1360万余円)

上記の事業主体は、返還決定等に当たり、遡及して受給した年金等の資力の発生時点を実際に年金を受給した日としていた。

しかし、遡及して年金を受給した場合における資力の発生時点は、実際に年金を受給した日ではなく、年金受給権が生じた日とされており、実際に年金を受給した日を資力の発生時点とすることは、本来返還の対象とすべき期間より短い期間に支給された保護費の額に対して返還金の額を算定することとなり、適切とは認められない。

<事例3>

F市は、被保護世帯(平成19年12月保護開始)の世帯主Gが20年8月に年金562万余円を遡及して受給したという申告を受けて、法第63条を適用し、20年8月から9月までの間に支給した保護費87万余円の返還決定を行った。

しかし、返還決定に当たり、資力の発生した時点を、年金受給権が発生した10年8月とすべきなのに、誤って、年金を実際に受給した20年8月としていた。Gの年金受給権は保護開始前に発生しているため、保護を開始した19年12月から20年9月までの間に支給し

た保護費 432 万余円が返還対象額となり、当初の返還決定額との差額 345 万余円(うち負担金相当額 259 万余円)が過小に算定されていた。

(2) 遡及して受給した年金収入に係る返還対象額から自立更生費等を控除しているもの

11 都府県の 18 事業主体の 21 福祉事務所における 469 世帯
自立更生費等として控除した額 1 億 2699 万余円
(うち負担金相当額 9524 万余円)

上記の事業主体は、年金を遡及して受給した場合の返還決定に当たり、返還対象額からほぼ一律に自立更生費等を控除していた。

前記のとおり、年金を遡及して受給した場合の返還決定に当たり、当該受給額の全額を返還させるべきであるとしているものの、全額を返還させることが当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、例外的に自立更生費等を控除することができるとしている。しかし、自立更生費等を控除することができる場合の考え方が明確に示されていないことから、基本的に自立更生費等を控除すべきものであると誤認して、返還対象額から自立更生費等を控除する取扱いとしていた。

上記のように、年金を遡及して受給した場合の返還金に係る自立更生費等の控除について、定期的に支給される年金の収入認定において、その受給額の全額が収入認定されている被保護世帯との公平性を考慮すると、控除の必要性を十分検討することなく、ほぼ一律に自立更生費等を控除する取扱いとすることは、適切とは認められない。

<事例 4>

H 市は、年金を遡及して受給した被保護世帯 114 世帯のうち 73 世帯について、返還決定に当たり、自立更生費等として家電製品の購入に要する額等計 3404 万余円(うち負担金相当額 2553 万余円)について返還対象額から控除する取扱いとしていた。

しかし、返還決定に当たり、自立更生費等の控除が認められるのは例外的な場合に限定されるべきであり、控除の必要性を十分検討することなく、ほぼ一律に自立更生費等を控除する取扱いとしていることは適切とは認められない。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

上記のように、収入申告がなされていないのに法第 63 条を適用したり、返還対象額等から控除すべきでない費用を控除して返還金等の額を決定したり、年金受給額等からほぼ一律に自立更生費等を控除したりしている事態は、生活保護制度の趣旨からみて適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。また、返還決定等に当たり、処理を誤って控除を認定したり、資力の発生時点を誤って返還金等の額を過小に算定したりなどしていた事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、

- (ア) 収入申告がなされていない事態に対して法第 78 条を適用することなどの認識等が十分でないこと、また、被保護世帯に対する収入申告義務について、世帯の状況に応じた説明が十分でないこと
- (イ) 返還決定等に当たり、返還金等の額の算定方法の理解が十分でなく、また、自立更生費等の控除の適切性及び必要性を十分検討していないこと、特に、遡及して受給し

た年金収入の返還決定に当たり、原則として自立更生費等を控除せずに受給額の全額を返還させるべきであることについての理解が十分でないこと

イ 貴省において、

(ア) 法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示していないこと及び返還決定等の方法について実施要領等で体系的に示していないこと

(イ) 返還対象額から控除できる自立更生費等について理解しやすく示していないこと、特に、遡及して受給した年金の返還決定に当たり、自立更生費等を控除することは例外的な場合に限定されることを十分周知していなかったこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

近年、被保護世帯数及び負担金が増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。ついては、貴省において、事業主体に対して返還金等の額の算定を誤っていたものなどについて速やかに適正な額による返還決定等を行うよう是正の処置を要求し、また、保護費の返還及び徴収を適切に行うことにより、負担金の精算が適正なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、収入申告がなされていない事態について検討を十分行った上で、法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)

イ 事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決定に当たり、特に遡及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

ウ 事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

(ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じて的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

(イ) 返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる期間及び返還対象額等の算定を適正に行うこと(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分検討した上で、控除の認定を適切に行うこと(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

エ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に対して改めて指導を徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(注1) 25都府県 東京都、京都、大阪両府、山形、茨城、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、徳島、福岡、佐賀、大分、宮崎各県

(注2) 23都府県 東京都、京都、大阪両府、山形、茨城、千葉、神奈川、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、山口、徳島、福岡、佐賀、大分各県

- (5) 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業における契約形態を、事業の性質に鑑み、原則として概算契約とするための必要な措置を講ずるよう改善の処置を要求し、概算契約の精算時に支払額の確認を適切に実施することを都道府県に対して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者等雇用安定・促進費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	38 都府県
緊急雇用創出事業の概要	民間企業等への委託により、失業者に対する短期の雇用機会の創出及び人材育成を図るもの
ふるさと基金事業の概要	民間企業等への委託により、地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会の創出を図るもの
確定契約で実施された両基金事業の実績額	1318 億 8947 万円(背景金額)(平成 21、22 両年度)
新規雇用失業者に係る人件費の確認が十分に行われていない概算契約で実施された両基金事業の実績額	188 億 6402 万円(平成 21、22 両年度)

(前掲 254 ページの「ふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの」参照)

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業に係る契約形態等について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金の創設の経緯

平成 20 年秋以降、深刻な経済不安を背景にして、派遣労働者のいわゆる雇止めなどの雇用不安が社会問題化するなど、地域の雇用情勢は全国的に急激に悪化した。このような状況に対処するため、貴省は、20 年度第 2 次補正予算が成立したことを受けて、都道府県に対して、平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)等に基づき緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「緊急雇用交付金」という。)1500 億円を、また、平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱(平成 21 年厚生労働省発職第 0130002 号)等に基づきふるさと雇用再生特別交付金 2500 億円をそれぞれ交付している。その後、緊急雇用交付金は、累次の追加交付があり、23 年度第 1 次補正予算までに累計で 8500 億円が都道府県に交付されている。

そして、交付金の交付を受けた都道府県は、緊急雇用交付金により短期の雇用・就業機会を創出するための基金として緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用基金」という。)を、また、ふるさと雇用再生特別交付金により地域における継続的な雇用機会を創出するための基金としてふるさと雇用再生特別基金をそれぞれ創設している(以下、これらの基金を合わせて「両基金」という。)

(2) 緊急雇用創出事業の概要

緊急雇用創出事業は、都道府県及び市町村等(以下「都道府県等」という。)が緊急雇用基金を活用して、都道府県等が企画した事業等を民間企業等へ委託し、失業者に対する短期の雇用機会の創出及び人材育成を図る事業等を実施するものである。そして、この事業は、貴省が定めた緊急雇用創出事業実施要領(平成21年厚生労働省職発第0130008号)等に基づき、20年度から23年度(一部については24年度)までの間、実施することとされている。

また、緊急雇用創出事業は、緊急雇用基金として造成した8500億円のうち4500億円を財源に実施される緊急雇用事業と、同じく4000億円を財源に実施される重点分野雇用創造事業に分かれており、前者は23年度までの事業とされているが、後者には震災対応事業が追加され、24年度まで実施することとされている。そして、両事業は、対象分野、新たに雇用された失業者(以下「新規雇用失業者」という。)の雇用期間等の相違はあるものの、いずれも、都道府県等が企画した事業等を民間企業等へ委託し、受託した民間企業等が公募により失業者を雇用して事業を実施するものである。

(3) ふるさと基金事業の概要

ふるさと基金事業は、都道府県等がふるさと雇用再生特別基金を活用して、都道府県等が企画した事業等を民間企業等へ委託し、地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会の創出を図る事業等を実施するものである。そして、この事業は、貴省が定めたふるさと雇用再生特別基金事業実施要領(平成21年厚生労働省職発第0130005号)等に基づき、20年度から23年度までの間、実施することとされている。

(4) 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業の実施

緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業は、いずれも失業者に対する雇用機会の創出を目的としている。このため、貴省は、両基金の各事業実施要領において、委託事業の実施に当たっては、緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業の委託を受けた民間企業等(以下「受託者」という。)は、原則として、公共職業安定所等を通じて公募に応じた新規雇用失業者等によって事業を実施することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業に係る委託契約は両基金の目的や事業の性質等を勘案した適切な形態になっているか、新規雇用失業者に係る人件費の支払は適切に実施されているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、貴省、9道県^(注1)及びその管内の市町村において、21、22両年度に実施された緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業を対象として、委託契約書、実績報告書等の書類を精査することなどにより会計実地検査を行った。また、この9道県のうち北海道を除く8県^(注2)を含む38都府県及びその管内の市町村等(以下、これらの都府県等を「38都府県等」

という。)において、21、22両年度に実施された緊急雇用創出事業のうちの緊急雇用事業及びふるさと基金事業(以下「両基金事業」という。)に係る委託契約計25,324件、事業実績額計2156億7207万余円について、その契約形態に関する調書を徴するなどして検査した。

(注1) 9道県 北海道、千葉、岐阜、愛知、滋賀、奈良、福岡、熊本、鹿児島各県

(注2) 38都府県 東京都、京都、大阪両府、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 両基金事業に係る委託契約の契約形態について

38都府県等が実施する両基金事業に係る委託契約は、契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約して、履行が完了した段階で精算条項に基づき額を確定させる概算契約及び契約金額が契約締結時に確定している確定契約の2種類の契約形態で実施されていた。そして、概算契約及び確定契約の件数及び事業実績額は、表1のとおりとなっており、全契約件数に対する各契約形態別の件数の割合は、概算契約が35.4%、確定契約が64.6%となっていた。

表1 概算契約及び確定契約の件数及び金額 (単位：件、千円)

	全契約	概算契約	確定契約
契約件数 (件数全体に占める割合)	25,324 (100%)	8,954 (35.4%)	16,370 (64.6%)
事業実績額 (実績額全体に占める割合)	215,672,077 (100%)	83,782,607 (38.8%)	131,889,470 (61.2%)

そして、38都府県等の契約形態について確認したところ、概算契約及び確定契約が混在している都府県等が多数見受けられたが、全てを概算契約としている県等や、逆に全てを確定契約としている県等も見受けられており、契約形態が区々となっていた。

(2) 新規雇用失業者の雇入れに要した日数等について

両基金事業の実施に当たって、受託者が、公共職業安定所等を通じて新規雇用失業者として雇い入れることを予定していた人数について公募開始から最終的な雇入れの完了までにどの程度の日数を要しているかを契約形態別に見ると、表2のとおりとなっている。

表2 新規雇用失業者の雇入れに要した日数 (単位：件)

	合計件数	0日～30日	31日～60日	61日～90日	91日以上
概算契約	7,539	4,567	1,358	478	1,136
確定契約	14,911	10,100	2,371	859	1,581
合計	22,450	14,667	3,729	1,337	2,717

注(1) 91日以上欄には、委託事業終了時までに予定した人数の雇入れが完了しなかった契約を含む。

注(2) 当該年度に失業者を公募していないことにより集計できない契約があるため、表1の契約件数と合計件数は一致しない。

概算契約又は確定契約のいずれの契約形態で実施された事業についても、公募開始から雇入れの完了までには一定の日数を要しており、また、その日数は区々となっていた。

＜事例1＞

愛知県は、平成21年度に、緊急雇用事業として21年12月22日から22年3月27日までの間に、新規雇用失業者として12名の雇入れを予定した、安全・安心まちづくり犯罪多発地域パトロール活動事業を確定契約で委託して実施していた。そして、受託した企業は、21年12月14日から公共職業安定所を通じて新規雇用失業者として雇い入れるための公募を行っていたものの、22年1月17日時点で、予定した人数の3分の1に当たる4名しか雇い入れることができず、結果的に事業終了時点で予定していた人数の確保ができなかった。

また、21、22両年度における38都府県等の両基金事業の新規雇用失業者数は、累計348,952人となっているが、このうち雇用契約期間の満了前の離職者数は、累計23,672人となっている。このように、雇用契約期間の途中で離職が生じた場合は、不足する人員を補充するため、公共職業安定所等を通じて再度公募することになり、予定していた人数の雇入れが完了するまでに更に期間を要することになる。

以上のように、両基金事業においては、委託事業の実施に当たって、新規雇用失業者の雇入れのために要する日数、事業実施途中での離職の可能性等の不確定な要素があることから、これに伴う人件費等の変動が見込まれる。しかし、両基金事業の契約形態についてみると、表1のとおり、確定契約が6割以上を占めており、同契約により両基金事業を実施した場合には、実施途中で雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動への対応が困難となっていた。

また、確定契約は、契約締結時に契約金額が確定しており、契約内容に従って委託事業が適切に実施されていれば契約金額が支払われるため、受託者が実際に支払っていた新規雇用失業者に係る人件費の額が、都道府県等に請求していた額を下回っていることが確認できて、返還の措置を執ることができないことになっていた。

＜事例2＞

千葉県山武市は、平成21年度に、ふるさと基金事業として確定契約で実施した豊かな森林資源再生事業において、受託した企業の請求に基づいて委託費計19,536,300円を支払っていた。しかし、同企業が提出した実績報告書には、誤って既存の雇用者の社会保険料を含めていて新規雇用失業者の賃金が過大に計上されていたため、支払額が計1,461,141円過大となっていたが、確定契約であり、委託事業そのものは適切に実施されていたことから、返還の措置は執られていない。

(3) 新規雇用失業者に係る人件費の支払の確認等について

概算契約は、履行が完了した段階で、事業の実施に要した経費に応じて額を確定させるものであることから、賃金台帳等のように実際の支払が確認できる書類に基づき委託費の請求額を確認するなどして額を確定すべきものである。特に新規雇用失業者に係る人件費の支払の確認は、雇用機会の創出という緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業の目的と密接に関連するもので極めて重要である。

そこで、概算契約について、全てを確定契約としている県及びその管内の市町村等を除いた、37都府県及びその管内の市町村等(以下、これらの都府県等を「37都府県等」という。)が新規雇用失業者に係る人件費の支払をどのように確認しているか検査したところ、

表3のとおり、概算契約であるにもかかわらず新規雇用失業者に係る人件費の支払について、賃金台帳等により実際の支払額を確認しないまま額を確定している契約が、計2,051件(事業実績額188億6402万余円)あり、全体の2割以上に上っていた。

表3 概算契約における新規雇用失業者に係る人件費の支払の確認方法 (単位：件、千円)

	合計件数	賃金台帳等を確認	賃金台帳等の確認なし
概算契約件数 (件数全体に占める割合)	8,954 (100%)	6,903 (77.1%)	2,051 (22.9%)
概算契約での事業実績額 (実績額全体に占める割合)	83,782,607 (100%)	64,918,581 (77.5%)	18,864,025 (22.5%)

(注) 金額は千円未満を切り捨てているため、各項目の金額を合計しても合計欄の金額と一致しない。

そして、受託者が提出した実績報告書の記載内容を検査したところ、受託者が実際に支払っていた新規雇用失業者に係る人件費の額が、都道府県等に請求していた額を下回っている事態等が見受けられた。

<事例3>

福岡県は、平成20、21両年度に、ふるさと基金事業として概算契約で委託して実施した看護補助者確保支援事業において、受託した企業が提出した実績報告書を賃金台帳等により確認しないまま、委託費を計251,136,621円と確定して支払っていた。しかし、同企業が提出した実績報告書には、賃金台帳の金額の集計を誤るなどして新規雇用失業者に係る人件費等が過大に計上されていた。

以上のように、37都府県等においては、受託者が実際に支払っていた新規雇用失業者に係る人件費の額の確認が十分に行われていないものが概算契約全体の2割以上見受けられ、結果として委託費の請求額と委託事業に要した額にかい離が生じている事態も発生していた。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

以上のように、両基金事業の契約形態について、確定契約が6割以上を占めていて、これらの契約において事業の実施途中で雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動に対応することが困難となっている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

また、概算契約について、37都府県等において受託者が実際に支払っていた新規雇用失業者に係る人件費の額の確認が十分に行われていないものが全体の2割以上見受けられるなど、精算時における確認が十分に行われていない事態は適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 貴省において、都道府県等が実施する緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業において新規雇用失業者の雇入れに要する日数によって人件費等の変動が生ずることに対する認識が十分でなかったこと及び概算契約の精算時において適切な確認を実施する必要性について都道府県への周知徹底が十分でないこと
- イ 都道府県等において、概算契約の精算時において支払額の確認を適切に実施することの重要性に対する認識が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、緊急雇用事業及びふるさと基金事業を23年度まで実施することとし、震災対応事業を追加した重点分野雇用創造事業については、今後も緊急雇用基金を活用して実施する必要があることから、24年度まで実施することとしている。また、22年度末時点での両基金の残高は、緊急雇用基金が4204億余円、ふるさと雇用再生特別基金が1148億余円となっており、23年度及び24年度においても事業の実施額が多額に上ることが見込まれる。

については、貴省において、失業者に対する雇用機会の創出という事業の実施をより適切なものとするよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業に係る委託契約については、公募により雇用した新規雇用失業者を事業に従事させるという事業の性質に鑑み、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、原則として概算契約とするよう必要な措置を講ずること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)

イ 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業の実施に当たり締結する概算契約については、精算時に支払額の確認を適切に実施するよう都道府県に対して通知するなどしてその周知徹底を図ること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

- (6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

(平成23年10月28日付けで財務大臣及び厚生労働大臣宛てに意見を表示したものの全文は、136ページの財務省の項に掲記)

- (7) 医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国民健康保険組合において、組合員が診療所等の休止又は廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事の状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費)
部 局 等	厚生労働本省、7都府県
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者	15国民健康保険組合(保険者)
療養給付費補助金の概要	国民健康保険組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、被保険者に係る医療給付費に対して補助するもの
休止又は廃止を届け出た後も組合員となっている者等に係る医療給付費の額	14億0361万余円(平成17年度～21年度)
上記に係る療養給付費補助金相当額	4億3089万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

医師、歯科医師及び薬剤師が加入する国民健康保険組合における組合員資格について

(平成23年10月21日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度等の概要

(1) 国民健康保険組合の概要

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

このうち、国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされている。

(2) 療養給付費補助金の概要

貴省は、国民健康保険について各種の国庫助成を行っており、その一つとして、国保組合が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、国保組合に対して、療養給付費補助金を交付している。

そして、療養給付費補助金の交付額は、原則として、各国保組合の被保険者の療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額(以下「医療給付費」という。)の100分の32に相当する額等とすることとなっている。

療養給付費補助金の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、貴省に提出して、③貴省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、貴省に提出して、⑥貴省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

(3) 医師、歯科医師及び薬剤師の国保組合の概要

旧国民健康保険法(昭和13年法律第60号)に基づく国民健康保険事業は、従前から相扶共済の精神にのっとり同一業種で任意に組織していた組合があったことを踏まえ、地域住民を対象とする普通国保組合と、同一事業又は同種の業務に従事する者を対象とする特別国保組合(現在の国保組合)を保険者として行われており、これらの国保組合は、いずれも任意に設立されるものとなっていた。

このうち、特別国保組合は、昭和33年に現行の国保法が制定され、全ての市町村が36年4月までに国民健康保険事業を行うことが義務付けられた以降は、その歴史的経緯等から国保組合として認められていたものである。

医師、歯科医師及び薬剤師の医療従事者は、診療する側であることから医療給付を行う必要がない者として、普通国保組合に加入することができないこととされていた。このため、医師、歯科医師及び薬剤師の国保組合(以下「三師国保組合」という。)は特別国保組合として、32年以降に順次設立されたものであり、平成22年度末現在における組合数は、全165国保組合の過半数を占める92組合(医師国保組合47組合、歯科医師国保組合27組合、薬剤師国保組合18組合)となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、^(注1) 合規性等の観点から、13都府県の23三師国保組合において、組合員資格を正しく確認しその管理が適切に行われているかに着眼して、事業実績報告書、加入申込書等の関係書類を調査するとともに、23三師国保組合に対して調査票を配布するなどして、各国保組合が、その規約において定めた事業又は業務に従事する者を組合員として組織しているかなどを確認する方法により会計実地検査を行った。

(注1) 13都府県 東京都、大阪府、秋田、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、広島、山口、福岡、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 上記23三師国保組合のうち^(注2) 12都府県の21三師国保組合は、それぞれの規約において、組合員の範囲をその母体組織である医師会、歯科医師会又は薬剤師会(以下、これらを合わせて「三師会」という。)の会員及びこれらの会員の所属する医療機関等に勤務する者とするなどと規定しており、組合員の資格について、それぞれの事業又は業務に従事する必要があることが明確になっていなかった。

^(注3) このことについて、12都府県の18三師国保組合は、調査票において、三師会の会員資格があれば組合員となることができると回答している。

イ 三師会等に診療所等の休止又は廃止(以下「休廃止」という。)を届け出た23三師国保組合の組合員のうち^(注2) 12都府県の21三師国保組合の組合員1,612人(被保険者2,647人)が、休廃止を届け出た後も引き続きそれぞれの三師国保組合の組合員となっていた。

これらの組合員の休廃止の届出後の状況を期間別に示すと次表のとおりであり、休廃止を届け出た後から2年以上経過している者が、全体の6割を超えている状況となっている。

表 休廃止を届け出た後も組合員となっていた組合員数・被保険者数 (単位：人、%)

区分	休廃止を届け出た後の経過期間							
	1年未満		1年以上2年未満		2年以上		計	
	組合員	被保険者	組合員	被保険者	組合員	被保険者	組合員	被保険者
休止	2	3	4	6	12	23	18	32
廃止	319	532	256	430	1,019	1,653	1,594	2,615
計	321	535	260	436	1,031	1,676	1,612	2,647
全体に占める比率	19.9	20.2	16.1	16.5	64.0	63.3	100	100

(注) 被保険者数には組合員数を含む。

このことについて、21 三師国保組合は、休廃止の届出は、医師等である組合員自らが経営する診療所等を病気等の理由により休院又は閉院する場合に行うものであって、組合員が三師会を退会しないということは、医師等として、その後もそれぞれの事業又は業務に携わっているはずであるなどと説明している。

ウ 上記 21 三師国保組合のうち 7 都府県の 15 三師国保組合は、調査票において、休廃止を届け出た後も引き続き組合員となっている組合員 1,404 人(被保険者 2,335 人)のうち、148 人(被保険者 292 人)については休廃止を届け出た後も事業又は業務に従事していると回答していた。

しかし、残りの組合員 1,256 人(被保険者 2,043 人)の状況については調査票にその記載がなかった。

このことは、三師国保組合において、組合員が休廃止を届け出た後の事業又は業務への従事の状況について適時的確に把握していなかったことなどによると思料される。

エ 前記 15 三師国保組合の組合員 1,404 人、これに係る被保険者 2,335 人の 17 年度から 21 年度までの間における医療給付費は 14 億 0361 万余円となっており、これらの被保険者に係る療養給付費補助金相当額を算定すると 4 億 3089 万余円となる。

(注 2) 12 都府県 東京都、大阪府、秋田、神奈川、富山、岐阜、愛知、三重、広島、山口、福岡、沖縄各県

(注 3) 12 都府県 東京都、大阪府、秋田、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、広島、山口、福岡各県

(注 4) 7 都府県 東京都、大阪府、神奈川、愛知、広島、福岡、沖縄各県

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、国保法において、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者で国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織すると規定されている。したがって、三師会の会員という特定の資格を有することをもって、事業又は業務に従事していなくても組合員となることができるものではない。

そして、前記のように、三師国保組合において、三師会の会員資格があれば組合員となることができると規約を解釈しているなどのことから、組合員の資格について、それぞれの事業又は業務に従事する必要があることが明確でなく曖昧な状況となっていたり、休廃止を届け出た後から長期間が経過するなどしているのに、組合員の事業又は業務への従事の状況を適時的確に把握していなかったりしている事態は、国民健康保険制度の適正で公平な運営を図る上で適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 三師国保組合において、それぞれの事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることについて十分認識していないこと

イ 三師国保組合において、組合員が休廃止を届け出た後のそれぞれの事業又は業務への従事の状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うことについての認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

国保法は保険者を原則として市町村としているが、国保組合は、国保法制定後もその歴史的経緯等から同種の事業又は業務に従事する者が自主的に組織することを特別に認められたものであることから、その組合員資格が適正に保たれることで、適正で公平な国民健康保険制度の運営が図られるとともに、国保組合に交付される療養給付費補助金の算定が適正なものとなる。

については、貴省において、国保法の規定にのっとり三師国保組合が適正に組織されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 三師国保組合に対して、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること
- イ 三師国保組合に対して、組合員が休廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事の状態を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うよう指導すること

- (8) 緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	予算補助
事業主体	中央職業能力開発協会
緊急人材育成支援事業の概要	雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練、訓練・生活支援給付等を実施するもの
緊急人材育成支援事業に係る基金造成額	3870 億 5061 万余円(平成 21、22 両年度)
上記のうち平成 22 年度までに基金から支出された額	1357 億 3833 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

緊急人材育成支援事業の実施状況及び求職者支援制度について

(平成 23 年 9 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 緊急人材育成・就職支援基金事業の概要

貴省は、平成 21 年度第 1 次補正予算が平成 21 年 5 月 29 日に成立したことを受けて、平成 21 年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成 21 年厚生労働省発能第 0605001 号)に基づき、同年 6 月に、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)に対して緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金 7000 億円を交付している。

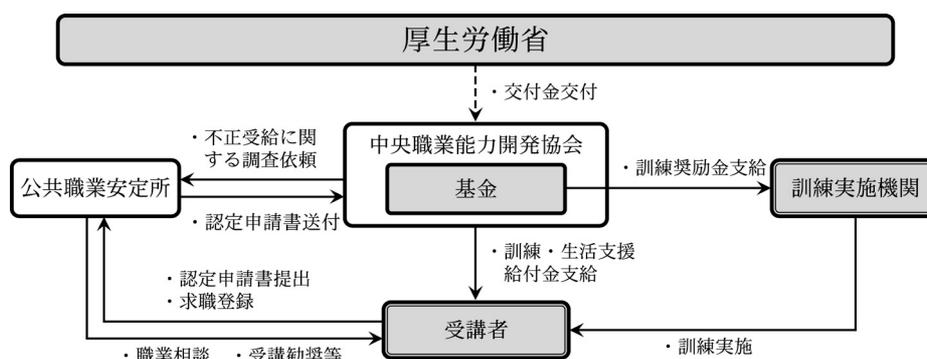
協会は、この交付金を財源として緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、基金を活用して緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施している。基金事業は、深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業期間が長期化していくことが懸念されることから、雇用保険受給資格のない者や雇用保険受給終了者等の長期失業者に対するセーフティネットを作り、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が中心となって職業訓練、再就職及び生活への支援を総合的に推進することを目的としている。

そして、22年度までの基金の造成額は、前記の交付金交付後、基金の一部が国庫返納されたり交付金が追加交付されたりしたことにより5581億4662万余円となっている。

(2) 緊急人材育成支援事業の概要

基金事業のうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、図1のとおり、職業訓練(以下、緊急人材育成支援事業として行うこの職業訓練を「基金訓練」という。)、訓練・生活支援給付等を実施するものである。

図1 緊急人材育成支援事業の概要図



そして、前記の基金造成額5581億4662万余円のうち、表1のとおり、緊急人材育成支援事業に係る造成額は3870億5061万余円となっており、このうち1357億3833万余円が21、22両年度に基金から支出されている。

表1 基金の造成額の推移及び内訳

年 月 日(注)	平成21年5月29日	平成21年12月15日	平成22年9月24日	平成22年11月26日
基金の造成額(千円)	700,000,000	346,646,627	358,646,627	558,146,627
うち緊急人材育成支援事業に係る造成額(千円)	478,439,000	288,043,056	288,043,056	387,050,619
事由	21年度第1次補正予算成立により、事業開始。	21年度第2次補正予算成立により、3533億余円を国庫返納。	閣議決定により、120億円を積み増し。	22年度補正予算成立により、1995億円を積み増し。

(注) 本欄には予算が成立した日等を記載しており、実際に交付金の交付等がなされた年月日とは一致しない。

ア 基金訓練の概要

基金訓練の対象者は、訓練開始予定の日において、安定所に求職の申込みを行っている求職者であること、現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況からみて受講が適切であると判断され、公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)から受講勧奨を受けていることなどの要件を満たす者であるとされている。

協会は、基金訓練の訓練コースについて、基金訓練を実施する機関(専修学校、教育訓練企業等。以下「訓練実施機関」という。)の名称、所在地、訓練内容、応募方法等に関する情報を、安定所と連携して受講希望者に提供することとされている。これらの情報により訓練コースを選定した受講希望者は、安定所から交付を受けた受講申込書を訓練実施機関に提出し、訓練実施機関の選考及び安定所長による受講勧奨を経て、基金訓練の受講を開始する。

基金訓練の訓練コースは基礎力を養成するもの、実践的な能力を習得するものなど4種類があり、これらの訓練コース及び都道府県等が実施する公共職業訓練については、基金訓練の基礎的な訓練コースの受講後に基金訓練の実践的な訓練コースを受講したり、基金訓練の実践的な訓練コースの受講後に公共職業訓練を受講したりなど、一定の条件の下に連続して受講できることとされている。そして、基金訓練の受講者に対しては、安定所において訓練の修了後に積極的な就職支援を行うこととされている。

また、訓練実施機関に対しては、その実施する訓練コースの種類及び受講者数等に応じて、基金から訓練奨励金を支給することとされている。

イ 訓練・生活支援給付の概要

訓練・生活支援給付は、基金訓練又は公共職業訓練(以下「基金訓練等」という。)の受講中の生活保障を行い、円滑な受講に資するため、基金訓練等を受講している者に対して、訓練・生活支援給付金(以下「支援給付金」という。)を支給するものである。訓練・生活支援給付は、生活が困窮しており訓練の継続が困難であると判断される受講者の生活を保障するものであることから、支給対象者についての要件(以下「受給資格要件」という。)が定められており、その主なものは以下のとおりである。

- ① 安定所長の受講勧奨等により、基金訓練等を受講する者であること
- ② 雇用保険の求職者給付の受給ができない者であること
- ③ 世帯の主たる生計者であること(以下「主たる生計者要件」という。)
- ④ 年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下の者であること
- ⑤ 世帯を構成する者全員の保有する金融資産の合計が800万円以下の者であること(以下「金融資産要件」という。)

支援給付金の支給額は月額10万円(被扶養者を有する者は月額12万円)とされており、21、22両年度に支給された支援給付金は738億4332万円となっている。

支援給付金の支給を希望する者は、訓練・生活支援給付受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)、所要の証明書類及び申請者本人の自筆署名による申告書(以下「申告書」という。)を安定所に提出し、安定所は受給資格要件を確認した上で、認定申請書等を協会に送付することとされている。協会は、送付された認定申請書等を審査して受給資格の認定(以下「受給資格認定」という。)を行うこととされている。また、受給資格認定時の審査に当たっては、証明書類によることが困難な場合又は本人から申し立てがあった場合には、受給資格要件の大半について、申告書をもって確認を行って差し支えないものとされている。

そして、協会から受給資格認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、毎月、訓練・生活支援給付支給申請書等を訓練実施機関を経由するなどして協会に提出することとされている。支援給付金の支給は、基金訓練等への出席に関する要件(以下「出席要

件」という。)等を満たすことが必要とされており、協会は、提出された訓練・生活支援給付支給申請書等について、出席要件等を審査して支給を決定することとされている。

なお、公共職業訓練の受講により受給資格認定を受ける場合は、当該訓練について安定所長の受講推薦を受ける必要がある。

ウ 支援給付金に係る事後的調査の概要

協会は、支援給付金に係る不正防止のため、毎年度、受給者の中から調査対象者を無作為に抽出し、受給者本人及び当該者の訓練を実施した訓練実施機関に対して、電話等により申請内容の確認を行うこととなっている。

また、不正受給の疑いがあるなど受給者に事情を確認する必要がある場合には、協会は、安定所に対して、受給者本人から事情を聴取したり書類提出等を指示したりするよう依頼することとなっている。この安定所が行う調査については、あくまでも本人の任意の協力によってのみ実現され得るものであり、本人がこれに応じない場合であっても、強制力をもって従わせることはできないものであることに留意することとされている。

エ 受講勸奨、受講推薦等の概要

基金訓練等の受講に当たって要件となる安定所長の受講勸奨及び受講推薦(以下「受講勸奨等」という。)は、単に求職者の受講希望のみに応じて受動的に行うべきものではなく、求職者のこれまでの職業経歴と今後の職業生活の設計に係る長期的な視点での職業相談を行った上で、受講させる訓練を決定して受講勸奨等を行う必要があるとされている。

また、安定所においては、担当者制を採っている場合を除き、求職者の来所の都度、担当する職員等が変わることなどから、職業相談に当たっては、求職者の支援のために必要な情報を共有して一貫した就職支援を行うために、職業相談等の終了後等に、必ず求職管理情報^(注1)に必要な情報を記録することとされている。

(注1) 求職管理情報 国の行う職業紹介として、全国の安定所において求職者に対する一貫した支援を行うことができるよう、求職者支援に必要な情報を記録し全国の安定所の職員間で共有するためのものであり、総合的雇用情報システム(平成23年6月末にハローワークシステムに完全に移行)の一部である。

オ 就職状況の確認等の概要

訓練実施機関は、各受講者の訓練終了3か月後(受講を途中でやめた者(以下「中退者」という。))については退校時の就職等の状況について、各受講者からの書面(以下「就職状況報告書」という。)の提出により把握し、その結果を取りまとめて就職状況報告書とともに協会に報告することになっている。そして、貴省は、基金訓練受講者の就職率を、就職状況報告書に基づき算定している。

(3) 求職者支援制度の概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)が23年5月20日に公布され、同年10月1日から同法に基づく新制度(以下「求職者支援制度」という。)が開始されることとなった。求職者支援制度は、現行の緊急人材育成支援事業の制度を基に創設されるものであり、安定所に就職の申込みをしている者(雇用保険被保険者及び雇用保険の受給資格を有する者を除く。)のう

ち、労働の意思及び能力を有している者であって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があると安定所長が認めた者(以下「特定求職者」という。)に対して、職業訓練の実施、給付金の支給その他の就職に関する支援措置を実施することとされている。

求職者支援法においては、職業訓練の実施及び給付金の支給について、以下のように規定されている。

① 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであることなどの要件に適合する旨の認定をすることができること(以下、求職者支援制度において厚生労働大臣が認定するこの職業訓練を「認定職業訓練」という。)

② 特定求職者が安定所長の指示した認定職業訓練等を受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して職業訓練受講給付金を支給することができること

求職者支援法における認定職業訓練及び職業訓練受講給付金は、現行の緊急人材育成支援事業における基金訓練及び支援給付金に、それぞれ相当するものとなっている。

そして、現行の緊急人材育成支援事業は求職者支援制度の開始に伴って同年9月30日で終了(経過措置に係るものを除く。)することとなっており、基金事業全体が終了した際、残余財産がある場合は、交付金の全部又は一部に相当する額が国庫に納付されることとなっている。また、緊急人材育成支援事業の実施主体であった協会は、求職者支援制度に係る業務は行わないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

緊急人材育成支援事業は、雇用保険制度と生活保護制度の間を埋める第2のセーフティネットを整備するものであるが、予算措置により協会に基金を設置して実施される時限の補助事業であり、また制度の設計から事業開始までが短期間のうちに行われている。一方で、恒久的にこのセーフティネットを整備するものとして、求職者支援法に基づく求職者支援制度が導入されることとなっており、求職者支援制度は緊急人材育成支援事業の制度を基に創設されるものとなっている。そして、23年10月1日から実施される求職者支援制度に係る23年度の予算額は、665億円と多額に上っている。

本院は、このような状況を踏まえて、求職者支援制度の実施に資するものとするを念頭において、緊急人材育成支援事業の実施状況について、合规性、有効性等の観点から、支援給付金の支給等は適切に行われているか、事業の効果を適切に把握し十分に発現される体制となっているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

本院は、21、22両年度に緊急人材育成支援事業のために基金から支出された1357億3833万余円を対象として、貴省及び協会において、交付金交付申請書、事業実施報告書等の関係書類等により会計実地検査を行うとともに、貴省及び協会から、支援給付金の支給の記録、受講者の就職状況に係る調書等の提出を受けその内容を分析するなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 支援給付金の支給等の状況

ア 中退者等に対する支援給付金の支給

支援給付金は、訓練受講中の生活保障を行うものとして月額10万円又は12万円支給されることとされている。そして、1回目の支給については、基金訓練等に1日以上出席することで、2回目以降の支給については、前月の基金訓練等に8割以上出席することなどで、それぞれ出席要件を満たし、1か月分の支援給付金が支給されることとなっている。

そこで、22年12月までに終了した基金訓練等を受講した受給資格者に対する受給資格認定115,640件のうち、支援給付金の支給を1回しか受けていないもの5,580件(これに対する22年度末までの支援給付金支給額5億9012万円)について検査したところ、基金訓練を受講していた期間が訓練開始から数日間であるにもかかわらず、1回目の支給として1か月分の支援給付金を受給している者が見受けられた。

<事例1>

受講者Aは、平成22年5月6日開始の訓練コースを受講し、協会から受給資格認定を受けていた。

そして、Aは、5月6日及び7日の2日間しか訓練に出席していないのに、訓練初日の5月6日の出席により1回目の支給に係る出席要件を満たすこととなり、2日間の訓練受講に対し1か月分の生活保障に相当する支援給付金12万円を受給していた。

また、基金訓練等の中退して、直ちに別の基金訓練等を連続して受講した結果、支援給付金の対象となる訓練の期間が重複して、実質的に月額10万円又は12万円を上回る支援給付金を受給している者が見受けられた。

<事例2>

受講者Bは、平成22年5月6日開始の6か月間の訓練コースCを受講し、協会から受給資格認定を受けていた。

そして、Bは、訓練コースCを4か月受講した後、9月3日付けで退校願を提出して中退し、新たに別の訓練実施機関が実施する9月6日開始の3か月間の訓練コースDを受講して、協会から受給資格認定を受けていた。

この間、Bは、8月6日からの1か月間に訓練コースCに8割以上出席しており、中退後の9月6日からの1か月分の支援給付金についても出席要件を満たすことから、この1か月分を含め、訓練コースCに係る支援給付金を5か月分計60万円受給していた。一方で、訓練コースDに係る支援給付金を9月6日からの3か月分計36万円受給していた。このため、訓練コースC及び訓練コースDに係る支援給付金の対象となる期間は、9月6日から10月5日までの1か月間が重複しており、Bは、この1か月間に、2か月分の生活保障に相当する支援給付金計24万円を受給していたことになる。

以上のとおり、緊急人材育成支援事業においては、中退者等に対する支援給付金の支給が基金訓練等の受講期間に応じたものとなっていない事態が生じていた。

求職者支援制度においては、職業訓練受講給付金の支給を認定職業訓練等の受講期間に応じたものとする必要があると認められる。

イ 支援給付金の受給資格認定時の審査

(ア) 支援給付金の受給資格要件の確認の状況

前記のとおり、受給資格認定時の審査に当たっては、所要の証明書類等により受給資格要件の確認を行うこととされているが、主たる生計者要件を確認するために必要な申請者の世帯構成の確認については、認定申請書の家族状況欄に本人が記載した世帯構成及び申告書によることとされており、住民票等の証明書類によることとされていない。また、このほか、証明書類によることが困難な場合又は本人から申立てがあった場合には、受給資格要件の大半について、申告書により確認を行って差し支えないものとされている。

そこで、協会における実際の審査の状況について、23年5月2日から31日までに受給資格認定された17,499件のうち100件を無作為に抽出して、審査の際に協会が確認した書類を検査した。その結果、主たる生計者要件の確認に当たり、申請者の世帯構成について認定申請書の家族状況欄の記載及び申告書のみにより確認していたものが100件のうち67件、金融資産要件について申告書のみにより確認していたものが100件のうち93件等となっていた。

(イ) 支援給付金の不適正支給の状況

支援給付金の受給資格認定に当たっては主たる生計者要件があることなどから、受給資格者は原則として各世帯につき1人のみとされているが、これについては、過去の受給資格認定に係るデータを参照することで、同一住所に同一姓の受給資格者が認定されていないか確認することが可能である。

そこで、本院が協会から受給資格認定に係るデータの提出を受け、22年12月までに協会が受給資格認定を行った169,726件のうち同一住所かつ同一姓である者について受給資格認定を行っていた605件を抽出して検査したところ、主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたものが129件(これに対する22年度末までの支援給付金支給額4950万円)^(注2)であった。また、これら129件の中には、認定申請書の家族状況欄に事実と異なる世帯構成を記載しているものが見受けられた。

<事例3>

協会は、平成22年7月に、基金訓練受講予定のEから、認定申請書の家族状況欄にE本人のみが記載され、単身世帯であるとする認定申請書及び添付書類等の提出を受けて、これに基づきEを世帯の主たる生計者として受給資格認定し、その後支援給付金計60万円を支給していた。

しかし、実際には、Eと同一世帯のFが同年5月に認定申請書を提出して、受給資格認定を受けて支援給付金を受給しており、Eは認定申請書に事実と異なる世帯構成を記入していたものと認められた。このことから、Eは主たる生計者要件を満たしておらず、支援給付金の支給対象とはならない。

以上のことから、申請者の世帯構成を、認定申請書の家族状況欄の記載及び申告書のみにより確認することとしている取扱いは、必ずしも適切ではないと認められる。

求職者支援制度においては、職業訓練受講給付金の支給に当たり、申請者と同居の配偶者、子、父母等が職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等を受講していないことを要件とすることが予定されており、その要件の確認のためには、申請者の世帯

構成を的確に把握する必要がある。したがって、職業訓練受講給付金の支給を適正なものとするよう、要件の確認に当たっては、住民票等の証明書類により申請者の世帯構成を把握した上で、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行う必要があると認められる。

(注2) この事態に関して、本院は、23年9月7日に、厚生労働大臣に対して、現行の緊急人材育成支援事業の実施について、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ウ 支援給付金の受給資格要件の事後的調査

前記のとおり、受給資格認定時の審査に当たっては、受給資格要件の大半について申告書をもって確認を行って差し支えないこととされている。これについて、貴省は、受給資格要件の審査を迅速に行う観点から、事実関係を実際に証明書類等で確認することが困難な場合は、申告書で事実確認に代えることとしたものであり、必要な場合は事後的に確認を行うことなどにより支給の適正性を担保しているとしている。このため、支援給付金の支給について事後的調査を行うに当たっては、本人に対する事実確認のみによるのではなく、必要に応じて、市区町村が発行する所得証明書、住民票等を確認すること、また、受給資格者及び受給資格者と同一世帯の者の名義である預金口座の残高、取引状況等について、金融機関に照会することなどにより受給資格要件を十分に確認することが重要となる。

そこで、協会等が実施した事後的調査の実施状況について検査したところ、以下のとおりとなっていた。

(ア) 事後的調査における受給資格要件の確認状況

支援給付金に係る事後的調査については、受給者の中から調査対象者を無作為に抽出して確認を行うもの、不正受給に関する通報等により要件に疑義が発生した場合に行うものなどがある。

これらの事後的調査における受給資格要件の確認状況について検査したところ、調査対象者を無作為に抽出して確認を行うものなどの調査は、いずれも支援給付金の出席要件を確認するものであって受給資格要件を確認するものとはなっていなかった。

また、不正受給に関する通報等により受給資格要件に疑義が発生した場合の調査は、23年5月末までに20件(雇用保険の失業等給付の不正受給に伴って支援給付金の支給を取り消したものを除く。)実施されており、このうち不正受給が判明したものは1件であった。この調査は、協会から依頼を受けた安定所が受給資格者に来所や資料提出を求めるなどして本人に事実を確認するものであったが、前記のとおり、あくまでも本人の任意の協力によってのみ実現される、強制力のない調査であるとされており、本人の任意の協力が得られずに十分な調査を行えなかったものが見受けられた。

<事例4>

協会は、平成22年3月に、受給資格者Gが月30万円程度の給与を得ており年収要件を満たさない可能性があるとの情報提供を受けて、東京労働局に対して、Gの就業実態を調査して受給資格要件の再確認を行うとともに、Gの就業実態(就業先及び給与)が確認できる資料、生計を一にしている者の就業実態(就業先及び給与)が確認できる資料及び世帯全員の住民票を提出するよう求めた。

しかし、この求めを受けて東京労働局が大森公共職業安定所に調査を実施させたところ、同安定所はG本人の任意の協力を得られなかったため、協会から求められた資料についてGから提出を受けるなどの確認を行わず、Gに対する電話確認のみを行い、東京労働局はこの聴取結果のみを協会に報告していた。

そして、協会は、この報告をもって調査を終了し、不正受給の事実はなかったものとしていた。これについて協会は、支援給付金の事後的調査は強制力を伴わないものであり、受給資格者本人から働いていない旨の回答があればそれ以上の確認を行えないため、調査を終了したものであると説明している。

(イ) 金融機関に対する照会等を円滑に行うための方策

受給資格要件に疑義が発生した場合においては、受給資格者及び受給資格者と同一世帯の者の名義である預金口座の残高、取引状況等について、金融機関に照会するなどの確認が重要になる。しかし、緊急人材育成支援事業においては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に鑑みて、受給者本人の同意を得ることなく金融機関に照会を行っても、これに対する金融機関の協力を得ることが難しい状況であり、前記の受給資格要件に係る事後的調査20件についても、直接金融機関に照会を行って確認していた事例はなかった。

そして、事例4のように、事後的に本人の同意を得ることは必ずしも容易ではないことから、照会に対する金融機関の協力を得るには、安定所等が必要と認めた場合は金融機関に対して照会等を行うことについて受給資格認定申請時にあらかじめ申請者本人から同意を得ておくことが有効である。しかし、貴省は、あらかじめ申請者から同意書の提出を受けることとしていなかった。

以上のとおり、支援給付金の事後的調査については、必ずしも受給資格要件の確認を十分に行える体制であったとは認められない。

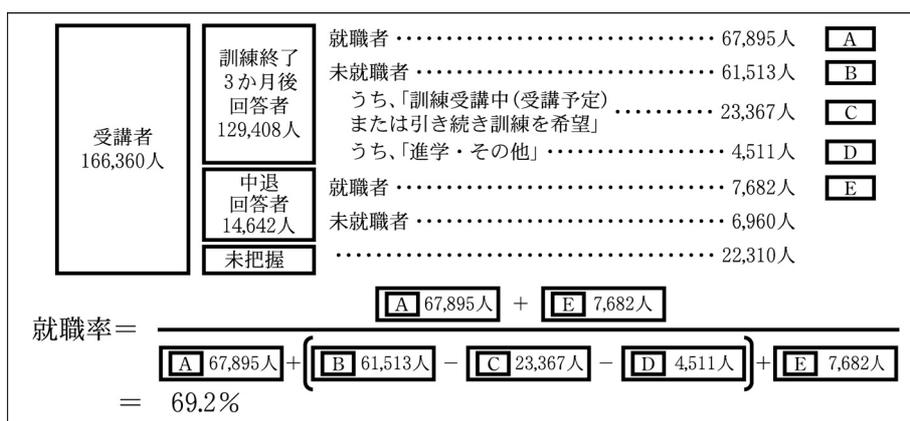
求職者支援制度では、求職者支援法において、厚生労働大臣は必要に応じて特定求職者等本人に報告を求めることができることなどが規定されているが、職業訓練受講給付金の支給の適正性について事後的に調査する際に適切な確認を行うため、必要な場合には金融機関への照会等に対する協力を得ることができる体制を整備することが必要であると認められる。

(2) 事業効果の把握及び発現のための体制

ア 基金訓練受講者の就職率の把握方法

貴省は、労働政策審議会点検評価部会において、緊急人材育成支援事業の事業効果を評価するための指標の一つとして、基金訓練受講者の就職率を目標に据えている。そして貴省は、受講者から提出される就職状況報告書を基に就職率を算定しており、22年1月から12月までに終了した訓練コース9,630コースの受講者の訓練終了3か月後等の就職率について、69.2%であるとしている。これについて、算定方法及びその根拠となる計数を示すと、図2のとおりである。

図2 貴省の算定している就職率の算定方法及び根拠となる計数



就職率は事業効果を評価する指標の一つであることから、その把握を適切に行うことが重要である。そこで、基金訓練受講者の就職率の把握方法についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 就職状況報告書の様式等について

貴省は、図2のとおり、未就職者が就職状況報告書において「訓練受講中(受講予定)または引き続き訓練を希望」(C)及び「進学・その他」(D)の選択肢を選んで回答した場合、それぞれその者を分母から除いて、就職率を算定している。

「訓練受講中(受講予定)または引き続き訓練を希望」(C)と回答した者を分母から除く取扱いについて、貴省は、他の訓練を連続して受講する者については、連続して受講した訓練と合わせて訓練の効果になると考えているためであるとしている。しかし、このうち「引き続き訓練を希望」としている者については、他の訓練を連続して受講することが確定している者ではないことから、「引き続き訓練を希望」としている者を分母に含めることで、より適切な就職率を把握することが可能であったと史料される。しかし、就職状況報告書の様式は、「引き続き訓練を希望」の者と「訓練受講中(受講予定)」の者とを分けて把握する選択肢となっていなかった。

また、「進学・その他」(D)と回答した者については、「訓練受講中(受講予定)」^(注3)の者と異なりこれらの者を分母から除くべき特段の理由が見受けられないこと、委託訓練の就職率の算定に当たっては「進学・その他」に相当する者を分母から除いていないことから、これを分母に含めることでより適切な就職率を把握することが可能であったと史料される。

(注3) 委託訓練 公共職業訓練のうち、都道府県等が民間教育訓練機関等に委託して行うもの。基金訓練と同様に、受講者から提出された就職状況報告書を基に就職率を算定している。

(イ) 就職状況報告書の回収率について

22年1月から12月までに終了した基金訓練9,630コースの就職状況報告書の回収率(就職状況報告書提出者数÷受講者数)は86.5%となっている。貴省においては、回収率向上のための取組を行っているところであるが、沖縄県内の訓練コースについては同時期の回収率が42.5%と著しく低いなど、一部の都県内において回収率が十分でない状況となっていた。

以上のとおり、緊急人材育成支援事業においては、基金訓練受講者の就職率の把握に当たり、就職状況報告書の様式に改善の余地があったり、就職状況報告書の回収率が十分でなかったりなどしていた。

求職者支援制度においては、受講者からの就職等の状況についての報告書の様式をより適切なものとしたり、報告書の回収率を改善するための措置を執ったりすることなどにより、就職率の把握をより適切に行う必要があると認められる。

イ 本院が実施した受講者別調査

基金事業は、職業訓練等への支援を推進して、もって労働者の雇用及び生活の安定を図ることを目的とするものである。一方で、貴省が算定した前記の基金訓練受講者の就職率 69.2% について、その就職者(図2のA及びE)を雇用形態別にみると、表2のとおり、パートタイム労働者・アルバイト等の雇用形態である者が一定程度含まれている。

表2 就職者の雇用形態別内訳

雇用形態	人数(人)
常用労働者	24,734
派遣労働者(常用型)	3,932
派遣労働者(登録型)	5,703
パートタイム労働者・アルバイト	30,906
臨時・季節・日雇労働者、自営	10,302
計	75,577

(注) 平成22年1月から12月までに終了した9,630コースの受講者のうち就職した者を分析対象とした。

受講者のうち、より安定した就職を実現した者の割合については、雇用保険被保険者資格の取得状況が一つの指標となるが、就職状況報告書からは、雇用保険被保険者資格の取得状況を把握することはできない。

また、求職者支援制度は雇用保険の附帯事業と位置付けられていることなどから、同制度における特定求職者については、訓練修了後に雇用保険被保険者資格を取得するなど、より安定した就職を実現することが重要となる。

そして、受講者のより安定した就職のためには、安定所における職業相談等を適切に行うことが重要である。

これらのことから、基金訓練等受講者の訓練終了後の雇用保険被保険者資格の取得状況、安定所における職業相談等の状況等についてみるために、支援給付金の受給資格認定2,000件(これに対する22年度末までの支援給付金支給額6億8758万円)について、以下のとおり受講者別調査を行った。

調査対象：平成22年9月30日までに終了した基金訓練等の訓練コースを受講した
受給資格者に対する受給資格認定
抽出方法：上記に対する受給資格認定の取扱実績の多い安定所上位10所において、取り扱った受給資格認定11,420件から無作為に2,000件を抽出

(注4) 雇用保険被保険者資格 1週間の所定労働時間が20時間以上であること及び引き続き31日以上(平成22年3月までは引き続き6か月以上)の雇用見込みがあることという基準を満たす労働者は、原則として雇用保険の被保険者となる。ただし、雇用される時点において満65歳に達している者は被保険者とならない。

(注5) 安定所上位10所 福岡中央、新宿、那覇、札幌東、阿倍野、熊本、大阪東、池袋、沖縄、渋谷各公共職業安定所

(ア) 訓練受講後の雇用保険被保険者資格の取得状況

調査の対象とした受給資格認定2,000件のうち、一定の条件を満たす受給資格者に係る1,457件について検査したところ、訓練終了3か月後時点において雇用保険被保険者資格を取得していたのは338件(23.1%)であった。

求職者支援制度においては、特定求職者のより安定した就職を実現することが重要となることから、訓練終了後に雇用保険被保険者資格を取得する者の割合の向上に努める必要があると認められる。

(注6) 一定の条件を満たす受給資格者 以下の全ての条件を満たす受給資格者。

- ① 就職状況報告書において、訓練終了3か月後に「訓練受講中(受講予定)または引き続き訓練を希望」又は「進学・その他」と回答した者、あるいは中退者のうち「就職していない」と回答した者のいずれでもないこと
- ② 訓練終了3か月後時点において満65才に達していないこと
- ③ 22年1月以降に終了した基金訓練等を受講していたこと

(イ) 安定所における職業相談の内容等の記録状況

前記のとおり、受講勧奨等は単に本人の受講希望のみに応じて受動的に行うべきものではなく、十分に職業相談を行った上でなされるべきものであり、安定所において職業相談を行った際には、一貫した就職支援を行うために、必ず求職管理情報に必要な情報を記録することとされている。また、基金訓練等修了後の就職支援を適切に行うためにも、基金訓練等受講前の職業相談の内容を適切に記録しておくことが重要である。

そこで、調査の対象とした2,000件のうち、求職管理情報に当該受講者に係る記録データが保存されていた1,702件について、安定所における職業相談の内容の記録状況を検査したところ、安定所長が受講勧奨等を行った理由が記録されていなかったものが406件、本人が訓練の受講を希望する動機が記録されていなかったものが323件見受けられた。また、これらについて、記録はされていたものの、単に「スキルアップ」や「就職の幅を広げる」と記入されているなど、具体性に乏しい情報と認められるものも見受けられた。

また、訓練終了後の就職支援、連続受講に当たっての受講勧奨等に際して重要な情報である受講者の訓練の修了状況を適切に把握していない安定所が見受けられた。

以上のように、緊急人材育成支援事業においては、受講者の安定所における職業相談の内容が適切に記録されていなかったり、受講者の訓練の修了状況を安定所において適切に把握していなかったりしていた。

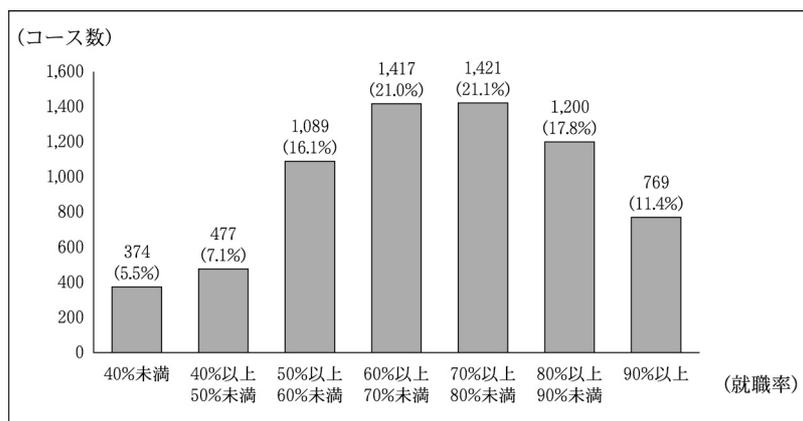
求職者支援制度においては、特定求職者に対して定期的に安定所への来所を求め、安定所長が各特定求職者に関して個別に作成する就職支援計画を基に、継続的な職業相談

等による就職支援措置を実施することが予定されている。したがって、安定所における就職支援措置を適切に行い特定求職者のより安定した就職を実現することにより事業効果を発現させるため、毎回の職業相談の内容を適切かつ具体的に記録することを徹底したり、特定求職者の訓練の修了状況を適切に把握したりする必要があると認められる。

ウ 訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績の開示

貴省は、前記のとおり、22年1月から12月までに終了した基金訓練の訓練コース9,630コースの就職率を69.2%と算定しているが、これについて、訓練コースごとの就職率の分布をみると、図3のように就職率の高いものから低いものまで広範囲にわたっている。

図3 基金訓練の訓練コースごとの就職率分布状況



(注) 訓練終了日が22年1月から12月までの9,630コースのうち、就職率が算出可能で、訓練終了3か月後の就職状況報告書を10件以上回収しているもの6,747コースを分析対象とした。

このように、訓練実施機関の就職実績は訓練コースにより大きな開きがあることから、受講希望者にとって、訓練実施機関が従前に開講した同種のコースの就職実績は、訓練コース選定のための重要な情報となる。

緊急人材育成支援事業においては、このような就職実績の情報が受講希望者に対して開示されていなかった。しかし、これを開示することは、上記のとおり受講希望者にとって有益であるとともに、訓練実施機関に対しても、就職実績向上のための取組を促す効果を持つと思われることから、事業効果の発現に資すると考えられる。

以上のことから、求職者支援制度の実施に当たっては、その事業効果を発現させるため、安定所等において認定職業訓練の情報を提供する際、訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を開示するための方法を検討することが必要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

緊急人材育成支援事業において見受けられた以下のような事態は適切ではなく、求職者支援制度の実施に当たり、改善の要があると認められる。

- ア 中退者等に対する支援給付金の支給が、基金訓練等の受講期間に応じたものとなっていない事態
- イ 支援給付金の受給資格認定の審査における主たる生計者要件の確認方法が必ずしも適切でない事態
- ウ 支援給付金の事後的調査について、必ずしも受給資格要件の確認を十分に行える体制となっていない事態

- エ 基金訓練の就職状況報告書の様式に改善の余地があったり、就職状況報告書の回収率が十分でなかったりなどしている事態
- オ 安定所における職業相談の内容が適切に記録されていなかったり、受講者の訓練の修了状況を安定所において適切に把握していなかったりしている事態
- カ 基金訓練の訓練コースについての情報提供を行う際、訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を受講希望者に対して開示していない事態

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことについての認識が十分でないことなどによると認められる。

- ア 中退者等に対する支援給付金の支給を基金訓練等の受講期間に応じたものとする
- イ 支援給付金の受給資格認定時の主たる生計者要件の審査に当たり、確認方法を適切なものとする
- ウ 支援給付金の事後的調査に当たり、受給資格要件の確認を十分に行える体制とすること
- エ 基金訓練受講者の就職率の把握方法について改善を図ること
- オ 安定所における職業相談の内容を適切かつ具体的に記録したり、受講者の訓練の修了状況を適切に把握したりすることが就職支援を適切に行うために重要であること
- カ 訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を受講希望者に対して開示することが重要であること

3 本院が表示する意見

貴省は、23年10月に、緊急人材育成支援事業の制度を基に恒久的な制度として求職者支援制度を創設することとしている。求職者支援制度は、恒久的に第2のセーフティネットを整備するものであり、貴省においても重点施策として位置付けられている。

については、貴省において、求職者支援制度の実施に当たり、職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 職業訓練受講給付金の支給を認定職業訓練等の受講期間に応じたものとする
- イ 職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、要件の確認に当たり住民票等の証明書類により申請者の世帯構成を把握した上で、同一住所における申請者以外の職業訓練受講給付金受給者の有無の確認を行うこととすること
- ウ 職業訓練受講給付金の支給の適正性について事後的に調査する際に適切な確認を行うため、必要な場合には金融機関への照会等に対する協力を得ることができる体制を整備すること
- エ 認定職業訓練受講者の就職率について、より適切に把握することとすること
- オ 安定所における就職支援措置を適切に実施して特定求職者のより安定した就職の実現を図るため、安定所において毎回の職業相談の内容を適切かつ具体的に記録することを徹底したり、特定求職者の訓練の修了状況を適切に把握したりすること
- カ 安定所等において認定職業訓練の情報を提供する場合、受講希望者にとってより就職につながりやすい訓練コースの選択に資するよう、また、訓練実施機関に対して就職実績向上のための取組を促すよう、受講希望者に対して訓練実施機関が従前に開講した同種の訓練コースの就職実績を開示する方法を検討すること

(9) 第三者行為災害に係る支給停止の制度について、労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給との重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計 (勘定) 労災勘定 (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
支給停止の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第12条の4第2項
支給停止の概要	同一の事由について第三者等からの損害賠償と政府による労災保険給付とが重複することを避けるため、労働者災害補償保険法の規定に基づき、保険給付を受ける者が当該第三者等から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で保険給付を停止するもの
平成20、21、22各年度の支給停止解除事案に係る重複上限額	42億6789万余円
上記のうち実際に二重填補となっていた傷病年金等の金額	7億5999万円

【意見を表示したものの全文】

第三者行為災害に係る支給停止限度期間の設定について

(平成23年10月28日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 第三者行為災害の概要

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき、業務上の事由又は通勤途上における労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に関し、被災労働者又はその遺族(以下「被災労働者等」という。)に対して行う保険給付の一環として、傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金、療養の給付等の保険給付(以下「労災保険給付」という。)を行っている。

このうち、通勤途上の交通事故被害等のように労災保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合(以下「第三者行為災害」という。)には、労災保険法において労災保険給付に関する特例を定めている。

(2) 支給停止及び支給停止限度期間の概要

被災労働者等が被った第三者行為災害に係る損害は、最終的には事故発生の原因となった第三者が賠償すべきものであることなどから、労災保険法第12条の4第2項の規定において、被災労働者等が第三者、当該第三者の加入している自動車損害賠償責任保険及び対人賠償任意保険等(以下、これらを「第三者等」という。)から損害賠償を受けたときは、国はその保険金等の額を限度として労災保険給付を行わないこと(以下「支給停止」とい

う。)ができることとされている。そして、この支給停止の規定により、同一の損害に対して労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給とが重複して行われること(以下「二重填補」という。)が避けられることとなっている。

また、労災保険法においては、被災労働者等が第三者等から保険金等を受領する前に労災保険給付が行われた場合は、その給付の額を限度として第三者等に対して求償権を行使することができることとされている。そして、貴省は、第三者行為災害事務取扱手引(平成17年2月1日付け基発第0201009号。以下「取扱手引」という。)において、支給停止を実施できる期間を、この求償権を行使可能な期間を勘案して、最長で事故発生から3年と定めている(以下、この期間を「支給停止限度期間」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、支給停止限度期間の設定は適切か、二重填補が発生していないかなどに着眼して、貴省本省及び9都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)において、20年度から22年度までの間の労災保険給付に関する支給停止決議書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を実施した。

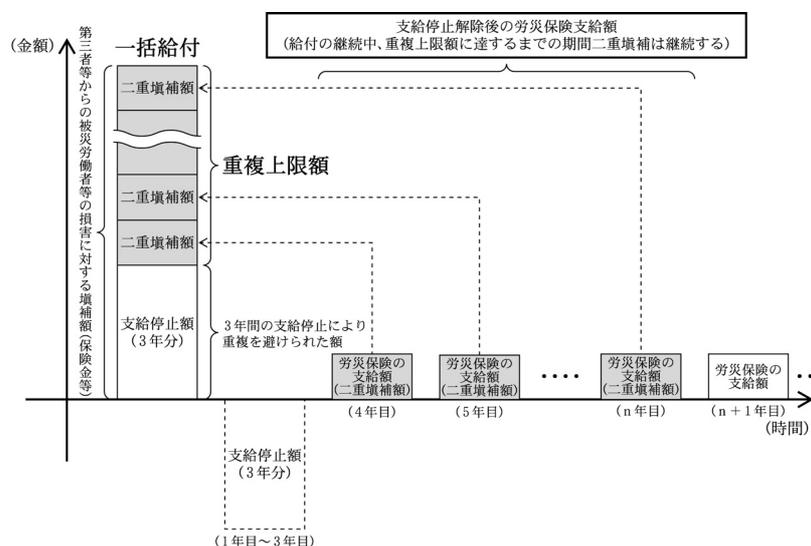
(注) 9都道府県労働局 富山、京都、大阪、山口、香川、高知、佐賀、長崎、鹿児島各労働局

(検査の結果)

検査したところ、9労働局において、被災労働者等が第三者等から損害に対する填補として多額の保険金等を既に受領しているにもかかわらず、取扱手引により労災保険給付の支給停止限度期間が一律に3年と定められていることから、事故発生から3年経過後に支給停止を終了して労災保険給付を開始(以下「支給停止解除」という。)している事案(以下「支給停止解除事案」という。)が見受けられた。

支給停止解除事案では、次図のとおり、第三者等から受領した保険金等の額が、支給停止された労災保険給付の額(以下「支給停止額」という。)より多額となるため、支給停止解除後の労災保険給付は、保険金等と支給停止額との差額(以下「重複上限額」という。)を限度として、同一の損害に対する二重填補が生じ得る状態となっている。そして、被災労働者等に対する労災保険給付の継続中は、重複上限額に達するまでの期間、損害に対する二重填補が継続することになる。

図 支給停止解除事案のイメージ



そこで、20年度から22年度までの間の支給停止解除事案の件数及び重複上限額について、労災保険給付のうち、給付期間が長期にわたる傷病(補償)年金、障害(補償)年金及び遺族(補償)年金(以下、これらを合わせて「傷病年金等」という。)を対象に検査したところ、表1のとおり9労働局において計308件、計42億6789万余円となっていた。

表1 各労働局における支給停止解除事案の件数及び重複上限額 (単位：件、千円)

労働局名	平成20年度 支給停止解除分		21年度 支給停止解除分		22年度 支給停止解除分		計	
	件数	重複上限額	件数	重複上限額	件数	重複上限額	件数	重複上限額
富山労働局	6	93,317	10	85,218	4	30,292	20	208,828
京都労働局	15	94,975	11	100,946	14	193,257	40	389,179
大阪労働局	59	983,307	38	499,910	47	664,085	144	2,147,303
山口労働局	12	287,409	8	67,248	4	132,236	24	486,895
香川労働局	8	59,235	4	14,430	4	31,402	16	105,067
高知労働局	2	24,574	3	67,727	5	84,437	10	176,739
佐賀労働局	4	56,701	3	42,120	4	89,016	11	187,838
長崎労働局	2	37,313	3	21,645	11	197,039	16	255,997
鹿児島労働局	10	91,712	12	167,833	5	50,500	27	310,047
計	118	1,728,547	92	1,067,081	98	1,472,268	308	4,267,897

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない場合がある。

そして、表1の支給停止解除事案について、支給停止解除から23年6月までの間に、同一の損害に対して実際に二重填補となっていた傷病年金等の件数及び金額を検査したところ、表2のとおり9労働局において計308件、計7億5999万余円となっていた。

表2 表1の支給停止解除事案に係る実際の二重填補額 (単位：件、千円)

労働局名	平成20年度 支給停止解除分		21年度 支給停止解除分		22年度 支給停止解除分		計	
	件数	二重填補額	件数	二重填補額	件数	二重填補額	件数	二重填補額
富山労働局	6	22,725	10	25,859	4	3,026	20	51,611
京都労働局	15	41,490	11	23,156	14	14,529	40	79,176
大阪労働局	59	259,352	38	96,359	47	49,479	144	405,191
山口労働局	12	39,591	8	20,887	4	5,676	24	66,155
香川労働局	8	23,174	4	7,306	4	4,214	16	34,695
高知労働局	2	8,323	3	6,748	5	3,770	10	18,843
佐賀労働局	4	14,969	3	6,267	4	3,675	11	24,912
長崎労働局	2	8,803	3	4,926	11	10,559	16	24,289
鹿児島労働局	10	28,204	12	23,774	5	3,137	27	55,117
計	118	446,635	92	215,288	98	98,070	308	759,993

注(1) 表1の支給停止解除事案を対象として、支給停止解除から平成23年6月までの間の二重填補額を集計したものである。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない場合がある。

上記の支給停止解除事案について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局 A 労働基準監督署は、平成 18 年 3 月に同署管内に所在する事業所への通勤途上に交通事故にあった被災労働者 B が、当該事故による損害に対する填補として第三者等から保険金 9563 万余円を受領していることから、21 年 3 月まで障害年金の支給停止を行った。しかし、この支給停止額は 175 万余円となっており、受領した保険金との差額 9388 万余円を重複上限額として、支給停止解除に伴い二重填補が生じ得る状態となっていた。そして、支給停止解除後から 23 年 6 月までの間に B に対して支給された障害年金の支給額計 348 万余円が実際に二重填補となっていた。

貴省は、支給停止限度期間を一律に 3 年と定めている理由について、①被災労働者等が第三者等から損害賠償を受領する前に、先行して労災保険給付を行った場合の当該第三者等に対する求償権の行使を事故発生から 3 年以内としていること、②長期にわたる支給停止を行うことは、労災保険給付が年金という給付方法を採用することによる被災労働者等への利点が失われるため、長期の支給停止を避けて被災労働者等の保護を図る必要があることとしている。

しかし、第三者等に対する求償権の行使は、被災労働者等が第三者等に対して有する民事上の損害賠償請求権を国が取得することであり、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 724 条の規定に基づき時効期間が 3 年とされていることに合理性はあるが、支給停止は、民事上の損害賠償請求権を行使するものではなく、求償権の行使の時効期間と均衡を図る必要はないと考えられる。

一方、被災労働者等の保護については、第三者等からの保険金等の支給で達成されており、より長期の支給停止を実施したとしても、支給停止解除後は労災保険給付が開始され、年金という給付方法による利点は失われないことから、支給停止限度期間を 3 年に限定する必要はないと考えられる。

また、貴省が、当初、支給停止限度期間を一律に 3 年と定めたのは昭和 41 年 6 月であるが、同年 3 月末時点の対人賠償任意保険の加入率は 20.9% であったのに対して、平成 22 年 3 月末時点では 73.3% まで増加している。そして、その賠償限度額についても無制限となっているなど 1 億円を超える保険契約が 99% 以上を占める状況となっており、さらに、交通事故のうち人身事故に対する民事の損害賠償額も高額化してきていることから、保険金等の額が支給停止額を大幅に上回り、支給停止限度期間である 3 年を経過しても二重填補が長期化する可能性が高まっている。

(改善を必要とする事態)

上記のような社会経済情勢等の変化が生じているにもかかわらず、貴省において、支給停止限度期間を一律に 3 年と定めていることにより、支給停止解除後の二重填補額が多額に上っている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、社会経済情勢等の変化により、第三者行為災害に係る損害に対して、第三者等からの保険金等が高額化しており、支給停止限度期間である 3 年を経過しても二重填補が長期化する可能性が高まっていることについての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、近年の対人賠償任意保険の加入率の増加、人身事故に対する民事の損害賠償額の高額化という社会経済情勢等の変化を踏まえて、労働者災害補償制度を適切に運営していく必要がある。

については、貴省において、支給停止の制度の趣旨を踏まえて、被災労働者等の保護という労災保険給付の目的等も勘案して、支給停止解除後の二重填補額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示する。

- (10) 国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等について、適切な規模を把握した上で、その有効活用を図るよう意見を表示したものの

部 局 等	厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁)
福祉施設の運営の委託先	(1) 財団法人厚生年金事業振興団 (2) 社団法人全国社会保険協会連合会
上記の両法人が保有している福祉施設の運営により生じた資金又は特別会計清算後の剰余の資産の額	(1) 236億4600万円(平成22年度末) (2) 15億7416万余円(平成22年度末) 計 252億2016万余円(平成22年度末)
上記のうち適切な規模を把握して、その有効活用を図ることについての検討が十分でなかった額	(1) 206億8436万円 (2) 15億7416万円 計 222億5852万円

【意見を表示したものの全文】

国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等の有効活用について

(平成23年10月28日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 福祉施設の設置、運営、譲渡等の概要

(1) 年金・健康保険福祉施設の概要

貴省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来同庁が所掌していた厚生年金保険等の事業に関する事務を所掌することとなった。

国は、厚生年金保険、国民年金及び旧政府管掌健康保険の保険者として、その被保険者、年金受給者等の健康の保持増進、福祉の増進等を目的として、年金福祉施設及び旧政府管掌健康保険に係る保健・福祉施設(以下、これらを合わせて「福祉施設」という。)を厚生年金保険等の保険料を財源として設置してきた。

福祉施設は、厚生年金保険の福祉施設 119 施設、国民年金の福祉施設 60 施設、旧政府管掌健康保険の福祉施設 193 施設、制度共通の福祉施設 93 施設、計 465 施設が設置されており、それらの施設に係る土地取得費及び施設整備費として支出された額は、計 2 兆 3575 億円となっている。そして、福祉施設の運営に当たっては、当時の保険者であった国が公益法人等に委託して行ってきた。

(2) 福祉施設の整理合理化等の概要

社会保険庁は、16 年度に行われた年金制度改正において、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境、国民のニーズの変化等に鑑み、医師不足等が問題となっている地域医療を担う役割を果たしている社会保険病院及び厚生年金病院を除いた福祉施設の整理合理化を行うこととし、17 年 3 月に「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)を取りまとめ、公表した。

整理合理化計画においては、福祉施設の整理合理化を推進するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)を 17 年 10 月 1 日に設立すること、整理合理化の対象施設を機構の設立後 5 年以内に民間等に譲渡又は廃止するものとするなどが掲げられている。そして、整理合理化計画では、318 施設が整理合理化の対象とされており、これを制度別、施設類型別に示すと表 1 のとおりとなっている。

表 1 整理合理化の対象施設

制度別施設	施設類型(施設数)	[合計 318 施設]
厚生年金保険の福祉施設	厚生年金保養ホーム(4)、会館(21)、老人ホーム(32) 健康福祉センター(25)、総合老人ホーム(17) 終身利用老人ホーム(1)、スポーツセンター(4)	[計 104 施設]
国民年金の福祉施設	健康保養センター(47)、健康センター(8) 会館(2)、総合健康センター(2)	[計 59 施設]
旧政府管掌健康保険の福祉施設	社会保険診療所(7)、健康管理センター(15) 保健福祉センター(13)、健康づくりセンター(6) 保養所・健康増進所(22)	[計 63 施設]
制度共通の福祉施設	社会保険センター(48)、社会保険健康センター(44)	[計 92 施設]

また、整理合理化の対象から除かれた社会保険病院及び厚生年金病院についても、民間等への譲渡又は廃止を進めるが、地域医療にとって重要な病院は、地方公共団体等と協議の上、その機能が維持できるよう十分に考慮することとされた。

(3) 整理合理化の対象施設の機構への出資及び譲渡の状況

社会保険庁は、整理合理化計画に基づき、整理合理化の対象となった 318 施設のうち、17 年 10 月の機構設立前に同庁において譲渡又は廃止した 15 施設を除く 303 施設を機構に現物出資した。その後、厚生労働大臣の指示により、3 施設については、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡することとされた。この結果、機構が民間等に譲渡することなどにより整理合理化を行う対象となる福祉施設(以下「譲渡福祉施設」という。)は 300 施設となり、機構は、22 年 8 月までにこれらの 300 譲渡福祉施設を全て民間等に譲渡している。

(4) 社会保険病院等の概要及び機構への出資等の状況

22年度末現在、社会保険病院は51病院(これらに7看護専門学校及び29介護老人保健施設が併設)が、厚生年金病院は10病院(これらに3看護専門学校及び3厚生年金保養ホームが併設)が、それぞれ機構から委託を受けた公益法人等により運営されている(以下、これらを合わせて「病院等」という。)

社会保険庁は、一連の社会保険庁改革により同庁が廃止されることとなり、社会保険病院は20年10月以降、厚生年金病院は22年1月以降、同庁での設置運営ができなくなる状況となったことから、20年10月に103病院等を機構へ現物出資した。

このため病院等は機構の保有となったが、同庁は、民間等への譲渡に当たっては、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本に、各病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体の意見を聴取した上で、譲渡対象となる病院等を選定することとした。そして、機構は、103病院等のうち2病院等を民間等に譲渡している。

(5) 譲渡福祉施設及び病院等の運営の概要

前記のように、当時の保険者であった国は、譲渡福祉施設及び病院等の運営を財団法人厚生年金事業振興団(以下「厚生団」という。)、社団法人全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)等の公益法人等への委託により行ってきた。

そして、厚生労働大臣は、これらの施設が機構に出資された後も当該施設の運営は公益法人等に委託して行うこと、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等との契約内容を基本とすることなどを機構の中期目標に定めている。

機構が公益法人等と締結した譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る委託契約(以下「運営契約」という。)によると、公益法人等は、運営を委託された施設ごと又は施設の種別ごとに特別会計を設置し、それぞれの施設の運営による収入をもってその運営のための支出に充てることとされている。また、施設の効率的かつ安定的な運営に資するため、各会計間の調整及び共同事業を実施するための管理特別会計を設けることができるとされている。

そして、公益法人等は、福祉施設が民間等に譲渡されるなどして運営委託が終了したときは、運営契約に係る特別会計を清算し、清算後の剰余の資産を機構に引き渡すこととされているが、複数の福祉施設の運営を一括して受託している場合は、全ての施設の運営委託が終了したときに、運営契約に係る特別会計及び管理特別会計を清算するものとされている。

(6) 公益法人が保有する資産等の経営資源に対する主務大臣の指導監督

「政府関連公益法人^(注)の徹底的な見直しについて」(平成21年12月閣議決定)によると、公益法人を管轄する主務大臣は、公益法人が保有する資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないかなどについて指導監督等を強化することとされている。

(注) 政府関連公益法人 国家公務員出身者が役職員等として在籍する公益法人

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、譲渡福祉施設の譲渡完了後も引き続き病院等の運営を機構から受託している公益法人が保有している、譲渡福祉施設及び病院等の運営により生じた資金等が、病院等の運営に今後必要となる資金に照らして適切な規模となっているかなどに着眼して、譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る経理を対象にして、貴省本省並びに多数の病院等の運営を機構から受託している政府関連公益法人である厚生団及び全社連において、契約書、事業報告書、決算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 厚生団における譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る経理について

厚生団は、社会保険庁又は機構から107譲渡福祉施設及び12病院等の運営を受託していたが、これらのうち107譲渡福祉施設が22年度までに民間等に譲渡されたため、22年度末現在では12病院等の運営を受託している。

厚生団は、譲渡福祉施設及び病院等の運営に当たり、運営契約に基づき、厚生年金病院、厚生年金保養ホーム、厚生年金会館等の施設の種別ごとに9特別会計を設置して経理を行っていた。そして、これらのほか、管理特別会計として施設管理特別会計を設置して、各福祉施設から必要最小限の運転資金以外の資金の預託(以下、この預託を受けた資金を「預託金」という。)を受け、この預託金を原資として運転資金が不足する施設に対する貸付けを行うなどしていた。20年度から22年度までの各年度末時点における施設管理特別会計の病院等に係る預託金及び貸付金の状況を示すと、表2のとおり、病院等から施設管理特別会計に預託されている預託金の額が22年度末時点で236億4600万円と多額に上っている。一方、預託金を原資にして病院等へ貸し付けている貸付金の額は、22年度末時点で29億6163万余円にとどまっていた。厚生団は、22年度末時点で差引き206億8436万余円の資金を保有していることになる。そして、この資金の額は、厚生団における22年度の事業費用及び事業外費用の合計額563億5940万余円の36.7%に相当するものとなっている。また、病院等に係る3特別会計は、20年度に計20億2656万余円、21年度に計22億0570万余円、22年度に計39億8617万余円の当期剰余金を生じている。

表2 施設管理特別会計の病院等に係る預託金及び貸付金の状況 (単位：千円)

特別会計名		厚生年金病院	厚生年金 看護専門学校	厚生年金 保養ホーム	計
平成 20年度末	預託金	18,492,000	—	96,816	18,588,816
	貸付金	2,202,000	—	34,139	2,236,139
	差 額	16,290,000	—	62,677	16,352,677
21年度末	預託金	18,743,000	—	91,816	18,834,816
	貸付金	2,512,000	—	39,139	2,551,139
	差 額	16,231,000	—	52,677	16,283,677
22年度末	預託金	23,564,000	—	82,000	23,646,000
	貸付金	2,911,000	—	50,639	2,961,639
	差 額	20,653,000	—	31,361	20,684,361

厚生団は、施設管理特別会計の預託金について、運転資金が不足する病院等への貸付資金のほか、病院等の運営に必要な設備及び医療機器を調達する際の資金、厚生年金病院の建替工事等の施設整備費等に充てるとしているが、貴省は、これらの使途にどの程度の資金を要するかについて十分に把握していない状況である。

(2) 全社連における譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る経理について

全社連は、機構から5譲渡福祉施設及び87病院等の運営を受託していたが、これらのうち5譲渡福祉施設及び1病院等が21年度までに民間等に譲渡されたため、22年度末現在では86病院等の運営を受託している。

全社連は、譲渡福祉施設及び病院等の運営に当たり、運営契約に基づき、社会保険病院、介護老人保健施設、健康管理センター等の施設ごとに93特別会計を設置して経理を行っていた。そして、これらのほか、管理特別会計として病院清算特別会計を設置して、民間等に譲渡された施設に係る特別会計を清算した後の損益の経理を行っていた。

22年度末時点において病院清算特別会計が管理している清算後の剰余の資産をみると、15億7416万余円となっている。

しかし、病院清算特別会計は、譲渡された施設に係る特別会計を清算した後の損益の経理を行うことを目的とした管理特別会計であるため、剰余の資産は、病院等の運営資金に充てられることとはなっておらず、全社連において保有されている状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

以上のように、厚生団において病院等の運営によって生じた多額の資金が、全社連において民間等に譲渡された譲渡福祉施設等に係る特別会計の清算による多額の剰余の資産が、それぞれ保有されているにもかかわらず、貴省において、これらの資金及び剰余の資産が今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容等からみて適切な規模であるかについて十分に把握しておらず、その有効活用を図るための方策が十分に検討されていない事態は、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況及び政府関連公益法人に対する指導監督の強化の観点からみて適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、運営契約において、公益法人等が複数の福祉施設の運営を一括して受託している場合は、管理特別会計の清算及び特別会計を清算した後の剰余の資産の納付は全ての施設の運営委託が終了したときに行うこととされていることにもよるが、貴省において、福祉施設の運営により生じた資金及び剰余の資産の適切な規模を把握して、その有効活用を速やかに図ることについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、整理合理化計画等に基づき、福祉施設の整備により生じた年金資金等の損失の最小化を果たすべく、機構を通じて福祉施設を民間等へ譲渡する事業等を実施している。

そして、機構は、22年度末までに302譲渡福祉施設等の譲渡を完了したところであるが、前記のように、厚生団及び全社連は、病院等の運営及び譲渡福祉施設の譲渡により生じた多額の資金及び剰余の資産をその内部に保有している状況となっている。

一方、機構においては、今後、東日本大震災により被害を受けた病院等の復旧等に係る費用や、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年法律第73号)により、26年6月までに独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることに伴う費用が必要となることを見込まれている。

については、貴省において、厚生団及び全社連が保有している資金及び剰余の資産について、厚生団及び全社連のこれまでの病院等の運営状況を分析したり、今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容を資金の収支に係る計画等により精査したりするなどして、その適切な規模を把握した上で、今後、機構において必要となる上記の費用に充てたり、機構を通じて国に納付させたりするなど、その有効活用を図るための方策を速やかに検討するよう意見を表示する。

(11) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療提供体制確保対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	3県
交付金の概要	地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、都道府県に対して、医療施設耐震化臨時特例基金の造成に必要な経費を交付するもの
上記の県に係る 基金造成額 (交付金交付額)	86億0838万余円(平成21、22両年度)
上記のうち有効 活用されていない 交付金交付額	16億2985万円

【改善の処置を要求したものの全文】

医療施設耐震化臨時特例交付金により造成された基金の有効活用について

(平成23年10月7日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 基金の概要

(1) 医療施設耐震化臨時特例基金の概要

貴省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発医政第0605004号)等に基づき、都道府県に対して、医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)の造成に必要な経費について、医療施設耐震化臨時特例交付金(以下「交付金」という。)を、表1のとおり、平成21年度1222億1010万余円、22年度360億3387万余円、計1582億4398万余円交付している。

表1 平成21、22両年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付額 (単位：千円)

都道府県名	平成21年度	22年度	計
北海道	3,446,551	1,625,041	5,071,592
青森県	446,399	—	446,399
岩手県	2,453,402	180,600	2,634,002
宮城県	2,429,893	728,077	3,157,970
秋田県	—	1,048,537	1,048,537
山形県	528,165	177,744	705,909
福島県	2,474,161	—	2,474,161
茨城県	2,630,596	809,895	3,440,491
栃木県	2,552,195	847,578	3,399,773
群馬県	2,893,429	1,277,169	4,170,598
埼玉県	3,350,894	224,152	3,575,046
千葉県	2,909,007	1,011,530	3,920,537
東京都	4,176,967	3,095,693	7,272,660
神奈川県	2,800,917	876,809	3,677,726
新潟県	2,629,974	278,035	2,908,009
富山県	2,316,817	—	2,316,817
石川県	2,120,438	812,949	2,933,387
福井県	2,526,715	32,160	2,558,875
山梨県	1,879,226	594,247	2,473,473
長野県	2,555,949	448,825	3,004,774
岐阜県	976,578	—	976,578
静岡県	2,782,159	1,040,895	3,823,054
愛知県	3,910,479	2,927,454	6,837,933
三重県	2,566,596	140,500	2,707,096
滋賀県	2,717,485	—	2,717,485
京都府	3,121,699	832,082	3,953,781
大阪府	3,464,347	1,947,468	5,411,815
兵庫県	3,181,732	1,376,605	4,558,337
奈良県	2,976,098	847,578	3,823,676
和歌山県	2,540,659	748,919	3,289,578
鳥取県	482,134	136,384	618,518
島根県	1,855,157	168,962	2,024,119
岡山県	3,466,206	712,387	4,178,593
広島県	2,885,191	787,903	3,673,094
山口県	2,650,196	798,101	3,448,297
徳島県	2,524,036	1,184,787	3,708,823
香川県	2,967,586	1,324,058	4,291,644
愛媛県	2,390,360	712,387	3,102,747
高知県	2,976,802	1,365,449	4,342,251
福岡県	5,371,791	1,118,687	6,490,478
佐賀県	2,805,833	217,162	3,022,995
長崎県	2,902,658	785,464	3,688,122
熊本県	4,183,408	906,543	5,089,951
大分県	2,454,206	970,659	3,424,865
宮崎県	2,561,160	—	2,561,160
鹿児島県	2,541,313	914,399	3,455,712
沖縄県	1,832,545	—	1,832,545
計	122,210,109	36,033,874	158,243,983

都道府県は、貴省が定めた医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成21年医政発第0605010号。以下「運営要領」という。)に基づき、交付金により造成した基金を管理、運用し、災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備に必要な経費を基金から取り崩して支出する事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

この基金は、経済対策の一環として、21年度補正予算による交付金で新たに造成されたものであり、短期間に集中して事業を実施するために、あらかじめ基金事業の実施期限が定められている。

(2) 基金事業の概要

運営要領によると、都道府県は、基金事業の実施に当たり、災害拠点病院等の医療機関のうち、緊急に耐震化整備を行う医療機関を22年度末までに指定することとなっている(以下、基金事業において指定されるこの医療機関を「耐震化整備指定医療機関」という。)。そして、都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者が実施する耐震化のための新築、増改築又は耐震補強に係る事業(以下「耐震化整備事業」という。)に必要な経費について、当該開設者に対する助成金を、基金から取り崩して支出することとなっていて、基金事業の実施期限である22年度末までに基金を解散することとされている。しかし、工事規模等により耐震化整備事業が複数年に及ぶなどやむを得ない理由がある場合、厚生労働大臣の承認を受けた上で、都道府県が策定する基金事業に係る計画(以下「基金事業計画」という。)に記載された全ての耐震化整備事業が完了するまで、基金事業の実施期限については延長を行うことができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、都道府県において、基金が有効に活用されているか、また、貴省において基金事業の状況を適時、適切に把握し、状況に応じて基金事業の見直しを行っているかなどに着眼し、17都道府県における17基金(交付金交付額726億1863万余円)を対象として、基金事業計画等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

広島、愛媛、沖縄各県において、当初予定していた診療を継続しながらの既存施設の耐震補強では耐震性能が十分でないことが判明したことから、新築移転を検討しなければならぬような大幅な計画の見直しが必要となったことなどにより、耐震化整備指定医療機関として指定する予定だった一部の医療機関が指定を辞退したり、指定後に一部の耐震化整備指定医療機関が耐震化整備事業の実施を辞退したりしていた。このため、3県において、一部の交付金が不要となる事態となっていた。

しかし、運営要領では、耐震化整備指定医療機関を22年度末までに指定することとなっているため、耐震化整備指定医療機関等が耐震化整備事業の実施を辞退して、助成金の交付予定額が減少し、交付金の交付額に対して残余が生ずることとなっても、23年4月以降、新たに耐震化整備指定医療機関を指定して、耐震化整備事業を実施させることはできない取扱いとなっている。また、このように残余が生じた場合に、不要となる交付金を基金の解散前に国庫に返還させる取扱いについては明確にされていない。

また、広島県は、基金事業の実施期限を全ての耐震化整備事業が完了する26年9月まで、愛媛、沖縄両県は27年3月までそれぞれ延長していた。

このため、上記3県の基金(交付金交付額、広島県 36 億 7309 万余円、愛媛県 31 億 0274 万余円、沖縄県 18 億 3254 万余円、計 86 億 0838 万余円)において、延長した基金事業の終了年度である 26 年度まで計 16 億 2985 万余円(広島県 7 億 7642 万余円、愛媛県 4 億 1589 万余円、沖縄県 4 億 3754 万余円)が滞留すると見込まれる状況となっていた。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛媛県では、表 2 のとおり、平成 21 年度に 23 億 9036 万円、22 年度に 7 億 1238 万余円、計 31 億 0274 万余円の交付金の交付を受けて基金を造成していた。そして、厚生労働大臣の承認を得て全ての耐震化整備事業が完了する 27 年 3 月まで基金事業の実施期限を延長していた。

このうち、21 年度の交付金による基金事業において、愛媛県は、21 年 8 月の基金事業計画では 5 医療機関(A~E)を指定して助成金を交付することを予定していたが、指定前に 2 医療機関(A 及び B)が耐震化整備指定医療機関の指定を辞退したため、残る 3 医療機関(C~E)に新たに 1 医療機関(F)を加えた 4 医療機関(C~F)を、22 年 4 月に耐震化整備指定医療機関に指定した。そして、指定後、23 年 1 月に、1 医療機関(C)が耐震化整備事業の実施を辞退したため、3 医療機関(D~F)に対して助成金を交付することとなった。

このようなことから、医療機関に対する助成金の交付予定額が計 19 億 7446 万余円となり、貴省からの 21 年度の交付金 23 億 9036 万円のうち 4 億 1589 万余円が、基金事業の終了年度である 26 年度まで基金に滞留すると見込まれる状況となっている。

表 2 医療施設耐震化臨時特例交付金による基金事業の内訳

医療機関	交付金所要額 (千円)	厚生労働省からの交付金交付額 (千円)	医療機関に対する助成金の交付予定額 (千円)	基金に滞留すると見込まれる額 (千円)	耐震化整備事業の完了予定年月	備考
A	712,387	/	—	/	—	指定前辞退
B	451,502		—		—	指定前辞退
C	49,936		—		—	指定後辞退
D	497,496		549,695		23 年 10 月	—
E	712,387		712,387		25 年 3 月	—
F	—		712,387		25 年 8 月	追加
平成 21 年度	2,423,708	2,390,360	1,974,469	415,891	—	—
G	712,387	/	712,387	/	27 年 3 月	—
22 年度	712,387		712,387		—	—
計	—	3,102,747	2,686,856	415,891	—	—

なお、広島、愛媛、沖縄各県以外の 14 都道府県は、22 年度末とされていた基金事業の実施期限の延長を行っているが、22 年度末時点において、交付金が基金に滞留すると見込まれる状況ではなかった。

(改善を必要とする事態)

貴省が 22 年 1 月に公表した調査結果によると、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は 62.4% と十分とは言えない状況であり、貴省は、引き続き病院の耐震化の促進に

努めることとしている。また、貴省では、東日本大震災を受けて、交付金の交付により基金を更に積み増して、耐震化整備事業を推進することについて検討を進めているところである。

したがって、22年度末までとなっている耐震化整備指定医療機関の指定期限を延長し耐震化整備事業を推進して基金の活用を図った上で、新たに指定する医療機関がないなど基金活用の見込みがなく不要となる交付金については、基金の解散前に国庫に返還させるなどその取扱いを明確にして、交付金が基金に滞留することがないように改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、耐震化整備指定医療機関の指定を22年度末までとしていたため、耐震化整備指定医療機関等の辞退が生じた場合、代替の医療機関を新たに指定するための期間が十分確保できない状況となっていること、また、運営要領等において、不要となる交付金について、基金の解散前に国庫に返還させるなどの取扱いが明確にされていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

基金は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化整備事業に助成することにより、地震発生時における医療提供体制の維持に資することを目的とするものである。

については、貴省において、上記を踏まえて、交付金により都道府県に造成された基金の有効活用を図るよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 耐震化整備指定医療機関等が耐震化整備事業の実施を辞退して、助成金の交付予定額が減少し、貴省からの交付金の交付額に対して残余が生ずることとなった場合、新たに耐震化整備指定医療機関を指定することが可能となるように運営要領等を改正するなどして耐震化整備事業を推進し、基金の有効活用を図ること

イ アにおいて、新たに指定する医療機関がないなど基金を活用する見込みがない場合は、活用されずに不要となる交付金について、基金の解散を待つことなく、早期に国庫に返還させる仕組みを作ること

(注) 17都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、兵庫、鳥取、広島、徳島、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

- (12) 生活保護事業における医療扶助の実施において、長期入院患者の実態を適切に把握し、入院の必要がない長期入院患者の退院に向けた指導及び援助を行うことにより医療扶助の適正な実施を図り、生活保護費等負担金の交付が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、13 県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	県 2、市 17、計 19 事業主体

国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
180日を超えて入院していた被保護者のうち入院継続の必要性がないとされた被保護者数	64人
上記の被保護者について支払われていた医療扶助費の額	5億6970万余円(平成20年度～22年度)
上記に係る国庫負担金相当額	4億2727万円

【改善の処置を要求したものの全文】

生活保護の実施における長期入院患者に係る医療扶助の支給について

(平成23年10月28日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、法による保護(以下「保護」という。)を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の4分の3について生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)を交付している。

全国の事業主体に対する負担金の交付額は、平成20年度で2兆0254億余円、21年度で2兆2553億余円に上っている。

(2) 医療扶助の決定及び実施

保護は、その内容によって、生活扶助、医療扶助、介護扶助等の8種類に分類され、このうち、医療扶助は、厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)等において、被保護者が診療を受ける場合等の費用(以下「医療扶助費」という。)について行われるものであり、被保護者が医療保険の加入者でない場合は、指定医療機関等に支払われる診療費等の全額が医療扶助の対象となる。

そして、医療扶助の実施に際しては、法に基づくほか、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)等により事務を処理することとされている。

運営要領等によれば、事業主体は、医療扶助の申請を受けた場合は、医療の必要性を検討した上で医療扶助を決定することとなっており、医療扶助が医療の必要性、内容、程度

の判定等といった専門的な判断を要する特殊性を持つものであることから、指定医療機関に対して、事業主体が発行する医療要否意見書、精神疾患入院要否意見書等(以下、これらを合わせて「要否意見書」という。)への意見の記載を求め、これに基づき医療扶助を実施することとなっている。

そして、医療扶助が上記のとおり専門的な判断を要することから、事業主体は、医療扶助の決定及び実施に当たり、現業員^(注1)、査察指導員^(注2)等に対して専門的な判断を踏まえた必要な助言指導を行う医師(以下「嘱託医」という。)を委嘱することとされており、嘱託医は、要否意見書、診療報酬明細書等の内容の検討等を行うこととなっている。

そして、事業主体は、嘱託医の意見により、医療扶助を受給している被保護者が6か月を超えて医療を必要とするとき、また、その後も引き続き医療を必要とする場合には、6か月を経過するごとにそれぞれ指定医療機関から要否意見書の提出を受け、これにより、医療扶助の継続の要否を十分検討することとなっている。

また、現業員等は定期的に被保護者の生活状況等を把握等するための訪問調査を行うこととなっており、入院している被保護者については、少なくとも1年に1回、被保護者、指定医療機関の主治医等と面接を行い、その病状等を確認することとなっている。

そして、医療扶助の適正な実施を図るため、現業員、査察指導員、嘱託医等は、組織的な連携に努めるなどとされている。

(注1) 現業員 保護の決定及び実施に係る調査等の事務処理を行い、保護決定の手続、被保護世帯の指導援助等を行う地区担当員。一般にケースワーカーと呼ばれている。

(注2) 査察指導員 保護の決定及び実施に係る現業員による事務処理について審査を行い、現業員に対して現業活動の実施上の助言や指導を行うなどの指導監督を行う。

(3) 長期入院患者の実態把握

事業主体は、医療扶助の適正な実施を確保するため、入院期間が180日を超えた被保護者(以下「長期入院患者」という。)については、「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和45年社保第72号厚生省社会局保護課長通知。以下「実施要領」という。)により、次のとおり実態把握等を行うこととしている。

- ① 現業員は、入院期間が180日を超えた時点及びその後も入院の継続が必要と認められた者については6か月を経過した時点ごとに、長期入院患者に係る直近の要否意見書、過去6か月分の診療報酬明細書等を準備する。
- ② 嘱託医は、①で準備された要否意見書、過去6か月分の診療報酬明細書等に基づき、入院を継続する必要がある者と、入院を継続する必要性について主治医の意見を聴取する必要がある者とに分類するための検討(以下、この検討を「嘱託医の書面検討」という。)を行う。なお、嘱託医の書面検討は、診療内容の適否や医療扶助の要否自体の確認を目的とする要否意見書の審査と異なり、退院の可能性について主治医に確認が必要かどうかの検討を行うものであることから、要否意見書、診療報酬明細書の内容等から明らかに入院を継続する必要があると認められる者以外の者については、退院の可能性について主治医の意見を聴取することとなっている。
- ③ 現業員は、主治医の意見を聴取して実態を把握する必要がある者(以下「実態把握対象者」という。)について、実態把握対象者名簿及び調査票を整備し、当該長期入院患者に係る主治医の意見を調査票に記入する。

- ④ 現業員は、主治医の意見を聴取した結果、入院を継続する必要性のないことが明らかなる者について、速やかに、当該長期入院患者及びその家族を訪問して実態を把握し、退院に必要な措置の状況(以下「措置状況」という。)を調査票に記入する。そして、退院を阻害している要因の解消を図るとともに、退院に向けた適切な指導等を行う。

(4) 措置状況の確認等

事業主体は、管内における実態把握対象者の状況、検討経過、措置状況等を常時把握しておくこととなっている。また、事業主体は、前記の実態把握対象者名簿に登載された者に係る3月31日現在の嘱託医の書面検討の状況及び措置状況を、所定の様式により、毎年、都道府県等に報告している(以下、この報告を「年度報告」という。)。都道府県等は、管内の事業主体に対する指導監査等において、実態把握対象者の状況、措置状況等を確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこととなっている。また、貴省は、年度報告の内容を生活保護法施行事務監査等において確認することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

21年度における全国の被保護者数は約176万人で、そのうちの約80%に当たる約140万人が医療扶助を受けており、21年度の生活保護費3兆0071億余円(うち負担金相当額2兆2553億余円)のうち医療扶助費は1兆4514億余円(同1兆0886億余円)で、全体の48.2%と半数近くを占めている。また、21年度における医療扶助から歯科診療分等を除いた一般診療分1兆2451億余円(同9338億余円)のうち入院医療に係る分は8363億余円(同6272億余円)で、一般診療分の67.1%を占めている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、医療扶助を実施している長期入院患者の実態把握が適切に行われているかなどに着眼して、31都道府県の226事業主体の247福祉事務所において、20年度及び21年度の年度報告に記載されている長期入院患者延べ40,124人(これらに係る医療扶助費1603億6045万余円(うち負担金相当額1202億7034万余円))を対象に、医療扶助の実施状況等について事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注3) 31都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、山形、茨城、栃木、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、長期入院患者の実態把握が適切に行われていないなどの事態が見受けられた。

すなわち、29都道府県の130事業主体の136福祉事務所に係る長期入院患者延べ12,084人(これらに係る医療扶助費473億6376万余円(うち負担金相当額355億2282万余円))について、事業主体は、嘱託医の書面検討を行ったとしていたが、実際には、嘱託医は医療扶助の要否自体の確認を目的とする要否意見書の審査のみを行っているだけで、嘱託医の書面検討を行っていなかった。そして、現業員等は、要否意見書において、嘱託医が医療扶助の実施を容認していたことをもって、嘱託医の書面検討が行われたと判断するなどしていた。

また、上記の長期入院患者12,084人のうち27都道府県の103事業主体の108福祉事務所に係る1,417人(これらに係る医療扶助費54億6775万余円(うち負担金相当額41億0081万余円))について、事業主体は、主治医の意見を聴取していなかった。

なお、上記の事業主体のうち、一部の事業主体では、訪問調査を行っていたが、その内容は主に長期入院患者、主治医等から、長期入院患者の現況を聴取等することであり、退院の可能性について主治医の意見を聴取していなかった。

そこで、上記の主治医の意見を聴取していなかった長期入院患者 1,417 人について、要否意見書等の記載内容等から入院を継続していることについて疑義のある点等について、事業主体を通じて主治医等に確認するなどして、調査を行った結果、13 県の 19 事業主体の 19 福祉事務所に係る 64 人については、入院継続の必要性はないとされた。このように、長期入院の実態把握が適切に行われていなかったため、退院に向けた指導及び援助が十分に行われないまま、上記の 64 人に対して、入院期間が 180 日を超えた翌月から上記の調査時点までの医療扶助費^(注5)(以下「180 日超医療扶助費」という。)が 5 億 6970 万余円(うち負担金相当額 4 億 2727 万余円)支払われていた。

(注4) 13 県 茨城、栃木、石川、岐阜、滋賀、兵庫、島根、徳島、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(注5) 平成 19 年度以前に入院期間が 180 日を超えている長期入院患者については 20 年 4 月以降の医療扶助費を計上している。

<事例>

A 市は、被保護者 B の入院期間が 180 日を超えたため、長期入院患者としての実態把握の対象としていた。しかし、A 市は、嘱託医による要否意見書の審査をもって入院を継続する必要性があると判断し、さらに、主治医の意見を聴取しないまま、医療扶助の継続を決定し、実施していた。

しかし、本院が検査したところ、要否意見書の記載内容等から入院を継続していることに疑義が生じたことから、A 市を通じて B の主治医に対して入院を継続する必要性について調査したところ、主治医の判断は、特別な医療行為は行っておらず施設への入所が適当であるとのことであった。そして、上記の調査時点までに指定医療機関から提出された要否意見書に記載された病状に変化はなく、この間、長期入院の実態把握が適切に行われていなかったため、退院に向けた指導及び援助が行われないまま、B に係る 180 日超医療扶助費が計 1328 万余円(うち負担金相当額 996 万余円)支払われていた。

(改善を必要とする事態)

以上のように、医療扶助における長期入院患者の実態把握が適切に行われていなかったことにより、退院に向けた指導及び援助が適時適切に行われないまま医療扶助を継続している事態は、医療扶助の適正な実施を図る上で適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

(ア) 現業員、査察指導員、嘱託医及び主治医の間における長期入院患者の実態把握等についての組織的な連携が十分なされていないこと

(イ) 実施要領の理解が十分でなく、実施要領に基づき長期入院患者の実態把握等を適切に行うことに対する認識が十分でないこと

イ 貴省において、実施要領等に基づき長期入院患者の実態把握等を適切に行うことについての周知徹底が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、被保護者数及び負担金は増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。については、貴省において、長期入院患者の実態を適切に把握し、退院に向けた指導及び援助をするなどして、医療扶助費の低減を図り、負担金の交付が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、現業員、査察指導員、嘱託医及び主治医の間で長期入院患者の実態把握等について組織的な連携を行うよう、技術的助言等を行うこと
- イ 長期入院患者の実態把握の必要性及び実施要領に基づき適正に長期入院患者を把握することの重要性を事業主体に周知徹底するとともに、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう、次のことを実施すること
 - (ア) 嘱託医の書面検討が行われたことを確認できるよう書面検討の結果等を記載する様式等を示すこと
 - (イ) 現業員等が主治医の意見を聴取するに当たり、的確に主治医の意見を聴取できるよう、退院の可能性を確認するため聴取すべき事項を例示等すること
 - (ウ) 退院の可能性について主治医から聴取した意見等を記載する項目等を調査票等に設けるなどすること
- ウ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、長期入院患者の実態把握等について確認し、長期入院患者の実態把握等が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 介護給付費負担金について、介護保険事業状況報告を用いるなどして審査及び確認を実施することにより、負担金が適正に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費 (平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費)
部 局 等	厚生労働本省(交付決定庁)、8都県(支出庁)
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先(保険者)	26市区町、1広域連合
介護給付費負担金の概要	市町村の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的として、当該年度の介護給付費等を交付の対象に、国が所定の割合を負担し、各市町村に交付するもの
負担金交付額	435億0055万余円(平成18年度～21年度)
過大に交付されていた負担金交付額	1億4937万円(平成18年度～21年度)

1 制度の概要

(1) 介護保険制度の概要

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する

65歳以上の者等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るため、国から市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている(負担金の交付額の算定及び負担金の交付手続については、前掲242ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)。

(2) 介護保険事業状況報告

介護保険事業状況報告(以下「事業状況報告」という。)は、保険者が作成する統計であり、都道府県を通して厚生労働省に報告され、その内容が公表されている。事業状況報告には審査決定又は支払決定された介護給付及び予防給付に要する費用の額(以下、これらを「介護給付費等」という。)が記載されることとなっており、この額は、同一年度における介護給付費負担金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)の介護給付費等と、原則として一致することになる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成21、22両年次に本件負担金について検査した結果、負担金の交付額を過大に算定していた事態が見受けられたことから、平成20年度決算検査報告及び平成21年度決算検査報告に不当事項として掲記したところである。これに対し、厚生労働省は、事務連絡、担当課長会議等により、負担金の算定に誤りのないよう十分に審査及び確認を行うことを周知徹底するなどして、同様な事態の再発防止に取り組んでいた。

しかし、依然として負担金が過大に交付されている事態が見受けられたので、合規性等の観点から、負担金の算定は適切か、負担金の審査及び確認は効果的な方法により行うことができなかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注1)26都府県の272市区町村、5一部事務組合及び8広域連合を対象として、18年度から21年度までの間に交付された負担金について、実績報告書、関係書類等により会計実地検査を実施した。そして、事業状況報告の介護給付費等のうち施設等分を集計した額と実績報告書の施設等分の額とを突合して両者が大きく異なっているなどしていた場合には、更に事業状況報告、収入額の基礎資料等の確認を行った。

(検査の結果)

検査したところ、事業状況報告の介護給付費等のうち施設等分を集計した額と実績報告書の施設等分の額が^(注2)大きく異なっているなどしていた8都府県の26市区町及び1広域連合において、次のとおり負担金を過大に算定していて、負担金交付額計435億0055万余円のうち計1億4937万余円が過大に交付されていた事態が見受けられた。

(1) 介護給付費等に係る施設等分及びその他分の区分を誤っていたもの

7 都府県 25 市区町及び1 広域連合

(負担金交付額計385億4765万余円のうち過大交付額計1億3199万余円)

ア 施設等分とその他分を区分すべき特定入所者介護サービス費について、誤って、その全額をその他分としていたり、施設等分に区分すべき特定施設入居者生活介護費を誤ってその他分としていたりしていたもの

4 都府県 14 市町

(負担金交付額計79億0983万余円のうち過大交付額計7686万余円)

<事例1>

新潟県南魚沼郡湯沢町は、平成18年度から20年度までの間の負担金の算定に当たり、施設介護サービス費のみを施設等分とし、それ以外の介護給付費等の全額をその他分としていた。

このため、同町は、本来は施設等分とその他分を区分すべき特定入所者介護サービス費や施設等分に区分すべき特定施設入居者生活介護費の全額を誤ってその他分としており、その結果、国の負担割合が高いその他分が過大に算定されて、負担金459万余円が過大に交付されていた。

- イ 施設等分について集計を誤ったため、施設等分を過小に算出し、その結果、その他分を過大に算出していたもの

4 都県3市及び1広域連合

(負担金交付額計60億4744万余円のうち過大交付額計3136万余円)

- ウ 17年度以前に生じた介護給付費等に係る返還金等の収入額をその他分から控除すべきであったのに、誤って施設等分から控除していたもの

2 都県8市区

(負担金交付額計245億9037万余円のうち過大交付額計2376万余円)

<事例2>

東京都は、平成19年にA社の経営する7特定施設入居者生活介護事業所に対して監査を実施し、その結果、介護報酬について人員基準を満たしていないのに減算せずに請求していた事態が見受けられたことなどから、A社に対して、改善勧告及び介護報酬の返還の指導を行った。

これを受け、港、墨田、目黒、杉並、豊島、荒川、江戸川各区は、被保険者が上記の7特定施設に入居していて介護給付費等を負担していたことから、A社に対して14年度分から18年度分までの間の介護給付費等の返還請求を行い、19年度に返還金を全額収納していた。

しかし、上記の各区は、19年度の負担金の算定に当たり、返還請求を行い収納した上記の返還金のうち17年度以前の分をその他分から控除すべきところ、誤って施設等分から控除して算定していたため、負担金2040万余円が過大に交付されていた。

- (2) 翌年度予算から支払った介護給付費等を、誤って、当該年度分の介護給付費等としていたもの

1 県1市

(負担金交付額計49億5290万余円のうち過大交付額計1738万余円)

このように、依然として介護給付費等に係る施設等分及びその他分の区分を誤るなどして、負担金が過大に交付されている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、市町村において法令等の理解が十分でなかったこと、都県における実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどにもよるが、厚生労働省において、市町村に対して、負担金の実績報告時等における事業状況報告を用いるなどした具体的な確認方法を示しておらず、また、都県に対して、同様な審査及び確認方法を示していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省では、負担金が適正に算定されるよう、23年8月に都道府県に対して通知を発し、市町村に対して、負担金の算定誤りの具体的な事例とともに事業状況報告を用いるなどした具体的な確認方法を示し、実績報告時等に確認作業を行うよう周知徹底を図り、また、都道府県に対して、同様の方法による審査及び確認を行うよう周知徹底する処置を講じた。

(注1) 26 都府県 東京都、大阪府、秋田、福島、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(注2) 8 都県 東京都、福島、千葉、新潟、岐阜、鳥取、広島、熊本各県

(2) 労働市場センター業務室から通知等される雇用保険に係る要調査対象受給資格者等の検出情報のうち、未活用となっている検出情報を十分に活用する体制を整備することにより、失業等給付金の支給の適正化を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)、68 公共職業安定所(支給決定庁)
要調査対象受給資格者等の検出情報の概要	労働市場センター業務室が、就職年月日が求職者給付の支給期間中となっているなど不正受給の可能性があると考えられる者等を検出し、当該情報を該当する公共職業安定所に通知又は配信するもの
要調査対象受給資格者等の検出情報が未活用となっていた者	844 人
上記の者に対する失業等給付金の支給額の合計	4 億 9030 万余円(平成 19 年度～22 年度)
上記のうち支給の要件を満たしていない可能性のある失業等給付金の支給額	1 億 1162 万円

1 制度の概要

(1) 雇用保険及び労働者災害補償保険

厚生労働省は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、労働者が失業した場合に必要な給付等を行う雇用保険を、また、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付等を行う労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)をそれぞれ管掌している。

(2) 雇用保険の失業等給付金及び労災保険の保険給付

雇用保険の失業等給付金の中には、被保険者が離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることなどの要件を満たす者に対して支給される基本手当、傷病手当等の求職者給付及び再就職手当等の就職促進給付(以下、

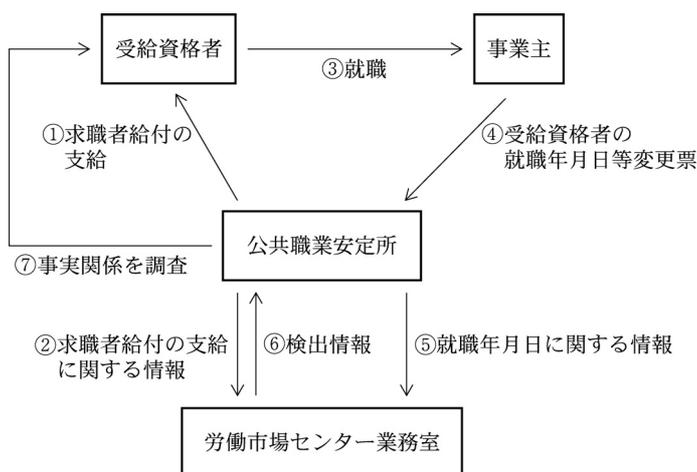
これらを合わせて「求職者給付等」という。)がある。また、労災保険の保険給付の中には、業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない者に対して支給される休業補償給付及び休業給付(以下、これらを合わせて「休業補償給付等」という。)がある。

そして、雇用保険の求職者給付等は、公共職業安定所において、その受給資格があると決定された者(以下「受給資格者」という。)から提出された失業認定申告書等に記載されている就職の有無等の事実について確認して、支給決定に当たっては、受給資格者が実際に失業している日について失業の認定を行うなどして、厚生労働省が支給することとなっている。また、受給資格者が休業補償給付等の支給を受けている場合は、一般に就労できる状態にないことから、休業補償給付等の支給を受けている間の求職者給付等の受給資格の決定及び失業の認定を行わないこととなっている。

(3) 雇用保険における不正受給の防止・摘発の措置

厚生労働省職業安定局が定めた業務取扱要領〔雇用保険給付関係〕(以下「取扱要領」という。)によれば、就職の事実を秘匿し、又は自己の労働による収入を届け出ないなど、不正の手段を用いて失業等給付金を詐取しようとすることを未然に防止し、又は摘発するために、次の措置等を執ることとされている(図参照)。

図 要調査対象受給資格者の検出過程等



(注) 休業補償給付等と求職者給付の併給を受けている可能性のある者の検出過程等についてもほぼ同様となっている。

ア 要調査対象受給資格者の検出等

雇用保険の被保険者等に関する記録の作成等の業務を行う厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室(以下「センター」という。)は、就職した受給資格者について、公共職業安定所が入力した就職年月日等変更票等の就職年月日が求職者給付の支給期間中となっている場合は、不正受給の可能性があることから、当該受給資格者を要調査対象として検出し(以下、要調査対象として検出した受給資格者を「要調査対象受給資格者」という。)、検出の都度、当該情報等を該当する公共職業安定所に通知する。

イ 休業補償給付等と求職者給付の併給を受けている可能性のある者の検出等

本院は、平成12年度決算検査報告に「雇用保険の求職者給付等の支給に当たり、労働者災害補償保険の休業補償給付等の情報を活用することにより、支給の適正化を図るよ

う是正改善の処置を要求したものを掲記した。これを受けて厚生労働省は、以下のとおり休業補償給付等の情報を活用できる体制を整備した。

センターは、休業補償給付等の支給期間と求職者給付の支給期間とが重複していて、両給付の併給を受けている可能性のある者(以下、要調査対象受給資格者と両給付の併給を受けている可能性のある者を合わせて「要調査対象受給資格者等」という。)を検出し、年1回、当該情報を記載した一覧表を該当する公共職業安定所に配信する。

そして、センターから上記のア及びイにより検出された情報(以下「検出情報」という。)の通知又は配信を受けた公共職業安定所は、要調査対象受給資格者等に対して面接を行うなどして事実関係を調査することとされている。なお、雇用保険法によれば、厚生労働省が失業等給付金の返還を受ける権利は、支給から2年を経過したときに、時効によって消滅することとされている。

厚生労働省は、検出情報等に係る調査に当たらせるため、全国の公共職業安定所に雇用保険給付調査官(以下「給付調査官」という。)を配置(平成23年5月1日現在の定員513人)するなどしている。

(4) 検出情報の調査

公共職業安定所において検出情報の通知又は配信を受けた後の調査等については、取扱要領に基づいて都道府県労働局(以下「労働局」という。)が事務処理要領等を定めており、その内容はおおむね次のとおりとなっている。

- ① 給付調査官等が検出情報等に係る調査を円滑に行うために備える所定の整理簿に要調査対象受給資格者等に関する情報を記録する。
- ② 不正受給等の根拠となる証拠書類を要調査対象受給資格者等を雇い入れた事業主等から徴するなどの調査を速やかに行う。
- ③ ②で徴した証拠書類に基づき、要調査対象受給資格者等本人に連絡を取って面接を行うなどして事実関係を調査する。
- ④ 要調査対象受給資格者等の所在が確認できず連絡が取れないため調査に相当の期間を要するなどして、検出情報が未活用となっている事案について、公共職業安定所の管理者に適宜報告を行う。
- ⑤ 要調査対象受給資格者等に係る調査が終了した事案等を一定期間ごとに取りまとめて、不正受給に関する報告(以下「業務報告」という。)として労働局に提出する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、毎年度の決算検査報告において、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)が、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどして、その支給が適正でない事態を不当事項として掲記している。23年次の検査においても、18労働局管内の152公共職業安定所において会計実地検査を行ったところ、18労働局の106公共職業安定所管内における20年度から23年度までの間の受給者365人に対する失業等給付金計86,567,930円が支給の要件を満たしていなかった(前掲190ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)。

そこで、本院は、合規性等の観点から、公共職業安定所において、検出情報が十分に活用されているか、未活用となっている検出情報について組織的な取組がなされているかなどに

(注2) 着眼して、12労働局管内の115公共職業安定所において、21年4月から22年12月までの間にセンターが通知又は配信した検出情報について、整理簿等の書類により検査を行った。

(注1) 18労働局 秋田、茨城、群馬、神奈川、新潟、富山、静岡、三重、大阪、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分、鹿児島各労働局

(注2) 12労働局 神奈川、新潟、静岡、三重、大阪、鳥取、島根、岡山、山口、高知、福岡、大分各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、9労働局管内の68公共職業安定所において要調査対象受給資格者等844人に係る検出情報が未活用となっており、これらの者に支給した失業等給付金計4億9030万余円のうち、支給の要件を満たしていない可能性のある支給額(以下「不適正支給見込額」という。)は計1億1162万余円となっていた。

そして、上記の検出情報が未活用となっていた要調査対象受給資格者等844人の中には、前記の23年次の検査において支給の要件を満たしていないことが確認された者が100人含まれており、これらの者に係る支給の要件を満たしていない失業等給付金の支給額は9労働局管内の33公共職業安定所において計16,823,276円となっていた。

公共職業安定所において検出情報を十分に活用するためには、整理簿に調査の進捗状況を記録するとともに、検出情報の活用状況を適切に把握して、事実関係の確認に向けて組織として取り組むことのできる体制を整備することが重要となる。

そこで、未活用となっている検出情報の組織としての把握・管理の状況についてみると次のとおりとなっていた。

ア 公共職業安定所において、整理簿に未活用となっている検出情報が記録されていないもの

20公共職業安定所	要調査対象受給資格者等	167人	不適正支給見込額計	2026万余円
-----------	-------------	------	-----------	---------

イ 公共職業安定所において、整理簿に未活用となっている検出情報の記録はあるものの、給付調査官等から管理者への報告が十分に行われていないもの

29公共職業安定所	要調査対象受給資格者等	436人	不適正支給見込額計	5171万余円
-----------	-------------	------	-----------	---------

ウ 労働局において、未活用となっている検出情報について業務報告により把握していないもの

8労働局	要調査対象受給資格者等	824人	不適正支給見込額計	1億0978万余円
------	-------------	------	-----------	-----------

なお、前記の検出情報が未活用となっていた要調査対象受給資格者等844人のうち、583人については、上記のア、イ及びウの状況が重複してみられた。また、141人に係る不適正支給見込額計2422万余円については、検出情報が未活用となっている状況のまま支給から2年以上が経過(23年6月末現在)しているため、時効により返還を受ける権利が消滅しており、支給の要件を満たしていないことが確認された場合でも、その返還を命じることができなくなっていた。

このように、検出情報を十分に活用していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(注3) 9労働局 神奈川、新潟、静岡、三重、大阪、岡山、山口、福岡、大分各労働局

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公共職業安定所において、センターから通知又は配信される検出情報を活用することの重要性に対する認識が十分でなかったことにもよるが、主として次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、未活用となっている検出情報に係る調査の進捗状況を整理簿等により適切に把握して管理する体制を整備することについて労働局に対する指導監督が十分でなかったこと
- イ 公共職業安定所において、未活用となっている検出情報に係る調査の進捗状況を組織として十分に把握して管理していなかったこと
- ウ 労働局において、未活用となっている検出情報について公共職業安定所からの業務報告等により適切に把握する体制が整備されていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、23年9月に各労働局に通知を発生し、未活用となっている検出情報を十分に活用して、失業等給付金の支給が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア センターが通知又は配信する検出情報に係る調査の進捗状況を把握して管理することが可能となるような整理簿の統一的な様式を定めるとともに、労働局及び公共職業安定所に対して、整理簿に記録する趣旨を周知徹底し、整理簿に適切に記録するよう指導した。
- イ 未活用となっている検出情報に係る調査の進捗状況を公共職業安定所において組織として十分に把握して管理することができるよう、給付調査官等が整理簿を使用して定期的に管理者に報告を行うこととするなどの体制を整備した。
- ウ 未活用となっている検出情報について、労働局において適切に把握できるよう、公共職業安定所から労働局に定期的に業務報告等により報告を行うこととするなどの体制を整備した。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

介護保険における財政安定化基金の基金規模について

〔平成19年度決算検査報告354ページ参照〕
〔平成20年度決算検査報告287ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告397ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

財政安定化基金は、都道府県が管内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に資金の貸付け・交付を行うために設置するもので、国、都道府県及び市町村は、それぞれその造成額の3分の1を拠出するなどすることとなっている。また、都道府県は、管内市町村における3年間の介護給付費の見込額の総額に国が定めた標準拠出率を参考にして条例で定めた拠出率を乗ずるなどして拠出金を算定することとなっている。そして、検査を実施した24都道府県における造成額に対する貸付け・交付額の割合が、第1期(平成12年度から14年度まで)では17都道府県、第2期(15年度から17年度まで)では19都道府県で30%を下回っているなどして、基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっていた。

したがって、厚生労働省において、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を各拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して20年5月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 基金規模を縮小できるような制度に改めることについては、都道府県が財政安定化基金の一部を取り崩すことができるとする規定を含む「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を作成した。なお、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)は23年6月22日に公布され、上記の規定に係る部分については、24年4月1日から施行されることとなった。
- イ 20年8月に担当者会議を開催して、国が定める標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに、各都道府県が基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう助言した。
- なお、各都道府県では、上記の助言に基づくなどして、条例で定める拠出率を0とし、新たな基金積立ては行わないこととした。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務について

〔平成20年度決算検査報告270ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告398ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、労働保険料が督促状に指定された納期限を経過して完納されたときには、延滞金を徴収することとされている。そして、労働保険料が完納された時点で、延滞金について調査決定等を行い、延滞金の納付がない場合には、未納となっている延滞金について債権管理等を行うこととされている。しかし、労働保険料完納時に未納となっている延滞金について、調査決定等を行っておらず、債権管理簿において管理を行っていない事態や、滞納事業主に納付書の送付がなされていないものがあるなど納入督促等を実施していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、未納となっている延滞金について会計法令等に基づき適切に調査決定等を行うとともに、的確な納入督促等を実施させるための体制を整備するなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 労働局に対して、21年10月に開催した労働保険適用徴収ブロック会議等において、未納となっている延滞金について速やかに調査決定を行い、債権管理簿に記載するよう指示し、指摘の対象となっていた46労働局全てにおいて、23年8月までに調査決定を行い、債権管理簿の記載を完了させた。
- イ 労働局に対して、上記の会議等において、会計法令等を遵守して調査決定等を行うよう周知徹底するとともに、未納となっている延滞金について納入督促等を実施するよう指導し、指摘の対象となっていた44労働局全てにおいて納入督促等を実施させた。
- ウ 21年10月に「徴収関係事務取扱手引Ⅰ(徴収・収納)」(平成20年3月基発0331008号厚生労働省労働基準局長通知)の改訂を行うなどして債権管理の事務手続を整備して、これを上記の会議等において労働局に対して周知した。
- エ 延滞金の額を自動的に算定するなどのプログラムを開発して22年4月から運用を開始するなどして事務を効率的に行うための環境を整備した。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 概算払により交付した補助金等の国庫返納等について

(平成21年度決算検査報告336ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働本省が平成18、19両年度に一般会計から公益法人に対して概算払により交付した補助金等について、実績報告書上の余剰額がありながら額の確定手続が長期にわたって完了していないため、返納させるべき補助金が補助事業者に滞留したままとなっていたり、大臣官房会計課において、額の確定手続の進捗状況を網羅的に把握、管理していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、20年度以前に概算払により交付された補助金等について、速やかに額の確定手続を完了させ、確定した額を超える補助金等があるものについては当該補助金等を国庫に返納させるとともに、21年度以降に概算払により交付した補助金等について、可能な限り速やかに額の確定手続を完了させることができるような事務処理態勢としたり、額の確定手続の進捗状況を網羅的に把握、管理する体制を整備したりするなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して22年4月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年1月までに、20年度以前に概算払により交付された補助金等のうち、額の確定手続が完了していなかった補助金等2106件について額の確定手続を完了させ、確定した額を超えて概算払されている166件については、確定した額を超える補助金等計6億6120万余円を国庫に返納させる処置を講じていた。

そして、21年度以降に概算払により交付した補助金等については、大臣官房会計課において、22年5月に官庁会計システムのデータを活用して額の確定手続の進捗状況を網羅的に把握、管理する体制を整備し、さらに、22年12月には各部局においても進捗状況を把握させるなど、概算払により交付された補助金等の額の確定手続を速やかに完了させることができるような事務処理態勢を整備する処置を講じていた。

(2) 年金記録相談等において判明した年金記録の基礎年金番号への統合の処理について

(平成21年度決算検査報告341、819ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、厚生年金保険等の年金記録に係る事務を日本年金機構(以下「機構」という。)に委託している。そして、基礎年金番号以外の年金手帳等の記号番号に係る年金記録が判明した場合は、老齢厚生年金等を適正に支給するため、当該年金記録を基礎年金番号に統合することとなっている。しかし、機構の年金事務所等において、年金記録相談等により統合すべき年金記録が判明して速やかに基礎年金番号に統合する必要があるのに、これを行っておらず、その結果、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省及び機構において、これまでの本院の検査の結果、基礎年金番号への統合が行われていなかった年金記録を速やかに統合するとともに、今後、年金記録の基礎年金番号への統合を適切に行うための体制を整備する処置を講ずるよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、本院の検査の結果、基礎年金番号への統合が行われていなかった年金記録について統合の処理を行うとともに、今後、年金記録の基礎年金番号への統合を適切に行う体制を整備するために、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、22年8月に年金記録問題対策本部会議を開催し、速やかに基礎年金番号への統合の処理を進めるよう指示するとともに、同月に年金事務所等に対して通知を発し、基礎年金番号への統合に当たっての取扱いを明示した。

イ 機構は、上記の通知等により、年金事務所等に対し、受付簿の書式を示してこれを作成させるなどして関係書類を適切に管理させることとした。

ウ 機構は、年金事務所等における未統合記録の処理状況について、22年12月以降、毎月の報告によりその進捗状況を管理し、十分に進捗していない年金事務所等に対し、23年2月に開催した年金記録問題対策本部会議等において指導を行った。

エ 厚生労働省は、年金事務所等における基礎年金番号への統合の処理状況等について報告するよう機構に対して指示し、23年3月及び7月に、その処理状況及び機構の指示等について報告を受け、確認を行うなど、年金記録の統合等の処置が適切に執られるよう監督を行った。

(3) 特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について

(平成 21 年度決算検査報告 347 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

労働保険特別会計の雇用勘定では、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 105 条の規定により、一般会計からの繰入金雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 66 条等の規定による国庫負担金の額に対して超過した場合には、当該超過額に相当する金額は翌年度において国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額することとされている。しかし、平成 19 年度の繰入超過額が 20 年度の繰入額から減額されておらず、一般会計からの繰入金が過大に繰り入れられている事態が見受けられた。また、年金特別会計の健康勘定では、旧厚生保険特別会計において生じた損失の額等の累積債務に係る利子の支払財源に充てるための額を一般会計から繰り入れている。その額は借入金の借換予定額に予算積算利率を乗じて得た額等を基に算出されているが、借換えの実績利率が予算積算利率より低かったことから、累積債務に係る利子の支払実績額がその歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入れを減額していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働保険特別会計の雇用勘定については、これまでの繰入超過額を一般会計からの繰入金から速やかに減額等するとともに、今後は繰入超過額の減額等を適正に行う処置を講ずるよう、また、年金特別会計の健康勘定については、利子の支払に実際に必要となる額のみを一般会計から繰り入れることにより、一般会計からの繰入額を抑制する処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、特別会計への一般会計からの繰入れを適正化するとともに、繰入額を抑制するよう、次のような処置を講じていた。

ア 労働保険特別会計の雇用勘定において、22 年度は、これまでの繰入超過額 1437 億 7066 万余円を一般会計からの繰入金から減額することとし、23 年度以降は、前年度の繰入超過額を当年度の一般会計からの繰入金から減額するなどすることとした。

イ 年金特別会計の健康勘定において、22 年度は、これまでの繰入超過額を勘案し、新規に繰入れを行わないこととし、23 年度以降は、繰入超過が解消され新規の繰入れの必要が生じた場合には、利子の支払に実際に必要な金額のみを一般会計から繰り入れることとした。

(4) 地域介護・福祉空間整備推進交付金及び地域介護・福祉空間整備交付金による夜間対応型訪問介護の実施状況について

(平成 21 年度決算検査報告 352 ページ参照)

1 本院が表示した意見

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回等により、訪問介護員が当該居宅を訪問し、介護、緊急時の対応等を行うものであり、夜間対応型訪問介護を行う事業者は、利用者にケアコール端末を配布することとされている。そして、夜間対応型訪問介護事業が、市町村

(特別区を含む。以下同じ。)が作成する面的整備計画に基づき実施される場合には、ケアコール端末の購入等に係る経費を対象経費として、市町村に地域介護・福祉空間整備推進交付金等(以下「交付金」という。)が交付されている。しかし、夜間対応型訪問介護のサービスの利用が低調となっていたり、事業を休止又は廃止したりして、事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、市町村から提出された面的整備計画書類等について十分な需要調査に基づく具体的な需要の有無を地方厚生(支)局等が審査及び確認できるような体制とし、遊休しているケアコール端末等について活用の促進を図る方策について検討するとともに、市町村に対して、事前に利用者の需要調査を十分に実施してその結果に基づき面的整備計画書類等を作成したり、夜間対応型訪問介護のサービスの利用が進んでいない実態を把握してその原因を分析したり、類似するサービスについて関係機関等との調整を行ったことについて助言を行い、夜間対応型訪問介護の利用の促進を図るなどにより、交付金による事業効果が十分発現するよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 23年1月及び7月に市町村及び各地方厚生(支)局に事務連絡を発して、市町村から需要見込みなどの計画内容を詳細に記載した事業計画確認シートを提出させることとし、地方厚生(支)局等が面的整備計画書類等について具体的な需要を審査及び確認できるようにした。また、遊休しているケアコール端末等については、22、23両年度に実施されている「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」でも活用できるものであることから、こうした事業等においても積極的に活用するよう23年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知徹底した。

イ 上記の会議において、市町村に対して、利用者の需要調査を実施してその結果に基づき面的整備計画書類等を作成したり、利用状況が低調な地域にあっては、その要因分析に基づく利用促進策の検討を行ったり、類似するサービスについては、関係機関等との調整等を行ったりするよう助言を行った。

(5) 柔道整復師の施術に係る療養費の支給について (平成21年度決算検査報告357ページ参照)

1 本院が表示した意見

柔道整復師の施術に係る療養費(以下「療養費」という。)の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないとされており、また、単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であるとされている。そして、施術は、療養上必要な範囲及び限度で行うものとされ、とりわけ「長期又は濃厚な施術」とならないよう努めることとされている。しかし、頻度が高い施術、長期にわたる施術等の事例が多数見受けられたり、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者に施術が行われていたりなどして請求内容に疑義があるのに、これらの施術に対して十分な点検及び審査が行われないまま療養費が支給されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」等がより明確になるよう検討を行うとともに、保険者等と柔道整復療養費審査委員会及び国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会(以下、両者を合わせて「柔整審査会」という。)に対して、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化し、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、前記の算定基準等のうち一部の項目の算定の考え方等については、23年3月に地方厚生(支)局、都道府県等に対してその疑義解釈に関する事務連絡を発して、算定基準等がより明確になるよう周知を図っている。

また、22年11月に地方厚生(支)局及び都道府県に対して通知を発して、保険者等及び柔整審査会が行う点検及び審査の迅速化等を図るため、23年1月から申請書の様式を統一し、点検及び審査に関する指針の作成や審査体制の在り方等については、引き続き検討することとしている。

そして、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術が療養費の支給の対象外であることを被保険者等に周知徹底することについては、適正な受診に向けて被保険者等の理解が進むよう、今後、保険者を通じた周知を実施していくこととしている。

(6) 労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しについて

(平成21年度決算検査報告364ページ参照)

1 本院が表示した意見

労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)に対する労働保険料に係る報奨金について、現在の報奨金交付の意義が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにより、また、その用途が事務組合の人件費等の運営費に充当されている現状にあるのに、厚生労働省では、①事務組合制度の普及発展、②事務組合における労働保険の適用促進、③事務組合に労働保険事務を委託した事業主に係る労働保険料の適正な徴収を図るためという従来どおりの交付目的のもとに、報奨金の交付額が労働保険料の納付額等に基づき上限なく算定されている事態や、事務組合において区分経理が十分に行われていないなどして、報奨金の用途が確認できない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、交付額の算定方法を、上限額を設定するなど報奨金が事務組合の運営費に充てられている現状を考慮したものに改め、交付額の縮減を図ったり、事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底し、用途の透明性を確保したりして、報奨金の制度を見直すよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 労働保険事務組合報奨金交付要領を改正し、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令」(昭和48年政令第195号)等を改正し、上限額を設定するなど報奨金の交付額の算定方法を改め、交付額の縮減を図った。

イ 報奨金の使途の透明性を確保するため、上記要領の改正において、区分経理がなされていない事務組合については、報奨金の交付対象から除外することを明示するとともに、事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底するなどした。

(7) 労災特別介護援護事業から生じた資産の取扱い等について

(平成21年度決算検査報告369ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、労災特別介護施設における労災特別介護援護事業を財団法人労災サポートセンター(以下「センター」という。)に委託しており、同事業は、委託費と施設の入居者等から徴収する入居費等を財源として実施することとされている。しかし、センターが、入居費等から積み立てられた支払資金準備資産等や、入居費等の収支差額を資産として保有している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、センターが資産として保有している支払資金準備資産等や収支差額について必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資産については国庫に納付させたり、委託契約に入居費等に関する精算条項を設けたりするよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労災特別介護援護事業から生じた支払資金準備資産等や入居費等の収支差額について必要性の有無を再検討し、これにより不要となった資産5億9992万余円を23年3月に国庫へ納付させるとともに、同月に締結した22年度の変更委託契約及び23年4月に締結した23年度の委託契約において入居費等に関する精算条項を設け、余剰があるときは国に返還を行うこととする処置を講じていた。

(8) 全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について

(平成21年度決算検査報告372、819ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生年金保険等の適用事業所において、被保険者全員が被保険者資格を喪失した場合には、事業主は、全喪届を提出することとされている。しかし、日本年金機構(以下「機構」という。)の年金事務所等において、全喪届に第三者の確認がない書類が添付されている場合の実地調査等が適切に行われていなかったり、納入告知額一覧表に被保険者が0人になった旨が表示された場合の調査等が長期間にわたって十分に行われていなかったりしている事象や、これらに係る内部統制における監視活動が十分に機能していない事態が見受けられた。

したがって、機構において、全喪届の事務処理等についての改善策を策定し、各年金事務所に対して周知徹底したり、内部監査の指摘事項に対する改善に向けた取組を徹底して、不適切な事務処理の再発防止を図ったりするとともに、厚生労働省において、機構が行う処理

に対する監督を的確に実施したり、機構に内部統制の確立に向けた取組を実施させたりする処置を講ずるよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構において

- (ア) 23年5月に全喪届の様式を改正して、全喪届に添付する書類は、原則として、第三者の確認がある書類とすることを明確にした。
- (イ) 23年3月に年金事務所等に対して通知を発して、全喪届に第三者の確認がない書類が添付されているなどの場合には、法人登記簿を取得して解散の登記を確認するなどして適正な実地調査等を行うよう周知徹底した。
- (ウ) 22年12月に年金事務所等に対して通知を発して、納入告知額一覧表に被保険者が0人である旨が長期間にわたって出力され続けている事業所については、実地調査等により事業実態の確認を行うよう指示した。
- (エ) 23年1月に内部監査要領を改正して、被監査部署から監査部署宛てに提出される改善計画書に改善に向けた取組内容等を明確に記載することを定めた。
- (オ) 23年1月に内部監査要領を改正して、不適切な事務処理について、被監査部署における取組だけでなく、本部関連部署による対応が必要な場合には、当該部署に対し改善提言を行うことを定めた。

イ 厚生労働省において

- (ア) 機構が講じた処置について報告させて、その内容を確認するとともに、22年9月以降に実施した機構に対する監査を通じて、全喪届の事務処理及び納入告知額一覧表で長期間にわたって被保険者が0人となっている事業所の事務処理に対する監督を実施することとした。
- (イ) 22年9月以降に実施した機構に対する監査を通じて、機構に内部統制の確立に向けた取組を確実に実施させることとした。

(9) 生活保護の実施における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について (平成21年度決算検査報告380ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

生活保護の実施に当たっては各種の社会保障施策等の活用が前提となっていることから、社会保障等を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。しかし、厚生年金保険の脱退手当金が受給できたり、国民年金に任意加入し、生活福祉資金貸付制度を活用するなどして保険料を納付することにより年金受給が可能となったりする者について、これらの活用が図られていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金

給付の活用が十分に図られるよう、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により国民年金の受給権を取得できる者を把握するための様式を示し、事業主体及び都道府県社会福祉協議会等(以下「都道府県社協等」という。)に対して、国民年金の任意加入に係る保険料納付のために生活福祉資金貸付制度を活用できることについて周知徹底するとともに、都道府県等が事業主体に対して実施する監査の際に脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について改めて指導を徹底するなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年3月及び6月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 年金調査表等の様式を示して、事業主体において脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により国民年金の受給権を取得できる者を的確に把握し、組織的に管理することとした。
- イ 事業主体及び都道府県社協等に対して、国民年金の任意加入に係る保険料納付のために生活福祉資金貸付制度を活用できることについて周知徹底した。
- ウ 都道府県等が事業主体に対して実施する監査の際に脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用状況について確認し、必要な指導を行うこととした。

(10) 生活保護における被保護世帯の資産の活用について

(平成21年度決算検査報告386ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

生活保護の実施に当たっては、被保護世帯の資産等の活用が前提となっていることから、一定の居住用不動産を所有する被保護世帯については、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度を利用することが可能な場合、これを利用することにより資産の活用を図ることとなっている。しかし、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)において、貸付制度の利用の検討を十分に行っていなかったり、利用していない世帯に対して指導が十分に行われていなかったりなどして、被保護世帯が貸付制度を利用することが可能であるのに、その利用が進まず生活保護を継続していて、被保護世帯の資産の活用が図られていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、貸付制度の適時適切な利用により、被保護世帯の所有する資産の活用が図られるよう、事業主体において、資産活用についての認識を徹底させ、資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備したり、事業主体及び都道府県社会福祉協議会等(以下「都道府県社協等」という。)において、貸付制度についての誤認を防止したり、事業主体と都道府県社協等との連携を強化したりなどするとともに、都道府県等が事業主体に対して実施する監査の際に被保護世帯が所有する資産の活用状況を確認するなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年3月及び6月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して貸付制度の適時適切な利用により被保護世帯の資産活用を図ることに
ついて徹底させ、また、資産保有台帳の様式等を示すなどして資産の状況を組織的に把握
するための体制を事業主体において整備することとした。

イ 事業主体及び都道府県社協等に対して、貸付制度の利用に当たって推定相続人の同意が
必要であるという誤認をしないよう徹底させるとともに、事業主体と都道府県社協等との
連携を強化するよう指導した。

ウ 都道府県等が事業主体に対して行う監査の際に資産の活用状況を確認することとした。

第9 農林水産省

不 当 事 項

物 件

(300) 森林レクリエーション事業のため国有林野の使用を許可する場合の許可使用料の算定を誤ったため、許可使用料が低額となっていたもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計 (款)国有林野事業収入 (項)財産貸付料等収入
部 局 等	関東森林管理局福島森林管理署
国有林野の使用許可の概要	国有林野をスキー場のコース・ゲレンデ敷等として使用を許可するもの
使用許可の相手方	富士急行株式会社(平成20年6月30日以前は富士急安達太良観光株式会社)
使用許可	平成15年7月、20年7月
許可使用料	37,460,100円(平成18年度～22年度)
低額となっていた許可使用料	6,704,400円(平成18年度～22年度)

1 国有林野の使用許可の概要

(1) 使用許可地の概要

関東森林管理局福島森林管理署(以下「管理署」という。)は、富士急行株式会社(平成20年6月30日以前は富士急安達太良観光株式会社)に対して、国有財産法(昭和23年法律第73号)の規定に基づき、福島県二本松市永田字長坂国有林に所在する国有林野(面積348,926㎡。22年6月30日に一部を返地等する以前は356,375㎡)について、あだたら高原スキー場のコース・ゲレンデ敷等としての使用を許可している。そして、関東森林管理局は、18年7月から23年6月までの5年間に係る許可使用料計37,460,100円を徴している。

(2) 許可使用料の算定

国有財産法の規定に基づく許可により国有林野を使用させる場合の許可使用料の算定については、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年54林野管第96号林野庁長官通知。以下「取扱通知」という。)において定められている。

取扱通知によると、公衆のレクリエーションのため営利等を目的として行う①スキーリフト等の索道業、②旅館業、③販売業、④飲食業の4業種を森林レクリエーション事業(以下「事業」という。)としており、事業に供するため国有林野を使用させる場合の許可使用料については、①事業の売上高及び設備投資額(以下、これらを「売上高等」という。)に基づく収益方式と、②使用を許可する国有林野の時価に基づく時価方式のそれぞれで算定して比較した上で、いずれか高い方の額とすることとされている。

ア 収益方式による許可使用料の算定について

収益方式においては、事業者から提出された営業実績報告書に記載されている売上高

等に取扱通知で定められた一定の率を乗ずるなどして事業区域全体の許可使用料を算定することとされている。

ただし、前記4業種のうち索道業について、通年営業(年間稼働日数が240日以上)と季節営業(同240日未満)を併せて行っている場合には、索道業に係る売上高等を通年営業分と季節営業分とに区分して、それぞれに一定の率を乗ずるなどして区分ごとの許可使用料を算定した上で、これらの合計額を許可使用料とすることとされている。そして、売上高等を通年営業分と季節営業分とに区分できない場合には、①通年営業に係る売上高等は、索道業に係る売上高等に次式により算定された配分率を乗じた額、②季節営業に係る売上高等は、索道業に係る売上高等から①により得られた額を差し引いた額とすることとされている。

$$\text{配分率} = \frac{\text{通年営業の索道施設ごとの延長距離に当該索道施設の最大輸送能力を乗じて得たものの合計数}}{\text{事業区域内に設置されている索道施設ごとの延長距離に当該索道施設の最大輸送能力を乗じて得たものの合計数}}$$

イ 時価方式による許可使用料の算定について

時価方式においては、使用を許可する敷地の時価に一定の率を乗ずるなどして事業区域全体の許可使用料を算定することとされている。ただし、敷地の用途がコース・ゲレンデ敷、建物敷等のように複数ある場合は、必要に応じて適宜区分して、それぞれに一定の率を乗ずるなどして区分ごとの許可使用料を算定した上で、これらの合計額を事業区域全体の許可使用料とすることになっている。

(3) 許可使用料の調整措置について

(2)のア及びイで算定された許可使用料のうちいずれか高い方の額が、前年の許可使用料の1.2倍を超える場合又は0.8倍を下回る場合には、急激な変動を緩和するため、前年の許可使用料の1.2倍又は0.8倍の額を当該年度の許可使用料とする調整措置を行うこととされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、管理署において、合規性等の観点から、許可使用料の算定が適切に行われているかに着目して、事業に係る国有林野の許可使用料について、使用料計算書、営業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 通年営業及び季節営業に係る売上高等の区分について

あたら高原スキー場では、通年営業の索道業と季節営業の索道業が併せて行われており、管理署に提出された営業実績報告書には、それぞれに区分された売上高等と、索道業のうち通年営業と季節営業に共通していて区分できないスキー場の駐車場等の売上高等が記載されていた。このため、管理署は、収益方式による許可使用料の算定に当たり、この駐車場等の売上高等については、上記の営業実績報告書において区分された通年営業と季節営業の売上高の比率により、通年営業分と季節営業分に区分するなどしていた。

しかし、前記のとおり、売上高等を通年営業分と季節営業分に区分できない場合には、前記の配分率を乗ずることなどにより区分すべきであった。

イ 調整措置の適用について

管理署は、18年度から21年度までの間の時価方式による許可使用料の算定に当たり、使用を許可している敷地をコース・ゲレンデ敷、ゴンドラ・リフト敷及び建物敷の計三つに区分して、区分ごとの許可使用料を算定し、それぞれ調整措置を適用した上で、これらの合計額を時価方式による許可使用料とし、これと収益方式による許可使用料を比較していた。

しかし、前記のとおり、調整措置は、事業区域全体について収益方式による許可使用料と時価方式による許可使用料を比較して、いずれか高い方の額に適用すべきであった。

したがって、適正な算定方式により、前記の期間に係る許可使用料を修正計算すると、計44,164,500円となり、本件許可使用料計37,460,100円との差額計6,704,400円が低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、管理署において、取扱通知等における許可使用料の算定方法についての理解が十分でなかったこと、関東森林管理局において、許可使用料の算定についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

役務・補助金

- (301) 委託事業及び補助事業において、従事者が従事したとしている日数が事業開始から終了までの日数を超過するなどしていたのに、従事実績の確認を行わずに人件費の精算等を行っていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食の安全・消費者の信頼確保対策費 〔平成19年度以前は、 (項)総合食料対策費〕
部 局 等	農林水産本省
〈役 務〉	
契 約 名	平成18年度抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備委託事業等14契約
契 約 の 概 要	食品の安全確保のための調査・試験事業等の実施等
契 約 の 相 手 方	財団法人畜産生物科学安全研究所
契 約	平成18年8月ほか 契約14件(随意契約10件、一般競争契約4件)
支 払	平成19年4月ほか
支 払 額	611,725,991円(平成18年度～21年度)
過大となっていた支払額	50,454,378円(平成18年度～21年度)
〈補 助 金〉	
補 助 の 根 拠	予算補助

補助事業者	財団法人畜産生物科学安全研究所
補助事業	動物用医薬品の承認申請資料作成のためのガイドライン作成事業等3事業
補助事業の概要	動物用医薬品の適正な審査資料の作成及び迅速な承認審査に資するためのガイドラインの作成等
上記の補助事業に対する国庫補助金交付額	103,376,391円(平成19年度～21年度)
不当と認める国庫補助金相当額	2,661,485円(平成19年度～21年度)
過大となっていた委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金相当額の合計	53,115,863円(平成18年度～21年度)

1 委託事業等の概要

農林水産本省(以下「本省」という。)は、平成18年度から21年度までに、食品の安全の確保等に資するために、財団法人畜産生物科学安全研究所(以下「研究所」という。)に対して、平成18年度抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備委託事業等22件の事業の実施を委託しており、委託契約に基づき、委託費として計733,788,491円を支払っている。また、本省は、19年度から21年度までに、動物用医薬品の適正な審査資料の作成及び迅速な承認審査に資するためのガイドラインを作成するなどの4件の補助事業を実施させるために、総合食料対策事業関係補助金等交付要綱(平成16年4月消安第7340号)等に基づき、研究所に対して総合食料対策民間団体事業推進費補助金等を計4件、120,923,391円交付している。

本省は、上記の委託費の支払及び国庫補助金の交付に当たって、当該委託契約及び交付要綱に基づき研究所から提出された委託事業及び補助事業(以下、両事業を合わせて「委託事業等」という。)の実績報告書等の審査、確認等を行い、委託費及び国庫補助金の額を確定している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院が22年次に、研究所において会計実地検査を行ったところ、18年度から20年度までに実施した委託事業等について、委託事業等に係る人件費の算定の根拠となる業務日誌が作成されておらず、この結果、本省は従事者の従事実績を確認できないまま、実績報告書等に記載された人件費の額に基づいて精算等を行っていたことが判明した。このため、本院が改善を図る必要があるとして指摘したところ、本省において従事実績に係る証拠書類等の整備方法等を支出先に明示することなどの処置が講じられた。

そして、上記の会計実地検査において、18年度から20年度までの委託事業等に係る人件費の算定について、研究所が当初算定の根拠であるとしていた業務日誌が会計実地検査に際して急きょ作成された虚偽のものであることが判明するなど、その適正性を確認できなかったことから、本院は、21年度の委託事業等を含めて引き続き検査を行うこととして、合規性等の観点から、委託事業等に係る人件費の算定は適正かなどに着眼して、本省

及び研究所において、前記の委託事業22件、補助事業4件、計26件を対象として、委託契約書、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

前記のとおり、研究所は委託事業等に係る業務日誌を作成していなかったが、従事者の勤務状況を確認するなどして、上記26件の委託事業等について、従事者がそれぞれの委託事業等に従事したとしている日数を検査したところ、委託事業14件(委託費の支払額計611,725,991円)、補助事業3件(国庫補助金交付額計103,376,391円)、計17件に係る従事者延べ64名(18年度29名、19年度10名、20年度19名、21年度6名)について、従事したとしている日数が事業開始から終了までの日数を超過するなどしている事態が見受けられた。

したがって、上記の委託事業等計17件について、延べ64名の従事者が委託事業等に従事していたとは認められない日数を除外するなどして適正な人件費を算定すると、実績報告書等において委託事業計236,428,863円、補助事業計52,779,706円としていた人件費は、それぞれ計190,986,315円、計50,303,170円となる。そして、これにより適正な委託費及び国庫補助金の額を算定すると、それぞれ計561,271,613円、計100,714,906円となることから、上記委託費の支払額との差額50,454,378円、国庫補助金交付額との差額2,661,485円(国庫補助金相当額)、計53,115,863円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において委託事業等に係る適正な人件費の算定についての認識が不足していたこと、本省において委託事業等の実績報告書等に対する審査、確認等が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(301) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(339)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)食品産業競争力強化対策費(平成19年度以前は、(項)総合食料対策費)
	(項)食の安全・消費者の信頼確保対策費(平成19年度以前は、(項)総合食料対策費)
	(項)国産農畜産物競争力強化対策費(平成19年度以前は、(項)水田農業構造改革対策費)
	(項)担い手育成・確保対策費
	(項)農業・食品産業強化対策費
	(項)農業構造改善対策費
	(項)農地等整備・保全推進費(平成19年度以前は、(項)農村振興費)
	(項)海岸事業費

	(項) 農業生産基盤整備・保全事業費(平成19年度以前は、(項) 農業生産基盤整備事業費、(項) 農地等保全管理事業費)
	(項) 農村振興費
	(項) 農村整備事業費
	(項) 農山漁村活性化対策費
	(項) 離島振興事業費
	(項) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費
	(組織) 林野庁
	(項) 治山事業費
	(項) 森林環境保全整備事業費
	(項) 森林居住環境整備事業費
	(組織) 水産庁
	(項) 水産物安定供給対策費
	(項) 水産業振興費
	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)
	(項) 農業経営基盤強化事業費(平成19年度は、(項) 農地保有合理化促進対策費)
	(米管理勘定)
	(項) 米管理費
	〔平成18年度以前は、 食糧管理特別会計(国内米管理勘定) (項) 国内米管理費〕
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、6 農政局
補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、森林法(昭和26年法律第249号)等
補助事業者等(事業主体)	県11、団体35、計46 補助事業者等(県3、団体32、計35 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市6、町3、団体2、その他18、計29 間接補助事業者等(市3、町3、団体1、その他18、計25 事業主体)
補助事業等	中山間地域等直接支払交付金事業、農業・食品産業強化対策整備事業等
事業費の合計	45,914,635,296 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	24,644,437,637 円
不当と認める事業費の合計	1,175,217,865 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	500,546,690 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、44 都道府県及びその管内の 1,130 市町村等並びに 402 団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。また、上記のほか、5 団体について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、3 県、13 県管内の 24 市町等及び 32 団体計 59 事業主体(うち補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当するものが 1 事業主体ある。)が実施した中山間地域等直接支払交付金事業、農業・食品産業強化対策整備事業等に係る国庫補助金 500,546,690 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|--|------|-------------|---------------|
| (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 10 件 | 不当と認める国庫補助金 | 77,221,606 円 |
| (2) 補助の対象とならないなどのもの | 7 件 | 不当と認める国庫補助金 | 27,542,305 円 |
| (3) 補助金を過大に受給するなどしていたもの | 7 件 | 不当と認める国庫補助金 | 12,950,882 円 |
| (4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 6 件 | 不当と認める国庫補助金 | 26,382,018 円 |
| (5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの | 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 85,355,568 円 |
| (6) 補助事業に係る国の事務が適正でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 245,865,843 円 |
| (7) 工事の設計が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 7,660,000 円 |
| (8) 補助の目的を達していなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 6,215,000 円 |
| (9) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助対象事業費を過大に精算していたもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 3,952,301 円 |
| (10) 補助の目的外に使用していたもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 3,518,467 円 |
| (11) 事業の一部を実施していなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 2,216,350 円 |
| (12) 補助の対象とならないもの及び補助の目的を達していなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 1,666,350 円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

10件 不当と認める国庫補助金 77,221,606円

水土里情報利活用促進事業の事業費を過大に精算していたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 14,743,185円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(302) 関東農政局	神奈川県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	水土里情報利活用促進	18、20、21	182,000	182,000	5,572	5,572
(303) 同	静岡県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	同	19	45,000	45,000	7,527	7,527
(304) 中国四国農政局	愛媛県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	同	18～21	365,000	365,000	1,642	1,642
(302)-(304)の計					592,000	592,000	14,743	14,743

これらの補助事業は、農地や水利施設等に関する地図情報及び農地情報を整備し管理・提供システムを導入するために、農地筆・区画に係る農地面積等の各種情報をデータベース化する作業等を実施するものである。

神奈川県土地改良事業団体連合会、静岡県土地改良事業団体連合会及び愛媛県土地改良事業団体連合会(以下、これらを合わせて「3連合会」という。)は、本件補助事業の実施に当たり、平成18年度から21年度までの間に計592,000,000円の事業費を要したとして、それぞれ関東農政局又は中国四国農政局に実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、事業費のうち補助事業に従事する職員の人件費である技術員手当等及びこれらの職員に係る保険料等である共済費については、18年度から21年度までの間に3連合会の職員が本件補助事業に従事したとする人日数等により算定するなどしていた。

しかし、3連合会は、本件補助事業に全く従事していない職員を補助事業の対象としていたり、職員が補助事業以外の業務に従事していた日を補助事業従事人日数に含めていたりなどしており、補助事業に従事した実際の人日数等により本件補助事業の適正な事業費を算定すると計577,256,815円となり、上記の事業費計592,000,000円との差額計14,743,185円が過大に精算されていて、これらに係る国庫補助金計14,743,185円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3連合会において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、関東農政局及び中国四国農政局において、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡県土地改良事業団体連合会は、平成19年度に45,000,000円の事業費を要したとして、関東農政局に実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、本件補助事業に従事した職員を15名とした上で、これらの職員に係る技術員手当等及び共済費を13,880,461円と算定していた。

しかし、本件補助事業に従事したとする職員の勤務状況等を精査したところ、実際に本件補助事業に従事していた職員は15名のうち3名にすぎず、残りの12名は本件補助事業に全く従事していなかった。また、従事していた3名についても、実際の従事時間数を記載した書類が保存されていないため、農地面積等のデータベース化作業等に要した実際の人日数が把握できない状況となっていた。

そこで、全国土地改良事業団体連合会が作成した水土里情報システムデータ作成業務の積算基準等を用いて、19年度に作成されたデータベースの規模等に基づき、一般的にその作成に必要となる人日数を算出するなどして適正な事業費を算定すると、37,472,115円となり、前記の事業費45,000,000円との差額7,527,885円が過大に精算されていた。

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 29,682,221円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(305)	中国四国農政局		香川県 (事業主体)	—	国営造成施設管理体制整備促進 (管理体制整備型)	17~21	388,598	194,299	59,364	29,682

この補助事業は、香川県が、国営造成施設(国営土地改良事業等により整備した用排水路、揚排水機場等の農業水利施設をいう。以下同じ。)について、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能の発揮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るため、当該施設を管理する土地改良区(以下「管理主体」という。)を対象として、管理体制の整備に係る計画の策定、推進及び支援の各事業を実施したものである。このうち、管理体制の整備に係る支援事業は、管理主体が国営造成施設の維持管理に要した費用のうち、都市化・混住化の進展に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用(以下「多面的費用」という。)に対して同県が支援したものである。

「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱」(昭和60年60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)等によると、多面的費用は、国営造成施設等の操作運転、点検整備等に要する経費である経常経費等に所定の割合を乗じて得た額を上限とすることとされている。そして、経常経費のうち、国営造成施設等の操作運転及び点検整備に従事する技術者に係る人件費(以下「技術者賃金等」という。)は、農林水産省及び国土交通省が定めた基準日額に勤務日数を乗じて算定した額(以下「限度額」という。)の範囲内とされており、技術者の1日当たりの実際の人件費単価(以下「日額単価」という。)が基準日額を上回る場合は、基準日額に基づき技術者賃金等を算定することとされている。

同県は、管理主体から提出された実績報告書に基づいて、平成17年度から21年度までの間に、本件補助事業を計388,598,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、中国四国農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計194,299,000円の交付を受けていた。

しかし、管理主体から同県に提出された実績報告書においては、一部の技術者に係る日額単価が基準日額を上回っていたのに、日額単価に基づいて技術者賃金等が算定されていたため、経常経費に限度額を超える技術者賃金等が計上されていた。

したがって、技術者賃金等を限度額の範囲内で計上した経常経費により多面的費用を算出し、適正な国庫補助対象事業費を算定すると計329,233,560円となり、前記の国庫補助対象事業費計388,598,000円との差額計59,364,440円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計29,682,221円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、管理主体において技術者賃金等の限度額についての理解が十分でなかったことにもよるが、同県において、管理主体から提出された実績報告書等についての審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

県営ため池等整備事業等において、事務費及び工事雑費に計上すべき端末機器等の賃借料を測量及び試験費に計上していたため、事業費が過大に精算されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 14,226,680 円)

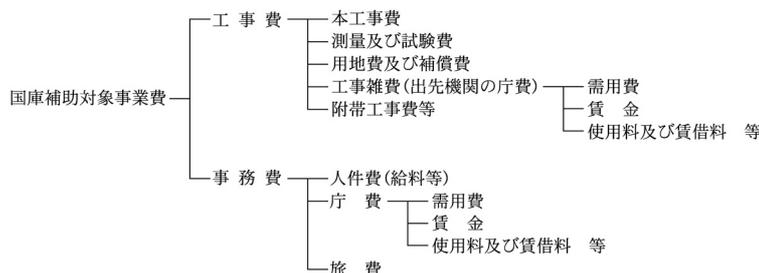
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(306)	中国四国農政局	愛媛県 (事業主体)	—	県営ため池等整備等 29事業	17～21	37,746,423	19,449,825	14,226

これらの補助事業は、愛媛県が、ため池の決壊等の災害を未然に防止するためのため池等の整備、地すべり地域内において農用地・農業用施設等の被害を減らすための地すべり対策、波浪による海岸浸食から農地・農作物及び地域住民を防護するための海岸保全施設の整備等 29 事業を実施したものである。

そして、同県は、平成 17 年度から 21 年度までの間に、本件補助事業を計 37,746,423,000 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、中国四国農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 19,449,825,500 円の交付を受けていた。

前記各補助事業の実施要綱等によると、各補助事業における国庫補助対象事業費は工事費と事務費に区分され、工事費は更に本工事費、測量及び試験費、工事雑費等に区分されている(図参照)。

図 国庫補助対象事業費の構成



上記のうち、測量及び試験費は、工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用、工事雑費は、工事の現場事務に必要な経費であって、補助事業施行のため出先機関において直接必要な賃金、使用料及び賃借料等の経費とされている。また、事務費は、工事の施行に伴い必要な事務上の経費(工事雑費に類するものを除く。)であって、補助事業施行のため本庁において直接必要な賃金、使用料及び賃借料等の経費とされている。

上記の工事雑費及び事務費の中の使用料及び賃借料については、その用途が物品等の使用料及び賃借料等に要した経費とするなどとされている。そして、工事雑費及び事務費の算定に当たっては、国庫補助対象事業費の金額区分ごと並びに工事雑費及び事務費の別に定められた所定の率を工事費に乗ずるなどして得た額を限度額とすることとされている。

同県は、17 年度から 21 年度までの間に前記の 29 事業を実施するに当たり、工事の設計積算に必要な農業土木積算システムや工事の入札に必要な電子入札システム等(以下、これらを合わせて「積算システム等」という。)の運用管理委託業務に必要な本庁及び出先機関における費用並びに本庁及び出先機関において前記の 29 事業の実施に当たり使用している全ての端末機器、プリンタ等の賃借料(以下、これらを合わせて「オンライン経費」という。)計 148,455,781 円(国庫補助金相当額 76,505,163 円)を、工

事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用に該当するとして、各補助事業の国庫補助対象事業費の測量及び試験費に計上していた。

しかし、上記の端末機器等の使用状況をみると、これらの端末機器の中には積算システム等が導入されておらず、工事の施行に必要な調査、測量及び試験に直接使用されていないと認められるものが含まれていた。このため、オンライン経費のうち積算システム等が導入されていない端末機器及びこれに付属するプリンタ等の賃借料は、測量及び試験費には明らかに該当しないことから、工事雑費又は事務費にそれぞれの限度額の範囲内で計上すべきものと認められた。

したがって、各年度のオンライン経費を上記により、工事雑費又は事務費に区分するなどした上で国庫補助対象事業費を算定すると、その額は計 37,718,759,530 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 37,746,423,000 円との差額計 27,663,470 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計 14,226,680 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、国庫補助対象事業費の測量及び試験費として計上できる経費の範囲についての理解が十分でなかったこと、中国四国農政局において、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

仮設型直売システム普及事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 7,828,461 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(307) 農林水産本省	株式会社エヌケービー (事業主体)	—	仮設型直売システム普及	21	100,626	99,152	9,302	7,828

この補助事業は、株式会社エヌケービーが、大都市においてテント等を用いた仮設型直売施設の出店者の募集等を行い、同施設を開設するための会場を確保し、テント等の仮設設備の運搬、設置及び管理を行ったものである。

同会社は、本件補助事業について、補助事業に従事した職員 20 名の人件費計 33,218,279 円を国庫補助対象事業費に含め、事業費 100,626,811 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 99,152,750 円の交付を受けていた。

しかし、上記の人件費は、同会社が独自に設定した日額単価により算出したものであり、本件補助事業に従事した職員に支払われた実際の給与額等により算出したものではなかった。また、職員 1 名については、実績報告書等では本件補助事業に従事した日数が 134 日間とされていたが、実際には 111 日間であった。

したがって、本件補助事業に従事した職員に支払われた実際の給与額等及び本件補助事業に実際に従事した日数により人件費を算出して、適正な国庫補助対象事業費を算定すると 91,324,289 円となり、前記の国庫補助対象事業費 100,626,811 円との差額 9,302,522 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 7,828,461 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、また、農林水産本省において、本件補助事業の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

優良農地確保支援対策等事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,710,171円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(308)	農林水産	本省	全国農業会議所 (事業主体)	—	優良農地確保支援対策等	20	7,593	7,588	3,715	3,710

この補助事業は、全国農業会議所が、農業委員会の活動に資することを目的として開発した遊休農地解消データベースを的確に運営するため、同会議所内に運営専門員と情報収集員をそれぞれ1名ずつ配置して、遊休農地解消事例の収集、入力等を指揮・監督させるなどしたものである。

「担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱」(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)等によると、この補助事業の対象となる経費は、補助事業者が「担い手育成・確保対策事業実施要領」(平成14年13経営第6627号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う事業に要する経費とされており、具体的には、運営専門員の給与及び期末手当、遊休農地解消事例の入力に要する費用等とされている。

同会議所は、本件補助事業の実施に当たり、職員1名を本件補助事業に係る運営専門員に任命して平成20年5月1日から21年3月31日までの11か月間にわたり専従で配置したなどとして、運営専門員の給与及び期末手当計5,596,900円を含む事業費7,593,629円(国庫補助対象事業費同額)を要したとする実績報告書を農林水産本省に提出して、7,588,000円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、当該職員は、上記の期間中、本件補助事業とは関係のない同会議所の経理等の業務にも従事しており、当該期間のうち、3分の1に当たる計3.67か月に相当する期間については本件補助事業に係る業務に従事していたものの、残りの3分の2に当たる計7.33か月に相当する期間については本件補助事業以外の業務に従事していた。

したがって、本件補助事業に従事していた期間に基づいて適正な国庫補助対象事業費を算定すると3,877,829円となり、前記の国庫補助対象事業費7,593,629円との差額3,715,800円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額3,710,171円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会議所において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同省において、本件補助事業に係る審査及び確認並びに同会議所に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

動物用医薬品の承認申請資料作成のためのガイドライン作成事業等の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,661,485円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(301)	農林水産	本省	財団法人畜産生物科学安全研究所 (事業主体)	—	動物用医薬品の承認申請資料作成のためのガイドライン作成事業等	19~21	103,377	103,376	2,661	2,661

(346 ページの「委託事業及び補助事業において、従事者が従事したとしている日数が事業開始から終了までの日数を超過するなどしていたのに、従事実績の確認を行わずに人件費の精算等を行っていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの」に掲記)

水産物産地販売力強化事業(産地販売力育成事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,583,636 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(309)	水産	庁	沖縄県漁業協同組合連合会(事業主体)	—	水産物産地販売力強化事業	21	7,750	4,576	4,761	2,583

この補助事業は、沖縄県漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が、産地の販売力を強化することにより消費者ニーズに対応した国産水産物の安定供給を図ることなどを目的として、取引先に対するアンケート調査等を実施したものである。

連合会は、平成21年度に、顧客等に配布するために乾燥もずくの製品サンプル(以下「もずくサンプル」という。)計15,000個を連合会の工場で製造し、これに係る製造原価4,761,905円を含め事業費7,750,451円(国庫補助対象事業費同額)で本件補助事業を実施したとして、水産庁に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金4,576,000円の交付を受けていた。

しかし、連合会は、実際にはもずくサンプルを計89個しか製造しておらず、また、その製造原価についても資料が残されていないため適切に算出できない状況となっていたことから、上記の製造原価は補助の対象とは認められない。

したがって、適正な国庫補助対象事業費を算出すると2,988,546円となり、前記の国庫補助対象事業費7,750,451円との差額4,761,905円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額2,583,636円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、水産庁において、本件補助事業の審査及び確認並びに連合会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,785,767 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(310)	農林水産	本省	食品履歴情報共有化協議会(事業主体)	—	ユビキタス食の安全・安心システム開発	18	104,069	104,069	1,785	1,785

この補助事業は、食品履歴情報共有化協議会が、消費者に伝える各種情報の充実等を可能にするトレーサビリティ・システムの開発等を行ったものである。

同協議会は、本件補助事業について、補助事業に従事した職員2名の人件費等計5,504,867円を国庫補助対象事業費に含め、事業費104,069,000円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金104,069,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の人件費等は、同協議会が本件補助事業に係る予算額によるなどして算出したものであり、当該職員に支払われた実際の給与額等により算出したものではなかった。

したがって、本件補助事業に従事した職員に支払われた実際の給与額等により適正な国庫補助対象事業費を算定すると102,283,233円となり、前記の国庫補助対象事業費104,069,000円との差額1,785,767円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1,785,767円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において、本件補助事業の審査及び確認並びに同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) トレーサビリティ・システム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品情報を追跡及び遡及できるようにする仕組み

(2) 補助の対象とならないなどのもの 7件 不当と認める国庫補助金 27,542,305 円
 「農」の雇用事業による農業法人に対する助成が補助の対象とならないもの
 (2件 不当と認める国庫補助金 4,532,000 円)

「農」の雇用事業は、全国農業会議所が、担い手育成・確保対策事業実施要領(平成14年13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、就農意欲のある若者等多様な人材が農業法人等に就業することを促進し、農業の担い手として定着することを支援するため、農業法人等に対して、農業法人等が新たに雇用する者等に対して実施する実践研修に要した経費や実践研修を受ける者に対して支払った住居手当等の経費(以下、これらの経費を「実践研修等に要した経費」という。)を助成するもの(以下、この事業を「助成事業」という。)である。

そして、農林水産省は、助成事業の実施に必要な資金の財源に充てるため、全国農業会議所に対して国庫補助金を交付して資金を造成させており、全国農業会議所は、実施要領等に基づき、この資金を取り崩して農業法人等に対して助成を行っている。

実施要領等によると、助成事業により実践研修を受けられる者の要件は、農業法人等が新たに雇用する者又は雇用してから6か月未満の者であることなどとされている。

本院が、全国農業会議所及び12道府県管内の29農業法人等において、会計実地検査を行ったところ、2農業法人において、実際には実践研修を受けていない者や、助成事業による実践研修が受けられる者の要件を満たしていない者を対象として助成金の交付を受けていたため、これらの助成金は補助の対象とは認められず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2農業法人において、本件助成事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、全国農業会議所において、本件助成事業の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(311)	農林水産	本省	全国農業会議所	有限会社舟善食品工業(事業主体)	「農」の雇用	21、22	1,560	1,560	1,560	1,560

有限会社舟善食品工業(茨城県筑西市所在)は、職員Aに対して平成21年5月から1年間の実践研修を実施したとして、実践研修等に要した経費に係る助成金交付申請書等を全国農業会議所に提出して、全国農業会議所から助成金1,560,000円の交付を受けていた。

しかし、実際には、同社は、Aを職員として雇用したときから別の会社に派遣しており、Aは実践研修を全く受けていないことから、この職員に対する実践研修等に要した経費は発生しておらず、助成の対象とはならないものであった。

したがって、全国農業会議所が同社に交付した助成金計1,560,000円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計1,560,000円が不当と認められる。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(312)	農林水産	本省	全国農業会議所	有限会社さくらファーム (事業主体)	「農」の雇用	21、22	2,972	2,972	2,972	2,972

有限会社さくらファーム(山梨県韭崎市所在)は、職員Bに対して平成21年4月から1年間、職員Cに対して同年8月から5か月間、職員Dに対して同年8月から1年間の実践研修をそれぞれ実施したとして、実践研修等に要した経費に係る助成金交付申請書等を全国農業会議所に提出して、全国農業会議所から助成金計2,972,000円の交付を受けていた。

しかし、実際には、職員B、職員C及び職員Dは、本件事業による実践研修が受けられる者の要件とされている「新たに雇用する者又は雇用してから6か月未満の者」に該当せず、これらの職員に対する実践研修等に要した経費は、助成の対象とはならないものであった。

したがって、全国農業会議所が同社に交付した助成金計2,972,000円は、補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金計2,972,000円が不当と認められる。

(311)	(312)の計						4,532	4,532	4,532	4,532
-------	---------	--	--	--	--	--	-------	-------	-------	-------

農業・食品産業強化対策推進交付金事業の一部が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,431,900円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(313)	九州	農政局	福岡県	福岡県農業会議 (事業主体)	農業・食品産業強化対策推進交付金	19~21	9,471	8,824	6,869	6,431

この交付金事業は、福岡県農業会議が、消費者等の需要に即した農業生産の推進及び地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るなどのため、「強い農業づくり交付金実施要綱」(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、担い手に対する農地利用集積の促進に係る対策として、集落内農地の利用調整活動等の取組を行ったものである。

そして、実施要綱によると、本件交付金事業は、都道府県農業会議等が事業実施主体となって、市町村農業委員会が実施した集落内農地の利用調整活動等について、優良事例の調査、優良事例の紹介、相互研さん会の開催等の取組を行うものであるとされている。

同農業会議は、平成19年度から21年度までの間に、本件交付金事業を計9,471,396円(交付対象事業費同額)で実施したとして、福岡県に実績報告書を提出して、これにより交付金計8,824,000円の交付を受けていた。

しかし、同農業会議は、本件交付金事業に、実施要綱に定められた取組とは関係のない、農業専門紙の普及拡大の成績が優秀であった農業委員会の表彰、農業委員に対する戸別所得補償制度等に関する講演等を含めていた。

したがって、実施要綱に定められた取組とは関係のない上記に係る経費計6,869,177円は補助の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計6,431,900円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同農業会議において、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同県において、本件交付金事業の審査及び確認並びに同農業会議に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

産地づくり事業等の一部が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,511,310円)

産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業(以下「産地づくり事業等」という。)は、地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)が、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、需要に応じた作物生産を推進するため、転作作物の作付けなどの取組を行った農業者に対して助成金を交付するものである。

実施要綱等によると、地域協議会は、助成金の交付に当たり、農業者の転作作物の作付けなどの取組が都道府県水田農業推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)の承認を得て定めた産地づくり計画書の助成要件を満たしていることを確認することとされている。

そして、農林水産省は、実施要綱等に基づき、都道府県協議会が産地づくり事業等を行う地域協議会に交付する助成金の財源として、都道府県協議会に交付金を交付して資金を造成させている。

本院が、兵庫県水田農業振興協議会(以下「兵庫県協議会」という。)及び上郡町地域水田農業推進協議会(以下「上郡町地域協議会」という。)において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(314)	近畿	農政局	兵庫県水田農業振興協議会	上郡町地域水田農業推進協議会(事業主体)	産地づくり及び産地づくり特別加算	18、19	154,632	154,632	5,511	5,511

上郡町地域協議会は、平成18、19両年度に、産地づくり事業等として、延べ1,336名の農業者による大豆、麦等の作付けなどの取組が産地づくり計画書の助成要件を満たしていることを確認したとして、これらの農業者に対して計154,632,832円の助成金を交付していた。

しかし、上郡町地域協議会は、上記農業者のうち1名が、大豆の作付けなどの取組において、助成要件である肥培管理^(注)を十分に行っておらず、大豆の出荷量が皆無であったのに、当該農業者に助成金計5,511,310円を交付していた。

したがって、当該農業者の取組は、助成金の交付の対象とは認められず、当該農業者に交付された助成金計5,511,310円(交付金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上郡町地域協議会において、当該農業者の取組が助成要件を満たしていることの確認を十分に行っていなかったこと及び産地づくり事業等の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、近畿農政局及び兵庫県協議会において、上郡町地域協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 肥培管理 作物の生育を助けるための耕耘^{こつらん}、整地^{せいち}、播種^{はしゆ}、かんがい、施肥、除草等の一連の作業

水産物流通構造改革事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,651,686円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(315)	水産	庁	沖縄県漁業協同組合連合会(事業主体)	—	水産物流通構造改革等2事業	17~19	34,285	17,095	9,397	4,651

この補助事業は、沖縄県漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が、沖縄県産のもずくを乾燥もずくとして提供することにより新たな消費形態を開拓し、もずくの消費拡大を図ることを目的とし

て、原料となるもずくの出荷に関する協議等を行うための県内生産者等への訪問、消費拡大を図るための食品見本市への参加等を行ったものである。

そして、連合会は、平成17年度から19年度までの間に本件補助事業を計34,285,038円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、水産庁に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計17,095,447円の交付を受けていた。

しかし、連合会は、補助対象事業費に本件補助事業の実施期間内に発生したものではない経費等を計上したり、本件補助事業に従事した職員の人件費等を二重に計上したりなどして、国庫補助対象事業費計9,397,513円が過大に算定されるなどしており、これに係る国庫補助金相当額計4,651,686円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、水産庁において、本件補助事業の審査及び確認並びに連合会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

**新規就農定着促進事業により整備した施設に係る事業費の支払が補助事業期間内に行われ
ておらず補助の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,000,000円)**

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(316) 近畿農政局	みなべ町担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	新規就農定着促進	21	9,521	4,000	9,521	4,000

この補助事業は、みなべ町担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)が、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成・確保するため、農業用の施設等を整備した新規就農者1名に対して交付した助成金を対象として、近畿農政局が協議会に国庫補助金を交付したものである。

協議会は、同人が行う梅干し用ハウス1棟及びスプリンクラー施設一式の整備について、平成22年3月に同農政局から国庫補助金4,000,000円の交付を概算払により受けて、助成金4,000,000円を同人に交付していた。その後、協議会は、同月に上記の施設整備に係る事業費9,521,861円を業者に支払ったとする領収証の提示を同人から受けるなどして事業費の支払を確認した上で、実績報告書を同農政局に提出し、同年4月に交付額と同額で国庫補助金の額の確定を受けていた。

しかし、同人は、上記の施設を整備していたものの、交付された助成金を他の用途に使用していて、補助事業期間である21年度中に施設整備に係る事業費の支払を行うこととされているのに、22年3月末までに事業費を業者に支払っていなかった。そして、同人は、業者に作成を依頼して入手した虚偽の領収証を協議会に提示することにより事業費を支払ったこととして、協議会から事業費の支払の確認を受けていた。

したがって、補助事業期間内に施設整備に係る事業費の支払が行われていなかったことなどから、協議会が同人に交付した助成金4,000,000円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金4,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において、本件補助事業に係る助成金交付に当たっての審査及び確認が十分でなかったこと、同農政局において、本件補助事業に係る審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

美しいふるさと・国づくり推進事業等の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,415,409円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(317)	農林水産	本省	財団法人都市農山漁村交流活性化機構(事業主体)	—	美しいふるさと・国づくり推進等3事業	19	140,514	133,139	2,415	2,415

この補助事業等は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構が、民間企業や行政機関等が連携しつつ民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動について支援することにより、美しいふるさと・国づくりの推進に資するなどのため、都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の推進方法の検討、普及・推進活動の展開等の事業を実施したものである。

そして、同機構は、平成19年度に本件補助事業等を計140,514,184円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金等計133,139,684円の交付を受けていた。

しかし、同機構は、補助の対象とはならない補助金等の交付決定前に実施した作業に対して支出した人件費、諸謝金等の経費を補助対象事業費に含めて実績報告書を提出し、同省は、これに基づき額の確定を行い、補助金等の交付を行っていた。

したがって、補助金等の交付決定前に係る上記の経費計2,415,409円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金等相当額計2,415,409円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同機構において、補助事業等の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、同省において、本件補助事業等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金を過大に受給するなどしていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 12,950,882円

仕入税額控除した消費税額に係る交付金を返還していなかったもの

(5件 不当と認める国庫補助金 9,134,660円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(318)	九州	農政局	熊本県	熊本市	農業・食品産業強化対策整備交付金	17	179,340	89,670	4,712	2,356
				飽田茄子第六生産管理組合(事業主体)						
(319)	同	同	同	熊本市	同	17	111,090	55,545	4,323	2,161
				松尾茄子生産管理組合(事業主体)						
(320)	同	同	同	熊本市	同	17	87,990	43,995	3,369	1,684
				天明茄子生産管理組合(事業主体)						
(321)	同	同	同	熊本市	同	20	153,321	75,900	2,489	1,232
				天明茄子第二生産管理組合(事業主体)						

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(322)	九州農政局	熊本県	八代市	はなまるトマト生産組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	17	192,150	96,075	3,398	1,699
(318) - (322)の計							723,891	361,185	18,294	9,134

これらの交付金事業は、事業主体である5組合が、減農薬栽培に取り組み、安定生産と生産量の増加を図ることなどにより、産地の競争力を強化することを目的として、低コスト耐候性ハウスの整備を行ったものである。

そして、5組合は、本件交付金事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費計723,891,000円(交付金交付額計361,185,000円)で実施したとして熊本市又は八代市に実績報告書を提出して、これにより交付金対象事業費の精算を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、交付金事業の事業主体が交付対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に交付金事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

また、事業主体が民法(明治29年法律第89号)上の組合契約による組合(以下「民法上の組合」という。)の場合、民法上の組合を構成する事業者は、その持分等に応じて納税義務が生ずることとなることから、上記と同様に、その持分等に応じた課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該消費税額を実質的に負担していないことになり、事業主体である民法上の組合も同様に負担していないことになる。

このため、交付金事業の事業主体は、「強い農業づくり交付金交付要綱」(平成17年16生産第8261号農林水産事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る交付金の額が明らかな場合には、これに相当する額を減額して報告しなければならないが、また、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る交付金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

そして、前記の5組合は民法上の組合に該当することから、5組合を構成する22名のうち16名が、平成18年2月から22年3月までに、その事業の持分等に応じて消費税の確定申告を行い、本件交付金事業に係る消費税計18,294,066円を仕入税額控除していた。

しかし、5組合は、上記の仕入税額控除した消費税額計18,294,066円に係る交付金額計9,134,660円について、実績報告書の提出に当たり減額して報告をしておらず、また、実績報告書提出後の報告及び返還をしておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5組合において交付金事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、熊本県、熊本市及び八代市において本件交付金事業における消費税の取扱いについての各組合に対する指導、審査及び確認が十分でなかったこと、九州農政局において本件交付金事業における消費税の取扱いについての熊本県に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

天明茄子生産管理組合は、平成17年度に、本件交付金事業を消費税を含めて事業費87,990,000円(交付金交付額43,995,000円)で実施し、18年5月に熊本市に実績報告書を提出して、これにより交付対象事業費の精算を受けていた。

そして、同組合は、民法上の組合に該当することから、同組合を構成する個人事業者3名が18年2月又は3月に消費税の確定申告を行い、本件交付金事業に係る消費税額計3,369,952円を仕入税額控除していた。

しかし、同組合は、上記の仕入税額控除した消費税額計3,369,952円に係る交付金の額1,684,976円について実績報告書の提出に当たり減額して報告をしておらず、また、その後においても、報告及び返還をしていなかった。

仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 3,816,222円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(323) 農 林 水 産 本 省	株式会社TKR ビジネスサポート (事業主体)	—	新技術活用 ビジネスモデル実証・普及	20	50,042	50,000	2,551	2,509
(324) 同	株式会社名寄 給食センター (事業主体)	—	食農連携促進 施設整備	21	47,512	23,756	2,612	1,306
(323)(324)の計					97,554	73,756	5,164	3,816

これらの補助事業は、事業主体である民間事業者が加工センターにおける出荷から小売業への納品という一連の流通業務において電子タグの活用による効率的な作業体系等を確立したビジネスモデルを構築するため、受発注システム等の開発とその実証実験に要する経費の一部を補助したものなどである。

そして、2事業主体は、本件補助事業を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費計97,554,500円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金計73,756,000円)で実施したとして農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象のソフトウェア、施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得したソフトウェア、施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該ソフトウェア、施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、「食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱」(平成20年19総合第1745号農林水産事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、2事業主体は、消費税の確定申告の際、本件補助事業に係る消費税額計4,637,006円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計3,505,744円の報告及び返還を行っていなかった。

また、このほかに、2事業主体は、実際には支払っていない経費や補助の対象とならない経費を国庫補助対象事業費に含めていて、国庫補助対象事業費が計527,173円過大に精算されていた。

したがって、国庫補助対象事業費計5,164,179円が過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額計3,816,222円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、農林水産本省において、本件補助事業の消費税の取扱いなどについての2事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

6件 不当と認める国庫補助金 26,382,018円

中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしていたもの

(5件 不当と認める国庫補助金 10,243,818円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(325)	中国四国農政局	鳥取県	岩美郡	美郷町	中山間地域等直接支払交付金	12~16	226,856	113,428	1,449	724
(326)	同	同	西伯郡	伯耆町 ^(注1)	同	12~16	550,878	264,062	6,779	3,285
(327)	同	高知県	高知市 ^(注2)	同	同	12~21	416,098	197,652	4,603	2,078
(328)	同	同	室戸市	同	同	12~21	111,250	55,625	4,913	2,456
(329)	同	同	安芸郡	安芸町	同	12~21	58,759	29,379	3,397	1,698
(325)-(329)の計							1,363,844	660,147	21,142	10,243

(注1) 平成16年12月31日以前は西伯郡岸本町及び日野郡溝口町

(注2) 平成16年12月31日以前は高知市及び土佐郡土佐山村

これらの交付金事業は、5市町が、集落協定等^(注3)を締結した農業者等に対して、中山間地域等直接支払交付金(以下「中山間交付金」という。)を交付したものである。中山間交付金は、平地地域との比較における中山間地域等の農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う中山間地域等の農業者等に対して交付されるものである。

中山間交付金の交付の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、山村振興法(昭和40年法律第64号)等に基づき振興山村地域等に指定されている地域等内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、市町村が定めた農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)内に存する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/20以上、畑等で15度以上であるものなどとされている。また、田は、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とされていて、畑は、田以外の農地で、草地を除き樹園地を含むものとされている。

そして、農業者等への交付額は、集落協定等に位置付けられている対象農用地について、田、畑等の地目及び傾斜の区分ごとに定められた交付単価に各々に該当する対象農用地の面積を乗ずるなどして得た額の合計額とされている。

しかし、5市町は、交付額の算定に当たり、農用地区域外にあって交付の対象とならない農用地を対象農用地に含めたり、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有しないため田に該当しない農用地を田と区分したりなどしていたため、中山間交付金が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金相当額計 10,243,818 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の5市町において、対象農用地の選定や対象農用地の田、畑の地目の要件に対する理解等が十分でなかったこと、鳥取県において2町、高知県において3市町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 集落協定 対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

森林整備事業の補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
(1件 不当と認める国庫補助金 16,138,200 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(330)	林	野	庁	福井県	南越森林組合(事業主体)	18、19	143,134	42,940	53,794	16,138
					森林環境保全整備、森林居住環境整備、農業用水水源地域保全整備					

この補助事業は、南越森林組合(以下「組合」という。)が、越前市において、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するなどのために、植栽、枝打ち、間伐等の森林整備事業計 1,148 件を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によると、補助金の額は、植栽、枝打ち、間伐等の事業区分ごとに定められた標準単価に事業実施面積を乗ずるなどして算出した補助対象事業費に補助率を乗じて算定することとなっている。

上記の植栽、枝打ち、間伐等の事業については、事業区分ごとに、1施行地の事業実施面積が0.1ha以上の場合を補助の対象としている。また、これらの事業のうち間伐については、間伐率が20%以上のものを補助の対象としており、間伐率に応じて異なる標準単価が適用されることとなっている。

検査したところ、組合が間伐等を実施したとしていた前記1,148件のうち、25件(事業実施面積計9.72ha)は、補助の対象とされた施行地では事業が実施されていなかったり、168件(事業実施面積計38.25ha)は、実際の事業実施面積が0.1ha未満であるなど補助要件を満たしていなかったりして、計193件(事業実施面積計47.97ha)は補助の対象とならないものであった。また、369件(事業実施面積計126.95ha)は、実際の事業実施面積や間伐率が補助金の交付決定を受けた際の事業実施面積や間伐率を下回っているなどして、補助金の交付額の算定が適切でなかった。

したがって、上記の事態計562件のうち193件に係る補助対象事業費計24,719,000円については補助の対象とは認められず、また、369件に係る補助対象事業費計78,430,000円については計29,075,000円が過大に算定されており、これらの補助対象事業費と認められない金額計53,794,000円に係る国庫補助金計16,138,200円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、福井県において、組合に対する指導監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

(5) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助の対象とならないもの

2件 不当と認める国庫補助金 85,355,568円

省エネ推進協業体活動支援事業等の実施に当たり、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 85,355,568円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(331)	水産	庁	社団法人大日本水産会	全国漁業協同組合連合会	省エネ推進協業体活動支援事業(省エネ推進協業体活動事業)	20、21	705,938	678,709	36,280	33,810
(332)	同		特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	4漁業協同組合及び2漁業協同組合連合会(事業主体)	資源回復・漁場生産力強化事業(漁業者等地域活動事業)	21、22	1,150,430	1,134,327	54,974	51,544
(331)	(332)	の計					1,856,369	1,813,037	91,255	85,355

省エネ推進協業体活動支援事業(省エネ推進協業体活動事業)(以下「省エネ事業」という。)は、漁業者による燃油消費量削減又は生産性向上のための取組を緊急に実施するために、^(注1) 県域の漁業協同組合(以下「県漁協」という。)又は漁業協同組合連合会(以下、これを「県漁連」といい、県漁協と県漁連を合わせて「県漁連等」という。)に対して、社団法人大日本水産会(以下「水産会」という。)が全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)を通じて助成金を交付するものである。

また、資源回復・漁場生産力強化事業(漁業者等地域活動事業)(以下「資源回復事業」という。)は、漁業者等による資源回復又は漁場生産力の向上のための取組を促進するために、県漁連等に対して、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)が直接助成金を交付するものである。

水産庁は、これら助成金の財源に充てるため、水産会又は機構に対して国庫補助金を交付して水産業燃油高騰緊急対策基金又は水産業体質強化総合対策事業基金を造成させるなどしており、水産会及び機構は、これらの基金を取り崩すなどして県漁連等に対して助成金を交付している。

(注1) 県域の漁業協同組合 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)に基づく合併により設立された「県下一円」又は広範囲の地域を定款上の「地区」とする漁業協同組合をいう。

「水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領」(平成20年19水漁第3248号農林水産事務次官依命通知)等によると、県漁連等は、漁業者等により構成されるグループ(以下「漁業者グループ」という。)が、燃油消費量削減等のために輪番制休漁等を導入する協定を漁業者間で締結して、県漁連等が策定した活動計画に基づいて休漁中に海岸清掃等の漁場生産力の向上の取組を行う場合には、漁業者グループに対する経費の助成を行うとともに、自ら又は漁業者グループ構成員以外の第三者に指導・監視を委託(以下、この委託を受けた者を「指導・監視員」という。)して、取組の実施状況の管理を実施することとされている。

前記助成の対象となる経費は、①人件費、船舶借料、漁業者グループの負担した燃料費及び資材費等の、漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費、②県漁連等が漁業者グループ構成員以外の第三者に指導・監視を委託して行った場合の指導・監視員に係る雇用賃金等の、取組の実施状

況の管理に係る指導・監視経費とされており、県漁連等の事務費については、助成の対象とされていない。

4 県域漁協及び2 県漁連^(注2)^(注3)(以下、これらを合わせて「6 県漁連等」という。)は、平成20年度から22年度までの間に全漁連又は機構に対して、省エネ事業を計705,938,812円、資源回復事業を計1,150,430,413円、合計1,856,369,225円で実施したとして事業実施報告書を提出し、これにより全漁連から計678,709,432円、機構から計1,134,327,988円、合計1,813,037,420円の助成金の交付を受けていた。

しかし、6 県漁連等が提出した事業実施報告書に記載された事業費には、漁業者グループに対する経費の助成等が適切に実施されていないものや全漁連又は機構の助成の対象とならないものが含まれていた。

(注2) 4 県域漁協 石川県、山口県、佐賀県有明海、大分県各漁業協同組合

(注3) 2 県漁連 福岡県、佐賀県玄海両漁業協同組合連合会

これらを経費別・態様別に示すと次のとおりである。

ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費について

(ア) 協定不締結及び休漁・取組一部不参加

漁業者グループが協定に基づく取組を実施したとして県域漁協が助成金の交付を受けていたが、実際には県域漁協の支所が漁業者に無断で協定書を作成していたり、漁業者グループ構成員の一部が、休漁していなかったり、取組に参加していなかったりしていたもの

(イ) 交付決定前の経費等に対する交付

本件助成金の交付決定前に漁業者グループが購入した資材等に係る経費又は県域漁協若しくは地方公共団体が負担している漁業者グループが負担していない資材費等に係る経費について、県域漁協が助成金の交付を受けていたもの

(ウ) 漁業者人件費等未払

県漁連等が漁業者グループに人件費、船舶借料等の経費を助成したとして助成金の交付を受けていたが、助成したとする経費の全部又は一部が漁業者グループに支払われていなかったり、一旦漁業者グループに支払われた後に徴収されたりして、県域漁協の支店若しくは支所又は県漁連の会員である地域の漁業協同組合^(注4)(以下「地域漁協」という。)の事務費等に充てられていたもの

(注4) 地域の漁業協同組合 従来の市町村等の地域を定款上の「地区」とする漁業協同組合をいい、通常、漁業協同組合連合会の会員となっている。

イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費について

(ア) 県域漁協の職員による指導・監視に対する交付

県域漁協の職員が指導・監視業務を実施していた場合には、間接補助事業者として自ら指導・監視業務を行ったものであって、これに要する経費は助成の対象とならないのに、指導・監視員に係る雇用賃金として県域漁協が全漁連から助成金の交付を受けていたもの

(イ) 指導・監視員雇用賃金未払

県漁連等が指導・監視業務を地域漁協の職員等に委託して、賃金を支払ったとして助成金の交付を受けていたが、支払ったとする賃金の全部又は一部が委託を受けた職員等に支払われていなかったもの

したがって、上記の事態に係る事業費計 91,255,091 円(省エネ事業計 36,280,570 円、資源回復事業計 54,974,521 円)に対する助成金交付額計 85,355,568 円(省エネ事業計 33,810,812 円、資源回復事業計 51,544,756 円。国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6 県漁連等において、本件補助事業の適正な実施についての認識が欠けており、自ら補助事業の実施状況及び助成金の支払状況を確認していなかったこと、全漁連及び機構において、事業実施報告書の審査及び確認並びに県漁連等に対する指導及び監査が十分でなかったこと、水産会において、事業実施報告書の審査及び確認並びに全漁連に対する指導及び監査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を、県漁連等別に示すと表のとおりである。

表 不当と認める事業費等の県漁連等別の内訳 (単位：円)

態 様 県漁連等	ア 漁業者グループによる漁場生産力向上の取組に係る経費				イ 取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費			計
	(ア) 協定不締結及び休漁・取組一部不参加	(イ) 交付決定前の経費等に対する交付	(ウ) 漁業者人件費等未払	(ア) 県域漁協の職員による指導・監視に対する交付	(イ) 指導・監視員雇用賃金未払			
石川県漁業協同組合	2,760,882 (1,903,992)	1,104,000 (1,104,000)	1,635,882 (778,992)	21,000 (21,000)	198,400 (198,400)	198,400 (198,400)	— (—)	2,959,282 (2,102,392)
	1,146,996 (611,665)	— (—)	1,021,996 (486,665)	125,000 (125,000)	— (—)	— (—)	— (—)	1,146,996 (611,665)
山口県漁業協同組合	7,956,975 (6,344,107)	496,941 (493,480)	3,106,492 (1,518,183)	4,353,542 (4,332,444)	12,637,081 (12,637,081)	12,015,600 (12,015,600)	621,481 (621,481)	20,594,056 (18,981,188)
	16,717,535 (13,823,101)	— (—)	5,579,013 (2,684,579)	11,138,522 (11,138,522)	6,488,816 (6,488,816)	— (—)	6,488,816 (6,488,816)	23,206,351 (20,311,917)
福岡県漁業協同組合連合会	2,937,429 (2,937,429)	— (—)	— (—)	2,937,429 (2,937,429)	131,280 (131,280)	— (—)	131,280 (131,280)	3,068,709 (3,068,709)
	5,378,187 (5,378,187)	— (—)	— (—)	5,378,187 (5,378,187)	4,315,620 (4,315,620)	— (—)	4,315,620 (4,315,620)	9,693,807 (9,693,807)
佐賀県有明海漁業協同組合	1,977,680 (1,977,680)	— (—)	— (—)	1,977,680 (1,977,680)	1,748,400 (1,748,400)	1,748,400 (1,748,400)	— (—)	3,726,080 (3,726,080)
	1,055,232 (1,055,232)	— (—)	— (—)	1,055,232 (1,055,232)	— (—)	— (—)	— (—)	1,055,232 (1,055,232)
佐賀県玄海漁業協同組合連合会	2,511,546 (2,511,546)	— (—)	— (—)	2,511,546 (2,511,546)	1,486,497 (1,486,497)	— (—)	1,486,497 (1,486,497)	3,998,043 (3,998,043)
	15,638,886 (15,638,886)	— (—)	— (—)	15,638,886 (15,638,886)	3,789,223 (3,789,223)	— (—)	3,789,223 (3,789,223)	19,428,109 (19,428,109)
大分県漁業協同組合	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,934,400 (1,934,400)	1,934,400 (1,934,400)	— (—)	1,934,400 (1,934,400)
	444,026 (444,026)	— (—)	— (—)	444,026 (444,026)	— (—)	— (—)	— (—)	444,026 (444,026)
計	18,144,512 (15,674,754)	1,600,941 (1,597,480)	4,742,374 (2,297,175)	11,801,197 (11,780,099)	18,136,058 (18,136,058)	15,896,800 (15,896,800)	2,239,258 (2,239,258)	36,280,570 (33,810,812)
	40,380,862 (36,951,097)	— (—)	6,601,009 (3,171,244)	33,779,853 (33,779,853)	14,593,659 (14,593,659)	— (—)	14,593,659 (14,593,659)	54,974,521 (51,544,756)
両事業の合計	58,525,374 (52,625,851)	1,600,941 (1,597,480)	11,343,383 (5,468,419)	45,581,050 (45,559,952)	32,729,717 (32,729,717)	15,896,800 (15,896,800)	16,832,917 (16,832,917)	91,255,091 (85,355,568)

注(1) 県漁連等の行のうち、上段は省エネ事業、下段は資源回復事業である。

注(2) 各経費欄の括弧書きは、全漁連又は機構の助成の対象とならない経費に係る助成金交付額である。

(6) 補助事業に係る国の事務が適正でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 245,865,843 円

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の実施に当たり、地方農政局が事業実施の前提となる整備計画を承認しないまま国庫補助金を交付して、補助事業に係る国の事務が適正を欠いていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 245,865,843 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(333) 北 陸 農 政 局	18地域担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	地域担い手経営基盤強化総合対策実験	20	1,854,266	577,864	774,451	245,865

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(以下「実験事業」という。)は、農林水産省が、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱(平成19年18経営第7724号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、望ましい農業構造の実現に資するため、農業用機械、施設及び土地基盤の整備を行う農業の担い手に対する助成事業等を実施する地域担い手育成総合支援協議会(以下「地域協議会」という。)に対して国庫補助金を交付するものである。

実施要綱等によると、地域協議会は、実験事業の実施に当たり、地域の合意に基づき、地域農業の構造改革に関する成果目標等の事項を定めた地域構造改革プロジェクト整備計画(以下「整備計画」という。)を作成して地方農政局長等の承認を受けることとされている。また、地方農政局長等は、提出された整備計画の内容について、成果目標が望ましい水準にあるか、事業の実施効果が十分に見込まれるか、地域の合意形成が図られているかなど、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要領(平成19年18経営第7725号農林水産省経営局長通知)で定められた要件が満たされているかの審査・確認を行い、その全てが満たされている場合には、当該整備計画を承認することとされている。

そして、担い手育成・確保対策事業費等補助金交付要綱(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)によると、実験事業は、地方農政局長等による整備計画の承認を受けて実施する事業に要する経費を補助対象経費とすることとされている。

北陸農政局は、平成20年度に、新潟、富山、石川、福井各県に所在する18地域協議会が事業費計1,854,266,158円で実施した実験事業について、国庫補助金計577,864,000円を交付し、21年3月に18地域協議会から実績報告書の提出を受け、同年4月に同額で額の確定を行っている。

本院が、同農政局及び18地域協議会において、本件補助事業について会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、18地域協議会は、20年10月に同農政局が行った実験事業の20年度第2次募集にそれぞれ応募し、同年12月に同農政局から予算の配分通知を受けたことから、21年1月に、所在する各県の担い手育成総合支援協議会を通じて、同農政局に対して整備計画承認申請書を提出していた。そして、18地域協議会は、同月に、同農政局から整備計画を承認したとする通知等をそれぞれ受けていた。

このため、18地域協議会は、21年2月までに、整備計画が承認されたとする年月日を記載した担い手育成・確保対策事業費等補助金の交付申請書等を同農政局に提出し、同年3月までに、同農政局から交付決定の通知を受け、20年度第1次募集分と合わせて国庫補助金計577,864,000円(うち20年度第2次募集分に係る国庫補助金相当額計245,865,843円)の交付を受けていた。

しかし、23年1月に実施した会計実地検査の際に本院が確認したところ、同農政局では、20年度第2次募集分に係る整備計画承認申請書及び整備計画の承認に係る北陸農政局長の決裁文書が所在不明となっており、地方農政局行政文書管理規程(平成12年12地第1080号大臣官房地方課長通知)に定められた文書原簿へ登録されていなかった。また、その後の同年9月末の時点においても、当該文書は、なお所在不明となっていた。

そして、前記のように、18地域協議会において、同農政局から整備計画を承認したとする通知等をそれぞれ受けていたことについて、同農政局は、当時実験事業を所掌していた担当部署の職員が、実際には整備計画の承認に必要な北陸農政局長の決裁が行われていなかったのに、18地域協議会に対して、北陸農政局長の印を無断で押印した整備計画承認通知書を渡していたり、同農政局長が整備計画を承認したとする虚偽の連絡を口頭で行っていたりなどしていたことよるとしていた。

したがって、同農政局は、本件補助事業に係る整備計画の適否を適切に判断して承認する事務手続を行わないまま、18地域協議会が実施した事業に対して国庫補助金を交付して、補助事業に係る国の事務が著しく適正を欠いており、これに係る国庫補助金相当額計245,865,843円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同農政局において、次のことなどによると認められる。

- ア 本件補助事業を適正な事務手続により実施することに対する認識が欠けていたこと
- イ 本件補助事業の実施に係る内部の事務手続について、進行状況を組織的に管理するよう定めていないなど、内部統制が十分に機能する体制となっていなかったこと

(注) 18地域協議会 新潟市、五泉市、燕市、胎内市、富山市、砺波市、小矢部市、南砺市、小松市、能登町、川北町、福井市、大野市各担い手育成総合支援協議会、魚沼市地域担い手育成協議会、高岡、立山町、中能登町各地域担い手育成総合支援協議会、輪島市担い手総合支援協議会

(7) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 7,660,000円
 護岸工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 7,660,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(334)	林	野	庁	茨城県 (事業主体)	—	復旧治山	20、21	72,240	36,120	15,320	7,660

この補助事業は、茨城県が、高萩市下手綱地内において、高萩市森林公園内の保安林にある法面に地すべり対策施設等を整備するために、護岸工、アンカー工等を実施したものである。

このうち、護岸工(高さ3.0m又は4.0m、延長80.6m)は、地すべりが発生した地区の法面の安定と法尻に沿った沢部の流水の作用による溪岸の浸食防止を兼ねて、沢部の右岸側の法尻部に、割栗石を詰めた透過性のある鋼製ふとんかご(長さ1.1m～3.0m、幅2.0m、高さ1.0m)を3段又は4段に積み重ねて設置したものである(参考図参照)。

そして、本件護岸工については、背面の土砂が流水による吸出しを受けて割栗石の空隙から流出すると、護岸の安定が損なわれるおそれがあることから、鋼製ふとんかごと背面の土砂との間に吸出し防止材^(注)を設置することとしていた。そして、下流側の3段積み区間(延長40.6m)は最下段である1段目の背面から最上段の背面まで、上流側の4段積み区間(同40.0m)は2段目の背面から最上段の背面まで、それぞれ吸出し防止材を設置することとして設計し、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、「河川災害復旧護岸工法技術指針(案)」(社団法人全国防災協会編)によると、本件のように透過性のある護岸工法においては、土砂の吸出しを防止するため、背面の全てに吸出し防止材を設置することが標準とされており、本件護岸工で採用した材料メーカーの設計・施工マニュアル等においても、護岸工の背面に設置する吸出し防止材は、1段目の背面から最上段まで設置することとされている。

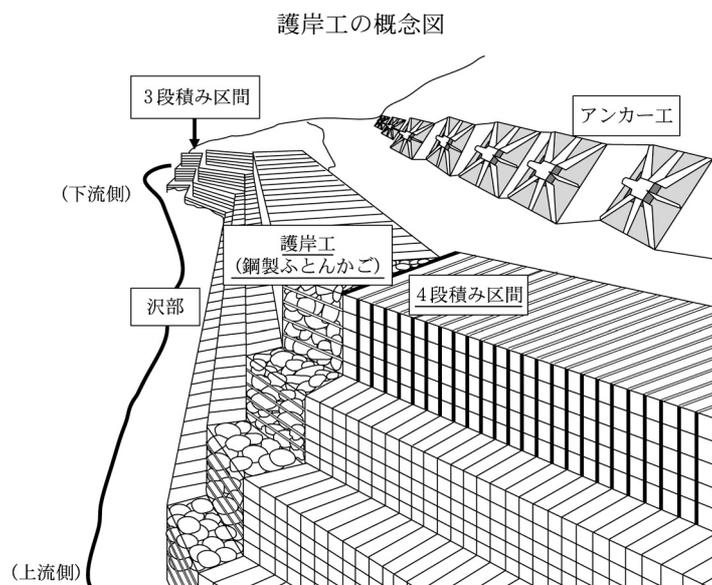
このため、本件護岸工のうち4段積み区間については、流水の作用により吸い出された土砂が、吸出し防止材が設置されていない1段目の背面から流出するおそれがあると認められる。

したがって、本件護岸工の4段積み区間(工事費相当額 15,320,000 円)は、設計が適切でなかったため、護岸の背面土砂が流出してその安定が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 7,660,000 円が不当と認められる。

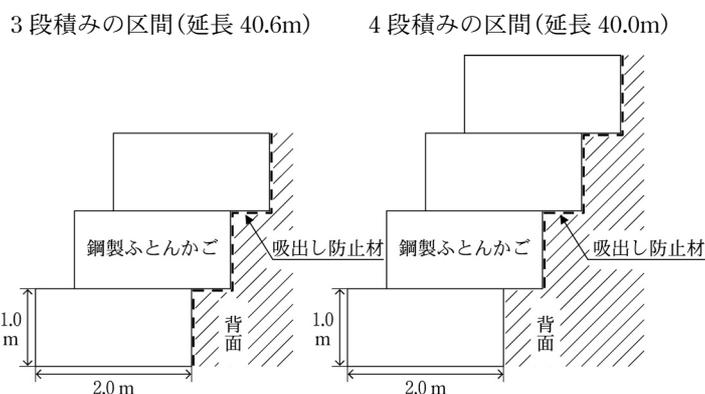
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 吸出し防止材 河川の流水作用により護岸の背面の土砂の流出を防止するために設置されるものであり、主に不織布等を材料としている。

(参 考 図)



吸出し防止材の配置図



(8) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,215,000 円
 家畜飼養管理施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,215,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(335)	近畿	農政局	兵庫県	洲本市酪農農業協同組合(注)(事業主体)	畜産物共同利用施設整備	17	13,051	6,215	13,051	6,215

(注) 平成19年1月1日以降は淡路島酪農農業協同組合

この交付金事業は、洲本市酪農農業協同組合(以下「酪農協」という。)が、洲本市において、労働時間の短縮等により生産性を向上させることなどを目的とした牛の哺育育成における新生産システムの実践及び普及を図るため、家畜飼養管理施設として、哺育牛舎及びこれと一体的に整備する設備である哺乳ロボット(注)を設置したものである。

そして、酪農協は、地域農業の担い手である農家に同施設を設置して、その利用状況を地域内の農家に展示することにより、地域内における新生産システムの普及を図ることとしていた。

しかし、酪農協から同施設の管理運営を委託された農家は、哺乳ロボットの一部の機能が故障したことから、代用乳の調合機能しか使用しておらず、子牛に対する哺乳は自ら手作業で行っていて、哺乳ロボットにより哺乳を行ったことを確認できたのは運転を開始した平成18年5月から8月までの約3か月間のみとなっていた。また、酪農協は、同施設の利用状況や展示の実施状況について把握していないなど、同施設を新生産システムの実践及び普及のために利活用しているとはいえない状況になっていた。

したがって、交付金事業により設置した本件施設は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金6,215,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、酪農協において、本件施設を補助の目的に沿って適切に利活用することについての認識が十分でなかったこと、洲本市において、酪農協に対する指導が十分でなかったこと、兵庫県において、同市及び酪農協に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 哺乳ロボット 子牛の飼養管理において大幅な生産性の向上を可能とする子牛用の自動給餌機で、あらかじめ設定された哺乳プランに従って、内部タンクにセットした粉乳により代用乳を自動で調合したり、ICチップで個体を判別して哺乳が許される子牛に限って自動で哺乳したり、子牛ごとの哺乳量等を記録したりなどするもの

(9) 事業の一部を実施していなかったもの及び補助対象事業費を過大に精算していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,952,301 円
 食農連携促進施設整備事業の実施に当たり、事業の一部を実施していなかったり、補助対象事業費を過大に精算していたりしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,952,301 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(336)	中国四国	農政局	株式会社阿波友禅工場(事業主体)	—	食農連携促進施設整備	21	56,159	28,079	7,904	3,952

この補助事業は、株式会社阿波友禅工場が、地元で生産される野菜を原料として新たに開発したペースト、パウダー等の食品を製造するため、鉄骨造の作業場の建築工事及び食品製造に使用する機械の購入等を行ったものである。

同会社は、本件補助事業を事業費 57,299,420 円(国庫補助対象事業費 56,159,420 円)で実施したとして、中国四国農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 28,079,710 円の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、同会社は、前記作業場の建築工事(工事費 35,000,000 円)のうち、作業場の内装工事等の一部(工事費計 5,605,182 円)については工事を実施していなかった。また、同会社は、前記の食品製造に使用する機械のうち二重釜 2 台の購入について、業者と購入契約を締結し、その契約金額が 5,249,420 円(消費税抜き)であったとしていたが、同会社は、実際には、契約の内容を一部変更するとともに値引きを受けて 2,950,000 円で購入契約を締結しており、上記の契約金額との差額 2,299,420 円を過大に精算していた。

したがって、本件補助事業は、事業の一部が実施されていなかったり、補助対象事業費が過大に精算されていたりして、これに係る国庫補助金相当額 3,952,301 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、同農政局において、本件補助事業の審査及び確認並びに同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(10) 補助の目的外に使用していたもの 1 件 不当と認める国庫補助金 3,518,467 円
新農業構造改善前期対策事業により整備した施設の一部を補助の目的外に使用していたもの
 (1 件 不当と認める国庫補助金 3,518,467 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(337)	東海	農政局	岐阜県	飛騨農業協同組合(注) (事業主体)	新農業構造改善前期対策	昭和 57~59	271,442	135,610	7,042	3,518

(注) 平成 7 年 3 月以前は古城農業協同組合

この補助事業は、飛騨農業協同組合(以下「組合」という。)が、南古城地域の農業指導体制の整備強化、電算システムの導入による情報処理の迅速化等を図るため、管理事務室、コンピュータールーム、データ保管室、営農相談室 2 室、企画調整管理室、研修室等を備えた広域農業管理センター(鉄筋コンクリート 2 階建て 1,276.4m²。以下「管理センター」という。)等を整備したものである。

組合は、組織の合理化や職員の配置転換等により管理センターに空室が生じていたことから、平成 22 年 10 月に、管理事務室の一部及びコンピュータールームを飛騨市森林組合(以下「森林組合」という。)に無償で貸与することとした。そして、組合は、この貸与が補助金の交付目的に反する貸付けとなることから、無償貸与部分に係る財産処分承認申請を岐阜県を通じて東海農政局に提出し、23 年 3 月に、これらに係る国庫補助金相当額を国庫納付していた。

しかし、現地の状況を確認したところ、組合は、国に無断で、11 年 10 月から営農相談室 1 室を岐阜県厚生農業協同組合連合会に有償で貸与して訪問看護ステーションとして使用させていたり、13 年

4月から営農相談室の残りの1室を本件施設の目的とは異なる自らの介護事業部門のための事務室として使用していたり、22年12月からデータ保管室及び企画調整管理室を森林組合に専用の事務室として無償で貸与していたりなどしていた。

したがって、本件補助事業により整備した管理センターのうち、営農相談室、データ保管室等(残存価格計7,042,711円)が補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計3,518,467円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、本件補助事業により整備した施設の適正な管理に対する認識が十分でなかったこと、岐阜県において、組合に対する施設の管理についての指導、監督等が十分でなかったこと、東海農政局において、岐阜県に対する指導、監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

(11) 事業の一部を実施していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,216,350円
鳥獣害防止総合支援事業等の一部が実施されていなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,216,350円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(338) 中国四国農政局	鳥取市鳥獣害対策協議会(事業主体)	—	鳥獣害防止総合支援	20、21	14,175	8,845	2,100	2,100
	鳥取県	鳥取市鳥獣害対策協議会(事業主体)	鳥獣被害防止総合支援	22	10,169	6,056	116	116
			計		24,344	14,901	2,216	2,216

この交付金事業は、鳥取市鳥獣害対策協議会(以下「鳥取市協議会」という。)が、鳥取市内域における鳥獣による農林水産業の被害を軽減するため、鳥獣の捕獲機材の設置等を実施したものである。

鳥取市協議会は、平成20年度から22年度までの間に、本件交付金事業を計24,344,035円で実施したとして、実績報告書を20、21両年度は中国四国農政局に、22年度は鳥取県にそれぞれ提出して、これにより交付金計14,901,790円の交付を受けていた。

しかし、検査したところ、上記各年度の実績報告書は、鳥取市協議会の会計事務を行っていた鳥取市の職員が、本件交付金事業の事業費を領得するため、20年度の事業報告会の開催に係る備品等の購入(事業費100,000円)、21年度の捕獲機材の設置等(事業費2,000,000円)、22年度の捕獲機材の一部の設置(事業費116,350円)について、これらの事業をいずれも実施していないのに実施したこととして作成したものであった。

したがって、本件交付金事業のうち、上記の実施されていなかった事業に係る交付金計2,216,350円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、鳥取市の職員が事業費を領得する目的で実績報告書に虚偽の内容を記載したことにもよるが、鳥取市協議会において、協議会の運営及び本件交付金事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、中国四国農政局及び鳥取県において、本件交付金事業に係る審査及び確認並びに鳥取市協議会に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) 補助の対象とならないもの及び補助の目的を達していなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,666,350円

面的集積強化促進事業において、農用地の面的集積が行われておらず、事業の一部が補助の対象とならなかったり、補助の目的を達していなかったりしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,666,350円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(339)	九州農政局		佐賀県	鹿島市	面的集積強化促進	19	34,943	17,470	3,335	1,666

この補助事業は、鹿島市が、担い手にとって真のコストダウンにつながる面的なまとまりある形での農用地の利用集積(以下「面的集積」という。)を促進するため、担い手及び当該担い手への面的集積を進めることに同意する者が面的集積を行う場合に、農用地の所有者等で構成される農用地利用改善団体に対して面的集積を促進するための経費(以下「面的集積促進費」という。)を交付するものであり、面的集積促進費に対して国庫補助金が交付されている。

そして、面的集積促進費の交付対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、同一の集積対象者によって耕作される農用地が1ha以上のまとまりを構成するなどの要件を満たす農用地であること、集積対象者に対して、所有権を移転し、又は期間6年以上の利用権を設定し、若しくは期間6年以上の農作業を委託する契約に係る農用地であることなどの要件を満たすものとされている。また、6年未満で農作業受委託契約を解除するなどした場合には、交付された面的集積促進費を返還することとされている。

同市は、市内5地区において、農用地計503.6haの面的集積を行った当該5地区の農用地利用改善団体に対して、面的集積促進費計34,943,000円を交付し、本件補助事業を完了したとして、国庫補助金計17,470,000円の交付を受けていた。

しかし、上記5地区の対象農用地計503.6haのうち、4地区の計68.6haについては、対象農用地が1ha以上のまとまりを構成する要件を満たしていなかったり、対象農用地に係る農作業受委託契約が平成20年度以降に解除されていたりなどして、集積対象者への面的集積が行われていなかった。

したがって、前記5地区の農用地利用改善団体に交付された面的集積促進費計34,943,000円のうち、集積対象者への面的集積が行われていなかった上記4地区の対象農用地計68.6haに係る3,335,700円は補助の対象とならなかったり、補助の目的を達していなかったりして、これに係る国庫補助金相当額計1,666,350円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、鹿島市において、農用地利用改善団体に対する指導が十分でなかったこと、佐賀県において、事業主体等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を適切なものとするため、農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施させるなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計	国庫収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入
			(項)各税受入金

部 局 等	農林水産本省
検 査 の 対 象	農林水産本省、国税庁、都道府県 23、市 151、町 82、村 6
農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の概要	推定相続人が農地の全部等の贈与を受けた場合、贈与税額のうち農地等の価額に対応する税額の納税が、また、農業相続人が農地等を相続等により取得した場合、相続税額のうち特例農地等の価額の農業投資価格を超える部分に対応する税額の納税が、それぞれ一定の要件の下に猶予される制度
全体調査の対象となった耕作放棄地のうち特例農地等に該当するもの	6,335 筆 5,654,859m ²
上記のうち農地法に基づく遊休農地対策が適切に実施されていなかったもの及び非農地であると判断されたもの	(1) 農地法に基づく遊休農地対策が適切に実施されていなかったもの 5,360 筆 4,673,419m ² (2) 非農地であると判断されたもの 353 筆 267,601m ²
上記に係る贈与税又は相続税の納税猶予相当額	(1) 35 億 6323 万円 (2) 1283 万円 計 35 億 7606 万円

【意見を表示したものの全文】

耕作放棄地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度

農地等(農地、採草放牧地等をいう。以下同じ。)に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度(以下「農地等納税猶予制度」という。)は、農地等の確保、相続による農地の細分化の防止、農業後継者の育成等を税制面から支援することを目的として、贈与税については昭和 39 年に、相続税については 50 年にそれぞれ創設されたものであり、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)上の特別措置の一つである。

このうち贈与税の納税猶予制度は、農業を営む個人が、その農業の用に供している農地の全部等をその推定相続人に贈与した場合に、一定の要件の下に、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額の納税が猶予され、当該農地等を贈与した者又は当該農地等の贈与を受けた者のいずれかが死亡したときに免除されるものである。また、相続税の納税猶予制度は、農業を営んでいた個人の相続人(以下「農業相続人」という。)が、相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた農地等を取得した場合に、一定の要件の下に、納付すべき相続税額のうち、その申告書に納税猶予の特例の適用を受ける旨を

(注1)
記載した農地等の価額の農業投資価格を超える部分に対応する税額の納税が猶予され、農業相続人が死亡したときなどに免除されるものである。

そして、農地等納税猶予制度は、納税猶予の特例の適用対象となった農地等(以下「特例農地等」という。)における農業経営の継続を前提として設けられていることから、特例農地等について譲渡又は耕作の放棄をしたなど一定の事由に該当した場合には、納税猶予が打切りとなり、それまで納税猶予を受けていた贈与税額又は相続税額の全部又は一部を、利子税と併せて納付しなければならないこととされている。

上記の納税猶予が打切りとなる事由のうち、「耕作の放棄」とは、特例農地等の所有者等に対し、農地法(昭和27年法律第229号)第32条の規定による遊休農地である旨の通知(以下「遊休農地通知」という。)(注2)があったこととされており、この事由は、増大する耕作放棄地の解消及び課税の公平の確保を目的として、平成17年度の税制改正により新たに追加されたものである。なお、17年3月31日以前に贈与又は相続を受けたものについては、「耕作の放棄」の事由に該当した場合においても納税猶予は打切りとはならないこととされている。

(注1) 農業投資価格 農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格としてその地域の所轄国税局長が決定した価格

(注2) 平成17年4月1日から21年12月14日までの間に贈与又は相続を受けた場合は、特例農地等の所有者等が、遊休農地通知があった後、農業上の利用に関する計画の届出をしなかったことなどをもって「耕作の放棄」という。

(2) 耕作放棄地全体調査

ア 耕作放棄地全体調査の概要

我が国の農地面積は、昭和36年には609万haであったのに対し、平成22年には459万haへと減少している。そして、「平成22年耕地面積統計」によると、農地の減少理由として、耕作放棄によるものの割合が約44%となっており、優良農地の確保と有効利用のために、耕作放棄地の解消が喫緊の課題となっている。

耕作放棄地の解消を図るためには、その現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要である。そこで、20年度から、市町村及び農業委員会により、現況が耕作放棄地となっている農地を対象として荒廃状況等を把握するための耕作放棄地全体調査(以下「全体調査」という。)が実施されている。全体調査においては、耕作放棄地全体調査要領(平成20年19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、把握した耕作放棄地の荒廃状況に応じて、一筆ごとに以下の区分を行うものとされている。

- ① 人力・農業用機械で草刈り、耕起、抜根又は整地(以下、これらを「草刈り等」という。)を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地
- ② 草刈り等では直ちに耕作することができないが、区画整理等の基盤整備を実施して農業利用すべき土地
- ③ 森林・原野化しているなど、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地

イ 非農地の概要

全体調査の結果、上記アの③に区分された耕作放棄地について、農地法上の農地に該

当するか否かの判断が必要となった場合には、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年19経営第7907号農林水産省経営局長通知。以下「判断基準」という。)に基づき、市町村は農業委員会に対して判断を依頼することとなっている。

判断基準によれば、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起又は整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合には、農地法上の農地に該当しないもの(以下、このような土地を「非農地」という。)とすることとされている。そして、農業委員会は、非農地であると判断した場合には、当該土地の所有者に対してその旨を通知することとされている。

(3) 農地法に基づく遊休農地対策

耕作放棄地の増加に伴う農地面積の減少に鑑み、耕作放棄地を含む遊休農地対策を強化することなどを目的として、21年に農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が施行された。これにより、従来は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき講じられてきた遊休農地対策が、全ての農地を対象とした耕作放棄の発生防止及びその解消・再発防止を図る措置へと拡充された上で、新たに農地法に規定されることとなった。

農地法に基づく遊休農地対策の概要は、以下のとおりとなっている。

ア 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない(農地法第30条第1項)。

イ 農業委員会は、利用状況調査の結果、次の①又は②のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者等に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導(以下「指導」という。)をするものとする(農地法第30条第3項)。

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(①に掲げる農地を除く。以下「低利用農地」という。)

ウ 農業委員会は、指導をした場合においてもなお相当期間当該農地の農業上の利用の増進が図られないなどの場合には、当該農地の所有者等に対し、遊休農地通知を発出するものとする(農地法第32条)。

そして、(1)のとおり遊休農地通知があった場合等には、当該農地の納税猶予が打ち切られ、また、農業委員会は当該農地について「耕作の放棄」があった旨を所轄税務署長に通知することとされており、当該農地の所有者等は納税猶予を受けていた贈与税額又は相続税額の全部又は一部を、利子税と併せて納付しなければならないこととなる。

また、(2)の全体調査は、(3)アの利用状況調査と調査手法及び内容が密接に関連していることから、農業委員会は、双方の調査で得た情報を相互に活用することに努めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、農地等納税猶予制度は、農地等の確保等を税制面から支援することを目的とするものである。この目的を踏まえると、原則として特例農地等が耕作されていることが必要であり、このためにも、農業委員会において、指導や遊休農地通知の発出といった農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施することが必要となる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、耕作放棄地等となっている特例農地等に対して農地法に基づく遊休農地対策が適切に実施されているかなどの点に着眼して、農林水産本省、23都道県及びその管内の市町村において会計実地検査を行った。検査に当たっては、23都道県管内の239市町村において、20年度から22年度までの間に全体調査の対象となった耕作放棄地のうち、特例農地等に該当するもの6,335筆5,654,859²m²(納税猶予を受けていた贈与税相当額又は相続税相当額計52億7789万余円)を特定した上で、これを対象として、耕作放棄地全体調査表等の関係書類により実地に検査したり、各都道県に対して農地法に基づく遊休農地対策の実施状況等についての報告を求めて、その報告内容を確認したりするなどの方法により検査した。また、課税の実態について把握するため、国税庁において会計実地検査を行い、関係書類の提出を受けて、説明を聴取した。

(注3) 23都道県 東京都、北海道、群馬、埼玉、神奈川、石川、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、前記の6,335筆計5,654,859²m²の状況は次のとおりとなっていた。

- ① 全体調査が実施された後に耕作放棄地である状況が解消され、既に営農が再開されるなどしているもの
22都道県に係る585筆計693,070²m²
- ② 全体調査が実施された後に耕作放棄地である状況は解消されたが、低利用農地等に該当すると認められるもの
12県に係る193筆計199,251²m²
- ③ 全体調査が実施された後も引き続き耕作放棄地となっているもの(④で非農地と判断されたものを除く。)
22道県に係る5,204筆計4,494,937²m²
- ④ 全体調査の調査結果を踏まえ、農業委員会により非農地であると判断されたもの
10道県に係る353筆計267,601²m²

そして、上記のうち②、③及び④に該当する土地計5,750筆計4,961,789²m²について、次のような事態が見受けられた。

(1) 耕作放棄地等となっている特例農地等に対する農地法に基づく遊休農地対策の実施状況

②及び③に該当する土地計5,397筆計4,694,188²m²は、農業委員会が農地法に基づく遊休農地対策を実施する必要があると認められる。そして、前記のとおり、農業委員会は、全体調査及び利用状況調査の双方で得た情報を相互に活用することに努めることとされてい

ることから、全体調査の結果判明した②及び③に係る情報を利用状況調査に反映させた上で、これらの土地に対し、農地法に基づく遊休農地対策を実施する必要があると認められる。

そこで、②及び③に該当する土地計 5,397 筆計 4,694,188㎡に対する農地法に基づく遊休農地対策の実施状況を確認したところ、次表のとおり、農業委員会が農地法に基づく遊休農地対策として指導を適切に実施していたものは 37 筆計 20,769㎡(筆数で全体の 0.6%、面積で全体の 0.4%)にとどまっており、残りの 5,360 筆計 4,673,419㎡(納税猶予を受けていた贈与税相当額又は相続税相当額計 35 億 6323 万余円)については、指導を適切に実施していなかった。このため、指導を行った後、当該農地の農業上の利用の増進が図られなかった場合に発出することとなる遊休農地通知の発出が行われていない状況となっていた。

表 耕作放棄地等となっている特例農地等に対する農地法に基づく遊休農地対策の実施状況

耕作放棄地等となっている特例農地等	農地法に基づく遊休農地対策として指導を適切に実施していたもの		農地法に基づく遊休農地対策として指導を適切に実施していなかったもの			
	筆	面積(㎡)	筆	面積(㎡)	筆	面積(㎡)
低利用農地等に該当すると認められるもの	193	199,251	—	—	193	199,251
引き続き耕作放棄地となっているもの	5,204	4,494,937	37	20,769	5,167	4,474,168
人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地	1,967	1,808,145	29	18,280	1,938	1,789,865
草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地	1,323	1,241,165	8	2,489	1,315	1,238,676
森林・原野化しているなど、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、非農地と判断するに至っていない土地	1,914	1,445,627	—	—	1,914	1,445,627
計	5,397	4,694,188	37	20,769	5,360	4,673,419

(2) 非農地であると判断された特例農地等について

④のとおり、10 道県に係る特例農地等 353 筆計 267,601㎡(納税猶予を受けていた贈与税相当額又は相続税相当額計 1283 万余円)については、全体調査の結果を踏まえ、農業委員会が、判断基準に沿って非農地であると判断していた。

本来、非農地であると判断された特例農地等については、農地等納税猶予制度の趣旨に鑑み、速やかに納税猶予を打ち切る必要があると認められる。

しかし、前記のとおり、非農地は農地法上の農地に該当しないものとされていることから、当該特例農地等に対しては農地法に基づく遊休農地対策は講じられないこととなる。また、納税猶予が打ち切りとなる事由としての「耕作の放棄」とは、遊休農地通知があったことなどとされていることから、非農地であるとの判断は「耕作の放棄」に該当しない。そし

て、貴省は、現行の農地等納税猶予制度の運用上、非農地であるとの判断のみを根拠として納税猶予を打ち切ることができないとしている。

以上のことから、非農地であると判断された特例農地等については、納税猶予の打ち切りに係る措置を執るための適切な手続が整備されていないため、納税猶予を打ち切ることができない状況となっている。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、特例農地等が耕作放棄地等となっていて農業上の利用の増進が図られていないにもかかわらず、農業委員会が農地法に基づく遊休農地対策として指導を適切に実施せず、ひいては遊休農地通知の発出を行っていなかったり、農業委員会が特例農地等について非農地であると判断しているにもかかわらず、納税猶予の打ち切りに係る措置を執ることができない状況となっていたりする事態は、農地等納税猶予制度の趣旨からみて適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 農業委員会において、農地等納税猶予制度の趣旨を踏まえ、耕作放棄地等となっている特例農地等に対して、農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施することについての認識が十分でないこと
- イ 貴省において、
 - (ア) 都道府県を通じて、農業委員会に対し、農地等納税猶予制度の趣旨を踏まえ、耕作放棄地等となっている特例農地等に対して、農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施することについての周知が十分でないこと
 - (イ) 農業委員会が特例農地等について非農地であると判断した場合に、贈与税及び相続税の納税猶予の打ち切りに係る措置を執るための適切な手続を整備していなかったこと

3 本院が表示する意見

我が国においては、農地面積は年々減少の一途をたどっている。このため、農地等の確保等を税制面から支援することを目的として創設された農地等納税猶予制度の趣旨を踏まえ、農業委員会は耕作放棄地等となっている特例農地等の所有者等に対し農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施することにより、耕作放棄地等の解消又は納税猶予の打ち切りにつなげることが必要であり、また、非農地となっている特例農地等については、速やかに納税猶予を打ち切ることが必要である。

については、貴省において、農地等納税猶予制度の適用が適切なものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 都道府県を通じて、農業委員会に対し、全体調査の結果を利用状況調査に反映させることにより、耕作放棄地等となっている特例農地等の所有者等に対して、指導や遊休農地通知といった農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施することにより耕作放棄地等の解消又は納税猶予の打ち切りにつなげるよう、改めて周知徹底を図るとともに、その実効性を確保するための措置を講ずること
- イ 農業委員会が特例農地等について非農地であると判断した場合には、速やかに贈与税及び相続税の納税猶予を打ち切ることができるよう、適切な手続を整備すること

- (2) 東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的ながんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道開発事業費 [昭和 61 年度から平成 19 年度までは、 国営土地改良事業特別会計 (項)北海道土地改良事業費 昭和 60 年度以前は、 一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道土地改良事業費]
部 局 等	農林水産本省(昭和 53 年 7 月 4 日以前は農林本省)、国土交通省北海道開発局(平成 13 年 1 月 5 日以前は総理府北海道開発庁北海道開発局)
事業名	国営東郷土地改良事業、国営ふらの土地改良事業
事業の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)
事業の概要	北海道富良野市及び空知郡中富良野町において、農業の生産性の向上等に資することを目的として、国営かんがい排水事業でダム、頭首工、揚水機、幹線用水路等の農業用排水施設の整備を行うもの
上記に係る事業費	国営東郷土地改良事業 299 億 1224 万円(昭和 44 年度～平成 13 年度) 国営ふらの土地改良事業 43 億 9749 万円(平成 14 年度～21 年度) 計 343 億 0973 万円(昭和 44 年度～平成 21 年度)

【意見を表示したものの全文】

国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の実施について

(平成 23 年 9 月 22 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業等の概要

(1) 国営土地改良事業の概要

貴省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づき、農業生産基盤の整備及び開発を図る土地改良事業の一環として、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上等を図ることを目的として、ダム、頭首工、揚水機、幹線用排水路等の基幹的な農業用排水施設の整備を行うかんがい排水事業等の国営土地改良事業(以下「国営事業」という。)を実施している。

国営事業の実施に当たっては、農林水産大臣が受益面積、総事業費、予定工期、主要工事等に関する土地改良事業計画(以下「事業計画」という。)を策定することとなっており、国営事業費の変動(労賃又は物価の変動によるものを除く。)が 10% 以上となる場合等に

は、事業計画の変更を行うこととされている。

また、国営事業の事業計画には、当該国営事業に関連して都道府県等が実施する土地改良事業(以下「附帯事業」という。)等に係る事業の内容も記載することとなっている。附帯事業は、国営事業の受益地域(以下「受益地」という。)において、国営事業によって整備された幹線用排水路に接続する用排水路等の整備等を行うもので、国営事業と附帯事業等とが連携して施行されることにより、農地・水利が整備され、事業効果が発現するとされている。

そして、農林水産大臣は、国営事業の工事を全て完了した場合には、遅滞なくその旨を公告して事業を完了しなければならないとされており、事業完了後は原則として整備した農業用排水施設について速やかに土地改良区等に管理委託等を行い、管理受託者に管理費を負担させるものとされている。

国営事業に要する費用については、土地改良法に基づき、国は都道府県にその費用の一部を負担させることができるとされている。そして、都道府県は、その負担額の全部又は一部を地元市町村及び受益農家(以下、これらを合わせて「地元市町村等」という。)から徴収することができることとされており、地元市町村等の負担額については各都道府県の条例等により定められている。

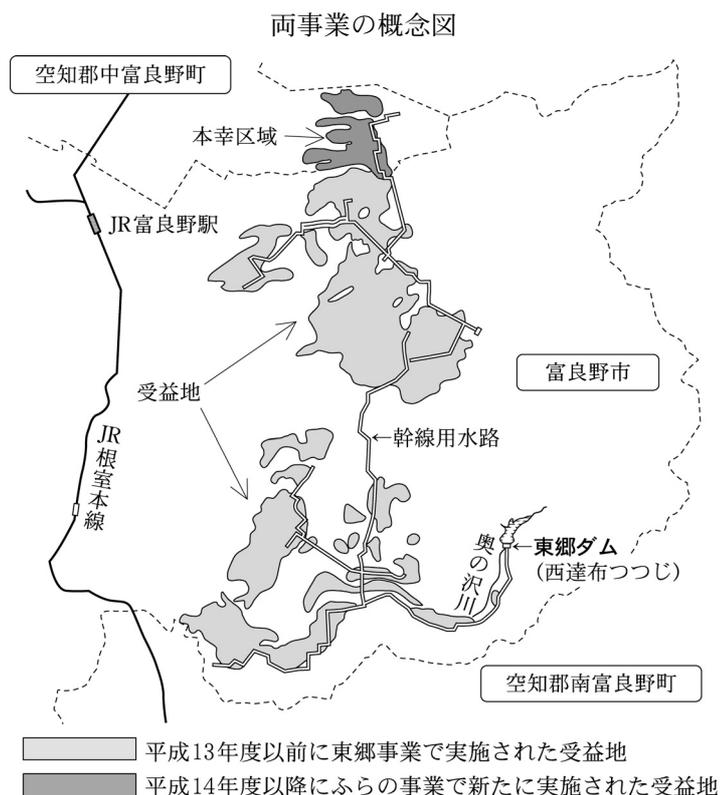
(2) 国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業の概要

国営東郷土地改良事業(以下「東郷事業」という。)は、国土交通省北海道開発局(平成13年1月5日以前は総理府北海道開発庁北海道開発局。以下「開発局」という。)が北海道富良野市において当初の総事業費を80億円(うち国営事業費63億5000万円)として昭和47年度から実施(測量、試験等については44年度から実施)している事業で、その後3回にわたり事業計画の変更が行われている。その事業内容は、平成14年度に3回目の変更が行われた後の事業計画(以下「第3回変更計画」という。)によると、受益地内の田及び畑にかんがい用水を供給するために、貯水池(東郷ダム)1か所、頭首工1か所、揚水機1か所、幹線用水路10条(60.1km)等を新設するもので、国営事業費は300億円、工事の完了予定時期は21年度となっている。

国営ふらの土地改良事業(以下「ふらの事業」という。)は、開発局が富良野市及び空知郡中富良野町において14年度から実施している事業である。その事業内容は、事業計画によると、東郷ダムを改修するとともに、新たに同町本幸区域(以下「本幸区域」という。)の畑(236ha)にかんがい用水を供給するために、揚水機1か所、幹線用水路2条(8.3km)等を新設するもので、国営事業費は79億円、工事の完了予定時期は20年度となっている。

上記の東郷事業及びふらの事業(以下、これらを合わせて「両事業」という。)は、実質的に一体の事業であり、東郷事業の第3回変更計画及びふらの事業の事業計画(以下、これらを合わせて「両事業の事業計画」という。)において、互いに関連事業として位置付けられている。このため、両事業の事業計画において、関連事業及び附帯事業等を含む総事業費、受益面積等は同一とされており、その総事業費は495億円、受益面積は3,126ha(田181ha、畑2,945ha(本幸区域を含む。))等とされている。(参考図参照)

(参考 図)



(3) 東郷ダムの概要

東郷ダムは、両事業の一環として、富良野市等にかんがい用水を安定的に供給することを目的として、昭和52年度から同市西達布つつじの奥の沢川にしたつぶに築造を開始したロックフィルダム(堤高47.5m、堤長422.0m、有効貯水量430万 m^3)である。

そして、ダムの工事を完了する場合には、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)で定める構造の原則に適合するように、ダムの堤体及び基礎地盤が必要な水密性を有し、及び予想される荷重に対し必要な強度を有するものであることなどを確認する必要があるとされている。東郷ダムでは、平成5年度から6年度まで及び9年度から10年度までの2回にわたり貯水して、その安全性や貯水機能を確認するための試験(以下「試験たん水」という。)を行っているが、いずれも想定を上回る漏水が確認されたため、工事を完了することができず、東郷事業の事業着手から38年を経過した現在でも安全に貯水することができない状態が続いており、両事業は完了していない。

(4) 政策評価法に基づく事後評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)が14年4月に施行されており、行政機関は、その所掌に係る政策について、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないとされている。

貴省は、政策評価法に基づき、農林水産省政策評価基本計画(以下「基本計画」という。)を策定して、政策評価の目的や実施に当たっての基本的な考え方を定めるとともに、毎年度、農林水産省政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を策定して、計画期間内に事後評価を行う公共事業等を定めて、基本計画及び実施計画に基づき事後評価を行うこととしている。

そして、政策評価法、基本計画等によると、貴省は、17年度までは、事業採択後5年を経過した時点で事業を継続する場合は5年ごとに、18年度からは、事業採択から10年を経過した時点で、また、10年を超えて事業を継続する場合は直近の事後評価から5年ごとに、事後評価を行い事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価して、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定することとされている。また、基本計画によると、事後評価においては、費用対効果分析等により政策効果を定量的に測定して把握することが原則とされている。

(5) 貴省公表の農業用ダムの総点検結果等における東郷ダムに関する記載

貴省は、21年12月に自らが所管しているダム(190か所)について、個別課題の調査及び水利用の状況の点検を目的として総点検を行い、「農林水産省所管の農業用ダムの総点検結果について」(以下「総点検結果」という。)を公表している。

これによると、東郷ダムには想定を大きく上回る浸透という技術的課題があるため、重点的に解決に取り組む必要があるとされている。そして、今後の対応の方向性として、かんがい用水確保のために、ダムの改修やそれ以外の水源確保の方法について、関係機関との調整を開始するとされている。

また、貴省は、22年2月に「農林水産省所管ダムの総工事費について」を公表して、東郷ダムの21年度時点の支出済額と今後の所要見込額との合計は139億0300万円であるとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、大型公共事業について、計画から完成までの事業期間が長く、その間に社会経済情勢が大きく変化したり、事業費の実績が計画に比べて著しく増加したりなどしているものがあることから、厳しい財政状況の中で、事業の実施状況等に対する国民の関心が高まっている。

前記のとおり、東郷事業は、東郷ダムに安全に貯水することができない状態が続いているため、事業着手から38年を経過した現在でも完了しておらず、14年度以降は、ふらの事業で東郷ダムの改修を行うための調査、試験等に要する事業費の支出が続いており、両事業の累計事業費は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、両事業に係る費用負担はどのようになっているか、かんがい用水の必要性は両事業の事業計画の策定時から大きく変化していないか、ダムの改修による所期の事業効果の発現は可能か、ダムの改修以外の水源確保の方法についてどのような検討がなされているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省本省及び開発局において、両事業(国営事業に係る昭和44年度から平成21年度までの支出済額計343億0973万余円)を対象として、両事業の事業計画書等の資料を確認するとともに、東郷ダム、受益地等の現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、両事業の関係機関である北海道、富良野市、中富良野町及び富良野土地改良区(以下「土地改良区」という。)から費用負担、水利用の状況、営農状況等について聞き取り調査をするなどの方法により検査又は調査した。

(検査の結果)

(1) 両事業の実施状況等

ア 東郷事業の実施状況

東郷事業は、第3回変更計画によると、工事の完了予定時期は21年度となっているが、東郷ダム以外の各農業用排水施設は、13年度までには既に整備が終了しており、東郷事業の13年度までの支出済額は、第3回変更計画における国営事業費の計画額300億円に対して299億1224万余円となっている。14年度以降は、東郷ダムの工事が完了していないものの、前記のとおり、ふらの事業で東郷ダムの改修等を行うこととされたため、東郷事業における事業費の支出はなく、事業に要する費用の負担額は、国257億4517万余円、北海道29億3432万余円、地元市町村等12億3274万余円とされている。

上記のうち北海道の負担分は、毎年度国が支弁して、その翌年度から北海道が支払期間13年(うち据置期間3年)の元利均等年賦支払の方法で国に対して支払うこととされており、21年度末現在の支払残額は利子を含めて1億2368万余円となっていて、26年度に支払が終了する予定である。これに対して、地元市町村等の負担分については、毎年度国が支弁して、事業完了の翌年度から地元市町村等が支払期間17年(うち据置期間2年)の元利均等年賦支払の方法で北海道を通じて国に対して支払うこととされているが、東郷事業が現在でも完了していないことから、国に対する支払は開始されていない。

イ ふらの事業の実施状況

ふらの事業は、東郷ダムの改修等を行うために、14年度に着手した事業であり、事業計画によると、工事の完了予定時期は20年度とされており、本幸区域での各農業用排水施設は、20年度までに整備が終了している。しかし、東郷ダムの改修については、堤体の改修工法が確定しないなどの理由により着工に至っていないため、ふらの事業の21年度までの支出済額は、事業計画における国営事業費の計画額79億円に対して43億9749万余円にとどまっている。

上記の事業に要する費用のうち北海道の負担分は、14年度から毎年度、事業実施年度に国に対して支払われており、21年度末までの支払額は計6億6385万余円となっている。これに対して、地元市町村等の負担分については、ふらの事業が事業計画における工事の完了の予定時期を過ぎた現在でも完了していないことから、国に対する支払は開始されていない。

ウ 附帯事業の実施状況

両事業の附帯事業について、貴省が毎年度北海道に作成を求めている事業管理調書により確認したところ、北海道が事業主体となって実施する附帯事業は、18年度までに全て完了していた。

したがって、両事業の事業計画で定められた計画用水量を確保することができれば、受益地に対してかんがい用水を安定的に供給できる体制は整っている。

エ 両事業で整備済みの農業用排水施設の管理状況

両事業で整備済みの頭首工、幹線用水路等の農業用排水施設については、開発局と土地改良区との間で国営土地改良施設の管理使用協定が締結されており、土地改良区が管理使用している。

これらの農業用排水施設は、両事業が完了すれば、土地改良区に管理委託される予定であるが、両事業とも完了していないことから、農業用排水施設の補修等は国が実施している状況となっている。

オ 東郷ダムに係る事業費の内訳

貴省は、前記のとおり、東郷ダムの21年度時点の支出済額と今後の所要見込額との合計は139億0300万円であると公表しているが、この金額には測量及び試験費、補償費等は含まれていない。

そこで、本院が、東郷ダムに係る両事業の事業費について、開発局が設計コンサルタントに発注した報告書等を基に費目別に集計したところ、次表のとおり、21年度までに計198億余円が支出されており、そのうち最初の試験たん水を中止した6年度以降に計107億余円が支出されていた。そして、両事業全体の支出済額の合計に占める測量及び試験費の割合は、5年度までは、91億余円に対して9億余円と約10%であったものが、最初の試験たん水を中止した6年度以降では107億余円に対して47億余円と約44%を占めていた。

表 東郷ダムに係る費目別の事業費の内訳 (単位：百万円)

	工 事 費	測 量 及 び 試 験 費	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	補 償 費	そ の 他 経 費	計
両事業の支出済額計(a+b+c)	11,982	5,746	40	200	1,876	19,847
うち平成6年度以降の計(b+c)	5,027	4,794	10	1	872	10,707
東郷事業の支出済額(a+b)	11,658	3,298	33	199	1,525	16,715
うち5年度以前(a)	6,954	952	30	199	1,003	9,139
うち6年度以降(b)	4,704	2,346	3	0	521	7,575
ふらの事業の支出済額(c)	323	2,448	7	1	351	3,132

(注) 金額は単位未満切捨てのため、計は一致しない場合がある。

(2) 両事業の受益地における水需要

両事業の事業計画で定められた受益地における水需要が現時点においても適切なものであるかについて、営農状況及び水利用の状況から検証を行った。

ア 営農状況

両事業の事業計画によると、受益面積3,126haの内訳は、田が181ha、畑が2,945haとなっていて、受益面積の大半を畑が占めている。

そして、北海道農林水産統計年報等によると、両事業の受益地である富良野市及び中富良野町においては、事業計画において栽培するとしている野菜等(たまねぎ、にんじん、スイートコーン等)が実際に作付けされており、畑の面積も大きく変化していないことから、営農状況は、両事業の事業計画の策定時から大きく変化していない状況である。

イ 水利用の状況

現在、両事業の受益地に対しては、東郷ダムの工事が完了するまでの間の暫定的な措置として、22年6月に河川管理者から新規に許可された取水量の範囲内でかんがい用水の供給が行われている。そして、この暫定的な水利権は、最も利用水量が多い期間の取水量が最大0.51m³/sとなっており、両事業の事業計画に定められた計画用水量1.25m³/sに対して40.8%にとどまっている。

そこで、土地改良区等から水利用の状況について聞き取り調査をしたところ、野菜の収量の増加や品質の向上のためには適時適切な散水が有効であるが、土地改良区が河川から取水できる量が不足していて、特に渇水時は、受益地内の農家が安定的にかんがい用水を利用できない状況が発生しているとのことであった。

このように、営農状況が両事業の事業計画の策定時から大きく変化していない状況であること、農家が安定的にかんがい用水を利用できない状況が実際に発生しているとしていることなどから、両事業の事業計画で定められた受益地における計画用水量は現在も大きく変化していないものと思料される。

(3) 東郷ダムの漏水対策工法の検討状況等

ア 現在までの経緯等

開発局は、6年度に、漏水原因の究明及び漏水対策工法に関する技術的諸問題について検討することを目的として、高度な専門的知識と経験を有する学識経験者等による東郷ダム技術検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置している。そして、開発局は、6年度から7年度にかけて、集中的に検討委員会を開催するとともに、並行して調査、試験、設計等を実施して、漏水原因を東郷ダム堤体左岸基礎岩盤の複雑な亀裂を経路とするものであると判断し、7年度から8年度にかけて漏水対策工事を実施した。そして、9年度から2回目の試験たん水を開始したが、再び漏水量が増加したため、10年度に試験たん水を中止している。

それ以降、開発局は、漏水原因の究明、堤体の改修工法の検討等を目的として、不定期に検討委員会を開催するとともに、継続的に調査や試験を実施している。そして、2回目の試験たん水における漏水経路はダム堤体左岸部であると推定しているが、基礎岩盤には複雑な亀裂が存在することから、左岸部での漏水メカニズムが解明される可能性は低く、また、解明されたとしても左岸部以外に新たな漏水経路が今後発生しないことを証明できないとして、堤体全体にわたる範囲を対象とした改修が必要であると判断している。

イ 堤体の改修工法の概要

開発局は、12年度から13年度までに、堤体の改修工法として、堤体内に新たに遮水壁を築造する地中連続遮水壁工法(以下「地中連壁工法」という。)を選定して、これに係る事業費を60億円、工期を5年としていた。そして、農林水産大臣は、これに基づいて両事業の事業計画を策定していた。

しかし、開発局が地中連壁工法の試験施工を実施したところ、事業費が当初予定の約4倍の250億円に増加して、工期が14年に大幅に延伸することが判明したとして堤体の改修工法の再検討を行った。そして、他工法との比較における経済性や工期の有利性から、15年度以降はアスファルト表面遮水壁工法(以下「アスファルト工法」という。)による改修について技術的な検討を続けていた。アスファルト工法による改修は、堤体の上流側表層部を掘削して除去して、良質材料に置き換えた上で、厚さ35cmのアスファルトを敷設して遮水壁を設けるなどするもので、開発局は、この工事を実施するために必要となるその他の工事も合わせて、事業費を154億円(うち工事費128億円)、工期を9年と見込んでいた。

ウ 堤体の改修工法の課題

東郷ダムでは、過去2回にわたり試験たん水中に想定を上回る漏水が確認され、その後の調査等で基礎岩盤に複雑な亀裂が存在するなどの技術的な課題が判明している。開発局は、アスファルト工法で東郷ダムの改修を行えば、漏水量が設計基準値以内に抑えられ、ダムに安全に貯水してかんがい用水を安定的に供給することができるようになるとしている。

しかし、アスファルト工法による改修は、前記のとおり工事費128億円を要するとされており、この工事費は、東郷ダムの安全性の確保上最も確実とされる再築造(堤体を一旦撤去して、基礎処理から築堤までをやり直す方法)に要する工事費142億円に匹敵するものとなっている。また、その工期も再築造する場合に比べても1年長くなるとされている。

したがって、前記の本院の集計で既に事業費が198億余円支出され、特に、6年度以降には測量及び試験費が47億余円支出されたにもかかわらず、現在も漏水メカニズムが解明されていない東郷ダムについて、今後更に事業費を154億円(うち工事費128億円)投下してダムの改修を行うことについては、それ以外の水源確保の方法と比較した上での慎重な判断が求められる。

(4) 東郷ダムの改修以外の水源確保の方法の検討状況等

前記のとおり、貴省は、21年12月に公表した総点検結果において、ようやく今後の対応の方向性として、かんがい用水確保のために、東郷ダムの改修やそれ以外の水源確保の方法について、関係機関との調整を開始するとしている。

そこで、貴省本省及び開発局において、東郷ダムの改修以外の水源確保の方法に関する検討内容等について説明を求めたところ、現在においても、事業施行区域内の既存の水源や河川からの取水状況等の調査を行って確保可能な水量の検討を行っているとしていて、具体的な方法は決まっていなかった。このため、本院は、従来どおり東郷ダムの改修を行って水源を確保する方法、ダム以外の水源を確保して、それでも不足する水量について東郷ダムの一部改修を行って水源を確保する方法、東郷ダムの改修以外で水源を確保する方法等、現在考えられる複数の方法の実現可能性等について確認するまでには至らなかった。

(5) 事後評価の実施状況

前記のとおり、貴省は、基本計画及び実施計画に基づき事後評価を行うこととしているが、両事業については、事後評価の実施時期の変更があったことなどを理由にして、政策評価法が施行された14年度以降、実施計画において事後評価の対象として定めておらず、事後評価を全く行っていない状況である。これについて、貴省は、ふらの事業の事後評価において両事業について、事業全体として評価することが適切であるとしている。

しかし、事後評価は事業採択後、当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価を行い、必要に応じ事業の見直しなどの検討を行うことを目的とするものであり、政策評価法等で義務付けられている事後評価の実施時期を待つことなく、貴省の判断で行うことができるものである。そして、東郷事業は、昭和47年度に着手して以来38年という長

期間が経過して、両事業は既に343億0973万余円が支出されているのに、現在もかんがい用水の安定的な供給という所期の事業効果が発現しておらず、平成15年度以降、東郷ダムの堤体の改修工法の再検討が必要となっていて、事業費の増加や工期の延伸が見込まれることから、費用対効果分析にも多大な影響があると認められる。

したがって、東郷事業については、政策評価法の施行日(14年4月1日)前に事業採択から既に10年が経過していて、政策評価法等により事後評価が義務付けられている事業の要件を満たしていないものの、両事業については、ふらの事業の事業採択から10年を経過する24年度を待つことなく、実施計画において事後評価の対象として定めて費用対効果分析を含む事後評価を行い、その結果を両事業に適切に反映することが必要であったと認められる。

(改善を必要とする事態)

昭和47年度に着手して以来38年という長期間にわたって国から多額の事業費が支出されている両事業について、かんがい用水の水源が確保できていないため、現在も両事業の受益地において安定的にかんがい用水を利用できない状況が発生しているのに、適時適切に両事業の事後評価を行わないまま現在まで事業効果が発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、長期間にわたって事業を完了することができず、事業効果が発現していない状況が続いているのに、適時適切に両事業の事後評価を行わないまま総点検結果の公表までかんがい用水の水源確保の方法を東郷ダムの改修に絞って検討していたため、それ以外の方法の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、47年度から、富良野市等において、地域の農業水利体制の確立と農業経営の安定化を図るために、38年という長期間にわたって両事業を実施してきたところである。しかし、東郷ダムは、最初の試験たん水を中止した平成6年度以降、漏水原因の究明、堤体の改修工法の検討等を実施しているが、現在も安全に貯水することができず、また、貴省において、東郷ダムの改修以外の水源確保の方法についても明確に示せない状況である。

このような状況でこのまま推移すると、かんがい用水の安定的な供給という事業効果が発現せず、今後も地域の営農状況や受益農家の農業経営に影響を与えることが懸念される。また、事業が完了しないため、地元市町村等の負担額について国に対する支払が開始されず、農業用排水施設についても管理委託が行えないまま補修等に要する国の支出が増加していくこととなる。

については、貴省において、両事業について、速やかに実施計画において事後評価の対象として定めて、総合的かつ客観的に評価して、その結果を両事業に適切に反映させるとともに、かんがい用水の水源確保の方法についても十分に検討して複数の選択肢を整理し、関係機関と調整を図りながら可能な限り経済的で効果的な方法を速やかに選定して、両事業の事業効果の早期発現を図るよう意見を表示する。

(3) 食農連携事業による新商品の開発等について、課題提案書等の審査を充実させることなどにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食品産業競争力強化対策費 (平成19年度以前は、(項)総合食料対策費)
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	1 公益法人(平成17、18両年度) 1 公益法人、12 任意団体、計 13 事業主体(平成19年度～21年度)
間接補助事業者 (事業主体)	4 公益法人、12 任意団体、計 16 事業主体(平成17、18両年度) (16事業主体と上記13事業主体の合計から重複する事業主体7を除いた事業主体数 22 事業主体)
補助事業	地域食料産業クラスター形成促進事業(平成17、18両年度) 食料産業クラスター体制強化事業(平成19、20両年度) 食農連携体制強化事業(平成21年度)
補助事業の概要	食品産業と農林水産業の連携により国産農林水産物と加工技術を活用して需要に即した新商品を開発するとともに、その販路の拡大等の取組を支援するもの
新商品の開発等が順調に実施されていなかったものの件数	106 件(平成17年度～21年度)
上記に係る事業費	4 億 9598 万余円
上記に対する国庫補助金相当額	2 億 4730 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

食農連携事業による新商品の開発等について

(平成23年10月19日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 食農連携事業の概要

貴省は、平成17年度から、食品産業の競争力の強化を図ることを目的として、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき、食品産業競争力強化対策事業(19年度以前は総合食料対策事業)を実施している。そして、貴省は、同事業の一環として、農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化等を目的として、17、18両年度は地域食料産業クラスター形成促進事業、19、20両年度は食料産業クラスター体制強化事業、21年度は食農連携体制強化事業(以下、これらの事業を総称して「食農連携事業」という。)を実施する事業実施主体に対して国庫補助金を交付している。

食農連携事業は、食品産業競争力強化対策事業実施要領(平成20年19総合第1744号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、都道府県単位に設立された食料産業クラスター協議会(以下「協議会」という。)が事業実施主体となって、食品産業と農林水産業の連携により国産農林水産物と加工技術を活用して需要に即した新商品を開発し、その販路の拡大等を実施する取組(以下、この取組を「新商品の開発等」という。)を支援する事業である。

貴省は、食農連携事業を、17、18両年度については、財団法人食品産業センター(以下「センター」という。)を経由した間接補助事業として、センターを通じて貴省本省に事業実施計画書を提出して選定された協議会に対して補助金を交付して実施していた。そして、19年度以降については、貴省が定めた公募要領により課題提案書を提出した協議会について、貴省本省において事業の実施内容等に関する審査等を行い、選定した協議会に対して直接補助金を交付して実施している。

(2) 新商品の開発等

食農連携事業により新商品の開発等を実施する場合、協議会は、実施要領等により、事業内容を記載した事業実施計画書を地方農政局(北海道に所在する協議会にあっては貴省本省、沖縄県に所在する協議会にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。17、18両年度はセンターを通じて貴省本省)に提出し、審査・承認を受けることとされている。そして、事業実施計画書には、新商品の開発等の中心となる食品製造業者(以下「コア企業」という。)、主要原材料の国産農林水産物、主要原材料を取引する農業者、売上計画、開発・製造・販売の連携体制等を記載するとともに、事業完了年度の翌年度から3年間の主要原材料の使用量、新商品の販売額等の事業目標を記載することとされている。

また、協議会は、事業実施年度内(17年度から20年度までは1年以内、21年度以降は3年以内)に、開発しようとする新商品の衛生状態や成分の検査、試作品の製造等を行い、商品化を完了させることが求められている。そして、事業完了年度以降において、食農連携事業の成果として開発した新商品を安定的に製造・販売していくことが期待されている。そのため、協議会は、実施要領等により、事業実施年度終了後速やかに事業実績報告書を地方農政局(17、18両年度は地方農政局を経由してセンター及び貴省本省)に提出するとともに、事業完了年度の翌年度から3年間にわたり、主要原材料の使用量等の事業実績を記載した事業成果報告書及び新商品の販売額、販売で得た収益等の状況を記載した収益納付等状況報告書を地方農政局(17、18両年度は地方農政局を経由してセンター及び貴省本省)に提出することとされている。

そして、地方農政局は、事業成果報告書及び収益納付等状況報告書(以下「事業成果報告書等」という。)の内容を確認して、事業実施計画書に掲げた事業目標が達成されていない場合には、当該協議会に対して必要な指導を行うこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、食農連携事業による新商品の開発等において、事業実施計画書どおりに国産農林水産物が主要原材料として活用されているか、主要原材料の使用量や新商品の販売額が目標を達成しているかなどに着眼して、北海道食料産業クラスター協議会等32協議会が17年度から21年度までの間に実施した食農連携事業による新商品の開発等207件(事業費計8億5238万余円(国庫補助金相当額計4億2431万余円))を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、貴省本省において、課題提案書及び事業実施計画書を基に事業内容の審査方法等を聴取するとともに、上記 32 協議会において、課題提案書等の関係書類やコア企業に記入を求めた調査票の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の 32 協議会による 207 件の新商品の開発等について、事業完了年度の翌年度から 3 年間(19 年度事業については 2 年間、20 年度事業については 1 年間)における主要原材料の使用量及び新商品の販売額の実績をそれぞれ合計して、事業実施計画におけるそれぞれの目標の合計に対する割合を計算する(以下、この割合を「達成率」という。)などして、新商品の開発等の状況をみると、次表のとおりであった。

表 新商品の開発等の状況

新商品の開発等の状況	新商品の開発等	事業費	国庫補助金相当額
	件	千円	千円
新商品の開発等が順調に実施されていなかったもの	106 (61.3%)	495,988	247,304
開発できなかったもの又は開発したものの製造・販売できなかったもの	54 (31.2%)	255,029	127,137
事業完了年度の翌年度から 3 年以内に製造・販売を中止していたもの	12 (6.9%)	30,866	15,433
主要原材料の使用量及び新商品の販売額の達成率が 30% 未満のもの	40 (23.1%)	210,092	104,734
主要原材料の使用量又は新商品の販売額の達成率が 30% 以上 100% 未満のもの	37 (21.4%)	126,715	62,758
主要原材料の使用量又は新商品の販売額の達成率が 100% 以上のもの	30 (17.3%)	84,683	41,993
うち主要原材料の使用量又は新商品の販売額のいずれかの達成率が 100% 以上のもの	21 (12.1%)	56,259	28,100
うち主要原材料の使用量及び新商品の販売額の達成率が 100% 以上のもの	9 (5.2%)	28,424	13,892
小計	173 (100%)	707,387	352,057
平成 21 年度事業のため、事業成果報告書等の提出期限が到来していないもの	34	144,993	72,256
合計	207	852,380	424,313

注(1) 「達成率が 30% 以上 100% 未満のもの」及び「達成率が 100% 以上のもの」は、主要原材料の使用量又は新商品の販売額の達成率のうち、いずれか高い方の率で分類した。

注(2) 事業費及び国庫補助金相当額は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の金額と一致しない。

すなわち、21 年度事業のため、事業成果報告書等の提出期限が到来していない 34 件を除いた 173 件のうち、主要原材料の使用量と新商品の販売額のいずれの目標も達成していたものは 9 件(全体の 5.2%)にすぎず、いずれかの目標を達成していなかったものは 164 件であった。このうち、特に新商品の開発等が順調に実施されていなかったものは、開発できなかったもの又は開発したものの製造・販売できなかったもの 54 件(全体の 31.2%)、事業完了年度の翌年度から 3 年以内に製造・販売を中止していたもの 12 件(全体の 6.9%)及び達成率が 30% 未満のもの 40 件(全体の 23.1%)の計 106 件(全体の 61.3%)であった。

そして、新商品の開発等が順調に実施されていなかったもの 106 件(22 協議会、事業費計 4 億 9598 万余円、国庫補助金相当額計 2 億 4730 万余円)について、その原因別に整理したところ、以下のとおりとなっていた。

ア 主要原材料について仕入先の確保や特性の把握を十分に行っていなかったもの

(17件 事業費計1億1560万余円(国庫補助金相当額計5779万余円))

商品を安定的に製造するためには、主要原材料について、安定的に調達できる仕入先を確保するとともに、品質のばらつき度合いなどの特性を把握しておく必要がある。

しかし、主要原材料を安定的に調達できる仕入先を確保していなかったものが11件、主要原材料の特性を十分に把握していなかったものが6件あった。

＜事例1＞ 主要原材料を安定的に調達できる仕入先を確保していなかったもの

群馬県食品産業協議会は、平成17年度に、株式会社Aをコア企業として、地域の特産品のマコモタケを主要原材料とした漬物を事業費143万余円(国庫補助金相当額71万余円)で開発していた。マコモタケは、収穫時期が9月末から10月末までと短く、冷凍保存に適さないため、適時に必要量が調達できる仕入先を確保する必要があった。しかし、同社は、新商品を開発したものの、事前にマコモタケを安定的に調達できる仕入先を確保していなかったためマコモタケが確保できなくなったとして、事業完了後2年で新商品の販売を中止していた。

イ 製造過程における技術的な課題の解決や加工費の低減を実現していなかったもの

(41件 事業費計1億1977万余円(国庫補助金相当額計5950万余円))

製品を商品として継続的に製造して販売するためには、食味や食感に魅力があり、経済的に加工できる新商品を開発する必要がある。

しかし、商品の食味や食感を改善できないなど製造過程における技術的な課題を解決できなかったものが28件、加工費を低減できなかったものが13件あった。

＜事例2＞ 製造過程における技術的な問題を解決できなかったもの

北海道食料産業クラスター協議会は、平成21年度に、有限会社Bをコア企業として、北海道産の小麦、牛乳等を主要原材料とした液状の生地のまま冷凍保存できる蒸しパンを事業費640万円(国庫補助金相当額320万円)で開発していた。同社は、液状の生地を冷凍すると加熱してもふくらみが不足することを事業採択前の課題提案書の提出段階において認識していたが、その問題を解決できるとしていた。しかし、同社は、事業実施前に解決策について十分に検討しないまま事業に着手したため、原材料の配合や容器の改良等を行ったものの問題を解決できず、事業完了年度後も商品化していなかった。

ウ 開発した新商品が適切な販売価格になっていなかったり、消費者の需要に合っていなかったりしたもの

(27件 事業費計1億6656万余円(国庫補助金相当額計8302万余円))

商品を継続的に販売するためには、消費者の需要を的確に把握して、販売価格を適切に設定するとともに、需要に合った商品にする必要がある。

しかし、消費者の需要調査や類似商品の市場調査を行わなかったことから、開発した新商品が適切な販売価格になっていなかったり、消費者の需要に合っていなかったりしたものが27件あった。

＜事例3＞ 開発した新商品が適切な販売価格になっていなかったもの

福岡県食料産業クラスター協議会は、平成17年度に、C協同組合をコア企業として、健康志向が高い高齢者等の消費者向けに福岡県産の米、黒米、赤米等を主要原材料とした薬膳弁当を事業費333万余円(国庫補助金相当額166万余円)で開発していた。しかし、同組合は、市場調査を行わずに販売価格を高額に設定したことから新商品をほとんど販売できず、事業完了後1年で製造・販売を中止していた。

エ 事業の実施体制を確立していなかったもの

(21件 事業費計 9405 万余円(国庫補助金相当額計 4698 万余円))

商品を継続的に製造して販売するためには、事業の実施体制を確立しておく必要がある。

しかし、製造業者や小売業者を決めないまま事業に着手するなど事業の実施体制を確立していなかったものが 21 件あった。

＜事例 4＞ 商品の製造業者や小売業者を決めていなかったもの

熊本県食料産業クラスター協議会は、平成 18 年度に、製粉業者である D 株式会社をコア企業として、熊本県産の小麦を主要原材料としたパンを事業費 409 万余円(国庫補助金相当額 204 万余円)で開発していた。しかし、同社は、パンの試作を行いレシピを作成していたものの事業実施計画書作成段階においてパンを製造する製パン業者や小売業者を決めないまま事業に着手しており、事業期間内においても製パン業者や小売業者を特定できなかったことから、事業完了年度後も商品を製造・販売していなかった。

そこで、前記の 22 協議会について、課題提案書及び事業実施計画書の作成状況やコア企業への指導・助言の状況を確認したところ、協議会は、課題提案書及び事業実施計画書の作成に当たり、コア企業による新商品の開発等に関する事前の調査・検討の状況を十分に確認しておらず、新商品の開発等が順調に実施されていなかったのに、コア企業に対して改善に向けた適切な指導や助言を行っていなかった。

また、貴省本省及び地方農政局による課題提案書及び事業実施計画書の審査状況について確認したところ、貴省本省及び地方農政局は、事業内容、事業実施方法、事業実施主体の適格性等については審査していたが、新商品の需要の有無や販路の確保状況等については十分に審査していなかった。

さらに、地方農政局は、事業実績報告書に事業完了年度における新商品の開発結果、販売価格、販売先等を記載することにしていなかったこと、事業完了年度の翌年度から 3 年間、協議会に事業成果報告書等を提出させているのに、その記載内容に漏れがないかなどについて確認するのみであったことなどから、事業完了後の新商品の販売状況等について十分に把握しておらず、改善に向けた指導をほとんど行っていなかった。

(改善を必要とする事態)

以上のように、食農連携事業による新商品の開発等において、新商品を開発できなかったり、開発したものの製造・販売できなかったり、事業完了年度の翌年度から 3 年以内に製造・販売を中止していたりなどして、新商品の開発等が順調に実施されておらず、食農連携事業が農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化等に必ずしも寄与していない事態は、事業の効果が十分に発現していないことから適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 協議会及びコア企業において、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について調査・検討を十分に行っていないこと

イ 地方農政局において、事業実施計画書の審査に当たり協議会やコア企業による新商品の開発等に関する取組内容について十分に審査していないこと及び協議会から事業実績報告書、事業成果報告書等の提出を受けているのに、事業完了後の新商品の販売状況等について十分に把握しておらず、改善に向けた指導をほとんど行っていないこと

ウ 貴省本省において、事業実施主体の採択に当たり、新商品の開発等に関する事業実施前の調査・検討状況等について事前の審査を十分に行っていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化を図ることなどを目的として、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化^(注)を基本政策に掲げており、その一環として、23年度から6次産業推進地域支援事業を実施している。そして、貴省は、食農連携事業により実施していた国産農林水産物を活用した新商品の開発等について、6次産業推進地域支援事業により、同様の仕組みで引き続き実施することとしている。

については、貴省において、6次産業推進地域支援事業により新商品の開発等を実施する際に、その開発等が順調に行われて事業の効果が十分に発現することになるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 新商品の開発等を実施する事業実施主体の募集に際して、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について、事業実施前に十分に調査・検討した上で提案するよう公募要領等に明示するとともに、その検討状況を課題提案書に記載させること

イ 地方農政局に対して、課題提案書及び事業実施計画書を審査するためのマニュアル等を作成して通知するなどして、事業実施主体による新商品の開発等に関する取組内容について十分に審査するよう指導するとともに、事業実績報告書に新商品の販売価格、販売先等を記載するようにするなどして、新商品の販売状況等を把握して問題がある場合はその改善に向けて事業実施主体を適時に指導するよう指示すること

ウ 貴省本省において、新商品の開発等に関する事業実施前の調査・検討状況等について、課題提案書により事前に十分に審査し、その結果を事業の採択に反映させること

(注) 6次産業化 農林水産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売等(3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組

- (4) 都道府県等の事業主体が締結する造林事業に係る請負契約等について、同一の市町村管内を施行地とする造林事業で競争入札により契約を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札により契約を締結することなどを都道府県等に指導するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)林野庁	(項)森林整備事業費 (項)治山事業費 等
部 局 等	林野庁		

補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)、予算補助
補助事業者 (事業主体)	13道府県、284市町村等、11林業公社
補助事業の概要	森林整備又は治山の一環として植栽、下刈、間伐等の造林事業を行うもの
随意契約により締結された造林事業の事業費	151億6779万余円(平成21、22両年度)
上記のうち同一の市町村管内を施行地とする造林事業で競争入札により契約を締結している事業主体がある場合の事業費	102億7058万余円
上記の随意契約を競争入札に変更したと仮定して試算した低減できることとなる事業費	3億4865万余円(平成21、22両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億6281万円

【改善の処置を要求したものの全文】

造林事業における入札・契約方式について

(平成23年10月28日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 造林事業における入札・契約方式の概要

(1) 入札・契約方式に係る関係法令等

貴庁は、森林法(昭和26年法律第249号)等に基づき、森林の適正な整備を推進することなどを目的として、都道府県、市町村(財産区を含む。以下同じ。)^(注1)及び林業公社(以下、これらを合わせて「都道府県等」という。)の事業主体が森林整備又は治山の一環として植栽、下刈、間伐等の造林事業を行う場合に、その事業に要する費用の一部について国庫補助を行っている。

そして、都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と造林事業に係る請負契約等を締結する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等により、原則として、一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合等には指名競争入札、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に適しない場合等には随意契約によることができることとされている。また、林業公社が造林事業に係る請負契約等を締結する際には、自らが定めた内部規程により、競争入札又は随意契約によることとされている。

(注1) 財産区 地方自治法により、市町村の一部の山林を市町村の財産として保有している
特別地方公共団体

(注2) 林業公社 分収方式による造林を行うなどのため、地方公共団体等からの出資を受けて平成18年改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人

(2) 造林事業における随意契約の見直しの状況

平成20年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」は、行政の各般の分野について、規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的としており、この中で、意欲のある林業経営者等の事業拡大を図るため、都道府県等が行う造林事業に係る森林組合への随意契約については、見直しを含め、必要な措置を講ずることとされた。さらに、21年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」において、国、都道府県を問わず、造林事業を行う場合には競争入札がなされるよう取組を強化することとされた。

貴庁は、上記に関し、各都道府県に対して、次の内容を記載した通知文書を発している。

ア 20年4月に発した「造林関係事業における競争入札の推進について」においては、透明性の確保及びコストの縮減の観点から都道府県に加え、市町村、林業公社等が実施する造林事業についても競争入札を推進すること

イ 21年5月に発した「価格及び品質が総合的に優れた契約内容による品質の確保について」においては、総合評価方式による競争入札の導入の取組等により、入札及び契約の一層の適正化を進めること

ウ 22年7月に発した「競争性のある入札制度の導入の推進について」においては、競争入札に移行することなどの取組を進めること

そして、内閣府が、22年7月末現在の「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」の措置状況について同年12月に公表した「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」において、貴庁は、造林事業の実施に際しては競争入札の導入が推進されるよう都道府県等を指導するなどして、措置を講じたとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

上記のとおり、貴庁は、各都道府県に対して造林事業を行う場合には競争入札がなされるよう通知文書を発しているところであるが、契約の透明性の確保、コストの縮減及び規制改革推進が図られるためには、都道府県等の事業主体が行う造林事業において、実際に競争入札が推進されていることが必要である。

そこで、本院は、経済性等の観点から、都道府県等の事業主体が造林事業に係る請負契約等を締結する際に、どのような入札・契約方式を採っているか、随意契約の見直しの状況はどのようになっているか、随意契約のうち競争入札の実施が可能であったと認められるものはないかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴庁、^(注3)13道府県、13道府県管内の284市町村及び11林業公社(以下「13道府県等」という。)において会計実地検査を行った。そして、13道府県等が事業主体となって実施した造林事業に係る請負契約等21年度計2,454件(事業費計170億5608万余円、うち国庫補助金計84億7469万余円)、22年度計2,358件(事業費計142億1195万余円、うち国庫補

助金計 73 億 0160 万余円)、合計 4,812 件(事業費合計 312 億 6804 万余円、うち国庫補助金合計 157 億 7629 万余円)を対象として、契約書、見積書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 造林事業における入札・契約方式の状況について

13 道府県等の事業主体ごとに造林事業における入札・契約方式の状況についてみたところ、表 1 のとおりとなっていた。

表 1 各事業主体の造林事業における入札・契約方式の状況 (単位：件、千円)

事業主体		道府県	市町村	林業公社	計	割合 (%)
入札・契約方式						
一般競争入札	事業主体数	3(6)	10(17)	0(1)	13(24)	6.9
	件数	297	28	10	335	
	事業費 国庫補助金	3,284,576 1,486,623	600,292 476,731	38,238 12,232	3,923,107 1,975,586	
指名競争入札	事業主体数	6(11)	98(134)	7(9)	111(154)	44.4
	件数	765	695	681	2,141	
	事業費 国庫補助金	4,859,420 2,415,935	4,719,302 3,123,073	2,598,411 1,353,415	12,177,134 6,892,424	
随意契約	事業主体数	4(9)	176(221)	4(7)	184(237)	48.5
	件数	358	1,344	634	2,336	
	事業費 国庫補助金	6,325,082 2,614,612	6,709,709 2,894,019	2,133,004 1,399,655	15,167,797 6,908,286	
計	事業主体数	13	284	11	308	100
	件数	1,420	2,067	1,325	4,812	
	事業費 国庫補助金	14,469,080 6,517,170	12,029,304 6,493,824	4,769,655 2,765,303	31,268,040 15,776,298	

(注) 入札・契約方式ごとの事業主体数は、造林事業の過半数を当該入札・契約方式により行った事業主体の数であり、()内の数字は、造林事業の一部でも当該入札・契約方式により行った事業主体を含めた数である。

(注 4)

このように、9 道府県、221 市町村及び 7 林業公社が事業主体となって行った造林事業について計 2,336 件の随意契約(事業費計 151 億 6779 万余円、うち国庫補助金計 69 億 0828 万余円)が締結されており、その契約全体に占める割合は、件数、事業費ともに 48.5% となっていた。

また、上記随意契約の相手方については、①当該契約の施行地の森林整備に精通していること、②当該契約の施行地の森林整備において実績があること、③森林整備を適正に行う技術力があることなどの理由により、計 2,115 件(事業費計 101 億 6001 万余円、うち国庫補助金計 48 億 4421 万余円)の契約が森林組合と締結されており、その随意契約全体に占める割合は件数で 90.5%、事業費で 66.9% となっているなど、森林組合と随意契約を締結している割合が高い状況となっていた。

したがって、前記のとおり、貴庁において競争入札の導入の推進に関し、通知文書を発しているにもかかわらず、随意契約によっている割合が高いなど、競争入札の導入が推進されているとはいえない状況であると認められた。

(2) 随意契約から競争入札に変更した事業主体における平均落札率等の状況について

13道府県のうち、21、22両年度において、造林事業に係る請負契約等の全てを随意契約から競争入札による方式に変更していたのは宮崎県のみであった。

すなわち、同県は、従来、森林整備に精通していることなどを理由として、森林組合と随意契約により造林事業に係る契約を締結していたが、21年10月以降、国の方針に沿って競争入札の推進を図るため、指名競争入札による方式に変更していた。そして、造林事業の施行地がA市管内である契約について、入札・契約方式の変更に伴う平均落札率(随意契約の場合は、契約価格の予定価格に対する割合を平均したもの。以下同じ。)、落札者(随意契約の場合は契約者。以下同じ。)等の状況についてみたところ、表2のとおりとなっていた。

表2 A市管内における入札・契約方式の変更に伴う平均落札率等の状況

年 度	入札・契約方式	件 数	平均落札率(%)	落札者 (落札件数)	
平成 21	9月 以前	随意契約	5	97.6	森林組合(5)
	10月 以降	指名競争入札	7	92.6	森林組合(5) 民間事業者(2)
22	指名競争入札	12	86.3	森林組合(9) 民間事業者(3)	

平均落札率についてみると、21年度の9月以前の随意契約に比べて、21年度の10月以降の指名競争入札では5ポイント、22年度の指名競争入札では約11ポイント低くなっていた。また、民間事業者が競争入札に参加し、落札するなどしていた。したがって、宮崎県は、入札・契約方式を変更したことにより競争の利益を享受していると認められた。

(3) 造林事業の施行地が同一の市町村管内における入札・契約方式別の平均落札率等の状況について

上記のとおり、造林事業に係る契約の全てを随意契約から競争入札による方式に変更した事業主体においては、競争の利益を享受していると認められたことから、これを踏まえて、どのような場合に入札・契約方式を随意契約から競争入札に変更することができるか検討した。

その結果、同一の市町村管内において造林事業を行う場合、一般に、造林事業の施行地の地理的状況、競争入札に参加し得る事業者等の所在条件等は類似していると考えられる。また、地方公共団体は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)を踏まえて制定した規程により、競争入札を実施した契約に係る入札結果等の情報を公表することとしており、事業主体は、入札結果等の情報を容易に入手することができる状況となっている。これらのことから、競争入札により造林事業に係る請負契約等を締結している事業主体がある場合には、同一の市町村管内を施行地とする造林事業については、原則として競争入札により契約を締結することが可能であると認められる。

そこで、13道府県において、造林事業の施行地が同一の市町村管内であって、同一年度に事業主体により入札・契約方式が異なっている事態がないか検査したところ、^(注5)11道県の延べ346市町村の管内において事業主体により入札・契約方式が異なっている事態が見受けられ、その平均落札率等の状況は、表3のとおりとなっていた。

表3 造林事業の施行地が同一の市町村管内である場合の入札・契約方式別の平均落札率等

道 県 名	年 度	事業主体により入札・契約方式が異なっている市町村の数	入札・契約方式	平均落札率 (%)	事 業 費 (千円)	国庫補助金 (千円)
北 海 道	平成21	79	競争入札 随意契約	93.2 96.3	2,855,515 3,727,386	1,901,276 1,420,430
	22	80	競争入札 随意契約	94.0 96.1	2,184,002 3,137,633	1,417,704 1,304,803
神 奈 川 県	21	1	競争入札 随意契約	93.6 97.1	36,560 3,602	10,968 1,080
	22	1	競争入札 随意契約	87.0 98.4	32,103 5,995	8,288 464
岐 阜 県	21	16	競争入札 随意契約	91.0 97.2	402,925 659,153	161,215 382,353
	22	13	競争入札 随意契約	92.3 98.1	418,441 356,669	204,985 213,229
静 岡 県	21	6	競争入札 随意契約	95.6 96.8	363,681 74,064	202,204 59,641
	22	7	競争入札 随意契約	93.0 98.8	71,960 56,083	55,258 26,139
滋 賀 県	21	4	競争入札 随意契約	96.7 99.1	283,763 11,882	134,626 6,011
	22	5	競争入札 随意契約	95.3 93.8	270,968 11,270	139,841 6,295
奈 良 県	21	9	競争入札 随意契約	87.8 98.3	77,056 165,088	35,751 73,272
	22	8	競争入札 随意契約	87.6 96.1	68,663 116,064	52,918 41,505
岡 山 県	21	9	競争入札 随意契約	94.3 92.3	504,109 128,212	211,113 68,121
	22	9	競争入札 随意契約	95.8 93.5	579,764 161,311	233,721 81,492
香 川 県	21	5	競争入札 随意契約	96.3 97.4	259,171 28,196	113,276 10,970
	22	3	競争入札 随意契約	96.1 94.4	142,124 19,687	63,774 17,814
長 崎 県	21	13	競争入札 随意契約	95.6 98.1	556,976 203,103	349,146 112,876
	22	13	競争入札 随意契約	94.6 98.1	536,555 196,705	307,116 112,298
宮 崎 県	21	13	競争入札 随意契約	95.4 97.8	167,154 334,869	116,379 213,460
	22	11	競争入札 随意契約	92.9 95.8	291,770 202,580	212,476 169,235
鹿 児 島 県	21	19	競争入札 随意契約	97.9 98.1	312,724 361,393	176,353 182,975
	22	22	競争入札 随意契約	96.6 97.1	515,772 309,627	299,696 191,901
計		346	競争入札 随意契約	93.7 96.7	10,931,768 10,270,581	6,408,094 4,696,375

注(1) 「事業主体により入札・契約方式が異なっている市町村の数」欄の計は平成21、22両年度の延べ数である。

注(2) 事業費及び国庫補助金の金額は、単位未満を切り捨てているため、集計しても計の欄とは一致しない。

競争入札と随意契約の平均落札率についてみると、全体では、競争入札が93.7%、随意契約が96.7%となり、3ポイントの開差があった。また、道県ごとにみると、滋賀県(22年度)、岡山県(21、22両年度)及び香川県(22年度)を除いて、競争入札は随意契約より低い平均落札率となっており、最大で約11ポイントの開差があった。

このように、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合、一般的には、競争入札によることにより競争の利益を享受できると認められる。したがって、そのような場合には、原則として、当該事業主体以外の事業主体についても競争入札を導入する必要があると認められる。

したがって、本院において、前記の延べ346市町村の管内における造林事業について、随意契約から競争入札による方式に変更したと仮定して、随意契約により行った契約の予定価格に、同一の市町村管内において同一年度に競争入札により行った契約の平均落札率を乗ずるなどして事業費等を試算したところ、競争入札を導入していれば事業費3億4865万余円(国庫補助金相当額1億6281万余円)が低減できることになる。

<事例>

宮崎県は、A市管内において、平成22年度に12件の造林事業を行っていた。これらの事業について、同県は競争入札参加資格の認定を受けた3者又は6者を指名して指名競争入札を行い、民間事業者が3件、森林組合が9件を落札したが、その平均落札率は86.3%であった。

一方、A市は、同市管内において、同年度に2件の造林事業を行っていた。これらの事業について、同市は、①現場に精通していること、②他の業者にはない豊富な実績を有することなどの理由により、1森林組合と随意契約を締結していて、その平均落札率は95.4%と、上記の落札率に比べて高率となっていた。

なお、この1森林組合は、上記の宮崎県が行った指名競争入札で7件を落札しており、その7件の平均落札率は87.3%であった。

(改善を必要とする事態)

都道府県等の事業主体が行っている造林事業において、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、原則として他の事業主体においても、競争入札によることが可能であり、これにより競争の利益を享受できると認められるのに、随意契約により造林事業を行っている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁において、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、原則として競争入札を導入することが可能であることについて、都道府県等の事業主体に対する指導が十分でなかったこと
- イ 事業主体において、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について、競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるかを調査していないなど、競争入札を導入することについての検討が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

都道府県等の事業主体が造林事業を実施するに当たって、前記のとおり、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」等に対する貴庁の措置の実効性が確保されるとともに、意欲の

ある林業経営者等の事業拡大や契約の透明性の確保、コストの縮減等が図られるためには、競争入札の導入がより一層推進されることが必要である。

については、貴庁において、都道府県等の事業主体に対し、競争入札を導入することについての検討を十分に行うこと、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか調査して、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札によることなどを指導するよう改善の処置を要求する。

(注3) 13道府県 北海道、大阪府、千葉、神奈川、岐阜、静岡、滋賀、奈良、岡山、香川、長崎、宮崎、鹿児島各県

(注4) 9道府県 北海道、大阪府、神奈川、岐阜、奈良、岡山、長崎、宮崎、鹿児島各県

(注5) 11道県 北海道、神奈川、岐阜、静岡、滋賀、奈良、岡山、香川、長崎、宮崎、鹿児島各県

- (5) 就農支援資金貸付事業の実施に当たり、青年農業者等育成センターが保有する事業資金の適切な規模について算定基準等を示すとともに、適切な規模を超えるものについて、貸付金相当額の繰上償還を求めることなどにより、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農業経営基盤強化事業費						
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成19年度は、</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)就農支援資金貸付費</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平成18年度以前は、</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">農業経営基盤強化措置特別会計 (項)就農支援資金貸付金</td> </tr> </table>	平成19年度は、	}	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)就農支援資金貸付費	平成18年度以前は、	}	農業経営基盤強化措置特別会計 (項)就農支援資金貸付金
平成19年度は、	}						
食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)就農支援資金貸付費							
平成18年度以前は、	}						
農業経営基盤強化措置特別会計 (項)就農支援資金貸付金							
部局等	農林水産本省						
貸付けの根拠	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)						
貸付事業	就農支援資金貸付事業						
貸付事業の概要	新たに就農しようとする青年等に対して、農業の技術若しくは経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金又は農業経営を開始するのに必要な資金を無利子で貸し付ける事業						
貸付先	34府県						
34府県の青年農業者等育成センターが活用することなく保有していた事業資金の合計額	24億5271万余円(平成21年度末)						

上記に対する国の貸付金相当額

16 億 3514 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

就農支援資金の貸付業務に必要な資金として国が貸し付けた資金の規模について

(平成 23 年 10 月 7 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 就農支援資金貸付事業等の概要

(1) 就農支援資金貸付事業の概要

貴省は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成 7 年法律第 2 号)等の規定に基づき、青年等の就農促進を図るため、新たに就農しようとする青年等で都道府県知事から就農計画の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)等に対して、農業の技術若しくは経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金又は農業経営を開始するのに必要な資金(以下、これらの資金を「就農支援資金」という。)を無利子で貸し付ける事業(以下「就農支援資金貸付事業」という。)を実施している。

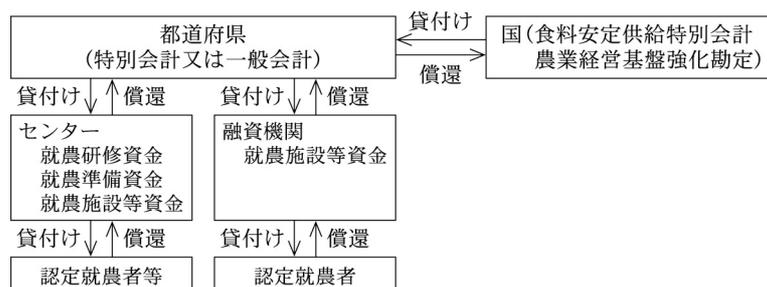
就農支援資金の貸付業務は、各都道府県知事が指定する青年農業者等育成センター(以下「センター」という。)又は農業協同組合、銀行等の融資機関(以下、単に「融資機関」という。)が行うこととされている。そのため、都道府県は、センター及び融資機関に対して、就農支援資金の貸付業務に必要な資金(以下「事業資金」という。)を無利子で貸し付けている。そして、貴省は、都道府県に対して、毎年度事業資金の貸付財源として必要な資金の一部を無利子で貸し付けており、その額は、必要な資金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額から前年度までに貴省が貸し付けた資金の額を基礎として算定した額を控除した額以内の額とされている。

都道府県は、貴省からの貸付金を 10 年以内の据置期間を含む 21 年以内に償還することとされているが、センター又は融資機関からの償還に連動して貸付金を償還する場合は、繰上償還ができることとされている。

(2) 就農支援資金の種類

就農支援資金には、就農研修資金、就農準備資金及び就農施設等資金の 3 種類があり、このうち、就農研修資金及び就農準備資金については、センターのみが貸付業務を行っている。また、就農施設等資金については、センター及び融資機関が貸付業務を行っている(図 1 参照)。

図 1 就農支援資金貸付事業の仕組み(平成 21 年度)



これら3種類の資金の内容、貸付限度額、償還期間等は、表1のとおりである。

表1 就農支援資金の概要

種 類	内 容	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間)
就農研修資金	認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を受けるのに必要な資金等	月額5万円(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)が定める農業者研修教育施設において青年が研修を受ける場合)	原則として12年以内 (原則として4年以内)
就農準備資金	認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な移転その他の事前の活動等を行うのに必要な資金等	200万円	原則として12年以内 (原則として4年以内)
就農施設等資金	認定就農者が就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械又は資材の購入等に必要な資金	3700万円(青年が農業経営を開始する場合)	原則として12年以内 (原則として5年以内)

(3) 事業資金の貸付手続等の概要

都道府県は、センターに事業資金を貸し付ける場合には、センターが行う当該年度の貸付けに必要な額から前年度までに都道府県が貸し付けた事業資金の額を基礎として算定した額を控除した額以内の額を貸し付けることとされている。また、融資機関に事業資金を貸し付ける場合には、認定就農者から貸付けの申請があった額以内の額を貸し付けることとされている。そして、都道府県からの貸付金について、センターは10年以内の据置期間を含む21年以内に、また、融資機関は6年以内の据置期間を含む13年以内に、それぞれ償還することとされている。

都道府県は、事業資金をセンター又は融資機関に貸し付けるに当たって、都道府県における青年等の就農促進に関する方針、就農計画の認定状況、センター及び融資機関の事業資金の需要等を勘案して就農支援資金貸付事業計画(以下「貸付事業計画」という。)を策定し、地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を受けることとされている。そして、事業資金を貸し付けたときは、翌年度の6月30日までに実績報告書を地方農政局長に提出することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、就農支援資金の貸付財源として貴省から都道府県に無利子で貸し付けられた貸付金が活用されているかなどに着眼して、貴省及び21道府県^(注1)において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、その他の^(注2)22都道府県から調書の提出を受けるなどして、貴省が平成6年度から21年度までの間に43都道府県^(注3)に貸し付けた資金計208億0124万余円を対象として検査した。なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島各県並びに21年度末時点でセンターが指定されていない神奈川県については、検査の対象から除外した。

(注1) 21道府県 北海道、京都府、茨城、群馬、新潟、石川、山梨、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、鹿児島各県

(注2) 22 都府県 東京都、大阪府、青森、秋田、山形、栃木、埼玉、千葉、富山、福井、長野、静岡、愛知、兵庫、島根、岡山、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(注3) 43 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

都道府県がセンターに事業資金を貸し付ける場合には、前記のとおり、貸付事業計画に基づき、センターが行う当該年度の貸付けに必要な額を基礎として算定した額を貸し付けることとされていることから、貸付事業計画と対比して貸付実績が低調な場合等には、センターが多額の事業資金を翌年度に繰り越すことになる。

一方、都道府県が融資機関に事業資金を貸し付ける場合には、認定就農者から貸付けの申請があった額以内の額を融資機関に貸し付けることとされていること、融資機関が認定就農者から償還を受けた場合には、同日中に、償還を受けた金額を都道府県に償還することとされていることなどから、制度上、融資機関が事業資金を常時保有しない仕組みとなっている。

そこで、都道府県がセンターに貸し付けた事業資金について、貸付事業計画と貸付実績を対比するなどして検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) センターの貸付事業計画と貸付実績との対比

43 都道府県が策定した17年度から21年度までの貸付事業計画におけるセンターの収入の額から都道府県への償還金の額を差し引くことにより算出される額(以下「貸付可能額」という。図2参照)とセンターが実際に貸し付けた額(以下「貸付実績額」という。)とを対比すると、表2のとおりとなる。

図2 センターの各年度における貸付可能額の概念図

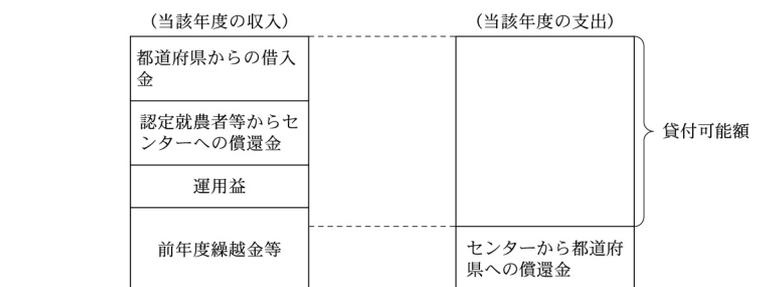


表2 貸付事業計画におけるセンターの貸付可能額と貸付実績額との対比

43 都道府県のセンターにおける平成17年度から21年度までの5年間の平均貸付可能額に対する平均貸付実績額の割合	割合						
	0%	0%超 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上
都道府県数	5	19	9	4	3	1	2

このように、43 都道府県のセンターのうち、北海道及び和歌山県のセンターは、17年度から21年度までの5年間の平均貸付可能額に対する平均貸付実績額の割合が50%以上

となっていたものの、それ以外の41都府県のセンターは、50%未満となっており、このうち5府県は5年間の貸付実績が全くないなど、貸付事業計画と対比して貸付実績が低調となっていた。

(2) 貸付実績が低調なセンターにおける貸付可能額、貸付実績額等の推移

貸付実績が低調な上記41都府県のセンターにおける17年度から21年度までの5年間の貸付可能額、貸付実績額及び事業資金の翌年度繰越額は、表3のとおりとなっていた。

表3 貸付事業計画と対比して貸付実績が低調となっていた41都府県のセンターにおける就農支援資金の貸付状況

年 度	貸付可能額 (千円)	貸付実績額 (千円) (件数)	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金	事業資金の翌 年度繰越額 (千円)
			貸付金額 (千円) (件数)	貸付金額 (千円) (件数)	貸付金額 (千円) (件数)	
平成 17	2,398,269	389,026 (345件)	318,160 (319件)	37,980 (21件)	32,886 (5件)	2,207,464
18	2,463,107	297,733 (278件)	239,588 (257件)	21,287 (12件)	36,858 (9件)	2,457,051
19	2,634,979	232,280 (210件)	177,439 (187件)	25,770 (14件)	29,071 (9件)	2,597,416
20	2,620,013	208,511 (180件)	155,541 (166件)	9,390 (6件)	43,580 (8件)	2,608,880
21	2,595,982	226,560 (187件)	153,625 (160件)	26,760 (19件)	46,175 (8件)	2,544,128
計	12,712,351	1,354,110 (1,200件)	1,044,353 (1,089件)	121,187 (72件)	188,570 (39件)	12,414,942

このように、41都府県のセンターにおける貸付実績額は17年度の3億8902万余円から41.8%減少して21年度には2億2656万円となっているのに、貸付可能額は17年度の23億9826万余円から8.2%増加して21年度には25億9598万余円となっていた。また、事業資金の翌年度繰越額は、17年度の22億0746万余円から15.3%増加して21年度には25億4412万余円となっていた。

(3) 貸付事業計画におけるセンターの事業資金の額の算定方法

上記の41都府県が策定した21年度の貸付事業計画におけるセンターの事業資金の額の算定方法をみると、次のとおりとなっていた。

ア 20県は、事業資金の額の算定に当たり、当該年度に見込まれる認定就農者等からセンターへの償還金及び運用益、前年度繰越金等の合計額から、当該年度に見込まれるセンターから県への償還金の額を差し引いた額を全て貸し付けることとし、翌年度繰越額が発生しないこととするなど、認定就農者等に対する就農支援資金の貸付け見通しに基づいていなかった。このうち3県は、センターが就農施設等資金の貸付けを取り扱っていないにもかかわらず、同資金を貸し付けることとして所要額を計上していた。

イ 21都府県は、認定就農者等に対する就農支援資金の貸付け見通しに基づいて検討を行ったとしているものの、就農支援資金の貸付け見通しの考え方が都府県ごとに区々となっていて、減少傾向にある貸付実績を反映させたものとなっていなかったり、明確な根拠に基づくものとなっていなかったりなどしていた。

(4) センターの事業資金の保有状況等

前記の41都府県のセンターにおける事業資金の保有状況をみると、各都府県が、(3)のとおり、就農支援資金の貸付け見通しを適切に反映させて貸付事業計画を策定していないため、このうちの34府県^(注8)のセンターでは、17年度から21年度までの全ての年度末において、当該年度の貸付実績額を上回る多額の事業資金を毎年度繰り越してきて、これらのセンターの5年間の平均繰越額は、平均貸付実績額の11.4倍に上っていた。

この結果、これら34府県のセンターは、21年度末に、計24億5271万余円(国の貸付金相当額16億3514万余円)の事業資金を保有しており、このうち、24.9%に当たる6億1034万余円(21年度末現在)を銀行等に1年以上の定期預金として預けていた。

<事例>

広島県は、平成7年度から11年度までに、財団法人広島県農林振興センター(平成15年5月31日以前は財団法人広島県農業青年育成基金。15年6月1日から10月9日までは財団法人広島県農林振興公社)に対して事業資金として計2億6460万円(国の貸付金相当額計1億7640万円)を貸し付けていた。その後、同県は、単独事業として実施していた就農研修資金等償還金助成事業を17年度で終了することに伴う就農支援資金の延滞の増加等を懸念して、19年度以降の就農支援資金の新規貸付けを中止することを決定した。

しかし、同県は、19年度以降の貸付事業計画の策定に当たり、上記を踏まえて、同センターの就農支援資金の貸付けを行わないこととする一方で、同センターが保有する多額の事業資金はそのまま翌年度に繰り越すこととしていた。そして、同センターは、19年度1億0814万余円(国の貸付金相当額7209万余円)、20年度1億0528万余円(同7019万余円)、21年度1億0593万余円(同7062万余円)の事業資金をそれぞれ翌年度に繰り越していた。

(注4) 41都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注5) 20県 茨城、群馬、新潟、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(注6) 3県 静岡、山口、香川各県

(注7) 21都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、栃木、埼玉、千葉、富山、福井、岐阜、三重、兵庫、奈良、広島、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄各県

(注8) 34府県 京都府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

(改善を必要とする事態)

貴省が新規就農者を支援するために34府県に無利子で貸し付けた多額の資金が活用されることなく、34府県のセンターに保有されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 府県において、センターの貸付事業計画の策定に当たり、就農支援資金の貸付け見通しに基づくことなく事業資金の額を算定しているなど、就農支援資金の貸付け見通しに基づく事業資金の適切な規模についての検討が十分でなかったこと
- イ 貴省において、府県がセンターの貸付事業計画を策定するに当たり事業資金の規模について十分に検討していないことを把握していなかったこと及び都道府県にセンターが保有する事業資金の規模についての考え方を示していなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

我が国の農業者の高齢化が進行する中で、農業の生産構造を維持し、もって国民に対する安定的な食料供給を行うためには、新規就農者を支援するための各種施策を効果的に実施することが求められる。一方、近年、国の財政資金の有効活用に対する要請が高まっており、国による無利子の貸付金についても、厳しく見直すことが求められている。

については、貴省において、都道府県にセンターが保有する事業資金の適切な規模について算定基準等を示して検討させるとともに、適切な規模を超えるものについて、そのうちの国の貸付金相当額を国に繰上償還するよう都道府県に対して求めるなどして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

- (6) 牛を対象とする家畜共済事業について、農業共済組合連合会等に具体的な評価資料の作成方法を示すなどして、農業共済組合等が共済金の算定の基となる牛の価額を適切に評価できるようにすることにより、共済金の算定をより適切に行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	農業共済再保険特別会計(家畜勘定) (項)家畜再保険費及交付金
部 局 等	農林水産本省
事業の根拠	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)
事業の概要	農業者が不慮の事故によって受ける家畜等の損失を補填するために、農業共済組合等が行う家畜共済事業のうち牛を対象とするもの
牛の価額を適切に評価できない評価資料を作成していた農業共済組合連合会等	16 農業共済組合連合会、2 特定組合
上記の評価資料により評価されていた牛の頭数	30,418 頭(平成21、22両年度)
上記に係る共済金支払額	44 億 8261 万余円
上記に対する国の再保険金支払額	22 億 4129 万円(背景金額)
試算額を上回っていた牛の頭数及び共済金支払額	6,023 頭 1 億 1338 万余円(平成21、22両年度)

上記に対する国の再保険金相当額		5670 万円
試算額を下回っていた牛の頭数及び共済金支払額	4,917 頭	9211 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に対する国の再保険金相当額		4605 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

牛を対象とする家畜共済事業における共済金の算定について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農業災害補償制度の概要

(1) 制度の概要

貴省は、農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

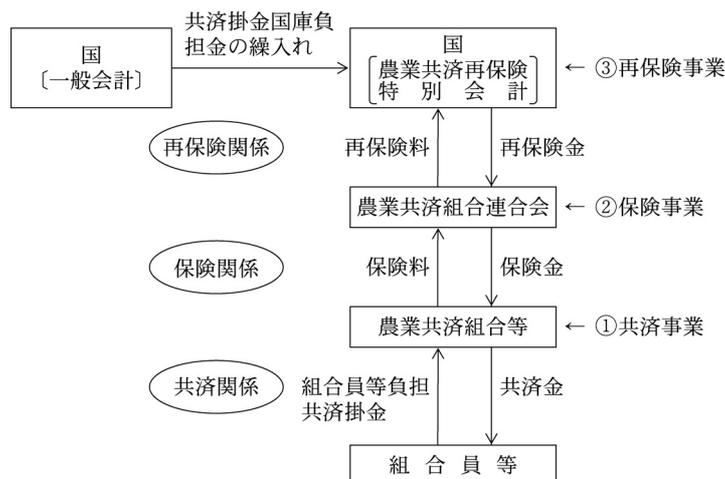
この制度は、原則として、①市町村等の地域ごとに設立されている農業共済組合又は市町村(以下、これらを総称して「共済組合等」という。)が行う共済事業、②都道府県ごとに設立されている農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が行う保険事業及び③国が行う再保険事業の 3 段階で構成されている。このうち、共済組合等が行う共済事業は、農作物、家畜、果樹等に区分されている。

共済組合等は、農業共済組合の組合員又は市町村との間に共済関係の存する者(以下、これらの者を「組合員等」という。)に対して支払う共済金の支払責任の一部を連合会の保険に付することとされており、連合会は、共済組合等に対して支払う保険金の支払責任の一部を国の再保険に付することとされている。そして、国、連合会及び共済組合等は、それぞれの分担に応じて、国が連合会に再保険金を支払い、連合会が共済組合等に保険金を支払い、共済組合等が組合員等に共済金を支払うこととされている。また、国は、組合員等の負担を軽減するため、組合員等が共済組合等に支払うべき共済掛金の一部を共済掛金国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)により負担することとされている。このようにして、農業災害補償制度は、共済金の累計額と共済掛金の累計額が長期的に均衡するように設計されている。

貴省は、再保険事業に係る経理を農業共済再保険特別会計により行っており、同特別会計家畜勘定の平成 22 年度決算によると、歳入決算額 413 億 3109 万余円のうち牛を対象とする家畜共済事業(以下「牛共済」という。)に係る国庫負担金は 274 億 8030 万余円、歳出決算額 312 億 3615 万余円のうち牛共済に係る再保険金は 206 億 7108 万余円となっている。

農業災害補償制度における共済金及び共済掛金の流れは、図のとおりである。

図 共済金及び共済掛金の流れ(概念図)



このほかに保険事業(国)及び共済事業(農業共済組合)の2段階で構成されているものがあり、その場合の共済事業を行う農業共済組合のことを特定組合と称している。

なお、国は、連合会に対して業務を検査するなどして指導監督を行い、都道府県は、共済組合等又は特定組合(以下、これらを総称して「組合等」という。)に対して業務を検査するなどして指導監督を行うこととされている。

(2) 牛共済の概要

牛共済は、乳牛の雌等、肉用牛等及び種雄牛の三つに区分されている。そして、牛共済の共済関係、共済金の額等は、農業災害補償法、「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年61農経B第804号農林水産省経済局長通知。以下「要領」という。)等により、次のようになっている。

ア 共済関係

牛共済の共済関係は、農業者が組合等に牛共済への加入を申込み、組合等がこれを承諾すること(以下、このことを「引受け」という。)で成立することとされている。そして、牛共済のうち、乳牛の雌等及び肉用牛等を対象とするものは、農業者が事故の危険度が高い牛だけを選択して共済に付することを防止するため、それぞれの区分ごとに、農業者が飼養する全頭の牛を一体として引受けの対象とすることとされている。

また、組合等が共済責任を負う期間(以下「共済掛金期間」という。)は、原則として1年とされていて、以後、共済関係は、組合員等からの継続加入の申出により継続更新することとされている。

イ 共済金の額

牛に死亡又は廃用の共済事故が発生した場合、組合等は、乳牛の雌等及び肉用牛等の区分ごとに、次の計算式により共済金の額を算定することとされている。

$$\text{共済金の額} = \left[\frac{\text{共済事故が発生した牛の価額} - \text{肉皮等残存物価額、補償金等}}{\text{共済事故が発生した牛の価額}} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

上記の計算式において、共済価額とは、組合等が現に組合員等に飼養されている共済対象の牛を加入時又は更新時に評価した価額の合計額のことである。また、共済金額とは、共済掛金期間の開始時における共済価額の2割から8割までの範囲内で組合員等が申し出た額のことである。

(注1) 廃用 疾病又は不慮の傷害によって、死にひんしたり、治癒の見込みがなく使用価値が失われたりなどした状態になること

ウ 牛の価額の評価方法

組合等が牛の価額を評価するに当たっては、要領により、その牛と同種同類の牛の平均取引価格相当額(組合等の最寄りの家畜市場における過去1年間の平均取引価格等)を基準とすることとされている。

そして、連合会は、要領により、牛の価額を評価するための基準となる資料(以下「評価資料」という。)を共済組合等に提供することとされている。また、特定組合の場合は、特定組合の本所が評価資料を支所に提供し、支所が評価資料によるなどして牛の価額を評価している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、国は、組合等が組合員等に支払う共済金の一部を再保険金として負担しており、また、共済金の額は農業経営の安定に少なからず影響を与えるものであることなどから、共済金の額は適切に算定される必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、組合等(特定組合の本所を除く。以下同じ。)が牛の価額を適切に評価できるよう連合会及び特定組合の本所(以下「連合会等」という。)が評価資料を作成しているか、また、組合等が共済金の額の算定の基となる牛の価額を適切に評価しているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

21、22 両年度に、18 道県管内の 91 共済組合等及び^(注2) 2 特定組合の組合員等に対して支払われた牛の死亡又は廃用の共済事故に係る共済金のうち、引受け頭数が少ない種雄牛に係るものを除いた共済金計 355 億 7779 万余円(うち国の再保険金計 177 億 8854 万余円)の中から、3,253 組合員等に支払われた 30,418 頭分の共済金計 44 億 8261 万余円(同 22 億 4129 万余円)を選定して、農林水産本省、16 連合会、^(注3) 38 共済組合等^(注4)及び 2 特定組合において、連合会等が評価資料を作成する際に基礎とした家畜市場における牛の取引価格に関する情報や連合会等による評価資料の作成方法及び組合等による牛の価額の評価方法を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの 53 共済組合等から調書の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 2 特定組合 群馬、熊本両特定組合

(注3) 16 連合会 北海道、新潟、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、高知、福岡、鹿児島各農業共済組合連合会

(注4) 38 共済組合等 上川北、上川中央、十勝、釧路地区、下越、新潟中央、北巨摩、山梨富士、岐阜中央、静岡県東部、桑員、東近江、湖北、やまと北部、葛城、南和、和歌山北部、和歌山中部、和歌山南部、鳥取東部、鳥取県中部、伯耆、広島県西部、広島県東部、広島県北部、広島県南部、山口県中部、徳島南部、徳島東部、土佐、筑前福岡、京築北九州、南薩各農業共済組合、中濃地域、東濃、伊勢地域各農業共済事務組合、伊賀市・名張市広域行政事務組合、津市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 家畜市場から入手できる牛の取引価格に関する情報

検査した 16 連合会及び 2 特定組合(18 連合会等)は、組合員等の経営形態(生乳を生産する酪農家、子牛を生産する繁殖農家、子牛等を肥育する肥育農家等)ごとに、組合員等

が飼養している牛の品種、性別、月齢等の条件と同じ条件の牛の取引価格に関する情報を家畜市場から入手することにしていた。

しかし、家畜市場においては、例えばホルスタイン種の牛の雌についてみると、1か月齢又は2か月齢の出生後間もない牛、22か月齢程度の出産が迫った牛(初妊牛)及び2歳程度以上の出産を経験した牛(経産牛)以外の牛はほとんど取引されていないことなどのため、いずれの連合会等も、家畜市場からこのような限られた条件の牛の取引価格に関する情報しか入手できていなかった。また、入手できていた情報は、品種及び性別ではおおむね区分されていたものの、月齢ではほとんど区分されていなかった。

(2) 連合会等による評価資料の作成方法

検査した18連合会等は、組合等が牛の価額を短期間で評価できるようにするために、毎年度、組合等が区分する牛の品種、性別、月齢等に対応した牛の価額を設定した評価資料を作成して各組合等に提供していた。18連合会等は、評価資料を作成する際に、前記のとおり、家畜市場では限られた条件の牛の取引価格に関する情報しか入手できないことなどから、家畜市場から取引価格が入手できた特定の条件の牛について月齢を推測したり、肥育農家が飼養する肉用牛のうち、30か月齢程度の黒毛和種、20か月齢程度のホルスタイン種等の牛については、と畜されると食肉市場で枝肉として取引されることから、それらの取引価格等の情報を食肉市場から入手し、牛の取引価格相当額を算定したりするなどして情報の不足を補っていた。また、家畜市場で取引されていない月齢の牛のうち、一部の月齢の牛については、月齢を推測して設定した牛の価額に独自の判断で飼料費相当額を加算するなどして価額を設定していた(以下、このように連合会等が独自の判断で設定した牛の価額を「独自価額」という。)

そして、18連合会等のうち15連合会等は、牛の品種、性別等ごとに、月齢に一定の範囲を設けて、その範囲内の牛の価額について上限額及び下限額を設定した評価資料(以下「月齢範囲評価資料」という。)を作成していた。

<事例>

奈良県農業共済組合連合会は、ホルスタイン種の牛に係る平成22年度の評価資料を作成するに当たり、表1のとおり、家畜市場から牛の取引価格に関する情報を入手していた。

表1 牛の取引価格に関する情報

品種：ホルスタイン種		
家畜市場：ホクレン農業協同組合連合会等		
区 分	月 齢	平均取引価格
雄子牛	1か月	23,052円
雄子牛	7か月	85,952円
育成牛	記載なし	241,000円
初妊牛	記載なし	509,000円
経産牛	記載なし	344,000円

そして、同連合会は、この情報を用いて表2のとおり評価資料を作成していた。例えば、13か月齢以上24か月齢未満の牛の価額については、7か月齢の牛の平均取引価格85,952円から6か月齢の牛の価格を70,000円と算出し、これに6か月分の飼料費相当額84,000円を加算した154,000円の端数を切捨てて150,000円を下限額と設定していた。また、初妊牛の月齢を23か月齢と推測し、初妊牛の平均取引価格509,000円を切上げて600,000円を上限額と設定していた。

表2 奈良県農業共済組合連合会が作成していた評価資料
(ホルスタイン種の牛)

月齢の範囲	価 額
1 か月齢以上 6 か月齢未満	1 か月単位で価額を設定
6 か月齢以上 13 か月齢未満	7 万円以上 25 万円未満
13 か月齢以上 24 か月齢未満	15 万円以上 60 万円未満
2 歳以上 4 歳未満	30 万円以上 60 万円未満
4 歳以上 8 歳未満	20 万円以上 40 万円未満
8 歳以上	15 万円以上 25 万円未満

また、残りの3連合会は、家畜市場から入手できた月齢の牛の取引価格や独自価額を用いて直線補間の補間方法等により、1か月齢ごと又は複数の月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料を作成していた。

(注5) 枝肉 牛の体から皮、頭、内臓等を切り離した状態の肉

(注6) 直線補間 数字と数字の間が直線的に分布していると考えて、数字と数字の間の近似値を算出する補間方法

(3) 組合等による牛の価額の評価方法

月齢範囲評価資料の提供を受けている組合等は、評価資料において、牛の品種、性別等ごとに月齢の一定の範囲とその上限額と下限額が示されているものの、月齢ごとに牛の価額が示されていないため、牛の価額をこの評価資料だけでは評価できないとして組合員等と協議するなどして評価していた。このため、21年度に引き受けた牛で同年度中に共済事故が生じたもののうち、同じ評価資料を用いて評価された牛の価額をみると、牛を評価するための条件である品種、性別、月齢等が同じであっても牛の価額が異なっていたものが7割程度を占めていた。さらに、このうち、同じ条件の牛の平均価額より価額が1割以上異なっていたものが4割程度を占めていた。

なお、月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料の提供を受けている組合等は、評価資料の価額をほぼそのまま適用して牛の価額を評価していた。

(4) 適切と認められる評価資料の作成方法及び牛の価額の評価方法

上記(2)及び(3)のとおり、検査した18連合会等は、評価資料について、牛の価額に上限額及び下限額を設定したり、独自価額を設定したりなどして作成しており、その作成方法も区々となっていた。また、月齢範囲評価資料の提供を受けた組合等は、月齢ごとに牛の価額が示されていないため、評価資料を用いて組合員等と協議するなどして、牛の価額を評価していた。

しかし、このような方法では、牛の価額が適切に評価されているとは認められない。

そこで、家畜市場から入手できる牛の取引価格に関する情報等を用いて、入手できない月齢の牛の価額も設定した評価資料を作成する方法について、組合員等の経営形態別に検討すると、次のとおりになる。

ア 酪農家が飼養する牛のための評価資料の作成方法

酪農家が主に飼養しているホルスタイン種の牛の雌については、一般的な飼養期間が1か月齢から10歳までであるが、家畜市場からは1か月齢又は2か月齢の牛と22か月齢程度の牛の取引価格が入手できることから、これらの価格を用いて直線補間等の補間方法によれば、この間の月齢ごとに牛の価額を設定することができる。しかし、生乳を

生産するおおむね2歳以上の経産牛については、家畜市場において、広範囲にわたる月齢の牛が取引されていて、家畜市場から入手できる取引価格が月齢で区分されていないことから、これらの情報だけでは月齢ごとに牛の価額を設定するのは困難である。このため、経産牛の生乳から得られる収入額等を別途調査するなどして、月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料を作成する必要がある。

イ 繁殖農家が飼養する牛のための評価資料の作成方法

繁殖農家が主に飼養している黒毛和種の牛の雌については、一般的な飼養期間が1か月齢から9歳までであるが、家畜市場から10か月齢程度の牛の取引価格は入手できるものの、それ以外の月齢の牛の取引価格が入手できないことから、これらの情報だけでは月齢ごとに牛の価額を設定するのは困難である。このため、子牛の生産から得られる収入額等を別途調査するなどして、月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料を作成する必要がある。

ウ 肥育農家が飼養する牛のための評価資料の作成方法

肥育農家が主に飼養している黒毛和種の牛の雄(去勢)については、一般的な飼養期間が10か月齢から30か月齢までであるが、家畜市場から10か月齢程度の牛の取引価格が入手できること、食肉市場から入手できる30か月齢の牛の枝肉の取引価格にその重量を乗ずるなどすればその牛の取引価格相当額が算出できることなどから、これらの価格を用いて直線補間等の補間方法によれば、この間の月齢ごとに牛の価額を設定することができる。

また、肥育農家が飼養している黒毛和種の雄(去勢)以外の品種の牛(黒毛和種の牛の雌、ホルスタイン種の牛の雄(去勢)、交雑種の牛等)についても、上記と同様の方法によれば、月齢ごとに牛の価額を設定することができる。

以上のアからウまでの方法により、連合会等は、月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料を作成するとともに、組合等は、血統等を特に考慮に入れる必要がある場合を除き、連合会等から提供を受けた評価資料をそのまま適用することにより、牛を評価する条件が同じであれば牛の価額が同額となるよう牛の価額を適切に評価する必要があると認められる。

(5) 支払われていた共済金の額と本院が試算した適切と認められる共済金の額との比較

肥育農家が飼養する牛については、酪農家や繁殖農家が飼養する牛とは異なり、飼養する牛から得られる収入額等を別途調査するまでもなく(4)のウの方法によれば、月齢ごとに牛の価額を設定した評価資料を作成できる。このことから、この方法で作成した評価資料に基づき、21、22両年度に、18道県管内の91共済組合等及び2特定組合が支払っていた30,418頭分の共済金計44億8261万余円(うち国の再保険金計22億4129万余円)のうち、1,000組合員等(肥育農家)に支払っていた肉用牛等に係る共済金計14億4210万余円(同7億2105万余円)を再計算したところ、計14億2084万余円(同7億1040万余円)となった。

そして、上記の組合員等に支払われていた共済金の額と試算した共済金の額とを共済事故が生じた牛ごとに比較すると、組合員等に支払われていた共済金の額が再計算した共済金の額を上回っていたものが6,023頭分あり、その差額は計1億1338万余円(同5670万余円)であった。一方、組合員等に支払われていた共済金の額が再計算した共済金の額を下回っていたものが4,917頭分あり、その差額は計9211万余円(同4605万余円)であった。

(改善を必要とする事態)

連合会等において、独自価額を用いるなどして評価資料を作成したり、組合等において、組合員等と協議するなどして牛の価額を評価したりして、牛の価額が必ずしも適切に評価されていない事態は、共済金及び再保険金が必ずしも適切に算定されていないことになるため、農業の健全な経営に支障を及ぼすことになり、また、国の負担額にも影響することになることから、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、家畜市場から組合員等が飼養している牛の月齢に対応した取引価格に関する情報を入手できない場合に連合会等が評価資料を作成する方法を要領等に示していないこと、組合等が評価資料により月齢等の条件が同じ牛を同額として評価することになるよう要領等を定めていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

牛共済は、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として運営されており、牛共済が適切に運営されるためには、共済金の額が適切に算定される必要がある。

については、貴省において、共済金の額がより適切に算定されることになるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 家畜市場から入手できる牛の取引価格に関する情報等により、組合員等が飼養している牛の月齢等に対応した牛の価額を設定する方法を示すとともに、特別な場合を除き組合等が評価資料をそのまま適用することとして、月齢等の条件が同じ牛を同額として評価することになるよう要領等において定めること
- イ 連合会等に対して、上記のアにより見直した要領等に基づき評価資料を作成するよう指導するとともに、都道府県に対して、見直した要領等に基づき牛の価額を評価するよう組合等を指導することについて助言を行うこと

(7) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(平成 23 年 10 月 19 日付けで農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛てに改善の処置を要求したものの全文は、723 ページの独立行政法人農畜産業振興機構の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の実施に当たり、管理主体の職員の業務従事実績に係る証拠書類の整備方法を明確にすることなどにより補助対象事業費の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項) 農業生産基盤整備・保全事業費
	(項) 北海道開発事業費
部 局 等	農林水産本省、6 地方農政局
補助の根拠	予算補助

補助事業者	18 道県(うち事業主体 6 県)
間接補助事業者 (事業主体)	市 63、町 28、村 1 計 92 事業主体
管理主体数	117 管理主体
補助事業の概要	都道府県又は市町村が事業主体となり、事業実施地区において土地改良区等を対象として国営造成施設等の管理体制の整備に係る支援を行うもの
事業費	39 億 9318 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	19 億 9658 万余円
証拠書類が適切に整備・保管されていないため、管理主体の職員の人件費の額の妥当性が確認できない管理主体	(1) 15 県計 43 地区 77 管理主体
管理主体の職員の人件費の区分が適切に行われていない管理主体	(2) 3 道県計 3 地区 3 管理主体
上記に係る人件費計上額	(1) 10 億 0520 万余円(平成 20 年度～22 年度) (2) 1370 万余円(平成 20 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	(1) 5 億 0260 万円(背景金額) (2) 685 万円

1 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の概要

農林水産省は、農業者及び土地改良区に加え、地域住民等の多様な主体の参加により農地、農業用水等の適切な保全管理を確保し、水源が有するかん養機能、洪水防止機能等の多面的な機能を発揮させることなどに資するため、平成 12 年度から、国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(以下「国造施設事業」という。)を実施している。

国造施設事業は、「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱」(昭和 60 年 60 構改 D 第 302 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、国営造成施設(国営土地改良事業等により整備した用排水路、揚排水機場等の農業水利施設をいう。)又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設(以下、これらを合わせて「国営造成施設等」という。)を管理する土地改良区等(以下「管理主体」という。)を対象として、都道府県及び市町村が事業主体となり、管理体制の整備に係る計画の策定、推進及び支援の各事業を実施するものである。

国造施設事業のうち管理体制の整備に係る支援(以下「支援事業」という。)は、要綱等によると、事業実施地区(以下「地区」という。)において管理主体が国営造成施設等の管理を行うために要する費用のうち、農村地域における都市化や非農家との混住化の進展に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用(以下「多面的費用」という。)等に対して、都道府県又は市町村が事業主体となり、別途事業主体が定めるところにより支援を行うものである。そして、多面的費用は、管理主体による国営造成施設等の操作運転、点検整備その他の国営造成

施設等の維持管理に要する経費等とされており、当該経費等のうち、国営造成施設等の維持管理に係る業務(以下「国造管理業務」という。)に従事した管理主体の職員の人件費は、操作運転費、点検整備費及び施設管理費の3項目に区分し、各業務に対する従事実績に応じてそれぞれ算出することとされている。さらに、上記の操作運転費及び点検整備費に係る技術者賃金等(以下「操作点検賃金等」という。)は、農林水産省及び国土交通省が定めた基準日額に勤務日数を乗じて算定した額(以下「限度額」という。)の範囲内とすることとされている。

そして、上記のとおり算出された経費に1.6分の0.6を乗じて得た額(このうち、管理主体の職員の人件費に相当する額を「管理主体人件費」という。)を上限として支援することとされている。

事業主体は、管理主体から報告書等の提出を受け、上記のとおり管理主体が補助事業に要した実支出額を適切に算定していることを確認して、多面的費用の支援を行い、その実績に基づき、補助金の交付申請を行っている。そして、農林水産省が国造施設事業における補助金を事業主体に交付するに当たっては、補助金の交付決定額と、これに対応する補助事業に要した実支出額のいずれか低い額により交付額の確定を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

農林水産省は、国造施設事業に対して、毎年度、多額の補助金を交付している。そして、支援事業においては、前記のとおり、多面的費用として、国造管理業務に対する従事実績に応じて算出された管理主体人件費等が支援の対象となる。また、管理主体は国営造成施設等以外の農業水利施設の維持管理に係る業務等も行っていることから、事業主体は、管理主体から提出される報告書等に基づいて国造管理業務の事業実績を適切に把握した上で、補助対象事業費を算定する必要がある。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、事業主体における補助対象事業費の算定は適切に行われているかなどの点に着眼して、農林水産省及び18^(注1)道県において、98事業主体が実施した63地区117管理主体における国造施設事業の支援事業(20年度から22年度までの間における事業費計39億9318万余円、国庫補助金計19億9658万余円)を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 18道県 北海道、群馬、埼玉、石川、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 管理主体において職員の業務従事実績の確認に必要な証拠書類が適切に整備・保管されていないため、管理主体人件費の額の妥当性が確認できなかったもの

事業主体において検査したところ、前記の98事業主体のうち、66事業主体において、管理主体から提出され、保管されていた報告書等には、国造管理業務に対する従事実績を示す証拠書類が添付されていなかった。

そこで、管理主体において、国造管理業務に対する従事実績を記録した業務日誌等の証拠書類が適切に整備・保管されているかについて確認したところ、15^(注2)県の66事業主体が実施した43地区77管理主体における支援事業(管理主体人件費計上額計10億0520万余円、国庫補助金相当額計5億0260万余円)については、業務日誌等の証拠書類が全く整

備・保管されていなかったり、記録内容が十分でなかったりしていた。このため、国造管理業務に実際に従事した日数等が確認できず、管理主体人件費の額の妥当性が確認できない状況となっていたのに、事業主体は、管理主体から提出された報告書に記載された管理主体人件費等の額に基づいて補助対象事業費を算定していた。

<事例1>

奈良県は、平成20年度から22年度までの間に大和平野、大和高原北部両地区において、国造施設事業の支援事業を事業費計2億5380万円(国庫補助金計1億2690万円)で実施している。そして、管理主体である大和平野、大和高原北部両土地改良区の職員の人件費のうち計8999万余円(国庫補助金相当額計4499万余円)を管理主体人件費としていた。しかし、上記の両土地改良区は、国造管理業務に従事した実績を記録するための業務日誌等の証拠書類を全く整備・保管していなかったため、国造管理業務に対する従事実績と国営造成施設等以外の農業水利施設の管理業務等に対する従事実績を明確に区分できないのに、国造管理業務に従事した管理主体の職員の年間給与総額又はこれに国造管理業務に従事したとする割合を乗じて得た額により管理主体人件費の額を算出していた。そして、奈良県は、管理主体から提出された報告書に記載された管理主体人件費等の額に基づいて補助対象事業費を算定していた。

(注2) 15県 群馬、埼玉、石川、岐阜、静岡、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本各県

(2) 管理主体人件費の区分が適切に行われていなかったもの

前記の98事業主体のうち、^(注3)3道県の5事業主体が実施した3地区3管理主体における支援事業については、業務日誌等の証拠書類を整備・保管しており、事業主体に対して提出した報告書において、管理主体人件費計3157万余円を前記の3項目に区分し、操作運転費を555万余円、点検整備費を0円及び施設管理費を2602万余円として計上していた。

しかし、これらの区分が適切なものとなっているかについて業務日誌等で確認したところ、施設管理費に計上すべき工事の立会い作業に係る人件費が操作運転費に含まれていたり、操作運転費に計上すべきゲートの操作作業に係る人件費が施設管理費に含まれていたりしていた。このため、業務日誌等の証拠書類に基づいて適切に区分して算出したところ、管理主体人件費の区分が適切に行われていないものが計1370万余円(国庫補助金相当額計685万余円)あった。また、操作点検賃金等は、前記のとおり、限度額の範囲内とすることとされているが、管理主体人件費の区分が適切に行われていなかったことにより操作点検賃金等が限度額を超えて過大に計上されていたものが、2管理主体において計41万余円(国庫補助金相当額計20万余円)見受けられた。

<事例2>

北海道は、平成20年度から22年度までの間にオホーツク支庁管内の北見地区において、国造施設事業の支援事業を事業費計5528万余円(国庫補助金計2764万余円)で実施している。そして、管理主体である北見土地改良区の職員の人件費のうち計1128万余円(国庫補助金相当額計564万余円)を管理主体人件費としていた。同土地改良区は、管理主体の職員が業務日誌等の証拠書類を整備・保管して、国造管理業務に対する従事実績とそれ以外の管理業務等に対する従事実績に区分し、半日単位等で記録していた。しかし、操作運転費及び施設管理費に係る作業内容を業務日誌で確認したところ、操作運転費には揚水機場等の操作運転作業のほかに、

点検整備費や施設管理費に計上すべき工事の立会い作業が含まれていたり、施設管理費には、点検整備費や操作運転費に計上すべき作業が含まれていたりして、計 451 万余円(国庫補助金相当額計 225 万余円)について、管理主体人件費の区分が適切に行われていなかった。

(注3) 3 道県 北海道、和歌山、福岡両県

補助対象事業費を算定するに当たっては、支援事業の事業主体において、国造管理業務に対する従事実績と他の業務に対する従事実績との区分を明確にした業務日誌等の証拠書類に基づき、国造管理業務に対する従事実績を確認する必要がある。

しかし、(1)及び(2)のとおり、管理主体において、必要な証拠書類が適切に整備・保管されていないため、管理主体人件費の額の妥当性が確認できなかったり、管理主体人件費が適切に区分されていなかったりしていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことによると認められた。

- ア 支援事業の事業主体において、管理主体人件費を適正に算定することについての認識が十分でなく、管理主体から提出された報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと。また、管理主体人件費の算出根拠となる業務日誌等の証拠書類の整備・保管について、管理主体に対して周知徹底していなかったこと
- イ 農林水産省において、管理主体人件費の算出方法及び管理主体人件費を適切に区分して算出することについて、支援事業の事業主体が管理主体に対して周知徹底するよう指導していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、23 年 9 月に通知を発して、支援事業の事業主体から、管理主体に対して、管理主体人件費の算出方法等を周知徹底し、操作運転費、点検整備費及び施設管理費の各経費に人件費を適切に区分して算出するとともに、人件費の算出根拠となる業務日誌等の整備・保管を適切に行うよう周知徹底するなどの処置を講じた。

- (2) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たり、具体的な仕様書を基にして予定価格を適正に算定するようマニュアルを改正することなどにより、契約事務を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省
		(項)農林水産本省共通費(平成 19 年度は、(項)農林水産本省) 等
		(組織)農林水産技術会議
		(項)農林水産業研究開発費
		食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)
		(項)農業経営基盤強化事業費
		(国営土地改良事業勘定)
		(項)土地改良事業費 等

部 局 等	農林水産本省、4 地方農政局
契 約 の 概 要	総合評価落札方式による一般競争入札を実施して締結された調査、広報及び研究開発に係る契約
検査対象とした契約件数及び契約金額	317 件 70 億 3010 万余円(平成 19 年 12 月～22 年 9 月)
予定価格の算定が適切でなかった契約件数及び契約金額	204 件 57 億 7347 万円(平成 19 年 12 月～22 年 9 月)

1 総合評価落札方式による一般競争入札の概要

(1) 農林水産省における総合評価落札方式の導入

国が契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するため、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)等により、原則として一般競争に付することとされている。

総合評価落札方式は、一般競争入札による落札者の決定方法の一つであって、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式である。この方式により落札者を決定するに当たっては、各省各庁の長は、予決令第 91 条第 2 項の規定により財務大臣に協議することとされている。

農林水産省は、平成 18 年 6 月に、「随意契約見直し計画」を策定して、これまで導入を進めてきた公共工事の設計業務等に加えて、研究開発、調査研究、広報業務等についても総合評価落札方式による一般競争入札を導入することを検討するとともに、それを支援するための業務マニュアルを作成することとした。

一方、同年 7 月に、財務省から「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成 18 年 7 月財計第 1953 号財務大臣通知)等が発出されたことにより、各省各庁においては、入札者の提示する専門的知識等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める調査、広報及び研究開発に係る契約(以下「調査等契約」という。)を締結しようとする場合は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際に必要とされる前記の財務大臣への協議は整ったものとする事とされ、この場合の予定価格は、予決令第 80 条の規定に基づき算定する価格とすることとされた。そして、同条第 2 項において、予定価格は、取引の実例価格、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

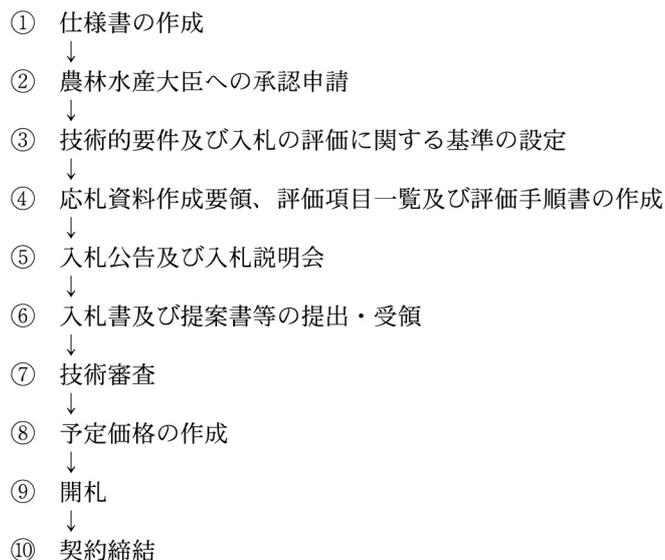
また、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月財計第 2017 号財務大臣通知)により、各省各庁の長は、国の支出の原因となる契約を締結したときは、契約金額、予定価格等の情報を公表することとされた。

農林水産省は、上記の経緯から、19 年 9 月に、調査等契約における総合評価落札方式による一般競争入札に係る事務処理の方法を具体的に示した業務マニュアルとして「総合評価落札方式マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を制定した。

(2) マニュアルの概要

マニュアルによると、総合評価落札方式による一般競争入札の作業手順は、図のとおりとされていた。

図 総合評価落札方式による一般競争入札の作業手順



また、マニュアルには作業手順の各段階における具体的な事務処理の方法が示されており、そのうちの仕様書及び予定価格の作成に係るものは、次のとおりとされていた。

ア 「① 仕様書の作成」に係るもの

- (ア) 事業目的を明確に記載し事業内容を例示するなど、競争に参加する者が発注者の要求を踏まえた技術提案を行えるように可能な限り仕様書の内容を具体的にすることがある。
- (イ) 仕様書の内容を具体的なものにするには、事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなどの方法がある。
- (ウ) 仕様書は、落札後に締結する契約書の一部となり、予定価格の積算や契約内容の履行状況等の検査を行う場合の基礎資料となることにも留意する必要がある。

イ 「⑧ 予定価格の作成」に係るもの

- (ア) 契約担当官等は、仕様書、設計書等に基づいて予定価格を作成しなければならない。
- (イ) 予定価格は、契約金額を決定する基準となるものであることから、事業の目的、内容を十分に理解し、仕様書から作業量を適切に見積もり、慎重に作成しなければならない。
- (ウ) 契約担当官等は、予定価格の作成に当たり、必要に応じて、資料提供招請を行い、参考となる資料を入手するなどして適正な予定価格の作成に努めなければならない。
- (エ) 総合評価落札方式の対象となる事業は、最も技術点が高い提案内容が採用できるように予定価格を作成する必要があり、具体的には、最も技術点の高い提案内容を予定価格を作成する際の基礎とする標準仕様として、この提案内容を提出した入札者から参考見積書を徴取し、その参考見積額をもって予定価格とする。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札を実施した調査等契約が、会計法等に基づいた事務手続により適正に処理されているかなどに着眼して、農林水

産本省(以下「本省」という。)^(注1)及び6 地方農政局において、19年12月から22年9月までに総合評価落札方式による一般競争入札を実施して締結された調査等契約317件(契約金額計70億3010万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の本省及び6 地方農政局のうち本省及び4 地方農政局において、^(注2)契約関係資料等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの2 地方農政^(注3)局については、農林水産省から契約関係資料等の提出を受けて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、本省及び4 地方農政局は、^(注4)総合評価落札方式による一般競争入札を実施して締結していた調査等契約311件(契約金額計69億9831万余円)のうち204件(契約金額計57億7347万余円)については、契約の目的を達成するために必要とされる技術、性能等の具体的な仕様を仕様書に明示しないまま入札公告を行い、入札者に入札書及び提案書を提出させていた。そして、技術審査で最も高い技術点を付与した入札参加者(以下「最高技術点入札者」という。)の提案内容を標準仕様として最高技術点入札者から参考見積書を徴取し、その内容を検証することなく、参考見積額をそのまま予定価格としていた。

しかし、本省及び4 地方農政局が、上記のように最高技術点入札者の参考見積額をそのまま予定価格とする取扱いを行っていることは、過去の入札において最高技術点入札者となった者からすれば、その際に公表された入札結果の内容等から推測できる状況になっていた。このようなことなどにより、上記204件の調査等契約全件において、最高技術点入札者となって参考見積書の提出を求められた者は、参考見積額を自らの入札金額以上の額にして、自らが失格しない予定価格になるようにしており、その入札金額は、全て予定価格の制限の範囲内に収まっていた。

したがって、上記のように、本省及び4 地方農政局において、具体的な仕様書を定めないまま入札公告を行い、入札書、提案書等を受領した後に最高技術点入札者から徴取した参考見積額をそのまま予定価格としている事態は、国が発注者として取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等の様々な要素を考慮して自ら適正な予定価格を定めることを求めた予決令の趣旨に沿わないばかりか、最高技術点入札者が予定価格を自己に有利になるように取り扱うことができることになっていて、会計法令に基づき契約事務手続の公正性、透明性等を確保する面から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省及び4 地方農政局において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たり、契約事務手続の公正性、透明性等を確保することについての認識が十分でなかったことなどにもよるが、農林水産省において、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする総合評価落札方式の趣旨を十分に踏まえ、最も技術点が高い提案内容が採用されるように、入札後に最高技術点入札者の提案内容を標準仕様にして、最高技術点入札者から徴取した参考見積額をそのまま予定価格とするようマニュアルを定めていたことなどによると認められる。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、23年7月に、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、入札公告前に資料等の提供を広く招請するなど

した上で、具体的な仕様書を基にして、予定価格を適正に算定することとするようマニュアルを改正するとともに、関係部局等に通知を発してその旨を周知する処置を講じた。

(注1) 6 地方農政局 東北、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注2) 4 地方農政局 東北、近畿、中国四国、九州各農政局

(注3) 2 地方農政局 北陸、東海両農政局

(注4) 4 地方農政局 北陸、近畿、中国四国、九州各農政局

(3) 業務用の車両に設置するカーナビについて、テレビ受信機能の必要性を十分検討して経済的な購入を行うこととするとともに、購入済みのカーナビに係る日本放送協会との受信契約を業務上の必要性に応じて適切に見直すよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省共通費 等 (組織)地方農政局 (項)地方農政局 (組織)北海道農政事務所 (項)北海道農政事務所 食料安定供給特別会計(業務勘定) (項)事務取扱費 (平成18年度以前は、食糧管理特別会計(業務勘定)(項)事務費) 国営土地改良事業特別会計 (項)土地改良事業費	
部 局 等	〔平成20年度以降は、 食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)(項)土地改良事業費〕	
カーナビの概要	7 地方農政局、北海道農政事務所、38 地方農政事務所 自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器であって、用務先に効率的に到達することを目的として業務用の車両に設置するもの	
業務上テレビを視聴する必要がないとしていたテレビ受信機能を有するカーナビの台数及び購入金額	1,216 台	1 億 2182 万円(背景金額)(平成17年度～22年度)
上記のうち受信契約を締結していたカーナビの台数及び受信料支払額	162 台	121 万円(平成21年度)
	570 台	425 万円(平成22年度)
	計	547 万円

1 業務用の車両に設置するカーナビ等の概要

(1) 業務用の車両に設置するカーナビの概要

農林水産省は、農林水産省設置法(平成11年法律第98号)に基づき、地方農政局、北海道農政事務所及び地方農政事務所(以下、これらを総称して「農政局等」という。)を設置し

て、同省の事務の一部を分掌させている。そして、農林水産本省(以下「本省」という。)、各農政局等及び沖縄総合事務局では、その事務の用に供するため、国の所有に属する業務用の車両(以下「車両」という。)を多数保有している。

農林水産省は、農地等の現場に車両で移動して現地調査等を実施するなどの際に用務先に効率的に到達できるようにすることを目的として、カーナビゲーション(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。)を単体で購入して車両に設置したり、カーナビが車体に組み込まれた車両を購入したりしている。

カーナビには、付加機能としてテレビ受信機能を有するものと有しないものがあり、基本的な性能が同じ機種で比較すると、一般的にテレビ受信機能を有するものの方が高価であり、小売価格で5割程度高いものもある。

(2) テレビ受信機能を有するカーナビに係る受信契約の概要

放送法(昭和25年法律第132号)及び日本放送協会放送受信規約によれば、日本放送協会(以下「協会」という。)の放送を受信することのできる受信設備(以下「受信機」という。)を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないとされており、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとにそれぞれ受信契約を締結することとされている。

そして、放送法に規定される受信機には、テレビ受信機能を有するカーナビも含まれることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、車両に設置されているカーナビの機能は使用目的に適したものとなっているかなどに着眼して、本省、46農政局等及び沖縄総合事務局が平成17年度から22年度までの間に購入して22年12月末時点で保有していたカーナビ1,339台、購入額計1億2860万余円(車体に組み込まれており単体での購入額が不明な25台分の購入額は含まない。)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の本省、46農政局等及び沖縄総合事務局のうち本省、15農政局等及び沖縄総合事務局において、カーナビの購入に係る契約書及び仕様書、受信料の請求書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの31農政局等については、農林水産省から関係資料等の提出を受けて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査対象としたカーナビ1,339台のうち、本省及び46農政局等が購入した1,217台、購入額計1億2189万余円(車体に組み込まれており単体での購入額が不明な24台分の購入額は含まない。)は、テレビ受信機能を有していた。

しかし、上記の1,217台を対象として、当該カーナビを使用してテレビを視聴する必要性について、使用実態を実地に確認したり本省を通じて聴取したりして検査したところ、46農政局等が購入した1,216台、購入額計1億2182万余円(車体に組み込まれており単体での購入額が不明な24台分の購入額は含まない。)については、業務上テレビを視聴する必要が

ないとしていた。なお、残りの1台については、本省が保有する車両に設置されていて、国会業務に係る情報把握等のためにテレビを視聴する必要があるとしていた。

また、上記の1,216台について、21、22両年度の受信料の支払状況を検査したところ、26農政局等は、21年度に162台、22年度に570台のカーナビについて、受信契約に基づき、それぞれ121万余円、425万余円、計547万余円の受信料を支払っていた。なお、17農政局等の368台については、既に各農政局等において購入後に業務上テレビを視聴する必要はないと判断し、協会に照会するなどした上でテレビ受信機能を無効にする措置を執ったことにより、受信契約が不要となり、受信料を支払う必要がない状況になっていた。

したがって、上記のように、車両に設置するカーナビについて、業務上テレビを視聴する必要がないのにより高価なテレビ受信機能を有するものを購入していたり、購入済みのカーナビについて、受信契約の見直しを適切に行わずに受信料を支払ったりしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 農政局等において、カーナビの購入の際に、テレビ受信機能の必要性についての検討を十分行っていなかったこと、また、受信料の支払の際に、カーナビを使用してテレビを視聴する必要性についての検討を十分行っていなかったこと
- イ 本省において、テレビ受信機能の必要性を十分検討した上でカーナビの経済的な購入を行ったり、業務上の必要性に応じて協会との受信契約を適切に見直したりすることについて、農政局等に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、23年4月に関係部局に通知を発し、カーナビにおけるテレビ受信機能の必要性について、通常業務のほか災害等緊急支援業務での使用の可能性も含めて十分検討した上で、テレビを視聴する必要がない場合には、テレビ受信機能を有しないカーナビを購入するとともに、既に購入済みのテレビ受信機能を有するカーナビについては、業務上の必要性に応じて、協会に照会するなどしてテレビ受信機能を無効にする措置を執るなど、受信契約を適切に見直す処置を講じた。

(注1) 46農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、富山、福井、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各農政事務所

(注2) 15農政局等 東北、関東、近畿、中国四国、九州各農政局、山形、福島、千葉、静岡、大阪、和歌山、鳥取、島根、徳島、高知各農政事務所

(注3) 26農政局等 東北、関東、北陸、東海、中国四国、九州各農政局、岩手、秋田、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、岐阜、三重、鳥取、広島、香川、福岡、佐賀、大分、宮崎各農政事務所

(注4) 17農政局等 北陸、近畿両農政局、北海道農政事務所、静岡、新潟、富山、福井、岐阜、大阪、奈良、和歌山、山口、徳島、福岡、大分、宮崎、鹿児島各農政事務所

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について

〔平成20年度決算検査報告369ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告500ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農業移住者等の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を8県に所在する財団法人農業拓植基金協会等(以下「地方基金協会」という。)及び社団法人中央農業拓植基金協会(以下「中央基金協会」という。)に行わせる海外農業移住交流事業を、これらの協会に国庫補助金を交付して基金を造成させることにより実施している。本事業の一環として中央基金協会等が造成した基金について検査したところ、近年、新規の債務保証が行われず、保証債務残高も大きく減少していることなどから、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっている事態や、地方基金協会の解散等の後に運用益が農業移住者等に係る債務保証業務の経費に使用されないことになっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、今後の海外農業移住交流事業の実施の在り方について、事業の終了も視野に入れて十分に検討するとともに、中央基金協会等が造成した基金のうち、国庫補助金相当額については原則として国庫に返還させ、また、地方基金協会の解散時等における運用益の取扱いを明確に定めて、農業移住者等に係る債務保証業務を行っている地方基金協会等に周知する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年11月に中央基金協会の基金のうち、今後需要が見込まれない基金に係る国庫補助金相当額を国庫へ返還させるとともに、地方基金協会が解散等する場合には、国庫補助金額、運用益に係る国庫補助金相当額を合算した合計額を国庫に返還させるなどの取扱いを明確に定め、関係各県知事を通じて地方基金協会に対して周知するなどの処置を講じていた。さらに、今後の海外農業移住交流事業の在り方について検討した結果、本件事業を終了することとして、23年3月までに事業の終了等を行った3地方基金協会の基金に係る国庫補助金相当額を国庫へ返還させる処置を講じていた。

そして、農林水産省は、引き続き事業の終了等に係る事務についての指導を行って、中央基金協会及び残りの5地方基金協会の基金に係る国庫補助金相当額を国庫へ返還させることとしている。

(2) 国有財産の登記について

〔平成20年度決算検査報告386ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告502ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

林野庁においては、国有林野事業特別会計に属する国有財産について、各森林管理局長等がその管理等の事務を分掌している。しかし、各森林管理局管内の森林管理署等において、

国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、借地に新築等した建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうか十分検討することなく、登記所への登記の嘱託を行わないままとなっている事態が多数見受けられた。

したがって、林野庁において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定め、これを森林管理署等の長に周知するとともに、登記の嘱託を行うことが必要と判断された建物については登記の嘱託を行わせるなどの処置を講ずるよう、林野庁長官に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に、林野庁長官通知を発して、国等以外の者からの借地に建物を新築等した場合は登記の嘱託を行うことを明確に定め、各森林管理局長等に周知するなどの処置を講じていた。

そして、借地上の既存の建物について登記の嘱託を行うことについては、政府において、国有林野事業特別会計の一般会計化等の検討が行われているところであり、国有林野事業の将来の組織構成が明らかになっていないことから、林野庁は、個々の組織の存続の方向を見極めながら、順次行っていくこととしている。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 非常勤職員が委託事業に従事する場合における委託費の支払について

(平成21年度決算検査報告430ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)は、地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発事業等を、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)等の独立行政法人等に委託して実施している。しかし、機構が事務局から受託した事業について、非常勤職員の賃金を実績報告書に適切に計上していない事態や事務局が実績報告書に対する検査を十分に行わないまま委託費の額を確定している事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、機構に対して過大に支払われていた非常勤職員の賃金相当額を国庫に返還させるとともに、機構以外の独立行政法人等にも過大に支払われていた賃金相当額があった場合には、その賃金相当額を国庫に返還させ、また、事務局の委託事業を受託している独立行政法人等に対して非常勤職員の賃金を実績報告書に適切に計上させるよう周知徹底するとともに、事務局の検査体制を整備するなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 23年7月に、機構に対して過大に支払われていた非常勤職員の賃金相当額を国庫に返還させた。また、機構以外の独立行政法人等に対して同様の事態がないか調査を行い、過大に支払われていた賃金相当額はなかったことを確認した。

イ 22年12月に、委託事業を受託している独立行政法人等に対して通知を発出して、非常勤職員の賃金については、業務日誌により業務実績を把握し、実績報告書に適切に計上するよう周知するとともに、22年度の実績報告書の検査からは、全ての受託者から業務日誌を提出させて、非常勤職員賃金の実績報告書への計上の妥当性について検査を実施するなど事務局の検査体制を整備した。

(2) 国営土地改良事業所等におけるパーソナルコンピュータの使用期間等について

(平成21年度決算検査報告439ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

農林水産省の国営土地改良事業所等において、法定耐用年数が4年のパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)について、想定される使用期間を4年未満として賃借を行っていたり、A社製のワープロソフト(以下「ワープロソフト」という。)について、保有している使用権があるにもかかわらず、新規に使用権を購入していたりする事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、PCの賃借料及びワープロソフトの使用権の購入額の節減を図るため、国営土地改良事業所等に対して、PCの賃借における使用期間を少なくとも4年とすること及び保有するワープロソフトの使用権を管理し把握して、バージョンアップにより調達することについて、周知徹底を図る処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月に各地方農政局に対して事務連絡を発出して、国営土地改良事業所等に対して、PCの賃借における使用期間を少なくとも4年として賃借料の節減を図るとともに、ワープロソフトの使用権の保有状況を確認して補助簿等により管理し、購入に当たっては使用権を利用してバージョンアップにより調達するよう周知及び指導する処置を講じていた。

(3) 特別会計への一般会計からの繰入れの適正化等について

(平成21年度決算検査報告444ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに表示した意見及び要求した改善の処置

農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、一般会計からの繰入金金が、国庫が実際に負担すべき共済掛金の金額を超えて過大になっていて、同特別会計において保有されるなどの状況となっている事態が見受けられた。また、食料安定供給特別会計の調整勘定において、農業経営安定勘定では当年度に交付を要しないため不用になることが確実な交付金の額を、同勘定における翌年度の交付金の財源として繰り越して保有することを目的として、一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。さらに、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた執行見込額を、また、国有林野事業特別会計において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を、それぞれ一般会計からの繰入額に反映させていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定については、一般会計からの繰入金の額は共済の引受けにより各年度に国が実際に支払うべき国庫負担額とすることなどにより、一般会計からの繰入金を適正化する処置を講ずるよう、また、食料安定供給特別会計の調整勘定については、農業経営安定勘定における交付金の支払額が予算額を下回り不用になることが確定しているのに一般会計から予算額全額を繰り入れて同勘定に繰り入れ、翌年度の交付金の財源として繰り越すことを行わないようにするための方策を検討するよう、さらに、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定及び国有林野事業特別会計については、執行の見込みや不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることにより、一般会計からの繰入額を抑制する処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、特別会計への一般会計からの繰入金を適正化するとともに、繰入額を抑制するよう、次のような処置を講じていた。

ア 農業共済再保険特別会計の家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、22年度以降は、各年度の共済の引受実績等に応じて一般会計から繰り入れることとするとともに、一般会計からの繰入金の額が実際の国庫負担額に比べて超過又は不足する場合には、その金額について、決算が明らかになった年度以降の予算で調整することとした。

イ 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定において、22年度以降は、歳出予算の執行過程で把握した執行の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることとした。

ウ 国有林野事業特別会計において、22年度以降は、年度末の収支や資金動向の見通しを踏まえ、歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることとした。

そして、農林水産省は、食料安定供給特別会計の調整勘定については、交付金の財源として一般会計から同勘定を経て農業経営安定勘定に繰り入れた額と実際に交付した額との差額を特別会計に保有して翌年度の財源に充てることにより、財政状況に左右されずに安定的な事業の運営を確保することなどが必要であるとして、23年9月現在においては、本院が表示した意見の趣旨に沿った方策の検討には至っていない。

(4) 森林整備事業における林道整備の費用対効果分析について

(平成21年度決算検査報告455ページ参照)

1 本院が表示した意見

林野庁は、都道府県が国庫補助事業により森林整備と林道整備を内容とする森林整備事業を実施する場合に、事業評価を費用対効果分析の手法により行うとともに、林道整備のみの費用便益比が1以上であることを確認している。しかし、林道40路線の整備について費用便益比が過大に算定されており、そのうち、3道県等が施行した林道11路線については、当初に計上していた便益項目を正しく算定すると費用便益比が1を下回っており、本院の検査後の3道県等による再調査結果も含めると更に多くの便益の相違がある事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、費用便益比の算定に際して特に便益の算定を正しく行うよう道県等を指導したり、事業評価の基準であるマニュアルについて都道府県等に対して周知徹底を図ったりするよう、林野庁長官に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、22年12月に通知を发出して、費用便益比の算定に際して、特に便益の算定を適切に実施するよう都道府県等を指導するとともに、事業評価の基準であるマニュアルについて、費用対効果分析を実施する際の詳細な説明や具体的な便益の算定方法を記述した指針を作成して周知徹底を図るなどの処置を講じていた。

(5) 林業就業促進資金貸付事業における資金の有効活用について

(平成21年度決算検査報告461ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的として、都道府県に国庫補助金等により資金を造成させて、林業就業促進資金貸付事業を実施している。しかし、資金を造成している29都道府県のうち26都府県において、資金を造成してから一度も貸付実績がなかったり、貸付実績があっても計画実施率が低かったりなどしているため、毎年度多額の年度末資金残高が発生して資金が滞留し有効活用されていない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、本件事業の実施状況の把握に努め、都道府県が貸付事業の存続の必要性や適切な資金規模を検討するための基準等を策定して都道府県に示し、事業存続の必要性や貸付需要に対応した適切な資金規模を検討させて、適切な資金規模を超える資金については、その国庫補助金相当額を国に納付させることとするなどして、資金の有効活用を図る処置を講ずるよう、林野庁長官に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月に通知を发出して、資金の在り方を検討するための基準等を策定し都道府県に示して、都道府県に将来の貸付けを見通した上で貸付需要に見合った資金規模や貸付事業存続の妥当性について検討させ、将来にわたり貸付けに活用されないと見込まれる額のうち国庫補助金相当額については国庫に納付させることとする処置を講じていた。

(6) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等に造成された基金が保有する資金の有効活用について

(平成21年度決算検査報告466、830ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の補助金等の交付を受けて実施される事業には、補助金等の交付を受けた公益法人等が、当該補助金等を財源と

して造成した基金により、畜産関係団体や生産者等に対して貸付け、債務保証、利子助成、補助等を行っているものがある。これらの基金のうち16基金において、①生産物価格の低落等の異常時に備えるためとして、必要以上に多額の資金を保有していたり、②当面使用する見込みのない多額の資金を保有していたり、③事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回るなどして必要以上に多額の資金を保有していたりなどして、貴重な財政資金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省及び機構において、各基金に係る事業の在り方について幅広く検討し、上記の基金を造成している公益法人等に、補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施させたり、資金保有額を縮減して補助金等相当額を国又は機構に返還させたりなどして、財政資金の有効活用を図るよう、農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して平成22年8月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、基金の規模や事業内容についての見直しを行い、5基金において基金を廃止して補助金等相当額を機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施させることとしたり、11基金において事業の終了までに必要となる額を除いた補助金等相当額を国又は機構に返還させたりなどして、財政資金の有効活用を図る処置を講じていた。

(7) 農地保有合理化法人機能強化事業の運営について

(平成21年度決算検査報告476ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、社団法人全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人機能強化事業を行うために必要な資金の財源に充てるための基金を造成する事業に要する経費に対して国庫補助金を交付しており、同協会は、この基金を取り崩して、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人(以下「農業公社」という。)が経営転換タイプ事業により買い入れた農用地等(以下「対象農用地等」という。)を売り渡す際に発生した売買差損額を対象として、農業公社に助成金を交付する時価売渡経費助成事業(以下「助成事業」という。)を実施している。そして、助成事業においては、対象農用地等を一時貸し付けている間の小作料収入等を財源にした地価変動のための準備金を農業公社が積み立てていることを助成の要件としているが、助成事業終了後に、準備金に残額がある場合には、これを優先して売買差損額に充てることとして助成金を精算すれば、同協会は、準備金の残額に相当する額の助成金を結果として交付する必要がなかったことになる。しかし、農業公社において、準備金の区分経理を行っておらず、その収支が不明であるとして、助成事業終了後の準備金の残額を把握しておらず、この準備金の残額に相当する額の助成金が交付されたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、助成事業実施期間中における農業公社の準備金の収支を明確にした上で、助成事業終了後の準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させ

るよう、農林水産大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月に社団法人全国農地保有合理化協会に対して文書を発出して、助成事業実施期間中に農業公社が積み立てた準備金の収支を明確にした上で、23年3月までに助成事業終了後の準備金の残額に相当する額の助成金を国庫に返還させる処置を講じていた。

(8) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金の有効活用について

(平成21年度決算検査報告482ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、都道府県の区域を事業実施区域とする農地保有合理化法人(以下「農業公社」という。)が、農地保有合理化事業(以下「合理化事業」という。)に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金(以下「強化基金」という。)を造成する事業に対して、国庫補助金を交付している。しかし、合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための具体的な計画がなく、強化基金の運用益の用途や使用額が不明なままとされているなど、強化基金が合理化事業に係る業務運営体制の整備強化に資するものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、強化基金の運用益を財源として実施する事業については原則として終了することとして強化基金を廃止し、農業公社が保有している強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう、農林水産大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年12月に地方農政局等に対して発出した通知において、強化基金の運用益を財源として実施する事業については原則として終了することとして強化基金を廃止し、45農業公社が保有している強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還させることとする処置を講じていた。

なお、上記の通知等に基づき、2農業公社については、保有していた強化基金のうち国庫補助金相当額を23年5月までに国庫に返還するとともに、残りの43農業公社についても、26年3月までに同様の措置を執ることとした基金返還計画を作成し、都府県知事の承認を受けていた。

第10 経済産業省

不 当 事 項

役 務 (340)-(342)

- (340) 業務委託契約において、実績を大幅に上回る単価に基づき人件費を算定するなどして
 (341) いたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)経済産業局 (項)経済産業局 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費 特許特別会計 (項)事務取扱費 (2) 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)産業技術振興費 (項)サービス産業強化費
部 局 等	(1) 近畿経済産業局 (2) 四国経済産業局
契 約 名	(1) 近畿地域知財戦略支援人材育成事業に関する委託等3契約(平成18、20両年度) (2) 産学等共同研究事業の発掘・評価・事業化支援事業に関する委託等5契約(平成17年度～19年度、21年度)
契 約 の 概 要	(1) 知的財産戦略を支援する人材の育成・確保と中小企業等の知的財産戦略の支援を目的に、研修、訪問指導等の業務を行うものなど (2) 産学等共同研究を推進するための技術シーズの発掘、共同研究事業等の評価、事業化支援等の業務を行うものなど
契 約 の 相 手 方	株式会社マーケティングダイナミックス研究所
契 約	(1) 平成18年7月ほか契約3件(随意契約1件、一般競争契約2件) (2) 平成17年9月ほか契約5件(随意契約2件、一般競争契約3件)
支 払	(1) 平成19年4月ほか (2) 平成18年4月ほか
支 払 額	(1) 18,422,466円(平成18、20両年度) (2) 27,343,431円(平成17年度～19年度、21年度) 計 45,765,897円
過大となっていた支払額	(1) 6,504,196円(平成18、20両年度) (2) 13,543,409円(平成17年度～19年度、21年度) 計 20,047,605円

1 契約の概要

(1) 委託契約の概要

近畿、四国両経済産業局(以下「両局」という。)は、平成17年度から21年度までの間に、知的財産戦略を支援する人材の育成・確保と中小企業等の知的財産戦略の支援を目的

とした研修、訪問指導等の業務に係る委託契約等計8件の契約を株式会社マーケティングダイナミクス研究所(以下「会社」という。)と締結している。

(2) 委託契約における人件費の算定等

委託契約書等によると、委託費は、委託業務に従事する者の人件費、事業費、一般管理費等の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で、実際に委託業務の実施に要した経費の額により確定することとなっている。このうち、人件費は、委託業務に従事した者に対する給与等の支払実績を基に算出した1時間当たりの人件費単価(以下「実績単価」という。)に、委託業務に従事した時間数を乗じて算定することが原則とされているが、受託者があらかじめ業務を受託する際の1時間当たりの人件費単価として規程等に定めている単価(以下「受託単価」という。)がある場合は、受託単価に基づき人件費を算定することとされている。ただし、実績単価と受託単価との間に大幅なかい離が見受けられる場合は、十分に精査し、妥当と判断する場合のみ受託単価に基づき人件費を算定し、委託費を支払うこととされている。また、受託者は、委託業務に従事した者ごとの従事時間数について、勤務実態を反映した業務日誌に基づき集計することとされている。

そして、両局は、実績報告書に記載された委託業務の実施に要した経費を、証ひょう、帳簿等により確認したとして、前記の計8契約に係る委託費の支払額を計45,765,897円と確定し、同額を支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、両局及び会社において、合規性等の観点から、委託業務の経理及び委託業務の実施に要したとする経費は適正かなどに着眼して、前記の計8契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、前記の計8契約について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 会社は受託単価等(3,125円から7,500円)を基に委託業務に従事した者の人件費を算定して実績報告を行い、両局は貸金台帳等により受託単価と実績単価との間に大幅なかい離が見受けられないことなどを確認し、委託費を支払っていた。しかし、会社が両局に提示した貸金台帳等は、委託業務に従事した者の給与等の支払実績を水増しした虚偽の貸金台帳等であった。そこで、実際の給与等の支払実績を基に実績単価を算出すると、848円から4,717円となり、受託単価等を大幅に下回るものとなっていた。

イ 会社は、委託業務に従事した者ごとの従事時間数について、業務日誌に基づき従事時間数を集計して実績報告を行ったとしていた。しかし、会社の会計帳簿等に記載された出張記録等を確認したところ、委託業務に従事していたとされた者が、委託業務に従事していたとされた時間に、委託業務以外の業務で出張していたり、休暇を取得していたりなどして、実際には委託業務に従事していないと認められる時間(計1,291.7時間)を従事時間数に含めていた。

以上のことなどから、前記の計8契約に係る人件費等の額は、委託業務において実際に要した経費に基づいて算定されたものとはなっていなかった。

したがって、実績単価に基づき人件費を算定するなどして適正な委託費の支払額を算定すると計25,718,292円となり、前記の委託費の支払額との差額計20,047,605円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、委託業務の適正な実施に対する基本的な認識が欠けていたため事実と相違した内容の実績報告を行っていたこと、両局において、実績報告書の内容の審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

(342) 石油精製物質の有害性に関する試験及び報告書の作成業務に関する調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費 平成 18 年度以前は、 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)石油生産流通合理化対策費
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	石油精製物質適正評価調査(発がん性、変異原性及び生殖発生毒性に関する有害性調査)の委託(平成 17 年度～20 年度)
契 約 の 概 要	経済産業本省が選定した石油精製物質について、毒性等を化学物質ごとに明らかにして報告させるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社三菱化学安全科学研究所(平成 21 年 4 月以降は三菱化学メディエンス株式会社)
契 約	平成 17 年 9 月ほか 契約 4 件(随意契約)
支 払	平成 18 年 4 月ほか
支 払 額	628,650,767 円(平成 17 年度～20 年度)
過大となっていた支払額	353,203,891 円(平成 17 年度～20 年度)

1 委託契約の概要

経済産業本省(以下「本省」という。)は、石油精製物質の有害性情報の収集・整理を行い、石油精製物質の適正管理に資することを目的として、平成 17 年度から 20 年度までの各年度に、「石油精製物質適正評価調査(発がん性、変異原性及び生殖発生毒性に関する有害性調査)」に係る 4 件の委託契約を株式会社三菱化学安全科学研究所(21 年 4 月以降は三菱化学メディエンス株式会社。以下「会社」という。)と締結しており、委託費として計 628,650,767 円を支払っている。

本省は、本件委託契約について、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等の規定に基づき、会社から提出された調査報告書等について、その内容が、委託契約の内容に適合するものであるかどうかを検査して、委託業務の完了を確認するとともに、会社から提出された委託業務に要した経費をまとめた実績報告書の内容の審査等を行い、支払うべき額を確定することとしている。

そして、本省は、実績報告書の人件費の審査等については、委託業務に従事した時間等を記録した所定の様式の従事日誌と会社の出勤簿、タイムカード等を突合するなどして、実績報告書の内容が適正か確認することとしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託業務は委託契約書に基づき適切に実施されているか、委託業務に要したとする経費は適正かなどに着眼して、本省及び会社において、前記4件の委託契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

本省は、各年度の委託契約の完了日に会社から提出された調査報告書等の検査を行い、その内容は適正であるとして委託業務の完了を確認するとともに、実績報告書と従事日誌を突合することにより実績報告書に記載された会社が要したとする経費は適正であるとして、委託費の額を確定していた。

しかし、本院が従事日誌の内容について、試験に従事した時間や内容が詳細に記録された会社のタイムカードと突合するなどして検査したところ、従事日誌では委託業務に従事したとしている社員が実際には全く委託業務に従事していなかったり、従事していても従事日誌に計上された時間よりも少ない時間しか従事していなかったりしていた。また、このほか、実績報告書には、委託業務に使用していない消耗品費も計上されていた。

したがって、委託業務に従事していなかった社員に係る人件費、委託業務に使用していない消耗品費等を除くなどして適正な委託費の支払額を算定すると計275,446,876円となり、前記委託費の支払額との差額計353,203,891円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において委託業務の適切な実施についての認識が欠けていたことにもよるが、本省において実績報告書の内容の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (343) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (351)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)通商政策推進費(平成19年度以前は、(項)経済産業本省) (項)貿易投資促進費 (組織)中小企業庁 (項)中小企業事業環境整備費 (項)経営革新・創業促進費 (項)まちづくり推進費 (項)中小企業対策費 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計
------------	--

	(エネルギー需給勘定)
	(項)エネルギー需給構造高度化対策費
	(電源開発促進勘定)
	(項)電源立地対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁、5 経済産業局
補助等の根拠	予算補助、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)
補助事業者等(事業主体)	町1、会社等8、計9補助事業者等
補助事業等	日中経済交流等事業、経営安定関連保証等対策事業等
事業費等の合計	28,605,175,235 円
補助対象事業費等の合計	28,562,996,217 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	28,380,254,228 円
不当と認める補助対象事業費等の合計	54,285,005 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	33,854,404 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、14 県、53 市町村、2 独立行政法人及び326 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1 町及び8 会社等計9 事業主体が実施した日中経済交流等事業、経営安定関連保証等対策事業等に係る国庫補助金 33,854,404 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

5 件	不当と認める国庫補助金	8,523,898 円
-----	-------------	-------------
- (2) 不適正な経理処理を行うことにより補助金を受給していたもの

1 件	不当と認める国庫補助金	15,153,232 円
-----	-------------	--------------
- (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件	不当と認める国庫補助金	7,789,803 円
-----	-------------	-------------
- (4) 工事の設計が適切でなかったもの

1 件	不当と認める国庫補助金	1,361,379 円
-----	-------------	-------------
- (5) 補助の目的を達していなかったもの

1 件	不当と認める国庫補助金	1,026,092 円
-----	-------------	-------------

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 8,523,898 円

免税事業者等の人件費等について消費税相当額を含めて算定していたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,954,298 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(343) 資源エネルギー庁	(注) 一般社団法人太陽光発電協会 (東京都港区) (事業主体)	住宅用太陽光発電導入支援対策	20, 21	28,071,899 (28,071,899)	28,071,899	2,954	2,954

(注) 平成21年5月13日以前は有限責任中間法人太陽光発電協会

この補助事業は、太陽光発電の導入量の大幅拡大を進めるため、住宅用太陽光発電システムの価格低下を促しつつ市場の拡大を図ることを目的として、事業主体が同システムを設置する者に、その経費の一部を助成するものである。そして、事業主体は、同システムの導入事業費等として28,071,899,156円(補助対象事業費同額)を要したとして実績報告を行い、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

本件補助事業の実施に当たり、事業主体は、都道府県ごとの受付窓口として財団法人、特定非営利活動法人、社団法人、地方公共団体等の47団体と業務委託契約を締結していた。そして、事業主体は、47団体の職員等の人件費に係る消費税相当額を委託料に含めて支払っていた。

しかし、事業主体が業務を委託していた47団体の中には、消費税の納税義務が免除される免税事業者等(平成20年度9団体、21年度7団体)が含まれており、これらの免税事業者等に該当する団体は、事業主体から支払われた委託料のうち、職員等の人件費に係る消費税相当額を納税する義務等はなく、現に、当該消費税相当額を負担していなかった。このため、事業主体が補助対象事業費に含めていた免税事業者等に該当する団体の人件費等に係る消費税相当額計2,954,298円は、本件補助事業に実際に要した経費とはならないことから、補助対象事業費が計2,954,298円過大に精算されており、これに係る国庫補助金計2,954,298円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において免税事業者等に係る消費税の取扱いについての理解等が十分でなかったこと、資源エネルギー庁において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

支払の事実がない経費を含めるなどして補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,822,314 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(344) 中部経済産業局	株式会社北國新聞社 (石川県金沢市) (事業主体)	戦略的中心市街地商業等活性化支援	20	71,845 (31,609)	15,804	3,644	1,822

この補助事業は、金沢城公園に隣接する金沢市中心部の商店街と連携して商業の活性化を図ることを目的として、同公園で1週間にわたって各種イベントを実施する「金沢城オペラ祭」を開催したものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、上記イベントの実施に要したとする事業費

71,845,411 円(補助対象事業費 31,609,521 円)に対して国庫補助金 15,804,760 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、イベントの企画会社等に対して支払った事実がない経費を補助対象事業費に含めるなどしていた。

したがって、支払の事実がない経費を除くなどして本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると 27,964,892 円となり、前記の補助対象事業費 31,609,521 円との差額 3,644,629 円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 1,822,314 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、中部経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

職員に支給していない報酬を作業費として含めるなどして補助対象事業費を過大に精算していたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 1,366,632 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(345) 四国経済産業局	株式会社マーケティングダイナミックス研究所 (大阪市) (事業主体)	伝統的工芸品産業支援	17	4,435 (4,435)	2,000	3,168	1,366

この補助事業は、伝統的工芸品産業の産地活性化・産業の振興を図るため、シンポジウムの開催やオリジナルデザインの試作等を行うものである。本件補助事業において、事業主体の職員の給与、社会保険料等の人件費は補助対象外であるとされているが、四国経済産業局は、本件補助金の交付決定に当たり、補助事業に従事した事業主体の職員に対する報酬を、作業費として所定の給与等とは別に直接当該職員に支給する場合には、補助対象経費に含めることを認めていた。そして、事業主体は、補助事業に従事した 3 名の職員に係る作業費 3,030,000 円を含めた事業費 4,435,386 円(補助対象事業費同額)に対して、国庫補助金 2,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際には、上記 3 名の職員に対して、所定の給与等とは別に、上記の作業費を支給していなかったなどのため、補助対象事業費が 3,168,650 円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 1,366,632 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業に対する理解が不足していたこと、四国経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことによると認められる。

補助事業に使用しなかった物品の購入費を含めていて補助対象事業費を過大に精算していたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 1,292,172 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(346) 中国経済産業局	中原鉄工株式会社 (岡山市) (事業主体)	事業化・市場化支援	21	13,091 (12,467)	8,311	1,938	1,292

この補助事業は、事業主体が事業分野の異なる中小企業と連携して、フェムト秒超短パルスレーザー光源(以下「レーザー光源」という。)の事業化を実施するものである。事業主体は、本件補助事業の

実施に当たり、試作・開発等に要したとする事業費 13,091,144 円(補助対象事業費 12,467,745 円)に対して、国庫補助金 8,311,828 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、レーザー光源の試作品用の部品として一括購入したチャープミラー等^(注2)の一部(購入価額 1,938,258 円)を、購入後保管したままにしていたり、レーザー光源の販売品の製造に使用していたりして、補助事業に使用していなかったのに、この購入費を試作・開発費に含めていたため、補助対象事業費が 1,938,258 円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 1,292,172 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと、中国経済産業局において、事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) フェムト秒超短パルスレーザー レーザーパルスの持続時間をフェムト秒単位(1000兆分の1秒)まで短くしたレーザー。極めて短時間内に大きなエネルギーを集中させることができるため超精密微細加工などの分野への応用が期待されている。

(注2) チャープミラー フェムト秒超短パルスレーザー等の光学系で使用する部品

**補助金の受領後に実質的な値引きを受けていたため、補助対象事業費を過大に精算するな
どしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,088,482 円)**

部 局 等	補助事業者 等 (所在地)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費等) 千円	左に対す る国庫補 助金等交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費等 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
(347) 近畿経済 産業局	KOBE ミュ ージックウ オーク2010 実行委員会 (神戸市) (事業主体)	地域商店 街活性化	21	37,462 (36,648)	24,432	1,632	1,088

この補助事業は、地域における消費の拡大及び商店街等における中小商業の活性化を目的としてイベント事業を実施するものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、コンサート等のイベント事業に係る委託費等に要したとする事業費 37,462,063 円(補助対象事業費 36,648,475 円)に対して、国庫補助金 24,432,316 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、委託費等の支払に充てるため、イベント事業に係る委託契約の相手方である法人から資金を借り入れた上で同法人に委託費全額を一旦支払い、これを補助対象事業費に計上して補助金の交付を受けた後、同法人から借入金の一部について協賛金の名目で返済を免除されていて、実質的に委託費の値引きを受けていた。また、補助の対象でない別のイベントに係る費用を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際に負担した額によるなどして本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると 35,015,751 円となり、前記の補助対象事業費 36,648,475 円との差額 1,632,724 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額 1,088,482 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、近畿経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 不適正な経理処理を行うことにより補助金を受給していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 15,153,232 円

虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行うことにより補助金を受給していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 15,153,232 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(348) 経済産業本省	財団法人日中経済協会(東京都千代田区) (事業主体)	日中経済交流等	18~22	289,381 (288,875)	145,386	30,306	15,153

第3章
第1節
第10
経済産業省

この補助事業は、日中両国間の経済貿易の円滑な発展等に資することを目的として、日中間の経済交流のための関連情報の収集等、資源開発等のための調査(以下、これらを「日中経済交流事業」という。)等を実施するものである。事業主体は、平成18年度から22年度までの間に、日中経済交流事業に係る資源開発等を調査するための調査員の派遣等に要したとする事業費計289,381,580円(補助対象事業費288,875,439円)に対して、国庫補助金計145,386,206円の交付を受けていた。そして、事業主体は、実績報告書において、上記の調査員として特別嘱託職員を東京から北京に派遣して、これに係る日当及び宿泊費計28,417,060円、航空賃計1,582,615円、支度料計173,676円及び渡航雑費計133,115円、合計30,306,466円を派遣費として支払ったとして補助対象事業費に計上していた。

しかし、事業主体は、当該職員が以前から北京市内に居住しており、事業主体の北京事務所に勤務して東京から北京に派遣されていないのに、派遣されたとする虚偽の内容の旅行出張命令書、これに係る出金伝票等を作成するなどの不適正な経理処理を長期にわたって行っており、日当及び宿泊費等の派遣費計30,306,466円は実際には支払われていなかった。

したがって、18年度から22年度までの間に、派遣費として支払ったとしていた計30,306,466円に係る国庫補助金相当額計15,153,232円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助対象事業費の適正な会計経理に関する認識が著しく欠如していたこと、経済産業本省において、事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによるものと認められる。

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 7,789,803 円

損失補償先の重大な過失に起因する損失についても損失補償を行っていたため、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 7,789,803 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(349) 中小企業庁	社団法人全国信用保証協会連合会(東京都千代田区) (事業主体)	経営安定関連保証等対策	12~21	13,124	13,124	7,789	7,789

この補助事業は、信用保証協会(以下「協会」という。)が資金繰りに支障が生じている中小企業者等への資金供給を円滑にするために行う経営安定関連保証(以下「経安保証」という。)等に係る保証債務の

履行を円滑にすることなどを目的として、社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)が協会に対して損失補償金の出えんなどを行うための経営安定関連保証等特別基金(以下「経安基金」という。)を造成するものである。

経安保証等の保証債務に係る損失補償金の支払等は、連合会と協会との間で締結する損失補償契約に基づき行うこととされている。そして、この損失補償契約においては、経安保証等について協会が代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫(平成16年7月1日から20年9月30日までは中小企業金融公庫、16年6月30日以前は中小企業総合事業団)より支払を受けた保険金の額を控除した額の8割を上限額として、連合会は協会に対して損失補償金を支払うこととされている。また、連合会は、協会が保証又は求償権の行使について故意又は重大な過失により求償権の全部又は一部の履行を受けることができなかつたときは、損失補償金の全部又は一部を支払わないことができることとされている。

連合会は、13年4月にA協会と経安保証等に係る損失補償契約を締結しており、A協会が経安保証等について代位弁済した場合には、これに係る損失補償金をA協会に支払うこととなる。

そして、A協会は、15年3月からB会社に経安保証を行っていたが、19年7月に、A協会がB会社に対して有していた根抵当権(極度額10,000,000円。以下、単に「根抵当権」という。)の対象となる物件を提供した物上保証人から根抵当権抹消申出があつた際に、A協会は、B会社についての保証債務が残っているのに、その保証状況の確認を十分に行わずにB会社についての保証債務がないと誤認して、その申出に応じていた。その後、A協会は、B会社が債務不履行に陥つたため、21年4月に代位弁済を行うこととなり、これを受け、連合会は、A協会に対して22年8月に経安基金から損失補償金13,124,962円を出えんしていた。

しかし、上記のようにA協会がB会社についての保証状況について十分な確認を行わずに根抵当権の抹消に応じていたことは、保証債務の管理についての重大な過失であり、これに起因して求償権の一部を回収できなくなったことによる損失について、連合会は損失補償の対象とすべきでなかつたと認められるのに損失補償を行っていた。

したがって、前記の13,124,962円と、A協会の重大な過失に起因する損失について連合会が損失補償を行わなかつた場合に支払われる損失補償金5,335,159円との差額7,789,803円が本件補助事業で造成された経安基金から過大に出えんされていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、損失補償先であるA協会の保証債務の管理状況についての確認が十分でなかつたことなどによると認められる。

(4) 工事の設計が適切でなかつたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,361,379円

擁壁の設計が適切でなかつたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,361,379円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (29,913)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 25,500	不当と認める補助対象事業費等 千円 1,597	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 1,361
(350) 九州経済産業局	佐賀県東松浦郡玄海町 (事業主体)	電源立地地域対策交付金	21	29,913 (29,913)	25,500	1,597	1,361

この交付金事業は、^{ありうらかみ}玄海町が、有浦上地内において、農道を拡幅するなどして改良するために、擁壁工、防護柵工、盛土工等を実施したものである。

このうち擁壁工は、農道の路体等の安定を図るために、ブロック積擁壁(高さ 0.6m~5.4m、延長計 102.0m)を築造するなどのものであり、防護柵は、車両が路外に逸脱するのを防止するために、ガードレールを設置するものである。

同町は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計「農道」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)等に基づき行っており、擁壁については、転倒等に対する安定計算を行い、安全であるとして、これにより施工していた。また、ガードレールについては、路側が盛土となっている区間については盛土の上に、車道が擁壁天端に近接して盛土がない 10.8m 区間については擁壁の頂部に直接設置することとして、これにより施工していた。

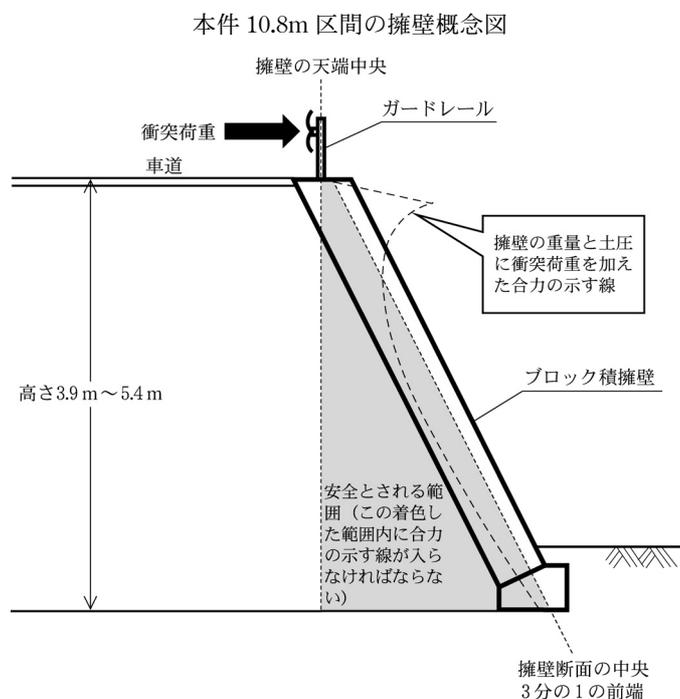
しかし、設計基準等によると、ガードレールを擁壁の頂部に直接設置する場合には、車両がガードレールに衝突する際の荷重(以下「衝突荷重」という。)を考慮して擁壁の安定計算を行うこととされているのに、同町は、衝突荷重を考慮していなかった。

そこで、ガードレールを頂部に直接設置した前記区間の擁壁(高さ 3.9m~5.4m)について、設計基準等に基づき衝突荷重を考慮して改めて安定計算を行ったところ、擁壁の重量と土圧に衝突荷重を加えた合力の示す線が、転倒に対して安定計算上安全とされる範囲(擁壁断面の中央 3分の1の前端より後方)に収まっていなかった(参考図参照)。

したがって、本件 10.8m 区間の擁壁等(工事費相当額 1,597,002 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 1,361,379 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、ガードレールを頂部に直接設置した場合の擁壁の安定計算について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(5) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,026,092 円
 対日貿易円滑化事業で作成したパンフレットが補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,026,092 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(351) 経済産業本省	財団法人対日貿易投資交流促進協会 (東京都豊島区) (事業主体)	対日貿易円滑化	20	74,022 (74,022)	73,795	1,253	1,026

この補助事業は、諸外国からの製品輸入の拡大を図り、もって諸外国との間における経済協力の推進と貿易の拡大均衡に寄与することを目的として、対日投資の円滑化に関する情報センターの運営、対日アクセスの促進及び小口輸入の推進についての事業を実施したものである。事業主体は、本件補助事業を事業費 74,022,083 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、国庫補助金 73,795,000 円の交付を受けていた。そして、事業主体は、本件補助事業のうち対日アクセスの促進についての事業として、日本市場の最新の動向を諸外国の企業等に提供することにより対日投資をより一層促進するため、日本語版及び英語版のパンフレットを各 3,500 部作成し配布したとしていた。

しかし、上記パンフレットのうち英語版(作成費 1,253,175 円)については、最新でないデータを掲載していたり、日本語版で約半ページ分の記述が欠落していたりするなど、全 85 ページのうち 70 ページにおいて 300 か所以上の誤りが見受けられ、日本市場の最新動向を提供する内容とはなっていない。そして、協会は、配布先から誤りを指摘されるなどしたため配布を取りやめていた。

したがって、上記の英語版パンフレットは補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 1,026,092 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたため、パンフレットに対する納品検査等が十分でなかったこと、経済産業本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 中小企業再生支援協議会事業において、謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されていたため過大に交付された委託費の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるとともに、謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認を適切に行うことなどにより委託費の算定を適正なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費 (平成 19 年度以前は、(項)中小企業対策費)
部 局 等	中小企業庁、3 経済産業局、内閣府沖縄総合事務局
委 託 事 業	中小企業再生支援協議会事業

委託事業の概要	事業の収益性はあるが財務上の問題を抱える中小企業の事業再生への取組を支援するために行う企業再生に係る知見を有する専門家による助言や再生計画の策定支援等
契約の相手方	7団体
契 約	平成18年4月～22年4月 随意契約
支 払 額	19億1507万余円(平成18年度～22年度)
過大となっていた支払額	4668万円(平成18年度～22年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

中小企業再生支援協議会事業の謝金に係る消費税の取扱いについて

(平成23年10月28日付け 中小企業庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 中小企業再生支援協議会事業等の概要

経済産業大臣は、平成15年から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)等に基づき、中小企業の再生支援に係る業務を適正かつ確実にを行う者として、商工会議所等の団体の中から都道府県ごとに1団体を認定している。認定を受けた団体は、商工会議所等の代表者により構成される中小企業再生支援協議会を団体内に設置している。そして、同協議会は、団体が行う中小企業の再生支援に係る業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、団体に対する専門的な助言を行っている。

貴庁は、15年から、事業の収益性はあるが財務上の問題を抱える中小企業に対し、事業再生への取組を支援するため、弁護士、公認会計士、税理士等の企業再生に知見を有する専門家が、中小企業からの相談に対して適切な助言や再生計画の策定支援等を行う中小企業再生支援協議会事業(以下「協議会事業」という。)を実施している。そして、貴庁は、協議会事業に係る委託契約の締結、委託費の額の確定等の委託に関する事務を、経済産業省の地方支分部局である経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局(以下「経済産業局等」という。)に委任しており、経済産業局等は、上記の団体と協議会事業に係る委託契約を締結し、団体は、協議会事業を実施するため、専門家や事業の運営を行うために配置された事務局員等に対して謝金を支払うなどしている。

協議会事業の委託費については、団体から実績報告書の提出を受けて、委託費の総額を決定する確定検査を行った上で、事務局員に係る謝金等の「協議会費」、専門家に係る謝金等の「事業費」並びに一般管理費及び消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で委託業務の実施に要した経費の額により確定し、支払うこととしている。

(2) 委託事業に係る消費税の取扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)によれば、消費税の課税対象は、国内において事業者が行った事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供とされて

おり、委託契約は、このうち役務の提供に該当するため、委託先が課税事業者である場合、委託費は委託先の課税売上げとなり、委託費総額が消費税の課税の対象となる。

そして、協議会事業における委託費は、委託先が消費税の課税事業者である場合、協議会費及び事業費についてそれぞれ消費税額を除いて計上し、その合計額に一般管理費率を乗じて算出した一般管理費を合算して、さらにこれらの合計額に消費税率5%を乗じて得た消費税額を合算して算定されることとなる。

(3) 謝金に係る消費税等の取扱い

委託事業における謝金には、雇用契約を締結した職員等に対する給与等のほか、弁護士、公認会計士、税理士等の業務に関する報酬、料金等(以下「報酬料金等」という。)などがある。

一方、消費税法等によれば、課税の対象となる役務の提供とは、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、便益その他のサービスを提供することをいい、弁護士、公認会計士、税理士等によるその専門的知識、技能等に基づく役務の提供もこれに含まれることとされている。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する給与等を対価とする役務の提供は、消費税の課税の対象から除くこととされている。

したがって、委託事業において、委託先が謝金として役務の提供の対価を支払った場合、その対価の支払が給与等に該当する場合を除き、原則として消費税の課税の対象となる。

また、所得税法は、特定の経費の支払者に支払金額、源泉徴収税額等を内容とした調書の提出を義務付けていて、報酬料金等の支払者は、所得税法に基づき、同一人に対する年間支払金額の合計が5万円を超える場合、支払を受ける者の各人別に「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(以下「支払調書」という。)を作成し、所轄税務署長に提出することとされている。また、給与等の支払者は、所得税法に基づき、支払を受ける者の各人別に「源泉徴収票」を2通作成し、このうち1通を所轄税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払を受ける者に交付することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴庁が経済産業局等に委託に関する事務を委任して実施している協議会事業は、その委託費の大部分が委託業務に従事する専門家等に係る謝金となっている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、協議会事業の謝金に係る消費税の取扱いは適切かなどに着眼して、貴庁において、20、21両年度に東北経済産業局を除く8経済産業局等が41団体に委託して実施した協議会事業82件(支払額計67億9084万余円)について、その実績報告書等により会計実地検査を行った。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、当該団体において、18年度から22年度までに実施した協議会事業について、団体の消費税の確定申告書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、18年度から22年度までの間に4経済産業局等が^(注1)7団体^(注2)に委託して実施した協議会事業29件(支払額計19億1507万余円)について、団体が経済産業局等に提出した実績報告書において、謝金支払額計14億7853万余円には消費税は含まれていないものと

して、協議会費及び事業費にそのまま計上し、これ以外の謝金支払額を含む他の経費及び一般管理費との合計額にこれらに係る消費税額を合算して委託費が算定されていた。

しかし、7団体の消費税の確定申告事務を行っている経理担当者に謝金に係る消費税の取扱いを確認するとともに、支払調書の控えや源泉徴収票の控えなどを確認したところ、上記の謝金支払額計14億7853万余円のうち専門家等に対する謝金支払額9億0160万余円については、実際には専門家等が提供する役務に対する報酬料金等として支払われたものであったことから消費税の課税の対象であり、謝金支払額には消費税が含まれていた。そして、上記のとおり、当該謝金支払額とこれ以外の謝金支払額を含む他の経費及び一般管理費との合計額に消費税率5%を乗じていたため、委託費に上記の専門家等に対する謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されていた。

したがって、7団体が実施した協議会事業29件について、実績報告書の協議会費及び事業費に計上されている専門家等に対する謝金支払額計9億0160万余円から消費税額を除いた額とこれ以外の謝金支払額を含む他の経費及び一般管理費との合計額に消費税率5%を乗じるなどして適正な委託費を算定すると、計18億6839万余円となることから、前記の委託費支払額計19億1507万余円は、計4668万余円が過大となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、協議会事業の委託費の算定において、専門家等に対する謝金支払額に係る消費税額が重複して計上されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、7団体において、団体の経理担当者と協議会事業の担当者との間で謝金支払額が消費税の課税の対象であるかについての連絡調整が不足していたことにもよるが、経済産業局等及び貴庁において、次のことなどによると認められる。

ア 経済産業局等において、協議会事業の確定検査に当たり、団体が謝金を支払った場合に、その支払額が消費税の課税の対象であるかについて、支払調書の控えや源泉徴収票の控えなどによる確認が十分でなかったこと

イ 貴庁において、経済産業局等に対して、協議会事業において団体が謝金を支払った場合に、その支払額が消費税の課税の対象であるかについての具体的な確認方法について指導が十分でなかったこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴庁は、今後とも委託に関する事務を経済産業局等に委任して協議会事業を実施することが見込まれる。

については、貴庁において、前記の4経済産業局等を通じて7団体に過大に交付した委託費の返還を求めるなどの措置を速やかに講ずるよう是正の処置を要求し、及び、確定検査の実施に当たり、謝金支払額が消費税の課税の対象であるかの確認について、支払調書の控えや源泉徴収票の控えなどにより適切に行うこととするとともに、これを経済産業局等に対して周知徹底することにより委託費の算定を適正なものとするよう是正改善の処置を求める。

(注1) 4 経済産業局等 中部、近畿、九州各経済産業局、内閣府沖縄総合事務局

(注2) 7団体 財団法人富山県新世紀産業機構、京都、福岡、佐賀、長崎、宮崎、那覇各商工会議所

(2) 特許料等の納付について、特許印紙による納付から口座振替による納付への積極的な誘導施策を検討することなどにより、特許印紙売りさばき手数料の負担の軽減を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	特許特別会計 (款)特許料等収入 (項)特許印紙収入
部 局 等	特許庁
特許印紙売りさばき手数料の概要	特許印紙の販売を受託している郵便事業株式会社が、売りさばいた金額を特許特別会計に納付するに当たり、当該売りさばき金額から一定の割合で控除する金額
特許印紙収入	996億6455万余円(平成22年度)
上記に係る特許印紙売りさばき手数料の額	32億4166万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

特許料等の納付について

(平成23年10月21日付け 特許庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 特許料等の納付方法の概要

貴庁は、工業所有権に関する特許料、手数料等(以下「特許料等」という。)を特許の出願等を行う申請人から収納している。そして、特許料等の納付方法のうち主に利用されているものは、特許印紙による納付及び口座振替による納付である。

(1) 特許印紙による納付

特許印紙による納付は、申請人があらかじめ購入した印紙を手続書面に貼付することにより特許料等を納付する方法であり、また、申請人が納付すべき特許料等の見込額を特許印紙により貴庁に予納しておき、必要なときに申請人の申出により貴庁が予納額から引き落とす方法も認められている。この予納制度は、平成2年12月に特許、実用新案等に係る電子出願が開始されたことに合わせて導入された。そして、貴庁所管の社団法人発明協会(以下「社団法人」という。)は、この申請人が行う特許印紙による予納を代行する事業(以下「代行納付」という。)を行っている。代行納付を利用する申請人は、特許印紙を購入するための代金を社団法人の銀行口座に口座振込により送金し、社団法人が申請人に代わって特許料等の納付に必要な特許印紙を貴庁へ提出している。

代行納付で使用される特許印紙は、貴庁が特許印紙の売りさばきを委託している郵便事業株式会社から更に委託を受けて社団法人が販売しており、その売りさばき額は特許印紙の全売りさばき額の約半分を占めている。そして、社団法人は、郵便事業株式会社から特許印紙の販売手数料を収受していて、この販売手数料を原資として無料で代行納付を行っている。

継続的な特許の出願等を行う申請人は、一度に数千万円相当の特許印紙を予納することもあり、このために高額な現金を持ち運び特許印紙を購入・貼付して貴庁窓口へ提出した

り郵送したりすることは、安全上の問題が生じるが、代行納付では、申請人は必要な金額を社団法人の口座に送金することのみで済むため、安全上の問題は生じない。

なお、社団法人の広報資料によると、現在、2,500 を超える企業・特許事務所等がこの代行納付を利用しているとされている。

特許料等の納付に必要な特許印紙については、前記のとおり、貴庁は、特許印紙の売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社に委託していて、22年度に同社が売りさばき金額から控除した特許印紙売りさばき手数料(売りさばいた印紙の金額の100分の3.15に相当する金額)は32億4166万余円と多額に上っている。

(2) 口座振替による納付

口座振替による納付は、申請人の利便性の向上、特許料等の納付手続の簡素化及び特許印紙売りさばき手数料の軽減を図るなどのため、新たな納付方法として21年1月に追加されたものであり、貴庁、申請人及び金融機関の三者間の合意に基づき、申請人が口座振替による納付の申出をしたときは、金融機関が申請人の口座から国庫金口座に納付すべき額を振り替える方法である。

そして、23年5月現在、貴庁は27金融機関と口座振替の契約を締結していて、口座振替1件につき10.50円の手数料を各金融機関に支払っており、22年度に支払った口座振替手数料は251万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

特許制度については、知的財産を活用した産業競争力の強化を図るため、手続の簡素化、料金負担の軽減等申請人の利便性を向上させることが求められている。そして、特許料等の設定は、特許業務に係る経費を特許料等の収入により支弁するという収支相償の原則を前提としていることから、経費を節減して申請人の負担する特許料等を軽減することが重要となっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、特許料等の特許印紙による納付から口座振替による納付への移行が進捗しているかなどに着眼して、貴庁において、特許料等の納付方法別の収納実績等について、委託契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 納付方法別の特許料等の収納実績等

18年度から22年度までの間における特許料等の収納実績を納付方法別にみると、次表のとおり、22年度の口座振替による納付の利用率は21年度から増加したものの10.0%にすぎない状況となっている。また、22年度の特許印紙による納付の利用率は89.4%であるが、その大部分は予納制度の利用によるものである。

表 特許印紙による納付及び口座振替による納付の収納実績

年 度	全 体			うち特許印紙による納付			うち口座振替による納付		
	件 数	金額(A)	利用率	件 数	金額(B)	利用率 (B/A)	件 数	金額(C)	利用率 (C/A)
18	2,667,089 件	1403 億円	100%	2,659,695 件	1397 億円	99.6%	—	—	—
19	2,630,876 件	1731 億円	100%	2,620,514 件	1725 億円	99.6%	—	—	—
20	2,524,326 件	1344 億円	100%	2,490,972 件	1326 億円	98.6%	19,285 件	10 億円	0.8%
21	2,345,521 件	1187 億円	100%	2,166,542 件	1099 億円	92.5%	165,438 件	81 億円	6.8%
22	2,398,011 件	1217 億円	100%	2,144,545 件	1088 億円	89.4%	239,453 件	121 億円	10.0%

注(1) 20年度における「口座振替による納付」は、21年1月の制度導入後の実績である。

注(2) 代行納付の実績は、特許印紙による納付実績に含まれる。

注(3) 特許料等の収納方法としては、他に現金納付及び電子現金納付もあるため、特許印紙による納付と口座振替による納付の件数及び金額を合計しても、全体の件数及び金額とは一致しない。

そして、特許料等を特許印紙により納付する場合、表の特許印紙による納付件数及び金額に基づき計算すると、貴庁は1件につき平均約1,500円の特許印紙売りさばき手数料を負担していることになるが、口座振替により納付する場合には、貴庁は1件につき10.50円の手数料を負担するのみとなる。

(2) 口座振替による納付の利用率が増加しない原因

口座振替による納付と代行納付は、申請人にとっては、いずれも金融機関を利用する納付方法であり、共に高額な現金を持ち運び特許印紙を購入・貼付して貴庁窓口へ提出したり郵送したりするという安全上の問題は解消されている。そして、申請人の多くが、代行納付を含めた特許印紙による予納制度を継続して利用していて、この予納制度の利用が定着していることなどのため、口座振替による納付の利用率が増加していないと思料される。

(3) 口座振替の利用促進のための貴庁の取組状況

口座振替による納付を取り扱っている金融機関は、21年1月に制度が導入されたときは6機関であったが、貴庁の取組により、22年10月の時点では14機関、23年5月現在では27機関となっている。

また、貴庁は、制度の開始に合わせて、口座振替の利用方法及び口座振替による納付のメリット等を取りまとめたパンフレットを作成して、日本弁理士会等の関係機関へ送付し、会員や利用者への配布を依頼するなどの周知広報活動を行っている。

このように、貴庁は、口座振替による納付の利用率を増加させるため、一定の取組を行っているところである。

しかし、貴庁が口座振替の契約を締結している金融機関数は増加しているものの必ずしも十分なものとなっておらず、また、貴庁が行っている周知広報活動が前記のとおり関係機関へのパンフレットの送付等にとどまっていることなどから、表のとおり、口座振替による納付の利用率は、増加傾向にあるものの22年度で10.0%にとどまっている。

(改善を必要とする事態)

代行納付を含めた特許印紙による予納制度の利用が定着していることなどから口座振替による納付への移行が進まず、貴庁が負担している多額の特許印紙売りさばき手数料の軽減が図られていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、特許業務の経済的な実施についての認識が十分でないため、代行納付を含めた特許印紙による予納制度の利用が定着している状況にある中で、口座振替による納付の利用を促進するための取組が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

代行納付は、貴庁が新たな納付方法として口座振替を導入する前に、特許印紙による納付のデメリットである高額な印紙を持ち運ぶことなどの危険性を避けたいとする申請人からの要望に応じて実施されてきたものであり、現在、社団法人を含めた複数の団体において実施されている。しかし、社団法人等の代行納付は、口座振替による納付と比べて、申請人にとっては金融機関を利用する納付方法であるという点において同様であるのに、貴庁にとっては口座振替手数料と比べて著しく多額な特許印紙売りさばき手数料を負担することになっており、この負担は収支相償の原則から最終的には申請人が負担することになる。

また、貴庁は、口座振替による納付の利用率を増加させるため、前記のとおり一定の取組を行っているところであるが、十分に効果的なものとはなっていない。

については、特許業務に係る経費を軽減して申請人に還元することの重要性に鑑み、貴庁において、特許料等の口座振替による納付への移行を推進することにより特許印紙売りさばき手数料の負担の軽減を図るよう、次のとおり意見を表示する。

ア 口座振替の速やかな普及を図るため、取扱金融機関の一層の拡大を図るとともに、大口の申請人等に対し、口座振替の利便性等の情報を個別に提供するなど効果的な周知広報活動を行うこと

イ 社団法人等の代行納付を含め印紙による予納制度の在り方について十分検討するとともに、口座振替への積極的な誘導施策の実施を検討すること

- (3) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの

所	管	文部科学省、経済産業省及び環境省
会計名及び科目		エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)
		(項)周辺地域整備資金へ繰入
		〔平成18年度以前は、 電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (項)周辺地域整備資金へ繰入〕

部 局 等	資源エネルギー庁
周辺地域整備資金の概要	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第92条第1項等の規定に基づき、発電用施設等の立地の進捗に伴って必要となる電源立地地域対策交付金等に対応できるようあらかじめ積み立てている資金
周辺地域整備資金の残高	1231億5598万余円(平成22年度末)
上記のうち縮減可能な資金の額	657億円

【意見を表示したものの全文】

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について

(平成23年10月5日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 周辺地域整備資金等の概要

(1) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の概要

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を明確にするため、エネルギー対策特別会計(以下「エネルギー特会」という。)を設置し、一般会計と区分して経理している。

このエネルギー特会は、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定(以下「促進勘定」という。)の2勘定に区分されている。

そして、促進勘定においては、一般会計を経由して繰り入れられる電源開発促進税の収入を財源として、電源立地対策として実施される発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。)に基づく交付金及び発電用施設の周辺地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用と、電源利用対策として実施される発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置に要する費用を区分して経理している。

(2) 電源立地対策の沿革

国は、原子力、火力両発電用施設等の設置を円滑に進めるために、昭和49年に整備法、電源開発促進税法(昭和49年法律第79号)及び電源開発促進対策特別会計法(昭和49年法律第80号。以下「電源特会法」という。)のいわゆる電源三法を制定し、これに基づき電源立地対策の実施を開始し、55年には同対策に関する経理を電源開発促進対策特別会計電源立地勘定(以下「立地勘定」という。)で行うこととした。

そして、我が国のエネルギー構造が欧米諸国に比べ依然として石油依存度が高く、その供給構造が相対的に弱い状況にあったことや、京都議定書の締結により温室効果ガス排出量の削減義務を負ったことなどを背景として、平成15年には、安定的な電力供給源であり、かつ、二酸化炭素の排出量の低減に資する原子力、水力両発電用施設等の長期固

定電源の立地・利用促進を重点的に進めるため、整備法及び電源特会法の一部を改正した。電源立地対策については、それまで公共用施設整備事業等を対象として交付されていた電源立地等初期対策交付金、電源立地促進対策交付金、原子力発電施設等周辺地域交付金、電力移出県等交付金、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金及び水力発電施設周辺地域交付金を統合して電源立地地域対策交付金(以下「立地交付金」という。)を創設し、立地交付金の一部を支弁するための積立てを目的とする周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)を設置するなどの見直しを行った。

その後、19年に、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)の施行を受けて電源特会法が廃止され、新たに施行された特会法に基づき、電源立地対策に関する経理は、エネルギー特会の促進勘定において行われることとなった。

(3) 立地交付金及び整備資金の概要

立地交付金は、電源地域における住民の福祉の向上を図るなどのために、電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年文部科学省・経済産業省告示第2号)等に基づき、立地可能性調査開始の翌年から運転終了に至るまでの発電用施設等の立地の進捗に応じて、発電用施設出力や電灯需要家契約口数等を考慮するなどして交付限度額を定め、当該発電用施設等が所在する市町村等に対して交付されている。なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する発電用施設等に係る立地交付金については文部科学省が所管しており、それ以外については貴省が所管している。

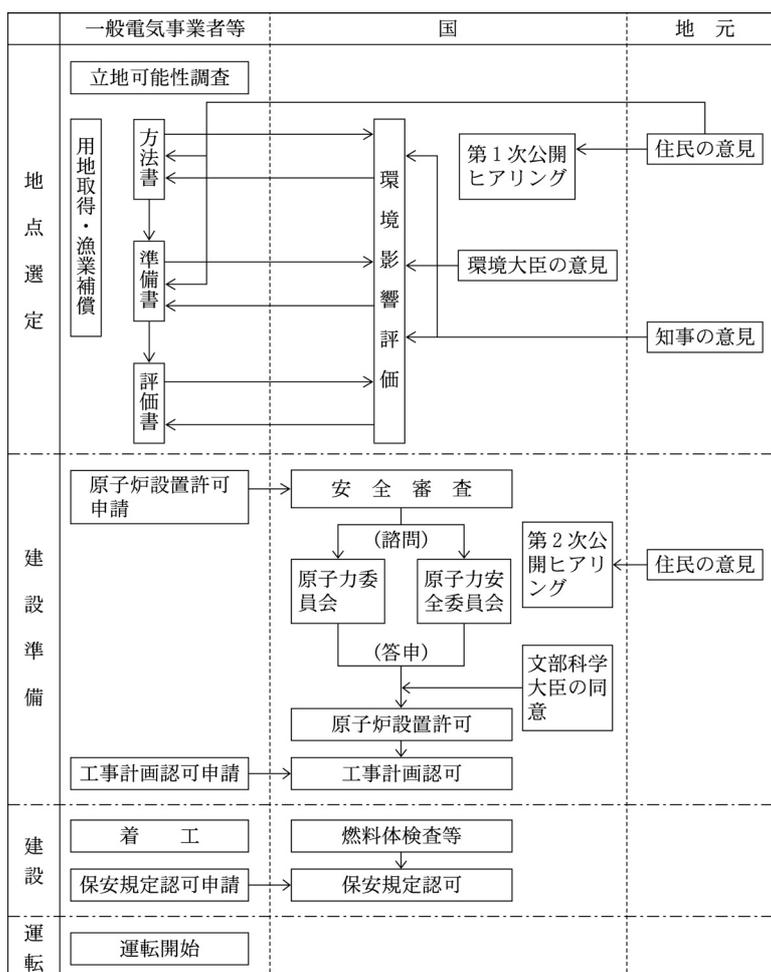
また、整備資金は、本院の平成13年度決算検査報告や国会での議論等を踏まえ、立地勘定の剰余金が将来の財政需要への備えであることについての透明性及び説得性を高めるとして同勘定に設置されたもので、貴省が所管している立地交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。

そして、整備資金の積立てについては、予算で定めるところにより、促進勘定からの繰入金及び同勘定の決算剰余金から組み入れる組入金をもってこれに充てることとされている。また、立地交付金等に充当するための整備資金の取崩しについては、予算で定める金額に限り、促進勘定の歳入に繰り入れることができることとされている。

(4) 原子力発電施設の立地手続

原子力発電施設の立地に当たり、一般電気事業者等は、立地可能性を調査した後、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価等を実施し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)に基づく国の原子炉設置許可を受けるなどとされており、その主な手続は図1のとおりとなっている。

図1 原子力発電施設の立地に必要となる手続



(5) 原子力発電施設に係る安全対策

原子力発電施設の安全対策については、一般電気事業者等が、国の基準等に基づき、災害時等の停電の際に利用されることになる非常用電源の整備等を実施している。

一方、原子力発電施設の周辺地域における安全対策については、これまでのところ、立地交付金とは別に、国が原子力施設等防災対策等交付金等を交付して、原子力発電施設が所在する道府県等が防災資機材の整備等を実施している。

(6) 立地勘定についてのこれまでの検査状況の概要

本院は、立地勘定について、平成13年度決算検査報告及び平成16年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の決算状況について」及び「電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について」を掲記している。

そして、平成13年度決算検査報告においては、立地勘定に多額の剰余金が生じていることを取り上げ、その主な原因が、地元同意を得るための調整が難航したことなどにより発電用施設の一部に設置工事の遅れが生じ、立地交付金の交付に至らず、多額の不用額が生じる事態が毎年度繰り返されてきたことであることなどから、剰余金の減少策等について検討することが望まれるとしている。

また、平成16年度決算検査報告においては、平成13年度決算検査報告に掲記した内容のフォローアップとして、立地勘定に加え、電源開発促進対策特別会計電源利用勘定につ

いても剰余金の状況を掲記するとともに、整備資金設置後の立地勘定については、地元同意を得るための調整の難航等により、原子力発電施設の立地に要する期間の長期化傾向が強まっていることから、整備資金に積み立てられた資金について、使用のめどが立たない事態に至るものが生じれば、剰余金と同様なものとなるおそれがあるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、上記のとおり、平成16年度決算検査報告において整備資金の状況等について掲記したところであるが、その後、原子力発電施設の立地が引き続き遅延している状況となっている。

また、23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所の事故について、その早期収束、原子力発電施設の周辺地域の安全対策等のための措置に多額の費用が必要とされている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、整備資金に係る資金規模及び将来の積立目標額は不要不急の資金が滞留することのないよう適正なものとなっているかなどに着眼して、資源エネルギー庁等において、17年度から22年度までの間に交付された立地交付金5740億余円、22年度末の整備資金の資金残高1231億余円等を対象として、決算書等の関係書類等により会計実地検査を行うとともに、資源エネルギー庁等から、立地交付金、整備資金に係る需要額(将来運転開始が見込まれる原子力発電施設に係る需要額)、整備資金の受払及び原子力発電施設の立地に係る関係資料を徴して、当該資料を分析するなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、立地交付金及び整備資金の状況、整備資金の積立対象となる原子力発電施設等、整備資金残高の推移等及び原子力発電施設の立地の進捗状況は、次のとおりとなっていた。

(1) 立地交付金及び整備資金の状況

17年度から22年度までの間における、立地交付金の交付実績額及び整備資金から促進勘定に繰り入れられて立地交付金に充当された額の推移は表1のとおりとなっている。

表1 立地交付金の交付実績額及び整備資金から立地交付金に充当された額の推移 (単位：百万円)

年 度	平成17	18	19	20	21	22	計
交付実績額	90,552	97,357	99,626	95,939	93,665	96,866	574,007
うち整備資金から立地交付金に充当された額	—	4,992	12,798	11,223	10,194	5,635	44,845

(注) 交付実績額には経済産業省所管分を計上しており、文部科学省所管分は除いている。

立地交付金は、前記のとおり、発電用施設等の立地の進捗に応じて交付されることとなっている。そして、貴省は、立地交付金の一部に充当される整備資金について、原子力発電施設の立地可能性調査開始の翌年から着工を経て運転開始までの期間に対応する財源として積み立てることとしている。しかし、立地交付金は、図2のとおり、主として、着工から運転開始までの期間に、集中して多額に交付されることから、整備資金は、原則として、この期間に係る財源を確保できれば十分であると認められる。

なお、東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等への対応のため、23年度第1次補正予算が成立しており、エネルギー特会において、整備資金から促進勘定への繰入れが500億円計上されている。

表2 整備資金残高等の推移 (単位：百万円)

年 度	促進勘定から整備資金への繰入額(積立て)	決算剰余金から整備資金への組入額(積立て)	整備資金から促進勘定への繰入額(取崩し)	整備資金残高
平成 15	26,000	—	—	26,000
16	53,000	9,100	—	88,100
17	12,500	6,353	—	106,954
18	13,600	5,545	4,992	121,106
19	11,000	3,279	12,798	122,587
20	9,600	3,462	11,223	124,426
21	7,700	3,320	10,194	125,251
22	—	3,540	5,635	123,155

(注) 促進勘定は、18年度以前は立地勘定である。

促進勘定から整備資金への繰入れについて、貴省は、21年度までは、前記のとおり電力供給計画において示された新增設に係る全ての原子力発電施設を一律に対象として算定した立地交付金等の将来の需要額から、当該年度末の整備資金の残高見込額を控除した額を、翌年度以降所要の年数で積み立てることになっていた。

そして、22年度については、当初、21年8月の概算要求においては上記により繰入額を算定していたものの、結果的には財政事情等により予算要求を行っていない。

(4) 原子力発電施設の立地の進捗状況

国は、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づき、15年10月に、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために、今後の原子力政策の方向性を含むエネルギー基本計画を策定している。そして、22年6月に改定されたエネルギー基本計画においては、今後の原子力政策について、2030年までに前記の電力供給計画に示された14基の原子力発電施設の新増設を行うこととされているが、現在、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国においてエネルギー基本計画の見直しが行われている。そして、エネルギー基本計画及び電力供給計画において示された原子力発電施設14基の立地の進捗状況は、次のとおりとなっていた。

ア 電力供給計画における原子力発電施設の開発計画

一般電気事業者等は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)に基づき、毎年度策定する電力供給計画において、発電用施設の開発計画を作成している。そして、22年度の整備資金の積立ての対象となっている21年度の電力供給計画における原子力発電施設14基に係る開発計画についてみると、表3のとおり、運転開始予定が当該年度から10年以内のものが東京電力福島第一7号等8基、同10年経過以降のものが東北電力株式会社浪江・小高等6基となっていた。

なお、東京電力福島第一7号及び同8号は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、23年5月に、東京電力により開発計画の中止が決定されている。

表3 平成21年度の電力供給計画における原子力発電施設の開発計画

運転時期	事業者名	発電所名称	所在地	出力 (万kW)	着工年月	運転開始年月
10年以内のもの	東京電力株式会社	福島第一7号(注)	福島	138.0	平成23年4月	27年10月
		福島第一8号(注)	福島	138.0	23年4月	28年10月
		東通1号	青森	138.5	22年12月	29年3月
	中国電力株式会社	島根3号	島根	137.3	17年12月	23年12月
		上関1号	山口	137.3	22年度	27年度
	電源開発株式会社	大間原子力	青森	138.3	20年5月	26年11月
	日本原子力発電株式会社	敦賀3号	福井	153.8	22年10月	28年3月
敦賀4号		福井	153.8	22年10月	29年3月	
10年経過以降のもの	東北電力株式会社	浪江・小高	福島	82.5	27年度	32年度
		東通2号	青森	138.5	27年度以降	32年度以降
	東京電力株式会社	東通2号	青森	138.5	25年度以降	31年度以降
	中部電力株式会社	浜岡6号	静岡	140級	27年度	31年度以降
	中国電力株式会社	上関2号	山口	137.3	27年度	32年度
	九州電力株式会社	川内3号	鹿児島	159.0	25年度	31年度
計 14 基 1,930.8 万 kW						

(注) 東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受けて、23年5月に、同社は開発計画の中止を決定している。以下の表についても同様。

また、14基の当初着工予定からの遅延年数についてみると、表4のとおり21年度の開発計画作成時点で最大37年の遅れが生じており、着工済みの東京電力東通1号、中国電力株式会社島根3号及び電源開発株式会社大間原子力(以下、これらを合わせて「着工済み3基」という。)を除く11基の原子力発電施設のほとんどについて、その着工及び運転開始予定が毎年度1年程度先送りされている状況となっている。

このことについて、貴省は、原子力発電施設用地の取得及び地元同意を得るための調整が長期にわたり難航していることなどによると説明している。

表4 平成19年度以降の電力供給計画における原子力発電施設の開発計画の状況

事業者名	発電所名称	遅延年数(年)	平成19年度開発計画		平成20年度開発計画		平成21年度開発計画		備考
			着工年	運転開始年	着工年	運転開始年	着工年	運転開始年	
東北電力株式会社	浪江・小高	37	25年	30年	26年	31年	27年	32年	
	東通2号	16	25年以降	30年以降	26年以降	31年以降	27年以降	32年以降	
東京電力株式会社	福島第一7号	11	21年	25年	22年	26年	23年	27年	
	福島第一8号	11	21年	26年	22年	27年	23年	28年	
	東通1号	12	20年	26年	21年	27年	22年	29年	23年1月着工済み
	東通2号	14	23年以降	29年以降	24年以降	30年以降	25年以降	31年以降	
中部電力株式会社	浜岡6号	—	—	—	—	—	27年	31年以降	
中国電力株式会社	島根3号	3	17年	23年	17年	23年	17年	23年	17年12月着工済み
	上関1号	11	21年	26年	22年	27年	22年	27年	
	上関2号	11	24年	29年	25年	30年	27年	32年	
九州電力株式会社	川内3号	—	—	—	—	—	25年	31年	
電源開発株式会社	大間原子力	9	19年	24年	20年	24年	20年	26年	20年5月着工済み
日本原子力発電株式会社	敦賀3号	7	22年	28年	22年	28年	22年	28年	
	敦賀4号	7	22年	29年	22年	29年	22年	29年	

(注) 遅延年数は、当初の着工予定年から平成21年度計画で示された着工年までの年数である。

イ 原子力発電施設の立地手続の進捗状況

原子力発電施設の立地に当たっては、図1のとおり、電気事業法等の法令等に基づく手続が必要となっている。このうち、原子力発電施設の着工前に実施することとなっている環境影響評価、原子炉設置許可申請及び許可の各手続について、原子力発電施設14基の進捗状況は、表5のとおり、22年度までに、環境影響評価まで完了したものが11基、原子炉設置許可申請まで完了したものがこの11基のうち7基となっている。

表5 原子力発電施設の設置に係る各手続の進捗状況と各施設に対応した整備資金に係る需要額(平成22年度時点)

事業者名	発電施設名称 (上記施設に対応した整備資金に係る需要額)	環境影響評価	原子炉設置許可申請	原子炉設置許可	着工
東北電力株式会社	浪江・小高 (288.0億円)	—	—	—	—
	東通2号 (109.6億円)	—	—	—	—
中部電力株式会社	浜岡6号 (187.4億円)	—	—	—	—
東京電力株式会社	福島第一7号 (69.9億円)	平成13年2月	—	—	—
	福島第一8号 (129.8億円)	13年2月	—	—	—
	東通2号 (40.4億円)	15年9月	—	—	—
中国電力株式会社	上関2号 (183.9億円)	13年8月	—	—	—
	上関1号 (305.6億円)	13年8月	21年12月	審査中	—
九州電力株式会社	川内3号 (292.0億円)	22年8月	23年1月	審査中	—
日本原子力発電株式会社	敦賀3号 (13.6億円)	14年2月	16年3月	審査中	—
	敦賀4号 (213.1億円)	14年2月	16年3月	審査中	—
中国電力株式会社	島根3号 (0.0億円)	12年10月	12年10月	17年4月	17年12月
電源開発株式会社	大間原子力 (13.0億円)	11年10月	16年3月	20年4月	20年5月
東京電力株式会社	東通1号 (60.6億円)	15年9月	18年9月	22年12月	23年1月
計	14基 (1906.9億円)	11基 (1321.9億円)	7基 (897.9億円)	3基 (73.6億円)	3基 (73.6億円)

立地交付金は、前記のとおり、発電用施設の着工から運転開始までの期間に集中して交付されている。着工済み3基について、原子炉設置許可申請から、設置許可を経て資金需要が増大する着工に至るまでに要した期間をみると、表5のとおり、4年から5年程度を要している状況となっている。また、原子炉設置許可申請に係る審査中の4基のうち2基(日本原子力発電株式会社敦賀3号及び同敦賀4号)については、審査に要している期間が既に4年を経過しており、18年9月の耐震設計審査指針の改定や19年7月

に発生した新潟県中越沖地震の影響等による審査期間の長期化により、資金需要が増大する着工までに要する期間も長期化している傾向が見受けられる。

ウ 東日本大震災による原子力発電施設の立地への影響

23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一般電気事業者等においては、原子力発電施設の開発計画の見直しなどが想定されており、立地予定市町村等においても、原子力発電施設の新増設に対する地元同意を得るための調整に要する期間がより長期化することが想定される。

このような状況において、前記のとおり、東京電力は、福島第一7号及び同8号について開発計画の中止を決定しているところである。

また、国において、安全審査指針類の改定作業が始まったことから、審査中の原子力発電施設(表5参照)の審査期間が更に長期化することが想定される。さらに、前記のとおり、今後の原子力政策の方向性を含むエネルギー基本計画の見直しが行われることとなり、見直しの期間中においては原子力発電施設の立地の進捗が遅延することが想定される。

以上のことから、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れが見込まれる。したがって、整備資金の積立の対象とされている14基の原子力発電施設のうち、着工済み3基を除く11基については、当面の間は整備資金に係る需要が生じないものと認められることから、整備資金の積立対象を着工済み3基のみとすれば、22年度末の整備資金の残高1231億余円については、前記の整備資金に係る需要額1906億余円のうち当該3基分の需要額に相当する73億余円(表5参照)を留保しておけば足り、前記の23年度第1次補正予算で計上された整備資金から促進勘定への繰入額500億円を考慮しても、残りの657億円は当面需要が見込まれない、縮減が可能な余裕資金であると認められる。

また、今後、原子力発電施設の新増設に係る立地交付金の需要額の算定が必要になる場合には、前記のとおり、電力供給計画に示された新増設に係る全ての原子力発電施設を一律に対象とするのではなく、着工までに要する期間が4年程度であることや審査期間が更に長期化することが想定されることを踏まえて、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標とするなどして算定対象を選定し積立目標額の規模を見直すこととすれば、当面需要が見込まれない資金を滞留させない方策になると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、整備資金に係る需要が増大する時期について今後も遅れが想定される状況であるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留している事態、及び積立目標額の規模を見直すことなく、電力供給計画において開発が示されたことのみをもって全ての原子力発電施設を一律に積立の対象としている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、原子力発電施設の開発計画が遅延していることについて、それぞれ個別の事情があるにもかかわらず、電力供給計画において開発が示されたことのみをもって一律に整備資金に係る需要額を算定して、この額を目標として整備資金を積み立てていることなどによるものと認められる。

3 本院が表示する意見

原子力発電施設の立地の進捗は滞っており、安全審査指針類の改定、エネルギー基本計画の見直しなどにより、今後長期にわたり進捗が図られないことも想定される。

また、昨今の厳しい財政状況に鑑み、不要不急の資金は可能な限り削減し、より一層の有効活用を図ることが求められており、さらに、今般の東日本大震災の被災地の復興、原子力発電施設の周辺地域における安全対策のための措置等に多額の費用が必要とされることが見込まれる。

このような状況を踏まえ、貴省において、当面の間は、着工済み3基のみを整備資金の積立ての対象にするなどして、整備資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどし需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定して整備資金に係る需要額を算定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

多数の郵便物の郵送を伴う環境対応車普及促進事業等の実施に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)温暖化対策費
部 局 等	経済産業本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	一般社団法人次世代自動車振興センター、一般社団法人環境パートナーシップ会議
補助事業の概要	環境対応車を導入した者に対して、当該環境対応車の導入に要する経費の一部を助成するもの
国庫補助金交付額	5876億1063万余円(平成21年度)
上記のうち通知書の郵送に要した郵便料金	2億1701万余円
節減できた郵便料金	3469万円(平成21年度)

1 環境対応車普及促進事業の概要

(1) 環境対応車普及促進対策費補助金の概要

経済産業省は、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目的として、環境対応車を導入した者に対しその経費の一部を助成する環境対応車普及促進事業(以下「本件補助事業」という。)を実施する事業主体に対して、平成21年度補正予算により措置された環境対応車普及促進対策費補助金(以下「補助金」という。)を次のとおり交付している。

すなわち、同省は、第1次補正予算により措置された補助金 3572 億 1001 万余円を一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)に、また、第2次補正予算により措置された補助金 2304 億 0061 万余円を一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「パートナーシップ会議」という。)にそれぞれ交付している。

そして、センターは、本件補助事業を自ら実施しており、また、パートナーシップ会議は、交付を受けた補助金を原資として基金を設置するとともに、本件補助事業の実施をセンターに委託していて、センターから本件補助事業の実施に要すると見込まれた経費の請求を受け、その請求内容を審査した上で、基金を取り崩して当該経費を支払っている。

(2) 通知書の郵送の概要

センターは、本件補助事業の実施に当たり、環境対応車を導入した者(以下「申請人」という。)から申請を受けた助成金の交付決定等を行う際には、助成金の交付決定通知書兼額の確定通知書等(以下「通知書」という。)を申請人に郵送することとされており、21年8月から23年2月までに郵送した通知書は457万余通となっている。そして、通知書の郵送に当たっては、通知書の印刷、加工業務をセンターから受託している印刷業者が、近隣の郵便事業株式会社の支店に集配を依頼することにより差し出しており、センターが郵便事業株式会社に対して郵便料金を支払っている。

また、上記の郵便料金は、次のとおり、一定の条件に該当する場合には各種の郵便料金割引制度が定められている。

ア バーコード割引

定形郵便物及び郵便はがきを受取人の住所等を表す所定のバーコードを記載して一度に1,000通以上差し出した場合に受けられる割引であり、その割引率は5%となっている。

イ 区分郵便物割引のうちの基本割引

差出人が受取人の住所又は居所の郵便番号ごとに区分して一度に2,000通以上差し出した場合に受けられる割引であり、その割引率は、差出通数に応じて、2,000通以上は5%、1万通以上は7%、5万通以上は8%、10万通以上は9%となっている。

ウ 区分郵便物割引のうちの特別割引

基本割引に加算して受けられる割引であり、受取人の住所等を表すバーコードの有無等に応じて割引率が設定されている。このうち、バーコード付郵便物を差し出す場合における割引率は、差出人が送達に7日の余裕を承諾した場合は11%、送達に7日の余裕を承諾し、更に郵便事業株式会社の承認を受けて同社が指定する支店に一度に5万通以上差し出した場合は12%となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、本件補助事業においては多数の郵便物の郵送を行っていることから、本院は、経済性等の観点から、郵便料金割引制度を適切に活用して、郵便料金の支払額の節減が図られているかなどに着眼して、経済産業省、センター及びパートナーシップ会議において、申請人に対して郵送した通知書に係る郵便料金2億1701万余円を対象として、委託契約書、料金後納郵便物差出票、領収証等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、センターは、通知書の郵送に当たりバーコード割引の適用を受けていたが、さらに、次のとおり、各種の郵便料金割引制度の適用を受けることが可能であると認められた。

(1) 基本割引の適用について

センターが管理している申請人の住所、氏名等の情報の中には郵便番号が含まれていて、センターにおいて、当該情報を郵便番号順に並べ換えることが容易であったことから、一度に2,000通以上の差し出しを行っているものについては、郵便番号ごとに区分して差し出すことにより、5%から9%までの範囲で基本割引の適用を受けることが可能であると認められた。

(2) 特別割引の適用について

ア 通知書には、通知書の発送後、約2週間程度で助成金の確定額がセンターから指定の銀行口座に振り込まれる旨が記載されていて、送達に7日の余裕を承諾しても振込予定日前に通知書が送達されることが十分見込まれることから、基本割引の適用を受けることが可能であったものについて、基本割引に加算して、送達に7日の余裕を承諾した場合における11%の特別割引の適用を受けることが可能であると認められた。

イ センターは、郵便事業株式会社からその指定する支店に通知書を差し出すことについて承認を受けていたため、印刷業者は、通知書の郵送に当たり、郵便事業株式会社が指定していない近隣の支店ではなく、上記の指定する支店に差し出すことが可能であった。

したがって、一度に5万通以上差し出ししているものについては、送達に7日の余裕を承諾し、郵便事業株式会社が指定する支店に差し出すことにより、基本割引に加算して、12%の特別割引の適用を受けることが可能であると認められた。

上記のとおり、通知書の郵送に当たり、各種郵便料金割引制度の適用の可否を十分検討すれば、基本割引や特別割引の適用を受けることが可能であったのに、単にバーコード割引のみの適用を受けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた郵便料金)

上記により、申請人への通知書の郵送に当たり、基本割引及び特別割引の適用を受けていたとすれば、郵便料金を3469万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、各種郵便料金割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るという認識が十分でなかったこと、経済産業省等において、各種郵便料金割引制度の活用についてのセンターへの指導が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、経済産業省は、23年8月に、センター及び補助事業の担当部局に対して通知を発し、センターが実施する補助事業において、通知書の発送通数に応じた郵便料金割引制度を適切に活用するよう指導するとともに、補助事業の担当部局において、多数の郵便物の郵送が予定されている補助事業を実施する場合には、各種郵便料金割引制度を活用して、補助事業を経済的に実施するよう補助事業者を指導することとする処置を講じた。

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

平成 19 年度決算検査報告 509 ページ参照
平成 20 年度決算検査報告 424 ページ参照
平成 21 年度決算検査報告 553 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成 15 年 4 月 1 日に新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金 183 億 1236 万余円等を同年 10 月 1 日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の鉦工業承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は 19 年 6 月に終了して、債権管理回収業務についても承継時 100 億 0465 万余円の貸付金元本残高が 19 年度末時点で 17 億 0085 万余円まで減少している。このように承継業務の規模が年々縮小するなどしているのに、政府出資金の大部分を投資有価証券等の形で保有し続けている事態は、現下の財政状況等に鑑みると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、経済産業省において、機構の鉦工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、経済産業大臣に対して 20 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構に対して、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう指導、助言するとともに、機構の鉦工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討し、不要財産を国庫納付するための処理方法等を規定した「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 37 号)等が 22 年 11 月 27 日に施行されたことを受けて、出資金の減資を行うことにより生ずる資金を機構に国庫返納させることとする処置を講じていた。

そして、機構は、23 年 3 月に 168 億円を国庫に返納していた。

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) エネルギー使用合理化事業者支援補助金の交付について

平成 20 年度決算検査報告 405 ページ参照
平成 21 年度決算検査報告 555 ページ参照

1 本院が求めた是正改善の処置

資源エネルギー庁は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)にエネルギー使用合理化事業者支援補助金を交付しており、機構は、同補助金を省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められる設備を導入しようとする者に交

付している。このうち国土交通省の認定を要件とするタクシー事業者等に対するデジタル式GPS-AVMシステムの普及を図る補助事業について、導入した設備の省エネルギー率が算定できず事業効果が確認できなかつたり、国土交通省と機構との間で補助事業の執行体制が確立していなかつたり、機構において事業効果を確認、評価する体制が十分でなかつたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、国土交通省及び機構と連携して、補助事業が、補助金の趣旨に沿って適切に執行されるよう、適切な省エネルギー率の算定方法等を検討したり、国土交通省と機構との間の執行体制の見直しを検討したり、機構に事業効果の確認、評価を行うなどのための体制を整備させたりする処置を講ずるよう、また、適切な算定方法によって算定した省エネルギー率が著しく低く、補助金の効果的な執行が困難と判断された場合には、補助事業の継続の是非について検討するよう、経済産業大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、22年7月までに、適切な省エネルギー率等の算定方法等を検討するとともに、国土交通省と機構との間の執行体制を整備し、機構に事業効果の確認、評価を行うなどのための体制を整備させる処置を講じていた。その後、補助事業の継続の是非について検討した結果、22年度をもって、本件補助事業を廃止する処置を講じていた。

(2) 独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金について

〔平成20年度決算検査報告410ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告556ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、資産として保有する保証金204億5580万余円を民間業者に預託して運用させ、その利息収入によりコンテンツ産業国際展開支援等の事業を行っている。しかし、保証金の保有額が当該利息収入により実施している事業の規模に見合っていなかつたり、事業の実施方法が一旦契約すると長期間同一業者との契約が継続されることになっていたりなどして、資産保有の妥当性や事業の競争性及び透明性確保等の面から適切とは認められない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法について見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう機構に検討させて、不要となる資産は国庫に返納させることができることとする処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構に対して、保証金を預託先に運用させ、その利息収入を事業費に充てるという事業の実施方法について見直すとともに、機構が保有する資産の適正な規模について検討するよう指導・助言する処置を講じていた。

その結果、機構は、当該実施方法を見直した上で預託先と協議するなどして保証金を順次回収するとともに、資産の保有規模を適正なものとするため、204億5580万余円を国庫に返納することとしていた。

そして、機構は、不要財産を国庫納付するための処理方法等を規定した「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)が22年11月27日に施行されたことを受けて、同法等に基づき、23年9月末までに、204億5580万余円のうち137億3573万余円を国庫に返納し、残余の67億2006万余円について、国庫返納するために必要な処理を行っていた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国際博覧会事業の実施及び経理について

(平成21年度決算検査報告516ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

経済産業省は、サラゴサ国際博覧会及び上海国際博覧会の実施に当たり、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)に委託費を交付しており、機構は、この委託費及び民間企業等からの協賛金を財源として、別の事業者と再委託契約及び請負契約を締結している。しかし、機構の再委託契約において、事業費が概算額で算定され、将来実績額が変動することが予想されるのに、実績額に基づいた精算が行えない確定契約としていたり、海外で課せられる諸税の還付手続を行うことができない契約としていたりしている事態や、国際博覧会事業の収支状況の決算額を経済産業省及び機構が十分に把握していなかったり、公表することとしていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、機構に対して、現在実施中の再委託契約のうち精算が必要なものについては、実績額に基づく精算に向けて協議させるとともに、今後締結される再委託契約について実績額に基づいた精算及び海外で課される諸税に関する還付手続を行わせるよう指導及び助言を行ったり、国際博覧会事業の収支状況について公表したりするなどの処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 22年9月に、機構に対して、上海国際博覧会に係る再委託契約のうち実績額に基づく精算が必要な契約については、再委託業者との間で精算に向けて協議するよう指導及び助言を行った。

イ 同月に、「博覧会事業に関する予算執行の適正化のための事務マニュアル」を改定し、今後実施される国際博覧会事業については、目的又は性質上精算を要しない場合を除き、実績額に基づく精算を行わせるよう委託先に対し指導及び助言を行うこととするとともに、機構に対してその旨の通知を發した。

ウ 上記の改定したマニュアルにおいて、海外で課される諸税に関する還付手続を行うことや国際博覧会事業の収支状況を公表することなどについて、委託先に対して指導及び助言を行う旨を規定した。そして、上海国際博覧会に係る収支状況については、23年8月に経済産業省のホームページにより公表した。

(2) 中小企業者に適用される租税特別措置について

(平成21年度決算検査報告158、521ページ参照)
(155ページの財務省の項に掲記)

(3) 中小企業者に対する法人税率の特例について

(平成21年度決算検査報告167、521ページ参照)
(156ページの財務省の項に掲記)

(4) 地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金(研究開発環境支援事業)で購入した試験研究機器等の活用について

(平成21年度決算検査報告522ページ参照)

1 本院が表示した意見

経済産業省は、地域経済の活性化等を図るため、大学や公設試験研究機関等が参加する広域的連携組織の形成を通じ、各研究機関等が保有する人材、試験研究機器、研究成果等の研究開発資源の相互活用に取り組むことを目的として、各地域における産業支援機関等の事業主体に対して地域イノベーション創出共同体形成事業費補助金を交付している。しかし、研究開発環境支援事業で作成したマニュアル及び購入した試験研究機器等の活用状況をみると、広域的な相互活用やこれらを用いた技術支援が行われずに、補助事業の目的が十分に達成されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、補助事業の目的について各経済産業局を通じて事業主体等への周知徹底を図るとともに、マニュアル及び試験研究機器等が広く利用開放されるなど広域的な相互活用を図るため、統一的な活用方針、手続等を明確に示す処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年9月に通知を発するなどして、各経済産業局を通じて事業主体等に対して補助事業の目的について周知徹底を図るとともに、作成したマニュアル及び購入した試験研究機器等について、公設試験研究機関に無償譲渡するなどの適切な手続を経た上で、広く利用開放がされるよう統一的な活用方針、手続等を明確に示す処置を講じていた。

なお、事業主体は、作成したマニュアル及び購入した試験研究機器等について、23年1月末までに公設試験研究機関に無償譲渡するなどして、いずれも広域的な相互活用が図られていた。

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金の規模等について

(平成21年度決算検査報告527ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業に対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために、第2種信用基金による債務保証を実施しており、当該債務保証業務のための原資として、政府から出資金を受けるなどしている。しかし、同基金による事業再構築円滑化等債務保証等の利用が極めて低調となっていて、政府出資金等を財源としている同基金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省及び機構において、債務保証の利用実態を分析するなどした上で、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も利用の増大が見込めない場合は、利用実態に応じた事業規模となるように、基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、債務保証制度の改善点を把握するために金融機関等の制度の利用者から意見を聴取した上で、利用者のニーズを踏まえた制度改善策を検討し、23年1月に機構に対して債務保証制度の運用改善について指導・助言するとともに、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)の改正(23年7月1日施行)に伴い、第2種信用基金による債務保証の対象に事業革新新商品生産設備導入計画に係る債務保証を追加するなどの処置を講じていた。

一方、機構は、上記の指導・助言を受け、要領等の改正を行って、審査期間の短縮を図ったり、事業者や金融機関の事務手続の簡素化を図ったりするなどして、制度の利用促進を図る処置を講じていた。

そして、機構は、同年3月に第2期中期計画を変更し、同計画において、事業再構築円滑化等債務保証について、23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みを把握することとし、その結果、必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付することとしている。

(6) 制度改革促進基金造成事業により造成された制度改革促進基金の効果的な活用について

(平成21年度決算検査報告532ページ参照)

1 本院が表示した意見

国は、信用補完制度の下で、中小企業者が金融機関から受ける融資について、その債務を保証する信用保証協会(以下「協会」という。)と金融機関とが適切な責任共有を図ることを促進するため、平成17年度以降に全国52の協会が引き受けた部分保証方式による保証(以下「部分保証」という。)から生ずる損失を処理するための制度改革促進基金(以下「促進基金」という。)を造成するための補助金を各協会に対して交付している。しかし、各協会における補助金交付額や促進基金残高は、部分保証の実績に即した的確な配分や適正な規模になってお

らず、促進基金の必要額を過去の実績等に基づき試算すると、必要額を超えて保有されているものと認められる。また、促進基金を取り崩した後の回収金のうち、促進基金に戻し入れることとする必要があると認められる額が促進基金に戻し入れられることなく協会の一般財源となっている。

したがって、経済産業省において、各協会の促進基金が必要額を超えて過大に保有されることのないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、促進基金の効果的な活用を図るよう、経済産業大臣に対して22年7月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、協会と金融機関とが適切な責任共有を図る保証制度(以下「責任共有制度」という。)の利用をより一層促進するため、23年2月に補助金の交付要綱を改正するなどして、23年度以降、部分保証から生ずる損失に加えて、部分保証とともに責任共有制度の一環をなす負担金方式による保証から生ずる損失についても促進基金の取崩し対象とするなどの制度改正を行うことにより、促進基金の効果的な活用を図り、促進基金が適正な規模となり、必要額を超えて過大に保有されることのないようにする処置を講じていた。

また、中小企業庁は、促進基金を取り崩した後の回収金の取扱いについて、戻入に伴う事務負担も考慮して、促進基金の取崩し時に、回収金のうち促進基金に戻し入れることが必要となる額に相当する額を取崩額からあらかじめ減額して取崩しを行うことによって、戻入れと実質的に同じ効果をもたらすこととし、23年2月に促進基金の事務取扱要領を改正して、23年度以降、促進基金の取崩額は損失の一定割合の額を限度とするよう改め、協会に通知を発してその旨を周知する処置を講じていた。

(7) 危機対応業務の損害担保付貸付けについて

(平成21年度決算検査報告538ページ参照)

1 本院が表示した意見

金融秩序の混乱等に対応する危機対応業務の一環として実施している損害担保付貸付けの補償料率及び補填割合は、主務大臣告示(以下「告示」という。)において、中小企業等協同組合等の構成員に対しては、大企業等であっても、企業規模にかかわらず、中小企業と同じ補償料率及び補填割合を適用することが可能となっていることなどから、指定金融機関である株式会社商工組合中央金庫は、構成員に対する損害担保付貸付けを実施するに当たり、これに基づいた損害担保契約を株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)と締結していた。しかし、一般的に中小企業と大企業等とでは信用補完等による支援の必要性の程度が異なるものと思料される。

したがって、経済産業省において、構成員に対する損害担保付貸付けの実施に当たり、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率や補填割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう告示の改正を行うなどして、公庫の補償金支払財源の一部である国庫負担分が信用補完等支援の必要性の程度に応じた適切なものとなるよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、指定金融機関が構成員に対して損害担保付貸付けを実施する場合において、公庫と指定金融機関との損害担保契約の補償料率及び補填割合が当該構成員の企業規模に見合ったものとなるよう、23年5月に告示を改正し、補償金支払財源の一部である国庫負担分を信用補完等支援の必要性の程度に応じたものとする処置を講じていた。

(8) 都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金の有効活用等について

(平成21年度決算検査報告543ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

経済産業省は、都道府県等が、高度技術の開発・利用に関する研修又は指導事業等を、都道府県所管の公益法人に技術振興基金等を造成させて継続的に実施させる場合に、その基金への出えんなどに必要な経費の全部又は一部について、産業再配置促進費補助金、地域産業活性化推進対策費補助金及び指導事業費補助金を交付している。しかし、25道府県所管の33法人が保有する73基金において、基金による事業が実施されていなかったり、基金による事業を継続しているものの、近年、事業実績が全くなかったり、基金の運用益が他の会計に繰り入れられたりなどして、基金が有効活用されていないなどしている事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、基金事業として継続する必要性を十分検討した上で、基金の存続の必要性を検討するための基準等を都道府県等及び基金を保有する法人に示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、基金の適切かつ有効な活用を図る処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、前記の補助金の交付により造成された基金について、基金事業として継続する必要性を検討し、補助金の交付目的の根拠となっていた法律が既に廃止されているなど事業環境が変化していることに鑑み、23年5月及び7月に、各基金事業に関する基準等を定めて、都道府県等及び基金を保有する法人に対し、基金事業の終了時期を原則として27年度末を超えない範囲で設定させ、事業終了に当たっては終了する年度の次年度までに基金のうち国庫補助金相当額を返還しなければならないことなどを規定するとともに、都道府県等に対して通知を発して、その内容を周知し、これに基づいて、都道府県等から基金事業の終了時期等を定めた報告書等を所轄の経済産業局長に提出させるなどの処置を講じていた。

第11 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (352) 委託工事の実施に当たり、契約の履行の確認を適切に行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成するなど、不適正な会計経理を行って委託工事費を支払っていたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項) 道路交通安全対策事業費 (項) 地域連携道路事業費 (項) 道路交通円滑化事業費
部 局 等	関東地方整備局
委 託 工 事 名	成田新高速鉄道及び一般国道 464 号北千葉道路との一体的整備に係る工事
委託工事の概要	成田新高速鉄道と一体的に整備する一般国道 464 号北千葉道路新設工事を成田高速鉄道アクセス株式会社に委託して実施するもの
委 託 工 事 費	1,706,050,093 円(平成 21、22 両年度)
受 託 者	成田高速鉄道アクセス株式会社
支 払	平成 21 年 7 月、22 年 3 月、22 年 8 月、23 年 4 月
不適正な会計経理により支払われた委託工事費	1,706,050,093 円(平成 21、22 両年度)

1 委託工事に係る会計経理の概要

(1) 国の支払等の手続の概要

国の会計経理については、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等により、国の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度の所属については、工事費等で相手方の行為の完了があった後に交付するものはその支払をなすべき日の属する会計年度に属するものとされている。

そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、給付の完了の確認をするため必要な検査を行わなければならない、また、その検査を完了した場合には、原則として、所定の検査調書を作成し、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないなどとされている。

(2) 委託工事に係る契約の概要

関東地方整備局(以下「整備局」という。)は、成田空港へのアクセス強化等を目的とし、成田新高速鉄道との一体的な整備を行っている一般国道 464 号北千葉道路新設工事の一環として、平成 21、22 両年度に、高架橋、トンネル等の築造を、それぞれ委託工事費

730,221,963 円及び 975,828,130 円で成田高速鉄道アクセス株式会社(以下「会社」という。)と委託契約(以下、21 年度の委託工事に係る契約を「21 年度契約」といい、22 年度の委託工事に係る契約を「22 年度契約」という。)を締結して実施している。

上記の両契約は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について(平成 21 年 1 月国道政第 41 号国土交通省道路局路政課長等通知)等に基づいて締結されており、契約書において、会社は、工事完了後速やかに精算調書を整備局に提出し、委託工事費を精算するものとされている。そして、会社は、両契約の委託工事費の精算時に、会社が委託工事を実施するため他社に発注した工事の請負契約、工事の出来形等に関する資料(以下「精算関係資料」という。)を整備局に提出することとされ、整備局は、会社から提出された精算関係資料により上記の請負契約の内容等の確認を行い、両契約の委託工事費の精算を適切に行うなどとされている。

また、支出負担行為担当官である関東地方整備局長は、千葉国道事務所長(以下「事務所長」という。)を支出負担行為担当官の補助者に任命して、契約に係る検査、検査調書の作成を行うなどさせている。

そして、事務所長は、両契約について、会社から提出された精算調書等に基づいて、契約の履行の確認を行ったとして、それぞれ検査調書を作成して支出負担行為担当官に提出していた。これを受けて、支出負担行為担当官は当該検査調書等を審査し、この結果に基づき、整備局は、会社に対して両契約に係る委託工事費を支払っていた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託工事費の支払が会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、整備局及び千葉国道事務所において、21 年度契約及び 22 年度契約を対象として、精算関係資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、21 年度契約について、事務所長は、22 年 3 月に、会社から精算調書等の提出を受けた後、この精算金額 730,221,963 円を確認するため会社へ精算関係資料の提出を依頼したものの提出されなかったことから、精算調書等に記載された金額に係る履行内容の確認ができなかったのに、委託工事が完了したとして検査調書を作成し、整備局は、この検査調書に基づくなどして委託工事費 730,221,963 円を支払っていた。

その後、同年 6 月に会社から提出された精算関係資料によると、委託工事に実際に要した費用(以下「実績額」という。)は 707,265,710 円となっていて、精算調書に記載された金額を下回っており、上記委託工事費の支払額との間に 22,956,253 円の差額が生じていたのに、事務所長は、この事実を支出負担行為担当官に報告していなかった。そして、整備局は、23 年 1 月にこの事実を把握したが、委託工事は 22 年度も継続して実施していたことから、上記の差額を会社から返還させる手続をとらなかった。

また、22 年度契約について、事務所長は、23 年 3 月に、会社から実績額を 998,784,383 円とする精算関係資料の提出を受けたことから、実績額から上記の差額 22,956,253 円を減額した 975,828,130 円を委託工事費とする精算調書を会社に作成させた。そして、事務所長は、この精算調書に基づいて、22 年度契約の履行を確認したとして検査調書を作成し、整備局は、これを受けて、上記の差額を 22 年度に実施した委託工事の費用の一部に充てていた。

上記の事態は、整備局等において、委託工事の実施に当たり、契約の履行の確認を適切に行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成して委託工事費を支払ったり、返還の手続きをとるべき実績額との差額について翌年度の費用に充てたりするなど、不適正な会計経理を行って委託工事費計 1,706,050,093 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、整備局等において、委託工事費の支払に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたことなどによると認められる。

工 事

(353) 浮棧橋の係留杭の設置工事の実施に当たり、適切な設計変更の措置を執っておらず、設計が適切でなかったため、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)海上保安官署施設費 (項)船舶交通安全及海上治安対策費
部 局 等	第五管区海上保安本部
工 事 名	田辺(部)防災型浮棧橋整備ほか工事
工 事 の 概 要	巡視船艇等の係留施設として、平成 21 年度に、係留杭 8 本を設置してこれに浮棧橋 2 基を定置等するもの
工 事 費	62,685,000 円
請 負 人	株式会社山水組
契 約	平成 21 年 8 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 21 年 12 月
支 払	平成 21 年 9 月、22 年 1 月
不適切な設計となっていた係留杭に係る工事費	35,664,000 円(平成 21 年度)

1 工事の概要

この工事は、第五管区海上保安本部(以下「海上保安本部」という。)が、和歌山県田辺市もり港において、巡視船艇等の係留施設として用いる浮棧橋を新設するために、平成 21 年度に、浮棧橋 2 基(別契約で製作)を係留するための杭(以下「係留杭」という。) 8 本の製作及び設置、浮棧橋の定置、既設浮棧橋の撤去等を工事費 62,685,000 円で実施したものである。

このうち、係留杭は、外径 1000mm、厚さ 12mmの鋼管杭を使用して長さ 31.6mのもの 6 本及び 32.6mのもの 2 本の計 8 本を工場で製作して、現地に搬入し、海底土中の支持層へ打設するなどして設置するものである。

海上保安本部は、係留杭の設計を「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修)等に基づいて行っている。そして、係留杭の設計の基礎となっている設計計算書によれば、海底面を^{さく}朔望平均干潮位(以下「LWL」という。)^(注1) -6.0m、支持層を LWL-23.0m以下の砂れき層と想定して、係留杭の先端を支持層に 3.0m根入れして LWL-26.0mまで打設することとしていた(参考図参照)。また、係留杭の耐用年数を 50 年間として、この期間の海

水による杭の鋼材の腐食を防止するために、海底面が洗掘等により変動することも考慮して LWL-7.0m から LWL-6.0m までの海底土中の 1.0m 及び LWL-6.0m から LWL+3.5m までの海水中等の 9.5m の計 10.5m の部分については厚さ 2.5mm のポリウレタン樹脂を被覆することによる防食処置(以下「重防食被覆」という。)を行うこととしていた。また、海底土中のうち LWL-26.0m から LWL-7.0m までの部分については、海水中等に比べて腐食量が少ないことから防食処置を行わないなどとしていた。

そして、海上保安本部は、係留杭の応力計算を行うに当たり、上記のような防食処置を行った場合の耐用年数の期間における総腐食量について、重防食被覆を行った部分については腐食なし、海底土中に貫入されるとして防食処置が行われていない部分(以下「無防食部分」という。)については 1.50mm とするなどとしていた。そして、当該浮棧橋への船舶の接岸時及び暴風時において、杭内部に発生する応力の発生割合を所定の算定式^(注2)により算定した数値(以下「応力度比」という。)が杭頭部、海水中及び海底土中のいずれも許容値の 1.0 を下回ることなどから計算上安全であるとして設計図面を作成し、これにより施工していた。

(注1) 朔望平均干潮位 新月及び満月の日から前2日後4日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面高

(注2) 所定の算定式 軸方向圧縮応力度(材の軸方向に圧縮力がかかったとき、材の内部に生じる力の単位面積当たりの大きさ)を許容軸方向圧縮応力度(設計上許される軸方向圧縮応力度の上限値)で除して得られる数値と、曲げ圧縮応力度(材に外から曲げようとする力がかかったとき、材の内部に生じる力のうち圧縮側に生じる力の単位面積当たりの大きさ)を許容曲げ圧縮応力度(設計上許される曲げ圧縮応力度の上限値)で除して得られる数値とを加える式

2 検査の結果

本院は、海上保安本部において、合規性等の観点から、本件工事の設計が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、係留杭の設計が次のとおり適切でなかった。

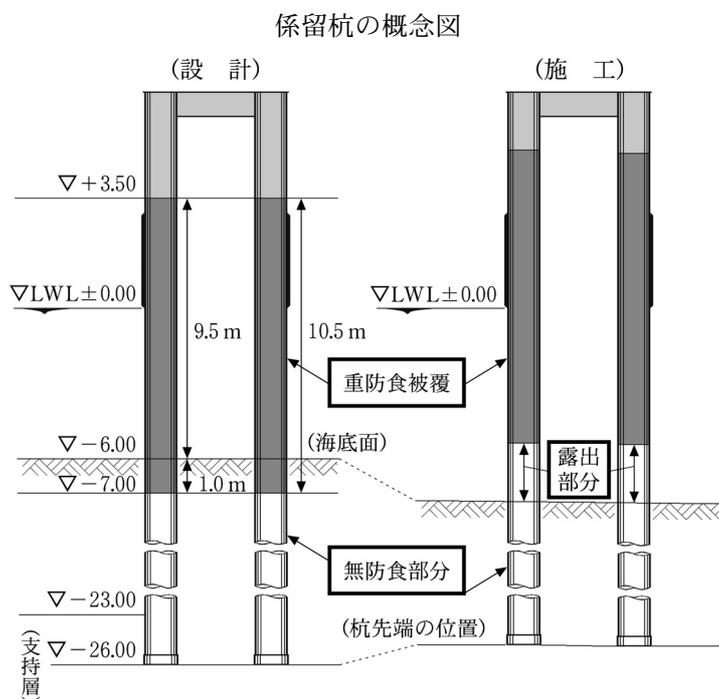
すなわち、係留杭は、実際の海底土中の支持層が設計で想定していた位置よりも浅かったことから、8本とも設計どおりの深さまで打ち込むことができず、実際の杭先端の位置は設計よりも 0.70m から 1.90m (平均 1.48m) 高くなっていた。また、杭を打ち込む実際の海底面の位置も設計で想定していた位置より 0.74m から 2.26m (平均 1.37m) 下方に変動していた。これらのことから、係留杭は、8本全てについて無防食部分の一部が海水中に露出しており、それぞれの露出部分の長さは 0.44m から 2.94m (平均 1.85m) となっていたのに、海上保安本部は、露出部分に対して設計を変更して防食処置を行う措置を執っていなかった。

そこで、8本の係留杭の無防食部分の海水中への露出状況等に基づいて、露出部分の耐用年数の期間における総腐食量を算定すると 10.00mm となることから、これを考慮して改めて応力計算を行ったところ、当該浮棧橋への船舶の接岸時及び暴風時において、応力度比が海水中では 3.16 から 3.46 までとなり、許容値の 1.0 を大幅に上回っていた。

したがって、本件工事は、適切な設計変更の措置を執っておらず、設計が適切でなかったため、耐用年数の期間にわたる所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、係留杭に係る工事費相当額 35,664,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、海上保安本部において、係留杭の防食処置を適切に行うことに対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



補助金

(354) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (379)

所管、会計名及び科目	国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省 (項) 都市水環境整備事業費 (項) 鉄道安全対策事業費(平成19年度以前は、(項) 都市鉄道・幹線鉄道整備事業費) (項) 地域公共交通維持・活性化推進費 (項) 社会資本総合整備事業費(平成20、21両年度は、(項) 住宅対策事業費、(項) 都市再生・地域再生整備事業費、19年度以前は、(項) 住宅建設等事業費、(項) 揮発油税等財源都市環境整備事業費、(項) 都市環境整備事業費) (項) 地域活力基盤整備事業費 (項) 地域自立・活性化事業費 道路整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項) 道路事業費 (項) 道路環境整備事業費
------------	--

	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)
	(項)河川整備事業費
	(項)北海道河川整備事業費
	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)
	(項)道路環境改善事業費
	(項)道路交通安全対策事業費
	(項)地域連携道路事業費
	(項)道路交通円滑化事業費
	(項)沖縄道路交通円滑化事業費
	(項)地方道路整備臨時交付金
	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)
	(項)港湾事業費
	建設省所管 一般会計 (組織)建設本省
	(項)都市計画事業費
部 局 等	国土交通本省、2 地方整備局、中国運輸局、15 都道府県
補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等
補助事業者等(事業主体)	都、府1、県8、市8、町3、独立行政法人1、団体1、計23補助事業者等(都、府1、県8、市8、町3、団体1、計22事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	都、団体1、計2間接補助事業者等(都、団体1、計2事業主体)
補助事業等	地域住宅交付金事業、地方道路交付金事業、まちづくり交付金事業等
事業費の合計	12,221,431,538 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	5,369,668,450 円
不当と認める事業費の合計	1,285,679,084 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計(1)	835,099,347 円
承認を受けずに有償で譲渡するなどしていた額	84,366,042 円
上記のうち国庫補助金相当額	36,786,977 円
不当と認める譲渡額のうち取得価格を上回る額等	51,411,666 円
上記のうち不当と認める国庫補助金相当額(2)	23,634,306 円
不当と認める国庫補助金等相当額の総計(1)+(2)	858,733,653 円

1 補助金等の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、42都道府県、641市区町村等、1独立行政法人及び85団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、10都府県、9道県管内の11市町及び2団体計23事業主体(うち補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当するものが1事業主体ある。)が実施した地域住宅交付金事業、地方道路交付金事業、まちづくり交付金事業等に係る国庫補助金858,733,653円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|--|----|-------------|--------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 9件 | 不当と認める国庫補助金 | 61,387,545円 |
| (2) 工事の設計が適切でなかったもの | 7件 | 不当と認める国庫補助金 | 154,469,716円 |
| (3) 工事の施工が設計と相違していたもの | 3件 | 不当と認める国庫補助金 | 78,816,901円 |
| (4) 補償費の算定が適切でなかったもの | 2件 | 不当と認める国庫補助金 | 3,878,900円 |
| (5) 不適正な経理処理を行っていたもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 447,930,000円 |
| (6) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 86,610,686円 |
| (7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 18,732,085円 |
| (8) 補助の対象とならないもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 4,404,946円 |
| (9) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 2,502,874円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

9件 不当と認める国庫補助金 61,387,545 円

公的賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 17,617,250 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
(354) 富山県	氷見市	地域住宅 交付金 (公的賃貸住宅 家賃低廉化)	19~21	千円 55,078 (55,078)	千円 24,785	千円 5,150 (5,150)	千円 2,317
(355) 石川県	輪島市	地域住宅 交付金、 地域住宅 支援総合 交付金 (災害公営住宅 家賃低廉化)	21、22	108,408 (108,408)	54,204	3,154 (3,154)	1,577
(356) 兵庫県	伊丹市	地域住宅 交付金 (公的賃貸住宅 家賃低廉化)	19~21	141,536 (141,536)	63,691	30,495 (30,495)	13,722
(354) - (356) の計				305,022 (305,022)	142,680	38,799 (38,799)	17,617

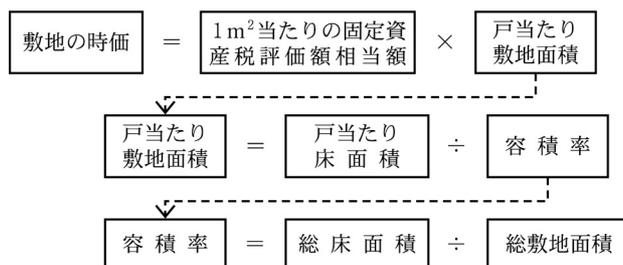
第3章 第1節 第11 国土交通省

これらの交付金事業は、氷見市、輪島市及び伊丹市が、入居者の家賃負担軽減のために、それぞれ公営住宅の園団地2号棟、災害公営住宅のマリントウン住宅等8団地及び中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」という。)として建設された21団地について、事業費を計305,022,000円(交付金相当額計142,680,300円)として家賃の低廉化を行ったものである。

このうち、公営住宅及び災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入の区分等の別に、次のとおり対象となる額(以下「対象額」という。)をそれぞれ算定し、これらの対象額(災害公営住宅にあっては、更に3分の4を乗じた額)を合計するなどした額とすることとされている。

$$\text{対象額} = \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{対象月数} \times \text{対象戸数}$$

対象額の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額(以下「近傍住宅家賃」という。)は、推定再建築費から経過年数に応じた減価相当額を控除した建物の価格、敷地の時価等に基づいて算定することとされており、敷地の時価については、次のとおり固定資産税評価額相当額、容積率等を用いて算出することとされている。また、入居者負担基準額は、入居者の収入の区分に応じて定められた家賃算定基礎額に、当該公営住宅の存する市町村ごとに定められた市町村立地係数、規模係数及び経過年数係数を乗じて得た額とすることとされている。



交付金事業のうち特定優良賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業費については、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱(平成18年国住備第126号)等に基づき、地方公共団体が家賃の低廉化を行う者に対して補助する額(特定優良賃貸住宅における家賃と入居者が負担する額の差額)を合計するなどした額とすることとされており、事業費の算定の対象となる住戸は、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がいることなどの条件を満たし、かつ、入居者の所得が月額268,000円を超えないものとされている。

3市は、対象額を合計するなどして、前記のとおり事業費を計305,022,000円と算定していた。

しかし、事業費の算定に当たり、氷見市は、近傍住宅家賃を算定する際に、本件事業の対象である園団地2号棟の総床面積を2号棟以外も含めた園団地全体の総敷地面積で除するなどして、敷地の時価を算出する基となる容積率を過小に算出したことにより、近傍住宅家賃を過大に算定するなどしていた。輪島市は、入居者負担基準額を算定する際に、家賃算定基礎額に乗ずる前記の各係数のほかに、入居者が実際に負担する家賃を算定する際に用いる係数で、入居者負担基準額の算定に用いることとはされていない利便性係数(事業主体が0.5~1.3の範囲で住宅の立地状況、設備等の要素を勘案して定める係数。同市の前記住宅の場合0.7444~0.9453)を乗じて入居者負担基準額を過小に算定するなどしていた。伊丹市は、事業費の算定対象とならない入居者の所得が月額268,000円を超える住戸や同居者に小学校就学前の者がいない住戸等を対象に含めるなどしていた。このため、いずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計266,223,000円となることから、本件事業費は計38,799,000円過大になっており、これに係る交付金相当額計17,617,250円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において、事業費の算定の基礎となる近傍住宅家賃や入居者負担基準額、算定対象となる住戸等についての理解が十分でなかったこと、また、富山、石川、兵庫各県において、交付金交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

交付限度額の算定が適切でなかったため、交付金が過大になっていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 13,787,182円)

まちづくり交付金^(注1)は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等に基づいて、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が一定の地区について都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を定めて、整備計画に基づく事業を実施する場合に、その経費に充てるため、当該市町村に対して交付するものである。

まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)によると、まちづくり交付金の交付対象事業は、基幹事業と提案事業に大別されている。基幹事業は、整備計画の目標を達成するために必要な施設等の整備事業とされ、国土交通省が従来、個別の補助制度において支援してきた道路、公園、広場等の公共施設のほか、地域交流

センター等の整備が事業の対象となっている。また、提案事業は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業で、市町村の自由な発想や提案に基づいて地域の実情を反映した幅広い事業の実施が可能となっていて、個別の補助制度がない施設や、既存の補助制度の採択基準を満たしていない施設の整備等を事業の対象にできることとなっている。

そして、交付要綱によると、まちづくり交付金の交付限度額は、各市町村の整備計画における全体の交付対象事業費に対する提案事業の交付対象事業費の割合(以下「提案事業割合」という。)が28%を超える場合は、基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗じた額とされている。また、基幹事業に代えて提案事業を実施することにより、整備計画の目標がより効率的に実現される見込みがあるなどの要件を満たす地区(以下「提案事業枠2割適用地区」という。)において提案事業割合が36%を超える場合は、基幹事業の交付対象事業費に8分の5を乗じた額とされている。

また、交付要綱によると、まちづくり交付金の年度ごとの交付額は、交付限度額に当該年度末における交付対象事業の進捗率の見込みを乗じた額から、前年度末までに交付された交付金の総額を差し引いた額(以下「単年度交付限度額」という。)の範囲内となっている。

本院が会計実地検査を行ったところ、2市町において、まちづくり交付金の交付限度額又は単年度交付限度額の算定に当たり、基幹事業の施設と提案事業の施設を合体して整備した建物のうち両事業の共用部分については、その延床面積をそれぞれの事業に案分すべきであったのに、全て基幹事業の専用部分としたり、前記の要件を満たしていない地区を提案事業枠2割適用地区としたりなどして、交付限度額又は単年度交付限度額を過大に算定していたため、交付金計13,787,182円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において、まちづくり交付金事業の適正な実施及び経理に対する認識が十分でなかったこと、2道県において、本件交付金事業の審査及び確認並びに2市町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

(注1) まちづくり交付金は、平成22年度から、国土交通省所管の地方公共団体向けの他の個別補助金等と一括して、新たに創設された社会資本整備総合交付金に統合された。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額等	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(357) 北海道	虻田郡 洞爺湖町	まちづくり交付金 (既存建造物活用 事業等)	18~22	259,658 (259,658)	144,250	9,435 (9,435)	5,237

この交付金事業は、洞爺湖町が、洞爺水の駅周辺地区において、基幹事業として多目的交流室、芸術多目的交流室等の整備を、また、提案事業としてカヌー収蔵庫、展示室等の整備をそれぞれ行ったものである。このうち、多目的交流室等とカヌー収蔵庫等は湖ふれあい交流センターとして、芸術多目的交流室等と展示室等は芸術文化交流センターとして、いずれも合体して整備した建物となっている。

そして、同町は、整備計画等に基づき全体の交付対象事業費379,662,700円のうち、基幹事業の交付対象事業費を259,658,836円、提案事業の交付対象事業費を120,003,864円とし、提案事業割合が28%を超えることから、交付限度額は基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗じて144,254,908円と算定し、この範囲内の交付金144,250,000円の交付を受けていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額等 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(358)	沖縄県	うるま市	19	550,000 (550,000)	344,250	41,472 (41,472)	8,550
		まちづくり交付金 (高次都市施設等)					

この交付金事業は、うるま市が、石川地区において、平成19年度から23年度までの5年間に、基幹事業として公園、地域交流センター等の整備を、また、提案事業として企業誘致基盤施設、インキュベート施設^(注2)の整備等をそれぞれ行っているものである。

同市は、19年度に、整備計画における全体の交付対象事業費1,275,000,000円のうち、基幹事業の交付対象事業費を550,000,000円、提案事業の交付対象事業費を725,000,000円とし、提案事業枠2割適用地区の算定方法により、基幹事業の交付対象事業費550,000,000円に8分の5を乗ずるなどして交付限度額を344,250,000円と算定していた。そして、その額に19年度末における交付対象事業の進捗率の見込み73.8%を乗ずるなどして単年度交付限度額を算定し、この範囲内の232,000,000円で交付申請を行い、20年3月に同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、本件事業地区において提案事業として整備する企業誘致基盤施設等については、基幹事業に代えて提案事業で実施することにより、整備計画の目標がより効率的に実現される見込みとなることを示す資料等がないことなどから、本件事業地区は提案事業枠2割適用地区の確認を受けていないのに、誤って、提案事業枠2割適用地区として基幹事業の交付対象事業費に8分の5を乗ずるなどして交付限度額を算定していたのは適切とは認められない。

したがって、前記の基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗ずるなどして適正な交付限度額を算定すると302,777,777円となり、これに進捗率の見込み73.8%を乗ずるなどして19年度の適正な単年度交付限度額を算定すると223,449,999円となることから、前記の交付を受けていた交付金232,000,000円は8,550,001円が過大になっていた。

(注2) インキュベート施設 新規に独立開業しようとする創業者や創業間もないベンチャー企業に対し、必要な事業用スペースを提供し、経営診断、指導、販路開拓、技術支援等を行い、企業の事業化や成長を支援することを目的とした創業者育成施設

委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 14,280,270 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(359) 国土交通 本省	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	社団法人鉄道 建築協会	鉄道駅耐 震補強	18～22	5,464,445 (5,464,445)	1,817,937	42,922 (42,922)	14,280

第3章 第1節 第11 国土交通省

この補助事業は、社団法人鉄道建築協会(以下「協会」という。)(注)が、8 鉄道事業者が運営する鉄道の駅の耐震補強を行うために、駅の建築物、こ線橋等にブレース等の耐震施設を設置するなどの工事を工事費計 5,464,445,211 円(国庫補助金 1,817,937,414 円)で鉄道事業者に委託して実施したものである。

本件委託工事は、耐震施設を設置する工事(以下「施設設置工事」という。)とこれに伴い支障となる既存の鉄道施設の移設等を行う工事(以下「移設等工事」という。)からなっている。

そして、委託工事費の算定に当たっては、施設設置工事に要する費用(以下「施設設置工事費」という。)と移設等工事に要する費用(以下「移設等工事費」という。)を区分することなく、これらを合わせた 5,231,354,186 円に、この額を課税対象とするなどして算定した消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額 233,091,025 円を加算していた。

しかし、上記のうち移設等工事費については、鉄道事業者が所有する鉄道施設に係る工事費を協会が負担するものであり、工事を行った後の資産は鉄道事業者に帰属するものであることから、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものである。

したがって、施設設置工事費と移設等工事費を区分すると、施設設置工事費は 4,061,548,384 円、移設等工事費は 1,169,805,802 円となり、これに施設設置工事費に係る消費税相当額 190,168,259 円を加えて適正な委託工事費を算定すると計 5,421,522,445 円となることから、前記の委託工事費計 5,464,445,211 円は 42,922,766 円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 14,280,270 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、委託工事費の算定に当たり、移設等工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ブレース 建物の柱の間に筋交いとして設ける鋼材等

補助の対象となる事務費の算定に当たり、控除すべき委託事務費を含めていたため、補助金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 10,077,983 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(360) 石川県	石川県	道路交通 円滑化	21	640,000 (640,000)	352,000	18,323 (18,323)	10,077

この補助事業は、石川県が、一般国道 305 号の道路整備に要する用地取得等を事業費 640,000,000 円(国庫補助金 352,000,000 円)で実施したものである。

本件補助事業の事業費の算定方法等については、「道路局所管補助金等交付申請について」(平成13年国道総第589号)によることとされており、これによると、補助事業の事業費は、本工事費(委託費を含む。)、用地費等から成る工事費と、補助事業に従事する職員の人件費等から成る事務費に区分されている。このうち事務費については、事業費を所定の金額の段階に区分して、区分ごとに定められた率を乗じて得た額を合計した額(以下「定率事務費」という。)を事務費の補助限度額とし、その範囲内で必要な額を補助の対象となる事務費(以下「補助対象事務費」という。)とすることとなっている。

そして、補助事業で行う工事等の全部又は一部を国、他の地方公共団体等に委託して施行する場合は、事業主体が自ら行う業務が軽減され、その分の事務費を要しないこと及び委託先に支払う委託費の中には、委託先が当該委託業務を実施するために必要な事務費(以下「委託事務費」という。)が含まれていることから、定率事務費から委託事務費を控除した額を事務費の補助限度額とすることとなっている。ただし、定率事務費から委託事務費を控除すると、事業主体の事務費が定率事務費の3割に満たないこととなる場合等は、定率事務費の3割を事務費の補助限度額とすることとなっている(以下、このような算定方法を「特例措置」という。)

また、土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、道路事業の事業主体に対して、道路用地の取得に要する費用の全部又は一部について、公共施設管理者負担金^(注1)(以下「負担金」という。)として負担を求められることができることとなっている。そして、事業主体が負担金を支払う場合、負担金には委託事務費が含まれていることから、委託事務費を定率事務費から控除することとなっている。

同県は、本件補助事業のうち、用地取得については、必要な道路用地が土地区画整理事業の施行地内にあることから、土地区画整理事業の施行者である金沢市副都心北部直江土地区画整理組合等^(注2)3組合と用地取得に係る協定を締結し、これに基づき3組合に対し、負担金として468,300,000円(うち委託事務費23,566,948円)を支払っている。そして、本件補助事業の定率事務費を26,250,000円と算定し、この範囲内で26,198,607円を補助対象事務費としていた。

しかし、同県は、補助対象事務費の算定に当たり、前記のとおり、定率事務費から上記の3組合へ支払った負担金に含まれる委託事務費を控除すべきであったのに、誤ってこれを控除していなかった。

したがって、本件補助事業については、委託事務費を控除した上で特例措置を適用して適正な事務費の補助限度額を算定すると7,875,000円となり、前記の補助対象事務費26,198,607円は18,323,607円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額10,077,983円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象事務費の算定に当たり、委託事務費の控除についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 公共施設管理者負担金 土地区画整理事業の施行区域内において、道路、公園等の公共施設の新設又は変更を行う場合に、当該公共施設に係る用地費、物件移転補償費及び事務費について、それぞれの公共施設の管理者又は管理者となるべき者が土地区画整理事業の施行者に支払う負担金

(注2) 3組合 金沢市副都心北部直江、金沢市副都心北部大河端、金沢市副都心北部大友各土地区画整理組合

建物の購入費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,849,860 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額等 千円	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫 補助金等 相当額 千円
(361) 島根県	隠岐郡西ノ島町	まちづくり交付金 (既存建造物活用)	19	189,861 (189,861)	63,600	7,174 (7,174)	2,849

第3章 第1節 第11 国土交通省

この交付金事業は、西ノ島町が、同町浦郷地内において、観光交流センターを整備するため、鉄筋コンクリート造り3階建ての既存のターミナルビル(延床面積3,281.5㎡)の1階の一部(床面積987.0㎡)を購入費189,861,000円(交付金63,600,000円)で取得したものである。

同町は、この購入費の算定に当たっては、類似の建物の取引事例がなく鑑定評価が困難であるなどとして、「補償金算定標準書」(昭和43年中国地区用地対策連絡会監修。以下「標準書」という。)の工事費の算定方法に準拠することとし、建物調査業務を委託した補償コンサルタントが、標準書に準拠して算出したコンクリート、型枠等の数量等を基に作成した工事内訳明細表等により購入費を算定していた。

そして、同町は、購入分に係る上部く体のコンクリート数量について、建物全体のく体のコンクリート数量から基礎く体のコンクリート数量を控除した数量に、建物全体の延床面積に対する購入分の床面積の割合を乗じて算出しており、このコンクリート数量等を基に算出した純工事費に所定の諸経費率を乗じて諸経費を算出するなどして、購入費を算定していた。

しかし、同町は、購入分に係る上部く体のコンクリート数量の算出に当たり、建物全体のく体のコンクリート数量から建物全体の基礎く体のコンクリート数量を控除すべきところ、誤って購入分に係る基礎く体のコンクリート数量を控除していたため、購入分に係る上部く体のコンクリート数量が123.3㎡過大となっていた。また、本件は既存の建物の一部を購入するものであり、購入分に係る諸経費についても、建物全体の純工事費に対応した諸経費率(17.8%)により算出すべきところ、誤って購入分に係る純工事費に対応した諸経費率(19.7%)により算出していたため、諸経費が過大となっていた。

したがって、適正な購入分に係る上部く体のコンクリート数量、諸経費率等により本件購入費を修正計算すると、積算過小等を考慮しても182,686,350円となり、本件購入費189,861,000円はこれに比べて7,174,650円割高となっていて、これに係る交付金相当額2,849,860円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した建物調査業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

国庫補助対象事業費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,775,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫 補助金等 相当額 千円
(362) 国土交通 本省 (支出・審査 庁)、中 国運輸局 (審査庁)	隠岐海上交 通総合連携 協議会	地域公共 交通活性 化・再生 総合	20	126,390 (126,390)	63,195	5,550 (5,550)	2,775

この補助事業は、隠岐海上交通総合連携協議会(以下「隠岐協議会」という。)が、旅客船等の多様な事業の具体化のために必要となる事業を実施することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組を促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的として、地域公共交通活性化・再生総合事業を事業費 126,390,000 円(国庫補助金 63,195,000 円)で実施したものである。そして、隠岐協議会は、同事業の一環として、隠岐諸島と本土との間に就航している超高速船の改良工事を行う超高速船特別整備事業を事業費 116,550,000 円(うち消費税相当額 5,550,000 円)で実施し、同額を国庫補助対象事業費としていた。

補助対象事業者が、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の事業者である場合においては、国庫補助対象事業費により資産の譲渡等を受け、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を負担しても、当該補助対象事業者の消費税納付税額の計算上、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額として控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)の対象となるときは、当該補助対象事業者は実質的に消費税を負担しないこととなる。

このため、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱(平成 20 年国総計第 100 号)によると、国庫補助対象事業費に係る消費税のうち、仕入税額控除の対象となる消費税相当額については、補助の対象としないこととされている。

前記超高速船の改良工事は、隠岐協議会、同協議会の構成員である株式会社隠岐振興(以下「会社」という。)及び改良工事を行う造船所の三者の間で締結した契約に基づいて実施されたものである。そして、同契約によると、会社が造船所に工事費の全額を支払い、隠岐協議会はその 2 分の 1 に相当する額を会社に支払うこととされている。

しかし、会社は消費税法上の事業者に該当し、会社から造船所への支払に係る消費税相当額は、その全額が仕入税額控除の対象となることから、本件工事費に係る消費税相当額は補助対象外となるのに、隠岐協議会が、国庫補助対象事業費の算定に当たり、消費税相当額を控除していなかったのは適切とは認められない。

したがって、消費税相当額を控除して適正な国庫補助対象事業費を算定すると 111,000,000 円となることから、前記の国庫補助対象事業費 116,550,000 円は 5,550,000 円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 2,775,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、隠岐協議会において、補助事業に係る消費税相当額の取扱いに関する認識が十分でなかったこと、国土交通本省及び中国運輸局において実績報告書等の審査が十分でなかったことによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 7 件 不当と認める国庫補助金 154,469,716 円
 落橋防止システムの設計が適切でなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 114,091,500 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(363) 大阪府	大阪府	住宅市街 地基盤整備、河川 総合開発	18~22	1,086,892 (1,059,975)	568,611	208,772 (208,772)	114,091

この補助事業は、大阪府が、茨木市安威地内において、橋りょう(上下線完成後の道路中心における橋長 46.0m、幅員 22.8m~24.5m)を新設するため、下部工として逆 T 式橋台 2 基の築造等を、下り線の上部工として鋼単純合成桁の製作・架設等をそれぞれ実施したものである。そして、上部工については、上り線と下り線で分離した構造となっていて、本件工事においては、下り線の上部工(2車線分)を上り線に先行して架設し、これを上り下りで1車線ずつ供用することとしている。また、この下り線の道路中心における橋長は 50.3m となっており、終点側の橋台において、橋軸と支承の中心線とのなす角(以下「斜角」という。)が 49.5 度の斜橋となっている(参考図参照)。

本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムの構成は、落橋防止構造、桁^(注1)かかり長、変位制限構造^(注2)等の中から、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて適切に選定することとされている。

このうち落橋防止構造は、両端の橋台が I 種^(注3)地盤に支持されていて上部構造の長さが 50m 以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当して、その設置を省略することができることとされている。ただし、所定の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定される場合には、予期しない大きな変位が生ずることがあるため、落橋防止構造の設置を省略してはならないとされている。

また、落橋防止構造と変位制限構造の機能は異なっていて、これらを兼用すると、一方の機能の喪失が他方の機能の喪失に結びつくため、原則として兼用してはならないとされている。

同府は、本件橋りょうについては、上下線完成後の道路中心における橋長 46.0m を基に、両端の橋台が I 種地盤に支持された長さが 50m 以下の橋りょうであるとし、また、所定の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定したが、終点側の橋台の変位制限構造が落橋防止構造の役割を兼ねているなどとして、落橋防止構造の設置を省略することとし、これにより施工していた。

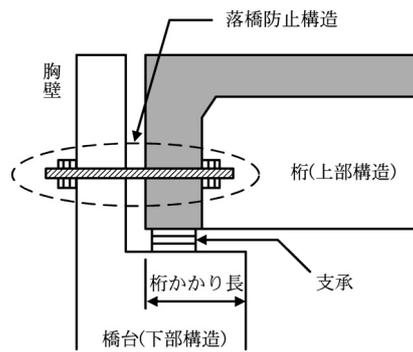
しかし、本件橋りょうの下り線については、所定の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定されていることから、落橋防止構造の設置を省略してはならない橋であること、前記のとおり落橋防止構造と変位制限構造を原則として兼用してはならないとされていること及び下り線の道路中心における橋長が 50.3m で 50m を超えていることから、落橋防止構造を設置する必要があったと認められるのに、同府は、誤ってこれを省略していた。

したがって、本件橋りょうの下り線の上部工等(これらの工事費相当額 208,772,000 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 114,091,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、示方書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

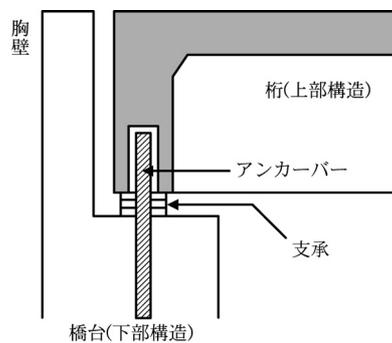
(注1) 落橋防止構造、桁^(注1)かかり長 桁と橋台の胸壁を PC 鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁^(注1)かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

(参考例)



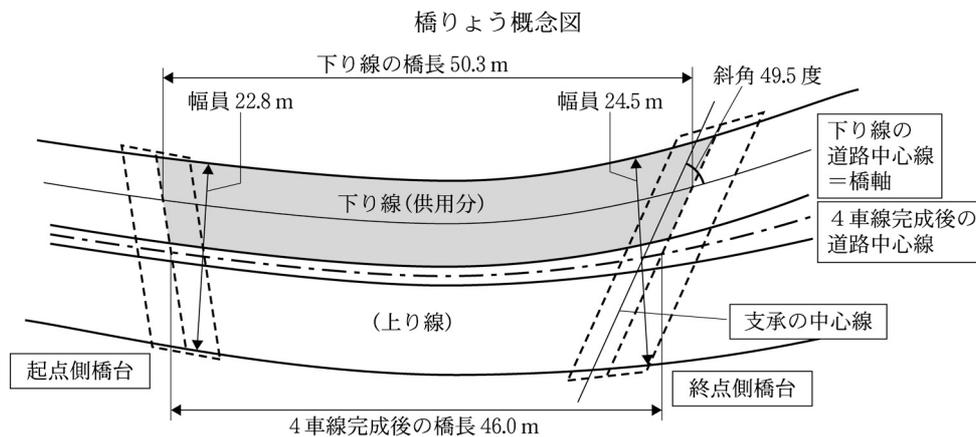
(注2) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするための、桁と橋台をアンカーバーで連結するなどしてその相対変位を制限する構造

(参考例)



(注3) I種地盤 地震による揺れの大きさは、地盤の硬さなどにより異なり、耐震設計上ではこれを考慮する必要がある。示方書では、地盤の揺れの程度に応じて、I種地盤、II種地盤及びIII種地盤に分類している。概略の目安としては、良好な洪積地盤及び岩盤等はI種地盤に該当する。

(参考図)



擁壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,749,050円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
(364) 静岡県	静岡県	地域自立・活性化交付金	19、20	千円 111,729 (111,729)	千円 50,278	千円 26,109 (26,109)	千円 11,749

この交付金事業は、静岡県が、熱海市下多賀地内において、主要地方道熱海大仁線の幅員を拡幅するため、土工、擁壁工等を実施したものである。

このうち擁壁工は、H鋼杭(杭長10.0m~14.5m)計32本を2m間隔で建て込むなどして構築した山留壁から、アンカー計34本を背面地山の斜め下方向に打ち込んだ後、アンカー頭部に鋼製台座、腹起し材、ブラケット等を設置して擁壁(延長計65.5m)を築造するものである。そして、腹起し材は、鋼製台座を介して作用するアンカーの張力を山留壁に均等に伝えるためH形鋼を水平方向に2段設置するものであり、ブラケットは、この腹起し材を支えるために上段のH形鋼の下に溝型鋼を、下段のH形鋼の下に等辺山形鋼を三角形に組み立てたもの(以下「下段ブラケット」という。)をそれぞれ配置して、H鋼杭に溶接して固定したものである(参考図参照)。

同県は、本件擁壁の設計を「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(社団法人地盤工学会編)等(以下「基準等」という。)に基づいて行っている。

これらによると、下段ブラケットとH鋼杭との溶接部には、アンカーの張力による鉛直力と腹起し材の自重により、せん断力と曲げモーメントが同時に作用することから、これらを合成した応力度(以下「合成応力度」という。)に対して安全であることを確認する必要があるとされている。このため、同県は、下段ブラケットについて基準等に基づき設計計算を行い、下段ブラケットとH鋼杭との溶接部の縦方向及び横方向の必要溶接長をそれぞれ530mm及び150mmとすれば、溶接部に作用する合成応力度が許容せん断応力度を下回る^(注2)ことから、応力計算上安全であるとしていた。そして、上記に基づき、下段ブラケットのうちH鋼杭に溶接する部材の縦方向及び横方向の長さを、上記の必要溶接長とそれぞれ同じとすることとしていた。

しかし、設計図面を作成する際に、縦方向の長さを530mmとすべきところを、誤って500mmと記載して、この図面により施工していた。

そこで、本件下段ブラケットについて、改めて設計計算を行ったところ、腹起し材で一体となっているH鋼杭10本のうち9本の溶接部に作用する合成応力度は $64.65\text{N}/\text{mm}^2 \sim 79.17\text{N}/\text{mm}^2$ となり、許容せん断応力度 $64\text{N}/\text{mm}^2$ をいずれも上回っていて応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件擁壁は設計が適切でなかったため、上記のH鋼杭10本に係る擁壁(延長22.0m、これらの工事費相当額26,109,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額11,749,050円が不当と認められる。

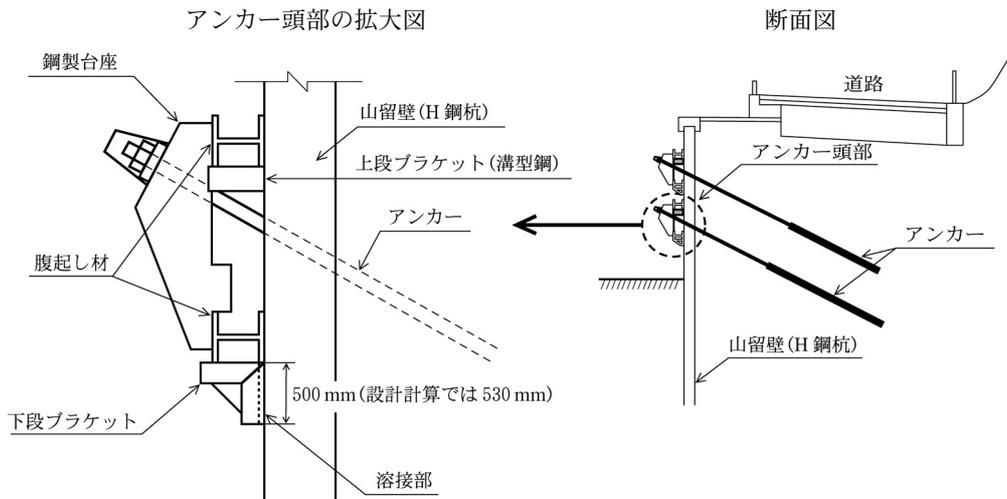
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 曲げモーメント 外力が材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

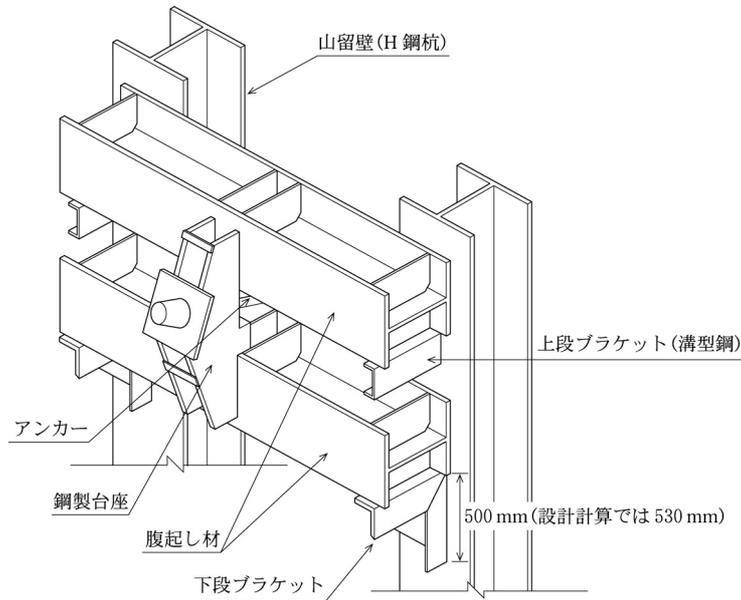
(注2) 許容せん断応力度 外力が材に作用して、これを切断しようとする力がかかったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをせん断応力度といい、その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(参 考 図)

第3章
第1節
第11
国土交通省



アンカー頭部の概念図



集会所の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,103,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(365) 青森県	青森県	地域住宅交付金(公営住宅等整備)	20	21,801 (21,801)	9,810	20,230 (20,230)	9,103

この交付金事業は、青森県が、弘前市大字浜の町東地内において、県営住宅浜の町団地集会所(木造平屋建て1棟)の建設工事を実施したものである。

同県は、この集会所について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するため、柱と柱との間に筋交いを設置した壁を耐力壁として、張り間方向に10か所及び桁行

(注1) 方向に9か所それぞれ配置することとしていた。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するため、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、壁倍率^(注2)を基に計算するなどして選定した金物等(以下「接合金物」という。)を用いて土台等と接合することとしていた。そして、耐力壁を構成する柱のうち、出隅の柱^(注3)3か所については、張り間方向のたすき掛け筋交いを設置した耐力壁の壁倍率4と桁行方向の一方向筋交いを設置した耐力壁の壁倍率2との差2を基に計算するなどして選定した8.5kNの耐力を有する接合金物を用いて土台等と接合することとしていた(参考図参照)。

同県は、上記のように耐力壁を配置すれば、張り間方向及び桁行方向について、設計計算上の耐力壁の長さが、水平力に対して必要な耐力壁の長さをそれぞれ上回ることなどから安全であるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、前記の告示等によると、接合金物を選定する際の計算は、柱の両側に同一方向で耐力壁が配置される場合は二つの耐力壁の壁倍率の差を基に行うこととされているが、柱の片側のみに耐力壁が配置される場合は当該耐力壁の壁倍率を基に行うこととされている。そして、出隅の柱には、耐力壁が張り間方向及び桁行方向のいずれも片側のみに配置されていることから、上記の計算は、当該耐力壁の壁倍率を基に行うべきであったのに、同県は誤って前記のとおり、直交する方向の耐力壁の壁倍率の差を基に行っていた。

このため、前記の出隅の柱3か所について、たすき掛け筋交いを設置した張り間方向の耐力壁の壁倍率4を基に改めて計算を行うと、いずれも15kNの耐力を有する接合金物により柱と土台、基礎コンクリート等を接合する必要があると認められた。

このように接合方法が適切でない出隅の柱で構成される張り間方向の壁3か所は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向は16.38mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ25.96mを大幅に下回っていた。

したがって、本件集会所(工事費相当額20,230,973円、交付対象工事費20,230,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額9,103,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

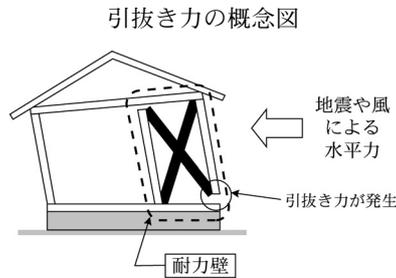
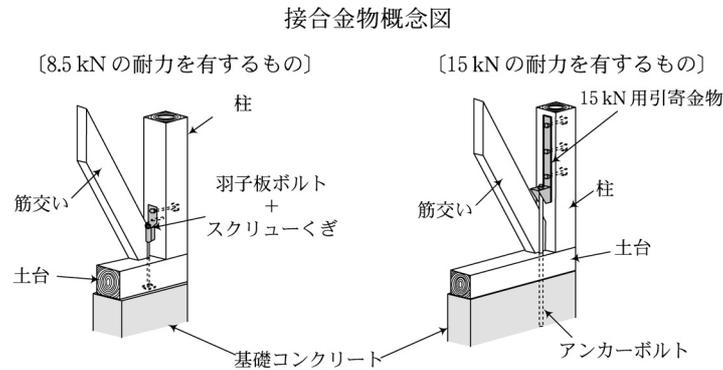
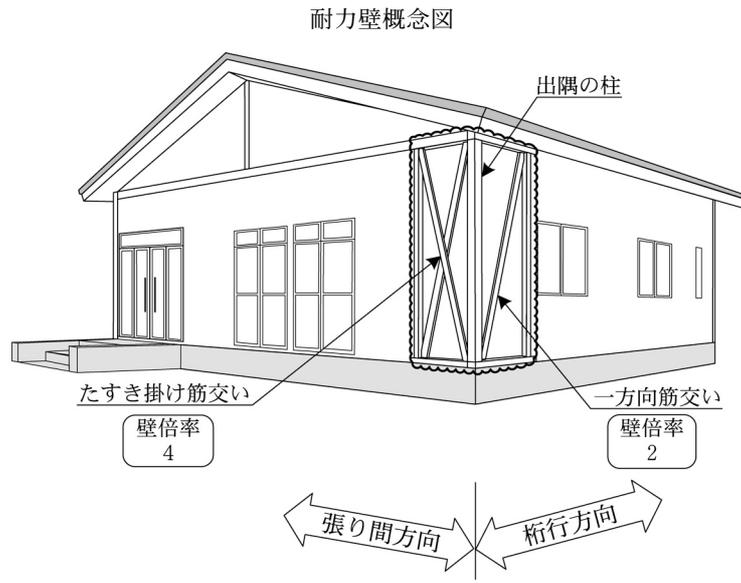
(注1) 張り間方向、桁行方向 一般的に屋根の構造から建物の短辺方向を張り間方向、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 壁倍率 筋交いの種類等に応じて建築基準法等において定められている耐力壁の強さを表す数値。この数値は、壁の実長に乗じて設計計算上の耐力壁の長さを算出する際にも用いられる。

(注3) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参 考 図)

第3章
第1節
第11
国土交通省



歩道の舗装の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 8,665,000 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(366) 福岡県	福岡市	交通連携推進	20、21	97,849 (82,773)	41,386	20,486 (17,330)	8,665

この補助事業は、福岡市が、東区馬出地内において、平成 20、21 両年度に、市道馬出東浜線の車道舗装工、歩道舗装工、視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導ブロック」という。)設置工等を実施したものである。

このうち、歩道舗装工は、車道の両側に設けた延長計 510.4m の歩道においてアスファルトにより面積計 2,210㎡の舗装を行うものであり、また、誘導ブロック設置工は、この歩道に面積計 224㎡の誘導ブロックを設置するものである。

歩道については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)により、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性を確保することとされている。そして、本件歩道舗装工及び誘導ブロック設置工の設計は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(財団法人国土技術研究センター編。以下「ガイドライン」という。)等に基づき行われている。ガイドラインによると、誘導ブロックの色は、周囲の路面の色と容易に識別できるものとし、類似した色の場合は、輝度比^(注)を 2.0 程度確保することとされている。

同市は、本件歩道に連続する過年度に施工した歩道において、誘導ブロックの色をガイドラインにおいて標準とされている黄色、舗装色をベージュとして設計しており、これにより誘導ブロックの色が周囲の路面の色と容易に識別できるものとなっていたことから、本件工事においても、誘導ブロックの色を黄色、舗装色をベージュとして設計していた。そして、それぞれの色の詳細については、請負人から施工に先立って提出された使用材料承諾願により、誘導ブロックの見本と舗装色の見本を確認するなどして決定していた。

しかし、請負人から提出された使用材料承諾願によると、舗装色の見本は、過年度に施工した歩道の舗装色と著しく相違していて、誘導ブロックの黄色と類似した色となっているのに、同市は、当該舗装色により施工することを承諾していた。

このため、実際に施工した路面の色が誘導ブロックの色と類似した色となっていた。そこで、誘導ブロックの色と周囲の路面の色との輝度比を車道両側の歩道で測定したところ、それぞれ 1.26、1.49 となっていて、いずれもガイドラインにおいて類似した色の場合に確保することとされている輝度比 2.0 程度を大幅に下回っており、誘導ブロックの色が周囲の路面の色と容易に識別できず、視覚障害者を安全かつ円滑に誘導できないものとなっていた。

したがって、本件歩道舗装工及び誘導ブロック設置工(これらの工事費相当額 20,486,627 円、うち国庫補助対象額 17,330,000 円)は、設計が適切でなかったため、障害者の安全かつ円滑な移動が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 8,665,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、請負人から見本として提出された舗装色により施工することの適否に対する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 輝度比 光源や灯具又はこれらの光を反射している面等を、ある方向から見たときの明るさの程度を示したものを輝度といい、比較する 2 つの輝度を比で表す場合に、大きい方の輝度を小さい方の輝度で除して得た割合を輝度比という。

取付擁壁の設計が適切でなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 6,481,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(367) 兵庫県	神戸市	都市河川改修	20、21	233,082 (218,339)	72,779	19,443 (19,443)	6,481

この補助事業は、神戸市が、西別府地区において、都市部の浸水被害等に対処するために、二級河川伊川に堰^{せき}本体工として堰本体(幅 34.9m、延長 11.0m)、取付擁壁(高さ 3.6m~5.8m、延長計 72.0m)等を築造するとともに、護岸工、護床工等を実施したものである(参考図 1 参照)。

本件堰本体工の設計は、安定計算等の詳細な設計基準を定めた「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)等に基づいて行われている。これによると、地震時の滑動に対する安全率は、1.2 以上を確保することとされている。

そして、同市は、取付擁壁の大部分(延長計 72.0m のうちの 68.5m。以下「本件取付擁壁」という。)の設計については、安定計算において、土圧、地震時慣性力及び底面摩擦力から算出される地震時の滑動に対する安全率が許容値の 1.2 を下回るものの、本件取付擁壁の前面に設置する護床ブロック(2t 型のコンクリートブロックを金具で連結して河床に敷き詰めたもの)等による受働土圧を考慮して安定計算を行えば安全率が 1.22 から 1.50 までとなり、安全であるとして、これにより施工していた(参考図 2 参照)。

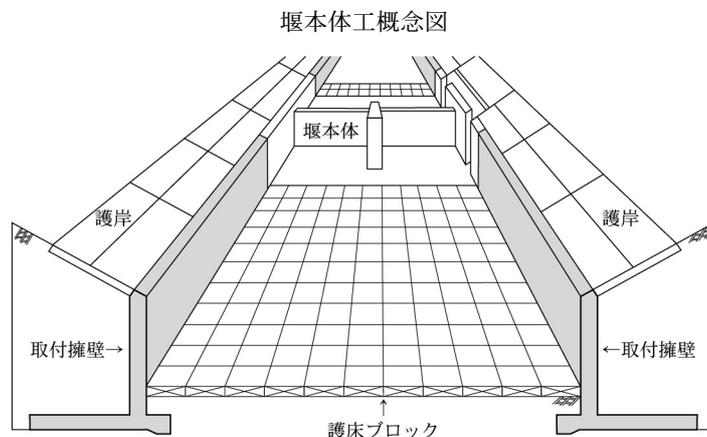
しかし、「解説・河川管理施設等構造令」(財団法人国土技術研究センター編)によると、取付擁壁の構造は、河床の洗掘等に対処するために設置される所要の長さ^{なた}を有する一体の構造物である水叩きなどが仮に流失しても、安定である構造物とすることとされている。このため、本件の護床ブロックのように水叩きよりも一体性がない構造物が流失した場合においても、本件取付擁壁は安定である構造物とする必要があると認められた。

そこで、護床ブロック等による受働土圧を考慮せずに改めて安定計算を行ったところ、本件取付擁壁は、地震時の滑動に対する安全率が 0.86 から 1.08 までとなり、許容値の 1.2 を下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件取付擁壁(工事費相当額 19,443,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 6,481,000 円が不当と認められる。

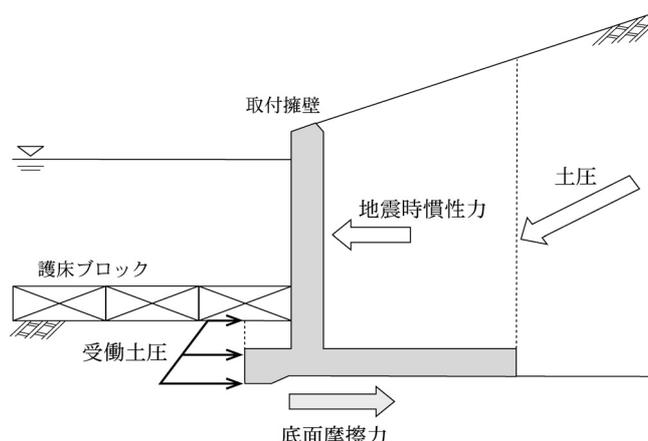
このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図 1)



(参考図 2)

地震時の滑動に対する安定計算に関する外力の作用状況図



沈砂池の斜路の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,619,666 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(368) 北海道	札幌市	河川改修	21	151,919 (150,963)	50,321	7,909 (7,859)	2,619

この補助事業は、札幌市が、手稲区稲穂地区において、二級河川手稲土功川を流れる土砂等を堆積させるため、沈砂池設置工を実施したものである。

この沈砂池設置工は、鉄筋コンクリート構造の沈砂池(設計堆積土砂量 800m³)、沈砂池に堆積した土砂等の搬出等に利用する鉄筋コンクリート構造の斜路(延長 40.1m、幅 3.2m、スラブ厚 50cm)等を築造するものである(参考図参照)。

このうち沈砂池の設計については、沈砂池の側壁(高さ 4.0m~6.1m、壁厚 80cm)が底版に固定された一体の構造となることから、コンクリートの収縮等によるひび割れを考慮する必要があるとして、コンクリート標準示方書(社団法人土木学会編)等に基づき、あらかじめ定めた場所にひび割れを集中させて他の場所におけるひび割れを防ぐため、コンクリートに溝状の切込みを入れるなどしてひび割れ誘発目地(以下「目地」という。)を所定の間隔で設けることとしていた。

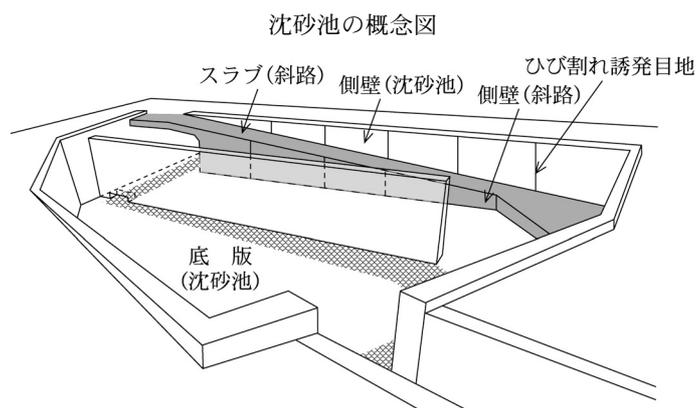
しかし、斜路の設計については、斜路のスラブが、鉄筋コンクリート構造で沈砂池の側壁と一体のものとして築造されているため、側壁の目地に集中するひび割れの影響を受けるものとなっているのに、側壁と同様の目地を設けるなどのひび割れの対策を行うこととしていなかった。

そこで、現地の状況を確認したところ、斜路において、沈砂池の側壁の目地と接している箇所を中心に、スラブ上面で 13 本のひび割れが生じており、斜路の鉄筋コンクリート内部に雨水等が浸透する状況となっていて、このうちの 7 本はスラブを貫通していた。

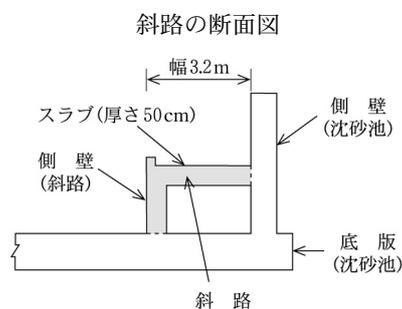
したがって、本件沈砂池の斜路(工事費相当額 7,909,596 円、うち国庫補助対象額 7,859,000 円)は、設計が適切でなかったため、鉄筋コンクリート構造物としての耐久性等が著しく低くなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 2,619,666 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(注) 斜路のスラブに側壁と同様のひび割れ誘発目地を設けるなどのひび割れの対策を行うこととしていなかった。



防舷材の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,760,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(369) 中国地方 整備局	島 根 県	浜田港改 修(統合 補助)	21、22	115,398 (115,398)	38,466	5,280 (5,280)	1,760

この補助事業は、島根県が、浜田港長浜地区において、最大で総トン数 1,000 トン級の船舶を接岸させる目的で長浜 1 号栈橋(以下「栈橋」という。)を拡幅等して整備するため、鋼杭工、上部工、防舷材工等を実施したものである。

このうち防舷材工は、上記の船舶が栈橋に接岸する際に生ずる衝撃力を減少させ、船体及び栈橋の損傷を防止するため、栈橋に高さ 0.4m、長さ 1.0m の防舷材 8 基を 11.2m 間隔で設置したものである(参考図参照)。

本件防舷材工の設計は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修)等に基づいて行われており、これらによると、船舶の接岸時に、船舶の接岸エネルギーが防舷材の吸収エネルギーを超えることがないようにするなどして設計することとされている。

このため、防舷材の設計計算書では、船舶の総トン数等から防舷材 1 基当たり作用する接岸エネルギーを計算するなどして、防舷材 1 基当たり必要とされる吸収エネルギーを 51.19kN・m 以上としていた。そして、各種防舷材のうち、吸収エネルギー 54.7kN・m を有する高性能の防舷材を設置することとしていた。

しかし、同県は、防眩材の発注図面等において、寸法等を記載しただけで、防眩材1基当たりに必要とされる吸収エネルギー等の性能を記載していなかった。このため、請負人は、上記のような高い性能は有しない防眩材を使用する旨の事前承認資料を同県に提出して、同県がこれを承諾したことなどから、8基とも事前承認資料に記載した防眩材を設置していた。

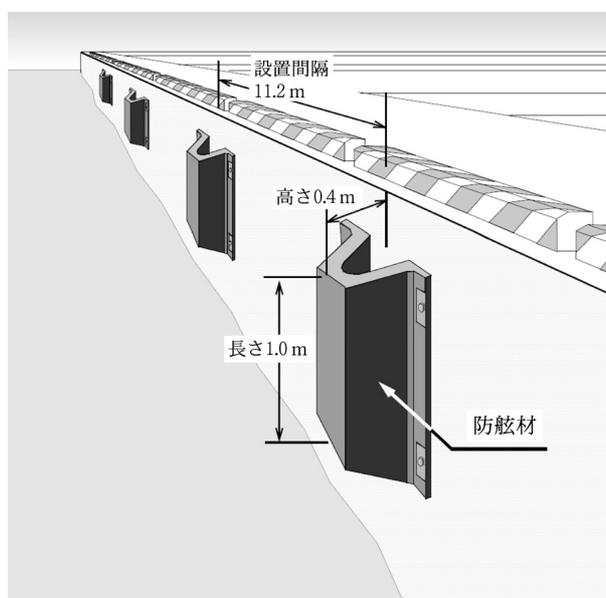
そこで、実際に設置された防眩材の性能を確認したところ、防眩材1基当たりの吸収エネルギーは39.2kN・mとなっており、必要とされる吸収エネルギー51.19kN・mを大幅に下回っており、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件防眩材工(工事費相当額5,280,000円)は設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1,760,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、防眩材の性能等に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

防眩材の設置概念図



(3) 工事の施工が設計と相違していたもの 3件 不当と認める国庫補助金 78,816,901円

橋台の施工が設計と相違していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 72,651,150円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(370) 栃木県	栃木県	交通円滑化	19~22	779,793 (779,793)	428,886	132,093 (132,093)	72,651

この補助事業は、栃木県が、宇都宮市上籠谷町地内において、一般国道408号真岡宇都宮バイパス(起点真岡市下籠谷、終点宇都宮市氷室町)の連続立体橋りょう(橋長390.0m、幅員17m)を新設するため、下部工として逆T式橋台1基及び橋脚10基の築造、基礎杭の打設等を、上部工として10径間連続鋼鈹桁の製作、架設等をそれぞれ実施したものである。

このうち、橋りょう起点側の橋台(以下「A1橋台」という。)の基礎杭は、外径600mm、杭長15.0mの鋼管杭を橋軸方向に4列、橋軸直角方向に12列、計48本打設するものである。

本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)、「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編)等に基づいて行われている。これらによると、杭と橋台のフーチングとの結合部(以下「結合部」という。)は、杭頭部に作用する引抜き力等に対して抵抗できるように設計することとされている。そして、鋼管杭等の結合部においては、杭頭部に作用する引抜き力等の杭軸方向力を中詰めコンクリート及びフーチングコンクリートを介して杭に確実に伝達させるために、杭の内面等にずれ止めを設けることとされている。

設計図書等によると、同県は、A1橋台の結合部について、次のように施工することとしていた(参考図参照)。

- ① 鋼管杭の内面において、杭頂部から150mm及び300mmの位置に曲げ加工した平鋼(厚さ9mm、幅25mm。以下「ずれ止め材」という。)を配置して、その上面の全周にずれ止め材の厚さに等しい脚長9mmのすみ肉溶接^(注1)をすることにより、鋼管杭に接合する。
- ② 鋼管杭の杭頭部に中詰め補強鉄筋を配置して中詰めコンクリートを打設するなどする。

しかし、請負人は、A1橋台の全ての鋼管杭のずれ止め材について、仮止め程度の溶接による施工を行って、ずれ止め材が鋼管杭に確実に接合されていなかった(参考図参照)。このため、A1橋台の結合部は、杭頭部に作用する引抜き力を中詰めコンクリート及びフーチングコンクリートを介して鋼管杭に確実に伝達できない状況となっていた。

そこで、改めて、設計計算を行ったところ、A1橋台の結合部は、レベル1地震動時^(注2)において杭頭部に作用する引抜き力に抵抗できないものと認められた。

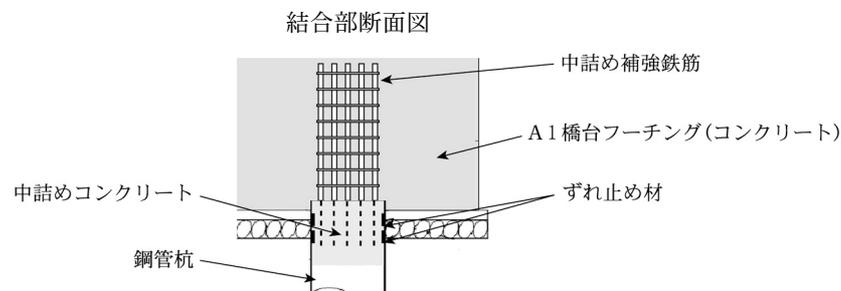
したがって、本件橋りょうは、A1橋台の結合部の施工が設計と相違していたため、A1橋台及びこれに架設された上部工等(これらの工事費相当額132,093,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額72,651,150円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

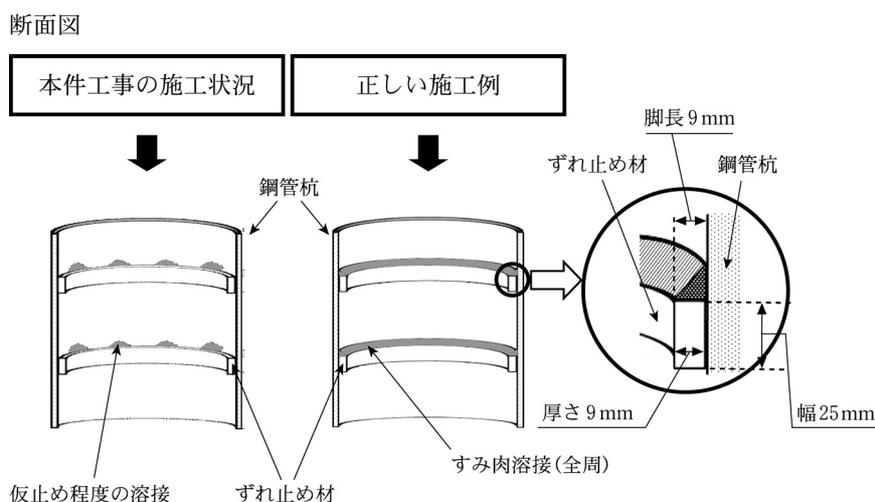
(注1) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの面を三角形の断面を持つ溶接継手で接合する溶接をいう。

(注2) レベル1地震動 橋りょうの供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

(参 考 図)



ずれ止め材の溶接概念図



公営住宅の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,695,750円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(371) 茨城県	久大 慈子 郡町	地域住宅交付金住宅等整備	20	10,720 (10,720)	4,824	10,436 (10,435)	4,695

この交付金事業は、大子町が、同町大字矢田地内において、町営えのき台住宅6号棟(木造平屋建て1戸)の建設工事を実施したものである。

同町は、この住宅について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するため、柱と柱との間に一方向筋交いを設置した壁を耐力壁として、張り間方向8か所及び桁行^(注1)方向7か所にそれぞれ配置することとしていた。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するため、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)に基づき、筋交いの種類等別に定められている金物等(以下「接合金物」という。)を用いて土台等と接合することとしていた。

同町は、上記のように耐力壁を配置すれば、張り間方向及び桁行方向について、設計計算上の耐力壁の長さが、水平力に対して必要とされる耐力壁の長さをそれぞれ上回るなどから安全であるとして設計し、これにより施工することとしていた。

しかし、請負人は、出隅の柱で構成された桁行方向の壁のうち2か所について、接合金物は設計に基づいた一方向筋交いを設置する場合のものを用いていたが、筋交いは誤って設計と異なるたすき掛け筋交いを設置していた(参考図参照)。このように、たすき掛け筋交いを設置した場合には、一方向筋交いを設置した場合よりも水平力に対して壁が変形しにくいために柱に大きな引抜き力が生ずることとなるので、引抜き力に対してより大きな耐力を有する接合金物を用いることが必要となる。

このため、取り付けられている接合金物が引抜き力に抵抗できるものとなっているか告示により確認したところ、引抜き力に対して抵抗できない状態になっていて、桁行方向2か所の壁は耐力壁とは

認められないものとなっていた。そこで、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、桁行方向は9.00mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ12.84mを大幅に下回っていた。

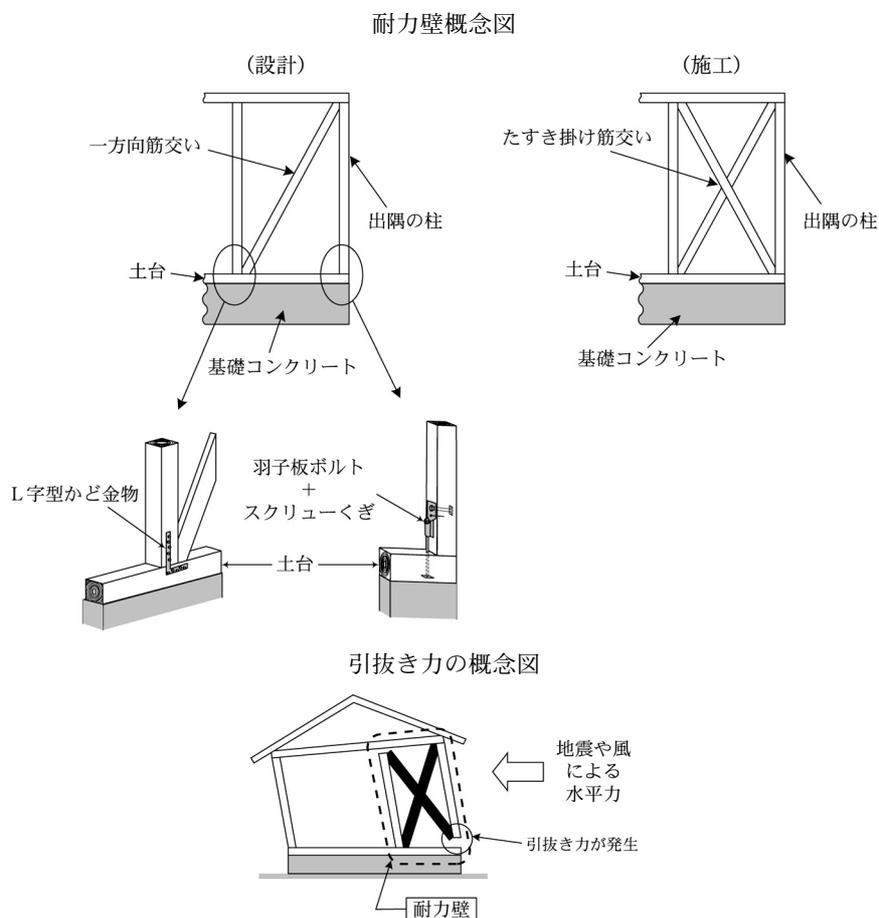
したがって、本件公営住宅(工事費相当額10,436,172円、交付対象工事費10,435,000円)は、筋交いの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額4,695,750円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書、法令等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する同町の監督及び検査が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 張り間方向、桁行方向 一般的に屋根の構造から建物の短辺方向を張り間方向、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参 考 図)



モルタル吹付工の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,470,001円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(372) 岡山県	岡山県	地域連携推進、地方道路交付金	19、20	50,652 (50,652)	25,657	2,902 (2,902)	1,470

この補助事業等は、岡山県が、一般国道 313 号災害防除事業の一環として、真庭市仲間地内において、道路の山側切土法面を保護するため、モルタル吹付工、法枠工等を工事費 50,652,000 円(国庫補助金等 25,657,650 円)で実施したものである。

同県は、このうちモルタル吹付工 541.0m²について、設計図書等により、次のように施工することとしていた。

- ① モルタル吹付層と地山とが密着するよう、地山が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付材の付着に害となるものを除去する。
- ② モルタル吹付層を補強するため、菱形金網(網目 5cm×5cm)を布設する。金網は、地山から、モルタル吹付層の 2分の1 から 3分の1 までの間に位置するよう、かつ、吹付けなどにより移動しないよう、アンカーピン等を使用して固定する。
- ③ モルタルを厚さ 10cm(以下「設計厚さ」という。)に吹き付ける。そして、検査基準上許容される平均吹付け厚さは設計厚さ以上とする。
- ④ 吹付箇所に付着しないで周辺に飛び散ったはね返り材は速やかに取り除いて、不良箇所が生じないように施工する。

しかし、現地の状況を確認したところ、モルタル吹付工 541.0m²のうち 508.5m²の法面には多数の亀裂が発生するなどしていた。そこで、この法面について 24 か所を削孔して調査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、モルタルの吹付け厚さは 24 か所の平均で 8.4cm となっていて、許容される平均吹付け厚さを下回っていた。また、モルタル吹付層と地山の岩盤との間に、はね返り材や土砂等が残存していたり、空隙が生じていたりして、モルタル吹付層が地山に密着していないものが 10 か所あった。さらに、金網が、設計図書等に示された所定の位置より地山寄りに大きくずれているものが 16 か所あるなどしていた。

したがって、モルタル吹付工 508.5m²(工事費相当額 2,902,000 円)は、施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額 1,470,001 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同県の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補償費の算定が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 3,878,900 円
配水設備の移設に要する損失の補償費に、実質的に負担しないこととなる消費税相当額を加算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,971,985 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(373) 近畿地方 整備局	神戸市	港湾改修	20, 21	87,270 (87,270)	43,635	3,943 (3,943)	1,971

この補助事業は、神戸市が、中央区港島中町、港島両地区において、港島トンネルの改良に伴い、神戸市水道事業管理者(以下「水道事業者」という。)所有の配水設備(管径 700mm、延長 266.4m 及び管径 200mm、延長 110.3m)の移設に要する費用として、87,270,300 円(国庫補助金 43,635,150 円)を水道事業者(神戸市水道事業会計(特別会計))に補償したものである。

同市は、補償金の算定に当たり、配水設備の移設に要する費用として移設工事費を78,879,418円とし、これに係る消費税及び地方消費税(以下、これらを合わせて単に「消費税」という。)相当額3,943,970円と事務費等の諸経費4,446,912円を加算していた。

国土交通省港湾局所管の国庫補助事業の施行に伴う損失補償においては、「損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取り扱いについて」(平成9年港管第2348号)により、消費税については、次のように取り扱うこととされている。

すなわち、補償を受けた土地等の権利者等が補償金により代替施設を建設することなどを前提に算定している補償金については、建設業者等に支払うこととなる消費税相当額を考慮して補償金を適正に算定することとされている。そして、土地等の権利者等が消費税法(昭和63年法律第108号)で定める事業者である場合において、代替施設の建設に際し、消費税を負担しても、当該事業者の消費税納付税額の計算上、負担した消費税の全額が課税仕入れに係る消費税額として、当該事業者の課税売上高に係る消費税額から控除の対象となるときは、当該事業者は消費税を実質的に負担しないこととなるため、補償金の算定に当たり、消費税相当額を積算上考慮しないこととされている。

そして、消費税法によれば、事業者の課税売上割合^(注)が100分の95以上となっている場合、事業者は、課税仕入れに係る消費税の全額を控除することとなっている。また、地方公共団体の特別会計に係る消費税納付税額の計算に当たり、補助金収入等の売上げ以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を売上高と特定収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、上記の課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除することとなっている。

しかし、水道事業者は消費税法で定める事業者に該当し、消費税の確定申告書等によれば、課税売上割合が100分の95以上であり、また、特定収入割合は100分の5以下であることから、課税仕入れに係る消費税の全額を控除することとなり、配水設備の移設に係る消費税額を実質的に負担しないこととなるのに、同市は補償金の算定に当たり消費税相当額を加算していた。

したがって、適正な補償金を算定すると83,326,330円となることから、前記の補償金87,270,300円との差額3,943,970円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,971,985円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補償金の算定における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 課税売上割合 総売上高に占める課税売上高の割合

共同住宅等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,906,915円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(374) 福岡県	福岡県	地域活力基盤創造交付金、交通安全施設等整備	21	220,166 (220,166)	114,889	3,654 (3,654)	1,906

この補助事業等は、福岡県が、道路の整備に必要な用地の取得に当たり、支障となる鉄筋コンクリート造り4階建て共同住宅等の移転に要する費用として、220,166,500円(国庫補助金等114,889,056円)を所有者に対して補償したものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて同県が制定した損失補償基準等に基づいて行うこととしている。

上記の損失補償基準等によれば、補償費のうち建物移転料は、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費に、建物の耐用年数、経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。

そして、鉄筋コンクリート造り建物の推定再建築費は、同県が定めた「非木造建物〔I〕調査積算要領」、中央用地対策連絡協議会監修の「非木造建物調査積算要領の解説」等により、く体コンクリート量に材料費、労務費等を組み合わせた単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算出することとされている。このうち、く体コンクリート量については、建物の延床面積に、共同住宅等のベランダ、開放型片廊下等で延床面積に加えていない部分(以下、これらを「ベランダ等」という。)の実面積の2分の1を加算した数量算出基本面積に統計数量値^(注)を乗ずるなどして算出することとされている。

同県は、補償費のうち建物移転料の算出に当たり、本件共同住宅の延床面積642.08㎡にベランダ等の実面積135.96㎡をそのまま加えた778.04㎡を数量算出基本面積とするなどして、建物移転料を191,795,000円と算出していた。

しかし、前記のとおり、ベランダ等の実面積135.96㎡の2分の1である67.98㎡を延床面積に加算して、数量算出基本面積を710.06㎡とすべきであった。

したがって、本件共同住宅について、適正な数量算出基本面積により建物移転料を算出すると188,258,600円となり、他の算定誤りの修正も含めて本件共同住宅等の移転に係る適正な補償費を算定すると216,512,200円となることから、前記の補償費220,166,500円との差額3,654,300円が過大となり、これに係る国庫補助金等相当額1,906,915円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 統計数量値 多数の鉄筋コンクリート造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1㎡当たりのコンクリート量

(5) 不適正な経理処理を行っていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 447,930,000円
虚偽の契約書等を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 447,930,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(375) 沖縄県	沖縄県	街路	20	497,700 (497,700)	447,930	497,700 (497,700)	447,930

この補助事業は、沖縄県が、街路事業の一環として、那覇市識名地内において、トンネル掘削に伴いトンネル直上に埋設されている送水管(管径600mm及び900mm)に沈下等の影響が生じないようにするため、掘削補助工、鋼製支保工等(以下、これらを「沈下対策工」という。)を施工するもので、トンネル

の坑口付近等において、掘削に先立って切羽頂部周辺の地盤を薬液注入等により補強したものである。

同県は、平成21年1月に、随意契約により本件工事に係る契約を締結後、同年3月に請負人から履行報告書の提出を受けたことから、しゅん功検査を行うなどして、本件工事が契約どおり完了した旨の実績報告を行っていた。

しかし、同県は、18年12月に、本件工事の請負人とトンネル本体の掘削工、吹付工等に係る契約を一般競争契約により締結して21年3月まで実施しており(以下、この工事を「先行工事」という)、沈下対策工は、先行工事において、19年12月から20年12月までの間に既に施工されていた。

そして、同県が先行工事において沈下対策工を追加施工するよう現場指示を行った時点では、請負人と設計変更による請負代金額の変更協議を行って工事費を増額変更する予定としていた。しかし、この変更協議が整った場合には沈下対策工に係る工事費にも先行工事の落札率(47.2%)が反映されることから、請負人が難色を示し、請負代金額の変更協議が整わなかった。このため、同県は、先行工事の工事費については増額変更する手続をとらず、沈下対策工に係る工事費については別途の契約で支払うこととして、随意契約(落札率99.7%)による前記契約の締結を偽装し、虚偽の契約書、履行報告書等を作成するなどして、既に施工されていた工事に新規に着手して完了したこととしていた。

したがって、同県は、先行工事において沈下対策工が完了しているのに、虚偽の契約書等を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けていたもので、本件補助事業(事業費497,700,000円)の実施は著しく適正を欠いており、これに係る国庫補助金447,930,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、国庫補助事業の適正な実施に関する認識が欠如していたことなどによると認められる。

(6) 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 86,610,686円

下水道用地を承認を受けずに有償で譲渡したり、貸し付けたりするなどし、譲渡額、貸付料等に係る国庫納付を行っていないもの

(1件 不当と認める国庫補助金交付額等 86,610,686円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等交付額	
				承認を受けずに有償で譲渡するなどしていた額	左のうち国庫補助金相当額	不当と認める譲渡額のうち取得価格を上回る額等	不当と認める国庫補助金相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(376)	東京都	東京都	下水道	昭和46、58	822,381 (821,451)	408,670	115,993 (115,921)	62,976
				計	84,366	36,786	51,411	23,634
								86,610

この補助事業は、東京都が、ポンプ所又は水再生センターの下水道用地を確保するために、昭和46年度に、加平ポンプ所用地の一部として土地7,727.6㎡を、また、58年度に、浮間水再生センター用地の一部として土地2,285.6㎡をそれぞれ取得したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等によると、補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して譲渡したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。そして、「都市・地域整備局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成20年12月22日国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知)等によると、補助事業により取得した財産を有償で譲渡したり、貸し付けたりすることなどにより収益が見込まれる場合においては、譲渡額、貸付料等のうち国庫補助金相当額(譲渡額、貸付料等に用地取得時の補助率を乗じて算出される額等。以下同じ。)について国庫納付を行うことを条件とすることとされている。

都は、加平ポンプ所用地については、49年度及び54年度に、それぞれ498.4㎡及び16.8㎡を都の建設局に対して事業用代替地及び道路用地として、さらに、59年度に、88.3㎡を首都高速道路公団(平成17年10月1日以降は首都高速道路株式会社)に対して道路用地として、それぞれ有償で譲渡しており、当該用地の取得価格計32,954,376円を計35,905,038円上回る譲渡額計68,859,414円を収納していた。また、浮間水再生センター用地については、15年7月から、473.9㎡を民間会社に対して駐車場用地として有償で貸し付けるなどしており、23年3月末までに、計15,506,628円の貸付料等を収納していた。

しかし、都は、これらの用地計1,077.5㎡(事業費計115,993,920円、国庫補助対象事業費計115,921,193円、国庫補助金交付額計62,976,380円)について、国土交通大臣(13年1月5日以前は建設大臣)の承認を受けずに、有償で譲渡したり、貸し付けたりするなどしていた。また、これらにより収納した譲渡額、貸付料等のうち国庫補助金相当額(計36,786,977円)について国庫納付を行っていなかった。

したがって、上記の用地に係る国庫補助金交付額計62,976,380円並びに収納した譲渡額のうち取得価格を上回る額に係る国庫補助金相当額及び貸付料等に係る国庫補助金相当額計23,634,306円、合計86,610,686円が財産の処分に係る手続が適正でなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都において、補助事業で取得した下水道用地を、有償で譲渡したり、貸し付けたりするなどに当たって、法令等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠如していたことなどによると認められる。

(7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 18,732,085 円

橋台の基礎杭の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 18,732,085 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(377) 広島県	三原市	地方道路交付金、地域活力基盤創造交付金	20、21	107,779 (107,779)	69,664	29,281 (29,281)	18,732

この交付金事業は、三原市が、同市木原町地内において、内畠川に橋りょう(橋長10.0m、幅員8.2m)を新設するため、下部工として逆T式橋台2基の築造等を、上部工としてプレテンション方式PC床版桁の製作・架設等をそれぞれ実施したものである。

このうち、右岸側の橋台(以下「A1橋台」という。)の基礎杭は、外径600mm、杭長7.0mの鋼管杭6本を打設するものである。

本件橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)、「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編)等(以下、これらを「示方書等」という。)に基づいて行われている。示方書等によると、基礎杭を支持杭とする場合、杭先端を支持層へ根入れすることなどとされている。また、支持層については、ボーリング調査、標準貫入試験等(以下「ボーリング調査等」という。)を行った結果、砂層については、地盤強度(N値)が30程度以上であれば良質な支持層とみなすとされている。さらに、示方書等に示されている杭先端の支持力は、良質な支持層が十分な厚さを有する場合を前提とするとされている。

そして、同市は、左岸側の橋台付近のボーリング調査等の結果、花こう岩が風化して土砂化したN値30以上の層があり、これをA1橋台の基礎杭の支持層とすれば、杭1本当当たりの許容鉛直支持力^(注)は、常時568kN、地震時847kNとなり、杭に作用する鉛直力^(注)常時561kN、地震時716kNを上回ることから安定計算上安全であるとして、これにより施工することとしていた。

また、本件橋りょうの施工は、広島県制定の「土木工事共通仕様書」を準用して行っている。これによると、請負人は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をしなければならないなどとされている。

そして、請負人は、同市と協議の上、現場で杭先端の支持層の確認をするため、杭を所定の深さまで打設した後、杭先端の土を採取し、この土を用いて土質試験を行った。その結果、N値30以上の良質な支持層であるとして同市に報告し、同市もこれを承認していた。

しかし、請負人が支持層を確認するために行った土質試験の方法は、粘性土を対象としたものであり、本件のように風化して土砂化した花こう岩を対象としたものではないと認められた。

そこで、同市が本院の検査を踏まえて、杭先端の支持層の確認をするため、A1橋台付近で新たに2か所のボーリング調査等を行った結果、杭先端の層のN値は、30以上でなかったり、30以上であるものの、支持層としては十分な厚さを有していなかったりして、いずれも良質な支持層とは認められなかった。

上記の結果に基づき、改めて杭先端の支持力を考慮しないで本件基礎杭の安定計算を行うと、杭1本当当たりの許容鉛直支持力は、常時251kN、地震時371kNとなり、杭に作用する鉛直力常時561kN、地震時716kNを大幅に下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件橋りょうは、基礎杭の設計及び施工が適切でなかったため、A1橋台及びこれに架設された上部工等(これらの工事費相当額29,281,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額18,732,085円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、示方書等についての理解が十分でなかったこと、また、請負人が支持層の確認を適切に行っていなかったのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 許容鉛直支持力・鉛直力 「鉛直力」とは、構造物の自重等が基礎杭に対し鉛直方向に働く力をいう。

その数値が設計上許される上限を「許容鉛直支持力」という。

(8) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 4,404,946 円

補助の対象とならない設備の新設等に要した費用について補助金が交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,404,946 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(378) 国土交通本省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京都	地下駅火災対策施設整備	19	259,825 (146,532)	48,844	13,214 (13,214)	4,404

この補助事業は、東京都が、地下駅火災対策施設整備事業として、東京都地下高速電車(都営地下鉄)三田線の芝公園駅及び水道橋駅において、排煙設備の新設に係る電気工事等を実施したものである。

地下駅火災対策施設整備事業は、地下鉄道の火災対策に関する基準に適合していない地下駅の火災対策施設のうち、建設費用が大きい排煙設備及び避難通路(以下「排煙設備等」という。)について、国が補助することによって早期に整備を図るものであり、地下駅火災対策施設整備事業費補助交付要綱(平成16年国鉄施第39号)によると、排煙設備等を新設するための駅施設の改良工事に要する経費の一部を補助対象とするとされている。

都は、本件工事に要した費用259,825,923円のうち、排煙設備の新設に係る工事に要した費用は146,532,256円であるとし、これを補助対象事業費として国庫補助金48,844,085円の交付を受けていた。

しかし、上記の補助対象事業費には、排煙設備等を新設するための駅施設の改良工事には該当しない自動火災報知設備の新設等に要した費用が含まれていた。

したがって、上記の自動火災報知設備の新設等に要した費用13,214,839円は、補助の対象とはならず、これに係る国庫補助金相当額4,404,946円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都において、本件補助事業の対象となる費用についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,502,874 円

委託工事に交付の対象とならない費用を含めていたり、委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったりしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,502,874 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(379) 福岡県	福岡県	地方道路交付金	20	31,093 (31,093)	17,101	4,550	2,502

この交付金事業は、福岡県が、田川郡糸田町地内において、一般県道香春糸田線が平成筑豊鉄道糸田線と交差する宮床県道踏切を拡幅するために、道路施設に係るアスファルト舗装工事及び鉄道施設に係る土木、軌道、電気各工事並びにこれらの設計調査等を委託工事費31,093,000円(交付金17,101,150円)で鉄道事業者^{かわら}に委託して実施したものである。

同県は、本件委託工事費の算定に当たり、道路施設に係る工事費(以下「道路施設工事費」という。)

と鉄道施設に係る工事費(以下「鉄道施設工事費」という。)を合わせた24,689,302円にこれらの設計調査に係る費用(以下「設計調査費」という。)3,166,000円を加えて27,855,302円とし、この額を課税対象として算定した消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額1,392,765円及び管理費1,844,933円を加算して計31,093,000円としていた。そして、同県は、その全額を交付対象事業費として、平成20年5月に20年度の交付金の交付申請を行い、同年6月に交付決定を受けていた。

しかし、前記の設計調査は、同県が交付金の交付決定を受けた年度の前年度である同年2月に鉄道事業者に依頼して実施させ、交付申請前の同年4月に完了していたものであることから、交付金の交付の対象とはならないのに、同県は、設計調査費及びこれに係る消費税相当額を交付対象事業費に含めていた。

また、同県は、委託工事費の算定に当たり、道路施設工事費と鉄道施設工事費とを区分することなく、その合計額に設計調査費を加えた額を対象として消費税相当額を算定していた。しかし、上記のうち鉄道施設工事費については、鉄道事業者が所有する鉄道施設に係る工事費を同県が負担するものであり、工事を行った後の資産は鉄道事業者に帰属するものであることから、消費税法(昭和63年法律第108号)で定める資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものであるのに、同県は、鉄道施設工事費に係る消費税相当額を交付対象事業費に含めていた。

したがって、本件交付対象事業費のうち、設計調査費3,166,000円及びこれに係る消費税相当額158,300円は交付金の交付の対象とならず、また、鉄道施設工事費24,527,612円は消費税の課税対象外であり、これに係る消費税相当額1,226,380円が過大となっていて、これらの合計4,550,680円に係る交付金相当額2,502,874円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金事業の対象となる費用についての認識が十分でなかったこと、委託工事費の算定に当たり、鉄道施設工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

不正行為

(380) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	北海道開発局石狩川開発建設部(平成22年4月1日以降は北海道開発局札幌開発建設部)
不正行為期間	平成19年9月～22年2月
損害金の種類	河川敷地占用料
損害額	10,285,037円

本院は、北海道開発局石狩川開発建設部(平成22年4月1日以降は北海道開発局札幌開発建設部。以下「開発建設部」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく国土交通大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、北海道開発局及び開発建設部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、開発建設部において、経理課経理専門官(21年3月31日以前は経理課歳入係長)吉田某が、収入官吏所属出納員として歳入金の収納事務に従事中、19年9月から22年2月までの間に、河川敷地の占有者から河川敷地占用料として領収した現金を収入官吏に払い込まずに、計10,285,037円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、23年9月末までに310,240円が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 鉄道事業者に委託する工事の実施に当たり、管理費の根拠資料を鉄道事業者から提出させることなどにより、委託工事費の精算等を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)地域再生推進費 (項)地域活力基盤整備事業費 (項)社会資本総合整備事業費 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路交通安全対策事業費 (項)地方道路整備臨時交付金
部 局 等	7 府県	
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)等	
補助事業者(事業主体)	県3、政令指定都市3、市3、計9事業主体	
鉄道事業者への委託工事の概要	道路管理者等が、道路と鉄道とが交差する箇所等で事業を実施する場合に、鉄道の運転保安上等の理由から、鉄道事業者に工事の施工を委託するもの	
鉄道事業者に委託した立体交差化又は踏切道の拡幅を行った工事の件数及び事業費	198件	373億6920万余円(平成21、22両年度)
上記に対する国庫補助金等交付額		203億1793万余円
内容の確認を適切に行っていないかった管理費(1)	10件	1億3484万余円(平成21、22両年度)
上記に対する国庫補助金等相当額		7262万円
鉄道事業者に橋桁の製作及び運搬を委託していた工事費(2)	3件	1億2535万余円(平成21、22両年度)
上記に対する国庫補助金等相当額		5920万円(背景金額)

将来発生するとされる費用を委託工事費に含めて支払っていた踏切道の舗装修繕費(3)	6 件	1742 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に対する国庫補助金等相当額		937 万円
(1)及び(3)の計	16 件	1 億 5227 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に対する国庫補助金等相当額		8200 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

鉄道事業者に工事を委託する場合の管理費の精算等について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 委託工事の概要

(1) 道路事業の仕組みと工事の実施

貴省は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)等に基づき、直轄事業又は補助事業等により道路事業を実施している。

道路管理者は、法等により、政令で指定する区間内の一般国道については国土交通大臣、これ以外の一般国道及び都道府県道については都道府県知事又は政令指定都市(以下「政令市」という。)の長、市町村道については市町村の長とされている。そして、道路に関する工事は、道路管理者又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)により都市計画事業を施行する者(以下、両者を合わせて「道路管理者等」という。)が行うこととなっている。

しかし、道路と鉄道とが交差する箇所等で、道路に関する工事を直轄事業又は補助事業等で実施する場合は、鉄道の運転保安上等の理由により、道路管理者等が鉄道事業者に工事を委託して施行(以下、この委託による工事の施行を「委託工事」という。)し、その費用を道路管理者等が負担する場合が多く見受けられる。

(2) 委託工事に係る費用負担

ア 道路管理者等と鉄道事業者との協議

法第 31 条等によると、道路と鉄道とが交差する場合は、道路管理者等と鉄道事業者とが、立体交差化等に係る委託工事の施行方法、費用負担等について協議することなどとされている。

また、貴省は、平成 15 年 3 月に「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る細目要綱」(以下、これらを合わせて「要綱」という。)を定めている。道路管理者等と鉄道事業者とは、要綱に基づき、道路と鉄道との交差に関する協議を行っている。そして、要綱に規定されていない事項については、従来、道路管理者等と鉄道事業者との間で個別に協議することとされていたため、これまでに多数の覚書等が締結されているが、貴省は、それらについて、要綱と矛盾のない限りにおいて有効であるとしている。

イ 要綱等における委託工事に係る費用負担の考え方

貴省は、要綱等に基づいて、委託工事に係る費用(以下「委託工事費」という。)の負担を次のようにすることとしている。

(ア) 道路の新設若しくは改築又は鉄道の新設若しくは改良に関する工事により新たに道路と鉄道とを交差させる場合等においては、当該工事の計画者が交差に要する工事費の全額を負担する。

(イ) 委託工事に係る直接工事費を除く費用(以下「管理費」という。)の負担方法は、道路管理者等と鉄道事業者とが協議して定める。

ただし、道路を立体交差化することなどにより既設の踏切道を除却する場合については、鉄道事業者は、管理費のうち、当該工事に直接労務を提供する職員の人件費及び旅費並びに調査、設計及び監督に直接従事する職員の測量又は監督の旅費等の費用(以下、これらを「直接経費」という。)を道路管理者等に要求することができる。

また、既設の踏切道を除却して新たに立体交差化を計画する道路(以下「計画道路」という。)の幅員が、既設の踏切道の幅員に対して著しく大きくなる場合については、元年10月に建設省と運輸省(いずれも13年1月以降は国土交通省)との間で締結された「踏切除却に合わせて道路の拡幅を行う立体交差工事における損失の補填及び事務費の取扱いについて」の覚書(以下「覚書」という。)に基づき、鉄道事業者は、計画道路の幅員の程度に応じて、管理費のうち直接経費以外の経費である事務費の支払も道路管理者等に要求することができるとされている。そして、事務費は、直接工事費、既設踏切道の幅員及び計画道路の有効幅員のそれぞれの値を基に、所定の計算式等により算定することとされている。

ウ 踏切道の拡幅に係る費用負担

貴省は、13年10月に「踏切道の拡幅に係る指針について」及び「踏切道の拡幅に係る指針の取扱いについて」(以下、これらを合わせて「指針」という。)を発している。そして、指針によると、道路管理者と鉄道事業者は、踏切道について、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等によりその除却に努めるべきであるとされている。ただし、道路拡幅に伴い標準幅員で片側1車線までの踏切道の拡幅等については、地域状況等から統廃合が早期に実施できない場合に、踏切道の統廃合を行わずに実施できるなどとされている。そして、この場合、拡幅に係る工事費及び拡幅部等の舗装修繕に係る費用(以下「舗装修繕費」という。)は道路管理者が負担することなどとされている。

(3) 委託工事の実施に係る協定

道路管理者等は、道路と鉄道とが交差する箇所等で事業を実施する場合、計画から実施までの各段階において、鉄道事業者と協議を行って工事を委託している。そして、委託工事の実施に当たり、道路管理者等は、鉄道事業者との間で、毎年度、当該年度内に施行する委託工事の内容、費用負担、費用の支払・精算等について定めた協定(以下「年度協定」という。)を締結するなどしている。

(4) 委託工事の透明性の確保

貴省は、平成17年度決算検査報告における本院の指摘を踏まえ、委託工事に関する取組について、貴省と鉄道事業者との間で申合せがなされたことから、21年1月に「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について(以下「通知」という。)を発している。これによると、鉄道事業者は、各年度協定に係る委託工事費の精算時に、道路管理者等に対して、鉄道事業者が発注した工事の請負契約及び工事の出来形等に関する資料(以下「精算関係資料」という。)を提出することなどとされている。そして、道路管理者等は、鉄道事業者から提出された精算関係資料により上記請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行い、各年度協定に係る委託工事費の精算を適切に行うことなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省は、道路と鉄道とが交差する箇所等で多くの事業を実施しており、鉄道事業者へ支払う委託工事費も多額に上っている。そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、委託工事費の精算が適切に行われているか、委託工事の内容が適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

21、22両年度に、委託工事で道路と鉄道との交差に係るもののうち、立体交差化を行うもの又は踏切道の拡幅を行うものについて、18道府県^(注1)、7政令市及び51市町村^(注3)が補助事業等として実施した198件(委託工事費計373億6920万余円(国庫補助金等計203億1793万余円))を対象として会計実地検査を実施した。そして、各委託工事の年度協定書、鉄道事業者から提出された精算関係資料等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査した。

(注1) 18道府県 北海道、京都、大阪両府、栃木、埼玉、千葉、石川、福井、長野、静岡、和歌山、鳥取、広島、徳島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県

(注2) 7政令市 さいたま、静岡、浜松、京都、岡山、福岡、北九州各市

(注3) 51市町村 深川、宇都宮、那須塩原、春日部、鴻巣、和光、久喜、市川、船橋、柏、鴨川、白山、長野、諏訪、駒ヶ根、茅野、塩尻、沼津、菊川、宇治、宮津、岸和田、高槻、橋本、倉敷、瀬戸内、呉、福山、府中、三次、東広島、安芸高田、坂出、松山、中間、島原、松浦、鹿児島、薩摩川内、始良各市、野木、野々市、永平寺、精華、かつらぎ、伯耆、久米南、東みよし、苅田各町、長生、大桑両村

(検査の結果)

検査したところ、上記198件のうち、3県、3政令市及び3市が実施した立体交差化に係る委託工事13件、踏切道の拡幅に係る委託工事6件、計19件(委託工事費計43億7638万余円(国庫補助金等計23億1490万余円))において、次のような事態が見受けられた。

(1) 立体交差化に係る委託工事費の精算等

ア 管理費の内訳等の確認を適切に行っていなかったもの

2県1政令市^(注4)2市は、踏切道の除却を伴う立体交差化に係る委託工事を10件(委託工事費計31億1887万余円(国庫補助金等計16億6885万余円))実施しており、鉄道事業者から提出された精算関係資料に基づき、管理費を計1億3484万余円(国庫補助金等相当額計7262万余円)として委託工事費の精算を行っていた。

しかし、通知によると、前記のとおり、年度協定に係る委託工事費の精算時に管理費の内訳を確認することとされているのに、上記の道路管理者等は、鉄道事業者から管理費に係る詳細な根拠資料の提出を受けておらず、管理費の内訳等が直接経費又は事務費に該当するかなどについて確認しないまま管理費の精算を行っていた。

なお、検査の対象とした198件のうち、同様に踏切道の除却を伴う立体交差化に係る委託工事を実施していたものは前記10件のほかに14件あったが、それらについては、道路管理者等が、管理費の根拠資料の提出を鉄道事業者に求めるなどして、その内訳等を確認した上で精算を適切に行っていた。その結果、管理費を計上していなかったものが3件、直接経費として旅費のみを計上していたものが1件で1万余円、覚書に基づく事務費のみを計上していたものが10件で計4947万余円となっていた。

イ この線橋の橋桁の製作及び運搬を鉄道事業者に委託していたもの

1 県1政令市1市は、道路を高架とする立体交差化に係る委託工事を3件(委託工事費計6億5682万余円(国庫補助金等計3億4086万余円))実施しており、これらの工事において、橋桁の製作及び運搬を計1億2535万余円(国庫補助金等相当額計5920万余円)で鉄道事業者に委託していた。そして、橋桁の架設工事については、上記の委託工事とは分離して、別途当該鉄道事業者に委託していた。

しかし、この線橋の橋桁の製作及び運搬については、通常、線路に近接していない場所で実施するものであるため、鉄道の運転保安上の支障を生じるおそれがないことから、鉄道事業者に委託することなく、道路管理者等において自ら発注して通常の公共工事として実施することにより、委託工事に係る管理費の節減を図るとともに、契約の競争性等を確保することが可能であった。

(2) 踏切道の拡幅に係る費用負担

1 県1政令市1市は、踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事を6件(委託工事費計6億0068万余円(国庫補助金等計3億0518万余円))実施していた。そして、道路管理者等は、踏切道の拡幅部等の舗装修繕費を負担することとされているものの、補助事業等の対象となる舗装修繕費の範囲について明確にされていなかったことから、鉄道事業者が要求した舗装修繕費計1742万余円(国庫補助金等相当額計937万余円)について、内容を確認しないまま委託工事費に含めてその費用を負担し、これを補助事業等の対象事業費としていた。

しかし、その算定根拠について道路管理者等を通じて鉄道事業者を確認したところ、上記の舗装修繕費は、上記の委託工事において実際に発生した工事費ではなく、工事完成後、踏切道の耐用年数の期間中にわたって将来発生するとされる当該拡幅部の舗装修繕に要する費用となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

補助事業等を実施する道路管理者等が、委託工事における管理費について、その内訳等を確認しないまま精算を行っていたり、この線橋の橋桁の製作及び運搬について、自ら発注して実施することが可能であるのに鉄道事業者に委託していたり、踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事の舗装修繕費について、内容を確認しないまま鉄道事業者が要求した額を委託工事費に含めて補助事業等の対象事業費としていたりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは次のことなどによると認められる。

ア 立体交差化に係る委託工事について

(ア) 管理費については、貴省において、その内訳等を確認するための管理費の根拠資料を鉄道事業者から道路管理者等に提出させることとしていなかったこと、また、道路管理者等において、鉄道事業者が要求する管理費の内訳等を確認することについての認識が十分でなかったこと

(イ) こ線橋の橋桁の製作及び運搬については、道路管理者等において、自ら発注して実施することにより、管理費の節減を図り、契約の競争性等を確保することなどについての認識が十分でなかったこと

イ 踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る費用負担について

貴省において、補助事業等の対象となる舗装修繕費の範囲について明確にしていなかったこと、また、道路管理者等において、補助事業等の対象事業費とする舗装修繕費の内容を確認することについての認識が十分でなかったこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、道路交通の円滑化や安全確保の観点から、今後も、補助事業等により、道路と鉄道とが交差する箇所等での工事を鉄道事業者へ委託して多数実施することが見込まれる。

については、貴省において、委託工事における管理費の精算等を適切に行うよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 立体交差化に係る委託工事について

(ア) 管理費については、鉄道事業者に対し、管理費の根拠資料を道路管理者等に提出するよう指導するとともに、道路管理者等において、鉄道事業者へ管理費の根拠資料の提出を求め、これに基づき管理費の内訳等を確認した上で精算を適切に行うこととするよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること

(イ) こ線橋の橋桁の製作及び運搬を架設と分離して実施する場合については、道路管理者等において通常の公共工事として自ら発注して実施することとし、やむを得ず鉄道事業者へ委託する場合は、その理由を明確にするよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること

イ 踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅については、補助事業等の対象となる舗装修繕費の範囲について明確にするるとともに、補助事業等の対象事業費とする舗装修繕費の内容を確認するよう、地方整備局等を通じて都道府県等に助言すること

(注4) 2県1政令市2市 静岡、福岡両県、浜松市、那須塩原、駒ヶ根両市

(注5) 1県1政令市1市 香川県、京都市、橋本市

(注6) 1県1政令市 香川県、福岡市

(2) 道路整備事業に伴う建物等の移転補償費の算定に当たり、キュービクル式の変電設備を機械設備として取り扱うことを明確にするなどして、その算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域活力基盤整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等	
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局 補助事業 10 県	
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)等	
事業主体	直轄事業 9 国道事務所等 補助事業 県9、市4 計 22 事業主体	
移転補償の概要	道路整備事業を行う国及び都道府県等が、道路整備事業により支障となる建物等を移転させる際に、所有者に対して物件の移転に伴う損失補償を行うもの	
移 転 補 償 費	直轄事業	103 億 7385 万余円(平成20年度～22年度)
	補助事業	76 億 3749 万余円(平成20年度～22年度)
	(国庫補助金交付額	44 億 3196 万余円)
建築設備として算定していたキュービクル式の変電設備の移転補償費	直轄事業	8243 万余円
	補助事業	1 億 0399 万余円
低減できた移転補償費	直轄事業	7158 万円
	補助事業	8426 万円
	(国庫補助金相当額	5073 万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

キュービクル式の変電設備に係る移転補償費の算定について

(平成23年10月13日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 損失補償の概要

(1) 建物等の移転に伴う損失補償の概要

貴省は、道路交通の安全確保と円滑化等を図るなどのため、国が行う直轄事業又は都道府県等が行う国庫補助事業として道路整備事業を実施している。

そして、道路整備事業を行う国又は都道府県等(以下「道路事業者」という。)は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定。以下「補償基準」という。)等に基づ

き、道路用地の取得に支障となる建物等を移転させるなどの際に、その所有者に対して物件の移転に伴う損失補償(以下「移転補償」という。)を行っている。

補償基準等によると、取得に係る土地等に建物等があるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用等を補償することとなっている。

(2) 建築設備及び機械設備

建物等の調査や移転補償費の算定等については、貴省の「地方整備局用地調査等業務請負基準準則」(平成13年国総国調第97号総合政策局国土環境・調整課長通知)の「用地調査等共通仕様書」(以下「仕様書」という。)等に定められており、道路事業者はこれらを参考にして道路事業者ごとの共通仕様書等を作成し、業務の適正な執行を確保することとしている。

仕様書等によると、移転補償費の算定において、建物とともに移転補償の対象となる設備のうち、受変電設備を含む電気設備、昇降機等で建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられているものは、建築設備として区分され、その移転補償費は、建物と一体のものとして算定することとなっている。

一方、原動機等により製品の製造等を行うもの、又は製造等に直接関わらない機械を主体とした排水処理施設等(建築設備以外の変電設備等を含む。)は、機械設備として区分され、その移転補償費は、建物とは別に機械ごとに算定することとなっている。

(3) 建物及び機械設備の移転工法

建物の移転工法には、従前の建物と同種同等の建物を建築する再築工法が多く採用されている。建物の再築工法による移転補償費は、建築設備を含む建物の推定再建築費に、標準耐用年数(非木造建物の場合は30年から90年)や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。

一方、機械設備の移転工法には、従前の機械設備と同種同等の機械設備を購入して据え付ける再築工法と、従前の機械設備を再利用するために撤去して移転先に運搬し据え付ける復元工法があり、移設しても従前の機能を確認することが可能な場合は、原則として復元工法を採用することとなっている。そして、機械設備の再築工法による移転補償費は、機械設備の再調達価格に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。また、復元工法による移転補償費は、従前の機械設備の撤去費、運搬費、据付費等の合計となっている。

(4) 受変電設備の概要

受変電設備には、変圧器等の機器を現場において配線し建物に直接据え付ける受変電設備と、変圧器等の機器を配線し金属製の箱に収めたキュービクル式の受変電設備(以下「キュービクル」という。)がある。キュービクルは、工場で作成され、そのまま現場に運搬して箱ごとボルト等で据え付けるもので、建物の外にも設置することができることなどから中小規模の工場等に広く活用されている。

そして、前記のとおり、仕様書等によると、受変電設備は、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられている場合は建築設備に区分され、それ以外の場合は機械設備に区分されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

道路用地の取得に伴う建物等の移転補償費は毎年多額に上っている。この中には、キュービクルを含む移転補償が多数見受けられ、また、その移転補償費も高額になっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、キュービクルの移転補償費の算定が実態に即した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

平成20年度から22年度までの間に、直轄事業として7地方整備局管内の13国道事務所等^(注2)が実施した31件(移転補償費計103億7385万余円)及び補助事業として23府県市が実施した42件(移転補償費計76億3749万余円(国庫補助金計44億3196万余円))、計73件のキュービクルを含む移転補償を対象として、上記の計36事業主体において、移転補償費の内訳明細書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、移転補償費の算定に当たり、キュービクルを建築設備として算定したものが9国道事務所等で14件16基^(注4)、13県市で20件20基^(注5)、計34件36基、機械設備として算定したものが11国道事務所等で17件18基、13府県市で22件24基、計39件42基で、その取扱いが区々となっていた。

そして、建築設備としていた上記34件のキュービクルの移転補償費は、キュービクルを建物と一体のものとして、再築工法により、キュービクルの新規購入費等を見込んだ推定再建築費に再築補償率を乗ずるなどして直轄事業で計8243万余円、補助事業で計1億0399万余円と算定していた。

しかし、キュービクルは、従来の受変電設備とは異なり、建物と一体でなくても機能するもので、取り外して移設することが容易な特徴を有し、その更新期間は、一般に建物の標準耐用年数に比べて短いものとなっている。

したがって、上記のような特徴等を有するキュービクルは、建物と一体の建築設備として移転補償費を算定するのではなく、機械設備として算定するのが合理的であると認められる。

そして、キュービクルの移転補償費を機械設備として算定すると、復元工法では、キュービクル本体は既存のものを再利用することとなり、また、復元工法を採用できない場合^(注6)でも再築工法により移転補償費を算定すると、キュービクルの耐用年数が建物に比べて短いことから、再築補償率が低くなり、移転補償費が低減されることとなる。

以上のことから、復元工法を採用できる場合は復元工法により、また、それ以外の場合は機械設備の再築工法を採用することとし、キュービクルの耐用年数を業界団体の調査を基に20年と仮定して、建築設備としていた前記34件のキュービクルの移転補償費を算定すると、直轄事業で計1084万余円、補助事業で計1972万余円(国庫補助金相当額1142万余円)となり、直轄事業で約7158万円、補助事業で約8426万円(国庫補助金相当額約5073万円)それぞれ低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のように、キュービクルは、建物と一体でなくても機能するもので、取り外して移設することが容易な特徴を有し、その更新期間は、一般に建物の標準耐用年数に比べて短いも

のとなっているのに、これを建物と一体の建築設備として建物の再築工法により移転補償費を算定している事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、キュービクルの特徴等を考慮して、その移転補償費を算定することについての検討が十分でなく、キュービクルの移転補償費を機械設備として算定することを仕様書等で明確にしていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

道路用地の取得に伴うキュービクルの移転補償は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、キュービクルの移転補償費を機械設備として算定することを仕様書等で明確にするとともに、地方整備局等に対してこれを周知徹底し、また、都道府県等に対しても同様に助言することにより、移転補償費の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求める。

(注1) 7 地方整備局 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 13 国道事務所等 横浜、長岡、新潟、富山河川、紀勢、京都、兵庫、広島、徳島河川、松山河川、大洲河川、土佐、北九州各国道事務所

(注3) 23 府県市 京都、大阪両府、栃木、埼玉、千葉、静岡、和歌山、鳥取、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県、船橋、白山、静岡、舞鶴、岡山、広島、福岡、北九州各市

(注4) 9 国道事務所等 横浜、長岡、新潟、富山河川、紀勢、京都、広島、徳島河川、松山河川各国道事務所

(注5) 13 県市 埼玉、千葉、和歌山、鳥取、広島、徳島、香川、福岡、長崎各県、船橋、静岡、広島、北九州各市

(注6) 復元工法を採用できない場合 復元工法とすることにより、建物や機械設備等の移転に伴い営業を一時休止する必要があると認められる場合に、休止期間中の収益減や従業員に対する休業手当相当額等を補償するための費用(営業補償費)が増加するなどの場合

- (3) 高齢者向け優良賃貸住宅について、整備及び管理を適切に実施することにより、高齢者に有効に活用されるよう意見を表示し、並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅対策事業費(平成19年度以前は、(項)住宅建設等事業費) (項)都市再生・地域再生整備事業費(平成19年度以前は、(項)揮発油税等財源都市環境整備事業費、(項)都市環境整備事業費) (項)北海道開発事業費(平成19年度以前は、(項)北海道住宅建設等事業費)
---------	--

部 局 等	国土交通本省(平成13年1月5日以前は、建設本省)	
補助の根拠	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)	
補助事業者	都、道、府2、県14、市22	
間接補助事業者(事業主体)	個人136、民間法人97、住宅供給公社11、社会福祉法人等21、計265事業主体	
補助事業	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進、公営住宅等整備	
補助事業の概要	高齢者の居住の安定確保を図るため、良好な居住環境を備えた高齢者向け優良賃貸住宅を整備するもの	
検査の対象とした高齢者向け優良賃貸住宅の戸数	8,990戸(整備年度：平成12年度～22年度)	
高齢者向け優良賃貸住宅の空家等戸数	空家	622戸(平成22年度末現在)
	目的外使用	186戸(平成22年度末現在)
上記に係る事業費相当額	87億6420万余円(平成12年度～22年度)	
上記に対する国庫補助金等相当額	6億8396万円(背景金額)	
高齢者の入居実績がない住戸及び不適切な目的外使用が行われた住戸	高齢者の入居実績がない住戸	337戸
	〔新築空家	157戸〕
	〔高齢者未入居住戸	180戸〕
	不適切な目的外使用が行われた住戸	107戸
上記に係る事業費相当額	37億7974万余円(平成12年度～22年度)	
上記に対する国庫補助金等相当額	2億6188万円	

【意見を表示し並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び管理について

(平成23年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅制度の概要

貴省は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)等に基づき、高齢者の居住の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的として、高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の整備を行う個人、民間法人、住宅供給公社、社会福祉法人等の事業主体(以下「事業者」という。)に対してその費用を補助する地方公共団体に国庫補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付している。

高優賃は、60歳以上の単身・夫婦世帯等(以下「高齢者」という。)を入居対象としたもので、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅であり、国庫補助金の交付の対象は、食事サービス施設、生活相談サービス施設、廊下等の共用部分、エレベータ、警報装置等の加齢対応構造等の整備に要する費用等となっている。また、貴省は、高優賃に入居する高齢者の居住の安定を図るため、家賃を減額する事業者に対して補助(以下「家賃補助」という。)する地方公共団体に国庫補助金を交付している。

(2) 賃貸住宅の整備及び管理に関する計画の申請及び認定

法等によると、高優賃の整備及び管理を行おうとする者は、賃貸住宅の整備及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県、政令指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)の認定を申請することができるとされている。供給計画には、賃貸住宅の位置、戸数、設備、入居者の募集方法に関する事項、家賃等の賃貸条件に関する事項等を記載しなければならないとされている。そして、都道府県等は、供給計画が法等で定められた認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるとされており、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行について」(平成13年住宅局長通知。以下「局長通知」という。)によると、高優賃の整備に要する費用について補助を行うに当たっては、入居することとなると考えられる者の世帯構成等地域の住宅事情を勘案した規模、設備等を備えた良質な住宅が供給されるよう適切に指導することが望ましいとされている。また、法等によると、事業者は認定を受けた供給計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県等の認定を受けなければならないとされている。

また、局長通知によると、高優賃の供給を的確に進めていくためには、市町村の福祉施策との連携が重要であることなどから、都道府県等は、地域における高齢化の見通し、高齢者の住宅事情の改善のための方策等について市町村と十分調整を行うとともに、供給計画の認定の基準等についてはあらかじめ密接に調整することが望ましいとされている。

(3) 高優賃の管理等

法等によると、事業者は、都道府県等が定めるところにより、新聞掲載、掲示等の方法により高優賃の入居者を公募しなければならないとされており、その際には、局長通知において、必要に応じ、都道府県等及び所在市町村の広報紙等に掲載する措置を講ずるとともに、広告媒体の活用等により広域的な住宅需要についても配慮するとされている。

そして、3か月以上高齢者の入居が確保できない場合には、都道府県等の承認を受けて、5年(平成18年度以前は2年)を上回らない期間を定めた建物賃貸借(以下「定期建物賃貸借」という。)により高優賃の全部又は一部を高齢者以外の者に賃貸等すること(以下「目的外使用」という。)ができるとされている。この目的外使用の承認に際しては、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正の施行について」(平成19年住宅総合整備課長通知。以下「課長通知」という。)によると、高優賃の本来の目的と既存ストックの有効活用という目的外使用の目的を考慮して、当該申請ごとに適切な期間の判断を行うこととされている。

また、法等によると、都道府県等は、事業者に対し、高優賃の整備又は管理の状況について報告を求めることができるとされており、局長通知においては、入居者の選定方法、

入居者の資格、家賃の額等について報告させ、高優賃の管理が適切に行われているかを確認することが望ましいとされている。そして、事業者が認定を受けた供給計画に従って管理を行っていないと認めるときは、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができることとされている。

さらに、都道府県等及び所在市町村は、事業者に対し、高優賃の整備及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとするとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者の身体機能に対応した設計、設備等高齢者に配慮した良質な賃貸住宅を供給し、高齢者の居住の安定の確保を図ることが重要となっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、高優賃の整備及び管理が適切に実施され、これまでに整備された高優賃が高齢者のために有効に活用されているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

高優賃制度発足の13年4月から22年3月までの間に管理を開始し23年3月末現在で1年以上経過している高優賃のうち、40都道府県等^(注1)が認定し、265事業者が整備している高優賃306住宅8,990戸(事業費計1479億8909万余円、補助対象事業費計357億0708万余円、国庫補助金相当額計90億4569万余円)を対象として、高優賃の供給計画等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 40都道府県等 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、茨城、神奈川、富山、石川、福井、岐阜、愛知、兵庫、広島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県、札幌、旭川、さいたま、横浜、川崎、富山、金沢、岐阜、名古屋、豊橋、京都、大阪、堺、東大阪、神戸、姫路、広島、福山、北九州、福岡、長崎、鹿児島各市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 高優賃の入居状況

ア 全体の入居状況

検査した306住宅8,990戸の高優賃について、23年3月末時点の入居状況をみると、表1のとおり、空家が175住宅622戸(空家率6.9%)、目的外使用の住戸が32住宅186戸(全体戸数の2.0%)で、空家と目的外使用を合わせた住戸(以下「空家等」という。)は、計178住宅808戸(全体戸数の8.9%)。これらに係る事業費計87億6420万余円、補助対象事業費計22億9891万余円、国庫補助金相当額計6億8396万余円)となっていた。

そして、空家の中には、1年以上空家となっている住戸(以下「長期空家」という。)が79住宅317戸(全体戸数の3.5%)あり、更に長期空家の中には、管理開始以降一度も入居の実績のない住戸(以下「新築空家」という。)^(注2)が12都道府県等の32住宅157戸(同1.7%)見受けられた。

表1 高齢者向け優良賃貸住宅の入居状況(平成23年3月末時点)

	検査対象	空家 (b)	うち		目的外 使用 (d)	空家等 (b)+(d)	管理開始 以降目的 外使用を したと ある 戸	うち 高齢者未 入居住戸 (e)	新築空家 及び高齢 者未入居 住戸 (c)+(e)
			うち 長期空家	うち 新築空家 (c)					
住宅数	306	175	79	32	32	(注) 178	43	24	(注) 44
戸数	8,990(a)	622	317	157	186	808	271	180	337
戸数(a)に 占める割 合		6.9%	3.5%	1.7%	2.0%	8.9%	3.0%	2.0%	3.7%

(注) 合計の数を計算するに当たっては、重複分を控除している。

また、管理開始以降23年3月末までの間において目的外使用をしたことのある住戸は、11都道府県等の43住宅271戸で、このうち、管理開始以降、目的外使用が行われたことはあるものの高齢者の入居実績がない住戸(以下「高齢者未入居住戸」という。)が8都道府県等の24住宅180戸(全体戸数の2.0%)見受けられ、新築空家と高齢者未入居住戸を合わせた住戸は計44住宅337戸(同3.7%。これらに係る事業費計34億0414万余円、補助対象事業費計8億1666万余円、国庫補助金相当額計2億3642万余円)となっていた。

また、これらのうち新築空家について、管理開始以降の期間をみると、2年以上のものが29住宅135戸で、このうち3年以上のものが20住宅63戸見受けられ、最長のものは8年となっていた。

(注2) 12都道府県等 東京都、北海道、大阪府、福井、愛知、兵庫、広島、福岡、鹿児島各県、大阪、東大阪、北九州各市

(注3) 11都道府県等 東京都、北海道、大阪府、兵庫、福岡、長崎、鹿児島各県、名古屋、広島、北九州、鹿児島各市

(注4) 8都道府県等 東京都、北海道、大阪府、福岡、鹿児島両県、名古屋、北九州、鹿児島各市

イ 住宅別の空家等の状況

住宅別の空家状況を見ると、検査した306住宅のうち、23年3月末時点で空家率が20%以上の住宅は48住宅(全体の15.6%)で、このうち空家率が50%以上の住宅は8住宅(同2.6%)となっていた。そして、空家率が20%以上の住宅における新築空家は134戸と新築空家全体157戸の大部分(85.3%)を占めていた。

また、住宅別に目的外使用の状況を見ると、23年3月末時点で目的外使用の住戸が20%以上の住宅は18住宅(全体の5.8%)で、このうち住戸の半数以上が目的外使用となっている住宅が3住宅(同0.9%)見受けられた。そして、目的外使用の住戸が20%以上の住宅において、高齢者未入居住戸が156戸と高齢者未入居住戸全体180戸の大部分(86.6%)を占めていた。

そして、これらの空家等の割合が20%以上の住宅は60住宅(全体の19.6%)で、このうち空家等の割合が50%以上の住宅は18住宅(同5.8%)となっており、中には空家等の割合が100%で高齢者が全く入居していない住宅が3住宅あった。また、空家等の割

合が20%以上の住宅における新築空家は139戸、高齢者未入居住戸は170戸、計309戸となっており、これらの全体337戸のほとんど(91.6%)を占めていた。

また、上記60住宅の認定を行った都道府県は13都道府県及び7市^(注5)となっており、これらの都道府県等別にみると、北九州市で16住宅(うち空家等の割合が50%以上のは6住宅)、大阪府で6住宅(同3住宅)、福岡県で5住宅(同3住宅)、鹿児島県で5住宅(同2住宅)と空家等の割合の高い住宅が多く見受けられた。

(注5) 13都道府県及び7市 東京都、北海道、大阪府、茨城、神奈川、石川、福井、愛知、兵庫、広島、福岡、長崎、鹿児島各県、札幌、名古屋、東大阪、広島、北九州、福岡、鹿児島各市

(2) 供給計画、入居者の募集方法等の状況

ア 供給計画の認定状況

供給計画の作成又は認定に当たり、事業者や都道府県等において高齢者向け住宅に対する需要の予測を行うこととはされていないが、306住宅のうち97住宅(全体の31.6%)において、都道府県等又は事業者のいずれかが何らかの需要の予測を行ったとされていた。また、一部の都道府県等では、高優賃の入居申込者を対象にした住宅の要望等の調査結果をその後の高優賃の認定等の参考にしたり、住宅供給公社が事業者の場合に、自ら管理している賃貸住宅の入居者に対し高優賃への入居希望の意向調査等を行ったりしていた。しかし、空家等の割合が20%以上の住宅が多い3府県1市における供給計画の認定状況についてみると、中には、需要の予測を行ったとしているものもあるが、供給計画の認定に際し、立地条件が同様の地域等で以前に整備されている住宅において高齢者の入居割合が低く、高齢者の入居が見込めないことから目的外使用を承認しているのに、そのような状況を十分考慮せずに認定していて、新たに整備された住宅においても高齢者の入居割合が低いものが見受けられた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

北九州市(34住宅730戸)に所在するA住宅は平成18年2月に認定戸数22戸で、B住宅は20年4月に認定戸数12戸で、C住宅は20年8月に認定戸数54戸でそれぞれ管理開始されている。B住宅及びC住宅は、A住宅からそれぞれ2.5km、2.9kmの距離に位置しており、同市は、このうちB住宅の供給計画を18年12月に、C住宅の供給計画を19年3月にそれぞれ認定している。

そして、B住宅及びC住宅の供給計画を認定する時点で判明している18年2月から19年2月までの間のA住宅の高齢者の入居者数は、最大月においても14戸(高齢者の入居割合63.6%)となっていたのに、同市は、この既存のA住宅の入居状況をB住宅及びC住宅の認定の際の判断材料としていなかった。そして、B住宅の高齢者の入居者数は最大月においても2戸(同16.6%)、C住宅では34戸(同62.9%)となっており、いずれも高齢者の入居者数が少ない状況となっていた。

イ 入居者の募集状況

法及び局長通知によると、入居者の募集方法は、供給計画に定めるとともに、必要に応じ、都道府県等及び所在市町村の広報紙等に掲載する措置等についても配慮することとされている。

高優賃の募集情報の入手方法について、本院が高優賃に入居している高齢者に対して行った調査や、高優賃の認定を行う都道府県等の一部が高優賃に入居している高齢者に行ったアンケート調査の結果によると、市町の広報紙によるものが約3割で最も多く、これに公共施設等の掲示を加えると3分の1を超えており、事業者等のホームページ、新聞広告・チラシ等は、いずれも1割に満たないものとなっていた。これは、高齢者はインターネットを利用する機会が少ないことや、公的な情報を重視していることなどによると思料され、市町村の広報紙等による募集が効果的な方法の一つであると認められた。

これに対して、空家率が20%以上の48住宅における入居者の募集方法をみると、複数の方法が採られているが、事業者等のホームページ及び新聞広告・チラシがいずれも半数以上で、市町の広報紙によるものは10住宅、公共施設等の掲示は11住宅となっており、特に空家率が50%以上の8住宅では、これら広報紙等にはよっておらず、効果的な募集方法が採られているとは認められない状況となっていた。

ウ 所在市町村の高優賃への関与

局長通知によると、都道府県等は、高優賃の供給を的確に進めていくため、高齢者の住宅事情の改善のための方策、供給計画の認定の基準等について、市町村と十分調整することが望ましいとされている。また、法によると、都道府県等及び所在市町村は、事業者に対し、高優賃の整備及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとするとしている。

しかし、検査した306住宅が所在する115市区町のうち、供給計画を認定した政令市又は中核市ではない93市区町において、都道府県から供給計画を認定した旨の通知を受けるだけで、空家の状況等を踏まえて助言を行っていないなど、高優賃の整備及び管理に関与の程度が低いと思料されるものが34市町見受けられた。また、これらに所在する49住宅の入居状況をみると、空家等の割合が20%以上の住宅は18住宅で、このうち空家等の割合が50%以上の住宅は7住宅と比較的多くなっていた。

(3) 高優賃の目的外使用の状況

ア 都道府県等における目的外使用の承認

課長通知によると、都道府県等は、目的外使用の承認に当たり、高優賃の本来の目的と既存ストックの有効活用を考慮して、申請ごとにその期間が適切かどうかの判断を行うこととされている。

しかし、管理開始以降23年3月末までの間において目的外使用をしたことのある43住宅271戸についてみると、その開始時期が管理開始後3か月から1年未満のものが18住宅91戸(全体戸数の33.5%)となっていたり、総戸数の9割以上に当たる住戸の承認を一括で行っていたりするなどの事態が見受けられた。これらの住宅の目的外使用を承認した都道府県等は、高齢者の入居を確保できない要因や入居を確保できない期間に行った募集方法の確認を十分に行わないまま、高優賃本来の目的等を考慮せずに承認していると認められた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

大阪府は、平成23年3月末までに、42住宅1,701戸のうち9住宅123戸について目的外使用を承認しているが、申請前の募集方法等について具体的に確認することなく、一度に複数の住戸についてまとめて承認しているものが相当数見受けられた。このうちD住宅については、管理開始から6か月後の17年9月に、全戸数23戸の9割を超える21戸の目的外使用を一括して承認していた。そして、同住宅では、多い月で19戸を目的外使用していて、23年3月末時点では12戸(空家が8戸、高齢者の入居が3戸)となっていた。D住宅のほかにも、3住宅について、管理開始後7か月から9か月を経過した19年12月から21年12月までの間に、各住宅の戸数の約3分の1に当たる10戸又は20戸の目的外使用を一括して承認していた。

また、北九州市は、23年3月末までに、34住宅730戸のうち22住宅147戸について目的外使用を承認しているが、その申請があった際に、空家期間が3か月以上であることを確認するだけで承認している。そして、このうち、管理開始後僅か3か月で目的外使用を開始しているものが4住宅14戸あり、しかも、この中には、定期建物賃貸借の契約期間を最長限度の5年としているものが1住宅6戸あった。23年3月末現在、目的外使用の割合が50%を超えるものが2住宅あり、それぞれ66.6%(12戸のうち8戸)、61.9%(42戸のうち26戸)となっていた。

イ 事業者における不適切な目的外使用

目的外使用は、事業者による申請を都道府県等が承認した場合に行うことができるとされているが、承認を受けないまま行っているなどの事態が表2のとおり見受けられた。また、目的外使用の場合の契約は、高齢者の居住の安定確保という高賃貸の目的を担保するため、あらかじめ入居期間を定める定期建物賃貸借契約によらなければならないこととされているのに、一般的な賃貸借契約を締結していたものが表2のとおり見受けられた。これらの中には、都道府県等が制定した高賃貸の制度要綱において目的外使用を行った場合には、契約書の写しを提出することとなっているのに、提出されなかったり、提出されていても内容に不備があったりなどしていたものが見受けられた。

表2 事業者における不適切な目的外使用

		住宅数	戸数
承認を受けずに目的外使用を行っていたもの	23年3月末現在継続中	2	25
	事後承認したもの	9	23
	未承認のまま退去	2	8
承認期間経過後も引き続き目的外使用を継続して行っていたもの	23年3月末現在継続中	5	34
	23年3月末までに退去	7	24
定期建物賃貸借契約となっていなかったもの	23年3月末現在継続中	5	33
	23年3月末までに退去	4	21
計		18	107

(注) 合計の数を計算するに当たっては、重複分を控除している。

これについて事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

東京都内に所在するE住宅は、平成19年9月の管理開始以降高齢者の入居率が低かったことから、21年5月以降、都の承認を受けずに目的外使用を行っており、23年5月の会計実地検査時点においても、33戸のうち16戸は同様な状態になっていた。さらに、その契約は、定期建物賃貸借契約によらずに一般的な賃貸借契約を締結しており、その家賃も家賃補助を受けた高齢者の家賃負担額と同じ額まで減額していた。

上記の目的外使用の事態の18住宅107戸(重複を除く。)に係る事業費は計11億3761万余円(補助対象事業費計2億3004万余円、国庫補助金相当額計7357万余円)となっており、これに前記新築空家及び高齢者未入居住戸44住宅337戸とを重複分を控除して合計すると、計51住宅367戸となり、これらに係る事業費は計37億7974万余円(補助対象事業費計8億9409万余円、国庫補助金相当額計2億6188万余円)となっている。

(改善並びに是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、空家等が多数発生している高優賃が見受けられる事態及び既存の高優賃の空家等の状況等を考慮せずに新たに高優賃の供給計画の認定を行っていたり、効果的な募集方法を採用していなかったりするなどしている事態は、国庫補助金の交付を受けて整備された高優賃が制度の趣旨に沿って有効に活用されていないもので適切とは認められず、改善の要があると認められる。また、事業者が、都道府県等の承認を受けずに目的外使用を行うなどしている事態及び都道府県等が、高齢者の募集方法等を十分確認しないまま目的外使用を承認するなどしている事態は適切とは認められず、是正及び是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都道府県等、事業者及び所在市町村において、高優賃制度の趣旨についての認識等が十分でなかったこと
- イ 高優賃の整備に当たって、都道府県等及び事業者において、需要の予測や高齢者の要望の把握が、また、都道府県等において、高優賃の入居状況等の確認が十分でなかったこと
- ウ 都道府県等、事業者及び所在市町村において、効果的な入居募集を行うことにより、高齢者の入居を促進することについての認識が十分でなかったこと
- エ 都道府県等において、目的外使用を承認する場合や承認した後に、入居募集の方法や管理状況等の確認が十分でなかったこと
- オ 貴省において、高優賃制度の趣旨を踏まえて供給計画の認定、目的外使用の承認等を適切に実施することについての都道府県等に対する周知徹底が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見並びに要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

高優賃は、これまで高齢者の居住の安定を確保する住宅として一定の役割を果たしており、23年10月からは、新たにサービス付き高齢者向け住宅の整備に対する助成も始まることとなっている。そして、これらの高齢者向け住宅は、高齢者の増加等を背景として、今後ともその重要性は増していくものと見込まれる。

については、貴省において、高齢者の居住の安定を確保するため、既存の高優賃及び今後新たに整備される高優賃等が有効に活用されるよう、次のとおり、意見を表示し並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 高齢者の居住の安定を確保するという高優賃制度等の趣旨について、都道府県等、事業者及び所在市町村に対して、周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 高優賃等の整備に当たっては、事業者が需要の予測や高齢者の要望の把握を適切に行い、都道府県等は需要の予測や高齢者の要望の把握に努め、高優賃等の入居状況等の確認を適切に行うよう、また、所在市町村とも連携を図るよう、都道府県等に対して技術的な助言を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)
- ウ 高齢者の入居を促進するため、事業者が効果的に入居募集を実施し、都道府県等及び所在市町村がその入居募集に協力するよう、都道府県等に対して技術的な助言を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)
- エ 事業者が目的外使用を行う場合は、法等にのっとりした手続をとることを徹底し、また、都道府県等が目的外使用を承認するか否かを判断する場合には、入居募集の方法や高優賃本来の目的等を踏まえ適切な審査を行ったり、承認後は、その管理状況等の確認を行ったりするよう、都道府県等に対して技術的な助言を行うこと(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- オ 都道府県等に対して、目的外使用に係る手続等が適切でない住宅の事業者について、法等に沿って、是正のための措置を講じさせるよう、必要な処置を執ること(同法第34条による是正の処置を要求するもの)
- (4) 自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策における監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に行うよう是正改善の処置を求め、並びに各担当部門間で車検切れ車についての情報を共有したり、車検対象車も無保険車対策の対象としたりすることなどにより同対策が効果的なものとなるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(保障勘定) (項)保障費 (自動車検査登録勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	国土交通本省、10 地方運輸局等
無保険車対策の概要	責任保険への加入の徹底を図り、無保険車の運行を防止するために、監視活動、街頭取締りなどの業務を実施するもの
無保険車事故に係る保障金の支払額	31 億 3926 万円(背景金額)(平成 21、22 両年度)
無保険車対策に係る費用の合計額	1 億 7326 万円(背景金額)(平成 21、22 両年度)

【是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

1 事業の概要

(1) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償保障事業の概要

国は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づき、自動車の運行によって生命又は身体を害された被害者を救済するために、道路を運行する自動車について、損害保険会社又は協同組合(以下、これらを「保険会社」という。)との自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下、これらを「責任保険」という。)の契約を義務付けている。

しかし、責任保険の契約が締結されていない自動車(以下「無保険車」という。)による事故等が毎年多数発生しており、これらの場合には、被害者は責任保険による救済を受けることができない。

貴省は、無保険車による事故等の被害者を救済するために、自動車損害賠償保障事業(以下「保障事業」という。)を実施しており、被害者の請求に基づき、保障金を平成21年度33億3368万余円(うち無保険車に係るもの17億4809万余円)、22年度28億0409万余円(同13億9116万余円)支払っている。そして、これらの保障金を支払った場合、貴省は、被害者の有する損害賠償請求権を代位取得し、被害者に支払った額を限度として加害者等に求償して回収を図っている。しかし、無保険車を運行する者は資力が十分でないことが多いことなどから回収が進んでおらず(無保険車等に係る回収額は、21年度4億9241万余円、22年度4億8933万余円)、未回収残高は毎年増加しており、22年度末では457億7128万余円となっている。

(2) 自動車の種別、検査、届出等の概要

自動車のうち、普通自動車、大型特殊自動車及び小型自動車(以下、これらを「車検対象車」という。)を運行の用に供する場合には、当該自動車の構造及び装置について、保安等の技術基準に適合しているかの検査(以下「車検」という。)を受け、運輸支局等から自動車検査証(以下「車検証」という。)の交付を受けることとなっている。この車検証の有効期間等に関する情報は、貴省が管理する自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」という。)により記録される。

また、車検を受ける際には、新たに交付を受けようとする車検証の有効期間と全部重複する期間の責任保険に加入して、その証明書(以下「保険証」という。)を運輸支局等に提示しなければならないこととなっている。

一方、二輪の軽自動車(排気量が125ccを超え250cc以下)及び原動機付自転車(排気量が125cc以下)については、車検の対象とはされていないが、その運行の際には、二輪の軽自動車については運輸支局等に、原動機付自転車については市区町村に、使用者の氏名等をそれぞれ届け出ることとされている。そして、当該届出の際に二輪の軽自動車については保険証の提示が義務付けられているが、原動機付自転車については義務付けられていない(以下、二輪の軽自動車及び原動機付自転車を合わせて「小型バイク」という。)

なお、軽自動車(二輪以外)も、車検対象車と同様に、保険証を提示した上で保安等の技術基準に適合しているかの検査を受けることとされているが、この検査に関する事務(以下「軽自動車の検査事務」という。)は軽自動車検査協会が行うこととされている。

上記の自動車の種別等についてまとめると、表1のとおりである。

表1 自動車の種別等

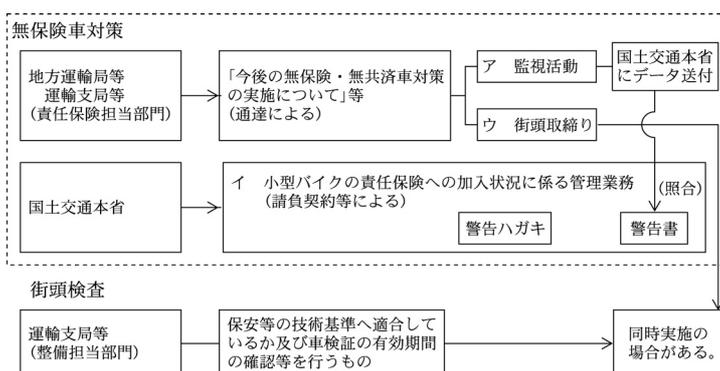
自動車の種別	管轄機関	備考	
普通自動車	運輸支局等	車検対象車	責任 保険 の 対 象
大型特殊自動車			
小型自動車			
軽自動車(二輪以外)	軽自動車検査協会	/	
小型特殊自動車	市区町村		
軽自動車(二輪) (125ccを超え250cc以下)	運輸支局等	小型バイク	
原動機付自転車 (125cc以下)	市区町村		

(3) 無保険車対策等の概要

貴省は、責任保険への加入の徹底を図り、無保険車の運行を防止するための対策(以下「無保険車対策」という。)として、「今後の無保険・無共済車対策の実施について」(平成22年国自保第1045号自動車交通局保障課長通達。以下「通達」という。)等により、次のような監視活動及び街頭取締りを行うこととしている。また、小型バイクの責任保険への加入状況に係る管理業務を、請負契約により業者に請け負わせて実施するなどしている(以下、この業務を「管理業務」という。)(図参照)。これら無保険車対策のうち、監視活動及び管理業務は小型バイクを対象として実施している。

そして、これらの無保険車対策とは別に、運輸支局等において自動車の整備及び車検等に関する業務を行う整備担当部門の職員が、警察当局等と協力して、原動機付自転車以外の自動車を街頭で停車させて、当該自動車が保安等の技術基準に適合しているか及び車検証は有効期限内かの確認等を行う検査(以下「街頭検査」という。)を実施している。なお、街頭検査及び街頭取締りは、警察当局等と協力して行うことが必要であるため、同時に行われることが多くなっている。

図 無保険車対策等の概要



ア 監視活動

監視活動は、地方運輸局等から委嘱された指導員等が、駅、官公署、事業所等の駐車場等を巡回、監視して、小型バイクのナンバープレートに貼付されている保険期間満了年月を示す保険標章により責任保険が満了年月を経過したものとなっていないかを確認し、経過していて無保険車の疑いのあるものを発見した場合には、責任保険への加入が確認できなかった旨の通知書を車体に結び付けるなどして交付し、その後の責任保険の

加入状況を報告するよう求めるものである。そして、指導員等は、通知書を交付した小型バイクのナンバープレートの番号、保険満了年月等を記載した監視活動実績報告書を作成し、これを地方運輸局等が取りまとめて、貴省本省に毎月報告している。

通達等によると、監視活動は同一箇所において重複して実施することのないよう注意すること、定期的に行うことなどとされている。

イ 管理業務

管理業務は、毎月保険会社から小型バイクの責任保険への加入状況に関するデータ(以下「契約データ」という。)の提供を受け、これを活用して責任保険期間満了月から7か月後に継続契約が確認できない者を特定して、これらの者に対する警告ハガキを作成するもので、貴省本省がこれを送付している。さらに、監視活動により交付された通知書の情報を取りまとめた監視活動実績報告書に記載された無保険車の疑いのある小型バイクに関する情報と、契約データを蓄積して請負業者が管理しているデータベース(以下「保険加入マスター」という。)等とを照合させて、責任保険の契約が確認できず、かつ住所が特定できた者に対して、責任保険への加入を促す警告書を送付している(図参照)。

ウ 街頭取締り

街頭取締りは、運輸支局等の責任保険担当部門の職員が、警察当局等と協力して、街頭で自動車を停車させて保険証の提示を求め、無保険車等である場合には、警告書を交付して、直ちに責任保険への加入手続等をとるよう指導するものであり、前記のとおり、街頭検査と同時に行うことが多くなっている。なお、通達等によると、街頭取締りは各運輸支局等ごとに1月につき1回程度実施することなどとされている。

上記のとおり、無保険車対策のうち、監視活動及び管理業務は小型バイクを対象として実施しているが、その理由について貴省は、車検対象車については車検の際に責任保険への加入が確認されることになっているためであるとしている。また、街頭取締りについては、小型バイクを含む自動車を対象として実施している。

前記の監視活動及び街頭取締りに要した指導員等の人件費等の費用の合計額は、21年度5331万余円、22年度5727万余円となっている。また、管理業務に要した請負金額、郵送料金等の費用は、21年度3147万余円、22年度3120万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

保障事業は、責任保険の保険料の一部を財源としているが、無保険車による事故に係る保障金の支払額は毎年多額に上り、また、加害者等からの回収が進んでいないため、未回収残高は毎年増加する状況となっている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、無保険車対策が適切かつ効果的に実施されているかなどに着眼して、貴省本省及び10地方運輸局等のうち貴省本省及び6地方運輸局等において会計実地検査を行うとともに、残る4地方運輸局については、貴省本省を通じて関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 10地方運輸局等 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州各運輸局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 監視活動の実施状況について

監視活動の実施状況をみると、10 地方運輸局等及び52 運輸支局等のうち、21 年度8 地方運輸局及び1 運輸支局^(注2)、22 年度6 地方運輸局^(注3)においては、監視活動を実施していなかった。

また、監視活動を実施していた運輸支局等のうち、実施箇所の具体的な記録を残していたのは一部のみとなっていたが、これによると、特定の駅やショッピングセンター等で繰り返し実施していて、広範囲かつ効率的に行っていないものが見受けられた。そして、通知書の交付状況をみると、同一車両に重複して交付する結果となっていたものが21 年度1,224 台(延べ2,985 台)、22 年度1,651 台(延べ4,320 台)見受けられ、多いものでは、同一車両に対して1 年間に12 回交付しているものが見受けられた。

(注2) 8 地方運輸局及び1 運輸支局 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、四国、九州各運輸局及び千葉運輸支局

(注3) 6 地方運輸局 北海道、東北、北陸信越、中部、近畿、九州各運輸局

(2) 管理業務の実施状況について

管理業務において送付する警告書の基礎となる上記の監視活動により交付された通知書の件数は、21 年度(7 月から12 月までに交付された分)10,946 件、22 年度(22 年1 月から12 月までに交付された分)18,093 件となっていた。

そして、これらを保険加入マスター等と照合した結果、警告書作成時に既に責任保険の契約がなされていたものが21 年度3,596 件、22 年度5,862 件となっていたほか、保険会社が契約データを作成する際にナンバープレートの番号の入力方法が統一されていないなどのため、データがエラーとなって照合ができず、責任保険に加入していた契約者を特定できなかったものが21 年度6,975 件、22 年度11,578 件となっていた。このため、保険加入マスター等との照合により対象者を特定して警告書を発送することができたのは、21 年度375 件(通知書交付数に対する率約3.4%)、22 年度653 件(同約3.6%)にとどまっていた。

(3) 街頭取締りの実施状況について

責任保険担当部門が行う街頭取締りの実施状況をみると、沖縄総合事務局及び52 運輸支局等のうち10 運輸支局^(注4)では、21、22 両年度とも街頭取締りを実施していなかった。また、街頭取締りを行っている運輸支局等の大部分では、警察当局等と協力してこれを実施していたものの、無保険車を発見しても、その運行者に警告書を交付して直ちに責任保険への加入手続等をとるよう指導するにとどまっており、街頭取締りをより効果的なものとするよう、協力して取締りを実施していた警察当局に当該自動車が無保険車であったことを伝達することはしていなかった。

また、整備担当部門が行う街頭検査により、車検証の有効期間満了後も車検を受けていない車検対象車(以下「車検切れ車」という。)及び有効な軽自動車の検査事務を受けていない軽自動車(二輪以外)が21 年度に37 運輸支局等で160 台、22 年度に39 運輸支局等で137 台発見されていたが、同部門は、車検切れ車は無保険車である可能性が高いのに、この情報を責任保険担当部門に伝達していなかった。

(注4) 10 運輸支局 宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、埼玉、新潟、岐阜、徳島各運輸支局

(4) 無保険車対策の対象とする自動車について

貴省は、車検対象車は車検の際に責任保険への加入が確認されるとして、前記のとおり、監視活動及び管理業務については、小型バイクのみを対象としている。

しかし、無保険車による事故に係る保障金の支払状況について検査したところ、表2のとおり、車検対象車による事故に係るものが小型バイク等による事故に係るものより多くなっていた。

表2 車検対象車、小型バイク等の別による保障金の支払状況

支払年度	自動車の種別	人数 (人)	支払額 (円)
平成 21	車検対象車	309	1,035,289,729
	小型バイク等	101	424,662,807
	計	410	1,459,952,536
22	車検対象車	261	881,896,478
	小型バイク等	103	283,256,108
	計	364	1,165,152,586

これは、車検切れ車で責任保険の契約を締結しないまま運行しているものがあることなどが原因と考えられる。

したがって、無保険車対策の対象とする自動車については、小型バイクだけでなく車検対象車もこれに含めることとするよう検討する必要があると認められる。そして、その際には、MOTASにより車検証の有効期間に係る情報を活用して車検切れ車を抽出することを検討し、無保険車対策を効率的に実施する必要がある。なお、貴省本省が、MOTASを用いて調べたところ、22年度末で、車検対象車 49,610,327 台のうち 3,195,557 台(6.4%)が車検切れ車となっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

前記のように、貴省において実施している無保険車対策について、監視活動及び街頭取締りが通達等に沿って行われていない事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。また、監視活動によるデータが管理業務に有効に利用されていなかったり、街頭取締りで無保険車を発見した際に警察当局にその旨を伝達していなかったり、運輸支局等内において各担当部門間で無保険車の可能性が高い車検切れ車についての情報を共有していなかったり、車検対象車を無保険車対策の対象としていなかったりして、無保険車対策が効果的に行われていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において次のようなことなどによると認められる。

- ア 監視活動及び街頭取締りを通達等の趣旨に沿って適切に実施することについての認識が十分でなかったこと
- イ 管理業務において、保険会社が保有する契約データの入力方法が統一されておらず、データが十分活用できない状況となっていたのに、有効な活用に対する取組が十分でなかったこと

- ウ 街頭取締りにおいて、無保険車を発見した際には協力して実施している警察当局にその旨を伝達すること及び車検切れ車は無保険車である可能性が高いことから整備担当部門が発見した車検切れ車についての情報を責任保険担当部門で活用することについての重要性に対する認識が十分でなかったこと
 - エ 車検対象車も無保険車対策の対象とすることについての検討が十分でなかったこと
- 3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見
- 貴省では、無保険車対策の実施により無保険車の運行の防止を図っているが、無保険車による事故は多数発生しており、これに伴い毎年度多額の保障金が支払われ、その回収は進んでいない状況となっている。
- ついては、貴省において、無保険車対策を通達に沿って適切に行うとともに、同対策が効果的なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。
- ア 監視活動及び街頭取締りにについては、通達に沿って適切に実施することについて地方運輸局等に対して周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
 - イ 管理業務については、契約データをより有効に活用できるような取組を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)
 - ウ 街頭取締りにおいて無保険車を発見した際には協力して実施している警察当局にその旨を伝達すること及び整備担当部門が街頭検査で発見した車検切れ車についての情報を責任保険担当部門で活用することについて地方運輸局等に対して周知徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
 - エ 無保険車対策の対象とする自動車については、小型バイクに限定せず車検対象車も対象とし、その際にはMOTASの情報を活用することなどについての検討を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)

(5) 移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)都市再生・地域再生整備事業費 等
	(平成19年度以前は、(項)都市環境整備事業費 等)
	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)
	(項)道路環境改善事業費 等
	〔平成19年度以前は、 道路整備特別会計 (項)道路環境整備事業費 等〕
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)、道路法(昭和27年法律第180号)等

補助事業者	都、道、府2、県12、市111、特別区9、町10、計16都道府県、130市区町
移動等円滑化に係る事業の概要	高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する構造及び設備を備えた道路、旅客施設、建築物等の整備を実施するもの
平成13年度から22年度までの間に作成した基本構想に基づくなどして実施した移動等円滑化に係る事業費	2112億8081万余円
上記に対する国庫補助金交付額	1000億4162万円(背景金額)
移動等円滑化が確保されていないエレベーター数及び事業費(1)	45基 13億9666万余円(平成13年度～22年度)
上記に対する国庫補助金交付額	5億3922万円
障害物検知装置の設置費用を負担している踏切道拡幅工事の実施箇所数及びこれに係る障害物検知装置の設置費用(2)	6か所 5138万余円(平成19年度～22年度)
上記に対する国庫補助金交付額	2706万円
(1)及び(2)の計	14億4804万余円(平成13年度～22年度)
上記に対する国庫補助金交付額	5億6629万円

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

移動等円滑化に係る事業の実施について

(平成23年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 移動等円滑化に係る事業の概要

(1) 移動等円滑化の促進

貴省は、平成6年9月に施行された建築物の利用の円滑化を進めるための「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)及び12年11月に施行された旅客施設、鉄道車両、乗合自動車(以下「バス」という。)等の公共交通機関と旅客施設周辺の歩行空間の移動の円滑化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。)に基づき、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化及び移動の円滑化を推進してきた。

その後、17年7月に、貴省は、上記の枠組みにおけるバリアフリー化の取組の課題と今後推進すべき施策等について取りまとめた「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定している。これを踏まえ、18年12月に、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合、拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「新法」という。)が施行された。そして、貴省は、これに基づき、道路、旅客施設、建築物等の構造及び設備を改善するための措置並びに一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路等の一体的整備を推進するための措置を講ずることにより、移動等円滑化^(注1)の促進を図ることとしている。

(注1) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(2) 基本構想の作成及び事業の実施

貴省は、新法に基づき、18年12月に移動等円滑化を計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年国土交通省等告示第1号。以下「基本方針」という。)を策定している。基本方針においては、道路、旅客施設等の移動等円滑化の目標のほか、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が新法に基づき、これらの施設の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成するに当たって指針となるべき事項が定められており、移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して連続的に移動経路が確保されるよう、関係者間で十分な調整を図り事業の集中的な実施を確保することなどに留意する必要があるとされている。また、市町村が作成する基本構想には、基本方針に基づき、移動等円滑化に係る事業を重点的に推進することが特に必要な地区(以下「重点整備地区」という。)の位置及び区域、重点整備地区において、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等(以下「生活関連施設」という。)及びこれらを結ぶ経路(以下「生活関連経路」という。)の移動等円滑化のために実施すべき事業等を定めることとされている。

そして、生活関連施設又は生活関連経路の管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、基本構想において、歩道の設置、拡幅等を行う道路特定事業、旅客施設内でエレベーター等の設置を行う公共交通特定事業等の実施すべき事業が定められた場合には、当該事業の具体的な内容、実施予定期間等を定めた特定事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これに基づき事業を計画的に実施することとされている。

また、基本方針によると、市町村は、基本構想作成後、各特定事業等が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供等による事業を実施すべき施設設置管理者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要であるとされている。

(注2) 新法の規定により、交通バリアフリー法に基づき作成された基本構想及び事業計画は、新法に基づき作成されたものとみなすこととされている。

(3) 生活関連経路の整備及び管理

市町村が定めた生活関連経路のうち、移動等円滑化が特に必要な経路については、新法に基づき、その経路及び区間を国土交通大臣が指定するものとされ、施設設置管理者は、指定された経路において新設又は改築する道路については、「移動等円滑化のために必要

な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号。以下「移動等円滑化基準」という。)に適合するように整備し、維持しなければならないとされている。

また、道路管理者である国、都道府県、市町村等は、上記以外の管理する道路についても、移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国においては、高齢者、障害者等が社会、経済活動に参加する機会を確保することが求められており、誰もが安全で安心して参加できる社会を形成することが国の主要な政策課題となっていることから、移動等円滑化に係る事業を着実に推進することが必要となっている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、移動等円滑化に係る事業は重点的かつ一体的に実施されているか、生活関連経路は基本構想や移動等円滑化基準等に基づいて適切に整備されているか、整備された生活関連経路は適切に管理され有効なものとなっているか、また、重点整備地区以外の道路における移動等円滑化は適切に推進されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

13年度から22年度までの間に作成された基本構想に基づくなどして、17都道府県管内の130市区町の重点整備地区において、16都道府県及び17都道府県管内の109市区町が国庫補助事業として実施した移動等円滑化に係る事業(工事費計2034億5379万余円、国庫補助金計959億1823万余円)並びに13都道府県及び13都道府県管内の44市区町が重点整備地区以外において、19年度から22年度までの間に実施した移動等円滑化に資する踏切道拡幅に係る道路整備事業等(工事費計78億2701万余円、国庫補助金計41億2338万余円)を対象として、基本構想、事業計画等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 17都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、神奈川、富山、福井、岐阜、愛知、兵庫、広島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県

(注4) 16都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、富山、福井、岐阜、愛知、兵庫、広島、香川、福岡、長崎、鹿児島各県

(注5) 都道府県及び市区町の公共交通事業費については除外してある。

(注6) 13都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、富山、福井、岐阜、愛知、兵庫、香川、福岡各県

(注7) 13都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、神奈川、岐阜、愛知、兵庫、広島、福岡、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、移動等円滑化に係る事業について、次のような事態が見受けられた。

(1) 生活関連施設及び生活関連経路の一体的整備の推進について

新法によると、市町村は、基本構想を作成するに当たり、各特定事業に関して、施設設置管理者等と協議することとされており、施設設置管理者は、市町村が基本構想を作成した後に、市町村、他の施設設置管理者等の意見を聴いた上で、事業計画を作成することとされている。また、国及び地方公共団体は、基本構想に定められた生活関連施設の整備等

必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。このようにして、移動等円滑化に係る事業の実施に当たっては、関係者が緊密に連携することによる効果的な事業の実施が求められている。

^(注3)
17 都道府県管内の130 市区町の重点整備地区のうち、施設設置管理者が事業計画を作成しないまま事業を実施しているものが見受けられた87 市区町の重点整備地区において、隣接している生活関連施設と生活関連経路の一体的整備の推進状況についてみたところ、次のようになっていた。

17 市区町の重点整備地区において、4 都道府県及び14 市町が管理する生活関連経路25 経路については、視覚障害者等が円滑に移動できるように視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導ブロック」という。)を連続して敷設するなどの整備を21 年度までに完了していた。一方、25 経路に隣接する4 県及び15 市区町が管理する生活関連施設については、生活関連経路が整備されてから1 年以上経過した22 年度においても、当該施設の案内設備までの間の誘導ブロックは未整備となっていた。このため、整備済みの生活関連経路における視覚障害者等の安全かつ円滑な移動は確保されているものの、当該施設の案内設備までの安全かつ円滑な移動が確保されておらず、整備した生活関連経路の事業の効果が十分発現されていない状況となっていた。

(2) 生活関連経路の移動等円滑化の実施について

ア 駅前広場等に設置するエレベーターの整備

生活関連経路の施設設置管理者である都道府県及び市町村は、鉄道の旅客施設と隣接している駅前広場や歩道等においてエレベーターを整備している。この整備に当たっては、立地条件、交通条件等から、車椅子使用者が介助者なしで利用したり、エレベーターの出入口に接続する歩道等を自転車等が通行したりすることなどが想定されている。

このため、移動等円滑化基準等によると、エレベーターの構造については、原則として、出入口が1 方向の場合には、車椅子使用者がエレベーター内で円滑に回転でき、前方を向いて安全に降りられるように、内幅、奥行き共に1.5m 以上とすることとされている。また、出入口が2 方向の場合には、視覚障害者等が認識しやすいように、開閉する出入口の方向を音声により知らせる装置を設置することとされ、その場合には、エレベーターの内幅及び奥行きは、車椅子使用者が搭乗したまま他の同乗者が乗降可能な内幅1.4m 以上、奥行き1.35m 以上とすることとされている。

^(注8)
^(注9)
5 都道府県及び14 都道府県管内の51 市区町が、13 年度から22 年度までの間に駅前広場、歩道等に設置したエレベーター154 基の移動等円滑化に関する整備状況についてみたところ、鉄道事業者と協議の上、自ら整備していたり、鉄道事業者に委託して整備していたりなどしていた。

そして、1 都及び6 市が整備した出入口が1 方向のエレベーター10 基(工事費計4 億5448 万余円、国庫補助金計1 億3855 万余円)は、内幅及び奥行きが1.5m 未満となっていて、車椅子使用者がエレベーター内で円滑に回転して前方を向いて安全に降りられるものとなっていなかった。

また、2 県及び20 市区町が整備した出入口が2 方向のエレベーター35 基(工事費計9 億4218 万余円、国庫補助金計4 億0067 万余円)は、音声案内の内容が開閉する出入

口の方向を明確に知らせるものとなっていなかったり(20基)、駅舎用のエレベーターと同様の寸法のものを導入するなどしたため内幅が1.4m未満となっていたり(15基)して、視覚障害者等が安全かつ円滑に乗降できるものとなっていなかった。

<事例1>

A市は、平成17年度に、B駅の駅前広場に接続するエレベーターを工事費1107万余円(国庫補助金500万円)でC鉄道株式会社に委託して整備している。同市は、委託に当たって、設置場所の条件等から、出入口が2方向のエレベーターを設置することとしていたものの、音声案内の内容について、明確に指示していなかった。このため、整備されたエレベーターの音声案内は、出入口が2か所あるのに、到着階において、到着階のみをアナウンスし、乗った側と反対側の出入口が開くことをアナウンスするものとなっておらず、当該エレベーターにおける視覚障害者等の安全な利用に支障が生ずる状況となっていた。

イ 駅前広場等のバス停留所の整備

基本方針によると、バス車両については、原則として低床バスに代替することを目標とするとされている。^(注10)

そして、生活関連経路の施設設置管理者である都道府県及び市町村は、移動等円滑化基準等に基づき、低床バスが停留所との隙間を空けずに停車(以下「正着」という。)して、車椅子使用者がスロープ板を使用して低床バスとの間の安全かつ円滑な移動ができるように、歩道の高さを確保したバス停留所を整備するなどの移動等円滑化に係る事業を実施している。

17都道府県管内の89市区町の重点整備地区において、駅前広場及びバス路線となっている生活関連経路計328経路の移動等円滑化の状況についてみたところ、次のようになっている。^(注3)

9市の駅前広場9経路では、バス停留所の設置位置が駅前ロータリーの曲線部分に位置していて低床バスが正着できないことから、低床バスに搭載しているスロープ板を適切に設置できないなど、バス停留所と低床バスとの間の安全かつ円滑な移動が確保されていない状況となっていた。

また、44市区町の重点整備地区において、13都道府県及び26市が設置、管理する生活関連経路計70経路の歩道に設置したバス停留所では、低床バスが正着できても、歩道の高さが十分確保されておらず、設置するスロープ板が急勾配となり、スロープ板を適切に設置できないなど、バス停留所と低床バスとの間の安全かつ円滑な移動が確保されていない状況となっていた。

<事例2>

D市は、平成20年度に、E駅の駅前広場整備として、誘導ブロックの設置、バス停留所のある歩道の整備等を工事費1億7290万円(国庫補助金1480万円)で実施している。バス停留所の位置については、タクシー利用者の要望等により、当初計画のタクシー乗場の位置を変更したため、これに伴い、バス停留所2か所が曲線部分に設置されることとなった。しかし、バス停留所の構造等についての検討が十分でなく、低床バスが停車する際に、バス停留所と低床バスの乗降口に相当の隙間が生じて、スロープ板が適切に設置できないなどのため、車椅子使用者等の安全かつ円滑な乗降が確保されていない状況となっていた。なお、会計実地検査実施後の23年7月に、同市は、バス事業者と協議するなどして、低床バスが正

着できるように、タクシー乗場とバス停留所の位置を変更したり、停車方法についての申告を行ったりするなどの対策を行っている。

ウ 車両乗入れ部の整備

移動等円滑化基準等^(注11)によると、生活関連経路を構成する歩道の有効幅員は、原則として2m以上確保することとされており、隣接する民地等に車両が乗り入れる箇所(以下「車両乗入れ部」という。)においても、歩道の平たん部分の有効幅員は2m以上確保することとされている。

14都道府県管内^(注12)の38市区町の重点整備地区において、基本構想に定められた生活関連経路のうち、これらの市区町が既に必要な構造を確保しているとして事業計画上移動等円滑化に係る事業を行わないこととしている経路や、誘導ブロックの設置等を部分的に実施したのみで幅員等の構造の改良を行っていない経路の計257経路の移動等円滑化の状況についてみたところ、次のようになっていた。

22市町の重点整備地区において、4都府県及び15市が設置、管理する生活関連経路計105経路は、車両乗入れ部全体が車道側に傾斜するなどして、平たん部分の幅員が確保されていないのに、事業計画上、当該箇所についての改良を実施しないこととされており、車椅子使用者等の安全かつ円滑な移動が確保されていない状況となっていた。

(注8) 5都道府県 東京都、北海道、大阪府、福井、鹿児島両県

(注9) 14都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、埼玉、神奈川、岐阜、愛知、兵庫、広島、福岡、長崎、鹿児島各県

(注10) 低床バス 床が低く、乗降口とバス停留所との段差が少ないため、利用者の負担が軽減されるだけでなく、搭載しているスロープ板を乗降口とバス停留所との間に設置することにより、車椅子使用者の乗降が可能となり、移動等円滑化に資する機能を有しているバス

(注11) 有効幅員 路上施設、縁石等の幅員を除き、実質、歩行者が通行可能な幅員

(注12) 14都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、群馬、神奈川、富山、福井、岐阜、愛知、兵庫、広島、福岡、鹿児島各県

(3) 事業実施後の移動等円滑化の確保について

施設設置管理者は、移動等円滑化が特に必要として指定された経路を含む生活関連経路については、その整備後においても、移動等円滑化基準に適合するよう維持し、また、適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

また、道路管理者である都道府県、市町村等は、道路占用物件の設置等のための工事(以下「占用工事」という。)については占用許可条件を、道路管理者として発注する工事については施工条件をそれぞれ施工業者に示して工事施工期間中に行うべき安全対策等について定めている。

19年4月から23年3月までの間に、11都府県^(注13)及び12都道府県管内^(注14)の35市区が誘導ブロックの敷設を含めて整備した生活関連経路において、整備した後に水道事業者等が占用工事を行っていたり、道路管理者が工事を行っていたりしている生活関連経路計162経路の事業実施後の移動等円滑化の確保状況についてみたところ、次のようになっていた。

10都県及び31市区では、視覚障害者等を安全に仮設経路に誘導するための仮設の誘導ブロックを敷設することを占用許可条件及び工事の施工条件とする取扱いとしておらず、

移動等円滑化に係る事業により誘導ブロックを整備した生活関連経路における占用工事の許可及び道路管理者による工事の発注に当たっても同様の取扱いとしていることから、工事期間中の視覚障害者等の安全かつ円滑な移動が確保されない状況となっていた。そして、このような占用工事等は、生活関連経路計 126 経路において、1,255 件見受けられた。

(注13) 11 都府県 東京都、大阪府、群馬、埼玉、福井、岐阜、愛知、兵庫、香川、福岡、鹿児島各県

(注14) 12 都道府県 東京都、北海道、大阪府、群馬、埼玉、神奈川、岐阜、愛知、兵庫、広島、香川、福岡各県

(4) 踏切道における歩道の移動等円滑化の実施について

道路管理者である都道府県及び市町村は、重点整備地区以外の管理する道路の整備等について、新法に基づき、移動等円滑化基準に適合させるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、踏切道の多くが歩道未整備であることから、歩道拡幅等の移動等円滑化に資する踏切道拡幅工事を鉄道事業者に委託して多数実施している。

鉄道事業者への委託に当たっては、基本的に「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」(平成 15 年国道政第 74 号等。国土交通省道路局長等 3 局長連名通知。)により、工事費用の負担方法等を決定することとしているが、同要綱に具体的に規定されていない事項について、これまでに多数の通知が発出されたり、鉄道事業者と道路管理者との間で、覚書が締結されたりしている。そして、貴省は、道路局長、鉄道局長等の連名により、「踏切道の拡幅に係る指針について」(平成 13 年国道政第 32 号等。国土交通省道路局長等 3 局長連名通知。)及び「踏切道の拡幅に係る指針の取扱いについて」(平成 13 年国道政第 33 号等。国土交通省道路局路政課長等 3 課長連名通知。以下、これらを合わせて「指針」という。)を発して、踏切道拡幅工事に伴い、踏切道上の自動車を検知する装置(以下「障害物検知装置」という。)を設置するに当たり、既設の踏切道に歩道がないか又は狭小な場合には、その設置費用を道路管理者の負担の対象としなくてもよいとする取扱いとしており、緊急に歩道の整備を必要とする踏切道の改良を促進する道路管理者の負担が軽減されることとなっている。

^(注6) 13 都道府県及び ^(注7) 13 都道府県管内の 44 市区町が 19 年度から 22 年度までの間に重点整備地区以外の計 88 か所の踏切道において、工事費計 78 億 2701 万余円(国庫補助金計 41 億 2338 万余円)で実施した歩道の新設、拡幅及びこれに併せて障害物検知装置を設置している踏切道拡幅工事についてみたところ、次のようになっていた。

1 県及び 5 市が工事費計 4 億 7599 万余円(国庫補助金計 2 億 5062 万余円)で鉄道事業者に委託して実施した 6 か所の踏切道拡幅工事においては、道路管理者と鉄道事業者における検討及び協議が指針の趣旨を踏まえたものとなっておらず、既設の踏切道に歩道がないか又は狭小な場合に該当し、歩道整備に伴う踏切道拡幅工事となっているのに、道路管理者である当該県市が、障害物検知装置の設置費用計 5138 万余円(国庫補助金計 2706 万余円)の全額を負担している状況となっていた。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

以上のように、移動等円滑化に係る事業において、関係機関と連携した一体的な取組がなされておらず、生活関連経路を整備した効果が十分発現していない事態、駅前広場等に設置したエレベーター及びバス停留所において、視覚障害者、車椅子使用者等が円滑に乗降でき

なかったり、生活関連経路の車両乗入れ部において、車椅子使用者等が円滑に移動できなかったりしている事態、整備した生活関連経路において、仮設の誘導ブロックを敷設することを占用工事等の許可条件等としていない事態、並びに歩道拡幅等の移動等円滑化に資する踏切道拡幅工事の実施に当たり、十分な検討及び協議を行わないまま、道路管理者が障害物検知装置の設置費用を負担している事態は適切とは認められず、改善及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 市町村において、生活関連経路の整備の効果が十分に発現されるよう、事業計画の作成及びそれに基づく事業の実施状況を正確に把握し、施設設置管理者との間で連携して取り組むことについての認識が十分でなかったこと
- イ 施設設置管理者において、移動等円滑化基準等に基づいたエレベーター、バス停留所、車両乗入れ部の構造等についての認識が十分でなかったこと、また、エレベーターの整備の委託に当たり、エレベーターの設置場所や運用方法に応じた構造等について明確にしていなかったこと
- ウ 施設設置管理者において、整備した生活関連経路において実施される占用工事等の工事期間中の視覚障害者等の歩行の安全かつ円滑な移動の確保に対する認識が十分でなかったこと
- エ 施設設置管理者において、踏切道拡幅工事を鉄道事業者に委託するに当たり、指針についての理解が十分でなかったこと、また、費用負担についての検討及び協議が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

本格的な高齢社会を迎え、高齢者、障害者等が社会、経済活動に参加する機会を確保するため、移動等円滑化に係る事業は、今後ますます重要となる。そして、我が国の厳しい財政状況の下、計画的、効果的に事業を推進することが必要とされている。

については、貴省において、移動等円滑化の一体的整備の推進等が適切に行われ、移動等円滑化に係る事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、また、踏切道等における事業が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 市町村に対して、生活関連経路の施設整備の効果を十分に発現させるため、事業計画の作成及びそれに基づく事業の実施状況を正確に把握し、施設設置管理者と緊密に連携するよう周知すること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)
- イ 施設設置管理者に対して、移動等円滑化に係る事業の実施に当たっては、移動等円滑化基準等に基づき、①エレベーターの整備については、委託の場合も含めて、設置場所や運用方法に応じた構造等を十分検討した上で実施するよう周知すること、②バス停留所の整備については、バスが正着できることやスロープ板を適切に設置できるようにすることに十分配慮して実施するよう周知すること、③車両乗入れ部については、構造等の現況を把握した上で、移動等円滑化に係る事業を実施するよう周知すること、また、④前記のような事態となっている各施設について、その現状を把握し、各施設の安全かつ円滑な移動等の確保に努めるよう周知すること(①について同法第34条による是正改善の処置を求め並びに②、③及び④について同法第36条による改善の処置を要求するもの)

ウ 施設設置管理者に対して、占用工事等について、整備した誘導ブロックの機能を継続して確保するため、占用工事の許可条件等の重要性を周知すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

エ 施設設置管理者に対して、踏切道拡幅工事を行う場合における障害物検知装置の費用負担の方法等について改めて周知するとともに、国、都道府県、鉄道事業者等で構成される踏切道調整連絡会議等を積極的に活用し、必要な検討及び協議を行うなどして、踏切道における移動等円滑化に資するよう周知すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

(6) 港湾整備事業により整備する岸壁が有効に利活用されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (平成19年度以前は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定)) (項)港湾事業費 等	
部 局 等	直轄事業 2 地方整備局等 補助事業 2 地方整備局等	
事業及び補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)等	
事業主体	直轄事業 2 地方整備局等 補助事業 府1、管理組合1 計 4 事業主体	
港湾管理者	府1、県2、管理組合1、計4港湾管理者	
岸壁の概要	船舶を接岸及び係留させて貨物の積卸しなどに供する施設	
検査の対象とした岸壁の事業費	直轄事業 5079億9790万余円 補助事業等 2821億4678万余円 (国庫補助金交付額等 1743億0556万余円)	
効果的な港湾整備事業を実施していないため利用が低調となっている岸壁の事業費	直轄事業 115億9997万円 補助事業 45億5822万余円 (国庫補助金交付額 27億8359万円)	

【意見を表示したものの全文】

岸壁の利用状況について

(平成23年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 港湾整備事業の概要

(1) 事業の概要

貴省は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)等に基づき、国が行う直轄事業、地方公共団体等の港湾管理者が行う補助事業等により港湾整備事業を実施している。

この事業は、航路等の水域施設、防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設等(以下、これ

らを合わせて「港湾施設」という。参考図参照)の建設、改良等を実施するものである。そして、整備した港湾施設は、貴省が直轄事業で整備した港湾施設も含めて、港湾管理者が管理することとなっている。

(2) 基本方針

貴省は、法に基づき「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」(平成20年国土交通省告示第1505号。以下「基本方針」という。)を定めており、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」(以下「港湾計画」という。)は、基本方針に適合するよう策定することとされている。

そして、貴省は、基本方針において、効率的・効果的な事業の実施のため、投資の効率化を掲げており、港湾管理者等は、港湾の開発に当たり、地域の要請、貨物需要の動向等を的確に把握し、港湾相互間の機能分担や施設の拠点化を進めるなど効率的な施設整備を行うこととしている。

(3) 港湾計画

港湾計画は、法等に基づき、重要港湾^(注1)の港湾管理者(以下、単に「港湾管理者」という。)に対して策定が義務付けられているものであり、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針、港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項、港湾の能力に匹敵する水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項等を定めることとされている。

そして、港湾計画は、基本方針に適合するとともに、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」(昭和49年運輸省令第35号)で定められた基準に適合したものでなければならないとされている。

同省令によると、港湾管理者は、港湾計画の策定に当たり、港湾計画の目標年次については、通常10年から15年程度の将来の年次とし、港湾の取扱貨物量その他の能力に関する事項については、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件等を考慮して、適切なものとなるように定めるものとされている。また、岸壁等の係留施設の規模及び配置については、同施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、取扱貨物の種類及び量、荷役方式、水域施設の利用状況等を考慮して、港湾の機能及び係留施設の安全かつ効率的な運用その他の適正な運営が十分に確保されるように定めるものとされている。

(注1) 重要港湾 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。平成23年4月以降は、法の改正により、重要港湾が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に変更されている。

(4) 港湾整備における技術上の基準

法の規定によると、港湾施設は、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」(平成19年国土交通省令第15号)で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。そして、同省令を受けて定められた「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」(平成19年国土交通省告示第395号。以下「告示」という。)には、港湾施設に求められる性能が規定されており、航路及び泊地については対象船舶の喫

水以上の適切な深さを有することとされている。また、岸壁等の前面の泊地については、^(注2)原則として、年間を通じて荷役等が可能な日数が97.5%以上となるように静穏度を確保することとされている。

(注2) 静穏度 港内における航路及び泊地の静穏の度合いのこと。風、潮流等様々な要因によって変化し、船舶の操船・停泊・係留の安全性を判断する指標

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省は、これまで多額の国費を投じて港湾施設の整備を実施してきており、さらに、港湾整備の選択と集中を進めて、限られた港湾整備事業費の投資効果をより効果的に発現させることにしている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、港湾施設のうち、船舶を接岸及び係留させて貨物の積卸しなどに供する岸壁の整備は貨物の需要動向を踏まえて適切に実施されているか、整備された岸壁は有効に利用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

重要港湾計126港のうち20都道府県における40港湾管理者が管理する57港において、^(注3)一般公衆の利用に供されている岸壁のうち比較的大型の船舶が接岸可能な水深7.5m以上の486岸壁(直轄事業250岸壁、事業費計5079億9790万余円。補助事業等236岸壁、事業費計2821億4678万余円(国庫補助金等計1743億0556万余円))を対象として、^(注4)港湾計画書等の書類及び現地状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、貴省及び港湾管理者が、効果的な港湾整備事業を実施していないため岸壁の利用が低調となっていると認められるものが、次のとおり七尾港大田3号岸壁等4港8岸壁見受けられた。

(1) 船舶の大型化傾向により大水深岸壁を整備したものの航路及び泊地の整備がこれに対応していないもの

貴省は、七尾港において、利用船舶の大型化に対して岸壁等の港湾施設が対応しておらず荷役に支障を来していることなどから、40,000トン級の船舶を対象とする大田3号岸壁(水深13.0m、延長260m、直轄事業費69億1764万余円)を整備しており、港湾管理者である石川県は、19年に水深10.0mで供用を開始している。

この岸壁は、原木等を年間36万5000t取り扱うこととして整備されたものであるが、20年の実績貨物量は約7万9700tであり、上記の取り扱うこととしている貨物量に対する割合は21.8%となっていた。これは、同岸壁が水深13.0mで整備されているものの、その前面の航路及び泊地の水深が10.0mまでしか整備できていないため、対象船舶の入港に支障が生じていることが原因となっている。

現在、同岸壁を利用している29,000トン級の船舶(必要水深12.0m、必要延長240m)は、貨物を満載にした状態では入港できないため貨物量を減らして入港してきており、効率的な輸送ができていない状況である。そして、今後も航路等の水深に対応する規模を超える船舶が同岸壁を利用する場合には、同様に貨物量を減らしたり、満潮まで沖待ちしたりして入港しなければならず、効率的な輸送ができない状況が長期間にわたり継続することとなる。

これに対して、貴省は、段階的に航路及び泊地について13.0mの水深を確保すべく^{しゅん}浚渫^{せつ}を計画しているが、石川県との間で、浚渫土砂の受入れ場所の確保についての調整が十分図られていない状況となっている。

このように、大型の船舶に対応する岸壁を整備したのに、航路及び泊地の浚渫工事が進捗していないことから対象船舶の入港に支障が生じており、岸壁の利用は低調となっている。

(2) 貨物需要が十分見込めるものの静穏度が確保されていないため荷役障害が発生しているもの

那覇港の港湾管理者である那覇港管理組合は、新港ふ頭地区の取扱貨物量が増加したことにより、安全性を確保しつつ、効率的な荷役を行うことが困難になっていることから、同地区の取扱貨物量の一部を隣接する浦添ふ頭地区へ移行させるなどの港湾機能の再配置を進めている。

浦添ふ頭地区においては、1号岸壁から7号岸壁までがそれぞれ水深7.5m、延長130mで整備されており、1号岸壁及び2号岸壁は8年度に、3号岸壁から5号岸壁までは12年度に、6号岸壁及び7号岸壁は18年度にそれぞれ供用されている。このうち3号岸壁から7号岸壁までの事業費は直轄事業費計28億6500万円、補助事業費計12億6122万余円(国庫補助金計11億3509万余円)となっている。

そして、船会社1社及び荷役会社1社が、16年に、新港ふ頭地区から浦添ふ頭地区の1号岸壁及び2号岸壁の背後地へ移転し、この時点までに整備が完了していた1号岸壁から5号岸壁までの利用を開始した。

しかし、利用を開始した上記各岸壁前面の泊地の静穏度は、87.3%から94.1%までとなっていて、いずれも告示において必要とされている97.5%を確保できておらず、荷役障害が生じていることなどから、その後新港ふ頭地区からの船会社等の移転は進捗していない。

このように、1号岸壁から5号岸壁までのいずれの岸壁においても荷役障害が生じて効率的な荷役ができない状況であり、これらのうち他岸壁より荷役障害の少ない1号岸壁及び2号岸壁に荷役が集中した結果、3号岸壁から5号岸壁までのそれぞれの岸壁で取り扱うこととしている貨物量に対する18年から20年までの平均実績貨物量の割合(以下「実績貨物量割合」という。)は2.2%から29.0%までとなっている。

また、6号岸壁及び7号岸壁は、18年に供用を開始したものの、他岸壁同様所要の静穏度が確保できておらず荷役障害が生じているなどのため、実績貨物量割合はいずれも0.6%となっている。

このような状況を踏まえ、内閣府沖縄総合事務局は、上記の岸壁における所要の静穏度を確保するため、24年度までに既設の浦添第一防波堤(延長1,350m)の北側200mの延伸工事を完了することとしているが、会計実地検査(23年2月)時点で本体工事に着手していない状況となっている。

このように、所要の静穏度が確保されず荷役障害が発生しているのに、その対策が進捗していないことから岸壁の利用は低調となっている。

なお、福井県が管理している敦賀港鞠山北B岸壁(直轄事業費18億1733万余円)についても同様の事態が見受けられる。

(3) 岸壁の整備を一括して行っていたため貨物需要の動向の変化に対応できていないもの

大阪府が港湾管理者となっている阪南港の新貝塚2号岸壁は、連続するAからFまでの6バース^(注5)(全て水深7.5m、総延長780m)から構成されており、同府の港湾整備事業として昭和56年度から平成10年度までの間に、金属、機械、化学工業品等109万3000tを取り扱うこととして、事業費32億9700万円(国庫補助金16億4850万円)で整備されている。

同府は、当該岸壁の整備を一括して行うこととし、昭和59年から63年までにケーソン据付工を実施して、その後にエプロン部分の舗装工等を実施し、平成7年から18年までの間に全バースを供用している。

この間、取扱いを想定していた金属、機械、化学工業品等の需要が減少したことから、同府は、16年に阪南、宮崎間のフェリー航路を誘致したが、燃料費の高騰により、2年後の18年に運航が休止となり、同岸壁の実績貨物量割合は5.8%となっている。

このように、連続するバースから成り供用までに長期間を要する岸壁の整備を一括して行っていたため、貨物需要の動向の変化に対応することができず、岸壁の利用は低調となっている。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、船舶の大型化傾向により大水深岸壁を整備したものの、航路及び泊地の整備がこれに対応していなかったり、貨物需要が十分見込めるものの所要の静穏度が確保されていないため荷役障害が発生していたり、連続するバースから成り供用までに長期間を要する岸壁の整備を一括して行っていたため貨物需要の動向の変化に対応できていなかったりしていたため、多額の国費を投資して整備した岸壁の利用が低調となっていて十分に利活用されていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省及び港湾管理者において、港湾整備に関する調整が相互間で図られていないため、入港船舶の大型化に対応した大水深岸壁を整備したものの、航路及び泊地の水深が同岸壁の水深に対応したものとなっておらず、整備した岸壁を十分に活用させるような対策が執られていないこと

イ 貴省及び港湾管理者において、所要の静穏度が確保されていないため荷役障害が生じている岸壁について、早期に整備の効果を発現させるための対策が十分執られていないこと

ウ 港湾管理者において、連続するバースから成り供用までに長期間を要する岸壁の整備を一括して行っていたため、貨物需要の動向の変化に対応できなくなっていること

3 本院が表示する意見

近年、港湾整備事業の事業費が減少傾向にある中、限られた予算を効率的に投資することが求められている。

については、貴省において、次のような処置を講ずるなどして、今後整備される岸壁が十分に利用されるよう、また、既に整備された岸壁が有効活用されるよう、意見を表示する。

- ア 岸壁、航路及び泊地が一体として機能し、対象船舶が支障なく入港できるよう、港湾整備に関する貴省との相互間の調整が十分に図られる体制を整えることについて港湾管理者に助言等を行うこと。また、既に整備された岸壁に係る航路及び泊地については、投資の重点化を図るなどの対策を講ずること
- イ 所要の静穏度が確保されていないことによる荷役障害が生ずることがないように、貨物需要の動向等を十分踏まえて防波堤等の整備を促進する体制を整えることについて港湾管理者に助言等を行うこと。また、既に整備された岸壁に係る防波堤については、投資の重点化を図るなどの対策を講ずること
- ウ 連続するバースから成り供用までに長期間を要する岸壁を整備する際には、一括して整備することなく、既に供用している岸壁等の利用状況を踏まえ、利用が低調な場合は残りの整備を延期又は中止することができるような貨物需要の動向に柔軟に対応できる整備方法を採用することについて港湾管理者に助言等を行うこと

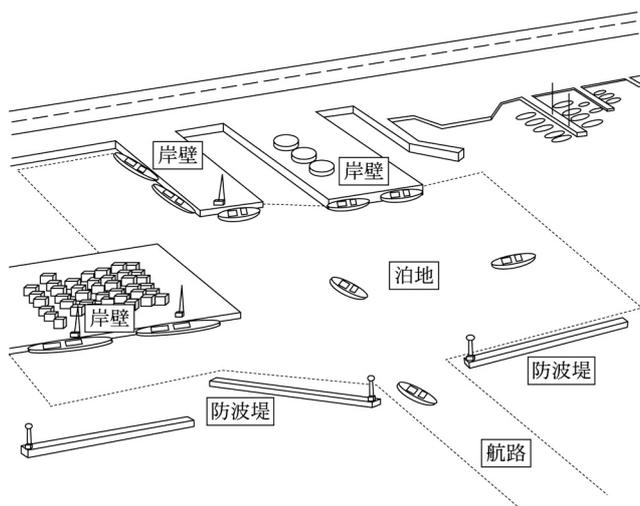
(注3) 20 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、島根、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄各県

(注4) 40 港湾管理者 東京都、京都、大阪両府、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、島根、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄各県、網走、室蘭、小樽、留萌、横浜、川崎、横須賀、大阪、神戸、下関、今治、福岡、北九州、佐世保、宮古島、石垣各市、苫小牧港、石狩湾新港、名古屋港、四日市港、那覇港各管理組合、新居浜港務局

(注5) バース 岸壁等の係留施設において、一隻の船舶が占める施設の単位

(参 考 図)

港湾施設概念図



- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの

部 局 等	国土交通本省 独立行政法人住宅金融支援機構
検 査 の 対 象	国土交通本省 独立行政法人住宅金融支援機構
設 置 根 拠 法	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金額	6456 億 5500 万円(平成 22 年度末現在)
上記のうち低減可能な政府出資金額(試算額)	290 億 7030 万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金の規模について

(平成 23 年 10 月 5 日付け 国 土 交 通 大 臣宛て)
独立行政法人住宅金融支援機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 独立行政法人住宅金融支援機構に対する政府出資金の概要

(1) 政府出資金に係る事業の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号。以下「機構法」という。)に基づき、民間金融機関から長期・固定金利の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行等に信託した上で、これを担保とした資産担保証券を発行するなどの事業(以下「証券化支援事業」という。)や、民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受けることにより信用補完を行う住宅融資保険事業等を行っている。

そして、機構は、機構法に基づき事業ごとに経理を区分し、証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定の計 5 勘定を設けて整理することとなっている。また、旧住宅金融公庫から機構への権利及び義務の承継において、旧住宅金融公庫における各事業に係る政府出資金、資産、負債、繰越欠損金等は、機構法に基づきそれぞれ上記の勘定に引き継がれて整理されている。

(2) 政府出資金の残高の推移

国は、機構の証券化支援事業等を円滑に実施させるため、財形住宅資金貸付勘定を除く各勘定へ出資を行っている。そして、過去 10 年間の政府出資金残高の推移をみると、表 1 のとおり、証券化支援事業等の拡大に伴って増えてきており、特に平成 21 年度は、景気対策を目的とした第 1 次補正予算により事業計画を拡大したため大幅に増加した。その

後、「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行見直し」(平成 21 年 10 月閣議決定)や行政刷新会議による事業仕分けの結果等に基づき、政府出資金が事業実績等に見合ったものとなるよう見直しが行われ、22 年度に上記の補正予算で措置された政府出資金の一部が国庫返納されるなどした結果、政府出資金残高は 22 年度末現在で 6976 億 5500 万円となっている。

表 1 政府出資金年度末残高の推移 (単位：億円)

区分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
証券化支援勘定	—	—	40	173	1,401	2,053	2,713	3,573	7,033	5,156
住宅融資保険勘定	180	180	180	180	180	180	180	180	1,160	1,300
住宅資金貸付等勘定	1,507	1,507	1,467	1,334	396	208	208	208	724	424
既往債権管理勘定					260	96	96	96	96	96
計	1,687	1,687	1,687	1,687	2,237	2,537	3,197	4,057	9,013	6,976

注(1) 住宅金融公庫であった平成 18 年度以前は勘定名が異なる。政府出資金残高は旧住宅金融公庫から事業ごとに現在の勘定に引き継がれ整理されている。

注(2) 平成 16 年度以前は現在の住宅資金貸付等勘定と既往債権管理勘定は区分されていない。

(3) 政府出資金の種類

国土交通省は、機構に対する政府出資金について、出資の目的により次の 2 種類に分類して、毎年度、勘定ごとにそれぞれの必要額を算定している。

- ① 政策として実施する住宅ローン金利の引下げなどに要する費用を出資金の運用益で賄うことを目的とする出資金(以下「運用益対応出資金」という。)
- ② 事業を安定的に運営していくため、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする出資金(以下「^(注1)リスク対応出資金」という。)

(注 1) リスク対応出資金 一定の確率で発生し得る最大予想損失額から通常発生すると予想される損失額を差し引いた分を政府出資金で対応するもの。一般的に、通常発生すると予想される損失額までは期間収益、すなわち顧客からの金利収入で対応し、これを超える損失については出資金等の自己資本で対応する。

そして、国土交通省は、証券化支援勘定及び住宅融資保険勘定(以下「証券化支援勘定等」という。)については運用益対応出資金とリスク対応出資金の両方の必要額を、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定については運用益対応出資金のみの必要額を、それぞれ算定している。

(4) 政府出資金の必要額の算定

国土交通省は、証券化支援勘定等に対する政府出資金の必要額を次のように算定して、出資を行っている。すなわち、証券化支援勘定の例で見ると、運用益対応出資金については、証券化支援事業に係る金利引下げを行うため、想定事業量に対する金利引下げに要する費用を算出して、それを想定される運用利回りで割り戻すなどして算定している。また、リスク対応出資金については、証券化支援事業の想定事業量に過去の実績から算出した損失率(通常予測される範囲を超える損失に係るもの)を乗ずるなどして算定している。そして、国土交通省は、両出資金は出資目的が異なるとして別々に算定している。

上記の算定方法により年度ごとに出資が行われてきたことにより、22 年度末における

証券化支援勘定等に対する政府出資金残高は 6456 億 5500 万円となっており、表 2 のとおり、運用益対応出資金として出資されたものが 4378 億円、リスク対応出資金として出資されたものが 2078 億 5500 万円となっている。

表 2 政府出資金残高の目的別内訳(平成 22 年度末現在) (単位：百万円)

区分	運用益対応出資金	リスク対応出資金	計
証券化支援勘定	361,700	153,955	515,655
住宅融資保険勘定	76,100	53,900	130,000
計	437,800	207,855	645,655

(5) 機構等における政府出資金の見直しの状況

機構に対する政府出資金については、前記の「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行見直し」において機構の事業量の見直しが行われて、同補正予算で措置された政府出資金のうち過大とされた事業量に対応した政府出資金 2300 億円を国庫に返納することとされた。これを受けて、機構は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)の改正により不要財産の国庫返納等に係る規定が整備された後の 23 年 3 月に同額の国庫返納を行った。

さらに、上記の通則法の改正において、独立行政法人は国の出資等に係る不要財産については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとされたこと、また、行政刷新会議による事業仕分けの結果、不要財産の国庫返納を求められたことなどを受けて、機構は、政府出資金の保有額の見直しを行い、証券化支援勘定の出資金残高計 5156 億 5500 万円のうち 519 億円について 23 年度中の国庫返納を予定している。

一方、行政刷新会議による事業仕分けにおいて、金利引下げに係る財政措置について、出資金により措置する方式から所要額を措置する方式に改めるよう求められ、この結果、21 年度第 2 次補正予算以降、優良住宅取得支援制度等^(注 2)を実施するための証券化支援勘定に対する財政措置等については運用益対応出資金により措置するのではなく、補助金により措置することに変更されている。

そして、過去に出資された運用益対応出資金については、当面の間、金利の引下げなどに要する費用を賄うために引き続き保有することとしている。

(注 2) 優良住宅取得支援制度 証券化支援事業において、機構が買い取る住宅ローン債権等が省エネルギー性等に優れた住宅を取得するものである場合に金利等を一定期間引き下げる制度。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の財政状況は一層厳しさを増している。一方、機構に対する政府出資金は前記のとおり多額に上っており、また、今後も証券化支援事業等の利用実績の増加に伴い国から機構に対する追加出資が見込まれる。そこで、経済性、有効性等の観点から、出資金額の算定は出資目的、各種リスクの特性、事業量等を考慮した適切なものとなっているか、通則法改正の趣旨に沿って政府出資金の規模は適切に見直されているかなどに着眼して、機構の

証券化支援勘定等に対する政府出資金(22年度末現在額 6456億5500万円)を対象に、国土交通本省及び機構本店において、予算に関する積算根拠資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、機構の政府出資金については、前記のとおり、事業量に比べて出資金額が過大とならないよう、通則法の規定に基づき国庫返納が行われるなどしているものの、国土交通省が行う必要額の算定及び機構が行う保有額の見直しについて、依然として次のような事態が見受けられた。

(1) 政府出資金の果たす役割

国土交通省は、証券化支援勘定等における運用益対応出資金とリスク対応出資金の必要額について、前記のとおり、出資目的が異なるとして別々に算定している。

しかし、証券化支援勘定等の両出資金は、出資目的は異なるものの、次のとおり、それぞれが他方の政府出資金の出資目的に沿った役割も果たすことができると認められる。

すなわち、運用益対応出資金(4378億円)は、リスク対応出資金(2078億5500万円)と区別されることなく、純資産の部に一括して資本金として計上されており、リスク対応出資金と同様に、通常予測される範囲を超える損失を吸収する自己資本として債務超過となることを防止する役割を果たしている。

一方、リスク対応出資金については、その一部は急な資金繰りの必要等に備えて現金等で保有されているものの、大部分は運用益対応出資金と同様に国債等の有価証券等として保有されており、一定の運用益を得ることが見込まれることから、運用益対応出資金と同様に金利の引下げなどに要する費用を運用益で賄うという役割を果たすことができる。

以上のように、運用益対応出資金及びリスク対応出資金は、出資の目的が異なるとはいえ、実際にはそれぞれが他方の出資目的の役割も重複して果たすことができることから、それぞれの必要額を別々に計算する現在の算定方法は適切でなく、役割の重複を勘案して必要な出資金額を検討する必要があると認められる。

(2) 政府出資金の運用状況等

前記のとおり、証券化支援勘定等の政府出資金は、その大部分が国債等の有価証券等で運用されており、その運用状況についてみると、以下のとおりとなっていた。

運用益対応出資金については、国土交通省が行う出資金額の算定上、金利の引下げなどに要する費用を賄えるよう期待利回り(22年度における加重平均で1.734%)が設定されていることから、機構は毎年度「ALM 運営方針」を定めて運用方法を決定しており、一定の運用収益が得られるように償還期限までの期間が長い(10年～20年)有価証券で運用していた。そして、22年度末の運用益対応出資金残高4378億円に対して22年度実績で運用利回り1.692%の運用収益(74億余円)を得ていた。

(注3) ALM Asset Liability Management の略称。資産・負債の総合管理

国土交通省は、リスク対応出資金については、異常リスク発生の際に現金化して資金繰りに充てる必要が生ずるおそれがあることなどから、出資金額の算定上、これによる運用収益を見込むことはできないとしており、期待利回りを設定していない。一方、機構は、

上記の「ALM 運営方針」において、リスク対応出資金についても運用方法を決定しており、償還期限までの期間が相対的に短い(1年～10年)有価証券を購入し、毎年同程度の額が手元流動性資金として償還期限を迎えるようにするなどして、22年度末のリスク対応出資金残高 2078 億 5500 万円に対して 22 年度実績で運用利回り 0.785% の運用収益(16 億余円)を得ていた。

そして、運用益対応出資金及びリスク対応出資金の運用収益は、各勘定の損益計算上の収益に一括して計上されている。

また、資金繰りのための現金化の必要性についてみると、機構は、リーマンショック後の金融危機の際も含めて、一般担保債券の発行や他勘定からの一時的な借入れなどにより対応してきており、運用している有価証券について、前記の「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行見直し」による国庫返納を行うために売却したものを除き、途中で売却処分した実績はなかった。さらに、リスク対応出資金はもとより、運用益対応出資金を元にして購入した有価証券についても、購入時からの年数の経過等により、その償還期限までの残存期間は 0 年～20 年と分散化されてきており、毎年、償還期限を迎え、一旦現金化される状態となっている。

したがって、上記の実態を考慮すれば、リスク対応出資金について今後も一定程度の運用収入を得ることが見込まれ、国土交通省及び機構において、証券化支援勘定等における政府出資金の必要額の算定及び保有額の見直しに当たってリスク対応出資金の運用収益を全く見込んでいないのは適切ではなく、一定程度の運用収益を見込む必要があると認められる。

(3) 政府出資金残高の将来推計と低減できる運用益対応出資金の試算

ア 政府出資金残高の将来推計

国土交通省は、証券化支援事業の利用実績の増加に伴い、証券化支援勘定におけるリスク対応出資金について、23 年度に 103 億 0800 万円の追加出資を行うとともに、運用益対応出資金から 109 億円の振替を実施している。

また、前記のとおり、同年度において証券化支援勘定の政府出資金のうち 519 億円(運用益対応出資金 383 億円、リスク対応出資金 136 億円)の国庫返納が予定されている。さらに、証券化支援勘定における優良住宅取得支援制度の金利引下げに係る経費は、今後、補助金によって賄うこととなったため、優良住宅取得支援制度のために過去に出資された運用益対応出資金 1693 億円は、既存の買取債権の金利引下げ期間が終了する 32 年度までを目途に順次国庫返納されることが見込まれる。

そこで、上記の追加出資等の実績及び国庫返納の見込みを踏まえ、一方で、24 年度以降の事業量の増加等に伴う今後の追加出資等は全く考慮しないこととして、証券化支援勘定等における将来の政府出資金残高について推計すると、機構は、上記の国庫返納を完了した後も、少なくとも運用益対応出資金として 2193 億円、リスク対応出資金として 2154 億 6300 万円、計 4347 億 6300 万円の政府出資金を引き続き保有することになる。

イ 低減できる運用益対応出資金の試算

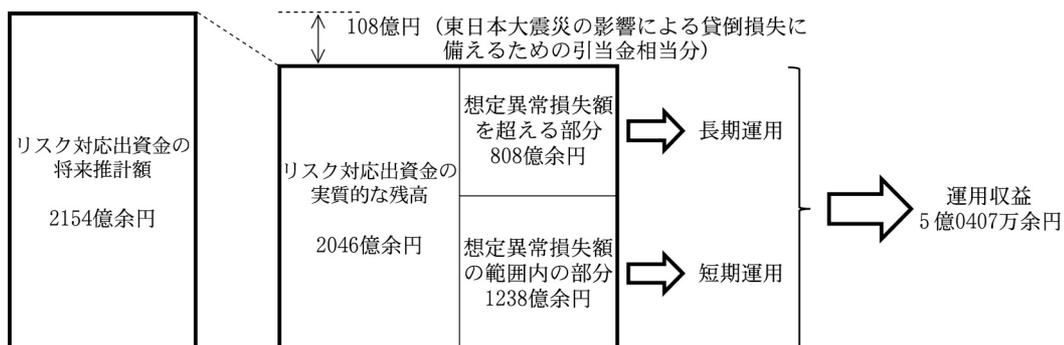
前記のとおり、リスク対応出資金は通常予測される範囲を超える損失に備えるために措置されたものであり、現在、証券化支援勘定等においては利益剰余金がないことから、出資金により一定の純資産額を保有することは必要であると考えられる。一方、前記のとおり、運用益対応出資金及びリスク対応出資金はそれぞれの出資目的の役割を重複して果たしており、リスク対応出資金については、運用に当たって一定の制約があることから、運用益対応出資金と比較して低い運用利回りしか得られないことを考慮しても、一定程度の運用収益は得られることが見込まれる。したがって、リスク対応出資金から得られる運用収益を金利引下げなどの費用に充てることとすれば、運用益対応出資金をその分低減できることになる。

そして、将来のリスク対応出資金残高は、前記のとおり、2154億6300万円と推計されるが、機構は、23年3月に発生した東日本大震災の影響による今後の貸倒損失に備えるため、岩手、宮城、福島各県における債務者の債務者区分について、正常先を一律に要注意先に変更したことに伴い、22年度決算において証券化支援勘定で108億円の貸倒引当金を積み増している。そこで、仮に、この貸倒引当金相当分について、一斉に貸倒れが発生し、その資金繰りのためにリスク対応出資金を充てるという事態を想定して推計し直すと、リスク対応出資金の実質的な残高は、2154億6300万円から108億円を差し引いた2046億6300万円となる。

また、国土交通省及び機構は、東日本大震災の経験を踏まえて、今後発生することが予想される首都直下型等の大規模地震への備えを強化する必要があるとしており、証券化支援事業等の対象物件に対する当該地震による被害想定を基に、想定される異常損失額(以下「想定異常損失額」という。)を1238億余円と試算した上で、今後のリスク対応出資金の運用に当たっては、同出資金の出資目的に鑑み、大規模地震の際の資金繰りにも対応できるよう、長期運用と短期運用を適切に組み合わせて行う必要があるとしている。

そこで、前記の2046億6300万円のうち、想定異常損失額1238億余円を超える部分については、従来と同様に10年国債等の有価証券で運用することとし、一方、想定異常損失額の範囲内の部分については、大規模地震が発生した場合の現金化にも対応しやすくするよう短期国債等の有価証券で運用することなどとして、それぞれについて、22年度の運用利回りの実績により試算すると、計5億0407万余円の運用収益が得られることになる(次図参照)。

図 リスク対応出資金から得られる運用収益(試算額)



そして、この運用収益5億0407万余円を運用益対応出資金の平均期待利回り1.734%で割り戻すと、約290億7030万円となることから、この試算によれば、リスク対応出資金による運用収益に見合う分の運用益対応出資金として同額が低減できると認められる。

(改善を必要とする事態)

国土交通省において、運用益対応出資金とリスク対応出資金のそれぞれが果たしている役割に重複があることを証券化支援勘定等に対する政府出資金の必要額の算定に反映しておらず、また、機構において、不要財産の国庫返納に係る見直しが十分でないまま、政府出資金について必要額を超えて保有している事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国土交通省及び機構において、政府出資金の必要額の算定及び保有額の見直しに当たって、運用益対応出資金とリスク対応出資金のそれぞれの役割を固定的に捉えていたため、これらが果たしている役割の重複を踏まえて政府出資金を適切な規模とすることについて十分に検討していなかったことなどによるものと認められる。

3 本院が表示する意見

機構に対する政府出資金については、これまでも不要財産の国庫返納を行うなど適切な規模となるよう一定の見直しが図られているが、前記のとおり機構において引き続き相当規模の政府出資金を保有することが見込まれるとともに、今後も証券化支援事業等の利用実績の増加に伴い国からの追加出資が行われることも見込まれる。

また、前記のとおり、機構は、東日本大震災の影響を勘案して、22年度決算において、証券化支援勘定で貸倒引当金の積増しを行うなどしているが、今後、東日本大震災に伴う貸倒引当金の更なる積増しや二重ローン問題に対応するため、国から機構に対する新たな財政措置として追加出資が必要となる可能性もある。

一方、近年の我が国の厳しい財政状況に鑑みれば、証券化支援勘定等における政府出資金については、東日本大震災への対応等のために今後必要となる事業の見込みや、機構の発行する資産担保証券等に対する政府出資金の国庫返納等に伴う市場の反応等にも留意しつつ、運用益対応出資金も実質的に機構の自己資本としてリスク対応の役割を果たしていること、リスク対応出資金も運用益対応出資金の期待利回りに対して一定程度の運用収益を得るといふ役割を果たしていることなどを十分に踏まえて、真に必要な政府出資金の額を検討する必要がある。

については、国土交通省及び機構において、運用益対応出資金とリスク対応出資金のそれぞれが果たしている役割に重複している部分があることを考慮して真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において国庫に返納したり、国土交通省において追加出資の際にその分を控除したりするなど必要な処置を講ずることにより、証券化支援勘定等における政府出資金を適切な規模とするよう意見を表示する。

(8) 鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)総合的バリアフリー推進費 (項)鉄道駅移動円滑化設備整備事業費 (項)鉄道網整備事業費 〔平成19年度以前は、(項)国土交通本省 (項)都市鉄道・幹線鉄道整備事業費〕
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金(平成22年度は交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金) 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助(平成19年度以前は鉄道駅総合改善事業費補助) 地下高速鉄道整備事業費補助
鉄道駅等の移動等円滑化の概要	鉄道駅等において、エレベーター等の設置等による高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路の確保、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備等を実施するもの
補助事業が実施された駅数	54 鉄道事業者等の 929 駅(平成18年度～22年度)
上記に係る補助対象事業費	1670 億 2833 万余円(平成18年度～22年度)
上記に対する国庫補助金交付額	452 億 5845 万余円
整備の効果が十分に発現していないなどの駅数	405 駅(1日当たりの平均的な利用者数計 16,121,372 人)
上記に係る補助対象事業費	923 億 6360 万余円(平成18年度～22年度)
上記に対する国庫補助金交付額	244 億 9911 万円(背景金額)

(後掲 659 ページの「鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるよう改善の処置を要求し、及び整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう意見を表示したもの」参照)

【改善の処置を要求したものの全文】

鉄道駅等の移動等円滑化について

(平成23年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

1 鉄道駅等の移動等円滑化の概要

(1) 鉄道駅等における移動等円滑化の促進

国は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、平成18年6月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「法」という。)に基づき、旅客施設等の構造及び設備を改善するための措置等を講ずることにより、鉄道駅等(以下、単に「駅」という。)の公共交通機関等における移動等円滑化^(注1)の促進を図ることとしている。

国は、法に基づき、18年12月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。)を策定している。基本方針においては、駅の移動等円滑化の目標が定められており、1日当たりの平均的な利用者数(以下「1日当たり利用者数」という。)が5,000人以上の駅(以下「対象駅」という。)については、22年までに、原則として全ての駅について、エレベーター等の設置等による円滑な通行に適する経路の確保、ホームドア、点状ブロック等の転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導ブロック」という。)の整備、便所がある場合の障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施することとされている。

(注1) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(2) 駅における移動等円滑化の基準等

法によると、鉄道事業者等は、旅客施設等を新たに建設し又は旅客施設等について大規模な改良を行うときは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「円滑化基準」という。)に適合させなければならないこととされており、また、既存の旅客施設等については、円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。円滑化基準は、例えば次のような移動等円滑化のための設備(以下「移動等円滑化設備」という。)等が適合すべき基準について示すものである。

- ① 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化経路」という。)を乗降場ごとに1以上設けなければならないこと
 - ② 傾斜路(スロープ)の勾配部分は、接続する通路との色の明度差等が大きいことにより容易に識別できるものであること
 - ③ 階段は、手すりが両側に設けられていること、また、階段の通ずる場所を示す点字を、手すりの端部の付近に貼り付けること
 - ④ 階段、傾斜路及びエスカレーターのそれぞれの上端及び下端に近接する通路等には、警告のため、点状ブロック(以下「警告ブロック」という。)を敷設しなければならないこと
 - ⑤ 出入口の付近等に、駅の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備(以下「触知案内図」という。)を設けなければならないこと
- また、貴省は、19年7月に、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイ

ドライン」(平成19年7月国土交通省。以下「ガイドライン」という。)を定めている。ガイドラインは、例えば次のような旅客施設の標準的な整備内容や、これ以外の望ましい整備内容等を示すものである。

- ① エレベーターロビー付近に下りの段差や傾斜が近接しているなどの危険な状況を作り出さないこと
- ② 上り又は下り専用のエスカレーターの場合、乗降口付近の通路の床面等の分かりやすい位置等において、進入の可否を示すこと
- ③ 階段への誘導ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とすること
- ④ 警告ブロックと1本の線状突起を組み合わせたホーム縁端警告ブロックを、プラットホーム縁端部の警告のために敷設すること

(3) 駅の移動等円滑化に関する補助金の交付状況等

貴省は、駅の移動等円滑化を促進するため、駅において移動等円滑化設備を整備する事業に対して、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金、^(注2) 鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助^(注3)及び地下高速鉄道整備事業費補助(以下、これらを合わせて「補助金」という。)を交付している。

そして、表1のとおり、法が施行された18年度から22年度までの間に、54鉄道事業者等^(注4)の計929駅(以下「補助金交付駅」という。)において、補助金によりエレベーター等の移動等円滑化設備が整備されている(補助対象事業費計1670億2833万余円、国庫補助金交付額計452億5845万余円)。

表1 駅の移動等円滑化に関する補助金の交付状況 (単位：百万円)

年 度	平成18	19	20	21	22	計
補助対象事業費	21,833	25,900	25,683	36,617	56,992	167,028
国庫補助金交付額	5,428	6,793	6,981	9,604	16,449	45,258
交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	2,325	2,726	3,125	4,955	12,216	25,349
鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助	1,374	2,191	2,369	1,792	832	8,561
地下高速鉄道整備事業費補助	1,728	1,875	1,486	2,856	3,400	11,347
鉄道事業者等数	31社等	32社等	34社等	32社等	40社等	54社等
整備駅数	266駅	262駅	229駅	293駅	387駅	929駅

注(1) 東日本大震災により被災した東北地方等に所在する駅に係る補助対象事業費等は除外している。

注(2) 地下高速鉄道整備事業費補助に係る補助対象事業費及び国庫補助金交付額は、大規模改良のうち移動等円滑化設備の整備に係るものを計上しており、整備駅数は、東京地下鉄株式会社の新線建設に係る4駅を含んでいる。

注(3) 各年度の補助対象事業費等は、事業を実施した年度に計上している。

注(4) 複数年度にわたり整備している鉄道事業者等及び駅があるため、各年度の鉄道事業者等数又は整備駅数を合計しても計欄の鉄道事業者等数又は駅数とは一致しない。

このように、国や鉄道事業者等において、駅の移動等円滑化を進めてきたことから、貴省は、22年度末における駅の移動等円滑化の状況について、表2のとおり、全国の対象駅計2,813駅のうち2,401駅がエレベーター等により円滑化基準に適合して円滑な通行に適する経路を確保しているなどとしている。

表2 駅の移動等円滑化の状況

(単位：駅、%)

区 分	駅数(%)
平成22年度末時点の対象駅	2,813(100%)
うちエレベーター等により円滑化基準に適合して円滑な通行に適する経路を確保している駅	2,401(85%)
うち円滑化基準に適合する誘導ブロックを敷設している駅	2,736(97%)
うち円滑化基準に適合する案内設備を設置している駅	1,713(61%)
うち円滑化基準に適合する便所を設置している駅	2,245(80%)
うち円滑化基準に適合する転落防止設備を設置している駅	2,783(99%)

(注2) 平成22年度は交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金であり、23年度から、新たに創設された地域公共交通確保維持改善事業費補助金に統合された。

(注3) 平成19年度以前は鉄道駅総合改善事業費補助

(注4) 54鉄道事業者等 東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、神戸高速鉄道株式会社、神戸電鉄株式会社、山陽電気鉄道株式会社、札幌市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、関東鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、箱根登山鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社、三岐鉄道株式会社、水間鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、土佐電気鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、土佐くろしお鉄道株式会社、東京モノレール株式会社、湘南モノレール株式会社、高尾登山電鉄株式会社、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国においては、本格的な高齢社会を迎えるなどして、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが求められており、駅における移動等円滑化は一層重要性を増してきている。そして、駅において、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインの標準的な整備内容に沿って(以下、単に「ガイドラインに沿って」という。)適切に整備されれば、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が向上し、当該駅の適切な移動等円滑化に資するものとなる。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、駅の移動等円滑化を促進するために交付された補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って^(注5)適切に整備され、かつ、管理が適切に行われ、高齢者、障害者等の利便性及び安全性が確保されているか、駅前広場等の公共用通路までの移動等円滑化経路の確保が図られているかなどに着眼して検査した。

(注5) 円滑化基準の施行前については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(平成12年運輸省・建設省令第10号)に適合していることをいい、ガイドラインの策定前については、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(平成13年8月国土交通省。追補版(14年12月)を含む。)の標準的な整備内容に沿っていることをいう。

(検査の対象及び方法)

本院は、18年度から22年度までの間に補助金により移動等円滑化設備が整備された54鉄道事業者等の補助金交付駅929駅を対象として検査した。

検査に当たっては、上記929駅のうち380駅において、移動等円滑化実績等報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの549駅については関係書類の提出を受けるなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないなどして、整備の効果が十分に発現していないもの

ア 補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないもの

(注6)
202駅 補助対象事業費計544億1552万余円 国庫補助金交付額計149億5597万余円
202駅(1日当たり利用者数計6,912,096人)において、表3のとおり、傾斜路の勾配部分が接続する通路との色の明度等の差により容易に識別できなかつたり、触知案内図による案内が適切でなかつたりなどして、補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていない事態が見受けられた。

(注6) 補助対象事業費は、該当する駅において整備の効果が十分に発現していないなどして移動等円滑化設備の整備に係る分を特定できないことから、平成18年度から22年度までの間に実施された事業に係る補助対象事業費の総額を計上しており、国庫補助金交付額についても同様に、当該事業に対する国庫補助金交付額の総額を計上している。以下同じ。

表3 補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないもの

事 態	円滑化基準に適合していないもの	ガイドラインに沿っていないもの
① エレベーターの鏡が設置されていないなどして、エレベーターの設備が適切に整備されていないもの	—	2 駅
② 傾斜路の勾配部分が接続する通路との色の明度等の差により容易に識別できないなどして、傾斜路の安全性が十分に確保されていないもの	47 駅	3 駅
③ 階段又は傾斜路の手すりに点字による案内が貼付されていないなどして適切でないもの	16 駅	33 駅
④ 誘導ブロックによる誘導経路に障害物があるなどして、誘導経路の安全性が十分に確保されていないもの	—	15 駅

事 態	円滑化基準に適合していないもの	ガイドラインに沿っていないもの
⑤ 誘導ブロックが階段の手すりに手を伸ばせば触れられる程度の距離を離れた位置に敷設されていないなどして、その敷設が適切でないもの	4 駅	73 駅
⑥ 警告ブロックが階段の上下端に敷設されていないなどして、その敷設が適切でないもの	19 駅	4 駅
⑦ 触知案内図等による案内が駅の主要な設備の配置等と相違するなどして適切でないもの	16 駅	36 駅
⑧ 便所の案内図等による案内が便所の構造を示していないなどして適切でないもの	28 駅	6 駅
⑨ ホーム縁端警告ブロックの敷設長が不足しているなどして、その敷設が適切でないもの	1 駅	15 駅
⑩ その他	8 駅	1 駅

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、補助金により整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っておらず、高齢者、障害者等の利便性又は安全性が十分に確保されていない状況になっていて、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

イ 補助金により整備された移動等円滑化設備の周辺の整備等が適切でなく、当該設備の利用に当たっての安全性が十分に確保されていないもの

16 駅 補助対象事業費計 51 億 4828 万余円 国庫補助金交付額計 14 億 2532 万余円
16 駅(1 日当たり利用者数計 596,784 人)において、表 4 のとおり、補助金により整備されたエレベーターの前に下り傾斜があり、乗降ロビーが十分に確保されないなどの事態が見受けられた。

表 4 補助金により整備された移動等円滑化設備の周辺の整備等が適切でなく、当該設備の利用に当たっての安全性が十分に確保されていないもの

事 態	駅 数
① エレベーターの前に下り傾斜があり、乗降ロビーが十分に確保されないなどしているもの	8 駅
② 既設の誘導ブロックによる誘導経路が階段の手すりに衝突するようになっているなど誘導経路が適切でないもの	3 駅
③ その他	5 駅

これらの事態は、補助金により整備された移動等円滑化設備の周辺の整備等が適切でないため、当該設備の利用に当たっての安全性が十分に確保されていない状況になっていて、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

ウ 補助金により整備された移動等円滑化設備に対する案内設備の整備等が適切でなく、整備の効果が十分に発現していないもの

285 駅 補助対象事業費計 584 億 8967 万余円 国庫補助金交付額計 146 億 1050 万余円
285 駅(1 日当たり利用者数計 12,388,454 人)において、表 5 のとおり、触知案内図が整備されていなかったり、触知案内図は整備されているものの、補助金により整備され

た移動等円滑化設備が表示されていなかったりなどしている事態が見受けられた(これらの中には、アの事態と重複しているものがある。)

表5 補助金により整備された移動等円滑化設備に対する案内設備の整備等が適切でなく、整備の効果が十分に発現していないもの

事 態	駅 数
① 誘導ブロックが敷設されていないなどして、補助金により整備された移動等円滑化設備に対する誘導が適切でないもの	16 駅
② 触知案内図が整備されていないもの	252 駅
③ 触知案内図に補助金により整備された移動等円滑化設備が表示されないなどしているもの	20 駅
④ その他	8 駅

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、補助金により整備された移動等円滑化設備の利用のための案内設備の整備等が適切でないため、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなっておらず、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

エ 補助金により整備された移動等円滑化設備が破損するなどして、その管理が適切でないもの

27 駅 補助対象事業費計 84 億 0131 万余円 国庫補助金交付額計 23 億 4998 万余円
27 駅(1 日当たり利用者数計 974,383 人)において、表 6 のとおり、警告ブロックが破損したままとなっていたり、誘導ブロックによる誘導経路上にごみ箱等の移動の支障になる物が置かれていたりなどしている事態が見受けられた。

表6 補助金により整備された移動等円滑化設備が破損するなどして、その管理が適切でないもの

事 態	駅 数
① 整備した誘導ブロックを無断で撤去するなどしているもの	3 駅
② 誘導経路上に移動の支障になる物が置かれているなどしているもの	5 駅
③ 触知案内図等の整備後に適切に改修等を行っていないため、実態と相違しているなどしているもの	9 駅
④ 警告ブロック等が破損等したままとなっているもの	10 駅
⑤ その他	2 駅

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、補助金により整備された移動等円滑化設備が破損したままとなっているなどしてその管理が適切でないため、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

(2) 補助金により整備されたエレベーターの稼働時間に制限があったり、隣接施設等のエレベーターの稼働時間に制限があったりして、移動等円滑化経路が十分に確保されていないもの

7 駅 補助対象事業費計 27 億 6124 万余円 国庫補助金交付額計 7 億 0974 万余円
7 駅(1 日当たり利用者数計 763,937 人)において、補助金により整備されたエレベーターの稼働時間に制限があったり(3 駅)、円滑化基準において、駅の営業時間内に、隣接した他の施設のエレベーターを利用することにより公共用通路までの円滑な移動ができる

場合は移動等円滑化経路に代えることができる旨の規定があるが、そのような公共用通路への経路となっている隣接施設のエレベーターの稼働時間に制限があったり(4 駅)していて、駅の営業時間内に移動等円滑化経路が確保されていない時間がある状態になっている事態が見受けられた。

これらの事態は、移動等円滑化経路が十分に確保されていないものと認められる。

上記の各項目に係る駅には重複しているものがあり、その重複を除くと、計 405 駅、1 日当たり利用者数計 16,121,372 人、補助対象事業費計 923 億 6360 万余円、国庫補助金交付額計 244 億 9911 万円となる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、補助金により整備された移動等円滑化設備について、駅における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の確保が十分に図られておらず、整備の効果が十分に発現していないなどの事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、鉄道事業者等において、駅の全面的な改修が困難な場合があることにもよるが、円滑化基準及びガイドラインの理解が不足していたり、移動等円滑化を適切に実施することに対する認識が十分でなかったりしていること、また、貴省において、鉄道事業者等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

国は、23 年 3 月に基本方針を見直して、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号)を策定している。これによれば、1 日当たり利用者数が 3,000 人以上である駅については、32 年度までに、原則として移動等円滑化を実施することなどとされている。

移動等円滑化設備の整備は、高齢者、障害者等の交通弱者の安全や安心の確保とも密接に関わるものであり、鉄道事業者等においても、様々な制約条件の中で駅の移動等円滑化に努めているところではあるが、移動等円滑化設備を適切に整備するとともに、整備された移動等円滑化設備が老朽化するなどして、その整備の効果が薄れていないかについても、不断に点検し改善していく必要がある。

については、貴省において、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 移動等円滑化設備の整備に対する補助金の交付に当たっては、当該設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って、高齢者、障害者等にとって安全で利用しやすいものとなるよう、鉄道事業者等に対して、円滑化基準及びガイドラインについて周知徹底を図るとともに、補助金により整備する移動等円滑化設備については原則として円滑化基準に適合させることを明確にすること

イ 鉄道事業者等に対して、補助金により整備された移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現するよう、当該設備周辺の整備の適切な実施に努めること、当該設備を適切に管理すること、移動等円滑化経路が隣接施設を経由する場合においては当該移動等円滑化経路の適切な確保に努めることなどについて周知すること

(9) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	建設省所管 一般会計 (組織)建設本省 (項)住宅対策諸費
部 局 等	国土交通本省(平成13年1月5日以前は建設本省)
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	兵庫県
間接補助事業者(施行者)	財団法人兵庫県住宅建築総合センター
基金の名称	住宅復興助成基金
基金事業の概要	阪神・淡路大震災により被災した住宅の円滑な再建を促進するための利子補給を行う事業
上記の基金に対する国庫補助金交付額	237億4000万円(平成6年度)
上記基金の残高	230億8102万余円(平成22年度末)
上記のうち使用する見込みのない基金の額(試算値)	230億6090万円

【改善の処置を要求したものの全文】

被災住宅再建対策事業費補助金により造成された基金規模の見直しについて

(平成23年10月7日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 被災住宅再建対策事業の概要

(1) 被災住宅再建対策事業の概要

貴省は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により被災した住宅について、その再建を促進するため、被災住宅再建対策事業制度要綱(平成7年建設省住民発第11号)等(以下「制度要綱等」という。)を定め、再建住宅の建設又は購入を行う者(以下「再建住宅建設者」という。)に対する利子補給を行う者(以下「施行者」という。)に対し利子補給金の一部を補助している兵庫県に被災住宅再建対策事業費補助金237億4000万円を交付している。

そして、兵庫県は、制度要綱等に基づき、財団法人兵庫県住宅建築総合センター(以下「センター」という。)を施行者とし、7年3月に、貴省から交付された額と同額をセンターに交付している。また、センターは、同県から交付された補助金により住宅復興助成基金(以下「住宅基金」という。)を造成している。

(2) 利子補給業務の概要

センターが行う再建住宅建設者に対する利子補給業務(以下「利子補給業務」という。)は、再建住宅建設者が、独立行政法人住宅金融支援機構(19年3月31日以前は住宅金融公庫。以下「機構」という。)等の阪神・淡路大震災に関する災害復興住宅融資等の貸付けを

受ける場合に、機構等の災害復興住宅融資等貸付利率のうち2.5%を超える部分(最大で0.5%)の利息相当額について5年間利子補給を行うものである。

そして、機構における災害復興住宅融資の貸付条件は、18年4月申込み分以降は、阪神・淡路大震災により被害が生じた住宅の所有者又は居住者等で、地方公共団体からり災証明書の交付を受け、そのうち半壊以上と証明された者で、かつ、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)により建築制限が行われている地域において住宅を建設又は購入する者が、当該地域の建築制限解除後6か月以内に災害復興住宅融資の申込みをした場合となっている。

また、利子補給業務が完了した時点でセンターに利子補給業務に係る補助金等の残余额がある場合、センターはその額を兵庫県に返納し、同県はその額を速やかに国庫に返納することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、阪神・淡路大震災から16年が経過し、被災地における住宅再建が進展していることなどを踏まえ、有効性等の観点から、利子補給業務の進捗状況や住宅基金の規模等が適切、妥当なものとなっているかなどに着眼して、貴省、兵庫県及びセンターにおいて、実績報告書、財務諸表等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

センターは、7年度から利子補給業務を開始しているが、次表のとおり、17年度以降利子補給業務の実績はない。

表 利子補給業務実績等の推移 (単位：千円)

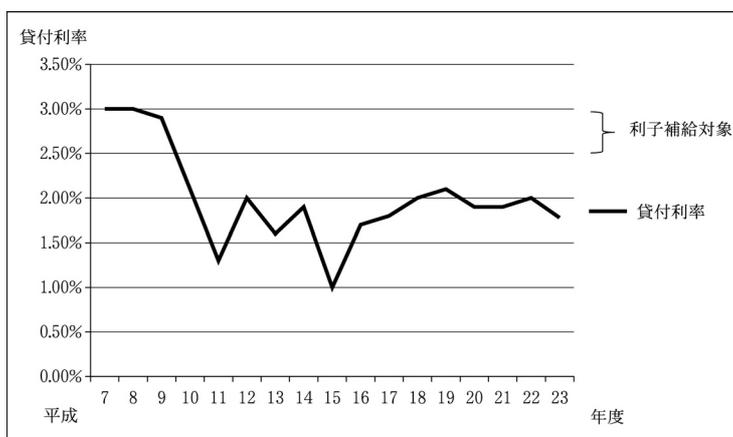
年度	利子補給 業務実績	年度末 基金残高
平成 6	—	23,740,000
7	20,301	24,042,000
8	320,867	23,985,000
9	679,989	23,666,000
10	742,332	23,239,000
11	666,979	22,620,000
12	596,889	22,082,311
13	352,597	21,745,892
14	91,991	21,800,579
15	4,895	21,859,939
16	38	21,991,202
17	—	22,145,205
18	—	22,319,289
19	—	22,563,555
20	—	22,759,421

(単位：千円)

年度	利子補給業務実績	年度末基金残高
21	—	22,950,205
22	—	23,081,021
計	3,476,882	

これは、次図のとおり、7年度当初3%に設定されていた災害復興住宅融資の貸付利率が9年9月以降2.5%を下回っていることなどから、同月以降の貸付けに係る利子補給業務を実施していないことによるものである。この結果、22年度末における住宅基金残高は230億8102万余円と多額なものとなっている。

図 災害復興住宅融資の貸付利率の推移



(注) 各年度の貸付利率は、4月1日現在の貸付利率である。

また、災害復興住宅融資の対象となる住宅地区改良法等に基づいて実施している住宅地区改良事業等は、26年3月に完了する予定の住宅地区改良事業2地区を残すのみとなっている。上記の2地区において必要となる基金の需要額を正確に把握することは困難であるが、今後、同2地区の住宅建設可能面積全てについて、融資限度額の貸付けが貸付利率3%で行われることなどとして、5年間の利子補給額を試算すると、約2010万円となり、実際の利子補給額はこの額を上回ることはないと認められた。

以上のことから、住宅基金残高230億8102万余円(22年度末現在)は、本院が試算した基金の需要額約2010万円に対して約230億6090万円過大となっていると認められる。

(改善を必要とする事態)

住宅基金について、近年、利子補給業務の実績が全くなく、今後における基金の需要額をみても、利子補給業務を実施する場合に必要な資金は、上記のとおり約2010万円である。したがって、基金の需要額に対し過大となっている約230億6090万円が、基金規模の見直しを行わないまま利子補給業務の完了まで住宅基金に滞留する見込みとなっている事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、災害復興住宅融資の貸付利率が当初の想定より低下し、その後、低金利のまま推移していることにもよるが、貴省において、国庫補助金の交付後、兵庫県における利子補給業務の状況を十分に把握していなかったこと、利子補給業務に使用する見込みのない資金について、利子補給業務完了前に、国庫に返納できるよう制度要綱等を見直していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

兵庫県において実施されている利子補給業務については、阪神・淡路大震災から16年が経過し、その事業環境が大きく変化している。

貴省は、本院の指摘に基づき、23年8月、利子補給業務に使用する見込みのない資金について、利子補給業務完了前に国庫に返納できるようにするなどの制度要綱等の改正をしたところである。

については、貴省において、改正した制度要綱等に基づき、早期に国庫に返納させる手続を進めるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求する。

(10) 土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の結果をより早期に活用できるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）国土交通本省（項）急傾斜地崩壊対策等事業費 等 社会資本整備事業特別会計（治水勘定）（平成19年度以前は、治水特別会計） （項）総合流域防災事業費 等
部 局 等	19道府県
補助の根拠	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成12年法律第57号）
補助事業者 （事業主体）	道、府1、県17、計19事業主体
基礎調査の概要	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等 のおそれがある土地に関する地形等の状況及び土砂災害の発生のおそ れがある土地の利用の状況等について調査するもの
基礎調査費	289億1571万余円（平成13年度～22年度）
上記に対する国 庫補助金交付額	96億1911万余円
基礎調査の結果 を受領後2年以上 警戒区域等の 指定が行われて いない地点及び その地点に係る 基礎調査費(1)	23,524地点 41億5213万余円（平成14年度～20年度）
上記に対する国 庫補助金交付額	13億8844万円
基礎調査の結果 を受領後3年以上 土砂災害防止 法で定める所定 の手続が行われ ていない区域及 びその区域に係 る基礎調査費(2)	27,112区域 35億5890万余円（平成13年度～19年度）
上記に対する国 庫補助金交付額	11億8630万円
(1)及び(2)の計	77億1103万余円（平成13年度～20年度）
上記に対する国 庫補助金交付額	25億7474万円

【改善の処置を要求したものの全文】

土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の活用について

(平成23年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

貴省は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)等に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行う都道府県に対し補助を行っている。

この基礎調査は、都道府県が過去に調査した急傾斜地の崩壊等を原因とする土砂災害が発生するおそれがある箇所(以下「土砂災害危険箇所」という。)等の中から、土砂災害防止対策基本指針(平成13年国土交通省告示第1119号)に基づくなどして都道府県が優先順位を定めて実施するものである。そして、土砂災害防止対策基本指針では、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うこととされている。

都道府県知事は、この基礎調査に基づき土砂災害の被害を防止するため土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、それぞれ「警戒区域」及び「特別警戒区域」といい、これらを合わせたものを「警戒区域等」という。)を指定することができる。警戒区域は、基礎調査の結果により、土地の傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域等の条件に当てはまる区域について、災害情報の伝達や避難が早期に行われる警戒避難体制を整備すべき区域として指定するものである。また、特別警戒区域は、警戒区域内において、基礎調査の結果により、土石等の移動により生ずる力の大きさなどが一定の条件に当てはまり、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある区域について、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等をすべき区域として指定するものである。

そして、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に置かれる市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。)は、警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第7条第1項により、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画。以下「防災計画」という。)において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難等の当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めることとなっている。

また、市町村防災会議は、警戒区域内に社会福祉施設や医療施設等の災害時要援護者関連施設がある場合には、土砂災害防止法第7条第2項により、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めることとなっている。

さらに、市町村の長は、土砂災害防止法第7条第3項により、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項等

を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(以下「土砂災害ハザードマップ」という。)を配布するなど必要な措置を講ずることとなっている。

都道府県による基礎調査の実施箇所の決定から市町村防災会議による土砂災害防止法に基づく所要事項の防災計画への記載等までの手続は、おおむね次のような手順で行われている。

- ① 都道府県は、管内の土砂災害危険箇所の中から所定の項目により定められた優先順位に基づいて基礎調査の実施箇所を決定して、業務を業者に発注し、受領した基礎調査の結果を市町村長に通知する。
- ② 都道府県は、市町村とともに基礎調査の結果に基づく警戒区域等の指定等について、地元住民等に対する説明会を開催する。
- ③ 都道府県知事は、基礎調査の結果に基づく警戒区域等の指定等について、市町村長に意見照会するなどした後、警戒区域等の指定を行い、都道府県の公報に公示する。
- ④ 市町村防災会議は、土砂災害防止法に基づく所要事項を防災計画に記載するとともに、市町村長は、地元住民等に土砂災害ハザードマップを配布する。

そして、貴省は、都道府県及び市町村に対する支援として、基礎調査を実施する都道府県に対して費用の一部を補助するほか、平成22年7月に、「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の促進等について」(平成22年国河砂第58号国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知)を都道府県に発して、基礎調査を促進すること、警戒区域等の指定を促進すること及び市町村が行う警戒避難体制の整備に対し支援することを周知するなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国では、毎年多数の土砂災害が各地で発生しているが、土砂災害危険箇所に対する工事等のハード対策については、膨大な時間と費用が必要になることが見込まれている。このため、警戒区域等の指定、災害情報の伝達や避難が早期に行われる警戒避難体制の整備等のソフト対策の推進が必要となっており、これらに不可欠なデータの収集を行う基礎調査の結果を十分に活用していくことが重要となっている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、基礎調査の結果を活用し、速やかに警戒区域等の指定が行われているか、警戒区域の指定後に市町村において土砂災害防止法に定められた所定の手続が行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

19道府県^(注1)において、13年度から22年度までの間に実施した基礎調査2,384契約、基礎調査地点210,829地点^(注2)、これに係る費用(以下「基礎調査費」という。)計289億1571万余円(国庫補助金計96億1911万余円)を対象として、基礎調査の契約書、土砂災害に関する災害報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 警戒区域等の指定

全国47都道府県には土砂災害危険箇所が525,307か所あるが、検査を実施した19道府県は、管内の土砂災害危険箇所217,352か所等のうちから133,527か所における基礎調査の結果、基礎調査地点210,829地点のうち201,297地点が警戒区域等の指定の条件に当て

はまるとし、このうち 138,792 地点について、警戒区域 98,804 区域、特別警戒区域 39,988 区域、計 138,792 区域の指定を行っていた。

しかし、19 道府県は、上記 201,297 地点のうち 138,792 地点を差し引いた残りの 62,505 地点について、22 年度末現在、指定のための事務を実施しているなどのため警戒区域等の指定を行っておらず、このうち 23,524 地点(基礎調査費計 41 億 5213 万余円、国庫補助金相当額計 13 億 8844 万余円)については、基礎調査の結果を受領後 2 年以上経過(22 年度末現在での経過年数をいう。以下同じ。)していた。

この 23,524 地点について、基礎調査の結果により警戒区域等の指定の条件に当てはまるとした前記の 201,297 地点(警戒区域等に指定済みのものを含む。)に対する割合を道府県別にみると、山口県の 0% から沖縄県の 59% まで道府県によって大きな差が見受けられた。また、基礎調査の結果を受領した後の期間別にみると、2 年以上 3 年未満が 46%、3 年以上 4 年未満が 25% となっていて、中には 8 年以上経過しているのに警戒区域等の指定が行われていない地点が北海道で 109 地点(0.5%)見受けられた。

そして、前記の基礎調査の結果を受領後 2 年以上経過している地点について、警戒区域等の指定が行われていない理由別に分類すると、市町村の要望に基づき地区単位で一括指定するなどしているため同一地区内の残りの地点の基礎調査の完了を道府県が待っているもの、建築物の構造規制が厳しくなるなどのため地元住民等が反対しているもの、住民説明会の日程を調整するなど地元住民等との対応に時間を要しているもの及び住民説明の前に土地所有者等を調べるなど行政側による準備で時間を要しているもので計 20,883 地点となり、前記 23,524 地点の 88% を占めていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

A 県は、平成 17 年度から 20 年度までの間に、B 市管内において基礎調査(基礎調査費計 668 万余円、国庫補助金計 222 万余円)を実施している。そして、基礎調査の結果、警戒区域等の指定の条件に当てはまるとした地点は 37 地点となっていた。

しかし、同県は、同市の警戒区域等の指定について、同市から、残りの地点の調査が完了した後、住民説明会を実施して一括指定することを求められていることから、いまだに住民説明会を行っておらず、このため、上記の 37 地点については、基礎調査の結果を受領後 2 年以上が経過しているのに警戒区域等の指定を行っていなかった。そして、この中には基礎調査の結果を受領後 4 年を経過しているものも見受けられた。

一方、19 道府県が作成した災害報告書で土砂災害の発生状況について確認したところ、基礎調査の結果を受領した後 2 年以上経過しているのに警戒区域等の指定が行われていない前記の 23,524 地点において、基礎調査の結果を受領した後、1 年未満の期間に 7 件、1 年以上 2 年未満の期間に 16 件、2 年以上 3 年未満の期間に 8 件、3 年以上 4 年未満の期間に 3 件、4 年以上経過後に 1 件、計 35 件の土砂災害が発生しており、基礎調査の結果の早期の活用が望まれる状況が見受けられた。

このように、土砂災害の被害を防止するためには、警戒区域等の指定が早期に行われることが望まれ、また、基礎調査を行っていない土砂災害危険箇所が多数残っているにもかかわらず、警戒区域等の指定が行われずに基礎調査の結果が長期間活用されていない地点が多数見受けられる状況となっていた。

(2) 警戒区域の指定後の状況

警戒区域の指定があったときは、市町村は前記のとおり、土砂災害防止法で定める所定の手続を行うことになっており、この手続を行うことでソフト対策が推進され、基礎調査を実施した効果が発現することになる。

しかし、19道府県が指定した警戒区域 98,804 区域のうち基礎調査の結果を受領後3年以上経過している 60,457 区域について、土砂災害防止法で定める所定の手続の実施状況をみると、その 25% に当たる 16 道府県管内の 155 市町村に所在する 15,154 区域について、当該市町村防災会議は、人員不足等により事務処理が遅延しているなどとして、土砂災害の防止に必要な警戒避難体制に関する事項を防災計画に定めていなかった。

また、警戒区域内に災害時要援護者関連施設があるのは 1,862 区域となっているが、このうち 10% に当たる 11 道府県管内の 49 市町村に所在する 194 区域について、当該市町村防災会議は、災害時要援護者関連施設の利用者が円滑に警戒避難するための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を防災計画に定めていなかった。

さらに、前記 60,457 区域の 40% に当たる 18 道府県管内の 181 市町村に所在する 24,441 区域について、当該市町村の長は、市町村全域の警戒区域の指定が完了した段階で作成する予定としているなどとして、土砂災害ハザードマップを配布していなかった。

そして、上記のいずれかに該当する区域は、60,457 区域の 44% に当たる 18 道府県管内の 214 市町村に所在する 27,112 区域(これらの指定の基となった基礎調査費計 35 億 5890 万余円、国庫補助金相当額 11 億 8630 万余円)となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

C 県は、平成 16、17 両年度に、D 町を対象に含めた基礎調査(基礎調査費計 3357 万余円、国庫補助金計 1119 万余円)を実施している。このうち、同町管内で警戒区域等の指定の条件に当てはまるとした 20 地点に関する基礎調査の結果を 17 年 3 月及び 18 年 3 月に受領し、これに基づき 20 地点全てについて 18 年 3 月及び 19 年 3 月に警戒区域等の指定及び公示を行っている。

しかし、同町は、22 年度末現在においても、上記警戒区域の指定を行った区域については、人員不足及び技術不足による事務処理の遅延を理由として、警戒避難体制に関する事項を防災計画に定めておらず、さらに、土砂災害ハザードマップの地元住民等への配布も行っていない。

このように、警戒区域の指定後に市町村が土砂災害防止法に基づく所定の手続を行っておらず、基礎調査の結果が長期間活用されていない区域が多数見受けられる状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

前記のように、基礎調査の結果を受領後長期間にわたり道府県が警戒区域等の指定を行っていなかったり、警戒区域の指定後に市町村が土砂災害防止法に定められた所定の手続を行っていなかったりして、基礎調査の結果が長期間活用されていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、
- (ア) 基礎調査の実施後に、警戒区域等の指定が進捗していない都道府県を把握して、その原因を分析した上で、その後の基礎調査において警戒区域等の指定の進捗を図るような具体的な対策について都道府県に対する助言が十分でないこと
 - (イ) 警戒区域の指定後に、土砂災害防止法で義務付けられている手続を行うに当たり、都道府県が適切な支援を行うための具体的な対策についての助言が十分でないこと
- イ 道府県において、
- (ア) 基礎調査の実施後長期間にわたって警戒区域等の指定が行われていないのに、その解消を図るため、基礎調査を行う地区単位の設定や基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行わないまま、従来の事務処理等により基礎調査を継続していること
 - (イ) 基礎調査の実施箇所を検討するに際し、警戒区域等の指定に関する地元住民の意識等の把握が十分でないこと
 - (ウ) 警戒区域の指定後に、土砂災害防止法で義務付けられている手続について、市町村が実施しているかなどについての把握が十分でないこと
- ウ 市町村において、警戒区域の指定後に、土砂災害防止法で義務付けられている手続について遅滞なく実施することに対する認識が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

我が国は、国土の約7割を山地・丘陵地が占め、地質的にもぜい弱で、台風に伴う豪雨、梅雨期の集中豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、毎年多数発生する土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためのソフト対策を、土砂災害危険箇所において基礎調査の実施後に早期かつ適切に実施することは、今後においても重要である。

ついては、貴省において、ソフト対策に不可欠なデータの収集を行う基礎調査の結果をより早期に活用できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査を行う地区単位の適切な設定や、基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行うよう助言すること
- イ 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち過去に土砂災害が発生した土地等について優先的に調査することはもとより、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査の実施箇所を検討するに際し、地元市町村と十分な意見調整を行い、必要に応じて地元住民の意識を把握するよう助言すること
- ウ 都道府県に対して、警戒区域等の指定後に、市町村が行う土砂災害防止法に基づく所定の手続について市町村に周知するとともに、その実施状況について市町村との情報共有・連携を図り、適切な支援に努めるよう助言すること

(注1) 19道府県 北海道、京都府、群馬、埼玉、富山、福井、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 地点 危険箇所1か所に、警戒区域及び特別警戒区域の指定条件に関する基礎調査の両方を行う場合があることなどから、危険箇所の箇所数との混同を避けるため、基礎調査については「地点」を用いている。

(注3) 16道府県 北海道、京都府、群馬、埼玉、富山、福井、静岡、兵庫、奈良、鳥取、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

(注4) 11道県 北海道、群馬、埼玉、富山、静岡、鳥取、徳島、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

(注5) 18道府県 北海道、京都府、群馬、埼玉、富山、福井、静岡、三重、兵庫、奈良、鳥取、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

- (11) 耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (項)港湾事業費 等	
	〔平成19年度以前は、 港湾整備特別会計(港湾整備勘定) (項)港湾事業費 等〕	
部 局 等	直轄事業	3 地方整備局等
	補助事業	6 地方整備局
事業及び補助の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)等	
事業主体	直轄事業	3 地方整備局等
	補助事業	府1、県7、市5、管理組合1
	計	17 事業主体
港湾管理者	府1、県7、市7、管理組合2、計17 港湾管理者	
耐震強化岸壁の概要	大規模地震発生直後の緊急物資、避難者等を海上輸送するなどのために、耐震性を強化し、十分な広さの荷さばき地を持った係留施設	
検査の対象とした耐震強化岸壁の事業費	直轄事業	2945億8428万余円
	補助事業	820億7914万余円
	(国庫補助金交付額)	434億8099万余円)
背後の荷さばき地等が適切に運用及び管理されていない耐震強化岸壁の事業費	直轄事業	33億2651万円(背景金額)
	補助事業	68億3120万円
	(国庫補助金交付額)	32億1327万円(背景金額))
耐震性能の再点検が行われていない耐震強化岸壁の事業費	補助事業	237億0717万余円
	(国庫補助金交付額)	148億6416万円(背景金額))
免震化対策が行われていないクレーンが設置されている耐震強化岸壁の事業費	直轄事業	578億8306万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

耐震強化岸壁等の管理等について

(平成 23 年 10 月 21 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 耐震強化岸壁等の概要

(1) 事業の概要

貴省は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等に基づき、国が行う直轄事業、地方公共団体等の港湾管理者が行う補助事業等により港湾整備事業を実施している。この事業は、航路等の水域施設、防波堤等の外郭施設、岸壁等の係留施設等(以下、これらを合わせて「港湾施設」という。)の建設、改良等を実施するものである。そして、整備された港湾施設は、貴省が直轄事業で整備した港湾施設も含めて、地方公共団体等の港湾管理者が管理することとなっている。

貴省は、港湾行政の指針として、港湾法に基づいて「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」(平成 20 年国土交通省告示第 1505 号)を定めている。そして、同方針では、大規模地震が発生した場合に、その直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するために、大規模地震対策施設を適切に配置するとしている。

そして、貴省及び港湾管理者等は、大規模地震対策施設として、次のように、耐震性を強化し、十分な広さの荷さばき地を持った係留施設(以下「耐震強化岸壁」という。)等を整備することとしている。

① 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁等

大規模地震発生直後の緊急物資、避難者等の海上輸送等の最小限の港湾機能を保持するための施設として、耐震強化岸壁、緊急物資の一時保管場所等として利用可能なオープンスペース及びこれらと背後の幹線道路とを結ぶ臨港道路

② 幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁等

大規模地震発生による物流機能のまひが背後圏のみならず我が国の社会経済活動へ与える影響が大きい幹線貨物輸送機能を確保するための施設として、国際海上コンテナ輸送等を担う港湾における耐震強化岸壁、必要な耐震性能を有したコンテナクレーン等の荷役機械、コンテナヤード、駐車場、臨港道路等

(2) 耐震強化岸壁等の整備状況

貴省は、昭和 53 年に制定された大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)等を受けて、東海地方で大規模地震が発生した場合に緊急物資等の輸送を確保するために耐震強化岸壁等の整備を始め、その後、58 年の日本海中部地震の発生を契機として、59 年 8 月には「港湾における大規模地震対策施設の整備構想」を公表して全国の港湾において耐震強化岸壁等の整備を行ってきた。

さらに、貴省は、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災による港湾施設の被害状況等を踏まえて、8 年 12 月に「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、大規模地震対策施設の整備を最重要課題の一つとして位置付けている。

そして、貴省は、18年3月に「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」を策定し、耐震強化岸壁の整備率(計画バース数に占める整備済み及び整備中のバース数の率)^(注1)が17年4月末時点において54%となっているのを、22年度までにおおむね70%とする目標を設定して整備を進め、22年4月時点で、その整備率は65%となっている。

(3) 大規模地震対策施設の運用及び管理

基本方針においては、大規模地震対策施設について、通常時には一般的な利用に供することにより効率的な利用を図るものとするが、貨物の仮置き、保管、車両の駐車等に当たっては緊急時の利用に支障を来さないように十分配慮することとされている。そして、貴省が9年3月に策定した「臨海部防災拠点マニュアル」においても、防災拠点を構成する各施設について、緊急時には緊急物資輸送や救援及び復旧活動の拠点として機能することに留意して、それぞれの施設に応じた適切な運用及び管理を行うとともに、その役割等を関係者に周知しておくことが必要であるなどとされている。

(4) 耐震強化岸壁等の耐震性能

耐震強化岸壁等の設計に当たっては、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」及び「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」(以下、これらを「技術基準」という。)が定められており、港湾施設が地震動に対して適切な耐震性能を確保することとされている。そして、その耐震性能の照査は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修。以下「技術基準の解説」という。)に基づいて行われている。

港湾施設の耐震設計は、11年までは、元年及びそれ以前に定められた技術基準(以下、これらの技術基準を「旧技術基準」という。)に基づき、地域別、構造物の重要度別等に定められた係数から求められる設計震度を用いて耐震性能を確保する設計手法により行うこととされていた。その後、7年の阪神・淡路大震災を受けて、11年に技術基準の見直しが行われ、港湾施設のうち、耐震強化岸壁等の耐震設計は、施設の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動(以下「レベル2地震動」という。)に対して所要の耐震性能を確保できるよう、耐震性能の照査を行うことを原則とすることとされた。

また、11年に見直された技術基準の解説によれば、係留施設等に設置される荷役機械は、構造上の安全性を有することなどとされており、参考として、耐震強化岸壁上に荷役機械が設置される場合は、レベル2地震動に対する安全性について十分に検討する必要があるとされた。さらに、19年に技術基準の見直しが行われ、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁上に設置されるコンテナクレーン等(以下「クレーン」という。)については、レベル2地震動に対応した設計を行うこととされている。

一方、貴省に設置されている交通政策審議会が17年3月に取りまとめた「地震に強い港湾のあり方(答申)」においても、旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁については、レベル2地震動に対する耐震性能の再点検(以下「耐震性能の再点検」という。)を行い、必要に応じて改良を推進することとしている。また、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁については、クレーンと一体となり耐震性能を満足することによってコンテナターミナル全体としての機能を確保するため、クレーンの免震化等も推進することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、上記のとおり、基本方針等に基づき、これまで多額の国費を投じて大規模地震対

策施設を整備してきている。そして、本院は、平成14年度決算検査報告において「特に掲記を要すると認めた事項」として「港湾における大規模地震対策施設の整備及び管理について」を掲記し、大規模地震対策の趣旨に沿った耐震強化岸壁等の適切な整備及び管理を行うよう注意を喚起した。

その後も、貴省及び港湾管理者等は、耐震強化岸壁等の整備等を行っていて、前記のとおり22年4月時点の整備率は65%となっており、その間、耐震強化岸壁等を整備等する上での方針、技術基準等が改正されてきている。

そこで、本院は有効性等の観点から、耐震強化岸壁等が大規模地震発生直後から速やかに^(注2)十分機能するように適切に運用及び管理されているかなどに着眼して、16都道府県における28港湾管理者が管理する整備済みの耐震強化岸壁139バース^(注3)(直轄事業53バース、事業費計2945億8428万余円、補助事業86バース、事業費計820億7914万余円(国庫補助金計434億8099万余円))を対象として、設計図書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。なお、東日本大震災の被災県に所在する港湾の耐震強化岸壁^(注4)については、当該地域の状況等に鑑み、検査の対象から除外している。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁等について

ア 耐震強化岸壁背後の荷さばき地等の運用及び管理

前記のとおり、基本方針等によると、大規模地震対策施設については、緊急物資の輸送等に留意して、貨物の仮置き、保管、車両の駐車等に当たり緊急時の利用に支障を来さないよう十分配慮し、その役割等を関係者に周知しておくなど適切な運用及び管理を行うことが必要であるとしている。

しかし、前記139バースのうち、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁119バースにおける背後の荷さばき地等の状況についてみると、5道県における5港湾管理者が管理する耐震強化岸壁10バース^(注5)(直轄事業2バース、事業費計33億2651万余円、補助事業8バース、事業費計68億3120万円(国庫補助金計32億1327万円))において、港湾管理者自らが工事で使用する消波ブロック、ケーソン等の容易に移動できないものを製作するなどして恒常的にこれらを存置していたり、背後地に立地する企業等が大型の荷役機械、車両等を常時存置していたりなどしている事態が見受けられた。このように、これらの荷さばき地等は適切に運用及び管理されていないことから、その前面に位置する耐震強化岸壁については、大規模地震発生直後に緊急物資の輸送等に支障を来すおそれがあると認められる。

<事例1>

横須賀市は、同市が管理する横須賀港において、昭和61年度から63年度までの間に、平成2号岸壁(水深5.5m、延長270m)のうち延長90mを耐震強化岸壁として、事業費17億7160万円(国庫補助金8億8580万円)で整備し、平成3年度に供用を開始している。そして、同市は、港湾計画等において、耐震強化岸壁を緊急物資の輸送拠点とし、その背後地を緊急物資の荷さばき、一時保管場所等として位置付けている。

しかし、現地の状況を確認したところ、同市は、背後の荷さばき地約4,000㎡を、防波堤を築造するための直立消波ブロック(重量19.8tから93.8t、計161個)等の製作及び仮置き場

として21年9月から会計実地検査時(23年1月)に至るまで使用していた。また、同市は、当該岸壁のうち延長約20mの区間の背後のエプロン部分及び荷さばき地を、7年1月から会計実地検査時に至るまで中古ヨット等を販売する業者に使用許可を与えており、この業者は、フェンスで囲まれたエプロン部分及び当該荷さばき地に多数のヨット(約30隻)等を存置していた。これらのことから、当該岸壁については、大規模地震発生直後に緊急物資の荷さばきなどの実施に支障を来すおそれがあると認められる。

イ 耐震強化岸壁の耐震性能の再点検

前記のとおり、耐震強化岸壁は、11年の技術基準の見直し以降、レベル2地震動に対応した設計を行うこととされている。そして、旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁については、耐震性能の再点検を行うこととされている。

しかし、前記119バースのうち、9府県における11港湾管理者が管理する補助事業により整備された耐震強化岸壁28バース(事業費計237億0717万余円(国庫補助金計148億6416万余円))については、旧技術基準に基づき設計が行われていたのに、各港湾管理者により耐震性能の再点検が行われていなかった。このため、これらの耐震強化岸壁は、大規模地震発生直後にその機能を十分に発揮できないおそれがあると認められる。

<事例2>

大阪市は、同市が管理する大阪港において、平成3年から、耐震強化岸壁としてA1及びA2岸壁(水深7.5m、延長計260m)を事業費計5億0920万円(国庫補助金計2億5460万円)で整備し、11年にこれらの岸壁の供用を開始している。そして、同市は、港湾計画等において、当該岸壁を緊急物資の輸送拠点として位置付けている。

しかし、A1岸壁は3年、A2岸壁は4年にそれぞれ設計されたものであるのに、同市は、耐震性能の再点検を行っておらず、当該岸壁が大規模地震発生直後に緊急物資の輸送機能を十分に発揮できないおそれがあると認められる。

(2) 幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁について

幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁は、クレーンと一体となり耐震性能を満足することによって緊急時の幹線貨物輸送機能を確保するものであり、前記のようにクレーンについても、レベル2地震動に対応した設計を行い、免震化等を推進する(以下、これらの対策を「免震化対策」という。)こととされている。

しかし、前記139バースのうち、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁23バース(緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁を兼ねる3バースを含む。)^(注9)についてみると、4道府県の4港湾管理者が管理する直轄事業により整備された耐震強化岸壁8バース(事業費計578億8306万余円)^(注10)において、港湾管理者等の自主財源等により整備されたクレーン15基は免震化対策が行われていなかった。このため、上記の8バースについては大規模地震発生直後に耐震強化岸壁の幹線貨物輸送機能が確保できないおそれがあると認められる。

<事例3>

神戸市は、神戸港において、ポートアイランド地区等に直轄事業により整備された幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁6バース(水深12mから16m、延長計2,140m、事業費計475億5253万余円)を管理している。

そして、これらの岸壁上には、神戸市及び神戸港埠頭株式会社がクレーン(重量783tから1,217t)計14基を設置していたが、上記6バースのうち5バース(水深12mから16m、延長計1,740m、事業費計349億5237万余円)に設置されたクレーン11基(昭和62年度から平成14年度までの間に供用開始)については、免震化対策が行われていなかった。このため、大規模地震発生直後に当該クレーンが利用できなくなり、当該岸壁の幹線貨物輸送機能が確保できないおそれがあると認められる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁において、港湾管理者等が、耐震強化岸壁背後の荷さばき地等に大規模地震発生直後の利用に支障を来すおそれのある構造物等を存置するなどしていたり、旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁について、耐震性能の再点検を行っていなかったりしている事態及び幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁上に設置されたクレーンについて、免震化対策が行われていない事態は、耐震強化岸壁が大規模地震発生直後に十分に機能を発揮できないおそれがあることから適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 港湾管理者において、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁背後の荷さばき地等を適切に運用及び管理することについての認識が十分でなかったこと
- イ 港湾管理者において、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁に対して、耐震性能の再点検を行うなど、適切な維持管理を行うことについての認識が十分でなかったこと
- ウ 港湾管理者等において、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁上に設置しているクレーンの免震化対策を行うことなどについての認識が十分でなかったこと
- エ 貴省において、上記のことについて、港湾管理者に対して十分に助言等を行っていなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

港湾における大規模地震対策施設は、大規模地震発生時において重要な役割を担うことが求められており、整備の目的に沿ってその機能を十分に発揮するよう適切に運用及び管理する必要がある。そして、東日本大震災においても、その重要性が再認識されたところである。

については、貴省において、港湾管理者等が管理している大規模地震対策施設としての耐震強化岸壁等が大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁背後の荷さばき地等については、大規模地震発生直後の岸壁の利用に支障を来す構造物等を港湾管理者等が存置することがないよう、適切な運用及び管理を行うことについて港湾管理者に対して助言等を行うこと
- イ 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁のうち、耐震性能の再点検を行っていない岸壁については、耐震性能の再点検やその点検結果に対応した整備を実施するための維持管理に係る計画等を策定することなどについて港湾管理者に対して助言等を行うこと
- ウ 幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁上に設置しているクレーンのうち、免震化対策を行っていないクレーンについては、免震化対策やクレーンが被災した場合の代替策を検討することなどについて港湾管理者に対して助言等を行うこと

- (注1) パース 岸壁等の係留施設において、1隻の船舶が占める施設の単位
- (注2) 16 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、神奈川、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、島根、愛媛、高知、福岡、宮崎各県
- (注3) 28 港湾管理者 東京都、京都、大阪両府、石川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、島根、愛媛、高知、福岡、宮崎各県、室蘭、留萌、稚内、横浜、川崎、横須賀、焼津、大阪、神戸、福岡、北九州各市、苫小牧港、名古屋港、四日市港各管理組合
- (注4) 被災県 青森、岩手、宮城、福島、茨城各県
- (注5) 5 道県 北海道、神奈川、静岡、三重、兵庫各県
- (注6) 5 港湾管理者 静岡、三重、兵庫各県、稚内、横須賀両市
- (注7) 9 府県 京都、大阪両府、神奈川、福井、愛知、兵庫、愛媛、福岡、宮崎各県
- (注8) 11 港湾管理者 京都府、福井、愛知、兵庫、愛媛、宮崎各県、川崎、大阪、神戸、北九州各市、名古屋港管理組合
- (注9) 4 道府県 北海道、大阪府、神奈川、兵庫両県
- (注10) 4 港湾管理者 横浜、大阪、神戸各市、苫小牧港管理組合

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

滑走路等の舗装工事の実施に当たり、航空機が安全かつ効率的に離着陸や走行を行えるようにするため、舗装の設計及び施工管理の方法を明確にすることにより、横断勾配を航空法施行規則で定める規格に適合した適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項) 空港整備事業費
部 局 等	3 地方整備局
工 事 名	大阪国際空港 C-6、W-9 誘導路改良工事等 10 工事
工 事 の 概 要	滑走路等の老朽化に伴う改良等を行うため、アスファルト舗装やコンクリート舗装を実施する舗装工事
工 事 費	25 億 3736 万余円(平成 20、21 両年度)
滑走路等の横断勾配が規定勾配を超えていた箇所の舗装面積	7,291m ² (平成 20、21 両年度)
上記の舗装面積に係る表層工の工事費	4359 万円(平成 20、21 両年度)

1 事業の概要

(1) 滑走路等の舗装工事の概要

国土交通省は、空港法(昭和 31 年法律第 80 号。平成 20 年 6 月 17 日以前は空港整備法)等(注1)に基づき、同省が滑走路及び誘導路(以下「滑走路等」という。)を設置及び管理する 21 空港(以下「国管理空港」という。)において、滑走路等及びこれらに接するショルダー等の新設又は老朽化に伴う改良等を行うため、アスファルト舗装やコンクリート舗装の舗装工事を多数実施している。

そして、これらの工事で施工する滑走路等については、航空機の安全かつ効率的な離着陸や走行を図るため、予想される航空機の運航回数に十分耐えられるよう舗装するとともに、路面の雨水を良好に排水するために滑走路等の横断方向に勾配(以下「横断勾配」という。)を設けることとしている。

(2) 航空法施行規則における滑走路等の横断勾配の規定

滑走路等の幅、横断勾配等は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。)に定められた規格に適合したものであることとされている。そして、航空機が安全かつ効率的に離着陸や走行を行えるようにするため、滑走路等の横断勾配の最大値(以下「規定勾配」という。)は、1.5%とすることが規定されている。規定勾配は、国際民間航空条約(昭和28年条約第21号)の附属書において示されており、排水性だけでなく航空機の操作性を考慮して定められたとしている(参考図参照)。

(3) 滑走路等の舗装工事における横断勾配の設計

滑走路等の舗装工事の設計に当たっては、「空港土木施設の設置基準・同解説」(国土交通省航空局監修。20年6月以前は「空港土木施設設計基準」。以下、これらを合わせて「設計基準」という。)等に基づいて行うこととされている。そして、設計基準によれば、滑走路等の横断方向の端部の高さに合わせて接するショルダーについては、航空機が逸脱した場合の一時的な走行等に耐えられるよう舗装するとともに、その横断勾配は、2.5%以内にする事とされている。

しかし、滑走路等の改良等のために行う舗装工事において、既設の滑走路等をかさ上げる工法(以下「かさ上げ工法」という。)により設計する場合は、滑走路等の路面が高くなり、滑走路等の端部と既設ショルダーの高さが合わなくなることから、滑走路等と既設ショルダーの間に段差が生ずることとなる。この段差を解消すること及び滑走路等の横断勾配を規定勾配以内とするため、工事の対象にショルダーを含めて設計することとされている。そして、滑走路等の舗装をかさ上げ工法により行う場合のショルダーの設計については、横断勾配を2.5%以内としてショルダーを滑走路等の路面に合わせて高くすると、ショルダーの全幅にわたり舗装することとなる場合があることから、経済的な設計とするなどのためにショルダーの横断勾配を5%まで許容し、かさ上げた路面を滑走路等の端部と近い位置で既設ショルダー内の路面にすりつけることにより、ショルダーの舗装面積を小さくすることができるようにしている(参考図参照)。

(4) 滑走路等の舗装工事の施工

空港の滑走路等の舗装工事の施工については、空港土木工事共通仕様書、契約ごとに定める特記仕様書、空港における主要な土木工事に関する施工管理等の基準を示した「空港土木工事施工管理基準及び規格値」(国土交通省航空局監修。以下「施工管理基準」という。)等に基づき行うこととされている。

そして、施工管理基準においては、アスファルト舗装やコンクリート舗装について、路盤の高さ、表層の厚さ及び幅等の出来形管理の規格値が定められている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、滑走路等の舗装工事の設計及び施工において横断勾配が規定勾配以内で適切に確保されているか、設計基準や施工管理基準等に従って適切に行われて

いるかなどに着眼して、20年度から22年度までの間に実施された56工事(工事費総額165億6176万余円)を対象として、4地方整備局等及び4港湾・空港整備事務所等において、契約関係書類等により会計実地検査を行った。また、北陸地方整備局及び2港湾・空港整備事務所等については、提出を受けた契約関係書類等により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の56工事において、設計図面及び施工業者から提出された出来形図面等により示された滑走路等の路面の高さ及び幅から横断勾配を算出するとともに、現地の状況を確認するなどしたところ、3地方整備局が行った5空港における10工事(工事費総額25億3736万余円)において、滑走路等の横断勾配が規定勾配を超えている箇所が見受けられた。このうち設計上の要因によるものが3工事、施工上の要因によるものが7工事となっていた。

そして、このような設計及び施工が行われていたのは、次の理由によるものと認められた。

(1) 設計について

前記のとおり、設計基準によると、滑走路等の改良等を行う舗装工事において、既設の滑走路等をかさ上げ工法により設計する場合、ショルダーを含めて設計しショルダーの横断勾配を5%まで許容することができることとされている。しかし、かさ上げ工法以外の工法については、この設計基準の規定を適用できる旨が明確に示されていなかった。このため、滑走路等の舗装の表層等を切削して打ち換える工法(以下「切削・打換え工法」という。)等を採用している前記の3工事は、この設計基準の規定を適用できないとしたことなどから、既設ショルダーを工事の対象外としていた。そして、切削・打換え工法等を採用している前記の3工事においては、耐久性を高めるために切削する舗装厚より打ち換える舗装厚の方を厚くすることにより滑走路等の路面が高くなる箇所についても、ショルダーを工事の対象に含めて滑走路等の端部と近い位置で既設ショルダー内の路面にすりつけることとする設計とせず、滑走路等の端部を既設ショルダーの端部の高さに合わせるなどの設計としていた。このため、これにより舗装工事を実施した滑走路等については、その横断勾配が急になっていて、規定勾配を超える箇所(最大3.227%)が生じていた。

(2) 施工について

滑走路等の出来形管理については、施工管理基準において、舗装厚等の規格値が定められているものの、横断勾配に関する規定はなく、出来形は舗装厚等の規格値を満足していれば良いとしていること、また、特記仕様書等において横断勾配を規定勾配以内とすることを明記していないことから、横断勾配の施工管理が行われておらず、前記の7工事においては、舗装工事を実施した滑走路等の横断勾配について規定勾配を超える箇所(最大2.168%)が生じていた。

このように、国管理空港で実施されている滑走路等の舗装工事において、かさ上げ工法以外の工法で実施する場合に滑走路等の横断勾配が規定勾配以内となるようショルダーを含めて設計することが設計基準等に明確に示されていなかったり、特記仕様書等に横断勾配を規定勾配以内とすることについて明記されていなかったりしているため、滑走路等に規定勾配を超える箇所が生じている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(横断勾配が規定勾配を超えていた箇所の舗装面積に係る表層工の工事費)

滑走路等の舗装工事において、上記の設計又は施工上の要因により横断勾配が規定勾配を超えている箇所の舗装面積は、20年度4,396m²、21年度2,895m²、計7,291m²となり、これに係る表層工の工事費は、20年度857万余円、21年度3502万余円、計4359万余円となっていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、滑走路等の舗装工事をかさ上げ工法以外の工法で実施する場合に滑走路等の横断勾配が規定勾配以内となるようショルダーを含めて設計することを設計基準等に定めていなかったこと、舗装工事の特記仕様書等に横断勾配を規定勾配以内とすることについて明記していなかったこと、施行規則で定められた横断勾配の規定を遵守することに対する認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、23年9月に地方整備局等に対して通知を発し、滑走路等の舗装工事において施行規則で定められた横断勾配の規定を遵守するよう周知徹底するとともに次のような処置を講じた。

ア 設計においては、切削・打換え工法等、かさ上げ工法以外の工法で実施する場合においても、ショルダーを含めて設計することにより、滑走路等の横断勾配について規定勾配を超えないように設計することを明確にした。

イ 施工においては、特記仕様書に滑走路等の横断勾配について規定勾配を超えないように施工することを明記することとした。

(注1) 21空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、大阪国際、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇、八尾各空港

(注2) 4地方整備局等 近畿、四国、九州各地方整備局、内閣府沖縄総合事務局

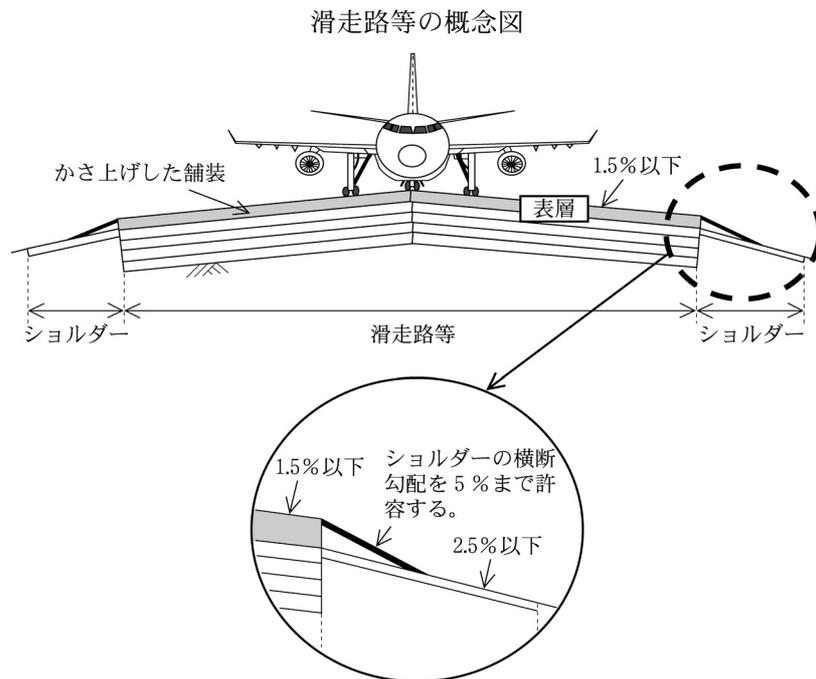
(注3) 4港湾・空港整備事務所等 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所、北海道開発局札幌、函館、稚内各開発建設部

(注4) 2港湾・空港整備事務所等 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所、北海道開発局釧路開発建設部

(注5) 3地方整備局 近畿、四国、九州各地方整備局

(注6) 5空港 大阪国際、高松、福岡、長崎、鹿児島各空港

(参 考 図)



平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について

(平成 21 年度決算検査報告 610 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省の地方整備局等は、国営公園の維持管理業務を 3 財団法人に委託している。一方、各財団法人は、独立行政法人都市再生機構が国営公園に設置又は管理するレストラン、駐車場等の特定公園施設の営業及び管理業務を同機構との契約により行っている。しかし、維持管理業務に係る委託費の精算に当たって、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の人件費について、それぞれの業務の従事割合が明確でないまま、その全額を維持管理業務の実支出額に計上したり、一般管理費について、維持管理業務等の業務の負担額の根拠が明確でないまま、維持管理業務の契約額で計上できる額と同額又はほぼ同額を実支出額に計上したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等に対して、各財団法人等に業務従事者の勤務状況を把握できる証拠書類を整備保管させたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等を周知したりなどすることにより、維持管理業務の従事割合や負担額を把握し、実支出額を的確に確認する具体的な方法を指導するなどして、精算等を適切に行うよう国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月に事務連絡を発し、地方整備局等において国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うため、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の従事割合について各財団法人等から勤務実績簿の提出を受けて実態把握に努めたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等について各財団法人等から資料の提供を求めて確認するための試行策を実施したりなどしていた。

そして、国土交通省は、引き続き上記の実態把握等を一定期間行うことにより、今後、実支出額を的確に確認する具体的な方法を確立した上で地方整備局等を指導するなどして、維持管理業務に係る委託費の精算等を適切に行うこととしている。

(2) 街路事業における用地の再取得に係る補助対象事業費の算定について

(平成21年度決算検査報告617ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、街路事業を実施する地方公共団体に対して、土地開発公社等が先行取得した事業用地を後年度に事業が予算化されて再取得する際に交付金等を交付しており、再取得に係る補助対象事業費については、同省の通知のただし書により、地価の下落局面においても先行取得を行うことについて事業主体が有利となる合理的な理由があるときは、再取得時の土地評価額等ではなく、先行取得時の土地取得費等を計上できるとされている。しかし、合理的な理由がないのに同通知のただし書を適用して先行取得時の土地取得費等を計上し、補助対象事業費が過大になっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、同通知のただし書を適用する基準や範囲等を具体的に示すなどして、地方公共団体に対して同通知の趣旨を周知徹底するとともに、地方整備局等及び都道府県に対して、同様に周知徹底し、交付金等の交付申請等に対する審査及び指導を十分行わせるよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省、地方公共団体において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年11月に事務連絡を発し、地方公共団体に対して同省の通知のただし書を適切に適用していなかった事例を示し、同通知のただし書について、適用する基準や範囲等を具体的に示すなどして同通知の趣旨の周知徹底を図るとともに、地方整備局等及び都道府県に対して、同様に周知徹底を図り、交付金等の交付申請等に対する審査及び指導を十分行うよう指示するなどの処置を講じていた。

(3) 道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について

(平成21年度決算検査報告622ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

道路整備事業に伴い埋蔵文化財が損壊等されることとなる場合に行われる発掘調査については、その原因者が必要な費用を負担することとされている。しかし、道路整備事業を行う

国道事務所等及び地方公共団体が、教育委員会に委託するなどして実施した発掘調査において、負担の対象とされていない教育委員会の職員の給与等を負担したり、必要最小限の範囲を超えて報告書の作成費用を負担したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするとともに、文化庁と協議の上で昭和46年に取りまとめた「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)の趣旨を国道事務所等に対して改めて周知徹底し、地方公共団体に対しても同様に周知するよう国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するに当たり、教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするため、取扱通知に所要の規定を盛り込むことについて文化庁と協議を行っていた。

そして、文化庁との協議が整い次第、取扱通知を改訂して、その趣旨を国道事務所等に対して周知徹底し、地方公共団体に対しても同様に周知することとしている。

(4) トンネル工事における送風機の運転方法の選定について

(平成21年度決算検査報告626ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省及び地方公共団体は、トンネル工事における粉じん対策等のため、換気ファンを2段組み合わせた反転軸流式ファン(以下「2段式送風機」という。)により換気を行っている。2段式送風機の運転方法には、2段の換気ファンの両方を同時に運転する方法(以下「2段運転」という。)と、2段の換気ファンのうちいずれか一方を運転する方法(以下「1段運転」という。)とがあり、1段運転の場合、2段運転と比べて送風可能となる区間が短くなるが、電力消費量が半減し、電力料の低減が図られる。しかし、工事費の積算に当たり、1段運転の可能性の検討を行わず、トンネル工事の全区間について2段運転のみを選定して経済的な積算となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、2段式送風機の運転経費の積算に当たり、トンネルの規模、送風距離等に応じて、1段運転により換気が可能である場合には、1段運転を選定することにより経済的な積算を行うこととする処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、同年11月以降に設計業務に着手するトンネル工事における2段式送風機の運転経費の積算に当たり、1段運転の可能性を検討の上、現場状況に応じた運転方法により適切な工事費の積算を行うよう周知徹底するとともに、都道府県等に対しても同様の助言を行うなどの処置を講じていた。

(5) 港湾工事において使用する起重機船等の^き艀装費の積算について

(平成 21 年度決算検査報告 631 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、起重機船等の主作業船を使用して港湾工事を多数行っており、主作業船を所在港と工事現場等との間で回航させる際に、波浪等により損傷したり流出したりすることのないよう搭載物を船体等に固縛したり、解除したりするなどの艀装が行われている。主作業船の回航 1 回当たりの艀装費は、国土交通省が制定した積算基準によれば、船舶の基礎価格に艀装費率 0.3% を乗じて積算することとされている。しかし、主作業船の船体構造の変化に伴い艀装が効率的になっているものがあることなどにより、検査を実施した主作業船に係る艀装費率の平均値は 0.2% となっていた。

したがって、国土交通省において、港湾工事で使用する主作業船の艀装の実態調査を行い、その結果を積算基準に反映させて艀装費の積算を適切に行うよう、国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年度に完了した全ての港湾工事を対象に、主作業船の艀装について実態調査を行い、この結果を踏まえて、23 年 8 月に艀装費率を 0.25% (ただし、静穏な海域のみを回航する主作業船の艀装費率は 0.20%) とするよう積算基準を改訂し、同年 9 月から適用することとする処置を講じていた。

(6) 航空気象観測所における業務委託費の積算について

(平成 21 年度決算検査報告 635 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

気象庁は、地方公共団体が管理する空港の一部に航空気象観測所を設置して、航空気象観測、当該空港に駐在する航空会社等の運航従事者等からの照会に対する観測データの提供(以下「照会対応業務」という。)等の業務を地方公共団体等に委託して実施している。そして、委託費の積算に当たり、照会対応業務に係る費用については、原則として定期便の発着回数を同業務の積算回数としている。しかし、近年、運航従事者等が自らのコンピュータ端末を利用して観測データを取得していることなどから、照会対応業務の実際の実施回数が、積算回数を大幅に下回っている事態が見受けられた。

したがって、気象庁において、照会対応業務に係る費用の積算が業務の実態に即した経済的なものとなるよう積算基準を改正するなどの処置を講ずるよう、気象庁長官に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、気象庁本庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、気象庁は、本院指摘の趣旨に沿い、照会対応業務に係る費用については、定期便の発着回数に基づいて積算するのではなく、業務の実態を把握した上でこれに基づいて積算することとして、23 年 1 月に、積算基準を改正し、23 年度契約から適用する旨を各管区气象台等に対して周知徹底する処置を講じていた。

(7) 補助事業で取得した下水道用地の利用状況等について

(平成 21 年度決算検査報告 640 ページ参照)

1 本院が表示した意見並びに要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国庫補助事業により取得した終末処理場等の下水道用地において、未利用となっているものが多数あり、これらの中には、下水道計画上利用見込みがなくなっているものや、下水道計画を適切に見直すことにより利用が見込まれないこととなるもの又はその可能性があるものや、財産処分の承認を受けずに目的外使用を行っているものなどが見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、①社会情勢の変化等を的確に反映した下水道計画等の見直しを早急に行い、施設の建設に必要な面積と不要な面積とを区分するなどの具体的な検討を求めるなどして、不要となった用地については譲渡等による有効活用を図らせたり、②用地の取得に当たっては利用が早期に図られるものを可能な限り優先するよう周知徹底したり、③目的外使用を行っているものについて財産処分の承認手続等をとらせるとともに、今後、法令等を遵守して、適正な手続及び所要の国庫納付を行うよう周知徹底したりするなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し、並びに同法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年 12 月に事業主体に対して事務連絡を发出し、次のような処置を講じていた。

ア 速やかに下水道計画の点検を実施するとともに、既計画における想定と実態に差違が生じている場合には、建設予定の施設等の必要性、規模、配置等について具体的に検討し、終末処理場等の用地についても、必要な面積の精査を行うなどして下水道計画の見直しを行うことを周知徹底した。また、今後は、具体的な用地の利用状況等について適宜報告を求めることとし、さらに、将来も下水道事業に利用する見込みがなくなった用地については、譲渡等による有効活用を図ることを周知徹底した。

イ 今後の用地取得に当たっては、交付の目的に沿った利用が早期に図られるものについて可能な限り優先するとともに、今後の交付金による用地取得の範囲を十分確認の上、交付申請を行うことを周知徹底した。

ウ 今後の用地の財産処分に当たっては、法令等を遵守して、適正な手続をとることとし、承認を受けないで財産処分を行っていたり、管理協定等を締結していなかったりしていた下水道用地については、速やかに法令等にのっとりた所要の手続をとることを周知徹底した。

そして、財産処分の承認手続等が必要な延べ 85 事業主体については、23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響等により 23 年 9 月時点では 10 事業主体で処置が未済となっているが、75 事業主体で所要の手続等が完了していた。

(8) 道路整備事業の実施に伴う代替地用地の取得、管理及び処分について

(平成21年度決算検査報告650ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

北海道開発局釧路開発建設部(以下「釧路開発建設部」という。)及び関東地方整備局首都国道事務所は、道路用地を取得するに当たり、代替地を要望する被補償者に提供するための代替地用地をあらかじめ取得して保有している。しかし、釧路開発建設部において、代替地用地が第三者等により使用されていたり、売買契約等を締結しないまま被補償者に代替地を長期間にわたり使用させていたり、釧路開発建設部及び関東地方整備局首都国道事務所において、被補償者に対する意向調査の結果が代替地用地の取得に十分に反映されていなかったり、代替地としての具体的な提供の可能性が確認できないまま代替地用地を長期間にわたって保有したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、第三者等に使用されていたり、売買契約等を締結しないまま被補償者に使用させていたりしている代替地用地については、早急に被補償者等に売買契約等の締結を求めるなどするとともに、国道事務所等に対して、代替地用地を国有財産法等の規定に基づいて適切に管理すること、被補償者に対する意向調査の結果を代替地用地の取得に適切に反映させること、及び効率的な処分計画等を定めるなどして代替地用地を長期間にわたり未処分のまま保有することがないようにすることを周知徹底する処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 釧路開発建設部において、第三者等により使用されていた代替地用地については、23年7月までに、当該用地が所在する羅臼町及び被補償者に売り渡した。また、売買契約等を締結せずに被補償者に使用させていた代替地用地については、23年6月までに被補償者との間で売買契約を締結するなどした。

イ 22年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、道路整備事業の実施に伴う代替地用地に係る事務処理に当たり、①取得した代替地用地については、国有財産法等の規定に基づき適切に管理すること、②代替地用地の取得に当たっては、被補償者の意向調査を可能な限り行い、その結果を代替地用地の取得面積等の決定に適切に反映させること、及び③未提供のまま保有している代替地用地については、用地交渉の進捗状況や将来の代替地としての提供の可能性を十分検討した上で効率的な処分計画の策定や適切な処理に向けた検討等を適時適切に行うことを国道事務所等に周知徹底した。

(9) 東京国際空港における保安料の徴収について

(平成21年度決算検査報告655ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、空港保安対策に要する費用の一部を賄うなどのため、ジェット機が国の管理する空港を離陸する場合の空港使用料として、旅客等の数に応じた額となるよう設定した

保安料を航空会社から徴収している。ただし、東京国際空港を離陸する国際線については、保安料を徴収しないこととしている。しかし、空港保安対策は、国が管理するいずれの空港においても実施されているのであるから、空港の別や国際線、国内線の別を問わず、受益者負担の公平性の観点から統一的に保安料を設定する必要があると認められた。

したがって、国土交通省において、保安料設定の趣旨に沿って、東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料を徴収することとするよう、国土交通大臣に対して平成22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、東京国際空港を離陸する国際線に係る保安料を徴収するよう関係機関との間で調整を行っており、その調整が整い次第、告示の改正等、所要の措置を講ずることとしている。

(10) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

(平成21年度決算検査報告658ページ参照)

1 本院が表示した意見

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することを目的として整備されるものである。しかし、公営住宅を管理している事業主体において、明渡請求を猶予すべき特別の事情がない高額所得者に対して明渡請求を行っていなかったり、連続して認定を受けている収入超過者に対して公的資金により整備された住宅等のあっせんを行っていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して高額所得者等に対する明渡請求等の措置の実施状況やこれらの明渡しを促進等の措置を講じたことによる明渡実績等を定期的に報告させるとともに、その報告内容や措置が十分に実施されていないと認められる事業主体を公表したり、当該事業主体に対して適切に措置を実施するよう技術的な助言を行ったりするなどして、法令等に定める措置の確実な実施を促すよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年12月に都道府県等に通知を発するなどして、高額所得者等に対する明渡しを促進等の措置を適切に実施し、公営住宅の管理を適正に行うよう各事業主体に対して周知徹底するとともに、措置の実施状況等の調査を定期的に実施し報告させることとする処置を講じていた。また、23年3月に高額所得者等に対する明渡しを促進等の措置の実施状況について調査を実施するとともに、その報告内容により、同年6月に、都道府県等に事務連絡を発するなどして、措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、適切に措置を実施するよう措置に係る留意事項等について技術的な助言を行う処置を講じていた。

そして、高額所得者等に対する明渡しを促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体の公表については、次回の調査から行うこととしている。

(11) ダム建設事業における費用対効果分析について

(平成 21 年度決算検査報告 664 ページ参照)

1 本院が表示した意見

ダム建設事業の再評価等における費用対効果分析の算定方法等について、評価時点より前に計上されたダム建設費等については社会的割引率を用いて現在価値化していなかったり、ダム下流域の河川の流水の正常な機能を維持するために必要なダムの不特定容量の便益の算定及び計上方法が区々となっていたり、維持管理費の算定に当たりダムに堆積する土砂の除去費を計上しているかどうか明確でなかったり、年平均被害軽減期待額の便益算定の基礎となる生起確率が高い降雨に伴う想定被害額が過去における実際の被害額を上回っているものが多かったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、同事業の費用対効果分析がより適切な算定方法に基づき行われるようにするため、評価時点より前に計上されるダム建設費等について社会的割引率を用いて現在価値化することを明確にしたり、不特定容量の便益について算定及び計上方法を確立すること、費用対効果分析における堆砂除去費の取扱いを示すこと及び年平均被害軽減期待額の便益の算定方法をより合理的なものとする 것을検討したり、費用対効果分析における費用及び便益の各項目の具体的な算定方法等について、事業評価の実施主体に対して周知徹底するとともに、費用対効果分析の算定が適切に行われていることを検証する仕組みを整備したりするよう、国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、22 年 11 月及び 12 月に各地方整備局等、独立行政法人水資源機構及び都道府県等に対して事務連絡を発して、評価時点より前に計上されるダム建設費等について社会的割引率を用いて現在価値化することを明確にしたり、費用及び便益の各項目の具体的な算定方法を確認できるチェックシートを用いて検証する仕組みを整備し、その周知徹底を図ったりする処置を講じていた。

また、同省は、新たな技術の向上や最新のデータ及び知見の集積に努めることなどにより、不特定容量の便益について算定及び計上方法を確立すること、費用対効果分析における堆砂除去費の取扱いを示すこと及び年平均被害軽減期待額の便益の算定方法をより合理的なものとするについて検討を行う処置を講じていた。

(12) 府省共通業務・システムである公共事業支援システムの最適化計画の実施状況等について

(平成 21 年度決算検査報告 672 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、各府省等に共通する業務・システムのうち、公共事業支援システムの最適化計画を策定し、入札情報公表サイトの一元化等の最適化を実施するとしている。しかし、システムを地域ごとに分散して運用していて、それらのシステムを一元化することによって効率化を図るなどの検討を十分行っておらず、簡素で効率的な政府の実現という最適化計画本来の目的を十分に達成していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、公共事業支援システムの最適化計画について、最適化の実施内容の再検証を行い、費用対効果に留意しつつ、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直しなどを行うよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、最適化の実施に係る経費を有効かつ効率的に活用するために必要な見直しなどの検討を行うため、最適化の実施内容について再検証を実施し、同省の関係部局においてその結果を踏まえた検討を行った上で、費用対効果に留意しつつ、23年度中を目途に最終的な方針を決定することとしている。

(13) 社会資本整備事業で整備した施設に係る長寿命化事業の実施について

(平成21年度決算検査報告678ページ参照)

1 本院が表示した意見

長寿命化事業の実施に当たり、道路整備事業において、長寿命化計画の策定や予防保全的管理を実施する上で重要な施設情報の活用や引継ぎが適切に行われていない事態や、港湾整備事業において、国有港湾施設の長寿命化計画の策定に当たり、計画に基づく施設の維持管理が実施されていなかったり、点検や調査の結果が活用されていなかったりしている事態、また、両事業において、長寿命化事業における点検データ等の重要な施設情報の記録や整理が十分行われていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、施設の維持管理及び更新が計画的かつ効率的に実施されるよう、道路整備事業の事業主体に対して、重要な施設情報の範囲を明確にした上で施設の移管に当たってもこれらが確実に引き継がれるよう周知したり、同省と港湾整備事業の事業主体との間で、協議、調整及び予防保全的管理の実施が円滑に進捗する実施体制を整備し、併せて重要な施設情報が活用できるよう緊密に連携したり、両事業の事業主体に対して、点検データ等の重要な施設情報については、適時適切に活用できるよう管理する必要があることを周知したりするよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、施設の維持管理及び更新が計画的かつ効率的に実施されるよう、22年10月及び23年3月に地方整備局等に事務連絡を発して、次のような処置を講じていた。

ア 道路整備事業において、重要な施設情報の範囲を明確に示し、今後の長寿命化計画の策定等に当たっては、重要な施設情報を十分活用するよう、また、施設の移管に当たっては、重要な施設情報を確実に引き継ぐよう事業主体に対して周知した。

イ 港湾整備事業において、国と事業主体との間で、国有港湾施設の長寿命化計画に基づいた維持管理が確実に実施できるよう実施体制を整備し、併せて重要な施設情報を活用できるよう緊密に連携することとした。

ウ 上記の両事業において、施設の更新に至るまでの期間、重要な施設情報が適時適切に活用できるよう管理する必要があることを事業主体に対して周知した。

(14) 国が実施する道路整備事業における費用便益分析について

(平成 21 年度決算検査報告 686 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、一般国道等の整備事業を実施しており、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価等(以下「新規事業採択時評価等」という。)において、費用便益比を算定するなどの費用便益分析を行うことなどとしている。しかし、分析業務の成果品として、分析結果を一覧表にした整理表以外には分析結果の算出の根拠資料を入手しておらず、便益の具体的な計算過程について確認できない状況となっている事態や、総事業費の具体的な算出方法や算出根拠が明確でない上、費用の具体的な算出内訳についても明確な根拠資料により確認できない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、費用便益比等の数値の算出方法等について、便益の算出根拠となる分析データ等の成果品の提出を分析業務の発注先に求め、便益の算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存し、また、費用便益比の算定の基礎となる総事業費について、費用の算出方法及び算出根拠を明確にして、その根拠資料を保存するよう、国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 23 年 3 月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、道路事業における新規事業採択時評価等の際に実施する費用便益分析に用いる便益については、費用便益分析業務の成果品として発注先から算出に用いた分析データ等の提出を受け、便益の算出根拠を明確にしてその根拠資料を保存することとした。

イ 22 年 12 月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、道路事業における新規事業採択時評価等の際に実施する費用便益分析に用いる費用については、総事業費の算出方法及び算出根拠を明確にして、その根拠資料を適切に整理し、保存することとした。

(15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金について

(平成 21 年度決算検査報告 695 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、日本国有鉄道の職員であった者等に係る共済年金追加費用等の支払等の特例業務を実施している。特例業務勘定の平成 21 年度末の利益剰余金は 1 兆 4534 億余円となっているが、同勘定に関しては、法律の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。そして、特例業務勘定の収支は今後収入超過の傾向に転ずるなど見込まれることから、特例業務に係る将来の収入及び支出について、物価の上昇、年金受給者の余命の伸び等による共済年金追加費用等の増大や偶発債務の発生等のリスクを相当程度見込むなどして試算したとしても、積立金として 2500 億円程度を留保しておけば将来の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障を生ずることはなく、21 年度末の利益剰余金はこの額よりも約 1 兆 2000 億円大きくなっていて、余裕資金が生じていると認められた。

したがって、これまで一般会計が巨額の国鉄長期債務を承継したり、特例業務に対して多額の国庫補助金を交付したりしていることに鑑み、余裕資金の有効活用を図るため、国土交通省において、機構と共に、国庫納付が可能な資金の額を速やかに把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう、国土交通大臣に対して22年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 国庫納付が可能な資金の額を把握するとともに、23年度中に機構の特例業務勘定から1兆2000億円を国庫に納付することを定めた「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(平成23年法律第42号)が23年5月2日に公布・施行されたことを受けて、同年6月に機構の特例業務勘定から1兆円を国庫に納付させ、残りの2000億円についても、23年度中に国庫に納付させることとした。
- イ 機構による北海道旅客鉄道株式会社等に対する支援措置等を定めた「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第66号)が同年6月15日に公布され、同年8月1日から施行されたことを受けて、特例業務勘定の利益剰余金等を活用して新たにこれらの鉄道関係施策を実施していくことから、将来の余裕資金については少なくとも20年間以上生じない見込みになっているが、将来において余裕資金が生じた場合は適切に検討することとした。

(16) 特別会計への一般会計からの繰入れの抑制について

(平成21年度決算検査報告719ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることにより、一般会計からの繰入額を抑制する処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、地方整備局等に対して不用見込額を十分考慮するなどした上で、支払に必要な額を報告するよう周知徹底し、22年度以降は、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることにより、特別会計への一般会計からの繰入額を抑制することとする処置を講じていた。

第12 環 境 省

不 当 事 項

補 助 金

(381) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (385)

所管、会計名及び科目	文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省
補助等の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	会社等 5
補助事業等	二酸化炭素排出抑制対策事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業
事業費の合計	1,224,051,154 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	564,925,000 円
不当と認める事業費の合計	384,448,429 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	128,143,523 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、19 都道府県及びその管内の 123 市町村等並びに 119 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5 事業主体が実施した二酸化炭素排出抑制対策事業及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業に係る国庫補助金 128,143,523 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金を過大に受給していたもの

2 件	不当と認める国庫補助金	10,112,523 円
-----	-------------	--------------
- (2) 事業を実施していなかったもの

1 件	不当と認める国庫補助金	110,692,000 円
-----	-------------	---------------
- (3) 補助の対象とならないもの

1 件	不当と認める国庫補助金	6,307,000 円
-----	-------------	-------------

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,032,000円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金を過大に受給していたもの 2件 不当と認める国庫補助金 10,112,523円

補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 10,112,523円)

補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 事業費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
			千円	千円	千円	千円
(381) 日産自動車 株式会社	二酸化炭 素排出抑 制対策	20	414,424 (379,381)	189,690	18,065 (18,065)	9,032
(382) 株式会社横 浜国際平和 会議場	同	20	52,489 (45,347)	22,673	2,159 (2,159)	1,079
(381)(382)の計			466,913 (424,728)	212,363	20,225 (20,225)	10,112

これらの補助事業は、ヒートアイランド現象の緩和を図ることを目的として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(水・大気環境分野[民間団体])のクールシティ中枢街区パイロット事業により、事業主体の有する建築物等に対して屋上緑化等を実施したものである。そして、これらの補助事業においては、補助対象事業費に補助事業で取得した設備等に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)が含まれていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の設備等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した設備等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該設備等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、補助金の交付要綱により、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに環境大臣に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、2事業主体は、消費税の確定申告の際、本件補助事業に係る消費税額計20,225,163円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額計10,112,523円についての所要の報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、環境省において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ヒートアイランド現象 人工排熱の増加や地表面の人工化に伴い、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象

(2) 事業を実施していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 110,692,000 円
 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象としていた廃棄物処理施設における温暖化対策事業を実施していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 110,692,000 円)

補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 事業費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
			千円	千円	千円	千円
(383) 株式会社 ティアール	二酸化炭 素排出抑 制対策	20、21	352,700 (332,076)	110,692	352,700 (332,076)	110,692

この補助事業は、株式会社ティアール(以下「ティアール」という。)が、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設における温暖化対策事業)により、バイオメタンガス及び堆肥を製造するための発酵槽、ガス精製装置、脱臭装置等からなるバイオマス燃料製造施設(以下「燃料製造施設」という。)の整備を事業費 352,700,000 円(うち補助対象事業費 332,076,100 円、国庫補助金 110,692,000 円)で実施するものである。

そして、ティアールは、本件補助事業を実施したとして、環境省に実績報告書を提出し、平成 21 年 8 月に国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、提出された実績報告書及び添付されていた燃料製造施設の完成写真等の資料は虚偽のものであって、実際には、本院が会計実地検査を行った 22 年 11 月時点においても、燃料製造施設のうち主要な設備であるガス精製装置、脱臭装置等が整備されておらず、燃料製造施設は全く稼働していなかった。

したがって、本件補助事業は、その実施が著しく適切を欠いていて、国庫補助金 110,692,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ティアールにおいて、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、環境省において、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,307,000 円
 交付の対象とならないトラックの購入費について交付金が交付されていたもの
 (1件 不当と認める国庫補助金 6,307,000 円)

補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 事業費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
			千円	千円	千円	千円
(384) 洞爺湖地域 温暖化対策 まちづくり 協議会	二酸化炭 素排出抑 制対策事 業費交付 金	19、20	338,804 (317,430)	211,620	9,460 (9,460)	6,307

この交付金事業は、洞爺湖地域温暖化対策まちづくり協議会(以下「協議会」という。)が、エネルギー起源二酸化炭素排出削減の取組を推進することなどを目的として、北海道伊達市において平成 19、20 両年度に事業費 338,804,220 円で実施した木質ペレット^(注)を生産する設備の設置事業に対して費用の助成を行ったもの(交付対象事業費 317,430,000 円、交付金 211,620,000 円)である。

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱(平成 17 年 4 月環境事務次官通知)によると、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付の対象となる事業は、非化石エネルギー等及び省エネルギーに係る設備を設置するための事業とされている。

そして、同市は、本件事業で使用する備品としてクレーン付トラックを購入しており、協議会は、このトラックの購入に要した費用 9,460,000 円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、このトラックは、本件事業で設置した生産設備から木質ペレットを敷地外の保管場所や納品先に運搬するために使用されていて、本件交付金の交付対象である設備の設置には該当しないものである。

したがって、前記トラックの購入に要した費用 9,460,000 円を交付対象事業費に含めていたのは適切とは認められず、これに係る交付金相当額 6,307,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において、本件交付金の交付の対象となる設備等の範囲についての理解が十分でなかったこと、また、環境省において、本件交付金事業についての審査及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 木質ペレット 丸太、樹皮、枝葉等を原料にして、細かく砕き、それを圧縮して直径 6 mm～12mm、長さ 1 cm～2 cm の棒状に固めて形成したもの。ボイラーやペレットストーブの燃料として利用される。

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,032,000 円

事業主体が子会社から調達した場合に補助対象事業費から控除すべき当該子会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,032,000 円)

補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 事業費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
			千円	千円	千円	千円
(385) 阪急電鉄株 式会社	二酸化炭 素排出抑 制対策	21	65,633 (60,500)	30,250	2,063 (2,063)	1,032

この補助事業は、阪急電鉄株式会社(以下「阪急電鉄」という。)が、平成 21 年度に、摂津市駅において、公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅までの交通手段をバイク等の利用から自転車へ転換させて二酸化炭素の排出量を削減するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(総合環境政策分野[民間団体])の低炭素地域づくり面的対策推進事業により、レンタサイクル、駐輪場等の整備を行う「阪急電鉄京都線摂津市駅におけるレンタサイクル整備事業」を事業費 65,633,400 円(うち補助対象事業費 60,500,952 円、国庫補助金 30,250,000 円)で実施したものである。

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(総合環境政策分野[民間団体])交付要綱」(平成 21 年 4 月環境大臣通知)によると、環境大臣は、同要綱に定める事業に要する経費のうち、補助金の対象として環境大臣が認める経費について補助金を交付することとしている。

そして、環境省は、事業主体がその子会社等から調達して補助事業を実施する場合、子会社等の利益相当額を補助対象事業費に含めることは適切ではないとしてこれを認めておらず、補助対象事業費から子会社等の利益相当額を控除することにしていない。

しかし、検査したところ、本件補助対象事業費の中には、阪急電鉄とその子会社との間の契約に係る金額が含まれており、この金額には子会社の利益相当額 2,063,266 円が含まれているのに、阪急電鉄は、これを補助対象事業費から控除していなかった。

なお、同省は、上記のように補助対象事業費から子会社等の利益相当額を控除することについて、他の補助事業では公募要領においてその旨を記載していたものもあったが、本件補助事業では、補助金の主旨から当然であるとして公募要領にその旨を記載していなかった。

したがって、子会社の利益相当額を控除して本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると58,437,686円となることから、前記の補助対象事業費60,500,952円との差額2,063,266円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1,032,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、阪急電鉄において、補助金の主旨から子会社の利益相当額が補助対象事業費に該当しないとすることについての認識がなかったことにもよるが、環境省において、事業主体が子会社等から調達して補助事業を実施する場合に子会社等の利益相当額を補助対象事業費から控除することについての指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 循環型社会形成推進交付金等による施設整備について、交付要領において予備品等が交付対象とならないことを明確にするなどして、交付金等の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)沖縄開発事業費 環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費
部 局 等	環境本省、9都県
交付の根拠等	予算補助(平成16年度以前は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
交付金事業者等(事業主体)	市12、町3、村1、特別区3、一部事務組合10、財団法人2、計31事業主体
交付金事業等の概要	廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物処理施設の整備を行う市町村等の整備事業等の実施に要する費用に充てるため、国が交付するもの
交付対象とならない予備品等の納入に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの	11億6263万余円(平成14年度～21年度)
上記に対する交付金等相当額	3億9187万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

循環型社会形成推進交付金等による施設整備の交付対象となる経費について

(平成23年10月19日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 循環型社会形成推進交付金等による施設整備の概要

(1) 廃棄物処理施設の整備

貴省は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する施策を進め、廃棄物を適正に処理するために、ごみ処理施設、し尿処理施設等(以下、これらの施設を「廃棄物処理施設」という。)の整備を実施する市町村等の事業主体^(注1)に対して、平成16年度までは廃棄物処理施設整備費国庫補助金を、17年度からは循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」といい、両者を合わせて「交付金等」という。)を交付している。

交付金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)等の法令、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領(昭和54年環整第12号)、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年環廃対発第050411002号。以下、両要領を合わせて「交付要領」という。)等において、それぞれ具体的に定められている。

そして、適正化法等によれば、都道府県は、事業主体から交付申請書等の提出を受け、その記載事項に不備又は不適当なものがないかなどの審査を行い、その後、貴省が交付決定を行うこととされている。また、都道府県は、事業の完了後に事業主体から提出される実績報告書により、交付金等の交付対象事業が交付要領等に基づいて適切に実施されたかどうか審査を行い、交付金等の額の確定を行うこととされている。

(注1) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金 平成16年度以前に交付決定された事業で、17年度以降も継続しているものについては、同年度以降も補助金が交付されている。

(2) 交付金等の交付対象となる経費

交付要領によると、交付金等の交付対象となる経費は、廃棄物の処理に直接必要な受入・供給設備、破碎・破袋設備、圧縮設備等の設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するための経費とされている。また、その交付対象事業費は、本工事費、付帯工事費等の工事費及び事業主体が事業施工のために要する事務費とされている。

一方、貴省は、事業主体が廃棄物処理施設の整備契約を締結する際の参考とするために、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)」(以下「標準発注仕様書」という。)を作成している。標準発注仕様書には、事業主体が実施する工事として、機械設備工事、土木建築工事等が記載されるとともに、廃棄物処理施設の稼働後に所期の性能を維持するために必要となる予備品、消耗品、維持管理に必要な工具等(以下、これらを合わせて「予備品等」という。)が記載されている。

そして、事業主体は、この標準発注仕様書を参考として発注仕様書を作成し、工事を実施している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性等の観点から、廃棄物処理施設の整備に係る交付金等の交付が適切に行われているかなどに着眼して、13都府県の90事業主体において会計実地検査^(注2)を行った。

そして、検査に当たっては、17年4月から22年12月までにしゅん工した施設137件(総

事業費計 3646 億 7761 万余円、交付対象事業費計 2576 億 0797 万余円、交付金等相当額計 1014 億 0599 万余円)を対象として、廃棄物処理施設の整備に伴う関係書類及び現地の工事の内容を確認するなどして検査した。

(注2) 13 都府県 東京都、京都府、栃木、千葉、石川、三重、滋賀、島根、岡山、高知、佐賀、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

交付要領によると、交付金等の交付対象となる経費は、廃棄物処理施設等を建設するための経費とされているが、廃棄物処理施設で使用する予備品等については明記されていない。しかし、交付金等が施設の建設を対象として交付されるものであること、本工事費に含まれるのは工事の施工に必要な材料費、労務費等とされていることなどから、廃棄物処理施設のしゅん工後に使用されることとなる予備品等は交付対象に含まれないものと認められた。

一方、事業主体が廃棄物処理施設の整備契約を締結する際に参考とする標準発注仕様書には、交付金等の交付対象である受入・供給設備が機械設備工事として記載されていたり、予備品等がその他の工事に含まれていたりして、事業主体によっては、標準発注仕様書に記載されている予備品等が交付対象となるとの誤解を生じさせる記載となっていた。

このため、^(注3)9 都県管内の 31 事業主体で整備した 44 件(総事業費計 1024 億 0527 万余円)においては、予備品等の納入に係る費用計 11 億 6263 万余円(交付金等相当額計 3 億 9187 万余円)が交付対象事業費に含まれていた。

<事例>

三重県の事業主体 A は、交付金の交付を受けて、平成 20 年度にクリーンセンターを工事費 47 億 1977 万余円(交付対象事業費 44 億 3142 万余円、交付金 14 億 7714 万余円)で整備している。

そして、A は、当該契約において、標準発注仕様書を参考とし、コンベアの交換部品等 3 年分を予備品等(交付対象事業費 1 億 2710 万余円、交付金相当額 4236 万余円)に含めて発注仕様書を作成し、請負業者に納入させており、交付申請に当たり、誤解して予備品等の納入に係る費用を交付対象事業費に含めていた。

(注3) 9 都県 東京都、栃木、千葉、石川、三重、岡山、佐賀、宮崎、沖縄各県

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、交付要領に定めがない廃棄物処理施設の予備品等を交付金等の交付対象としている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、交付要領に定められた交付金等の交付対象についての理解が十分でないことにもよるが、貴省において、予備品等について、交付要領で交付対象とならないことを明確に規定していないこと、都道府県に対して、交付金等の交付申請書及び実績報告書の審査に際し、交付金等の交付対象についての確認を十分に行うよう周知していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

廃棄物処理施設の整備に係る交付金等は、廃棄物処理施設の新設等を行う場合に廃棄物処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するための経費の一部を交付するものであり、今後も継続して交付されることが見込まれている。

については、貴省において、今後、廃棄物処理施設の整備に係る交付金等の交付が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 交付要領において、予備品等は交付金等の交付対象とならないことを明確に規定すること

イ 都道府県の行う交付金申請書及び実績報告書の審査が適切に行われるようにするため、都道府県に対して、交付金等の交付対象についての確認を十分に行うよう周知すること

(2) 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施に当たり、排出抑制等のための目標量を設定させるなどして、事業を効率的、効果的に実施するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
	〔平成18年度以前は、 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部局等	環境本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	114事業主体
補助事業の概要	エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業
二酸化炭素排出抑制対策に係る事業費	235億4251万余円(平成17年度～22年度)
上記に対する国庫補助金	78億8922万円(背景金額)
目標量を設定することとされていない事業に係る事業費	16億0865万余円(平成18年度～22年度)
上記に対する国庫補助金	7億9557万円
達成率が低い事業に係る事業費	43億1564万余円(平成17年度～21年度)
上記に対する国庫補助金	15億7328万円

【意見を表示したものの全文】

二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施について

(平成23年10月28日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の概要

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、温室効果ガス^(注)の排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関するある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとされている。

そして、国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとされている。

貴省は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素(以下「エネルギー起源 CO₂」という。)について、その排出抑制及び排出削減(以下「排出抑制等」という。)に資するために実施される様々な事業に対し、補助金を交付している。そして、これらの補助事業の区分(以下「補助メニュー」といい、補助メニューに基づき補助金の交付を受けて実施する個々の事業を「補助事業」という。)については、補助メニューを所掌する担当部局ごとに補助金交付要綱、事業実施要領等(以下、これらを合わせて「補助要綱等」という。)が定められている。

(注) 温室効果ガス 地球に温室効果をもたらすガスの総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)等の6種類である。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

国は、1990年の温室効果ガスの排出量12億6100万tを2020年までに25%削減することから、温室効果ガス削減に係る中長期目標の達成など環境保全に関する課題を解決するなどのため、様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくり等持続可能な社会づくりを強力に推し進めることとしている。そして、貴省は、エネルギー起源 CO₂の排出抑制等のために様々な補助メニューを設けて補助事業者に対して多額の補助金を交付している。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、補助事業の効果の把握が適切に行われているか、補助事業の効果が向上するような適切な方策が執られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、114補助事業者において、17年度から21年度までの間に実施された補助メニュー18事業に係る補助事業126件(事業費計235億4251万余円、補助対象事業費計179億1896万余円、国庫補助金計78億8922万余円)を対象として、実績報告書、事業報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) エネルギー起源 CO₂の排出抑制等の目標量の設定

貴省は、補助メニュー18事業について、いずれの補助要綱等においても、エネルギー起源 CO₂の排出抑制等を目的として補助金を交付している。そして、この目的に照らして補助事業が効果を上げているかを適切に把握するためには、それぞれの補助メニューの内容を考慮した上でエネルギー起源 CO₂の排出抑制等の適切な目標量(以下、補助事業者が補助金の交付申請時に掲げた排出抑制等するエネルギー起源 CO₂量を「目標量」という。)を設定し、補助事業の実施により排出が抑制されたエネルギー起源 CO₂量(以下「実

績量」という。)と比較することなどが求められる。

しかし、補助メニュー 18 事業のうち、地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業等の 4 事業(これらに係る補助事業 23 件、事業費計 16 億 0865 万余円、補助対象事業費計 15 億 7529 万余円、国庫補助金計 7 億 9557 万余円)については、補助要綱等において目標量を設定することとされていなかった。

このため、一部の補助事業において、補助事業者が独自の基準により算定した目標量を設定していたものの明確な根拠に基づくものとはなっておらず、いずれの事業も事業効果を適切に把握できるものとはなっていない。

(2) エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等の目標量の達成状況等

補助メニュー 18 事業のうち、補助要綱等において具体的に目標量を設定することとされている 14 事業で実施した補助事業 103 件について、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等に資するという目的に照らして、それぞれの補助事業におけるエネルギー起源 CO₂ の排出抑制等に係る目標量の達成状況を確認したところ、表 1 のとおり、実績量が目標量に達していた補助事業は 57 件ある一方で、実績量が目標量に達していない補助事業が 42 件あり、補助事業ごとに相当の開差が生じていた。なお、残りの 4 件については、補助要綱等により目標量を設定することとされているにもかかわらず、目標量を設定しておらず実績量も測定していなかったものが 1 件、実績量を測定することができない状況にあったものが 2 件、誤って目標量を 30 倍に算定したため、実績量と相当の差を生じていたものが 1 件となっていた。

表 1 排出抑制等の目標量を設定することとされている補助事業の目標量の達成状況 (単位：件)

補助メニュー名	補助事業数	実績量/目標量(%)			達成状況が不明なものなど
		100% 以上	100% 未満 50% 以上	50% 未満	
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	5	0	2	2	1
低炭素地域づくり面的対策推進事業	4	2	1	0	1
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	4	1	1	1	1
地域協議会民生用機器導入促進事業	7	3	2	2	0
温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業	23	17	4	2	0
地方公共団体対策技術率先導入補助事業	16	9	6	1	0
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	3	1	2	0	0
街区まるごと CO ₂ 20% 削減事業	3	2	1	0	0
太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業のうちソーラー環境価値買取事業	11	7	3	1	0
エコ燃料利用促進補助事業	2	0	0	2	0
クールシティ中枢街区パイロット事業	15	8	2	4	1
温泉施設における温暖化対策事業	2	0	2	0	0
超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化事業	6	5	1	0	0
メガワットソーラー共同利用モデル事業	2	2	0	0	0
補助メニュー計 14 事業	103	57	27	15	4

そして、実績量が目標量に達しなかった補助事業 42 件から目標が達成されない場合の具体的な方策として、環境省自主参加型国内排出量取引制度により未達成分の排出枠を他の事業者等から購入しなければならないことなどとなっている温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業の 6 件を除いた 36 件のうち 13 件(事業費計 43 億 1564 万余円、補助対象事業費計 34 億 2884 万余円、国庫補助金計 15 億 7328 万余円)については、目標量に対する実績量の割合(以下「達成率」という。)が 50% 未満と低くなっていた。

達成率が低いものについて事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業主体 A は、平成 21 年度に、エコ燃料利用促進補助事業として、一般家庭、飲食店、ホテル等で発生する廃食油を回収してバイオディーゼル燃料に精製し、車両等の燃料として販売する事業を事業費 118,819,700 円(国庫補助金 59,409,000 円)で実施している。そして、A は年間 240 キロリットルの燃料を精製して販売することとして、翌年度のエネルギー起源 CO₂ の排出抑制等の目標量を 562.776t としていた。

しかし、A は、原料として予定していた廃食油が常温で固化するものであったため、整備した設備では原料として使用できなかつたり、環境意識の高い企業等において廃食油を精製したバイオディーゼル燃料の引き合いが増加したことなどにより、廃食油の入手が困難になったりしたため、燃料の精製が当初の計画どおりに行えなかった。

このため、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等の実績量は 25.398t にすぎず、達成率は 4.5% にとどまっていた。

前記のとおり、実績量が目標量に達していない補助事業が数多く見受けられるが、前記の 14 事業で実施した補助事業 103 件のうち、目標量が達成できない場合において執るべき方策を設けているのは、「温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業」の 1 事業で実施した補助事業 23 件のみとなっている。この補助メニューは、目標量を達成できなかった場合には、未達成分に目標量 1t 当たりの補助金額を乗じた補助金相当額を国庫に返納するか、又は環境省自主参加型国内排出量取引制度により未達成分の排出枠を他の事業者等から購入しなければならないこととなっており、補助事業者に対し目標量の達成を促していると認められる。

そして、当該補助メニューで実施された 23 件のうち、実績量が目標量に達していたのは 17 件(73%)となっていた。一方、このような方策を設けていない補助メニュー 13 事業で実施された補助事業 80 件のうち、実績量が目標量に達していたのは 40 件(50%)となっていた。

環境省自主参加型国内排出量取引制度による排出枠の取引制度を他の補助メニューにそのまま活用することは困難であると思料されるが、このように、実績量が目標量に達しなかった場合に執るべき方策を設けている補助メニューの方が、実績量が目標量に達した割合が高くなっていることから、実績量が目標量に達しなかった場合の具体的な方策を設けることは、目標量を達成するために一定の効果があると認められる。

一方、貴省では、補助事業は、目標値を盛り込んだ二酸化炭素削減計画を策定し、それに従った施設整備を行うことなどであって、補助事業者にはエネルギー起源 CO₂ の削減の義務はないとしている。

しかし、補助金は国民の貴重な税金等を原資とするものであることから、補助要綱等において、目標の達成を促す具体的な方策を設けていないことは適切とは認められない。

(3) エネルギー起源 CO₂ を 1 t 排出抑制等する単価

貴省は、補助事業の実施に伴う実績量を補助事業者から報告させているが、エネルギー起源 CO₂ を 1 t 排出抑制等するための単価について十分な検討が行われていない。そこで、本院は、目標量を設定している補助メニュー 14 事業で実施した 103 件の補助事業の効果を計る指標として、補助事業が完了した翌年度の実績量を用いてエネルギー起源 CO₂ を 1 t 排出抑制等するための補助金の交付額(以下「実績抑制単価」という。)及び補助金交付申請時における目標量を用いてエネルギー起源 CO₂ を 1 t 排出抑制等するための交付決定額(以下「目標抑制単価」という。)を計算すると、表 2 のとおりとなっており、補助メニュー間においても、同一の補助メニューにおける補助事業間においても相当な開差が生じていた。

表 2 補助メニュー別の実績抑制単価等の状況 (単位：千円/t)

補助メニュー名	補助事業数(件)	実績抑制単価 (補助金の交付額/実績量)			目標抑制単価 (交付決定額/目標量)
		最高	最低	平均 a	平均 b
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	5	876	11	280	84
低炭素地域づくり面的対策推進事業	4	15,080	308	5,532	5,964
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	4	6,240	73	2,521	627
地域協議会民生用機器導入促進事業	7	6,436	55	1,120	1,075
温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業	23	124	0.6	24	24
地方公共団体対策技術率先導入補助事業	16	2,476	27	318	230
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	3	394	23	151	142
街区まるごと CO ₂ 20% 削減事業	3	1,873	590	1,020	1,963
太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業のうちソーラー環境価値買取事業	11	912	38	620	604
エコ燃料利用促進補助事業	2	2,339	147	1,243	69
クールシティ中枢街区パイロット事業	15	140,949	548	36,762	22,626
温泉施設における温暖化対策事業	2	157	63	110	82
超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化事業	6	20	3	7	8
メガワットソーラー共同利用モデル事業	2	683	671	677	685
補助メニュー計 14 事業	103	—	—	—	—

注(1) 平均 a 及び平均 b は、それぞれの事業ごとの実績抑制単価及び目標抑制単価が算出できるものについて、その算出された単価を合計し、事業数で除している。

注(2) 目標量、実績量が設定されていない補助事業については、除外して算出している。

注(3) 実績抑制単価及び目標抑制単価の計算に当たり、事業内容によっては、設備等の整備を行っていないため、設備等の耐用年数は考慮していない。

そして、実績抑制単価及び目標抑制単価の両者が低い補助事業は、例えば、ボイラーの燃料を重油から都市ガスに転換する(温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業)などエネルギー起源 CO₂ の排出抑制等の効果が大きい設備等が対象であるのに対し、実績抑制単価及び目標抑制単価の両者が高い補助事業は、例えば、建物への屋上緑化や高反

射性塗装等により使用電力量を抑える(クールシティ中枢街区パイロット事業)など広範囲に工事を行う必要があって、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等の効果が比較的小さい設備等が対象とされていることによるものと思料される。

しかし、本件補助メニューの目的が、全てエネルギー起源 CO₂ の排出抑制等となっているのに、補助メニューによって実績抑制単価及び目標抑制単価に 1,000 倍以上の開差が生じているのは、補助事業の効率的な執行の見地からみて適切とは認められない。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴省において、補助要綱等で目標量等を設定することとしていなかったり、補助要綱等で実績量が目標量に達しなかった場合において執るべき具体的な方策を設定していなかったり、実績抑制単価及び目標抑制単価が補助メニューによって大きな開差を生じているなど、補助事業の効率的な執行が行われておらず、補助事業の効果が向上するような方策が十分に執られていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、補助事業の効果を的確に把握することや補助事業の効果をより一層向上させることについての認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、温室効果ガスを削減するためには、あらゆる部門での取組が不可欠であるとして、低炭素社会づくり等の基礎となる制度を構築するとともに、中長期の地球温暖化対策の行程表を策定しつつ、民生、エネルギー、企業等の各分野で様々な施策を実施し、低炭素社会づくり等に向けた取組を促進しているところである。

については、貴省において、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制等に係る補助事業を効率的、効果的に実施するよう、次のような処置を講ずるよう意見を表示する。

- ア 排出抑制等の目標量を設定していない補助メニューについては、それぞれの補助メニューの内容を考慮して、適切な目標量等を設定させること
- イ 実績量が目標量に達しなかった場合には、その程度に応じて、目標量の達成を促す具体的な方策を設けること
- ウ 目標抑制単価が高い補助メニューについては、不適切な事業を採択することとならないよう、事業採択時における審査を強化したり、実績抑制単価が高い補助メニューについては、補助メニューの在り方を見直したりするなどして、その妥当性について検討すること

平成 20 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格について

〔平成 20 年度決算検査報告 543 ページ参照〕
〔平成 21 年度決算検査報告 756 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産を各地方環境事務所長に管理させている。しかし、新設等工事に係る事業実施要領に定める国有財産台帳へ

の登録価格の算定方法が適切でないため、直接仮設費等及び間接工事費のうち国有財産の価格を形成する上で必要不可欠な費用に該当するものが国有財産台帳の価格から登録漏れとなっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、登録漏れとなっている国有財産の価格について、速やかに登録するとともに、事業実施要領を改正して、価格の登録を適正かつ確実にを行うことを周知徹底する処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年10月に事業実施要領を改正して、登録価格の算定方法を適切なものとし、地方環境事務所等に通知を発して、その内容を周知徹底するとともに、19、20両年度に取得した国有財産でその価格を形成する上で必要不可欠な費用が国有財産台帳の価格から登録漏れとなっていたものは、22年6月までに、18年度以前に取得した国有財産で登録漏れが判明したものは、23年7月までに、それぞれ国有財産台帳に価格を適正に登録する処置を講じていた。

(2) 地方環境事務所等における物品の管理等について

〔平成20年度決算検査報告 546 ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告 757 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、地方環境事務所等(以下「事務所等」という。)の所長を物品管理官等に指定して物品を管理させている。しかし、事務所等において、物品管理簿に記録されている物品の所在が確認できなかつたり、取得した物品や現に使用している物品が物品管理簿に記録されていなかったりして物品管理簿が物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態や、物品を亡失又は損傷しているのに、環境大臣に報告しておらず、財務大臣及び本院への通知も行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、環境省において、物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等所要の取組をとるとともに、物品の亡失又は損傷等の環境大臣への報告が行われていないものについて速やかに報告させて、財務大臣及び本院に通知し、また、事務所等の職員に対して、物品管理等の基本認識や物品管理法(昭和31年法律第113号)等に定める手続について周知徹底させるなどの処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年12月に事務所等の物品管理官等に対して文書を発し、物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等を行うよう指示しており、22年3月に、報告漏れが判明した物品に係る物品亡失(損傷)通知書を財務大臣及び本院に提出するとともに、同月に「環境省物品管理事務マニュアル」を作成して事務所等の職員に示し、物品管理等の基本認識や物品管理法等に定める手続について周知徹底するなどの処置を講じていた。

そして、事務所等は、上記の環境本省からの指示に従い、物品の現況調査を実施して、順次、物品管理簿の修正等を行い、23年7月までに11事務所等のうち4事務所等の修正等が完了しており、残り7事務所等についても修正等が完了するよう引き続き作業を実施している。環境省は、この作業の結果、亡失や損傷が判明した物品について、物品亡失(損傷)通知書を提出することとしている。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国庫補助金により整備されたごみ固形燃料(RDF)化施設の運営について

(平成21年度決算検査報告747ページ参照)

1 本院が表示した意見

環境省は、ごみ固形燃料(以下「RDF」という。)化施設及びRDFを燃料とするRDF発電施設の整備を行う市町村等に対して補助金を交付している。しかし、補助金の交付を受けてRDF化施設を整備した多くの事業主体において、多額の燃料費や維持修繕費、運送費を要する一方、品質や引渡先の問題等により引渡単価が低額となっているなどして、財政負担が重くなっている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、RDF化施設の運営に資する情報を提供したり、発電設備を備えたごみ焼却施設でRDFを利用する設備の整備の方策を検討したりするなどして、施設の健全な運営及び市町村のごみ処理事業の安定化に資する措置を講ずるよう、環境大臣に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、担当部局において本院指摘の趣旨に沿った処置を検討していたが、同部局は23年3月に発生した東日本大震災に係る災害廃棄物の処理に係る事務を担当しており、本件について処置を講ずるには至っていなかった。

第13 防 衛 省

不 当 事 項

物 件

- (386) 給食業務実施要領書等の調達に当たり、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、受領検査が適切でなかったため契約金額の全額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	海上自衛隊艦船補給処
契 約 名	給食事務管理装置の整備等に関する技術役務請負契約
契 約 の 概 要	給食事務を支援するためのソフトウェアの使用方法等を示すマニュアルである給食業務実施要領書の作成等を請け負わせて実施するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社エムエスコーポレーション
契 約	平成 20 年 12 月 公募実施後の随意契約
受 領 検 査	平成 22 年 3 月
支 払	平成 22 年 4 月
支 払 額	21,000,000 円
適切を欠くと認められた支払額	14,450,233 円(平成 21 年度)

1 給食業務実施要領書等の調達の概要

(1) 役務請負契約の概要

海上自衛隊艦船補給処(以下「艦補処」という。)は、艦艇の乗組員等に対して給食を実施する機関に指定されている部隊等のうち、艦艇部隊等を除く陸上の部隊等において従前から利用されてきた給食事務を支援するためのソフトウェアについて、平成 20 年度に艦艇部隊でも利用できるよう改修を行っている。そして、この改修に併せて、同ソフトウェアの使用方法等を示すマニュアルである給食業務実施要領書(以下「実施要領書」という。)の作成等の役務請負契約を株式会社エムエスコーポレーションと契約金額 21,000,000 円で締結し、22 年 4 月に同額を支払っている。

(2) 実施要領書等の受領に係る検査

契約担当官等は、役務等の請負契約を締結した場合は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等により、自ら又は補助者に命じて、給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないこととなっている。そして、艦補処は、その職員を補助者に任命して、本件契約に係る実施要領書等の品質及び数量の確認のための受領検査を実施させている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、艦補処において、本件契約について、合規性等の観点から、実施要領書等の受領検査が適切に実施され、契約内容に適合した履行が確保されているかなどに着眼して、

受領検査を実施した職員が作成した検査調書、実施要領書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、受領検査を実施した職員は、納入された実施要領書等の品質及び数量を確認し、それらが契約条項、仕様書等に適合しているとして検査調書を作成し、これにより艦補処は、前記のとおり 21,000,000 円を支払っていた。

しかし、実施要領書は、その多くのページにおいて、文字が重なっていて判読できなかったり、誤記載があったりなどしている箇所が見受けられ、適正な品質が確保されておらず、受領検査を実施した職員はこれらの状態を容易に確認できたのに、これを看過していた。

したがって、本件契約は、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、適正に履行されたとして契約金額の全額を支払っていたもので適切ではなく、実施要領書の作成に要した費用相当額 14,450,233 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、艦補処において、受領検査を適切に実施するという認識が欠如していたことなどによると認められる。

不正行為

(387) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費
部 局 等	海上自衛隊第 24 航空隊小松島航空基地隊
不正行為期間	平成 21 年 6 月～22 年 1 月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	1,476,200 円

本院は、海上自衛隊第 24 航空隊小松島航空基地隊(以下「基地隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、基地隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、基地隊において、経理班出納係長が、分任資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、平成 21 年 6 月から 22 年 1 月までの間に、退職手当に係る市町村民税等の振込明細票を自己名義の預金口座を振込先とした虚偽の振込明細票に差し替えるなどして、前渡資金計 1,476,200 円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、22 年 5 月に全額が同人から返納された。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出を適時適切に行うなどして診療報酬を適切に算定するとともに、労災算定基準に基づいて労災診療費を適切に算定するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)病院収入
部 局 等	内部部局、自衛隊横須賀病院、防衛医科大学校病院
診療報酬等の概要	「診療報酬の算定方法」等により、医療に要する費用を所定の診療点数に単価を乗ずるなどして算定するもの
施設基準等に係る届出を適時適切に行うことにより増収が可能であった診療報酬の額	2559 万円(平成 18 年度～22 年度)
労災算定基準に基づいて算定することにより増収が可能であった労災診療費の額	275 万円(平成 18 年度～22 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

自衛隊病院等における診療料の施設基準等に係る届出及び労災診療費の算定について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 事態の概要

(1) 自衛隊病院及び防衛医科大学校病院の概要

貴省は、陸上、海上、航空各自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び 15 か所の自衛隊地区病院(以下、これらを「自衛隊病院」という。)を設置している。自衛隊病院においては、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)等に基づき、自衛官、事務官、技官等の隊員及びその被扶養者(以下、これらを「隊員等」という。)の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の専門技術に関する訓練等を行っている。自衛隊病院のうち、自衛隊中央病院等 6 自衛隊病院^(注1)(以下「6 自衛隊病院」という。)は、厚生労働大臣から逐次保険医療機関の指定を受け、隊員等のほか一般の患者も対象に診療を行っている。

また、貴省は、医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる機関として防衛医科大学校を設置し、同大学校には、医学の教育及び研究に資するため、病院(以下、この病院を「防衛医科大学校病院」という。)を設置している。防衛医科大学校病院は、厚生労働大臣から保険医療機関の指定を受けるとともに、高度の医療技術を有する特定機能病院としての承認を得て、隊員等のほか一般の患者も対象に診療を行っている。

(注1) 自衛隊中央病院等6自衛隊病院 中央、札幌、横須賀、富士、阪神、福岡各病院。ただし、平成23年3月31日以前は、23年4月に保険医療機関の指定を受けた阪神病院を除く5病院

(2) 診療報酬の概要

保険医療機関は、健康保険法(大正11年法律第70号)等により、医療に要する費用である診療報酬のうち患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。そして、保険医療機関は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)等により、所定の診療点数(以下「健保点数」という。)に診療単価10円を乗ずるなどして診療報酬を算定することとなっている。

診療報酬には、保険医療機関が、病院等の機能、設備、診療体制等について厚生労働大臣が定めた施設基準等(以下「施設基準等」という。)に適合していることを地方厚生(支)局(平成20年9月30日以前は地方社会保険事務局。以下「地方厚生局等」という。)に届け出て、受理された場合に算定し請求することができる基本診療料、特掲診療料、これらに係る加算等(以下、これらを「診療料」という。)がある。保険医療機関の指定を受けている6自衛隊病院及び防衛医科大学校病院における地方厚生局等に対する診療報酬に係る各種届出は、各病院が作成した届出書の内容を貴省内部部局において確認した上で、これらの病院の開設者である防衛大臣(19年1月8日以前は防衛庁長官)が行うこととなっている。

施設基準等の届出に関して、本院は、平成18年度決算検査報告において、自衛隊病院における一般病棟の入院基本料の算定に当たって看護の実態に即した区分の届出を地方厚生局等に行っていなかった事態について、「自衛隊病院における入院基本料に係る診療報酬の請求について、看護の実態に即した適切な入院基本料の区分により行うよう改善させたもの」として、掲記している。

(3) 労災診療費の算定

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うなどするものである。この療養の給付等は、負傷又は発病した労働者の請求に基づき、病院等において診療を行うものであり、当該診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)は、都道府県労働局から支払われることとなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号労働省労働基準局長通達。以下「労災算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。労災算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、健保点数に診療単価11円50銭(法人税等が非課税となっている公立病院等以外の病院等については12円)を乗じて算定し、初診料、再診料、四肢の傷病に係る手術等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数、金額又は加算を別に定めて、これにより算定することができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記の平成18年度決算検査報告の指摘も踏まえ、効率性等の観点から、保険医療機関の指定を受けている6自衛隊病院及び防衛医科大学校病院について、診療料の施設基

準等に係る届出が適時適切に行われ診療報酬が算定されているか、労災診療費が労災算定基準に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、保険医療機関の指定を受けている2自衛隊病院及び防衛医科大学校病院において、地方厚生局等に提出した届出書を確認するとともに、18年4月から23年3月までの間の診療報酬明細書における診療報酬の算定内容を確認するなどの方法により、また、貴省内部部局において、診療料の施設基準等に係る届出及び労災診療費の算定に関する事務処理等について見解を徴するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 2自衛隊病院 中央、横須賀両病院

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 診療料の施設基準等に係る届出について

ア 施設基準等に適合しているのに届出が行われていない診療料

自衛隊横須賀病院は、救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算(以下「救急医療管理加算」という。)及び運動器リハビリテーション料について、施設基準等に適合しているのに届出を行っていなかったり、同病院の診療体制等の実態に即した区分の届出を行っていなかったりしていた。

したがって、これらの診療料について所定の施設基準等に適合している旨の届出を行って診療報酬を算定したとすると、表1のとおり、22年度において459万余円の増収が可能であったと認められる。

表1 施設基準等に適合しているのに届出が行われていない診療料

病 院 名	診 療 料 名 称	年 度	増収可能額(円)
自衛隊横須賀病院	救 急 医 療 管 理 加 算	平成 22	4,084,800
	運 動 器 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 料		506,260
計			4,591,060

<事例1>

救急医療管理加算は、平成22年度に新設されたものであり、施設基準等に適合していることを地方厚生局等に届け出た保険医療機関において、緊急に入院を必要とする重症患者に対して所定の点数を加算するものである。

自衛隊横須賀病院は、21年2月に、救急病院の認定を受けており、救急医療管理加算の新設時に届出を行えば、22年4月から救急医療管理加算の算定ができたのに、この施設基準等に係る届出を行っていなかった。

イ 病院内の体制の整備等を図ることにより、施設基準等に適合し、届出を行うことが可能となる診療料

防衛医科大学校病院及び自衛隊横須賀病院は、一般病棟看護必要度評価加算等について、会計実地検査時において届出を行っていなかった。しかし、これらの診療料については、院内研修を実施したり内部規程を作成したりするなど病院内の体制を整えれば、施設基準等に適合することが可能となるものであった。

したがって、これらの診療料について、病院内の体制の整備等を図った上で届出を行って診療報酬を算定したとすると、表2のとおり、18年度から22年度までの間において2100万余円の増収が可能であったと認められる。

表2 病院内の体制の整備等を図ることにより、施設基準等に適合し、届出を行うことが可能となる診療料

病 院 名	診 療 料 名 称	年 度	増収可能額(円)
防衛医科大学校病院	一般病棟看護必要度評価加算	平成 22	6,588,800
	診療録管理体制加算	19~22	10,551,300
自衛隊横須賀病院	診療録管理体制加算	18~22	496,440
	栄養管理実施加算		3,364,560
計			21,001,100

<事例2>

一般病棟看護必要度評価加算は、入院患者の重症度等の状態に係る看護必要度の測定評価を行い看護師等を適正に配置している病院を評価するものであり、対象入院患者の看護必要度について測定評価を行った場合に所定の点数を加算するものである。

防衛医科大学校病院は、測定評価をおおむね実施していたが、測定評価者を育成するための院内研修を実施するなどの体制の整備等が十分でなかったため、測定評価者の離職等に伴って一時的に測定評価者が確保できず、一部の患者について測定評価が実施されない結果となっていた。このため、施設基準等に適合することができず届出を行っていなかった。

(2) 労災診療費の算定について

自衛隊横須賀病院は、労災診療費の算定に当たり、労災算定基準で定められた診療単価や点数等を用いて算定することができるのに、診療単価について、労災算定基準で定められた11円50銭ではなく10円としていた。また、初診料、再診料、四肢の傷病に係る手術等の特定の診療項目について、労災算定基準で定められた点数等ではなく健保点数を用いて算定していた。

したがって、この労災診療費について、労災算定基準に基づいて算定したとすると、18年度から22年度までの間において275万余円の増収が可能であったと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、診療料の施設基準等に係る届出や施設基準等に関連する病院内の体制の整備等が適時適切に行われないうまま診療報酬の算定が行われていたり、労災算定基準に基づかずに労災診療費が算定されていたりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、自衛隊横須賀病院及び防衛医科大学校病院に対する診療報酬の算定に係る事務処理体制の整備等についての指導監督が十分に行われていないこと、また、両病院において、施設基準等についての検討が十分でなく適時適切に地方厚生局等へ届出を行う体制が整っていないこと
- イ 貴省において、労災診療費を算定する際には、労災算定基準に基づいて適切に算定するよう自衛隊横須賀病院に対して周知徹底を図っていないこと、また、同病院において、労災算定基準に基づいて労災診療費を算定することの認識が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

6 自衛隊病院及び防衛医科大学校病院は、今後も保険医療機関として診療を継続して行っていくことから、病院運営の一層の効率化の推進及び適切な収入確保が求められている。

については、貴省において、診療報酬等の算定が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 貴省において、保険医療機関の指定を受けている6 自衛隊病院及び防衛医科大学校病院に対して、診療報酬の算定に係る事務処理体制の整備等を図り診療報酬を適切に算定するよう指導監督を徹底した上で、現時点で届出が可能な施設基準等については地方厚生局等へ速やかに届出を行うとともに、新たな予算措置等を伴うことなく病院内の体制の整備等を図ることにより施設基準等に適合し届出を行うことが可能となる診療料については早急に病院内の体制の整備等を図らせること、また、6 自衛隊病院及び防衛医科大学校病院において、各病院の実態に即した診療報酬の算定が行われるよう、施設基準等の適合状況についての確認及び地方厚生局等への届出を適時適切に行う体制を整えること

イ 貴省において、6 自衛隊病院に対して、労災診療費を算定する際には労災算定基準に基づいて適切に算定するよう周知徹底を図ること、また、6 自衛隊病院において、労災算定基準に基づいて労災診療費を適切に算定するようにすること

- (2) 給食事務を支援するためのソフトウェアを利用して、海上自衛隊における給食事務の一層の効率化を図るため、同ソフトウェアの利用状況の把握に努め、速やかに給食機関等に対して操作教育等を実施するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	海上幕僚監部、艦船補給処、165 部隊等
給食事務を支援するソフトウェアの概要	海上自衛隊の給食実施機関等が行う献立の作成、給食額の計算等の給食事務を支援するソフトウェア
契約の相手方	富士電機 IT ソリューション株式会社
契 約	平成 20 年 12 月
支 払	平成 22 年 3 月
支 払 額	4731 万余円
有効に利用されていない上記ソフトウェアの改修に係る経費	4731 万円(平成 21 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

給食事務を支援するためのソフトウェアの有効利用について

(平成 23 年 10 月 19 日付け 防衛省海上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 給食事務を支援するためのソフトウェアの概要等

(1) 給食の業務等の概要

貴自衛隊は、営舎に居住しなければならない海曹長等や艦艇の乗組員等に対して食事を

支給しており、給食実施の手続に関する達(昭和41年海上自衛隊達第19号)により給食実施機関として指定されている部隊や病院等(以下「給食機関」という。)において給食を実施している。給食機関は、献立を作成し食事の調理及び配食をするほか、栄養価の算定、糧食の請求・調達、食数の管理、糧食の在庫管理、給食額の計算等の業務の全部又は一部を行っている。

また、造修補給所(以下「造補所」という。)は、給食機関が献立を作成する際の基準となる標準献立表を作成したり、各給食機関から提出される給食額計算書等の各種報告書を取りまとめて海上幕僚監部へ報告したりするなどの給食に関する業務を行っている(以下、給食機関及び造補所が行う給食に係る業務を「給食事務」という。)

そして、海上幕僚監部は、防衛省組織令(昭和29年政令第178号)等の規定により、需品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整並びに糧食等の調達、補給等を任務とする部隊等の業務の総合運営を行うこととされており、給食の実施に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第54号)に基づき、毎年度造補所から提出される給食額計算書等を基に各種報告書を作成した上、給食機関の給食の実態を防衛大臣に報告している。

(2) 給食事務を支援するためのソフトウェアの改修契約

貴自衛隊は、従前から艦艇部隊等を除く給食機関及び造補所において、給食事務を支援するためのソフトウェア(以下「給食ソフト」という。)を職員が使用するパーソナルコンピュータにインストールして利用してきた。

しかし、近年、艦艇乗組員の栄養管理の必要性が増してきたことなどから、艦船補給処(以下「艦補処」という。)は、給食ソフトを艦艇部隊でも利用できるようにするとともに、操作性の向上や給食事務の効率化を図るなどのため、給食ソフトの改修を行うこととし、平成20年12月に、「給食事務管理装置のソフトウェア改修役務請負契約」を富士電機 ITソリューション株式会社(以下「富士電機 IT」という。)と締結し、22年3月に契約代金4731万余円を支払っている。

(3) 改修後の給食ソフトの概要

改修後の給食ソフト(以下「新ソフト」という。)は、献立管理、請求・調達管理、食数管理、在庫管理、給食額・栄養管理等の機能から構成され、入力データから各種の帳票類が自動的に作成できるなど給食事務の効率化に寄与するものとなっており、22年度当初から給食機関及び造補所(以下、これらを合わせて「給食機関等」という。)において利用を開始することを予定していた。

しかし、利用開始前に、帳票データの一種を出力する機能を追加することにしたため、新ソフトの給食機関等への配布が遅れ、新ソフトの利用開始時期は、当初の予定より1か月から2か月程度遅延することとなった。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、給食機関等において新ソフトが有効に利用されているかなどに着眼して、海上幕僚監部、艦補処、165給食機関等のうち16給食機関等において、新ソフトを利用した各種帳票の作成状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行い、149給食機関等については、利用状況の報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 新ソフトの利用状況について

検査を実施した 165 給食機関等における新ソフトの利用状況は、次表のとおりである。

表 新ソフトの利用状況 (単位：給食機関等数)

	平成 22 年度				23 年度(4 月～6 月)			
	利用 状況	利用していない理由			利用 状況	利用していない理由		
		年度途 中での 配布	不具合 の発生	操作が 未習熟 等		年度途 中での 配布	不具合 の発生	操作が 未習熟 等
全ての機能を未利用	150	114	30	41	5	0	0	5
一部の機能を利用	15	11	4	6	158	2	125	150
合計	165	125	34	47	163	2	125	155

注(1) 利用していない理由を複数回答している給食機関等があるため、利用していない理由の合計は、利用状況の合計に一致しない。

注(2) 平成 23 年度については、長期の海外派遣任務に従事している艦艇 2 隻を除く 163 給食機関等について集計している。

22 年度においては、165 給食機関等において、全ての機能が利用されていないなど新ソフトは、ほとんど利用されておらず、利用開始時期から 1 年以上経過した 23 年度においても、163 給食機関等において、依然として、全ての機能が利用されていない、又は一部の機能しか利用されていない状況となっていた。

給食機関等においては、年度の途中から新ソフトを利用した給食事務に移行することは非効率であること、利用開始後に不具合が発生したこと、操作に習熟していないことなどを理由に、市販の表計算ソフトを利用したり、改修前の給食ソフトを利用したりするなどしていた。

(2) 新ソフトの運用方針、運用計画等について

海上幕僚監部は、前記のとおり、需品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整並びに糧食等の調達、補給等を任務とする部隊等の業務の総合運営を行うこととされているにもかかわらず、新ソフトの運用方針や運用計画を策定していなかったり、給食機関等に対し新ソフトの運用開始時期を明確に示していなかったりなどして、その利用について給食機関等の裁量に任せていた。また、給食機関等における新ソフトの利用状況及び不具合の発生状況を十分に把握しておらず、給食機関等に対する新ソフトの操作教育の必要性についても十分に認識していなかった。

そして、艦補処は、給食機関等から利用開始後に発生した新ソフトの不具合の連絡を逐次受けていたが、富士電機 IT と不具合の修補に関する協定を締結するのが大幅に遅延しているなど、新ソフトを円滑に利用するための管理が適切に行われていない状況となっていた。

以上のように、貴自衛隊においては、給食事務の効率化がほとんど図られておらず、4731 万余円を要して改修した新ソフトが有効に利用されていない状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

給食ソフトの改修は、貴自衛隊における給食事務の効率化を図ることなどの目的で行われ

ているにもかかわらず、給食機関等において新ソフトが十分利用されていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、海上幕僚監部において、新ソフトに係る運用方針及び運用計画を策定するなどしておらず、その利用について給食機関等の裁量に任せていたこと、給食機関等における新ソフトの利用状況及び不具合の発生状況を十分に把握しておらず、操作教育等の必要性についても十分認識していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴自衛隊においては、今後も引き続き新ソフトを給食機関等において利用していくこととしている。

そして、前記の事態についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、23年8月31日付けで運用方針及び運用計画を策定し、給食機関等及び艦補処に対して通知を発して、新ソフトを利用した給食事務に移行できるよう体制を整備するなどするとともに、艦補処は、23年9月末までに新ソフトの不具合の修補を完了している。

については、今後、新ソフトを有効に利用して、貴自衛隊における給食事務の一層の効率化を図るため、海上幕僚監部において、新ソフトの利用状況の把握に努め、給食機関等における習熟度の向上を図るために早急に操作教育の方法を検討し、速やかに給食機関等に対して操作教育等を実施するよう是正改善の処置を求める。

- (3) 訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾を使用した射撃訓練をより円滑に実施することなどについて検討することにより、航空自衛隊において長期にわたり保有されたままとなっているこれらの弾薬の有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計	
部局等	航空幕僚監部	
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)消耗品	
検査対象とした弾薬の概要	航空自衛隊が保有している12.7mm重機関銃M2及び口径50M2機関銃用M55型多連装銃架に使用される訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾	
航空自衛隊において長期にわたり保有されたままとなっている訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾の物品管理簿上の価格	12.7mm普通弾	3735万円(平成22年度末)
	12.7mmえい光弾	615万円(平成22年度末)
	計	4350万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

航空自衛隊が保有する訓練用の12.7mm普通弾及び12.7mmえい光弾について

(平成23年10月28日付け 防衛省航空幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 12.7mm普通弾等の概要

(1) 12.7mm重機関銃 M2 等の概要

貴自衛隊は、基地等の警備のために、64式小銃、9mm拳銃、12.7mm重機関銃 M2 (以下「M2」という。)、口径50M2機関銃用 M55型多連装銃架(以下「M55」という。)等の火器(以下「警備火器」という。)を保有している。このうち、M2は、地上において三脚に装着して射撃する警備火器であり、1分間に最大で400発から600発までの弾薬を発射することができる。また、M55は、銃座にM2を4丁搭載し、地上において操作員が銃座に搭乗して射撃する警備火器である(以下、これらを合わせて「口径50機関銃」という。)

そして、貴自衛隊は、口径50機関銃に使用する弾薬として、12.7mm普通弾、12.7mmえい光弾(以下、これらを合わせて「12.7mm訓練実包」という。)、12.7mm徹甲焼い弾及び12.7mm空包の4種類の弾薬を保有している。このうち12.7mm訓練実包については、陸上自衛隊(以下「陸自」という。)が貴自衛隊分を含めて一括して調達し、貴自衛隊が口径50機関銃の射撃訓練等で使用するために管理換により取得したもので、管理換を受けた時期は不明であるが、製造年月は最新のものでも、12.7mm普通弾は平成5年4月、12.7mmえい光弾は元年8月となっており、近年、貴自衛隊において新規の取得は行われていない。そして、12.7mm訓練実包については、補給本部が策定した「技術指令書 航空自衛隊弾薬等整備基準」等に基づいて検査等が実施されており、品質上の問題はなく、使用可能な状態で保管されている。

また、陸自及び海上自衛隊(以下「海自」という。)においては、M2及びM2と同型の12.7mm重機関銃を保有しており、これらの射撃訓練に使用する12.7mm訓練実包を毎年度調達している。

(2) 警備火器の射撃訓練の計画等

貴自衛隊は、「航空自衛隊の教育訓練に関する訓令」(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)等に基づき、隊員の練度を向上して精強な部隊等を練成することを目的として練成訓練を実施している。練成訓練は、個人の練成訓練(以下「個人訓練」という。)と部隊等の練成訓練に区分され、貴自衛隊は警備火器の射撃訓練について、個人訓練として、部隊等の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能を向上させる目的で、航空幕僚長が定める実施基準(以下「実施基準」という。)に基づいて実施することとしている。

射撃訓練の実施に当たっては、「航空自衛隊の練成訓練に関する達」(平成4年航空自衛隊達第11号)等の規定により、部隊等の長が、航空幕僚長が示す年度練成訓練計画、実施基準、補給本部長等から送付される部隊等ごとの射撃訓練に使用する弾薬の割当数量(M2は1丁当たりの、M55は1基当たりの割当基準を基にして算定される。)に関する通知文書等に基づいて当該部隊等の年度練成訓練計画を作成の上、実施することとされている。また、警備火器の射撃訓練は、原則として部隊等ごとに実施することとされ、必要に応じて他部隊等に委託して実施したり、他部隊等と合同で実施したりすることができることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、12.7mm訓練実包は、近年、新規の取得が行われておらず製造されてから相

当期間を経過したものが保有されている状況にある。そこで、本院は、有効性等の観点から、12.7mm訓練実包が射撃訓練等に有効に活用されているか、また、保有数量が適切なものとなっているかなどに着眼して、航空幕僚監部、補給本部、武器弾薬の補給業務を担任する第4補給処、基地等の警備の目的で口径50機関銃を保有する46部隊等において、12.7mm訓練実包を使用した口径50機関銃の射撃訓練の実施状況、12.7mm訓練実包の消費実績等について、地上武器原簿、物品管理簿等の帳簿類を確認するなどして検査を実施した。

(注) 46部隊 第1、2、3、4、5、6、7、8各航空団、第1、13、23、42、43、45各警戒群、第5、7、9、15、17、18、19、22、26、28、29、33、35、37、44、46各警戒隊、第1、2、3、4、5、6、7、8、11、21、22各高射隊、第1輸送航空隊、第11、12両飛行教育団、第3術科学校、第1教育群

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、各部隊における口径50機関銃の射撃訓練の実施状況についてみたところ、12.7mm空包を使用した射撃訓練については、多くの部隊で実施されていたものの、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練については、表1のとおり、一部の部隊でしか実施されていない状況となっていた。

表1 最後に12.7mm訓練実包を使用して射撃訓練を実施した時期等ごとの部隊数 (単位：部隊)

実施時期等 装備品名	実績なし	平成2 年度以前	3年度 ～ 7年度	8年度 ～ 12年度	13年度 ～ 17年度	18年度 ～ 22年度	計
M2	19	18	1	1	2	2	43
M55	3	1	3	1	2	0	10

(注) 計欄は、M2又はM55の保有部隊数を示す。なお、M2とM55の両方を保有している部隊は7部隊ある。

そして、貴自衛隊は、近年、多くの部隊で12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練を実施していない理由について、各部隊において、12.7mm訓練実包の射撃に対応した耐久性及び安全性が確保された演習場等を保有しておらず、また、この条件を満たす陸自や海自の演習場等を確保できなかったためであるとしている。

貴自衛隊では、12.7mm訓練実包を使用した口径50機関銃の射撃訓練は、警備の実施に関する能力を練成するために必要なものであるとしている。しかし、各部隊が合同で陸自や海自の演習場等で当該訓練を実施するなどして、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練をより円滑に実施することについて十分に検討していない状況となっていた。

前記のとおり、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練の実績が低調となっていることから、12.7mm訓練実包の近年の消費実績について検査したところ、表2のとおり年間1,000発程度となっていて貴自衛隊の保有数量に対して極めて僅かな数量しか消費されていなかった。

表2 12.7mm訓練実包の消費実績 (単位：発)

年度 弾薬名	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
12.7mm普通弾	884	784	762	1,012	1,082	4,524
12.7mmえい光弾	0	0	0	0	100	100

そして、貴自衛隊における22年度末現在の12.7mm訓練実包の物品管理簿上の価格は、12.7mm普通弾3735万余円、12.7mmえい光弾615万余円、計4350万余円となっているが、現在のような射撃訓練の実施状況のまま推移すると、貴自衛隊が保有する12.7mm訓練実包は、今後50年以上経過した時点でもなお大量に保有されていることとなり、今後も極めて長期にわたり多くの12.7mm訓練実包が有効に活用されない状況が継続することとなる。

しかし、貴自衛隊は、前記のとおり12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練をより円滑に実施することや、12.7mm訓練実包の消費実績等を踏まえた適切な保有数量を検討してこれを上回る数量を保有することになる場合には陸自又は海自に管理換することなどについて十分に検討していなかった。

(是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、12.7mm訓練実包の多くが長期にわたり射撃訓練に使用されることなく保有されたままとなっていて有効に活用されていない事態は適切ではなく、是正改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、射撃訓練等に使用するために保有している12.7mm訓練実包を有効に活用するための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

前記のとおり、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練の実績が低調であることなどから、今後も極めて長期にわたり多くの12.7mm訓練実包が射撃訓練等に有効に活用されない状況が継続することが懸念される。

については、貴自衛隊において、12.7mm訓練実包を使用した射撃訓練をより円滑に実施することや、12.7mm訓練実包の消費実績等を踏まえた適切な保有数量を検討してこれを上回る数量を保有することになる場合には陸自又は海自に管理換することなどについて検討することにより、12.7mm訓練実包の有効活用を図るよう是正改善の処置を求める。

(4) 防衛装備品の部品等の一般輸入調達に当たり、品代に取次手数料が含まれていることを踏まえ、商社等と外国製造会社等との取引の実態を把握して取次手数料の取扱いを定めることなどにより、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省	(項) 武器車両等整備費
	平成18、19両年度は、 平成17年度は、	(項) 武器車両等購入費
		内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁
	平成18年度は、 平成16、17両年度は、	(項) 航空機整備費
内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁		(項) 航空機購入費
(項) 艦船建造費		

	<p>〔平成 17 年度は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)艦船建造費 (項)装備品等整備諸費〕</p> <p>〔平成 17 年度は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)装備品等整備諸費 (項)研究開発費〕</p>
部 局 等	内部部局(装備品等調達制度の所掌部局) 装備施設本部(平成 18 年 7 月 31 日から 19 年 8 月 31 日までは装備本部。18 年 7 月 30 日以前は契約本部)等 10 調達実施機関
輸入品等売買契約等	80 件(平成 16 年度～20 年度)
部品等の一般輸入調達の概要	防衛装備品を製造又は修理するために使用する部品等を外国から商社等を通じて輸入する調達
商社等が受け取る取次手数料の概要	商社等が外国製造会社又は外国販売代理店に部品等の代金を支払った後に、外国製造会社又は外国販売代理店からコミッション等として受け取る金額
契約の相手方	商社等 7 社
取次手数料が含まれている契約及び契約金額	78 件 60 億 4426 万円(背景金額)(平成 17 年度～20 年度)

【意見を表示したものの全文】

一般輸入により調達する部品等の予定価格の算定等について

(平成 23 年 10 月 13 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 一般輸入調達の概要

(1) 一般輸入による調達

貴省は、装備品及び役務(以下「防衛装備品」という。)の調達を行っている。防衛装備品の調達は、国産品について国内製造会社等から行う調達と、輸入品について外国から直接又は輸入業務を行う企業(商社及び国内製造会社。以下「商社等」という。)を通じて行う調達(以下「輸入調達」という。)とに区分される。さらに、輸入調達には商社等を通じた輸入(以下「一般輸入」という。)による調達(以下「一般輸入調達」という。))と「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和 29 年条約第 6 号)等に基づくアメリカ合衆国政府からの有償軍事援助(Foreign Military Sales)による調達とに区分される。

そして、一般輸入により防衛装備品を調達するに当たり、調達業務を実施している装備施設本部(平成 19 年 8 月 31 日以前は装備本部、18 年 7 月 30 日以前は契約本部)、各自衛隊の部隊等(以下、これらを合わせて「調達実施機関」という。)は、商社等を通じて外国製造会社又は外国販売代理店(以下、これらを合わせて「外国製造会社等」という。)から見積資料を提出させ、これに基づき予定価格を算定し、入札を実施するなどして、商社等との

間で輸入品等売買契約等を締結している。

(2) 一般輸入により調達する部品等

調達実施機関が一般輸入により調達する部品等は、各防衛装備品を設計した外国製造会社が当該装備品を製造又は修理するために作成した図面において指定している交換用のものであり、各自衛隊が制定した要領において輸入調達に限定されている。そして、当該要領において、部品等の品名、番号、製造している外国製造会社等を指定しており、各自衛隊は調達要求元として、当該要領に基づき必要の都度、調達実施機関に対して調達要求を行っている。

また、一般輸入により調達する部品等は、おおむね、各防衛装備品を設計した外国製造会社のみが製造しているもの(以下「独自品」という。)と、規格が標準化されていて複数の外国製造会社で製造されているもの(以下「標準品」という。)とに区分される。独自品は、販売代理店契約を締結するなどした特定の商社等に取扱いが限定されている。一方、標準品は、一般輸入の場合、販売経路を確立している外国販売代理店から商社等が仕入れを行っている。

(3) 一般輸入調達における予定価格の算定方法

国の物品購入等の契約における予定価格は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)の規定により、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないとされている。そして、貴省は、一般輸入により調達する部品等の予定価格については、予決令の規定によるほか、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「算定基準訓令」という。)の規定に基づき、仕様書、契約方式その他の契約条件等を基に算定することとしている。

ア 品代の計算

算定基準訓令等によると、輸入品の計算価格の計算項目は、品代、輸入手数料、販売直接費等とされており、輸入品に特有の通関等の輸入に関する費用を除くと国産品と同様の計算項目となっている。このうち、品代については原則としてCIF^(注1)価格によることとされており、商社等を通じて提出された、外国製造会社等が発行した見積書のCIF価格等を審査して算定している。

また、算定基準訓令等によると、国産品の品代については、手数料等を含むものは、その額を控除することとされているのに対して、輸入品の品代については、CIF価格等としているのみで、手数料等に関しては規定されておらず、国産品の品代と異なり、手数料等を控除することは明記されていない。

(注1) CIF 価格 輸出者が積み地の港で本船に積み込むまでの一切の費用を含んだ価格(外貨)に外国内諸掛(外貨)、国内到着地までの海上運賃又は航空運賃(外貨)及び輸入者が負担する海上保険料を加えた価格

イ 輸入手数料の計算

算定基準訓令によると、国産品の手数料は、一般管理費、販売費、利子(以下「一般管理費等」という。)及び利益の総額とされており、その額については、品代に手数料率を乗じて計算することとされている。手数料率は調達物品等の取引の実情に応じて販売価格及び仕入原価から算出する方法などを基準とし、調達物品等の種類、数量、金額、納期等を考慮の上、調達物品等の販売に関する用役の程度に応じて合理的に配賦されるよ

うに定めることとされている。

一方、輸入品の計算価格の計算項目のうち輸入手数料は、国産品の手数料に準じて一般管理費等及び利益の総額とされており、その額については、品代に輸入手数料率を乗じて計算することとされている。そして、輸入手数料率は、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等にかかわらず、品代の金額の区分に応じて一律に算出することとされており、全ての調達実施機関で共通のものとなっている。

(4) 原価の調査

一般輸入調達の契約後、調達実施機関は、契約金額に疑義が生ずるなどして、原価を確認する必要があるなどの場合は、輸入品等売買契約一般条項(以下「一般条項」という。)等の規定により、契約相手方である商社等に対して、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めたり、商社等の関係場所に立入調査をしたりなどすることができる。その際、商社等は、当該調査に協力することが義務付けられている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、参議院から検査要請を受けて、平成21年10月に「防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達に関する会計検査の結果について」を報告している。その所見において、貴省が今後留意すべき点として、防衛装備品の一般輸入による調達に当たって、「販売手数料等については、20年度から行っている商社等に対する輸入調達調査等において、商社等と外国製造会社等との間の契約に基づく業務内容及びそれに対する対価の授受の状況や見積書の品代の内容の状況把握に努め、これらを計算価格の算定において適切に反映させる」必要があることを記述している。そして、「本院としては、今後とも、防衛装備品の一般輸入による調達が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする」と記述しており、参議院からの検査要請の契機となった貴省と株式会社山田洋行を含む3社との契約において品代の請求額を水増しして過大請求が行われていた事態は、主に部品等の一般輸入調達に係るものであった。

上記を踏まえ、本院は、経済性等の観点から、部品等の一般輸入調達について、商社等と外国製造会社等との間の売買代金の授受の状況はどのようになっているか、見積資料に記載された品代が取引の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、防衛省内部部局及び装備施設本部等^(注2)10調達実施機関と商社等であるA社等7社との間で16年度から20年度までの間に締結された一般輸入により部品等を調達する契約計80件、契約金額計62億0315万余円(16年度1件、契約金額2724万余円、17年度24件、同25億5546万余円、18年度18件、同14億7767万余円、19年度22件、同14億8330万余円、20年度15件、同6億5945万余円)を検査の対象として、調達実施機関において、実績額報告書等^(注3)を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。さらに、A社等7社において、会計帳簿等の書類を確認するなどして検査するとともに、外国製造会社B社等35社及び外国販売代理店C社等5社計40社(以下「外国製造会社等40社」という。)から仕入れた部品等について、外国製造会社等40社から発行された請求書、A社等7社の総勘定元帳や外国送金仕向計算書等の書類を確認するなどして検査した。

(注2) 装備施設本部等10調達実施機関 装備施設本部、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、同自衛隊艦船補給処、同自衛隊航空補給処、同自衛隊横須賀総監

部、航空自衛隊第1補給処東京支処、同自衛隊第2補給処、同自衛隊第3補給処、同自衛隊第4補給処

(注3) 実績額報告書等 特約条項に基づき特定費目の代金の確定等が必要な場合は、商社等が実際に要した金額を記載して作成した報告書に外国製造会社等の請求書、外貨決済レート及び送金を証明する書類等を添付して商社等に提出させるもの

(検査の結果)

検査したところ、一般輸入調達について、次のような事態が見受けられた。

(1) 取次手数料及び粗利の状況

A社等7社との全80契約のうちA社等5社との78契約についてみると、輸入品等売買契約73件、契約金額計60億0582万余円については、独自品の調達であることから、A社等5社は外国製造会社と販売代理店契約を締結するなどして仕入れていた。また、当該5社のうち2社は、輸入品等売買契約5件、契約金額計3844万余円について、標準品の調達であることから、既に販売経路を確立している外国販売代理店から仕入れていた。

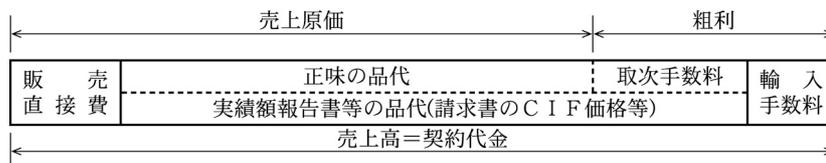
上記の調達については、前記のとおり、調達実施機関は輸入手数料を品代等に加えることにより、予定価格を算定していたが、本院が、A社等5社と締結した上記の78契約について、取引の実態を調べて各契約の収支の状況等を確認したところ、当該5社において、外国製造会社等に部品等の代金を支払った後に、当該外国製造会社等からコミッション等(以下「取次手数料」という。)の名目により計5億7178万余円を受け取っている事態が見受けられた。このように商社等が受け取っていた取次手数料は、輸入品の品代の中に含まれる形で外国製造会社等から商社等に請求されていたが、調達実施機関が商社等に対して提出を求めている実績額報告書等ではその状況の把握が困難であり、現に、調達実施機関は把握していなかったとしていた。そして、各契約における請求書から各外国製造会社等別に品代の支払額(外貨)に対する取次手数料の額(外貨)の割合(以下「取次手数料の率」)^(注4)をみると、4.0%から46.1%、平均12.2%となっていた。

(注4) この取次手数料の率を算出するために用いた取次手数料は、外国製造会社から後日取次手数料として支払われた総額であり、商社等が受け取った額だけでなく、外国販売代理店及び商社等の現地法人が受け取った額も含んでいる。

上記のとおり、取次手数料は、品代の一部として請求されていたが、この状況を各契約における商社等の売上高、売上原価等を用いて示すと次のとおりである。

すなわち、部品等を外国製造会社等から仕入れる際に品代として支払った代金から、商社等が受け取った取次手数料を控除するなどして正味の品代が計算される。そして、輸入手数料も含めた契約代金である売上高から、正味の品代に販売直接費を加算して得られる売上原価を差し引くと、一般管理費等を控除する前の利益(粗利)となる(図1参照)。

図1 各契約における商社等の取引の実態で判明した品代を基準に算出した粗利



(注) 粗利率(売上高-売上原価)÷売上高×100

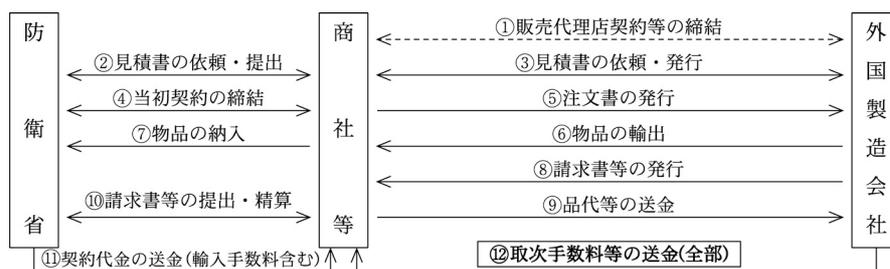
この粗利は、予定価格の計算項目では輸入手数料に相当するが、実際には図1のとおり、輸入手数料の他に、計算項目では想定されていない取次手数料が含まれており、当該契約に係る一般管理費等を差し引くと商社等の利益となっている。そこで、契約ごとに粗利を算出し、売上高に占める粗利の割合(以下「粗利率」という。図1参照)を算出すると、0.3% から 31.7%、平均 10.2% となっていた。

上記の取次手数料を受領している事態を、独自品又は標準品の部品等の種類及び取引の形態ごとに分類すると、次のアからエまでのとおりとなっていた。

ア 独自品について、商社等が外国製造会社から直接輸入する取引形態

商社等は、外国製造会社から直接、取次手数料を受領していた(図2-1参照)。

図2-1

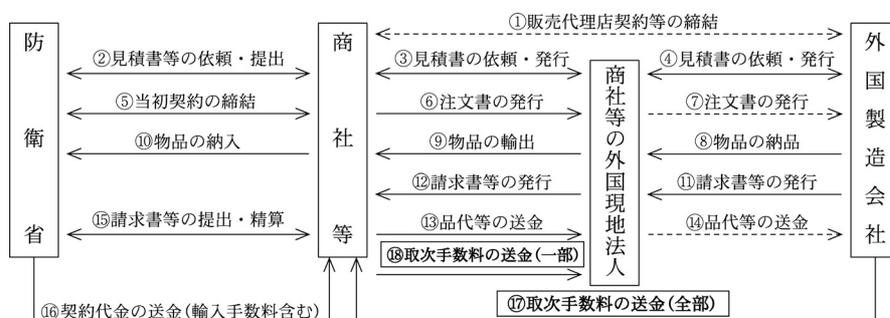


(注) 図中の点線は、本院の検査により直接確認できなかったものの、その他の書類等により間接的に確認したものを表している。以下、図2-2から図2-4までについても同様。

イ 独自品について、商社等がその外国現地法人に輸入業務を分担させている取引形態

商社等は、外国製造会社から直接、取次手数料を受領して、商社等の外国現地法人に対して、その取次手数料の一部を支払っていた(図2-2参照)。

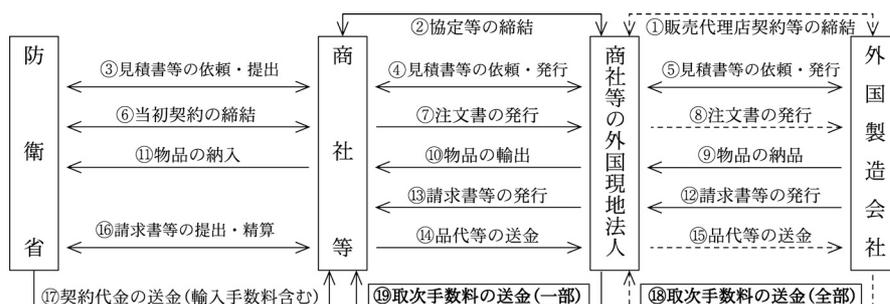
図2-2



ウ 独自品について、商社等が、当該商社等の外国現地法人との間で協定等を締結し、当該外国現地法人が主として輸入業務を担当している取引形態

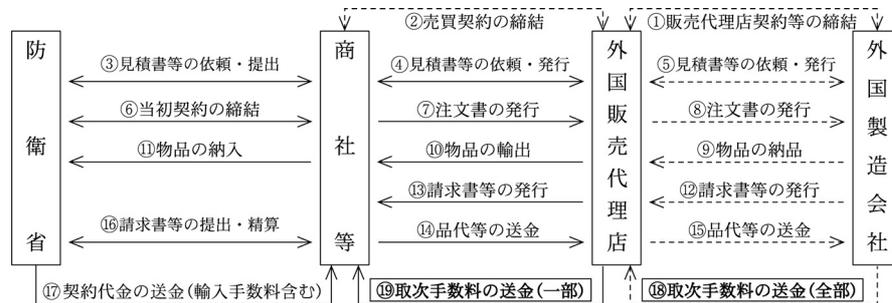
商社等は、その外国現地法人を経由して、外国製造会社からの取次手数料の一部を受領していた(図2-3参照)。

図2-3



エ 標準品について、商社等が、特定の外国販売代理店から仕入れを行っている取引形態
 商社等は、当該外国販売代理店を経由して外国製造会社からの取次手数料の一部を受
 領していた(図2-4参照)。

図2-4



また、上記のアからエまでの態様別に、取次手数料の率、粗利率及び粗利率と輸入手
 料の率の開差をそれぞれ算定したところ、次表のとおりとなっており、粗利率は輸入手
 料の率を平均 8.0 ポイント上回っていた。

(注5) 輸入手数料の率 $\text{輸入手数料} \div \text{売上高} \times 100$

(注6) 粗利率と輸入手数料の率との開差 $\text{粗利率} - \text{輸入手数料の率}$

表 態様別の粗利率及び粗利率と輸入手数料の率との開差

態様	商社等数	外国製造会社等数	契約件数	契約金額 千円	品代 千円	取次手数料 千円	取次手数料の率		粗利率A %	輸入手 料の率B %	A - B
							最大	最小			
ア	3	4	5	425,649	238,358	24,495	最大	28.57	21.02	3.07	9.39
							最小	10.00	2.70	0.76	
							平均	17.34	11.43	2.04	
イ	3	19	59	5,531,946	5,312,785	540,061	最大	46.16	31.78	3.59	8.64
							最小	4.00	2.98	0.57	
							平均	11.73	10.67	2.03	
ウ	3	12	11	310,257	176,237	7,241	最大	20.28	21.13	4.07	4.92
							最小	6.42	0.33	1.20	
							平均	10.46	7.69	2.77	
エ	2	5	5	55,146	45,337	2,399	最大	30.16	14.79	4.75	3.83
							最小	5.00	1.20	2.27	
							平均	15.04	7.24	3.40	
合計	5	40	78	6,044,265	5,731,964	571,782	最大	46.16	31.78	4.75	8.01
							最小	4.00	0.33	0.57	
							平均	12.20	10.26	2.25	

(注) 同一の契約が複数の態様に該当しているものがあるため、各態様の契約件数、契約金額、品代及び取次手数料を合計しても合計の欄と一致しない。

以上のように、実績額報告書等の品代は、正味の品代に取次手数料を加算したものとなっているのに、調達実施機関がこの事実を把握しないまま予定価格を算定している事態は適切とは認められない。

このうち、アの事例を掲げると、次のとおりである。

<事例>

装備施設本部とA社との契約において、商社であるA社と外国製造会社であるB社との取引では、A社がB社に対して21年3月に167,170.00ユーロ(邦貨換算額19,578,950円)を支払い、後日、B社から取次手数料として24,570.51ユーロ(邦貨換算額2,877,698円)を受け取っていた。しかし、A社は、品代に含まれていた取次手数料を計上することなく実績額報告書等を作成して、装備施設本部に提出し、装備施設本部は当該実績額報告書等に基づき精算を行っていた。このため、上記契約の輸入手数料の割合は2.1%となるのに対して、粗利率を算出すると、21.0%となっていた。

(2) 国内製造会社を通じた一般輸入

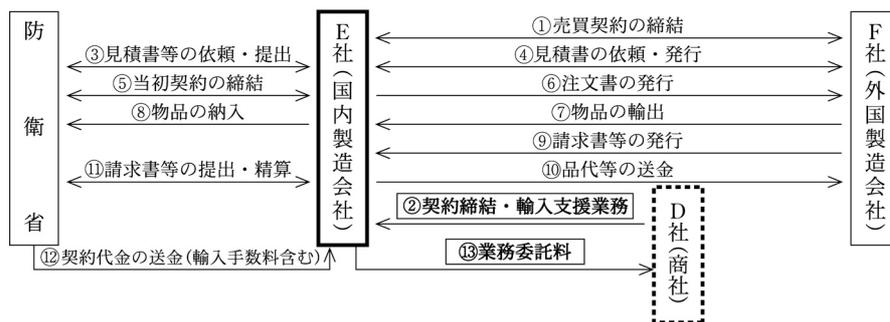
前記のA社等7社との契約のうち、商社D社及び国内製造会社E社との契約で、それぞれ輸入により共通した部品等を調達している2契約(契約金額、計1億5888万余円)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、装備施設本部は、外国製造会社F社の航空機の交換用部品(独自品)を17年度以前はD社を通じた一般輸入により調達していたが、18年度以降はF社と航空機の製造、修理及び部品販売に関する技術提携契約を締結している国内製造会社E社(18年度から入札に参加)と輸入品等売買契約を締結していた。

このような状況となっていたことから、本院は、上記の2契約について、D社及びE社の両社とF社との間の取引状況を、発注書、見積書、請求書、会計伝票等により検査した。その結果、D社を通じた一般輸入調達の場合、前掲図2-2のとおり、D社は、外国現地法人を経由し、F社に対して品代を支払い、後日、F社から取次手数料を受け取り、D社の外国現地法人に取次手数料の一部を支払っていた(前記イの態様に相当)。

一方、E社を通じた一般輸入調達の場合は、図3のとおり、E社は、D社に対して契約締結業務、一般輸入調達に関する各種手続等を支援する業務を委託していたものの、F社との間で技術提携契約を締結していることから、F社と直接売買契約を締結することができたため、品代に取次手数料が含まれていなかった。

図3



そこで、前記の2契約で共通する54部品等の単価について、F社が発行している見積資料等により比較すると、1部品等を除き、F社と直接売買契約を締結しているE社の単価は、取次手数料が不要となることなどから、D社の単価に対して239.35米ドルから8,550.80米ドル低額となっていて、国内製造会社E社の契約は、商社D社との契約に比べ、全体として値下がりしていた。

このように、外国製造会社との間で締結した技術提携契約に基づいて装備品の製造等を実施している国内製造会社が、当該外国製造会社から交換用と指定されている独自品を直

接購入することは、前記イの態様以外の取引形態においても可能であることから、そのような場合、調達実施機関は、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等を考慮した上で、このような契約を締結することが可能かどうかを検討する必要があると認められる。

(3) 原価の調査の実施状況

(1)のとおり、輸入品の品代が、正味の品代に取次手数料を加算したものとなっていて、粗利率と輸入手数料の率とに開差がある状況となっている事態を踏まえ、本院は、主な調達実施機関に対する会計実地検査の際、調達実施機関自らが、一般条項の規定による原価の調査を実施することの必要性について見解を聴取した。

その結果、各調達実施機関は、契約金額に疑義が生じた場合とはどのような事態が該当するかが明確に定められていないことなどを理由として、調査を実施する予定はないとの説明であった。また、調達実施機関が一般輸入調達のために商社等と締結している輸入品等売買契約においても、算定基準訓令と同様に、品代等に係る定めはあるものの、取次手数料の取扱いについての定めがないことなどから、商社等も取次手数料について明らかにしていない状況が見受けられた。

(改善を必要とする事態)

前記の78契約について、調達実施機関が、取次手数料を把握していないため、取次手数料を含んだ品代を基準として予定価格を算定していたり、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等に応じて、取次手数料の取扱いを考慮した予定価格の算定や、国内製造会社が外国製造会社と直接売買契約を締結するなどの契約の方法を検討していなかったりしている事態は、取引の実例価格等を反映した適切なものであるとは認められず、改善の要があると認められる。また、品代に疑義が生じた場合に一般条項に基づく原価の調査を実施していない事態は、当該規定が形骸化し、過大請求の誘因にもなり得ることから、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として次のようなことによると認められる。

- ア 貴省及び調達実施機関において、商社等を通じて部品等を一般輸入調達する際の実態を十分把握していないこと
- イ 貴省において、一般輸入調達における取次手数料について、算定基準訓令等にその取扱いを明確に定めていないこと
- ウ 貴省及び調達実施機関において、一般輸入調達に際して、契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを明確に定めていないこと
- エ 貴省及び調達実施機関において、一般輸入により部品等を調達する際、独自品、標準品等の部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や契約の方法を検討していないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、一般輸入調達に係る過大請求事案が発生したことを契機に、商社等の経理会計システム等の適正性の確認のために、20年から外国企業に対する調査、国内の商社等に対する輸入調達の調査等を実施していたり、輸入品の売買契約において、取付調整等、契約に付随する役務が含まれる場合については、契約相手方等に対して品代に含まれる費用の内訳を確認できる資料を求めるよう「輸入品の売買契約に係る品代に含まれる費用の確認について

(通知)」(平成20年4月経装4170号)の通知を発して、関係職員に周知したりするなどしている。そして、前記過大請求の事態は、主に部品等の一般輸入調達に係るものであり、貴省は、その全容の解明と同様の事態の調査を継続しており、適正な処理が求められているところである。

については、一般輸入により調達している部品等は、今後も各装備品の整備等を実施する際に継続的に使用されるものであり、引き続き一般輸入により調達する必要があることなどから、予定価格の算定等が適切に行われるよう次のとおり意見を表示する。

- ア 各契約において調査する項目を明確に定めるなどして、一般輸入調達における取引の実態の把握に努めること
- イ 算定基準訓令等を見直し、取次手数料の取扱いを明確に定めること
- ウ 契約金額に疑義が生じた場合の原価の調査等の取扱いを規則等に定めること
- エ 調達する部品等の種類、取引の形態等に応じた予定価格の算定方法や、国内製造会社と外国製造会社との間で直接売買契約が可能な場合これを実施するなどの契約の方法を検討すること

(5) 駐留軍等労働者に対する給与の振込先を原則として一つの口座とすることにより、口座振込みに係る委託費の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)在日米軍等駐留関連諸費
部 局 等	5 地方防衛局
駐留軍等労働者に対する給与の支払事務の委託の概要	各地方防衛局が所掌する駐留軍等労働者に対する給与の口座振込み等の事務を銀行へ委託するもの
駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託費	4926 万余円(平成 21、22 両年度)
給与の振込先を一つの口座とすることにより節減できた委託費	1022 万円(平成 21、22 両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託費の節減について

(平成23年9月21日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託の概要

貴省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号)第12条の規定を受けて、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等(以下「駐留軍等」という。)に必要な労働力を提供するため、駐留軍等のために労務に服する者(平成22年度末現在で25,859名。以下「駐留軍等労働者」という。)を雇用している。

駐留軍等労働者の給与は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成20年条約第1号)第1条の規定により、我が国がその全部又は一部を国費で負担することとされている。また、駐留軍等労働者の身分は国家公務員でなく、国との雇用関係については原則として労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令が適用される。そして、駐留軍等労働者の給与は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第7条の2第1項等の規定により、駐留軍等労働者の同意を得て当該駐留軍等労働者が指定する銀行口座等への振込み(以下「口座振込み」という。)により支払うことができることとされている。このため、駐留軍等労働者の給与等に関する事務を所掌する貴省の地方支分部局である地方防衛局等は、駐留軍等労働者の過半数が組織する労働組合との間で協定を締結し、現在では駐留軍等労働者に対する給与のほとんどを口座振込みにより支払っている。

駐留軍等労働者に対する給与の支払事務は、各地方防衛局のうち駐留軍等の所在しない北海道、近畿中部両防衛局を除く6地方防衛局^(注)が所掌しており、「駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律」(昭和25年法律第5号)に基づき、当該事務の一部を銀行へ委託して取り扱わせることができることとされている。これにより、6地方防衛局は、それぞれ銀行との間で駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託契約を締結しており、口座振込みに要する経費は、委託費として雇用主である国が負担している。

(注) 6地方防衛局 東北、北関東、南関東、中国四国、九州、沖縄各防衛局

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、駐留軍等労働者に対する給与の支払事務の銀行への委託について、委託費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、21、22両年度における駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託契約(契約件数計16件、契約金額計49,518,060円)を対象として、6地方防衛局のうち東北防衛局を除く5地方防衛局において契約関係書類等により会計実地検査を行うとともに、東北防衛局については委託費に係る調書を徴するなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、6地方防衛局は、給与の口座振込みについて振込先を一つの口座に限定せず、駐留軍等労働者の希望する一定額をもう一つの口座(以下「第2口座」という。)に振り込むことを認める取扱いとしていた。そして、委託費が定額の基本料のみとなっている九州防衛局を除く5地方防衛局は、第2口座を含めた振込件数に振込手数料を乗ずるなどして委託費を算定し、それに基づき各銀行と委託契約を締結しており、5地方防衛局の21、22両年度における第2口座への給与の振込件数及びこれに係る委託費は、次表のとおり21年度計89,630件、4,981,230円、22年度計91,056件、5,243,583円、合計180,686件、10,224,813円となっていた。

表 給与の振込件数及びこれに係る委託費(平成 21、22 両年度)

	年 度	全ての振込 件数	委 託 費	左のうち第	第2口座へ
				2口座への	の振込みに
				振込件数	係る委託費
	平成	件	円	件	円
東 北 防 衛 局	21	24,679	1,648,500	4,512	386,051
	22	23,797	1,691,970	4,379	389,445
	計	48,476	3,340,470	8,891	775,496
北 関 東 防 衛 局	21	53,015	735,000	12,739	190,915
	22	52,865	735,000	12,687	190,528
	計	105,880	1,470,000	25,426	381,443
南 関 東 防 衛 局	21	167,671	17,257,695	33,506	3,577,543
	22	167,974	16,880,850	33,558	3,495,559
	計	335,645	34,138,545	67,064	7,073,102
中 国 四 国 防 衛 局	21	27,481	1,648,845	5,406	334,780
	22	27,555	1,669,950	5,389	403,876
	計	55,036	3,318,795	10,795	738,656
沖 縄 防 衛 局	21	159,080	2,798,250	33,467	491,941
	22	162,282	4,200,000	35,043	764,175
	計	321,362	6,998,250	68,510	1,256,116
合 計	21	431,926	24,088,290	89,630	4,981,230
	22	434,473	25,177,770	91,056	5,243,583
	計	866,399	49,266,060	180,686	10,224,813

一方、駐留軍等労働者と同じく国費から給与が支給されている国家公務員の給与の口座振込みについては、人事院規則9-7(俸給等の支給)等により、例えば転居を伴う異動等により職員と別居をすることとなる家族の生活費等の引出しに必要である場合で、当該別居前の地域に、当該別居後に職員が在勤する地域に有することとなる振込口座のある金融機関の店舗等がないため、その家族には利用できない場合などを除き、原則として一つの口座への全額振込みとされている。これは、全額振込みの進捗状況や金融機関間のネットワーク化をはじめとしたサービス向上等の状況を踏まえた措置であるとされている。

そして、駐留軍等労働者は、基本的に勤務することとなる駐留軍の基地等が指定されて採用され、転居を伴う異動がほとんどないことなどから、給与の全額を原則として一つの口座に振り込むこととしても駐留軍等労働者の利便性を著しく損なうことにはならないと認められる。

(改善を必要とする事態)

国費から給与が支給され、かつ転居を伴う異動がほとんどない駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みについて、振込先の口座を一つの口座とせず、二つまで認める取扱いとして委託費を算定している事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、駐留軍等労働者に対する給与の口座振

込みに係る委託について、金融機関のサービス向上等の状況、駐留軍等労働者の勤務の実態等を踏まえ、委託費の節減に向けての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

駐留軍等労働者に対する給与の口座振込みに係る委託は、今後も継続して行われることが見込まれることから、昨今の我が国の厳しい財政状況を踏まえ、委託費についてはより一層の節減を図ることが求められる。

については、貴省において、駐留軍等労働者に対する給与の振込先を原則として一つの口座とすることにより、口座振込みに係る委託費の節減を図るよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) りん議決裁システムを利用して起案する文書の対象を具体的に規定したり、積極的なシステム利用を促したりなどすることによりシステムの有効な利用が図られるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (平成19年度は(項)防衛本省、平成18年度は(項)防衛本庁)
	〔平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁〕
部 局 等	内部部局
りん議決裁システムの概要	起案文書の作成等に当たり、意思決定の迅速化や的確な情報管理を図るなどのため、起案、合議、審査、決裁等の業務を電子的に行うシステム
上記システムの運用等に係る経費	2億5558万円(平成16年度～22年度)

1 りん議決裁システムの概要

防衛省は、「総合的な文書管理システムの整備について」(平成12年3月各省庁事務連絡会議及び行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)において、行政機関が作成・取得した文書について、情報通信技術を活用して組織的に適正に管理するため、総合的な文書管理システムを整備することとされたことなどの政府の行政情報化の方針を受けて、起案文書の決裁等の業務を電子的に行うため、平成13年度からりん議決裁システムの開発等を行い、16年度から運用を開始している。

りん議決裁システムは、各種サーバ、端末、ソフトウェア等で構成されており、防衛省の内部部局における起案文書の作成等に当たり、意思決定の迅速化や的確な情報管理を図るなどのため、起案、合議、審査、決裁等の業務を電子的に行うものである。

りん議決裁システムの16年度から22年度までの運用等に係る経費は、サーバ等機器の借料2億2565万余円(16年度から22年度まで)及び改修費2992万余円(16年度から21年度まで)、計2億5558万余円となっている。

そして、「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(平成19年4月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、総務省が文書管理業務・システムの効率化・高度化を図る観点から、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システム(以下「一元的システム」という。)を整備することとされたことを受けて、各府省は、一元的システムを最大限活用することとされた。防衛省は、現在のりん議決裁システムを廃止して、24年度からこの一元的システムに移行することとし、電子決裁は引き続き一元的システムの電子決裁機能を活用して行うこととしている。一元的システムへの移行に当たって、決裁業務の処理方法等の見直しは予定されておらず、また、両システムはどちらも防衛省内のネットワーク等を利用して決裁等を行うもので、その操作性には大きな違いはないことなどから、基本的な業務処理や操作方法等はそのままりん議決裁システムから一元的システムに引き継がれることとなる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、りん議決裁システムが有効に利用され、意思決定の迅速化や的確な情報管理が図られているかなどに着眼して、内部部局において、りん議決裁システムの利用データ等を基に同システムを利用した起案文書の件数等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) りん議決裁システムの利用状況

りん議決裁システムは、防衛省の内部部局のうち、地方協力局を除く大臣官房及び4局の秘書課等29課(22年度末現在)において利用されることとなっており、これらの課が年間に起案する文書数は約14,000件となっている。そして、16年度から22年度までの間にりん議決裁システムを利用した実績がある課は、17課(16年度から22年度までの間に廃止等された課で利用があった場合は、その業務を承継した22年度末現在の該当課に振り分けた。)と全体の6割程度にとどまっており、その利用件数は、18年度の734件をピークに減少し、22年度は全く利用されていない状況となっていた(表参照)。

表 りん議決裁システムを利用した起案文書の件数等

年 度	平成16	17	18	19	20	21	22
利 用 件 数	59	401	734	331	37	2	0
利用した課の数	6	10	17	15	5	1	0

(2) りん議決裁システムの運用管理状況等

防衛省は、りん議決裁システムの運用のために、「内部部局におけるりん議決裁システムの運用要領について(通知)」(平成16年3月官文第1901号。以下「運用要領」という。)を制定している。そして、運用要領によれば、決裁者及び承認者が、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官及び防衛事務次官となる起案文書等については、りん議決裁システムを利用して起案する文書の対象から除くこととされている。また、これら以外の起案文書については活用に努めると規定されているだけで、りん議決裁システムを利用することで確実に事務の効率化等が図られる定型的な起案文書等も、同システムを利用すべき対象として

定められておらず、その利用も義務付けられていなかった。このため、運用開始から一度も利用していない課があったり、利用の実績がある課においても、運用開始当初は利用がなかったり、2年間から3年間で利用しなくなったりしている課があるなど、各課におけるりん議決裁システムの利用状況は区々となっていた。

そして、各課における利用件数の把握状況についてみたところ、りん議決裁システムには利用者の案件処理状況を帳票として出力できる機能が備わっており、これを活用することで利用件数を確認することができることとなっていたが、実際にはこの機能を活用した利用件数の確認は行われておらず、このため利用向上のための適切な措置も執られていない状況となっていた。

また、導入当初は、りん議決裁システムの操作方法等に係る研修等に伴い利用啓発が行われていたが、その後は組織的な研修等は行われておらず各課にその取組が任されていたため、利用啓発が十分ではない状況となっていた。

りん議決裁システムは行政の情報化という政府の方針に従って導入されたものではあるが、以上のように、同システムの運用管理体制等が整備されておらず、導入当初から利用が低調であり、22年度には全く利用されていない事態は適切とは認められず、また、24年度から移行する予定の一元的システムにおいても電子決裁機能が活用されないおそれもあることから、早急に改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 運用要領において、基本的な利用の考え方として、前記のとおり、一定の起案文書以外のものについては、活用に努めると規定されているだけで、定型的な起案文書等も、りん議決裁システムを利用すべき対象として定められておらず、その利用も義務付けられていなかったこと
- イ 各課ごとのりん議決裁システムの利用状況を的確に把握しておらず、このため、その利用向上に向けての取組が十分でなかったり、職員に対する研修等についても各課に任せるなど、利用啓発についての組織的な取組が十分でなかったりしたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、りん議決裁システムの有効な利用が図られ、ひいては一元的システム移行後も電子決裁機能が活用されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 23年8月に新たに「りん議決裁システム運用管理要領」を制定し、原則としてりん議決裁システムを利用して起案する文書の対象として定型的な起案文書等を具体的に規定するとともに、同月各課に通知を発し、これらの起案文書については同システムの利用を義務付けることとして、これを周知徹底した。
- イ 上記の通知において、ア以外の文書についても積極的にりん議決裁システムを利用することとして、同システムを管理する部署が利用件数及び利用対象について確認し、利用件数の少ない課及び利用対象となる起案文書にシステムを利用していない課については的確に指導するとともに、各課自らにも利用件数及び利用対象について点検させるなどして利用を促すこととした。また、りん議決裁システムの利用に係る研修を実施するなど、組織的な取組による利用啓発を継続的に行っていくこととした。

(2) 学士の学位授与に係る学位審査手数料について、国費負担をしないことにより、経費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)人材確保育成費
部 局 等	内部部局(防衛大学校及び防衛医科大学校の管理等の所掌部局)、防衛大学校(支払部局)、防衛医科大学校(同)
学士の学位授与に係る学位審査手数料の概要	学士の学位授与の申請に際し、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対して支払う学位審査手数料
学士の学位授与申請者数	916人(平成21、22両年度)
上記に係る学位審査手数料の合計	2290万円

1 学士の学位授与に係る審査手数料の概要

防衛省は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第14条等の規定に基づき防衛大学校及び防衛医科大学校(以下「防大等」という。)を設置し、幹部自衛官及び医師である幹部自衛官となるべき者に対して教育訓練を行っている。

防大等の教育課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき定められている大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の規定に準拠して行われているが、防大等は、同法に規定する大学ではないことから、防大等の卒業生に対して、同法で定める学士の学位(以下「学位」という。)を授与することはできないこととなっている。

そこで、防衛省は、防大等の卒業生に対する学位取得のため、平成3年に学位授与機構(16年4月以降は独立行政法人大学評価・学位授与機構。以下「機構」という。)に対して、防大等の教育課程が大学の学部等と同等の水準にあることについての認定を受けるための申出書を提出し、同年に、機構から、大学の学部等に相当する教育課程としての認定を受けている。

したがって、3年度以降の防大等の卒業予定者で、学位を申請する者は、防大等を通じて機構に対して学位授与申請書等を提出し、機構が行う審査に合格した場合は、機構から学位が授与されることとなっている。その際、学位の授与を申請するに当たっては、あらかじめ学位審査手数料(以下「手数料」という。)として1人当たり25,000円を機構に支払うこととなっている。そして、防衛省は、この手数料について予算措置を行い、3年度以降は手数料を全額国費で負担している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、手数料を国費負担とする必要性があるかなどに着眼して、内部部局及び防大等において、21、22両年度に防衛省が負担した手数料を対象として、手数料を国費負担とすることとした理由等を聴取するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、他省庁の大学校における手数料の取扱いなどについても調査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

防衛省が、21、22両年度において国費負担した手数料は、表のとおりであり、計916人を対象として計2290万円負担していた。

表 手数料の国費負担状況

		申請者数	左に係る手数料の国費負担額
平成21年度	防衛大学校	376人	9,400,000円
	防衛医科大学校	63人	1,575,000円
	計	439人	10,975,000円
22年度	防衛大学校	410人	10,250,000円
	防衛医科大学校	67人	1,675,000円
	計	477人	11,925,000円
合計		916人	22,900,000円

そして、手数料を国費負担としている理由について、防衛省は、防大等における教育の成果として、その卒業生全員に学位を取得させ、学位を有する幹部自衛官とすることが職務の遂行上必要であると判断したためであるとしていた。

しかし、学位の取得は、自衛官の任官の要件とはなっていないこと、また、学位は、取得した個人にとって大学院等への進学等をはじめ様々な面で社会的価値を有するものことから、基本的に個人に帰属するものであると認められる。

また、他省庁の大学校における手数料の取扱いなどについて調査したところ、他省庁の大学校は、手数料を個人で負担しており、防大等における手数料の国費負担は公平性の観点から均衡を欠いていると認められた。

以上のとおり、防大等の卒業生に対する学位の授与は本人の申請によるものであり、基本的に個人に帰属するものであることなどから、手数料を国費負担としている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、自衛官の任官に当たっては、学位の取得は要件とされており、また、学位は基本的に個人に帰属するものであるにもかかわらず、手数料を国費負担とする必要性について、十分な検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、23年8月に24年度以降の防大等の卒業生については、手数料を個人負担とすることについて、防大等の学生に対して周知するとともに、手数料に係る24年度の予算要求を行わないこととする処置を講じた。

- (3) 補給処に長期間にわたり保管されたままとなっている装備品について、補給の指示を行って部隊等に補給させるとともに、補給の指示が適時適切に行われているか確認するための体制を整備して、装備品を速やかに部隊等に補給して有効に使用させるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
	{平成 18、19 両年度は、 防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等購入費 平成 17 年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費}
部 局 等	陸上幕僚監部
装備品の概要	陸上自衛隊の任務を遂行するために必要な火器、車両、通信電子器材、航空器材、需品器材、衛生器材等
長期間保管されたままとなっていた装備品の数及び物品管理簿上の価格	49 個 9449 万円(平成 22 年度末)

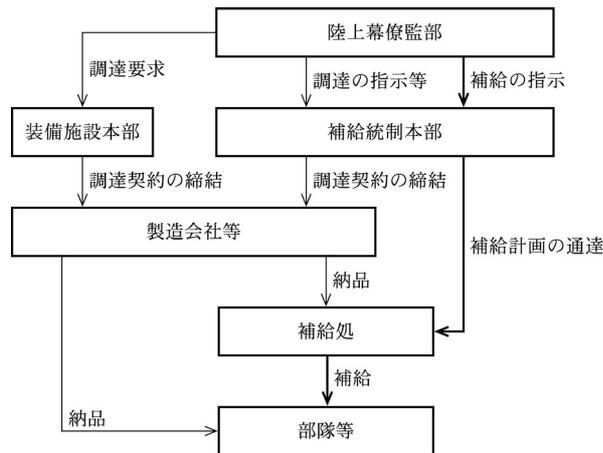
1 装備品の補給の概要

陸上自衛隊は、任務を遂行するために必要な火器、車両、通信電子器材、航空器材、需品器材、衛生器材等(以下、これらを「装備品」という。)を調達して、部隊等に補給している。装備品には、主要装備品その他陸上幕僚監部において特に所要量の算定等を必要とする品目、陸上自衛隊として規格の統一を必要とする品目等(以下、これらを「統制品」という。)などがある。陸上幕僚監部は、統制品の調達に当たり、陸上自衛隊補給管理規則(平成 19 年陸上自衛隊達第 71-5 号)の規定に基づき、毎年度、部隊等における要望、必要性等を考慮した調達基本計画を作成することとなっている。そして、陸上幕僚監部は、同計画に基づき補給統制本部に対して調達の指示等を行い、補給統制本部は、四半期ごとに統制品の調達計画及び部隊等への補給計画を作成することとなっている。

そして、上記の調達計画に基づき、統制品の金額の区分等により補給統制本部又は陸上幕僚監部から調達要求を受けた装備施設本部が製造会社等と調達契約を締結し、調達した統制品の特性等を勘案して、補給処、部隊等に納品させることとしている。

このうち補給処を経由して部隊等に補給される統制品(以下「経由統制品」という。)は、補給処で受領検査等を行った後、部隊等に補給することになっている。ただし、経由統制品には、受注生産のため調達要求から納品までに長期間を要するものがある。これらについては、納品時における部隊等の状況の変化に対応して、補給先の部隊等を変更するなどの必要があることから、補給統制本部が調達計画を作成した段階では補給先の部隊等が指定されおらず、陸上幕僚監部は、納品時の部隊等の状況を検討の上、補給統制本部に対して補給先の部隊等を指定すること(以下「補給の指示」という。)になっている。そして、補給統制本部は、陸上幕僚監部からの補給の指示に基づき補給計画を作成し補給処等へ通達するなどして、部隊等へ補給することになっている(図参照)。

図 陸上自衛隊における調達及び補給に係る手続



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、経路統制品が補給の指示により部隊等に速やかに補給され、有効に使用されているかなどに着眼して、陸上幕僚監部、補給統制本部及び5補給処^(注1)において、経路統制品の部隊等への補給状況について、補給等の関係書類により確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5補給処 北海道、東北、関東、関西、九州各補給処

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

陸上幕僚監部は、平成17年3月から20年10月までの間に補給統制本部又は装備施設本部が調達契約を締結して、18年6月から21年2月までの間に4補給処^(注2)に納品された経路統制品15品目、49個(物品管理簿上の価格計9449万余円)について、調達計画において補給先の部隊等が指定されていないにもかかわらず、補給統制本部に対して補給の指示を行っていなかった。

このため、補給統制本部は、上記49個の経路統制品に係る補給計画を作成することができず、その結果、当該経路統制品は部隊等に補給されずに、4補給処の会計実地検査時点において約1年から4年までの長期間にわたり保管されたままとなっていた。そして、これらの経路統制品を補給すべきであった部隊等においては、任務の遂行に支障が生ずる状況となっていた。

(注2) 4補給処 北海道、東北、関東、九州各補給処

<事例>

補給統制本部が平成17年3月に経路統制品として調達契約を締結し調達した携帯無線機4台(物品管理簿上の価格計7,158,800円)は、18年6月に関東補給処に納品された後、同補給処で受領検査等が行われていた。

しかし、陸上幕僚監部は、上記の携帯無線機4台について、補給統制本部に対する補給の指示を22年5月の会計実地検査時点まで行っていなかった。このため、補給統制本部は、これらの携帯無線機に係る補給計画を作成することができず、その結果、携帯無線機4台は部隊等に補給されずに、関東補給処において約4年間にわたり保管されたままとなっていた。そして、上記の携帯無線機4台を補給すべきであった中央即応集団においては、数量が不足したまま既存の無線機のみで訓練せざるを得ない状況となっていた。

上記のように、陸上幕僚監部から補給統制本部に対して経路統制品の補給の指示が速やかに行われず、4補給処において約1年から4年までの長期間にわたり保管されたままとなっていて、補給すべきであった部隊等の任務の遂行に支障が生じていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、補給統制本部に対して経路統制品の補給の指示を速やかに行って、経路統制品を部隊等において有効に使用させることの認識が十分でなかったこと、また、補給統制本部に対して補給の指示を適時適切に行っているか確認するための体制が整備されていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、前記49個の経路統制品について、補給統制本部に対して補給の指示を行い、23年1月までに、4補給処から部隊等に全て補給させるとともに、23年8月に関係部署に通知文書を発して、補給統制本部と連携を図るため、補給統制本部に対する補給の指示が適時適切に行われているか確認するための体制を整備するなどの処置を講じた。

(4) 多連装ロケットシステムの演習弾の調達に当たって、再利用可能なコンテナの予備数の算定を見直すことにより、必要と認められる予備数を超えて保有しているコンテナを製造会社に官給して効率的に活用するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費	
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部	
再利用コンテナの概要	多連装ロケット弾を装弾するコンテナのうち、ロケット弾発射時に排出される燃焼ガス等から保護する断熱ゴムを装着することにより再利用が可能なコンテナ	
平成22年度当初に保有していた再利用コンテナの数及び価格相当額	59個	2億4216万余円
上記のうち効率的に活用されていなかった再利用コンテナの数及び価格相当額	3個	1231万円

1 多連装ロケットシステムの演習弾の調達の概要

陸上自衛隊は、主として遠距離における相手部隊等の広域目標を瞬間的に撃破することを目的として、自走発射機、指揮装置等から構成されている多連装ロケットシステムを平成4年度から16年度にかけて調達し、野戦特科部隊等に配備しており、国内での発射訓練を8年度以降毎年度実施している。

上記の訓練に使用するロケット弾は6発ずつ専用のコンテナに収められており、当初調達していた演習弾1型のコンテナは、発射訓練実施後は再利用できないため廃棄していた。しかし、陸上自衛隊は、演習弾をより経済的に調達するため、11年度から15年度にかけてこ

のコンテナが再利用できるよう研究を進め、ロケット弾発射時に排出される燃焼ガス等からコンテナを保護する断熱ゴムを装着することにより、1回に限り再利用が可能なコンテナ(以下「再利用コンテナ」という。)を開発した。そして、15年度に3か年度の国庫債務負担行為により、再利用コンテナに入った演習弾1型(B)の調達を開始し、17年11月に1回目の納入がなされ、陸上自衛隊は18年9月に演習弾1型(B)による発射訓練を初めて実施した。なお、1回目のロケット弾を発射した後の再利用コンテナについては、陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処等で保管していた。

陸上自衛隊は、再利用コンテナを製造会社に官給して演習弾1型の構成品としてこのコンテナを利用する演習弾1型の調達契約を17年度に初めて締結し、同契約に基づき19年度から再利用コンテナを製造会社に官給している。そして、再利用コンテナに入った演習弾1型は20年2月に納入され、20年度から発射訓練に使用しており、18年度以降も毎年度同様の契約を締結して再利用コンテナを官給している。

そして、陸上自衛隊は、前記の弾薬支処等において、22年度当初に再利用コンテナ計59個(コンテナ価格相当額^(注)計2億4216万余円)を保有していた。

(注) コンテナ価格相当額 本件コンテナは単体としての調達がなかったことなどのため物品管理簿上の価格は計上されていないことから、平成17年度から21年度までの過去5か年間の調達契約による演習弾1型(B)と再利用コンテナ利用の演習弾1型の単価差の平均額4,104,435円を基に算定した額

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、現在保有している再利用コンテナが効率的に活用されているかなどに着眼して、前記の22年度当初に保有していた再利用コンテナ59個を対象として、陸上幕僚監部、補給統制本部等において、多連装ロケットシステムの演習弾等の調達に係る契約関係書類やコンテナの再利用の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、再利用コンテナの官給数等の状況について、次のような事態が見受けられた。

陸上自衛隊は、22年度の演習弾の調達に当たり、再利用コンテナの官給数を、22年6月に、次の式のとおり算定していた。

$$\begin{aligned}
 & \text{① 平成22年度契約の官給予定数 28 個} \\
 & = \text{② 当初保有数 59 個} + \text{③ 1回発射等による返納予定数 24 個} \\
 & \quad - \text{④ 既に官給が決定している数 50 個} - \text{⑤ 支処予備数 5 個}
 \end{aligned}$$

① 平成22年度契約の官給予定数：28個の内訳は、演習弾1型の製造用26個、射撃試験用1個、製造会社へ官給する予備数1個となっている。

- ② 当初保有数：各弾薬支処で保有していた再利用コンテナの22年度当初の数
- ③ 1回発射等による返納予定数：22年度中に部隊が訓練により演習弾1型(B)を発射した後に弾薬支処に返納される再利用コンテナ23個及び製造会社に予備として官給していた再利用コンテナで弾薬支処に返納されるコンテナ1個の合計数
- ④ 既に官給が決定している数：21年度以前の演習弾の調達契約に基づき22年度以降に官給が決定している再利用コンテナの数
- ⑤ 支処予備数：弾薬支処で検査した再利用コンテナや演習弾の調達契約に基づき官給した再利用コンテナに不具合が発見されて利用できなかったときのために弾薬支処で保有している再利用コンテナの数

このうち、支処予備数5個と22年度契約の官給予定数に含まれている製造会社へ官給する予備数(以下「会社予備数」という。)1個はいずれも官給した再利用コンテナが利用できなかった場合に備えた予備のコンテナであり、陸上幕僚監部によれば、再利用コンテナの予備数を計6個とした理由は14年度の不具合1個及び21年度の不具合2個の計3個に予備係数として2を乗じて算定したものであるとしている。

その後、陸上幕僚監部は、補給統制本部に再利用コンテナの部隊からの実際の返納状況や過年度契約に係る官給状況等の確認をさせるとともに、調達要領指定書の作成を指示し、これに基づき製造会社への官給数を当初に算定したとおりに28個と決定し、22年10月に装備施設本部に仕様書、調達要領指定書等を添えて演習弾の調達要求を行っている。

しかし、会社予備数と支処予備数を合わせた予備数の算定に当たり、過去の不具合実績の累計に予備係数として2を乗ずることについては具体的な根拠等は特になく、再利用コンテナの予備数をこのように見積もる合理的な理由は認められない。

そこで、過去5か年間における再利用コンテナの不具合実績を確認したところ、年間の最大の不具合発生個数が2個であることなどから、再利用コンテナに突発的な不具合が発生するなど不測の事態に備えて更に1個見込んだとしても予備数は3個で足りると認められた。したがって、必要と認められる予備数を超えて保有している再利用コンテナ3個(前記に基づき算定したコンテナ価格相当額1231万余円)については速やかに官給することとして効率的な活用を図るべきであると認められた。

以上のように、陸上自衛隊が、再利用コンテナの予備数を過大に見積もり、調達契約において製造会社に官給をしていない事態は、国の資産の効率的な活用の面から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、再利用コンテナを効率的に活用するための予備数の算定方法の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、23年8月に補給統制本部に対して通知を発し、23年度以降の多連装ロケットシステムの演習弾の調達における再利用コンテナの官給数算定について、会社予備数と支処予備数を合わせた予備数は過去5年間の年間最大不具合実績に不測の事態に備えた数を加えた数とするとともに、必要と認められる予備数を超えて保有している再利用コンテナについては、次回の調達契約で官給して効率的な活用を図る処置を講じた。

(5) 借地上に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善させたもの

第3章
第1節
第13
防衛省

部 局 等	3 地方防衛局
国有財産の区分	一般会計所属(分類)行政財産(種類)公用財産
登記所に嘱託すべき登記の概要	借地上に新築等した国有財産である建物について、財産の保全のために行う登記
登記の嘱託を行っていなかった国有財産である建物に係る面積	2,834.2㎡(建面積)／10,165.0㎡(延べ面積)(平成22年3月末現在)
上記建物の国有財産台帳価格	5億3287万円

1 防衛省における国有財産の管理等の概要

(1) 国有財産の管理

国は、国の事務、事業又は国の職員の住居の用に供するなどのため庁舎、宿舍等として所有する土地、建物等について、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、取得、維持、保存及び運用(以下、これらを「管理」という。)並びに処分を行うこととされている。

国有財産の管理のうち、取得には、購入、寄附等による場合があり、建物の取得には、これらの場合以外に新築、増築等する場合がある。また、保存は、国有財産の保全に必要な行為と解されており、修繕、盗難の防止対策、未登記財産に係る登記等が行われている。

そして、防衛省は、所管する国有財産の取扱いに関して、防衛省所管国有財産取扱規則(平成18年防衛庁訓令第118号)を定め、各地方防衛局及び各地方防衛支局の長を部局長として、それぞれの部局に所属する国有財産に関する管理等の事務を分掌させることとしており(以下、当該事務を分掌する部局長を「国有財産部局長」という。)、国有財産部局長に対して、常時その管理する国有財産の現状を把握させて、その管理及び処分を適正に行わせることとしている。

(注1) 各地方防衛局及び各地方防衛支局 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局及び帯広、東海、熊本各防衛支局

(2) 不動産登記の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治29年法律第89号)第177条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成16年法律第123号)その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産登記法によれば、登記には、不動産の表示に関する登記と不動産の所有権、地上権等の権利に関する登記がある。そして、土地又は建物を取得した者は、当該土地又は建物に係る権利に関する登記の申請をすることができるとされており、土地又は建物を取得した者が国であって、国がその取得した土地又は建物について権利に関する登記をするときは、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならないこととなっている。

そして、権利に関する登記は、表示に関する登記がなされていることが必要であること

から、表示に関する登記がない新築の建物等を取得した場合には、取得した日から1月以内に、表示に関する登記を申請しなければならないこととなっている。

ただし、この表示に関する登記の申請義務については、国が所有する土地又は建物は、一般的に、直ちに取引の対象となるわけではないこと、国有財産台帳で管理されていることなどの理由から、国に対して適用しないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

防衛省は、庁舎、宿舍等の設置に際して、自己所有の用地が確保できない場合に、借地に庁舎、宿舍等の建物を新築等しているが、借地上に新築等したこれらの建物について、財産の保全のため必要がある場合には、当該建物の所在地を管轄する登記所に登記を嘱託するなどして、その適切な管理を図ることが求められることとなる。

そこで、本院は、合規性等の観点から、財産の保全のため必要がある場合に登記の嘱託が適切に行われているかなどの点に着眼して検査した。そして、各国有財産部局長が管理している借地上に新築等した庁舎等の建物のうち、駐屯地、基地等の内側に所在していて登記の嘱託の必要性が乏しいものを除外した、市中の一般の事務所や住宅等と変わらない建物(以下「市中に新築等した民有地上の建物」という。)6口座に係る21棟(平成22年3月末現在の国有財産台帳価格計619,437,206円)を対象として検査した。

検査に当たっては、^(注2)3地方防衛局において、借地上に新築等した建物の登記状況に関する調書、国有財産台帳等の書類と現地の建物の状況とを照合するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 3地方防衛局 北関東、南関東、沖縄各防衛局

(検査の結果)

検査したところ、前記の6口座に係る21棟の建物については、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務が適用されないとして、いずれも登記の嘱託が行われていなかった。

しかし、これらの市中に新築等した民有地上の建物のうち、取壊しが予定されているため既に用途廃止が決定しているなどの宿舍(2口座に係る8棟)を除いた4口座に係る13棟(国有財産台帳価格計532,876,316円。表参照)の庁舎、宿舍等の建物については、第三者に不正に登記される可能性があることなどから、財産の保全のため登記の嘱託を行う必要があると認められた。

表 市中に新築等した民有地上の建物のうち登記の嘱託を行う必要があるもの

地方防衛局名	口座数	建物数(棟)	建面積/延べ面積(m ²)	国有財産台帳価格(円)
北関東防衛局	1	1	238.0/ 633.3	27,087,184
南関東防衛局	2	7	1,228.1/ 3,590.6	213,604,721
沖縄防衛局	1	5	1,368.0/ 5,941.0	292,184,411
計	4	13	2,834.2/10,165.0	532,876,316

このように、上記の4口座に係る13棟の建物について、財産の保全のため登記の嘱託を行う必要があるかどうかについて十分検討することなく、登記の嘱託を行わないままとなっている事態は、国有財産の管理として適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、借地上に新築等した建物について、財産の保全のため、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、23年8月に通知を発して、市中に新築等した民有地上の建物について、登記の嘱託を行うことを明確に定めて、財産保全上必要な登記の嘱託を確実に実施できるよう各国有財産部局長に周知するとともに、前記の4口座に係る13棟の建物について、登記の嘱託を行う処置を講じた。

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

有料道路損失補償額の支払について

〔平成20年度決算検査報告562ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告788ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、駐留軍が軍用車両により移動する際には、日米地位協定に基づき道路使用料が課せられないとされていることから、有料道路事業者に対して、有料道路の通行料金相当額を補償している。しかし、駐留軍が有料道路を使用した際に提出した通行証において、発行責任者の署名及び官職等の必要事項が記載されていなかったり、駐留軍の構成員等に対して福利厚生活動を行っている機関がレンタカー業務を実施するために所有する車両(以下「福利厚生機関所有の車両」という。)で休日等に使用されていたりしているのに、記載状況の確認や、駐留軍に対する事実確認の照会等の調査が十分行われず、「公の目的」のために使用されたものであることなどが確認されないまま補償額が支払われている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、駐留軍が使用した通行証について、記載状況を十分確認するとともに、駐留軍側と調整を図り、「公の目的」のために使用されていることを確認するなどのための調査体制を整備する処置を講ずるよう、防衛大臣に対して平成21年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛本省、地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、22年5月に事務連絡を発し、各地方防衛局等において通行証に記入すべき項目について記載漏れがないかなどを確認する手順を指示するとともに、駐留軍と調整を図り、発行責任者の署名又は官職等が記載されていないなどの通行証について、その写しを駐留軍に送付して事実を確認するなどの調査体制を整備する処置を講じていた。

また、防衛省は、「公の目的」のための通行証の使用について、福利厚生機関所有の車両で個人的なレジャーや観光等を目的とする使用には通行証を発給しないよう駐留軍に申し入れていたが、この申し入れに対する駐留軍からの回答は、日米地位協定等により、福利厚生機関

所有の車両は全て、公式の合衆国政府公用車両と同様に通行証を使用することが認められているとの主張であった。このため、防衛省は、本件については、日米地位協定上の解釈に係る事案であることから、同協定の実施に関して両国政府間の協議を必要とする全ての事項に関する協議機関である日米合同委員会の下で協議が行われるよう、関係機関と調整することとする処置を講じていた。

今後、本院としては、日米合同委員会の協議の状況について注視していくこととする。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 情報システムの維持整備に関する請負契約の予定価格の積算について

(平成 21 年度決算検査報告 766 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

防衛省は、情報システムの維持整備に関する役務について、請負契約を締結して行わせており、その予定価格の積算は、原則として市場価格方式によるものとし、市販の積算参考資料等の標準資料や前年度等における調達の実例等の数値を適用して算定することとなっている。しかし、防衛省内部部局等 6 機関における同契約の予定価格の積算に当たり、市場価格方式により標準資料や調達実例に基づく技術者の時間単価を適用すること、作業実績を確認して積算に反映させることなどについての検討が十分ではない事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、同契約の予定価格の積算に当たり、標準資料や調達実例等に基づく技術者の時間単価を適用することについて十分検討するとともに、作業実績を確認してその実績を積算に反映できるようにする処置を講ずるよう、防衛大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等 6 機関において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、情報システムの維持整備に関する請負契約について、22 年 11 月に各機関に対して通知を発して、予定価格の積算に当たっては、標準資料や調達実例に基づく技術者の時間単価の適用について十分検討することを徹底するとともに、作業実績を確認してその実績を積算に反映できるよう契約相手方から技術者の作業時間等を記載した作業報告書等を確実に提出させることとするなどの処置を講じていた。

(2) 廃止された自動車教習所における跡地の利用状況について

(平成 21 年度決算検査報告 771 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

陸上自衛隊は、師団の改編等を通じた体制の縮小化に伴い、車両操縦手を養成する教習所を平成 10 年度以降順次廃止している。しかし、廃止後の教習所跡地について、教習所施設が長期間にわたり残置されていて、廃止計画における今後の利用方法が確認できなかつたり、具体的な利用計画がほとんど策定されていなかつたりなどしたまま、有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、陸上自衛隊において、教習所跡地の有効活用を図るために具体的な定めを設けるなどして教習所跡地の取扱いを明確にしたり、長期間利用されていないなど十分な有効活用がなされていない教習所跡地はその必要性について検討し、引き続き必要な教習所跡地については利用計画を策定したり、教習所跡地の利用方法等の見直しができるよう利用状況を記録する体制を整備したりする処置を講ずるよう、防衛省陸上幕僚長に対して22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省陸上幕僚監部及び陸上自衛隊の各部隊において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、陸上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、教習所跡地の有効活用を図るために、次のような処置を講じていた。

ア 23年6月に通達を改正して、教習所を廃止する場合には、教習所跡地の利用計画を策定するなどの規定を設けて、教習所跡地の取扱いを明確にした。

イ 長期間利用されていないなど十分な有効活用がなされていない教習所跡地については、管理する駐屯地にその必要性を検討させた上で、引き続き必要な教習所跡地については利用計画を策定させるなどして、今後の利用の実効性を図ることとした。

ウ 22年10月に教習所跡地の使用記録を作成することとする通知を発して、各駐屯地が管理する教習所跡地の利用状況を適切に記録する体制を整備した。

第2節 団体別の検査結果

第1 日本私立学校振興・共済事業団

不当事項

補助金

- (388) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
 (393)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	6学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	20,744,034,000円(平成20、21両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	130,601,000円(平成20、21両年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注1)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

- ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料^(注2)
 イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手

(3) 補助金の額の算定方法

事業団は、算定資料に基づき、補助金の額を次のとおり算定することとなっている。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、それぞれの経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記の専任教員等については、1週間の割当授業時間数が所定の時間数以上であることが、補助の対象となる要件の一つとなっている。

- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて個々の増減率を算定する。

- a 収容定員に対する在籍学生数の割合
- b 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
- c 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合

そして、上記cの割合に基づいて算定された増減率については、当該私立大学等を設置する学校法人の「当該年度の全ての学部(短期大学・高等専門学校にあっては学科)毎の在籍学生数」又は「前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書全て」について、インターネット又は誰でも入手可能な印刷物による公開(以下「情報の積極的な提供」という。)を行っている場合、所定の率をそれぞれ加算する。

- ③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した全体の増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額とする。

ただし、私立大学等の学部又は学科で、学生募集が停止されているものについては、原則として当該学部又は学科に係る補助金を交付しないこととなっている。

(4) 特別補助

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付することができることとなっている。

この補助金の増額(以下「特別補助」という。)の対象となる項目には以下の項目等があり、これらについては、算定資料を各学校法人から提出させて次のように特別補助の額を算定している。

ア 「インターンシップの推進」については、正規の課程の授業科目の一環として学生を企業等へ派遣し現場実習等を行わせている私立大学等に対して、実際に企業等に派遣した学生の実人員数に応じて段階的に所定の額を増額する。

イ 「短大・高専の教育組織の高度化(専攻科)支援」については、専攻科を設置している短期大学等に対して、当該専攻科の在籍学生数に応じて段階的に所定の額を増額する。

ウ 「看護師養成」については、看護師養成学部等を設置している私立大学等に対して、当該学部等ごとの収容定員に所定の単価を乗じて得られた額に、前年度卒業者数に対する看護師従事者数の割合による調整率を乗じた額を増額する。

エ 「教育研究拠点大学院重点経費」のうち大学院基盤分については、大学院を設置している私立大学に対して、研究科ごとの専任教員数に所定の単価を乗ずるなどして得られた研究科算定補助基準額に、当該研究科における過去3年間の修了者数(学位授与者及び単位取得満期退学者の数。以下同じ。)に占める学位授与数の割合等の教育研究活動状況による調整率を乗じた額を増額する。なお、過去3年間の修了者数及び学位授与数につ

いては、当該研究科の博士課程・博士後期課程に係るものに限り、専任教員数のうち助教及び助手の数については、当該研究科の基礎となる学部等において専任教員等としての認定基準を満たす者の数を申請する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、専任教員等の数の算定や情報の積極的な提供が適切に行われているか、特別補助の額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成 20、21 両年度に補助金を交付している 628 学校法人のうち 52 学校法人において、補助金の申請の算定資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、事業団に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、6 学校法人において、補助金の交付申請に当たり、事業団に提出した算定資料に、補助金の額の算定対象とならない専任教員等を記入したり、情報の積極的な提供の内容が補助金の増減率の加算の要件を満たしていないのにこれを満たしている旨を記入したり、特別補助の算定対象とならない学生数を記入したりなどしていたのに、事業団は、この誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金 130,601,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6 学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりなどしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと、次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
		千円	千円
(388) 学校法人 高崎商科大学 (群馬県高崎市)	20	134,483	2,338
	21	108,960	1,534
	小計	243,443	3,872

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部における平成 20 年度の情報の積極的な提供に係る財産目録等の公開方法について、誰でも入手可能な印刷物を配布しているなどと記入していたが、情報公開の対象を利害関係人に限るなどしていたため、情報の積極的な提供による増減率の加算の対象とはならない。

また、同短期大学部における 21 年度のインターンシップの推進に係る特別補助の算定対象となる学生数を実人員数でなく見込みで計上するなどしていた。

したがって、これらを除外するなどして算定すると、適正な補助金の額は、20 年度 132,145,000 円、21 年度 107,426,000 円となり、それぞれ 2,338,000 円、1,534,000 円、計 3,872,000 円が過大に交付されていた。

(389) 学校法人 桐丘学園 (群馬県みどり市)	20	95,132	3,081
------------------------------	----	--------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、桐生大学短期大学部における平成 20 年度の短大・高専の教育組織の高度化(専攻科)支援及び看護師養成に係る特別補助の該当があると記入していたが、両特別補助の基礎となる看護学科は、20 年度から学生募集を停止していて補助の対象とならない学科であった。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
		千円	千円

したがって、これらを除外して算定すると、適正な補助金の額は、92,051,000円となり、3,081,000円が過大に交付されていた。

(390) 学校法人 廣池学園 (千葉県柏市)	20	491,612	7,006
----------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、麗澤大学における平成20年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の修了者数について、単位取得満期退学者を除外して記入していた。

したがって、修了者数に単位取得満期退学者を含めて算定すると、修了者数に占める学位授与数の割合が下がることから、適正な補助金の額は、484,606,000円となり、7,006,000円が過大に交付されていた。

(391) 学校法人 慶應義塾 (東京都港区)	20	8,863,615	95,463
	21	8,694,005	14,566
	小計	17,557,620	110,029

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、慶應義塾大学における平成20、21両年度の補助金の額の算定対象となる専任教員等について、1週間の割当授業時間数が所定の時間数を下回っていた教員を含めて記入していた。

また、20年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の修了者数を過少に計上するなどしていた。

したがって、これらを除外するなどして算定すると、適正な補助金の額は、20年度8,730,681,000円、21年度8,679,439,000円となり、それぞれ95,463,000円、14,566,000円、計110,029,000円が過大に交付されていた。

(392) 学校法人 拓殖大学 (東京都文京区)	20	961,651	3,703
	21	943,531	685
	小計	1,905,182	4,388

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、拓殖大学における平成20年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の算定対象となる専任教員数について、専任教員等の認定基準を満たしていない助教及び助手を含めて記入するなどしていた。

したがって、これらを除外して算定すると、適正な補助金の額は、20年度957,948,000円、21年度942,846,000円となり、それぞれ3,703,000円、685,000円、計4,388,000円が過大に交付されていた。

(393) 学校法人 九州国際大学 (北九州市)	20	244,612	999
	21	206,433	1,226
	小計	451,045	2,225

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、九州国際大学における平成21年度の教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの博士課程・博士後期課程に限る過去3年間の修了者数及び学位授与数について、修士課程の修了者数及び学位授与数を記入するなどしていた。

したがって、これらを除外して算定すると、適正な補助金の額は、20年度243,413,000円、21年度196,932,000円となり、それぞれ999,000円、1,226,000円、計2,225,000円が過大に交付されていた。

(388)～(393)の計		20,744,034	130,601
---------------	--	------------	---------

第2 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	一般勘定 (項)事業外収入
部 局 等	日本中央競馬会本部、10 競馬場
自動販売機及び売店等を設置するため施設の一部を貸し付けている施設数	31 場外発売所、10 競馬場
貸付けの概要	自動販売機及び売店等を設置するために場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けるもの
貸付けの相手方	JRA ファシリティーズ株式会社、財団法人競馬共助会、食堂業者等
日本中央競馬会が徴収した貸付料	5 億 4616 万余円(平成 21、22 両事業年度)
上記のうち JRA ファシリティーズ株式会社から徴収した貸付料	1 億 2814 万余円
JRA ファシリティーズ株式会社が販売会社から支払を受けた管理料等	5 億 8427 万余円(平成 21、22 両事業年度)
日本中央競馬会が増収を図ることができた額	4 億 5713 万円(平成 21、22 両事業年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて

(平成 23 年 10 月 21 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 自動販売機及び売店等を設置するための契約の概要

(1) 自動販売機及び売店等の設置

貴会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)等に基づき、中央競馬の開催等の業務を行っており、10 競馬場^(注1)において年間 36 回(288 日以内)の競馬を開催して、競走ごとの勝馬投票券を当該 10 競馬場及び 43 場外勝馬投票券発売所^(注2)(以下「場外発売所」という。)において発売している。

そして、貴会は、競馬開催に伴う来場者の利便性を向上させるなどのため、場外発売所及び競馬場に、飲料、たばこなどの自動販売機及び飲食物、競馬新聞等を販売する売店や食堂(以下「売店等」という。)を設置することとしており、貴会が建物を賃借している場外発売所において建物の所有者が自ら設置して運営を行っている自動販売機及び売店等を除くと、平成22事業年度は31場外発売所^(注3)及び10競馬場に合計で1,062台の自動販売機及び701か所の売店等が設置されている。

(注1) 10競馬場 札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場

(注2) 43場外勝馬投票券発売所 貴会の場外勝馬投票券発売所35か所及び地方競馬の施設を利用した場外勝馬投票券発売所8か所(平成22事業年度末現在)

(注3) 31場外発売所 札幌、室蘭、釧路、津軽、新白河、銀座、新橋、汐留、新宿、後楽園、浅草、錦糸町、渋谷、立川、田無、横浜、伊勢佐木、新横浜、石和、名古屋、京都、難波、梅田、神戸、米子、広島、小郡、高松、八幡、博多、佐世保各場外発売所

(2) 自動販売機及び売店等を設置するための施設の貸付け及び運営形態

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、場外発売所については「日本中央競馬会不動産貸付基準」(昭和50年理事長達第9号)、競馬場については「日本中央競馬会競馬場内食堂及び売店施設貸付基準」(昭和60年理事長達第29号)に基づいて場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けている(以下、場外発売所及び競馬場の施設の一部等を貸し付けていることを単に「施設の貸付け」という。)。上記の基準によれば、施設の貸付けに係る貸付料は、自動販売機及び売店等の売上額の多寡にかかわらず、当該施設の固定資産課税台帳登録価格等に一定の率を乗じて得た額等を基準として日割計算した額に競馬の開催日数を乗じるなどして算出することとされている。そして、貴会^(注4)は、表1のとおり、貴会の子会社であるJRAファシリティーズ株式会社(以下「ファシリティーズ」という。)^(注5)、貴会の関連一般社団法人等^(注6)の一つである財団法人競馬共助会(以下「共助会」という。)、食堂の運営を行う事業者(以下「食堂業者」という。)等に対して施設の貸付けを行っており、貸付料として21事業年度計2億7498万余円、22事業年度計2億7118万余円、合計5億4616万余円の支払を受けている。

また、貴会は、近年、施設の貸付けの一部において、食堂を設置させるため公募により選定した食堂業者と契約することとしているが、それ以外の施設の貸付けについては、相手方の選定に当たり競争によらず、ファシリティーズ、共助会等と随意契約を締結している。

表1 貸付料収入等の状況

(単位：千円)

貸付先	契約方式	上段：自動販売機の台数 下段：売店等の箇所数	平成 21 事業年度	22 事業年度	計
ファシリティーズ	随意契約	411 台	63,757	64,383	128,140
		148 か所			
共 助 会	随意契約	649 台	71,856	71,998	143,855
		357 か所			
食堂業者等	随意契約 (一部公募)	2 台	139,367	134,805	274,172
		196 か所			
合 計		1,062 台	274,981	271,187	546,168
		701 か所			

(注) 自動販売機の台数及び売店等の箇所数は平成 22 事業年度のものである。

そして、貴会から施設の貸付けを受けているファシリティーズ、共助会等における自動販売機及び売店等の設置及び運営の形態をみると、ファシリティーズ、共助会等が自ら自動販売機又は売店を設置して運営しているもの(以下、このような運営形態を「直営方式」という。)と自動販売機及び売店等の設置及び運営を飲食物、競馬新聞等の販売会社(以下「販売会社」という。)に委託しているもの(以下、このような運営形態を「委託方式」という。)がある。

(注4) JRA ファシリティーズ株式会社 平成 19 年 10 月 1 日に、貴会の子会社である共栄商事株式会社等 4 社が共栄商事株式会社を存続会社として合併するとともに商号が変更されて設立された貴会の子会社である。貴会のファシリティーズに対する出資額は 6000 万円で、その持株比率は 22 事業年度末現在 94.9% となっている。

(注5) 貴会の関連一般社団法人等 日本中央競馬会法施行規則(昭和 29 年農林省令第 56 号)の規定により、貴会の事業報告書に名称、基本財産等の事項を記載しなければならない団体であり、貴会の業務の一部又は貴会の業務に関連する事業を行っていて、貴会が出資、人事、資金、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるものをいう。

(注6) 財団法人競馬共助会 昭和 23 年 9 月に中央競馬のきゅう舎関係者の福利厚生団体として設立され、競馬に関係する調教師、騎手、きゅう務員その他のきゅう舎関係者及びその遺族の福祉の増進を図るとともに、競馬愛好者の利便に資するための事業を行う団体である。そして、貴会は、毎事業年度、上記の事業に要する経費の一部に充てるための財源として助成金を交付している。

(3) 貴会の契約制度及び閣議決定により要請されている事業運営の効率化・透明化等

貴会が行う契約については、日本中央競馬会会計規程(平成 19 年理事長達第 52 号)により、競争入札によることが原則となっており、競馬事業の公正及び中立性の確保に支障があると認める場合その他理事長が定める場合においては、指名競争に付し、又は随意契約をすることができることとなっている。そして、日本中央競馬会契約事務取扱要領(平成 19 年理事長達第 55 号)において、契約の目的又は性格が競争に適さないときなどに随意契約によることができることとされている。

また、17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においては、「競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる」などとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、施設の貸付けに係る契約は適切に行われているか、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を貴会が享受しているかなどに着眼して、自動販売機及び売店等を設置するために貴会が施設の貸付けを行っている31場外発売所及び10競馬場を対象として検査した。検査に当たっては、貴会本部、22場外発売所及び7競馬場並びにファシリティーズ本社及び5競馬場に所在する同社事業所において、施設の貸付けに関する書類、販売会社から支払を受けている管理料又は販売手数料(以下「管理料等」という。)に関する書類等により会計実地検査を行うとともに、その他の9場外発売所及び3競馬場についても、貴会本部及びファシリティーズ本社に上記の書類の提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) ファシリティーズが設置及び運営している自動販売機及び売店等

ア 運営形態別の収支状況

ファシリティーズは、貴会から自動販売機及び売店等の設置のために施設の貸付けを受け、自動販売機の設置及び運営は全て委託方式により、また、売店等の設置及び運営は4場外発売所の一部の売店で直営方式によるほかは29場外発売所及び8競馬場において委託方式により行っていた。

直営方式による売店について、飲食物、新聞等の売上額を収入とし、その仕入原価、ファシリティーズが雇用等している販売員の賃金、貴会に支払っている施設の貸付料及び光熱水費を支出として設置及び運営に係る収支をみると、表2のとおりとなっていた。

表2 直営方式の収支状況

(単位：千円)

場外発売所	支 出 (うち貸付料)			収 入			収 入－支 出			比 率 (B)/(A)
	事業年度 (平成)	21	22	計(A)	21	22	計(B)	21	22	
新白河	16,137 (117)	14,457 (133)	30,595 (250)	17,354	15,612	32,967	1,217	1,154	2,372	1.07
立 川	1,767 (100)	2,542 (136)	4,310 (237)	1,748	2,614	4,363	△19	72	52	1.01
米 子	20,049 (140)	18,344 (141)	38,394 (281)	21,656	19,912	41,568	1,606	1,567	3,174	1.08
佐世保	7,610 (112)	6,372 (116)	13,983 (229)	7,939	7,159	15,098	328	787	1,115	1.07
計	45,565 (471)	41,717 (526)	87,283 (998)	48,698	45,299	93,998	3,133	3,581	6,715	1.07

また、委託方式による場合は、各場外発売所又は各競馬場における販売品目ごとの売上額の0.5% から55% 相当額等が毎月又は競馬開催ごとに、管理料等として販売会社からファシリティーズに支払われていた。

そこで、委託方式による自動販売機及び売店等については、販売会社から支払を受けている管理料等を収入とし、貴会に支払っている施設の貸付料を支出として設置及び運営に係る収支をみると、表3のとおりとなっていた。

表3 委託方式の収支状況 (単位：千円)

事業年度 (平成)	支 出			収 入			収 入－支 出			比 率 (B)/(A)
	21	22	計(A)	21	22	計(B)	21	22	計	
(場外発売所)										
室 蘭	26	26	53	612	513	1,125	585	487	1,072	21.22
釧 路	43	44	88	1,256	1,291	2,548	1,212	1,247	2,460	28.90
津 軽	819	586	1,405	4,547	4,210	8,757	3,728	3,623	7,351	6.22
新白河	553	651	1,205	9,726	8,754	18,480	9,172	8,103	17,275	15.33
銀 座	98	142	240	3,837	3,676	7,514	3,739	3,534	7,274	31.25
新 橋	101	137	239	2,200	2,014	4,215	2,098	1,876	3,975	17.57
汐 留	9,274	9,177	18,452	17,865	17,247	35,113	8,591	8,070	16,661	1.90
新 宿	195	213	408	3,205	3,059	6,265	3,010	2,846	5,856	15.34
後樂園	13,125	13,380	26,506	33,705	30,227	63,932	20,579	16,846	37,426	2.41
浅 草	2,945	3,066	6,011	15,179	14,626	29,805	12,234	11,559	23,794	4.95
錦糸町	4,257	4,093	8,351	16,802	15,632	32,435	12,544	11,539	24,083	3.88
渋谷	293	396	689	1,854	1,671	3,525	1,560	1,275	2,835	5.11
立 川	215	28	244	2,982	1,645	4,627	2,766	1,616	4,383	18.94
田 無	97	95	192	1,405	1,417	2,822	1,307	1,322	2,629	14.67
横 浜	1,648	1,787	3,436	14,927	14,621	29,549	13,278	12,833	26,112	8.59
伊勢佐木	1,929	1,898	3,827	9,588	9,550	19,139	7,659	7,652	15,311	5.00
新横浜	2,336	2,393	4,730	22,479	22,870	45,350	20,143	20,476	40,620	9.58
石 和	3,560	3,626	7,186	8,358	8,266	16,624	4,798	4,639	9,438	2.31
名古屋	5,134	5,231	10,366	27,019	27,195	54,214	21,884	21,963	43,848	5.23
京 都	299	277	577	595	522	1,117	295	244	540	1.93
難 波	1,602	1,616	3,219	29,378	26,147	55,525	27,775	24,530	52,305	17.24
梅 田	143	294	437	613	1,677	2,291	470	1,383	1,853	5.23
神 戸	338	340	679	1,701	1,451	3,153	1,363	1,111	2,474	4.64
米 子	2,218	2,245	4,463	19,812	18,611	38,424	17,593	16,366	33,960	8.60
小 郡	182	184	366	4,599	4,255	8,855	4,417	4,070	8,488	24.13
高 松	4,988	4,942	9,931	8,930	9,100	18,030	3,941	4,157	8,099	1.81
八 幡	2,996	3,046	6,043	8,400	8,560	16,960	5,403	5,513	10,916	2.80

(単位：千円)

事業年度 (平成)	支 出			収 入			収 入－支 出			比 率 (B)/(A)
	21	22	計(A)	21	22	計(B)	21	22	計	
(場外発売所)										
博 多	171	176	348	3,158	2,969	6,127	2,986	2,792	5,779	17.57
佐世保	2,080	2,139	4,220	4,909	4,476	9,385	2,829	2,336	5,165	2.22
(競馬場)										
福 島	143	144	288	1,625	1,420	3,045	1,481	1,275	2,757	10.56
新 潟	35	28	63	1,314	1,183	2,497	1,279	1,155	2,434	39.40
中 山	414	421	836	1,950	1,535	3,486	1,535	1,113	2,649	4.16
東 京	372	379	751	7,458	7,002	14,461	7,086	6,623	13,710	19.25
中 京	63	64	128	1,822	2,880	4,702	1,758	2,815	4,574	36.60
京 都	392	392	785	3,366	3,387	6,753	2,973	2,994	5,968	8.59
阪 神	40	40	80	615	569	1,185	575	529	1,104	14.74
小 倉	142	142	285	1,177	1,045	2,223	1,034	902	1,937	7.78
計	63,285	63,856	127,142	298,986	285,289	584,276	235,700	221,433	457,134	4.59

これらによれば、ファシリティーズは、全ての場外発売所及び競馬場において、自動販売機及び売店等の設置及び運営により、貴会に支払う施設の貸付料を上回る収入を得ており、21、22 両事業年度の合計額で支出額に対する収入額の比率をみると、直営方式は4 場外発売所の合計で1.07 となっていたのに対して、委託方式は29 場外発売所及び8 競馬場の合計で4.59 となっていた。また、場外発売所又は競馬場ごとにみると、直営方式の最高は1.08 となっていたのに対して、委託方式では最高39.4、最低でも1.81 となっていて、委託方式により設置及び運営している自動販売機及び売店等については、直営方式に比べて、より多くの利益を得ている状況となっていた。

委託方式による自動販売機及び売店等の設置及び運営の例を示すと、次のとおりである。

<事例>

貴会は、平成21、22 両事業年度に新横浜場外発売所(横浜市所在)の施設の一部計134.88㎡をファシリティーズに貸し付けており、21 事業年度233 万余円、22 事業年度239 万余円、計473 万余円の貸付料の支払を受けている。そして、ファシリティーズは、販売会社2社に委託して、同施設に自動販売機29 台及び売店5 箇所を設置及び運営させており、販売会社との契約において自動販売機については売上額の3%、35% 又は55%、売店については売上額の10% 又は15% の管理料等の支払を受けることを定めて、21 事業年度2247 万余円、22 事業年度2287 万余円、計4535 万余円の管理料等の支払を受けていた(表3 参照)。

イ ファシリティーズとの随意契約等

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、前記のとおりファシリティーズに対して随意契約により施設の貸付けを行っているが、その理由

について、ファシリティーズは、貴会から他の業務も請け負うなどしており、競馬開催日に各場外発売所に職員を配置しているため、自動販売機及び売店等の設置及び運営を効率的に行うことができること、また、ファシリティーズが直営方式により設置及び運営を行っている4場外発売所の一部の売店に関しては、従前の販売会社が経営不振を理由に撤退したという事情があったことなどによるとしている。

しかし、委託方式により自動販売機及び売店等を設置及び運営を行っているファシリティーズの業務は、一又は複数の事業年度ごとの販売会社の選定及び契約手続、並びに毎月又は競馬開催ごとの管理料等の請求、収受等であり、自動販売機に係る機械の設置、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充、機械及びその周辺の清掃等や売店等の営業は販売会社が行っている。したがって、ファシリティーズが競馬開催日に職員を場外発売所に配置していることにより自動販売機及び売店等の設置及び運用が効率的に行われているとは認められない状況となっていた。

また、ファシリティーズが委託方式により設置及び運営を行っている自動販売機及び売店等についてみると、場外発売所又は競馬場1か所当たりの販売会社数は1社から6社であり、29場外発売所及び8競馬場で延べ85社の販売会社に委託していた。そして、前記のとおり、貴会は、競馬場に食堂を設置させるための施設の貸付けについては一部において公募により相手方を選定している。

以上のことから、ファシリティーズが委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っている場合については、貴会は、原則として競争により直接委託先を選定して、契約することができることと認められることから、貴会が自動販売機及び売店等を設置及び運営させるために、ファシリティーズに対して随意契約により施設の貸付けを行っているのは適切とは認められない。

また、競争を実施してもファシリティーズ以外に貴会から委託を受けようとする者がいないため、直営方式によらざるを得ない場合には、ファシリティーズに生じた利益を貴会が享受できるようにすることなどを考慮する必要があると認められる。

ウ 貴会が得ることができた増収額

ファシリティーズが委託方式により行っている自動販売機及び売店等の設置及び運営の業務について、貴会が直接販売会社に委託することとすれば、ファシリティーズから施設の貸付料の支払を受けることができなくなるものの、販売会社からの管理料等の支払を受けることができることから、21事業年度2億3570万余円、22事業年度2億2143万余円、計4億5713万余円の増収を図ることができたと認められる。

(2) 共助会及び食堂業者等が設置している自動販売機及び売店等

貴会は、場外発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置させるため、ファシリティーズのほか、前記のとおり随意契約により共助会に対して、また、公募により選定するなどした食堂業者等に対して施設の貸付けを行っている(前掲表1参照)。

共助会及び食堂業者等は、国又は貴会の出資等がないために本院の検査権限が及ばないが、共助会及び食堂業者等が場外発売所及び競馬場に設置している自動販売機及び売店等は、ファシリティーズが委託方式により設置及び運営を行っている自動販売機及び売店等と差がなく、同様の形態で運営等がなされていると思料される。

そこで、本院は、貴会に対して、貴会の関連一般社団法人等である共助会が設置及び運

営している自動販売機及び売店等に関する契約の状況等について、貴会が調査して報告するよう求めた。

そして、貴会から提出のあった自動販売機及び売店等の設置及び運営に係る契約書の書式例によると、共助会は、ファシリティーズと同様に、自動販売機及び売店等の設置及び運営を委託方式により行ったり、仕入れた商品を自動販売機及び売店等で販売する直営方式により行ったりしていると認められた。

このため、ファシリティーズと同様に、共助会が委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っている場合には、原則として、競争により貴会が直接委託先を選定することとして、販売会社から管理料等の支払を受けることとし、また、直営方式により行っている場合は、生じた利益を貴会が享受することなどができるようにする必要があると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、場外発売所及び競馬場に設置される自動販売機及び売店等については、その設置及び運営が委託方式により行われ多数の販売会社が存在するなどしており、競争により相手方を選定して、貴会が自ら契約を行うことができると認められるのに、委託方式により自動販売機及び売店等の設置及び運営を行っているファシリティーズ及び共助会に随意契約により施設の貸付けを行っている事態、また、競馬開催に伴う来場者を販売の対象としているのに、それによる利益がファシリティーズ、共助会等に帰属していて、貴会が享受していない事態は、いずれも適切でなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、来場者の便宜のために自動販売機及び売店等を場外発売所及び競馬場に設置するに当たり、競争性及び透明性を十分に確保した契約とすることの重要性についての認識が十分でなかったこと、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を貴会が享受することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

場外発売所又は競馬場への来場者の便宜のための自動販売機及び売店等は、今後も引き続き設置することが見込まれる。また、貴会が行う契約については、できる限り競争契約に移行するとともに透明性を確保することが求められている。

については、貴会において、自動販売機及び売店等の設置及び運営のための契約を抜本的に見直すことにより、契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自動販売機及び売店等の設置及び運営による利益を享受することができるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア ファシリティーズ及び共助会に対する随意契約による施設の貸付けを廃止し、原則として競争により選定した自動販売機及び売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等と貴会が契約を行うものとする

イ 販売会社等との契約に当たっては、貴会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにすること

第3 東京地下鉄株式会社、第4 北海道旅客鉄道株式会社、第5 四国旅客鉄道株式会社、第6 九州旅客鉄道株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(4) 鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるよう改善の処置を要求し、及び整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう意見を表示したもの

会社名	(1) 東京地下鉄株式会社 (2) 北海道旅客鉄道株式会社 (3) 四国旅客鉄道株式会社 (4) 九州旅客鉄道株式会社
科目	(1) (款)建設仮勘定、(款)鉄道事業営業費 (2) (款)建設勘定、(款)鉄道事業営業費、(款)建設部門費 (3) (款)建設仮勘定、(款)受託工事勘定 (4) (款)建設仮勘定、(款)鉄道事業営業費
部局等	(1) 本社 (2) 本社 (3) 本社 (4) 本社
鉄道駅等の移動等円滑化の概要	鉄道駅等において、エレベーター等の設置等による高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路の確保、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備等を実施するもの
検査の対象とした駅数	(1) 137 駅 (2) 32 駅 (3) 13 駅 (4) 53 駅
上記のうち平成18年度以降に移動等円滑化設備を整備していた駅における当該設備の整備に係る事業費	(1) 160 億 6860 万余円(平成18年度～22年度) (2) 28 億 7572 万余円(平成18年度～22年度) (3) 2 億 4740 万余円(平成18年度～20年度) (4) 35 億 5153 万余円(平成18年度～22年度)
整備の効果が十分に発現していないなどの駅数	(1) 70 駅(1日当たりの平均的な利用者数計 6,573,736 人) (2) 28 駅(1日当たりの平均的な利用者数計 498,376 人) (3) 13 駅(1日当たりの平均的な利用者数計 93,052 人) (4) 44 駅(1日当たりの平均的な利用者数計 596,676 人)
上記のうち平成18年度以降に移動等円滑化設備を整備していた駅における当該設備の整備に係る事業費	(1) 121 億 4231 万円(背景金額)(平成18年度～22年度) (2) 26 億 8993 万円(背景金額)(平成18年度～22年度) (3) 9043 万円(背景金額)(平成18年度～20年度) (4) 26 億 1023 万円(背景金額)(平成18年度～22年度)

本院は、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR 北海道」という。)、四国旅客鉄道株式会社(以下「JR 四国」という。))及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR 九州」といい、これらを合わせて「4 会社」という。))における鉄道駅等の移動等円滑化について、平成 23 年 10 月 28 日に、4 会社の代表取締役社長等に対して、「鉄道駅等の移動等円滑化について」として、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

これらの処置要求及び意見表示の内容は、4 会社のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。なお、本院は、4 会社を含む鉄道事業者等が補助金により整備する移動等円滑化のための設備(以下「移動等円滑化設備」という。))について、23 年 10 月 28 日に国土交通大臣に対して、「鉄道駅等の移動等円滑化について」として、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求している(前掲 555 ページ参照)。

1 鉄道駅等における移動等円滑化の概要

(1) 鉄道駅等における移動等円滑化の促進

国は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、18 年 6 月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。))に基づき、旅客施設等の構造及び設備を改善するための措置等を講ずることにより、鉄道駅等(以下、単に「駅」という。))の公共交通機関等における移動等円滑化の促進を図ることとしている。

国は、法に基づき、18 年 12 月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 18 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。))を策定している。基本方針においては、駅の移動等円滑化の目標が定められており、1 日当たりの平均的な利用者数(以下「1 日当たり利用者数」という。))が 5,000 人以上の駅(以下「対象駅」という。))については、22 年までに、原則として全ての駅について、エレベーター等の設置等による円滑な通行に適する経路の確保、ホームドア、点状ブロック等の転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導ブロック」という。))の整備、便所がある場合の障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施することとされている。

(注 1) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(2) 駅における移動等円滑化の基準等

法によると、鉄道事業者等は、旅客施設等を新たに建設し又は旅客施設等について大規模な改良を行うときは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「円滑化基準」という。))に適合させなければならないこととされており、また、既存の旅客施設等については、円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。円滑化基準は、例えば次のような移動等円滑化設備等が適合すべき基準について示すものである。

- ① 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化経路」という。))を乗降場ごとに 1 以上設けなければならないこと

- ② 傾斜路(スロープ)の勾配部分は、接続する通路との色の明度差等が大きいことにより容易に識別できるものであること
 - ③ 階段は、手すりが両側に設けられていること、また、階段の通ずる場所を示す点字を、手すりの端部の付近に貼り付けること
 - ④ 階段、傾斜路及びエスカレーターのそれぞれの上端及び下端に近接する通路等には、警告のため、点状ブロック(以下「警告ブロック」という。)を敷設しなければならないこと
 - ⑤ 出入口の付近等に、駅の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備(以下「触知案内図」という。)を設けなければならないこと
また、国土交通省は、19年7月に、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成19年7月国土交通省。以下「ガイドライン」という。)を定めている。ガイドラインは、例えば次のような旅客施設の標準的な整備内容や、これ以外の望ましい整備内容等を示すものである。
 - ① エレベーターロビー付近に下りの段差や傾斜が近接しているなどの危険な状況を作り出さないこと
 - ② 上り又は下り専用のエスカレーターの場合、乗降口付近の通路の床面等の分かりやすい位置等において、進入の可否を示すこと
 - ③ 階段への誘導ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とすること
 - ④ 警告ブロックと1本の線状突起を組み合わせたホーム縁端警告ブロックを、プラットホーム(以下「ホーム」という。)縁端部の警告のために敷設すること
- (3) **4 会社における移動等円滑化設備の整備状況等**

4 会社は、表1のとおり、18年度から22年度まで(JR 四国は18年度から20年度まで)の間に、計175駅について、駅の移動等円滑化を図るため、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金^(注2)、地下高速鉄道整備事業費補助(以下、これらを合わせて「補助金」という。)及び自己資金等によりエレベーター等の移動等円滑化設備を整備している。なお、上記の175駅について、移動等円滑化設備の整備に係る事業費は計227億4326万余円、移動等円滑化設備を整備するために交付された補助金は計57億3695万余円(補助対象事業費計216億4321万余円)となっている。

(注2) 平成22年度は交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金

表1 4会社における移動等円滑化設備の整備状況

(単位：百万円)

会社	年度	平成 18	19	20	21	22	計
東京メトロ	事業費	2,846	2,327	389	4,327	6,176	16,068
	国庫補助金交付額	731	598	100	1,112	1,587	4,130
	整備駅数	46 駅	44 駅	16 駅	39 駅	95 駅	114 駅
JR北海道	事業費	123	184	214	266	2,086	2,875
	うち補助対象事業費	123	120	214	266	1,051	1,775
	うち自己資金等による事業費	—	64	—	—	1,035	1,100
	国庫補助金交付額	41	40	42	88	333	546
	整備駅数	1 駅	3 駅	1 駅	3 駅	5 駅	12 駅
JR四国	事業費	6	83	156	—	—	247
	国庫補助金交付額	2	16	52	—	—	71
	整備駅数	1 駅	5 駅	1 駅	—	3 駅	9 駅
JR九州	事業費	372	519	769	722	1,168	3,551
	国庫補助金交付額	107	135	160	197	387	988
	整備駅数	5 駅	7 駅	9 駅	9 駅	12 駅	40 駅

注(1) 東京メトロにおける事業費及び国庫補助金交付額は、大規模改良のうち移動等円滑化設備の整備に係るものを計上しており、整備駅数は、新線建設に係る4駅を含んでいる。

注(2) 各年度の事業費等は、支出した年度(不明のものは事業完了年度)に計上している。

注(3) 自己資金等による事業費は、JR北海道を除いて、移動等円滑化設備の整備に係る分を特定できないことから計上していない。なお、JR北海道については、移動等円滑化設備の整備に係る分として把握している金額を計上している。

注(4) 複数年度にわたり整備している駅があるため、各年度の整備駅数を合計しても計欄の駅数とは一致しない。

4会社のうち、東京メトロはエレベーター及びエスカレーターの整備についての方針を定め、中期経営計画及び各年度の事業計画の中で駅の移動等円滑化を推進することとしており、JR北海道は中期経営計画及び各年度の事業計画の中で移動等円滑化を推進することとしている。そして、これらを除くと、4会社は、それぞれ移動等円滑化に関する全社的な方針、計画等は策定していないが、駅の移動等円滑化に努めてきた結果、表2のとおり、22年度末における対象駅計241駅のうち計189駅についてエレベーター等により円滑な通行に適する経路が確保されているなどとしている。

表2 4会社における駅の移動等円滑化の状況

会 社	平成22年度末における対象駅	うち移動等円滑化している駅	うち移動等円滑化を要する駅	うち23年度中に移動等円滑化することとしている駅
東京メトロ	137 駅	99 駅	38 駅	5 駅
JR 北海道	32 駅	26 駅	6 駅	2 駅
JR 四国	6 駅	6 駅	—	—
JR 九州	66 駅	58 駅	8 駅	3 駅
計	241 駅	189 駅	52 駅	10 駅

(注) 東京メトロについては、移動等円滑化している駅とは、エレベーター等により円滑な通行に適する経路が確保されている駅のことをいい、他の欄についても同様である。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国においては、本格的な高齢社会を迎えるなどして、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが求められており、駅における移動等円滑化は一層重要性を増してきている。そして、駅において、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインの標準的な整備内容に沿って(以下、単に「ガイドラインに沿って」という。)適切に整備されれば、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が向上し、当該駅の適切な移動等円滑化に資するものとなる。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、駅の移動等円滑化を図るために整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドライン^(注3)に沿って適切に整備され、かつ、管理が適切に行われ、高齢者、障害者等の利便性及び安全性が確保されているか、駅前広場等の公共用通路までの移動等円滑化経路の確保が図られているかなどに着眼して検査した。

(注3) 円滑化基準の施行前については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(平成12年運輸省・建設省令第10号)に適合していることをいい、ガイドラインの策定前については、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(平成13年8月国土交通省。追補版(14年12月)を含む。)の標準的な整備内容に沿っていることをいう。

(検査の対象及び方法)

本院は、4会社の駅のうち計235駅を対象として検査した。

検査に当たっては、計159駅において、移動等円滑化実績等報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの計76駅については関係書類の提出を受けるなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないなどして、整備の効果が十分に発現していないもの

ア 法の施行された18年度以降に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないもの

東京メトロ	37 駅	(1 日当たり利用者数計 4,001,228 人)	事業費計 67 億 1593 万余円
JR 北海道	11 駅	(1 日当たり利用者数計 279,652 人)	事業費計 26 億 0000 万余円
JR 四国	6 駅	(1 日当たり利用者数計 13,326 人)	事業費計 —
JR 九州	30 駅	(1 日当たり利用者数計 396,426 人)	事業費計 23 億 2728 万余円

4 会社の計 84 駅において、表 3 のとおり、傾斜路の勾配部分が接続する通路との色の明度等の差により容易に識別できなかつたり、触知案内図による案内が適切でなかつたりなどして、法の施行された18年度以降に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていない事態が見受けられた。

(注 4) 事業費は、該当する駅において整備の効果が十分に発現していないなどしている移動等円滑化設備の整備に係る分を特定できないことから、平成18年度から22年度までの間に移動等円滑化に関して実施された当該駅の事業に係る事業費の総額を計上している。また、自己資金等による事業費は、JR 北海道を除いて、移動等円滑化設備の整備に係る分を特定できないことから計上していない。なお、JR 北海道については移動等円滑化設備の整備に係る分として把握している金額を計上している。以下同じ。

表 3 平成18年度以降に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないもの

会 社	東京メトロ	JR 北海道	JR 四国	JR 九州
事 態	上段 円滑化基準に適合していないもの			
	下段 ガイドラインに沿っていないもの			
① 傾斜路の勾配部分が接続する通路との色の明度等の差により容易に識別できないなど、傾斜路の安全性が十分に確保されていないもの	16 駅	2 駅	3 駅	3 駅
	1 駅	—	—	—
② 階段又は傾斜路の手すりに点字による案内が貼付されていないなどして適切でないもの	4 駅	—	2 駅	3 駅
	4 駅	1 駅	1 駅	8 駅
③ 誘導ブロック、警告ブロック等の敷設方法等が円滑化基準等に示されたものと相違するなどして、その敷設が適切でないもの	8 駅	2 駅	—	3 駅
	8 駅	8 駅	4 駅	6 駅
④ 触知案内図等による案内が駅の主要な設備の配置等と相違するなどして適切でないもの	21 駅	2 駅	1 駅	19 駅
	4 駅	5 駅	—	2 駅
⑤ その他	3 駅	—	—	2 駅
	—	2 駅	—	6 駅

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っておらず、高齢者、障害者等の利便性又は安全性が十分に確保されていない状況になっていて、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

イ 18年度以降に整備された移動等円滑化設備の周辺の整備等が適切でなく、当該設備の利用に当たっての安全性が十分に確保されていないもの

JR九州 2駅(1日当たり利用者数計 17,246人)事業費計 2億 6474万余円

JR九州の2駅において、整備されたエレベーターの前に下り傾斜があり、乗降口ビーが十分に確保されていなかったり、整備された誘導ブロックの横に手すりが突き出ていたりしている事態が見受けられた。

これらの事態は、整備された移動等円滑化設備の周辺の整備等が適切でないため、当該設備の利用に当たっての安全性が十分に確保されていない状況になっていて、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

ウ 18年度以降に整備された移動等円滑化設備に対する案内設備の整備等が適切でなく、整備の効果が十分に発現していないもの

東京メトロ 41駅(1日当たり利用者数計 3,986,290人)事業費計 80億 8062万余円

JR北海道 4駅(1日当たり利用者数計 196,666人)事業費計 12億 9026万余円

JR四国 4駅(1日当たり利用者数計 16,934人)事業費計 9043万余円

JR九州 14駅(1日当たり利用者数計 101,208人)事業費計 11億 5063万余円

4会社の計 63駅において、表4のとおり、触知案内図が整備されていなかったり、触知案内図は整備されているものの、18年度以降に整備された移動等円滑化設備が表示されていなかったりなどしている事態が見受けられた(これらのうち 13駅はアの事態と重複している)。

表4 平成18年度以降に整備された移動等円滑化設備に対する案内設備の整備等が適切でなく、整備の効果が十分に発現していないもの

事象	会社	東京メトロ	JR北海道	JR四国	JR九州
① 触知案内図が整備されていないもの		37 駅	—	4 駅	6 駅
② 触知案内図に18年度以降に整備した移動等円滑化設備が表示されていないなどしているもの		4 駅	2 駅	—	7 駅
③ その他		—	2 駅	1 駅	1 駅

(注) 複数の事象に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、18年度以降に整備された移動等円滑化設備の利用のための案内設備の整備等が適切でないため、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなっておらず、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

エ 17年度以前に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないままとなっているなどして、安全性が十分に確保されていないもの

東京メトロ 57 駅(1日当たり利用者数計 5,779,568人)

JR北海道 21 駅(1日当たり利用者数計 445,870人)

JR四国 7 駅(1日当たり利用者数計 79,726人)

JR九州 23 駅(1日当たり利用者数計 289,548人)

4 会社の計 108 駅において、表 5 のとおり、ホーム縁端警告ブロック等が敷設されていない部分があるなどホームにおける転落防止措置が適切でなかったり、階段、エスカレーター等の上下端等に警告ブロックが敷設されていなかったりなどして、17 年度以前に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないままと^(注5)なっているなどしている事態が見受けられた。

(注5) これらの事態については、平成 17 年度以前の整備に係る事業費が確認できないことから事業費を示していない。オ及び(2)の事態の一部についても同様のものがある。

表 5 平成 17 年度以前に整備された移動等円滑化設備が円滑化基準に適合せず又はガイドラインに沿っていないままとなっているなどしているもの

事態	会社	東京メトロ	JR 北海道	JR 四国	JR 九州
① 誘導ブロックが障害物に近接して敷設されているなどしているもの		23 駅	3 駅	1 駅	2 駅
② 階段、エスカレーター等の上下端等に警告ブロックが敷設されていないもの		17 駅	9 駅	2 駅	7 駅
③ ホーム縁端警告ブロック等が敷設されていない部分があるなど、ホームにおける転落防止措置が適切でないもの		45 駅	17 駅	7 駅	20 駅
④ その他		12 駅	—	4 駅	—

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、高齢者、障害者等の安全性が十分に確保されていない状況になっていて、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないなどと認められる。

オ 移動等円滑化設備の管理が適切でないもの

東京メトロ 13 駅(1 日当たり利用者数計 1,648,470 人)事業費計 11 億 9626 万余円
 JR 北海道 15 駅(1 日当たり利用者数計 344,486 人)事業費計 3 億 7586 万余円
 JR 四国 2 駅(1 日当たり利用者数計 17,932 人)事業費計 —
 JR 九州 12 駅(1 日当たり利用者数計 312,918 人)事業費計 3 億 8714 万余円

4 会社の計 42 駅において、表 6 のとおり、誘導ブロックによる誘導経路上に案内板等の移動の支障になる物が置かれていたり、警告ブロックが破損したままと^(注)なっていたりなどしている事態が見受けられた。

表 6 移動等円滑化設備の管理が適切でないもの

事態	会社	東京メトロ	JR 北海道	JR 四国	JR 九州
① 誘導経路上に移動の支障になる物が置かれているなどしているもの		13 駅	6 駅	2 駅	7 駅
② 警告ブロック等が破損等したままと ^(注) なっているもの		—	12 駅	—	3 駅
③ その他		—	—	1 駅	2 駅

(注) 複数の事態に該当している駅があるため、駅数を合計しても前記の駅数とは一致しない。

これらの事態は、移動等円滑化設備の管理が適切でないため、移動等円滑化設備の安全性が十分に確保されていない状況になっているなどして、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していないと認められる。

(2) 移動等円滑化設備の利用に制限があるため、移動等円滑化経路が十分に確保されていなかったり、他の企業等が管理する移動等円滑化設備が円滑化基準に適合していなかったりなどしているもの

東京メトロ	10 駅(1日当たり利用者数計 1,521,380 人)事業費計 27 億 7673 万余円
JR 北海道	4 駅(1日当たり利用者数計 211,792 人)事業費計 8 億 8259 万余円
JR 四国	1 駅(1日当たり利用者数 7,732 人)事業費 —
JR 九州	2 駅(1日当たり利用者数計 52,317 人)事業費計 —

4 会社の計 17 駅において、表 7 のとおり、円滑化基準において、駅の営業時間内に、隣接した他の施設のエレベーターを利用することにより、公共用通路までの円滑な移動ができる場合は移動等円滑化経路に代えることができる旨の規定があるが、駅に隣接する他の施設のエレベーターの稼働時間に制限が設けられていて、駅の営業時間内に移動等円滑化経路が確保されていない時間がある状態になっていたり、駅に隣接する他の施設のエレベーターの扉に窓がなく、円滑化基準に適合していなかったりなどしている事態が見受けられた。

表 7 移動等円滑化設備の利用に制限があるため、移動等円滑化経路が十分に確保されていなかったり、他の企業等が管理する移動等円滑化設備が円滑化基準に適合していなかったりなどしているもの

会 社	事 態	駅 数
東京メトロ	東京メトロ又は他の企業等が管理するエレベーターの稼働時間に制限が設けられていて、駅の営業時間内に移動等円滑化経路が確保されていない時間がある状態になっているもの	10 駅
JR 北海道	駅と一体として整備されている子会社の管理する駅ビルを経由する公共用通路までの経路上において、階段等の上下端等に警告ブロックが敷設されていないなどしているもの	1 駅
	地方公共団体が管理する自由通路と駅との境界で誘導ブロックが途絶しているもの	3 駅
JR 四国	地方公共団体が管理する駅前広場に設置した触知案内図に対して誘導ブロックが敷設されていないもの	1 駅
JR 九州	駅に隣接し、駅前広場への経路となっている子会社の管理する駅ビル内のエレベーターの扉に窓がなく、円滑化基準に適合していないもの	2 駅

これらの事態は、移動等円滑化経路が十分に確保されていなかったり、移動等円滑化設備の整備の効果が十分に発現していなかったり、子会社が管理する駅ビルにおいて適切に移動等円滑化設備を整備するよう働きかける必要があったりしているものと認められる。

上記の各項目に係る駅には重複しているものがあり、その重複を除くと、表 8 のとおりである。

表 8 4 会社における整備の効果が十分に発現していないなどの駅数等

会 社	駅数計	1 日当たり利用者数計	事業費計
東京メトロ	70 駅	6,573,736 人	121 億 4231 万円
JR 北海道	28 駅	498,376 人	26 億 8993 万円
JR 四国	13 駅	93,052 人	9043 万円
JR 九州	44 駅	596,676 人	26 億 1023 万円

(改善を必要とする事態)

以上のように、4会社において整備された移動等円滑化設備等について、駅における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の確保が十分に図られておらず、整備の効果が十分に発現していないなどの事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、4会社において、駅の全面的な改修が困難な場合があることにもよるが、円滑化基準及びガイドラインの理解が不足していたり、移動等円滑化を適切に実施することに対する認識が十分でなかったりしていることなどによると認められる。

3 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

国は、23年3月に基本方針を見直して、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)を策定している。これによれば、1日当たり利用者数が3,000人以上である駅については、32年度までに、原則として移動等円滑化を実施することなどとされている。

移動等円滑化設備の整備は、高齢者、障害者等の交通弱者の安全や安心の確保とも密接に関わるものであり、4会社においても、様々な制約条件の中で駅の移動等円滑化に努めているところではあるが、移動等円滑化設備を適切に整備するとともに、整備された移動等円滑化設備が老朽化するなどして、その整備の効果が薄れていないかについても、不断に点検し改善していく必要がある。

については、4会社において、移動等円滑化設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って適切に整備されるよう、また、整備の効果が十分に発現し、移動等円滑化が適切に実施されるよう、それぞれの代表取締役社長等に対して、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア 移動等円滑化設備を整備する際に、当該設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って、高齢者、障害者等にとって安全で利用しやすいものとなるよう、円滑化基準及びガイドラインについて会社内に周知するとともに、円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿っていることを確認するなどの手続の整備を図ること(会計検査院法第36条による改善の処置を要求したもの)

イ 整備した移動等円滑化設備について、その効果が十分に発現するよう、当該設備周辺の整備を適切に実施したり、当該設備を適切に管理したりするため、点検等の充実を図ること(同法第36条による意見を表示したもの)

ウ 高齢者、障害者等の安全性が確保されていない状況になっている箇所を把握し、優先度の高い箇所から移動等円滑化設備を整備していくなどの安全性確保のための方策について検討すること(同法第36条による意見を表示したもの)

エ 他の企業等が管理する移動等円滑化設備により駅前広場等への経路を確保しているなどの場合において、移動等円滑化経路を十分に確保したり、当該設備を円滑化基準に適合したものとしたりして、駅の移動等円滑化設備の整備の効果を十分に発現させるように、他の企業等に適切に働きかけを行うなどすること(同法第36条による意見を表示したもの)

オ 駅の移動等円滑化を計画的に推進するよう、移動等円滑化の方針、計画等の策定について検討すること(同法第36条による意見を表示したもの)

第7 東日本高速道路株式会社、第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社、第10 本州四国連絡高速道路株式会社、第11 首都高速道路株式会社、第12 阪神高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(6) トンネル照明設備について、自動車から排出されるばい煙等が大幅に減少したことに伴いトンネル内の視環境が改善されていることなどを踏まえて、その状況に応じて適時適切な管理運用を行うことにより、電力量料金の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 本州四国連絡高速道路株式会社 (5) 首都高速道路株式会社 (6) 阪神高速道路株式会社
科目等	(1)~(6) 管理費用 (1) 本社、3支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社 (4) 本社、4管理センター (5) 本社、3管理局 (6) 本社、2管理部及び1事業部(平成23年7月1日以降は管理所)
トンネル照明設備を借り受けて管理運用する根拠	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)
トンネル照明設備の概要	トンネル内の良好な視環境を確保して、交通の安全及び円滑化を図ることを目的として設置する蛍光灯等
トンネル照明設備の管理運用に要した電力量料金	(1) 4億8254万余円(平成21、22両年度) (2) 6億2946万余円(平成21、22両年度) (3) 4億8958万余円(平成21、22両年度) (4) 7726万余円(平成21、22両年度) (5) 2億8620万余円(平成21、22両年度) (6) 5476万余円(平成21、22両年度) 計 20億1980万余円
上記のうち管理運用が適時適切でなかったトンネルの照明設備に要した電力量料金	(1) 3569万余円 (2) 7399万余円 (3) 3147万余円 (4) 283万余円 (5) 2億0809万余円 (6) 5107万余円 計 4億0314万余円

上記のうち節減 できた電力量料 金	(1)	539 万円
	(2)	2016 万円
	(3)	533 万円
	(4)	110 万円
	(5)	3020 万円
	(6)	1343 万円
	計	7561 万円

1 トンネル照明設備の概要

(1) トンネル照明設備の設置目的の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。))及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」といい、これらの高速道路株式会社を総称して「6会社」という。))は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))から借り受けた高速道路の維持管理業務の一環として、機構と締結した協定等に基づき、トンネル内に設置している照明設備、換気設備等の各種設備の管理運用を行っている。

このうち、トンネル照明設備については、同設備に係る設計要領等(「設計要領第7集電気施設第5編トンネル照明設備」、「電気通信設備設計要領」等。以下、6会社が使用しているこれらの要領等を「設計要領」という。)に基づき、道路状況及び交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保して、道路交通の安全及び円滑化を図ることを目的として設置されている(参考図参照)。

(2) トンネル照明設備の設計及び管理運用

ア トンネル照明設備の設計

6会社は、設計要領に基づき、トンネルの出入口部以外の区間に係る基本照明部分(以下「基本部」という。)における照明設備の設計において、昼間時に適用される道路面の輝度の^(注1)平均値(以下「路面輝度」という。)について、設計速度に応じて標準値を表1のとおり定めるなどしている。

表1 設計速度に応じた路面輝度の標準値

設計速度(km/h)	路面輝度の標準値(cd/m ²)
100	9.0
80	4.5
70	3.2
60	2.3
50	1.9
40	1.5

そして、東会社、中会社、西会社、本四会社及び阪神会社は、設計要領に基づき、ばい煙透過率(100m^(注2)当たりの光の透過率)が70%を超えているトンネルであって、視環境が良い(視環境評価点が80点以上)とされるトンネル又は平均日交通量が10,000台程度以下の一方通行のトンネルの場合には、路面輝度を標準値の1/2に減ずることができるなどとしている。

一方、首都会社は、ばい煙透過率が70%以上であって、視環境が良い(視環境評価点が80点以上)とされるトンネルで、平均日交通量が10,000台程度以下の場合には、路面輝度を標準値の1/2に減ずること、また、視環境が悪い(視環境評価点が65点以下)とされるトンネルで、平均日交通量が25,000台程度以上の場合には、路面輝度を標準値の2倍にすることができるとしている。

イ トンネル照明設備の管理運用

6会社は、基本部における照明設備について、上記の設計要領に基づいて定められた路面輝度により管理運用している。また、この管理運用に加えて、時間帯等によりトンネルの内外の明るさの差が変化することから、必要に応じて調光の管理運用を行うこととしている。そして、設計要領に基づき、調光を二段階とし、第一減光は路面輝度を1/2に、第二減光は路面輝度を1/4にそれぞれ減ずることとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

トンネル照明設備の管理運用は、高速道路の重要な管理業務であり、これに毎年度多額の電力量料金等の経費を要している一方で、近年の自動車排出ガス規制等により、自動車から排出されるばい煙等が大幅に減少したことから、トンネル内の視環境は改善されてきている。

そこで、本院は、6会社において、経済性等の観点から、トンネル照明設備の管理運用が適切に行われ、電力量料金の節減が図られているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、6会社がそれぞれの管内で供用しているトンネルのうち、路面輝度として標準値又は標準値の2倍を適用して照明設備を設置して、管理運用を行っている466トンネル(東会社110トンネル、中会社124トンネル、西会社173トンネル、本四会社12トンネル、首都会社31トンネル及び阪神会社16トンネル)の基本部における照明設備(これらの管理運用に要した平成21、22両年度の電力量料金、東会社4億8254万余円、中会社6億2946万余円、西会社4億8958万余円、本四会社7726万余円、首都会社2億8620万余円及び阪神会社5476万余円、6会社計20億1980万余円)を対象として、照明器具配置図等の関係書類及び現地を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 路面輝度の管理運用について

6会社では、トンネル換気設備の設計の基準として、「設計要領第3集(2)トンネル換気(東会社、中会社及び西会社)、社団法人日本道路協会制定「道路トンネル技術基準(換気編)・同解説」(本四会社及び阪神会社)及び「機械設備設計要領(トンネル換気設備編)」(首都会社)をそれぞれ使用することとしている。

これらのトンネル換気設備の設計の基準については、自動車から排出されるばい煙等の近年の大幅な減少に対応して、20年6月から21年7月までの間に、トンネル換気設備の能力の算定に用いる自動車1台当たりのばい煙排出量の数値を低減することなどを内容とした改訂等(以下、これらの改訂された要領や基準等を「改訂要領」という。)が行われ、以後に設置するトンネル換気設備の設計に適用することとしていた。

そして、上記の改訂要領を受けて、検査の対象とした6会社計466トンネルのうち210トンネル(東会社8トンネル、中会社29トンネル及び西会社173トンネル)については、これらを管理運用している支社等の判断により、改訂要領により低減した自動車1台当たりのばい煙排出量の数値を用いてばい煙透過率や視環境評価点を再計算して、路面輝度を標準値の1/2に減ずることができるかについての検討が行われていた。

しかし、残りの256トンネル(東会社102トンネル、中会社95トンネル、本四会社12トンネル、首都会社31トンネル及び阪神会社16トンネル)については、ばい煙等の大幅な減少が供用中のトンネル照明設備の管理運用にどのような影響を与えるかに関して、上記の再計算を行うことなどによる検討が行われていなかった。

そこで、上記の5会社が、本院の検査を踏まえて、改訂要領に基づいてばい煙透過率や視環境評価点を再計算するなどしたところ、路面輝度を標準値で管理運用している照明設備については標準値の1/2に、また、標準値の2倍で管理運用している照明設備については標準値(以下、単に「標準値の1/2又は標準値」という。)にそれぞれ減ずることができるトンネルが90トンネル見受けられた。そして、これら供用中のトンネル照明設備の管理運用の変更について、それぞれの会社と関係機関との間で道路交通管理上の安全性等を確認するための協議(以下「安全確認協議」という。)を行った結果、安全性等が確認できた36トンネルについては、路面輝度を標準値の1/2又は標準値に減じて管理運用することが可能であった。

また、前記の支社等の判断により路面輝度の見直しについての検討を行っていた東会社、中会社及び西会社の210トンネルについては、標準値の1/2に減ずることができることとした検討の結果に関して、各会社の支社等が関係機関と安全確認協議を行っていた。そして、安全性等が確認できた54トンネルは、路面輝度を標準値の1/2に減じて管理運用していたが、このうち35トンネルについては、改訂要領の適用開始から運用開始までに1年程度経過しているなど、相当程度の期間を要する結果となっていた。

(2) 調光の管理運用について

首都会社及び阪神会社は、基本部における照明設備の時間帯による調光について、慣例として、日の出時刻から日の入時刻までを昼間時間帯として所定の路面輝度で管理運用し、日の入時刻から22時まで及び翌朝4時から日の出時刻までを夜間時間帯として第一減光で、また、22時から翌朝4時までを深夜時間帯として第二減光でそれぞれ管理運用していた。

しかし、薄暮時や薄明時を除き、夜間時間帯と深夜時間帯ではトンネル外の明るさに大差がないことから、この間を第一減光と第二減光に区分して管理運用する必要はないと認められた。

そこで、首都会社及び阪神会社が、本院の検査を踏まえて、調光の管理運用方法についてそれぞれ改めて検討したところ、31トンネルについては、薄暮時や薄明時を除く夜間時間帯において、第一減光の管理運用に代えて第二減光で管理運用することが可能であった。

以上のように、自動車1台当たりのばい煙排出量の数値を低減する内容の改訂等が行われているのに、供用中のトンネルの基本部における照明設備の管理運用の見直しを行ってなかったり、路面輝度を見直して標準値の1/2に減じて管理運用していたものの、その運用

開始までに相当程度の期間を要していたり、また、薄暮時や薄明時を除く夜間時間帯を第二減光とせず、第一減光で管理運用していたりして、消費電力量の低減を図るための管理運用の見直しを適時に行っていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた電力量料金)

供用中の基本部における照明設備の管理運用の見直しを行っていなかったトンネルのうち、標準値の1/2又は標準値に減じた路面輝度による管理運用が可能であった36トンネル、路面輝度を見直して標準値の1/2に減じて管理運用していたものの、速やかに行われていなかった35トンネル、及び調光の管理運用が適切でなかった31トンネルそれぞれの基本部における照明設備について、安全性を考慮して適時適切な管理運用をしたとすれば、21、22両年度の電力量料金は、表2のとおり節減できたと認められた。

表2 節減できた電力量料金

会社	管理運用が適時適切でなかったトンネルの照明設備に要した電力量料金	節減できた電力量料金	態様	トンネル数
東 会 社	3569 万余円	注(3) 539 万余円	①	4
			②	7
中 会 社	7399 万余円	2016 万余円	①	5
			②	22
西 会 社	3147 万余円	533 万余円	②	6
本 四 会 社	283 万余円	110 万余円	①	3
首 都 会 社	2 億 0809 万余円	注(3) 3020 万余円	①	9
			③	16
阪 神 会 社	5107 万余円	1343 万余円	①	15
			③	15
計	4 億 0314 万余円	7561 万余円		

注(1) 「態様」欄の①、②及び③は、以下の態様を示している。

- ① 標準値の1/2又は標準値に減じた路面輝度による管理運用が可能であったトンネル(計36トンネル)
- ② 路面輝度を見直して標準値の1/2に減じて管理運用していたものの、速やかに行われていなかったトンネル(計35トンネル)
- ③ 調光の管理運用が適切でなかったトンネル(計31トンネル)

注(2) 首都会社における③の16トンネルのうち8トンネルは、①のトンネルと重複している。また、阪神会社における③の15トンネルは、全数①のトンネルと重複している。

注(3) 東日本大震災後の節電対策に係る期間については、算定期間から除いている。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

ア 路面輝度の管理運用について

6会社において、改訂要領の適用が開始された際に、その内容を供用中のトンネルの基本部における照明設備の管理運用に反映させて、速やかに見直すよう指示する必要があったのに、このことについて支社等に通知等を行っていなかったこと

イ 調光の管理運用について

首都会社及び阪神会社において、調光の具体的な管理運用方法を定めておらず、調光の時間帯の見直しの検討も行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、6会社は、次のような処置を講じた。

ア 標準値の1/2又は標準値に減じた路面輝度による管理運用が可能であった36トンネル及び夜間時間帯を第一減光で管理運用していた31トンネルについては、23年3月から9月までの間に、安全性を考慮した上でそれぞれ標準値の1/2又は標準値に減じた路面輝度で管理運用したり、薄暮時や薄明時を除き第二減光で管理運用したりして電力量料金の節減^(注3)を図った。

イ 6会社は、各支社等に対して、23年6月から9月までの間に、トンネル内の視環境の状況に応じた路面輝度の管理運用の見直しを定期的に行うこととする旨の通知を発した。

ウ 首都会社及び阪神会社は、それぞれ23年6月及び7月に、第一減光及び第二減光の調光時間帯を明確にすることなどを内容とした「トンネル照明設備運用マニュアル」を制定した。

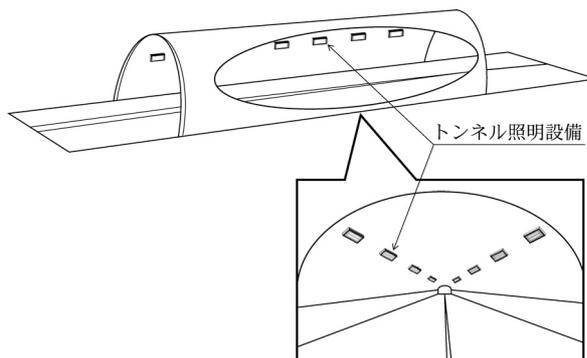
(注1) 輝度 ある方向の光源の強さを表したものを光度(cd：カンデラ)といい、光源や灯具又はこれらの光を反射している面などを、ある方向から見たときの明るさの程度を示したものを輝度(cd/m²)という。

(注2) 視環境評価点 トンネル内の視環境の良・不良は、トンネルの構造、ばい煙透過率、交通量等によって大きく左右されることから、これらの各種条件を点数化して合計したもの。100点満点で評価される。

(注3) 東日本大震災後の節電対策により電力量料金の節減を図っていたトンネルについては、節電対策が終了した平成23年10月以降も、本院の指摘に基づく路面輝度等による管理運用を引き続き行っている。

(参 考 図)

トンネル照明設備の概念図



(第8 中日本高速道路株式会社、第9 西日本高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 用地関係業務における業務費の積算について、業務の委託先である子会社において発生している費用を反映した適切なものとするよう改善させたもの

会社名	(1) 中日本高速道路株式会社 (2) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)(2) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1) 本社、3支社 (2) 本社、4支社
契約名	(1) 平成22年度東京支社用地取得等業務等3契約 (2) 平成22年度関西支社管内用地業務等6契約
契約の概要	高速道路の建設に伴い必要となる土地の取得等の業務を子会社に委託するもの
契約の相手方	(1) NEXCO 中日本サービス株式会社 (2) 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社
契約	(1) 平成22年7月～23年6月 基本協定に基づく契約 (2) 平成22年4月～23年5月 協定に基づく契約
用地関係業務費の直接費及び間接費の積算額	(1) 13億9460万余円(平成22年度) (2) 11億1007万余円(平成22年度)
低減できた積算額	(1) 2億1930万円(平成22年度) (2) 1億8090万円(平成22年度)

1 子会社に委託する用地関係業務の概要

(1) 高速道路事業の概要

中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」といい、両社を合わせて「2会社」という。)は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理(以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。)を行っている。

高速道路事業に要する費用については、原則として、2会社の成立の日から起算して45年を超えない期間に徴収される料金収入で賄われることとされており、料金の設定に当たっては、2会社の利潤を含めないこととされている。

そして、2会社は、高速道路事業の一部を、連結決算の対象としている子会社に委託して実施する場合についても、子会社は親会社と一体のものであることから、契約に当たっては、子会社の利益を見込まないことにしている。

(2) 用地関係業務の概要

中会社は、高速道路の建設に伴い必要となる土地の取得及び物件の補償等を行う用地取

得等業務を、全額出資の連結子会社である NEXCO 中日本サービス株式会社(以下「サービス社」という。))と締結した基本協定に基づき、サービス社に委託して実施している。

また、西会社は、上記の用地取得等業務と同種の業務として、用地業務及び用地総合業務(以下、用地取得等業務とこれら2業務を合わせて「用地関係業務」という。))を、全額出資の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート株式会社(以下「サポート社」といい、サービス社と合わせて「2子会社」という。))と締結した協定に基づき、サポート社に委託して実施している。

そして、平成22年度に、^(注1) 中会社の3支社はサービス社との間で用地取得等業務に係る計3件の契約(契約期間は22年7月から23年6月まで。以下、これら3件の契約を「中会社契約」という。))を計14億6325万余円で締結しており、また、西会社の^(注2) 4支社(以下、中会社の3支社と合わせて「7支社」という。))はサポート社との間で用地業務及び用地総合業務に係る計6件の契約(契約期間は22年4月から23年5月まで。以下、これら6件の契約を「西会社契約」といい、中会社契約と合わせて「2会社契約」という。))を計11億6556万余円で締結している。

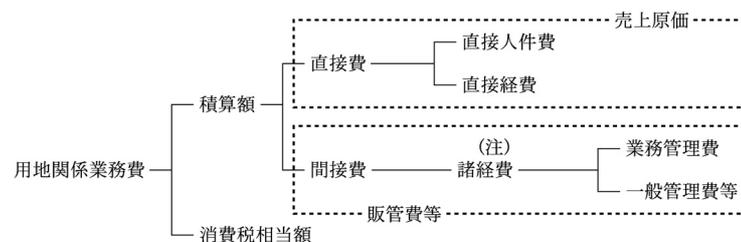
(注1) 3支社 東京、金沢、名古屋各支社

(注2) 4支社 関西、中国、四国、九州各支社

(3) 用地関係業務費の積算

2会社は、用地関係業務を子会社に委託する場合には、中会社については「用地取得等業務積算要領」に基づき、また、西会社については「西日本高速道路株式会社用地業務委託積算要領」及び「用地総合業務委託積算要領」(以下、これら3積算要領を合わせて「積算要領」という。))等に基づき、それぞれ用地関係業務費の積算を行うこととしている。そして、積算要領において用地関係業務費の構成を図のように定めており、諸経費は直接人件費に80%の諸経費率を乗じて算定することとしている。

図 積算要領における用地関係業務費の構成



(注) 西会社の用地総合業務に係る間接費は諸経費及び技術経費から構成されていて、技術経費は直接人件費と諸経費の合計額に10%の技術経費率を乗じて算定することとされている。

積算要領における直接費は、2子会社の損益計算における売上原価に対応するとともに、間接費は、2子会社の損益計算における販売費及び一般管理費(以下、これらを「販管費」という。))等にそれぞれ対応するものとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、用地関係業務費の積算は、2子会社が業務の実施に要した費用を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、22年度に7支社が2子会社に委託した前記の2会社契約を対象として、2会社本社及び7支社において、契約書、設計書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、用地関係業務費の積算に当たり、中会社契約においては直接費を計8億7545万余円、間接費を計5億1921万余円、合計13億9460万余円と算定し、また、西会社契約においては直接費を計7億0013万余円、間接費を計4億0993万余円、合計11億1007万余円と算定していた。

そして、上記の2会社契約において、2会社が算定した直接費及び間接費に対応して2子会社で発生している費用について確認したところ、2会社契約に係る売上原価は、中会社契約計10億0315万余円、西会社契約計7億7505万余円となっていた。

一方、販管費については、用地関係業務以外の業務にも共通的に発生する費用で業務別に区分できないことから、2子会社から提出を受けた22年度(会計期間22年4月1日から23年3月31日まで)の決算資料に基づき、販管費を業務別の売上高の比率で案分するなどして、契約期間が会計期間と異なっている2会社契約に係る販管費を次式により試算すると、中会社契約計1億6150万余円、西会社契約計1億4571万余円となった。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{2会社契約に係る販管費}} = \boxed{\text{2会社契約に係る売上原価}} \times \boxed{\text{平成22年度用地関係業務に係る販管費率}} \\
 & \boxed{\text{22年度用地関係業務に係る販管費率}} = \boxed{\text{22年度決算における用地関係業務に係る販管費(注)}} \div \boxed{\text{22年度決算における用地関係業務に係る売上原価}}
 \end{aligned}$$

(注) 「22年度決算における用地関係業務に係る販管費」は、2子会社の平成22年度決算資料に基づき、2子会社の販管費を業務別の売上高の比率で案分するなどして算出した。

上記により、2会社契約に係る積算額と本院が試算した2子会社において発生している費用を比較すると、表のとおり、直接費はこれに対応する2子会社の売上原価を下回っている一方で、間接費はその差額以上にこれに対応する2子会社の販管費を上回っていて、2会社契約に係る積算額が2子会社において発生している費用を大幅に上回る結果となっていた。

表 2会社契約に係る積算額と2子会社において発生している費用(試算)の比較

	A		B		A + B
中会社の積算額	直接費	875,454,538 円	間接費	519,215,166 円	計 1,394,606,000 円
サービス社における発生費用(試算)	売上原価	1,003,153,575 円	販管費	161,507,725 円	計 1,164,661,300 円
西会社の積算額	直接費	700,135,711 円	間接費	409,936,715 円	計 1,110,072,426 円
サポート社における発生費用(試算)	売上原価	775,059,869 円	販管費	145,711,255 円	計 920,771,124 円

(注) 「中会社の積算額」の「A+B」欄は端数処理を行っているため、A欄とB欄の合計額と一致しない。

このように、2会社契約に係る積算額と2子会社において発生している費用との間に相当の開差が生じていて、これにより用地関係業務において利益が生じている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた用地関係業務費の積算額)

2会社契約について、22年度の販管費率を用いるなどして2子会社において発生している費用を反映した直接費及び間接費を計算すると、中会社契約では計11億6466万余円、西会社契約では計9億2077万余円となり、2会社契約に係る前記の直接費及び間接費の積算額は、控除すべき出張旅費の積算額と実費精算額との差額を考慮しても、中会社で約2億1930万円、西会社で約1億8090万円それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2会社において、用地関係業務費の積算に当たり、2子会社で発生している費用を反映した適切な積算を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、中会社は、23年6月に、また、西会社は、同年4月に、2子会社において発生している費用を反映させるなどした積算要領の改正等を行い、23年度に新たに締結する契約から適用することとする処置を講じた。

第13 日本郵政株式会社

不 当 事 項

予 算 経 理

(394) 役務の調達等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成して契約を締結するなど不適正な契約事務処理を行っていたもの

科 目	営業費用、営業外収益
部 局 等	日本郵政株式会社宿泊事業部
不適正な契約事務処理により締結された契約に係る経費の概要	かんぽの宿等の宿泊事業に係る費用等
不適正な契約事務処理により締結された契約金額	1,083,310,136 円(平成 19 年度～22 年度)

1 契約事務処理の概要

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)は、役務、備品等の調達契約、工事請負契約等を民間事業者等(以下「業者」という。)と多数締結しており、これらに係る一連の契約事務を調達部等において行っている。そして、日本郵政株式会社職務権限規程により、かんぽの宿等の運営を行う宿泊事業部に係る契約のうち、契約金額 2 億円以上 10 億円未満(平成 21 年 7 月 1 日以降は 1 千万円以上 2 億円未満)の役務契約等の締結については宿泊事業部担当の執行役が、契約金額 2 億円未満(21 年 7 月 1 日以降は 1 千万円未満)の役務契約等の締結については宿泊事業部長がそれぞれ行うこととなっている。また、宿泊事業部担当の執行役は、日本郵政株式会社経理規程に基づき、宿泊事業会計手続及び調達事務取扱要領(以下、これらを合わせて「会計手続等」という。)を定めており、契約責任者である同執行役又は宿泊事業部長は、契約、財務等の各担当(担当部長、グループリーダー及び担当者)におおむね次のとおり契約事務を分担させている。

- ① 契約担当は、予定価格調書を作成して契約責任者の承認を受けた後、業者から「入札書兼見積書」等を提出させ、予定価格の範囲内で最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として決定する。
- ② 契約担当は、契約の相手方が提出した「入札書兼見積書」等の契約関係書類を添付し、契約締結の決定伺いを回付して、契約責任者に契約締結の承認を求める。この承認後、契約金額が 500 万円を超える場合等は契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合は、契約の相手方に請書を提出させる。
- ③ 契約担当は、業者から提出された請求書と契約書等に記載されている金額、請求者名、請求者の印影等に相違がないかを確認した上で、請求書に契約書等を添付して財務担当に提出する。

そして、契約責任者は、^(注)契約原簿を備えて、毎月末、自ら又は他の社員に命じ、契約原簿等により上記の契約事務の処理が適切に行われているかなどについて確認することとされて

いる。また、契約担当の担当部長、グループリーダー等はそれぞれ、調達事務プロセス確認票により、契約締結の決定伺いが契約責任者まで決裁されているかなどについて確認することとされている。

(注) 契約原簿 収入又は支出を伴う売買、貸借、請負及び委託契約に関し、品名又は件名、数量、単価及び合価、契約の相手方、契約書等の受領状況等を記載する原簿

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

22年12月に行われた日本郵政の内部監査において、宿泊事業部の契約担当の担当者Aにより契約関係書類が偽造されていたことが発覚し、同部において調査した結果、担当者Aが計45件の契約について不適正な契約事務処理を行っていたことが判明した。

本院は、上記の不適正な契約事務処理について、日本郵政から報告があったことを受け、合规性等の観点から、23年3月及び6月の会計実地検査において、日本郵政の調査状況等について確認を行うとともに、会計手続等を遵守して契約事務が実施されているかなどに着眼して、宿泊事業部が19年10月から23年3月までの間に締結した契約を対象として、契約原簿と契約関係書類との突合や契約関係書類の精査を行うなどして検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、宿泊事業部が締結した契約45件(19年度6件、20年度12件、21年度15件、22年度12件)については、契約責任者、契約担当の担当部長及びグループリーダーによる契約事務の履行状況の確認が十分でなかったため、担当者Aによって、契約書を作成していないなどの会計手続等に違反した不適正な契約事務処理が長期間にわたり継続して行われており、これら45契約に係る契約金額1,083,310,136円が不当と認められる。

これを態様別に示すと、次のとおりである(複数の態様に該当している契約がある。)

ア 契約金額が500万円を超える契約で契約書を作成する必要があるのにこれを作成しないまま業者に業務を行わせていたもの

契約件数 13件 契約金額 315,221,377円

イ 契約締結の決定伺いを回付して契約責任者の承認を得ることなく契約を締結し、契約責任者等の印影を複写するなどして決定伺いを偽造していたもの

契約件数 21件 契約金額 405,390,030円

ウ 契約責任者に予定価格の承認を求めたかどうかを確認できなかったもの(うち予定価格調書に契約責任者印の押印漏れがあったため、契約責任者の印影を複写により偽造して押印したと見せかけていたもの6件、予定価格調書の存在が確認できなかったもの3件)

契約件数 9件 契約金額 419,390,333円

エ 「入札書兼見積書」、請書等について、契約者印等を複写するなどして偽造していたもの

契約件数 17件 契約金額 658,293,460円

オ その他(契約責任者が執行役であるのに宿泊事業部長の印を契約書に押印していたものなど)

契約件数 8件 契約金額 282,996,044円

このような事態が生じていたのは、契約責任者等において会計手続等を遵守することの重要性の認識が十分でなかったこと、契約担当の担当部長及びグループリーダーが契約事務を担当者に一任し、その履行状況の確認を怠るなどして内部牽制が十分に機能していなかったことなどによると認められる。

第14 全国健康保険協会

不 当 事 項

予 算 経 理

- (395) 生活習慣病予防健診申込データ入力業務に係る委託契約の締結に当たり、会計規程等に違背して、本来行うべき契約手続を行わなかったため、契約書に基づいた違約金の請求をすることができなかったもの

科 目	(健康保険勘定) 雑益
部 局 等	全国健康保険協会本部
契 約 名	生活習慣病予防健診申込データ入力業務委託
契 約 の 概 要	生活習慣病予防健診申込書を集荷し、その記載内容を入力した電子媒体とともに納品するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社プラムシックス
契 約	平成 22 年 4 月 一般競争契約(単価契約)
契 約 額	62,707,418 円(平成 22 年度)
契 約 書 に 基 づ い て 請 求 す る こ と が で き な か っ た 違 約 金	5,138,980 円(平成 22 年度)

1 委託契約の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、平成 22 年 4 月 1 日に、生活習慣病予防健診申込データ入力業務を一般競争契約(単価契約)により株式会社プラムシックス(以下「会社」という。)に委託している(契約単価に予定数量を乗ずるなどして算出した契約額 62,707,418 円)。

本件委託業務は、協会が、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険事業の一環として、健康保険の被保険者で生活習慣病予防健診を申し込む者が協会支部(47 都道府県に所在。以下「支部」という。)に提出した生活習慣病予防健診申込書(以下「申込書」という。)を、毎週 2 回各支部から集荷し、その記載内容を電子媒体に入力した上で、当該電子媒体とともに集荷日から 3 営業日後に各支部に納品するものである。

全国健康保険協会会計規程(平成 20 年規程第 38 号。以下「会計規程」という。)によると、協会の契約責任者は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な条項を記載した契約書を作成しなければならないこととなっている。そして、本件の入札説明書では、協会理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本件契約は確定しないとされている。

また、本件契約の契約書では、受託事業者がその責めに帰す理由により契約期間中に契約の全部又は一部を履行しないときなどには、協会は契約を解除できることとされている。そして、この場合、受託事業者は、違約金として、契約単価に入力データの予定件数から納品

された入力データの件数を差し引いた件数を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を、協会の指定する期限内に協会に納付しなければならないとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、協会において、合規性等の観点から、本件契約の契約手続等が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、各支部から集荷された申込書は、集荷日から3営業日後にその記載内容を入力した電子媒体とともに、会社が各支部に納品することとされているが、22年4月1日の業務開始後間もない同月7日の納期分から納品が遅滞し始めたことから、協会は、会社に対して、納品の遅滞を早期に解消するよう改善を申し入れたところ、同月16日、会社から受託業務の継続が困難であるとの申出を受けたため、同月20日に本件契約を解除した。

しかし、協会は、事務手続の遅れから、契約書に契約の相手方の記名押印を得ておらず、本件委託業務の開始後においても、契約が確定しないままの状態となっていた。

このため、本件契約を解除したにもかかわらず、協会は、会社に対して契約書に基づいた違約金5,138,980円を請求することができないまま、契約解除に伴う債権債務について会社と交渉を行うことになり、同年10月8日に、会社に対して違約金の請求等に係る交渉を行ったものの、会社と合意することができなかった。

その後、協会は、会社との交渉の結果、23年7月6日付けで、本件契約の解除前に既に納品された分に係る業務遂行の対価として、会社に対して6,160,693円の支払義務があること及び本件に関して会社との間でこの他に債権債務は存在しないことについて合意書を作成し、同年8月1日に、同額を会社に支払っていた。

したがって、協会において、会計規程等に基づいて委託業務の開始前に契約を確定していれば、契約書に基づいた違約金の請求ができたことと認められるのに、会計規程等に違背して、本来行うべき契約手続を行わなかったために、契約書に基づく違約金5,138,980円の請求をすることができなかったことは適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、会計規程等を遵守して適正な契約手続を行うことへの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

第15 日本年金機構

不 当 事 項

役 務 (396) (397)

(396) 厚生年金加入記録のお知らせを送付対象者ではない者に対して送付していたため、送付件数が過大となっていたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 名	厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)の通知書作成及び発送準備業務(6～11月送付分)
契 約 の 概 要	厚生年金加入記録のお知らせの作成及び発送準備業務
契 約 の 相 手 方	7会社
契 約	平成22年4月 一般競争契約
過大となっていた送付件数	19,081件
上記の送付に要した費用	4,190,351円(平成22年度)

1 業務の概要

(1) 受給者便の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生年金の記録において保険料計算の基礎となる標準報酬月額等の金額等が事実と異なっている場合があることから、その記録の確認を依頼するため、平成22年1月から11月までの間、厚生年金の年金受給者等に対して「厚生年金加入記録のお知らせ」(以下「受給者便」という。)を送付していた。また、機構は、被保険者に対しても受給者便と内容がほぼ同一のねんきん定期便を22年1月から送付して、標準報酬月額等の記録の確認を依頼している。

受給者便は、年金記録問題に関する関係閣僚会議(20年9月9日)において、厚生年金受給者全員に対し、標準報酬月額等の情報を含むお知らせの送付を開始し、標準報酬月額及び資格喪失日の記録の確認を依頼することとされ、これにより、21年12月には社会保険庁が、22年1月から11月の終了時までは機構が、合わせて約2631万人に対して送付している。

受給者便の送付対象者は、年金受給者であって厚生年金保険等の被保険者期間を有する者等とされている。これらの者のうち、厚生年金保険の適用事業所に雇用されていて被保険者でもある者は、ねんきん定期便の送付を受けることから、受給者便の送付対象者としていないこととしている。

(2) 受給者便対象者データの作成

社会保険庁は、機構設立(22年1月)前の21年7月及び11月に、受給者便の送付対象者を選定するため、システム基本計画書(開発指示書)(以下「指示書」という。)を作成し、

これに基づいて受給者便の送付対象者に係るデータ(以下「受給者便対象者データ」という。)の作成を同庁のデータ運用支援を受託している会社に指示した。

これらの業務については、同庁から年金関係業務を引き継いだ機構が引き継ぎ、機構は、データ運用支援を受託している会社から受給者便対象者データの引渡しを受けている。

(3) 受給者便の作成、発送準備等の業務

機構は、前記のとおり22年1月から11月までの間、受給者便を送付するに当たり、受給者便の作成及び発送準備の業務を、民間業者に委託(以下、当該民間業者を「委託業者」という。)することとし、同年1月から4月までの間に、13会社と17契約を締結している。その際、機構は受給者便対象者データを委託業者に貸与することにより当該業務を実施させている。そして、機構は、委託業者が作成した受給者便の納品を受けた後、自ら郵送により発送している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、受給者便は送付対象者の選定及び確認を正確に行った上で送付されていたかなどに着眼して、機構本部において、前記の17契約等を対象として、指示書、委託業者との契約書、仕様書、委託業者との受給者便対象者データの授受に関する書類等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、上記の17契約のうち、22年4月に7会社と締結した7契約(支払額計1,335,486,208円)について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、社会保険庁が、21年11月に、上記の7会社との契約に係る受給者便対象者データの基となる指示書を作成した際、誤って、当該指示書では、ねんきん定期便の送付対象者のうち直近の送付物の記録がねんきん定期便以外であった者については、ねんきん定期便の送付対象者であっても送付対象者ではないと判定し、受給者便対象者データに含める指示内容となっていた。

そして、機構は、社会保険庁から業務を引き継ぐ際に、指示書の内容を十分確認しなかったため、データ運用支援を受託している会社は、これを基に、受給者便の送付対象者ではない者を含んだ受給者便対象者データを作成することとなった。機構は、22年5月に、このようにして作成された受給者便対象者データを同会社から引渡しを受けて、前記の7会社に貸与していたことから、受給者便の送付対象とすべきではないねんきん定期便の送付対象者19,081人に対して受給者便を送付していた。

したがって、上記の19,081件の受給者便は、送付する必要がなかったと認められ、これらの通知書作成及び発送準備業務、郵送等に要した費用計4,190,351円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、社会保険庁から業務を引き継ぐ際に、受給者便の送付対象者を選定するための指示書の内容の確認や受給者便対象者データが正しく作成されているかの確認が十分でなかったことによると認められる。

(397) 年金相談センター運營業務委託において、委託費の対象とはならない研修に係る経費を委託費の対象経費として支払っていたもの

第3章 第2節 第15 日本年金機構

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 名	年金相談センター運營業務委託
契 約 の 概 要	全国 51 か所の年金相談センターの運營業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	全国社会保険労務士会連合会
契 約	平成 22 年 1 月 随意契約
支 払 額	2,020,587,780 円(平成 22 年度)
上記のうち 47 都道府県の社会保険労務士会に再委託して実施した研修に係る経費の支払額	20,608,000 円
上記のうち委託費の対象とはならない研修に係る経費の支払額	5,976,000 円

1 年金相談業務等の概要

(1) 年金相談センター運營業務委託契約の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、年金見込額、年金記録の確認、年金の裁定請求等に関する情報を提供するため、国民年金及び厚生年金保険の被保険者、年金受給者等に対する年金相談業務を年金事務所において実施するほか、これを補完する目的で 27 都道府県に 51 年金相談センター(以下「センター」という。)を設置している(年金相談業務の概要等については、後掲 687 ページの「年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したもの」参照)。機構は、センターを運営するため、平成 22 年 1 月に、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)と、随意契約により、同年 1 月から 25 年 3 月までの間を委託期間とする年金相談センター運營業務委託契約を契約金額 6,502,553,418 円で締結しており、22 年度に委託費として計 2,020,587,780 円を支払っている。

(2) 相談員研修の概要

機構は、本件業務の委託に当たり、「年金相談センター運營業務委託標準仕様書」及び「年金相談センター運営委託要領」(以下、これらを合わせて「仕様書」という。)を定めており、仕様書によると、年金相談等への対応業務等を委託業務の内容としている。

そして、仕様書により、連合会は、本件委託業務において、年金相談業務に必要な知識等の統一化を図るため、センターで年金相談業務に従事する相談員等を対象として、年金相談の実務に関する研修等(以下「相談員研修」という。)を実施することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、機構本部及び連合会において、各センターで年金相談業務に従事する相談員等に対して、仕様書で定められた相談員研修が適切に実施されているかなどに着眼して、前記の契約を対象として、契約書、仕様書等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

連合会は、本件委託業務において、センターが設置されている27都道府県の社会保険労務士会に再委託して相談員研修を実施しているが、これと同様の研修を相談員ではない社会保険労務士を対象としてセンターが設置されていない20県の社会保険労務士会に再委託して実施していた。そして、これらに係る経費として、22年度に計20,608,000円を委託費の対象経費として支払っていた。

しかし、上記20県の社会保険労務士会に再委託した研修は、センターが設置されていない県で実施されていて、センターの相談員等を対象としたものではないため、仕様書に定められた相談員研修とは認められない。

したがって、上記20県の社会保険労務士会が実施した研修に係る経費5,976,000円を委託費の対象経費としていたことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会が仕様書を十分に理解していなかったことにもよるが、機構において、連合会に対する指導及び委託業務の履行の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したものの

科	目	業務経費
部	局	等
契	約	名
		(1) 年金事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託(平成21、22両年度)
		(2) 「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する相談業務(平成21、22両年度)
		(3) 年金相談センター運營業務委託(平成21年度～24年度)
契	約	の
概	要	(1) 年金事務所等における年金見込額等に関する相談業務等
		(2) 市区町村等における出張年金相談業務等
		(3) 年金相談センターの運營業務

契約の相手方	(1) 29 社会保険労務士会 (2) 18 社会保険労務士会 (3) 全国社会保険労務士会連合会
契 約	(1) 平成 22 年 1 月、22 年 4 月 随意契約 (2) 平成 22 年 1 月、22 年 4 月 随意契約 (3) 平成 22 年 1 月 随意契約
支 払 額	(1) 25 億 6705 万余円(平成 21、22 両年度) (2) 3619 万余円(平成 21、22 両年度) (3) 25 億 0608 万余円(平成 21、22 両年度)
節減できた委託費相当額等(ア)	(1) 5 億 2363 万円(平成 21、22 両年度) (2) 2597 万円(平成 21、22 両年度) (3) 5097 万円(平成 21、22 両年度)
全国社会保険労務士会連合会に留保されている委託費に係る余剰金の額(イ)	(3) 1 億 7912 万円(平成 22 年度末)
(ア)及び(イ)の計	7 億 7971 万円

(前掲 686 ページの「年金相談センター運營業務委託において、委託費の対象とはならない研修に係る経費を委託費の対象経費として支払っていたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示したものの全文】

年金事務所等における年金相談窓口等の運営について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 年金相談業務の概要

(1) 年金事務所等における年金相談業務の概要

貴機構は、国民年金、厚生年金保険の被保険者等からの年金の見込額に関する相談等に対応するため、312 年金事務所において年金相談業務を実施するとともに、年金事務所での年金相談業務を補完するための常設の年金相談センター(以下「センター」という。)を 27 都道府県に 51 か所設置している。また、年金事務所の年金相談窓口の混雑緩和や年金受給者等のニーズへの対応のため、年金事務所が年金事務所以外の市区町村の庁舎等に設置した年金相談窓口(以下「出張相談窓口」という。)に職員等を出張させて年金相談業務を実施し、市区町村が設置した「ねんきん定期便」等による年金記録等に関する年金相談窓口(以下「巡回相談窓口」という。)において年金相談業務を実施している。

これらの年金相談業務は、各年金事務所の職員によって実施するほか、貴機構が指定する年金相談窓口の運営については各都道府県社会保険労務士会(以下「社労士会」という。)に、センターの運営については全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)に、

それぞれ委託して実施している。なお、年金相談業務には年金制度等に関する専門知識が必要となることから、社労士会は、年金事務所等での年金相談業務を社会保険労務士(以下「社労士」という。)に再委託している。

(2) 社労士会及び連合会との委託契約の概要

ア 社労士会との委託契約の概要

貴機構は、平成21年度及び22年度に「年金事務所等における指定する年金相談窓口等の運営委託」(以下「指定窓口契約」という。)を社労士会と随意契約により締結し、21年度(22年1月から3月までの間。以下同じ。)4億6561万余円、22年度21億0144万余円の委託費を支払っている。また、年金記録に関する相談に対応するため、21、22両年度に「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」並びに「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する相談業務(以下「巡回相談契約」という。)を社労士会と随意契約により締結し、21年度646万余円、22年度2973万余円の委託費を支払っている。

貴機構は、指定窓口契約及び巡回相談契約を締結するに当たり、それぞれの契約書、「年金事務所等における指定相談窓口等の運営委託要領」等において、予定数量、契約単価、業務内容等を定めている。

そして、社労士会からの再委託を受けた社労士が年金相談業務を実施した場合、相談者数、相談時間等を記載した相談業務実施状況報告書(日次)等を作成し、これらを社労士会に提出するとともに、相談業務実施状況報告書(日次)の写しを年金事務所に提出することとなっている。社労士会は、これらの報告書を取りまとめ、相談業務実施状況報告書(月次)等を作成し、社労士が実施した総時間数に契約単価を乗じて得た金額等を記載した請求書を貴機構に提出し、担当職員の検査を受けた後、委託費の支払を受けることとされている。

イ 連合会との委託契約の概要

貴機構は、22年1月に、契約期間を同年1月から25年3月までとする年金相談センター運営業務委託(以下「センター運営業務契約」という。)を、契約金額65億0255万余円で連合会と随意契約により締結し、23年3月までに委託費として、計25億0608万余円を支払っている。

貴機構は、年金相談センター運営業務委託標準仕様書等において、委託する窓口の稼働数、相談業務実施体制等を定めるとともに、連合会から、センターごとに作成した相談窓口稼働及び実施体制等実績報告を提出させることとしている。

また、連合会では、センター運営業務契約に関する経理を「街角の年金相談センター特別会計」において経理している。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、委託した年金相談業務は仕様書等に基づいて適正に履行されているか、相談件数に応じて、年金事務所及びセンターの年金相談窓口数の見直しが適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴機構本部、220年金事務所、51センター、連合会及び29社労士会において、22年1月から23年3月までの間における指定窓口契約、巡回相談契約、セン

ター運營業務契約を対象として、契約書、相談業務実施状況報告書(日次)、委託費の請求書等の書類により会計実地検査を行うとともに、各年金事務所、各センター、連合会及び各社労士会から調書の提出を受けるなどして検査した。なお、年金相談件数等の推移については、東日本大震災の影響等から23年3月の数値を比較の対象とすることは適切でないと思われたため、各年2月の数値を使用した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 社労士会への年金相談窓口の委託

ア 指定窓口契約

(ア) 年金事務所における年金相談件数の推移等

今回検査した220年金事務所における年金相談件数の推移をみると、20年2月の596,162件から23年2月の456,177件(20年2月比77%)と減少傾向が見られた。

一方、検査を実施した220年金事務所の年金相談窓口数は、22年2月は1,509窓口、23年2月は1,527窓口とほぼ同数となっている。

また、1年金相談窓口1日当たりの年金相談件数をみると、次表のとおり、職員が実施した年金相談件数の平均は16.8件であるのに対して、社労士では6.3件と職員の約4割となっている。

表 1 年金相談窓口1日当たりの年金相談件数(月平均) (単位:件)

区 分	通常時(平日8時30分から17時15分まで)	
	職員が実施した 年金相談件数	社労士が実施した 年金相談件数
最 高	21.9	9.5
最 低	13.3	3.8
平 均	16.8	6.3

(イ) 年金事務所における年金相談業務の実施体制

指定窓口契約により社労士会に委託する年金相談窓口は、各年金事務所ごとの年金相談件数等に応じて設置されることとなるが、設置に当たっての明確な基準はなく、その具体的な設置数は各年金事務所の判断による必要数としている。なお、センター運營業務契約では、貴機構本部は、委託する各センターの年金相談窓口数を算出するに当たって、1年金相談窓口1日当たりの年金相談件数について15件を窓口設置の目安(以下「設置目安」という。)としている。

そこで、各年金事務所の職員が実施している年金相談窓口1,180窓口(23年2月現在)及び社労士会に委託している347窓口、計1,527窓口を対象として、職員及び社労士が実施した年金相談件数を基に、設置目安により必要とされる年金相談窓口数(以下「必要窓口数」という。)を算出し、これを各年金事務所の1日当たりの平均の年金相談窓口数(以下「設置窓口数」という。)と比較したところ、平日8時30分から17時15分までの通常時において、設置窓口数が必要窓口数を上回っているものが53年金事務所で71窓口(委託費相当額3億3256万余円)見受けられた。

(ウ) 年金相談窓口への案内業務の内容及び実施状況

指定窓口契約では、年金事務所の年金相談窓口における年金相談業務のほか、被保険者等が持参した届け書の受付や来訪相談者の年金相談窓口への案内業務(以下、これらを合わせて「総合案内」という。)についても社労士会に委託している。

総合案内を実施している325窓口(23年2月現在)について業務の実施状況をみると、社労士が総合案内を行っていたものが、66年金事務所において、15か月間で延べ1,094窓口見受けられた。しかし、総合案内は一般的には補助的な業務であり、専門的な知識を必要としないことから、社労士が行う必要はないものと認められる。

当該業務を補助作業等に従事する契約職員に実施させることとして委託費を算定すると、委託費相当額1億8492万余円節減できたと認められる。

(エ) 出張相談に係る委託業務の履行確認

指定窓口契約により、社労士が年金事務所の職員に同行して、出張相談窓口において年金相談業務を実施した場合、その実施時間等について、相談業務実施状況報告書(日次)を作成し、社労士会に提出することとなっている。

しかし、延べ1,700窓口において、上記の報告書に、年金事務所が設定した出張相談窓口の開設時間よりも長い時間が記載されていたり、休憩時間を含めた時間が実施時間として記載されていたりしていた。このような事態は、社労士が職員と年金相談業務を実施しているものの、年金事務所が開設した時間以外の実施時間について、社労士が作成した報告書以外に実施状況を確認するものがなく履行確認が十分でないとして認められる(委託費相当額613万余円)。

イ 巡回相談契約

巡回相談契約により、社労士が巡回相談窓口において年金相談業務を実施した場合、前記と同様に、その実施時間等について報告することとなっているが、巡回相談においても、開設時間よりも長い時間又は休憩時間を含めた時間を報告書に記載している事態が見受けられた。巡回相談窓口は、社労士のみで年金相談業務を実施しているため、社労士が作成した報告書以外に実施状況を確認するものがなく、また、契約書等に定められている貴機構の担当者による履行確認のための検査も十分に行える体制とはなっていないため、巡回相談契約に基づく業務委託(委託費相当額2597万余円)は履行確認が十分に行われていないと認められる。

(2) 連合会への委託(センター運営業務契約)

ア 年金相談窓口の設置状況

センター運営業務契約では、センターに開設する年金相談窓口は、全51センターで254窓口を原則として稼働させることとされている。

しかし、実際に開設されていた年金相談窓口数が、原則として稼働させる窓口数(以下「委託窓口数」という。)を下回っていたものが2センターの2窓口(委託費相当額966万余円)見受けられ、履行確認が十分に行われていないと認められる。

イ 各センターにおける年金相談業務の実施体制

センター運營業務契約は22年1月から25年3月までの長期間にわたる契約となっているが、委託窓口数の見直しの基準を定めていないことから、委託窓口数は契約当初から変更されていなかった。

そこで、委託窓口数と各センターにおいて実施した年金相談件数を基に算出した必要窓口数とを比較したところ、委託窓口数が必要窓口数を上回っているものが、通常時において9センターで9窓口(委託費相当額4500万余円)見受けられた。

ウ 貴機構による委託費の使途の確認

(ア) 年金相談業務に従事する相談員等に対する研修

連合会は、センター運營業務に係る委託費から、同業務の一環として全国47社労士会に再委託して実施した年金相談実務に関する研修に要した経費(22年度2060万余円)を、支払っていた。しかし、センターが設置されていない20県の社労士会が実施した研修に要した費用(支払額597万余円)は、委託費の対象とならず、適切とは認められない。

(イ) 委託費の経理

連合会では、街角の年金相談センター特別会計において、22年度末に、決算上の余剰金として正味財産残高1億7912万余円を保有している。貴機構は23年7月に委託契約を変更し、余剰金を返還させる契約条項を追加しているが、返還時期を契約終了時の25年3月としているため、上記の余剰金は連合会に留保されたままとなっている。

しかし、委託業務の実施に必要な経費は、契約に基づき毎月概算払されているのであるから、連合会において、特別会計に資金を留保しておく必要はないと認められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

年金相談業務の財源は保険料等によるものであり、委託業務は経済的に実施する必要がある。

したがって、指定窓口契約及び巡回相談契約において、社労士が実施する年金相談窓口数が年金相談件数と比べて適切な規模となっていなかったり、社労士に専門的知識を必要としない業務をさせたりする事態及び巡回相談窓口等での委託業務の履行確認のための体制及び確認方法が十分でない事態は、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

また、センター運營業務契約において、実際に開設されていた年金相談窓口数が委託窓口数を下回っていて履行確認が十分でないなどの事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

さらに、センター運營業務契約において、委託窓口数が年金相談件数に応じた適切な規模となっていなかったり、委託費の使途の確認が適切に行われていなかったりする事態は、適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 年金事務所において

(ア) 社労士会に委託する必要がある年金相談窓口数等の把握を適切に行うことについての認識が十分でないこと

(イ) 社労士会に委託して実施する出張相談窓口及び巡回相談窓口における年金相談業務について、委託業務の履行確認が必要であるという認識が十分でないこと

イ 貴機構において

(ア) 社労士会へ委託する年金相談窓口数等を年金相談件数等に応じて算出するための基準を設定することについての認識が十分でないこと

(イ) 社労士会に委託して実施する巡回相談窓口等における年金相談業務について、履行確認が必要であるという認識が十分でないこと

(ウ) センター運営業務契約において、実際に開設されていた年金相談窓口数が委託窓口数を下回っていないかなど、委託業務の履行確認が必要であるという認識が十分でないこと

(エ) 連合会への委託期間は長期間にわたっているのに、委託窓口数を見直すための基準を設定することについての認識が十分でないこと

(オ) 連合会に留保されている余剰金について早期に解消させることの認識がないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

年金事務所、センター等における年金相談業務は、年金受給対象者の増大する中、国民の年金制度への信頼回復のため、今後も引き続き重要な業務となっており、貴機構は、自ら実施するものと委託により実施するものとを組み合わせ、年金相談業務の充実を図ることとしている。

しかし、委託費を含む年金相談に係る財源は保険料等によるものであることから、経済性等にも十分留意する必要がある。

については、貴機構において、各社労士会及び連合会へ委託して実施する年金相談業務の実施を経済的なものにするとともに、委託費の使途の確認が適切なものとなるよう、次のとおり是正及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示する。

ア 社労士会に委託する年金相談窓口数等を算出するための基準を検討するなどした上で年金事務所に周知徹底し、年金相談窓口数が適切な規模となるようにすること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)

イ 巡回相談窓口等での出張相談における社労士の委託業務の履行確認について確認方法を定めるとともに履行確認のための検査が十分に行える体制を整備し、確認方法を年金事務所に周知徹底すること(同法第36条による意見を表示するもの)

ウ 連合会に委託する委託窓口数を算出するための基準を検討するとともに、委託窓口数を見直す時期を定めて適切に見直しを行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)

エ 原則として稼働させるとした委託窓口数が実際に開設されているかなどの契約の履行確認を徹底すること及び原則として稼働させるとした委託窓口数が満たされていないかなどについて委託費を返還させるなどの措置を執ること(同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

オ 連合会に留保されている余剰金について、委託費を返還させるなどして留保の解消を図ること(同法第36条による意見を表示するもの)

- (2) 委託して行う国民年金保険料収納業務について、受託事業者による直接的な納付督促の成果に基づいて、より適正な事業の進捗管理を行うなど、抜本的な業務の見直しを行うよう意見を表示したもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
国民年金保険料収納業務の委託の概要	国民年金の事業に関する事務の一環として国民年金保険料の滞納者に対する納付督促等の業務を民間事業者に委託するもの
契約の相手方	11 社
契約件数及び契約額	95 契約 141 億 9972 万余円 (平成 22 年 1 月～24 年 9 月)
上記の契約に係る平成 23 年 2 月までの期間における契約相当額	56 億 2441 万円(背景金額) (平成 22 年 1 月～23 年 2 月)

【意見を表示したものの全文】

国民年金保険料収納業務の委託について

(平成 23 年 10 月 19 日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 委託事業等の概要

(1) 国民年金保険料の収納状況

国民年金制度は老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として運営されている。しかし、現下の厳しい経済情勢や公的年金制度に対する不信等を背景として、近年、国民年金保険料の納付率は低下傾向にあり、平成 18 年度の現年度に係る納付率は 66.3% であったが、22 年度にはこれが 59.3% となっている。

(2) 委託事業の概要

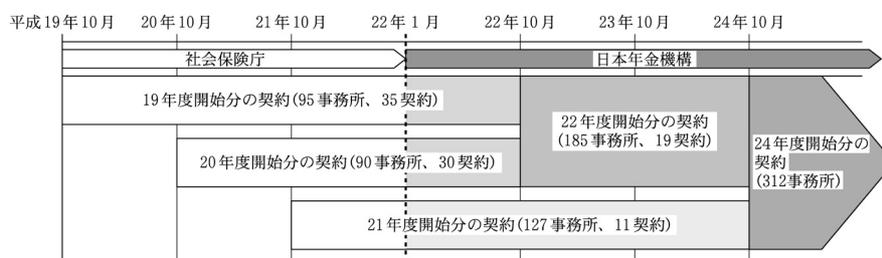
貴機構は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく国民年金の事業に関する事務の一環として国民年金保険料の滞納者に対して行う納付の督促(以下「納付督促」という。)等の業務を、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づき、民間事業者に委託して実施している。

公共サービス改革法に基づき実施される事業(以下「市場化テスト事業」という。)は、民間が担うことができるものは民間に委ねるとの観点から、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、行政サービスをより良質かつ低廉に行うことを目的とするものである。

このため、貴機構では、国民年金保険料の納付率の向上を図ることなどを目的とした収納業務の実施において、強制徴収、納付書の送付等については引き続き貴機構が直接行うこととした上で、本件委託事業により行う国民年金保険料の滞納者に対する電話や訪問等の手法を用いた納付督促等については、その業務の具体的な遂行の在り方等は受託事業者の提案と裁量に委ねるものとしている。

本件委託事業は、19年10月に社会保険庁の下で開始されたものであり、22年1月1日の貴機構発足以降、貴機構は、312年金事務所全てを対象として、受託事業者計11社と本件委託事業に係る業務委託契約計95契約を委託費計141億9972万余円(23年2月実施分までの合計額は56億2441万余円)で締結している(図1参照)。

図1 国民年金保険料収納業務委託事業の推移



(3) 本件委託事業の進捗管理等

貴機構は、本件委託事業の実施に当たり、納付督促によって納付させる滞納保険料に係る^(注1)月数の目標として、年金事務所ごとに、最低限確保されるべき納付月数(以下「最低水準」という。)及び事業の達成目標となる納付月数(以下「要求水準」という。)を設定している。

最低水準は、年金事務所ごとに、前年度の納付率を達成するために必要な納付月数等から算出することとされている。また、要求水準は、年金事務所ごとの前年度の納付率に毎年度一定の加算率を加えた目標納付率を達成するために必要な納付月数から算出することとされている。したがって、最低水準が確保されればおおむね前年度の納付率が確保され、要求水準が達成されれば一定の納付率の向上が見込まれるものとなっている。

さらに、貴機構では、業務の質を確保し、より一層の向上を促すなどのため、納付月数の実績が最低水準を下回ることが明らかな場合等には、受託事業者に対して公共サービス改革法第27条に基づく業務改善を指示することとしており、契約期間の終了後には要求水準^(注2)の達成率に応じて達成した場合には委託費の増額を未達成の場合には減額をしたりすることとしている。

また、受託事業者は、要求水準を達成するための納付督促の件数等を自ら定めた納付督促等実施計画(以下「督促計画」という。)に基づいて、電話、戸別訪問等の方法により納付督促を実施している。

受託事業者は、その実施に当たり、貴機構本部から毎月提示される滞納者情報の中から対象者を選定している。そして、納付督促の件数等の実績は、業務実績報告書等により毎月年金事務所等へ報告され、報告を受けた年金事務所等は、原則として毎月、受託事業者と事業の進捗状況や収納対策に関する定例打合せ会議を行い、納付督促の実施結果の分析を行っている。

このように、貴機構は、要求水準の達成率や督促計画に対する実績等により事業の進捗管理を行っている。

(注1) 滞納保険料に係る月数 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならないとされており、納付状況及び滞納状況の管理は月単位(月数)で行われている。

(注2) 要求水準の達成率 要求水準に対する納付月数の実績の割合

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、社会保険庁の下で導入された国民年金保険料収納業務委託事業(市場化テストモデル事業)の実施状況について、その検査結果を平成18年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として、社会保険事務所等における受託事業者との連携、協力、納付率の向上を目指す取組等について掲記し、その取組について今後引き続き注視していくこととしている。

そして、本件委託事業が19年10月に本格的に開始されて以降も、大部分の年金事務所において要求水準を達成することができないまま、その達成率は年々低下している状況である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、本件委託事業が国民年金保険料の納付率の向上に資するものとなっているかなどに着眼して、貴機構本部等において、受託事業者から年金事務所へ提出された業務実績報告書等の関係書類等により会計実地検査を行った。

検査に当たっては、本院が貴機構本部から、22年5月から23年2月までの納付督促の事跡計2587万件に係るデータ及びこの間の納付督促の対象月となる20年4月分^(注3)から22年12月分の国民年金納付記録計787万人分に係るデータの提供を受け、この787万人に係る納付督促、納付記録等のデータを抽出し、受託事業者による納付督促の成果等についての分析を行った。

(注3) 納付督促の対象月 国民年金法第91条により毎月の保険料の納期限は翌月末日となっており、また同法第102条第4号により保険料の徴収権の時効は2年となっているため、平成22年5月から23年2月までの期間に督促の対象となるのは、20年4月分から22年12月分までの滞納保険料となる。

(検査の結果)

検査したところ、本件委託事業について次のような事態が見受けられた。

(1) 要求水準等の達成状況及び納付督促の実施状況

要求水準の達成状況は、貴機構が発足した22年1月から23年2月までの14か月の要求水準計2631万月^(注4)に対して納付月数の実績は計1897万月となっていて、その達成度合いは72.1%にとどまっていた。これを年金事務所別にみると、表1のとおり、要求水準の達成度合いが100%以上の事務所は僅か3事務所にすぎず、実績が最低水準すら下回っている年金事務所が281事務所(312事務所の90.0%)に上るなど、全体的に要求水準の達成状況は著しく低調となっている状況が見受けられた。

(注4) 達成度合い 本院が対象として設定した期間における要求水準等の達成状況を測定した値で、同期間における要求水準等に対する納付月数の実績の割合

表1 年金事務所別の要求水準及び最低水準の達成度合い

要求水準の達成度合い (平成22年1月～23年2月)	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
事務所数	25	96	17	71	78	22	3	312
	309							
全事務所に対する割合	99.0%						0.9%	100%
最低水準の達成度合い (22年1月～23年2月)	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計	
事務所数	11	65	63	71	71	31	312	
	281							
全事務所に対する割合	90.0%					9.9%	100%	

(注) 全事務所に対する割合は、端数処理のため合計と一致しない(以下の表においても同様)。

また、納付督促の実施状況についてみると、前記の14か月における電話による督促(以下「電話督促」という。)及び戸別訪問による督促(以下「訪問督促」という。)の実績件数は、受託事業者が策定した督促計画上の件数3192万件(うち電話督促3058万件、訪問督促134万件)に対して、2786万件(うち電話督促2662万件、訪問督促123万件)となっていて、その実施率は87.2%にとどまっていた。これを年金事務所別にみると、表2のとおり、納付督促の実績が計画を下回っている年金事務所が169事務所と全体の54.1%を占めていた。

表2 年金事務所別の督促計画の実施状況

納付督促の実施率 (平成22年1月～23年2月)	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
事務所数	6	6	31	52	16	58	143	312
	169							
全事務所に対する割合	54.1%						45.8%	100%

さらに、督促計画を達成している143事務所についても、表3のとおり、要求水準の達成度合いが100%以上の事務所は2事務所のみであり、残りの141事務所は督促計画の達成が要求水準の達成に結びついていない状況であった。

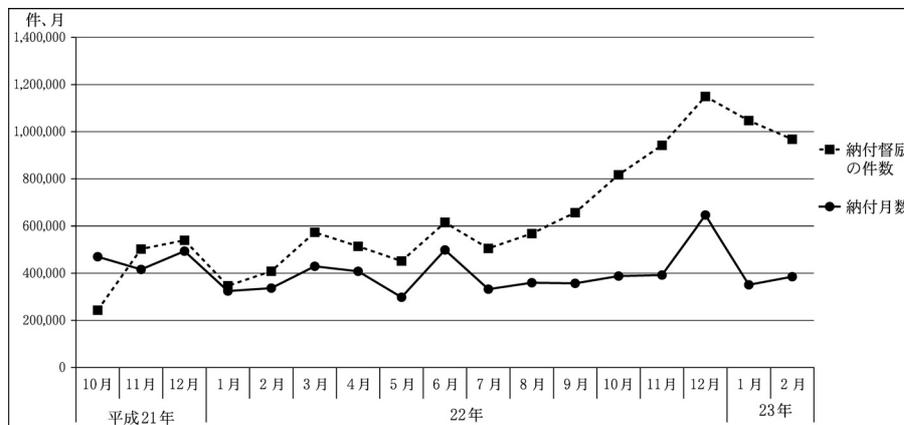
表3 督促計画を達成している143事務所の要求水準の達成度合い

要求水準の達成度合い	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
事務所数	21	78	5	21	15	1	2	143
	141							
全事務所に対する割合	98.6%						1.3%	100%

そこで、21年度開始分の11契約について、納付督促の実施率及び要求水準の達成度合いの算定基礎となる納付督促の件数及び納付月数をみると、図2のとおり、貴機構により業務改善の指示が出された22年7月以降、納付督促の件数は業務改善の指示前より増加しており、一定の改善傾向が見受けられる。その一方で、納付月数は納付督促の件数ほど

増加しておらず、21年12月と22年12月における納付督促の件数と納付月数の実績を比較すると、納付督促の件数は2.1倍に増加しているのに対し、納付月数は1.3倍となっていて、増加の割合が低くなっている。

図2 納付督促の件数と納付月数の推移



このことから、納付督促の実施に当たって単に納付督促の回数を増加させるだけでは、必ずしも納付月数の増加に結びついていないと認められる。

なお、納付月数は年末に増加しているが、これは貴機構が直接行う納付対策の一環として、滞納者に対し納付書を一齐送付した時期と重なっており、この貴機構の取組も寄与していると認められた。

(2) 業務改善の状況

貴機構は、前記のとおり、要求水準の達成状況が著しく低調であったため、22年7月に、21年度開始分の契約の受託事業者4社に対して、公共サービス改革法第27条に基づく業務改善の指示を行っている。

しかし、これを受けて各受託事業者から提出された業務改善計画書は、増員による人員体制等の整備、戸別訪問の強化等の納付督促の手法の改善等を図るとしていたものの、人員の増員規模が従来の体制に数名程度の増員をするなど若干の補強をする程度にとどまっていたり、納付督促の手法の改善内容も具体性に乏しいものであったりするなど、総じて要求水準達成の実現可能性に疑義があるものとなっていた。

また、貴機構は、22年10月に新規の契約を締結する際、「国民年金保険料の収納事業民間競争入札実施要項」において、これまで民間事業者の提案と裁量に委ねることとしていた具体的な事業の実施体制等について、戸別訪問員の必須配置数を設けるなどして訪問督促の取組を強化したり、入札の方式を従来よりも企画提案書の内容を重視する方式に改めたりするなどの改善措置を講じた。

ア 訪問督促の取組強化

前記の22年5月から23年2月までの間の納付督促の対象となった滞納者は計104万人であり、これらの滞納者に対する納付督促の事跡及び納付実績を対象として、貴機構が他の手法より効果的な納付督促の方法であるとし、業務改善の指示等においてもその強化を図ることとした訪問督促の効果についてみたところ、訪問督促の結果接触できた者のうち納付の約束に至った者が占める割合は、10.6%にとどまっていた。そして、こ

これらの者の納付率を見たところ、訪問督励の結果接触できた者の納付率は18.3%であり、さらに、接触できた者のうち納付の約束に至った者の納付率は、43.0%となっていた。

このような状況となっている背景としては、訪問督励が、文書や電話の督励手法では納付に結びつかない滞納者を主な対象として実施されているためと思料され、このような督励方法のまま単に訪問員の増員を行ったとしても、必ずしも訪問督励が納付月数の増加に効果的に結びつくことにはならないものと認められる。

イ 入札方式の変更

貴機構は、前記のとおり、企画提案書の内容を点数化し、それを入札価格で除した値が最も高い者が落札することとしていた従来の入札方式を、企画提案書の内容と入札価格を共に点数化(比率3対1)し、それらを合計した値が最も高い者が落札する方式(加算式)にすることにより、入札価格の高低よりも企画力を重視することとした。

そこで、入札方式の変更後の督励の状況についてみると、22年度開始分の契約において、入札の際に提出された企画提案書では、落札した受託事業者3社が提案した22年10月から23年2月までの電話督励及び訪問督励の予定件数は合計で1704万件(うち電話督励1576万件、訪問督励128万件)とされているにもかかわらず、実際に委託業務を開始する際に提出された督励計画の計画件数は合計で1226万件(うち電話督励1129万件、訪問督励97万件)と企画提案書の予定件数を大きく下回っていた(企画提案書の予定件数の71.9%)。そして、実際に督励を行った件数は、685万件(うち電話督励602万件、訪問督励82万件)であり、企画提案書の予定件数の40.1%(うち電話督励38.2%、訪問督励64.3%)にとどまっていた。

貴機構は、業務の具体的な遂行の在り方等については受託事業者の裁量に委ねるといふ市場化テストの枠組みの下ではあるが、受託事業者に対して業務監督としての指導等を行い、企画提案書の内容を大きく下回る督励計画の再検討を求めている。しかし、現実には企画提案書を大きく下回る督励計画により納付督励が行われており、結果として実績も低調となっているなど、入札方式の変更の効果が発現していない状況が見受けられた。

(3) 受託事業者による納付督励の成果

前記のとおり、貴機構は、本件委託事業の進捗管理を要求水準の達成率や督励計画に対する実績等により行うこととしている。そして、要求水準の達成率の算定基礎となる納付月数の実績についてみると、滞納者が納付した月数から貴機構が実施した強制徴収に係る月数を除いたものとなっている。しかし、受託事業者による納付督励は毎月全ての滞納者に対して行うことになっていないため、この実績には、納付督励の対象ではあるが、滞納者との接触等がないまま、納付義務者が自主的に納付(以下「自然納付」という。)した分、すなわち、納付督励と直接的な因果関係が認められない分が含まれることになる。

そこで、本院が貴機構本部から提供を受けたデータにより、受託事業者による納付督励の成果等について分析を行ったところ、次のとおりとなっていた。

検査の対象とした22年5月から23年2月までの納付督促の対象月(20年4月から22年12月まで)における納付対象月数は計197,563,424月であり、このうち納付されていた月数は計44,385,410月であった。この納付されていた月数のうち、受託事業者が納付の約束を取り付けた事跡がある滞納者の納付月数を算出すると計11,653,274月と納付月数全体の26.2%となっていた。

このように、納付月数の実績のうち、受託事業者による納付督促と直接的な因果関係が認められる納付月数は極めて限られているため、貴機構が進捗管理に用いている要求水準の達成率は、受託事業者の直接的な納付督促の成果を正確に把握する指標となっておらず、本件委託事業の進捗管理に際しては、より精度の高い指標を用いて受託事業者の成果を評価する必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、本件委託事業において、市場化テスト事業の枠組みの中で、民間事業者の創意工夫を更に求めるために業務監督を行うなどしたものの、納付の増加に結びつく督促となっていなかったり、訪問督促が有効に活用されていなかったり、受託事業者の策定した督促計画が入札の際に提出した企画提案書の内容とかけ離れていたり、進捗管理に用いている要求水準の達成率が、受託事業者の直接的な納付督促の成果を正確に把握する指標となっていないなどの事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業の実施に際して納付督促の手法の検討が十分でないこと
- イ 受託事業者が提出した企画提案書の内容に沿った督促計画により納付督促が実施されるための受託事業者に対する指導等が十分でないこと
- ウ 受託事業者の納付督促の成果をより適正に把握し評価することに対する検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

我が国の公的年金制度は、国民の老後等の生活保障を担う重要な制度であるが、前記のとおり、国民年金保険料の納付率は、近年、急速に低下の一途をたどっている。この状況は、無年金者・低額年金者の増大を引き起こすことにつながるだけでなく、公的年金制度の根幹に関わる大きな問題であり、保険料の未納対策は喫緊の課題となっている。

そして、本件委託事業は、市場化テスト事業として実施され、民間事業者の創意工夫を最大限に活用することとされている。

については、貴機構において、次のような措置を講ずるなどして、本件委託事業の業務について抜本的に見直すよう意見を表示する。

- ア 貴機構の取組と受託事業者の納付督促との更なる連携を進めるとともに、訪問督促の効果的な活用方法等、有効な納付督促の手法について十分に検討すること
- イ 受託事業者が提出した企画提案書の内容に沿った督促計画により督促が実施されるよう、受託事業者に対する指導等の方策を検討すること
- ウ 受託事業者による直接的な納付督促の成果がより適正に反映されるような達成目標及び実績の測定・把握方法を確立し、その評価に基づいて、事業の進捗管理を行う方法について検討を行うこと

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

- (1) 年金記録相談等において判明した年金記録の基礎年金番号への統合の処理について
(平成 21 年度決算検査報告 341、819 ページ参照)
(336 ページの厚生労働省の項に掲記)
- (2) 全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について
(平成 21 年度決算検査報告 372、819 ページ参照)
(340 ページの厚生労働省の項に掲記)

第16 独立行政法人情報通信研究機構

不 当 事 項

役 務

- (398) 光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理等に係る業務委託において、実際とは異なる従事時間数に基づいて契約代金を算定していたため、契約代金が過大に支払われていたもの

科 目	一般勘定 (項)作業請負費
部 局 等	独立行政法人情報通信研究機構本部
契 約 名	光デバイスプロセス装置の保守、管理並びに装置による加工作业及びプロセスデータ収集作業のための業務委託等5契約
契 約 の 概 要	光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理を行ったり、同装置を用いる作業の補助を行ったりなどするもの
契 約 の 相 手 方	株式会社リンクトゥモロー
契 約	平成17年3月、18年4月、19年4月、20年4月、21年4月 一般競争契約、随意契約
支 払 額	64,745,838 円(平成17年度～21年度)
過大になつてい た支払額	12,952,955 円(平成17年度～21年度)

1 契約の概要等

(1) 契約の概要

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成17年度から21年度までの各年度に、半導体等を用いた光デバイスの試作・研究開発を行うための各種装置の維持管理等に係る業務を、17、19、20各年度は一般競争契約により、また、18、21両年度は随意契約により、それぞれ株式会社リンクトゥモロー(以下「会社」という。)に委託して行わせており、契約代金として計64,745,838円を支払っている。

機構は、各年度の仕様書等において、作業員3名を機構の閉庁日を除く毎日、原則として午前8時30分から午後5時30分までの間(以下、この時間の作業を「時間内作業」という。)機構本部内の上記の各種装置が設置されている研究室に常駐させることとしている。そして、午後5時30分以降に行う業務(以下、この時間の作業を「時間外作業」という。)は、作業員1名ごとに月20時間を上限とすることなどとしている。

(2) 契約の履行の完了の確認等

機構は、契約の履行の完了を確認するに当たり、独立行政法人情報通信研究機構会計規程(平成16年04規程第10号)等に基づき、資産担当が、自ら又は補助者に命じて必要な検査を行う(以下、この検査を行う者を「検査員」という。)こととしており、本件契約においては、業務委託の要求元の研究室の職員等を検査員としている。

機構は、本件契約において、作業員1名の1時間当たりの契約単価(17年度から21年度までの間で、時間内作業については1,880.55円から1,919.4円、時間外作業については2,454.9円から2,493.75円)に、作業に従事した時間数(以下「従事時間数」という。)を乗じて契約代金を算定することとしている。そして、従事時間数については、検査員が、毎月、会社から提出される日々の作業員ごとの時間内作業及び時間外作業の従事時間数が記載されたタイムシートにより確認することとしている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び方法

本院は、合規性等の観点から、本件業務委託に係る契約代金の支払が適切かなどに着眼して、機構本部及び会社において、タイムシート、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、タイムシートには、作業員3名全員が機構の閉庁日を除くほぼ毎日時間内作業に従事し、時間外作業についても、ほぼ毎月全員が委託時間の上限となる20時間ずつ業務に従事したなどと記載されており、これによると、各年度の従事時間数は、17年度から21年度までの間で、時間内作業については5,720.5時間から6,354.5時間、時間外作業については706.5時間から723時間となっていた。そして、検査員である、業務委託の要求元の研究室の職員等は、会社から提出されたタイムシートの従事時間数が実際の従事時間数であるかどうかについて確認することなく、これを適正な従事時間数であるとしていた。

一方、機構は、別途、会社から毎月、業務報告書を提出させており、この報告書には作業員ごとの実際の従事時間数を示す書類が一部添付されていたことなどから、会社において作業員の勤務状況を確認したところ、実際の各年度の従事時間数は、17年度から21年度までの間で、時間内作業については4,699.5時間から5,671時間、時間外作業については3.25時間から83.5時間となっていて、タイムシートに記載されていた従事時間数は、実際の従事時間数に比べて、時間内作業について259.5時間から1,180.5時間、時間外作業について635.5時間から716.75時間、それぞれ過大となっていた。

したがって、実際の従事時間数に基づくなどして契約代金を算定すると、17年度から21年度までの間で計51,792,883円となり、前記契約代金の支払額計64,745,838円との差額計12,952,955円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、契約の履行の完了を確認するための検査を適切に実施していなかったことなどによると認められる。

第17 独立行政法人日本貿易保険

意見を表示し又は処置を要求した事項

貿易一般保険の保険金の査定に当たり、確実に物流を確認できる書類を徴取して保険対象である取引の存在を確認することをマニュアルに明記することなどにより、的確な査定を行うための体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	経常費用
部	局	等
事業の根拠		独立行政法人日本貿易保険
事業の概要		貿易保険法(昭和25年法律第67号)
		本邦法人等の輸出、仲介貿易等に係る船積不能や代金回収不能等の危険を填補するもの
取引の存在が確認できない保険契約件数及び支払保険金額		9件 9126万円(平成18年度～20年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

貿易一般保険の保険金の査定について

(平成23年10月28日付け 独立行政法人日本貿易保険理事長宛て)
標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 貿易保険事業等の概要

(1) 貿易保険事業の概要

貴法人は、貿易保険法(昭和25年法律第67号)等に基づき、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限等、通常の保険によって救済することができない危険を填補する貿易保険事業を実施している。

また、貴法人と国とは、会計年度ごとに再保険契約を締結し、貴法人は経済産業大臣が定める再保険料率に基づき再保険料を国に支払い、保険事故が発生した場合に、国は保険金の額に経済産業大臣が定める割合(平成18年度から22年度までは一部の保険を除き100分の90)を乗ずるなどした額を、貿易再保険特別会計から再保険金として貴法人に填補している。

そして、平成18年度から22年度までの貴法人による引受保険金額は計50兆9094億余円、支払保険金は計424億余円となっている。

(2) 貿易一般保険の概要

貿易保険は、貿易保険法第22条により、9種類^(注1)に区分されている。これらのうち、普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険の3種類については、貿易一般保険として、貴法人が定めた貿易一般保険約款(以下「約款」という。)により保険の内容が定められている。貿易一般保険は、被保険者である本邦法人等が締結した輸出契約や仲介貿易契約等の取引^(注2)について、戦争・内乱など輸出契約等の契約当事者の責めに帰すことができない非常

事由又は破産など輸出契約等の相手方の事情に帰すべき信用事由により、保険事故(貨物が船積不能となる船積前事故又は貨物を船積みして輸出した後に貨物代金が回収不能となる船積後事故をいう。以下同じ。)が発生した場合に生じた損失を填補する保険である。

(注1) 9種類 普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険

(注2) 仲介貿易契約 本邦法人等が仲介者となり、外国において生産・加工又は集荷される商品等を仕入れ、当該国から他の外国の輸入者に輸送して販売等する契約

(3) 保険金の査定

貴法人は、約款によれば、被保険者から保険金支払請求があった場合は、調査のため特に時日を要する場合を除き請求から2月以内に保険金を支払うこととしている。

貴法人は、保険金の査定に当たり、約款及び貴法人が定めた貿易一般保険手続細則に基づき、被保険者が作成した保険金請求書及び保険金請求経緯書に加え、被保険者から保険事故を確認できる書類、輸出契約書等の写し、船積の内容等を確認できる書類の写しなどの査定に必要な書類を徴取することとしている。そして、貴法人が具体的な査定方法等を定めた「業務マニュアル(査定)」(以下「マニュアル」という。)によれば、貴法人の査定担当者は上記の書類により、保険契約と輸出契約等との整合性、保険事故の内容、被保険者の損失額等を確認することとされている。

貴法人は、上記の査定により損失額を確定し、これに填補率等を乗ずるなどして支払保険金の額を決定している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、保険金の査定は約款等に基づき的確に行われているかなどに着眼して、18年度から22年度までに貴法人が保険金を支払った貿易一般保険653契約のうち、信用事由による保険事故であり、かつ、同一被保険者に複数回保険金を支払っているなどの92契約、支払保険金額計6億2457万余円を対象として、貴法人本店及び大阪支店において、保険金請求書等の保険関係書類により会計実地検査を行った。また、物流の実態等の事実関係について貴法人に調査を求め、調査結果が判明したものの内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、18年度から20年度までの間に同一被保険者に保険金を支払った保険契約計9件(支払保険金額計9126万余円)について、取引の相手方の業者や貨物を輸送した運送業者の存在が確認できなかつたり、存在していても被保険者との取引を否定していたりして、保険の対象である取引の存在が確認できない状況となっていた。

そこで、上記9件の保険金の支払に係る査定内容についてみたところ、査定担当者は、約款等で例示されている売買契約書や船荷証券等の写しを被保険者から徴取して、マニュアルに記載された確認項目について、被保険者からの請求内容と突合するなどして取引の存在等を確認したとしていた。しかし、貴法人のマニュアルにおいて、確実に物流の存在を確認できる貨物の輸出入許可や関税納付に係る通関関係書類(以下「通関書類」という。)等の徴取が必要となる場合や通関書類等を利用した確認方法が示されていないことから、査定担当者

は、これらの書類の徴取や確認を行っておらず、結果として貴法人は、上記のような取引の存在が確認できない保険契約に対して保険金を支払っていた。

上記の事態について、事例を示すと以下のとおりである。

＜事例＞

貴法人は、平成18年3月に株式会社Aから、Aを仲介者とし、Tシャツを対象貨物とする仲介貿易に係る貿易一般保険を引き受けていた。そして、Aは、信用事由による船積後事故が生じたとして、19年2月に保険金支払請求を行っていた。

査定担当者は、約款等に例示されている売買契約書の写しなどをAから徴取し、マニュアルに記載された確認項目について確認を行っていたが、通関書類等については徴取していなかった。貴法人は、その査定により取引の存在等が確認されたとして、Aに対して、19年3月に保険金18,193,005円を支払っていた。

しかし、会計実地検査において、売買契約書に対象貨物の特定に必要な品番の記載がないなどの不自然な点が見受けられたため、貴法人に調査を求めた。そして、その調査結果を確認したところ、対象貨物の販売先とされる業者、貨物を輸送したとされる運送業者及び対象貨物の仕入先とされる業者のいずれについても存在が確認できず、保険対象とした取引の存在が確認できない状況となっていた。

（是正改善を必要とする事態）

貴法人において、保険金の査定に当たり、確実に物流の存在を確認できる通関書類等を徴取する必要がある場合や通関書類等を利用した確認方法をマニュアルに示しておらず、その結果、取引の存在が確認できない保険契約に対して保険金を支払っていた事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴法人において、保険金の査定に当たり、輸出契約書等の記載内容等から保険対象である取引の存在が疑われる場合には、通関書類等の確実に物流を確認できる書類を徴取し、これらの書類により物流を確認することをマニュアルに示していないなど、的確な査定を行うための体制が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貿易保険は、被保険者である企業等に信用を供与することにより我が国の貿易の健全な発展に資するものであり、22年度の引受保険金額は8兆5千億円超となっていて、その必要性は近年高まってきている。特に、貿易一般保険は上記の額のうち85%を占め、その保険金の支払に当たっては的確な査定を行うなど保険事業の適切な運用が求められている。

については、貴法人において、貿易一般保険に係る保険金の支払に当たりの的確な査定を行うための体制を整備するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 保険金の査定に当たり、輸出契約書等の記載内容等から保険対象である取引の存在が疑われる場合には通関書類等の確実に物流を確認できる書類を徴取することとし、これらの書類により保険対象である取引の存在を確認することとするようマニュアルに明記すること

イ 保険金の査定担当者に対し研修を行うなどして、通関書類等を徴取して保険対象である取引の存在を確認する具体的な方法について周知徹底を図ること

第18 独立行政法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

利用状況が著しく低い研究拠点等の土地及び建物の国庫納付に向けて、速やかに当該研究拠点等の集約化を図ったり、集約化に向けた具体的な計画を早急に策定したりなどするよう改善の処置を要求したもの

科 目	固定資産						
部 局 等	独立行政法人産業技術総合研究所						
研究拠点等の概要	独立行政法人産業技術総合研究所が、各地域の基幹産業等の特性に応じて定めた研究戦略に基づき、地域資源を活用するなどして研究を実施するなどのための事務庁舎、研究棟等を備えた拠点で、これらが設置されている土地とともに国から承継したもの						
保有している土地及び建物の平成22年度末現在の帳簿価額	<table> <tr> <td>土地</td> <td>1090億3472万余円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1382億4891万余円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2472億8364万余円</td> </tr> </table>	土地	1090億3472万余円	建物	1382億4891万余円	計	2472億8364万余円
土地	1090億3472万余円						
建物	1382億4891万余円						
計	2472億8364万余円						
上記のうち利用状況が著しく低い土地及び建物に係る帳簿価額	<table> <tr> <td>土地</td> <td>31億3300万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>10億8909万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42億2209万円</td> </tr> </table>	土地	31億3300万円	建物	10億8909万円	計	42億2209万円
土地	31億3300万円						
建物	10億8909万円						
計	42億2209万円						

【改善の処置を要求したものの全文】

土地及び建物の国庫納付に向けた研究拠点等の集約化等について

(平成23年10月28日付け 独立行政法人産業技術総合研究所理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 保有資産等の概要

(1) 研究拠点等における保有資産

貴研究所は、平成13年4月に旧工業技術院の15研究所と計量教習所が統合されて設立された独立行政法人であり、東京、つくば両本部のほか、各地域の基幹産業等の特性に応じて定めた研究戦略に基づき、地域資源を活用するなどして研究を実施するための拠点として、また、地域の産業界、大学等をつなぐ中核的な連携の拠点として、国内9か所に地域センターを設置し、さらに、必要に応じて、両本部及び各地域センター管内に支所、事業所、サイト等(以下、これらを総称して「研究拠点等」という。)を設置している。

貴研究所は、研究拠点等における実物資産として、土地(22年度末現在の帳簿価額計1090億3472万余円)及び建物(同1382億4891万余円)を保有しており、その大宗は、13年4月に貴研究所が独立行政法人として設立された際に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継したものである。

(2) 保有資産の見直しと国庫納付

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。)において、各独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地、建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行うことなどとされている。

そして、貴研究所は、上記の合理化計画等を受けて、第3期中期計画(計画期間22年4月～27年3月)において、地域センターに所属する事業所及びサイトについては、研究機能と連携機能の点から、設置目的終了時又は利活用状況が低下した時点において、その事業の必要性を検証し、不要と判断された場合は速やかに閉鎖することとしている。

また、22年5月に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)が改正され、独立行政法人が保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされた。そして、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなった。

さらに、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

(3) 業務運営の効率化

貴研究所は、13年の独立行政法人化以降、特に地方に所在する研究拠点等について、各地域の特性を踏まえた研究開発に特化するなど、研究テーマの選択と集中を図るとともに、職員退職後の補充採用を抑制することなどにより業務運営の効率化に取り組んでいる。その結果、貴研究所全体の各年4月1日時点における研究ユニット数^(注1)及び正規職員数の推移についてみると、13年に54ユニットあったものが、15年の62ユニットをピークとして、23年には43ユニットと大幅に減少し、正規職員数も、13年の3,230人から23年の3,020人に減少している。

(注1) 研究ユニット 同種の分野に係る研究を実施する研究者等の集合体で、一定の継続性を持って研究を進める「研究部門」、時限的に設置され、設置年限が3～7年の「研究センター」、設置年限が3年以内の「研究ラボ」を総称したもの

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴研究所が保有している研究拠点等について、設置時期が古い施設も見受けられることなどから、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、設置当時と比べて社会経済環境等が変化している中で、研究拠点等が有効に活用されているか、研究拠点等を設置し続ける合理的な理由があるか、保有資産の見直しが適切に実施されているかなどに着眼して、つくば本部並びに7地域センター^(注2)及び各地域センター管内の研究拠点等において、その土地及び建物を対象に、利用状況等を記載した調書を基に現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 7地域センター 北海道、つくば、臨海副都心、中部、関西、四国、九州各地域センター

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、前記の7地域センター管内における研究拠点等のうち、土地及び建物を保有するなどして恒久的に使用することを前提に設置している10研究拠点等について、本院が現地確認等により分析した利用状況をみると、前記の業務運営の効率化等に伴い、表のとおり、全体として空室が目立つ状況となっている。

表 建物の利用状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(単位: m²、室)

地域センター名	研究拠点等名	土地面積	建物延床面積	建物延床面積					専用面積に係る利用率(b)/(a)
				うち専用面積(a)	うち利用面積(b)	(利用部屋数)	うち空室面積	(空室数)	
北海道センター	本所	58,546	23,682	11,044	8,394	(183)	2,650	(86)	76.0%
つくばセンター	本所	1,397,909	519,808	231,913	193,688	(3,662)	38,225	(690)	83.5%
	つくば北サイト	616,023	8,921	5,089	4,601	(49)	488	(13)	90.4%
臨海副都心センター	本所	16,802	35,416	14,831	11,548	(168)	3,283	(44)	77.8%
中部センター	本所	46,259	27,600	14,129	11,030	(211)	3,099	(52)	78.0%
	瀬戸サイト	12,327	4,092	1,984	467	(12)	1,517	(28)	23.5%
関西センター	本所	78,685	50,323	25,802	20,620	(440)	5,182	(120)	79.9%
	尼崎支所	16,936	8,053	3,634	1,781	(34)	1,853	(39)	49.0%
四国センター	本所	15,000	10,004	4,729	3,502	(67)	1,227	(26)	74.0%
九州センター	本所	71,923	16,895	9,009	6,399	(173)	2,610	(52)	71.0%

(注1) 建物延床面積から廊下、会議室、倉庫等の共用面積を除いた研究室、事務室等の面積を専用面積としている。

(注2) 同一の部屋を複数の区画に分けて利用している場合は、区画数を部屋数としている。

表のうち、利用率が50%を下回っている研究拠点等がある中部、関西両センターについてみると、次のような状況となっている。

(1) 中部センターの状況

中部センターは、主に、材料分野における国際産業競争力の強化に寄与することを目的とした研究に取り組むとともに、中部地域における産業界、大学等をつなぐ中核的な連携拠点としての機能を果たすこととされており、本所(愛知県名古屋市)及び瀬戸サイト(同県瀬戸市)が設置されている。

このうち、瀬戸サイトは、昭和7年に愛知県瀬戸市が設置した瀬戸市立窯業試験場から、8年に国がその資産及び業務を引き継いで設置されたもので、その目的は、我が国の陶磁器産業の振興に資するため、陶磁器材質の物性や陶磁器の製造技術等に係る試験研究及び試作業務を実施することとされていた。その後、貴研究所が平成13年4月に独立行政法人として発足する際に、土地、建物等の資産を国からの現物出資として承継し、22年度末現在、敷地面積12,327m²の土地(帳簿価額3億3300万円)及び延床面積計4,092m²の建物4棟等(同8119万余円)を備えたものとなっている。

しかし、産業構造の変化等により、上記の目的に照らした研究ニーズが減少してきたことなどから、貴研究所は、現在、陶磁器を含めた材料分野の研究については、その中心的な拠点を中部センター本所に移しており、また、陶磁器産業に対する技術的な支援等については、愛知県瀬戸市に所在する県立の研究機関が担っている状況となっている。

こうしたことから、22年7月以降は、瀬戸サイトに常勤の研究職員を配置しておらず、23年4月1日時点では、過去の研究成果物をデータベース化するなどのために契約職員3名等が研究室等を利用しているにすぎない状況となっている。

そして、瀬戸サイトにおける建物の利用状況を見ると、建物の専用面積1,984m²(40室)のうち利用しているのは467m²(12室)のみで、残りの1,517m²(28室)は空室となっている。このほか、共用面積部分の会議室等440m²(9室)に、過去の研究により蓄積された陶磁器に関する試作品、文献等を保管している。

一方、中部センター本所における建物の利用状況をみると、空室となっていて利用可能な専用面積が3,099㎡(52室)あり、瀬戸サイトにおいて利用している専用面積467㎡及び試作品等の保管場所としている共用面積440㎡、計907㎡を賄うことが可能であり、また、瀬戸サイトにおいて現在実施している業務は同センター本所の空室を利用して継続することが可能であることなどから、瀬戸サイトは、同センター本所へ直ちに集約することが可能な状況となっている。

さらに、貴研究所が毎年度負担している瀬戸サイトに係る清掃、警備、設備修繕等の維持管理経費(22年度計422万余円)についても、集約化により節減が見込まれる。

以上のように、瀬戸サイトに係る土地及び建物を国庫納付するために、速やかに瀬戸サイトを中部センター本所等へ集約する必要があると認められる。

(2) 関西センターの状況

関西センターは、主に、先進的な電池技術開発を目指したエネルギー技術・材料技術研究及び健康で安心な暮らしを実現するための医療技術や健康管理技術研究に取り組むとともに、関西地域における産業界、大学等をつなぐ中核的な連携拠点としての機能を果たすこととされており、本所(大阪府池田市)及び尼崎支所(兵庫県尼崎市)が設置されている。

このうち、尼崎支所は、大正3年に逓信省電気局電気試験所大阪出張所として大阪市に設置され、電気用品試験業務等を実施してきたが、昭和23年に現在の兵庫県尼崎市に移転したものである。その後、貴研究所が平成13年4月に独立行政法人として発足する際に、敷地内の更地に新たに建設中であつた建物(E棟)を含めて、土地、建物等の資産を国からの現物出資として承継し、22年度末現在、敷地面積16,936㎡の土地(帳簿価額28億円)及び延床面積計8,053㎡の建物5棟等(同10億0789万余円)を備えたものとなっている。

尼崎支所は、E棟(延床面積4,358㎡)が完成した14年2月頃から、同棟を中心とした再生医療等の研究を開始したが、16年3月に、同研究を縮小する方向での見直しがなされたことなどにより、正規職員数は16年の27名をピークとして、23年には15名に減少している状況となっている。

そして、上記のE棟及び共用施設のB棟(同487㎡)を除いた3棟の利用状況についてみると、事務庁舎のA棟(同2,086㎡)は、老朽化等のため、一部を除きほとんどが利用されていない状況となっている。また、14年に細胞培養施設として改築したD棟(同247㎡)は、20年に起きた漏水事故以降、改修工事を行ったものの衛生上の問題から利用を停止したままとなっており、代わりにC棟(同704㎡)を新たな細胞培養施設として改築して利用している状況となっている。

これらのことから、23年4月1日時点において、建物の専用面積3,634㎡(73室)のうち利用しているのは1,781㎡(34室)にすぎず、残りの1,853㎡(39室)については空室となっている。

一方、関西センター本所における建物の利用状況をみると、空室となっていて利用していない専用面積が5,181㎡(120室)あり、尼崎支所において利用している1,781㎡(34室)を賄えることなどから、尼崎支所は、同センター本所へ集約することが可能な状況となっている。

さらに、貴研究所が毎年度負担している尼崎支所に係る清掃、警備、設備修繕等の維持管理経費(22年度計3608万余円)についても、集約化により節減が見込まれる。

以上のように、今後も尼崎支所を維持管理し、恒久的に保有し続けることは効率的ではないと認められるものの、貴研究所は、前記の細胞培養施設等の特殊な研究施設、設備等については、現在これらを利用して実施している研究に支障が出ないように調整を行う必要があることなどから、直ちに関西センター本所への集約化を図ることは困難であるとしている。

したがって、尼崎支所においては、今後、新たな施設建設等を行わないこととするとともに、現在実施している研究プロジェクトが終了する時点等の適切な時期を見極めた上で、関西センター本所等への集約化を図ることなどを検討する必要があるものと認められる。

(改善を必要とする事態)

貴研究所が全国に設置している地域センターは、各地域の基幹産業等の特性に応じた研究を実施するとともに、産学官連携の中核としての機能を果たすこととされており、今後も地域経済の発展のために重要な役割を担っていくと見込まれるものの、業務運営の効率化等に伴い、各研究拠点等の利用状況が全体として低下してきている状況において、貴研究所が、瀬戸サイト及び尼崎支所のように利用が著しく低い状況についての的確に把握することなく、保有する資産の見直しを十分に実施していないなどの事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、次のことなどによると認められる。

- ア 各研究拠点等において空室が目立つ状況となっているのに、利用状況を的確に把握しておらず、資産を保有する必要性を十分に検証していなかったこと
- イ 保有する合理的理由が認められない土地、建物等の実物資産の売却、国庫納付等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行うなどの政府の方針に対する認識が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

各独立行政法人は、前記のとおり、合理化計画等に基づき、保有資産を見直して、保有する合理的理由が認められない土地、建物等の実物資産については、売却や国庫納付を着実に推進して財政貢献を行うこととされている。また、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことが求められている。

については、貴研究所において、各研究拠点等の利用状況を的確に把握する体制を整備するとともに、利用状況が著しく低い瀬戸サイト及び尼崎支所について、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 瀬戸サイトについては、同サイトに係る土地及び建物の国庫納付に向けて速やかに中部センター本所等へ集約化を図ること
- イ 尼崎支所については、関西センター本所等への集約化に向けた具体的な計画を早急に定めること

第19 独立行政法人造幣局

意見を表示し又は処置を要求した事項

国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人造幣局本局
国から承継した貴金属の売却等に係る額	(1) 33 億 8070 万余円
国から承継した建物等の移転補償に係る額	(2) 1 億 0154 万余円
上記のうち不要財産と認められる額	(1) 21 億 1364 万円
	(2) 1035 万円
	計 21 億 2400 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国から承継した貴金属の売却等に係る額等の国庫納付について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 独立行政法人造幣局理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 国から承継した資産の概要等

(1) 承継資産の概要

貴局は、独立行政法人造幣局法(平成 14 年法律第 40 号。以下「造幣局法」という。)に基づき、平成 15 年 4 月に、貨幣、勲章、金属工芸品等の製造等の業務を行うことを目的として設立された独立行政法人である。貴局は、その際、業務を確実に実施するための財産的基礎として、国が有する権利及び義務のうち財務省造幣局の事務に関する権利及び義務の一部を承継している。そして、承継した権利に係る財産のうち、金属工芸品等の材料である地金等の承継時の帳簿価額は 102 億 6221 万余円、庁舎、工場、倉庫等の建物の承継時の帳簿価額は 203 億 8717 万円となっている。

(2) 金属工芸品の製造及び販売

貴局は、新技術の実用化・工業化や偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上等のため、承継した地金等のうち金、銀、白金及びパラジウム(以下、これらの 4 種類の貴金属を合わせて「承継貴金属」という。)を材料に使用して、章牌(メダル)、記章(バッジ)、名誉章等の金属工芸品を製造し、販売している。

金属工芸品の販売価格は、材料費、製造及び販売に要する人件費等で構成されており、このうち貴金属の材料費については、承継時の帳簿価額等ではなく、製造時点の市場価格を基に算出した単価に重量を乗じて得た額が計上されている。

また、貴局は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)を受け、20事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)に、金属工芸品のうち民間と競合する一般向け商品である金盃、銀盃及び装身具の製造から撤退している。

(3) 不要財産の国庫納付

22年5月に、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)が改正され、独立行政法人が保有している重要な財産であって、主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて国庫に納付することとなった。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

(4) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

また、貴局は、造幣局法第15条等の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記による積立金の整理を行った後、積立金がある場合には、その2分の1の額を国庫に納付しなければならないなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人の保有している資産については、前記のとおり、通則法が改正され、不要財産は国庫に納付することとされたところである。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、貴局が保有している国から承継した資産が不要財産となっていないか、不要財産は適切に国庫に納付されているかなどに着眼して、貴局が保有している国から承継した資産を対象として、貴局本局及び東京支局において、財務書類等の関係書類、貴局に対して提出を求めた承継貴金属に関する調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 承継貴金属の売却等に係る額について

前記のとおり、貴局は、整理合理化計画を受けて民間と競合する金属工芸品の製造から撤退したことなどから、その製造数量は、15年度において72,796個であったものが、22年度においては17,971個と縮小傾向にある。

貴局は、このような傾向の中で、承継貴金属について、効率的な業務運営に資するなどのために在庫量の見直しは行っているものの、会計実地検査時点において、金属工芸品の製造に係る業務を確実に実施していく上での必要量の検討までは行っていなかった。

そこで、15年度期首から22年度期末までの承継貴金属の使用状況をみたと、表1のとおり、金属工芸品として販売したり在庫量の見直しのために売却したり(以下、これらを合わせて「売却等」という。)するなどして、22年度期末における承継貴金属の在庫量は15年度期首に比べて減少していた。

表1 承継貴金属の使用状況 (単位：kg)

区分	平成15年度期首在庫量 (A)	減少要因			計 (E) = (B) + (C) + (D)	22年度期末在庫量 (A) - (E)
		金属工芸品として販売した量 (B)	在庫量の見直しのために売却した量 (C)	注(2) 精製により他の金属に振り替わったものなどの量 (D)		
金	1,835	327	—	57	384	1,450
銀	66,760	22,641	—	—	22,641	44,118
白金	360	104	229	—	333	26
パラジウム	69	注(1) —	69	—	69	—
計	69,023	23,073	298	57	23,428	45,595

注(1) パラジウムについては、平成15年度期首に69kgを承継したが、承継時に予定されていたパラジウム製の金属工芸品の製造は行われなかった。

注(2) 金として分類されていた金合金を精製したことにより金以外の金属に振り替わったもの

注(3) 単位未満を四捨五入しているため、各項を集計しても計と一致しないものがある。

そして、売却等に係る収入額(以下「売却等収入額」という。)及び売却等収入額と承継時の帳簿価額等との差額、すなわち利益に相当する額を、貴局の中期目標期間の別(第1期は15年4月から20年3月まで、第2期は20年4月から25年3月まで)にみると、表2のとおり、売却等収入額は33億8070万余円となっており、このうち16億0867万余円が利益に相当する額となっている。

表2 売却等収入額と利益に相当する額の状況 (単位：千円)

区分	中期目標期間	売却等をした量	売却等収入額 (A)	売却等をした量に係る承継時の帳簿価額 (B)	注(2) 売却等費用 (C)	利益に相当する額 (D) = (A) - (B) - (C)	国庫に納付された額 (E) = (D) / 2	利益に相当する額の残額 (F) = (D) - (E)	留保されている額 (B) + (F)
金	第1期	167kg	390,255	222,237	—	168,017	84,008	84,008	306,246
	注(1) 第2期	160kg	500,196	212,571	—	287,624		287,624	500,196
	計	327kg	890,451	434,809	—	455,642	84,008	371,633	806,442
銀	第1期	17,293kg	511,911	316,456	—	195,454	97,727	97,727	414,184
	第2期	5,349kg	249,423	97,881	—	151,542		151,542	249,423
	計	22,641kg	761,334	414,337	—	346,996	97,727	249,269	663,607
白金	第1期	268kg	1,292,649	682,275	815	609,558	304,779	304,779	987,055
	第2期	65kg	331,156	174,669	—	156,487		156,487	331,156
	計	333kg	1,623,805	856,945	815	766,045	304,779	461,266	1,318,211
パラジウム	第1期	67kg	102,708	63,437	90	39,180	19,590	19,590	83,027
	第2期	2kg	2,409	1,600	—	808		808	2,409
	計	69kg	105,117	65,038	90	39,989	19,590	20,399	85,437
合計	第1期	17,795kg	2,297,523	1,284,407	905	1,012,211	506,105	506,105	1,790,513
	第2期	5,576kg	1,083,185	486,723	—	596,462		596,462	1,083,185
	計	23,371kg	3,380,709	1,771,130	905	1,608,673	506,105	1,102,568	2,873,698

- 注(1) 第2期は平成20年4月から23年3月までの3年間の数値である。
 注(2) 売却等費用は、承継貴金属の売却等の際に貴局が負担した費用である。
 注(3) 売却等をした量は単位未満を四捨五入しているため、各項を集計しても計と一致しないものがある。

上記の利益に相当する額のうち、第1期中期目標期間に係る10億1221万余円の2分の1の額である5億0610万余円は、造幣局法第15条等の規定に基づき、同期間の終了に伴い、国庫に納付されているが、残る2分の1の額及び第2期中期目標期間に係る利益に相当する額計11億0256万余円並びに売却等をした量に係る承継時の帳簿価額17億7113万余円、合計28億7369万余円は、貴局に留保されていることになる。

貴局は、上記の留保されている額について、パラジウムを除き、売却等をした承継貴金属を補充するための額に充てるとしていた。

そこで、貴局に対して、貴金属の種類ごとに、金属工芸品の製造に係る業務を確実に実施する上で必要となる量(以下「適正保有量」という。)の検討及びその結果の報告を求め、その内容を確認したところ、表3のとおり、適正保有量は計49,458kgとなっていて、計3,813kgの貴金属を補充する必要があることが判明した。

表3 貴金属の適正保有量と補充することが必要な量 (単位: kg)

区 分	適正保有量 (A)	平成22年度期末在庫量 (前表1より再掲) (B)	品位証明業務等により増 加した量 (注1) (C)	補充することが必要な量 (A) - {(B) + (C)}
金	1,535	1,450	—	84
銀	47,883	44,118	48	3,716
白金	41	26	2	13
計	49,458	45,595	50	3,813

注(1) 品位証明業務とは、貴金属製品の製造業者又は販売業者からの依頼に応じて、貴金属製品から試料を採取し、使用されている貴金属の純度についての試験を行い、合格した製品にそれを証明する印を打刻する業務をいう。

注(2) 単位未満を四捨五入しているため、各項を集計しても計と一致しないものがある。

したがって、前記の貴局に留保されている28億7369万余円のうち、適正保有量に比べて不足している3,813kgの貴金属を補充するための額(以下「必要購入資金額」という。)が必要であると認められる。

そこで、貴金属ごとの22年度末における市場価格を基に必要購入資金額を算定すると、表4のとおり、7億6005万余円となり、上記の留保されている額との差額21億1364万余円から売却等の際に貴局が負担した費用を控除した額は、不要財産であると認められる。

表4 必要購入資金額の算定

区 分	補充することが必要な量 (前表3より再掲) (A)	平成22年度末における市場価格 (B)	必要購入資金額 {(A) × 1000} × (B)
金	84kg	3,826円/g	322,786千円
銀	3,716kg	101円46銭/g	377,064千円
白金	13kg	4,780円/g	60,200千円
計	3,813kg		760,051千円

(注) 補充することが必要な量は単位未満を四捨五入して表示しているため、これに平成22年度末における市場価格を乗じても、必要購入資金額と一致しない。

(2) 建物等の移転補償に係る額について

貴局は、東京支局が管理している国から承継した資産である建物のうち7棟及び工作物等について、東京都豊島区が行う道路整備事業用地の取得に支障となるとして、22年4月に、同区と移転補償契約を締結し、1億0154万余円の収入を得ている。

そして、貴局は、上記の移転補償契約による収入は不要財産の譲渡により生じた収入ではないとして国庫に納付していない。

しかし、貴局は、前記の建物7棟のうち、福利厚生施設であった2棟の建物については、今後、再建築しないこととしていて、当該2棟に係る1035万余円から移転補償の手続の際に貴局が負担した費用を控除した額は、不要財産であると認められる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、貴局において、必要購入資金額以上に前記の留保されている額を保有しているのに、この差額を不要財産として国庫に納付していなかったり、再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額を国庫に納付していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴局が保有している国から承継した資産の必要性について、通則法の改正を契機とした見直しを十分に行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

前記のとおり、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、各独立行政法人が幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げており、また、不要と認められるものは速やかに国庫に納付することなどを求めている。

貴局においても、中期計画等に基づき、効率的な業務運営に努めているところであるが、保有している資産、特に承継貴金属については、金属工芸品の製造数量の減少が今後も予想されることから、更に不要財産と認められるものが発生する可能性がある。

そして、貴局は、前記の事態についての本院の指摘に基づき、白金及びパラジウム計277kgの売却に係る8億6850万余円を23年7月に国庫に納付している。

については、貴局において、承継貴金属の売却等収入額から上記の国庫納付額、必要購入資金額等を控除した額12億4514万余円及び再建築しないこととしている建物の移転補償に係る額1035万余円のそれぞれから貴局が負担した費用を控除した額を不要財産として国庫に納付するとともに、前記通則法の改正の趣旨を踏まえて、必要購入資金額等の見直しを行う体制を整備するよう、改善の処置を要求する。

第20 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

原材料運搬契約等の予定価格の積算について、実際の延べ作業時間を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの

科	目	委託費		
部	局	等	独立行政法人国立印刷局岡山工場	
契	約	名	原材料等運搬その他作業外 1 件委託契約等 2 契約	
契	約	の	概要	工場に納入された印刷用紙の原材料等の運搬等を行わせるものなど
契	約	の	相手方	株式会社大金、鳳産業株式会社
契	約			平成 22 年 3 月 一般競争契約(単価契約)
積	算	額	5967 万余円(平成 22 年度)	
低	減	できた積算額	710 万円(平成 22 年度)	

1 契約の概要

(1) 原材料運搬契約等の概要

独立行政法人国立印刷局岡山工場(以下「岡山工場」という。))は、日本銀行券の印刷用紙等の製造を行っている。この印刷用紙は、パルプ類を水に解きほぐす工程、解きほぐされたパルプ類と薬品類を混ぜ合わせる工程、紙をすき乾燥させて巻き取る工程、巻き取られた紙を所定の寸法に断裁する工程等を経て製造される。

岡山工場は、平成 22 年度に、一般競争契約により、原材料等運搬その他作業外 1 件委託契約(以下「原材料運搬契約」という。))を株式会社大金と、故紙仕込み等作業委託契約(以下「故紙仕込み契約」という。))を鳳産業株式会社と、それぞれ締結して工場内における作業を行わせており、これらに係る支払金額はそれぞれ 3374 万余円、2393 万余円となっている。

原材料運搬契約の内容は、岡山工場に納品される原材料等をフォークリフトによりトラックから複数の倉庫へ搬入する作業、工場内において原材料等を運搬車により倉庫から複数の製造現場へ運搬する作業等を行うものであり、運搬対象である原材料等の種類が複数あることなどから、28 作業に細分化されている。

故紙仕込み契約の内容は、巻き取られた紙を断裁する工程で発生する印刷用紙の断裁くずなどを印刷用紙の原材料として再利用するために倉庫から製造現場へ運搬し、製造機械に投入する作業等を行うものであり、運搬、投入等の作業ごとに 7 作業に細分化されている。

(2) 予定価格の積算方法

岡山工場は、前記 2 契約の予定価格を次の手順に基づくなどしてそれぞれ 3401 万余円、2566 万余円、計 5967 万余円と積算している。

① 作業ごとに標準的な作業数量(以下「標準作業数量」という。))を設定して、標準作業数量に係る作業を行うのに必要な作業人員及び作業時間については、過去に締結した契約の予定価格の積算時に計測した数値を使用する。

- ② 作業ごとに作業人員に作業時間を乗じて、標準作業数量に係る延べ作業時間を算出する。
- ③ 延べ作業時間に1時間当たりの労務単価を乗じて得た金額を標準作業数量で除して、単位数量当たりの単価を算出する。
- ④ 単位数量当たりの単価に作業ごとの年間発注予定数量を乗ずるなどする。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

印刷用紙の原材料等の運搬等の業務は、毎年度、岡山工場において委託により実施されており、これに係る費用は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、岡山工場が予定価格の積算に用いた各作業の延べ作業時間が適切なものとなっているかなどに着眼して、前記の2契約を対象として、岡山工場において会計実地検査を行った。そして、原材料等の運搬作業に立ち会い、延べ作業時間の調査を行うとともに、岡山工場に対して、本院が立ち会いを行わなかった残りの作業について同様の調査を行いその結果を報告するよう求め、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

岡山工場は、前記のとおり、各作業の積算上の延べ作業時間は過去に計測した数値であるため実際の延べ作業時間と同等であるとしていた。

しかし、本院が原材料運搬契約の28作業のうち「パルプAの運搬作業」及び「パルプBの運搬作業」に立ち会い、実際の延べ作業時間を計測して調査したところ、積算上の延べ作業時間に対する実際の延べ作業時間の比率は、「パルプAの運搬作業」で29.9%、「パルプBの運搬作業」で59.4%となっていて、積算上の延べ作業時間は実際の延べ作業時間を大きく上回っていた。

そして、上記の2作業を含む前記2契約の各作業について岡山工場から報告された実際の延べ作業時間の調査結果を確認したところ、積算上の延べ作業時間が実際の延べ作業時間を上回っているものが、原材料運搬契約では28作業中25作業(89.2%)、故紙仕込み契約では7作業中5作業(71.4%)と多数見受けられた。

このように、前記の2契約について実際の延べ作業時間を大きく上回る延べ作業時間により予定価格を積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

そして、延べ作業時間の調査の結果、前記の2契約における予定価格の積算には、倉庫間等の移動に要する時間や印刷用紙等の製造に合わせて作業するために発生している待機時間(以下「移動時間等」という。)に係る経費が計上されておらず積算過小となっていたが、移動時間等是不確定要素が多く、作業別の延べ作業時間に個別に反映させることが困難であることから、これに代えて、作業別の延べ作業時間を基にして、必要とされる常駐作業人員の数を算定することとすれば、移動時間等を適切に計上した積算とすることができるものと認められた。

(低減できた積算額)

前記2契約の予定価格を実際の延べ作業時間を基にして算定した常駐作業人員の数によるなどして修正計算すると、原材料運搬契約は3050万余円、故紙仕込み契約は2197万余円、

計 5247 万余円となり、前記の予定価格をそれぞれ約 350 万円、約 360 万円、計約 710 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、岡山工場において、前記 2 契約の予定価格の積算に当たり、作業の実態に即したものとすることについての認識が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、岡山工場は、原材料運搬契約及び故紙仕込み契約について、23 年度の契約から、実際の延べ作業時間を反映させて予定価格の積算を適切に行う処置を講じた。

第21 独立行政法人農畜産業振興機構

第3章 第2節 第21 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

- (399) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(400)

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補 助 事 業 者	社団法人2
間接補助事業者 (事業主体)	社団法人1、会社1、計2事業主体
補 助 事 業	肉骨粉適正処分対策事業、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業
事業費の合計	901,601,410 円
上記に対する機構の補助金相当額の合計	846,574,470 円
不当と認める事業費等の合計	27,373,632 円
上記に対する不当と認める機構の補助金相当額の合計	19,844,370 円

1 補助事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、機構が直接又は間接に補助金を交付している74社団法人、19会社及び296農業協同組合等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2事業主体が実施した肉骨粉適正処分対策事業及び酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に係る機構の補助金相当額19,844,370円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める機構の補助金 12,315,106 円

- (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める機構の補助金 7,529,264 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める機構の補助金 12,315,106 円

肉骨粉適正処分対策事業補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める機構の補助金 12,315,106 円)

肉骨粉適正処分対策事業(平成21年3月31日以前は肉骨粉適正処分緊急対策事業)は、肉骨粉適正処分対策事業実施要綱(平成21年21農畜機第106号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、社団法人日本畜産副産物協会(以下「副産物協会」という。)が、飼肥料等の原料としての利用が禁止されている牛由来の肉骨粉等の適正処分を推進するなどのため、都道府県知事の許可を受けた事業者等が行う肉骨粉等原料のレンダリング処理^(注)及び適正な焼却処分に必要な経費の一部について補助金を交付する事業に対して、これに必要な費用の全額を機構が補助するものである。

実施要綱等によれば、補助対象経費は、肉骨粉等の製造に要する経費及び焼却に要する経費とされており、このうち焼却に要する経費は焼却費、輸送費等であり、輸送費は焼却処理場までの輸送費とされている。そして、輸送費に係る補助金額は、輸送距離50km以下は3.4円/kg、51km以上100km以下は5.2円/kg等と定められている補助単価に輸送した肉骨粉等の数量を乗じて得た額又は実費額のいずれか小さい額とされている。

(注) レンダリング処理 牛、豚、家さんなどの畜残さである骨等の畜産副産物を油脂と肉骨粉等に分離・抽出する処理

本院が、機構、副産物協会及び11事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のような事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める事業費	不当と認める機構の補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(399) 社団法人日本畜産副産物協会	長崎油飼工業株式会社(事業主体)	肉骨粉適正処分対策	18~22	793,469	793,469	12,315	12,315

長崎油飼工業株式会社は、平成18年度から22年度までの間に、肉骨粉等原料のレンダリング処理及び適正な焼却処分に必要な経費として、副産物協会から補助金計793,469,470円(肉骨粉等の製造に要する経費計440,066,439円、焼却に要する経費計353,403,031円)の交付を受けていた。このうち焼却に要する経費には、肉骨粉等を長崎県諫早市に所在する製造工場から同県東彼杵郡川棚町に所在する焼却処理場まで輸送する経費(以下「川棚町までの輸送費」という。)が含まれており、同社は、川棚町までの輸送費として、輸送業者の請求書に基づき計35,576,975円(消費税を除く。)を当該輸送業者に支払っていた。そして、同社は、川棚町までの輸送費については、輸送業者の請求書に記載された製造工場から焼却処理場までの輸送距離が53kmとなっていたことから、実施要綱等で定められている輸送距離51km以上100km以下の補助単価5.2円/kgに輸送した肉骨粉等の数量を乗じて算定した結果、各年度とも上記輸送業者の請求金額と同額であったことから、計35,576,975円を事業費として、これと同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、製造工場から焼却処理場までの距離を複数の車両及びルートにより実測したところ、いずれも40kmを下回っていた。

したがって、輸送距離50km以下の補助単価3.4円/kgに輸送した肉骨粉等の数量を乗ずるなどして、18年度から22年度までの適正な補助金交付額を算定すると計781,154,364円となり、前記の補助金交付額計793,469,470円との差額計12,315,106円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において、本件補助事業の補助金額の算定に対する理解が十分でなかったこと、副産物協会において、本件補助事業の審査確認及び同社に対する指導が十分でなかったこと、機構において、副産物協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める機構の補助金 7,529,264 円

酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の実施に当たり、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの (1件 不当と認める機構の補助金 7,529,264 円)

酪農ヘルパー事業円滑化対策事業は、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農家が休日確保する場合、農家に突発事故が発生した場合等に、農家に代わって酪農ヘルパーが家畜の飼養管理を行う事業(以下「酪農ヘルパー事業」という。)を円滑に推進するため、酪農ヘルパー事業等を実施する農業協同組合等の団体(以下「利用組合」という。)に対して、補助金を交付するなどするものである。

実施要綱等によれば、機構は、社団法人酪農ヘルパー全国協会(以下「全国協会」という。)に対して補助金を交付して酪農ヘルパー事業円滑化対策補助基金を造成させ、全国協会は同基金を取り崩して、都道府県知事の指定する団体(以下「都道府県団体」という。)が都道府県事業基金を造成するのに必要な資金の2分の1に相当する額の範囲内で、都道府県団体に対して補助金を交付することとされている。そして、都道府県団体は、都道府県事業基金を取り崩して、酪農ヘルパー事業等を実施する利用組合に補助金を交付したり、自ら酪農ヘルパー事業の普及・啓発のための推進会議を開催したりなどしている。

本院が、機構、全国協会及び30事業主体(都道府県団体)において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のような事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する機構の補助金相当額	不当と認める基金取崩額	不当と認める機構の補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(400) 社団法人酪農ヘルパー全国協会	社団法人福島県酪農ヘルパー協会(事業主体)	酪農ヘルパー事業円滑化対策	16~20	108,131	53,105	15,058	7,529

都道府県団体である社団法人福島県酪農ヘルパー協会(以下「県協会」という。)は、県協会と7利用組合(平成16年度は12利用組合)が16年度から20年度までの間に、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業を実施するための事業費計108,131,940円の財源の一部として、県協会が造成した基金(以下「県事業基金」という。)計106,210,000円(機構の補助金相当額53,105,000円)を取り崩したとして、全国協会に実績報告書を提出していた。

しかし、県協会は、上記の実績報告書の作成に当たり、各利用組合の支払実績額を確認することなく、各利用組合に交付した当初の額をそのまま記載していたり、取り崩した県事業基金の一部を各利用組合に交付していなかったのに交付したこととしていたり、県協会が実施した研修費に事業の対象とならない観光施設の入場料等を含めていたりなどして、実績報告書は実績を反映したものになっておらず、本件補助事業に係る経理が適正を欠いていた。

このため、県協会及び各利用組合の支出に係る証ひょう類、決算資料等を提出させた上で、これらの書類から本事業の事業費を精査したところ、適正な補助対象事業費は計91,151,474円となり、前記

の県事業基金の取崩額計 106,210,000 円との差額計 15,058,526 円が県事業基金から過大に取り崩されており、これに係る機構の補助金相当額計 7,529,264 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、県協会において、本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、全国協会において、県協会に対する本事業の実施及び実績についての調査が十分でなかったこと、機構において、全国協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

科 目	農畜産業振興事業団(畜産助成勘定) (項) 畜産助成事業費 〔平成 15 年 10 月 1 日以降は、 独立行政法人農畜産業振興機構(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費〕
部 局 等	農林水産本省 独立行政法人農畜産業振興機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は農畜産業振興事業団)本部
補助の根拠	農畜産業振興事業団法(平成 8 年法律第 53 号。平成 15 年 10 月 1 日以降は独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号))
基金の名称	(1) 運営特別基金 (2) 運営基盤強化基金
基金の概要	(1) 都道府県肉用子牛価格安定基金協会の運営基盤の強化を図るための基金 (2) 家畜衛生について自衛防疫事業を行う社団法人の家畜防疫対策等の実施基盤の強化等を図るための基金
基金設置団体	(1) 46 地方畜産団体 (2) 44 地方畜産団体
上記の団体に設置造成された基金のうち資金が有効活用されていない基金	(1) 46 基金 (2) 44 基金 計 90 基金
上記基金の資金保有額(補助金相当額)	(1) 65 億 8326 万余円(65 億 8326 万余円)(平成 22 年度末) (2) 17 億 0086 万余円(17 億 0086 万余円)(平成 22 年度末) 計 82 億 8413 万余円(82 億 8413 万余円)
上記の補助金相当額のうち有効活用されていない額	(1) 65 億 8326 万円 (2) 17 億 0086 万円 計 82 億 8413 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金の有効活用について

(平成 23 年 10 月 19 日付け 農 林 水 産 大 臣宛て)
独立行政法人農畜産業振興機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 基金の概要

(1) 基金造成のための補助金交付の概要

農林水産省は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号。以下「肉用子牛特措法」という。)に基づき、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的として、独立行政法人農畜産業振興機構(平成 8 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 30 日までは農畜産業振興事業団、8 年 9 月 30 日以前は畜産振興事業団。以下「機構」という。)が実施する肉用子牛等対策の財源として、牛肉等関税財源畜産産業振興対策交付金(9 年度から 14 年度までは牛肉等関税財源農畜産業振興事業団交付金、8 年度以前は牛肉等関税財源畜産振興事業団交付金。以下「牛関交付金」という。)等を機構に交付している。

機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号)等に基づき、牛関交付金等を財源として、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業等についてその経費に係る補助金を畜産関係団体に交付している。

機構の補助金の交付を受けた畜産関係団体は、当該補助金を財源として更に各都道府県を単位とした畜産関係団体(以下「地方畜産団体」という。)へ補助金を交付しており、その補助金の交付を受けて地方畜産団体が実施する事業の中には、地方畜産団体の運営に必要な資金に充てるために基金を造成しているものがある。

そして、上記のような地方畜産団体が造成した基金には、運営特別基金、運営基盤強化基金等がある。

(2) 運営特別基金等の概要

運営特別基金は、都道府県知事の指定を受けて肉用子牛特措法の規定による肉用子牛生産者補給金制度に係る業務を行う都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「指定協会」という。)の運営基盤の強化を図るために造成されたものである。指定協会は、昭和 63 年の肉用子牛特措法の制定により、全国で設立されることとなった地方畜産団体であり、平成元年度までに 47 指定協会が設立され、機構はその全てに出資及び基本財産に充てるための補助金の交付を行っていた。しかし、「特殊法人等の整理合理化について」(平成 9 年 12 月閣議決定)において、機構による公益法人への出資が原則として禁止されたことから、機構は、出資金及び基本財産に充てるために交付した補助金の合計額と同額を 11 年 12 月から 12 年 2 月までの間に指定協会から機構に返還等させる一方で、家畜取引情報体系整備事業実施要領(平成 2 年 2 畜 A 第 2009 号農林水産省畜産局長通達)に基づく家畜取引情報体系整備事業助成実施要綱(平成 2 年 2 畜団第 814 号。15 年 10 月からは家畜取引情報体系整備事業実施要綱(平成 15 年 15 農畜機第 48 号)。以下「取引情報整備要綱」という。)に基づき、

社団法人全国肉用子牛価格安定基金協会(16年4月1日に社団法人全国肉用牛協会と統合して、同日以降は社団法人全国肉用牛振興基金協会。以下「全国協会」という。)を通じて、47指定協会が運営基盤の強化を図るための運営特別基金を造成する家畜取引情報体系整備事業に対して、上記の返還等された出資金等と同額の補助金を11年12月から12年3月までの間に交付等した。このような経緯により、22年度末において、社団法人東京都畜産会を除く46指定協会が運営特別基金を保有しており、その残高は65億8326万余円になっている。

(注1) 社団法人東京都畜産会を除く46指定協会 社団法人東京都畜産会は平成15年3月31日の解散に当たり補助金を返還している。

この運営特別基金については、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達)において、基金の運用により生じた果実(以下「運用益」という。)に相当する額の範囲内で、指定協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てる場合等に処分し得る旨が定められている。

そして、運営特別基金は、取引情報整備要綱において、運用益に相当する額の範囲内で、機構理事長の承認を受けて支出する経費に充てる場合を除き、取り崩してはならないものとされている。

このように、運営特別基金は、基金の運用益を肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てる運用型の基金となっている。

一方、機構は、運営特別基金と同様の目的で、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱(平成15年15農畜機第230号。15年9月までは肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱(平成5年5畜団第556号))に基づき、指定協会の運営体制の強化を図るための財政支援として指定協会運営体制支援事業(以下「支援事業」という。)を実施しており、22年度は40指定協会^(注2)に対して計1億7574万余円の補助金を交付している。

(注2) 40指定協会 指定協会のうち、平成22年度に支援事業の対象となっているもので、該当する指定協会は毎年度変動がある。

(3) 運営基盤強化基金の概要

運営基盤強化基金は、都道府県を単位として家畜衛生について自衛防疫事業を行う社団法人である家畜畜産物衛生指導協会、畜産協会等の地方畜産団体(以下「県衛指協」という。)の家畜防疫対策に係る運営に必要となる資金に充てるために造成されたものである。機構は、昭和46年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の改正を踏まえ、県衛指協に対して、48年度から出資を開始し、55年度までに45県衛指協の全てに出資を行っていた。しかし、前記のとおり機構による公益法人への出資が原則として禁止されたことから、機構は、出資金と同額を平成12年11月までに県衛指協から機構に返還させる一方で、家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要領(平成10年10畜A第1422号農林水産省畜産局長通達)に基づく家畜防疫互助基金造成等支援事業助成実施要綱(平成10年10農畜団第1118号。15年10月からは家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱(平成15年15農畜機第48号)。以下「家畜防疫基金要綱」という。)に基づき、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会(21年4月1日に社団法人中央畜産会に統合。以下「中央畜産会」という。)を通じて、45県衛指協が家畜防疫対策に係る運営に必要となる資金に充てるための運営基盤強化基金を

造成する事業に対して、上記の返還された出資金と同額の補助金を12年8月から同年11月までの間に交付した。このような経緯により、22年度末において、社団法人東京都畜産会を除く44^(注3)県衛指協が運営基盤強化基金を保有しており、その残高は17億0086万余円になっている。

(注3) 社団法人東京都畜産会を除く44県衛指協 社団法人東京都畜産会は平成15年3月31日の解散に当たり補助金を返還している。

そして、運営基盤強化基金は、家畜防疫基金要綱において、運用益に相当する額の範囲内で、機構理事長の承認を受けて支出する経費に充てる場合を除き、取り崩してはならないものとされており、基金の運用益を家畜防疫対策に要する経費に充てる運用型の基金となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

補助金等の交付により造成した基金等を保有する団体が基金により実施している事業に関しては、18年8月に、所管府省が補助金交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準として、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」が閣議決定されている。

また、本院は、農林水産省及び機構が補助金等を交付して設置造成させている基金について検査を実施し、その有効活用を図るよう22年8月に改善の処置を要求している。

そして、農林水産省及び機構は、上記の閣議決定、本院の指摘等を踏まえて、補助金等を交付して設置造成させている基金の見直しを行ってきており、牛関交付金を財源として設置造成させている基金の中で、23年度においても運用型の基金として設置されているものは、運営特別基金及び運営基盤強化基金のみとなっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、現下の厳しい国の財政事情の下で、基金の在り方や規模等の見直しは事業の実施状況、社会経済情勢の変化等に応じて適時適切に実施されているかなどに着眼して、農林水産省、機構、全国協会、中央畜産会並びに23指定協会及び22^(注4)県衛指協において会計実地検査を行った。そして、46指定協会が造成した運営特別基金、44^(注4)県衛指協が造成した運営基盤強化基金及び支援事業を対象として、18年度から22^(注5)年度までの間の運用益等の状況や事業の実施状況等を機構並びに46指定協会及び44^(注5)県衛指協から調書を徴するなどして検査した。

(注4) 23指定協会及び22県衛指協 重複するものがあるため、地方畜産団体の数としては29である。

(注5) 46指定協会及び44県衛指協 重複するものがあるため、地方畜産団体の数としては57である。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運営特別基金及び運営基盤強化基金の資金保有額について

22年度末で、運営特別基金を保有する46^(注6)指定協会における資金保有額の合計は計65億8326万余円(補助金相当額同額)、^(注7)運営基盤強化基金を保有する44^(注8)県衛指協における資金保有額の合計は計17億0086万余円(補助金相当額同額)となっていた。

(注7) 補助金相当額 運用益相当額を含む額である。

(2) 運営特別基金の運用状況等について

運営特別基金の18年度から22年度までの運用実績についてみると、定期預金(1か年もの)で運用している指定協会が最も多く、年度別に46指定協会の平均運用利回りをみると、最も高かったのは21年度の0.88%(基金の期首残高に対する運用益の割合。以下同じ)、最も低かったのは18年度の0.60%となっていた。そして、22年度の平均運用利回りは0.78%で、46指定協会の全てに出資が行われていた元年度における定期預金(1か年もの)の平均利率4.05%と比較すると約5分の1の低い率になっていた。このため、各指定協会の運用益を18年度から22年度までの5か年間で平均してみたところ、指定協会により資金保有額は異なるが、100万円未満が29指定協会(全体の63.0%)、100万円以上250万円未満が14指定協会(同30.4%)、250万円以上500万円未満が2指定協会(同4.3%)、500万円以上が1指定協会(同2.1%)となっており、運用益が100万円未満の指定協会が過半を占めていた。

そして、各指定協会は、18年度から22年度までの間に、取引情報整備要綱に基づき、機構理事長の承認を受けて、前年度の運営特別基金の運用益に相当する範囲内の額を当該年度の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費である職員等の人件費、事務所賃借料等に充てていた。しかし、運用益が上記のとおり少額であることから、運用益を5か年間で平均した額が500万円以上となっている指定協会においても、運用益に相当する額は上記各年度の職員等の人件費、事務所賃借料等の18.0%から24.7%にすぎない状況となっていた。そして、多くの指定協会は、管理運営に要する経費のうち運用益に相当する額により賄うことができない部分については、自己資金のほか、支援事業に係る補助金を充てていた。

(3) 運営基盤強化基金の運用状況について

運営基盤強化基金の18年度から22年度までの運用実績についてみると、定期預金(1か年もの)で運用している県衛指協が最も多く、年度別に44県衛指協の平均運用利回りをみると、最も高かったのは20年度の0.73%、最も低かったのは18年度の0.45%となっていた。そして、22年度の運用利回りは0.64%で、44県衛指協の全てに出資が行われていた昭和55年度における定期預金(1か年もの)の平均利率7.47%と比較すると約11分の1の低い率になっていた。このため、各県衛指協の運用益を平成18年度から22年度までの5か年間で平均してみたところ、県衛指協により資金保有額は異なるが、10万円未満が13県衛指協(全体の29.5%)、10万円以上25万円未満が15県衛指協(同34.0%)、25万円以上50万円未満が9県衛指協(同20.4%)、50万円以上が7県衛指協(同15.9%)となっており、運用益が25万円未満の県衛指協が過半を占めていた。

そして、各県衛指協は、18年度から22年度までの間に、家畜防疫基金要綱に基づき、機構理事長の承認を受けて、当該年度に運営基盤強化基金の運用益に相当する範囲内の額を家畜防疫対策に要する経費である職員等の人件費、事務所賃借料等に充てていたが、運営特別基金と同様に、運用益を5か年間で平均した額が最多の80万円となっている県衛指協においても、運用益に相当する額は上記各年度の職員等の人件費等の1.9%から2.2%にすぎない状況となっていた。

このように、両基金の運用益に相当する額は、職員等の人件費、事務所賃借料等毎年度の必要額をおおむね正確に見積もることが可能な経費に充てられており、近年の社会経済情勢

の変化等に伴い運用利回りが低率であるため事業経費に充てられる額が少額となっている中で、多額の資金を保有して指定協会の運営基盤の強化等のために家畜取引情報体系整備事業等を運用型の基金事業として実施する必然性は乏しい状況になっている。また、運営特別基金において同種の経費に充てるために別途支援事業に係る補助金が交付されるなどして、両基金は、運用益を事業の安定的な財源にするという運用型の基金としての役割が著しく低下している状況となっている。

(改善を必要とする事態)

近年の低金利状況下において、運営特別基金及び運営基盤強化基金の運用益に相当する額が少額になっていることなどにより、指定協会の運営基盤の強化等のために家畜取引情報体系整備事業等を運用型の基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていて、運用益を事業の安定的な財源にするという基金としての役割が著しく低くなっているのに、運営特別基金及び運営基盤強化基金に多額の資金が保有されている事態は、貴重な財政資金が有効に活用されていないため適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、農林水産省及び機構において、事業の実施状況、金利の低下とその継続といった社会経済情勢の変化等に応じて、基金の在り方や規模等の見直しを適時適切に実施していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

近年、予算執行の透明性の確保や財政資金の有効活用に対する要請が高まる中で、基金事業については、基金の設置の必要性を含めて厳しく見直すことが求められている。

については、農林水産省及び機構において、運営特別基金及び運営基盤強化基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(注6) 22年度末で運営特別基金を保有する46指定協会 社団法人北海道畜産物価格安定基金協会、社団法人青森県畜産協会、社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会、社団法人宮城県畜産協会、社団法人秋田県農業公社、社団法人山形県畜産協会、社団法人福島県畜産振興協会、社団法人茨城県畜産協会、社団法人栃木県畜産協会、社団法人群馬県畜産協会、社団法人埼玉県畜産会、社団法人千葉県畜産協会、社団法人神奈川県肉用子牛価格安定基金協会、公益社団法人新潟県畜産協会、社団法人富山県畜産振興協会、社団法人石川県畜産協会、社団法人福井県畜産経営安定基金協会、社団法人山梨県畜産協会、社団法人長野県畜産物価格安定基金協会、社団法人岐阜県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人静岡県畜産協会、社団法人愛知県畜産協会、社団法人三重県畜産協会、社団法人滋賀県畜産振興協会、社団法人京都府畜産振興協会、社団法人大阪府畜産会、社団法人兵庫県畜産協会、社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人畜産協会わかやま、社団法人鳥取県畜産推進機構、社団法人島根県畜産振興協会、社団法人岡山県畜産協会、社団法人広島県畜産協会、社団法人山口県畜産振興協会、社団法人徳島県畜産協会、社団法人香川県畜産協会、社団法人愛媛県畜産協会、社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人福岡県畜産協会、社団法人佐賀県畜産協会、社団法人長崎県畜産物価格安定

基金協会、社団法人熊本県畜産協会、社団法人大分県畜産協会、社団法人宮崎県畜産協会、社団法人鹿児島県畜産協会、財団法人沖縄県畜産振興基金公社

(注8) 22年度末で運営基盤強化基金を保有する44県衛指協 社団法人北海道家畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産協会、社団法人岩手県畜産協会、社団法人宮城県畜産協会、社団法人秋田県農業公社、社団法人山形県畜産協会、社団法人福島県畜産振興協会、社団法人茨城県畜産協会、社団法人栃木県畜産協会、社団法人群馬県畜産協会、社団法人埼玉県畜産会、社団法人千葉県畜産協会、社団法人神奈川県畜産会、公益社団法人新潟県畜産協会、社団法人富山県畜産振興協会、社団法人石川県畜産協会、社団法人福井県畜産協会、社団法人山梨県畜産協会、社団法人長野県畜産会、社団法人岐阜県畜産協会、社団法人静岡県畜産協会、社団法人愛知県畜産協会、社団法人三重県畜産協会、社団法人滋賀県畜産振興協会、社団法人京都府家畜産物衛生指導協会、社団法人大阪府畜産会、社団法人兵庫県畜産協会、社団法人奈良県畜産会、社団法人鳥取県畜産推進機構、社団法人島根県畜産振興協会、社団法人岡山県畜産協会、社団法人広島県家畜産物衛生指導協会、社団法人山口県畜産振興協会、社団法人徳島県畜産協会、社団法人香川県畜産協会、社団法人愛媛県畜産協会、社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人福岡県畜産協会、社団法人佐賀県畜産協会、社団法人長崎県畜産協会、社団法人熊本県畜産協会、社団法人大分県畜産協会、社団法人宮崎県畜産協会、社団法人鹿児島県家畜産物衛生指導協会

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構が交付した補助金等により公益法人等に造成された基金が保有する資金の有効活用について

(平成21年度決算検査報告466、830ページ参照)

(431ページの農林水産省の項に掲記)

第22 独立行政法人国際協力機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

草の根技術協力事業で実施する委託契約において、消費税の課税事業者であることの確認を適切に行うことにより、委託費の算定等を適正なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般勘定 (項)国民参加型協力関係費
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部、8国際センター、1支部
委託事業の概要	国内の特定非営利活動法人等が開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的として行う活動を促進し、助長するための業務を行うもの
委託費に消費税相当額を計上していた免税事業者の契約件数	41件
上記に係る委託費の精算額	3億1314万余円(平成17年度～22年度)
上記のうち委託費として計上する必要がなかった消費税相当額	1101万円

1 草の根技術協力事業の概要等

(1) 草の根技術協力事業の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国内の特定非営利活動法人等が開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的として行う活動を促進し、助長するための事業として草の根技術協力事業を実施している。本件事業の実施に当たって、全国に設置された機構の国際センター等は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修並びに開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣及び機材の供与について、地方公共団体、特定非営利活動法人等から実施案件を公募し、応募者から提出された事業提案書を審査し、選考を行うなどして受託者を決定している。

(2) 委託契約の締結、委託費の精算等の手続

機構は、本件事業についての募集要項を制定しており、同要項によると、各国際センター等は、見積書等に基づき応募者と契約金額を確定した後、委託契約を締結し、委託契約の終了時に、実際の支出額を計算した経費精算報告書及びその証拠書類を受託者から提出させ、これを審査して委託費の精算を行うこととされている。

また、同要項の別冊である経費積算ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)によれば、本件事業の対象経費は海外活動費、国内活動費、設備・機材費、直接人件費、管理費及び消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額とされている。そして、受託者が消費税の免税事業者(課税期間に係る基準期間(法人の場合は前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下である事業者)の場合は、当該受託者が負担する必要がない消費税相当額は計上しないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、機構が本件事業の実施に当たり、見積書の審査や事業終了時の委託費の精算等を適切に行っているか、特に本件事業の受託者には比較的小規模な法人が多いことから、消費税相当額の計上の適否を受託者の納税実態に即して適切に審査しているかに着眼して、機構本部及び4国際センター等^(注1)において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、本件事業を実施している他の国際センター等と合わせた16国際センター等^(注2)が平成17年度から22年度までに締結した契約のうち、特定非営利活動法人等を契約相手方とした610件の契約を対象として、免税事業者等に係る調書の作成及び提出を求めてこれを確認するなどの方法により検査した。

(注1) 4国際センター等 大阪、九州、沖縄各国際センター、東北支部

(注2) 16国際センター等 広尾センター、札幌、帯広、筑波、横浜、中部、大阪、兵庫、中国、九州、沖縄各国際センター、東北、北陸、四国各支部、二本松、駒ヶ根両青年海外協力隊訓練所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記610件の契約のうち、契約時及び精算時に受託者から提出を受けた見積書及び経費精算報告書において消費税相当額を計上していたものが224件あり、これらの契約については提出を受けた見積書等の内容に従って消費税相当額を含めて契約及び精算を行っていた。しかし、ガイドラインには、消費税相当額を見積書等に計上した受託者が消費税の課税事業者であることを証明する書類を提出することが明記されておらず、各国際センター等は、上記224件の委託契約の締結及び委託費の精算に当たり、受託者が課税事業者であるか否かを確認していなかった。

そこで、上記224件の契約について、受託者が課税事業者であるか否かを納税証明書等の書類により確認したところ、受託者が免税事業者となっているものが9国際センター等^(注3)で41件あった。

したがって、これらの受託者は消費税を負担していないのであるから、上記41件の委託費計3億1314万余円のうち消費税相当額1101万余円は対象経費に計上する必要がないものであった。

以上のように、委託契約の締結時及び委託費の精算時に、受託者が消費税の課税事業者であるか否かを確認しないまま、提出された見積書等に基づいて消費税相当額を対象経費に含めて契約し、精算を行っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注3) 9国際センター等 広尾センター、帯広、横浜、大阪、兵庫、中国、九州、沖縄各国際センター、東北支部

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、委託費に係る消費税の取扱いについて、ガイドラインでは受託者が消費税の免税事業者の場合は、当該受託者が負担する必要がない消費税相当額は対象経費に計上しないこととされているのに、契約時及び精算時の委託費の審査に当たって受託者が消費税の課税事業者であるか否かを具体的に確認する方法が定められていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年7月に、前記の契約41件について、受託者に消費税相当額の返還を求めるとともに、委託費の算定等が適正なものとなるよう、同年9月にガイドラインを改正して、草の根技術協力事業の応募者が消費税の課税事業者であるか否かを確認するために納税証明書等の書類の提出を義務付けることとし、各国際センター等が委託費の審査を行うに当たっては、同証明書等の書類により確認するよう周知徹底を図る処置を講じた。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成21年度決算検査報告126、832ページ参照)

(118ページの外務省の項に掲記)

第23 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

不 当 事 項

役 務

(401) 地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費の計上が適正を欠いたため、負担額の支払が過大となっていたもの

科 目	(エネルギー需給勘定) 業務経費
部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部
契 約 名	地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業/ ^{もみ} 籾殻の熱分解ガスを熱源とした籾乾燥システムのフィールドテスト事業
契 約 の 概 要	籾殻の熱分解ガスを熱源とした籾乾燥システムを実際に設置して運用した上で運転データの収集、分析等を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社サタケ
契 約	平成 19 年 1 月 随意契約
支 払	平成 19 年 4 月ほか
負 担 額	57,547,532 円(平成 18 年度～20 年度)
過大となっていた負担額	26,045,250 円(平成 18 年度～20 年度)

1 契約の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成 18 年度に株式会社サタケ(以下「事業者」という。)と「地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業/籾殻の熱分解ガスを熱源とした籾乾燥システムのフィールドテスト事業」に係る共同研究契約を締結している。この共同研究は、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の一環として、バイオマスの熱エネルギー利用について、実際に設備を設置して運用した上で運転データの収集、分析等を行うものであり、共同研究に要する経費(以下「共同研究費」という。)の 2 分の 1 を機構が負担することとなっている。

この共同研究において、事業者は、A 農業協同組合の所有する穀物貯蔵施設に、籾殻を熱分解し、得られたガスを燃焼させて温風を籾乾燥に利用する籾殻熱分解システム(以下「システム」という。)を設置することとし、システムの製作を 19 年 1 月に B 社に 86,100,000 円(税抜き 82,000,000 円)で発注し、この費用を共同研究費の機械装置等製作・購入費として計上している。そして、事業者は、21 年 3 月に共同研究を終えて、共同研究費を計 115,095,066 円とする実績報告書を提出し、機構は、これを検査した上で確定して計 57,547,532 円を支払っている。

また、設置されたシステムは、共同研究契約約款に基づき、機構及び事業者がそれぞれの負担割合を持分として共有する取得財産となっているが、事業者は、共同研究終了後も試験研究を続け、研究開発の実施にシステムの使用が必要不可欠であることを理由にシステムの機構持分について有償譲渡を希望する資産処分に関する要望書(以下「要望書」という。)を機構に提出し、機構は、これを受けて 21 年 12 月に事業者にシステムの機構持分の残存価額となる 15,605,620 円で有償譲渡を行っている。

2 検査の結果

本院は、機構本部等において、合規性等の観点から、本件事業が共同研究契約約款等に基づき適切に実施され、その経理は適正かに着眼して、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、事業者は、前記のとおり、要望書で研究開発の実施にシステムの使用が必要不可欠であるとしていたが、実際には、B社とのシステムの製作に係る製作物等供給契約書(以下「契約書」という。)において、当該システムは、共同研究終了後に機構から有償譲渡された後、B社が買い取ることであり、事業者は、契約書に基づき、B社からその買取金額 47,355,000 円(税抜き 45,100,000 円)の入金を受けていた。

したがって、システムの製作に係る機械装置等製作・購入費は、システムの発注金額 82,000,000 円から契約書で定められたシステムの買取金額 45,100,000 円を差し引いた 36,900,000 円となり、これに基づくなどして適正な共同研究費を算定すると計 63,004,566 円となることから、前記の共同研究費計 115,095,066 円との差額計 52,090,500 円に係る機構負担額計 26,045,250 円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において共同研究事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、機構において事業者に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産について、共同研究事業等の終了後における有償譲渡の価額を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(エネルギー需給勘定) 業務経費
部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部
財 産 の 概 要	実証試験等に係る共同研究事業により取得した共有取得財産
平成20、21両年度に終了した実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産の数量及び取得価額	352 件 67 億 4833 万余円
上記に係る資産売却収入	5 億 9606 万余円(平成 21 年度～23 年度)
共同研究事業等終了時点における共有取得財産の残存価額により有償譲渡した場合の資産売却収入	8 億 6913 万余円(平成 21 年度～23 年度)
資産売却収入の開差額	2 億 7306 万円(平成 21 年度～23 年度)

1 実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産の概要

(1) 実証試験等の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、一定レベルまで確立された新技術等について、性能及び経済性の把握や信頼性の向上のための実証試験が不可欠であり、成果を実環境で使用して技術課題を抽出することや、新エネルギーの導入に必要な情報提供等の環境整備を進めることなどが重要であるとして、太陽光発電新技術等フィールドテスト事業、バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業等の実証試験等(以下「実証試験等」という。)を実施している。機構は、実証試験等を共同研究事業又は研究助成事業により実施することとしていて、このうち、共同研究事業は、民間企業、各種団体等(以下、これらを「事業者」という。)と共同で行う事業となっており、公募により選定した事業者と複数年にわたる共同研究契約を締結して、共同研究に要した費用に一定の率を乗じて算定した額を機構が負担している。

(2) 共有取得財産の管理

実証試験等に係る共同研究事業の実施により、試験的に太陽光発電システム、バイオマス熱利用システム等の設備が設置され、事業者は機構とともに複数年にわたる運転研究、データの収集、解析等を行うことになる。これらの設備については、共同研究契約約款(以下「約款」という。)に基づき、相互の負担割合を持分として機構と事業者とが共有する取得財産(以下「共有取得財産」という。)として管理されるものとなっており、機構は、共有取得財産について発生時に費用として処理しているが、^(注)財産管理上の価額を算定するために耐用年数経過時点で取得価額の10%まで、その後も取得価額の5%に至るまで定額法で減価償却計算を行うことにしている。そして、大部分の共有取得財産は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に示された開発研究用減価償却資産のうち、「機械及び装置」の「その他のもの」に該当し、その耐用年数は4年とされている。

(注) 機構は、共有取得財産について、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)等に従って特定の研究開発目的で取得した他の目的に使用できない機械装置等は即時償却し、費用として処理していることから、減価償却計算後の残存価額は財産管理上のものである。

(3) 共有取得財産の有償譲渡

事業者は、約款等に基づき、共有取得財産を共同研究業務以外の目的に使用してはならないとされており、共同研究事業及びこれに係る継続研究(以下、これらを合わせたものを「共同研究事業等」という。)の終了後に、原則として機構からの有償譲渡により、共有取得財産を引き取ることとされている。そして、その際の価額は引取り時点における当該財産の残存価額によるものとされている。なお、この有償譲渡を行う際に、機構は、事業者等の当該財産の引取りなどに関する意向について調査、把握するため、事業者から有償譲渡要望書等の書類を提出させている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産を共同研究事業等の終了後に事業者へ有償譲渡するに当たっては、合理的な基準により有償譲渡の価額を決定して適切に行うことが求められている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産について、事業者に対する有償譲渡の価額は適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、平成 20、21 両年度に共同研究事業等を終了した前記の実証試験等に係る共同研究事業のうち、比較的小規模な 30kW 未満の太陽光発電システムを設置したものを除いた事業により取得した延べ 138 事業者との共有取得財産(352 件、機構の持分に係る取得価額計 67 億 4833 万余円)、これに係る資産売却収入 5 億 9606 万余円を対象として、機構本部等において、売払契約書等の書類を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

共同研究事業等の終了後における共有取得財産の状況について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構において、共有取得財産が有償譲渡に伴い事業者に引き取られた時点について検査したところ、共同研究事業等終了時点から実際に引き取られるまでに平均で約 200 日を要していた。この間の事業者における共有取得財産の使用等の状況について、機構を通じて、延べ 106 事業者に調査票を送付するなどして確認したところ、共同研究事業等の終了後において、事業者が共有取得財産を引き続き使用するためには有償譲渡が行われている必要があるが、回答があった延べ 81 事業者に係る共有取得財産 241 件のうち、延べ 73 事業者(90.1%)に係る共有取得財産 214 件は共同研究事業等の終了後も引き続き当該事業者で使用されていた。その間、前記のとおり、機構において当該共有取得財産の減価償却計算が行われ、残存価額が低減していて、有償譲渡の価額も低減するなどしていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 社は、平成 19 年 3 月に地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の一環として木質バイオマス^た焼きチップボイラー(機構の持分に係る取得価額 55,650,000 円。耐用年数 4 年)を設置し、22 年 3 月末に共同研究事業等を終了した。しかし、A 社はその後も直ちに有償譲渡の手続をとることなく当該財産を使用し、同年 9 月に機構に有償譲渡要望書等を提出した。その結果、23 年 1 月を引取り時点として、当該財産の残存価額 6,608,432 円(機構の持分に係る取得価額の 11.8%)で有償譲渡を受けていたが、これは、共同研究事業等終了時点の残存価額 17,042,812 円(同 30.6%)を大幅に下回るものとなっていた。

以上のように、機構において、事業者への有償譲渡の価額を引取り時点における共有取得財産の残存価額としているため、共同研究事業等終了時点から共有取得財産が実際に引き取られるまでの間も減価償却計算が行われ、有償譲渡の価額が共同研究事業等終了時点の残存価額に比べて低減することとなって、共有取得財産の有償譲渡による資産売却収入が低減することになっているなどの事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(資産売却収入の開差額)

実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産の有償譲渡に当たり、有償譲渡の価額を引取り時点の残存価額ではなく、共同研究事業等終了時点の残存価額とした場合、前記の資産売却収入 5 億 9606 万余円は 8 億 6913 万余円となり、2 億 7306 万余円の開差額が生じていたものと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、共同研究事業等の終了後における共有取得財産の有償譲渡について、引取り時点の残存価額により事業者が引き取ることであり、有償譲渡の価額が適切なものとなっていなかったこと、共同研究事業等の終了後における共有取得財産の使用等の状況を十分把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23 年 9 月に事務連絡を発し、今後、同種の共同研究事業等を実施するに当たっては、共同研究事業等の終了後における共有取得財産の有償譲渡について、共同研究事業等終了時点における共有取得財産の残存価額により事業者が引き取ることであり約款を改正するなど有償譲渡の価額を適切なものとする処置を講じた。

第24 独立行政法人科学技術振興機構

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

単独で保有する外国特許権の特許料の代行納付について

(平成 21 年度決算検査報告 833 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、特許権の管理業務のうち、単独で保有する外国特許権を維持するために必要となる特許料の納付業務を国内特許事務所に委託し、又は社団法人新技術協会(以下「協会」という。)に請け負わせている。しかし、国内特許事務所が受託した業務を自ら行わず、外国特許事務所や特許料を代行して納付する業務を主力事業とする代行政法人に再委託等していたり、協会が請け負った業務を自ら行わず、代行政法人を下請として行わせていたりして、機構が代行政法人と直接契約することとした場合と比較して、割高な手数料を支払っている事態となっていた。

したがって、機構において、国内特許事務所に委託し、又は協会に請け負わせている単独で保有する外国特許権の特許料の納付業務について、代行政法人と直接契約して手数料の節減を図る処置を講ずるよう、独立行政法人科学技術振興機構理事長に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、国内特許事務所に委託し、又は協会に請け負わせていた単独で保有する外国特許権の特許料の納付業務について、23 年度から代行政法人と直接契約して手数料を節減する処置を講じていた。

第25 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

(402) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの
 (406)

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会)
補助の根拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号) (平成15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))
補助事業者 (事業主体)	大学長2、研究代表者4、計6事業主体
補助事業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	34,200,000円(平成11年度、15～17年度)
不当と認める国庫補助金交付額	7,932,783円(平成11年度、15～17年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(平成15年9月30日以前は日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。15年9月30日以前は日本学術振興会法(昭和42年法律第123号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として交付するものであり、交付対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

補助金の交付の申請をすることができる者は、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。)等により、科学研究を行う研究者の代表者(以下「研究代表者」という。15年度以前は、研究代表

者又は研究代表者の所属する大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)の代表者)等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」(平成15年文科振第92号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等により、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要となる経費(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされている。

(2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者等は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び30研究機関において会計実地検査を行った。そして、上記の研究機関に係る245事業主体(2大学長及び243研究代表者等)が行っている356研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

振興会は、国立大学法人山口大学(16年3月31日以前は山口大学。以下「山口大学」という。)に所属する研究者A等4名をそれぞれ研究代表者とする研究課題及び学校法人獨協学園獨協医科大学(以下「獨協医科大学」という。)に所属する研究者Cを研究代表者とする研究課題を対象として、11年度及び15年度から17年度までの間に補助金計34,200,000円を交付しており、それぞれ大学が補助金の管理を行っていた。そして、上記の研究代表者5名は、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これによりそれぞれの大学に購入代金計7,932,783円を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。このため、国庫補助金計7,932,783円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金の原資は税金等であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する研究機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、及び振興会において、研究代表者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

(注)
これを研究機関別、事業主体(研究代表者)別に示すと、以下のとおりである。

	研究機関名	事業主体 (研究代表者)	年 度	事業数	国庫補助金 交付額	不当と認め る国庫補助 金
					千円	千円
(402)	山 口 大 学	大 学 長 (J)	11、15	2	3,000	2,031
(403)	同	大学長及び K	15～17	3	4,900	1,416
(404)	同	L (L)	16	1	1,500	1,130
(405)	同	A (A)	16、17	2	12,400	1,100
(406)	獨協医科大学	大学長及び C	15～17	3	12,400	2,254
	(402)～(406)の計			11	34,200	7,932
(注)	研究代表者 山口大学及び獨協医科大学に所属する研究代表者 A 及び C については本件以外にも不当事項を掲記しており、同一の研究代表者については同一のアルファベットで表示している(前掲 158、159 ページ参照)。					

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

海外センターの運営者等に対して支給される住居手当相当額が現地における実際の家賃の支払額を上回ることがないように取扱要領等を改正するなどして滞在旅費の支給が適切なものとなるよう改善させたもの

科 目	業務費
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会
滞在旅費の概要	海外センターの運営者等に対して支給される所在地において勤務するのに必要な旅費
運営者等 24 名 に対する住居手 当相当額の支給 額	6374 万余円(平成 19 年 12 月～22 年 12 月)
上記の支給額を 外務公務員給与 法等に準じて算 定した支給額と 比べた場合の超 過額	2963 万円

1 滞在旅費等の概要

(1) 海外センターの概要

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成 14 年法律第 159 号)等に基づき、諸外国の学術振興機関等との連携強化を図り、海外における振興会事業を円滑に実施するとともに、我が国の大学等学術研究機関が行う国際交流活動を支援することなどを目的として、9 か国に 10 か所の海外研究連絡センター^(注 1)(以下「海外センター」という。)を設置し、海外の学術振興機関等との連携、海外センター主催によるシンポジウムの実施等の活動を行っている。そして、海外センターは、セン

ター長、副センター長及び国際協力員(以下、これらを合わせて「運営者等」という。)により運営されるなどしている。

(注1) 10か所の海外研究連絡センター ワシントン、サンフランシスコ、ボン、ロンドン、ストックホルム、ストラスブール、バンコク、北京、カイロ、ナイロビ各研究連絡センター

(2) 滞在旅費の概要

振興会は、運営者等に対して、海外センターの所在地において勤務するのに必要な旅費(以下「滞在旅費」という。)を支給している。

滞在旅費は、「海外研究連絡センター運営者に支給する経費の取扱い要領」(平成18年3月24日理事長裁定。以下「取扱要領」という。)等に基づき、在勤基本手当相当額と住居手当相当額との合計額とされており、このうち住居手当相当額については、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)等に定める住居手当の支給限度額を参考にして、海外センター別、役職別等に応じて定額の支給額が定められている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

振興会の滞在旅費のうち住居手当相当額については、前記のとおり定額支給となっている。そこで、本院は、経済性等の観点から、住居手当相当額は運営者等が現地で実際に支払っている家賃の額を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、平成22年8月時点で10か所の海外センターに所属していた運営者等31名について、19年12月から22年12月までの間に支給された滞在旅費計2億0802万余円(うち住居手当相当額計7475万余円)を対象として、振興会本部において、旅費計算書、住居の賃貸借契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、10か所の海外センターのうち9か所の海外センター^(注2)に所属する運営者等20名について、支給された住居手当相当額が現地における実際の家賃の支払額を上回っていた。一方、振興会が参考とした外務公務員給与法等における住居手当の支給額は、家賃の額から政令で定める額を控除した額に相当する額などとされていて、実際の家賃の額を上回る額にはならないことになっている。

そこで、上記のように現地における実際の家賃の支払額を上回る住居手当相当額が支給されていたことに鑑みて、家賃にかかわらず定額の支給額とするのではなく、外務公務員給与法等に準じて、住居手当相当額を算定することとすると、上記の20名を含む10か所の海外センターに所属する運営者等24名に対して支給された住居手当相当額計6374万余円は3410万余円となり、その超過額は計2963万余円となっていた。

(注2) 9か所の海外センター サンフランシスコ、ボン、ロンドン、ストックホルム、ストラスブール、バンコク、北京、カイロ、ナイロビ各研究連絡センター

上記のように、滞在旅費のうち住居手当相当額が、現地における実際の家賃の支払額を上回っているなどの事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、振興会において、運営者等が現地で実際に支払っている家賃の額について十分に把握し、これを住居手当相当額に反映させて滞在旅費を支給することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、振興会は、運営者等に対して支給される住居手当相当額が現地における実際の家賃の支払額を上回ることがないように、22年12月及び23年8月に取扱要領等を改正するなどして、住居手当相当額を運営者等が現地で実際に支払っている家賃の額から一定額を控除するなどした額に改めることにより、滞在旅費の支給を適切なものとする処置を講じた。

第26 独立行政法人理化学研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

任期制職員のうち事業所の所長等に係る年俸の決定の取扱いを給与の支給基準に明示し、これを文部科学大臣に届け出るとともに公表して、年俸の決定過程の透明性を確保するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人理化学研究所本所
任期制職員の概要	独立行政法人理化学研究所との間で雇用期間、給与等を定めて雇用契約を締結し、同研究所の業務に従事する者
年俸の決定過程が透明性を欠いたものとなっていた任期制職員の数	役員相当職延べ 43 名 研究系管理職延べ 446 名(平成 20、21 両年度)
上記に係る年俸支給総額	55 億 2981 万円(背景金額)
給与支給基準によることなく年俸が決定されていた任期制職員の数	役員相当職延べ 33 名(平成 20、21 両年度)
上記に係る年俸支給総額	4 億 5952 万円

1 任期制職員の給与の概要

独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成 14 年法律第 160 号)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されており、その前身である特殊法人理化学研究所の当時から、科学・技術に関する政府の方針を踏まえて、雇用期間、給与(年俸及び諸手当)等を定めて雇用契約を締結し業務に従事する任期制職員を中心とした研究組織を発足させて各種の業務を実施してきている。

理研は、任期制職員のうち、各事業所の所長及び各事業所に設置された研究センターの長等の職にある者(以下、これらを「センター長等」という。)について、独立行政法人に移行した平成 15 年 10 月から、その職務水準の高度性、責任の重さ及び高度な経営判断に資する提言等の役割を担うことの重要性に鑑みて、役員報酬年額の水準を参考にしつつ年俸を決定する職員(以下「役員相当職」という。)として処遇している。また、センター長等の下において研究主宰者としての役割を担うチームリーダー、ユニットリーダー等の職にある者を、研究系の管理職の職員(以下「研究系管理職」という。)として処遇している。

独立行政法人は、その業務の公共性が高く、運営費の大部分を国の財源措置によっていることなどから、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)に基づいて、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らか

にするよう努めなければならないとされている。そして、独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準(以下「給与支給基準」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされており、職員の給与についても、その決定過程の透明性を確保することが求められている。

理研は、上記に基づき、任期制職員に係る給与支給基準として、任期制職員給与規程(平成18年規程第7号。以下「任期制規程」という。)を定めて、文部科学大臣に届け出るとともに公表している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、理研本所において、合規性等の観点から、役員相当職及び研究系管理職に係る年俸の決定の根拠となる給与支給基準が適切なものとなっているか、年俸の決定過程の透明性が確保されているかなどに着眼して、20、21両年度に支給された役員相当職の年俸(20年度19名分計2億8575万余円、21年度24名分計3億3943万余円、延べ43名分合計6億2518万余円)及び研究系管理職の年俸(20年度225名分計24億7223万余円、21年度221名分計24億3240万余円、延べ446名分合計49億0463万余円)計55億2981万余円を対象として、雇用契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

任期制規程は、前記のとおり、任期制職員の給与支給基準として届出、公表されているが、任期制職員のうち役員相当職及び研究系管理職に係る年俸の決定の取扱いについては明確に示されておらず、これらの職員を除く任期制職員にしか適用されていない状況であった。

理研は、役員相当職の年俸の決定については、任期制規程が制定される以前の12年3月に定めた「任期制研究員制度における所長等の謝金額算定の考え方」(平成12年3月理事長決定。以下「役員相当職の謝金額の算定方法」という。)に基づいて行っており、また、研究系管理職の年俸の決定についても、同様に、12年2月に定めた「契約研究員制度におけるグループディレクター等採用時の謝金額算定の考え方」(平成12年2月理事長決定。以下「研究系管理職の謝金額の算定方法」という。)に基づいて行っていた。

そして、役員相当職の謝金額の算定方法は、役員相当職の年俸について、対象となる役員相当職を限定列挙した上で、総括理事の報酬の年額の範囲内で決めることができるとしているものの、年俸決定の実態についてみると、事業所等の組織変更や卓越した研究者等の招へいに伴う改正を適切に行っていなかったことなどから、20、21両年度における役員相当職の中に、限定列挙された職名以外の職名の者(延べ32名、年俸支給額計4億3808万余円)が含まれていたり、総括理事の報酬の年額を超える年俸とされている者(1名、年俸支給額2144万余円)がいたりするなどして、その内容が実態とかい離している状況となっていた。

また、研究系管理職の謝金額の算定方法は、研究系管理職の年俸について、原則として、就任直前の年収額と理研が定めた算定方法による金額とを比較して、前者が上回る場合に

は、後者に一定の率を乗じて加算した額とするなどとしている一方で、特に理事長が必要と認める場合には、例外的取扱いができるとしていた。

そして、年俸決定の実態についてみると、20、21両年度における研究系管理職の中に、例外的取扱いにより年俸を決定されている者が相当数見受けられ、また、それらの理由等についても十分に示すことができない状況となっていて、その運用が不明瞭なものとなっていた。

さらに、理研は、上記のとおり、役員相当職の謝金額の算定方法及び研究系管理職の謝金額の算定方法を、役員相当職及び研究系管理職に係る年俸の決定の根拠として取り扱っていたのに、これらについて、任期制規程と同様の給与支給基準として文部科学大臣への届出及び公表も行っていなかった。

上記のように、給与支給基準として文部科学大臣への届出及び公表も行われないうまま、内容が実態とかけ離れた役員相当職の謝金額の算定方法や運用が不明瞭なものとなっていた研究系管理職の謝金額の算定方法により、役員相当職及び研究系管理職の年俸の決定が行われている事態は、その決定過程が透明性を欠いており、通則法の趣旨に沿わないものとなっていて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、理研において、役員相当職の謝金額の算定方法について事業所等の組織変更等に伴う改正を適切に行っていないなど、役員相当職及び研究系管理職の年俸の決定について通則法の趣旨に沿ってその決定過程の透明性を確保することの重要性に対する認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、理研は、23年3月に任期制規程を改正して、役員相当職及び研究系管理職の年俸の決定について、役員相当職の謝金額の算定方法及び研究系管理職の謝金額の算定方法に代わる新たな取扱いを明示し、同年5月に、改正した任期制規程を文部科学大臣に届け出て同年6月に公表することにより、年俸の決定過程の透明性を確保する処置を講じた。

第27 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

宇宙開発に関する理解促進活動を世界的に著名な有識者に委託する契約について、予定価格の算定及び成果の確認に係る妥当性の検証を確実に行うことができるようにすることにより、契約の透明性を確保するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
契 約 名	宇宙開発の意義・価値の理解促進に関する支援
契 約 の 概 要	宇宙開発の意義や価値についての理解促進を図る活動を世界的に著名な有識者に委託するもの
契 約	平成 18 年 8 月～21 年 4 月 4 件 随意契約
予定価格の算定及び成果の確認に係る妥当性の検証を行うことができなかった契約件数	4 件(平成 18 年度～21 年度)
上記に係る契約金額	3805 万円(契約金額計 37 万米ドルに係る支払時点の邦貨換算額)

1 委託契約の概要

(1) 理解促進活動に係る委託契約の概要

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成 14 年法律第 161 号)に基づき、宇宙の開発及び利用の促進等を図ることを目的として、宇宙科学に関する学術研究、人工衛星等の開発・打上げ・運用等及びこれらに関連する業務を行っている。

機構は、これらの業務の一環として、平成 16 年度に、国内外の宇宙関係組織の運営の経験を有する有識者で構成される「開発基本問題に係る外部諮問委員会」を設置して、今後の宇宙開発の信頼性確保に向けた具体的方策及び体制の強化について検討を行った。そして、同委員会が 17 年 3 月に取りまとめた最終報告書において、日本の将来の宇宙開発プログラムについて広く国民に共通の理解を確立する必要性が示されたことを受けて、宇宙開発の意義・価値の理解促進に関する支援業務を、18 年度から 21 年度までの各年度において、委託契約により実施している。

この委託業務は、宇宙関係組織の運営に関して重要な役職を歴任した世界的に著名な有識者である A に、機構の宇宙開発に係る業務における取組を始めとした宇宙開発の意義や価値についての理解促進を図る活動(以下「理解促進活動」という。)を行うことを委託するものであり、各年度とも A が代表を務めるコンサルタント会社である B 社と随意契約を締結して実施されている。理解促進活動は、業務委託仕様書に定められた A の活動を通じて行うこととされており、21 年度においては、同年 10 月に開催される地球温暖化問題と科学技術・経済発展の調和等のための科学技術の在り方に関する国際会議とその準備

会合への出席、同会議の事前の準備や機構との打合せ及び会議の結果に関するフォローアップを通じて行うこととされている。そして、18年度から20年度までの契約内容はおおむね21年度と同様となっている。

(2) 機構における契約事務の概要

機構は、契約事務実施要領(平成15年契約部長通達第15-1号。以下「要領」という。)に基づき、予定価格の算定に当たっては、契約の目的となる物件又は役務について、仕様書、設計書等により取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。そして、予定価格は原則として市場価格を基に算定することとされ、これにより難しい場合は、見積価格計算書及びその説明資料等を入札参加者から徴取し、その内訳を査定するなどして原価要素別に積上計算して算定する方式(以下「原価計算方式」という。)によることとされている。

また、機構は、検査実施要領(平成16年安全・信頼性管理部長・契約部長通達第16-1号)等に基づき、給付の完了の確認をするために必要な検査(以下「受領検査」という。)をしなければならないこととされている。そして、理解促進活動に係る業務委託契約書によると、B社は、業務委託仕様書に定められたAの国際会議等への出席が完了した後に進捗状況報告書を提出することとされており、これに対して機構は契約金額の一部を支払うこととなっている。また、B社は委託業務が完了した後に納品書とともに最終の進捗状況報告書を提出することとされており、機構はそれらの提出を受けたときは受領検査を行って最終支払を行うこととなっている(以下、各進捗状況報告書と納品書とを合わせて「報告書等」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、機構東京事務所において、合规性、有効性等の観点から、予定価格の算定及び成果の確認が適切に行われているかなどに着眼して、機構がB社と18年度から21年度までの各年度に締結した理解促進活動に係る委託契約4件(契約金額計37万米ドル、これに係る支払時点の邦貨換算額3805万余円)を対象として、契約書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 予定価格の算定について

機構は、当初、本件契約の予定価格の算定は市場価格によることができないものに当たるとして原価計算方式により行うこととし、B社から見積書を徴していた。しかし、B社は、世界的に著名な有識者であるAが理解促進活動を行うための費用を詳細に積算することは困難であるとして、当該見積書等において人件費等の具体的な積算の内訳を明示しなかったため、機構は、要領に定められた原価計算方式により予定価格の算定を行うことができなかった。

そこで、機構は、社会的な地位や知名度がAと同等と認められる世界的に著名な有識者の講演料の相場価格をインターネットにより調査して、その価格を基に本件契約でAが活動する場合に想定される実働日数等を考慮するなどして予定価格を算定した結果、上記の見積書に記載された金額は妥当であると判断し、同額で契約したとしていた。

しかし、上記の講演料の相場価格に係る資料や、見積書に記載された金額が妥当であると意思決定を行った際の文書等、予定価格を算定した事務処理の過程を確認できる記録は全く保存されていなかった。したがって、本件契約は、予定価格の算定についての妥当性を事後的に検証することができないものとなっており、透明性が確保されていない状況となっていた。

(2) 成果の確認について

機構は、本件契約に係る成果の確認について、報告書等やAが出席した国際会議の結果について主催者から公表されている資料を確認することにより、Aによる理解促進活動の実施状況の把握を行ったとしていた。そして、Aが国際会議の分科会において議長として会議及び宣言文の取りまとめを行ったことなどにより一定の成果が認められるなどとして、受領検査を行った上、契約金額全額の支払を行ったとしていた。

しかし、報告書等には、Aが出席した国際会議や分科会の名称等が記載されているにすぎず、Aが国際会議に出席してどのような発言等を行ったのか、Aが議長を務めた分科会がどのような議論を行ったのかなど、Aの活動内容が具体的には記載されておらず、Aの理解促進活動の実施状況やその成果について評価を行う基礎として十分な内容が示されたものにはなっていない。また、上記の公表資料は、国際会議の概要等を一般に向けて公表しているものであって、Aの活動内容を理解促進活動として評価できるような内容にはなっていない。したがって、本件契約は、支払の前提となる成果の確認についての妥当性を十分に検証することができないものとなっており、透明性が確保されていない状況となっていた。

このように、予定価格の算定及び成果の確認について、妥当性を検証できず透明性が確保されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次のことなどによると認められた。

- ア 本件契約が、理解促進活動を世界的に著名な有識者に委託するという従来にはなかった新しい内容の契約であることから、契約事務を行うに当たり、要領等、従来内部規程では的確な対応ができなかったこと
- イ 予定価格の算定や支払の前提となる成果の確認を行うに当たり、妥当性を確実に検証して、契約の透明性を確保することの重要性に対する認識が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年5月に理解促進活動を世界的に著名な有識者、専門家等に委託等する際の事務要領を制定するなどして、予定価格の算定については、その算定根拠及び契約締結に至るまでの事務処理の過程を記録し、保管するとともに、支払の前提となる成果の確認については、理解促進活動の具体的な実施状況やその成果等を記載した成果報告書を提出させるなどして、妥当性の検証を確実に行うことができるようにすることにより、契約の透明性を確保する処置を講じた。

第28 独立行政法人雇用・能力開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所について、雇用促進住宅の施設を有効活用することなどにより、その設置に係る費用の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	宿舎等勘定
部 局 等	独立行政法人雇用・能力開発機構本部
契 約 名	貸室賃貸借契約等 17 件
契 約 の 概 要	雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所として受託者に無償で使用させるために、民間業者から貸事務所を借り上げるもの
統括事務所数	7 か所
統括事務所に係る貸事務所の賃借料の支払額	6 億 7013 万円(平成 20 年 4 月分～22 年 12 月分)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所の設置について

(平成 23 年 6 月 13 日付け 独立行政法人雇用・能力開発機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 雇用促進住宅等の概要

(1) 雇用促進住宅を取り巻く状況

貴機構(平成 11 年 10 月 1 日から 16 年 2 月 29 日までは雇用・能力開発機構、11 年 9 月 30 日以前は雇用促進事業団)は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成 14 年法律第 170 号。11 年 10 月 1 日から 16 年 2 月 29 日までは雇用・能力開発機構法(平成 11 年法律第 20 号)、11 年 9 月 30 日以前は雇用促進事業団法(昭和 36 年法律第 116 号))等に基づき、公共職業安定所の広域職業紹介により移転就職する者に貸与するための宿舎(集会所等の附属施設を含む。以下「雇用促進住宅」という。)を労働保険特別会計からの出資金により昭和 36 年度から平成 11 年度までの間に設置し、22 年 12 月末現在で 1,368 住宅、128,878 戸を管理運営している。

雇用促進住宅については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)においてできるだけ早期に廃止することとされ、「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)では貴機構は、雇用促進住宅の売却を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも 33 年度までに全ての処理を完了することとされている。

そして、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)において、貴機構は23年10月1日に廃止され、雇用促進住宅に係る業務については、民間等への譲渡・廃止をするまでの間、暫定的に、関連する独立行政法人に移管することとされている。

(2) 雇用促進住宅の管理運営等に係る委託業務の概要

貴機構は雇用促進住宅の管理運営業務及び譲渡・廃止業務を実施しており、これら業務の一部については、19年度までは随意契約により財団法人雇用振興協会(以下「協会」という。)に委託して実施していた(以下、委託して実施する管理運営業務及び譲渡・廃止業務を「委託業務」という。)

その後、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、協会への委託業務については、随意契約を改め、20年度はブロック単位、21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行することとされた。

これにより、貴機構は、20年度の委託業務の契約に当たっては、表1のとおり、全国を7つの管轄地域に分割したブロック単位で企画競争を実施し、その結果、7ブロックとも協会に委託していた。

そして、21、22両年度の委託業務の契約に当たっては、契約を都道府県単位に分割することとし、47都道府県のうち40府県(表1注(2)参照)では、雇用促進住宅の巡回・訪問、譲渡・廃止に係る入居者への連絡調整等に関する業務(以下「入居者サービス業務」という。)について、一般競争入札を実施した。また、7都道府県(表1注(2)参照)では、入居者サービス業務と、20年度にはブロック単位で実施されていた管轄地域内における貸与契約の締結、家賃等の収納・督促、雇用促進住宅管理システム(以下「システム」という。)の運用、譲渡・廃止に係る立ち退き料等の支払等に関する業務や入居者サービス業務の集約業務(以下、20年度にブロック単位で実施していたこれらの業務も含めて「総合サービス業務」という。)とを合わせた委託業務について、一般競争入札を実施した。その結果、総合サービス業務を実施する7都道府県では委託業務を協会に委託していた。

表1 全国7ブロックの管轄地域

区分	管轄地域(都道府県名)
Aブロック	<u>北海道</u>
Bブロック	青森、岩手、 <u>宮城</u> 、秋田、山形、福島各県
Cブロック	<u>東京都</u> 、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野各県
Dブロック	富山、石川、福井、岐阜、静岡、 <u>愛知</u> 、三重各県
Eブロック	京都、 <u>大阪</u> 両府、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各県
Fブロック	鳥取、島根、岡山、 <u>広島</u> 、山口各県
Gブロック	<u>福岡</u> 、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

注(1) 平成20年度は、上記のブロックごとに、21、22両年度は、都道府県ごとにそれぞれ委託していた。

注(2) 平成21、22両年度の委託業務は、下線を引いた7都道府県については入居者サービス業務及び総合サービス業務、残りの40府県については入居者サービス業務のみである。

注(3) Cブロックに係る委託業務には、入居者サービス業務及び総合サービス業務に加え、全国の総合サービス業務の集約に関する業務を含む。

(3) 統括事務所の設置に係る賃貸借契約の概要

総合サービス業務の委託に当たっては、業務の実施に必要となる貸与契約書等の管理やシステムの管理サーバ等の運用を行うための場所が必要となる。そして、貴機構は、20年度以降に競争性のある入札方式へ移行するに当たり、総合サービス業務の受託者の変更に伴って、その都度書類の保管場所を変更したり、システムの管理サーバ等を移設したりする必要がないように、表2のとおり、全国7か所で民間業者から借り上げた貸事務所(駐車場等の付随する物件を含む。以下同じ。)に総合サービス業務を実施するための事務所(以下「統括事務所」という。)を設置し、これらを受託者に無償で使用させることにした。

そして、貴機構は、20年度以降、7都道府県で統括事務所の設置に係る賃貸借契約を締結しており、表2のとおり、統括事務所の設置に係る費用として20年4月分から22年12月分まで(33か月分)の貸事務所の賃借料計6億7013万余円を支払っている。

表2 7都道府県の統括事務所の設置場所及び貸事務所の賃借料の支払額 (単位:円)

統括事務所が設置されている都道府県名	統括事務所の設置場所(最寄駅)	貸事務所の賃借料の支払額(平成20年4月分~22年12月分)
北海道	札幌市北区北7条(札幌駅)	59,727,723
宮城県	仙台市青葉区中央(仙台駅)	74,972,535
東京都	千代田区鍛冶町(神田駅)	239,869,248
愛知県	名古屋市中区錦(名古屋駅)	89,565,894
大阪府	大阪市中央区南本町(堺筋本町駅)	87,598,302
広島県	広島市中区本通(本通駅)	65,491,965
福岡県	福岡市博多区博多駅前(博多駅)	52,909,857
計		670,135,524

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構が統括事務所として受託者に無償で使用させている貸事務所の賃借料の支払額は多額となっている。また、前記のとおり、雇用促進住宅は遅くとも33年度までには廃止されることになっており、今後は雇用促進住宅の売却も推進され、管理運営する雇用促進住宅は入居者が減少することに伴って空室が増加し、家賃等の収入も減少する一方、立ち退き料等の支出が増大していくことが予想され、これまで以上に管理運営業務及び譲渡・廃止業務の経済的な運営が求められている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、統括事務所の設置に係る費用や設置場所が適切なものとなっているか、また、統括事務所の設置場所として雇用促進住宅の施設等を有効に活用できないかなどに着眼して、統括事務所の設置に係る賃貸借契約(貸室賃貸借契約等17件、20年4月分から22年12月分までの賃借料の支払額計6億7013万余円)及び貴機構が管理運営する雇用促進住宅を対象として検査した。

検査に当たっては、貴機構本部において賃貸借契約書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、7統括事務所及びその周辺の雇用促進住宅に赴き総合サービス業務の実施状況や施設の利用状況等について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 統括事務所の設置場所について

貴機構は、前記のとおり、20年度以降に競争性のある入札方式へ移行するに当たり、全国7か所の都道府県庁所在地等の中心街に貸事務所を借り上げて、統括事務所を設置している。

これらの統括事務所は、いずれも19年度までは委託業務を実施するための事務所として協会が借り上げていた貸事務所を引き続き使用したものである。また、協会が借り上げていた当時、これらの貸事務所の賃借料は貴機構が支出した委託費から支払われていたものである。そして、協会がそれらの貸事務所を都道府県庁所在地等の中心街に借り上げていたのは、家賃等の滞納者に対する督促や家賃改定等の業務を実施していた貴機構の都道府県センターと業務の連携を図るために、都道府県センターと同一のビル又は近隣のビルに事務所を設置する必要があったことよるとしている。

しかし、貴機構の都道府県センターで実施していた上記の業務は、11年10月以降は、訴訟等の一部の業務を除き委託業務に含めて受託者である協会が自ら実施することになっていた。また、都道府県センターは、貴機構の職業能力開発促進センターと業務の一元化・機能の統合を進めることなどの理由で愛知センターを除いて統括事務所の設置されているビル等から18年4月までに順次移転していたが、協会においてその後の委託業務の実施に特段の支障は生じていなかった。

したがって、業務の連携を図るために都道府県センターと同一のビル又は近隣のビルに事務所を設置する必要があったとする理由は、貴機構が統括事務所を設置するために貸事務所の借上げを始めた20年度には既に失われていたと認められる。

また、統括事務所で実施する総合サービス業務は、前記のブロック単位で実施していて、複数の府県にまたがる地域を管轄とした業務であるが、入居者側からみても、統括事務所に対する問合せや貸与契約書の提出等は、電話等を利用したり、雇用促進住宅を管理している現地の管理事務所を通じて行ったりすることにより可能であることなどから、統括事務所を多額の賃借料を支払って都道府県庁所在地等の中心街に設置する必要はないと認められる。

(2) 雇用促進住宅の施設の有効活用等について

前記のとおり、貴機構が管理運営する雇用促進住宅は入居者が減少することに伴って空室が増加していくことが予想される。そこで、各地の雇用促進住宅における施設の利用状況について検査したところ、複数の雇用促進住宅において、19年度以前から遊休している売店等の施設が見受けられた。また、雇用促進住宅の住戸のうち空室となっているもの(譲渡等を目的として廃止決定されている雇用促進住宅の住戸の空室等を除く。)を前記のブロック単位でみると、19年度末において、1,677戸から4,968戸まで見受けられた。さらに、貴機構の廃止の際に国及び他の独立行政法人等に業務の一部を移管又は廃止することに伴い、貴機構の施設にも空きが生じると考えられる。

したがって、雇用促進住宅の遊休している施設や住戸の空室を利用して機能を確保することにより空きが生じる集会所等の施設を有効活用するなどして、これらの施設に統括事務所を設置することが可能であると認められた。

これらについて事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴機構は、北海道内を管轄地域とする統括事務所を設置するため、札幌駅前に所在するビルに貸事務所(事務所面積 399.0㎡)を借り上げ、その賃借料として平成 20 年 4 月分から 22 年 12 月分までの計 5972 万余円を支払っていた。

しかし、北海道内の雇用促進住宅のうち札幌市内の雇用促進住宅において、敷地内の施設を確認したところ、別棟で管理棟が整備されており、管理棟には売店(291.6㎡)、理容室(41.1㎡)、美容室(39.8㎡)、管理事務所等が設置されていたが、売店は 7 年 6 月末に閉鎖し、理容室及び美容室も 18 年 3 月末に閉鎖してはいずれも遊休していた。

したがって、これらの遊休している売店等計 372.5㎡については、統括事務所として有効活用することが可能であると認められた。

上記のように、雇用促進住宅の遊休している施設や住戸の空室を利用して機能を確保することにより空きが生じる集会所等の施設を有効活用するなどして統括事務所を設置することにすれば、これらの施設の改修工事の費用等を考慮しても、統括事務所を設置するための費用を低減できると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

雇用促進住宅の遊休している施設や住戸の空室を利用して機能を確保することにより空きが生じる集会所等の施設があるのにこれらの施設を有効活用することなく、統括事務所を都道府県庁所在地等の中心街に多額の賃借料を支払って設置している事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、都道府県庁所在地等の中心街に貸事務所を借り上げて統括事務所を設置する理由が既に失われるなどしていたにもかかわらず、貴機構において、20 年度に統括事務所を設置する際に、統括事務所の経済的な設置場所や雇用促進住宅の施設の有効活用についての検討を十分に行うことなく 19 年度まで協会が使用していた貸事務所をそのまま統括事務所として使用することにしたことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

雇用促進住宅については、東日本大震災(23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。)に伴い、全国の雇用促進住宅の住戸の空室を被災者に対して緊急避難のため一時的に提供(原則として 23 年 9 月末日まで。ただし、被災者が希望すれば、6 か月ごとに最長 2 年間(25 年 3 月末日まで))することとされ、主に東北及び関東甲信越地域における雇用促進住宅の住戸の空室の一部に被災者が入居しているところである。

このため、雇用促進住宅の住戸の空室については被災者に対する提供を優先する必要があるが、一方で、雇用促進住宅については、遅くとも 33 年度までに廃止の上、全ての処理を完了するという方針が閣議決定されていて、今後は管理運営する雇用促進住宅数は減少することが見込まれる。また、雇用促進住宅の家賃等の収入が減少する一方、立ち退き料等の支出が増大していくことが予想され、これまで以上に管理運営業務及び譲渡・廃止業務の経済的な運営が求められている。

については、貴機構において、東日本大震災の被災者への支援に十分留意しつつ、経済的な業務の運営を行うため、多額の賃借料を支払って設置している統括事務所について、雇用促

進住宅の遊休している施設、住戸の空室を利用して機能を確保することにより空きが生じる集会所等の施設又は貴機構の廃止に伴って空きが生じると考えられる貴機構の施設を有効活用するなどして、これらの施設に統括事務所を設置することにより、統括事務所の設置に係る費用の低減を図るよう是正改善の処置を求める。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、機構が解散する際に国に承継されるよう改善させたもの

科 目	(財形勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人雇用・能力開発機構本部
独立行政法人における運営費交付金の概要	独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
第1期中期目標期間中に交付を受けた運営費交付金の総額	19億9129万余円(平成15年度～18年度)
上記に係る精算収益化額に相当する額の資金で国に承継すべき額	1億7694万円

1 制度の概要

(1) 財形勘定の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。)第9条第1項の規定に基づき、持家としての住宅を建設又は購入するなどのための資金を勤労者に貸し付ける事業主等に対して資金を貸し付ける業務及び財形法第10条の3の規定に基づき、勤労者等に対して勤労者本人又はその親族が教育を受けるために必要な資金を貸し付ける業務(以下、これらの業務を「財形融資業務」という。)を行っている。

そして、機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号。以下「機構法」という。)第13条の規定に基づき、財形融資業務に係る経理をその他の経理と区分して、財形勘定を設けて整理している。

機構の財形勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、国から運営費交付金が交付されている。しかし、財形融資業務に必要な貸付金については、財形法第11条の規定に基づき、金融機関等からの借入金及び雇用・能力開発債券の発行により賄うこととされていることから、これに運営費交付金は充てられておらず一般管理費等の経常的な経費にのみ充てられている。

(2) 運営費交付金の会計処理

機構の財形勘定が平成15年度から18年度までの第1期中期目標期間に交付を受けた運営費交付金の額は、計19億9129万余円となっている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に基づき、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務で整理することとされている。そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。また、この利益及び損失の処理は、勘定ごとに行われることになっている。

(3) 国庫納付の概要

機構は、機構法第14条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から厚生労働大臣の承認を受けて次の中期目標期間に繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

また、22年の通則法の改正により、各独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、同法第8条の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

なお、機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)に基づき、23年10月1日をもって解散することとなった。財形勘定における権利及び義務については、国が承継する資産及び債務を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従って、23年10月1日において独立行政法人勤労者退職金共済機構が承継することとされている。そして、独立行政法人勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産等は、国が承継することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務が適切に取り扱われているか、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の財形勘定に対して第1期中期目標期間中に交付された運営費交付金を対象として、機構本部において、財務諸表、運営費交付金の使途及び会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、18年度末に第1期中期目標期間の終了を迎えたことから、財形勘定において運営費交付金として交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務1億7710万余円について、精算のための収益化を行っていた。そして、期末処理を行った結果、同勘定において53億3707万余円の当期総利益を計上していた。

一方、同勘定では、貸付金の調達金利と貸付金利の逆ざやなどにより発生した損失が生じていたことから、327億9037万余円の欠損金が前期から繰り越されていたため、通則法第44条第1項の規定に基づき、上記の当期総利益を繰越欠損金に充てたが、なお274億5329万余円が処理できず同額を欠損金として第2期中期目標期間へ繰り越していた。このため、当期総利益に含まれる精算収益化額に相当する額の資金1億7710万余円は、前記の機構法第14条の規定による国庫納付ができないことになっていた。

そして、機構においては、前記のとおり、財形融資業務に必要な貸付金については金融機関等から調達することとしていること、また、一般管理費等については毎年度運営費交付金により手当てされていることから、上記の精算収益化額に相当する額の資金1億7710万余円は使用されることなく、その全額が定期預金として留保されている状況になっていた。

このように、精算収益化額に相当する額の資金を機構が保有する必要性について、適切に見直しを行わないまま機構内部に留保している事態は適切とは認められず、前記の通則法改正の趣旨を踏まえて国庫納付する必要があると認められたが、前記のとおり、機構は23年10月1日をもって解散することとなったことから、その際には、当該資金を独立行政法人勤労者退職金共済機構に承継させるのではなく、国に承継させる必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財形勘定における業務に充てることができない精算収益化額に相当する額の資金を機構が保有する必要性について、適切に見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金1億7710万余円のうち、厚生労働省等との調整により独立行政法人勤労者退職金共済機構に承継する必要があるとされた15万余円を控除した1億7694万余円について、機構が解散する際に国に承継されることとなるよう厚生労働大臣に申請するなどの処置を講じた。

第29 独立行政法人労働者健康福祉機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師の給与について、兼職に従事した時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとすることにより、給与の支給が適切なものとなるよう改善させたもの

科 目	給与及び賞与
部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構
労災病院等における兼職の概要	機構の職員である医師が、地域の中でより良質で効率的な医療の提供体制を構築するため、公的機関等からの要請に基づき機構以外の業務に就くこと
勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事した医師に対する給与の支給額の合計	116億8056万余円(平成21、22両年度)
医師が兼職に従事した時間数分について減額するなどして支給した場合の給与の節減額	2億1695万円(平成21、22両年度)

1 独立行政法人労働者健康福祉機構における兼職の概要

(1) 医師が従事する兼職の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、全国32か所に、労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター(以下、これらを合わせて「労災病院等」という。)を設置して、労災疾病等に関する高度で専門的な医療を提供するとともに、労働者のみならず地域の一般の患者にも医療を提供している。

労災病院等では、地域の中でより良質で効率的な医療の提供体制を構築するため、機構の職員である医師が、公的機関からの要請により地方労災医員等として行政活動を行うほか、病診連携及び病病連携推進のため他の医療機関からの要請により診療援助を行ったり、地域の企業からの要請により産業医として活動を行ったりするなど、公的機関等からの要請に基づき機構以外の業務に就くこと(以下「兼職」という。)がある。

(2) 兼職に従事する場合の手続等

兼職については、「職員就業規則」(平成16年4月1日規程第2号)により、報酬の有無及び勤務時間の内外を問わず機構の許可を得ないで行うことは禁止されており、また、「職員の兼職について」(平成19年6月18日労健福発第849号。以下「通達」という。)において、兼職の許可の基準や手続等が定められている。これらに従い、兼職の必要がある場合、当該医師は事前に兼職許可申請書等により労災病院等の長に許可の申請を行い、その許可を得た上で兼職に従事している。

そして、機構においては、「職員給与規程」(平成16年4月1日規程第6号。以下「規程」という。)により、無断欠勤として取り扱われた職員等に対しては、勤務1時間当たりの給与額に、勤務しない時間数を乗じた額を減額して給与を支給することとなっているが、医師が勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事した場合における給与の取扱いについては定められていない。また、医師が兼職に従事した時間数(以下「従事時間数」という。)を各労災病院等において管理することとはなっていない。

(注1) 地方労災医員 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付等及び労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による災害補償に係る事務のうち、医学に関する専門的知識を要する事務を行うために都道府県労働局に配置される医師

(注2) 病診連携及び病病連携 地域医療において、良質で効率的な医療の提供を実施するために、核となる病院と地域内の診療所が行う連携を病診連携といい、当該病院と地域内の病院が行う連携を病病連携という。

(注3) 産業医 事業場において労働者の健康管理等を行う医師であり、一定規模以上の事業場には産業医の選任が義務付けられている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師に対する給与の支給が適切なものとなっているかなどに着眼して、平成21、22両年度において勤務時間内に行われた報酬を伴う1,424件の兼職(兼職に従事した医師に対する給与の支給額116億8056万余円)を対象として、4労災病院^(注4)において会計実地検査を実施するとともに、この4労災病院を含む32労災病院^(注5)等から兼職許可申請書や給与台帳等の関係書類を徴したり、各労災病院等を通じて医師の兼職先等から従事時間数を聞き取ったりするなどして検査した。

(注4) 4労災病院 関西、香川、九州、熊本各労災病院

(注5) 32労災病院等 北海道中央、釧路、青森、東北、秋田、福島、鹿島、千葉、東京、関東、横浜、燕、新潟、富山、浜松、中部、旭、大阪、関西、神戸、和歌山、山陰、岡山、中国、山口、香川、愛媛、九州、長崎、熊本各労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター

(検査の結果)

検査したところ、上記1,424件の兼職のうち36件の兼職においては、兼職先からの報酬の全部を労災病院等に帰属させるなどしていたが、これらを除く1,388件の兼職においては、報酬の全部を医師本人に受領させるなどするとともに労災病院等から従事時間数分の給与が支給されていて、医師が兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けている状態となっていた。

しかし、勤務時間内に兼職に従事し、その対価としての報酬を医師本人が受領しているのに、当該医師が、兼職先からの報酬の支払と重複して、その従事時間数分の給与を減額されることなく労災病院等から給与の支給を受けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた給与支給額)

医師が兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けていた1,388件の兼職のうち、従事時間数が判明しなかった45件の兼職を除いた1,343件の兼職について、当該兼職

に従事した医師に対して、勤務1時間当たりの給与額に従事時間数を乗じた額を減額するなどして給与を支給していたとすれば、給与の支給額を2億1695万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、医師の兼職に係る給与の適切な支給に対する認識が十分でなく、医師が勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事した場合における給与の取扱いを定めていなかったこと、各労災病院等において従事時間数の管理を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に通達及び規程を改正して、勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師に対しては、従事時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとするとともに、各労災病院等に事務連絡を発して、従事時間数の管理を厳格に行うよう指導するなどして、これらを同年10月から適用することとする処置を講じた。

- (2) 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	現金及び預金
部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構本部
独立行政法人における運営費交付金の概要	独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
第1期中期目標期間中に交付を受けた運営費交付金の総額	561億0213万余円(平成16年度～20年度)
上記に係る精算収益化額に相当する額等の資金で国庫納付すべき額	15億8867万円

1 制度の概要

(1) 機構における経理の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号。以下「機構法」という。)第12条の規定に基づき、療養施設の設置及び運営に係る業務等を行っている。

そして、機構は、「独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(平成16年厚生労働省令第56号)第9条の規定に基づき、療養施設の設置及び運営に係る経理をその他の経理と区分して、病院勘定を設けて経理している。

機構には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、国から運営費交付金が交付されて

いる。しかし、病院勘定に係る費用は医療事業収入等で賄うこととしていることから同勘定には運営費交付金は充てられておらず、区分して経理することが困難な共通の事項等を経理している本部等勘定にのみ充てられている。

(2) 運営費交付金の会計処理

機構が平成16年度から20年度までの第1期中期目標期間に交付を受けた運営費交付金の額は、計561億0213万余円となっている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に基づき、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務で整理することとされている。そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

なお、機構は、上記収益化の基準として、全ての業務において、業務のための支出額を限度として運営費交付金債務の収益化を行う費用進行基準を採用していたが、20年度からは、一部の業務において、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金債務の収益化を行う期間進行基準を採用している。費用進行基準では、運営費交付金の交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた額は、中期目標期間の最終年度を除いた各年度の貸借対照表に運営費交付金債務のまま残ることになり、損益計算上の利益として計上されない。一方、期間進行基準では、業務のための支出額によらず、基本的には業務の財源として予定されている額で収益化を行うことになるため、業務運営の財源に充てられずに残っていた額は、損益計算上の利益として計上されることになる。

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

(3) 国庫納付の概要

機構は、機構法第13条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から厚生労働大臣の承認を受けて次の中期目標期間に繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

また、22年の通則法の改正により、各独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、同法第8条の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除

く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務等が適切に取り扱われているか、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構に対して第1期中期目標期間中に交付された運営費交付金を対象として、機構本部において、財務諸表、運営費交付金の使途及び会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、20年度末に第1期中期目標期間の終了を迎えたことから、本部等勘定において運営費交付金として交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務15億7238万余円について、精算のための収益化を行っていた。また、20年度から採用した期間進行基準によって収益化した額のうち業務運営の財源に充てられずに残っていた額が2243万余円あった。そして、期末処理を行った結果、同勘定において15億7718万余円の当期総利益を計上していた。

一方、病院勘定では、上記の当期総利益を上回る42億7963万余円の当期総損失が生じていたことから、機構全体としては27億0245万余円の当期総損失を計上することとなった。このため、本部等勘定における精算収益化額に相当する額のうち現金の裏付けのある資金15億6623万余円と、上記の期間進行基準によって収益化した額のうち残っていた2243万余円の計15億8867万余円は、前記の機構法第13条の規定による国庫納付ができないことになっていた。

そして、機構においては、前記のとおり、病院勘定と本部等勘定とは区分して経理しており、運営費交付金を病院勘定の業務に充てることとしていないことから、上記の精算収益化額に相当する額等の資金15億8867万余円は使用されることなく、その全額が普通預金として留保されている状況になっていた。

このように、精算収益化額に相当する額等の資金を機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行わないまま機構内部に留保している事態は適切とは認められず、前記の通則法改正の趣旨を踏まえて国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、精算収益化額に相当する額等の資金を病院勘定における業務に充てることとしていないのにもかかわらず、これを機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、厚生労働大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金15億8867万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第30 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

医 療 費

- (407) 独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額
- (413) に過不足があったもの

科	目	医業収益
部	局	等
請求過不足があった診療報酬		独立行政法人国立病院機構 7 病院
請求過不足額		手術料、入院料等、麻酔料 等
	請求不足額	98,939,340 円(平成 21 年度)
	請求過大額	14,176,540 円(平成 21 年度)

1 診療報酬の概要

(1) 診療報酬の算定及び請求

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している病院は、保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示」という。)により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

(2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等とに区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

(3) 手術料、入院料等及び麻酔料

手術料は、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、3 歳未満の患者に対して手術を行った場合は、当該手術の点数に所定の割合を乗じた点数を加算することとなっているが、体重が 1,500g 未満の患者に対して、網膜光凝固術等の特定の手術を行った場合は、これによらずより高い割合を乗じた点数を加算することとなっている。また、手術において特定保険医療材料を使用した場合は、当該手術の点数と当該特定保険医療材

料の点数とを合算して算定することとなっている。このほか、内視鏡的乳頭切開術^(注3)において、結石を破碎して摘出した場合は、結石を破碎せずに摘出した場合に適用される点数より高い点数により算定することとなっている。

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算、特定入院料等がある。そして、入院基本料等加算のうち救急医療管理加算は、救急医療態勢を確保している保険医療機関に、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者について、入院基本料の点数に所定の点数を加算するものである。

麻酔料は、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔^(注4)(以下「全身麻酔」という。)^(注5)を、麻酔が困難な患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

(4) 機構の病院における診療報酬請求事務

機構の病院は、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した薬剤、特定保険医療材料、患者の状態等をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、このオーダー画面の内容又は伝票の記載内容を確認し、これらをコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 網膜光凝固術 特定の波長のレーザー光を照射して病的な網膜を凝固させることにより、未熟児網膜症等の病気の進行を抑える手術

(注2) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、生体弁、人工血管、骨セメント等がこれに該当する。

(注3) 内視鏡的乳頭切開術 内視鏡を用いて観察しながら、十二指腸に挿入した切開用電気メスにより乳頭部を切開して総胆管結石等の摘出を行う手術

(注4) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

(注5) 麻酔が困難な患者 血糖値が一定の値以上の糖尿病の患者、人工呼吸を行っている患者等、全身麻酔を行う際に困難を伴うとして厚生労働大臣が定めた状態にある患者

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構の8病院^(注6)において、合規性等の観点から、平成21年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

(注6) 8病院 水戸医療センター、高崎総合医療センター、三重中央医療センター、榊原病院、香川小児病院、九州医療センター、都城病院、鹿児島医療センター

(2) 検査の結果

検査の結果、7病院において、診療報酬請求額が不足していたものが1,796件、98,939,340円、診療報酬請求額が過大になっていたものが190件、14,176,540円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

7病院は、体重が1,500g未満の患者に対して特定の手術を行っているのに、それ以外の3歳未満の患者に対して手術を行った場合に適用される、より低い割合を手術の点数に乗じて加算していたり、手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していなかったりなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が622件、55,790,200円不足していた。

また、6病院は、内視鏡的乳頭切開術において、結石を破砕せずに摘出しているのに、結石を破砕して摘出した場合に適用される、より高い点数により算定するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が113件、9,288,300円過大になっていた。

イ 入院料等に関するもの

6病院は、救急医療管理加算の算定対象となる患者が入院しているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が706件、27,434,430円不足していた。

ウ 麻酔料に関するもの

7病院は、全身麻酔を麻酔が困難な患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用される、より低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が305件、13,048,470円不足していた。

このような事態が生じていたのは、機構の7病院において、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、料金算定部門において手術料の算定に関する認識が十分でなかったり、入院料等の算定の際に患者が加算の要件を満たすか否かの確認が十分でなかったりしていたこと、診療部門において手術等の診療内容をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入する際に、使用した特定保険医療材料、患者の状態等に関する入力又は記入を漏らしていたこと

イ 請求過大については、診療部門において診療内容をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入する際に、誤った内容を記入していたこと

これを病院別に示すと次のとおりである。

第3章 第2節 第30 独立行政法人 国立病院機構	病 院 名	診療報酬別請求過不足の件数と金額 (△は請求過大分)									
		手 術 料		入 院 料 等		麻 酔 料		そ の 他		計	
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(407)	水戸医療センター	50	7,285	54	2,260	27	728	10	105	141	10,380
		40	△ 4,361	1	△ 84	2	△ 101	4	△ 20	47	△ 4,567
(408)	高崎総合医療センター	76	4,415	136	4,234	37	1,369	21	500	270	10,519
		20	△ 1,344	15	△ 733	8	△ 629	2	△ 96	45	△ 2,803
(409)	三重中央医療センター	175	17,516	184	9,077	100	5,661	48	433	507	32,689
		24	△ 1,463	6	△ 102	2	△ 159	1	△ 5	33	△ 1,730
(410)	香川小児病院	7	7,953	—	—	1	112	—	—	8	8,065
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(411)	九州医療センター	243	14,870	282	9,757	88	3,809	49	548	662	28,986
		6	△ 407	2	△ 246	—	—	—	—	8	△ 653
(412)	都城病院	42	1,661	42	1,804	39	748	28	666	151	4,882
		15	△ 1,124	12	△ 2,073	2	△ 51	2	△ 16	31	△ 3,265
(413)	鹿児島医療センター	29	2,087	8	299	13	619	7	410	57	3,416
		8	△ 586	7	△ 459	—	—	11	△ 110	26	△ 1,155
(407)-(413)の計		622	55,790	706	27,434	305	13,048	163	2,666	1,796	98,939
		113	△ 9,288	43	△ 3,698	14	△ 941	20	△ 248	190	△ 14,176

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人国立病院機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分に図るよう意見を表示し及び改善の処置を要求したものと

科 目	医業収益
部 局 等	独立行政法人国立病院機構本部、11 機構病院
請求不足となっていた診療報酬	手術料、麻酔料、入院料等 等
11 機構病院における請求不足額	1 億 2742 万円(平成 21 年度)

(前掲 763 ページの「独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの」参照)

【意見を表示し及び改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬請求に係る事務処理体制について

(平成 23 年 10 月 28 日付け 独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

記

1 診療報酬請求事務の概要等

(1) 診療報酬の概要

貴機構は、重症心身障害、神経・筋疾患等の分野の政策医療を担うとともに、地域における医療の中核的役割を果たしている。この役割を果たすため、貴機構が全国 144 か所に

設置している病院(以下「機構病院」という。)は、臨床研究や医療従事者の養成を行うほか、保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。)により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正11年法律第70号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。このうち、基本診療料は、初・再診料と、入院基本料、入院基本料等加算、特定入院料等の入院料等とに区分されている。また、特掲診療料は、具体的な診療行為ごとに定められた所定の点数、使用した器材等に応じて定められている加算項目に係る所定の点数、使用した特定保険医療材料等^(注1)の点数を合算するなどして算定するもので、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

そして、保険医療機関は毎月、患者ごとに、診療行為、加算項目、特定保険医療材料等及びこれらの点数を記載したレセプトを作成し、診療報酬を請求している。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができるように定めている特定の保険医療材料で、人工弁(生体弁及び機械弁)、人工血管等がこれに該当する。

(2) 機構病院における診療報酬請求事務

機構病院は、診療報酬請求事務についてコンピュータシステムを使用して、おおむね次のように行っている。

- ① 診療部門において、実施した手術名、使用した特定保険医療材料、医療機器、麻酔の方法等をオーダー画面に入力(以下「オーダー入力」という。)し、又は伝票に記入するなどして料金算定部門に送付する。
- ② 料金算定部門において、①により入力又は記載された内容等を確認するなどして、それらの内容を傷病名、入院日数等の患者の基礎的データと併せてコンピュータに入力することでレセプトを作成する。
- ③ 料金算定部門において、②により作成されたレセプトを点検し、必要に応じて修正を行う。
- ④ 料金算定部門において、診療報酬請求書にレセプトを添付し、社会保険診療報酬支払基金等に対して請求する。

そして、機構病院の大半は、料金算定部門における業務の一部を業者に委託しており、これらの機構病院では、上記②のレセプト作成に係る業務は委託先の職員(以下「委託職員」という。)が行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構病院における入院患者に係る診療報酬の請求内容は多岐にわたっており、その額も多額に上っている。本院は、貴機構において診療報酬請求額が不足していた事態を平成20年

度決算検査報告及び平成21年度決算検査報告に不当事項として掲記している(平成20年度決算検査報告681ページ及び平成21年度決算検査報告869ページ参照)。これらのうち、平成21年度の診療報酬請求額が不足していたものは、4機構病院^(注2)において659件、28,483,730円となっており、本年次においても昨年に引き続き21年度の診療報酬請求について検査した結果、7機構病院^(注3)において診療報酬請求額が不足していたものが1,796件、98,939,340円見受けられた。したがって、これらを合わせると、21年度の診療報酬請求額が不足していたものは、11機構病院で計2,455件、127,423,070円となっていた。

そして、これらの請求不足は、主に手術料、麻酔料及び入院料等に係るものとなっており、その発生原因は、診療部門におけるオーダー入力漏れ又は伝票への記入漏れ、料金算定部門におけるコンピュータへの入力漏れ、厚生労働省告示、診療報酬の算定に関する通知等(以下、これらを合わせて「算定ルール」という。)の認識不足、診療報酬の算定の可否の確認漏れ、システムの設定誤りなどであった。

貴機構本部は、「診療報酬請求事務の改善について」(平成21年10月26日企発第1026001号。以下「通達」という。)を各機構病院に発して、委託職員が作成したレセプトの内容が適正なものとなっているかを確認するために、病院職員がレセプト点検を毎月実施するよう指示するなど、適正な診療報酬請求事務の実施に向けて指導を行っているところであるが、依然として前記のように多額の診療報酬の請求不足が生じている。

そこで、効率性等の観点から、診療報酬の請求不足が生じている発生原因に応じて診療報酬請求に係る事務処理体制に改善すべき点はないかなどに着眼して、貴機構本部及び前記の11機構病院において、診療報酬請求事務の実施状況を聞き取るなどの方法により会計実地検査を実施した。

(注2) 4機構病院 千葉東病院、医王病院、長崎医療センター、長崎川棚医療センター。なお、医王病院は重症心身障害児(者)等に特化して診療を行っていて、手術は行っていない。

(注3) 7機構病院 水戸医療センター、高崎総合医療センター、三重中央医療センター、香川小児病院、九州医療センター、都城病院、鹿児島医療センター

(検査の結果)

検査したところ、貴機構本部及び11機構病院において、21年度の診療報酬請求額が不足していた2,455件、127,423,070円について、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制が十分でない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 診療報酬区分ごとの診療報酬請求事務の実施状況

診療報酬区分ごとに診療報酬請求事務の実施状況等をみると、次のとおりである。

ア 手術料及び麻酔料

前記11機構病院のうち、手術を行っている10機構病院の手術料及び麻酔料に係る診療報酬請求事務について、請求不足の主な発生原因ごとにみると、次のとおりである。

(ア) 発生原因が診療部門におけるオーダー入力又は伝票への記入漏れである場合

請求不足となっていた件数及び金額：639件 30,189,270円

手術における特定保険医療材料及び薬剤、自動縫合器又は自動吻合器^{ふん}^(注4)加算(以下、自動縫合器と自動吻合器とを合わせて「縫合器等」という。)の算定漏れや、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔^(注5)(以下「全身麻酔」という。)における患者の状態^(注6)

(注7) 及び方法・体位等に応じた点数区分の適用誤りについての主な発生原因は、別表のとおり、診療部門におけるオーダー入力又は伝票への記入漏れであると認められた。

これらの診療部門による伝票への記入漏れなどを防ぐために、4機構病院では、診療部門において、記入済である伝票等を料金算定部門に送付する前に、再度、使用した特定保険医療材料及び薬剤、縫合器等、全身麻酔における患者の状態及び方法・体位等などが漏れなく記入されているかを確認しているが、残りの6機構病院では、診療部門において再度の確認を行っていなかった。

上記に加え、請求不足を防ぐためには、伝票の記載内容等について、料金算定部門において審査及び確認を行うことが重要である。そのために、6機構病院では、料金算定部門において、伝票に記入されるなどした特定保険医療材料及び薬剤、縫合器等、全身麻酔における患者の状態及び方法・体位等などと、診療部門において記載された手術記録や麻酔記録等との照合を行っているが、残りの4機構病院では、このような照合を行っていなかった。

また、特定保険医療材料及び薬剤については、ある特定の手術を実施する際には必ず使用されるものがあり、縫合器等については、使用されることの多い手術が機構病院ごとに決まっていることがある。また、全身麻酔についても、その方法・体位等が手術によって明確に決まっているものがある。このように、手術名と診療報酬請求との対応関係が明確なものについては、料金算定部門においてその対応関係を把握していれば、診療部門で伝票への記入漏れなどが生じていた場合であっても、請求不足を防ぐことが可能となる。しかし、9機構病院では、料金算定部門において手術名と診療報酬請求との対応関係を把握するための取組を行っていなかった。

(注4) 自動縫合器又は自動吻合器加算 自動縫合器は、胸・腹部臓器の切離と縫合閉鎖を同時に、かつ自動的に行える機器であり、自動吻合器は、二つの管腔臓器を環状につなぐ機器である。それぞれ特定の手術において使用した場合は、使用した個数に応じた点数を当該手術の点数に加算することとなっている。

(注5) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

(注6) 患者の状態 人工呼吸を行っているなど、麻酔が困難な状態にある患者に対して全身麻酔を行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

(注7) 方法・体位等 全身麻酔を行う際、その方法・体位等により算定できる麻酔料が異なる。肺悪性腫瘍手術においては分離肺換気(左右の肺を別々に換気する方法)により行われ、椎弓切除術においては伏臥位で行われるなど、対応関係が明確なものがある。

(注8) 必ず使用されるもの 弁置換術に使用される人工弁、大動脈瘤切除術に使用される人工血管等、対応関係が明確なものがある。

(イ) 発生原因が料金算定部門におけるコンピュータへの入力漏れである場合

請求不足となっていた件数及び金額：367件 26,233,930円
手術料及び麻酔料における休日又は時間外若しくは深夜加算(以下、これらを合わせて「休日等加算」という。)の算定漏れなどについての主な発生原因は、別表のとおり

り、料金算定部門におけるコンピュータへの入力漏れであると認められた。休日等加算については、8機構病院において請求不足が生じており、その額も多額となっていた。

上記の休日等加算についての料金算定部門におけるコンピュータへの入力漏れの原因についてみたところ、休日等加算の算定要件である手術及び麻酔の実施日及び開始時間についてはオーダー入力等により診療部門から料金算定部門に伝達されていることから、レセプト作成を担当する委託職員の注意が不足していたり休日等加算を適切に算定することの意識が十分でなかったりなどしていたことによると認められた。

(注9) 休日又は時間外若しくは深夜加算 手術又は麻酔を、緊急のために、休日又は診療時間以外の時間若しくは深夜に行った場合は、それぞれ当該手術又は麻酔の点数に所定の加算が行われることとなっている。

(ウ) 発生原因が料金算定部門における算定ルールの認識不足である場合

請求不足となっていた件数及び金額：111件 20,728,880円

体重1,500g未満の患者に対して実施した手術における加算(以下「^(注10)極低出生体重児加算」という。)区分の適用漏れ及び心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算(以下「^(注11)機器加算」という。)の算定漏れについての主な発生原因は、別表のとおり、料金算定部門における算定ルールの認識不足であると認められた。このような算定ルールの認識不足の場合は、通常、行った同種の診療行為の全件について算定漏れが生じることになるため、機構病院に多大な損失が生ずることになる。

したがって、算定ルールの認識を十分なものにするためには、通達にも定められているように、料金算定部門を中心にして、診療報酬の改定時に限らず、委託職員だけでなく病院職員も含めて、算定ルールについての勉強会や研修等を行うことが重要である。しかし、7機構病院では、このような病院職員も含めた勉強会や研修等を行っていないかった。

(注10) 極低出生体重児加算 体重が1,500g未満の患者に対して特定の手術を行った場合は、当該手術の点数に所定の加算が行われることとなっている。

(注11) 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算 人工心肺を使用しない冠動脈、大動脈バイパス移植術において、同移植術用の機器を使用した場合は、所定の点数を加算することとなっている。

イ 入院料等

前記11機構病院の入院料等に係る診療報酬請求事務のうち、主な請求不足の態様についてみると、次のとおりである。

(ア) 超重症児(者)入院診療加算等の算定漏れ

請求不足となっていた件数及び金額：220件 10,187,000円

超重症児(者)入院診療加算及び準超重症児(者)入院診療加算(以下、これらを合わせて「^(注12)超重症児(者)入院診療加算等」という。)の算定漏れは、7機構病院において生じていた。超重症児(者)入院診療加算等の対象となる患者は入院期間が長期となることが多く、同一の患者について数箇月以上にわたって算定漏れが生じている事例も多数見受けられた。

超重症児(者)入院診療加算等を算定する機構病院では、診療部門が、超重症児(者)

の判定基準による判定スコアが記載された書類(以下「スコア表」という。)を作成して算定要件を満たすか否かを判断し、料金算定部門がスコア表の送付を受けて算定を行っている。したがって、算定漏れを防ぐためには、診療部門に対して超重症児(者)入院診療加算等の算定要件等の周知徹底を図った上で、特別な医学的管理を必要とする状態が6か月間継続している患者については、診療部門において確実にスコア表を作成すること、また、料金算定部門においても、入院期間が6か月に達するなど算定が見込まれる患者については、診療部門にスコア表の作成を依頼するなどの体制を整備することが重要となる。しかし、超重症児(者)入院診療加算等の算定漏れが生じていた7機構病院のうち6機構病院では、診療部門が確実にスコア表を作成したり、料金算定部門が診療部門にスコア表の作成を依頼したりするなどの体制を整備していなかった。

(注12) 超重症児(者)入院診療加算及び準超重症児(者)入院診療加算 人工呼吸器を使用するなど特別な医学的管理を必要とする状態が6か月以上継続している患者について、入院基本料の点数に入院1日ごとに所定の点数を加算することとなっている。超重症児(者)の判定基準による判定スコアが所定の点数以上であれば、超重症児(者)等であると判定される。

(イ) 救急医療管理加算の算定漏れ

請求不足となっていた件数及び金額：606件 17,650,000円
(注13)
救急医療管理加算の算定漏れは、8機構病院において生じていた。救急医療管理加算については、診療部門が伝票を作成して料金算定部門に送付したり、料金算定部門において患者の入院時の状態を診療部門に確認したりするなどして算定を行っているが、いずれの場合であっても、算定漏れを防ぐためには、緊急に入院した患者について、入院時に救急医療管理加算を算定できる重症の状態であったか否かについての確認を確実に行うことが重要である。そのために、料金算定部門において、患者が緊急で入院しているのに救急医療管理加算を算定していないレセプトについては、毎月の診療報酬請求前に、再度患者の入院時の状態を確認している機構病院もある。しかし、救急医療管理加算の算定漏れが生じていた8機構病院のうち7機構病院では、毎月の診療報酬請求前までに、作成済のレセプトについて算定漏れが生じていないかの確認を行っていなかった。

(注13) 救急医療管理加算 緊急に入院した患者が、緊急手術を必要とするなどの重症の状態にある場合に、入院日から7日を限度として入院基本料の点数に所定の点数を加算することとなっている。

(2) システムの設定誤り

請求不足となっていた件数及び金額

(別表の発生原因(ア)から(オ)における件数及び金額の内数)：121件 11,082,760円
極低出生体重児加算の請求不足が生じていた3機構病院のうち2機構病院においては、システムの自動算定の設定が誤っており、本来、患者の手術時の体重をコンピュータに入力すれば自動的に極低出生体重児加算を算定できるのに、より低い加算割合^(注14)の加算が行われ、同加算を正しく算定できない事態となっていた。そして、このようなシステムの設定誤りは、別表のとおり、他の加算等でも見受けられた。

(注14) 低い加算割合 極低出生体重児加算の算定対象となる患者を除く、3歳未満の乳幼児等に対して手術を行った場合は、同加算より低い加算割合による加算を行うこととなっている。

(改善を必要とする事態)

貴機構本部は、各機構病院に通達等の文書を発するほか、診療報酬改定の時期に合わせて、全144機構病院の診療報酬請求事務を担当する病院職員を対象とした研修を実施するなどして、適正な診療報酬請求事務の実施に向けて指導、注意喚起等を行っている。また、これを受けて各機構病院においても診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制を整備することに努めている。

しかし、前記のとおり、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備が十分でないと認められる機構病院が見受けられ、このようなことが多額の請求不足の事態が続く原因にもなっていると認められる。このような事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 11 機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備についての検討が十分でないこと
- イ 貴機構本部において、算定ルールの認識不足及びシステムの自動算定の設定誤りが生じている事態について、各機構病院に対する注意喚起を行っていないこと
- ウ 11 機構病院において、貴機構本部が指示している病院職員によるレセプト点検の重要性についての認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見及び要求する改善の処置

機構病院は、政策医療を担うとともに、地域における医療の中核的役割を果たしており、診療報酬請求は今後も継続して行われ、その額も引き続き多額に上ることが見込まれる。また、機構病院が、質の高い医療を提供するには安定した経営基盤が不可欠であり、診療報酬請求事務をより適切に行う必要がある。そのために、機構病院全体で統一的に取り組むべき事項がある一方で、各機構病院においては、診療内容、規模、職員数等の状況が異なることから、それぞれの機構病院の事情に即した診療報酬請求事務を検討せざるを得ない面もある。

については、貴機構において、機構病院の診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分図るよう、アのとおり意見を表示するとともに、イ及びウのとおり改善の処置を要求する。

- ア 請求不足を防ぐための各機構病院における取組、参考となる事例の収集に努め、これらを各機構病院に示すなどして情報の共有を図るとともに、各機構病院において適切かつ有効な事務処理体制を検討させるよう、より一層の指導を行うこと
- イ 極低出生体重児加算、機器加算等の算定ルールの認識不足を原因とした請求不足が生じていた診療報酬項目については、該当する手術等の診療行為を行う機構病院に対して、算定ルールの認識を十分なものとするよう注意喚起を行うとともに、極低出生体重児加算等のシステム上自動的に算定される診療報酬項目については、各機構病院に対して、システムの設定が正しくなされているか確認させること

ウ 各機構病院に対して、点検する項目を決めるなどして委託職員が作成したレセプトの内容について病院職員にレセプト点検を行わせるよう改めて周知徹底するとともに、各機構病院において、必要に応じて、委託職員に対する指導を実施すること

別表 11 機構病院における請求不足の主な態様及び発生原因 (単位：件、円)

請求不足の主な態様	発生原因		診療部門におけるオーダー入力漏れ、伝票への記入漏れ(ア)	(ア)のうち手術名との対応関係が明確となっているもの	料金算定部門におけるコンピュータへの入力漏れ(イ)	料金算定部門における認識不足(ウ)	料金算定部門における算定ルールについての確認漏れ(エ)	その他(オ)	(ア)～(オ)のうちシステムの設定誤りが生じていたもの
	<手術料>								
特定保険医療材料及び薬剤の算定漏れ	件数	241	199	120	28	—	—	14	14
	請求不足額	13,589,260	10,950,910	4,854,980	2,104,670	—	—	533,680	533,680
自動縫合器又は自動吻合器加算の算定漏れ	件数	126	88	47	36	2	—	—	—
	請求不足額	9,310,000	6,380,000	3,845,000	2,875,000	55,000	—	—	—
休日又は時間外若しくは深夜加算の算定漏れ	件数	174	11	—	163	—	—	—	—
	請求不足額	11,861,480	297,800	—	11,563,680	—	—	—	—
体重1,500g未満の患者に対して実施した手術における加算(極低出生体重児加算)区分の適用漏れ	件数	96	—	—	—	96	—	—	88
	請求不足額	18,010,080	—	—	—	18,010,080	—	—	10,057,080
心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算の算定漏れ	件数	10	—	—	3	7	—	—	—
	請求不足額	3,000,000	—	—	900,000	2,100,000	—	—	—
手技料の算定漏れ・算定誤り	件数	59	32	—	22	5	—	—	—
	請求不足額	4,329,890	2,308,300	—	1,524,790	496,800	—	—	—
手術料計	件数	706	330	167	252	110	—	14	102
	請求不足額	60,100,710	19,937,010	8,699,980	18,968,140	20,661,880	—	533,680	10,590,760
<麻酔料>									
全身麻酔における点数区分の適用誤り(患者の状態)	件数	192	185	—	6	—	—	1	—
	請求不足額	6,082,560	5,904,360	—	154,000	—	—	24,200	—
全身麻酔における点数区分の適用誤り(方法・体位等)	件数	164	122	58	42	—	—	—	—
	請求不足額	5,763,080	4,177,780	2,173,460	1,585,300	—	—	—	—
休日又は時間外若しくは深夜加算の算定漏れ	件数	49	2	—	47	—	—	—	—
	請求不足額	2,358,060	170,120	—	2,187,940	—	—	—	—
出生時体重2,500g未満の患者に対して実施した全身麻酔における加算区分の適用漏れ	件数	21	—	—	20	1	—	—	—
	請求不足額	3,405,550	—	—	3,338,550	67,000	—	—	—
麻酔料計	件数	426	309	58	115	1	—	1	—
	請求不足額	17,609,250	10,252,260	2,173,460	7,265,790	67,000	—	24,200	—
手術料及び麻酔料の計	件数	1,132	639	225	367	111	—	15	102
	請求不足額	77,709,960	30,189,270	10,873,440	26,233,930	20,728,880	—	557,880	10,590,760
<入院料等>									
超重症児(者)入院診療加算等の算定漏れ	件数	220	96	—	50	11	63	—	—
	請求不足額	10,187,000	3,031,000	—	3,145,000	951,000	3,060,000	—	—
救急医療管理加算の算定漏れ	件数	606	341	—	109	—	137	19	19
	請求不足額	17,650,000	10,260,000	—	2,928,000	—	3,970,000	492,000	492,000
難病患者等入院診療加算の算定漏れ	件数	142	38	—	—	14	90	—	—
	請求不足額	5,800,000	1,475,000	—	—	550,000	3,775,000	—	—
小児入院医療管理料等を算定する患者における人工呼吸器使用加算の算定漏れ	件数	32	10	—	19	3	—	—	—
	請求不足額	4,596,000	1,356,000	—	2,802,000	438,000	—	—	—
入院料等計	件数	1,000	485	—	178	28	290	19	19
	請求不足額	38,233,000	16,122,000	—	8,875,000	1,939,000	10,805,000	492,000	492,000
手術料、麻酔料及び入院料等の合計	件数	2,132	1,124	225	545	139	290	34	121
	請求不足額	115,942,960	46,311,270	10,873,440	35,108,930	22,667,880	10,805,000	1,049,880	11,082,760

注(1) 主な態様には、11 機構病院で請求不足額が100万円以上であった態様を掲げている。これらの態様の請求不足額で、手術料、麻酔料、入院料等に占める全請求不足額の約95%を占めている。

注(2) 発生原因(イ)は、入院料等における入院基本料等加算を算定する際に、料金算定部門において、患者の状態を診療部門に問い合わせるなどして算定の可否を確認する方法をとっている場合において、料金算定部門による患者の状態の確認がなされなかったものである。例えば、超重症児(者)入院診療加算等であれば、料金算定部門において、算定が見込まれる患者について、スコア表の作成を診療部門に依頼しなかったために算定漏れが生じている。

第31 独立行政法人海洋研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

科目	現金及び預金
部局等	独立行政法人海洋研究開発機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
平成23年3月末現在の現金及び預金の額	87億9317万余円
上記のうち不要財産として国庫納付すべき額	18億3827万円

1 会計処理等の概要

(1) 「ちきゅう」建造経費の建設仮勘定への計上

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人海洋研究開発機構法(平成15年法律第95号。以下「機構法」という。)に基づき、平成16年4月1日に解散した認可法人の海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の権利及び義務について、国が承継する資産を除いて承継するなどして設立された。そして、機構は、深海底の地層を掘削する設備を搭載した地球深部探査船「ちきゅう」を使用して、「科学技術基本計画(第3期(平成18年度～22年度))」(平成18年3月閣議決定)において国家基幹技術として位置付けられた「海洋地球観測探査システム」の開発等を行っている。

この「ちきゅう」は、13年4月に建造が開始され、センターの権利及び義務を機構が承継した後の17年7月に完成している。

「ちきゅう」の建造に係る経費は、センター時代においては、13年度までに国から出資された346億6019万余円並びに14、15両年度に交付された海洋科学技術センター船舶建造費補助金計203億8207万余円及び海洋科学技術センター研究費補助金計11億1099万余円の合計561億5326万余円により賄われており、これらの建造経費は貸借対照表の資産の部において建設仮勘定として計上されていた。

そして、前記のとおり、16年4月1日にセンターが解散して機構が独立行政法人として設立されたことに伴い、機構は、上記の建設仮勘定について、独立行政法人海洋研究開発機構資産評価委員会の評価を受けて上記の561億5326万余円で承継しており、これに対応する開始貸借対照表の資本及び負債の部における表示項目及び計上額は、政府出資金357億7119万余円及び建設仮勘定資産見返施設費203億8207万余円となっていた。

その後、「ちきゅう」が完成するまでの間、機構は、16、17両年度に交付された独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金計32億2035万余円と独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金のうち「ちきゅう」の建造経費に充てた計1億6760万余円を上記の建

設仮勘定に追加して計上していた。そして、「ちきゅう」が完成した時点では、「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳は表のとおりとなっており、合計 595 億 4123 万余円が計上されていた。

表 「ちきゅう」の建造に係る経費として建設仮勘定に計上されていた額の内訳
(平成 17 年 7 月「ちきゅう」完成時点) (単位：千円)

項 目		金 額
独立行政法人 移行前に交付 等を受けたもの	海洋科学技術センター出資金	34,660,197
	海洋科学技術センター船舶建造費補助金	20,382,071
	海洋科学技術センター研究費補助金	1,110,999
	小 計	56,153,267
独立行政法人 移行後に交付 を受けたもの	独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金	3,220,357
	独立行政法人海洋研究開発機構運営費交付金	167,608
	小 計	3,387,966
計		59,541,233

(2) 各年度の積立金の算定

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 44 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第 2 項により、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第 1 項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

(3) 中期目標期間の終了に伴う国庫納付額の算定

機構は、機構法第 18 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けて繰り越す額(以下「次期中期繰越積立金」という。)を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

そして、各独立行政法人は、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成 12 年政令第 316 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、上記残余の額があるときは国庫納付すべき金額(以下、当該国庫納付すべき金額を「国庫納付金」という。)の計算書に、中期目標期間の最終年度の貸借対照表、損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、主務大臣に提出しなければならないこととされている。

(4) 不要財産の国庫納付の概要

各独立行政法人は、22 年の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、同法第 8 条第 3 項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第 46 条の 2 の規

定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の第1期中期目標期間(16年度から20年度まで)に係る積立金等を対象として、機構本部において、財務諸表、会計処理等の状況について提出を求めた調査等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、第1期中期目標期間の最終年度(20年度)において、前記の積立金の整理を行った結果、積立金を8億2743万余円と算出していた。そして、この積立金8億2743万余円から、次期中期繰越積立金6億7695万余円を控除してなお残余が1億5047万余円あったことから、文部科学大臣に国庫納付金の計算書を提出して、同額を21年7月に国庫納付していた。

上記の計算書に添付された国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類をみたところ、機構は、国庫納付金の計算に当たり、第1期中期目標期間中に還付された消費税額と納付した消費税額との差額19億8730万余円等の現金の裏付けのある利益を計上する一方、同期間中のキャッシュ・フローを伴わない費用18億3827万余円を損失として計上していた。

この損失のうち16億0763万余円は、「ちきゅう」完成時の17年度に、政府出資見合いとして承継した建設仮勘定を船舶等の本勘定に振り替える際に生ずるなどした費用によるものであった。すなわち、この費用は、機構が、「ちきゅう」の完成時において建設仮勘定に計上していた額を資産と費用とに区分して振り替える処理を行うこととしていたことから、17年7月の完成を機に、地層を掘削して試料を採取するシステムの開発の委託に係る経費等16億0763万余円を、建設仮勘定から委託費等に振り替えたことにより生じたものである。

また、このほかに、政府出資見合いとして承継した前払費用等の資産を費用に振り替える処理をしたことなどにより生じたキャッシュ・フローを伴わない費用計2億3063万余円を損失として計上していた。

このように、キャッシュ・フローを伴わない費用による損失によって、現金の裏付けのある利益が含まれる積立金の額が減少し、結果として、18億3827万余円が第1期中期目標期間終了後に国庫納付されることなく、法人内部に定期預金等の形で留保されることになっていた。そして、この留保されることとなった資金は、第2期中期目標期間に係る中期計画において今後の使用に係る計画が定められていないことなどから、当該中期目標期間において実施する業務の財源として使用することは適切でないものと認められた。

したがって、当該キャッシュ・フローを伴わない費用に相当する額の資金は、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上で必要がないものと認められるのに、法人内部に留保され

ている事態は適切とは認められず、通則法に基づき国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる政府出資等に係る不要財産を、遅滞なく、国庫納付することについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、文部科学大臣に対して、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、前記の法人内部に留保されることとなっている資金18億3827万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第32 独立行政法人中小企業基盤整備機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(小規模企業共済勘定) 現金及び預金
部 局 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構本部
独立行政法人における運営費交付金の概要	独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
第1期中期目標期間中に交付を受けた運営費交付金の総額	221億7434万余円(平成16年度～20年度)
上記に係る精算収益化額に相当する額の資金で国庫納付すべき額	8307万円

1 制度の概要

(1) 小規模企業共済勘定の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「機構法」という。)第15条の規定に基づき、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)の規定による小規模企業共済事業を行っている。

そして、機構は、機構法第18条等の規定に基づき、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととされており、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第17条の規定に基づき、小規模企業共済事業の業務については、小規模企業共済勘定を設けて整理しなければならないこととされている。さらに、同条の規定に基づき、小規模企業共済勘定は、給付経理、融資経理及び小規模共済業務等経理の三つの経理単位に区分しなければならないこととされており、このうち、小規模企業共済事業の業務に関する取引を経理する給付経理とその他の取引等を経理する小規模共済業務等経理については、省令第21条第1項の規定に基づき、小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされている。

機構の小規模企業共済勘定には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第46条の規定に基づき、業務運営の財源に充てる資金として、国から運営費交付金が交付されており、小規模共済業務等経理にのみ充てられている。しかし、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賄うことにしており、給付経理において欠損が生じたとしても、運営費交付金は充てないこととしている。

(2) 運営費交付金の会計処理

機構の小規模企業共済勘定が平成16年度から20年度までの第1期中期目標期間に交付を受けた運営費交付金の額は、計221億7434万余円となっている。

運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)に基づき、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務で整理することとされている。そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。また、この利益及び損失の処理は、勘定ごとに行われることになっている。

(3) 国庫納付の概要

機構は、機構法第19条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において上記により積立金の整理を行った後、当該積立金の額から経済産業大臣の承認を受けて次の中期目標期間に繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

また、22年の通則法の改正により、各独立行政法人は、中期目標期間の途中であっても、同法第8条の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務が適切に取り扱われているか、不要財産の国庫納付が適切に行われているかなどに着眼して、機構の小規模企業共済勘定に対して第1期中期目標期間中に交付された運営費交付金を対象として、機構本部において、財務諸表、運営費交付金の使途及び会計処理等の状況について提出を求めた調書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、20年度末に第1期中期目標期間の終了を迎えたことから、小規模企業共済勘定のうち小規模共済業務等経理において、運営費交付金として交付を受けたものの業務運営の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務8307万余円について、精算のための収益化を行っていた。

一方、同勘定のうち給付経理において当該精算収益化額を上回る3151億4353万余円の損失が生じていたため、期末処理を行った結果、同勘定としては、3147億1104万余円の当期総損失を計上することになった。このため、上記の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は、前記の機構法第19条の規定による国庫納付ができないことになっていた。

そして、機構においては、前記のとおり、省令により小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされ、また、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入とその運用益で賄うことにして、運営費交付金を給付経理で発生した欠損の補填に充てることはできないこととなっていることから、上記の精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は使用されることなく、その全額が機構内部に留保されている状況になっていた。

このように、精算収益化額に相当する額の資金を機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行わないまま機構内部に留保している事態は適切とは認められず、前記の通則法改正の趣旨を踏まえて国庫納付する必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、精算収益化額に相当する額の資金を小規模企業共済勘定における業務に充てることができないにもかかわらず、これを機構が保有する必要性について、通則法の改正を契機に適切な見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、機構内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金8307万余円について、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第33 独立行政法人都市再生機構

不 当 事 項

役 務 (414)(415)

- (414) 顧客情報等総合管理システムの管理運営に係る業務委託契約において、実施する必要がなくなった業務に係る契約の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)一般管理費 (宅地造成等経過勘定) (項)一般管理費 (項)市街地整備特別業務費 (項)ニュータウン整備(大都市圏)事業費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構募集販売本部(平成23年7月1日以降は同機構首都圏ニュータウン本部)
契 約 名	顧客情報等総合管理システム管理運営業務
契 約 の 概 要	顧客情報等を総合的に管理するシステムの管理運営業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社 UR リンケージ
契 約	平成20年6月 随意契約
契 約 額	630,000,000 円
過大となっていた契約額	26,093,746 円

1 契約の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の当社は、平成20年6月に、当社、募集販売本部(23年7月1日以降は首都圏ニュータウン本部)、支社、出先事務所等がニュータウンの宅地の造成、販売等の事業及び業務を効率的かつ円滑に遂行できるようにするため、これらの事業及び業務に係る顧客情報、販売実績等を総合的に管理する顧客情報等総合管理システム(以下「総合管理システム」という。)について、同年7月から23年3月までの間における管理運営業務を契約額630,000,000円で、株式会社URリンケージ(以下「リンケージ」という。)に公募を経た随意契約により委託している。そして、21年5月までは、本件委託業務の監督、履行状況の確認、契約の変更が必要な場合の変更契約の締結、支払等の事務は、当社が行っていたが、同年6月の組織改編により、業務の所掌が当社から募集販売本部に移管されたことに伴い、同月以降、上記の事務は募集販売本部が引き継いで行っている。

当社は、本件委託契約の締結時に、総合管理システムと21年度中に設計及び開発を予定している経営実績等を管理するシステム(以下「経営管理システム」という。)とを接続することとしていて、この接続に当たっては、総合管理システムと経営管理システムの双方で設計、改修等を実施することとしていた。そして、委託契約では、仕様書により、総合管理システムの設計、改修等(以下「設計・改修等」という。)を実施する時期が到来した時にこれを実施することとしていて、委託費に設計・改修等に係る経費(以下「設計改修費」という。)を含めていた。

契約書によると、設計改修費を含む委託費の支払は、3か月ごとに11回に分けて行うこととしていて、その支払額は、1回目から10回目までは契約額の10分の9の額を10等分した額とし、最終の11回目は残りの10分の1とすることとされている。また、機構は、必要があるときは、委託業務の内容を変更することができ、これにより委託費を変更する必要があるときは、リンケージと協議することとされている。

そして、本社が定めた「業務委託契約事務処理要領の運用について」(平成16年7月本社経理資金部長通知)によると、契約書及び仕様書の記載事項の内容に変更があった場合には、直ちに契約の変更を行わなければならないとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本社及び募集販売本部において、法規性、経済性等の観点から、契約処置が適切に行われているかなどに着眼して、本件委託契約を対象に、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、募集販売本部は、21年9月に、情報セキュリティ等の問題から総合管理システムと経営管理システムの接続等を行わないこととしており、これにより設計・改修等を実施する必要がなくなっていた。

しかし、募集販売本部は、本件委託契約の内容に設計・改修等が含まれていないと誤認して、委託業務の内容を変更して契約額を減額する契約の変更を行っていなかった。このため、23年2月の会計実地検査までに行われた10回の委託費の支払において、設計改修費の10分の9に相当する額が支払われていた。

したがって、募集販売本部が、契約の変更により設計改修費を減額していれば、本件契約額は603,906,254円となり、前記の契約額630,000,000円は、これに比べて26,093,746円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本社及び募集販売本部において、契約内容の引継ぎが十分でなかったこと、募集販売本部において、仕様書等の内容を十分に確認していなかったことなどによると認められる。

(415) 個人向宅地募集等の業務に係る予定価格の積算に当たり、月額単価の適用や所要人数の算定を誤っていたため、委託費の支払額が割高となっていたもの

科	目	(宅地造成等経過勘定) (項)市街地整備特別業務費
部	局	等
契	約	名
		(1) 募集販売本部個人向用地募集・契約等業務(平成20年度)、募集販売本部個人向宅地募集・契約等業務(平成21、22両年度)
		(2) 募集販売本部個人向宅地等管理業務(平成21、22両年度)

契約の概要	(1) 募集販売本部での個人向宅地分譲等に係る契約等や、同本部所管エリアの常設案内所及び現地案内所での募集案内・申込受付等に係る業務を行うもの (2) 募集販売本部及び支社で、個人向宅地の管理及び顧客サービスの管理等に係る業務を行うもの
契約の相手方	株式会社 UR リンケージ
契約	(1) 平成 20 年 7 月、21 年 4 月、22 年 4 月 企画競争契約 (2) 平成 21 年 4 月、22 年 4 月 企画競争契約
支払額	(1) 929,673,199 円(平成 20 年度～22 年度) (2) 388,185,310 円(平成 21、22 両年度) 計 1,317,858,509 円
割高となっていた支払額	(1) 5110 万円(平成 20 年度～22 年度) (2) 1590 万円(平成 21、22 両年度) 計 6700 万円

1 委託業務契約の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の募集販売本部(平成 23 年 7 月 1 日以降は首都圏ニュータウン本部)は、20 年度から 22 年度までの間に、募集販売本部、常設案内所、現地案内所、支社等において、個人向宅地の募集案内、申込受付、契約、顧客サービスの管理等を行うため、募集販売本部個人向宅地募集・契約等業務等 5 件を、企画競争契約により株式会社 UR リンケージに契約額計 1,337,694,059 円で委託している。そして、業務終了後、確定した業務量に基づく精算により、委託費として計 1,317,858,509 円を支払っている。

これらの委託業務契約に関して、機構の本社は、毎年度、予定価格の積算に用いる 1 か月当たりの人件費単価(以下「月額単価」という。)等を募集販売本部等に示している。そして、募集販売本部は、各業務に必要な業務従事者の人数(以下「所要人数」という。)を算出し、これに月額単価を乗ずるなどして、委託業務契約の予定価格を積算している。

このうち、所要人数については、各業務に必要な年間延べ労働時間を、機構の所定内労働時間と同じ 7 時間 40 分を基に算出した 1 人当たりの年間総労働時間で除するなどして算出している。

また、募集販売本部個人向宅地募集・契約等業務等においては、販売する宅地等のある地区に常設案内所等を開設し募集案内等の業務を行うこととされていて、その業務に必要な年間延べ労働時間は、業務従事者の勤務時間に常設案内所等の開設日数等を乗じて算出しており、業務従事者の 1 日当たりの勤務時間は、上記と同じ 7 時間 40 分としている。

そして、募集販売本部は、前記により算出した所要人数に、本社が示している月額単価を乗ずるなどして、本件各委託業務契約の予定価格を計 1,372,519,875 円と積算している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、募集販売本部において、経済性等の観点から、各委託業務契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 本社が募集販売本部に示している月額単価は、業務の程度に応じて4つのランクに区分されている。そして、それぞれの月額単価(20年度から22年度までの単価は最も低いランクで463,300円～477,500円、最も高いランクで880,200円～905,000円)は、機構職員の本給等に、1か月当たりの時間外勤務を18時間とした時間外勤務手当(29,082円～52,607円)を加算するなどして算定されたものであるのに、募集販売本部は、前記のとおり、これをそのまま機構の所定内労働時間を基に算出した所要人数に乗じて予定価格を過大に積算していた。

また、20年度の募集販売本部個人向用地募集・契約等業務契約の予定価格の積算においては、さらに、一部の業務従事者に適用する月額単価を本来最も低いランク(477,500円)とすべきところ、誤って最も高いランク(905,000円)としていた。

イ 募集販売本部個人向宅地募集・契約等業務等における常設案内所等の業務従事者の勤務時間は、仕様書によると、常設案内所等の箇所により9時30分から16時30分までなどとなっており、休憩時間を考慮すると、1日の勤務時間は6時間15分、7時間15分又は7時間45分となるのに、前記のとおり、これを一律7時間40分としていた。

そして、上記のように、常設案内所等の勤務時間について仕様書と異なる勤務時間を一律に適用したことなどにより、所要人数を過大に算出して予定価格を積算していた。

したがって、本件各委託業務契約について、確定した業務量による委託費を、時間外勤務手当を含まない月額単価及び適正な所要人数等により修正計算すると、顧客対応業務のために必要とされる労働時間が過小となっていたことによる経費を考慮しても、計1,250,781,825円となり、前記の支払額計1,317,858,509円は、これに比べて約6700万円割高となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、募集販売本部において、予定価格の積算に当たり、本社が定めている月額単価や仕様書の内容等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 賃貸住宅団地内の敷地の貸与に当たり、固定資産税等の非課税申告や減免申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたりなどして、賃貸住宅団地内の敷地の貸与を適切かつ経済的に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科	目	(都市再生勘定) (款) 賃貸住宅業務収入 (項) 賃貸住宅業務収入
部	局 等	(都市再生勘定) (項) 賃貸住宅業務費 独立行政法人都市再生機構本社、東日本支社等5支社(平成23年7月1日以降は、同機構本社、東日本賃貸住宅本部、千葉地域支社等4支社)

賃貸住宅団地内の敷地の貸与の概要	賃貸住宅団地内の居住者の利便に供する施設の用に供するため、市町村等や社会福祉法人、公益事業を営む者等に敷地を賃貸し、又は使用させるもの
貸与面積が100㎡以上の敷地の件数及び面積	980件 1,403,841㎡
上記のうち固定資産税等を実負担しているものの件数及び面積	38件 30,695㎡
節減できた固定資産税等の実負担額	3843万円(平成18年度～22年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

賃貸住宅団地内の貸与している敷地に係る固定資産税等の負担について

(平成23年10月21日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 敷地の貸与等の概要

(1) 賃貸住宅団地内の敷地の貸与

貴機構は、賃貸住宅団地内の居住者の利便に供する施設の用に供するため、貴機構本社制定の「賃貸住宅団地財産管理取扱要領」等により、当該施設を設置、運営する者に対して、賃貸住宅団地内の敷地を賃貸し、又は敷地の使用を認めることができるとしている(以下、賃貸と使用を認めることを合わせて「貸与」という。)

また、敷地の貸与に当たり、一定の施設の敷地について、特に必要があると認めるときは、無償又は所定の方法により算定した額より低い額により敷地を貸与することができるなどとしている。

そして、貴機構の各支社は、賃貸住宅団地の建設に当たり居住者の利便を図るために誘致するなどした公共公益施設等の敷地について、無償又は低額の賃貸料により貸与している。

(2) 固定資産税等の課税上の取扱い

地方税法(昭和25年法律第226号)によると、固定資産税は、固定資産の所在する市町村(東京都23区の場合は東京都。以下「地方団体」という。)が、毎年1月1日における当該固定資産の所有者に課するものとされている。

ただし、地方団体は、国、都道府県、市町村等(以下、これらを合わせて「市町村等」という。)が公用又は公共の用に供する固定資産や社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産として、所有者が無償で市町村等や社会福祉法人等に使用させる場合には、固定資産税を課することができないとされており、固定資産税を課することができない土地等に対しては都市計画税も同様に課することができないとされている(以下、固定資産税と都市計画税を合わせて「固定資産税等」という。)

また、地方団体は、条例の定めるところにより、固定資産税等を減免することができる」とされており、各地方団体の条例によると、「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」等は、固定資産税等を減免できるとされている。

そして、これら固定資産税等の非課税及び減免の取扱いに当たっては、地方団体の条例等により、固定資産の所有者が地方団体に対して固定資産税等の非課税の申告や減免の申請を行うことなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、市町村等や社会福祉法人、公益事業を営む者等に対して、保育所、バス折り返し場、幼稚園等の施設の用に供するため、賃貸住宅団地内の敷地を多数貸与している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、賃貸住宅団地内の敷地に係る固定資産税等の負担^(注1)は適切なものとなっているかに着眼して、貴機構の東日本支社等7支社(平成23年7月1日以降は、東日本賃貸住宅本部及び千葉地域支社等6支社)が、22年度に貸与している賃貸住宅団地内の敷地のうち、敷地面積が100㎡以上の980施設の敷地(無償で使用させているもの689施設、賃貸しているもの291施設、面積計1,403,841㎡)を対象として、18年度から22年度までの間の固定資産税等の負担状況を契約書、課税内訳の書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 市町村等や社会福祉法人に無償で使用させている敷地について、固定資産税等の非課税の申告をしていないもの

^(注2)東日本支社等3支社は、9団地において、保育所、給水施設、災害救助物資保管所、行政連絡員事務所、交番等の9施設の敷地(面積計7,877㎡)を市町村等及び社会福祉法人に無償で使用させている。そして、地方団体からこれらの敷地に係る固定資産税等計620万余円を課され、これを納付している。

しかし、上記の敷地は、市町村等及び社会福祉法人に対し、公用若しくは公共又は児童福祉施設の用に供する敷地として無償で使用させているもので、固定資産税等を課することができないとされているものであるのに、東日本支社等3支社が、固定資産税等の非課税の申告をせず、地方団体から課された固定資産税等をそのまま納付しているのは適切とは認められない。

(2) 公益事業を営む者等に無償で使用させている敷地について、固定資産税等の減免を申請したり、固定資産税等相当額の負担を求めたりしていないもの

^(注3)東日本支社等5支社は、23団地において、バス折り返し場、郵便作業所等の26施設の敷地(面積計12,690㎡)をバス会社、郵便事業株式会社等に無償で使用させている。そして、地方団体からこれらの敷地に係る固定資産税等計2247万余円を課され、これを納付している。

しかし、地方団体においては、これらの敷地について、条例等で固定資産税等を減免できるとしている場合があり、その場合には、申請を行うことにより減免の取扱いを受けることができると認められるのに、東日本支社等5支社は、上記の敷地について、減免が受けられるか否かの確認をしないまま固定資産税等を納付しており適切とは認められない。

また、減免の取扱いを受けることができないとしても、敷地の使用者にも一定の便益が生じていることや、固定資産税等相当額は敷地を無償で使用する者に負担を求めべき経費であることなどから、無償で敷地を使用させた上に、更に固定資産税等まで負担することは適切とは認められない。

(3) **学校法人等に賃貸している敷地について、賃貸料を固定資産税等より低い額としているもの**

千葉地域、埼玉地域両支社は、3団地において、幼稚園及びバス運行基地3施設の敷地(面積計10,128㎡)を学校法人やバス会社に賃貸して、賃貸料を計1546万余円収受している。一方、地方団体からこれらの敷地に係る固定資産税等計2522万余円を課され、これを納付しており、賃貸料はこれを計975万余円下回っている。

しかし、敷地の賃貸料は、敷地を使用収益させることの対価であり、少なくとも敷地の管理に必要な経費以上の額とするのが合理的であるのに、千葉地域、埼玉地域両支社が賃貸料の見直しを行わず、固定資産税等を賄うに足りる額の賃貸料の支払を求めていることは適切とは認められない。

したがって、上記の(1)から(3)までの38施設の敷地について、固定資産税等の非課税や減免の取扱いを受けたり、固定資産税等相当額を敷地の使用者から収受したり、賃貸料を固定資産税等相当額まで増額したりすることにより、貴機構の固定資産税等の実負担相当額を3843万余円節減できたと認められる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、無償で使用させている敷地について、地方団体に固定資産税等の非課税の申告や減免の申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたりすることなく、地方団体から課された固定資産税等を納付している事態、また、賃貸している敷地について、賃貸料を見直さないまま固定資産税等を賄えない低い額としている事態は適切でなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、東日本支社等5支社において、固定資産税等の非課税や減免の取扱いについての理解が十分でないこと、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担や固定資産税等を賄うに足る賃貸料の支払を求めて固定資産税等の実負担相当額の節減を図ることについての認識が十分でないことなどによると認められる。

3 **本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置**

貴機構においては、無償又は低額な賃貸料で貸与できる敷地の範囲を見直し、有償化を図っているところであるが、従前に貸与した敷地を含め、今後も引き続き賃貸住宅団地内の敷地を無償又は低額な賃貸料で市町村等や社会福祉法人、公益事業を営む者等に貸与することが見込まれる。

については、貴機構において、賃貸住宅団地内の敷地の貸与を適切かつ経済的に行うよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

ア 前記38施設の敷地について、地方団体に固定資産税等の非課税の申告や減免の申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたり、敷地の借借人に固定資産税等相当額以上の額まで賃貸料の増額を求めたりすること

イ 賃貸住宅団地内の敷地を貸与している支社等に対して、今後、敷地を無償で使用させる場合は、当該敷地に係る固定資産税等の非課税又は減免の取扱いについて確認し、地方団体に非課税の申告又は減免の申請をしたり、敷地の使用者に固定資産税等相当額の負担を求めたりするよう周知すること、また、敷地を賃貸する場合は、少なくとも固定資産税等相当額以上の賃貸料を求めるよう周知するとともに、定期的に賃貸料を見直すよう指導すること

(注1) 東日本支社等7支社 東日本、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

(注2) 東日本支社等3支社 東日本、千葉地域、埼玉地域各支社

(注3) 東日本支社等5支社 東日本、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、九州各支社

(2) 償却資産の把握に係る事務について、統一的な事務処理体制を整備して適切かつ効率的に行うよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	(都市再生勘定)	(項)賃貸住宅業務費 (項)一般管理費 等
		(宅地造成等経過勘定)	(項)ニュータウン整備(大都市圏)事業費 (項)一般管理費 等
部	局	等	独立行政法人都市再生機構本社、募集販売本部、東京都心支社等9支社(平成23年7月1日以降は、同機構本社、東日本都市再生本部等3本部、千葉地域支社等6支社)
償却資産の概要			土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額が法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による所得の計算上損金に算入されるものなどのうち、その取得価額が少額である資産等以外のもの
平成22年1月に把握していた償却資産の取得価額			3491億3497万余円
適切に把握されていないなどの償却資産の件数及び取得価額	10,403件		546億0463万円(背景金額)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

償却資産の把握について

(平成23年10月28日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 償却資産の概要

(1) 機構が所有する償却資産

貴機構は、平成16年7月の独立行政法人化により、旧都市基盤整備公団等から固定資産税の対象となる土地、家屋及び償却資産を承継しており、その後も毎年度これらの資産を取得し、又は撤去、廃棄するなどしている。

このうち、償却資産は、地方税法(昭和25年法律第226号)によると、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)で、その減価償却額が法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による所得の計算上損金に算入されるものなどのうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものとされている。

そして、貴機構は、法人税法により法人税を課さない法人として指定されているが、地方税法の適用は受けることとされており、貴機構が所有する資産では、次のようなものが償却資産に該当している。

- ① 賃貸住宅団地の建物内の受変電設備、電気設備、LAN設備、監視カメラ、集合郵便受け等の建物附属設備
- ② 賃貸住宅団地における給排水設備、舗装路面、駐車場施設、自転車置場、ゴミ置場、園地設備、擁壁、看板、雑工作物等の構築物
- ③ ニュータウンの造成宅地における募集用看板、舗装路面等の構築物
- ④ 事務室等で使用する移動式書架、分煙清浄機、シュレッダー、応接セット、LAN設備等の器具及び備品等

(2) 償却資産の把握に係る事務

償却資産の所有者は、固定資産税を課す市町村(東京都23区の場合は東京都。以下「地方団体」という。)に対し、毎年1月1日現在における当該償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等を1月31日までに申告することとなっている。

貴機構の本社、募集販売本部及び東京都心支社等^(注1)9支社(以下「本社等」という。)においては、貴機構が定めた「独立行政法人都市再生機構会計規程」(平成16年7月規程第4号。以下「会計規程」という。)等による資産の範囲や耐用年数の設定と、固定資産税の対象となる償却資産のそれは異なることから、その償却資産の把握に係る事務については、貴機構の会計処理や財産管理に係る事務と別に、償却資産の申告を行う部署が、賃貸住宅団地の建替事業を行う部署、賃貸住宅団地の保全工事を行う部署、ニュータウン事業を行う部署、事務所等の財産を管理する部署等に対して、工事等で取得し、又は撤去、廃棄するなどした償却資産の報告を求めるなどして行っている。そして、本社等は、22年1月1日現在において所有する償却資産の取得価額を総額3491億3497万余円と把握している。

(注1) 本社、募集販売本部及び東京都心支社等9支社 本社、募集販売本部、東京都心、東日本、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、茨城地域、中部、西日本、九州各支社。
平成23年7月1日以降は、本社、東日本都市再生、東日本賃貸住宅、首都圏ニュータウン各本部、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、様々な種類の償却資産を多数所有しており、その取得価額は多額となっている。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、償却資産の把握が適切かつ効率的に行われているかなどに着眼して、前記の償却資産(取得価額計3491億3497万余円)のうち、主として17年1月から21年12月までの間に取得したものを対象として、貴機構の本社等において、財産台帳等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 取得した償却資産の全部又は一部を償却資産として把握していないもの

ア 賃貸住宅団地の建替事業により取得した償却資産を把握していないもの

本社等のうち、賃貸住宅団地を管理している7支社^(注2)は、老朽化した賃貸住宅団地の建替事業を実施しており、同事業において、建物本体の建設とともに、建物内の受変電設備、電気設備、LAN設備等の建物附属設備や給排水設備、舗装路面、駐車場施設等の構築物を整備している。

しかし、会計規程等においては、上記の建物附属設備を建物として区分することとしていることから、7支社のうち東日本、中部両支社を除く5支社は、これを家屋に含まれるものと誤認していた。このため、建替事業により取得した建物附属設備の全部を償却資産として把握していなかった。

また、東日本、中部両支社は、償却資産の申告を行う部署が建替事業を行う部署に対して、建替事業により取得した建物附属設備の報告を求めていたものの、一部に報告漏れがあったことから、取得した建物附属設備の一部を償却資産として把握していなかった。

さらに、構築物については、7支社全てが、建替事業を行う部署等から償却資産の申告を行う部署に対して償却資産の報告を行っていたものの、その一部に報告漏れがあり、また、償却資産の申告を行う部署が構築物である自走式駐車場施設を家屋に該当するなど誤認していたことから、取得した構築物の一部を償却資産として把握していなかった。

(注2) 7支社 東日本、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

イ 賃貸住宅団地の保全工事により取得した償却資産を把握していないもの

7支社は、賃貸住宅団地の機能の維持や向上を図るための保全工事を実施しており、同工事により、給排水設備、舗装路面、自転車置場、ゴミ置場等の構築物等を整備している。

しかし、神奈川地域、九州両支社は、保全工事で整備した構築物等は償却資産に該当しないと誤認していたことから、その全部を償却資産として把握していなかった。

また、会計規程等においては、保全工事で構築物等の取替えや全面修繕、改築等を行った場合でも、それが機能の向上を伴わないときは、その工事費は、費用として取り扱うこととしており、資産の取得として取り扱うこととしていない。このため、7支社のうち神奈川地域、九州両支社を除く5支社は、保全工事で整備した構築物等で、その工事費を費用として取り扱うこととしているものについては、償却資産に該当しないと誤認していた。そして、償却資産の申告を行う部署が保全工事を行う部署に対して、保全工事により取得した構築物等の報告を求めていたものの、上記の構築物等については報告から漏れており、取得した構築物等の一部を償却資産として把握していなかった。

ウ その他の償却資産を把握していないもの

本社等は、ニュータウン事業等により、造成した宅地の募集用看板、駐車場として利用するためのアスファルト舗装等の構築物を設置し、又は整備している。

しかし、本社等のうち神奈川地域支社を除く10支社等は、ニュータウン事業等により設置し、又は整備した構築物について、その全部又は一部を償却資産として把握していなかった。

また、本社等やその出先事務所は、その事務室等に、シュレッダー、応接セット、LAN設備等の器具及び備品等を購入し、又は設置している。

しかし、本社等のうち東京都心支社を除く10支社等は、事務室等で使用するLAN設備等や支社の出先事務所で使用するシュレッダー、応接セット等を償却資産として把握していなかった。

上記のA、イ及びウのとおり、建物附属設備、構築物、器具、備品等の全部又は一部を償却資産として把握していなかったものは、計2,150件、取得価額計244億4684万余円となっていた。

(2) 取得価額が少額である資産を償却資産としていたり、撤去又は廃棄した償却資産を減少させていなかったりなどしているもの

A 取得価額が少額である資産を償却資産としているもの

地方税法等によれば、それぞれの取得価額が20万円未満である複数の資産を一括して償却する方法を選定し、その償却額の全部又は一部を法人税法の規定による所得の計算上損金に算入した場合には、当該資産(以下「少額資産」という。)は償却資産に該当しないこととされている。

一方、会計規程等では、賃貸住宅団地の保全工事等で設置したそれぞれの取得価額が20万円未満の表札、掲示板、消火器収納ボックス等の設備を資産に計上することとしている。

このため、7支社のうち神奈川地域支社を除く6支社は、地方団体に上記の設備を少額資産として取り扱うことについての可否を確認しないまま、償却資産として把握していた。また、単体では取得価額が20万円未満のインターホン等の設備を複数まとめて設置した場合について、その総額が20万円以上であることから、少額資産に該当しないと判断して償却資産として把握していた。

イ 撤去又は廃棄した償却資産を減少させていないもの

賃貸住宅団地の保全工事で資産を撤去したり、事務室等で使用する資産を廃棄したりした場合、撤去又は廃棄した資産のうち過去において償却資産として把握していたものは、その数量及び取得価額を減少させなければならない。

しかし、本社及び7支社は、同じ種類の償却資産を複数把握している場合に、撤去した償却資産が、過去において把握していたどの償却資産に該当するのかを特定できなかったり、撤去した償却資産の取得価額を確定できなかったりなどしていることから、当該資産の数量及び取得価額を減少させることなく、引き続き償却資産として把握していた。

また、会計規程等では、取得価額が50万円未満の償却資産は資産台帳に記載しないこととしていることから、本社及び7支社のうち中部、西日本両支社を除く5支社は、取得価額が50万円未満の償却資産を廃棄しているのに、その数量や取得価額の記録がなく不明であるなどとして、当該資産の数量及び取得価額を減少させることなく、引き続き償却資産として把握していた。

ウ 事業の用に供することができなくなった償却資産を減少させる処理が遅延しているもの

貴機構が行う賃貸住宅団地の建替事業は、長期間にわたって複数の建物を順次建て替えていくものとなっており、貴機構は、建物を取り壊す前に、賃貸住宅としての用途を廃止する決定(以下「用途廃止」という。)をしている。そして、用途廃止した時点で、建物に係る建物附属設備、構築物等の償却資産は、事業の用に供することができないものとなるので、当該資産の数量及び取得価額を減少させる必要がある。

しかし、7支社のうち神奈川地域、九州両支社を除く5支社は、賃貸住宅団地の建替事業において、当該賃貸住宅団地内に所在する複数の建物を個別に、順次用途廃止しているのに、用途廃止した建物ごとに当該建物に係る償却資産の数量及び取得価額を減少させていなかった。そして、当該賃貸住宅団地内の全ての建物を用途廃止した年の翌年にまとめて償却資産の数量及び取得価額を減少させていた。

上記のア、イ及びウのとおり、地方団体に少額資産として取り扱うことについての可否を確認していなかったり、減少させるべき償却資産を引き続き償却資産として把握しているなどしているものは、計7,618件、取得価額計192億1189万^(注3)円となっていた。

(注3) 保全工事により撤去した償却資産については、その取得価額が不明であるため、同等製品の取替えがあったものとして、新たに取得した償却資産の取得価額を基に、その取得価額を算出した。

(3) 償却資産の耐用年数を誤っているもの

償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)等に定められた耐用年数によることとされている。

そして、貴機構が賃貸住宅団地内に所有している園地設備、擁壁、雑工作物等の構築物の耐用年数は、同省令によると、その構造又は用途に応じて15年から30年となっている。

しかし、西日本支社は、償却資産である上記の構築物を雑構築物という同一の資産名称でまとめて区分しており、その耐用年数については、貴機構の前身である旧日本住宅公団の規程において雑構築物の耐用年数を30年としていたことから、30年未満のものも含めて全て30年としていた。

また、本社及び7支社のうち西日本支社を除く6支社においても、耐用年数を誤っているものが見受けられた。

上記のように、償却資産の耐用年数を誤っていたものは、計635件、取得価額計109億4589万^(注3)円となっていた。

以上の(1)から(3)までの事態を集計すると、適切に把握されていないなどしていた償却資産の件数及び取得価額は、計10,403件、546億0463万^(注3)円となっている。

また、以上のとおり、本社等において、償却資産の把握について様々な誤りが見受けられたことから、その事務の状況についてみたところ、次のようになっていた。

すなわち、償却資産の把握に係る事務については、前記のとおり、会計規程等による資産の範囲や耐用年数の設定と、固定資産税の対象となる償却資産のそれは異なることから、貴機構の会計処理や財産管理に係る事務と別に行われている。

そして、会計処理や財産管理に係る事務については、手続やシステムの整備等の体制が整っていて統一的に行われているが、償却資産の把握に係る事務については、各関係部署の判断で行われている。また、償却資産の把握については、償却資産の申告を行う部署の求めに応じて、建替事業を行う部署等の関係部署が、過去1年間における償却資産の異動等を設計図書等の原資料を見直すことなどにより把握して文書等で報告し、確認等を行うものとなっている。

このように、本社等における償却資産の把握に係る事務は、効率的なものとなっていない状況であると認められた。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、取得した資産の全部又は一部を償却資産として把握していなかったり、地方団体に取得価額が20万円未満の資産を少額資産として取り扱うことについての可否を確認しないまま償却資産として把握していたり、撤去又は廃棄した償却資産を引き続き償却資産として把握していたり、償却資産の耐用年数を誤認したりなどしている事態や、償却資産の把握に係る事務が効率的でない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 本社において、償却資産となる資産の範囲等を明確にしていなかったり、償却資産の把握に係る事務に関する手続を整備していなかったりして、償却資産の把握に係る事務処理の体制が十分でないこと
- イ 本社等の関係部署において、償却資産となる資産の範囲や耐用年数等についての理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴機構は、今後も引き続き償却資産を取得し、又は撤去、廃棄するなどしていくことから、償却資産を適切に把握していくことが求められている。

については、前記の事態に鑑み、貴機構本社において、償却資産となる資産の範囲等を明確にして関係部署に周知するとともに、償却資産の把握に係る事務についてシステム化を図るなど統一的な体制を整備して、償却資産の把握を適切かつ効率的に行うよう是正改善の処置を求める。

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅団地内の駐車場事業の経営について

(平成21年度決算検査報告875ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っているが、賃貸住宅団地内における駐車場事業については、当初駐車場の整備及び経営に人員等を振り向けることが困難であったため、機構の出資会社である日本総合住生活株式会社(以下「JS」という。)に行わせてきた。しかし、住宅供給に係る経営方針が変化するなどしているのに、本来機構が賃貸住宅と一体的に管理すべき駐車場事業を競争性及び透明性が十分でないまま引き続きJSに行わせている事態が見受けられた。

したがって、機構において、JSの駐車場事業の経営及びその資産を承継することにより駐車場と賃貸住宅を一体的に管理して事業の一層の効率化を図るとともに、JSに対する投資の利益を回収して事業運営に資するよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、24年3月末を目途に駐車場事業をJSから承継することとして、23年1月に、JSと事業譲渡に向けた基本的事項に係る覚書を交換するとともに、事業を適正な価額で譲り受けるために駐車場事業資産の評価方法等について検討を行っている。また、承継後、駐車場利用者のサービス向上及び業務の効率化に資するために賃貸住宅との一体的な管理を進めていくこととして、管理運営方法について検討を行っている。

JSに対する投資の利益の回収については、同社の経営状況等を勘案するとともに、国土交通省に設置された「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関するワーキンググループ」における検討結果も踏まえつつ、適切に対応することとしている。

第34 独立行政法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの

科 目	(電源利用勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、大洗研究開発センター
契 約 の 概 要	次世代型高速増殖炉の開発に必要な革新技術開発を行うもの
契 約 の 相 手 方	三菱 FBR システムズ株式会社
契 約	平成 20 年 4 月～21 年 11 月 随意契約
精算条項を付していない契約件数	76 件(平成 20、21 両年度)
上記に係る契約金額	126 億 2770 万円

1 次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)等に基づき、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発等を行うとともに、これらの成果の普及等を行うこととしており、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発^(注)を行っている。

この革新技術開発に当たっては、中核となる企業 1 者に責任及び権限並びに設計業務等のエンジニアリング機能を集中するという政府等を交えた関係団体の方針等に基づいて、平成 19 年 4 月に公募により三菱重工業株式会社(以下「三菱重工」という。)が選定されている。そして、同社が出資することなどにより、エンジニアリングの一括実施を主要業務とする三菱 FBR システムズ株式会社(以下「三菱 FBR」という。)が同年 6 月に設立された。

機構は、この革新技術開発のためのエンジニアリング及び必要な研究開発に係る契約を三菱 FBR と締結することとされ、契約の履行に当たっては、三菱 FBR が設計業務、技術開発全体の調整等の業務を行い、装置、施設等の開発、試作、実験の実施等については三菱 FBR から三菱重工に外注して行うこととされている。そして、機構は、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約については、契約事務規程(平成 17 年 17(規程)第 70 号)、「契約事務の取扱いについて」(平成 17 年 17 契(通達)第 4 号。以下「契約通達」という。)等に基づいて、三菱 FBR との随意契約としており、また、各契約は請負契約であることから精算条項を付さず、契約が予定どおり履行された場合には契約時に定めた金額を支払う確定契約としている。

(注) 次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発 次世代型高速増殖炉とは、高速増殖炉に関して、実験炉、原型炉、実証炉、商業炉の順に行われる一連の研究開発過程のうち実証炉のことであり、革新技術開発とは、実証炉の基本設計が開始されるまでに行われる高燃焼度化に対応した炉心燃料の開発、原子炉容器のコンパクト化等の研究開発のことである。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約は、前記のとおり、中核企業に責任、権限等を集中するという方針等に基づき、特定業者との随意契約により締結された契約であり、外注費がその大半を占めることが予想される。また、当該契約は不確定要素の多い革新的な技術開発に係る契約であり、契約締結時においてどの程度の経費を要することとなるのかを見通すことが困難であるにもかかわらず確定契約により締結されている。

そこで、本院は、機構本部及び大洗研究開発センターにおいて、経済性等の観点から、契約金額が作業内容の実態を反映して適切に算定されているかなどに着眼して、機構が三菱FBRと20、21両年度に締結した次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約計76件(契約金額計126億2770万余円)を対象として会計実地検査を行った。検査に当たっては、契約書等の関係書類により検査するとともに、三菱FBRに赴いて総勘定元帳、原価元帳等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 三菱重工への外注費について

上記の76契約(契約金額計126億2770万余円)に係る三菱FBRから三菱重工等への外注費についてみると、53契約において三菱重工への外注が行われており、その支払額は計86億5394万余円(契約金額全体の68.5%)となっていた。

これら53契約の締結に当たり、三菱FBRは、三菱重工への外注費について三菱重工の作業工数、人件費単価等を自ら算定するなどして見積書を作成し、これを機構に提出しており、機構は、三菱FBRから提出されたこの見積書を査定することによって、予定価格における三菱重工への外注費を算定していた。また、これとは別に、三菱FBRは三菱重工への外注費を決定するために同社から見積書を徴しており、このうち一定金額を超える見積書については、作業工数、人件費単価等を査定するなどして外注費を決定していた。

そして、前記53契約の外注費の内訳について検査したところ、三菱FBRが機構に提出した見積書に記載されていた三菱重工の作業工数及び人件費単価が、三菱FBRが三菱重工から徴した見積書を査定して算定した作業工数及び人件費単価を上回るなどしていた。そこで、三菱FBRが機構に提出した前記の53契約に係る見積書から三菱重工への外注費を抜き出し、これと三菱FBRが三菱重工に支払った額とを比較したところ、三菱FBRの三菱重工への支払額の総額に比べて見積書に記載された三菱重工への外注費の総額は5割程度高額となっていて、かい離が生じていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、平成21年8月に、三菱FBRとの間で「多段エルボ体系の流動・振動試験(5)可視化試験装置の改造及び可視化試験の実施」契約について、見積書を徴するなどして1億8480万円で締結している。

しかし、三菱FBRの総勘定元帳、原価元帳等により確認したところ、機構が三菱FBRから徴した見積書に記載されていた三菱重工の作業工数12,920人時は、三菱FBRが三菱重工から

徴した見積書に基づく作業工数 8,548 人時の 1.5 倍となっていて、人件費単価も 1.3 倍となっていた。これらのことなどから、機構が三菱 FBR から徴した見積書に記載されていた三菱重工への外注費は、三菱 FBR が三菱重工に支払った額に比べて 9 割程度高額となっていた。

機構は、上記のようなかい離が生じているにもかかわらず、三菱 FBR との契約は確定契約であって精算を行う必要がないとして、三菱重工における実際の作業工数、人件費単価等を把握しておらず、三菱 FBR が三菱重工に支払った額も確認していなかった。なお、三菱 FBR においても、三菱重工における実際の作業工数、人件費単価等を把握しておらず、三菱 FBR が三菱重工に支払った額が作業内容の実態を反映した適切な金額となっているかどうかについて確認できない状況となっていた。

(2) 三菱 FBR における費用について

前記の 76 契約に係る予定価格の算定のうち、三菱 FBR における人件費等の費用についてみると、三菱 FBR が機構に提出した見積書において、三菱 FBR は、同社が行う各作業に要する作業工数、人件費単価等を自ら算定し、これらにより人件費等の費用を算定しており、機構は、この見積書を査定することによって予定価格のうち三菱 FBR における人件費等の費用を算定していた。

そして、三菱 FBR における人件費等の費用について総勘定元帳、原価元帳等により検査したところ、見積書に記載された三菱 FBR の人件費単価が三菱 FBR が社内工等に対して定めていた人件費単価を大幅に上回っていた。

そこで、前記の 76 契約について、見積書に記載された三菱 FBR における人件費等の費用の総額と三菱 FBR において実際に発生した人件費等の費用の総額とを比較したところ、三菱 FBR において実際に発生した費用の総額に比べて見積書に記載された三菱 FBR における費用の総額は 8 割程度高額となっていて、かい離が生じていた。

(3) 機構が想定する利益率と本件契約における利益率との比較

機構は、過去の契約実績に基づいて、役務契約等の予定価格の算定に用いる諸経費率を定めており、その内訳として、機構の取引業者の過去の契約における利益率を基に機構としての利益率を算定している(以下、この内訳としての利益率を「想定利益率」という。)。そこで、前記の 76 契約について契約ごとの利益率を算定したところ、契約ごとの利益率が想定利益率を上回っているものが 69 契約見受けられ、中には想定利益率の 10 倍以上となっているものも見受けられた。さらに、76 契約全体で見ても、利益率が想定利益率を相当程度上回っていた。

このように、契約金額の大半を占める三菱重工への外注費について、三菱 FBR の三菱重工への支払額の総額に比べて見積書に記載された三菱重工への外注費の総額が 5 割程度高額となっていてかい離が生じているのに、機構において、三菱重工における実際の作業工数等を把握しておらず、三菱 FBR が三菱重工に支払った額が、作業内容の実態を反映した適切な金額となっているかについて確認していない事態、三菱 FBR において実際に発生した費用の総額に比べて見積書に記載された三菱 FBR における費用の総額が 8 割程度高額となっていてかい離が生じていたり、三菱 FBR の契約ごとの利益率が想定利益率を相当程度上回っていたりしている事態は、機構による実際の作業内容の把握が行われておらず、契約金額の透明性及び経済性が確保されていないものとなっていて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発が不確定要素の多い革新的な技術開発に係る契約であることから、契約締結時においてどの程度の経費を要することとなるのかを見通すことが困難であるにもかかわらず、確定契約により契約を締結していたこと、このような不確定要素の多い契約を締結する際には概算契約とすることなどについての具体的な手続を明確に定めていなかったこと、また、契約金額の大半を占める三菱重工への外注費について、実際に発生した作業工数等を把握できるようにしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年7月に契約通達を改正するなどして、次世代型高速増殖炉の革新技術開発に係る契約については契約金額の精算確定に関する特約条項を定めて、契約金額の精算を行う概算契約とした。そして、機構に精算確定審査部会を設置するなどして、三菱FBRから提出された精算書類の採用の可否等を検討するとともに、三菱重工への外注費についても実際に発生した作業工数、人件費単価等を把握することができる手続を定めるなどして、23年度から締結する次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約について適用することにより、契約の透明性及び経済性を確保することとする処置を講じた。

第35 独立行政法人住宅金融支援機構

不 当 事 項

貸 付 金

- (416) (421) バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けに当たり、貸付条件に適合していない事実を把握するなどしていたのに、借入申込みを不承認とするなどの措置を講ずることなく貸し付けていたもの

科 目	(住宅資金貸付等勘定) 貸付金
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店、近畿支店
貸付けの根拠	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)
貸付金の種類	バリアフリー賃貸住宅建設資金
貸付けの内容	高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金の貸付け
貸 付 先	住宅を賃貸する事業を行う者
貸付先の件数	6件
貸付金額の合計	379,900,000円
不当貸付金額	379,900,000円

1 貸付金の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)等に基づき、高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金(以下「バリアフリー賃貸住宅建設資金」という。)を、当該住宅を賃貸する事業を行う者に貸し付けている。

バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けについては、借受者が入居者の募集(以下「入居募集」という。)開始時までに貸付けの対象となる住宅(以下「貸付対象物件」という。)を高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の規定による、高齢であることを理由に入居を拒否することのない高齢者円滑入居賃貸住宅として都道府県知事に申請して登録(以下「登録」という。)を受け、^(注1)貸付予約の際の条件(以下「貸付条件」という。)とされていた。なお、登録がなされると、当該住宅の情報が都道府県の窓口や高齢者居住支援センターとして国土交通大臣からの指定を受けている財団法人高齢者住宅財団のホームページ等で閲覧が可能となる。

本院が平成21年次に上記貸付条件の履行状況等について検査したところ、貸付条件違反が常態化しているなどの事態や、貸付対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていて、事業の効果が十分発現していない事態が見受けられた。そこで、機構に対して21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示した。

機構は、上記についての本院の指摘を受けて、22年1月に支店等に対して通ちょうを発するなどして、同月以降の借入申込分から、貸付条件を次のように改めている。

- ① 借受者が入居募集を行う際は、一般の入居募集に先立って、60歳以上の高齢者を対象に入居者を募集する期間(以下「高齢者優先募集期間」という。)を3日間以上設定すること
 - ② 入居募集の広告には、高齢者優先募集期間及び一般の入居募集期間を明示するとともに、高齢者であることを理由に入居を拒否することのない機構の貸付けを受けたものである旨を記載すること
 - ③ 貸付対象物件の賃貸計画承認申請書(以下「申請書」という。)を高齢者優先募集期間の初日の1週間前の日(以下「提出期限」という。)までに機構に提出すること。その際、登録を受けたことを証明する書類等を添付して機構の確認を受けること。そして、賃貸計画承認書の発行を受けるまでは入居募集を行わないこと
- そして、これらの貸付条件を遵守させることにより、提出期限までに登録がなされ、高齢者優先募集期間の開始前に、入居を希望する高齢者等への周知が図られる期間(以下「周知期間」という。)が1週間以上設けられることになり、高齢者の入居の機会の確保に資することになる。

(注1) 貸付予約 借入申込書の内容に基づいて、建設計画・賃貸計画・担保評価・収支計画・保証人等について総合的な審査を行い、貸付けの内容を決定すること。結果は融資予約通知書により借受者に通知される。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けは、前記本院の指摘を受けて改正された貸付条件に従って適切に行われているかなどに着眼して、本店及び3支店^(注2)において、借入申込書、申請書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、本店及び近畿支店において、6件の貸付け(貸付金額計379,900,000円)について、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

(注2) 本店及び3支店 本店及び東海、近畿、九州各支店。なお、本店は、首都圏、北関東両支店管内に所在する貸付対象物件に係るバリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けを行っている。

- (1) 機構において、借受者が提出期限までに登録を受けていないことなどを把握していたのに貸し付けていたもの 2件 貸付金額計109,100,000円

近畿支店は、借受者が提出期限後に申請書を提出しており、賃貸計画承認書の発行を受けることなく入居募集を行っていたこと、及び登録を受けたのが高齢者優先募集期間の開始日以後であり、周知期間を全く設けていなかったことを把握していたにもかかわらず、借入申込みを不承認とする措置を講ずることなく貸付けを行っていた。

- (2) 周知期間が不足していることが明らかであったのに貸し付けていたもの

4件 貸付金額計270,800,000円

本店は、借受者が提出期限後に申請書を提出しており、当該申請書の添付書類によれば周知期間が1週間未満であることが明らかであったにもかかわらず、周知期間を十分確保させるための措置を講ずるなどすることなく貸付けを行っていた。

上記(1)及び(2)の事態は、前記の貸付条件に適合していないものであり、登録を受けて、その情報を入居募集の開始前に広く周知することなどにより高齢者の入居機会を確保し、もって、バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けの目的を達成するという趣旨に反するものである。

そして、これらの貸付対象物件にはいずれも入居開始日から23年7月末までの間、高齢者は一人も入居していなかった。

したがって、本件貸付金額計379,900,000円は、機構において、貸付条件に適合していないことを把握し又は適合していないことが明らかであったにもかかわらず、借入申込みを不承認としたり、貸付条件に適合させるための措置を講じたりしないまま貸付けを行っていたもので、不当と認められる。

前記(1)及び(2)の態様を部局等別・貸付先別に示すと次のとおりである。

部局等	貸付先	貸付年月	貸付対象 事業費 千円	不当と認める 対象事業費 千円	不当と認める 貸付金額 千円	摘要	
(1) 機構において、借受者が提出期限までに登録を受けていないことなどを把握していたものに貸し付けていたもの							
(416)	近畿支店	賃貸住宅事業を行う個人	22.11	52,700	52,700	52,700	貸付対象外
(417)	同	同	23. 2	56,400	56,400	56,400	同
(416)(417)の計				109,100	109,100	109,100	
(2) 周知期間が不足していることが明らかであったのに貸し付けていたもの							
(418)	本店	賃貸住宅事業を行う個人	22. 9	57,400	57,400	57,400	貸付対象外
(419)	同	同	22. 9	45,600	45,600	45,600	同
(420)	同	同	22.10	48,400	48,400	48,400	同
(421)	同	同	23. 2	119,400	119,400	119,400	同
(418)-(421)の計				270,800	270,800	270,800	
合計				379,900	379,900	379,900	

このような事態が生じていたのは、機構の本店及び近畿支店において、高齢者の入居の機会を確保するという本件貸付制度及び貸付条件の意義を十分に理解しないで、前記の通ちように反して、貸付条件に適合していない申請を承認したことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの

(平成23年10月5日付けで国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、548ページの国土交通省の項に掲記)

平成20年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について

〔平成20年度決算検査報告700ページ参照〕
〔平成21年度決算検査報告887ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、旧住宅金融公庫の賃貸住宅貸付けについて、借受者が住宅の賃貸に当たり、賃借人から礼金等の金品を受領したり、その他

賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としたりしてはならないこととしている。しかし、借受者等において賃貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、機構において賃貸住宅の実態調査について本店から支店へ明確な指示をしていなかったりなどしたため、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。

したがって、機構において、賃貸条件の制限に違反している71件の貸付けについて、借受者に対して賃借人に礼金の返還等を行わせるとともに、他の全ての賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限違反の有無を調査して、違反しているものがあれば速やかに同様の処置を講じ、また、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 賃貸条件の制限に違反していた71件の貸付けについては、22年6月までに借受者に対して、賃借人への礼金の返還を行わせるなどした。

イ 上記の71件を含む既に調査を終了していたもの以外の賃貸住宅貸付けについては、23年6月までに全対象者に調査票を送付するなどして調査を行い、賃貸条件の制限に違反していた貸付けについては、借受者に対して、賃借人への礼金の返還を行わせるなどした。

ウ 賃貸条件の制限に関する周知については、21年11月以降、機構のホームページに掲載するとともに、借受者や不動産仲介業者等に改めて周知を行うなどした。

エ 毎年の実態調査の実施については、23年3月に実態調査の実施方法を定めた調査要領を策定の上、同年4月から実態調査を開始し、毎年確実に実施することとした。

第36 独立行政法人国立がん研究センター、第37 独立行政法人国立循環器病研究センター、第38 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、第39 独立行政法人国立国際医療研究センター、第40 独立行政法人国立成育医療研究センター、第41 独立行政法人国立長寿医療研究センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(6) 承継した建物及び器械備品の資産計上に当たり、建物の減価償却及び器械備品の価額の算定を適切に行い、財務諸表にこれらを反映させるとともに、資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう改善させたもの

科 目	有形固定資産
	建物(減価償却累計額)、医療用器械備品、その他器械備品
部 局 等	(1) 独立行政法人国立がん研究センター (2) 独立行政法人国立循環器病研究センター (3) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター (4) 独立行政法人国立国際医療研究センター (5) 独立行政法人国立成育医療研究センター (6) 独立行政法人国立長寿医療研究センター
承継資産の概要	6 国立高度専門医療研究センターが国から承継した権利及び義務のうち、その承継の際に、政府から各国立高度専門医療研究センターに出資されたものとされる権利に係る資産
承継した建物の減価償却累計額が過小になっていた金額(ア)	(1) 2億4290万円 (2) 548万円 (3) 1830万円 (4) 1億0686万円 (5) 2億4055万円 (6) 2452万円
承継した器械備品の価額が過小になっていた金額(イ)	(2) 6億1263万円
承継した器械備品の価額が過大になっていた金額(ウ)	(2) 7943万円
器械備品の減価償却累計額が過小になっていた金額(エ)	(2) 1億9584万円
(ア)から(エ)までの計	(1) 2億4290万円 (2) 8億9341万円 (3) 1830万円 (4) 1億0686万円 (5) 2億4055万円 (6) 2452万円

1 制度の概要

(1) 国立高度専門医療研究センターの設立

6国立高度専門医療研究センター^(注1)(以下「研究センター」という。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき、平成22年4月1日に、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供等を行うために設立された。

これに伴い、6国立高度専門医療センター^(注2)(以下「旧センター」という。)の経理を一般会計と区分して行うために設置されていた国立高度専門医療センター特別会計は廃止された。

(注1) 6国立高度専門医療研究センター 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター

(注2) 6国立高度専門医療センター 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センター

(2) 権利義務の承継等

ア 国が有する権利義務の承継

研究センターの成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、研究センターが行う業務に関するものは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令」(平成22年政令第41号。以下「政令」という。)で定めるところにより、政令で定めるものを除き、研究センターが承継するとされている。そして、研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの(土地、建物、工作物等の国有財産、医療機器等の物品その他の資産。以下「承継資産」という。)の価額の合計額から、研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額等の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政府から研究センターに対し出資されたものとするとしている。

イ 承継資産の指定

旧センターは、承継資産を特定するに当たり、国有財産については国有財産台帳と突合するなどして口座別使用現況内訳表等を作成し、また、物品については物品管理簿と突合するなどして承継一覧等を作成し、厚生労働省に提出した。そして、厚生労働大臣は、これらの口座別使用現況内訳表、承継一覧等に記載されたものを承継資産として指定した。

ウ 国有財産の評価

承継資産の価額は、研究センターの成立の日現在における時価を基準として、厚生労働大臣が承継資産の価額を評価するために任命した評価委員が評価した価額とすることとしている。

厚生労働省は、評価委員が承継資産の価額を評価するために、国有財産のうち、土地、建物及び工作物の22年4月1日現在における時価評価の鑑定を、不動産鑑定士に委託して行った。

不動産鑑定士の鑑定評価書等によれば、工作物のうち、建物の効用に寄与することでその建物と一体で経済価値を有していると判断された水道、冷暖房装置等(以下「付帯部分」という。)は、その建物に含めて評価されている。そして、各建物の評価額の算定に当たっては、主体部分及び付帯部分それぞれの耐用年数に応じた減価額を算出し、再調達原価から減価額を減ずるなどした金額を評価額としている。

エ 物品の評価

物品の評価については、その取得年月日、数量、取得価格等を基にして、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定める減価償却資産の耐用年数を適用した定額法により、取得時点から承継時点までの減価償却を行い、その未償却残高を評価額とするなどしている。そして、医療用器械備品及びその他器械備品については、未償却残高が50万円以上のものを承継資産としている。

(3) 会計基準と財務諸表の作成

独立行政法人の会計については、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。平成23年6月改訂。以下「会計基準」という。)に従うものとされ、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。そして、独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、当該年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

(4) 業績評価の実施

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を作成し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的にその業務を運営することとされている。そして、独立行政法人は、各年度及び中期目標に係る業務実績についての独立行政法人評価委員会等の評価(以下「業績評価」という。)を受けなければならないとされている。研究センターは、それぞれの22年度の年度計画の中で、可能な限り収支相償の経営を目指すなどとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の見地から、国による事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされている。この事後チェックを適切に行うためには、独立行政法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供する必要がある。

そこで、本院は、正確性等の観点から、研究センターの財政状態及び運営状況が22年度の財務諸表に適切に反映され、財務諸表の真実性が確保されているかなどに着眼して、研究センターが承継した建物、医療用器械備品、その他器械備品等を対象として、研究センターにおいて、口座別使用現況内訳表、承継一覧等の関係書類と鑑定評価書等との照合を行ったり、現場の確認を行ったりなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 建物について

研究センターが承継した建物計 56 件については、主体部分のほか、それぞれに付帯部分が含まれているが、研究センターでは一律に主体部分の耐用年数を適用し、減価償却を行っていた。

しかし、研究センターの会計規程によれば、耐用年数等については省令に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとされており、省令では、建物とその附属設備(給排水設備、冷暖房設備等)の耐用年数は異なっている。したがって、研究センターが承継した建物については、主体部分と付帯部分に分割した上で、それぞれの耐用年数を適用して、別々に減価償却を行うべきであると認められた。

この結果、表のとおり、研究センターの建物の減価償却累計額が計 6 億 3864 万余円過小に計上され、減価償却費及び損益外減価償却累計額が計 4 億 2066 万余円及び計 2 億 1797 万余円過小に計上されていた。

表 過小に計上されていた建物減価償却累計額 (単位：件、千円)

国立高度専門医療研究センター名	別々に減価償却を行う必要がある建物		当初の減価償却累計額 A	別々に減価償却を行った場合の減価償却累計額 B	うち主体部分	うち付帯部分	過小に計上されていた減価償却累計額 A - B
	件数	金額					
国立がん研究センター	14	12,812,117	459,296	702,205	424,819	277,385	△ 242,909
国立循環器病研究センター	4	309,441	10,854	16,343	9,806	6,537	△ 5,488
国立精神・神経医療研究センター	13	2,587,417	79,202	97,503	73,922	23,581	△ 18,300
国立国際医療研究センター	8	6,711,625	219,245	326,115	195,669	130,446	△ 106,869
国立成育医療研究センター	14	16,405,257	530,437	770,988	466,085	304,903	△ 240,551
国立長寿医療研究センター	3	314,612	11,380	35,903	9,104	26,798	△ 24,522
計	56	39,140,471	1,310,416	1,949,059	1,179,407	769,652	△ 638,642

(注) 各研究センターの名称中「独立行政法人」は記載を省略した。

(2) 器械備品について

ア 承継価額が過小になっているもの

独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「循環器病センター」という。)は、承継資産に該当する物品を承継一覧に記載していなかったり、誤った取得価格を基にして減価償却を行って承継価額を算定していたりしたため、承継時点において、医療用器械備品の価額が計 320 件、2 億 4078 万余円、その他器械備品の価額が計 215 件、3 億 7185 万余円、合計 535 件、6 億 1263 万余円過小になっていた。

イ 承継価額が過大になっているもの

循環器病センターは、既に廃棄済の物品を承継一覧に記載していたり、誤った取得価格を基にして減価償却を行って承継価額を算定していたりしたため、承継時点におい

て、医療用器械備品の価額が計5件、2203万余円、その他器械備品の価額が計30件、5740万余円、合計35件、7943万余円過大になっていた。

この結果、循環器病センターの医療用器械備品及びその他器械備品の価額が2億1875万余円及び3億1445万余円過小に計上されていた。

また、そのため、医療用器械備品及びその他器械備品の減価償却累計額が1億0075万余円及び9509万余円、計1億9584万余円過小に計上され、減価償却費及び損益外減価償却累計額が1億0362万余円及び9222万余円過小に計上されていた。

上記のように、研究センターにおいて承継した建物の減価償却が正しく行われず、建物の減価償却累計額が過小に計上されるなどしている事態及び循環器病センターにおいて承継した器械備品の価額計上等が正しく行われず、器械備品の価額が過小に計上されるなどしている事態は、財務諸表において研究センターの財政状態及び運営状況が適切に表示されていないものであり、ひいては業務運営の効率化に係る業績評価が適正に行われぬおそれもあることから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 建物について

研究センターにおいて、承継した建物については主体部分と付帯部分に分割して減価償却を行うことの認識が十分でなかったこと

イ 器械備品について

(ア) 循環器病センターにおいて、物品の把握・管理が適切に行われておらず、承継すべき物品の確認が十分でなかったこと

(イ) 厚生労働省において、承継一覧等の確認が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究センターは、次のような処置を講じた。

ア 研究センターは、承継した建物計56件について、主体部分と付帯部分に分割した上で、それぞれの耐用年数を適用して、別々に減価償却を行い、22年度の財務諸表にこれを反映させた。

イ 循環器病センターは、承継時点で過小又は過大に計上していた器械備品570件について、価額の修正を行った上で、減価償却を行い、22年度の財務諸表にこれを反映させた。

ウ 循環器病センターは、今後、新たに取得する器械備品についても、その把握・管理が適切に行われるよう、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うための体制を整備した。

第42 国立大学法人北海道大学、第43 国立大学法人埼玉大学、第44 国立大学法人東京大学、第45 国立大学法人東京医科歯科大学、第46 国立大学法人東京外国語大学、第47 国立大学法人一橋大学、第48 国立大学法人福井大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人静岡大学、第51 国立大学法人名古屋大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人大阪大学、第54 国立大学法人高知大学、第55 国立大学法人九州大学、第56 国立大学法人鹿児島大学

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(15) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

科 部 局 等	固定資産 国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学
上記の15国立大学法人が保有している土地及び建物の平成22年3月31日現在の帳簿価額の合計	土地 2兆1453億2095万余円 建物 9629億9062万余円
上記のうち未利用の土地や建物等に係る帳簿価額の合計	土地 172億4610万円 建物 3億7255万円 計 176億1866万円

本院は、国立大学法人が、教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継して保有している土地及び建物のうち、利用していない土地や建物等の処分及び有効活用について、平成23年10月28日に、国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学(以下、これらを合わせて「15国立大学法人」という。)の各学長に対して、「保有している土地・建物の処分及び有効活用について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、15国立大学法人のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 国立大学法人の保有資産の概要

(1) 国立大学法人の保有資産

90 国立大学法人(4 大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)は、資産として、土地(キャンパス等。帳簿価額計 4 兆 9088 億余円(22 年 3 月 31 日現在。以下同じ。))及び建物(教育・研究施設等。帳簿価額計 2 兆 5430 億余円)を保有しており、その大宗は、16 年 4 月に国立大学法人が教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継したものである。

そして、国立大学法人は、毎事業年度国から交付される運営費交付金等を原資として、保有している土地や建物等の資産の維持管理を行っており、保有資産の維持管理に当たっては、管理規則を制定するなどして、保有資産の使用状況等を把握して適正な運用に努めるとともに、常に良好な状態を確保するよう維持・保全に留意し、保有資産が教育研究等の業務に必要ななくなったと認められるときは、売却等の処分を行うことができるなどとしている。

(2) 保有資産の処分

国立大学法人の保有資産のうち国から承継した土地については、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)において、当該土地を処分したときは、売却収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「財経センター」という。)に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとするとしており、国立大学法人は、原則として、当該土地の売却収入から建物の取壊し費用等を除いた額に 100 分の 50 を乗じて得た金額を財経センターに納付することとされている。

そして、財経センターは、納付された資金を原資として、国立大学法人等を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っている。

(3) 保有資産の見直し

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月閣議決定)において、独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進することとされており、国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら同様に改革を推進することとされている。

そして、国立大学法人の保有資産の見直しについては、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年 6 月文部科学大臣決定)等において、国立大学法人は、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、国立大学法人が保有している土地や建物が教育研究等の業務を確実に実施するという目的に沿って有効に活用されているか、利用していない土地について、売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、22 年次に 90 国立大学法人のうち 31 国立大学法人において会計実地検査を行い、22 年 10 月までに検査を完了した 4 国立大学法人の各学長に対して、未利用の土地や建物等につ

いて具体的な処分計画又は具体的な利用計画を策定するなどしてその有効活用を図るよう、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するとともに、これを平成21年度決算検査報告に掲記した。そして、23年次は各国立大学法人が22年3月31日現在で保有している土地及び建物を対象として、残りの27国立大学法人^(注1)について引き続き検査を行いつつ、新たに29国立大学法人^(注2)において、施設の配置図等の関係書類を検査するとともに、現地^(注2)に赴き土地や建物の現況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 27国立大学法人 北海道、北海道教育、宮城教育、筑波、筑波技術、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、金沢、岐阜、名古屋、京都、京都教育、大阪、神戸、和歌山、岡山、広島、高知、福岡教育、九州、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構の各大学共同利用機関法人

(注2) 29国立大学法人 室蘭工業、帯広畜産、旭川医科、北見工業、宇都宮、埼玉、千葉、東京農工、東京海洋、お茶の水女子、新潟、長岡技術科学、福井、信州、静岡、名古屋工業、豊橋技術科学、三重、滋賀、大阪教育、奈良女子、山口、香川、九州工業、佐賀、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、総合研究大学院の各国立大学法人

(検査の結果)

22年次に引き続き23年次にも検査を行った27国立大学法人と23年次に新たに会計実地検査を行った29国立大学法人とを合わせた計56国立大学法人のうち、15国立大学法人(保有している土地の帳簿価額計2兆1453億2095万余円、建物の帳簿価額計9629億9062万余円)において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして土地や建物を16年4月に国から承継してから5年を超えているのに、具体的な処分計画又は当該土地の利用方針に沿った具体的な利用計画を策定しないまま有効に利用していない土地があるなどの適切でない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 国から承継して保有している土地を利用していないもの

国から承継して保有している土地を利用していないものが、表1のとおり、8国立大学法人において、計17件(敷地面積計114,722.5㎡、帳簿価額計82億0905万余円)見受けられた。

これらの事態を態様別にみると、①国から学生宿舍用地等を承継しているものの、当該用地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく、雑木林地等そのまま保有しているものが計13件(敷地面積計108,583.0㎡、帳簿価額計74億3386万余円)、②国から承継した職員宿舍等を取り壊して更地としたものの、当該更地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく保有しているものが計4件(敷地面積計6,139.4㎡、帳簿価額計7億7519万余円)となっていた。

表1 保有している土地を利用していないもの

国立大学法人名	態様	件数	敷地面積	帳簿価額
北海道大学	①	1	3,180.5m ²	4065 万余円
東京大学	①	3	72,411.5m ²	64 億 2661 万余円
	②	3	5,539.4m ²	6 億 7914 万余円
	計	6	77,951.0m ²	71 億 0576 万余円
静岡大学	①	1	499.0m ²	1159 万余円
京都大学	①	3	11,916.0m ²	3 億 6222 万余円
大阪大学	①	1	2,400.0m ²	3 億 8366 万余円
	②	1	600.0m ²	9604 万余円
	計	2	3,000.0m ²	4 億 7971 万余円
高知大学	①	2	6,206.4m ²	9300 万余円
九州大学	①	1	1,785.9m ²	5500 万円
鹿児島大学	①	1	10,183.6m ²	6110 万円
計 8 国立大学法人	①計	13	108,583.0m ²	74 億 3386 万余円
	②計	4	6,139.4m ²	7 億 7519 万余円
	合計	17	114,722.5m ²	82 億 0905 万余円

(注) 敷地面積欄の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計又は合計の数値と一致しないものがある。

上記の事態のうち、態様①について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞

国立大学法人大阪大学は、国から豊中団地(大阪府豊中市)の学生宿舎用地(敷地面積 2,400.0 m²、帳簿価額 3 億 8366 万余円)を更地の状態で承継して保有している。

同法人は、平成 17 年に同団地の土地等の利用方針や整備方針等について策定した「大阪大学キャンパスマスタープラン」において、当該土地に学生宿舎を建設するとしていたが、その後、学生宿舎の建設に関して具体的な施設整備等の利用計画を策定していなかった。このため、当該土地に学生宿舎を建設しないままとなっており、また、他の用途に利用することなく保有していた。

(2) 国から承継して保有している職員宿舎等を全く利用していなかったり、その利用が低調であったりしているもの

ア 国から承継して保有している職員宿舎を全く利用していないもの

国から承継して保有している職員宿舎を全く利用していないものが、国立大学法人埼玉大学において、1 件(土地：敷地面積 214.7m²、帳簿価額 5946 万余円、建物：延べ面積 60.7m²、帳簿価額 1 円)見受けられた。

この職員宿舎は、入居していた職員が 11 年 3 月に退職した後、建物の老朽化等のため入居する者がおらず、21 事業年度までの 10 か年度以上にわたり全く利用されていなかった。

イ 国から承継して保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国から承継して保有している宿泊施設で、その利用が低調なものが、表 2 のとおり、10 国立大学法人において、計 15 件(土地：敷地面積計 74,822.8m²、帳簿価額計 6 億

7723 万余円、建物：延べ面積計 8,109.1m²、帳簿価額計 3 億 7260 万余円)見受けられた。

これらの宿泊施設は、各国立大学法人の全ての学生、教職員等が課外活動等に利用することができる施設であるが、利用者のニーズが変化したことなどにより、これらの施設の 16 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率(施設が営業している期間における宿泊可能延べ人数に対する宿泊延べ人数の割合)が、表 2 のとおり低調となっていた。

表 2 保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国立大学法人名	件数	面積 上段：敷地面積 下段：建物延べ面積	帳簿価額 上段：土地 下段：建物	平成 16 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率
埼玉大学	1	679.4m ² 180.1m ²	1 億 8813 万余円 1 円	19.2%～24.4%
東京医科歯科大学	1	1,620.6m ² 434.0m ²	580 万円 1494 万余円	1.4%～6.7%
東京外国語大学	1	4,488.3m ² 582.7m ²	3760 万円 3307 万余円	5.3%～9.5%
一橋大学	2	8,613.4m ² 1,330.1m ²	1 億 0040 万円 3809 万余円	5.1%～12.4%
福井大学	1	— 291.5m ²	— 1306 万余円	2.6%～6.2%
信州大学	2	3,474.3m ² 560.2m ²	1600 万円 2887 万余円	5.3%～16.7%
静岡大学	1	3,460.0m ² 579.4m ²	2 億 8284 万余円 5080 万余円	14.8%～20.1%
名古屋大学	2	4,474.9m ² 1,845.0m ²	2410 万円 5960 万余円	8.1%～16.6%
大阪大学	2	1,205.5m ² 676.0m ²	835 万円 1406 万余円	7.3%～12.3%
九州大学	2	46,806.2m ² 1,629.8m ²	1400 万円 1 億 2006 万余円	14.1%～27.7%
計 10 国立大学法人	15	74,822.8m ² 8,109.1m ²	6 億 7723 万余円 3 億 7260 万余円	

注(1) 面積欄の数値は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計の数値と一致しない。

注(2) 施設稼働率は平成 16 事業年度から 21 事業年度までの間の最低値と最高値を示している。

- (3) 国から承継して保有している運動場の学内利用が低い割合となっていて、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているもの

国から承継して保有している運動場について、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているものが、国立大学法人東京大学において、表 3 のとおり、計 2 件(敷地面積計 107,616.0m²、帳簿価額計 83 億 0038 万余円)見受けられた。

上記の運動場は、同法人が定めた運営に関する規程によると、同法人の学生、生徒及び教職員が体位の向上、心身の保健のために使用すること(以下「学内利用」という。)を目的とする体育施設であり、同法人の使用を妨げない限度において学外利用として卒業生等に臨時に使用させることができるものとして運営することとされている。

しかし、その利用実態についてみたところ、利用者のほとんどが同法人の学生等ではなく学外利用者となっており、主たる目的である学内利用は低い割合となるなどしていた。

表3 保有している運動場の学内利用が低い割合となっており、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているもの

運動場の種類 (団地名)	敷地面積	帳簿価額	平成 19 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の学内利用者数、総利用者数及び総利用者数に対する学内利用者数の割合
検見川総合運動場クロスカントリーコース等 (検見川団地)	93,927.0m ²	72 億 7915 万余円	19 事業年度 601 人、11,684 人(5.1%) 20 事業年度 450 人、10,845 人(4.1%) 21 事業年度 496 人、12,298 人(4.0%)
ラグビー場 (柏 II 団地)	13,689.0m ²	10 億 2122 万余円	19 事業年度 170 人、1,077 人(15.7%) 20 事業年度 94 人、3,220 人(2.9%) 21 事業年度 463 人、3,738 人(12.3%)
計 2 件	107,616.0m ²	83 億 0038 万余円	

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

国立大学法人東京大学は、国から検見川団地(千葉市)の検見川総合運動場を承継して保有しており、同法人の規程により、同運動場を学内利用を主たる目的とする体育施設として運営することとしている。そして、運営上は、同運動場の一部の土地(敷地面積 93,927.0m²、帳簿価額 72 億 7915 万余円)については、クロスカントリーコース等として学外利用も可能としており、また、ゴルフの授業等の利用者がゴルフを実習するための場所として学内利用に限定して利用することとしている。

しかし、クロスカントリーコース等の利用実績についてみたところ、学内利用者が、平成 19 事業年度 362 人、20 事業年度 222 人、21 事業年度 330 人、一方、学外利用者が、19 事業年度 11,083 人、20 事業年度 10,395 人、21 事業年度 11,802 人となっており、その利用状況は学外利用が大半を占めていた。また、学内利用に限定しているゴルフの授業等としての利用実績については、利用者数が、19 事業年度 239 人(利用日数 14 日)、20 事業年度 228 人(同 10 日)、21 事業年度 166 人(同 7 日)にとどまっていた。

以上について、15 国立大学法人別に帳簿価額を示すと、表 4 のとおりである。

表4 15国立大学法人別の帳簿価額

国立大学法人名	保有している土地及び建物の平成22年3月31日現在の帳簿価額 上段：土地 下段：建物	左記のうち未利用の土地や建物等に係る帳簿価額(注)	
		上段：土地 下段：建物	計
北海道大学	1281億3356万余円 752億3995万余円	4065万円 —	4065万円
埼玉大学	550億1091万円 122億5821万余円	2億4760万円 2円	2億4760万円
東京大学	8913億9206万余円 2098億1893万余円	154億0614万円 —	154億0614万円
東京医科歯科大学	875億3640万円 543億4934万余円	580万円 1494万円	2074万円
東京外国語大学	258億8150万円 143億4123万余円	3760万円 3307万円	7067万円
一橋大学	1343億3362万余円 213億2812万余円	1億0040万円 3809万円	1億3849万円
福井大学	422億7802万余円 181億5501万余円	— 1306万円	1306万円
信州大学	337億6004万余円 424億9603万余円	1600万円 2887万円	4487万円
静岡大学	333億5599万余円 170億8155万余円	2億9443万円 5080万円	3億4524万円
名古屋大学	705億5394万余円 801億8970万余円	2410万円 5960万円	8370万円
京都大学	1661億8000万余円 1411億5439万余円	3億6222万円 —	3億6222万円
大阪大学	2234億1261万余円 1011億1138万余円	4億8806万円 1406万円	5億0212万円
高知大学	260億2067万余円 139億0380万余円	9300万円 —	9300万円
九州大学	1736億0648万余円 1296億7071万余円	6900万円 1億2006万円	1億8906万円
鹿児島大学	538億6509万余円 318億9218万余円	6110万円 —	6110万円
計	2兆1453億2095万余円 9629億9062万余円	172億4610万円 3億7255万円	176億1866万円

(注) 埼玉大学の建物の帳簿価額以外は、単位未満切捨てのため、土地と建物の帳簿価額を集計しても、各国立大学法人の合計と一致しないものがある。

(改善を必要とする事態)

15国立大学法人において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして国から土地や建物を承継したものの、それぞれの事情や経緯があるなどとして、利用してい

ない土地等や利用が低調である施設を、具体的な処分計画又は利用計画等を策定しないまま保有していたり、施設の運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況にあるのに、本来の施設の使用目的を見直していなかったりなどしている事態は、資産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、15 国立大学法人において、利用していない土地等や利用が低調となっているなどの施設を保有しているのに、これらの資産について、将来利用する可能性があるなどとして、不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画等の策定を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求した改善の処置

国立大学法人については、前記のとおり、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることが求められている。そして、国立大学法人が保有している土地や建物は、そのほとんどが国立大学法人化に伴って国から承継した資産であること、国立大学法人には、毎事業年度国から多額の運営費交付金が交付されており、これらの資産の維持管理に同交付金等を充てていることなどに鑑みると、国立大学法人においても、国の厳しい財政事情を考慮して、不要な資産については売却等の処分を着実に行うとともに、引き続き保有しようとする資産については一層の有効活用を図る取組が必要となっている。

これらのことから、15 国立大学法人に対して、前記の利用していない土地等を今後も引き続き保有することについて合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することについて合理的な理由が存在しない場合には、当該土地等についての具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、当該土地等についての具体的な施設整備等の利用計画を策定したり、本来の施設の使用目的を見直したりするなどして、当該資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(第44 国立大学法人東京大学)、第57 国立大学法人新潟大学、第58 国立大学法人香川大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(422) 教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの
(424)

科 目	経常収益
部 局 等	(1) 国立大学法人東京大学 (2) 国立大学法人新潟大学 (3) 国立大学法人香川大学
教員等個人宛て寄附金の概要	国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金
国立大学法人に寄附されていない教員等個人宛て寄附金	(1) 44,934,163 円(平成 18 年度～22 年度) (2) 43,746,180 円(平成 19 年度～22 年度) (3) 13,320,000 円(平成 19 年度～21 年度)

1 寄附金の概要

国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、国立大学法人は、寄附者の意向によって国立大学法人の教員等の職務上の教育・研究に対するものとして教員等個人に対して寄附された寄附金(以下「教員等個人宛て寄附金」という。)であっても、これを適正に受け入れて経理する必要がある。

そして、各国立大学法人は、寄附金の取扱いを定めた規則(以下「寄附金規則」という。)により、教員等が教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、10 国立大学法人^(注1)において、合規性等の観点から、教員等個人宛て寄附金が適正に受け入れられているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査に当たっては、寄附者である公益財団法人等が開示している寄附金についての情報と教員等が各国立大学法人に提出した寄附申込書等の書類を突合するなどの方法により検査した。そして、教員等が教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に対して寄附していない事態が見受けられた場合には、更に各国立大学法人に対して、他の教員等においても同様な事態がないかどうかについての調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 10 国立大学法人 室蘭工業大学、帯広畜産大学、宇都宮大学、東京大学、東京農工大学、東京海洋大学、新潟大学、長岡技術科学大学、静岡大学、香川大学の各国立大学法人

(2) 検査の結果

検査したところ、東京大学、新潟大学、香川大学の各国立大学法人では、寄附金規則^(注2)により、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人に寄附させることとしていた。しかし、3国立大学法人に所属する教員等計80名は、教員等個人宛て寄附金計135件、102,000,343円を平成18年度から22年度までの間に受領していたにもかかわらず、これらを改めて各国立大学法人に対して寄附しておらず、個人で経理するなどしていた。このような事態は、寄附金規則に違反していて、適正を欠いており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、教員等において、教員等個人宛て寄附金を各国立大学法人へ改めて寄附することについての理解が十分でなかったこと、各国立大学法人において、教員等個人宛て寄附金の調査・把握が十分でなかったこと、教員等個人宛て寄附金を改めて各国立大学法人へ寄附することについての教員等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを各国立大学法人別に示すと次のとおりである。

国立大学法人名	年 度	各国立大学法人に教員等個人宛て寄附金を寄附していなかった教員等の人数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金の件数	各国立大学法人に寄附されていなかった教員等個人宛て寄附金	左のうち未使用額
		人	件	円	円
(422) 東京大学	18～22	32	38	44,934,163	6,635,264
(423) 新潟大学	19～22	38	84	43,746,180	15,375,195
(424) 香川大学	19～21	10	13	13,320,000	—
(422)～(424)の計		80	135	102,000,343	22,010,459

(注2) 寄附金規則 国立大学法人東京大学においては「東京大学寄附取扱規則」(平成16年東大規則第234号)、国立大学法人新潟大学においては「国立大学法人新潟大学寄附金取扱規程」(平成16年規程第103号)、国立大学法人香川大学においては「香川大学寄附金事務取扱規程」(平成16年4月1日制定)である。

第59 国立大学法人東北大学、第60 国立大学法人東京学芸大学、第61 国立大学法人東京芸術大学、第62 国立大学法人琉球大学

平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(4) 保有している土地・建物の処分及び有効活用について

(平成21年度決算検査報告889ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京芸術大学及び国立大学法人琉球大学(以下、これらを合わせて「4国立大学法人」という。)は、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして、国から土地や建物を承継している。しかし、具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま、利用していない土地等や利用が低調である施設を保有している事態が見受けられた。

したがって、4国立大学法人において、利用していない土地等について今後も引き続き保有することに合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することに合理的な理由が存在しない場合には、当該土地等について具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な当該土地等の利用計画を策定するなどして、当該資産の有効活用を図るよう、4国立大学法人の各学長に対して平成22年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置及び当局の処置状況

本院は、4国立大学法人に対して、その後の処置状況についての報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学及び国立大学法人琉球大学は、本院指摘の趣旨に沿い、プロジェクト・チームを設置するなどして、利用していない土地等を今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な当該土地等の利用方法等についての検討を行っていた。そして、23年2月から6月までの間に具体的な利用計画等を策定して、引き続き保有することに合理的な理由が存在しない土地については、当該土地について処分に向けた手続を進めるとともに、合理的な理由が存在する土地等については、利用していなかった一部の土地について利用を開始したり、利用が低調な一部の施設について利用の向上を図るための施策を実施したりなどして、当該資産の有効活用を図る処置を講じていた。

また、国立大学法人東京芸術大学は、利用していない土地等を今後も引き続き保有する合理的な理由の有無の検討を行っていたものの、取手団地の土地については、23年度中に当該土地の具体的な利用計画の策定を行う予定であるとしている。

第3章
第2節
第59
国立大学法人東北大学
第60
国立大学法人東京学芸大学
第61
国立大学法人東京芸術大学
第62
国立大学法人琉球大学

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

事業所との受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約について

(平成 21 年度決算検査報告 896 ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、受信契約の促進と契約率の向上、受信料の安定的な収納等が可能となる仕組みを構築するために、業界団体の指導力、影響力に着目し、ホテル・旅館業の業界団体である旅館生活衛生同業組合等(以下「旅館組合等」という。)と受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約を締結している。しかし、受信機の全数について受信契約を締結した組合員等の全組合員等数に対する割合(以下「参加率」という。)や旅館組合等による受信契約の取次ぎの割合(以下「契約取次率」という。)が低率となっている旅館組合等が多数生じていたり、委託料について、参加率や契約取次率が低率な旅館組合等に対して一律に事業所割引適用前の受信料の 15% 相当額と算定していたりしていた。

したがって、協会において、本件業務委託契約について、参加率の一層の向上を促すよう、業界団体との緊密な連携を図るとともに、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう、日本放送協会会長に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、協会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、協会は、本院指摘の趣旨に沿い、業界団体と緊密な連携を図るため、旅館組合等に対して更なる参加率向上に向けて積極的に取り組むよう要請する処置を講じていた。

そして、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しについては、現行の契約期間が 23 年度までであることから、24 年度以降の契約内容を見直すことなどについて検討を進めている。

(第 11 首都高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

照明柱に添架する工事用 PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算を現場条件に応じた単価を設定するなどして適切なものとするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、3 管理局
契 約 名	標識補修 20-1 等 9 契約
工事用 PR 看板の概要	首都高速道路を利用する者に、工事の場所、施工日時、閉鎖する出入口等、交通に大きな影響を与える情報等を提供することを目的として一時的に設置するもの
請 負 人	株式会社日本パーカーライジング広島工場等 5 会社
契 約	平成 20 年 7 月～21 年 6 月 一般競争契約(単価契約) 平成 21 年 7 月～22 年 6 月 一般競争契約(単価契約) 平成 22 年 7 月～23 年 6 月 一般競争契約(単価契約)
上記の契約に係る支払額	36 億 1949 万余円(平成 20 年 7 月分～22 年 10 月分)
工事用 PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算額	1 億 2945 万余円(平成 20 年 7 月分～22 年 10 月分)
低減できた工事用 PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算額	6010 万円(平成 20 年 7 月分～22 年 10 月分)

1 工事の概要

(1) 工事の概要

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、西東京、東東京、神奈川各管理局(以下、これらを「3 管理局」という。)における道路標識、工事用 PR 看板等の取付け、撤去等を行う標識補修工事を、平成 20 年度から 22 年度までの各年度に、3 管理局ごとに株式会社日本パーカーライジング広島工場等 5 会社と、単価契約により請負契約を締結している。そして、これらの契約に係る支払額は、20 年度契約(20 年 7 月分から 21 年 6 月分まで)14 億 2653 万余円、21 年度契約(21 年 7 月分から 22 年 6 月分まで)18 億 7096 万余円、22 年度契約(22 年 7 月分から 10 月分まで)3 億 2199 万余円、計 36 億 1949 万余円となっている。

工事用 PR 看板は、首都高速道路を利用する者に、工事の場所、施工日時、閉鎖する出入口等、交通に大きな影響を与える情報等を提供することを目的として一時的に設置するものである。このうち耐水合板製の看板(縦 90cm、横 75cm 又は 50cm。以下「PR 看板」という。)は、閉鎖する出入口等の付近にある高速道路の高欄(高さ 90cm 又は 1 m)等の上に設置された照明柱に工事開始前に添架し、工事終了後に撤去するものである。そして、PR 看板の取付け及び撤去の作業のほとんどは、交通への影響が少ない夜間(22 時から翌朝 6

時まで)に行われている。

(2) PR 看板の取付工及び撤去工に係る単価

会社は、PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算については、会社制定の「単価・簡易契約工事の手引き(標識補修工事編)」(以下「手引」という。)等に基づき行っており、手引等によると、PR 看板の取付工及び撤去工に係る単価は、次のとおり算定することとされている。

- ① 標準デッキリフト車(以下「高所作業車」という。)を使用した作業(以下「高所作業」という。)を前提とし、高所作業の主体となるとび工1名及び普通作業員1名が高所作業車のデッキに搭乗して取付け又は撤去の作業を行うとともに、普通作業員1名が高速道路上においてデッキへの荷渡しや高所作業の安全確認を行うこととして、これら計3名の作業員に要する労務費に高所作業車の賃料等を加算した1日当たりの経費を算出する。
- ② ①の経費の額を、取付けに係る1日当たりの施工枚数15.5枚又は撤去に係る1日当たりの施工枚数22.1枚でそれぞれ除して、PR 看板1枚当たりの取付工及び撤去工の単価を算定する。

そして、3管理局における20年度契約から22年度契約までの単価は、取付工については5,442円から5,674円、撤去工については3,816円から3,979円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、毎年、多数のPR 看板の取付け及び撤去を行っており、これに要する費用は多額となっている。

そこで、本院は、会社本社及び3管理局において、経済性等の観点から、PR 看板の取付工費及び撤去工費の積算は、現場条件を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、20年7月から22年10月までに実施されたPR 看板の取付け13,736枚及び撤去13,950枚に係る取付工費及び撤去工費の積算額、20年度契約4911万余円、21年度契約6818万余円、22年度契約1216万余円、計1億2945万余円を対象として、契約書、施工写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 高所作業を必要としない箇所について

取り付けられたPR 看板13,736枚のうち7,520枚については、高欄等の上に設置された照明柱の周囲に高さ1m以上の遮音壁(高さ50cmの吸音板を2段以上接合したもの)等の支障物がないことから、PR 看板の下端が道路面から1.5m程度までの高さとなる低い位置に、高所作業によることなく高速道路の路面上から直接取り付けることが可能な状況となっていた。したがって、上記の7,520枚について照明柱の低い位置にPR 看板を取り付けることとすれば、高所作業車が不要となるとともに、荷渡しや高所作業の安全確認を行う普通作業員1名も不要となり、高速道路の路面上において、主体的な業務を行う特殊作業員1名と補助的な業務を行う普通作業員1名の計2名による作業が可能となると認められた(参考図参照)。

そこで、高所作業を必要としない箇所において、高速道路の路面上で作業した場合の1日当たりの施工枚数について調査したところ、取付けは31.6枚、撤去は49.0枚であっ

た。この結果等に基づいて、3管理局における20年度契約から22年度契約までのPR看板1枚当たりの単価を算定すると、取付工については1,821円から1,916円、撤去工については1,291円から1,360円となった。

(2) 高所作業を必要とする箇所について

取り付けられたPR看板13,736枚のうち残りの6,216枚は、照明柱の周囲に高さ1m以上の遮音壁等の支障物があることから、高所作業を行う必要があるが(参考図参照)、この場合の取付け高さについて、手引では定めておらず、また、仕様書等においても示していなかった。

そこで、高所作業を必要とする箇所において、取付け高さを視認性を損なわずに作業効率が向上する低い位置とした場合の1日当たりの施工枚数について調査したところ、取付けは22.6枚、撤去は29.9枚となり、手引における1日当たりの施工枚数(取付け15.5枚、撤去22.1枚)をいずれも上回っていた。この結果等に基づいて、3管理局における20年度契約から22年度契約までのPR看板1枚当たりの単価を算定すると、取付工については4,060円から4,241円、撤去工については3,149円から3,291円となった。

上記のように、PR看板の取付工費及び撤去工費の積算に当たり、高所作業を必要としない箇所について、高所作業を前提とした単価を適用していたり、高所作業を必要とする箇所について、1日当たりの施工枚数が作業効率を考慮した取付け高さに対応するものとなっていなかったりなどしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できたPR看板の取付工費及び撤去工費の積算額)

(1)及び(2)の結果により算定したPR看板の取付工及び撤去工の単価に、それぞれの枚数を乗じて取付工費及び撤去工費を計算すると、20年度契約2490万余円、21年度契約3748万余円、22年度契約690万余円、計6929万余円となり、前記の1億2945万余円を約6010万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、一時的に設置されるPR看板の取付工費及び撤去工費の積算に当たり、現場条件の把握が十分でなかったことなどによると認められた。

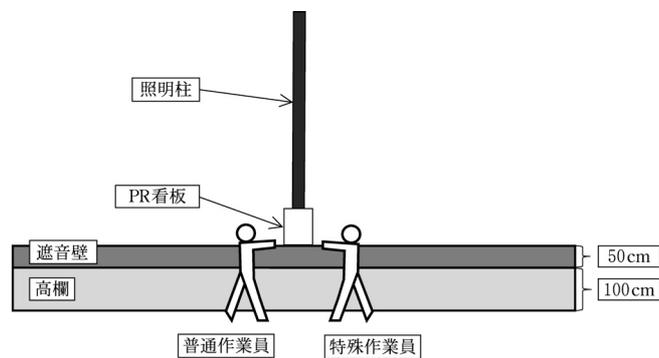
3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、23年2月に、現場条件に適合した単価の設定方法や作業効率を考慮したPR看板の取付け高さなどを定めて3管理局に通知し、22年11月以降に実施した作業から通知に基づき算定した単価を適用するとともに、23年6月に、手引を改定する処置を講じた。

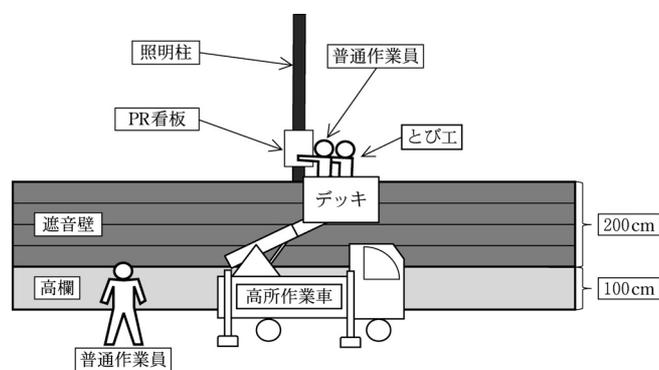
(参 考 図)

PR 看板の取付け及び撤去の概念図

(高所作業を必要としない箇所の例)



(高所作業を必要とする箇所の例)



(第 12 阪神高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

料金收受業務契約の予定価格の積算に当たり、硬貨計数機等の損料等を重複して計上することのないよう算定方法を改めるなどして備品費等の積算を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	阪神高速道路株式会社本社、2 管理部
契 約 名	平成 21 年度料金收受業務(大阪・京都地区)等 4 契約
契 約 の 概 要	料金所に収受員等を配置して、高速道路を通行する利用者から通行料金を収受するなどの業務を行わせるもの
契 約 金 額	134 億 4025 万余円(平成 21、22 両年度)
契 約 の 相 手 方	阪神高速トール大阪株式会社、阪神高速トール神戸株式会社
契 約	平成 21 年 4 月、22 年 3 月 随意契約
料金收受業務契約における備品費等の積算額	2 億 6942 万余円(平成 21、22 両年度)
上記のうち低減できた積算額	5030 万円

1 業務の概要

(1) 料金收受業務の概要

阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)の大阪、神戸両管理部(以下「2 管理部」という。)は、管内の料金所の料金收受業務を阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社にそれぞれ随意契約により請け負わせて実施しており、平成 21、22 両年度における契約件数及び契約金額は、21 年度 2 件、67 億 9890 万余円、22 年度 2 件、66 億 4134 万余円、計 4 件、134 億 4025 万余円となっている。

この料金收受業務は、会社が管理する料金所に収受員等を適宜配置して、高速道路を通行する利用者から通行料金を収受するなどの業務を行うものである。

(2) 業務費の積算

2 管理部は、料金收受業務契約(以下「業務契約」という。)の予定価格について、会社制定の「料金收受業務設計積算基準」並びに「平成 21 年度料金收受業務設計積算実施要領」及び「平成 22 年度料金收受業務設計積算実施要領」(以下、これら二つの要領を合わせて「要領」という。)に基づき、次のとおり積算している。

$$\boxed{\text{予定価格}} = \boxed{\text{人件費}} + \boxed{\text{現場管理費}} + \boxed{\text{一般管理費等}} + \boxed{\text{消費税相当額}}$$

このうち現場管理費は、光熱水費、備品費、車両費、雑費等から構成されており、その積算については、本社が要領に定める現場管理費単価表を用いて行うこととされており、備品費、車両費及び雑費の具体的な算定方法はそれぞれ次のとおりとなっている。

ア 備品費は、現場管理費単価表に示された備品損料と計数機等損料及び保守料を合計し

て算定する。この備品損料は、請負者から報告を受けた前々年度の実績額(以下、単に「実績額」という。)に基づき、また、計数機等損料及び保守料は、製造業者等から徴した硬貨計数機、紙幣整理機等(以下、これらを合わせて「硬貨計数機等」という。)の損料及び保守料に係る見積額に基づき、本社がそれぞれの年間所要額を管理部ごとに算定したものである。

イ 車両費は、現場管理費単価表に示された償却維持費、燃料費等を合計して算定する。

このうち、償却維持費は、本社が定めた車両1台当たりの償却費等の年間所要額である償却維持単価に台数を乗ずるなどして算定したものである。

ウ 雑費は、本社が請負者から報告を受けた実績額に基づき、その年間所要額を管理部ごとに算定したもので、現場管理費単価表に示された額とする。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本社及び2管理部において、経済性等の観点から、業務契約の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の4契約を対象として、契約書、設計書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、2管理部は、前記4契約の予定価格の積算に当たり、備品費、車両費及び雑費(以下「備品費等」という。)について、それぞれ計1億2448万余円、計6966万余円及び計7527万余円、合計2億6942万余円と算定していた。

しかし、備品費等の積算に用いる現場管理費単価表に示された備品損料等は年間所要額が管理部ごとに一括して計上されていることから、その算定内容や算定の基となった実績額の内訳について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

① 硬貨計数機等の損料については、計数機等損料及び保守料の算定対象とする一方で、備品損料の算定の基となった請負者から報告を受けた実績額にも計上されていた。

(大阪、神戸両管理部)

② 硬貨計数機等の保守料については、計数機等損料及び保守料の算定対象とする一方で、雑費の算定の基となった請負者から報告を受けた実績額にも計上されていた。

(神戸管理部)

③ 車両の償却費については、償却維持単価の算定対象とする一方で、備品損料の算定の基となった請負者から報告を受けた実績額にも計上されていた。

(神戸管理部)

したがって、現場管理費単価表を用いて積算した備品費等には、硬貨計数機等の損料及び保守料や車両の償却費が重複して計上される結果となっていた。

以上のように、備品費等の積算において硬貨計数機等の損料及び保守料や車両の償却費が重複して計上されていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記の4契約に係る備品費等の積算について、計数機等損料及び保守料又は備品損料に重複して計上されていた硬貨計数機等の損料及び保守料や車両の償却費を控除するなどして修正計算すると計2億1904万余円となり、前記の積算額2億6942万余円を約5030万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、要領に定める現場管理費単価表の備品損料等の算定に当たり、その算定内容についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、23年3月に、硬貨計数機等の損料及び保守料や車両の償却費を重複して計上することのないよう、備品費等の算定方法を改めるなどした23年度料金収受業務設計積算実施要領を制定し、これに基づいて23年度の業務契約を締結するなどの処置を講じた。

第64 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

不 当 事 項

役 務

(425) 警備業務等に係る委託契約において、深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費を誤って算定するなどしていたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
契 約 名	設備管理及び警備業務一式等 6 契約
契 約 の 概 要	メインキャンパス等の施設における警備業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	沖縄県ビルメンテナンス協同組合等 3 者
契 約	平成 20 年 11 月～22 年 4 月 一般競争契約
契 約 額	203,109,690 円 (平成 20 年度～22 年度)
割高となっていた契約額	3930 万円 (平成 20 年度～22 年度)

1 警備業務等に係る委託契約の概要等

(1) 委託契約の概要

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)は、メインキャンパス、シーサイドハウス、沖縄科学技術研究・交流センターの各施設の防犯・防災監視等を行うため、平成 20 年度から 22 年度までの間に、これらの施設に係る警備業務等を、沖縄県ビルメンテナンス協同組合等 3 者に契約件数計 8 件、契約額計 210,914,550 円で委託している。

これらの委託契約の仕様書によると、警備業務は、平日、休日共に 24 時間勤務とされており、これに必要な要員を配置するとしている。

(2) 予定価格の積算方法

委託契約に係る予定価格調書等によると、警備業務は、各時間帯 8 時間(午前 9 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午前 1 時まで、午前 1 時から午前 9 時までなど)の 3 交替制勤務で行うなどとしており、各時間帯において、通常時に必要な数の要員を配置し、さらに、メインキャンパスについては、通常時に配置する要員だけでは対応することが困難な異常事態等の発生時に備えて、各時間帯に交替要員を 1 名ずつ配置するとしている(以下、各時間帯に配置する要員数を「警備ポスト数」という。)

そして、機構は、前記の委託契約に係る予定価格について、次のとおり積算していた。

① 建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)に基づいて、警備員が正規の勤務時間内に業務を行う場合の 8 時間当たりの労務単価として公表されている日割基礎単価に、警備ポスト数及び業務日数を乗ずるなどして、直接人件費を算定する。

ただし、午後 10 時から午前 5 時までの深夜勤務を含む時間帯については、上記の方法で算定した直接人件費に、所定の方法で算出した深夜勤務に係る 1 時間当たりの割増

単価を基に算定した深夜勤務に係る割増額を加算するなどして、同時間帯の直接人件費を算定する。

- ② ①の直接人件費に直接物品費、業務管理費、一般管理費等を加えて業務価格を算定して、これに消費税を加えて予定価格を積算する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構において、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の8契約を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、前記の8契約のうち6契約(契約額計 203,109,690 円)について、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費の算定について

上記6契約のうち3契約において、深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費の算定に当たり、機構は、日割基礎単価に警備ポスト数及び業務日数を乗ずるなどして算定した直接人件費に加算する深夜勤務に係る割増額を次の算式により算定していた。

$$\boxed{\text{深夜勤務に係る割増額}} = \boxed{\text{割増基礎単価}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{各時間帯の深夜勤務} \\ \text{に係る時間数} \\ \times \text{警備ポスト数} \\ \times \text{業務日数} \end{array}}$$

しかし、積算基準等によれば、上記の割増基礎単価は、日割基礎単価から家族手当等を除いたものを、1時間当たりの単価に換算したもので、深夜勤務を行う場合の割増しの基礎となる1時間当たりの単価であり、同単価に深夜勤務に係る割増率を乗ずることによって、深夜勤務に係る1時間当たりの割増単価を算出することとされていた。そして、この割増率は、労使間の協定による取決めなどの特別な理由がない限り100分の25とされていることから、次の算式により、深夜勤務に係る割増額を算定すべきであると認められた。

$$\boxed{\text{深夜勤務に係る割増額}} = \underbrace{\boxed{\text{割増基礎単価}} \times \boxed{\frac{100 \text{ 分}}{25}}}_{\text{深夜勤務に係る1時間当たりの割増単価}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{各時間帯の深夜勤務} \\ \text{に係る時間数} \\ \times \text{警備ポスト数} \\ \times \text{業務日数} \end{array}}$$

深夜勤務に係る1時間当たりの割増単価

また、残りの3契約では、割増基礎単価に100分の25を乗じた額が深夜勤務に係る1時間当たりの割増単価であるにもかかわらず、誤ってこれに日割基礎単価の1時間当たりの労務単価を更に加算して深夜勤務に係る1時間当たりの割増単価としていた。

イ 直接人件費の算定における休憩時間の取扱いについて

前記6契約の全てにおいて、直接人件費の算定に当たり、各時間帯の勤務時間を1時間の休憩時間を含めて8時間と想定して、各時間帯の勤務時間(実働時間7時間)に、日割基礎単価をそのまま適用するなどしていた。

しかし、機構が用いた日割基礎単価は、休憩時間を含まず実働時間を8時間として設

定されているものであることから、これをそのまま適用するなどしていたことは適切ではなく、休憩時間1時間を除いた実働時間7時間に合わせて日割基礎単価を減額するなどすべきであると認められた。

ウ 交替要員に係る直接人件費の算定について

前記6契約のうち1契約において、交替要員に係る直接人件費の算定に当たり、異常事態等の発生時に備えた交替要員を常時1名配置するとしていた。

しかし、交替要員の配置が必要となる異常事態等は、あらかじめ発生回数等を確定することが困難であることから、交替要員を常時配置することを見込んで交替要員に係る直接人件費を算定するのではなく、交替要員を配置した実績に基づき精算することとすべきであると認められた。

実際に、機構は、契約の履行前に、異常事態等が発生した場合には、請負業者が当日出勤していない者を急きょ出勤させるなどして同事態に対応することについて同意しており、交替要員は常時配置されることにはなっていなかった。

したがって、深夜勤務を含む時間帯に係る直接人件費を適切に算定するなどして予定価格を修正計算すると計163,514,904円となり、本件契約額計203,109,690円は、これに比べて約3930万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、予定価格の積算に当たり、直接人件費に係る算定内容に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第65 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

法人向けブロードバンドサービスに使用するためにレンタルしているルータのうち、レンタル会社において機器費の回収を完了したと想定されるルータを経済的に調達するよう改善させたもの

科 目	営業費用
部 局 等	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社本社
契 約 名	レンタル契約
契 約 の 概 要	法人向けブロードバンドサービスに使用するルータを賃借するもの
レンタル料の支払額	26 億 2171 万余円 (平成 16 年度～23 年度)
節減できたレンタル料	2 億 1058 万円 (平成 19 年度～23 年度)

1 法人向けブロードバンドサービスの概要

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)は、インターネットを経由せずセキュリティが保たれた状態で法人の拠点間通信を行うことができるサービスを平成 16 年 9 月から、また、法人向けインターネット接続サービスのうち、遠隔監視機能を備えたサービス及びセキュリティ対応機能を備えたサービス(以下、これらのサービスを合わせて「法人向けブロードバンドサービス」という。)をそれぞれ 17 年 7 月及び 20 年 1 月から提供している。NTT コムは、法人向けブロードバンドサービスに使用する機器のうちルータについて、調達、管理及び保守の業務を一括してレンタル契約により A 会社に委託している。

そして、このレンタル料には、A 会社が取得したルータの原価等の経費(以下「機器費」という。)のほかに、調達に係る管理費及びサービス提供期間に係る保守費が含まれている。なお、21 年 4 月にレンタル契約のうち保守業務は別途契約とすることにしたため、それ以降のレンタル料は機器費に相当する分(以下「機器費分」という。)と管理費に相当する分から構成されている。

法人向けブロードバンドサービスに使用するルータの A 会社からのレンタル台数は毎年増加し、23 年 6 月末現在で 49,979 台であり、16 年度から 23 年度(23 年 4 月分まで)までのレンタル料の支払額は 26 億 2171 万余円に上っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、法人向けブロードバンドサービスに使用するルータの調達方法は適切かなどに着眼して、NTT コム本社において、当該ルータに係る 16 年度から 23 年度までの A 会社とのレンタル契約を対象として、レンタル基本契約書、契約締結に係る決裁書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、ルータの調達方法、レンタル料及びレンタル月数について、次のような事態が見受けられた。

ルータの調達方法としては、主に購入、リース、レンタルがあるが、顧客にサービスを解約された場合には、購入によりルータを調達すると、返却されたルータを在庫として管理しなければならなくなり、また、リースにより調達すると、利用料収入がない期間もリース料を支払わなければならない、更にリース契約を中途解約する場合には、中途解約違約金をリース会社に支払うこととなる。そこで、NTT コムは、顧客が任意の時期に法人向けブロードバンドサービスの利用を解約することを認めているため、法人向けブロードバンドサービス提供開始時のルータの調達方法の選定に当たり、中途解約違約金を支払うことなく、任意の時期に賃貸借を終了することができるレンタルによりルータを調達することとしていた。

そして、ルータのレンタル料は、レンタル台数の約8割を占めるエントリールータについては、新規サービスにおける一般的なレンタル台数、解約率、故障率等に係るA会社が有するノウハウに基づき、法人向けブロードバンドサービス提供開始時には1,400円/台・月とされていたが、19年5月に1,250円/台・月に引き下げられた。NTT コムは、この引下げについて、サービス開始後の実際のレンタル台数、解約率、故障率等が判明したことからA会社による機器費の回収期間が36月から48月に延長され、このことにより機器費分が減少したことによるものと想定していた。

そして、その後、毎年行われるレンタル料の改定交渉において、レンタル台数が数万台の規模に上ったことによるメリットを還元するとして、21年4月から23年4月までに計30円/台・月引き下げられたが、ルータのレンタル月数の長短については考慮されておらず、同一の単価となっていた。また、エントリールータに比べて高機能なルータであるスタンダードルータのレンタル料もおおむね同様の状況となっていた。

(注) エントリールータ・スタンダードルータ 「エントリールータ」とは、基本機能を具備したルータであり、「スタンダードルータ」とは、これに加えて、拡張機能を備えたルータである。

そこで、ルータのレンタル月数についてみると、23年6月末現在のルータの種類別レンタル月数別の台数は表のとおりとなっていて、49月以上にわたり継続してレンタルしているものが見受けられる状況となっていた。

表 ルータの種類別レンタル月数別の台数 (単位：台)

ルータの種類	レンタル月数							計
	1～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	61～72月	73月～	
エントリールータ	2,560	2,339	5,524	8,351	8,947	8,280	4,681	40,682
スタンダードルータ	1,630	2,055	1,966	2,271	1,226	149	0	9,297
計	4,190	4,394	7,490	10,622	10,173	8,429	4,681	49,979 (うち49月以上の台数 23,283)

本件レンタル契約は、前記のとおり、NTT コムが中途解約違約金を支払うことなく任意の時期に終了することができるので、A会社は中途解約により機器費の回収を完了することができなくなる場合がある。このため、レンタル料のうち機器費分は、A会社が機器費の回収を完了できない場合を考慮して料金設定されていると認められた。

そして、前記のとおり、NTT コムは、A会社が機器費を当初は36月で、19年4月(スタンダードルータ)又は同年5月(エントリールータ)以降は48月で回収していると想定して、

レンタル料の改定交渉を行っているので、23年6月末現在でレンタル月数が49月以上のルータについては、A会社において、既に当該ルータの機器費の回収を完了していると想定すべきであったと認められた。

したがって、23年6月末現在においてNTTコムがレンタルしているルータ49,979台のうち、49月以上にわたり継続してレンタルしていて、A会社が当該ルータの機器費の回収を完了したと想定されるルータ23,283台について、これを残存価格で買い取ったり、レンタル料を抜本的に減額したりするなど調達方法の見直しを検討することなく、機器費を回収できなくなる場合を考慮して算出される割高なレンタル料を支払っている事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(節減できたレンタル料)

機器費の回収を完了したと想定されるルータについて、本院の指摘を契機に、NTTコムが23年6月にA会社から徴したレンタル料の見積額(エントリールータ550円/台・月、スタンダードルータ620円/台・月)によりレンタルしていたとすると、エントリールータについて1億8967万余円、スタンダードルータについて2091万余円、計2億1058万余円のレンタル料を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NTTコムにおいて、レンタル料のうち機器費分については機器費を36月又は48月で回収する前提で算出されていると想定していたのに、機器費の回収を完了したと想定されるルータの調達方法についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTTコムは、23年7月に、レンタル月数が48月以上で、A会社が機器費の回収を完了したと想定されるルータのレンタル料を抜本的に引き下げる変更契約を締結するとともに、同年9月に、社内全組織に対して通知文書を発し、長期間レンタル契約が継続し、レンタル料のうち機器費分の支払累計額が機器費の額を超えたと想定されるなどの場合に、レンタル料の抜本的な減額や買取りなどの調達方法の見直しを検討することとする処置を講じた。

第66 東日本電信電話株式会社、第67 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 添架管理業務の実施に当たり、設備貸借管理システムを使用して添架データの管理を行うことにより、適切に添架料を徴収する体制を整備するよう改善させたものの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	営業収益
部局等	(1) 本社、17支店 (2) 本社、33支店
添架管理業務の概要	電柱へ添架された他社ケーブルに係るデータの管理及びそのデータに基づき他社ケーブルの設置者に添架料の請求を行う業務
添架料の徴収対象となっている他社ケーブルの条数	(1) 2,487,159条(平成22年度末) (2) 3,998,789条(平成22年度末)
上記に係る添架料徴収額	(1) 26億5248万余円(平成22年度) (2) 45億7653万余円(平成22年度)
添架契約が締結されていない他社ケーブルに係る添架料	(1) 4683万円(平成22年度) (2) 3070万円(平成22年度)

1 添架管理業務の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、平成22年度末現在、電話線等を架設する電柱を約1185万本(NTT 東日本約568万本、NTT 西日本約617万本)所有している。これらの電柱の中には、両会社以外の電気通信事業者等(以下「他事業者」という。)の通信ケーブル(以下「他社ケーブル」という。)を添架しているものがある。

電柱を管理する両会社の各支店は、他事業者と添架料単価(原則として他社ケーブル1条当たり年額1,200円)、添架条数^(注1)、添架施設の場所等を取り決めた添架契約を締結しており、他事業者から徴収した22年度における添架料は、NTT 東日本で26億5248万余円(約248万条)、NTT 西日本で45億7653万余円(約399万条)となっている。

両会社は、添架されている他社ケーブルに係るデータの管理業務及び添架料の請求業務(以下、両業務を合わせて「添架管理業務」という。)等を効率的に実施するため、設備貸借管理システム(Outside Plant Accounts system。以下「OPA」という。)を11年から運用している。各支店は、他事業者からの添架申請を承諾した場合、線路名、電柱番号、添架条数等(以下、これらの項目を合わせて「添架データ」という。)を、添架管理業務を行う部門(以下「管理部門」という。)において、電柱ごとにOPAに登録することとしている。

また、両会社は、電柱の安全性を確認するために電柱点検を実施しており、各支店の電柱点検を実施する部門(以下「点検部門」という。)は、両会社の本社がそれぞれ定めた点検項目について確認することとしている。そして、NTT 西日本は、点検項目において他社ケーブルに係る添架データを把握することとしており、現地の添架状況と OPA の添架データとが一致していない場合は、その状況を記載した調査表を管理部門に提出することとしているが、NTT 東日本は、この点検項目に他社ケーブルに係る添架データを把握することを含めていない。

各支店の電気通信設備工事を実施する部門(以下「工事部門」という。)は、上記の点検結果を踏まえるなどして計画的に電柱の建て替えを行う電柱更改工事を実施しているが、この電柱更改工事の実施に当たり、通信ケーブルを移設するよう他事業者に依頼するため、現地確認を行って他社ケーブルの添架状況を把握している。

(注1) 条数 電柱1本に通信ケーブルを1本添架した場合に1条として算定する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、ケーブルテレビ加入世帯の増加等により、他社ケーブルの添架条数が増加している。そこで、本院は、法規性、経済性等の観点から、各支店が、OPA を使用して添架データを適切に管理しているか、添架料の徴収を適切に行っているかなどに着眼して、NTT 東日本の6支店^(注2)、NTT 西日本の11支店^(注3)の計17支店において会計実地検査を行うとともに、両会社の本社から添架料徴収に係る関係書類等の提出を受けるなどして、全50支店における添架データの管理状況や添架料の徴収状況について検査を行った。

(注2) 6支店 東京、神奈川、長野、新潟、青森、北海道各支店

(注3) 11支店 大阪、大阪東、大阪南、滋賀、名古屋、福井、高知、福岡、北九州、大分、
鹿児島各支店

(検査の結果)

検査したところ、添架管理業務の実施状況について、次のような事態が見受けられた。

(1) 添架データの管理状況について

ア 支店における添架データの管理・活用状況

17支店において添架料請求額の計算に使用している添架条数と OPA に登録されている添架条数とを事業者ごとに比較したところ、OPA を使用して添架データを管理していなかったり、両者に開差が生じていたりしている事態が見受けられた。また、OPA には添架データが登録されていないが、隣接する電柱の添架データから他社ケーブルが添架されている可能性が高いと認められた電柱を NTT 東日本で82本、NTT 西日本で89本選定して現地確認したところ、それぞれ39本、41本の電柱に他社ケーブルが添架されており、OPA を使用した電柱ごとの添架データの管理が適切に実施されていなかった。

そこで、全50支店における添架データの管理状況を調査したところ、OPA を使用して添架管理業務を実施していた支店は、表のとおり、NTT 東日本で1支店、NTT 西日本で4支店のみであり、他の45支店は、独自に作成した表計算ソフト等(以下「支店システム」という。)を使用して添架管理業務を実施していた。

表 添架管理業務の実施状況

態 様	NTT 東日本	NTT 西日本
OPA を使用して添架管理業務を実施していた支店 (5 支店)	群馬支店	名古屋、愛媛、高知、北九州各支店
OPA を使用せずに支店システムを使用して添架管理業務を実施していた支店 (45 支店)	東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店	大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、香川、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

さらに、上記の 45 支店は、添架申請書の記載内容が適切に支店システムに登録されていなかったなどのため、添架データ等の管理ができておらず、添架されている他社ケーブルについて、添架契約を締結しているか確認することができない状況となっていた。

イ 電柱点検等で把握した添架データの活用状況

NTT 東日本の全 17 支店の点検部門は、前記のとおり、電柱点検の点検項目に他社ケーブルに係る添架データを把握することを含めていないことから、この点検を行っておらず、添架データの把握を行っていなかった。また、NTT 西日本の全 33 支店のうち^(注4) 25 支店の点検部門も、電柱点検において添架データの把握を行っていたものの、現地の添架状況と OPA の添架データとが一致しているかの確認を行っておらず、調査表も作成して^(注5)いなかった。一方、残りの 8 支店^(注6)は調査表を作成していたが、調査表に記載されたデータを OPA に登録していたのは 2 支店のみであった。

また、両会社の工事部門は、現地確認した電柱ごとの添架データを、管理部門との間で共有する体制が整備されておらず、電柱ごとの添架データは、管理部門において、OPA のデータ管理に活用されていなかった。

(注4) 25 支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、三重、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

(注5) 8 支店 京都、静岡、岐阜、金沢、富山、福井、広島、島根各支店

(注6) 2 支店 静岡、広島両支店

(2) 添架料の徴収状況について

本院の会計実地検査の結果を踏まえ、両会社の本社は、全国規模で通信ケーブルを添架している事業者が添架契約を締結することなく通信ケーブルを添架していないか調査したところ、23 年 6 月において、NTT 東日本で 39,027 条、NTT 西日本で 25,588 条が添架契約を締結することなく添架されていて、これらに係る 22 年度分の添架料、NTT 東日本で 4683 万余円、NTT 西日本で 3070 万余円が徴収されていなかった。

他事業者が、故意に両会社と添架契約を締結することなく通信ケーブルを添架した場合には、その添架状況を直ちに把握することは困難であると思料されるものの、以上のように、両会社において、OPA を使用して電柱ごとの添架データを管理していなかったり、電柱点検等で把握した添架データを適時適切に活用していなかったりしていた事態や、添架契約が締結されていない他社ケーブルに係る添架料が徴収できていなかった事態は、いずれも適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 両会社の支店において、管理部門が、OPA を使用して電柱ごとに添架データを管理していなかったり、点検、工事両部門との間で添架データを共有し、適時適切に活用していなかったりしていたこと
- イ 両会社の本社において、支店の OPA の使用状況や添架データの管理体制を把握しておらず、支店に対して添架データの適時適切な管理及び活用についての指導が十分でなかったこと
- ウ NTT 東日本において、電柱点検の項目に他社ケーブルに係る添架データを把握することを含めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 東日本は 23 年 7 月に、NTT 西日本は 23 年 8 月に、それぞれ各支店に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 両会社の支店において、管理部門が、OPA を使用して添架データの管理を適時適切に実施するとともに、点検、工事両部門との間で添架データを共有することにより、他事業者から適切に添架料を徴収する体制を整備した。
- イ 両会社の本社において、支店の OPA の使用状況や添架データの管理体制を把握して、支店に対して OPA 活用の周知徹底を図るなどの指導を行った。
- ウ NTT 東日本の支店において、点検部門は、電柱点検の際に他社ケーブルに係る添架データの把握を行うこととした。

(第66 東日本電信電話株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

委託費の実費精算に当たり、会計経理における統制等の内部統制が有効に機能するための体制を整備するなどして、社内規程に基づく支払金額の確認が適切に行われるよう改善させたもの

科 目	営業費用
部 局 等	東日本電信電話株式会社本社
契 約 名	家電量販店におけるフレッツコーナー運営委託基本契約(平成 21 年度)
契 約 の 概 要	家電量販店に設置されるフレッツコーナーにおいて、フレッツ光の勧奨・説明等の業務を委託するもの
契 約	平成 21 年 3 月 随意契約
支 払 額	17 億 2382 万余円(平成 21 年度)
上記のうち販売促進費の額	4 億 1459 万余円
領収書等により確認することができなかった販売促進費の額	3 億 7517 万円(平成 21 年度)

1 運営委託契約の概要

(1) 契約の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)は、フレッツ光等の商品を提供、販売しており、その一環として、家電量販店の店舗内にフレッツ光等を販売するための売場(以下「フレッツコーナー」という。)を設置している。

そして、NTT 東日本コンシューマ事業推進本部(以下「CS 本部」という。)は、平成 21 年 3 月に、ブロードバンド販売支援業務を行う会社(以下「A 会社」という。)とフレッツコーナーの運営を支援する業務を委託する基本契約を締結し、同契約に基づき四半期ごとに、契約金額、フレッツ光等の販売目標件数等を定める個別契約(以下、基本契約と個別契約を合わせて「運営委託契約」という。)を締結している。そして、CS 本部は、運営委託契約に基づき、毎月委託費を支払っており、支払金額は 17 億 2382 万余円となっている。

この委託費は、販売促進費、販売員等の人件費、販売件数に応じて増減する成果連動額等から構成されており、このうち、販売促進費は、家電量販店の店舗の現地調査に要する人件費やフレッツコーナーの装飾品、来店者に配布する景品の購入費等であり、個別契約書によれば実費精算することとされている。なお、22 年度の契約からは、委託費に販売促進費を含めないこととしているが、CS 本部では、今後も、本件契約と同様に一部に実費精算を含む契約を締結することが見込まれている。

(2) 内部統制システム

NTT 東日本は、経理規程(平成11年社長達東第76号)、監査規程(平成11年社長達東第73号)等の各種規程を整備するとともに、18年5月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制の充実・強化に努めている。経理規程では、財務及び会計に関する事務を正確かつ迅速に処理し、その財政状態及び経営成績に関し真実明瞭な報告を提供することなどを、また、監査規程では、本社等の各組織及び各事業部は会計処理等を対象とする監査及び契約業務監査(以下、これらの監査を「部内監査」という。)を実施し、財務部は各組織等による部内監査の有効性を含めて内部監査を実施することなどを、それぞれ定めている。

そして、NTT 東日本は、経理規程に基づき、収入、支出事務等の手続を定めた会計事務処理マニュアル(平成11年7月制定。以下「マニュアル」という。)を制定しており、マニュアルによると、支払先及び支払金額の正当性、支払時期の妥当性等の確認を契約書、請求書及びその他の会計書類により行うこととしている。また、CS本部は、同本部内の運用指導に用いる手引書として「契約お助けガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)を作成しており、ガイドブックによると、実費精算する場合には、契約書において、実費精算する旨の記載を行うとともに、領収書等の精算内容が確認できる書類の提出を相手方に義務付ける旨の記載を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、CS本部において、販売促進費に係る実費精算は適切に行われているか、会計経理における統制は適切に機能しているかなどに着眼して、本件契約を対象に、契約書、仕様書、請求書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

CS本部は、個別契約書において、「販売促進費は実費精算とする」としか記載しておらず、領収書等の精算内容が確認できる書類の提出をA会社に義務付ける旨を記載していなかった。

そして、CS本部は、毎月の販売促進費の支払に当たり、請求書の金額と請求書に添付されている内訳書の金額が合致していること、請求書に記載された金額があらかじめCS本部の算定した金額を下回っていることについてのみ確認を行っていて、マニュアルに基づく契約書、請求書及びその他の会計書類による支払金額の確認を適切に行っていなかった。さらに、CS本部は、マニュアルに対する理解が十分でなかったため、このような確認方法を適正であると認識していた。

そこで、本院は、21年度分の販売促進費4億1459万余円について、領収書等の精算内容が確認できる書類の提出をCS本部に求め、支払金額及び支払年月日について確認したところ、領収書等により確認できたものが3941万余円あったが、本件委託業務に係る販売促進費としてA会社が支出した事実を確認できなかったものが3億7517万余円見受けられた。

以上のように、販売促進費を支払う際にCS本部がマニュアルに基づき支払金額についての確認を適切に行っていなかった事態及びこのような状況であったにもかかわらずこれを部

内監査においても認識しえなかった事態は、CS本部において内部統制が有効に機能している状況とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、CS本部において、マニュアル等の社内規程に基づく事務処理に対する認識及び理解が十分でなく会計経理における統制が適切に機能していなかったり、実費精算についての点検項目を明確に定めておらず部内監査が適切に機能していなかったりしていたことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 東日本は、次のような処置を講じた。

ア CS本部は、23年8月に同本部内に周知文書を発して、今後、実費精算する際には支払金額についてマニュアルに基づく確認を適切に行うなどマニュアル等の社内規程を遵守して、会計経理における統制を適切に機能させるよう周知するとともに、同年9月に、実費精算を行った際の点検項目を明確にして部内監査の実施体制を充実することとした。

イ 財務部は、23年9月に社内各組織に対して指示文書を発して、マニュアル等の社内規程を遵守し、経理事務処理の一層の適正化を図ることを指示した。

(第67 西日本電信電話株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

光サービス用装置の設置に当たり、同装置を複数の用途で共用するなどして、より少ない装置数で光サービスを提供できるよう改善させたもの

科 目	固定資産 電気通信設備
部 局 等	西日本電信電話株式会社本社、33 支店
光サービス用装置の概要	光サービスを提供するために、電話局に設置し、加入者回線の接続、集線、接続制御等を行う装置
検査の対象とした電話局数、装置数及び固定資産額	453 局 11,587 台 72 億 9635 万余円(平成 23 年 6 月末)
上記の電話局において将来需要に対して過剰と認められる装置数	1,950 台
過剰と認められる固定資産の額	10 億 9767 万円(平成 23 年 6 月末)

1 光サービス用装置の概要

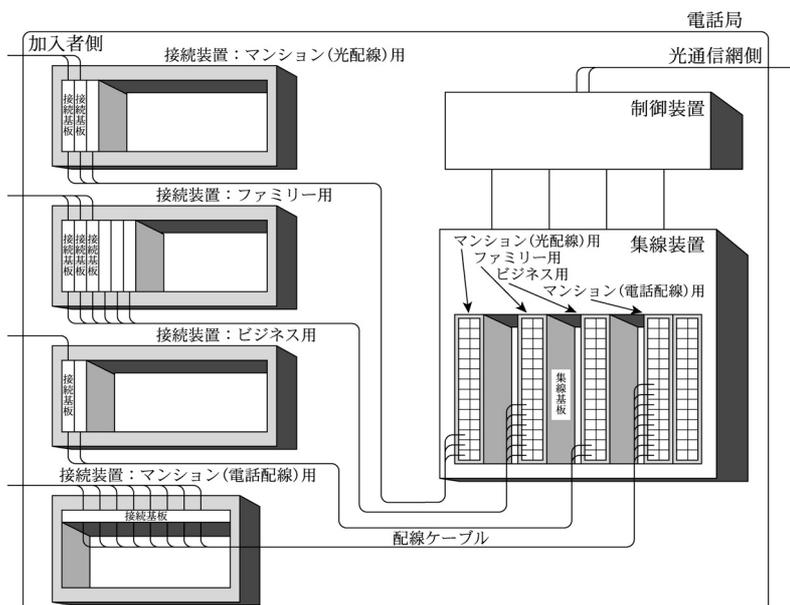
西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)は、平成 20 年 3 月から、従来の固定電話網の信頼性及び安定性と光通信網の経済性及び柔軟性を備えた新しいネットワークとなる次世代ネットワーク(Next Generation Network。以下「NGN」という。)を光通信網上に構築し、地上デジタル放送の再送信も可能な光サービスである NGN 利用サービスとして、主に法人向けのビジネス、戸建て住宅向けのファミリー等の用途別に提供している。

そして、各電話局に、加入者宅まで敷設された光ケーブルを接続する装置(以下「接続装置」という。)、接続された多数の加入者回線を多重化し、1 回線に集線する装置(以下「集線装置」という。)等の光サービス用装置を設置している。このうち、接続装置及び集線装置は、用途や加入者回線数に応じた枚数の電子基板を収容し、接続装置の電子基板(以下「接続基板」という。)から集線装置の電子基板(以下「集線基板」という。)へ配線ケーブルで接続して使用するものである。そして、両装置の単体当たりの最大回線収容数は、それぞれ接続装置が約 500 回線から 1,000 回線、集線装置が約 8,000 回線となっている(参考図参照)。

NTT 西日本は、光サービス用装置の設置後の運用及び保守を容易にするため、接続装置は装置単位で、また、集線装置は集線基板単位で、それぞれ単一の用途に利用することとしており、設置した装置や加入者回線に関する情報を管理する社内システム(以下「設備管理システム」という。)についてもそれに合わせた仕様としている。そして、光サービス用装置の設置工事に要する期間等を考慮して、原則として、6 か月先の NGN 利用サービスの需要を満たす光サービス用装置の数量を算出するとともに、光サービス用装置の設置後は、設備管理システムを使用し装置の利用状況等を管理している。また、需要見込みに基づいて敷設した配線ケーブルについては、その後接続変更をしない運用としており、装置又は電子基板の不足が見込まれると判断した場合は、増設等に対応している。

(参考図)

光サービス用装置の概念図



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

NTT西日本の光サービス全体の指定電気通信役務別損益は、減価償却費及び施設保全費の合計が経費の5割以上を占めていて、21、22両年度でそれぞれ赤字となっているが、将来的に、NGNを利用してネットワーク全体の経済化を図り、サービス価格の低減に寄与することを旨として、光サービス用装置を設置している。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、光サービス用装置について、設計や運用は適切かなどに着眼して、設置後の加入者回線収容状況等について検査した。

そして、全33支店^(注1)の光サービスを提供している電話局のうち、22年度末で6か月以上NGN利用サービスの提供を行っている887局から、統計的手法により抽出した453局について、設備管理システムから出力した23年6月末時点における加入者数、装置及び電子基板の情報等の提出を求め、光サービス用装置の利用状況等について分析するとともに、11支店^(注2)において会計実地検査を行った。

(注1) 全33支店 大阪、大阪東、大阪南、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、岐阜、三重、金沢、富山、福井、広島、島根、岡山、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知、福岡、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄各支店

(注2) 11支店 大阪、大阪東、大阪南、滋賀、名古屋、福井、高知、福岡、北九州、大分、鹿児島各支店

(検査の結果)

抽出した453局は、23年6月末時点で約95万回線のサービスを提供しており、光サービス用装置を11,587台設置していた。これらの装置については、当初の設置から最長39か月、最短10か月、平均23.9か月が経過していて、23年6月末の固定資産額(接続基板を除く。以下同じ。)は72億9635万余円となっていた。

上記 11,587 台の光サービス用装置の 23 年 6 月末時点における利用状況をみると、提出された情報で分析ができた 11,559 台中 1,458 台は利用されておらず、このうち 1,003 台は設置から 6 か月以上経過していた。そして、利用されている 10,101 台について、それぞれの最大回線収容数に対する回線収容数の割合(以下「回線収容率」という。)をみると、平均で 21.1%(平均設置期間 20.6 か月)にとどまり、このうち 6,391 台は設置から 6 か月以上経過しても回線収容率が 30% 未満となっていた。また、接続装置 8,571 台の回線収容率を用途別にみると、ビジネス用等に設置した接続装置 2,827 台については、そのうち 2,606 台が設置から 6 か月以上経過しても回線収容率が 30% 未満となっていた。

一方、接続装置及び集線装置における電子基板の収容状況をみると、接続装置で 148,392 枚分及び集線装置で 8,072 枚分、計 156,464 枚分が収容可能であったが、電子基板が収容されていなかったり、遊休している電子基板が収容されていたりして、電子基板が収容可能な部分のうち 35.6% が利用されておらず、特に、ビジネス用として設置した接続装置においては、収容可能な部分のほとんどが利用されていなかった。

また、接続基板から集線基板への配線状況をみると、計 182,272 本分の配線ケーブルが集線基板に接続可能であったが、配線ケーブルが接続されていなかったり、遊休している接続基板から配線されていたりして、集線基板における配線ケーブルの接続部分のうち 42.5% が利用されておらず、特に、ビジネス用として収容した集線基板においては、接続部分のほとんどが利用されていなかった(表参照)。

表 用途別利用状況

用途	加入者回線数	電子基板の収容状況						配線ケーブルの接続状況		
		接続装置			集線装置			集線基板		
		収容可能数 A 枚	未利用数 B 枚	未利用率 B/A %	収容可能数 C 枚	未利用数 D 枚	未利用率 D/C %	接続可能数 E 本	未利用数 F 本	未利用率 F/E %
ビジネス	230	4,624	4,479	96.8	—	—	—	4,608	4,463	96.8
ファミリー	738,583	101,184	31,074	30.7	—	—	—	105,344	35,234	33.4
マンション(光配線)	137,597	38,864	15,248	39.2	—	—	—	42,560	18,944	44.5
マンション(電話配線)	74,827	3,720	1,985	53.3	—	—	—	29,760	18,913	63.5
計	951,237	148,392	52,786	35.5	8,072	2,129	26.3	182,272	77,554	42.5

このように、用途により利用状況等に大きな差があるのに、設計において接続装置及び集線基板を複数の用途で共用せず、また、運用において未利用となっている接続基板の収容部分及び配線ケーブルの接続部分を利活用するなどの対策が十分でないなどのため、遊休していたり回線収容率が低率となっていたりしている光サービス用装置が多数生じている一方で、装置及び電子基板の増設を行っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(過剰となる光サービス装置の数及び固定資産額)

上記の利用状況等を踏まえて、前記の 453 局別及び用途別に、23 年 12 月末時点における推計加入者回線数(118 万回線)から、接続装置及び集線基板を複数の用途で共用するなど経済的な設置等を行った場合に必要となる光サービス用装置の台数を推計したところ、23 年 6 月末時点で設置されている光サービス用装置の台数は、過剰な装置が 2,001 台、不足する装置が 51 台、差引き 1,950 台が過剰となり、経済的な設置等を行えば、より少ない装置数

でNGN利用サービスを提供することができたと認められた。

そして、887局から統計的に抽出した453局において過剰となる1,950台の固定資産額は12億9588万余円となり、設備管理システムの仕様を変更するために必要となるソフトウェアに係る額を考慮しても、過剰となる固定資産の額は10億9767万余円になると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NTT西日本において、接続装置や集線基板は複数の用途で利用できるのに、設備管理システムを単一の用途で利用する仕様とし、光サービス用装置の設計をしていること、需要見込みに基づき敷設した配線ケーブルを使用開始後の利用状況に応じて接続変更しない運用としていることなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT西日本本社は、23年7月に、より少ない装置数で、安価でニーズに合ったNGN利用サービスを提供するために、接続装置や集線基板を複数の用途で共用できるよう設備管理システムの改良に着手するとともに、同年9月に、各支店に対して、設計及び運用における電子基板の収容方法や配線ケーブルの敷設方法を改善する指示文書を発し、経済的な設備構築を図る処置を講じた。

第68 株式会社かんぽ生命保険

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

業務用の車両に設置するカーナビについて、業務上の必要性を十分に検討してテレビ受信機能の要否を決定することなどにより、カーナビに係る日本放送協会との受信契約を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	株式会社かんぽ生命保険
カーナビの概要	自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器であって、用務先に効率的に到達することを目的として業務用の車両に設置するもの
業務上テレビを視聴する必要がないのに受信契約を締結していたカーナビの台数及び受信料支払額	(1) カーナビの台数 420台(平成21年度) 691台(平成22年度)
	(2) 受信料支払額 312万円(平成21年度) 515万円(平成22年度)
	計 828万円

1 業務用の車両に設置するカーナビ等の概要

(1) 業務用の車両に設置するカーナビの概要

株式会社かんぽ生命保険(平成19年9月30日以前は日本郵政公社。以下「かんぽ生命」という。)は、19年10月1日に、郵政民営化法(平成17年法律第97号)に基づき設立され、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託を受けた簡易生命保険の管理業務及び保険業法(平成7年法律第105号)に基づく生命保険業務(以下、これらの業務を「保険業務」という。)を、本社、支店、サービスセンター等(以下、これらを合わせて「支店等」という。)において行っている。また、かんぽ生命は、郵便局株式会社と委託契約を締結して、郵便局において保険業務を行わせている。

かんぽ生命が、支店等において保険業務等の用に供する普通自動車及び軽自動車(以下、これらを合わせて「車両」という。)については、22年1月までは、日本郵政公社が購入して保有していたものを承継したり、自社で新たに購入したりしたものを保有していた。そして、同年2月からは、セール・アンド・リースバック(以下「リースバック」という。)方式により、保有していた車両を全て日本GE株式会社に売却し、それらの車両を同社からリース契約により借り受けており、その後は必要台数の増加に応じて、同契約において新車を追加して借り受けている。

上記により借り受けた車両の大半には、支店等の社員が保険業務の委託先である郵便局や顧客である法人等の所在地に速やかに到着して効率的な業務執行が行えるようにすることなどを目的として、カーナビゲーション(自動車の走行時に現在位置から目的地への経路案内を電子的に行う機器。以下「カーナビ」という。)が設置されている。

(注) セール・アンド・リースバック 借り手がその所有する物件を貸手に売却し、改めて貸手からリースを受けるもの

(2) テレビ受信機能を有するカーナビに係る受信契約の概要

放送法(昭和25年法律第132号)及び日本放送協会放送受信規約によれば、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備(以下「受信機」という。)を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約(以下「受信契約」という。)をしなければならないとされており、法人等がその事業所等に受信機を設置する場合には、当該事業所等の部屋、自動車等、受信機の設置場所ごとにそれぞれ受信契約を締結し、受信料を負担することとされている。そして、放送法に規定される受信機には、テレビ受信機能を有するカーナビも含まれることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、車両に設置されているカーナビの機能は、使用目的に適したものとなっているかなどに着眼して、22年2月から23年3月までの間に前記のリース契約により借り受けている車両1,040台に設置されている同数のカーナビを対象として検査した。

検査に当たっては、本社において、リースバックを受けている車両の購入契約及びリース契約に係る契約書、仕様書、受信料の請求書等の書類を確認するとともに、支店等において、カーナビの使用実態を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、リースバックを受けている車両の購入契約及びリース契約に係る仕様書には、装備品としてカーナビを設置することとしているだけで、テレビ受信機能の要否については記載していなかったが、それらの契約に基づいて借り受けるなどした車両に設置された前記1,040台のカーナビのうち1,018台はテレビ受信機能を有していた。

しかし、当該カーナビを使用してテレビを視聴する必要性について、使用実態を実地に確認したり、本社を通じて聴取したりして検査したところ、このうち930台については、支店等の社員は車両使用時にテレビを視聴する業務上の必要性はないとしていた。なお、残りの88台については、支店の支店長等が使用する車両に設置されているもので、非常時に情報収集等でテレビを視聴する必要があるとしていた。

そこで、かんぼ生命における受信料の支払状況を検査したところ、当社がテレビ受信機能を有するカーナビの台数調査をおおむね1年に1回行い、これに基づき受信契約を締結することとしており、21年10月及び22年6月に実施したこの調査に基づき、21年度においては496台に係る370万余円、22年度においては779台に係る580万余円、計950万余円の受信料を支払っていた。そして、これらのうちテレビを視聴する業務上の必要があるとされた上記の88台に係る額を除くと、21年度は312万余円、22年度は515万余円、計828万余円となり、同額の受信料はテレビを視聴する業務上の必要性がないカーナビについて支払われていたことになる。

しかし、かんぼ生命は、車両の購入契約及びリース契約の締結に当たり、テレビ視聴の必要性について十分検討した上で、テレビ受信機能を有しないカーナビを設置した車両を借り受けることとしたり、借り受けた車両にこの機能を有したカーナビが設置されている場合でも、テレビ受信機能を無効にする措置を講ずることにより受信料の支払の必要性がないようにした状態で借り受けることとしたりしていれば、上記の受信料828万余円を支払う必要はな

かったと認められた。

したがって、車両のリース契約に係る仕様書にカーナビのテレビ受信機能の要否を記載しないまま、テレビ受信機能を有するカーナビが設置された車両を借り受け、業務上テレビを視聴する必要がないカーナビについても受信契約を締結して受信料を支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、車両の購入契約及びリース契約の締結に当たり、カーナビのテレビ受信機能の必要性について、十分に検討を行っていなかったこと、受信契約の締結に当たり、カーナビを使用してテレビを視聴する必要性について、十分に検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、かんぼ生命は、業務用の車両におけるテレビ視聴の必要性を検討した上で、23年10月に、車両のリース契約及び受信契約が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア リース契約の変更契約を締結し、新規に借り受ける車両のうち、業務上テレビを視聴する必要がないものについては、テレビ受信機能を有しないカーナビを設置した車両を借り受けることとした。

イ 既に借り受けている車両のうち、業務上テレビを視聴する必要のないものについては、車両の所有者である日本 GE 株式会社カーナビのテレビ受信機能を無効にする措置を執るよう依頼するなどした上で、受信契約を適切に見直すこととした。

第69 財団法人塩事業センター

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

塩の備蓄量及び投資有価証券等の保有状況について

(平成 21 年度決算検査報告 919 ページ参照)

1 本院が表示した意見

財団法人塩事業センター(以下「センター」という。)は、生活用塩供給業務及び塩備蓄業務を行っており、これらの業務に係る経理については生活用塩供給等業務特別勘定(以下「塩業務特別勘定」という。)を設けて整理している。そして、塩業務特別勘定における平成 21 事業年度末の資産合計は 619 億余円となっており、このうち投資有価証券等は 483 億余円を占めている。しかし、塩備蓄業務については、毎年備蓄量に応じて管理費等に相当する額の事業損失が生じており、これを投資有価証券等の受取利息等で補填する結果となっている。

したがって、センターにおいて、国内の製塩業者の立地状況、民間事業者が有する在庫の活用可能性等を踏まえて塩の備蓄量を見直して塩備蓄業務に要する経費を削減させることにより塩備蓄業務において生ずる事業損失を縮減し、これにより余剰となる投資有価証券等の資産を国庫に納付するなどの措置を講ずるよう、財団法人塩事業センター理事長に対して 22 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、民間事業者が有する在庫の活用可能性等を踏まえて塩の備蓄量を見直して、塩備蓄業務に要する経費を削減させることにより塩備蓄業務において生ずる事業損失を縮減し、これにより余剰となる投資有価証券等を売却して、23 年 5 月に塩業務特別勘定から 404 億余円を国庫に納付する処置を講じていた。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	49 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	41 省庁等、507 件 13,144,129,109 円 (検査報告年度 昭和 21 年度～平成 21 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	40 省庁等、505 件 12,196,099,627 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 設計及び施工が不適切な構造物等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和 21 年度から平成 21 年度

までの決算検査報告に掲記した不当事項について、関係する49省庁等における23年7月末現在の是正措置の状況を対象として、32省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの17団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成21年度までの決算検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは41省庁等における507件13,144,129,109円である。このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における505件12,196,099,627円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは6省等^(注1)における23件12,010,207円^(注2)、手直し工事等による是正措置を必要とするものは2府省^(注3)における2件936,019,275円となっている。これを、平成21年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と平成20年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 6省等 厚生労働省、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注2) 23件12,010,207円 これらは、金銭を返還させる是正措置を必要とする事態と金銭を還付する是正措置を必要とする事態を含むものであり、検査報告では双方の事態を含めて1件として整理している。このため、双方の措置が完了するまでは是正措置が完了した件数としては計上せず、是正措置が未済となっているものの総数を507件(うち平成21年度決算検査報告掲記分47件)としている。以下、件数の記載方法は、本文2(1)及び(2)において同じ。

(注3) 2府省 内閣府(内閣府本府)、環境省

(1) 平成21年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成21年度決算検査報告に掲記した不当事項874件^(注4)(指摘金額の合計20,228,596,527円)のうち、827件18,655,640,996円については23年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの47件1,572,955,531円については23年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが46件835,327,974円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが4省等^(注5)における14件7,086,282円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1府^(注6)における1件730,541,275円ある。

(注4) 827件18,655,640,996円 金銭を返還させる是正措置が完了したものは728件12,173,883,780円である。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件77,162,799円、手直し工事等による是正措置が完了したものが27件2,345,615,728円、再発防止策による是正措置が講じられたものが118件4,058,978,689円となっている。なお、1件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したのものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても827件と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるま

では是正措置が完了した件数として計上していない。以下、件数及び金額の記載方法は、本文及び表において同じ。

(注5) 4省等 厚生労働省、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立国際医療研究センター

(注6) 1府 内閣府(内閣府本府)

表1 平成21年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況 (単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	1,500,000	1	1,500,000	0	0	—	—	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	5	13,937,298	5	13,937,298	0	0	—	—	—	—	—	—
総務省	44	670,091,425	44	670,091,425	0	0	—	—	—	—	—	—
法務省	1	3,351,242	1	3,351,242	0	0	—	—	—	—	—	—
外務省	1	1,642,303	1	1,642,303	0	0	—	—	—	—	—	—
財務省	1	494,398,308	—	464,294,187	1	30,104,121	—	—	—	—	1	30,104,121
文部科学省	22	213,646,275	21	180,039,303	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	491	8,197,028,234	475	7,840,735,213	16	356,293,021	—	—	11	298,342,175	5	57,950,846
農林水産省	74	694,695,087	71	674,361,946	3	20,333,141	—	—	3	20,333,141	—	—
経済産業省	19	542,040,512	19	542,040,512	0	0	—	—	—	—	—	—
国土交通省	71	1,111,811,827	63	1,019,028,818	8	92,783,009	—	—	8	92,783,009	—	—
環境省	3	52,714,506	3	52,714,506	0	0	—	—	—	—	—	—
省庁計	733	11,937,699,867	704	11,404,579,603	29	533,120,264	0	0	23	445,065,297	6	88,054,967
株式会社日本政策金融公庫	1	5,000,000	—	241,000	1	4,759,000	—	—	1	4,759,000	—	—
全国健康保険協会	1	109,902,810	—	—	1	109,902,810	—	—	1	109,902,810	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	4	575,236,604	4	575,236,604	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	15	38,977,323	15	38,977,323	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	2	39,583,368	2	39,583,368	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	4	39,852,740	—	29,247,190	4	10,605,550	—	—	—	—	4	10,605,550
独立行政法人環境再生保全機構	1	3,953,800	1	3,953,800	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	11	111,627,440	2	58,987,187	9	52,640,253	—	—	—	—	9	52,640,253
独立行政法人国立国際医療研究センター	1	20,634,800	—	16,829,931	1	3,804,869	—	—	—	—	1	3,804,869
国立大学法人山口大学	1	126,743,002	—	6,247,774	1	120,495,228	—	—	1	120,495,228	—	—
団体計	41	1,071,511,887	24	769,304,177	17	302,207,710	0	0	3	235,157,038	14	67,050,672
総合計	774	13,009,211,754	728	12,173,883,780	46	835,327,974	0	0	26	680,222,335	20	155,105,639

注(1) 平成23年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

注(2) 独立行政法人国立国際医療研究センターに係る債権は、厚生労働省に対する不当事項に係るものが、平成22年4月1日に厚生労働省所管の国立国際医療センターが独立行政法人に移行したことにより、厚生労働省から承継されたものである。

注(3) 総務省、経済産業省及び環境省のうち各1件は、総務省、経済産業省及び環境省の合同事業に係る指摘であり、「金銭を返還させる是正措置を必要とするもの」及び「是正措置が完了しているもの」の金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(2) 平成20年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記した不当事項において、22年7月末現在で是正措置が未済となっていた502件13,114,597,640円のうち、^(注7)42件1,543,424,062円については23年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの460件11,571,173,578円については23年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが459件11,360,771,653円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが4団体における9件4,923,925円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省における1件205,478,000円ある。

(注7) 42件1,543,424,062円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが41件1,508,830,017円あり、このうち、金銭を返還させるなどしたものが30件1,173,368,086円、金銭を返還させたり徴収したりできずに不納欠損等として整理したものが11件335,461,931円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件9,996,004円、手直し工事等による是正措置が完了したものが1件14,161,990円、再発防止策による是正措置が講じられたものが12件10,436,051円ある。なお、1件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したものがあため、それぞれの是正措置の件数を合計しても42件と一致しない。

(注8) 4団体 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注9) 1省 環境省

表2 平成20年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況 (単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,235,863		21,863	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	8	260,360,737	—	—	8	260,360,737	7	260,033,737	—	—	1	327,000
外務省	2	20,684,643		505,239	2	20,179,404	1	11,914,499	1	8,264,905	—	—
財務省	24	437,936,516	3	37,970,096	21	399,966,420	7	321,276,253	—	—	14	78,690,167
厚生労働省	103	2,070,106,765	5	333,669,635	98	1,736,437,130	13	146,849,582	66	790,119,671	19	799,467,877
農林水産省	14	153,842,920	6	68,985,694	8	84,857,226	1	47,313,172	5	30,968,181	2	6,575,873
経済産業省	11	104,924,676		301,000	11	104,623,676	1	15,781,079	9	87,385,806	1	1,456,791
国土交通省	19	791,678,064	15	734,401,201	4	57,276,863	2	53,350,505	2	3,926,358	—	—
環境省	1	167,004,000		18,556,000	1	148,448,000	—	—	1	148,448,000	—	—
防衛省	8	76,243,610	1	1,112,099	7	75,131,511	6	71,415,836	1	3,715,675	—	—
省庁計	191	4,085,017,794	30	1,195,522,827	161	2,889,494,967	39	930,148,663	85	1,072,828,596	37	886,517,708
株式会社日本政策金融公庫	2	49,477,517		428,394	2	49,049,123	1	47,414,571	1	1,634,552	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	2,705,000		1,800,000	1	905,000	—	—	1	905,000	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	49,275,000		5,475,000	1	43,800,000	—	—	1	43,800,000	—	—
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	1	8,788,400		1,504,100	1	7,284,300	—	—	1	7,284,300	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	15,221,366		420,000	4	14,801,366	3	8,279,834	1	6,521,532	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	7	190,950,802		45,436,233	7	145,514,569	—	—	7	145,514,569	—	—
独立行政法人国立病院機構	11	66,841,859	1	35,043,333	10	31,798,526	1	865,726	—	—	9	30,932,800
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	175,441,722	1	95,456,797	2	79,984,925	—	—	2	79,984,925	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	3	32,720,894		210,783	3	32,510,111	—	—	—	—	3	32,510,111
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	1,565,127		915,313	1	649,814	—	—	—	—	1	649,814

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1	10,456,693		9,987,408	1	469,285	—	—	—	—	1	469,285
独立行政法人国立国際医療研究センター	1	3,286,183		2,804,222	1	481,961	—	—	—	—	1	481,961
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	9,706,210		7,555,900	1	2,150,310	—	—	—	—	1	2,150,310
独立行政法人国立長寿医療研究センター	1	1,189,570	1	1,189,570	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人筑波大学	1	15,943,197		610,000	1	15,333,197	1	15,333,197	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	22,478,650		510,000	1	21,968,650	1	21,968,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	1,920,000		480,000	1	1,440,000	1	1,440,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	9,158,000		350,000	1	8,808,000	1	8,808,000	—	—	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,383,995		60,000	1	35,323,995	1	35,323,995	—	—	—	—
郵便事業株式会社	15	938,757,737		1,920,000	15	936,837,737	12	805,983,558	—	—	3	130,854,179
株式会社ゆうちょ銀行	167	4,575,147,408	11	93,686,837	156	4,481,460,571	156	4,481,460,571	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	132	2,422,401,141	1	6,967,500	131	2,415,433,641	131	2,415,433,641	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	3,794,722		495,800	3	3,298,922	—	—	3	3,298,922	—	—
団体計	309	8,784,583,876	11	313,307,190	298	8,471,276,686	261	7,980,284,426	18	292,943,800	19	198,048,460
総合計	500	12,869,601,670	41	1,508,830,017	459	11,360,771,653	300	8,910,433,089	103	1,365,772,396	56	1,084,566,168

注(1) 平成22年8月1日から23年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、23年7月31日現在の名称としている。

注(2) 郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,414,571円、郵便事業株式会社の14件934,342,543円及び株式会社ゆうちょ銀行の155件4,479,510,571円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成20年度までの決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので23年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、表2のとおり、459件11,360,771,653円ある。これらに対する直近1年間(22年8月1日から23年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注10) 債務者等が複数存在するために1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は459件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	98件	1,238,636,580円
団体	140件	3,561,001,647円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁135,771,749円、団体67,863,203円となっている。

(注11) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	92件	1,208,205,190円
団体	211件	4,897,128,844円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における200件4,620,166,924円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	17件	442,653,197円
団体	2件	13,146,195円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	35 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	93 件(検査報告年度 平成 14 年度～21 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていないもの件数	5 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映されて実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどして講じた改善の処置(以下、当該処置を「改善の処置」という。)が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 21 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 21 年度決算検査報告に、平成 14 年度から 20 年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち平成 20 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていた 135 件から制度の廃止により処置済事項となったものなど 9 件を除いた 126 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 67 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 54 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 5 件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)が 0 件となっていた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の平成21年度決算検査報告に検査分履行済として掲記したものの54件と一部不履行として掲記したものの5件との計59件及び平成21年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項39件の合計98件について、関係する35省庁等のうち、34省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの1団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(1) 検査報告に掲記した処置済事項及び改善の処置の履行状況

上記の98件のうち、制度の廃止により処置済事項となったものなど5件を除いた93件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が47件、検査分履行済が41件、一部不履行が5件、不履行が0件となっていた。これを、平成21年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と平成14年度から20年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

ア 平成21年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成21年度決算検査報告に掲記した処置済事項39件のうち、制度の廃止により処置済事項となったものなど5件を除いた34件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が26件、検査分履行済が8件となっていた。

イ 平成14年度から20年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成14年度から20年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの59件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が21件、検査分履行済が33件、一部不履行が5件となっていた。

なお、平成21年度決算検査報告に一部不履行として掲記した5件のうち2件については改善の処置が履行されていたことから、履行済21件に含まれている。

上記のア及びイに係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項数(A)	制度の廃止により処置済事項となったものなどの事項数(B)	検査対象の処置済事項数(A)－(B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成14年度	3	0	3	2	1	0	0
15年度	5	0	5	1	4	0	0
16年度	8	0	8	5	1	2	0
17年度	10	0	10	2	7	1	0

検査報告 年度	改善の処置の履行状 況を継続して検査し ていくこととした処 置済事項数 (A)	制度の廃止によ り処置済事項と なったものなど の事項数 (B)	検査対象の処 置済事項数 (A) - (B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分 履行済	一 部 不履行	不履行
				18年度	10	0	10
19年度	12	0	12	4	7	1	0
20年度	11	0	11	3	8	0	0
小計	59	0	59	21	33	5	0
21年度	39	5	34	26	8	0	0
計	98	5	93	47	41	5	0

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

省庁等名 (平成23年7月31日現在)	検査対象の 処置済 事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一 部 不履行	不履行
裁判所	2	2			
内閣府(警察庁)	1		1		
総務省	2		2		
法務省	3		3		
外務省	2	2			
財務省	3	2	1		
文部科学省	2		2		
厚生労働省	8	3	3	2	
農林水産省	21	6	13	2	
経済産業省	2		2		
国土交通省	9	6	2	1	
環境省	2	1	1		
防衛省	4	2	2		
株式会社日本政策金融公庫	1	1			
日本銀行	3	1	2		
東京地下鉄株式会社	1	1			
東日本高速道路株式会社	1	1			
中日本高速道路株式会社	1	1			
西日本高速道路株式会社	2	2			
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1			
独立行政法人森林総合研究所	1		1		
独立行政法人造幣局	1	1			
独立行政法人国立印刷局	2	2			
独立行政法人農畜産業振興機構	1	1			
独立行政法人福祉医療機構	1	1			
独立行政法人日本貿易振興機構	1	1			
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	1			
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1			

省庁等名 (平成23年7月31日現在)	検査対象の 処置済 事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
独立行政法人雇用・能力開発機構	1	1			
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	1			
独立行政法人都市再生機構	2	2			
日本放送協会	1		1		
首都高速道路株式会社	1	1			
東日本電信電話株式会社	2		2		
西日本電信電話株式会社	5	2	3		
計	93	47	41	5	0

(2) 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行のもの5件のうち2件については、本章中に不当事項として掲記しており、これらの概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成22年度決算検査報告における掲記状況
中山間地域等直接支払制度の実施に当たり、対象農用地の選定等を適切に行うことなどにより、制度の適切かつ効果的な実施が確保されるよう改善させたもの (農林水産省・平成17年度決算検査報告268ページ参照)	前掲364ページの「中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしていたもの」(事業主体：高知市、室戸市、高知県安芸郡東洋町)参照
生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせることなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたもの (厚生労働省・平成19年度決算検査報告373ページ参照)	前掲235ページの「生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの」(事業主体：渋谷区、豊島区、葛飾区、三鷹市、町田市、塩尻市、伊丹市)参照

3 本院の所見

一部不履行のもの5件については、関係省庁等において改善の処置について更なる周知徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行のもの5件、前記の検査分履行済のもの41件及び平成22年度決算検査報告に掲記した処置済事項54件の計100件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

平成22年11月から23年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は10件あり、これら10件の報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について	平成 22年12月8日	—
②	東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的ながんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう農林水産大臣に対して意見を表示したものの	23年9月22日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (382ページ参照)
③	各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したものの	23年9月22日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (164ページ参照)
④	航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について	23年9月22日	—
⑤	緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう厚生労働大臣に対して意見を表示したものの	23年10月5日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (294ページ参照)

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
⑥	エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの	23年10月5日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (452ページ参照)
⑦	独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して意見を表示したもの	23年10月5日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (548、801ページ参照)
⑧	国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について	23年10月17日	—
⑨	独立行政法人における運営費交付金の状況について	23年10月17日	—
⑩	消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について	23年10月17日	—

上記の表に掲げた報告事項10件のうち第3章に掲記した5件を除く5件についての概要は、次のとおりである。

第1 都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について

検査対象	農林水産省、国土交通省、47 都道府県、18 政令指定都市
検査の対象とした経理処理	都道府県及び政令指定都市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の支出に係る経理処理
事態の概要	不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態
不適正な経理処理等により支出されていた国庫補助事務費等の額	52 億 8898 万円(平成 13 年度～20 年度)
上記のうち国庫補助金相当額	25 億 9520 万円

1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金の捻出が行われていた事態が平成 18 年から 19 年にかけて明らかとなって、当時、公金を扱う地方公共団体の会計経理に関して社会的な関心が高まり、19 年 6 月に参議院決算委員会が行った「平成 17 年度決算審査措置要求決議」において、地方自治体の裏金問題について、地方自治体の監査が十分に機能していないことなどが背景にあるとして、政府は、地方自治体の監査に対し、積極的に指導を行うなど適切な措置を講ずるべきであるとされた。

これらの不適正な経理処理による資金の捻出等の事態は、一義的には地方公共団体自身の経理の問題であるが、不適正な経理処理の対象となった公金の中に、国庫補助金(補助金等)に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)が含まれていれば、本院としてもその状況を確認して、必要に応じて是正させる必要がある。

前記の府県では自ら内部調査を行い不適正な経理処理があったことを明らかにしているが、本院がそれらの府県を対象として 19 年次に不適正経理と補助金等との関連等について検査したところ、不適正な経理処理等により支払った需用費、賃金、旅費等の中に、主として、公共事業の補助金等に係る事務費が含まれているものなどがあったことから、その検査状況を平成 18 年度決算検査報告に掲記した。

本院は、19 年次に行った検査の結果等を踏まえて、都道府県(全 47 都道府県)及び財政規模等が県等に匹敵する政令指定都市(全 18 政令指定都市(21 年度末現在)。以下「政令市」という。)を対象として、これらの都道府県及び政令市(以下、これらを合わせて「都道府県市」という。)における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について、20 年次から 22 年次までの 3 か年にわたり会計実地検査を行った。その結果、全ての都道府県市において、不適正な経理処理により需用費が支払われた事態又は補助の対象とならない用途に需用費、賃金若しくは旅費が支払われた事態が見受けられた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

検査の結果、65 都道府県市全てにおいて不適正な経理処理等の事態が判明したことから、これらの事態についてその発生原因を分析するとともに、有効性等の観点から、会計事務手続においても問題はなかったかなどに着眼して検査した。

また、本院の検査結果等を踏まえて都道府県市が策定した再発防止策について、有効性等の観点から、これらが有効に機能しているかなどに着眼して検査した。

さらに、不適正な経理処理等の事態を決算検査報告に掲記したことなどを契機として、国会において地方公共団体における監査機能等の問題について議論がなされ、21 年6月に参議院決算委員会が行った「平成 19 年度決算審査措置要求決議」において、監査制度について監査機能の充実強化に向けて検討すべきであるとされたことを踏まえて、65 都道府県市における会計監査の実施状況等についても検査した。

(2) 検査の対象及び方法

65 都道府県市に対する会計実地検査は、公共事業関係の補助金等の交付が多額に上っている農林水産省及び国土交通省所管の 13 年度から 20 年度までの間の国庫補助事業に係る事務費等のうち、過去に不適正な経理処理等が多く行われた需用費、賃金及び旅費を対象として、65 都道府県市の保管する支出命令書等の書類により行った。

そして、65 都道府県市において判明した事態の発生原因や会計事務手続上の問題点、再発防止策の内容、会計監査の実施状況等について、65 都道府県市から調書を徴するなどして確認した。このうち、初年次の 20 年次に検査を実施した 12 道府県については、22 年次に改めて会計実地検査を行い、関係職員から聞き取りを行うなどして不適正な経理処理等の再発防止策の実施状況等を確認するとともに、これらが有効に機能しているか検証するために、21 年度の需用費の支払を対象として不適正な経理処理が行われていないか検査した。また、20、21 両年次に会計実地検査を行った 40 道府県市の補助金等の返還状況及び 65 都道府県市における内部調査の状況についても、各都道府県市から報告を受けするなどして確認した。

3 検査の状況

(1) 国庫補助事業に係る事務費等

農林水産省及び国土交通省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づき、それぞれ土地改良事業や道路整備事業等の公共事業に要する経費の一部について、これらを実施する都道府県市等に対して、補助金等を交付している。これらの公共事業に係る国庫補助対象事業費には、工事費のほか事業を実施するために必要な事務費が含まれており、その内訳はおおむね次のとおりとなっている。すなわち、事務費は、国庫補助事業に直接従事する都道府県市等の職員の人件費(給料、職員手当等)のほか、国庫補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等から構成されている。

また、農林水産省所管の国庫補助事業には非公共事業も多く、これらの事業費にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている(以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の公共事業に係る国庫補助事業の事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という。)

(2) 65 都道府県市に対する検査結果

検査の結果、検査した 65 都道府県市全てにおいて、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが 13 年度から 20 年度までの間に、20 年次 11 億 3713 万余円(国庫補助金相当額 5 億 5600 万余円)、21 年次 29 億 2744 万余円(同 14 億 7302 万余円)、22 年次 12 億 2440 万余円(同 5 億 6617 万余円)、計 52 億 8898 万余円(同 25 億 9520 万余円)見受けられた。

ア 需用費の支払

65 都道府県市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

(ア) 不適正な経理処理等の態様

物品の購入等に係る需用費の支払について検査したところ、65 都道府県市において、13 年度から 20 年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが、計 25 億 8650 万余円(国庫補助金相当額 11 億 8991 万余円)見受けられた。

a 不適正な経理処理による需用費の支払

① 預け金

28 府県市 支払額 9 億 5830 万余円(国庫補助金相当額 4 億 5797 万余円)

② 一括払

31 都道県市 支払額 4 億 2047 万余円(国庫補助金相当額 1 億 8555 万余円)

③ 差替え

53 都道府県市 支払額 3 億 0308 万余円(国庫補助金相当額 1 億 3157 万余円)

④ 翌年度納入

63 都道府県市 支払額 7 億 4724 万余円(国庫補助金相当額 3 億 4031 万余円)

⑤ 前年度納入

60 都道府県市 支払額 8308 万余円(国庫補助金相当額 3734 万余円)

b 補助の対象外

24 県市 支払額 7429 万余円(国庫補助金相当額 3715 万余円)

(イ) 発生原因

不適正な経理処理等のうち、預け金、一括払及び差替えの事態は、架空取引を指示したり、虚偽の請求書等を提出させたりするなど業者の協力を得て、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払っていたものである。この結果、実際に納入された物品については、購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなどの所定の会計事務手続が行われていなかったことになる。

一方、翌年度納入及び前年度納入の事態は、翌年度以降又は前年度以前に納入された物品が現年度に納入されたこととして、都道府県市において実際の納品日と異なる日付を検収日として関係書類に記載することなどにより現年度の予算から需用費を支払ったものである。

不適正な経理処理について、各都道府県市は、事務手続の省力化を図るために、随時納入された物品について、その都度経理処理を行うことなく、後日一括して支払ったなどという理由を挙げているが、これらの理由から分かるように、発生原因としては、私的流用ではなく、事務手続の省力化や事務の効率化になるのであれば、多少の手続の瑕疵は許されるとするなど公金取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、交付を受けた補助金等は返還が生じないように全てを使い切らなければならないという意識が会計法令を遵守しなければならないという意識より優先していたことなどが事態の発生原因になっているものと認められる。

(ウ) 会計事務手続における問題点

前記の事態のうち不適正な経理処理が行われていた事態の発生原因について、都道府県市の会計事務手続における問題点を検証するなどして分析した。

a 65 都道府県市における主な会計事務手続

65 都道府県市で行われていた主な会計事務手続を大別すると、次の(a)、(b)及び(c)に分類される。

(a) 契約事務を各部局から独立した集中調達機関が行い、検収事務は調達要求課が行っているもの

この会計事務手続においては、物品等の調達要求元である各部署(以下「調達要求課」という。)^(注)が属する部局から独立した集中調達機関が、業者に対する見積書の提出依頼、契約事務等を行い、調達要求課は集中調達機関への購入依頼や検収事務等を行うこととなっている。また、契約事務は集中調達機関が、検収事務は調達要求課が、それぞれ行っているために、職務の分担による相互牽制^{けんせい}が機能しやすい状況となっている。

(注) 集中調達機関 事務の効率化を目的として各部署が使用する汎用的な消耗品等を一元的に購入するために設置された機関であり、出納局等に設置されている。

(b) 契約事務及び検収事務を取りまとめ課が行っているもの

この会計事務手続においては、各部局内において各調達要求課の物品調達を取りまとめる部署(管理課、総務課等。以下「取りまとめ課」という。)が見積書の提出依頼、契約締結、検収事務等を行い、調達要求課は取りまとめ課への購入依頼のみを行うこととなっている。しかし、取りまとめ課が契約及び検収事務の両方を行っているため、契約した物品が納入されていなくても納入されたこととして検収することが可能であり、職務の分担による相互牽制は機能しにくい状況となっている。

(c) 見積書の提出依頼から検収に至るまでの一連の会計事務手続を調達要求課が行っているもの

この会計事務手続においては、調達要求課が見積書の提出依頼、契約締結、検収事務等を行っており、職務の分担による相互牽制が機能しにくい状況となっている。

b 預け金等の不適正な経理処理の金額が多額に上っていた県市における主な会計事務手続

前記(ア) a の①から⑤までの不適正な経理処理の態様のうち、預け金、一括払及び差替えは、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成するなどして行われた経理処理であり、当該物品の購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなどの所定の会計事務手続を行うことなく需用費を支払っていたものである。

そして、これらの態様の不適正な経理処理を成立させるためには、虚偽の内容の見積書や請求書を提出させるなど業者側の協力が不可欠であり、また、実際には納入されていない物品が納入されたとして検収したように装う必要がある。このため、調達要求課が業者に直接発注できること、また、契約事務と検収事務を行う部署が同一であることなどが必要となる。

このように、契約事務と検収事務を行う部署が同一であるなど会計事務手続において相互牽制が機能していなかったことが不適正な経理処理の事態の要因と考えられる。現に21年次に会計実地検査を実施した28府県市のうち、不適正な経理処理の事態がほとんど見受けられなかった秋田県では職務の分担による相互牽制が機能しやすい(a)の会計事務手続により、また、預け金等の不適正な経理処理が多額に行われていた千葉県では職務の分担による相互牽制が機能しにくい(c)の会計事務手続により行われていた(これらの検査の状況については平成20年度決算検査報告に記載している)。

そこで、会計実地検査を行った65都道府県市のうち、預け金、一括払及び差替えによる不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の金額の合計が1000万円以上となっていた17県市(これらの17県市における預け金、一括払及び差替えの3態様の合計額は、65都道府県市における当該3態様の合計額の約94%を占めている。)において不適正な経理処理を行っていた452か所のうちの80か所について会計事務手続の状況を検証した。

その結果、上記80か所のうち、集中調達機関が契約事務を行い調達要求課が検収事務を行うなど職務の分担による相互牽制が機能しやすい(a)の会計事務手続によるものは皆無となっていた。

そして、80か所の大半の54か所においては、調達要求課が発注から検収までの一連の会計事務手続を行える前記(c)の会計事務手続により物品購入を行っていた。また、(b)の会計事務手続により物品購入等を行っていた残りの26か所においても、個別に確認したところ、取りまとめ課は関係書類の審査等を行っているのみで、実際は調達要求課が業者に対する見積書の提出依頼、検収等を行っていたり、調達要求課の意向に沿った物品購入を行うために業者に架空取引等を指示したりなどして、実質的には(c)の会計事務手続に近いものとなっていた。

イ 賃金の支払

臨時職員に対する賃金の支払について検査したところ、53都道府県市において、14年度から20年度までの間に計12億7909万余円(国庫補助金相当額6億5392万余円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

(ア) 補助の対象とならない用途に支払われた賃金の態様

a 国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払

46 都道府県市は、14年度から20年度までの間に、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金計6億4890万余円(国庫補助金相当額3億4574万余円)を支払っていた。

b 他国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払

41 都道府県市は、14年度から20年度までの間に、臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計6億3018万余円(国庫補助金相当額3億0817万余円)を支払っていた。

(イ) 発生原因

発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える賃金の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと、臨時職員が配属された課室の所掌する業務内容の把握が十分でなかったことなどが挙げられる。

ウ 旅費の支払

職員の旅費の支払について検査したところ、64都道府県市において、13年度から20年度までの間に計14億2338万余円(国庫補助金相当額7億5136万余円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

(ア) 補助の対象とならない用途に支払われた旅費の態様

補助の対象とならない用途に支払われていた旅費について、その用務内容を大別すると、①辞令交付、挨拶回り、人事異動に伴う事務引継等、②都道府県市の単独事業に係るしゅん工検査、用地交渉等、③都道府県市のイベント事業等への参加、④起工式、開通式等記念式典への出席、⑤部長等の管内視察及びその随行、⑥各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会等への出席、⑦新採用職員研修等国庫補助事業に関係しない研修等への出席、⑧外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業の実施に直接関係しない研修等への出席、⑨その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張となっている。

(イ) 発生原因

発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える旅費の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと、出張の用務内容の把握が十分でなかったことなどが挙げられる。

(3) 20、21両年次に会計実地検査を行った40道府県市の補助金等の返還状況

本院が20、21両年次に会計実地検査を行い、平成19年度決算検査報告及び平成20年度決算検査報告において、国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等について不当事項として掲記した40道府県市の22年7月末現在における補助金等の返還状況は、国に返還済みが31道府県市、一部協議中が7県市、協議中が2県となっている。

(4) 65都道府県市における内部調査の状況

平成19年度決算検査報告等を踏まえて、20年5月から22年5月末までに事務費等に係る内部調査を終えた53都道府県市によれば、不適正な経理処理等により支払われた金額は計111億1328万余円、国庫補助金相当額は算定中の県を除いて12億5504万余円となっている。

(5) 再発防止策の状況

65都道府県市のうち、不適正な経理処理の事態が見受けられなかったさいたま市を除

く64都道府県市は、本院の検査結果等を踏まえて不適正な経理処理に関する再発防止策を策定している。このうち、20年次に会計実地検査を行った12道府県(北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県)については、21年3月までに再発防止策を策定しており、その後既に1年以上を経過していることから、その再発防止策が有効に機能しているかを検証するために、22年5月及び6月に、再度12道府県に対して会計実地検査を行った。

検査の結果、12道府県における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち、21年度の需用費の支払については、検査した範囲において、不適正な経理処理の事態は見受けられなかった。また、再発防止策の実施状況を検証したところ、次のような状況となっていた。

ア 監査機能の強化等

12道府県のうちの8県等は再発防止策に内部監査や監査委員監査の強化等を掲げていたが、4県等の再発防止策には会計監査の強化等は含まれていなかった。

イ 職員の意識改革

12道府県全てにおいて、職員への研修を実施したり、公務員倫理の徹底、会計事務処理の適正化等について関係部署に文書を出したりなどして、職員の意識改革を図るための取組を実施していたが、研修の実施状況をみると、管理職や経理担当職員のみ研修等を実施している県等があった。

ウ 物品調達体制の見直し

12道府県全てにおいて、契約事務と検収事務を別の部署で行わせたり、集中調達機関を新たに設置したりなどして相互牽制が機能しやすい物品調達体制の整備に取り組んでいたが、集中調達物品以外の物品の購入については、依然として調達要求課が業者に直接発注して自ら検収を行っているなどしており、契約事務と検収事務が完全に分離されていない県等があった。

(6) 再発防止策としての監査機能の状況

不適正な経理処理等の事態は、会計機関における物品の購入手続について内部統制が機能していなかったことなどが主な発生原因である。会計機関における内部統制を十分に機能させるためには、相互牽制が十分機能する会計手続が整備されていることや、その状況を継続的に内部監査で監視評価することが重要である。また、各地方公共団体の監査委員監査や外部監査の果たす役割も重要である。そこで、国会においても地方公共団体における監査機能等の問題について議論がなされたことも踏まえて、65都道府県市の15年度から20年度までにおける内部監査、監査委員監査及び外部監査の監査体制等について検証した。

ア 内部監査

65都道府県市のうち51都道府県市が会計事務について監査や検査を内容とした内部監査を行っていたが、残りの14県市は内部監査を行う部局が設置されていなかった。内部監査を実施している部局やその職員の帰属の状況から、51都道府県市の内部監査の独立性についてみたところ、11県市では知事等直属の監察局等に内部監査担当部局が設置され、いずれも専任の職員を配置していた。しかし、40都道府県市では会計事務を取り扱う出納局等に内部監査担当部局が設置されており、専任の職員のみを配置し

ていたもの(16都府県市)や専任及び兼任の職員を配置していたもの(13道県)もあるが、11府県では兼任の職員のみを配置していた。

そして、内部監査実施要領等を定めていたのは44都道府県市で、7県市は定めていなかった。

不適正な経理処理に関しては、6府県が19年度又は20年度に物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法による内部監査を行っていた。

イ 監査委員監査

地方自治法(昭和22年法律第67号)によれば、監査委員の定数は都道府県及び政令市においては4人となっており、65都道府県市における監査委員の定数は、6都府県市は条例により定数を増やして5人以上、59道府県市は同法のとおり4人となっていた。

監査委員事務局の人員数は10人から19人、職員の在籍年数は3年以上4年未満が最も多くなっていた。また、64都道府県市の監査委員事務局において、監査に関する専門的な研修を行っており、国の機関、団体等が実施する外部の研修に職員を参加させていたのは58道府県市となっていた。

そして、65都道府県市全てにおいて監査基準等を定めて監査を実施していた。

15年度から20年度までの監査実施状況をみると、定期監査は65都道府県市で、随時監査は32都道府県市で、行政監査は61都道府県市で、財政援助団体等に対する監査は65都道府県市で、住民の監査請求に基づく監査は65都道府県市で、議会からの請求による監査は2県で、長の要求による監査は13道県市でそれぞれ行われていた。

不適正な経理処理に関しては、15年度から20年度までに12都道府県市の監査委員が監査を行っていた。これらの中には、監査のため必要と認めるときに行うことができる関係人調査を物品納入業者等に対して行い、物品納入業者等の事務所に外向き、売上伝票、納品書等の帳票を調査して契約が適正に行われているか検証している監査委員もあった。また、36道府県市の監査委員監査において、物品の納入業者の協力を得て、関係人調査等の手法による監査を今後行う予定又は検討するとしている。このほかに、知事部局等が策定した再発防止策の実施状況についての検証に取り組んでいる県市が見受けられた。

ウ 外部監査

外部監査制度は、地方分権の推進や一部の地方公共団体で見受けられた予算の不適正な執行等を背景として、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化等の観点から、9年の地方自治法の改正により創設されたものである。この外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査契約に基づく監査であり、包括外部監査と個別外部監査がある。

地方自治法によれば、普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもののいずれかに該当するものとされている。

(ア) 包括外部監査

都道府県及び政令市は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっている。65都道府県市が15年度から20年度までに契約を締結した包括外部監査人の資格をみると、公認会計士が64都道府県市、弁護士が16道府県市、税理士が4県市となっていた。また、包括外部監査人の補助者の資格は公認会計士が、補助者数は5人から9人が最も多くなっていた。

包括外部監査の対象は財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、包括外部監査人が必要と認める特定の事件について監査するものとされており、15年度から20年度までの監査内容をみると、施設の管理・運営、事業、外郭団体、補助金等に関するものが多くなっていた。

外部監査制度が創設された背景の一つに、一部の地方公共団体で見受けられた予算の不適正な執行が挙げられているものの、事務費等の不適正な経理処理については、20年度に1県の包括外部監査人が、同県が公表した不適正な経理処理について意見を述べるなどした報告書を知事に提出した事例があるのみである。

(イ) 個別外部監査

個別外部監査は、都道府県市の条例により任意に導入することができ、事務監査請求、議会の請求、都道府県市の長の要求、住民監査請求等の請求又は要求があったときに行われるなどするものであり、15年度から20年度までの実施状況をみると、1府において、19年度に弁護士との個別外部監査契約に基づき実施されていたのみで、残りの64都道府県市では実施されていなかった。

(ウ) 国庫補助事業に係る事務費の廃止等

農林水産省及び国土交通省は、20年11月及び21年11月に、決算検査報告等の内容の周知、指導、監督及び検査の徹底、経理処理手続等の適正化等について65都道府県市に対して通知している。また、「予算編成等の在り方の改革について」が21年10月に閣議決定されて、補助事業等の計画的な執行を促進するために、各府省が補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努めることなどの方針が示された。

一方、上記の両省所管の国庫補助事務費等のうち公共事業に係る補助金等の事務費は、21年度を最後に廃止されたため、地方公共団体は公共事業の実施に必要な物品の購入等を一般公共事業債等により資金を調達して行うことになった。

4 所見

20年次から22年次の3か年にわたり、65都道府県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等の経理について検査した結果、65都道府県市全てにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理により需用費を支払ったり、補助事業の目的外の用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしている事態が見受けられた。

不適正な経理処理による需用費の支払の事態は、国庫補助事務費等に係る補助金の交付額が極めて少額となっていた1市を除く64都道府県市において見受けられた。

業者と架空取引を行うなどして支払金を業者に保有させていた事態(預け金)、随時納品させた物品について別の品目を納入させたこととして一括して支払った事態(一括払)、消耗品を購入することとして実際は備品等の別の物品に差し替えて納品させた事態(差替え)は、業者に虚偽の請求書を提出させ、支出命令書等の関係書類には虚偽の内容を記載するなどし

て、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして経理処理していたものである。

また、実際は翌年度又は前年度に納入された物品の購入代金を現年度に支払っていた事態（翌年度納入又は前年度納入）は、支出命令書等の関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして、契約した物品が当該年度に納入されていないのに納入されたこととして経理処理していたものである。

上記の不適正な経理処理による需用費の支払の事態のうち、預け金、一括払及び差替えの事態は、架空取引を指示したり、虚偽の請求書等を提出させたりするなど業者の協力を得て、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払っていたものである。この結果、実際に納入された物品については、購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなど所定の会計事務手続が行われていなかったことになる。

そして、これらの中には、千葉県のように、預け金の手法により業者に預けた需用費の一部を現金で返金させるなどして、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなど公金を不正に使用していた事態があったほか、一部の政令市では、差替えの手法により物品担当職員が業者に指示して契約した物品とは異なるパーソナルコンピュータを納入させ、これを転売してその代金を領得するなど刑事事件に発展した事態もあった。

上記のように、このような不適正な経理処理の慣行は、公金の不正使用や職員による公金横領等刑事事件につながるおそれがあり、ひいては公金の使用に対する国民の信頼を著しく失墜させる極めて遺憾な事態となっている。

不適正な経理処理が行われていた原因として、会計法令等の遵守よりも予算の年度内消化を優先させたこと、会計経理の業務に携わる者の公金の取扱いの重要性に関する認識が欠如していたことなどが挙げられる。また、預け金等の不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の額が多額に上っていた県市の主な部署における会計事務手続について検証したところ、その大半において調達要求課が見積書の提出依頼、契約事務、検収事務等の一連の会計事務手続を行っており、職務の分担による相互牽制が機能しにくい状況となっていた。

賃金及び旅費について補助事業の目的外の用途に使用していた事態も多く都道府県市において見受けられた。発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える賃金や旅費の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったことなどの国庫補助事務費等の適正執行に関する担当職員の認識の問題が挙げられるが、臨時職員の配置目的・業務内容及び出張用務の内容を正確に把握していなかったことなどの事務処理上における問題点も見受けられた。

近年、多くの都道府県市では、平成19年度決算検査報告等を踏まえて、同様の着眼点により、本院の検査とは別に事務費等の経理に関して内部調査を行い、その結果を公表している。自らが行った経理処理をより広い範囲で点検することにより、会計経理の適正化に関する意識を多くの職員が持つことが期待できるため、まだ内部調査を行っていない県市においても速やかに内部調査を行うことが望まれる。

また、検査の結果、不適正な経理処理の事態の指摘を受けた都道府県市は、監査機能の強化、職員の意識改革、物品調達体制の見直し、契約・検収事務の適正化、予算の計画的な執

行等の再発防止策を策定して取り組んでいる。しかし、今回、20年次に検査を実施した12都道府県に対して21年度の需用費の支払について検査したところ、不適正な経理処理の事態は見受けられなかったが、再発防止策の内容やその実効性の確認等については、必ずしも十分でない点が見受けられた。

内部監査や監査委員監査の状況を調査したところ、不適正な経理処理の再発を防止するために、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法により監査を行っている県等がある一方で、このような監査を行う予定がないとしている県が一部にみられた。

地方公共団体における公金の取扱いに関する問題については、過去に、公共事業に係る国庫補助事業の食糧費を懇談会の経費等に使用していた事態、事務費の旅費等を架空の名目で支払っていた事態等が明らかとなっており、これらの地方公共団体では、その都度職員の意識改革を中心とした再発防止策を講じてきた。しかし、10年ほどで再び今回のような国庫補助事務費等において不適正な経理処理の事態が判明したことを踏まえると、これらの事態の再発防止のためには、地方公共団体において今後とも継続的かつ全庁的な取組を行っていくことが必要と思われる。

今回、本院が検査の対象とした農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち公共事業に係る補助金等の事務費は21年度をもって廃止された。このため、地方公共団体では、公共事業の実施に必要な物品の調達等は、22年度から一般公共事業債等別の財源を用いて資金調達することとなった。一方、公共事業以外の国庫補助事業に係る需用費、賃金、旅費等の経費については引き続き補助金等が交付されている。

については、65都道府県市において、今回の国庫補助事務費等の不適正な経理処理等の再発を防止するため、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底、契約及び検収事務の厳格化、予算の計画的な執行の励行、会計事務手続における職務の分担による相互牽制機能の強化等を推進するとともにその執行状況を適切に把握することが重要である。

会計監査については、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法を採り入れた監査の実施を検討することが望まれる。また、内部監査、監査委員監査及び外部監査が連携を図り、会計機関における内部統制が十分機能しているかについて継続的に監視評価を行うとともに、不適正な経理処理に係る再発防止策が有効に機能しているかなどについても検証を行うなどし、もって会計監査の強化・充実を図ることが望まれる。

補助金等を交付している関係省庁においては、不適正な事態の対象となった国庫補助金相当額について速やかに返還の措置等を執るとともに、都道府県市に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ることが必要である。

本院としては、今後とも、地方公共団体における補助金等の会計経理について、引き続き注視していくこととする。

第2 航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について

検査対象	防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)
航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達の概要	航空自衛隊で任務の遂行に必要となるオフィス家具、OA機器、事務用消耗品、整備用工具、塗料、洗剤、体育訓練用備品等の調達
検査の対象とした契約件数及び契約金額	5,500件 600億8550万円(平成17年度～22年度)

1 検査の背景

(1) 航空自衛隊における事務用品等の調達

航空自衛隊は、任務の遂行に必要となるオフィス家具^(注1)、OA機器、事務用消耗品(以下、これらを合わせて「事務用品」という。)、整備用工具、塗料、洗剤、体育訓練用備品等の一般に市販されている物品を毎年度多数調達している。

(注1) オフィス家具 事務室、倉庫等の建物内に配置されている机、椅子、収納家具(ロッカー、書庫等)、タイルカーペット、OAフロア等の備品をいう。公正取引委員会の排除措置命令等においては、「什器類」と表している。

自衛隊における事務用品の調達は、そのほとんどを各自衛隊が実施している。航空自衛隊においては、一部緊急を要するなどの場合に部隊等で直接調達されている事務用品もあるが、大部分は、需品等の保管、補給、整備、調達等に関する事務を所掌している航空自衛隊第1補給処(以下「第1補給処」という。)において調達が行われている。

第1補給処には、第1補給処東京支処(以下「東京支処」という。)等2支処が置かれており、東京支処は、分任支出負担行為担当官が設置され、第1補給処等から要求された事務用品等に係る予定価格の算定、入札・契約事務等を行っている。

また、航空自衛隊には、事務の実施の企画及び総合調整並びに第1補給処を含めた4補給処の管理を行う機関として、航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が設置されている。

そして、第1補給処における事務用品等の調達に係る予算執行手続等は次のとおりとなっている。

- ① 補給本部長は、各補給処の執行状況を把握し、これらの執行実績も踏まえ、第1補給処と調整するなどして、第1補給処において事務用品等の調達に充てる予算として、予算総括者である航空幕僚長に支出負担行為の計画及び限度額の示達要求の申請を行う。
- ② 航空幕僚長は、四半期ごとに支出負担行為の計画の示達の要求総括表を作成し、各省各庁の長である防衛大臣に提出する。
- ③ 支出負担行為担当官である航空幕僚監部総務部長は、防衛大臣から支出負担行為計画の示達を受けると、分任支出負担行為担当官である東京支処長に支出負担行為の限度額を示達する。
- ④ 東京支処長に支出負担行為の限度額の示達が行われると、第1補給処長は、各部隊等からの調達要望等も踏まえて事務用品等の調達品目及び数量を決定し、要求のための仕

様書等を作成の上、使用する予算科目も示した上で、東京支処長に対して調達要求を行う。

- ⑤ 東京支処長は、第1補給処長からの調達要求を受けると、分任支出負担行為担当官として、予定価格の算定、入札・契約事務等を行い、業者に発注する。

(2) 入札談合事件の概要

防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)は、防衛施設庁における入札談合事件の発生等不祥事が重なったことなどを踏まえて、防衛省における職務執行の状況を厳格に監察する組織として、19年9月に防衛大臣直属の防衛監察本部を設置した。そして、入札談合防止を対象項目の一つとして防衛監察本部による監察(以下「防衛監察」という。)を実施した結果、20年度の防衛監察において、第1補給処が17年度から19年度までの間に締結した事務用品等の調達に係る不自然な入札状況が判明したため、防衛省は、21年5月に、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画(平成6年閣議了解)等を踏まえて定められている「談合情報対応マニュアル」に基づき、当該談合情報を公正取引委員会に通知した。

公正取引委員会は、22年3月30日に、航空自衛隊が発注する什器類について、メーカー6社が^(注2)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第3条の規定により禁止されている不当な取引制限を行っていたとして、このうち5社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。また、同日に、第1補給処が調達を希望するメーカーについて、第1補給処の職員がその意向をメーカー6社に対して示すなど「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)に規定する入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたとして、防衛大臣に対して、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずるよう求めた。さらに、同日に、第1補給処が予算の執行余剰分によって調達する物品について、取引実績等を考慮し、事業者別の調達目標をあらかじめ設定して調達要求を行っていて、改善措置要求の対象となった什器類以外の物品についても、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるとして、防衛省に対して、同法の趣旨及び内容の周知徹底、入札の実態についての再点検や必要な場合には改善を行うことなどの再発防止のための所要の措置を講ずるよう要請を行った。

本院に対しては、上記の命令と同日付けで、公正取引委員会から、防衛省に対して入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた旨の通知が行われている。

(注2) メーカー6社 株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所、コクヨファニチャー株式会社

(3) 防衛省における調査結果

防衛省は、外部の有識者を加えた「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を設置するなどして、事実関係の調査、背景・原因の解明及び改善措置の検討を行い、談合事案に係る調査結果及び改善措置を取りまとめて、22年12月14日に、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」(以下「調査報告書」という。)として、これを公表した。

(4) 防衛省における改善措置

調査報告書によると、22年6月までに各調達機関で、職員の意識と入札談合関連法令等の理解度を高めるための教育・研修の実施、入札情報の充実等による競争性の確保、複数の職員による自己点検や部内監査を利用した検証態勢の強化等の改善措置等が講じられたとされており、これに加えて以下の改善措置を新たに執るとされている。

- ア 談合関連企業への再就職の自粛
- イ 調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止
- ウ 航空自衛隊の補給・整備組織の見直し
- エ 事務用品の調達における、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札(以下「民間競争入札」という。)(注3)の実施
- オ 仕様書の作成要領の見直し
- カ 予算執行のチェック機能の強化
- キ 入札談合等関与行為防止法等の法令遵守に関する教育の徹底
- ク 調達等関係業務に同一の職員が長期にわたって就くことがないようにするなどの人事管理の徹底
- ケ 公益通報制度の周知・徹底
- コ 入札過程の監視、入札結果の検証、会計監査・業務監査等のチェック機能の強化
- サ 損害賠償請求に関する厳正な対処

(注3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札 国の行政機関等が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して競争入札に付し、その当該競争入札対象の公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした民間事業者を落札者として決定する入札手続

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

航空自衛隊における事務用品等の調達に関しては、競争性、透明性及び公正性を確保し、入札談合の防止を図るとともに経済的な予算執行を行うことが求められている。このような状況等を踏まえ、本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から第1補給処及び東京支処における事務用品等の調達について、入札・契約及び予算執行事務が適正に行われているか、調達品の仕様等は適切なものとなっているか、予定価格の算定が適切に行われているか、会計経理に関して防衛省において執られた改善の措置は適切かつ効果的なものとなっているかなどについて着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、17年度から22年度までの間に第1補給処の調達要求に基づき東京支処が締結した全契約計15,934件、当初契約金額計979億8418万余円のうち、入札談合が行われたとされている17年度から20年度までの間に締結したオフィス家具の調達に係る契約計311件、当初契約金額計75億6324万余円と、入札談合が取りやめられたとされている21年度に締結した契約計21件、当初契約金額計1億3071万余円を対象とした。さらに、不自然な入札状況が見受けられたとされるOA機器、トナー等を含めたオフィス家具以外の事務用品の調達について契約金額が100万円以上の計5,168件、当初契約金

額計 523 億 9153 万余円を加え、合計 5,500 件、当初契約金額合計 600 億 8550 万余円を対象とした。

検査は、計算証明規則に基づき提出された証拠書類等のほか、入札・契約状況等に関する調書等を徴して、これらの調査、分析等を行うとともに、第1補給処、東京支処、各部隊等において、調達要求の状況、予定価格の算定の状況、事務用品等の使用の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 航空自衛隊の補給処における予算執行の状況

ア 第1補給処に係る年度執行計画と予算執行の状況

航空自衛隊における予算の執行に当たっては、防衛省予算の執行手続に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第29号)に基づき、その予算の執行に関する総括事務を行うこととされている航空幕僚長が年度執行計画を策定した上で実施することとされている。

この航空幕僚長が行う事務の実施に資するため、補給本部長は、補給本部各部所掌の装備品等に係る予算の執行及び各補給処に係る支出負担行為限度額の示達要求に関する事務を行うこととされており、毎年度の予算案等を基に年間予算執行計画を作成している。年間予算執行計画は、予算の積算項目である予算計上項目等ごとに区分して、それぞれ計画額を計上するもので、予算額と計画額とは、基本的に項目、金額ともに一致している。また、補給本部長は、装備品等について、毎年度の予算案等を基に調達基本計画を作成している。調達基本計画は、各予算計上項目の中から一部留保対象経費が除外されるなどして、年間予算執行計画における計画額よりも低い額となっているが、装備品等に係る予算計上項目の項目自体は年間予算執行計画と一致している。

17年度から20年度までの間の年度執行計画及び年間予算執行計画に係る行政文書は、航空自衛隊において保存期間が満了して廃棄されていたことから、本院は、調達基本計画に計上されている計画額と執行額について、第1補給処が担任する装備品等に関して予算科目ごとに比較するなどして検査したところ、17年度から20年度までの間において、特に通信維持費、航空機修理費、諸器材購入費等について、執行額が計画額を大きく上回っている状況となっていた。これは、他の補給処等が担任する装備品等について、装備品等の故障の発生見積りと実績とに差が生ずることなどにより執行額が計画額を下回り、年度途中で把握したこの差額について、第1補給処において、比較的短期間で納入が可能な事務用品等の調達に充てていたことによるものである。

一方、21年度以降については、入札談合の発覚を契機としてこのような執行を行わないとしたことから、執行額は計画額を下回る状況となっていた。また、個別の事務用品等の調達の状況について検査したところ、17年度から20年度までの間の調達数量に比べて21年度以降の調達数量が大幅に減少しているなどの事例が見受けられた。これは、17年度から20年度までの間において、年度末における事務用品等の調達に毎年度継続して計画額と執行額との差額の多くを充てていたもので、このような状況は、不要不急な調達等が行われ、ひいては非効率、不経済な予算執行につながっていく状況にあったものと認められた。

調査報告書によると、年度執行計画における計画額と執行額とに差額が生じていたことに関して、一部に、契約実績が予算積算に反映されていなかったり、不用決定済の器

材の修理費が計上されたりするなどの予算積算上の問題があったとして、22年度の予算執行に当たって不用額を計上したり、23年度予算要求に当たって減額を行ったりするなどの措置を講じているとされている。また、防衛省は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき作成された公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)に従い、航空自衛隊における事務用品の調達業務について、23年8月に調達品目の規格や予定数量等をあらかじめ定めた上で民間競争入札により受託事業者を決定し、業務委託契約を締結している。これにより、今後は、当該契約の対象品目について、事前に部隊等に割り当てられた予算の範囲で部隊等が直接必要な品目を発注することとするなど、効率的、計画的に調達事務を行うなどの改善を図っていくとしている。

したがって、防衛省において、上記の取組を着実に進めるとともに、今回民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達に当たっても、今後、規格、必要数量、調達価格等について年度開始前から適切に見積もるなど、より計画的な調達手続を検討して実施していく必要があると認められる。また、装備品等の維持等経費が、上記のとおり故障の発生頻度の相違等を要因として予算積算と実績に一定程度かい離が生ずることにはやむを得ない面もあるが、今後、予算積算をより一層、実態に即して行う必要があると認められる。

イ 第1補給処におけるオフィス家具の調達に係る不適切な予算執行

調査報告書によると、第1補給処におけるオフィス家具の調達に係る予算について、予算科目の観点から法令に準拠しているとは認められない執行が確認されたとしている。防衛省は、これら予算執行は、(目)通信維持費、(目)諸器材等維持費又は(目)航空機修理費の予算科目によりオフィス家具を調達したものであるが、オフィス家具は、通信の維持、諸器材等の維持又は航空機の修理に関する作業に使用される以外にも広く使用されるものであることから、これらの調達に要する経費については、各「目」が目的とする通信の維持、諸器材等の維持又は航空機の修理に直接に必要な経費とは認められず、予算の目的外使用を禁止している財政法(昭和22年法律第34号)第32条や、「目」の間において流用するには財務大臣の承認が必要であるとしている同法第33条第2項の規定に照らして、法令に準拠していない執行であるとしている。

そして、防衛省は、本件事態に対して、違法に予算科目を使用し執行していたとして、執行時の分任支出負担行為担当官である東京支処長に対して戒告の懲戒処分を行っている。また、調査報告書によると、防衛省は、第1補給処が他の補給処の予算の執行残による契約を行う際には、今後、内部部局も会計上の手続(示達)の観点で関与することとし、安易な計画外予算の執行による予算科目上の問題の発生を防止するためのチェック機能を強化しているとされている。

本院は、前記の事態を踏まえて、予算執行手続やその体制等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(ア) 補給本部では、航空幕僚長への示達要求の申請に先立ち、第1補給処と調整した結果として、オフィス家具の調達経費について、(目)通信維持費、(目)諸器材等維持費又は(目)航空機修理費の予算を使用することを前提に示達請求の事務が行われていた。

(イ) 東京支処長は、どの予算科目を使用して支出負担行為を行うかについては、第1補給処長が具体的に予算科目を指定して調達要求を行うこと、使用する予算科目はいずれも事務用品等の支出が可能であるとの誤った認識を持っていたことなどから、予算科目の使用の妥当性に関する個別的な判断を実質的に行っていなかった。

このように、不適正な予算科目による執行が行われていた要因としては、補給本部及び第1補給処において各予算科目に不用額を生じさせないことを優先させたために法令及び予算を遵守して予算執行を行うことについての認識に欠けていたことにもよるが、支出負担行為の事務を委任されていた分任支出負担行為担当官である東京支処長が示達要求の申請の事務に関与していないなどとしていて、適正な予算科目を使用することを前提とした示達の内容となっているかなど示達された限度額の内容の詳細についての確に把握しておらず、予算執行に当たって適正な予算科目を使用することについての支出負担行為による統制が必ずしも的確に行える体制とはなっていなかったことによると認められる。

したがって、航空自衛隊において、支出負担行為に係る示達の内容の詳細を的確に把握した上で支出負担行為を行うこととするよう必要な体制等を改めて検討し整備する必要があると認められる。

(2) 入札・契約の状況

ア 入札・契約方式の適用状況

第1補給処は、随意契約に関する事務の取扱い等について(平成17年2月25日財計第407号)により、物品の購入について予定価格が160万円を超える随意契約については公表することとされたことなどを契機として、17年度以降はこれらの契約を一般競争入札に付しており、オフィス家具については、ほとんどの契約において一般競争入札が実施されていた。また、検査の対象とした全契約についてみても、5,500件のうち4,497件(81.7%)において一般競争入札が実施されていた。そして、第1補給処は、防衛監察において不自然な入札状況が指摘されたことを踏まえて、21年度以降、計画外予算の執行を見合わせており、第1補給処の調達全体の件数、金額とも大きく減少していた。さらに、オフィス家具及びOA機器については、21、22両年度とも一部の例外を除いて調達を見合わせていた。

イ 入札参加者数と落札率の状況

本院は、一般競争入札における契約ごとの入札参加者数と契約金額の予定価格に対する割合を示す落札率の状況について検査したところ、以下のとおりとなっていた。

すなわち、オフィス家具については、入札談合が開始されたとされる17年度においては、1者のみの入札となっている契約の割合は件数で66.3%、契約金額で72.0%と高いものとなっていたが、その後の18年度から20年度までの間はこの割合が低下し、多くの契約において複数の業者が入札に参加している形となっていた。しかし、各年度の落札率でみると、複数の者が入札に参加した18年度から20年度までの間も、各年度の平均落札率は97.9%から98.4%といずれも高い状況のままとなっていた。そして、防衛監察による指摘以降は、21年度において平均落札率が66.7%と著しく低下している状況となっていた。

OA 機器については、17 年度から 19 年度までの間は 1 者のみの入札となっている契約の割合が件数で 58.0% から 66.6%、金額で 50.9% から 69.2% と比較的高い状況となっていて、17 年度から 20 年度までの間の各年度の平均落札率も、94.0% から 98.0% と高い状況となっていた。なお、21 年度以降は新たな調達が行われていない状況であった。また、トナーについては、17 年度から 22 年度までのいずれの年度においても 1 者のみの入札となっている契約の割合が件数で 52.0% から 92.5%、金額で 62.1% から 95.6% と高く、平均落札率も 97.9% から 100.0% と高い状況となっていた。

ウ 事務用品のメーカーごとの受注割合

調査報告書によると、第 1 補給処はメーカー等ごとに調達要求目標額を設定していたとされているが、事務用品の調達に関してメーカーごとの各年度における受注割合を本院において検査したところ、オフィス家具については、入札談合が行われていたとされる各年度とも、各メーカーの受注割合に大きな変化がない状況となっていた。

OA 機器の受注割合をみるとコピー機(複合機を含む。以下同じ。)については、各年度とも特定の 5 社が全て受注している状況となっており、この 5 社の中には市場占有率が比較的高いとされているメーカーが含まれていなかった。また、トナーについては、コピー機及びプリンターの機器に対応してメーカーが指定されることから、特定の 6 社の受注割合が 88.7% から 97.6% と大半を占める状況となっていた。

エ 航空自衛隊における入札状況の監視等の取組

航空自衛隊においては、今後、調達要求段階から各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証を行うためのチェックシートを作成することとし、会計監査等の際に、このチェックシートを基にして、仕様書が特定の業者に有利になっていないか、落札の状況に規則性はないか、受注シェアに顕著な傾向がないかなどの調達機関の自主点検が適切なものとなっているか、また、銘柄等を指定する理由が適切かなどの点に重点をおいた監査を実施することとしている。そして、従来、各補給処に対する会計監査は、主として補給本部に置かれた会計監査官において実施されていたが、結果として防衛監察が行われるまでの長期間不自然な入札状況を発見できなかったことを踏まえて、実効ある会計監査を行えるよう態勢を整備することとしている。

したがって、航空自衛隊において、会計監査等が監査を受けるものから独立した立場で効果的に実施される体制を強化することを検討するとともに、これらの自主点検や会計監査等について実効ある取組として継続することが重要であると認められる。

(3) 仕様書の作成等の状況

ア 競争性の確保について

調査報告書によると、第 1 補給処においては、オフィス家具の調達を希望するメーカーに^(注 4)同等品調書を依頼し、これを基に仕様書の一部となる調達品目表を作成していたとされている。そして、公正取引委員会は、調達を希望するメーカーにこのような依頼を行うなどの一連の行為は、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為であるとしている。

今回、第 1 補給処におけるオフィス家具の調達において、上記のとおり作成していたとされる調達品目表について、実際の作成状況を本院において検査したところ、調達品目表には、部隊等が調達を希望する品目について、複数のメーカーの製品の型式番号が

記載されていたが、具体的な規格等は記載されておらず、これらの製品が同等品であるかどうかは一見して分かるものとなっていなかった。そして、これらの中には、同等品を記載すべき調達品目表に規格等が異なる製品が記載されていて、競争性及び公正性が確保された適切な仕様書となっていない事例や、仕様書に必要以上の詳細な性能諸元を記載するなどして、競争性の確保が十分でないなどの事例が見受けられた。

(注4) 同等品調べ 調達する物品について、仕様を満たす複数のメーカーの同等品の型番を調査すること

イ 事務用品等の仕様における経済性について

事務用品等については、様々な規格等の商品が販売されているが、事務用品等の仕様の決定に際して、航空自衛隊で標準的に調達する規格等の具体的な基準は定められていない状況となっていた。このことから、実際に使用することとなる各部隊等が個別に規格等を検討した上で第1補給処に調達要望を行い、第1補給処は原則として部隊から要望された規格等に基づき仕様書を作成していた。本院は、この仕様書の作成に関して検査したところ、各部隊等で製品の規格等が区々となるなどして、経済性の面から検討の余地がある事例が見受けられた。

上記について、航空自衛隊は、仕様書の記載要領を改正するなどして、必要以上に細部にわたる仕様については記載しないこととするとともに、銘柄指定の仕様書とする場合は、その理由書を必ず添付することを規定するなどの措置を講じている。さらに、仕様書の情報を防衛省内で共有化することにより仕様書作成事務の適正化及び省力化を推進することとしている。また、航空自衛隊は、23年8月に実施した前記の民間競争入札において、経済性も考慮して事務用品の規格、仕様等を定めるなどしていた。

したがって、航空自衛隊において、仕様書の作成に当たっては、改正された仕様書の記載要領を厳格に遵守するなどして入札参加者が限定されることなどが無いよう競争性の確保を十分図るとともに、今回、民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達に当たっても、省内で共有化することとしている仕様書の情報を的確に活用するなどして、調達する事務用品等の規格を合理的なものとするなど経済的な調達が行われるように十分留意する必要があると認められる。

(4) 予定価格の算定の状況

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)によると、予定価格の算定の基準とする計算価格の計算に当たっては、計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料がある場合は、当該業種において適当と認められる数値を適用して計算するものとし、標準資料がない場合は、調達物品等についてその調達の相手方として適当と認めて選定した2者以上の相手方から調達物品等の見積資料の提出を求め、当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができることとされている。

東京支処は、オフィス家具、OA機器及びトナーの調達に係る予定価格の算定に当たっては、いずれも見積資料の提出を受けて計算価格の計算をしていた。そこで、本院は、上記の訓令で2者以上から見積資料の提出を受けることとされていることを踏まえて、17年度から22年度までの間の各契約の見積りの徴取先の数等について検査したところ、次のとおりとなっていた。

オフィス家具に係る見積りの徴取先の数については、入札談合が開始されたとされる17年度は、107件の契約のうち75件が1者からのみとなっており、この75件の契約は全て見積資料を徴取した会社が契約の相手方となっていた。そして、18年度以降は、見積資料の徴取が1者のみの契約数が減少していた。また、不自然な入札状況が見受けられたとされるOA機器及びトナーの見積りの徴取先の数についてみると、各年度とも1者からのみの徴取となっている件数の割合は、OA機器で52.5%から69.8%、トナーで72.0%から88.5%と高くなっていた。そして、見積資料を徴取した会社が1者のみとなっている契約のうち見積資料を徴取した会社が契約相手方となっていた件数の割合は、オフィス家具で100.0%、OA機器で90.0%から100.0%、トナーで88.8%から96.7%といずれも高くなっている状況が見受けられた。

このような状況について、東京支処は、見積資料が1者のみとなっているのは、見積資料の提出を複数者に求めた場合でも、実際に見積資料の提出に応じたのが1者のみであったためであるとしている。

しかし、前記のとおり、見積りの徴取先が1者のみとなっている契約の多くが実際の契約の相手方となっている状況に鑑みれば、仕様書の作成段階等で競争性の確保が十分図られていないことも考えられることから、見積書の提出に応じない者などからその理由等について確認するなど仕様書の内容についてよりの確に検証する必要があると認められた。また、1者のみからの見積資料に基づき予定価格が算定されているのは、予定価格の客観性の確保の点からも適切ではないと認められた。

航空自衛隊は、今回の入札談合等関与行為が第1補給処の入札・契約事務を行う契約部門ではなく調達要求部門を中心に行われていたことが調査報告書等で明らかになったことから、今後、主として調達要求業務に対する管理監督を強化する体制を構築することとしている。

しかし、仕様書等の妥当性は、契約事務の過程においても効果的に検証できることから、航空自衛隊において、契約部門において調達要求部門が作成した仕様書等の妥当性等を的確に検証するためのマニュアルを作成したり、調達要求部門に仕様書の変更を求める際の基準を新たに設けるなどして、契約事務の過程において調達要求事務をより効果的に牽制^{けん}できる体制を検討し整備する必要があると認められる。

(5) 入札談合により受けた損害の回復

防衛省は、18年10月以降締結する契約に関して、入札談合等の不正があった場合に契約相手方から違約金を徴することなどを内容とした特約条項(以下「違約金条項」という。)を付すこととしており、18年度から20年度までの間に契約されたオフィス家具の調達に関する契約については、全て違約金条項が付されている。

そして、防衛省は、今回、公正取引委員会から入札談合の認定を受けた契約に関して、この違約金条項に基づき違約金を請求するための手続を進めているとしている。また、違約金条項が付されていない17年度に締結された契約については、損害賠償の請求を行う方向で、現在、損害額の確定等の手続を進めているとしており、入札談合により受けた損害の回復はいまだなされてない状況となっていた。

したがって、防衛省において、違約金条項に基づく違約金の請求や損害賠償の請求を適切に行うことにより、速やかな損害の回復に努める必要があると認められる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

航空自衛隊の事務用品等の調達に関しては、競争性、透明性及び公正性を確保し、談合の防止を図るとともに、経済的な予算執行を行うことが求められている。

今回、本院は、航空自衛隊が発注するオフィス家具に係る入札談合が発生したことなどを踏まえて、入札談合が行われていたとされる17年度から20年度までの間とそれ以降の第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行等について、特に会計経理の面からこれらが適切に実施されているか、防衛省において執られた改善の措置は適切かつ効果的なものとなっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 17年度から20年度までの間において、装備品等の整備、維持等に係る経費の年度執行計画額と年度途中で把握された執行実績額との差額について、年度末に事務用品等の調達に毎年度継続して充てられている状況となっていた。これに関して、防衛省は、23年度予算を減額するとともに、民間競争入札により事務用品の調達を行うなど効率的、計画的に調達を実施していくこととしている。

イ 事務用品の調達には充てることができない予算科目が使用されていた事態に関して、支出負担行為の事務を委任されていた分任支出負担行為担当官である東京支処長には示達要求の事務に関与していないなど示達された限度額の内容の詳細についての的確に把握しておらず、予算執行に当たって適正な予算科目を使用することについての支出負担行為による統制が必ずしも的確に行える体制とはなっていなかった。

ウ 落札率の状況については、入札談合が行われていたとされる17年度から20年度までの間のオフィス家具の平均落札率はいずれも高く、これ以降の平均落札率は著しく低下している状況が見受けられた。不自然な入札状況が見受けられたとされるOA機器については、17年度から20年度までの間に平均落札率が高い状況が見受けられたが、これ以降は新たな調達が行われていない状況となっていた。また、各メーカーごとの受注割合の状況については、入札談合が行われていたとされる各年度とも、オフィス家具における各メーカーごとの受注割合は大きな変化がない状況となっていた。OA機器のうちコピー機の受注割合に関しては、各年度とも特定の5社が全て受注している状況となっており、この5社の中には市場占有率が比較的高いとされているメーカーが含まれていない状況となっていた。

航空自衛隊は、今後、落札の状況に規則性はないか、受注シェアに顕著な傾向がないかなどの調達機関による自主点検及びこれらが適切に行われているかに重点を置いた会計監査等を行うこととしている。また、従来、各補給処の会計監査は、主として補給本部に置かれた会計監査官において実施されていたが、結果として防衛監察が行われるまでの長期間不自然な入札状況を発見できなかったことを踏まえて、実効ある会計監査を行えるよう態勢を整備することとしている。

エ 仕様書の作成に当たって、同等品とは認められない製品を同等品として記載したり、必要以上に詳細な性能諸元を記載したりするなどして、競争性、公平性等が十分に確保されていない状況が見受けられた。また、調達された製品の規格等が区々となっていて、経済性の面から検討の余地があると認められる事例が見受けられた。これらの事態に関して、航空自衛隊は、仕様書の記載要領を改正したり、民間競争入札において経済性も考慮した規格等を定めたりするなどして改善を図ってきている。

オ 2者以上から提出を受けることとされている見積資料について、1者のみから提出を受けている契約が多数あり、このうち見積資料を徴取した会社が実際の契約の相手方となっている契約が数多くある状況が見受けられた。

カ 違約金条項に基づく違約金の請求は現在手続中であり、損害賠償請求については損害の確定がなされておらず、入札談合により受けた損害の回復は、いまだなされていない状況となっていた。

(2) 所見

防衛省は、今回の事案によって失われた国民の信頼を取り戻し、防衛省の使命・任務を全うしていくため、今後とも、調査報告書で明らかにした改善措置を的確に実施していくこととしている。については、改善措置の実施に当たっては、本院の検査の状況も踏まえて以下の点についても確実に取り組むなどして、より効果的に実施していくことが必要である。

ア 任務の遂行に必要な事務用品等の調達に当たっては、経済的な予算執行に資するため、特に、今回、民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達についても、規格、必要数量、調達価格等について年度開始前から適切に見積もるなど計画的に執行するための調達手続等を検討し実施すること

イ 予算執行に当たって、適正な予算科目を使用することについての支出負担行為による統制が的確に機能するようにするため、支出負担行為に係る示達の内容の詳細を的確に把握した上で支出負担行為を行うこととするよう必要な体制等を改めて検討し整備すること

ウ 航空自衛隊において、会計監査等が監査を受ける者から独立した立場で効果的に実施される体制を強化することを検討するとともに、自主点検や会計監査等について実効ある取組として継続すること

エ 仕様書の作成に当たっては、改正された仕様書の記載要領を厳格に遵守するなどして入札参加者が限定されることなどが無いよう競争性の確保を十分図るとともに、今回、民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達に当たっても、省内で共有化することとしている仕様書の情報を的確に活用するなどして調達する事務用品等の規格を合理的なものとするなど経済的な調達が行われるように十分留意すること

オ 契約部門において、調達要求部門が作成した仕様書等の妥当性等を的確に検証するためのマニュアルを作成したり、調達要求部門に仕様書の変更を求める際の基準を新たに設けたりなどして、契約事務の過程において調達要求事務をより効果的に牽制できる体制を検討し整備すること、また、予定価格の算定に当たり、見積資料による場合は2者以上から徴取することを徹底し、見積資料が1者からしか提出されない場合にはその理由等について確認するなど契約事務の過程において仕様書の内容についての的確に検証すること

カ 違約金条項に基づく違約金の請求や損害賠償の請求を適切に行うことにより、速やかな損害の回復に努めること

本院としては、上記の所見として記載した各事項や防衛省における入札・契約事務等に係る改善措置が適切に講じられ、当該措置に係る取組が効果的に実施されているかについて引き続き検査していくこととする。

第3 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について

検査対象	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 43 都道府県、43 都道府県管内の市区町村、43 都道府県が所管する公益法人その他団体
検査の対象とした基金の概要	都道府県、市区町村、都道府県所管公益法人その他団体が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事業を行う場合に設置造成するもの
検査の対象とした基金数及び基金保有額	3,859 基金 3 兆 4397 億円(平成 22 年度末)
上記のうち国庫補助金等相当額	2 兆 8459 億円

1 検査の背景

(1) 基金の概要

国は、都道府県、市区町村、都道府県所管公益法人^(注1)その他団体が、基金を設けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事業を実施する場合、その基金の設置、積み増し又は充当(以下「設置造成」という。)に必要な資金の全部又は一部について、当該都道府県等に国庫補助金又は国庫交付金(以下「国庫補助金等」という。)を直接又は間接に交付している(以下、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成する都道府県等を総称して「基金事業団体」という。)

(注1) 公益法人 平成 18 年改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人を指す。

基金事業団体は、国庫補助金等を受け入れて、基金を設置造成し、運用管理しており、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、事業を実施している。そして、基金事業団体のうち、普通地方公共団体は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定により、特定の目的のため財産を維持し資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされ、また、特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することはできないこととなっている。

(2) 過去の会計検査の状況

本院は、従来、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っているところである。

そして、会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づき、平成 17 年 10 月に参議院に報告した「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について」において、国庫補助金等により国所管の公益法人等に設置造成された基金について、必要に応じて基金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、基金事業に係る見直し時期の設定や目標達成度を測るための基準の策定等見直し体制を整備することが重要と考えられるとの所見を記述している。また、同条の規定に基づき、21 年

10月に参議院に報告した「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」において、国庫補助金等により国所管の公益法人等に設置造成された基金について、基金の事業実績及び保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める必要があるとの所見を記述している。

これらのほか、本院は、国所管の公益法人等以外の都道府県、都道府県所管の公益法人等に設置造成された基金について、会計検査院法第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどしており、平成21年度決算検査報告を例にとると「経済産業省が都道府県等に補助金を交付して都道府県所管の公益法人に造成させている基金について、事業継続の必要性等を検討するための基準等を都道府県等に提示し、これにより不要となる基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返納させるなどして、適切かつ有効な活用を図るよう改善の処置を要求したもの」などを掲記している。

(3) 補助金等の交付により造成された基金等に関する基準

政府は、前記17年10月の本院の報告後、18年8月に、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する国所管の公益法人等(以下「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、当該国庫補助金等を交付した府省が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準として、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(以下「基金基準」という。)を閣議決定している。

基金基準によると、基金法人に既に設置造成されている基金については、原則として27年度末を超えない範囲で事業を終了する時期を設定することとされ、また、基金法人は定期的に(少なくとも5年に1回)基金の見直しを行うことなどとされている。

一方、基金基準が国所管の公益法人等の保有している基金を対象としていることから、基金事業団体が保有している基金は基金基準が適用されず、27年度末を超えない範囲で事業を終了する時期を設定すること、定期的に見直しを行うことなどは求められていない。

(4) 20、21両年度の補正予算により設置造成された基金の概要

政府は、20年9月の世界的な金融危機を受けて、同年10月以降、緊急の経済対策等を行っており、その一環として、20、21両年度の補正予算により、単年度では完結しないが、2か年から3か年の短期間の事業実施を前提とした基金が新規に多数設置造成された(以下、これらの基金を「20・21補正基金」という。)

そして、21年度補正予算により設置造成された基金について、財務省は「平成21年度補正予算において設けられた基金等の執行状況等の公表について(連絡)」(平成21年6月19日財務省主計局)により、所管府省に対し、基金の執行状況を把握・公表し、適切かつ効率的な予算執行に努めるよう求めている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、基金事業団体の基金について、これまでも所管府省ごとに基金の検査を実施してきているところである。そして、20、21両年度には、多数の20・21補正基金が設置造成された。

そこで、基金事業団体の基金について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省横断的に検査を実施した。

ア 基金の用途別や運営形態別にみた状況はどのようになっているか。

イ 基金事業は計画どおり実施されているかなど、適切かつ有効に運営されているか。

ウ 基金は、設置目的に沿って適切に使用されているか。また、基金の管理及び運用は適切か。

エ 基金事業の評価に係る基準等は適切に策定され、見直しは適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

基金事業団体(23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けるなどした岩手、宮城、福島、茨城各県、4県管内の市町村、4県所管の公益法人その他4県に所在する団体を除く。)の国庫補助金等を含む基金で、22年度末に存在する基金(設置から1年未満の基金を除く。)を対象として検査した。

検査に当たっては、各府省及び基金事業団体から国庫補助金等により設置された基金の状況について資料を基に説明を受けるなどして上記に該当する3,859基金を特定し、これらの基金について各府省及び基金事業団体から調書を徴して調査分析するとともに、17都道府県、17都道府県管内の市区町村、17都道府県が所管する公益法人その他17都道府県に所在する団体に設置造成された基金のうち、477基金を抽出して会計実地検査を行った。

(注2) 17都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、兵庫、鳥取、広島、徳島、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 基金の設置及び保有の状況

ア 基金の概況

22年度末の基金の状況は、3,859基金(都道府県1,091基金、市区町村2,082基金、公益法人その他団体686基金)における基金保有額は3兆4397億余円となっている。このうち国庫補助金等相当額は2兆8459億余円(都道府県2兆3257億余円、市区町村1046億余円、公益法人その他団体4155億余円)で全体の82%(小数点以下切捨て)を占めている。

18年度から22年度までの各年度末における基金保有額のうち国庫補助金等相当額について、交付元府省別にみると、18年度に障害者自立支援対策臨時特例基金(22年度末1371億余円)及び20年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金(同4490億余円)が設置造成されたことに加えて、21年度に介護職員処遇改善臨時特例基金(同2429億余円)等の基金が設置造成されたことから、厚生労働省を交付元とする基金が最も多くなっている。また、各年度の推移をみると、一部の省を除いて、20、21両年度に国庫補助金等相当額が大きく増加している。これは、前記のとおり、政府の経済対策等による20・21補正基金が多数設置造成されたことによるものである。これらの基金の中には、22年度補正予算においても多額の交付金が交付され、積み増しされているものもある。

イ 国庫補助金等の配分方法

基金を設置造成するために交付された国庫補助金等の総額は、基金ごとに各府省において決定されている。そして、18年度以降の国庫補助金等の配分方法についてみる

と、各基金事業団体への配分額は、各基金事業団体に対して基金事業に関する要望調査を行い全国の計画総額に対する各基金事業団体の計画額の割合によって案分したり、実質的な要望調査を行わずに予算額を基金事業の全国の対象者数等に対する各基金事業団体の対象者数等の割合で案分したりする方法により、各府省において決定されている。

ウ 20・21 補正基金の設置等の状況

20・21 補正基金は、19 基金事業、計 2,518 基金、国庫補助金額等相当額計 2 兆 0140 億余円に上っており、調査分析の対象とした基金総数に占める割合は 65%、基金保有総額に占める割合は 58% となっている。

府省別にみると、厚生労働省所管の国庫補助金等による基金が最も多く、特に、20 年度に設置造成された介護従事者処遇改善臨時特例基金は、前記のとおり、各市区町村等が事業主体となることから、その数は 1,415 基金となっており、20・21 補正基金の 56% と過半数を占めている。

また、20・21 補正基金は、経済対策等の一環で設置造成され、短期間に集中して事業を実施するためのものであることから、当初、19 基金事業のうち 6 基金事業が 22 年度を、12 基金事業が 23 年度をそれぞれ終了年度とするなど、あらかじめ全ての基金で事業期間が定められている。各基金事業の 22 年度末時点の執行率(取崩額の合計額を国庫補助金等交付額で除したもの。以下同じ。)についてみると、20 年度設置造成分は 2 基金事業を除き 50% 前後となっていて、平均で 47% となっている。21 年度設置造成分は 50% を超えるものがある一方、10% に満たないものもある状況で、平均で 32% となっている。

エ 基金の分類

検査の対象とした 3,859 基金について、基金の用途及び運営形態に着眼すると、次のような態様に分類できる。

(ア) 用途別分類

- a 貸付事業基金(251 基金、うち 20・21 補正基金数 0 基金)
- b 債務保証事業基金(16 基金、同 0 基金)
- c 利子助成事業基金(1 基金、同 0 基金)
- d 補助・補填事業基金(981 基金、同 417 基金)
- e 施設整備等事業基金(358 基金、同 253 基金)
- f 広報等事業基金(225 基金、同 0 基金)
- g 補助・補填及び広報等事業基金(1,900 基金、同 1,848 基金)
- h 貸付及び補助・補填事業基金(127 基金、同 0 基金)

(イ) 運営形態別分類

- a 取崩型(3,176 基金、うち 20・21 補正基金数 2,518 基金)
- b 回転型(251 基金、同 0 基金)
- c 保有型(16 基金、同 0 基金)
- d 運用型(289 基金、同 0 基金)
- e 回転・取崩型(127 基金、同 0 基金)

用途別分類で基金数が最も多いのは、補助・補填及び広報等事業基金の 1,900 基金で

あり、このうち、20・21 補正基金は1,848 基金となっている。また、運営形態別分類で基金数が最も多いのは、補助等を行うために基金を取り崩す取崩型の3,176 基金であり、このうち20・21 補正基金は2,518 基金となっている。

20・21 補正基金は、使途別分類ではいずれも設置した基金から補助等を行う補助・補填事業基金、施設整備等事業基金又は補助・補填及び広報等事業基金に分類され、運営形態別分類では全て取崩型に分類される。これは、緊急経済対策等の一環として、後年度に具体的事業箇所の割り付けを行うため当該年度において財源を手当てする基金を設置したという20、21 両年度の補正予算の成り立ちによるものである。

(2) 基金の運営状況等

ア 使途別及び運営形態別の基金数、事業実績額及び基金保有額の推移

18 年度から 22 年度までの各年度末の基金数及び基金保有額は、前記のとおり、20・21 補正基金が多数設置造成されたことから、この両年度に急増している。そして、この間の事業実績額は、18 年度 308 億余円から 22 年度 1 兆 4472 億余円に大幅に増加している。

(注3) 事業実績額 基金事業の内容には種々のものがあり、例えば貸付事業基金については、基金の貸付け、貸付金の回収等が、債務保証事業基金については、債務保証の引受け、代位弁済等がある。本報告の分析において、各年度の事業実績額としているのは、保有基金の使用と直接又は間接に結び付くものとして、貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については新規債務保証額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補填事業基金については補助金等の支払額、施設整備等事業基金については事業費用の支払額、広報等事業基金については広報等に係る費用の支払額としている。

(ア) 使途別にみた状況

使途別に基金数、事業実績額及び基金保有額の推移についてみると、次のとおりとなっている。

- a 貸付事業基金は、18 年度以降、基金数は 251 と変化がなく、近年新規に設置造成された基金はない。また、事業実績額は減少傾向にあり、22 年度は 29 億余円と 18 年度の 55 億余円の半分程度にまで減少している。基金保有額は 686 億余円から 645 億余円に減少しているものの、ほぼ横ばいで推移している。
- b 債務保証事業基金は、18 年度以降、基金数は 16 と変化はなく、基金保有額は 24 億円前後で推移している。この基金の大部分は、経済産業省所管の産業再配置促進環境整備費補助金を基に設置造成された基金であり、近年では事業実績はほとんどない。
- c 利子助成事業基金は、国土交通省所管の被災住宅再建対策事業費補助金による住宅復興助成基金のみが該当する。本基金については、17 年度以降事業実績がないにもかかわらず基金保有額が 200 億円を超えており、基金保有額が過大と認められたので、23 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により、使用する見込みのない資金を早期に国庫に返還するなど基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求した。
- d 補助・補填事業基金は、22 年度末の基金保有額が 1 兆 0674 億余円であり、21 年

度末の1兆1698億余円より減少しているものの、18年度末の1229億余円と比べて9444億余円の増加となっている。また、22年度の事業実績額4909億余円は18年度の135億余円と比べて4773億余円の増加となっていて、18年度以降で最も多くなっている。これは、20・21補正基金が、基金設置から1年以上経過し事業が本格化したため事業実績額が増加したことによるものである。

- e 施設整備等事業基金は、基金保有額が20年度以降に大きく増加し、22年度末の基金保有額は3767億余円となっている。また、事業実績額も20年度以降年々増加しており、22年度には1754億余円となっている。これは、補助・補填事業基金と同様に、20・21補正基金の基金保有額及び事業実績額が増加したことによるものである。
- f 広報等事業基金は、事業実績額及び基金保有額がほぼ横ばいとなっている。これは、広報等事業基金は運用型の基金が多く、低金利の状態が継続しているため、運用益が低調となっていることによるものである。
- g 補助・補填及び広報等事業基金は、事業実績額が18年度63億余円から22年度7481億余円、基金数及び基金保有額が19年度末52基金、852億余円から22年度末1,900基金、1兆4120億余円とそれぞれ急増している。これは、18年度に設置造成された障害者自立支援対策臨時特例基金の事業実績が基金設置から1年を経過して増加してきたこと、また、20年度補正予算により、各市区町村に介護従事者処遇改善臨時特例基金が設置造成されたことなどによるものである。
- h 貸付及び補助・補填事業基金は、事業実績額が21年度の30億余円から、22年度には260億余円と大きく増加した。これは、20年度に設置造成された後期高齢者医療財政安定化基金の事業実績額が222億余円と大きく伸びたことなどによるものである。

(イ) 運営形態別にみた状況

運営形態別に基金数、事業実績額及び基金保有額の推移についてみると、次のとおりとなっている。

- a 取崩型は、18年度以降、基金数、事業実績額及び基金保有額のいずれも増加傾向にあり、特に20年度以降は補正予算により集中的に設置造成されている。20・21補正基金の全てが取崩型となっているのは、基金を設置造成することにより速やかに財源を確保し事業を実施することにより、緊急経済対策等としての事業効果の早期発現を目的としているためである。22年度末基金保有額(2兆7803億余円)は21年度末(3兆4188億余円)を下回っているが、これは21年度までに設置造成された基金を取り崩して事業を実施していることによるものである。
- b 回転型は、貸付事業基金が該当するが、前記のとおり、近年事業実績は低調となっている。
- c 保有型は、債務保証事業基金が該当するが、前記のとおり、近年事業実績は低調となっている。
- d 運用型は、近年事業実績が低調となっている。これは、低金利の状態が継続しているため、運用益が低調となっていることによるものである。
- e 回転・取崩型は、貸付及び補助・補填事業基金が該当するが、前記のとおり、22

年度において、後期高齢者医療財政安定化基金の事業の増加等により事業実績額が増加している。

回転型基金及び保有型基金は、使途別ではそれぞれ、貸付事業基金及び債務保証事業基金であるが、事業実績が低調であることから、今後の各事業の需要を踏まえて、基金の必要性、基金規模等について検討する必要がある。

運用型基金は、近年の低金利の状況の下、基金保有額に比べ運用益は少なく、事業実績額は低位のまま推移している。国所管の公益法人等が保有する運用型基金については、資産の効率性の観点から資金の国庫返還を含む見直しが行われているなどしており、基金事業団体に設置造成された基金についても、基金の必要性、基金規模等について更に検討する必要がある。

イ 20・21 補正基金の執行状況

(ア) 使途別及び運営形態別にみた状況

使途別に20・21補正基金についてみると、d補助・補填事業基金、e施設整備等事業基金並びにg補助・補填及び広報等事業基金に分類される。そして、いずれの使途別分類においても、基金保有額は21年度の国庫補助金等の交付状況を反映して急増している。しかし、事業実績額は毎年度増加しているものの、基金保有額ほどには増加していない。

また、運営形態別に20・21補正基金についてみると、全ての基金が取崩型基金に分類される。これについてみると、事業実績額は、20年度344億余円、21年度4459億余円、22年度1兆0638億余円と毎年度増加しているものの、基金保有額は、22年度末には2兆2169億余円と多額となっている。

(イ) 基金の事業終了予定年度別にみた状況

20・21補正基金は、緊急経済対策等の一環として、早期に事業を執行し、効果を発現させることを目的としているものであるが、全19基金事業のうち23年度に事業終了予定である11基金事業の執行率は、事業終了を1年後に控えた22年度末時点においても45%にすぎず、定められた事業期間内で22年度末の基金保有額1兆0000億余円全てを執行することは困難であり、基金事業終了後に多額の執行残が生ずると思料される。

また、24年度以降に事業終了予定とされている基金事業の22年度末時点の執行率は、36%にとどまっていて、22年度末の基金保有額は1兆0107億余円に上っている。これらの基金事業は、当初から25年度に事業終了予定としていた1基金事業を除いて、当初設定された23年度までの期間では事業を十分に実施できないなどとして、事業終了年度の延長が行われているものの、基金事業終了後に相当程度の執行残が生ずると思料される。

ウ 基金の運用状況

基金の運用について、全ての基金事業団体に適用される規定や基準はないが、地方自治法の規定により、都道府県及び市町村は、基金について、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。また、条例において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で保管し、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとされているのが一般的と

なっている。

22年度末の基金の運用方法について運営形態別に分類してみると、次のとおりとなっている。

取崩型及び回転型の基金では、定期預金等の預金での保有の割合がそれぞれ84%及び92%となっている。これは、これらの基金の多くが、毎年度、年度末等のほぼ同時期に取り崩されているため、1年未満の定期預金等での運用が多くなっていることによる。

保有型の基金では、1年以上の長期運用となる地方債及び国債での保有の割合がそれぞれ30%及び27%で計58%となっており、運用型の基金では、地方債及び国債での保有割合がそれぞれ31%及び24%で計56%となっている。これは、保有型及び運用型の基金は基金自体を取り崩さず、基金の運用益を事業等の財源に充てている場合が多いため、預金に比べて、より多くの運用収入を得られる債券で保有しているものと思料される。

基金全体の運用についてみると、定期預金等の預金での運用が80%、地方債及び国債の債券での運用が6%となっている。このほか、都道府県、市区町村等の一般会計等における一時的な資金不足を補うなどのために一定期間基金の現金を貸し出す繰替運用の割合が8%となっている。また、公益法人が保有する基金の中には、その一部を外国債等で運用しているものも見受けられ、外国債等の22年度末の時価評価額(約95億円)は帳簿価額(約114億円)の82%となっている。これらの基金は保有型又は運用型であり、基金事業の終了時期が定められておらず、償還期限まで長期に保有し続けることを前提として外国債等で運用している。しかし、保有型又は運用型基金については、前記ア(イ)のとおり事業実績が低調であることから、基金の必要性、基金規模等について検討する必要があり、検討の結果、外国債等の償還期限まで保有し続けることができないことも考えられる。このようなことから、外国債等の運用については、現時点で損失が確定しているものではないが、今後の基金事業の動向を注視しながら運用管理していくことが必要である。

なお、基金の運用益については、運用型の基金を除いて、一旦当該基金に繰り入れるなどした後、基金事業の財源として使用することとされている。

エ 基金の監査状況

都道府県及び市区町村に設置造成された基金は、地方自治法の規定により、監査委員による監査の対象となっており、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて行う定期監査の一環として監査を受けているものが多い。

また、公益法人その他団体に設置造成された基金についても、監査委員が行う財政援助団体等に対する監査の一環として複数年度に一回の頻度で監査を受けている。そして、22年度に公益法人その他団体の686基金のうち監査委員の監査を受けた割合は、42%となっている。

(3) 個別基金の状況

都道府県等に設置造成された基金について個別に検査したところ、基金事業終了後に国庫補助金の大半が国庫に返還されることとなっていたり、基金の執行率が低くなっていたりなどしているものが見受けられた。これらについて示すと次のとおりである。

ア 執行率が低くなった結果、22年度の基金事業終了後に、交付された国庫補助金の大半が国庫に返還されることとなったもの

(学校給食地場農畜産物利用拡大基金(交付元 農林水産省) 検査の対象とした36基金に係る国庫補助金交付額計28億4999万余円)

イ 23年度が事業終了予定とされているものの、計画どおりに事業が実施されていないため、22年度末時点における執行率が全般的に低くなっているもの

(社会福祉施設等耐震化臨時特例基金(交付元 厚生労働省) 検査の対象とした43基金に係る交付金交付額計1136億8400万余円)

ウ 22年度末時点における執行率が、一部の基金では90%以上となっている一方で、全体としては低くなっているもの

(高校生修学支援基金(交付元 文部科学省) 検査の対象とした43基金に係る交付金交付額計471億0513万余円)

エ 受託者が実績報告書に虚偽の記載を行うなどしたため、委託費が補助の目的外に使用されていて、結果として基金が設置目的に反して取り崩されていたもの

(ふるさと雇用再生特別基金(交付元 厚生労働省) 検査の対象とした43基金に係る交付金交付額計2267億7000万円 前掲不当事項254ページ参照)

オ 交付金交付時における実績見込みと基金の執行実績にかい離が生じているため、多額の余剰額が基金に滞留しているもの

(後期高齢者医療制度臨時特例基金(交付元 厚生労働省) 検査の対象とした43基金に係る交付金交付額計2553億5974万余円)

カ 基金事業の終了年度まで、使用見込みのない国庫補助金等が基金に滞留することが見込まれるもの

検査の結果、基金事業の終了年度まで、使用見込みのない国庫補助金等が基金に滞留することが見込まれるものが見受けられたことから、23年10月に、会計検査院法第36条の規定により、「医療施設耐震化臨時特例交付金により造成された基金の有効活用について」及び「被災住宅再建対策事業費補助金により造成された基金規模の見直しについて」として、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対して、それぞれ改善の処置を要求した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項317ページ及び563ページ参照)。

(4) 基金事業に係る基準の策定等の状況

基金基準は、前記のとおり、地方自治の尊重という観点から、基金事業団体を対象としていない。そこで、基金事業に係る基準の策定等の状況を検査したところ、国庫補助金等の交付要綱等又は基金条例等(基金事業団体が各基金について定めた条例等)において終了時期が定められている基金の割合は、全体で82.5%と高くなっている。また、基金事業の目標達成度について評価等が行われていない基金の割合は89.0%と高くなっており、基金事業団体による保有割合の検証が行われた基金の割合は、全体で9.0%と低くなっている。

そして、基金事業の期間中に使用見込みのない余剰額がある場合に、当該余剰額のうち国庫補助金等相当額を国に返還する旨の規定が定められている基金の割合は、1.6%と低率にとどまっている。

4 所見

基金事業団体の基金は、多額の貴重な財政資金を投じて設置造成されている。我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、各府省は、次の点に留意して、基金事業団体と十分連携し、基金事業が適切かつ有効に実施されるよう努める必要がある。

(1) 国庫補助金等の配分方法について

基金の設置造成のために国庫補助金等を交付するに当たっては、事前の検討が重要であり、準備期間中に行う要望調査等を十分に行う必要がある。単に全国一律の配分方法により国庫補助金等を配分することなく、また、事前の要望調査等を行ったものについても、各基金事業団体における当該事業の実施状況に見合った配分等を行う必要がある。このようにして、適切な基金規模となるように国庫補助金等を配分する必要がある。

(2) 20・21 補正基金の執行状況について

20・21 補正基金は、緊急経済対策等の一環として、基金を取り崩して執行することで、早期に事業効果を発現させることを目的としており、基金の取崩しが進まないとも効果が限定的になってしまうおそれがあることから、事業期間内での執行に留意する必要がある。また、執行残が多額に生ずると見込まれる場合は、基金保有額が過大とならないよう基金規模の見直しを行う必要がある。このようにして、資金を有効に活用する必要がある。

(3) 使途別及び運営形態別の基金の状況について

回転型及び保有型の基金は、事業実績が低調であることから、今後の各事業の需要を踏まえて基金の必要性、基金規模等について検討する必要がある。また、運用型基金は、近年の低金利の状況の下、基金保有額に比べ運用益は少なく、事業実績額は低位のまま推移しており、基金の必要性、基金規模等について更に検討する必要がある。このような検討を行い、資金の効率を高めるよう努める必要がある。

(4) 基金の運用状況について

基金の運用については、確実かつ効率的な運用に努める必要がある。そして、外国債等で運用しているものは、今後の基金事業の動向を注視しながら運用管理していくことが必要である。

(5) 個別基金の状況について

ア 執行率の低い基金は、基金規模が過大とならないよう国庫補助金等の配分について十分に留意して適切な基金規模とする必要があり、また、基金事業の執行方法についても十分に検討し、資金の有効活用を図る必要がある。

イ 基金の取崩しについては、受託者から提出される実績報告書の内容を十分調査確認するなどして、基金の設置目的に沿って適切に行う必要がある。

ウ 基金事業の期間中に使用見込みのない余剰額が生ずると認められる場合に、当該余剰額のうち国庫補助金等相当額を速やかに国庫に返還させたり、多額の余剰額が滞留している基金は、余剰額の解消に向けた具体的な方法等を示したりするなどして、適切な基金規模となるよう努める必要がある。

(6) 基金事業に係る基準の策定等の状況について

基金事業団体において、基金基準を参考として、基金事業継続の要否の判断等に資する基準等を作成するなどして主体的に基金事業の見直しに努める必要がある。

基金事業の目標達成度について評価等が行われていない基金については、目標達成度に関する基準等を作成するなどして、適切に基金事業が行われているかなどの評価等の実施に努める必要がある。また、基金の保有割合について検証が行われていない基金については、適切な基金規模となっているか検証に努める必要がある。

また、国庫補助金等の交付元府省においても、国庫補助金等の交付要綱等において基金事業の見直しの基準等を明記したり、使用見込みのない余剰額がある場合に国庫補助金等相当額を国に返還する旨の規定を定めたりなどして、国庫補助金等によって設置造成された基金が適切な基金規模となるよう努める必要がある。

本院としては、基金事業団体の基金保有額は依然として多額であることから、基金事業の必要性、基金規模等に留意しつつ、今後も基金事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第4 独立行政法人における運営費交付金の状況について

検査対象	独立行政法人 83 法人
独立行政法人における運営費交付金の概要	独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
独立行政法人 83 法人に交付された運営費交付金の額	4 兆 9816 億 2736 万円(平成 19 年度～21 年度)

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立されたものである。そして、政府は、中央省庁等改革の一環として、平成 13 年 4 月に、国が直接行っていた事務・事業を実施するために 57 の独立行政法人を設立して、その後、15 年 10 月には、特殊法人等改革に伴い特殊法人等から移行するなどして 31 の独立行政法人を設立するなど、独立行政法人制度の導入を進め、22 年 3 月末現在の独立行政法人の数は 98 法人となっている。

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

ア 独立行政法人の目標設定と評価

独立行政法人制度を設けるに当たっては、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限にすることとされており、目標設定と評価の制度が設けられている。独立行政法人の目標設定については、通則法において、①主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において独立行政法人が「業務運営の効率化に関する事項」等の達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定めて、これを独立行政法人に指示し、②独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するため「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「剰余金の使途」等を定めた計画(以下「中期計画」という。)を作成して、主務大臣の認可を受け、③毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされている独立行政法人の事業年度(以下「年度」という。)の開始前に、独立行政法人は、中期計画に基づき、その年度の業務運営に関する計画を定めて、主務大臣に届け出ることとされている。

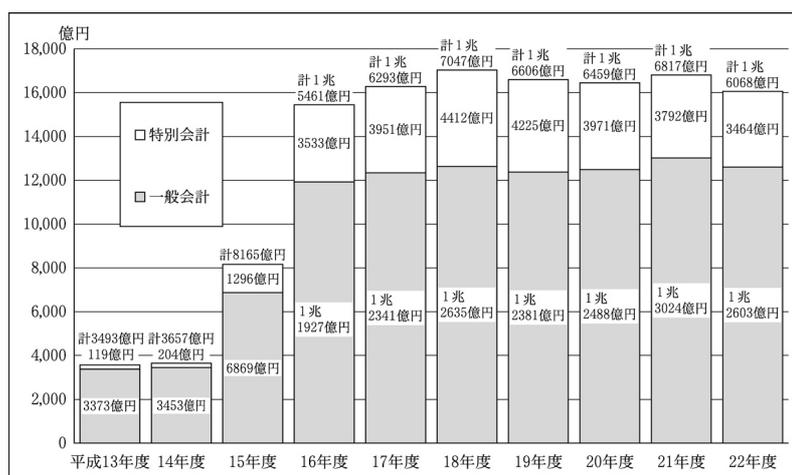
イ 独立行政法人の財源措置等

独立行政法人の財源措置については、通則法第 46 条において、政府は、予算の範囲

内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができるとされており、国は業務運営の財源に充てるために必要な資金として運営費交付金を交付している。

運営費交付金の交付額の推移は図のとおりとなっており、15年10月の特殊法人等改革に伴い特殊法人等から移行した法人があった15、16両年度に交付額が増加している。そして、22年3月末現在で、運営費交付金の交付を受けている独立行政法人は83法人となっており、22年度の交付額の合計は、1兆6068億余円となっている。

図 運営費交付金の交付額の推移(平成13年度～22年度)



ウ 独立行政法人の利益及び損失の処理

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、これを積立金として整理しなければならないこととされている。ただし、この残余のうち、独立行政法人の経営努力により生じたとされる額があるときは、同条第3項、第4項及び第5項並びに個別法の規定に基づき、主務大臣が独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議を行った上で、主務大臣の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に充てるための積立金(以下「目的積立金」という。)として積み立てることができることとなっている。そして、中期目標期間の最終年度末に目的積立金が残っている場合には、その残高を積立金に振り替えなければならないこととされている。

また、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

中期目標期間の最終年度末における積立金の処分については、個別法により、主務大臣の承認を得て次の中期目標期間における業務の財源に充てることができるとされた額を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

エ 不要財産に係る国庫納付

通則法は22年に改正され、同法第8条第3項の規定により、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

(2) 運営費交付金の会計処理等の概要

運営費交付金の予算措置については、主務大臣が予算要求を行うこととされており、中期計画に定めるところに従い、毎年度の予算編成の過程で交付額が決定されている。そして、独立行政法人は、その中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルール等を定めている。運営費交付金は、国の事前の関与を受けることなく中期目標の範囲で予定の用途以外の用途に充てることができ、年度内に執行残額が生じた場合であっても中期目標期間内であれば翌年度に繰り越すことができる。

運営費交付金の会計処理に当たっては、運営費交付金が独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金が交付されたことをもって直ちに収益として認識することは適当ではないことから、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「独法会計基準」という。)においては、独立行政法人の会計に特有な流動負債に係る科目として、運営費交付金受領時に発生する義務を表す「運営費交付金債務」という科目を設けることとされており、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を同科目で整理することとされている。

そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を「運営費交付金債務」から収益に属する「運営費交付金収益」に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人制度は、導入から既に相当期間が経過しており、多くの独立行政法人が第1期中期目標期間を終えて、その最終年度における期末処理を行っていることなどを踏まえて、本院は、独立行政法人における運営費交付金の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、主として次の項目に着眼して検査を行った。

- ① 運営費交付金の交付状況はどのようになっているか。また、運営費交付金の額の算定は適切なものとなっているか。

- ② 運営費交付金債務を業務の進行に応じて収益化する基準の採用状況はどのようになっているか。また、採用した基準は、独法会計基準等にのっとり、制度の趣旨及び各独立行政法人の業務の実態等に沿ったものとなっているか。
- ③ 中期目標期間の最終年度における運営費交付金債務の期末処理の状況はどのようになっているか。また、国庫に納付される額は適切なものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査は、22年3月末現在で設立されている独立行政法人のうち、運営費交付金の交付を受けている83法人を対象とした(表1参照)。

表1 運営費交付金の交付を受けている独立行政法人及び会計実地検査を実施した法人一覧
(平成22年3月末現在)

1	独立行政法人国立公文書館		29	独立行政法人海洋研究開発機構	○	57	独立行政法人農業者年金基金	
2	独立行政法人国民生活センター		30	独立行政法人国立高等専門学校機構	○	58	独立行政法人経済産業研究所	○
3	独立行政法人北方領土問題対策協会		31	独立行政法人大学評価・学位授与機構	○	59	独立行政法人工業所有権情報・研修館	
4	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	○	32	独立行政法人国立大学財務・経営センター		60	独立行政法人産業技術総合研究所	○
5	独立行政法人情報通信研究機構	○	33	独立行政法人日本原子力研究開発機構		61	独立行政法人製品評価技術基盤機構	
6	独立行政法人統計センター		34	独立行政法人国立健康・栄養研究所	○	62	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
7	独立行政法人平和祈念事業特別基金		35	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	○	63	独立行政法人日本貿易振興機構	
8	独立行政法人国際協力機構	○	36	独立行政法人勤労者退職金共済機構		64	独立行政法人原子力安全基盤機構	
9	独立行政法人国際交流基金		37	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		65	独立行政法人情報処理推進機構	○
10	独立行政法人酒類総合研究所	○	38	独立行政法人福祉医療機構		66	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○
11	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	○	39	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		67	独立行政法人中小企業基盤整備機構	○
12	独立行政法人大学入試センター		40	独立行政法人労働政策研究・研修機構		68	独立行政法人土木研究所	
13	独立行政法人国立青少年教育振興機構	○	41	独立行政法人雇用・能力開発機構	○	69	独立行政法人建築研究所	
14	独立行政法人国立女性教育会館		42	独立行政法人労働者健康福祉機構	○	70	独立行政法人交通安全環境研究所	
15	独立行政法人国立科学博物館	○	43	独立行政法人国立病院機構	○	71	独立行政法人海上技術安全研究所	○
16	独立行政法人物質・材料研究機構	○	44	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		72	独立行政法人港湾空港技術研究所	○
17	独立行政法人防災科学技術研究所		45	独立行政法人医薬基盤研究所	○	73	独立行政法人電子航法研究所	○
18	独立行政法人放射線医学総合研究所	○	46	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		74	独立行政法人航海訓練所	○
19	独立行政法人国立美術館	○	47	独立行政法人種苗管理センター		75	独立行政法人海技教育機構	○
20	独立行政法人国立文化財機構	○	48	独立行政法人家畜改良センター		76	独立行政法人航空大学校	○
21	独立行政法人教員研修センター	○	49	独立行政法人水産大学校	○	77	自動車検査独立行政法人	
22	独立行政法人科学技術振興機構	○	50	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	○	78	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
23	独立行政法人日本学術振興会	○	51	独立行政法人農業生物資源研究所	○	79	独立行政法人国際観光振興機構	
24	独立行政法人理化学研究所	○	52	独立行政法人農業環境技術研究所	○	80	独立行政法人自動車事故対策機構	○
25	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	○	53	独立行政法人国際農林水産業研究センター	○	81	独立行政法人国立環境研究所	
26	独立行政法人日本スポーツ振興センター		54	独立行政法人森林総合研究所	○	82	独立行政法人環境再生保全機構	
27	独立行政法人日本芸術文化振興会		55	独立行政法人水産総合研究センター	○	83	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
28	独立行政法人日本学生支援機構	○	56	独立行政法人農畜産業振興機構	○			

注(1) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は平成23年10月1日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更した。

注(2) 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散した。

注(3) 法人名欄の右欄の「○」は会計実地検査を行った法人を示している。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

検査に当たっては、19年度から21年度までの間に、上記の83法人に交付された運営費交付金4兆9816億2736万余円を対象として、これら83法人に提出を求めた運営費交付金の使途及び会計処理等の状況についての調書等や財務諸表等を在庁して分析するとともに、これらのうち47法人について会計実地検査を行った(表1参照)。

3 検査の状況

(1) 運営費交付金の算定の状況

ア 運営費交付金の額の算定方法

運営費交付金の額の算定については、中央省庁等改革推進本部事務局が12年4月に示した「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、そのルールが例示されるとともに、具体的な算定ルールの設定に当たっては、独立行政法人の自主性が十分発揮できるよう留意しつつ、それぞれの法人の業務内容や財務構造等に即して適当な算定ルールを定めることが望まれるとされている。そして、これを受けて、各独立行政法人は、前記のとおり中期計画において、上記の例示されたルールを基に、中期目標期間に係る運営費交付金の総額(以下「中期計画額」という。)を算定する際に用いる法人ごとの算定ルールを定めるとともに、これにより中期計画額を算定している。

イ 自己収入の状況

独立行政法人は、その業務運営の財源として、運営費交付金のほか、自己収入を充てて事務・事業を実施しており、また、特定の業務については補助金収入、受託収入等を充てている。

そして、前記の「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、運営費交付金の額の算定に当たって自己収入が想定される場合は、その額を控除(以下、控除する自己収入を「控除対象自己収入」という。)するとされている。

この控除対象自己収入は、法人により区々となっているが、これは法人ごとにその業務の内容や業務運営の状況が異なっていることが背景にある。

そして、25^(注)法人が控除対象自己収入としていた利息収入や運用収入等(以下、合わせて「利息収入等」という。)の状況についてみたところ、運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人が2法人あり、その状況は次のとおりである。

<事例1>

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、運営費交付金の利息収入を控除対象自己収入としており、その額については、四半期ごとに運営費交付金の交付を受けていることから、交付から3か月間でこれを使い切ると仮定し、この間に普通預金で運用するとして、当該預金の利率を用いて算出し、平成19年度20万余円、20年度3871万余円、21年度3635万余円としている。

しかし、実際の運用方法をみると、同機構が策定した「定期預金等運用マニュアル」に基づき、定期預金又は譲渡性預金により運用していた。そして、その預入先は大手3銀行から引き合いを取ることであり、最も有利な利率を提示した銀行を選定していた。また、実際の運用に当たっては、四半期ごとに交付を受ける当年度の運営費交付金のほかに、前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額も運用するなどしていた。この前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額は、研究開発委託事業等において、当該研究開発を年度内に終わることが困難になったことなどに伴い、運営費交付金の支出額が計画を下回り、翌年度に繰り越したものなどである。

このように、実際の運用に係る利率、元本の額等が控除対象自己収入の算定に用いた利率、元本の額等を大幅に上回った結果、実際の利息収入は、研究資産の売却収入等を運用したことによる利息収入が若干含まれるものの、19年度3億8800万余円、20年度4億7142万余円、21年度2億7122万余円となっていた。

＜事例2＞

石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、運営費交付金の運用収入を控除対象自己収入としており、その額については、四半期ごとに運営費交付金の交付を受けていることから、交付から3か月間でこれを使い切ると仮定し、この間に普通預金で運用するとして、当該預金の利率を用いて算出し、平成19年度45万余円、20年度154万余円、21年度250万余円としている。

しかし、実際の運用方法をみると、同機構が策定した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資金運用要領」に基づき、定期預金により運用していた。そして、その預入先は原則として競争入札により決定することとしていて、最も有利な利率を提示した銀行を選定していた。また、実際の運用に当たっては、四半期ごとに交付を受ける当年度の運営費交付金のほかに、前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額も運用するなどしていた。この前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額は、産油国との調整の継続等により、当初予定された事業を実施する環境が整わなかったことなどに伴い、運営費交付金の支出額が計画を下回り、翌年度に繰り越したものである。

このように、実際の運用に係る利率、元本の額等が控除対象自己収入の算定に用いた利率、元本の額等を大幅に上回った結果、実際の運用収入は19年度5億1917万余円、20年度6779万余円、21年度7666万余円となっていた。

これら2法人は、運営費交付金の額の算定に当たり控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じていることから、控除対象自己収入の額の算定に当たっては実態を考慮したものとする必要があると認められる。

なお、控除対象自己収入の額の算定に当たっては、当該収入の性格等に応じて、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意する必要がある。

前記2法人の場合、実際に運用に充てていた運営費交付金の額が控除対象自己収入の額の算定の際に用いた額より多額であったのは、前年度以前に交付された運営費交付金が、予定していた事業を年度内に終えることが困難になったことなどに伴い、翌年度に繰り越されたことなどによって生じたものであり、上記の動機付けに影響を及ぼすものではないと認められる。一方で、複数の銀行から引き合いを取るなどして利息収入等の増加を図ったことについては、これを控除対象自己収入の額の算定にそのまま反映させた場合、上記の動機付けに影響を及ぼす可能性があると考えられる。

独立行政法人の業務運営の財源は、主に国からの運営費交付金と法人の自己収入であることから、個々の法人の状況も踏まえ、あらかじめ見込まれる自己収入については法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意しつつ、控除対象自己収入の額を適切なものとし、運営費交付金の額の算定に反映させる必要がある。

(注) 25法人 国民生活センター、北方領土問題対策協会、平和祈念事業特別基金、国立青少年教育振興機構、物質・材料研究機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構、福祉医療機構、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、原子力安全基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、交通安全環境研究所、航海訓練所、海技教育機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境再生保全機構

(2) 運営費交付金の収益化の状況

ア 運営費交付金に係る収益化基準の概要

運営費交付金債務を業務の進行に応じて収益化する基準(以下「収益化基準」という。)として、独立行政法人会計基準注解(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「独法会計基準注解」という。)及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(平成12年8月公表)は、表2のとおり、三つの収益化基準を示しており、法人の業務内容からみてその業務の進捗状況を最も適切に反映して、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える基準を法人ごとに定める必要があるとしている。

表2 運営費交付金の収益化基準

(ア)	業務達成基準	一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。
(イ)	期間進行基準	上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
(ウ)	費用進行基準	上記(ア)及び(イ)のような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの。

独法会計基準注解においては、業務達成基準又は期間進行基準を採用できる場合の前提となるような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、費用進行基準を採用するものとされている。そして、独法会計基準注解の19年11月の改訂により、費用進行基準を採用した場合には、その理由を財務諸表の重要な会計方針に注記しなければならないこととなっている。

イ 業務達成基準又は期間進行基準と費用進行基準の差異

前記三つの収益化基準のうち、業務達成基準は業務の達成度に応じて、期間進行基準は一定の期間の経過を業務の進行とみなして、それぞれ業務の財源として予定されている運営費交付金債務の額を収益化するものである。このため、事故等があって予定されていた業務が達成されないなどの場合を除き、交付された運営費交付金の全額が収益化されることから、法人が効率的な業務運営に努め、運営費交付金を業務の財源として予定されている額より効率的に使用した結果生じた節減額は、損益計算上の利益に計上されることになるが、業務のための支出額が業務の財源として予定されている額を上回った場合には損失を計上することになる。

そして、利益を計上した場合において、当該利益のうち独立行政法人の経営努力により生じた額は、独立行政法人が自らその根拠を示し、主務大臣が独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議を行った上で、目的積立金として主務大臣の承認を受けた場合には、翌年度以降に法人が中期計画に定められた剰余金の使途の範囲内において使用することができることとなる。

一方、費用進行基準は、業務のための支出額を限度として運営費交付金債務の収益化を行うことになるため、運営費交付金を業務の財源として予定されている額より効率的に使用した結果生じた節減額は、予定していた事務・事業が計画どおりに進捗せずに翌年度に繰り越した額及び計画の中止等により生じた不用額等の支出しなかった額ととも

に、中期目標期間の最終年度を除いた各年度の貸借対照表に運営費交付金債務のまま残ることになり、損益計算上の利益としては計上されず、また、業務のための支出額が業務の財源として予定されている額を上回った場合でも、当期に収益化できる運営費交付金債務が残っている場合には、この損失は減少するか又は損益計算上の損失としては計上されないことになる。

以上のように、運営費交付金を効率的に使用した結果生じた節減額は費用進行基準では運営費交付金債務のままであるが、業務達成基準又は期間進行基準では利益として計上され、独立行政法人の成果達成への動機付けを与えることになる。

ウ 運営費交付金の収益化基準の採用状況

検査の対象とした83法人について収益化基準の採用状況をみると表3のとおりとなっていて、21年度において費用進行基準のみを採用している法人は61法人(73.4%)となっている。

表3 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成19年度～21年度)

	平成19年度		20年度		21年度	
	法人数	割合(%)	法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
費用進行基準のみを採用している法人	67	80.7	65	78.3	61	73.4
業務達成基準のみを採用している法人	2	2.4	2	2.4	2	2.4
期間進行基準のみを採用している法人	1	1.2	1	1.2	0	—
業務達成基準と期間進行基準とを使い分けている法人	7	8.4	7	8.4	8	9.6
期間進行基準と費用進行基準とを使い分けている法人	1	1.2	2	2.4	6	7.2
三つの基準全てを使い分けている法人	5	6.0	6	7.2	6	7.2
計	83	100.0	83	100.0	83	100.0

費用進行基準以外の基準を採用する法人が次第に増加しているものの、依然として費用進行基準のみを採用している法人が多い状況となっている。

費用進行基準を採用する場合には、財務諸表の重要な会計方針においてその理由を注記することとされているが、多くの法人では、他の収益化基準を採用する際に必要となる業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であることを記している。

エ 教育・養成を目的とする独立行政法人が採用している収益化基準の状況

類似した業務を行っている法人について、採用している収益化基準の状況を検査したところ、教育・養成を目的とした業務を行っている5法人の間で異なる収益化基準を採用している状況となっていた。

当該5法人のうち、特定の分野における教育・養成を目的とする同種の業務を行っているが、国立高等専門学校機構及び航海訓練所は、年度ごとに実施する特定の政策目的に係る業務等についてのみ費用進行基準を採用したもので、ほとんどの業務には業務達成基準及び期間進行基準を採用していた。これに対し、水産大学校、海技教育機構及び航空大学校は費用進行基準のみを採用していた。そこで、費用進行基準のみを採用しているこれら3法人について、業務と運営費交付金との対応関係について、業務に係る費用の見積りが行われていて、かつ、業務の達成度を確認することが可能であるかを検査した。この結果は、表4のとおりであり、いずれの法人も、業務に係る費用の見積りに

については、法人の長等により相当程度細分化された経費単位ごとに運営費交付金の充当の有無を含めて毎年度決定しており、また、業務の達成度については、学校又は教育課程ごとに修業期間、授業科目、単位数、履修方法等が定められ、それぞれ所定の定員に対して、計画的に履修させて所定の単位を修得した者を卒業又は修了させている。したがって、これら3法人は、業務の全部又は一部について、業務と運営費交付金との対応関係が明らかで、業務によっては期間的な対応関係があることから、業務達成基準又は期間進行基準が採用できると認められた。

表4 3法人の業務と運営費交付金との対応関係

	水産大学校	海技教育機構	航空大学校
業務に係る費用の見積り	理事長、理事、校長等をもって構成される運営会議で決定	理事長及び理事をもって構成される理事会で決定	理事長及び監事をもって構成される役員会で決定
設置されている学校又は教育課程	高等学校卒業者を対象とした本科、本科卒業生のうち一定の要件を満たす者等を対象とした専攻科、学士の学位を有する者を対象とした水産学研究科	中学校を卒業した者等を対象とした海上技術学校(本科、乗船実習科等)を4校、高等学校を卒業した者を対象とした海上技術短期大学校(専修科等)を3校、本科、専修科等を卒業した者を対象とした海技大学校(海技専攻課程等)	修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者等を対象とした飛行機操縦科
業務の達成度(修業期間)	本科で4年、専攻科で1年、水産学研究科で2年	海上技術学校で3年、海上技術短期大学校で2年、海技大学校では目的に応じて置かれたコースごとに2日から2年半等	2年

上記の3法人は、本院の検査を踏まえて、収益化基準を変更した場合に、費用進行基準を採用していた際と同様の評価を得ることができるか、国民その他の利害関係者の判断を誤らせることにならないかなどに留意しつつ、収益化基準の変更に向けた検討を行うとしている。

収益化基準については、費用進行基準のみを採用している法人が多い状況となっており、このうち多くの法人では、他の収益化基準を採用する際に必要となる業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であるとしている。しかし、前記のように、費用進行基準のみを採用している法人のうちにも、業務の全部又は一部について、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであることなどから、業務達成基準又は期間進行基準が採用できると認められる法人が見受けられた。したがって、法人の業務内容からみてその業務の進捗状況を最も適切に反映して、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える基準を定める必要があることを踏まえて、費用進行基準のみを採用している法人は、業務と運営費交付金との対応関係を検証するなど、収益化基準の見直しに努めることが重要である。

(3) 中期目標期間の最終年度における運営費交付金の処理と積立金の国庫納付の状況

検査の対象とした83法人のうち19年度から21年度までの間に中期目標期間が終了した法人は35法人あり、これら35法人で運営費交付金の交付を受けている63勘定について、その精算収益化額は計1115億3236万余円となっている。このうち、中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った後の積立金(以下「精算対象積立金」という。)を計上したものは、33法人56勘定であり、これらを総括した状況は表5のとおりである。

表5 精算収益化額及び国庫納付の状況 (単位：円)

区 分	精算対象積立金		次期繰越積立金 (B)	国 庫 納 付 額 (C)=(A)-(B)
	(A)	うち精算収益化額		
33 法人 56 勘定	941,926,723,889	109,350,955,363	852,506,957,200	89,419,766,689

(注) 勤労者退職金共済機構の各勘定は、それぞれ業務経理のみを集計している。

一方、中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った結果、次の中期目標期間に欠損金を繰り越すことになった法人の状況は表6のとおりである。

表6 次の中期目標期間に繰り越すこととなった欠損金の状況 (単位：円)

法 人 名	勘 定 名	中期目標期間最終年度	中期目標期間最終年度の利益処分			次の中期目標期間に繰り越す欠損金(△) (A)+(B)
			前期からの繰越欠損金(△) (A)	中期目標期間最終年度の未処分利益又は未処理損失(△) (B)	うち精算収益化額	
勤労者退職金共済機構	一般の中小企業退職金共済事業等勘定	平成19	△ 14,774,975,289	△ 141,263,822,284	0	△ 156,038,797,573
	林業退職金共済事業等勘定	19	△ 1,395,745,954	39,302,551	0	△ 1,356,443,403
福祉医療機構	保険勘定	19	△ 42,497,458,981	△ 6,434,136,484	520,631	△ 48,931,595,465
労働者健康福祉機構	—	20	△ 28,738,794,909	△ 2,702,454,114	1,572,382,764	△ 31,441,249,023
医薬品医療機器総合機構	審査等勘定	20	△ 1,064,007,449	△ 43,380,041	76,848,444	△ 1,107,387,490
農畜産業振興機構	砂糖勘定	19	△ 50,073,270,770	7,391,917,923	280,927,344	△ 42,681,352,847
	生糸勘定	19	△ 5,807,674,883	1,123,575,837	154,522,305	△ 4,684,099,046
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済勘定	20	△ 675,613,034,199	△ 314,711,048,130	83,071,309	△ 990,324,082,329
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	海事勘定	19	△ 51,916,104,524	1,117,058,963	13,136,852	△ 50,799,045,561
計			△ 871,881,066,958	△ 455,482,985,779	2,181,409,649	△ 1,327,364,052,737

(注) 勤労者退職金共済機構の「一般の中小企業退職金共済事業等勘定」及び「林業退職金共済事業等勘定」は、それぞれ業務経理以外の経理を計上しているため、表5と表6の勘定数を単純に合計すると65勘定となる。

中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額(精算収益化額に相当)は、次の中期目標期間に繰り越すことができず、これを全額収益に振り替えることにより精算し、基本的には国庫納付することとなっている。しかし、中期目標期間の最終年度において精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があるなどの場合は精算対象積立金を計上できないことになり、中期目標期間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額が法人内部に留保され、国庫納付されないこととなる。

中期目標期間の終了時点における運営費交付金の精算の状況について検査した結果、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構及び中小企業基盤整備機構において、中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が、前期からの繰越欠損金があるなどのため国庫納付されず、法人内部に留保されていて、業務の財源に充てることができない資金となっていると認められた(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項755ページ、760ページ及び778ページ参照)。

法人内部に留保され、国庫納付されないこととなっている資金については、22年に改正された通則法において不要財産を処分しなければならないとされていることを踏まえて、精算収益化額に相当する額の資金等を国庫納付している他の法人との均衡を失しない

ように、法人において、速やかに当該資金等が不要財産であるか否かを検討し、不要財産と認められた場合には遅滞なく国庫納付する必要があると認められる。

4 所見

独立行政法人は、国から多額の運営費交付金の交付を受けて運営されており、明確な中期目標の下で、自主的・機動的な組織運営と弾力的な財務運営に努めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを提供することが要請されている。

そのため、独立行政法人においては、より効率的な業務運営に努める必要があるとともに、国の資金の有効活用の観点から、運営費交付金の額の適切な算定及び不要財産の国庫納付に努める必要がある。

したがって、以上の検査の状況を踏まえ、独立行政法人及び関係府省においては、次の点に留意することが必要である。

ア 独立行政法人及び主務府省において、運営費交付金の額の算定に当たり、控除対象自己収入の額がその実績額と相当かい離している場合は、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な額を控除する。

イ 費用進行基準のみを採用している法人において、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであり、業務の達成度の確認が可能である場合又は業務の実施と財源との間に期間的な対応関係がある場合は、業務達成基準又は期間進行基準を採用することについての見直しを行う。

ウ 中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が国庫納付されずに法人内部に留保されている場合は、遅滞なく、保有する必要性等があるかなどについて検討を行い、不要財産であると認められたものについては国庫納付の手続を行う。

本院としては、今後とも独立行政法人における運営費交付金の状況について引き続き注視していくこととする。

第5 消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について

検査対象	財務省、国税庁、8 国税局等、47 税務署
基準期間がない法人の消費税の納税義務の免除の概要	事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1000 万円未満の法人の設立事業年度とその翌事業年度の納税義務を免除するもの
検査の対象とした法人数	1,546 法人
上記の法人のうち納付消費税額の推計が可能な法人数及びその売上高	587 法人 1005 億円(平成 16 年度～21 年度)
免税となっている納付消費税額の推計額	17 億 5714 万円(平成 16 年度～21 年度)

1 検査の背景

(1) 消費税の導入及びその後の経緯

消費税は、税体系全体を通じた税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の制定により平成元年 4 月に導入された。

その後、9 年 4 月に、税率を 3 % から 4 % に引き上げるとともに地方消費税(消費税額の 25%、消費税率換算で 1 %)を創設するなどした。また、16 年 4 月に、小規模事業者に係る納税義務の免除の特例について、その適用上限の課税売上高を 3000 万円から 1000 万円に引き下げるなどした。

(2) 消費税の仕組み

消費税は、製造、卸売、小売等の各段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法は、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みを採っている。消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者となっている。

(注 1) 事業者 個人事業者及び法人

(3) 事業者免税点制度

消費一般に幅広く負担を求めるとい消費税の課税の趣旨等の観点からは、消費税の納税義務を免除される事業者(以下「免税事業者」という。)は極力設けないことが望ましいとされている。一方、小規模事業者の事務処理能力等を勘案し、課税期間に係る基準期間(個人事業者では課税期間の前々年、法人では課税期間の前々事業年度)における課税売上高が 1000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されることとなっている(以下、この消費税の納税義務が免除される仕組みを「事業者免税点制度」という。)。その結果、事業者として新たに事業を開始した場合、個人事業者の新規開業年及びその翌年並びに法人の設立事業年度及びその翌事業年度については、それぞれ課税期間に係る基

準期間が存在しないことから、原則として免税事業者となり、納税義務が免除されることとなっている。

(注2) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間

(4) 個人事業者の法人成り

個人事業者は、事業の拡大等を理由として、当該事業を新たに設立した法人(以下「新設法人」という。)に引き継ぐ場合がある(以下、このように個人事業者が行っていた事業を新設法人へ引き継ぐことを「法人成り」という。)

そして、個人事業者として課税事業者であった場合でも、個人事業者が新設法人に事業を引き継いだときには、法人としての課税期間に係る基準期間が存在しないことから、設立事業年度とその翌事業年度は、原則として免税事業者となる。

(5) 新設法人における納税義務の免除の特例

新設法人の中には設立事業年度から相当の売上高を有する法人もあることなどから、6年の税制改正において、新設法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額(以下「資本金」という。)が1000万円以上の法人は、課税期間に係る基準期間が存在しない設立2年以内の納税義務が免除されないこととされた。

(6) 会社法施行に伴う最低資本金制度の撤廃

会社に関する法律として、会社法(平成17年法律第86号)が制定されて18年5月から施行された。これにより、従来設けられていた株式会社の設立には1000万円以上の資本金が必要であるとする最低資本金制度が撤廃された。

そして、上記の最低資本金制度が撤廃された以降においても、新設法人の設立2年以内の納税義務について資本金を基準として判定することは、特段見直されていない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

消費税法は、前記のとおり、法人については設立2年以内における納税義務の判定基準として基準期間の課税売上高に代えて資本金を採用し、その事業年度開始の日における資本金が1000万円未満の法人を免税事業者としている。

しかし、従前から資本金1000万円未満の新設法人においても、設立当初の第1期事業年度から相当の売上高を有する法人や設立2年以内の事業者免税点制度を利用した租税回避等を行っている法人が見受けられている。さらに、会社法により、最低資本金制度が撤廃され、少額の資本金でも容易に会社を設立することが可能になっている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高まっている中で、上記のような状況を踏まえて、有効性等の観点から、新設法人の設立2年以内における納税義務の判定基準として資本金を採用している事業者免税点制度が、有効かつ公平に機能しているかに着目して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、財務省、国税庁、8国税局等及び47税務署において、会計実地検査を行った。このうち、財務省においては税制改正の内容等について、国税庁においては消費税に係る租税回避等の状況等について、それぞれ説明を聴取するなどして検査した。また、47税務署においては、検査の効率性を勘案して、表1のア及びイのような法人を抽出するとともに、8国税局等及び47税務署においては、表1のウ及びエのような法人を抽出し、

計 1,546 法人を対象として、法人税及び消費税の確定申告書等によりその内容を分析するなどして検査した。

表1 検査の対象とした法人

ア	平成18年中に設立された資本金1000万円未満の新設法人のうち、設立2年以内の事業者免税点制度の適用による効果が大きいと想定される業種、すなわち、比較的設備投資に費用を要せずに事業の開始、移転及び廃止が容易で、費用のうちに課税仕入れの対象とならない給与等の占める割合が高いと想定される業種の法人	法人 1,283
イ	課税事業者であった個人事業者が、18年中に資本金1000万円未満で法人成りして同一の事業内容等で事業を開始した後、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて、第3期課税期間から課税事業者となっていた法人	206
ウ	資本金1000万円未満の新設法人のうち、第3期事業年度までの間に資本金が1000万円以上となる増資を行っていたなどの法人で設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けていた法人	33
エ	資本金1000万円未満の新設法人のうち、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後に、解散等していた法人	24
計		1,546

(注3) 8 国税局等 仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島、福岡各国税局、沖縄国税事務所

(注4) 47 税務署 札幌南、須賀川、新潟、水戸、伊勢崎、川口、長野、千葉東、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、目黒、蒲田、渋谷、中野、豊島、武蔵府中、鶴見、横浜中、戸塚、平塚、岐阜南、静岡、沼津、昭和、熱田、刈谷、右京、阿倍野、東、豊能、吹田、神戸、府中、下関、八幡浜、小倉、大川、佐賀、長崎、熊本西各税務署

3 検査の状況

(1) 資本金1000万円未満の新設法人における売上高等の状況

18年中に設立された資本金1000万円未満の新設法人で検査の対象とした1,283法人のうち、第1期事業年度の売上高が1000万円を超え、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて、第3期課税期間において納付消費税額を申告している343法人を抽出して、これらの法人の第1期事業年度から第3期事業年度までの売上高及び消費税の課税の状況についてみると、表2のとおりである。

表2 売上高1000万円超の新設法人に係る売上高の推移等

事業年度等		第1期事業年度 (第1期課税期間)	第2期事業年度 (第2期課税期間)	第3期事業年度 (第3期課税期間)
区分				
売上高の状況	売上高計	百万円 22,230	百万円 35,902	百万円 36,187
	1社平均売上高	百万円 64	百万円 104	百万円 105
消費税の課税の状況	課税標準額計	免 税	免 税	千円 32,332,422
	納付消費税額計			千円 652,681
	1社平均課税標準額			千円 94,263
	1社平均納付消費税額			千円 1,902

(注) 検査対象の法人に係る売上高のデータは百万円単位である。以下同じ。

343 法人は、第1期事業年度及び第2期事業年度の1社平均売上高が、それぞれ64百万円及び1億04百万円となっているのに、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて、第1期課税期間及び第2期課税期間は免税事業者となっていた。

また、343 法人を資本金及び売上高の区分別にみると、表3のとおりである。

表3 売上高1000万円超の新設法人の資本金別・売上高別法人数

区分 資本金	法人 数 (%)	第1期事業年度売上高別法人数						(参考) 1社 平均 売上高	第2期事業年度売上高別法人数					(参考) 1社 平均 売上高
		3千万 円以下	3千万 円超 5千万 円以下	5千万 円超 1億円 以下	1億円超		3千万 円以下		3千万 円超 5千万 円以下	5千万 円超 1億円 以下	1億円超			
100万円未満 ①	55 (16.0)	28	12	4	11	5	百万円 77	25	8	8	14	7	百万円 107	
100万円 ②	52 (15.2)	23	14	11	4	0	48	17	8	13	14	2	88	
小計 100万円以下 (①+②)	107 (31.2)	51	26	15	15	5	63	42	16	21	28	9	98	
100万円超 300万円未満 ③	16 (4.7)	10	4	1	1	0	40	7	2	4	3	0	57	
300万円 ④	134 (39.1)	56	34	19	25	4	66	33	31	33	37	15	113	
小計 300万円以下 (①+②+③+④)	257 (74.9)	117	64	35	41	9	63	82	49	58	68	24	104	
300万円超 500万円未満 ⑤	5 (1.5)	3	0	0	2	0	96	1	2	0	2	0	109	
500万円以上 1000万円未満 ⑥	81 (23.6)	26	19	21	15	0	66	14	15	22	30	3	106	
計 (①+②+③+ ④+⑤+⑥)	343 (100.0)	146	83	56	58	9	64	97	66	80	100	27	104	

(注) 「法人数」欄の()内の数値は四捨五入しているため、合計しても100%にならない。

343 法人のうち1億円超の売上高を有している法人は、第1期事業年度で58法人(16.9%)、第2期事業年度で100法人(29.2%)となっており、このうち3億円超の売上高を有している法人は、それぞれ9法人(2.6%)及び27法人(7.9%)見受けられた。

そして、前記のとおり、最低資本金制度が撤廃されたことから、少額の資本金で法人を設立しているものも見受けられ、上記343法人のうち257法人(74.9%)が資本金300万円以下となっていた。これら257法人の第1期事業年度及び第2期事業年度の1社平均売上高は、それぞれ63百万円及び1億04百万円となっており、このうち1億円超の売上高を有している法人は、それぞれ41法人(16.0%)及び68法人(26.5%)、さらに、3億円超の売上高を有している法人もそれぞれ9法人(3.5%)及び24法人(9.3%)見受けられた。

前記1,283法人のうち343法人の第1期事業年度及び第2期事業年度の売上高計は、表2のとおり、それぞれ222億30百万円及び359億02百万円で、これら343法人が第1期

課税期間及び第2期課税期間において課税事業者であったとして納付消費税額を推計する^(注5)と、それぞれ4億3550万余円及び7億0051万余円となる。

(注5) 推計 課税事業者となった第3期課税期間の納付消費税額に、第3期事業年度の売上高に対する第1期事業年度の売上高又は第2期事業年度の売上高の割合を乗ずるなどして納付消費税額を推計している。以下同じ。

(2) 法人成りした場合における売上高等の状況

課税事業者となっていた個人事業者206人が、18年中に資本金1000万円未満で法人成りして同一の事業内容等で事業を開始した後、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けていた場合における個人事業者としての17、18両年分の事業収入及び消費税の課税の状況と、法人成り後の法人としての第1期事業年度から第3期事業年度までの売上高及び消費税の課税の状況についてみると、表4のとおりである。

表4 法人成り後の法人に係る売上高等の推移

区分		事業年度等		法人(206法人)		
		個人事業者(206人)		第1期事業年度 (第1期課税期間)	第2期事業年度 (第2期課税期間)	第3期事業年度 (第3期課税期間)
		平成17年分	18年分			
売上高の状況	事業収入計 売上高計	百万円 13,009	百万円 7,322	百万円 13,864	百万円 16,318	百万円 15,330
	1人平均事業収入 1社平均売上高	百万円 63	百万円 35	百万円 67	百万円 79	百万円 74
消費税の課税の状況	課税標準額計	千円 12,500,211	千円 7,660,587	免 税	免 税	千円 14,866,994
	納付消費税額計	千円 156,109	千円 109,114			千円 193,319
	1人(1社)平均 課税標準額	千円 60,680	千円 37,187			千円 72,169
	1人(1社)平均 納付消費税額	千円 757	千円 529			千円 938

(注) 平成18年1月1日～12月31日の間の法人成りのため、この間に、個人事業者の18年分と法人の第1期事業年度がある。

法人成りが18年中に行われていることから、1年間の売上高で比較するために、個人事業者の17年分の事業収入と法人の第2期事業年度の売上高をみると、個人事業者の17年分の1人平均事業収入が63百万円であるのに対して、法人の第2期事業年度の1社平均売上高は79百万円と同等以上の売上高となっていた。このように事実上、同一の事業内容等を継続して法人成り後も相当の売上高があるのに、個人事業者が法人成りして事業を開始した後、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて、第1期課税期間及び第2期課税期間は免税事業者となっていた。

また、法人成り後の206法人を資本金及び売上高の区分別にみると、表5のとおりである。

表5 法人成り後の法人の資本金別・売上高別法人数

区分 資本金	法人 数 (%)	第1期事業年度売上高別法人数					(参考) 1社 平均 売上高	第2期事業年度売上高別法人数					(参考) 1社 平均 売上高
		3千万 円以下	3千万 円超 5千万 円以下	5千万 円超 1億円 以下	1億円超			3千万 円以下	3千万 円超 5千万 円以下	5千万 円超 1億円 以下	1億円超		
					うち 3億 円超						うち 3億 円超		
300万円未満 ①	66 (32.0)	16	20	19	11	1	百万円 63	8	20	24	14	0	百万円 73
300万円 ②	90 (43.7)	24	28	23	15	1	65	13	20	41	16	2	78
小計 300万円以下 (①+②)	156 (75.7)	40	48	42	26	2	64	21	40	65	30	2	76
300万円超 500万円未満 ③	4 (1.9)	1	1	1	1	0	56	1	1	1	1	0	65
500万円 ④	34 (16.5)	5	14	8	7	0	70	2	8	13	11	0	88
500万円超 1000万円未満 ⑤	12 (5.8)	1	3	3	5	0	92	1	3	3	5	0	95
計 (①+②+③ +④+⑤)	206 (100.0)	47	66	54	39	2	67	25	52	82	47	2	79

(注) 「法人数」欄の()内の数値は四捨五入しているため、合計しても100%にならない。

206法人のうち1億円超の売上高を有している法人は、第1期事業年度で39法人(18.9%)、第2期事業年度で47法人(22.8%)となっていた。

そして、206法人のうち156法人(75.7%)は、資本金300万円以下であり、その第1期事業年度及び第2期事業年度の1社平均売上高は、それぞれ64百万円及び76百万円となっていた。このうち1億円超の売上高を有している法人は、第1期事業年度で26法人(16.7%)、第2期事業年度で30法人(19.2%)見受けられた。

上記206法人の第1期事業年度及び第2期事業年度の売上高計は、表4のとおり、それぞれ138億64百万円及び163億18百万円で、これら206法人が第1期課税期間及び第2期課税期間において課税事業者であったとして納付消費税額を推計すると、それぞれ1億7373万余円及び2億0811万余円となる。

(3) 資本金が1000万円以上となる増資を行っていたなどの法人における売上高等の状況

資本金1000万円未満の新設法人のうち、第2期事業年度の開始の日の翌日以降に資本金が1000万円以上となる増資を行っていたなどの法人を検査したところ、次のような状況となっているものが見受けられた。

第1期事業年度開始の日の翌日以降の同事業年度中に資本金を1000万円以上に増資して第1期課税期間は免税事業者となり、第2期課税期間から課税事業者となっていたなどの法人が10法人、第2期事業年度開始の日の翌日以降に資本金を1000万円以上に増資して第1期課税期間及び第2期課税期間は免税事業者となり、第3期課税期間以降から課税事業者となっていたなどの法人が19法人、計29法人見受けられた。

そして、これらの法人の売上高及び消費税の課税の状況についてみると、表6のとおりである。

表6 増資法人に係る売上高等の状況

事業年度等		第1期事業年度 (第1期課税期間)	第2期事業年度 (第2期課税期間)	第3期事業年度 (第3期課税期間)
区 分				
10 法人	1 社平均 売上高	百万円 451	百万円 注(1) 373	/
	1 社平均 課税標準額	免 税	千円 注(1) 371,654	
	1 社平均 納付消費税額		千円 注(1) 4,334	
19 法人	1 社平均 売上高	百万円 97	百万円 322	百万円 注(2) 367
	1 社平均 課税標準額	免 税	免 税	千円 注(2) 312,833
	1 社平均 納付消費税額			千円 注(2) 4,960

注(1) 第2期事業年度等の申告期限が未到来の法人が2法人あるため、8法人に係る売上高等である。

注(2) 第3期事業年度等の申告期限が未到来の法人が2法人及び第3期課税期間が免税となっている法人が6法人あるため11法人に係る売上高等である。

第1期課税期間が免税事業者となっていた10法人の同期間における1社平均売上高は、4億51百万円となっており、第1期課税期間及び第2期課税期間が免税事業者となっていた19法人の同期間における1社平均売上高は、それぞれ97百万円及び3億22百万円となっていた。そして、これら29法人の中には、5億円以上の売上高を有している法人も5法人見受けられた。また、前記のとおり、最低資本金制度が撤廃されたことから、上記10法人の中には、1万円及び5万円の資本金でそれぞれ法人を設立して、第1期事業年度における売上高が47百万円及び1億41百万円となっている法人も見受けられた。

上記のほかに、資本金1000万円未満の新設法人が、その事業年度開始の日の翌日以降の第1期事業年度中に資本金が1000万円以上となる増資を行ったため、第2期課税期間から課税事業者となること、第1期事業年度中に再度資本金が1000万円未満となる減資を行ったため第2期課税期間も免税事業者となっていたなどの法人が4法人見受けられた。

前記の29法人及び上記の4法人計33法人のうち29法人の第1期事業年度及び第2期事業年度の売上高計は、それぞれ33億40百万円及び54億60百万円で、これら29法人が第1期課税期間及び第2期課税期間において課税事業者であったとして、第1期課税期間及び第2期課税期間の納付消費税額を推計すると、それぞれ5333万余円及び7439万余円となる。

(注6) 29法人 33法人のうち、会計実地検査時において、推計計算の基となる事業年度等の申告期限未到来の4法人を除いたもの

(4) 設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後に解散等した法人の状況

資本金1000万円未満の新設法人のうち、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて免税事業者となり、第3期事業年度以降に解散等している法人について検査したところ、次のような状況となっているものが見受けられた。

設立2年以内において相当の売上高を有していることから第3期課税期間は消費税の申告及び納付が見込まれるのに、第3期事業年度以降に解散していたり、無申告となっていたりしているなどの法人や、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後の第3期事業年度以降に他の新設同族法人へ売上げを移転するなどしていると思われる法人が計24法人見受けられた。

(注7) 上記24法人のうち9法人の第1期事業年度及び第2期事業年度の売上高計は、それぞれ13億98百万円及び20億68百万円で、これら9法人が第1期課税期間及び第2期課税期間において課税事業者であったとして納付消費税額を推計すると、それぞれ4430万余円及び6723万余円となる。

(注7) 9法人 24法人のうち、第3期課税期間以降の消費税申告書等の提出がないなどの15法人を除いたもの

以上の(1)から(4)までの検査の対象とした計1,546法人のうち、納付消費税額の推計が可能な計587法人((1)343法人、(2)206法人、(3)29法人及び(4)9法人)の第1期事業年度及び第2期事業年度の売上高計は、それぞれ408億33百万円及び597億49百万円、計1005億83百万円であり、これら587法人の第1期課税期間及び第2期課税期間の納付消費税額の推計額は、それぞれ7億0687万余円及び10億5026万余円、計17億5714万余円となる。

(5) 国税庁による消費税の査察調査状況

資本金1000万円未満の新設法人に係る事業者免税点制度についての本院の検査の状況は、上記の(1)から(4)までのとおりであるが、国税庁においても、消費税については不正の手段により税を免れ、また、不正に還付金を得るケースが見受けられることから、その査察調査に重点的に取り組んでいる。

そこで、本院が明らかにした検査の状況に関連して、国税庁による消費税の査察調査状況についてみたところ、18年度から22年度までの間に検察庁に告発した件数は、表7のとおりとなっていた。

表7 国税庁から検察庁へ告発した件数の推移 (単位：件)

区分 \ 年度	平成18	19	20	21	22	計
告発件数	23	30	12	18	19	102
うち事業者免税点制度を悪用して消費税を免れていた事例	15	14	7	10	12	58

そして、上記の告発件数102件のうち58件は、資本金1000万円未満の新設法人の設立2年以内の事業者免税点制度を悪用し、法人の設立や解散を繰り返すなどして消費税を免れている事例であった。当該事例において、脱税した消費税(地方消費税を含む)総額は41億5826万余円、告発事件1件当たりの脱税額は7169万余円であった。

(6) 政府における免税事業者の要件の見直しの状況

政府は、事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直しに向けた取組を行い、現行制度では、課税売上高が1000万円を超えた場合に翌々事業年度から課税事業者となるが、同制度を悪用した法人の新設等による課税逃れを抑制する観点から、課税売上高が1000万円を超えることが事業年度の途中で明らかとなった場合には、翌事業年度から課税事業者とすることとする、消費税法の一部改正を含む、税制改正法案を国会に提出し

た。そして、同法案は国会の審議を経て可決・成立し、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号)として、24年1月1日から施行することとされた。

そして、設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けて免税事業者となる期間は短縮されることとなったが、新設法人の納税義務の判定を事業年度開始の日における資本金により行うことには変わりがないため、本院の検査によって明らかになった状況が十分に解消されるまでには至っていないと認められる。

4 本院の所見

消費税については、消費一般に幅広く負担を求めるという課税の趣旨等の観点から、免税事業者は極力設けないことが望ましいとされている。一方、小規模事業者の事務処理能力等を勘案して事業者免税点制度が設けられており、新設法人については設立2年以内における納税義務の判定基準として基準期間の課税売上高に代えて資本金を採用し、その事業年度開始の日における資本金1000万円未満の法人を免税事業者としている。

しかし、従前から資本金1000万円未満の新設法人においても、設立当初の第1期事業年度から相当の売上高を有する法人や設立2年以内の事業者免税点制度を利用した租税回避等を行っている法人が見受けられている。さらに、会社法により、最低資本金制度が撤廃され、少額の資本金でも容易に会社を設立することが可能になっている。

消費税に関する国民の関心が高まっている中で、本院は、上記のような状況を踏まえて、事業者免税点制度が有効かつ公平に機能しているかに着目して検査したところ、新設法人の納税義務の判定を基準期間の課税売上高に代えて資本金により行っていることにより、次のような状況となっていた。

- ① 資本金1000万円未満の新設法人において設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けている法人の中には、設立当初の第1期事業年度から相当の売上高を有する法人が相当数見受けられた。
- ② 法人成り後も相当の売上高を有しているのに、第1期課税期間及び第2期課税期間において免税事業者となっている法人が相当数見受けられた。
- ③ 1000万円未満の資本金で法人を設立し、第2期事業年度の開始の日の翌日以降に増資を行い資本金を1000万円以上にすることなどにより、第1期課税期間及び第2期課税期間において免税事業者となっている法人が見受けられた。
- ④ 設立2年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後の第3期事業年度以降に解散等している法人が見受けられた。

前記のとおり、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、事業者免税点制度の適用に関する改正が行われたところであるが、この改正によっても、本院の検査によって明らかになった状況が十分に解消されるまでには至っていないと認められる。

については、今後、消費税に関わる幅広い議論が十分なされるよう、財務省において、消費税の課税の趣旨等の例外として設けられている事業者免税点制度の在り方について、引き続き、様々な視点から不断の検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも事業者免税点制度を含む消費税全般について、引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

1 検査要請を受諾した事項

平成22年11月から23年10月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾した事項は2件あり、これら2件の検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請受諾年月日は、表1のとおりである。

表1 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項

事項 番号	検査要請を行った 議院の委員会	検査要請事項	検査要請受諾 年月日
①	参議院決算委員会	国土交通省及び独立行政法人水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施について(参委発第14号)	平成 23年2月15日
②	参議院決算委員会	特別会計改革の実施状況等について(参委発第15号)	23年2月15日

2 検査結果を報告した事項

平成22年11月から23年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は1件あり、その報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表2のとおりである。

表2 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

報告事項名	検査結果の報告 年月日	報告先
(注) 在外公館に係る会計経理について	平成 23年10月5日	参議院

(注) 本報告は、平成22年10月6日の検査要請事項に関する報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

上記の表2に掲げた報告事項についての概要は、次のとおりである。

在外公館に係る会計経理について

要請を受諾した年月日	平成 21 年 6 月 30 日
検査の対象	外務省
検査の内容	在外公館に係る会計経理についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成 23 年 10 月 5 日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成 21 年 6 月 29 日、参議院から、国会法第 105 条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月 30 日検査官会議において、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

<p>一、会計検査及びその結果の報告を求める事項</p> <p>(一) 検査の対象</p> <p style="padding-left: 2em;">外務省</p> <p>(二) 検査の内容</p> <p style="padding-left: 2em;">在外公館に係る会計経理に関する次の各事項</p> <p style="padding-left: 4em;">① 会計事務の体制の状況</p> <p style="padding-left: 4em;">② 資金の受入、保管等の状況</p> <p style="padding-left: 4em;">③ 収入及び支出に係る会計処理の状況</p> <p style="padding-left: 4em;">④ 施設及び物品の管理等の状況</p> <p style="padding-left: 4em;">⑤ 監査の実施状況</p>
--

本院は、上記の要請により 22 年次に実施した会計検査の結果について、22 年 10 月 6 日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「22 年報告」という。)。そして、本院は、22 年報告の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを確認するなど在外公館に係る会計経理に関し引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとした。

(2) 在外公館の概要

外務省は、外務省設置法(平成 11 年法律第 94 号)に基づき、外国において同省の所掌事務を行うため、在外公館を設置している。在外公館には、①大使館(141 公館)、②総領事館(63 公館)及び③政府代表部(7 公館)の計 211 公館がある(22 年度末現在)。在外公館の組織は、通常、政務班、経済班、領事・査証班、広報文化班、官房班等に分かれている。これらの班のうち、官房班は、会計(庶務を含む。)及び通信を担当することとしており、会計担当者及び通信担当者が互いに正副の担当者になってそれぞれの事務を兼務することになっている。

在外公館には、外務省に所属する国家公務員である「外務公務員」のほか、在外公館が採

用した「現地職員」等がいる。

(3) 23年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、22年報告の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを確認するための検査(以下「フォローアップ検査」という。)を実施するとともに、前記要請の趣旨を踏まえ更に検査の徹底を図るため、在外公館に係る会計経理に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、以下の着眼点により検査を実施した。

(ア) 会計事務の体制の状況

会計事務の体制は、適正かつ適切なものとなっていて有効に機能しているか、特に、会計担当者の会計処理について、相互チェックが十分に行われているか、定期・不定期の検査等日常的な内部^{けん}牽制が適切に行われているか。

(イ) 資金の受入、保管等の状況

前渡資金等の資金の受入れや保管等は適正かつ経済的に行われているか、特に、送金通貨から現地通貨への交換は適切に行われているか、前渡資金等に係る外国送金の手続は、経済的なものとなっているか。

(ウ) 収入及び支出に係る会計処理の状況

収入に係る会計処理は適正に行われているか、特に、旅券、査証及び証明書の発給等に係る手数料(以下「領事手数料」という。)の収納事務は、適切に行われているか、付加価値税等の還付等を適正に受けているか。また、支出に係る会計処理は適正かつ経済的に行われているか、特に、前渡資金等の使用残額は、適時適切に外務本省へ返納されているか。

(エ) 施設及び物品の管理等の状況

施設は適正かつ経済的に管理されているか、物品の利用、保管等は適切か、特に、物品の取得や異動は物品管理簿等に適正に記録されているか、海外広報用の広報資料、文化啓発品等は、広報、文化交流事業等に積極的に利用されているか。

(オ) 監査の実施状況

在外公館の監査は、計画的かつ効率的に行われて実質的な効果を上げているか、特に、外務公務員法(昭和27年法律第41号)で定められた査察として実施されている監査は適切に機能しているか、査察が実施されていない在外公館にも査察結果を周知して有効に活用する方策は執られているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、22年次に検査を実施した51公館等に引き続き、外務本省及び在カンボジア日本国大使館等計40公館を対象として検査を実施した。検査の実施に当たっては、在庁して外務省から提出された書類による書面検査を行うとともに、外務本省において、各在外公館の会計事務の状況について資料を基に説明を受け、また、上記の各在外公館において、調書を徴するとともに個別の会計事務について説明を受けるなどして、計365.5人日を要して、会計実地検査を行った。

また、このほかに、フォローアップ検査のみのために4公館において計5人日を要して会計実地検査を行った。さらに、フォローアップ検査については、22年報告を受け

て講じた処置について外務本省において確認するとともに、必要に応じて上記以外の在外公館についても調書を徴するなどして各在外公館の対応状況について確認を行った。

なお、「在〇〇日本国大使館」については、以下「〇〇大使館」という。

2 検査の結果

(1) 会計事務の体制の状況

ア 会計機関及び会計担当者の事務分掌等

国の会計事務は、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)等の会計法令により、適正な執行が担保される仕組みとなっている。会計法令は、歳入徴収官、契約担当官等の会計機関を設けることを定め、これにより国の会計に係る事務・事業を遂行する際の責任の明確化を図ったり、職務の分担による相互牽制の機能を持たせたり、各種帳簿の作成を義務付けたりしており、一連の会計事務の最終段階では、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、計算書、証拠書類等(以下、これらを合わせて「計算証明書類」という。)を本院に提出することとしている。

在外公館の会計事務は、我が国とは言語、通貨、法制度、慣習等が異なる環境の中で、会計法令に基づき適正かつ適切に行うことが求められている。そして、在外公館の長(以下「館長」という。)が歳入徴収の職務と現金出納の職務を特例的に兼ねることができるとされていることのほか、前渡資金による支払が行われていることなどの特色がある。

館長は、原則として歳入徴収官、契約担当官等の会計機関に指定されており、また、本院に計算証明書類を提出する際の証明責任者となっている。また、これらの会計機関とは別に、館長は、報償費の取扱責任者にもなっている。さらに、館長は、在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行うこととされている。

イ フォローアップ検査

22年報告において外務省が留意すべきとして報告した事項及びそのフォローアップ検査の結果の主なものは、以下のとおりである。

(ア) 本院は、会計担当者が正副2人の在外公館では、会計副担当者が会計事務に従事しておらず、相互チェックが十分に機能していない事態も見受けられたことから、定期・不定期の検査等を通じて内部牽制等が十分機能するようにすべき旨の報告をした。

これについて外務省は、会計担当者に対する内部牽制等が十分機能するように、会計担当者の充実を図るなどの体制整備を引き続き検討するとしている。

(イ) 本院は、在外公館の計算証明書類の提出が遅滞している状況が見受けられたことから、在外公館の事務処理の機械化、電子化等を通じて、外務本省との間の連絡調整、書類のやり取りなどに要する時間を短縮して、提出期限を遵守すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、23年1月に外務本省が内容の確認等を行う際に用いている検査要領の統一等を行い、計算証明書類の早期提出に向けた改善策を講じたとしている。

(ウ) 本院は、物品管理事務をより効率的に執行するため、21年8月に運用を開始した新しい物品管理システムについて、物品のデータ入力完了していなかったことか

ら、早期に全ての物品のデータ入力を完了して、十分な活用を図るべき旨の報告をした。

これについて外務省は、22年10月に同システムへのデータ入力を早急に行うよう通知を発したが、23年6月末現在、全在外公館のうち、約3割の在外公館においてデータ入力が完了していなかった。

ウ 23年次の検査の結果

会計事務の体制について検査した結果、スイス大使館において、会計担当者に会計経理を適正に行う認識が欠如していたこと、出納官吏に公金の取扱いに関する認識が十分なかったこと、館長及び出納官吏のそれぞれの職責に応じた会計経理に対する指導・監督が十分でなかったことなどのため、歳出を異なる会計年度から行ったり、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの事態が見受けられた。

在外公館の会計経理において、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったり、会計法令等に従った会計事務の処理が行われていなかったりしていた事態については、本院は、平成15年度決算検査報告に「在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの」を掲記している。そして、この処置要求の結果、外務省は、是正改善の処置を講じていたが、スイス大使館では、この処置が遵守されていなかったため、不適正な会計処理により前渡資金を支払うなどの誤った会計経理が継続して行われていた。(前掲不当事項97ページ参照)。

(2) 資金の受入、保管等の状況

ア 在外公館で取り扱う資金の概要

在外公館で取り扱う資金は、収入金、前渡資金及び報償費がある。収入金は領事手数料等の在外公館が収納した資金であり、前渡資金は所在国において各種経費の支払を行うための資金であり、報償費は情報収集及び諸外国との外交交渉ないし外交関係を有利に展開するために使用する資金である。

イ 資金の交付、受入れ及び保管

外務省は、収入金のうち領事手数料については、収入官吏が収納した領事手数料を一旦手許の金庫に保管しておき、一定額に達したときなどに、在外公館が開設した収入金を取り扱う銀行口座へ入金することとしている。

前渡資金については、在外公館が開設した前渡資金を取り扱う銀行口座に日本銀行が外国送金することにより交付され、在外公館は、交付された前渡資金をこの口座で保管するとともに、必要に応じて手許に現金で保管することとしている。

報償費については、外務本省の官署支出官から取扱責任者(館長)に対して交付することとしている。報償費は、報償費を取り扱う銀行口座へ外国送金され、取扱責任者がこの口座で保管している。

また、外務省は、在外公館への資金の交付に当たり、現地通貨による外国送金ができないため米ドル等の通貨で送金したり、所在国の金融機関の信頼性が低いなどとして、アメリカやヨーロッパ諸国等に開設した銀行口座に送金したりしており、送金を受けた在外公館は、業務に必要な都度、適時に送金通貨から現地通貨に交換して各種経費の支

払に充てている。

ウ フォローアップ検査

22年報告において外務省が留意すべきとして報告した事項及びそのフォローアップ検査の結果の主なものは、以下のとおりである。

- (ア) 本院は、在外公館の前渡資金について、日本銀行から市中金融機関を通じて定期又は臨時に外国送金されていて、この送金手続に係る送金手数料は日本銀行が負担しているが、1件当たりの送金額、資金の残額等が考慮されずに臨時配賦が行われており、それらの中には少額のものがあったことから、業務に支障が生じない範囲でまとめて行うなどの措置を実施すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、送金回数の縮減について、22年8月に通知を発し、それまで週2回であった送金日の設定を緊急の場合を除き原則として週1回にするなどして送金手数料が経済的になるよう処置を講じた。その結果、送金回数は通知を発した後の9か月間において対前年度比及び対前々年度比で1割から2割程度減少し、本院の試算では、日本銀行が負担している送金手数料は、同期間において対前年比約400万円、対前々年比約600万円節減できた。

- (イ) 本院は、在外公館における会計事務処理において公金と職員の私金等公金以外の現金とが混同すると、公金の適正な管理に支障を来すおそれがあるが、領事手数料に係る釣銭を私金で用意して、一時的ではあるものの私金と公金を混同している在外公館があったことから、領事手数料に係る釣銭の用意の仕方等について、公金と私金が混同することにならないような方策を検討すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、領事手数料の釣銭について、申請者の手許に高額紙幣しかないなどの場合、この高額紙幣を過日に収受した収入金を用いて両替することも可能とするなどとし、公金と私金が混同することにならないよう処置を講じた。

エ 23年次の検査の結果

- (ア) 送金通貨から現地通貨への交換について

一部の在外公館は、前記のとおり、外務本省から前渡資金等を米ドル等の送金通貨で受け入れた後、現地通貨に交換している。そして、通貨交換の際の外国為替レートには、市中金融機関の外国為替取引手数料(以下「両替手数料」という。)が上乗せされている。

しかし、前渡資金等の使用残額や送金通貨による支払が多額に上ると見込まれていたのに、必要以上に現地通貨に交換したため、前渡資金等の使用残額の返納や送金通貨による支払の際に、現地通貨から送金通貨に再度交換していた在外公館が4公館あった(節減できた両替手数料計約43万円)。

- (イ) 外務本省から在外公館への送金について

外務本省から在外公館への送金は、前記のとおり、日本銀行により市中金融機関を通じて在外公館の銀行口座に米ドル等の送金通貨で外国送金されている。

20、21両年度における全在外公館への外国送金の状況についてみたところ、在外公館に十分な資金の残額があるのに送金がなされた結果、在外公館へ送金された資金が使用されずに、外務本省に返納されているものがあり、在外公館への送金や使用残額の返納の際に要した両替手数料は、本院の試算によると、計約90万円となってい

た。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア フォローアップ検査

22年報告において外務省が留意すべきとして報告した事項及びそのフォローアップ検査の結果の主なものは、以下のとおりである。

(ア) 本院は、領事手数料を収納した際に発行する収入金領収証(1冊100枚綴り)について会計担当者が、受払簿を作成していなかったり、収入金領収証を領事担当者に引き渡す際に一連番号を付していなかったりなどしている在外公館があったことから、未使用の収入金領収証が無断で持ち出されて不正に使用されないことがないように、会計担当者は、厳重に保管することに留意するとともに、受払簿を作成するなどしてその管理を徹底すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、22年12月に在外公館に通知を発し、①収入金領収証は受払簿を作成して適切に管理すること、②領事担当者は、未使用の収入金領収証を受領する際には、会計担当者により一連番号が付されていることを確認することとするなどの処置を講じた。

(イ) 本院は、在外公館における契約の実施等について、不要な駐車場の借上契約を継続していたり、電話契約について、通話実績に比べて著しく高額な料金を支払っていたりしている在外公館があったことから、駐車場の借上契約について、必要台数を十分に検討したり、在外公館の電話契約について、使用状況に応じた適切なものとしたりすべき旨の報告をした。

これについて外務省は、駐車場の借上契約については、自動車を通勤に利用していない職員等を考慮して借上台数を検討したり、随時利用状況を確認の上、借上台数の見直しを実施したりするよう在外公館に指示するとともに、電話契約については、22年10月に、現行の基本契約、通信サービス内容等を精査の上、より経済的な契約となるよう見直しを行うこととする処置を講じた。

イ 23年次の検査の結果

(ア) 収入について、付加価値税の還付等を一部受けていなかった在外公館が7公館(還付等を受けていなかった付加価値税計82万余円)あり、また、過去に遡及して付加価値税の還付を受けることができたのに還付を受けていなかった在外公館が2公館(還付等を受けていなかった付加価値税計108万余円)あった。また、コロンビア大使館において、現地職員が領事手数料66万余円を領得する事態があった(前掲不当事項101ページ参照)。

(イ) 支出について、以下の事態があった。

a 現地職員の年末手当等の支給額の算定に当たり、在職期間を誤って計算するなどしたため、過大に支給していた在外公館が5公館あった(過大額計83万余円)。

b 日本人学校等が現地で採用した教員等の給与に対する援助の実施に当たり、夏期休暇等で給与が支払われていないのに、日本人学校等の運営主体が援助を請求し、在外公館がその事実を十分確認しないまま援助を行ったなどのため、計256万余円が過大となっている事態があった(21年度6公館(8校)161万余円、22年度5公館(7校)95万余円)。

(ウ) 前渡資金の使用残額の処理について

全在外公館の20、21両年度の前渡資金の使用残額(20年度計17億5412万余円、21年度計20億3221万余円)の国庫への返納が大幅に遅延していて、早期に活用されるべき資金が在外公館の口座に長期間滞留するなどしていた。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 施設及び物品の管理の概要

(ア) 国有財産等の管理の概要

22年度末現在、全在外公館のうち126公館は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、事務所、公邸等の用に供するための土地、建物等を国有財産として管理しており、それらの国有財産台帳価格は、計1670億5013万余円に上っている。また、34公館(国有財産を管理している26公館を含む。)は、土地、建物等のリース権を国有財産に準じて管理しており、それらの台帳価格は計127億5093万余円に上っている。

(イ) 物品の管理の概要

外務大臣は、外務省所管に係る重要物品について、物品増減及び現在額報告書を作成することとなっている。そのため、在外公館は、毎会計年度末の重要物品の物品管理簿に基づいて同報告書作成のための資料を外務本省に提出している。その資料によると、全在外公館における重要物品の数量及び価格は、22年度末現在で計7,138個、164億9824万余円となっている。

イ フォローアップ検査

22年報告において外務省が留意すべきなどとして報告した事項及びそのフォローアップ検査の結果の主なものは、以下のとおりである。

(ア) 本院は、長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されないままとなっている土地、建物等の普通財産等を管理している在外公館が見受けられたことから、22年10月に会計検査院法第36条の規定により、長期間利用しておらず今後も利用する見込みのない行政財産について早期に用途廃止することを検討するとともに、用途廃止した土地、建物等の普通財産等についてはより積極的に不動産仲介業者等に処分を委託するなど、これらの国有財産等について早期処分に向けた措置を講ずるよう意見を表示した。

これについて外務省は、長期間利用されておらず今後も利用する見込みのない行政財産について、用途廃止後売却するとの方針を決定し、用途廃止の手続を行うとともに、用途廃止したが処分されていない普通財産等については、23年3月に国有財産等の売払手続に関するマニュアルを改正することなどにより、これまで不動産仲介業者等に委託していなかった在外公館も不動産仲介業者等に処分を委託するなどして、より速やかに売却手続を進めるようにした(前掲平成21年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果119ページ参照)。

(イ) 本院は、在外公館における会食、レセプション、贈呈等に使用するワイン等の酒類については、不要不急のものを購入せず過去の払出実績を考慮した適正な本数の保有に努める必要があるのに、年間の払出本数に対して5倍以上も保有していた在外公館が見受けられたことから、在庫が過剰となっている酒類については、他の在外公館へ

管理換するなどの措置を実施すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、21年度の払出本数の5倍以上の残高を当該年度末で保有していた3公館について、在庫が過剰になっていたワインを今後3年程度で適正な在庫量とするため、他の在外公館へ管理換する処置を執っていた。

ウ 23年次の検査の結果

(ア) 施設の管理状況

国有財産台帳に記載されている価格が、改修工事による減額を反映しておらず、国有財産増減及び現在額報告書の記載に正確性を欠いていた在外公館が1公館あった。

(イ) 物品の管理状況

a 物品の物品管理簿への記録について

外務本省で購入し在外公館へ送付する(以下、このことを「購送」という。)物品について外務本省内で通信機器等に係る管理換の手続が行われていなかったため、外務本省の物品管理簿に記録されたままとなっているものが、重要物品で5公館、計5個、451万余円、一般物品で12公館、計102個、2985万余円あった。また、外務本省が購入時に物品管理簿に記録しておらず、外務本省の物品管理官が在外公館の物品管理官に管理換を通知していない一般物品が5公館で計140個、1827万余円あった。

b 美術品の管理について

他の在外公館では美術品として管理している文化功労者等の作品を美術品として管理していない在外公館が5公館あった。また、独立行政法人国際交流基金に貸し付けている美術品について、所定の手続をとらず、物品として管理していなかった在外公館が2公館あり、これらの美術品の中には同基金の倉庫に保管されたままのものもあった。

c 文化啓発品の利用及び広報啓発品の配布について

外務本省から購送を受けた展示用又は貸出用の文化啓発品(計4個、取得価格49万余円)をほとんど利用していなかった在外公館が3公館あった。また、購送を受けてから1年以上経過したイベント等で配布する広報啓発品(計2,943個、取得価格165万余円)を保有していた在外公館が4公館あった。

d 広報資料の配布について

会計実地検査時点で取得から1年以上が経過した広報資料について、その購送部数又は印刷部数の20%以上を配布することなく保有していた在外公館が4公館あった(計6,178部、調達価格82万余円)。

(5) 監査の実施状況

ア 在外公館に対する監査の概要

在外公館に対する監査には、外部監査に相当する本院による会計検査及び総務省による行政評価・監視と内部監査に相当する査察使による査察等がある。このうち、在外公館に対する内部監査としての会計監査は、査察使による実地監査が行われている。

査察使には、主として、査察担当大使や外務省大臣官房監察査察官が任命されているが、査察担当大使の在任期間は1年以内となっていて人数に変動があり、また、監察査察官は、在外公館を対象とする査察のほか、外務本省内の各部局を対象とする監察の業

務にも携わっている。査察の実施日程等を決定する際には、このような査察担当大使の在任状況や監察査察官の業務の状況を勘案する必要があることなどのため、年度により査察の施行率等にばらつきが生じていた。

イ フォローアップ検査

22年報告において外務省が留意すべきとして報告した事項及びそのフォローアップ検査の結果の主なものは、以下のとおりである。

(ア) 本院は、査察の結果のうち他の在外公館にも関係する事項を取りまとめて全ての在外公館に周知することは行われていなかったことから、監査結果を取りまとめて周知するなどの監査結果を有効に活用するための措置を確実に実施すべき旨の報告をした。

これについて外務省は、22年8月に、21年度の会計経理に関する査察の結果のうち各在外公館に共通的に見られる事項を取りまとめて周知していた。このうち、帳簿金庫検査の適切な実施などの一部の事項については、査察実施の有無にかかわらず、自主的に点検するよう、全ての在外公館に指示するなどの処置を講じた。

(イ) 本院は、査察のフォローアップが継続的に行われていなかったり、指摘内容の事後の調整・検証が十分でなかったりなどしたため、査察実施後長期間が経過しているのに事態が十分に改善されていない在外公館が見受けられたことから、監査結果のフォローアップを適切に行い、査察で指摘した事態を確実に改善させるべき旨の報告をした。

これについて外務省は、査察で指摘した事態が確実に改善されるようにするため、23年7月、監察及び査察に関する訓令(平成23年外務省訓令第10号)において、査察で指摘を受けた場合、事態を改善してその結果を正しく報告する義務があることなどを明示する処置を講じた。

3 所見

外務省は、在外公館の会計経理に関して、これまでの本院の検査の結果を踏まえるなどして改善を図ってきている。そして、本院が、22年報告の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを検査したところ、その多くについて既に取組が行われていた。しかし、今回の検査において、在外公館に係る会計経理に関して更に改善すべき事態が見受けられた。これらの事態の多くは、国内とは環境の異なる海外における事務処理の困難さにもよるが、外務本省の在外公館に対する指導が一部において徹底を欠いていたこと、在外公館の定期・不定期の検査等を通じて内部統制を十分機能させていなかったことなどによる。

したがって、外務省は、今回の検査結果を踏まえ、以下の点に留意することなどにより、在外公館に係る会計経理について、その事務処理を一層適切かつ効率的に執行するよう努める必要がある。

(1) 会計事務の体制の状況

ア 計算証明書類の提出期限を遵守し、また、物品管理システムへのデータ入力を早期に完了して十分な活用を図るようにする。

イ 平成15年度決算検査報告に掲記した在外公館における出納事務についての処置要求を受けて外務省が執った処置について、更に在外公館において遵守されるよう徹底する。

以上のようにして、会計事務の体制を整備し、その機能が十分に発揮できるようにする。

(2) 資金の受入、保管等の状況

ア 送金通貨から現地通貨への交換について、前渡資金等の使用残額や送金通貨による支払が多額に上ると見込まれる場合は、必要以上に現地通貨に交換しないようにして、両替手数料の節減に努めるようにする。

イ 外務本省から在外公館への送金について、両替手数料の節減の見地から、在外公館における資金の残額等を十分に考慮して送金するようにする。

以上のようにして、前渡資金等の受入れ、保管等に当たっては経済性に十分配慮する。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 収入について

(ア) 付加価値税等の還付等については、支払後の還付手続等を適正に行うよう改めて周知する。

(イ) コロンビア大使館における現地職員による現金領得について、同様の事態が生じないよう今後講ずるとしている再発防止策を適切に実施していくようにする。

イ 支出について

(ア) 現地職員の給与の支給に当たっては、在外公館で現地職員の在職期間等を正確に把握し、支給額を適正に算定するよう指導を徹底する。

(イ) 日本人学校等の現地採用教員等の給与への援助の実施に当たっては、在外公館及び運営主体に対して、援助額の算定方法及びその遵守について周知徹底を図る。

ウ 前渡資金の使用残額の処理について

在外公館の会計担当者に、前渡資金出納計算書等の作成に当たり、誤りを極力なくすよう指導・監督を行ったり、提出期限をより一層厳守させたりする。

また、外務本省での前渡資金出納計算書等の内容確認等に当たり、計算証明書類の早期提出に向けた改善策を活用するなどして一層の効率化を図ったり、日本銀行で受領されなかった小切手の記載ミス等の事例を在外公館に周知して現地で再度小切手を作成することがないようにさせたりするなどして、前渡資金の使用残額の返納が早期に行われるよう努める。

以上のようにして、収入については、付加価値税等の還付等を適正に行うとともに、領事手数料の収納事務を適正かつ適切に行い、支出については、適正かつ経済的な会計処理を行うとともに、資金の有効活用にも努める。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 22年報告に記述した在庫が過剰になっていた酒類については、今後3年程度で削減することとした方針に基づき、更に管理換するなどの措置を確実に実施する。

イ 改修工事等による増減額を国有財産台帳価格に適切に反映できるよう、在外公館は関係資料を全て報告するとともに、外務本省で適切に国有財産増減及び現在額を算定する。

ウ 外務本省が、在外公館に重要物品又は一般物品を購送するに当たっては、調達を依頼した部署が外務本省の物品管理官に速やかに管理換の伺いを行い、できるだけ速やかに在外公館の物品管理官に管理換を通知する。

エ ガイドラインに照らして美術品として管理する必要がある作品は、美術品として適切に管理する。また、他団体に美術品を貸し出す際には、必要な貸付けの手続をとるなど適切に管理する。

オ 在外公館は、文化啓発品の有効活用を図るとともに、購送を受けてから1年以上経過している広報啓発品について、一層の活用を図る。

カ 外務本省は、在外公館における広報資料について、その配布状況及び在庫状況を的確に把握の上、在外公館に送付し、在外公館は、広報資料の在庫状況等を勘案し、適時適切に配布することにより一層の活用を図る。

以上のようにして、国有財産の増減及び現在額を台帳に正確に記録するとともに、物品の適切な記録、管理及び効率的な使用を行う。

(5) 監査の実施状況

ア 在外公館に対する会計監査が安定的・継続的に実施できるよう監査制度の一層の充実を図る。

イ 査察を実施する箇所を選定に当たっては、長期間にわたって査察が実施されない箇所が生じないように努める。

ウ 監査結果のフォローアップの適切な実施について一層の改善を図る。

以上のようにして、より効率的、効果的な会計監査の実施に努める。

在外公館における会計経理は、遠隔地である海外において、国有財産や物品を管理し、また、外務本省から送金された多額の資金を取り扱うものであり、その適正かつ適切な執行のためには、会計法令等を理解して遵守することが強く求められる。したがって、外務省は、在外公館の会計経理に対する指示や指導を適時適切に行うとともに、その執行状況を随時監視し、また、在外公館における館長及び出納官吏によるそれぞれの職責に応じた会計経理の指導・監督を適切に行わせ、これを確認する必要がある。

そして、外務省は、今回及び22年報告の検査の結果に対する所見において記述した事項について事態の改善に向けた処置を引き続き確実に実施するほか、情報システムの活用や監査制度の一層の充実等を通じて、在外公館に係る会計経理をより適正かつ適切なものとする必要がある。

本院としては、今後とも、在外公館に係る会計経理が適正かつ適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第3節 国会からの検査要請事項に関する検査状況

牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について

要請を受諾した年月日	平成21年6月30日
検査の対象	農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構
検査の内容	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等についての検査要請事項
報告を行った年月日(第1次)	平成22年8月25日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成21年6月29日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構を検査の対象として、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する①制度の概要及び施策の実施状況等、②独立行政法人農畜産業振興機構、同機構の補助金交付先等に造成されている資金等の状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月30日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

(2) 22年次の会計検査の実施状況

上記の要請により、本院は、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、制度の概要や施策の実施状況等、特に、独立行政法人農畜産業振興機構(8年10月1日から15年9月30日までは農畜産業振興事業団、8年9月30日以前は畜産振興事業団。以下同じ。)に造成されている資金並びに農林水産省及び同機構の補助金等の交付先に造成されている基金について検査を実施した。そして、検査の結果を22年8月25日に会計検査院長から参議院議長に対して報告し(以下、この報告を「第1次報告」という。)、その概要を平成21年度決算検査報告に掲記した(平成21年度決算検査報告950ページ参照)。

2 23年次の検査の実施状況

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、第1次報告において、同報告の取りまとめに際して時間的制約により検査を実施していない団体が保有している基金の状況や個別の事業の実施状況等を中心に、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、23年次の検査においては、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、上記の引き続き検査を実施するとした事項について、基金の規模や必要性等の見直しは事業の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて適時適切に実施されているか、事業の実施及び経理は事業目的等に沿って適

切かつ効率的・効果的に行われているかなどの点に着眼して検査を実施した。

検査は、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構等から調書を徴するなどして、事業の実施状況等を分析するとともに、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構等において会計実地検査を行った。

(2) 検査の状況

23年次に、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構等を検査した中で明らかになった事態のうち、「第3章 個別の検査結果」に掲記したものを示すと、次のとおりである。

ア 農林水産省に関するもの

- ① 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（416 ページ記載）

イ 独立行政法人農畜産業振興機構に関するもの

- ① 肉骨粉適正処分対策事業補助金が過大に交付されていたもの（721 ページ記載）
- ② 酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の実施に当たり、補助金により造成した基金が過大に使用されていたもの（722 ページ記載）
- ③ 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（723 ページ記載）

本院は、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第4節 特定検査対象に関する検査状況

第1 PFI事業の実施状況について

検査対象	衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府(内閣府本府)、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国立病院機構
PFI事業の概要	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法により実施する事業
検査したPFI事業の契約件数及び金額	55件 7480億円(平成14年度～22年度)

1 検査の背景

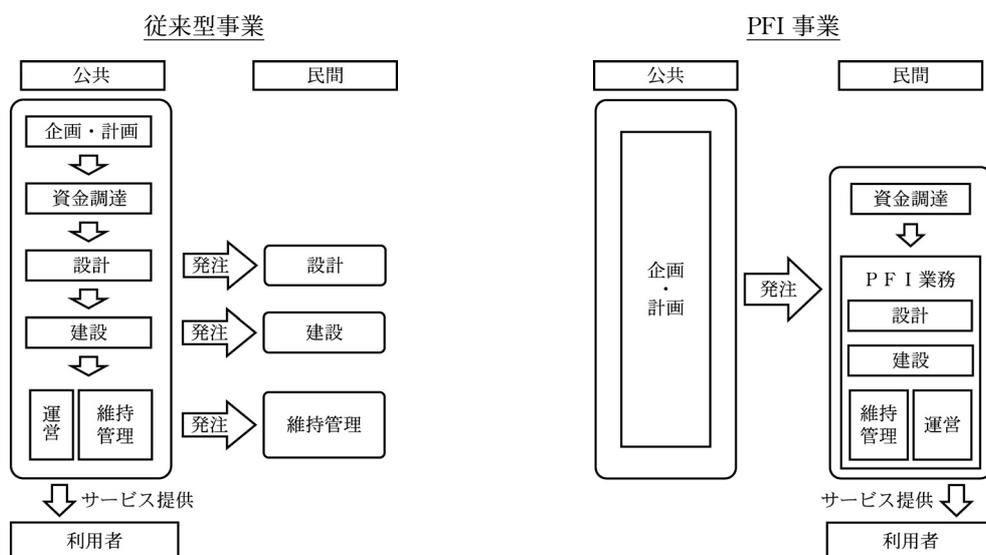
(1) PFI事業の趣旨

PFI(Private Finance Initiative)は、庁舎、公務員宿舎、空港施設等の公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)に基づき実施されている。そして、法は、その基本理念を以下のとおりとしている。

- ① 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体等(以下「国等」という。)と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国等の財産の有効利用にも配慮し、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする
- ② PFIにより実施することが適切であると認められる事業(以下「PFI事業」という。)は、国等と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されること

従来型の公共事業(以下「従来型事業」という。)においては、設計、建設、維持管理等の業務が国等から個別に発注されるのが通常であるのに対し、PFI事業においては、これらの各業務に加え事業資金の調達や事業の運営等の業務を含めた包括的かつ長期(国が債務を負担する行為により支出する年限は、当該会計年度以降30か年度以内)の契約として発注される(図1参照)。

図1 従来型事業とPFI事業の概念図



(2) PFI事業の推進体制

法において、政府は、前記の基本理念にのっとり、PFI事業の実施に関する基本的な方針を定めなければならないこととされている。そして、法を所管する内閣府本府が、内閣府設置法(平成11年法律第89号)により、上記の基本的な方針の策定及び推進に関する事務を所掌することとされており、政策統括官の下に民間資金等活用事業推進室を設置し、PFI事業の促進に関するものの企画、立案等を行うこととされている。

また、内閣府本府には、内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員により構成される民間資金等活用事業推進委員会(以下「PFI推進委員会」という。)が置かれ、PFI推進委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、PFI事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)の策定状況、PFI事業の選定状況、PFI事業の客観的な評価状況等の国のPFI事業の実施状況を調査審議することとされている。内閣総理大臣が定めた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。)において、PFI推進委員会は、政府とともに、国民のPFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜のため、内外のPFIに関する情報、選定事業の実施状況、PFI事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、これらの情報を広く一般に供することとされている。

そして、PFI推進委員会は、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針として、PFI事業の実施に関する一連の手続における留意点を示す「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日策定、19年6月29日改定)、PFI事業として実施するかどうかを評価する指標について解説する「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」(平成13年7月27日策定、20年7月15日改定。以下「VFMガイドライン」という。)及び「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説」(平成19年6月29日策定、20年7月15日改定。以下「VFMガイドライン解説」という。)、PFI事業の契約における留意事項を示す「契約に関するガイドライン」(平成15年6月23日策定。以下「契約ガイドライン」という。)等を策定、公表している。そして、国がPFI事業

を実施する場合にはこれらに沿って実施することが望ましく、また、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るとしている。その一方で、これらの各ガイドラインにおいては、各省庁が、PFI事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとりた上で、状況に応じて工夫を行い、ガイドラインに示したものの以外の方法等によってPFI事業を実施することを妨げるものではないとしている。

(3) 基本方針に定められたPFI事業の実施に関する原則等

基本方針では、PFI事業は、公共性のある事業(公共性原則)を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して(民間経営資源活用原則)、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり(効率性原則)、PFI事業としての選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され(公平性原則)、PFI事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならない(透明性原則)とされている。そして、その実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ(客観主義)、当事者間の合意について、明文により、当事者の役割、責任分担等の契約内容を明確にすることが必須である(契約主義)などとされている。

(4) PFI事業の実施手順

公共施設等の管理者である各省各庁の長及び地方公共団体の長並びに公共施設等の整備等を行う独立行政法人等(以下、これらを合わせて「管理者等」という。)は、PFI事業の実施に先立ち、PFI事業により実施する方が従来型事業として実施するよりも効率的かつ効果的かどうかなどのPFI導入の可能性を検討し、その結果、PFI事業としての適合性が高いなどと判断された事業について、法に定める次の手順によりPFI事業を実施することとされている。

- ① 基本方針に基づき、実施方針を定め、公表する。
- ② 基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める事業をPFI事業として選定する。
- ③ 選定したPFI事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する。
- ④ 選定した民間事業者(以下「選定事業者」という。)と協議して事業計画、協定等を定め、選定事業者はその事業計画、協定等に従ってPFI事業を実施する。

そして、管理者等は、PFI事業の選定及び民間事業者の選定を行うに当たっては、当該PFI事業の効果及び効率性を含む客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならないとされている。

また、VFMガイドラインによれば、PFI導入の可能性を検討する段階においても、上記の客観的な評価が必要とされている。

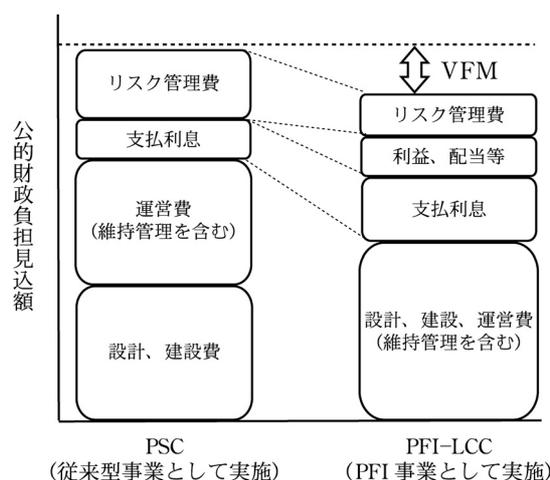
(5) 客観的な評価の指標

基本方針及びVFMガイドラインにおいては、公共施設等の整備等に関する事業をPFIにより実施するかどうかについては、PFIにより実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。そして、当該事業の実施を民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合に事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができることなどを評価することを求めており、この評価の指標としてVFMを用いることとされている。

VFM ガイドラインによれば、VFM とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、同一の目的を有する二つの事業を比較して、支払に対してより価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」というとされている。

この VFM を用いた評価を VFM 評価といい、例えば、PFI 事業として選定する段階においては、提供される公共サービスの水準が同一であるとする前提の下で、従来型事業として実施する場合の事業期間全体で要する公的財政負担見込額の割引現在価値(Public Sector Comparator。以下「PSC」という。)から、PFI 事業として実施する場合の事業期間全体で要する公的財政負担見込額の割引現在価値(Private Finance Initiative-Life Cycle Cost。以下「PFI-LCC」という。)を減じて得た値が正である場合は VFM があるとして PFI 事業として選定できるというものである(図2参照)。この VFM がある場合とは、①性能^(注1)発注、②リスクの最適配分、③業績連動支払及び④競争原理による民間事業者の創意工夫等に伴うコスト縮減等により、国等がサービスを直接提供するよりも民間に委ねた方が効率的である、すなわち、同一水準のサービスをより安く提供することが期待できる場合であるとされる。

図2 VFM の概念図



PSC 及び PFI-LCC のいずれにおいても将来における公的財政負担見込額を割引現在価値に換算して比較するのは、例えば、現在の1億円の価値と10年後の1億円の価値は同一ではないという考え方に基づくものであり、一定の割引率を設定し、将来の価値をその割引率により現在の価値に換算した上で適切に比較するためである。具体的には、割引率を r (年率)と設定した場合、10年後の1億円の現在の価値、すなわち割引現在価値は「 $1 \text{ 億円} \div (1 + r)^{10}$ 」として換算される。

(注1) 性能発注 発注者が詳細な仕様を定めず、求めるサービス水準を示し、これに従って受注者が具体的な実施方法を定めて実施する発注方法

(6) 物価変動に伴う契約金額の改定

^(注2) 契約ガイドラインでは、サービス購入型で事業期間が長期にわたる PFI 事業の契約においては、物価の変動等が選定事業者の費用の増加や利益の減少の原因となり得ることから、物価変動等の程度を勘案し、契約金額を一定の頻度で改定することが契約書に規定されるとしている。そして、契約書に規定すべき事項として、契約金額のうち改定の対象と

する費用項目、改定の基準とする経済・金融指標、改定の算定式、改定期等が挙げられている。また、契約金額の改定の基準とする経済・金融指標としての物価指数として、「企業向けサービス価格指数」等が挙げられている。

(注2) サービス購入型 管理者等から支払われる契約金額により、選定事業者の費用が全額回収されるPFI事業の一類型

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

内閣府本府が取りまとめた「PFIに関する年次報告(平成21年度)」(平成22年9月9日公表)によると、21年度末において、実施方針が公表されたPFI事業が計366件、供用開始済の事業が計240件、契約済事業費が累計3兆1767億余円となっており、法が施行された11年以降、PFI事業の規模は年々増加している。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、PFI事業の実施に当たり、PFI導入の可能性を検討する段階、PFI事業として選定する段階及び民間事業者を選定する段階の各段階で行うこととされているVFM評価は適切に行われているか、物価変動に伴う契約金額の改定は適切に行われているかなどの点に着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、14年度から22年度までの間において、衆議院、参議院、最高裁判所、6府省及び2独立行政法人が管理者等として契約を締結したPFI事業計58件のうち、サービス購入型であるPFI事業55件(国土交通省が地方公共団体と共同で実施している3件を含む。当初契約金額計7614億余円(国費相当額7480億余円))を対象として検査を行った(表1参照)。

検査に当たっては、各管理者等からPFI事業の選定に関する資料、VFM評価に関する資料及び契約関係資料の提出を受けて書面検査を行うとともに、上記55件のうち29件(当初契約金額計5299億余円(国費相当額5268億余円))のPFI事業に係る契約については、^(注3)8省等において会計実地検査を行った。また、法を所管する内閣府本府においても、PFI事業の制度やその促進に向けた取組状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 8省等 衆議院、最高裁判所、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構

表1 検査の対象とした管理者等別 PFI 事業の件数、金額等

管 理 者 等	検 査 対 象 事 業		事業契約締結年度 注(1)
	件数	金額(百万円)	
衆 議 院	1	33,392	平成 14 年度
最 高 裁 判 所	1	2,673	16 年度
外 務 省	1	4,419	16 年度
財 務 省	26	175,322	14 年度 2 件、15 年度 3 件、 16 年度 2 件、17 年度 2 件、 18 年度 1 件、19 年度 4 件、 20 年度 10 件、21 年度 2 件
国 土 交 通 省	6	105,155	16 年度 1 件、17 年度 2 件、 18 年度 1 件、20 年度 1 件、 22 年度 1 件
国 土 交 通 省・衆 議 院	1	110,683	17 年度
国 土 交 通 省・参 議 院	1	58,364	17 年度
国 土 交 通 省・最 高 裁 判 所	1	9,982	18 年度
国 土 交 通 省・内 閣 府(内 閣 府 本 府)	1	27,640	21 年度
国 土 交 通 省・内 閣 府(警 察 庁)	4	注(2) 32,774	16 年度 1 件、18 年度 1 件、 21 年度 2 件
国 土 交 通 省・財 務 省	5	59,530	20 年度 4 件、21 年度 1 件
国 土 交 通 省・文 部 科 学 省	1	92,127	15 年度
国 土 交 通 省・千 代 田 区	1	注(3) 22,197	15 年度
国 土 交 通 省・港 区	1	注(4) 18,355	21 年度
防 衛 省	2	7,178	15 年度 1 件、16 年度 1 件
独立行政法人情報通信研究機構	1	451	14 年度
独立行政法人国立病院機構	1	1,233	16 年度
計	55	761,482	

注(1) 件数があるものは年度ごとの内訳を示す。

注(2) 4 件のうち 1 件において大阪府が負担する 3,081 百万円を含む。

注(3) 東京都千代田区が負担する 9,224 百万円を含む。

注(4) 東京都港区が負担する 1,169 百万円を含む。

3 検査の状況

(1) VFM 評価における割引率の設定について

PFI 事業として実施するためには、前記のとおり、VFM があることが必要とされている。そして、VFM 評価を行う際の割引現在価値換算において、割引率は重要な計算要素の一つとなっている。

すなわち、割引現在価値換算においては、前記の算式のとおり、割引率が高いほど割引現在価値は小さくなり、経年により割引率が累乗されることから、同じ支出額であっても後年度に支出するものほど割引現在価値は小さくなる。また、公共施設等の整備に要する施設整備費は、従来型事業では施設整備完了後の一定の時期までに全額が支払われるのに対し、PFI 事業では施設整備完了後、事業期間終了までの間で延べ払いされることから、後年度に支出される金額の割合が従来型事業に比べて高くなる。

このような場合、割引率が高いほどVFMが大きくなる関係になることから、割引率をどのように設定するかは、VFM評価に大きな影響を与えるものと思料される。

上記の割引率について、VFMガイドラインは、リスクフリーレート(運用リスクがない資産から得られるであろう利回り)を用いることが適当であるとし、例として長期国債利回りの過去の平均や長期的見通しなどを挙げている。また、VFMガイドライン解説において、割引率を用いた割引現在価値換算は金融実務でも多方面で用いられており、その場合の割引率の設定には、①換算時点の金利水準を前提とすること、②事業期間に対応した期間の金利を用いることなどが多くとされているが、PFI事業のVFM評価に用いる割引率についてはこれ以上の具体的な記載がない。

そして、各管理者等がPFI事業として選定する段階に行うVFM評価において設定した割引率について検査したところ、表2のとおり、検査の対象とした55件においては0.9%～4%と設定されていた。

表2 管理者等別の割引率、その根拠等

管 理 者 等	事業件数	PFI事業 選定年度	割引率(%)	設定した割引率の根拠
衆 議 院	1	平成14年度	4	10年国債応募者利回りの平均値 (13年度から過去30年間)等
最 高 裁 判 所	1	16年度	4	技術指針 注(2)
外 務 省	1	15年度	4	技術指針 注(2)
財 務 省	2	14年度	1.4	10年国債応募者利回りの平均値 (PFI事業選定時の直近1年間)
	3	15年度	0.9又は1.1	
	2	16年度	1.3又は1.4	
	3	17、18年度	1.5	
	4	19年度	1.8	
	10	20年度	1.6又は1.7	
	2	21年度	1.4	
国 土 交 通 省 等	22 注(1)	14～21年度	4	技術指針 注(2)
防 衛 省	2	15年度	1.131	10年国債応募者利回りの平均値 (PFI事業選定年度の前年度)
		16年度	1.49	10年国債利回り(公社債店頭売 買参考統計値(平均値))の平均 値(直近10か月)
独立行政法人情報通信研 究機構	1	14年度	2.8	10年国債応募者利回りの平均値 (PFI事業選定年度の直近5年 間)にインフレ率を加算
独立行政法人国立病院機 構	1	16年度	3.1	10年国債実質利回りの平均値 (直近10年間)
計	55			

注(1) 国土交通省が他府省等と共同で管理者等となっている事業16件を含む。

注(2) 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(平成16年2月国土交通省策定、21年6月改定)等

上記割引率の設定に当たり、国土交通省等は、公共事業の事業評価における費用便益分析の実施に係る計測手法、考え方等に関して各事業分野で共通的に考慮すべき事項を定め

た「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(平成16年2月国土交通省策定、21年6月改定)において国債等の実質利回りを参考値として定めたとされる社会的割引率を参照して割引率を設定するなどしており、一方、財務省等は、過去の国債の利回りの平均値を利用して設定していて、割引率の設定についての考え方に差異が見受けられた。

さらに、過去の国債の利回りの平均値を利用して割引率を設定していた管理者等においても、過去の10年国債の利回りの平均値を利用する点では共通しているものの、計算方法等については、次のとおり、差異が見受けられた。

ア 利回りの種別について

利回りの種別については、財務省が管理者等として実施している公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業(PFI事業選定日14年6月7日、当初契約金額63億8099万余円)等においては応募者利回りを、独立行政法人国立病院機構が管理者等として実施している四国がんセンター職員宿舍等整備事業(同16年4月9日、同12億3371万余円)等においてはインフレ率を考慮した実質利回りを、防衛省が管理者等として実施している海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業(同16年11月2日、同30億2793万余円)においては公社債店頭売買参考統計値の平均をそれぞれ利用していた。

イ 利回りの平均値を算出する起点について

利回りの平均値を算出する起点については、上記の公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業等においてはPFI事業選定時の直近を、防衛省が管理者等として実施している立川公務員宿舍(仮称)整備等事業(PFI事業選定日15年7月30日、当初契約金額41億5083万余円)等においてはPFI事業選定の前年度をそれぞれ起点としていた。

ウ 利回りの平均値を算出する際の対象期間について

利回りの平均値を算出する際の期間については、前記の海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業においては過去10か月間を、前記の公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業等においては過去1年間を、独立行政法人情報通信研究機構が管理者等として実施している移動体通信試験施設整備運営事業(PFI事業選定日14年4月26日、当初契約金額4億5150万円)においては過去5年間を、衆議院が管理者等として実施している衆議院赤坂議員宿舍整備等事業(同14年5月31日、同333億9276万余円)においては過去30年間をそれぞれ対象期間としていた。

このように、割引率の設定の考え方や計算方法等について差異がある状況が見受けられたものの、この状況が合理的なものであるか確認できなかった。

(2) 物価変動に伴う契約金額の改定について

契約金額は、前記のとおり、契約ガイドラインにおいて、物価の変動等に対応して、一定の頻度で改定することとされており、契約金額のうち維持管理費及び運営費の改定の基準とする経済・金融指標としての物価指数については、日本銀行が公表している「企業向けサービス価格指数」及び「卸売物価指数」、厚生労働省が公表している勤労統計調査の「実質賃金指数」、総務省が公表している「消費者物価指数」、財団法人建設物価調査会が公表している「建設物価指数」等が挙げられている。

検査の対象とした55件のPFI事業のうち53件の契約書においては、日本銀行が各月の分を公表している「企業向けサービス価格指数」等に基づき、現在の指数が前回改定時の指数に対して一定幅以上変動したなどの場合に、変動幅に応じ、翌年度以降の維持管理費

及び運営費に係る契約金額を改定するなど規定されていた。

そして、「企業向けサービス価格指数」について、日本銀行は、企業間で取引(官公庁向け取引を含む。)されるサービスの価格変動を測定するものであり、企業間で取引されるサービス価格の集約を通じて、サービスの需給動向を把握し、景気動向については金融政策を判断するための材料を提供することを目的とするとともに、企業間での個々の商取引における値決めの参考指標としての機能等も有するものであるとしている。

また、「企業向けサービス価格指数」は5年ごとに基準年の改定が行われており、基準年を平成12年とする2000年基準に基づく指数は21年8月までの分で公表が終了し、21年10月に、基準年を平成17年とする2005年基準に基づく指数が17年1月の分まで遡って公表されている。このため、17年1月から21年8月までの分については、2000年基準に基づく指数と2005年基準に基づく指数の二つの指数が公表されている。

そして、日本銀行は、2000年基準から2005年基準への移行の際に、設備管理、清掃、警備等に関する指数の算出に当たっては、官公庁における需要が多いとして新たに官公庁入札価格を考慮することとし、設備管理及び清掃に係る指数については、官公庁入札価格の下落率が大きかったことから、重複して公表されている17年1月から21年8月までの分の指数について、2005年基準に基づく当該指数の下落幅は、2000年基準に基づく当該指数の下落幅よりも大きくなっている。

そこで、検査の対象とした55件のPFI事業のうち、契約締結後間もなく維持管理等を行う期間が到来していないことから22年度においては改定要否の検討の対象外であるなどの12件を除いた43件のPFI事業に係る契約について、「企業向けサービス価格指数」の算出方法の変更に伴う23年度以降の支払に関する維持管理費及び運営費に係る契約金額の改定状況を検査したところ、次のとおり、契約金額の改定方法に差異が見受けられた。

ア 財務省が管理者等として実施している公務員宿舍整備事業等40件においては、2005年基準の指数を適用して契約金額の改定要否を判断した結果、改定を行う必要があるとした24件について、同指数を適用して契約金額の減額改定を行うなどしていた。

イ 文部科学省が管理者等として実施している中央合同庁舎第7号館整備等事業(PFI事業選定日14年8月26日、当初契約金額921億2732万余円)等3件においては、2005年基準の指数を適用するなどして改定要否を判断した結果、改定を行う必要があるとした2件について、2005年基準の指数によると前年度以前の物価変動の評価との連続性を確保できないとして、21年4月分に係る2000年基準と2005年基準の両指数の比率を勘案して過年度の指数を調整するなどして、契約金額の減額改定を行っていた。

このように、契約金額の改定方法について差異がある状況が見受けられたものの、この状況が合理的なものであるか確認できなかった。

4 本院の所見

PFIは、我が国の厳しい財政状況の中で、必要な社会資本の整備や維持・更新を効率的に実施する重要な手法として位置付けられており、21年度末までに、実施方針が公表されたPFI事業が計366件、契約済事業費が累計3兆円強となっている。

PFI事業を更に推進していくため、PFI推進委員会は、22年2月から制度の見直しに向けた検討に着手し、同年5月に「中間的とりまとめ」を公表した。これによると、32年までに

従来の2倍以上の規模への拡大を目指すとともに、民間事業者の創意工夫の活用や入札参加者の意欲の向上のための民間事業者の選定手続を整備するなどとされている。

また、22年5月の国土交通省成長戦略会議の「国土交通省成長戦略」においても、国土交通省関連のPFI事業等について、32年までの合計で新たに2兆円(17年度から21年度までの年平均事業費1071億円の約2倍の規模)の事業費により実施するとされている。

これらの流れを受け、22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実等のPFI制度の拡充策を講ずるなどして、PFI事業の事業規模を、32年までの11年間で少なくとも約10兆円以上(21年未までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指すとしている。

そして、23年6月には、PFIの対象施設の拡大や民間事業者による提案制度、公共施設等運営事業を実施する権利の導入等を定めた民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第57号)が公布されるなどしたところであり、また、政府は、同年3月に発生した東日本大震災の復興においても、PFIを活用し、民間企業の参入を促す方針であるとしている。

このように、今後、更にPFIの重要性が高まることを見込まれている状況の下、国及び独立行政法人が管理者等となって契約を締結したPFI事業55件(地方公共団体と共同で実施している事業を含む。)を検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア PFI事業として選定する段階において行うVFM評価に当たり、評価に大きな影響を与えると思量される割引現在価値換算に用いる割引率の設定の考え方や計算方法等について、管理者等により差異が見受けられた。

イ 物価変動に伴う契約金額の改定に当たり、「企業向けサービス価格指数」の算出方法が変更されたことに伴う契約金額の改定方法について、管理者等により差異が見受けられた。

PFI事業を実施するに当たり、各管理者等は、基本方針、各ガイドライン等を踏まえて、VFM評価に当たっての割引率を設定したり、物価変動に伴う契約金額の改定を実施したりしている。それらの実施状況を比較すると、上記のようにいずれも差異がある状況が見受けられたものの、この状況が合理的なものであるか確認できなかった。

本院としては、今後も引き続きPFI事業が推進されていくとともに、個々のPFI事業が様々に異なる条件の下で実施されていることを考慮しつつ、基本方針に定められたPFI事業の実施に関する原則等に基づき実施されているか、また、前記のように、VFM評価に当たり割引現在価値換算に用いられる割引率の設定についての考え方や物価指数の算出方法の変更があった場合の契約金額の改定方法に差異がある状況について、合理的なものであるかなど、国や独立行政法人等におけるPFI事業の実施状況について、引き続き検査していくこととする。

第2 子ども・子育て支援対策における国の財政支援制度の実施状況について

検査の対象	内閣府、文部科学省、厚生労働省
安心こども基金の概要	新待機児童ゼロ作戦による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、保育の質の向上のための研修等を実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県において造成された基金
上記基金の額	3688億0300万円

1 検査の背景

(1) 子ども・子育て支援に関する国の取組

近年、急速な少子化の進展が問題となる一方で、特に都市部を中心に、共働き世帯・ひとり親世帯の増加等による保育サービスへの需要が増加し、都道府県知事等から認可を受けた保育所(以下「認可保育所」という。)に児童の保護者が入所を希望しても入所要件には該当するが入所できない児童(以下「待機児童」という。)が多数存在していることが社会問題化している。

政府は、従来、待機児童が多数存在している事態に対処するために様々な施策を講じてきているが、平成20年2月以降は、希望する全ての人が子どもを預けて働くことができるよう受け皿となる認可保育所等の保育サービスを確保して待機児童をなくすことなどを目標に掲げた「新待機児童ゼロ作戦」を展開するなどしている。

なお、保育サービスの確保に加えて、22年度から、子ども手当、高校授業料の実質無償化等の経済的支援が新たに実施されたことから、同年度における子ども・子育て支援に係る関連予算が3兆4487億円と21年度の1兆6561億円から倍増した。

(2) 就学前児童の保育状況及び待機児童対策

総務省の人口推計年報によれば、5歳までの児童数は、14年の約706万人(10月1日現在)から21年の約646万人(同)に減少した。一方、厚生労働省の調査によれば、認可保育所の利用児童数は15年の約192万人(4月1日現在)から22年の約208万人(同)と増加しており、都道府県知事等から認可を受けていない認可外保育施設にも、22年3月末現在で約17万人の児童が入所している。また、3歳以上の児童については、幼稚園に通う児童も多数に上っているが、文部科学省の調査によれば、幼稚園の利用児童数は15年の約176万人(5月1日現在)から22年の約160万人(同)と減少傾向にあり、認可保育所とは異なる状況となっている。

待機児童数の推移(各年4月1日現在)をみると、15年の26,383人を境に19年には17,926人まで減少したものの、20年9月のリーマンショック以降の経済不況等により共働き世帯が増加したことなどが要因となって22年は26,275人と増加に転じている。政府は、前記「新待機児童ゼロ作戦」において、20年度から22年度までの3か年を集中重点期間として、待機児童をゼロにするための取組を進めることとした。

地方公共団体においても、4月1日現在における待機児童数が50人以上いるなど保育

サービスへの需要が増大している市町村(特別区を含む。以下同じ。)等は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、保育の実施の事業や子育て支援事業等の供給体制の確保に関する計画(以下「保育計画」という。)を定めるものとされている(以下、保育計画を定めなければならない市町村を「計画策定市町村」といい、それ以外の市町村を「策定対象外市町村」という。)。また、計画策定市町村においては、保育計画の達成に資する事業を行う者に対して、事業を円滑に実施するために必要な援助を行うなどとされており、待機児童の解消に努めることが求められている。

そして、主な待機児童対策として、次のとおり、社会福祉法人等が設置する認可保育所(以下「私立保育所」という。)の整備事業や認定こども園の整備事業が実施されている。

ア 私立保育所の整備事業

私立保育所は、国が定めた保育所等の施設の面積や職員の配置等についての基準(以下「保育基準」という。)に基づいて社会福祉法人等が設置する認可保育所である。

厚生労働省は、従来、私立保育所の施設整備費等の一部について財政支援等を実施してきたが、20年度から22年度までの3か年においては、「新待機児童ゼロ作戦」により、私立保育所等の整備を集中的に実施することとした。

イ 認定こども園の整備事業

認定こども園は、18年6月に、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講ずることなどを目的に、幼児教育と保育を一体的に提供するなどの施設として創設されて、24年度までに全国で2,000か所以上整備することとされている。

認定こども園は、認定こども園に関して文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準等により、都道府県知事等の認可を受けた幼稚園と認可保育所が連携して運営を行う「幼保連携型」、都道府県知事等の認可を受けた幼稚園が保育所的な機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備えた「保育所型」、幼稚園及び保育所いずれの認可もない「地方裁量型」の4類型に分類されている。

(3) 保育所整備等に係る国の財政支援

厚生労働省は、前記の「新待機児童ゼロ作戦」に基づき、私立保育所や認定こども園等の保育サービスの充実等の各種事業を実施するための主要な財源として、新たに、子育て支援対策臨時特例交付金(以下「特例交付金」という。)を全都道府県に交付し、これを財源に各都道府県に基金(以下「安心こども基金」という。)を造成させている。そして、私立保育所については、従来の次世代育成支援対策施設整備交付金による施設整備に替えて、安心こども基金により施設を整備することとされた。

安心こども基金は、複数年度にわたる予算の執行を可能とするもので、保育所の複数年度にまたがる見通しを持った整備等を容易にするとともに、保育需要等の変化に即応した機動的かつ弾力的な予算執行に資するものとなることから、地方公共団体の自主性・裁量性が発揮され、もって地域の実態に対応できることを期待して造成されたものである。

安心こども基金は、20年度第2次補正予算により、特例交付金として、表1のとおり、保育サービス等の充実等に用いるために988億余円の予算が計上され、21年3月に各都道府県に交付された。この予算をもって保育所等を整備することにより、22年度末

までの3か年に15万人分の受入体制を集中的に整備して、待機児童の解消を図ることとしている。

21年度は、第1次及び第2次補正予算により、安心こども基金の積み増しを行うとともに、「すべての子ども・家庭への支援」、「ひとり親家庭等への支援の拡充」及び「社会的養護の拡充」の三区分に係る事業を新たに対象に加えるなどの事業の拡充を行い、21年11月と22年3月に計1700億円が追加交付された。

22年度は、補正予算により安心こども基金の積み増しを行うとともに、児童虐待防止対策の強化の区分に係る事業を対象にするなどの事業の拡充を行い、23年3月に1000億円が追加交付され、特例交付金は、20年度から22年度までの間に総額3688億余円が交付された。その際、事業実施期限が22年度末となっていた保育サービス等の充実に係る事業等については、一部の事業を除き、事業実施期限を23年度末に延伸する措置が執られた。

表1 特例交付金の区分別の交付額 (単位：億円)

区分	交 付 額			
	平成20年度	21年度	22年度	計
1 保育サービス等の充実(厚生労働省関係)	944	482	601	2028
2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)	41	68	32	141
3 すべての子ども・家庭への支援	—	501	265	767
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	—	502	—	502
5 社会的養護の拡充	—	145	—	145
6 児童虐待防止対策の強化	—	—	100	100
7 その他事業(都道府県事務費)	2	—	—	2
計	988	1700	1000	3688

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

待機児童の解消が喫緊の課題となっている中で、前記のとおり、私立保育所については20年度から22年度末までの3か年に集中的に整備することとされ、認定こども園については24年度までに全国で2,000か所以上整備することとされた。また、すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充等を図ることも必要とされている。

このような状況の下で、国、都道府県及び市町村は子ども・子育て支援に関する各種事業を実施してきており、特に計画策定市町村は待機児童の解消に努めることが求められていることから、国は特例交付金を全都道府県に交付し、都道府県は安心こども基金を造成している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、国の施策に基づいて都道府県及び市町村が実施してきたこれらの事業について、安心こども基金が活用され効果を上げているか、基金を造成したことによる利点が十分に発現しているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、19年度から22年度までに実施された子ども・子育て支援に関する各種事業を対象に、内閣府本府、文部科学本省、厚生労働本省及びこれらの事業の補助事業者である

(注)
地方公共団体のうち計画策定市町村を中心に、18都道府県及び管内全850市町村のうち133市町村(計画策定市町村(20年度から22年度まで)は850市町村のうち99市町村)において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、文部科学本省、厚生労働本省、18都道府県及び管内の全850市町村から調書の提出を求めるなどして、安心こども基金の執行状況を検査するとともに、保育所や認定こども園等の整備、定員数の増減に関する状況等を把握した。

なお、前記の99市町村は、計画策定市町村全117市町村(20年度から22年度まで)の84.6%を、同じく117市町村が抱える待機児童数(22年4月1日現在)の91.2%をそれぞれ占めている。

(注) 18都道府県 東京都、北海道、京都、大阪府、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、兵庫、鳥取、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 安心こども基金の執行状況

安心こども基金の財源となる特例交付金は、前記のとおり、20年度988億余円、21年度1700億円、計2688億余円が全都道府県に交付されている。この交付額は、各都道府県における対象事業ごとの資金需要の調査等を行うことなく、文部科学省及び厚生労働省が定めた交付要綱等に基づき、区分等ごとに配分された額に、全国に占める当該都道府県の就学前児童数、認定こども園設置見込数、18歳以下の児童数等の割合を乗じて得た額を基に算定されるなどしていた。

18都道府県に造成された安心こども基金について、主な対象事業の実施期限である22年度末における執行状況をみると、表2のとおり、20、21両年度の造成額が計1762億余円であったのに対して、執行済額は計982億余円、執行率は55.7%となっていた。

表2 18都道府県における安心こども基金の区分、事業別の執行状況 (単位：百万円)

区分・事業名	平成20、21両年度の造成額(A)	22年度末の執行済額(B)	執行率(B/A)
1 保育サービス等の充実(厚生労働省関係)	96,703	71,004	73.4%
(1) 保育所等整備事業	—	70,159	
(2) 広域的保育所利用事業	—	94	
(3) 家庭的保育改修等事業	—	84	
(4) 保育の質の向上のための研修事業等	—	461	
(5) 認定こども園整備等事業	—	205	
2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)	6,578	2,893	43.9%
(1) 認定こども園整備等事業	—	1,197	
(2) 認定こども園等の環境整備等事業	—	1,696	
3 すべての子ども・家庭への支援	29,956	14,353	47.9%
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	33,377	6,956	20.8%
5 社会的養護の拡充	9,555	3,026	31.6%
6 その他事業(都道府県事務費)	99	44	44.7%
計	176,271	98,279	55.7%

(注) 平成21年度から拡充された「4 ひとり親家庭等への支援の拡充」に係る事業及び「5 社会的養護の拡充」に係る事業の一部については、基金造成時点から事業実施期限が23年度末までとなっている。

これを安心こども基金の区分別にみると、次のような状況となっていた。

ア 保育サービス等の充実に係る事業の実施状況等

(ア) 対象事業と交付額の算定方法

保育サービス等の充実に係る事業の厚生労働省関係分には、私立保育所(幼保連携型認定こども園の私立保育所分等を含む。)の施設整備費について補助する保育所緊急整備事業、保育所分園等の賃借料等について補助する賃貸物件による保育所整備事業等から成る保育所等整備事業、保育所入所児童の送迎サービスを実施する広域的保育所利用事業、家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料について補助する家庭的保育改修等事業、社会福祉法人等を対象に認定こども園の施設整備費について補助する認定こども園整備事業等がある。同じく文部科学省関係分には、学校法人等を対象に認定こども園の施設整備費について補助する認定こども園整備事業、幼児教育の質の向上のために遊具、教具等の整備費用を補助する認定こども園等の環境整備等事業等がある。

両省から全都道府県に交付された特例交付金の交付額は、事業ごとに配分された額に全国に占める当該都道府県の就学前児童数、認定こども園設置見込数等の割合を乗じて得た額を基に算定するなどした計 1536 億余円(厚生労働省関係 1426 億余円、文部科学省関係 109 億余円)となっている。

そして、都道府県への交付額のうち、保育所等整備事業に係る配分額の内訳をみると、8割を当該都道府県の就学前児童数の割合で、残りの2割を当該都道府県の待機児童数の割合でそれぞれ算定した額を基に交付されるなどしていた。

(イ) 保育サービス等の充実(厚生労働省関係)の実施状況

18 都道府県における保育サービス等の充実(厚生労働省関係)に係る安心こども基金の 20、21 両年度の造成額及び 22 年度末までの執行済額をみると、表 3 のとおり、造成額計 967 億余円に対し、20 年度は計 5 百万余円、21 年度は計 163 億余円と低調に推移していたが、事業実施期限であった 22 年度は計 546 億余円と大幅に増加し、3 か年度の執行率は 73.4% となっていた。

また、保育サービス等の充実(厚生労働省関係)の執行済額計 710 億余円のうち、保育所緊急整備事業に係る額は計 668 億余円となっており、執行済額の大部分を占めていた。

都道府県ごとの執行率をみると、他の区分から造成した資金を流用することにより、100% を超えている都道府県が 4 府県見受けられた一方で、愛知、神奈川両県は、多数の待機児童がいるにもかかわらず、50% にも満たない状況であった(愛知県における保育所等の整備状況については後述の参考事例を参照)。同じく執行済額をみると、22 年度末までの執行済額が最初に造成を行った 20 年度の造成額にも達していない都道府県が 7 都県見受けられた。このように、都道府県の事業の執行状況等の実状等についての調査を十分に行わないまま資金が交付されたことなどから、都道府県ごとの執行率及び執行済額には、大きな差異が見受けられる結果となっていた。

表3 18都道府県における保育サービス等の充実(厚生労働省関係)の執行状況等 (単位:百万円)

都道府県名	造成額			執行済額					執行率 (b/a)	待機 児童数
	平成 20 年度	21年度	合計(a)	20年度	21年度	22年度	合計(b) (保育所緊急 整備事業)			
北海道	4,055	1,713	5,768	—	1,391	3,708	5,100	(5,003)	88.4%	532人
埼玉県	4,919	2,635	7,554	—	1,471	5,643	7,115	(6,885)	94.1%	1,216人
千葉県	4,243	2,204	6,448	—	1,219	3,427	4,647	(4,354)	72.0%	960人
東京都	11,005	5,964	16,969	—	1,913	8,291	10,205	(8,755)	60.1%	5,479人
神奈川県	6,583	3,648	10,231	—	1,159	3,437	4,597	(3,751)	44.9%	2,132人
静岡県	2,595	1,280	3,876	—	272	2,139	2,411	(2,365)	62.2%	310人
愛知県	4,750	2,611	7,361	—	401	1,915	2,317	(2,145)	31.4%	544人
京都府	1,672	827	2,500	—	642	2,189	2,832	(2,788)	113.2%	145人
大阪府	6,612	3,309	9,921	0	3,047	5,119	8,167	(7,957)	82.3%	1,601人
兵庫県	4,239	2,035	6,274	—	861	3,756	4,617	(4,450)	73.5%	770人
鳥取県	386	179	565	—	95	312	407	(364)	72.1%	0人
岡山県	1,198	621	1,820	—	168	802	970	(956)	53.3%	65人
広島県	1,981	894	2,876	—	574	3,149	3,723	(3,656)	129.4%	47人
徳島県	513	233	747	—	103	343	446	(435)	59.7%	30人
愛媛県	933	430	1,363	—	79	651	730	(695)	53.5%	47人
福岡県	3,126	1,690	4,817	5	853	3,538	4,397	(3,965)	91.2%	379人
熊本県	1,896	590	2,486	—	1,035	1,823	2,858	(2,849)	114.9%	104人
沖縄県	2,314	2,805	5,119	—	1,078	4,379	5,457	(5,456)	106.6%	1,808人
計	63,027	33,675	96,703	5	16,370	54,628	71,004	(66,839)	73.4%	16,169人

注(1) 執行済額の合計欄の括弧内は、保育サービス等の充実のうち保育所緊急整備事業に係る額である。
注(2) 執行率は平成20、21両年度の基金造成時の造成額に対する22年度末時点の執行済額の割合であり、執行率が100%を超えている場合もある。
注(3) 待機児童数は、交付額の算定に用いられた平成20年4月1日現在のものである。

上記の事態について、事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

熊本県は、安心こども基金のうち保育サービス等の充実(厚生労働省関係)に平成20年度18億余円、21年度5億余円、計24億余円を造成しているが、22年度末までの執行見込額が造成額を超えたため他の区分から資金を流用し、22年度末までの執行済額は28億余円、当初造成額に対する執行率は114.9%であった。

県内で当該区分に係る各事業の執行済額が多い熊本市は、20年度に保育所緊急整備事業が開始されたことに伴い、23年度以降に計画していた保育所整備を前倒しして実施したことなどにより、21、22両年度に計14か所(定員数計460人)で施設整備を実施し、これに係る事業の執行済額は14億余円であった。

a 保育所緊急整備事業の実施状況

保育所等整備事業のうち保育所緊急整備事業は、ア(ア)のとおり、私立保育所の施設整備費について補助するものであり、私立保育所の施設を新たに整備する新設、既存保育施設の現在定員の増員を図るために整備などする増築や増改築(以下「増築等」という。)だけではなく、定員増を伴わない改修や建物の耐震化整備等(以下「改修等」という。)も対象としている。

保育所緊急整備事業は、前記表3のとおり、保育サービス等の充実(厚生労働省関係)の執行済額の大部分を占めていることから、18都道府県管内の850市町村における事業の実施状況について、新設、増築等又は改修等の施設整備の分類別及び保育計画策定の有無により比較したところ、表4のとおりとなっていた。

表4 18都道府県管内の850市町村の保育所緊急整備事業による私立保育所定員の増加の状況

区 分	実施市町村数	新 設			増築等			改修等		合 計		
		箇所数	執行済額 百万円	定員増加数 人	箇所数	執行済額 百万円	定員増加数 人	箇所数	執行済額 百万円	箇所数	執行済額 百万円	定員増加数 人
計画策定市町村 (99市町村)	92	205	17,482	15,762	177	16,533	4,878	76	2,105	458	36,121 (55.9)	20,640 (62.3)
策定対象外市町村 (751市町村)	240	103	8,186	6,897	206	14,599	5,549	210	5,647	519	28,433 (44.0)	12,446 (37.6)
全体計 (850市町村)	332	308	25,668 (39.7)	22,659 (68.4)	383	31,133 (48.2)	10,427 (31.5)	286	7,753 (12.0)	977	64,555	33,086

注(1) 本表は、保育所緊急整備事業により整備した私立保育所のうち、平成22年度末までに整備が終了したものを対象としている。

注(2) 執行済額欄及び定員増加数欄の括弧書きは、全体計に占める割合をそれぞれパーセンテージで表している。

施設整備の分類別にみると、新設は箇所数、執行済額共に増築等より少ないが、定員増加数は全体の68.4%を占めており、定員増加に対する寄与が大きくなっている。増築等は箇所数、執行済額とも最も多く実施され、特に執行済額は全体のほぼ半数を占めているが、定員増加数は新設の半分にも満たない状況となっていた。

また、市町村別の保育計画策定の有無により比較してみると、計画策定市町村は市町村数が少ないにもかかわらず、執行済額、定員増加数共に計画策定市町村での値が全体の半数を超えており、一部の市町村が集中して事業を実施している状況となっていた。

保育所緊急整備事業の実施状況について、事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

北海道の安心こども基金の交付額算定に用いられた平成17年国勢調査報告による就学前児童数290,048人のうち、札幌市の就学前児童数は95,422人で全体の32.8%となっていた。また、同じく20年4月1日現在の待機児童数532人のうち、計画策定市町村である同市の待機児童数は271人と全体の50.9%となっていた。

これに対して、北海道が21、22両年度に保育所緊急整備事業として執行した計50億余円のうち、同市の執行済額は31億余円、道内に所在する177策定対象外市町村の執行済額は17億余円で、それぞれ執行済額全体の62.2%、35.2%を占めていて、同市が集中して事業を実施している状況となっていた。また、同市が実施した保育所緊急整備事業の内訳をみると、新設が7件(執行済額8億余円、これによる定員増660人)に対し、増築等が16件(同23億余円、同480人)となっていた。

b 市町村及び社会福祉法人等における実情等

保育所緊急整備事業は、基金造成時において事業実施期限が22年度末とされた一方で、安心子ども基金が造成されたのは21年3月であったことから、20年度から事業を実施することは極めて困難であり、実質的な事業実施期間は21、22両年度の2年間となっていた。また、21年3月の安心子ども基金造成時点で、各市町村における21年度予算は既に議会において可決・承認されていたことから、21年度に実施された事業は、従来の子世代育成支援対策施設整備交付金等の交付を見込んで計画していた施設整備を安心子ども基金により実施したものがほとんどであり、市町村にとっては中長期的な計画を立てて事業を実施することが難しい状況となっていた。

また、事業者である社会福祉法人等が私立保育所を新設する際は、事業計画の策定から土地や人員の確保、施設の設計等を行うことが必要であることから、一定の事業期間を要するのが一般的である。

これらの理由により、各市町村が、安心子ども基金を活用した保育所整備等に本格的に取り組み始めたのは、事業実施の最終年度である22年度になってからであった。

さらに、安心子ども基金を活用する場合は、前記のとおり、実質2年間で事業を完了しなければならず、そのことが、新設に比べて、比較的短期間で定員の増加を図ることができる増築等の件数が多くなっている要因の一つと思料される。

このように、保育所緊急整備事業は実施期間が短く、複数年度にまたがる見通しを持った保育所の整備を容易にするなどの基金を造成したことによる利点が十分に発現していない状況となっていた。

市町村における実情について、事例を参考として示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

愛知県における平成22年度末までの保育サービス等の充実(厚生労働省関係)の執行状況は、表3のとおり、多数の待機児童がいるにもかかわらず、執行率が31.4%と低調となっていた。同県内の待機児童数の約8割を占めている名古屋市における保育所等の整備状況をみると次のとおりとなっていた。

すなわち、同市は19年度までは待機児童数が減少傾向にあったため、保育所等の整備は待機児童数の動向を見ながら実施することにしてきたが、20年度以降待機児童数が増加に転じたことから、潜在的な保育ニーズを考慮した保育所等の整備を実施することとした。しかし、保育所の整備には、同市における事業計画の決定や安心子ども基金等の予算の確保に時間を要したり、社会福祉法人等の事業者においても事業計画の策定から用地の確保、施設整備等保育所等の開設に至るまでには2、3年程度の期間を要したりすることから、同市での保育所整備は22年度の後半以降に集中して行われることになった。

このことから、22年度末までに保育所緊急整備事業により整備された保育所数は、新設4か所(定員増加数計330人)、改修等3か所で、これらに係る執行済額は6億余円(金額には23年度に繰り越した新設5か所を含む。同県全体の執行済額は21億余

円)であったが、22年度後半以降は、集中して保育所整備に着手しており、23年度末には相当数の定員の増加が見込まれている。

なお、本事業の事業実施期限は、23年度末まで延伸することとなったが、そのことが市町村に周知されたのは、22年12月になってからであり、市町村は23年度における国の財政支援策が不透明な状況で同年度の予算を編成することを余儀なくされていた。

c 認可保育所の定員増加状況

保育所緊急整備事業による私立保育所の整備状況はa及びbのとおりとなっていたが、18都道府県における18年度から22年度までの間の認可保育所の施設数及び定員数の増減の推移をみると、表5のとおり、19年度から21年度にかけては施設数、定員数共に増加が鈍化傾向を示しており、20年度は過去5年間で最低の伸び、21年度は18年度と同程度となっていた。そして、「新待機児童ゼロ作戦」により集中的に整備するとしていた重点期間の最終年度に当たる22年度になってから増加する傾向が顕著になったものの、当初計画よりも受入体制の整備が遅延している状況となっていた。

表5 18都道府県における年度別の認可保育所の整備状況 (単位：箇所、人)

年度	施設数		定員数	
	総数	増加数	総数	増加数
平成18	12,622	143	1,214,755	19,058
19	12,765	76	1,233,813	11,960
20	12,841	51	1,245,773	9,527
21	12,892	142	1,255,300	20,798
22	13,034	273	1,276,098	34,646
23	13,307	—	1,310,744	—

注(1) 各年度における施設総数及び定員総数は当該年度の4月1日現在の値であり、施設増加数及び定員増加数は当該年度内に増加した値である。

注(2) 幼保連携型及び保育所型の認定こども園を含む。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けるなどした岩手、宮城、福島、茨城各県を除く43都道府県における認可保育所の定員数は、20年の約200万人(4月1日現在)から23年の約207.9万人(同)へと約7.8万人増加したが、入所希望児童数がこれを上回ったため、待機児童数は20年の17,743人から23年の24,341人と6,598人増加することになった。

(ウ) 認定こども園整備等事業の実施状況等

保育サービス等の充実に係る事業のうち、認定こども園整備等事業は認定こども園整備事業と認定こども園事業費から成っている。認定こども園整備事業の内容は幼保連携型の幼稚園部分、保育所型の幼稚園機能部分及び幼稚園型の保育所機能部分に係る新設、修理等となっており、認定こども園事業費の内容は保育所型の幼稚園機能部分及び幼稚園型の保育所機能部分に関する事業費となっている。そして、両事業とも、保育所型及び幼稚園型については、幼保連携型への移行を促進するため、幼保連携型への移行が条件となっていた。

両事業の18都道府県管内の850市町村における22年度末の実施状況をみると、表6のとおり、実施市町村数、箇所数等が著しく少なくなっていた。

表6 18都道府県管内の850市町村における認定こども園整備等事業の実施状況等
(単位：箇所、百万円)

事業内容	実施市町村数	箇所数	執行済額
厚生労働省 認定こども園整備事業	4	10	173
認定こども園事業費	10	11	32
文部科学省 認定こども園整備事業	20	23	1,182
認定こども園事業費	7	11	14
計			1,403

これは、幼保一体型施設等に関する国の保育施策が定まっていないことなどから、地方公共団体や社会福祉法人等の事業者が積極的に事業に参加しづらいことや、上記のとおり、保育所型及び幼稚園型の認定こども園は一定期間内に幼保連携型への移行が条件となっていて、移行する計画のない事業者等は安心こども基金を利用することができないことなどが影響していると思料される。

なお、文部科学省及び厚生労働省によれば、23年4月1日現在の全国の認定こども園の認定数は、前記2,000か所以上の目標に対して762か所と約38%にとどまっていた。

(エ) 保育サービス等の充実に係るその他の事業の実施状況等

保育サービス等の充実に係る事業には、前記のとおり、保育所等整備事業のうちの賃貸物件による保育所整備事業、広域的保育所利用事業、家庭的保育改修等事業等がある。

これらの事業の18都道府県管内の850市町村における22年度末の実施状況をみると、表7のとおり、賃貸物件による保育所整備事業は、土地の取得等が困難な都市部において多数実施されていたが、他の2事業については、実施している市町村、箇所数共に著しく少なくなっていた。

表7 18都道府県管内の850市町村における保育サービス等の充実に係るその他の事業の実施状況等
(単位：箇所、百万円)

事業内容	実施市町村数	箇所数	執行済額
賃貸物件による保育所整備事業	70	223	2,847
広域的保育所利用事業	11	18	94
家庭的保育改修等事業	13	119	76
計			3,018

これは、安心こども基金による事業の実施期限が当初22年度末に設定されており、実施期限以降は当該各事業に係る経費を地方公共団体が自ら全額負担しなければならないことから、積極的に取り組める状況になかったことなどによると思料される。

なお、国から財政支援を受けて実施している、保育士等の資格を有した保育者の居宅等において少人数の就学前児童を保育する家庭的保育事業の18都道府県管内の850市町村における実施状況をみると、同事業を実施している市町村数は23年4月

1日現在で34市町と著しく少なくなっており、定員数については1,509人となっていた。

イ 保育サービス等の充実以外の区分に係る事業の実施状況等

安心こども基金は、前記のとおり、保育サービス等の充実以外にもすべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充及び社会的養護の拡充の三区分別において事業を実施しており、三区分別に係る全都道府県への特例交付金の21年度の交付額は、区分等ごとに配分された額に全国に占める当該都道府県の18歳以下の児童数、高等技能訓練促進費の支給実績等の割合を乗じて得た額を基に算定するなどして、それぞれ501億余円、502億余円、145億余円となっている。

そして、18都道府県の22年度末における三区分別に係る事業の実施状況をみると、次のとおりであり、各区分に係る執行率別都道府県数及び全体執行率は表8のとおりであった。

表8 18都道府県における22年度末の保育サービス等の充実以外の区分に係る執行率別都道府県数及び全体執行率 (単位：箇所)

区 分	執行率別都道府県数					全体執行率
	0%超 25%未満	25%超 50%未満	50%超 75%未満	75%超 100%未満	100%超	
すべての子ども・家庭への支援	4	5	1	6	2	47.9%
ひとり親家庭等への支援の拡充	13	5	0	0	0	20.8%
社会的養護の拡充	9	5	3	1	0	31.6%

(注) 執行率は、平成21年度の基金造成時の造成額に対する22年度末時点の執行済額の割合であり、執行率が100%を超えている場合もある。

(ア) すべての子ども・家庭への支援

すべての子ども・家庭への支援に係る事業は、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する地方公共団体等を支援するものであるが、地方公共団体が実施した事業内容をみると、執行率の高い都道府県を含むほとんどの都道府県においては、保育所等の子育て支援施設における備品の購入等が執行済額の大半を占める結果となっており、新規事業を立ち上げた事例はあまり見受けられなかった。

執行率別都道府県数をみると、前記表8のとおり、執行率が100%を超える都道府県が見受けられる一方で、執行率が50%にも満たない都道府県も多く見受けられた。

(イ) ひとり親家庭等への支援の拡充

ひとり親家庭等への支援の拡充に係る事業は、母子家庭の母親が収入面、雇用条件面等でよりよい就労につき、経済的な自立を図れるようにすることを目的とした高等技能訓練促進費等事業等が対象となっている。

執行率別都道府県数をみると、前記表8のとおり、13都道府県で執行率が25%を下回り、全体執行率も20.8%と低調となっていた。

(ウ) 社会的養護の拡充

社会的養護の拡充に係る事業は、児童養護施設等の退所者等に対して適切な就業環境の確保や支援等を行うことで退所後の自立支援を図れるようにすることを目的とした児童養護施設の退所者等の就業支援事業等が対象となっている。

執行率別都道府県数をみると、前記表8のとおり、9県で執行率が25%を下回り、全体執行率も31.6%と低調となっていた。

このように、上記の三区分に係る各事業において、新規事業を立ち上げる地方公共団体が少なかったり、各事業の執行率が低調となっている都道府県が多かったりした理由は、実際に事業を実施する地方公共団体等に対する需要の調査等が十分でなかったこと、また、安心こども基金による事業には実施期限が設定されており、地方公共団体が各事業を立ち上げた場合、実施期限以降は当該各事業に係る経費を地方公共団体が自ら全額負担しなければならないことなどによると思料される。

(2) 地方公共団体における独自の財政支援による保育施策の実施状況

前記のとおり、安心こども基金を財源とする子ども・子育て支援に関する各種事業が実施されているが、保育需要の多い地方公共団体においては、国からの財政支援を受けることなく、独自の保育施策や財政支援により待機児童対策を実施しており、その中でも独自の保育基準に基づいて、認可外保育施設に対する財政支援等を積極的に実施している地方公共団体が多く見受けられる。このことから、18都道府県管内の850市町村における独自の保育施策の実施状況を調査したところ、表9のとおり、204市町村及び14政令指定都市において、計3,071か所に上る認可外保育施設に対し運営費等の助成を行うなどの財政支援を実施している状況となっていた。

表9 18都道府県管内204市町村及び14政令指定都市における独自の保育施策(認可外保育施設に対する運営費等の助成)の実施状況(平成21年度) (単位:箇所、千円)

都道府県名	実施市町村数	施設数	運営費助成額	整備費助成額	政令指定都市名	施設数	運営費助成額	整備費助成額	
北海道	18	57	466,002	—	さいたま市	89	1,280,031	—	
埼玉県	36	258	1,280,683	12,899	千葉市	59	444,504	—	
千葉県	4	45	135,775	47,391	横浜市	124	4,907,581	35,380	
東京都	51	1,354	19,962,299	2,036,244	川崎市	67	1,452,161	8,752	
	23区	23	1,061	15,340,492	1,729,305	相模原市	32	406,729	—
	市町	28	293	4,621,806	306,939	静岡市	10	42,468	—
神奈川県	16	72	475,414	1,383	浜松市	33	117,182	—	
静岡県	6	22	45,843	—	名古屋市	10	172,177	—	
愛知県	12	70	233,518	201	京都市	33	366,755	91	
京都府	3	14	61,085	—	大阪市	17	110,012	—	
大阪府	12	62	721,241	14,745	堺市	15	283,683	11,833	
兵庫県	6	29	265,126	1,644	神戸市	46	156,665	—	
鳥取県	2	7	3,350	—	岡山市	24	8,308	—	
岡山県	1	2	3,782	—	北九州市	11	46,733	—	
広島県	4	22	70,235	—	14政令市計	570	9,794,993	56,057	
徳島県	1	1	11,479	110	(218市町村)	3,071	33,954,960	2,172,298	
愛媛県	1	6	6,084	—	合計				
福岡県	4	13	13,968	476					
熊本県	4	6	7,161	1,144					
沖縄県	23	461	396,912	—					
都道府県計	204	2,501	24,159,966	2,116,240					

独自の保育施策の実施状況について、事例を参考として示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

東京都は、平成13年度から、国の保育基準の一部を緩和し、大都市の特性に着目した都独自の保育基準を設定して、その基準を満たす保育所を認証保育所として整備及び運営の支援を推進しており、23年4月1日現在における認証保育所の整備状況をみると、598か所、定員1万9千余人となっていて、都内の認可保育所(23年4月1日現在で1,800か所、定員18万余人)と同様に、都の保育施策の一翼を担っている。

しかし、認証保育所は国の保育基準を満たしていないことなどから、国からの財政支援の対象外とされており、都及び管内各市区町が運営に係る費用の一部について、それぞれ2分の1ずつを負担して事業者に助成を行っている状況である。

(3) 現在検討されている子ども・子育て支援対策

国は、新たな制度として25年度から段階的に実施することを目指している子ども・子育て新システム(以下「新システム」という。)の中で、待機児童対策や幼保一体型施設等の子ども・子育て支援対策に係る各種施策、財政支援等についての検討を進めており、都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童問題に対処するために、内閣総理大臣指示により22年10月に待機児童ゼロ特命チームを設置して、新システムの考え方を先取りした取組として、一部の地方公共団体に対して補助率のかさ上げや補助対象の拡充等を行い、施設の整備等を実施することとしている。そして、上記の取組の中で効果が期待できるものについては、新システムの中で全国展開を検討するなどとしている。

新システムに関しては、恒久財源を得て本格実施できるよう、23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、所要の法律案を国会に提出することとされ、この法律案を作成するために、新システムの制度設計に関して引き続き検討を進めているところである。

しかし、地方公共団体との協議が今後の検討課題になっていることなどもあり、地方公共団体等にとって利用しやすい制度となるのかは不透明な部分が多くなっている。

4 本院の所見

国及び地方公共団体は、喫緊の課題として、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく各種の待機児童対策等を実施してきており、その中で、国は安心こども基金を造成するための特例交付金を都道府県に対して交付するなどしている。

地方公共団体は安心こども基金等を財源として子ども・子育て支援対策を実施しているが、地方公共団体が計画的に事業を実施するためには基金の都道府県への交付時期が著しく遅かったこと、当初事業実施期限が22年度末と定められていて事業実施期間が実質2年と短かったこと、地域の実情等についての調査等を十分行わないまま資金が交付されたことなどから、22年度末において、認可保育所の定員数は増加しているものの、依然として多数の待機児童がいる市町村も多く存在し、また、認定こども園、家庭的保育等の保育サービスに係る事業についても十分な供給量の増加が図られていない状況となっている。文部科学省及び厚生労働省によれば、22年度補正予算において交付された安心こども基金については都道府県に要望調査を実施するなどしたとしているが、そのことが安心こども基金の執行率の上昇につながっていくか、また、認定こども園についても新システムに関する中間とりまとめにおいて幼保一体型施設に関する制度設計が示されたことから、そのことが今後の認定

こども園の認定件数の増加につながっていくかなどについては引き続き注視していく必要がある。

一方、待機児童をめぐっては、前記新システムの中で、子ども・子育て支援対策に係る各種施策、財政支援等についての検討を進める一方で、新システムの考え方を先取りした取組を実施することとしている。しかし、24年度の各種施策や財政支援は23年10月現在でも確定していない上、新システムの制度設計に関しては引き続き検討を進めることとされており、今後決定される具体的な制度が、地方公共団体等にとって利用しやすいものとなっていくかは不透明な部分が多くなっている状況である。

したがって、文部科学省及び厚生労働省において、地方公共団体等が計画的に事業を実施できるようにするために、今後の施策等を速やかに策定するとともに、地域の実情や資金需要等に基づき、交付時期や期間、必要額等を考慮した財政支援を行うことにより、希望する全ての人が子どもを預けて働くことができるよう多様な保育サービス等が十分に提供されることが必要である。

本院としては、子育て支援は社会全体で取り組み、着実な効果を上げる必要があることに鑑み、今後とも、子ども・子育て支援に係る事業の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

第3 株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に伴い預金保険機構が取得した資産等の処分及び回収状況並びに金融再生勘定の財務状況について

検査対象	内閣府(金融庁)、預金保険機構、株式会社整理回収機構(平成11年3月以前は株式会社整理回収銀行)
会計名	一般会計
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)等、一般会計予算(平成11年度～22年度)
事業の概要	株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の株式売買契約に基づき預金保険機構が実施した措置並びに両銀行の特別公的管理の終了に伴い同機構が取得した資産等の処分、回収等を行う業務
処分、回収等の対象となる資産	(1) 株式売買契約に基づき預金保険機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式 2兆9396億円(平成11年度～17年度) (2) 瑕疵担保条項に基づき預金保険機構が引き取った貸出関連資産 1兆2226億円(平成12年度～17年度) (3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条の規定に基づき株式会社整理回収機構が預金保険機構の委託を受けて買い取った資産 3557億円(平成11年度～17年度)
金融再生勘定の欠損金の額	2878億円(平成22年度末)

1 検査の背景

(1) 検査の背景

国は、預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。)等に基づき、金融システムの安定化のための各種施策を預金保険機構及び株式会社整理回収機構(平成11年3月以前は株式会社整理回収銀行。以下「整理回収機構」という。)を通じて公的資金を投入して実施してきた。そして、上記各種施策の実施に伴い、預金保険機構及び整理回収機構は多額の株式や貸出金債権等の資産を取得し、現在もその処分、回収等を行っている。

(2) 特別公的管理の実施及びその終了に係る措置

株式会社日本長期信用銀行(以下「日本長期信用銀行」という。)は10年10月に、また、株式会社日本債券信用銀行(以下「日本債券信用銀行」という。)は同年12月に、それぞれ金融再生法^(注1)に基づき特別公的管理銀行となり、預金保険機構が両銀行の全株式を対価0円で取得した。この株式には、整理回収機構が、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号。以下「金融機能安定化法」という。)に基づいて両銀行から引き受けて保有していた優先株式(以下「安定化法優先株式」という。)が含まれており、これにつ

いては、整理回収機構に当該株式に係る損失(1900億円)が生じたことから、預金保険機構はその損失の補填を行った。

(注1) 特別公的管理 銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合等であつて、当該銀行の営業譲渡等が行われることなく解散等が行われる場合には、我が国の金融機能又は地域経済活動等に極めて重大な障害が生ずるおそれがあり、これらを他の方法によっては回避することができないと認められるときに実施される措置

ア 特別公的管理期間中に実施された措置

金融再生委員会は、金融再生法に基づき、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の資産の内容を審査し、両銀行が保有し続ける資産として適当である資産(以下「適資産」という。)と、保有し続ける資産として適当でない資産(以下「不適資産」という。)とに区分した。このうち不適資産については、整理回収機構が預金保険機構の委託を受けて両銀行の8兆0193億円(簿価)の不適資産を1兆1798億円で買い取った。また、預金保険機構は、預金者等の保護のため、両銀行に対して6兆3764億円の金銭の贈与を行い、その財源の一部には同機構に交付された国債の償還額6兆1904億円が充てられた。さらに、同機構は、金融再生法に基づき、両銀行の特別公的管理期間中に適資産から生ずるなどした損失に対して4500億円の補填(以下「特別公的管理銀行損失補填金」という。)等を行った。

イ 特別公的管理の終了

預金保険機構は、12年2月に日本長期信用銀行及びニュー・LTCB・パートナーズ・C.V.との三者間で、また、同年6月に日本債券信用銀行及びソフトバンク株式会社等を中心とする出資グループとの三者間で、両銀行それぞれの株式の譲渡に係る契約(以下「株式売買契約」という。)を締結した。そして、同機構は、同年3月及び9月に、株式売買契約に基づき、両銀行の普通株式を各買主に対してそれぞれ10億円及び10億円で譲渡した。これにより、両銀行の特別公的管理が終了した。

ウ 特別公的管理の終了に伴い実施された措置

上記のほか、株式売買契約に基づき、以下の措置が執られた。

(ア) 預金保険機構は、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行が保有していた株式(以下「特別公的管理銀行保有株式」という。)について、両銀行の譲渡後、短期間に市中売却される懸念があったため、このうち、両銀行が営業上必要とした株式について、その一部を除き両銀行から買い取った(買取りが終了した17年度までの買取額累計2兆9396億円)。

同機構が買い取った特別公的管理銀行保有株式については、原則として特別公的管理終了後5年間、株式売買契約に基づく所定の信託銀行に信託され(以下、信託した株式を「信託株式」という。)、この信託期間中は、両銀行は同機構から信託株式を買い戻すことが可能とされる一方、同機構は両銀行の承認を得ずに信託株式を処分してはならないとされた。そして、信託株式は、信託期間の満了に伴い17年3月から順次同機構へ移管され、18年8月までに全て同機構に移管された。

(イ) 預金保険機構は、株式売買契約の瑕疵担保条項において、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行に対して貸出関連資産を譲渡したものとみなすこととされた。

そして、同機構は、同条項に基づき、所定の期限までに瑕疵^(注2)があることが判明し、

かつ当初価値(両銀行それぞれの株式譲渡時点の簿価から同時点の貸倒引当金を控除した額)から2割以上の減価が認められた貸出関連資産を当初価値相当額で引き取った(以下、同機構が引き取った貸出関連資産を「瑕疵担保資産」という。引取りが終了した17年度までの支払額累計1兆2226億円)。

(注2) 瑕疵 貸出関連資産に関し、金融再生委員会が適資産と判定した根拠について、変更が生じ又は真実でなくなったことが判明したことをいう。

(ウ) 預金保険機構は、特別公的管理銀行保有株式のうち含み益のある銘柄の一部の買取りを特別公的管理終了後に行い、これにより生じた売却益の一部が、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の自己資本の増強(日本長期信用銀行2500億円、日本債券信用銀行850億円)に充当された。また、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号。以下「金融機能早期健全化法」という。)に基づく資本増強措置として、整理回収機構が、優先株式(日本長期信用銀行2400億円、日本債券信用銀行2600億円。以下、これらを「早健法優先株式」という。)を引き受けて、これを保有するとともに、安定化法優先株式については、預金保険機構が、その一部を継続保有し、残りの株式は無償消却された。^(注3)

そして、安定化法優先株式及び早健法優先株式(以下、これらを合わせて「安定化法優先株式等」という。)の時価総額が、日本長期信用銀行については5000億円、日本債券信用銀行については3550億円を超えている場合には、日本長期信用銀行の買主であるニュー・LTCB・パートナーズ・C.V.又は日本債券信用銀行の主要な買主であるソフトバンク株式会社、オリックス株式会社及び東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)は同機構にその売却を要請できることとする条項が設けられた。^(注4)これは、国会における政府の答弁において、両銀行に投入された公的資金の返済に関する考え方として、特別公的管理銀行保有株式の売却益を両銀行の自己資本に充当した金額と早健法優先株式による資本増強額とを合わせた金額におおむね相当する額を確保する趣旨で定められたものであるとされている(以下、この額を「確保目標額」という。)

(注3) 安定化法優先株式等が普通株式となった場合でも、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行における預金保険機構及び整理回収機構の株式保有割合が3分の1未満になるように行われたもの

(注4) 日本長期信用銀行の買主及び日本債券信用銀行の主要な買主は、いずれも既に所有する株式を第三者に譲渡しており、預金保険機構との間で当該条項に基づく権利を行使しない旨の文書を取り交わしている。

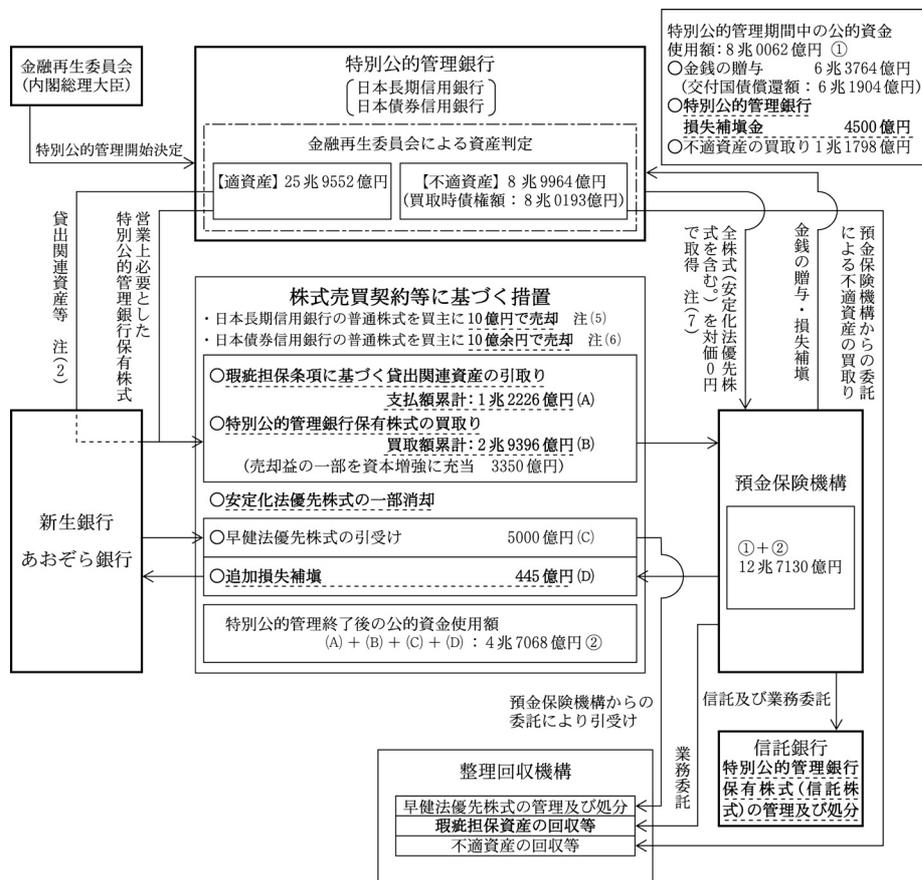
(注5) 平成12年5月15日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、16年2月24日衆議院予算委員会及び同年3月17日参議院予算委員会における、国が保有する優先株式に関する政府の答弁

そして、預金保険機構は、移管された信託株式の管理については日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託するとともに、上場株式の市場売却等の処分については三井アセット信託銀行株式会社(現中央三井アセット信託銀行株式会社。以下「処分業務受託会社」という。)に委託するなどして処分を行っている。また、瑕疵担保資産については、整理回収機構に委託して回収等を行っている。

なお、日本長期信用銀行は12年6月に株式会社新生銀行(以下「新生銀行」という。)に、また、日本債券信用銀行は13年1月に株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」という。)にそれぞれ行名を変更した。

これら特別公的管理期間中及び特別公的管理終了後に投入された主な公的資金の状況は、図1のとおりである。

図1 特別公的管理期間中及び特別公的管理終了後に投入された主な公的資金の状況



- 注(1) 金額は平成22年度末時点
 注(2) 特別公的管理銀行保有株式の一部を含む。
 注(3) 金融再生委員会の資産判定の金額は、公表資料による億円単位の金額を合計したもの
 注(4) 太字は金融再生勘定で経理されているもの
 注(5) 買主はニュー・LTCB・パートナーズ・C.V.
 注(6) 買主はソフトバンク株式会社、オリックス株式会社及び東京海上火災保険株式会社を中心に構成される出資グループ
 注(7) 安定化法優先株式の取得に際して、整理回収機構に対し、1900億円の損失の補填を行っている。

(3) 健全金融機関等からの資産の買取り

預金保険機構は、金融再生法第53条の規定に基づき、11年度以降、健全金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置を実施した。この措置は、17年3月末までに買取りの申込みなどがなされた貸出金債権等の資産を対象として実施され、当該資産の買取り、管理、回収等の業務は、整理回収機構が預金保険機構の委託を受けて実施している(以下、整理回収機構が買い取った資産を「53条買取資産」という。買取りが終了した17年度までの買取額累計3557億円)。

当該買取りのために必要な資金は、預金保険機構が整理回収機構に貸し付けるなどしており、整理回収機構は、毎年度、53条買取資産の回収等により生じた収益の合計額から費用の合計額を控除した残額を預金保険機構に納付金として納付することとされている。また、費用の合計額が収益の合計額を超える場合には、その超える金額の範囲内で、預金保険機構がその損失の補填を行うことができることとされている。

(4) 預金保険機構の金融再生勘定

預金保険機構は、(2)及び(3)の業務のうち金融再生法に基づく業務を金融再生勘定で経理している。また、同勘定では、10年10月の金融機能安定化法の廃止に伴い、同法に基づき引受けなどを行った優先株式等の処分等の業務を経理していた金融危機管理勘定の資産及び負債を引き継いでおり、当該業務については整理回収機構が預金保険機構の委託を受けるなどして実施している。

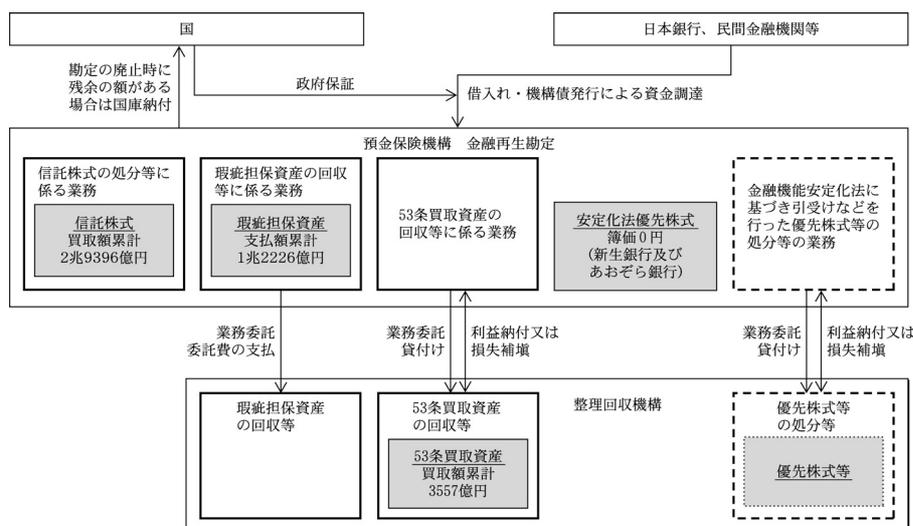
金融再生勘定には資本金がなく、同勘定で経理している業務に必要な資金は、政府保証が付された借入れ及び預金保険機構債(以下「機構債」という。)の発行による有利子負債で賄っているが、同勘定は、設置された10年度以降引き続き欠損金を計上しており、その額は22年度末で2878億円となっている。

そして、同機構は、金融再生法等の規定に基づいて実施している業務の終了に伴って同勘定を廃止することとなるが、金融再生法には、同勘定の廃止時において、剰余金がある場合には国庫に納付する規定がある一方、欠損金がある場合の欠損金の処理についての規定はない。なお、国会において金融再生勘定の廃止時に欠損が生じている場合には適切な^(注6)予算措置が講じられる旨の政府の答弁がなされている。

(注6) 平成12年4月14日衆議院大蔵委員会及び同月28日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会における、金融再生勘定の廃止時に欠損が生じている場合の処理に関する大蔵政務次官(当時)の答弁

同勘定において経理されている主な業務の枠組みについて、18年度以降の状況を示すと、図2のとおりである。

図2 金融再生勘定において経理されている主な業務の枠組み(平成18年度以降)



注(1) 金融機能安定化法に基づき引受けなどを行った優先株式等の処分等の業務は、平成18年7月に完了しており、同月以降、整理回収機構は、金融機能安定化法に基づく優先株式等を保有していない。

注(2) 網掛けの部分は、資産の保有状況を示す。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、これまでに、11、13、16及び18各年度の決算検査報告において、日本長期信用銀行又は日本債券信用銀行に係る特別公的管理及びその終了に伴い実施された措置、預金保険機構の金融再生勘定の財務状況等について掲記してきたところである。このうち、平成18年度決算検査報告においては、同勘定には特別公的管理の実施等により多額の欠損金が生じており、信託株式の含み益の額が減少しているなどの状況を考慮すると、株式市場の動向等にもよるが、今後の同勘定の財務内容については必ずしも楽観視できる状況にはないものと思料されることなどを記述している。

そこで、本院は、23年次の検査においては、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックに伴う急激な株価下落が我が国の金融や実体経済に影響を与えていること、瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収が進捗していることなどの状況を踏まえて、平成18年度決算検査報告以降の状況の推移に着目し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、以下の点に着眼して検査した。

ア 信託株式の処分はどの程度進捗しているか、それらの処分等は適切に実施されているか。また、信託株式の処分等に係る損益及び現在保有している信託株式の状況はどのようになっているか。

イ 瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等はどの程度進捗しているか、それらの回収等は適切に実施されているか。また、現在保有している瑕疵担保資産及び53条買取資産の状況はどのようになっているか。

ウ 金融再生勘定において経理している業務ごとの損益や、同勘定の損益構造及び資産構成はどのようになっているか。また、同勘定の欠損金は着実に縮小しているか、今後、新たな国民負担が生ずるおそれはないか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構等から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、金融庁、預金保険機構、整理回収機構等において、金融再生勘定で経理している業務の実施状況に係る各種資料等により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 信託株式の処分等の実施状況

ア 信託株式の処分に係る方針

預金保険機構は、信託株式が同機構に全て移管され、市場売却等による処分を開始するのに先立ち、18年4月に、「旧特別公的管理銀行から買い取った株式(信託株式)の処分に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、これに従って、信託株式の処分を進めることとした。

基本方針では、信託株式の処分に係る原則として、①国民負担の最小化及び②市場への影響の極小化が掲げられている。

このうち国民負担の最小化に関しては、基本方針の策定当時において信託株式に評価益が生じている状況であったことを踏まえ、処分開始から完了までの通算の損益で黒字を確保した上で、市場実勢を反映した利益を確実に回収する形で売却を進めることとされている。

また、市場への影響の極小化に関しては、個別銘柄ごとに処分量の分散を図るほか、相場の動向に応じた処分量の調整、自己株式の買取りなどの市場への影響の小さいとされる処分方法の活用を行うこととされている。

そして、処分期間は、処分開始からおおむね10年を目途とするとされている。

その後、同年8月には、処分業務受託会社が決定したことを受け、基本方針を踏まえて、信託株式の種類ごとの処分に係る対応を対外的に示した「旧日本長期信用銀行及び旧日本債券信用銀行から買取った株式の処分に係る今後の対応について」を公表したが、その主な内容は以下のとおりである。

- ① 上場株式の処分委託に当たっては、国民負担の最小化の観点から、最終的な回収額が最大化するよう努めるとともに、おおむね10年を目途として処分時期の分散を図りつつ、市況低迷時に売却を抑制するなど市場への影響の極小化を図ること
- ② 非上場株式については、当面は預金保険機構において、公正な価格により適切かつ円滑に処分を進めること
- ③ 公的資本増強行(公的資金により資本の増強を受けた金融機関)の上場株式については、資本増強により引き受けた優先株式等が当該行により完済されるまで基本的に処分は行わないこと

イ 信託株式の処分状況

信託株式の処分状況について18年度以降の推移を示すと、表1のとおり、売戻し(新生銀行及びあおぞら銀行に対するもの。以下同じ。)、売却等の金額に株式の発行会社が法的整理されたことに伴う直接償却等の金額を加えた金額(以下「処分額」という。)は、18年度には2762億円であったが、翌年度以降は減少を続け、22年度には24億円にまで減少した。そして、処分開始前の17年度末の残高に対する22年度末の残高の割合は、81.4%となっている。

表1 信託株式の処分状況の推移(平成18年度以降) (単位:億円)

事項	年度	平成11~17	18	19	20	21	22	18~22(累計)	11~22(累計)
買取額		29,396	該当なし						29,396
売戻し・売却等(A)		9,949	2,752	651	86	23	22	3,536	13,485
直接償却等(B)		260	10	0	1	5	2	19	280
処分額(A+B)		10,209	2,762	651	88	29	24	3,556	13,765
各年度末残高(C)		19,186	16,424	15,773	15,684	15,655	15,630		
17年度末残高に対する(C)の割合		100%	85.6%	82.2%	81.7%	81.5%	81.4%		

注(1) 金額はいずれも簿価

注(2) 「売戻し」については、平成18年度までに全ての信託株式が移管されているため、19年度以降の実績はない。

これらの状況を上場株式及び非上場株式の別に示すと以下のとおりである。

(ア) 上場株式

預金保険機構は、上場株式の市場売却を18年12月に開始しているが、上場株式の処分状況について、18年度以降の各年度の推移をみると、表2のとおり、処分額は

19年度以降年々減少しており、特に市場売却は、21年度以降、監理銘柄又は整理銘柄となった株式を除いて実績がない。そして、17年度末の残高1兆8312億円に対して18年度から22年度までの処分額の累計は3302億円であり、信託株式の移管の完了から4年7か月経過した22年度末の残高1兆5010億円は、17年度末の残高に対する割合で81.9%となっている。

表2 上場株式の処分状況の推移(平成18年度以降) (単位:億円)

事項	年度	平成11~17	18	19	20	21	22	18~22(累計)	
買取額		28,194	該当なし						
売戻し・売却等	(A)		2,609	629	81	△16	△1	3,302	
売戻し			33	該当なし					33
市場売却			206	397	54	3	—	661	
市場以外での売却等	注(2)		2,369	232	27	△19	△1	2,606	
直接償却等	(B)		—	—	—	—	—	—	
処分額(A+B)			2,609	629	81	△16	△1	3,302	
各年度末残高	(C)	18,312	15,703	15,073	14,991	15,008	15,010		
17年度末残高に対する(C)の割合		100%	85.7%	82.3%	81.8%	81.9%	81.9%		

注(1) 金額はいずれも簿価

注(2) 発行会社申出による公開買付け、自己株式取得、発行会社の指定する第三者への株式売却等である。

注(3) 平成11年度から17年度までの売戻し・売却等及び直接償却等の金額については、表1における計数の上場株式と非上場株式との区分が困難であるため、空欄としている。

注(4) 「市場以外での売却等」欄において、マイナス(△)表示の計数が生じているのは、株式交換又は新規上場により、非上場株式が上場株式となったことによる。

注(5) 各年度の残高には公的資本増強行の上場株式に係る金額が含まれている(平成22年度末の残高590億円。17年度末残高に対する割合28.6%)。

このように処分額が減少しているのは、19年度以降、サブプライム・ローン問題の影響を受けて株式市場が低迷したこと、さらに、リーマン・ショックに伴う急激な株価下落が我が国の金融や実体経済に影響を与えたことから、政府の方針を踏まえて、20年10月以降、市場売却を停止したこと(監理銘柄又は整理銘柄となったことにより以後市場での売却が困難となる株式に係る取引等の例外的な取引を除く。)が大きな要因となっている。

同機構は、基本方針において、上場株式の処分完了の目途が処分開始後10年とされているのは、市場への影響を最小化するため、上場株式の売却が短期間に集中しないよう取引を平準化することを図ったものであるとしている。そして、上場株式の中には、日々の取引量が少ないなどの理由により、市場への影響を考慮して売却に長期間を要する株式も含まれている。

これらの状況を考慮すると、上場株式については、処分が順調に進捗しているとはいえない状況となっている。

(イ) 非上場株式

基本方針では、非上場株式については、上場株式に比べて信用リスクも大きいと考えられることなどから、預金保険機構が自ら非上場株式の発行会社及びその関連先を中心に買取りを働きかけて、5年で処分完了することを目途として処分を進めることとされている。

同機構では、これを踏まえて、非上場株式の処分については専任の担当者を置き、自己株式の取得等を検討しているなど株式の処分可能性が高い発行会社や1株当たりの簿価純資産価額(発行会社の貸借対照表上の純資産額を発行済株式数で除して算出した額)が1株当たりの取得価額を上回っていて売却時に損失の発生する可能性の少ない株式の発行会社を優先的に選定するなどして、売却交渉を行うこととしている。

非上場株式の処分状況について、18年度以降の各年度の推移を示すと、表3のとおり、17年度末の残高874億円に対して18年度から22年度までの5年間の処分額の累計は254億円であり、22年度末の残高620億円は、17年度末の残高に対する割合で70.9%となっている。

そして、非上場株式については、処分完了の目途が5年とされていることを考慮すると、当初の想定どおりには処分が進捗していない状況となっている。

表3 非上場株式の処分状況の推移(平成18年度以降) (単位:億円)

事項	年度	平成 11~17	18	19	20	21	22	18~22 (累計)	
買取額		1,202	該当なし						
売戻し・売却等	(A)		142	21	5	40	24	234	
売戻し			15	該当なし					15
市場以外での売却等	注(2)		126	21	5	40	24	218	
直接償却等	(B)		10	0	1	5	2	19	
処分額(A+B)			152	22	6	46	26	254	
各年度末残高	(C)	874	721	699	692	646	620		
17年度末残高に対する(C)の割合		100%	82.5%	80.0%	79.2%	73.9%	70.9%		

注(1) 金額はいずれも簿価

注(2) 発行会社申出による公開買付け、自己株式取得、発行会社の指定する第三者への株式売却等である。

注(3) 平成11年度から17年度までの売戻し・売却等、直接償却等の金額については、表1における計数の上場株式と非上場株式との区分が困難であるため、空欄としている。

同機構は、この理由について、非上場株式の発行会社は財務諸表を公表することとされておらず、経営実態の把握に時間を要すること、景気の長期低迷の影響により、特に中小企業においては、自己株式の買取資金を十分確保できない状況であったことなどによるとしている。

また、発行している株式が譲渡に際し取締役会等の承認が必要とされる譲渡制限株式となっている場合には、処分に時間を要することになる。さらに、発行会社を買取りを要請する場合、買取資金があったとしても、自己株式を買い取る利点が乏しければ、発行会社から買取りの意向が得られる可能性は低くなる。

そこで、同機構が非上場株式の管理のために発行会社ごとに作成している管理表(以下「管理表」という。)のデータを用いて、22年度末で保有している非上場株式の発行会社379社(管理表が作成されていない10社を含む。)について、株式の状況や売却交渉の実施状況等をみると、次のとおりとなっていた。

すなわち、譲渡制限の有無の状況を見ると、少なくとも224社(全体の59.1%)の株式が譲渡制限株式となっていた(このほか譲渡制限の有無が把握できないものが99社ある。)。そして、同機構が21年度中に発行会社に対して調査した自己株式の買取りに係る意向の有無の状況を見ると、買取りの意向があることが確認できたのは93社(全体の24.5%)にとどまっていた。また、発行会社を買取りの意向があったとしても、発行会社の買取額が簿価を下回っていれば、売却損が生ずることとなる。そこで、本院において、管理表のデータから銘柄ごとの評価額を算出し、これと銘柄ごとの簿価とを比較したところ、表4のとおり、評価額が簿価を下回って、処分により損失が生ずる可能性がある発行会社は143社(全体の37.7%)となっていた。

(注7) 非上場株式については預金保険機構の民間企業仮定貸借対照表(行政コスト計算書の添付書類)において、時価が算定されていないことから、同機構が平成22年度末までに入手した各発行会社の直近の財務諸表に基づき算出した1株当たりの簿価純資産価額に、保有株式数を乗じて算出した。

表4 発行会社に係る評価額と簿価の比較(平成22年度末)

	評価額が簿価を上回っているもの		評価額が簿価を下回っているもの		評価額が不明であるなどのもの(注)		計 (A+B+C) (D)
	(A)	割合(A/D)	(B)	割合(B/D)	(C)	割合(C/D)	
会社数	217社	57.2%	143社	37.7%	19社	5.0%	379社
評価額	562億円		143億円		—		—
簿価	350億円		265億円		—		—

(注) (C)欄の19社については、管理表が作成されていないなどのため、評価額が不明となっていたり、簿価が0円で評価額も純資産額がマイナスになっているため0円となって、簿価と評価額が同額となっていたりしているものである。このため(C)欄及び(D)欄の評価額と簿価を記載していない。

これに対して、同機構が22年度中に行った売却交渉等の実施状況を見ると、発行会社と売却交渉等を行ったのは、157社(全体の41.4%)となっていた。そして、21年度中に発行会社を買取りの意向を示していた93社のうち前記の評価額が簿価を上回っているのは57社であるが、このうち26社について、同機構は22年度中に売却交渉等を行っていない。また、評価額が簿価を上回っている217社のうち、売却交渉等を行っていないものが122社あった。

非上場株式については、流通市場がないことに加えて、前記のとおり、同機構だけでは対処が困難な面もあるが、同機構は、発行会社に対する売却交渉について、特に処分可能性の高い発行会社に対しては的確に行うとともに、より一層積極的かつ効率的に取り組む必要があると認められる。

ウ 信託株式の処分等に係る損益及び含み損益について

信託株式の業務については区分経理することとされていないことから、本院において、金融再生勘定の損益計算書から、信託株式に係る業務に直接関係すると考えられる収益及び費用を抽出して、信託株式に係る業務の損益を試算した。

試算に当たっては、資金運用収入、借入金利息・機構債利息等の資金調達に係る経費、一般管理費等の共通的な収益及び費用は試算から除いている。これらのうち、信託株式の買取りなどに要した資金に係る借入金利息・機構債利息等は、信託株式に係る業務に直接関係すると考えられるものの、預金保険機構の資金調達が勘定全体の資金繰りを勘案しながら行われていて、業務ごとの明確な区分が困難なことからこれを除いた。なお、借入金利息・機構債利息等と信託株式に係る業務の損益との関係については、(3)において後述する。

信託株式に係る業務の損益について試算した結果は、表5のとおり、11年度から22年度までの累計で見ると、収益は6163億円、費用は438億円となり、収益から費用を差し引いた利益は5724億円となっている。

18年度から22年度までの間の特徴としては、株式市場の低迷や市場売却の停止による処分額の減少に伴って売却益、売却損共に大幅に減少したこと、このため、市場売却を行っていない21及び22年度においては、配当金収入が135億円及び147億円となっていて、収益138億円及び158億円の大部分を占めていることが挙げられる。

次に、基本方針では、処分開始からの通算の損益で黒字を確保することとされているが、当該処分開始時期は明らかにされておらず、同機構においても22年度末における通算の損益を算定していない。そのため、仮に全ての信託株式について処分を開始した18年8月以降の信託株式の処分に係る差引損益の状況を見ると、22年度末までの通算で979億円の利益を計上しているものの、20年度以降は、上記の理由により損失を計上するか又は利益を計上しても少額にとどまっている状況である。

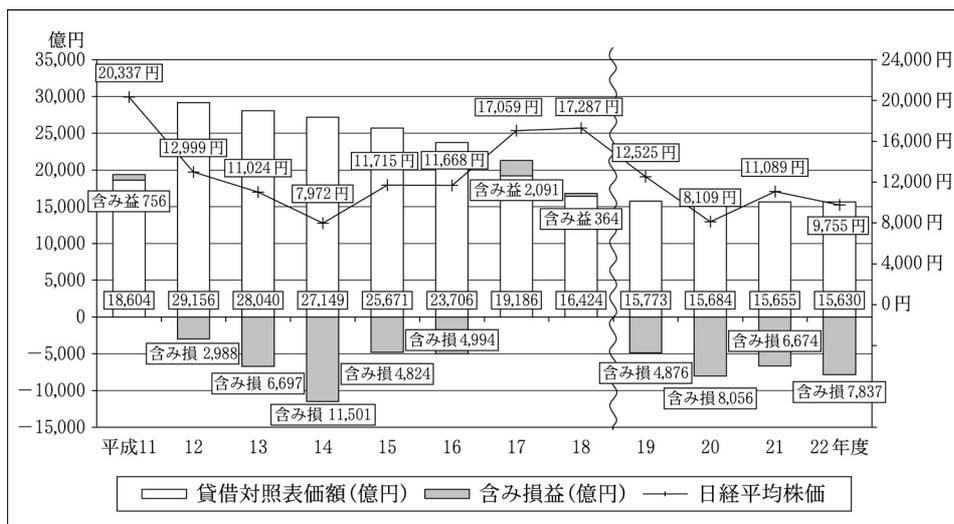
表5 信託株式の処分等に係る損益の状況 (単位：億円)

事項 \ 年度	平成 11~17	18	19	20	21	22	18~22 (累計)	11~22 (累計)
収益合計(A)	3,559	1,580	501	224	138	158	2,604	6,163
売却益(a)	2,383	1,351	290	22	3	10	1,678	4,062
配当金収入	1,175	229	210	201	135	147	925	2,101
費用合計(B)	140	122	115	31	17	11	298	438
売却損(b)	50	108	111	28	11	8	267	318
発行会社の破綻等による償却(c)	57	9	0	1	5	2	19	76
信託株式の管理、処分等に係る報酬等	32	3	3	2	1	1	11	44
差引利益(△)損失(A-B)	3,419	1,458	386	192	121	146	2,305	5,724
上記のうち18年8月以降の信託株式の処分に係る差引利益(△)損失(a-b-c)		820 (注)	179	△ 6	△ 13	0	979 (注)	

(注) 平成18年度については、18年8月以降計上分を抽出しているため、各欄を差し引いた金額とは一致しない。

そこで、今後、市場売却を再開した場合の損益の見通しを推定するため、信託株式を時価評価している同機構の民間企業仮定貸借対照表(行政コスト計算書の添付書類)等を用いて信託株式の含み損益等の状況を見ると、図3のとおり、18年度末では364億円の含み益が生じていたが、市場における株価の下落に伴い、22年度末では7837億円の含み損が生じている。

図3 信託株式の含み損益等の推移



(注) 日経平均株価は、各年度の3月末の終値

このように、信託株式の処分に関わる環境は、基本方針が策定された18年度当時から大きく変化しており、今後、市場売却を再開したとしても、株式市場が信託株式の含み損が解消する水準まで回復しない限り、これまでの通算の損益の黒字を維持しつつ株式の処分を大きく進めるのは困難な状況にあると認められる。

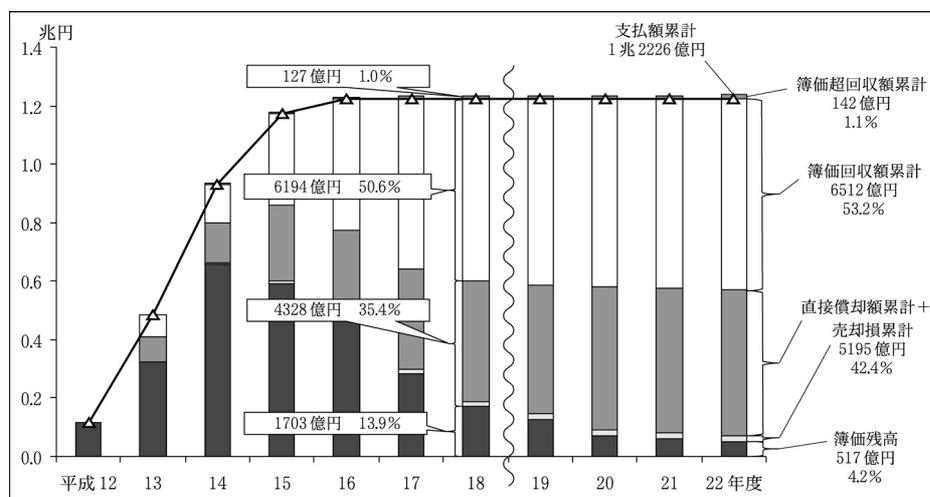
(2) 瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等の実施状況

ア 瑕疵担保資産の回収等の実施状況

瑕疵担保資産について、12年度から22年度までの簿価回収額等に係る累計の推移を示すと、図4のとおり、回収額のうち簿価を上回った金額(以下「簿価超回収額」という。)の累計は142億円であるのに対して、債務者の法的整理による清算が終了するなどの一定の要件を満たしたことに伴う直接償却の額の累計と売却損累計の合計は5195億円となっていて、大幅に簿価を下回る回収状況となっている。

なお、このように、多額の直接償却等が生じている理由として、瑕疵担保資産については、当初価値から2割以上の減価が認められた貸出関連資産を当初価値相当額で引き取ったことが挙げられる。

図4 瑕疵担保資産の簿価回収額等に係る累計の推移(平成12年度～22年度)



(注) 各割合は、支払額累計に対する平成18年度末及び22年度末の簿価残高及び各累計額の割合を示している。

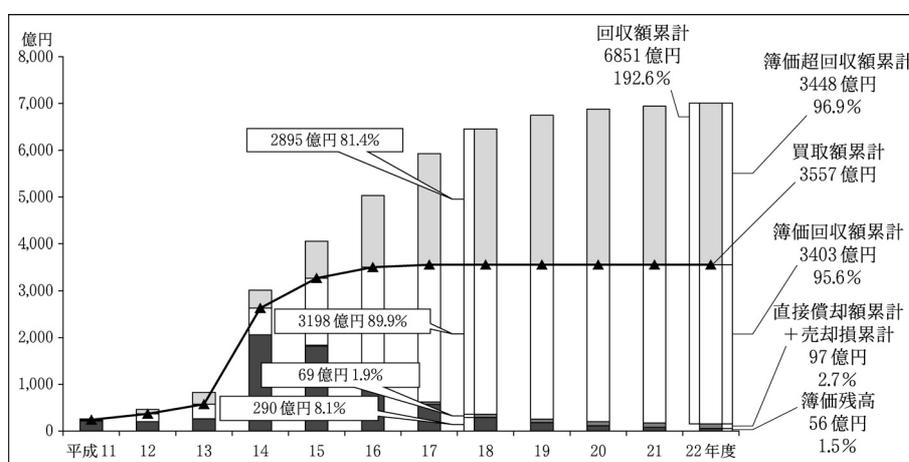
また、18年度末の簿価ベースの残高(以下「簿価残高」という。)は1703億円であったが、22年度末の簿価残高は517億円となり、支払額累計に対する簿価残高の割合は13.9%から4.2%にまで低下した。

そして、簿価残高の減少に加えて、22年度末の簿価残高の63.2%に相当する貸倒引当金が計上されていることからみて、今後回収可能な瑕疵担保資産は少なくなっていると考えられる。

イ 53条買取資産の回収等の実施状況

整理回収機構が行っている53条買取資産の回収等について、11年度から22年度までの簿価回収額等に係る累計の推移を示すと、図5のとおり、22年度末においては回収額累計は6851億円で買取額累計の3557億円を大幅に上回る状況となっており、回収率は192.6%となっていて大幅に簿価を上回る回収状況となっている。

図5 53条買取資産の簿価回収額等に係る累計の推移(平成11年度～22年度)



(注) 各割合は、買取額累計に対する平成18年度末及び22年度末の簿価残高及び各累計額の割合を示している。

また、18年度末の簿価残高は290億円であったが、22年度末の簿価残高は56億円となり、買取額累計に対する簿価残高の割合は8.1%から1.5%にまで低下した。

そして、簿価残高の減少に加えて、53条買取資産に係る過去3か年度の簿価超回収額が、20年度130億円、21年度62億円、22年度64億円と減少傾向で推移していること、22年度末の簿価残高の35.4%に相当する貸倒引当金が計上されていることからみて、瑕疵担保資産と同様に今後回収可能な53条買取資産は少なくなっていると考えられる。

なお、預金保険機構は、53条買取資産の買取資金を整理回収機構に貸し付けており、整理回収機構から53条買取資産の回収に応じて返済を受けていることから、当該貸付金の状況を見ると、22年度末の残高は60億円となっている。

(3) 金融再生勘定の財務状況

ア 金融再生勘定における損益の状況

(ア) 業務ごとの損益の試算

1(4)のとおり、金融再生勘定では、22年度末で2878億円の欠損金が計上されている。一方、同勘定で経理している信託株式、瑕疵担保資産、53条買取資産等に係る各種業務については勘定内で区分経理することとされていない。そこで、本院におい

て、欠損金の生じた要因と同勘定の損益構造を分析するため、信託株式と同様の手法により、18年度以降も実施されている主な業務ごとの損益を試算した。

試算に当たっては、同勘定の収益及び費用を、①信託株式、②瑕疵担保資産、③53条買取資産、④金融機能安定化法の廃止に伴い金融危機管理勘定から引き継いだ優先株式等(以下「金融危機管理勘定引継資産」という。)に係る各業務ごとに抽出したほか、これら以外の業務に係る収益及び費用並びに共通的な収益及び費用(以下、これらの収益を合わせて「その他の収益」といい、これらの費用を合わせて「その他の費用」という。)を⑤その他の損益とした。

上記の試算の結果は、表6のとおりであり、22年度までの損失累計2879億円の内訳をみると、利益を計上しているのは、信託株式に係る業務5724億円、53条買取資産に係る業務3168億円、金融危機管理勘定引継資産に係る業務8億円となっており、一方、損失を計上しているのは、瑕疵担保資産に係る業務5315億円となっている。また、その他の損益は6465億円の損失となっているが、その主な要因は、特別公的管理銀行損失補填金4500億円を計上したことによるものである。

表6 金融再生勘定の事項別損益内訳 (単位：億円)

事項		年度	平成18	19	20	21	22	10~22 (累計)
①信託株式	収 益		1,580	501	224	138	158	6,163
	(信託株式売却益)		(1,351)	(290)	(22)	(3)	(10)	(4,062)
	(信託株式配当金)		(229)	(210)	(201)	(135)	(147)	(2,101)
	費 用		122	115	31	17	11	438
	差引利益(△)損失(A)		1,458	386	192	121	146	5,724
②瑕疵担保資産	収 益		33	15	5	4	14	279
	(瑕疵担保資産回収益)		(24)	(0)	(2)	(0)	(9)	(164)
	費 用		△ 100	△ 69	△ 7	9	△ 15	5,595
	(貸倒引当金繰入損)注(1)		(△ 848)	(△ 348)	(△ 525)	(△ 21)	(△ 61)	(327)
	(債権償却損・債権売却損)		(745)	(277)	(515)	(29)	(45)	(5,198)
	差引利益(△)損失(B)		134	85	13	△ 5	29	△ 5,315
③53条買取資産	収 益		815	546	298	121	56	3,253
	(整理回収機構納付金)		(810)	(544)	(296)	(120)	(55)	(3,219)
	費 用		—	—	—	—	—	85
	差引利益(△)損失(C)		815	546	298	121	56	3,168
④金融危機管理勘定引継資産	収 益		52	671	11	2	2	1,875
	(整理回収機構納付金)		(39)	(659)	(0)	(—)	(—)	(1,471)
	費 用		0	—	—	—	—	1,866
	(整理回収機構損失補填金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1,865)
	差引利益(△)損失(D)		51	671	11	2	2	8

(単位：億円)

事項		年度	平成 18	19	20	21	22	10～22 (累計)
⑤その他 の損益	その他の収益 注(2)		6	3	1	0	0	204
	その他の費用 注(3)		385	165	372	146	116	6,670
	(特別公的管理銀行損失 補填金)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4,500)
	(借入金利息・機構債利 息)		(133)	(141)	(147)	(132)	(103)	(1,556)
	差引利益(△)損失(E)		△ 378	△ 162	△ 370	△ 145	△ 116	△ 6,465
差引利益(△)損失(A)～(E)の合計(F)			2,081	1,528	145	94	118	△ 2,879 注(4)
欠損金(△)			△ 4,764	△ 3,236	△ 3,091	△ 2,997	△ 2,878 注(4)	
欠損金対前年度増(△)減			△ 30.4%	△ 32.0%	△ 4.4%	△ 3.0%	△ 3.9%	

注(1) 貸倒引当金繰入損については、貸倒引当金繰入額から貸倒引当金戻入額を控除して算出している。

注(2) その他の収益：特別公的管理銀行貸付金利息、同株式売却益、有価証券利息、有価証券償還益等

注(3) その他の費用：特別公的管理銀行損失補填金、借入金利息・機構債利息、買取資産損失補填金、一般管理費等

注(4) 平成 22 年度の欠損金の金額は、(F)欄の「10～22(累計)」の金額と金融危機管理勘定からの剰余金引継額を合わせたものである。

注(5) ()内は、各項目の内数である。

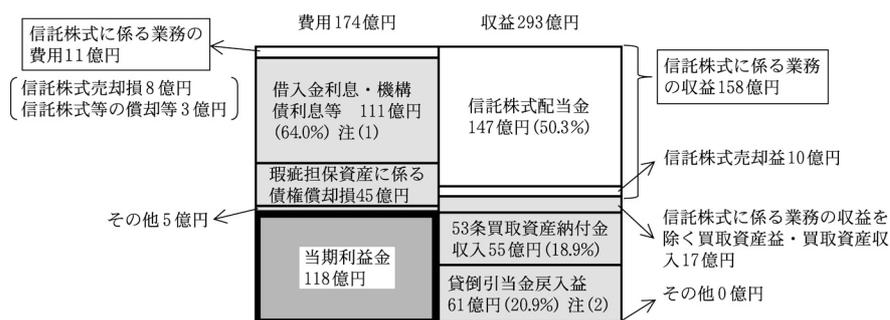
また、18 年度から 22 年度までの間の特徴は、差引利益の合計が、20 年度以降急激に減少していることである。この主な要因としては①信託株式の売却益が市場売却の停止等により減少したこと、②53 条買取資産に係る整理回収機構の納付金が、回収等の進捗により減少したこと、③金融危機管理勘定引継資産に係る業務が 18 年 7 月に完了し、整理回収機構の納付金が 19 年度を最後に実質的になくなったことが挙げられる。

このため、同勘定の欠損金は、ピークであった 14 年度の 1 兆 0083 億円からは大きく縮小してきているものの、利益の減少に伴って、20 年度以降は対前年度比で 3.0% から 4.4% までの減少にとどまっており、22 年度末で 2878 億円と依然として多額に上っている。

(イ) 22 年度における金融再生勘定の損益構造

金融再生勘定の 22 年度の損益構造を示すと、図 6 のとおり、主な収益は信託株式配当金、53 条買取資産納付金収入及び貸倒引当金戻入益となっており、主な費用は借入金利息・機構債利息等及び瑕疵担保資産に係る債権償却損となっている。そして、瑕疵担保資産及び 53 条買取資産の回収等に係る収益及び費用は、前記のとおり、今後回収可能な資産が少なくなっている状況からみて、減少していくと考えられる。このため、信託株式の市場売却が停止した状況下では、おおむね借入金利息・機構債利息等を信託株式配当金で賄う損益構造となっていくものと考えられる。そして、信託株式配当金の推移や近年の金利水準を考慮すると、信託株式の売却益等の他の収益が得られなければ、今後、欠損金を早期に解消することは困難であると思料される。

図6 金融再生勘定の損益構造(平成22年度)



注(1) 機構債事務費を含む。

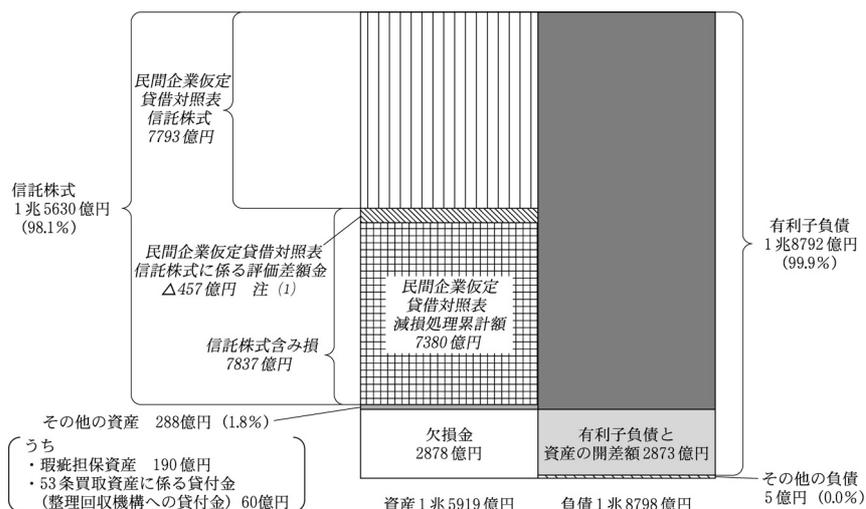
注(2) 瑕疵担保資産に係る貸倒引当金繰入額と貸倒引当金戻入額の差額を表示している。

注(3) 一部の科目名は、預金保険機構の損益計算書における科目名と異なる。

イ 金融再生勘定の資産、負債及び純資産の構成

金融再生勘定の22年度末における資産、負債及び純資産の構成について、預金保険機構の貸借対照表、民間企業仮定貸借対照表等に基づき、主な資産と有利子負債の対応状況、含み損益等を整理して示すと、図7のとおりとなる。

図7 金融再生勘定の資産、負債及び純資産の構成(平成22年度末)



注(1) 民間企業仮定貸借対照表における評価差額金は、普通株式となっている新生銀行の安定化法優先株式に係る評価差額金263億円を含めた△193億円となっている。

注(2) 瑕疵担保資産の金額は貸倒引当金(327億円)控除後の金額である。

注(3) 有利子負債の金額は機構債発行差額を含む。

同勘定は債務超過となっているが、資本金を持たないため、負債と資産の開差額と欠損金の額は同額となっている。そして、資産については、信託株式が98.1%を占めており、一方で、負債については、有利子負債が99.9%を占めていることから、22年度末時点において全ての資産を簿価で処分したとすれば、有利子負債の返済財源が、少なくとも欠損金2878億円にはほぼ相当する2873億円不足する状況である。また、信託株式について、民間企業仮定貸借対照表における時価評価を加味すると7837億円の含み損が生じていることから、現状の株価水準では、簿価に相当する金額を回収できる可能性は低い状況となっていることに留意する必要がある。

なお、資産には安定化法優先株式が含まれていて、これについては、簿価が0円であるため財務諸表には記載されていないが、1(2)ウウのとおり、国会における政府の答弁において、安定化法優先株式等の売却額が確保目標額を上回るように処分することとされており、確保目標額で売却すれば、このうち安定化法優先株式の処分価額がそのまま金融再生勘定の利益となる。

前記の有利子負債については、全て政府保証が付されているため、国がその債務を負うことのないよう、これを確実に返済する必要がある。また、1(4)で記述したとおり、国会において、金融再生勘定の廃止時に欠損が生じている場合には、適切な予算措置が講じられる旨の政府の答弁がなされている。

このように、現在の制度の枠組みにおいては、同勘定の全ての資産を処分してもなお、有利子負債の返済財源が不足する場合は、国民負担が生ずる可能性があると思料される。

ウ 欠損金の解消に向けた信託株式及び安定化法優先株式の処分

前記のとおり、政府保証が付された有利子負債を確実に返済するためには、預金保険機構は、今後資金の回収が見込まれる主要な資産である信託株式及び安定化法優先株式の処分により、できる限り欠損金を縮小していく必要がある。特に、安定化法優先株式の処分については、特別公的管理銀行保有株式の売却益の一部が日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の自己資本の増強に充当された経緯を踏まえて、前記の優先株式に関する政府の答弁における確保目標額を確保することが肝要である。

そして、預金保険機構においては、前記の金融再生勘定における欠損金、有利子負債等の状況等を踏まえ、適切な資産の処分方策を検討するとともに、その検討結果と併せてイの資産及び負債の現状をより分かりやすく開示する必要があると思料される。

この際、上記の信託株式と安定化法優先株式の処分に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(ア) 信託株式について

預金保険機構は、基本方針について、市場環境の大幅な変化、処分の著しい停滞等があった場合には、適宜見直しを行うこととしているが、23年7月の会計実地検査時点において、基本方針の見直しを行う予定はないとしていた。

しかし、(1)ウのとおり、信託株式の処分に関わる環境は、基本方針を策定した時点から大きく変化しており、処分完了の目途とした期間(10年)内に、これまでの通算の損益の黒字(979億円)を維持しつつ、今後の処分を大きく進めるのは困難な状況にある。

そして、前記の処分業務受託会社との契約内容は、処分完了の目途を10年とすることや処分開始から完了までの通算の損益で黒字を確保することなどの基本方針の内容に従って定められていることから、含み損を抱えた状況で信託株式の市場売却を再開した場合、金融再生勘定の欠損金の縮小に必要な売却益が得られないまま、信託株式の処分が進むことも考えられる。

したがって、可能な限り信託株式の処分により欠損金の縮小を図るためには、預金保険機構において、上場株式の市場売却の再開を念頭に、国民負担の最小化及び市場への影響の極小化の原則の下、基本方針の内容について、資産の現状等を踏まえた見直しを適切に行う必要があると思料される。

(イ) 安定化法優先株式について

新生銀行及びあおぞら銀行に係る23年3月末時点の確保目標額についてみると、両銀行とも早健法優先株式の一部を処分しており、新生銀行分が3493億円、あおぞら銀行分が2223億円となっている。そして、表7のとおり、新生銀行については、全て普通株式に引き換えられていることから、上記の確保目標額を確保するための普通株式1株当たりの価額を試算すると745円となる。また、あおぞら銀行については、23年3月末に安定化法優先株式等の取得請求権を行使して普通株式に引き換えたと仮定して同様の価額を試算すると478円となる。そして、当該試算による価額で両銀行の安定化法優先株式を処分した場合の処分価額は、新生銀行分が2005億円、あおぞら銀行分が575億円で、計2580億円となる。

表7 確保目標額を確保するための1株当たりの価額等(試算)

銀行名	当初確保目標額 (A)	平成23年3月末までの処分額 (B)	23年3月末時点の確保目標額 (A-B) (C)	優先株式の区分	23年3月末時点における保有株式数(普通株式引換後) (D)	(C)の確保に必要な1株当たりの価額 (C/Dの小計) (E)	左の価額による処分価額 (D×E) (F)
新生銀行	5,000	1,506	3,493	安定化法優先株式	千株 269,128	745	2,005
				早健法優先株式	200,000		1,490
				小計	469,128		3,495
あおぞら銀行	3,550	1,326	2,223	安定化法優先株式	120,360	478	575
				早健法優先株式	345,066		1,649
				小計	465,426		2,224
計	8,550	2,832	5,717				2,580
							3,139
							5,719

注(1) あおぞら銀行の(D)欄は、各優先株式の取得条件に従い、普通株式に引き換えたと仮定して算出したものである。

注(2) (E)欄は、1円未満の端数を切り上げて算出しており、(F)欄の小計は、(C)欄とは一致しない。

注(3) 早健法優先株式に関する預金保険機構の経理は、金融機能早期健全化勘定において行われている。

一方、公的資金の返済の原資となり得る剰余金の23年3月期の実績額は、新生銀行1069億円、あおぞら銀行1154億円と、いずれも23年3月末時点の確保目標額を下回っており、確保目標額に対する割合は、それぞれ30.5%、51.8%となっている。また、23年3月末現在の株価(終値)も、新生銀行98円、あおぞら銀行188円と、いずれも試算の1株当たりの価額を下回っており、当該価額に対する割合は、それぞれ13.1%、39.3%となっていて、23年3月末の時点では、確保目標額の回収が困難な状況である。

両銀行は、金融機能早期健全化法に基づく資本増強を受けるに当たり、経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)を同機構を通じて金融再生委員会(13年1月6日以降は金融庁)に提出しており、金融庁は、経営健全化計画の履行を確保するため、銀行法(昭和56年法律第59号)等により、業務の一部停止その他の監督上必要な措置を命ずることができるなどとされている。

したがって、確保目標額を確実に回収する観点から、同庁において、両銀行の経営の健全性等を確保するため、両銀行の経営健全化計画が着実に履行されているか引き続き監督していく必要がある。また、同機構及び整理回収機構において、新生銀行に対して、返済されるべき公的資金が毀損することのないよう、公的資金の管理者として、普通株主としての議決権を引き続き適切に行使していく必要がある。

4 本院の所見

(1) 信託株式の処分等の実施状況

信託株式の処分等の実施状況をみると、上場株式については、19年度以降株式市場が低迷し、20年10月には政府の方針を踏まえて市場売却を停止したことなどから市場売却が進まず、基本方針では、上場株式の処分完了の目途が処分開始後10年とされていることなどを考慮すると、処分が順調に進捗しているとはいえないなどの状況となっている。

また、信託株式に係る損益の状況をみると、基本方針では、信託株式については、処分開始からの通算の損益で黒字を確保することとされており、22年度末までの通算で979億円の利益を計上しているものの、22年度末の残高に対して7837億円の含み損が生じているため、今後、市場売却を再開したとしても、株式市場が信託株式の含み損が解消する水準まで回復しない限り、これまでの処分に係る通算損益の黒字を維持しつつ株式の処分を大きく進めるのは困難な状況にあると認められる。

(2) 瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等の実施状況

瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等の実施状況をみると、瑕疵担保資産については大幅に簿価を下回る回収状況となっている一方、53条買取資産については大幅に簿価を上回る回収状況となっている。また、瑕疵担保資産及び53条買取資産共に、今後回収可能な資産は少なくなっていると考えられる。

(3) 金融再生勘定の財務状況

預金保険機構の金融再生勘定の財務状況をみると、22年度までの累計の損益では2879億円の損失を計上しており、その業務ごとの主な内訳は、利益を計上しているものが信託株式に係る業務5724億円及び53条買取資産に係る業務3168億円、損失を計上しているものが瑕疵担保資産に係る業務5315億円となっている。そして、同勘定全体では、18年度以降、毎年度利益を計上しているが、信託株式の売却益が市場売却の停止等により減少したこと、53条買取資産に係る整理回収機構の納付金が回収等の進捗により減少したことなどから、20年度以降は利益が急激に減少しているため、同勘定の欠損金は、ピークであった14年度からは大きく減少してきているものの、22年度末で2878億円と依然として多額に上っている。

また、同勘定の負債については、その99.9%を政府保証が付された有利子負債が占めており、22年度末時点において資産を簿価で処分したとすれば、欠損金2878億円にほぼ相当する有利子負債の返済財源が不足する状況であるが、この際には、信託株式に7837億円の含み損が生じていることに留意する必要がある。

現在の制度の枠組みの中で、有利子負債を確実に返済するためには、預金保険機構は、今後資金の回収が見込まれる主要な資産である信託株式及び安定化法優先株式の処分により、できる限り欠損金を縮小していく必要がある。

そして、同機構においては、同勘定における欠損金、有利子負債等の状況等を踏まえ、適切な資産の処分方策を検討するとともに、その検討結果と併せて同勘定の資産及び負債の現状をより分かりやすく開示する必要があると思料される。

この際、以下の点に留意する必要がある。

ア 可能な限り信託株式の処分により欠損金の縮小を図るためには、預金保険機構において、上場株式の市場売却の再開を念頭に、国民負担の最小化及び市場への影響の極小化の原則の下、基本方針の内容について、資産の現状等を踏まえた見直しを適切に行う必要があること

イ 安定化法優先株式等の確保目標額を確実に回収する観点から、金融庁において、両銀行の経営の健全性等を確保するため、両銀行の経営健全化計画が着実に履行されているか引き続き監督していく必要があり、また、預金保険機構及び整理回収機構において、新生銀行に対して、普通株主としての議決権を引き続き適切に行使していく必要があること

本院としては、金融再生勘定において経理している業務を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、信託株式及び安定化法優先株式の処分や瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等が適切に行われているかについて今後も引き続き検査していくこととする。

第4 義務教育費国庫負担金の検査の状況について

検査対象	文部科学本省、4道県
会計名及び科目	一般会計(組織)文部科学本省(項)義務教育費国庫負担金
義務教育費国庫負担金の概要	公立の義務教育諸学校に要する経費のうち都道府県が負担する教職員給与等に要する経費の一部を国が負担するもの
検査の対象とした義務教育費国庫負担金の交付対象額の合計	1兆3091億4673万円(平成18年度～21年度)
上記に対して交付された義務教育費国庫負担金交付額	4363億7767万円

1 検査の背景

(1) 北海道、札幌市両教育委員会による調査

北海道の教職員が加入している職員団体の幹部が、平成21年の衆議院議員総選挙に関わり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)違反により、22年3月に逮捕・起訴されたことに関連し、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部。以下、公立の義務教育諸学校を「公立義務教育諸学校」という。)に勤務する教職員の違法な政治活動や勤務時間中の職員団体のための活動について、様々な新聞報道等があり、国会等においてもこれらの問題が大きく取り上げられた。

こうした状況の中、北海道、札幌市両教育委員会は、文部科学省から新聞報道等に関する事実確認の要請を受け、22年3月から8月にかけて、教職員の服務規律等の実態に関する調査を行い、その結果を同年8月に公表したところである。この調査は、北海道、札幌市両教育委員会が、管内の公立義務教育諸学校等を対象として、教職員の勤務時間中の組合活動(職員団体の会議への出席等)、政治的行為等の状況について、校長が教職員から、又は市町村教育委員会が校長から聞き取りを行うなどして確認した結果について報告させ、それを取りまとめたものである。このうち、北海道教育委員会が行った調査の結果によると、北海道の公立義務教育諸学校の一部の教職員が、勤務時間中に有給休暇等の所定の手続をとることなく職員団体のための活動を行っていたことなどが報告されている。

教職員による職員団体のための活動は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)のほか各地方公共団体の条例の定めるところにより行われるものであり、北海道教育委員会の調査で確認された上記のような勤務時間中における職員団体のための活動行為については、一義的には各地方公共団体の服務管理上の問題である。しかし、教職員が、法律や条例等に違反し、所定の手続をとることなく勤務時間中に職員団体のための活動を行った場合、当該活動を行った勤務時間については給与の支給を受けることができないことから、義務教育費国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)の交付額に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 国庫負担金の概要

国庫負担金は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国民の全てに対しその妥当な規模と内容とを保障

するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、公立義務教育諸学校に要する経費のうち、都道府県が負担する教職員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額を国庫負担対象額とし、その3分の1を国が負担するものである。

ただし、教職員給与等の実支出額が、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号)により算定した額(以下「算定総額」という。)を超える都道府県については、当該算定総額の3分の1を最高限度として負担することとなっている(図1参照)。

図1 国庫負担金交付額の算定方法

(実支出額<算定総額の場合)

(実支出額>算定総額の場合)

$$\boxed{\text{実支出額}} \times \boxed{1/3} = \boxed{\text{国庫負担金交付額}} \qquad \boxed{\text{算定総額}} \times \boxed{1/3} = \boxed{\text{国庫負担金交付額}}$$

(3) 教職員の職務専念義務及び職員団体のための活動

公立義務教育諸学校に勤務する教職員は、地公法に基づき、条例等で定める場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、教職員がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされる職務専念義務が課されている。

そして、職務専念義務の免除(以下「職專免」という。)が認められる場合として、①職員団体のための活動として適法な交渉を行う場合(地公法第55条)、②有給休暇を取得する場合(労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条)、③研修や厚生に関する計画の実施に参加する場合(各地方公共団体が定める職務専念義務の特例に関する条例)等がある。

このうち、上記①の適法な交渉については、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を内容とするものに限定されていて、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、適法な交渉の内容とすることはできないとされている。

また、教職員による職員団体のための活動については、地公法第55条の2の規定により、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動してはならないとされている。そして、各地方公共団体が定めた「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」において、有給休暇を取得している期間の場合等に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができるなどとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、北海道教育委員会の調査結果によれば、一部の教職員が勤務時間中に有給休暇等の所定の手続をとることなく職員団体のための活動を行うなどしており、国庫負担金の交付額に影響を及ぼす可能性がある事態が明らかになったことなどから、本院は、北海道(札幌市を含む。以下同じ。)の公立義務教育諸学校について検査を行うこととした。また、北海道に対する検査において明らかとなった事態について、他の都府県においても同様の事態がないかを検証するために、国庫負担金が教職員給与等の実支出額により

(注1) 算定された県等の中から石川、鳥取、沖縄各県(以下「3県」という。)を選定して検査を行うこととした。

そして、本院は、北海道及び3県において、合規性等の観点から、国庫負担金の交付額が適正なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(注1) 国庫負担金が教職員給与等の実支出額により算定された県等 国庫負担金が教職員給与等の実支出額により算定された県等においては、教職員が所定の手続をとることなく職員団体のための活動を行ったことなどにより給与の減額等が行われた場合、実支出額も減額となるため国庫負担金の交付額に直接影響を及ぼすこととなる。なお、平成21年度に教職員給与等の実支出額により国庫負担金が算定された県等は21道府県となっている。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、北海道については、管内の公立義務教育諸学校の中から209校(小学校116校、中学校93校)を、3県については、68校(小学校36校、中学校32校)を選定し、出勤簿、休暇等処理簿、学校日誌等の関係書類を照査するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、検査対象年度については、それぞれの道県ごとに、国庫負担金が教職員給与等の実支出額により算定されている年度とすることとし、北海道は18年度から21年度、石川、沖縄両県は19年度から21年度、鳥取県は21年度を対象として検査した。

北海道及び3県の上記の検査対象年度に係る国庫負担金の交付対象額及びこれに対する国庫負担金交付額は、表1のとおりであり、合計で1兆3091億4673万余円及び4363億7767万余円となっている。

表1 北海道及び3県の検査対象年度に係る国庫負担金交付対象額及び交付額

(単位：千円)

道県名	検査対象年度	国庫負担金交付対象額	左に対する国庫負担金交付額
北海道	平成18～21	943,712,033	314,571,330
石川県	19～21	146,433,298	48,809,503
鳥取県	21	27,917,359	9,305,786
沖縄県	19～21	191,084,042	63,691,051
	計	1,309,146,733	436,377,672

3 検査の状況

検査したところ、北海道において、教職員の勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないのに、その時間の給与が支給され、実支出額として国庫負担金の算定対象となっているなどの事態が見受けられた。また、3県のうち石川、沖縄両県において、一部同様な事態が見受けられた。

(1) 教職員の勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないのに、その時間の給与が支給され、実支出額として国庫負担金の算定対象となっていたもの

教職員の職務専念義務の遵守の状況について検査したところ、北海道の公立義務教育諸学校において、教職員が、法律や条例等に違反して勤務時間中に職員団体のための活動を行ったり、長期休業の期間等において勤務時間を遵守していなかったり、校外において

行ったとしていた研修を実際に行っていなかったり、外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったりなどしていたものが、表2のとおり、18年度から21年度までの間において、計172校、647人、3,392時間(給与支給額計7,038,218円、国庫負担金相当額2,346,067円)見受けられた。

表2 北海道において教職員の職務専念義務が遵守されていなかったもの

聞き取り調査の結果	年 度	学校数	人 数	時間数	給与支給額	国庫負担金相当額
ア 勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの	平成18、20、21	7校	12人	14時間	32,551円	10,848円
イ 長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったもの	18～21	52校	442人	2,045時間	4,313,102円	1,437,700円
ウ 校外において行ったとしていた研修を実際に行っていなかったなどのもの	18～21	47校	81人	1,006時間	1,941,007円	647,001円
エ 外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったもの	18～21	66校	112人	327時間	751,558円	250,518円
計		172校	647人	3,392時間	7,038,218円	2,346,067円

(注) 時間数は、職務専念義務を遵守していなかったと認められる教職員の1か月当たりの時間数の合計が1時間以上(30分以上は切り上げて1時間、30分未満は切り捨てて0時間として計算)のものを集計している。

なお、3県については、教職員の職務専念義務が遵守されていないと認められる事態が、沖縄県において、19年度から21年度までの間に19校、208人、計1,183時間(給与支給額計2,369,866円、国庫負担金相当額789,953円)見受けられた。

これらの事態を態様別に示すと、次のとおりである。

ア 勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの

教職員が法令や条例等に違反して勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく職員団体のための活動を行っていないかなどについて、市町村教育委員会が保管する職員団体との協議記録等の書類、各学校が保管する出勤簿、休暇等処理簿、学校日誌等の書類により検査した。

検査したところ、北海道において、勤務時間中に、職員団体の代表者としての教職員と市町村教育委員会又は校長等との間で、適法な交渉の対象とはならないとされている学校の事務の管理及び運営に関する事項を対象とする協議(以下「話し合い」という。)が行われたり、校内の会議室等において職員団体の会議等が行われたりしている事態が見受けられた。

このため、更に北海道教育委員会及び市町村教育委員会を通じて、話し合いや職員団体の会議に参加していたと思われる教職員等に対し、それらの話し合いや会議への参加の有無等について聞き取り調査を実施するなどして事実確認を行った。その結果、次のとおり、勤務時間中に有給休暇等の手続をとることなく職員団体のための活動を行っていると認められる事態が、7校、12人、計14時間(給与支給額計32,551円、国庫負担金相当額10,848円)見受けられた。

なお、3県については、検査した範囲において、同様な事態は見受けられなかった。

- (ア) 北海道において市町村教育委員会との間で勤務時間中に話し合いを行っていたもの
市町村教育委員会と職員団体の代表者としての教職員との話し合いの状況について、市町村教育委員会が保管する書類により確認したところ、A町教育委員会及びB市教育委員会の協議記録等の書類において、18年度から21年度までの間に、計32回にわたり、上記両教育委員会の担当者と職員団体の代表者としての教職員との間で、勤務時間中に話し合いが行われていたことが記載されていた。

上記のうち、A町教育委員会は、協議記録等に記載された5校の20人に係る延べ76回の話し合いについて、参加者、時間等の記載がなく確認できないものが一部あるが、実際に行われていたものであり、かつ、話し合いの相手方となった同教育委員会の複数の担当者が証人となり得るとしている。

一方、B市教育委員会は、関係書類に記載された2校の2人に係る延べ12回の話し合いについて、関係書類に記載された話し合いの開始時間はあくまで予定時間であり、これをもって実際に話し合いが行われた時間を特定できるものではないとしている。

北海道教育委員会は、上記のうち、A町教育委員会における話し合いについては、教職員及びA町教育委員会に対する聞き取り調査や関係書類の精査を行うなどした結果、参加者、日時、場所、話し合い事項等が具体的に特定できた5校の20人に係る延べ65回の話し合いについて、勤務時間中に行われていたものとした。そして、このうち、18、20、21各年度に行われた4校の7人に係る延べ14回(計7時間)の話し合いについては、話し合いに参加した時間数の合計が1か月で1時間以上(30分以上の場合は1時間、30分未満は0時間として計算。以下同じ。)となるため、当該時間に係る給与支給額計15,433円(国庫負担金相当額5,143円)について北海道の条例による給与の返納の処置が必要であるとした。

(注2) 北海道の条例による給与の返納 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年条例第79号)において、学校の教職員が勤務しないときは、その勤務しない時間について、1時間を単位として給与の返納(減額)が行われることとされている。なお、計算された時間数に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てることとされている。

一方、B市教育委員会における2校の2人に係る延べ12回の話し合いについては、北海道教育委員会は、勤務時間中に行われたかどうかを特定できないとしている。

- (イ) 北海道において校長等との間で勤務時間中に話し合いを行っていたもの
校長等と職員団体の代表者としての教職員との話し合いの状況について、学校日誌等により確認したところ、4校において、20、21両年度に、計14回にわたり、勤務時間中に話し合いが行われていたことが記載されていた。

北海道教育委員会は、教職員や当時の関係者等に対する聞き取り調査を行うなどした結果、話し合いの参加者、日時、場所等が具体的に特定できた3校の5人に係る延べ14回の話し合いについて、勤務時間中に行われていたものとした。そして、このうち、20、21両年度に行われた3校の5人に係る延べ9回(計7時間)については、話し合いに参加した時間数の合計が1か月で1時間以上となるため、当該時間に係る給与支給額計17,118円(国庫負担金相当額5,705円)について返納の処置が必要であるとした。

(ウ) 北海道において勤務時間中に校内で行われた職員団体の会議等に参加していたもの

a 聞き取り調査の結果等

校内で行われた職員団体の会議等への教職員の参加の状況について、学校日誌等の書類により検査したところ、9校において、18年度から21年度までの間に計62回にわたり、勤務時間中に、校内で職員団体の会議等が行われていたことが記載されていた。これらの会議は、図2のとおり、授業終了後の休憩時間中に始まりその後の勤務時間に及んで行われていたものが多く見受けられた。

図2 勤務時間中に行われた職員団体の会議等の例



しかし、上記の学校日誌等の書類には具体的な参加者名等が記載されていなかったことから、北海道教育委員会及び市町村教育委員会を通じ、これらの会議等に参加していたと思われる当時の職員団体の会員のうち、当日に有給休暇を取得していなかった17校の96人に対して、延べ792回の会議への参加の有無、参加した時間等について聞き取り調査を行ったところ、13校の20人が、延べ24回の会議について、「有給休暇等の必要な手続をとることなく勤務時間中に職員団体の会議等に参加した」と回答した。

一方、上記の13校、20人以外については、17校の57人が、延べ501回の会議について、「参加した記憶がない」、「参加したが時間の記憶がない」などと回答しており、また、4校の6人は、延べ81回の会議について、参加の有無等に関して回答できないとした。なお、10校の41人は、延べ186回の会議について、「出席していない」、「勤務時間外に出席した」などと回答した。

北海道教育委員会は、勤務時間中に校内で行われた職員団体の会議等に参加したと回答した13校の20人に係る延べ24回の会議について、勤務時間中において職員団体のための活動が行われたものとしたが、いずれも参加した時間数の合計が1か月で1時間に満たないことから、給与の返納の対象とはならないとした。

一方、「参加した記憶がない」などと回答した17校の57人に係る延べ501回の会議及び聞き取り調査に対して回答できないとした4校の6人に係る延べ81回の会議については、職員団体の会議等に参加した時間を特定できないなどとしている。

b 学校施設の管理状況

校内における職員団体の会議等の実施状況については、aのとおり、学校日誌等の書類により実施の有無を確認したが、併せて校長等に対して校内における職員団体の会議等の実施を許可していないかなどについて聞き取り調査を行った。その結果、表3のとおり、北海道において会計実地検査を行った209校のうち203校において、21年度に会議室等の学校施設を職員団体の会議等のために使用させていることが確認された。

そこで、これらの203校について、当該会議室等の管理状況を確認したところ、学校施設利用に関する申請書、使用簿等を整備するなどの方法により施設管理を

行っていたものは僅か10校にすぎなかった。そして、その他の193校のうち、一部の学校ではaのように学校日誌等に使用日時等を記載しているものも見受けられたが、ほとんどの学校では職員団体の代表者からの口頭による使用申入れに対し口頭で許可しているのみであり、使用日時等の記録は全く残されていなかった。

また、口頭で使用を許可している上記の学校では、職員団体の会議等のための会議室等の使用を、休憩時間中又は勤務時間終了後に限り許可しているなどとしているが、具体的な日時、場所、参加者等を特定できる使用簿等を整備していないため、勤務時間中には使用されていないことについての裏付けを確認することはできなかった。

表3 北海道における学校施設の職員団体の会議等のための使用の状況

職員団体の会議等のための使用あり	職員団体の会議等のための使用なし		検査実施校 計
	使用簿等による管理		
	あり	なし	
203校(97.1%)	10校(4.7%)	193校(92.3%)	209校
		6校(2.8%)	

(注) 括弧書きは、いずれも検査実施校の計に対する割合である。

イ 長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったもの

教職員は、夏季休業、冬季休業等の長期休業の期間等においても、通常の課業期間と同様に給与が支給されている。そして、職務や研修のために校外で勤務する場合等を除き、定められた始業時刻から終業時刻までの間、校内において勤務することが義務付けられている。

(ア) 北海道において始業時刻後に機械警備が解除されたり、終業時刻前に機械警備が開始されたりしていたもの

機械警備が導入されている学校の施設では、通常、最初に出勤した教職員により機械警備が解除され、最後に退勤した教職員により機械警備が開始される。したがって、始業時刻後に機械警備が解除されたり、終業時刻前に機械警備が開始されたりしている場合には、教職員が機械警備が実施されている学校の施設内において、通常の勤務をしていなかったことになる。

長期休業の期間等において教職員の勤務時間が遵守されているかについて、校舎の警備を行っている警備会社の機械警備記録により機械警備の解除時刻及び開始時刻を確認するなどして検査したところ、北海道において、表4のとおり、18年度から21年度までの間に、97校において、始業時刻後に機械警備が解除されたり、終業時刻前に機械警備が開始されたりしていた。

表4 北海道において機械警備が始業時刻後に解除又は終業時刻前に開始されていたもの

検査実施校	機械警備導入校	始業時刻後に解除		終業時刻前に開始		計	
		学校数	日数	学校数	日数	学校数	日数
209校	127校	77校	1,091日	95校	1,859日	97校	2,487日

(注) 学校数及び日数の計欄は、それぞれの事態で重複しているものがあるため、学校数等を合計したものとは一致しない。

そこで、北海道教育委員会及び市町村教育委員会を通じ、始業時刻後に機械警備が解除されたり、終業時刻前に機械警備が開始されたりしていた日について、校長等の

管理職に対して始業時刻後の出勤や終業時刻前の退勤を認めていたか、当日出勤していた教職員に対して始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤したかなどについて聞き取り調査を行った。

その結果、表5のとおり、18年度から21年度までの間に、52校の442人が、延べ2,690日(計2,045時間)について、校長の指示を受けるなどして、始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤したと回答した。

一方、85校の718人は、延べ4,596日(計3,727時間)について、「何をしていたか記憶がない」などと回答した。また、71校の950人は、延べ6,199日(計4,822時間)について、「始業時刻前に出勤し校庭の清掃や雪かき等を行った後に機械警備を解除した」、「機械警備を開始した後に校内の巡視等を行い終業時刻後に退勤していた」などと回答しており、機械警備を行っていない他の場所で勤務していたとしている。ただし、これらの勤務の事実を証明できるものはないとしている。

表5 北海道における機械警備中の勤務の実態に関する聞き取り調査結果

聞き取り調査の結果	学校数	人数	延べ日数	時間数
始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤していた	52校	442人	2,690日	2,045時間
何をしていたか記憶がないなど	85校	718人	4,596日	3,727時間
機械警備を行っていない他の場所で勤務していた	71校	950人	6,199日	4,822時間
計	97校	1,868人	13,485日	10,594時間

(注) 学校数及び人数については、同一の教職員が複数の異なる回答をしているものがあるなどのため、学校数等を合計したものと一致しない。

北海道教育委員会は、図3及び図4のとおり、始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤したと回答した52校の442人に係る延べ2,690日(計2,045時間)については、明らかに勤務の事実がないことから、当該時間に係る給与支給額計4,313,102円(国庫負担金相当額1,437,700円)について返納の処置が必要であるとした。

図3 始業時刻後に出勤していたもの(始業時刻後に機械警備を解除)の例

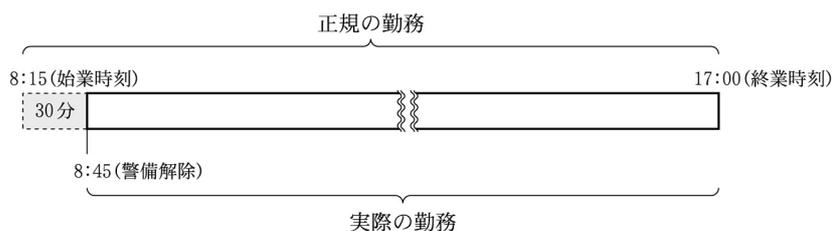
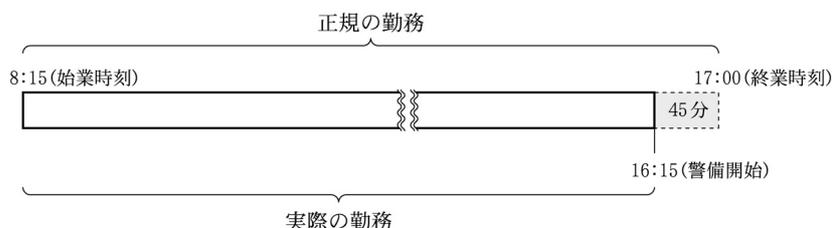


図4 終業時刻前に退勤していたもの(終業時刻前に機械警備を開始)の例



一方、「何をしていたか記憶がない」などと回答した85校の718人に係る延べ4,596日(計3,727時間)及び「機械警備を行っていない他の場所で勤務していた」と回答した71校の950人に係る延べ6,199日(計4,822時間)については、勤務時間が遵守されていなかったことを特定するに至らないとした。

前記のように北海道において勤務時間が遵守されていなかった事態は、通常の課業期間にはほとんど見受けられず、主に夏季休業日や冬季休業日のような長期休業の期間に見受けられた。このほか、週休日(土曜日又は日曜日)に実施された授業参観、学芸会等の行事日において終業時刻より早く退勤している事態が見受けられた。当時の校長等からの聞き取りによると、教職員の超過勤務が日常的に続いていたため、長期休業の期間や授業参観等の行事日において、校務に支障のない範囲で遅く出勤又は早く退勤させたなどとしている。

(イ) 3県における状況

沖縄県において、19、20両年度に、4校の13人が、延べ13日(計37時間)について、夏季休業の期間中に行われた地域行事に参加するため終業時刻前に退勤していたが、当該時間について有給休暇を取得していなかったものが見受けられた。沖縄県は、これらの教職員に対し、上記の13日(計37時間)に係る給与支給額計68,282円(国庫負担金相当額22,760円)を返納させることとした。

このほか沖縄県の2校において、19、20両年度に、長期休業の期間中の教職員の休憩時間が本来の45分から1時間に延長されており、これにより103人の教職員が、計835時間について本来勤務すべき時間に休憩を取っていた。沖縄県は、この835時間に係る給与支給額計1,624,616円(国庫負担金相当額541,538円)を返納させることとした。

ウ 校外において行ったとしていた研修を実際は行っていなかったなどのもの

教職員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)等に基づき、授業に支障のない限り、校長の承認を受けて校外で研修を行うこと(以下「校外研修」という。)が認められている。そして、校外研修は、職専免の対象とされ、かつ、給与の支給対象とされている。校外研修の中には、教育研究団体が実施する講演会、研究会等への参加のほか、図書館等における資料収集や文献調査等があり、教職員は、各地方公共団体の学校職員服務規程において定められた校外研修処理簿等の書類に、あらかじめその内容(日時、場所等)を記載するなどし、校長の承認を受けるものとされている。

また、長期休業の期間における校外研修については、校長は、研修開始前に研修計画書を、研修終了後に研修報告書を提出させるなどして、研修内容の把握やその実施状況の確認に努めることとされている。

(ア) 北海道において長期休業の期間における校外研修を実際は行っていなかったなどのもの

教職員が図書館等の公共施設において文献調査、資料収集等を行うこととして承認を受けた校外研修について、その実施状況を図書館等の休館日を確認するなどして検査したところ、18年度から21年度までの間に、校外研修処理簿や研修報告書に記載されていた研修実施日が図書館等の休館日となっているなど校外研修を行った事実が確認できない事態が見受けられた。

そこで、北海道教育委員会及び市町村教育委員会を通じ、図書館等の休館日に研修を行ったなどとする教職員に対し、当日における校外研修の実施の有無、実施した校外研修の内容等について聞き取り調査を行ったところ、表6のとおり、5校の6人は、19年度から21年度までの間の8回(計60時間)の校外研修について、「当日、図書館が休館日であったため、校外研修は行わずに自宅で過ごすなどしていた」と回答

した。また、43校の75人は、18年度から21年度までの間の126回(計946時間)の校外研修について、「図書館ではなく自宅等の別の場所で行った」などと回答した。ただし、それらの研修等の事実を証明することはできないとしている。

一方、上記以外の22校の41人は、59回(計423時間)の校外研修について、「実施場所、内容等を変更し、それを事後に校長に申し出た」などと回答したことから、当時の校長に確認したところ、当時の校長は「その内容を確認していた」などと回答した。

北海道教育委員会は、「校外研修を行っていなかった」と回答した5校の6人に係る8回(計60時間)の校外研修及び「図書館ではなく別の場所で研修したがその事実を証明できない」などと回答した43校の75人に係る126回(計946時間)の校外研修については、研修を行った事実が確認できないことから、当該時間に係る給与支給額計1,941,007円(国庫負担金相当額647,001円)について、返納の処置が必要であるとされた。

表6 北海道における校外研修に関する聞き取り調査結果

聞き取り調査の結果	学校数	人数	回数	時間数
図書館が休館日であったため校外研修は行わなかった	5校	6人	8回	60時間
図書館等ではなく別の場所で研修等を行ったが証明できない	43校	75人	126回	946時間
実施場所等を変更し校長がそれを確認していた	22校	41人	59回	423時間
計	59校	119人	193回	1,429時間

(注) 学校数及び人数については、同一の教職員が複数の異なる回答をしているものがあるなどのため、学校数等を合計したものと一致しない。

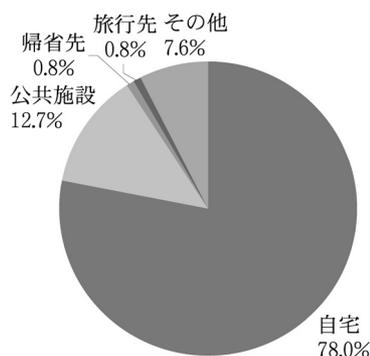
なお、3県については、検査した範囲において、同様な事態は見受けられなかった。

(イ) 北海道における校外研修の状況

(ア)の事態は、校外研修を承認した校長において、教職員が実際に実施した研修内容を適切に把握していなかったことによると考えられたことから、北海道の21年度の長期休業の期間に行われた校外研修の状況について、実施場所や教職員から提出された研修報告書の記載内容等を調査した。

研修の実施場所についてみたところ、図5のとおり、自宅における研修が最も多く全体の78.0%となっており、次に図書館、教育機関等の公共施設が12.7%などとなっていた。

図5 研修の実施場所



研修報告書の記載内容についてみたところ、図6のとおり、数日分の校外研修を1枚の報告書でまとめているなど簡略化されたものが増えており、また、研修内容として、単に「教材研究」、「学習プリント作成」、「指導計画作成」等の研修項目を記載しているのみで、具体的な研修内容が明確ではないものも多く見受けられた。さらに、研修報告書以外の成果品(教材の写真等)の提出の状況についてみたところ、図7のとおり、成果品はほとんど提出されておらず、当該研修の成果を客観的に評価することは困難な状況となっていた。

図6 研修報告書の記載内容

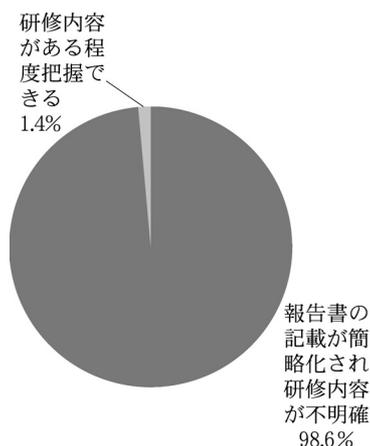
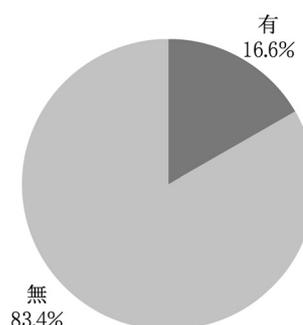


図7 成果品の提出状況



エ 外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったもの

(ア) 北海道において外勤、出張及び職専免により教育研究団体等の会計監査等の自校の研究・研修と関係しない業務を行うなどしていたもの

北海道では、18年度に、一部の教員が、外勤により教育研究団体の庶務・会計業務を含めて当該団体の業務に従事していたことが明らかになったことなどから、管内の各市町村教育委員会に対して「教職員が教育研究団体の業務に従事する場合の服務上の取扱について」(平成19年教職第1429号)の通知を発している。そして、教育研究団体の業務を行うことが自校の研究・研修と密接に関係し校務と同等と考えられる場合は、校長は外勤や出張を教職員に命じることができるが、教育研究団体の庶務・会計業務については、教職員はその業務を勤務時間中に行うことはできないなどとした。

上記のことから、北海道において、教職員が、外勤、出張及び職専免により参加した教育研究団体等の業務について、学校日誌、外勤簿、教育研究団体等からの開催通知等によりその内容を確認したところ、66校の112人が、18年度から21年度までの間に行った延べ148回の外勤等(計327時間)において、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行うなどしている事態が見受けられた。

北海道教育委員会は、上記の外勤等は、18年度に発出した前記の通知の取扱いに反するものなどであることから、当該時間に係る給与支給額計751,558円(国庫負担金相当額250,518円)について返納の処置が必要であるとした。

(イ) 3県における状況

沖縄県は、県内の各校長に対し「教職員の年次有給休暇等の取扱いについて」(平成元年沖縄県教育委員会教育長通知)等の通知を発して、職専免により参加できる公的行事

や研修会等の例を示すとともに、教育研究団体等の総会や理事会等については有給休暇を取得して参加することとしているが、検査したところ、19校の92人が、19年度から21年度までの間に、延べ128回(計311時間)にわたり、職専免等により教育研究団体等の総会に出席するなどしていた。このため、沖縄県は、当該時間に係る給与支給額計676,968円(国庫負担金相当額225,655円)を返納させることとした。

(2) 国庫負担金の算定対象となる主任手当の支給額の算定が誤っていたもの

教育業務連絡指導手当(以下「主任手当」という。)は、主任等の職務の重要性に鑑み、これを給与上評価することとし、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(昭和49年法律第2号)に基づく教育職員の給与についての優遇措置の一環として、昭和52年4月から設けられたものであり、主任等の業務に従事した教員に支給され、国庫負担金の算定対象となっている。

北海道では、「北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例」(昭和31年条例第79号)により、教務主任、学年主任及び生徒指導主事が、毎月、業務従事日数に1日当たり200円の単価を乗じて算定された主任手当の支給を受けている。

北海道において、国庫負担金の算定対象となっている主任手当の算定が適切に行われているかについて検査したところ、表7のとおり、有給休暇を取得して主任等の業務に従事していない日等を業務従事日数に含めていたため、主任手当の額が過大に算定されていた事態が、平成18年度から21年度までの間に、202校、計5,071日、過大支給額計1,014,200円(国庫負担金相当額338,066円)見受けられた。また、長期休業の期間に主任等の業務に従事していた日等を業務従事日数に含めていなかったため、支給不足となっていた事態が、18年度から21年度までの間に、206校、計25,740日、支給不足額計5,148,000円(国庫負担金相当額1,715,999円)見受けられた。

表7 北海道において主任手当の支給額の算定が誤っていたもの

年 度	過大支給				支給不足			
	学校数	日 数	過大支給額	国庫負担金相当額	学校数	日 数	支給不足額	国庫負担金相当額
平成18	172校	1,227日	245,400円	81,800円	184校	6,719日	1,343,800円	447,933円
19	174校	1,285日	257,000円	85,666円	187校	6,542日	1,308,400円	436,133円
20	166校	1,254日	250,800円	83,600円	179校	6,573日	1,314,600円	438,200円
21	175校	1,305日	261,000円	87,000円	178校	5,906日	1,181,200円	393,733円
計	202校	5,071日	1,014,200円	338,066円	206校	25,740日	5,148,000円	1,715,999円

(注) 学校数の計欄は、同一の学校が複数の年度に該当しているものがあるため、学校数を合計したものと一致しない。

また、3県については、石川県において、北海道と同様な事態が、19年度から21年度までの間に、過大支給額計11,200円(国庫負担金相当額3,733円)、支給不足額計16,800円(国庫負担金相当額5,599円)見受けられた。

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

北海道の公立義務教育諸学校に勤務する教職員の違法な政治活動や勤務時間中の職員団体のための活動について様々な新聞報道等がなされたことを契機に北海道、札幌市両教育

委員会が行った調査によると、一部の教職員が、勤務時間中に有給休暇等の所定の手続をとることなく職員団体のための活動を行っていたことなどが明らかとなった。勤務時間中における職員団体のための活動行為は、一義的には各地方公共団体のサービス管理上の問題であるが、これらの事態は国庫負担金の交付額に影響を及ぼす可能性があるため、本院は、問題が明らかとなった北海道について検査を行うとともに、北海道と同様の事態が他の都府県においても見受けられることはないかについて検証するために、石川、鳥取、沖縄各県を選定して検査を行った。

検査したところ、北海道において、教職員が、勤務時間中に有給休暇を取得することなく、市町村教育委員会や校長等との間で適法な交渉の対象とならない話合いを行っているのに、その時間の給与が支給され、実支出額として国庫負担金の算定対象となっていた事態が見受けられた。これらの事態は、当該教職員において職務専念義務の遵守に関する意識が希薄であったこと、管理者である校長において教職員に対する勤務時間管理が適切でなかったことなどによると認められる。

また、学校日誌等の書類の記載において、職員団体の会議が授業終了後の休憩時間中に始まりその後の勤務時間に及んで行われていたものが多く見受けられたが、関係する教職員に対し聞き取り調査を行ったところ、「参加したが時間の記憶がない」などの回答が大部分となっていた。

長期休業の期間等における勤務時間の遵守については、北海道において、始業時刻後に機械警備が解除されたり終業時刻前に機械警備が開始されたりなどして、教職員が始業時刻後に出勤又は終業時刻前に退勤するなどしていた事態が、長期休業の期間において多く見受けられた。これらの事態は、前記の事態と同様に、当該教職員において職務専念義務の遵守に関する意識が希薄であったこと、管理者である校長において教職員に対する勤務時間管理が適切でなかったことなどによると認められる。

検査に当たっては、機械警備記録を確認するとともに、教職員に対し聞き取り調査を行うなどの方法により事実の確認を行ったが、「証明できるものはないが機械警備を開始した後も校内の他の場所で勤務をしていた」などの回答が大部分となっていた。

なお、長期休業の期間に勤務時間が遵守されていない事態は、沖縄県においても見受けられた。

長期休業の期間における校外研修については、北海道において、教職員が、図書館等において実施したとする校外研修を実際は行っていなかったり、校外研修を行った事実が確認できなかつたりなどしている事態が見受けられた。これらの事態は、校外研修を承認する校長において教職員が実際に実施した研修内容を適切に把握していなかったこと、研修報告書に事実と異なる内容を記載して提出するなど一部の教職員において職務上の倫理感が欠如していたことなどによると認められる。

外勤、出張及び職専免の取扱いについては、北海道において、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行うなどしている事態が見受けられた。これらの事態は、外勤等を命じる校長において教職員が行う教育研究団体等の業務の内容を適切に把握していなかったこと、教職員において外勤等により参加できる教育研究団体等の業務に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。なお、職専免等の取扱いが適切でなかった事態は、沖縄県においても見受けられた。

このほか主任手当については、北海道において、支給額の算定が誤っている事態が見受けられたほか、石川県においても同様な事態が見受けられた。

(2) 所見

公立義務教育諸学校の教職員に支給される給与の一部が国庫負担金として国民の税金等により賄われていることから、文部科学省、北海道等において、国庫負担金の交付の適正化を図るため、以下のような措置を講ずる必要がある。

ア 北海道等において、管内の各市町村教育委員会に対して教職員の勤務時間管理に関する指導等を行うなどして公立義務教育諸学校における教職員の職務専念義務の遵守や教職員に対する勤務時間管理の適正化に努めること

イ 文部科学省において、北海道等で確認された不適切な給与支給額のうち国庫負担金相当額について速やかに国庫への返還等の処置を執ること

本院としては、北海道等の公立義務教育諸学校に勤務する教職員の勤務時間管理の適正化に関する措置状況等に留意するとともに、文部科学省に対して国庫負担金の返還状況等について引き続き報告を求めていくこととする。

第5 株式会社日本政策投資銀行による株式会社日本航空に対する貸付け等の状況について

検査対象	株式会社日本政策投資銀行
科目	貸出金
貸付けの根拠	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)
貸付けの種類	危機対応業務に係る損害担保付貸付け
貸付けの概要	株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫から貸付け及び損害担保による信用の供与を受け、株式会社日本航空に貸し付けたもの
貸付先	株式会社日本航空(平成23年4月1日以降は日本航空株式会社)
貸付金額	670億円(平成21年度)

1 検査の背景

(1) 株式会社日本政策投資銀行の概要

株式会社日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、平成20年10月に、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。)に基づき、政府関係機関であった日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)の権利及び義務を承継して設立された。政投銀の22年度末における資本金は1兆1811億余円で、全額国の出資となっている。

政投銀は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、旧政投銀の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的としており、中長期融資、シンジケートローン、DIPファイナンス^(注1)といった資金の貸付けのほか、出資、債務の保証等をその業務として行っている。

なお、政投銀は、上記のとおり完全民営化するものとされており、政府の保有する株式については、当初、20年10月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとされた。その後、21年7月に政投銀法等の改正が行われ、政投銀の財務基盤の強化を目的として、24年3月末までの間、政府からの追加出資が可能とされるとともに、政府保有株式の処分期限の起算点が上記の20年10月1日から3年半延期されて24年4月からとされた。さらに、23年5月に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)によって政投銀法等が改正されて、政府保有株式の処分期限の起算点は更に3年延期され、27年4月からとなっている。

(注1) DIPファイナンス 再建型倒産手続である会社更生法(平成14年法律第154号)等による事業再生手続の開始等の後、事業再生計画等の成立前までに、経営破綻後の当面の運転資金等を提供して事業価値の劣化を食い止めることなどを目的とする融資や、更生計画認可決定後、再生計画実施中に必要となる資金の融資。これに対して、私

的整理の手段中等、事業再生手続の開始前からなされる同種の融資を「プレDIPファイナンス」というが、以下においては、これも含めてDIPファイナンスという。

(2) 危機対応業務に係る貸付けの概要

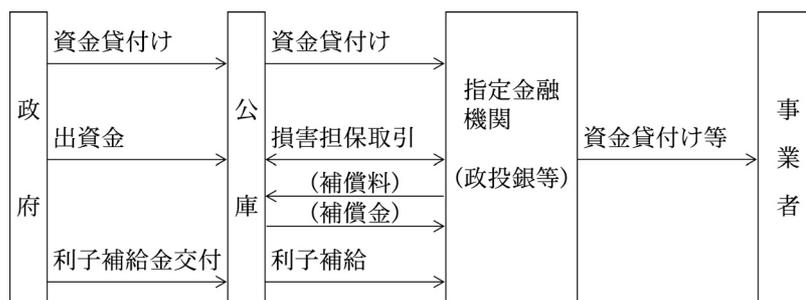
政投銀は、その業務の一環として、危機対応業務に係る資金の貸付け等を実施している。

危機対応業務は、図1のとおり、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)に基づき、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処するために必要な資金について、主務大臣(財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下同じ。)が一般の金融機関が通常の条件によりその貸付け等を行うことが困難であると認定する場合に、主務大臣の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から必要な資金の貸付け、損害担保等の信用の供与を受けて、資金繰りが悪化しているなどの事業者に対して資金の貸付け等を行うものである。このうち、損害担保は、指定金融機関が公庫にあらかじめ補償料を支払って、指定金融機関が貸付けの弁済を受けられなかった場合に、当該弁済を受けられなかった額に補填割合(元本の最大80%)を乗じた額が公庫から指定金融機関に補償金として支払われるものである(以下、この公庫の損害担保を付した貸付けを「損害担保付貸付け」という。)。貸付け等の実行に当たっては、金融秩序の混乱や大規模な災害といった対象事案、実施期間等の主務大臣が定めた事項に基づいて、指定金融機関が個別の貸付けの適否、内容等について審査、判断の上、実行することになっている。

政府は、指定金融機関に信用供与を行う公庫に対して、23年3月末時点で5056億余円の出資を行うなどしており、同時点での公庫の指定金融機関に対する貸付けの残高は4兆7369億余円となっている。

政投銀は、公庫法により、20年10月1日において指定金融機関としての指定を受けたものとみなすとされており、危機対応業務に係る資金の貸付け等を実施している。同日から23年3月末日までの政投銀による危機対応業務に係る貸付けの実績は貸付額3兆3414億余円(952件)となっており、このうち損害担保付貸付けの額は2363億余円(39件)となっている。なお、指定金融機関としては、政投銀のほか株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)が公庫法により指定を受けたものとみなすとされており、一方で他の金融機関については指定金融機関としての指定を受けた例はなく、現在までのところ政投銀及び商工中金が危機対応業務の実施の役割を担っている。

図1 危機対応業務の概要



政投銀は、公庫法に基づいて、「株式会社日本政策投資銀行危機対応業務規程」(平成20年9月主務大臣承認。以下「危機対応業務規程」という。)を制定しており、危機対応業務の実施に当たっては、貸付先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、適切な審査を行うこととしている。また、政投銀が公庫と締結した危機対応業務に係る協定書により、政投銀は、危機対応業務に係る貸付けを行う場合、同業務の趣旨を踏まえ、危機対応業務規程、同協定書等の定めに従い、適切な審査を行うよう努めなければならないこととされている。

(3) 政投銀における貸付けの審査等

政投銀は、貸付け等を行うに当たっては、リスクの所在と種類及びその程度を明らかにした上で個別の案件についての意思決定を行うこととしており、審査に当たっては、貸付申込先の企業内容(健全度、事業遂行能力等)、事業計画及び償還能力の検討等を行った上で貸付けの可否、条件等の与信判断を行うこととしている。

また、貸付先の財務状況の悪化等により貸出債権の価値が減少するなどのことから損失を被る信用リスクの評価については、既存の財務諸表に表れていないオフバランスの負債等も考慮に入れた企業の財務状況の実態を示す実態バランスシートを作成して、貸付先が実質債務超過の状態に陥っていないかも含め、貸付先の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力について検討を行うなどして債務者格付を実施し、これを基に必要な貸倒引当金の計上等を行うこととしている。

そして、政投銀は、これらの貸付審査及び債務者格付については、危機対応業務に係る貸付けについても通常の貸付けと基本的に同様の基準や手順により行うこととしている。

(4) 政投銀による日本航空に対する貸付け等

株式会社日本航空(22年12月1日以降は、同社の子会社であった株式会社日本航空インターナショナルと合併して株式会社日本航空インターナショナル、23年4月1日以降は日本航空株式会社。以下「日本航空」という。)を中核とする日本航空グループは、我が国を代表する航空運送事業を行う企業グループの一つである。航空運送事業はその特性として外部環境の変動による影響を受けやすく、日本航空グループにおいても、米国における同時多発テロ、イラク戦争、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ等の発生や、同グループの運航トラブルによる客離れ、燃油価格の高騰等の発生による影響を受けており、同グループは、これにより多額の損失を計上するなど不安定な経営状況に置かれていた(表1参照)。

表1 日本航空の経営状況の推移(連結ベース) (単位：億円)

項目 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20
売上高	20,834	19,317	21,298	21,993	23,019	22,304	19,511
営業利益 (△営業損失)	105	△ 676	561	△ 268	229	900	△ 508
経常利益 (△経常損失)	158	△ 719	698	△ 416	205	698	△ 821
当期純利益 (△当期純損失)	116	△ 886	300	△ 472	△ 162	169	△ 631

注(1) 表は株式会社日本エアシステムと経営統合した平成14年度以降を示し、日本航空の有価証券報告書(14年度については、株式会社日本航空の前身である株式会社日本航空システムの有価証券報告書)による。

注(2) 表の「年度」は事業年度であり、毎年4月1日から翌年の3月31日までとされている。

政投銀は、日本航空に対して、表2のとおり、多額の貸付けを実施している。特に、いわゆるリーマンショックに端を発した金融危機以後、当該国際的な金融秩序の混乱を危機対応業務の対象事案とし、これにより一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業績が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものを対象者とする主務大臣の認定を受けて、政投銀は指定金融機関として危機対応業務を実施していたが、同金融危機等により日本航空の経営状況が一段と悪化し、国土交通大臣が財務大臣に対して政投銀による日本航空に対する危機対応融資の実施について協力を要請する(21年6月22日内閣官房長官・財務大臣・国土交通大臣会談)といった状況の下、政投銀は、日本航空の融資申請を受けて、21年6月に金融団が協調して行った総額1000億円の貸付けのうち670億円を危機対応業務に係る損害担保付貸付けとして貸し付けるなど、日本航空に対して多額の貸付けを行っていた。

表2 日本航空に対する貸付金残高の推移(単体ベース・年度末現在) (単位：億円、%)

項目 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21
政投銀の貸付金残高(A)	1540	3593	3623	3372	3017	2776	2294	5517
他の金融機関等も含めた貸付金残高(B)	3275	5908	6014	6118	5774	5946	5665	—
上記の貸付金残高に占める政投銀の割合(A/B)×100	47.0	60.8	60.2	55.1	52.2	46.6	40.5	—

注(1) 平成14年度末から20年度末までの貸付金残高は、日本航空の有価証券報告書(14年度については、株式会社日本航空の前身である株式会社日本航空システムの有価証券報告書)における長期借入金(1年以内に返済を要する長期借入金を含む。)の残高による。また、21年度末の政投銀の貸付金残高は、政投銀の資料による。

注(2) 平成21年度末の政投銀の貸付金残高については、21年6月の損害担保付貸付け670億円のほか、日本航空の資金繰りが一段と困難になった同年11月以降に実施したDIPファイナンスによる貸付け2800億円が加わったことにより、大幅に増加している。DIPファイナンスによる貸付けを除く21年度末の政投銀の貸付金残高は2717億余円である。

また、政投銀は、日本航空以外にも同社の主要な子会社である株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタル(以下、日本航空と両子会社を合わせて「日本航空等」という。)に対しても貸付けを行っており、その合計貸付金残高は5550億余円(21年度末)となっている。

これらのほか、政投銀は、20年3月に日本航空が実施した第三者割当増資を引き受けて、同社の優先株式(簿価200億円)も保有している。

(5) 日本航空等の経営破綻による損失の発生

21年6月の政投銀による損害担保付貸付けを含む総額1000億円の融資の実施後、国土交通省を含む関係者間で日本航空等の経営改善に向けた取組が進められていたが、結局、自力再生を断念して法的整理を経ての再生を目指すこととなり、日本航空等は22年1月19日に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続の開始決定を受けた。

そして、更生手続において、前記の政投銀の日本航空等に対する貸付けのうち、DIPファイナンスとして実施され優先的に弁済される貸付け2800億円を除く貸付金残高2750億余円(損害担保付貸付けを含む。)に対する弁済額は1325億余円(うち元本充当分1323億

余円、利息等充当分2億余円)となり、1426億余円が回収不能となった。一方、政投銀は、損害担保付貸付けについて、公庫に対して補償金の支払を請求するなどして、実質的に470億余円の補償金の支払を受けた(後述3(2)ウ参照)。

これらの結果、日本航空等に対する政投銀の貸付けに関して、政投銀においては前記の回収不能額1426億余円から公庫からの補償金受取額470億余円を控除した956億余円の損失が、公庫においては補償金支払額470億余円の損失がそれぞれ発生するに至った。

このほか、政投銀が保有していた日本航空の優先株式(簿価200億円)についても、更生手続において、日本航空の資本金等はその全額が減資処分され、政投銀において同額の損失が発生した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

日本航空は、かつては政府出資会社であり、その完全民営化後も、同社を中核とする日本航空グループは我が国を代表する航空運送事業を行う企業集団として重要な地位を占めていた。そして、その経営状況が悪化し、最終的に経営破綻に至る状況については、その過程で国土交通省を始め政府も深く関与し、また、国民負担にもつながるものであったことから、国民の大きな関心の対象となった。

その中で、政投銀は、従前から日本航空等に対して多額の貸付けを行っており、経営破綻に至る半年余り前の21年6月に金融団の協調により実施された日本航空への計1000億円の貸付けのうち670億円を危機対応業務に係る損害担保付貸付けとして貸し付けている。しかし、日本航空等は結果として経営破綻に至り、政投銀による日本航空等に対する貸付け等に関して多額の損失が発生することになった。特に、上記の損害担保付貸付けについては、損害担保の実行により公庫にも多額の損失が生じており、公庫における当該業務の原資には国からの出資金等が充てられていることから、この損失は直接的に国民負担につながるものである。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、政投銀による21年6月の日本航空に対する670億円の損害担保付貸付けについて、貸付決定に当たっての審査はどのように行われたか、貸付決定時の想定に対して、貸付け後、どのように事態が展開して経営破綻に至り、その結果多額の損失を生ずるに至ったのかなどに着眼して、日本航空、国土交通省、更生手続関係者等が明らかにしている情報を収集するとともに、政投銀本店において、貸付関係書類等によるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 政投銀による21年6月の損害担保付貸付けに当たっての審査

政投銀は、日本航空の21年度の資金繰り見通しから予想された21年6月の資金不足を回避するとともに、経営改善計画の策定・実行の蓋然性を確認しながら、構造改革に必要な本格的な融資等の資金調達を行うまでの融資として、他の金融機関と協調して本件貸付けを行っている。なお、この貸付けに当たっては、金融団における担保調整の結果として、政投銀は物的担保ではなく公庫の損害担保により保全を図っている。

政投銀は、本件貸付けの実施に当たり、それに先立って実施した日本航空に対する債務者格付の結果も活用するなどして、危機対応業務規程等に基づき、次のアからウまでのとおり、日本航空の財務状況、資金使途、返済財源等について審査を実施していた。なお、日本航空は直近の20年度決算(20年4月1日から21年3月31日まで)に係る有価証券報

告書において「^(注2)継続企業の前提」に係る注記を行っておらず、また、会計監査人も無限定適正意見^(注3)を提出していて、これに対する疑義を表示していない。政投銀は、このように継続企業の前提の下で作成された日本航空の財務諸表を基礎とし、更に自ら検討を加えて審査を行っていたとしている。

(注2) 継続企業の前提 財務諸表は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されるが、当該会計基準は、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(継続企業の前提)を基礎としている。

財務諸表の作成に当たり、企業の経営者には、経営者による評価及び対応が求められる合理的な期間において、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められ、その際経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するか否か、存在する場合には当該事象又は状況を解消し又は改善するための対応策を講じてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する。その結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断したときは、財務諸表に注記することとされている。

また、会計監査人は、経営者が実施した上記の合理的な期間にわたる継続企業の前提に関する経営者の評価について、その期間のうち少なくとも貸借対照表の作成基準日の翌日から1年間を対象期間として、その評価が適正であるか否かについて検討し、その結果、疑義がある場合には、継続企業の前提に重要な不確実性がある旨を表示しなければならないこととされている。

(注3) 無限定適正意見 会計監査人による監査の結果として表明される意見の一つであり、経営者が作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると会計監査人が判断した場合に表明される。

ア 財務状況

日本航空の直近の20年度の損益(連結ベース。以下、日本航空に係る財務諸表、経営状況等について同じ。)は、前年度に比べて大幅な減収減益で、大幅な赤字になっている状況であった。

政投銀は、本件の審査に当たって、債務者格付の際に行った実態バランスシートによる検討結果を踏まえるなどして貸付時点における日本航空の財政状態を分析しており、総資産に対して有利子負債が高水準となっていること、純資産が前期に比べて大幅に減少していることなどを把握する一方、各種資産の含み損の有無、減損適用の可能性、オフバランス項目である未認識退職給付債務等について検討した上で、日本航空の保有資産については的確な減損判定等が実施されていることから、潜在的な純資産の毀損の懸念はないとしていた。

これらのうち、既存の財務諸表に表れていないオフバランス項目であって、日本航空においてはその規模が大きく、特に注意を要すると認められる未認識退職給付債務及び航空機材の簿価と時価との差額(以下「簿価時価差額」という。)については、それぞれ次のように取り扱われていた。

(ア) 未認識退職給付債務

オフバランス項目の一つである未認識退職給付債務は、将来の年金や退職金の支払に備えて現時点において積み立てていなければならない額のうち、積立不足等となっているもので、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)において、将来、一定期間で費用処理することが認められている債務である。

政投銀は、21年3月末時点の日本航空の未認識退職給付債務について、その額が同時点の日本航空の純資産額1967億円の約1.7倍となる3314億円もの大規模なものであることを認識した上で、次の理由などから、日本航空が企業として継続する限り、将来にわたり当該債務を費用負担することができるなどとして、これを実態バランスシートに計上する必要はないと判断したとしていた。すなわち、退職給付債務は長期にわたって支払を行う債務であり、企業が継続する限り、全従業員が一時期に退職することはなく、これを一括して支払う事態は想定されないことなどから、将来にわたるキャッシュ・フローで賄うことが可能かを検討することが合理的であるとしていた。そして、日本航空は、21年6月の金融団による貸付けを申請するのに先立ち、同年4月に23年度末までの今後3年間の収支計画、資金計画等を内容とした中期経営改善計画(以下「中期計画」という。)を作成して、中期計画には費用削減策の一環として退職給付債務の減額が盛り込まれるなどしており、政投銀は、中期計画が実施されれば、将来の事業収支の中で減額後の退職給付債務の費用負担は吸収可能であるとしていた。

上記のように、企業が継続する限り、退職給付債務は短期間に支払が必要になるものではないことから、未認識退職給付債務を一概に実態バランスシートに計上する必要はないとはいえない。ただし、日本航空の場合、未認識退職給付債務の規模の大きさからして、仮に当該債務が現実化した場合にはその影響は大きく、また、上記の取扱いについては、結局、その前提となっている事業の継続性並びに中期計画の実施及びその効果に依拠するものとなっていた。

(イ) 航空機材の簿価時価差額

日本航空が事業で使用する有形固定資産の大半を占める航空機材については、需要の変化に柔軟に対応できない大型機や燃費効率の悪い旧型機が含まれており、これらの機材については簿価時価差額が大きいものも存在していた。また、多数の機種を保有することによる整備等の非効率の問題もあり、これらの機材の早期の退役・更新の必要性が検討されていた。

政投銀は、このうち、中期計画の計画期間中に退役が想定されている機材については、その簿価時価差額に相当する額を売却損・除却損として損益計画上の費用に織り込んでいた。

一方、日本航空は、21年4月に国土交通省から安定的な経営基盤を確立するための経営改善に向けた計画(抜本的な経営改善計画。以下「抜本計画」という。)の報告を求められており、その基本的な方向性として、低効率の機材の更新の促進等を検討する旨を同年6月に公表していた。そして、政投銀においても、前記の中期計画期間中に退役が想定されている機材のほか、低効率となっている機種について全機退役を検討事項としており、これらに係る簿価時価差額(21年3月末時点)は政投銀が中期計画で売却損・除却損として見込んでいた額を大きく上回り、同時点の日本航空の純資

産の額の2分の1を上回る大規模なものであるとしていた。この点について、政投銀は、上記の日本航空の報告において、機材の退役は、その現実性、実効性、日本航空に対するファイナンスの手法、時間軸等について、関係者との調整も含め、慎重に進めていくとされていたことも踏まえて、次の理由などから、この簿価時価差額について減損処理や損益計画への織込みの必要はないと判断して、これらの機材を保有・使用し続けるとの前提で損益計画を検討していた。すなわち、企業が継続し、割引前の将来キャッシュ・フローの総額が簿価を下回らない限りにおいて、簿価時価差額は顕在化することはないため、中期計画期間中に退役が想定されている機材の簿価時価差額に限って損益計画に織り込むことが合理的であるとしていた。

ただし、上記のとおり、政投銀はこれらの低効率の機種の新機退役を検討事項としており、本件貸付けの条件として抜本計画を21年9月末までに策定することが求められていたことなどに鑑みると、抜本計画が策定・実行されて、上記の検討事項とされていた機材の退役が現実のものとなり、簿価時価差額が顕在化していく可能性があったと考えられる。仮に、これらの機材の退役を前提とする方法で審査する場合には、低効率の機材が高効率の機材に置き換わることなどによって損益にプラスの効果が生ずることが期待されることから、これらの機材の簿価時価差額がそのまま全体としての損失の増大となるわけではないが、上記のように抜本計画の早期の策定が求められていた状況に鑑みると、これらの機材の退役を想定した場合の損益に与える影響について評価する方法で審査することも考えられた。

また、未認識退職給付債務と同様、航空機材の簿価時価差額の取扱いについても、結局、その前提となっている事業の継続性並びに中期計画の実施及びその効果に依拠するものとなっていた。

イ 資金使途

政投銀は、本件貸付け670億円の資金の使途について、日本航空の事業再構築に必要な機材、部品等の購入やシステム関連投資等の航空関連設備取得に充当され、事業基盤の強化に資するとしていた。

ウ 返済財源

前記アの財務状況は主として貸付時点における財政状態を検討するものであるのに対して、返済財源については、将来の収益を基に検討される。本件貸付けにおける返済財源については、次のとおり審査が行われていた。

(ア) 債務償還能力

債務償還の確実性を判断する上では、日本航空における負債と今後見込まれる利益等を基礎とした償還のための財源との対比が重要となる。日本航空は、前記のとおり、21年4月に中期計画を作成している。政投銀は、中期計画は日本航空が金融団に定期的な報告を行い金融団と事前に協議をしながら取りまとめた実効性の高い計画であるとしており、その内容も当時の厳しい経済環境が継続するとの前提で作成されていて、いわゆるリーマンショックに端を発した金融危機等により大きく落ち込んだ日本航空の売上高は金融危機前の水準に戻ることはなく、かつ、回復のペースも非常に緩慢になるとの計画になっているとしていた。具体的には、中期計画の実施による定常状態として、将来の売上見込みは金融危機前の平均売上高を1割から2割下回る

水準となるとして、この売上高の水準を前提に収支計画が組まれており、足下のイベントリスクの影響を織り込んだ内容になっているとしていた。

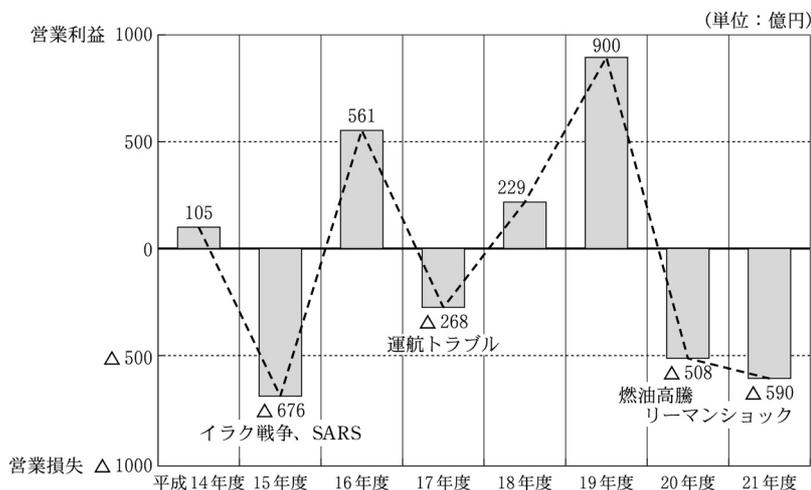
政投銀は、本件貸付けの審査に当たって、償還のための財源の算出については、中期計画において想定されている機材の売却損・除却損を反映し、返済すべき債務には、借入金以外にもリース債務や未認識退職給付債務を含めている。そして、中期計画を前提にするとともに、これを更に保守的に査定した将来の予想利益に基づいて、債務償還の確実性があると判断していた。

なお、日本航空グループの中核事業である航空運送事業については、前記の金融危機のほかにも、これまでイラク戦争、SARS、運航トラブルによる客離れ、燃油価格高騰等多くのリスクイベントが^(注4)発生しており、同事業のボラティリティは^(注5)相当に高いと考えられる(図2参照)。この点について、政投銀は、前記のように、足下のイベントリスクを織り込み、それ以外のイベントリスクについては、経常的に生ずるものではなく予測不可能な事象であり、定常状態に織り込むことは妥当ではないとして、本件貸付けの審査に当たって織り込んではいない。ただし、更なるイベントリスクにも耐え得るよう、政投銀は、他の金融機関とともに、日本航空に対して抜本計画を策定・実行するよう求めており、国土交通省においても、その策定・実行を指導・監督するとしていた。

(注4) イベントリスク・リスクイベント 突発的な事態の発生により生ずるリスクを「イベントリスク」という。本件貸付けにおいては、金融危機の影響が当面継続することを足下のイベントリスクとして想定している。また、このようなリスクを生じさせる突発的な事態を「リスクイベント」という。

(注5) ボラティリティ 損益が変動するリスク等の大きさ

図2 日本航空の営業利益等の変動状況



(注) 平成20年度までは実績、21年度は日本航空による21年5月時点での業績予想による。

(イ) 資金繰り

中期計画における日本航空の21年度の資金繰りの見通しによれば、21年6月に1000億円の資金不足が生じ、これが解決したとしても、さらに同年12月に1000億円の資金不足が生ずるなど年間を通じて2000億円を超える資金不足が生ずるとされており、政投銀の査定によれば、資金不足額はこの見通しよりも更に大きくなるとされていた。

政投銀は、日本航空の資金繰り状況について、中期計画を基にした前記の債務償還能力により事業を継続する資質が相応に認められること、同年6月の貸付けは政投銀の単独でなく他の金融機関との協調により実施されており、国土交通省による指導・監督の下、金融団も含めた日本航空再建に向けた関係者の枠組みの中で資金繰りを支えるものであったことなどから、経営再建中の企業のキャッシュ・フローは不足に陥るリスクが相対的に高いものの、それを支える関係者の枠組みが成立しており、日本航空の資金繰りは維持されると判断したとしている。そして、抜本計画については、同年6月に国土交通大臣が関係大臣に対して日本航空の経営改善が図られるよう指導・監督を行っていく旨発言する(前記の内閣官房長官・財務大臣・国土交通大臣会談)など国土交通省の指導・監督の下で策定・実施を行うこととなっており、また、政投銀及び金融機関も共同して日本航空にその策定・実施を求めている、当時の状況に鑑みれば、資金繰りが維持されるとした判断には十分な合理性があったとしている。

ただし、金融団において同年12月に必要とされる資金の貸付けを行う旨の明示の合意はなかった。そして、前記のとおり、そもそも本件貸付けは、当面の資金不足を回避するとともに、国土交通省の指導・監督の下で作成される抜本計画の策定・実行の蓋然性を確認しながら構造改革に必要な資金調達を行うまでの融資と位置付けられており、同年12月の資金不足を回避するための措置が執られるかどうかは抜本計画の策定・実行の状況及びそれに対する各金融機関の評価に依拠するものであった。

上記のアからウまでのように、本件貸付けに係る審査に当たっては、未認識退職給付債務等のオフバランス項目の取扱いのように特に注意を要するものなども含まれていたが、貸付けを実行するかどうかの判断は、最終的には、審査において検討した諸々の要素を総合的に検討した上、既往の貸付債権の回収への影響、他の金融機関との調整等も考慮に入れた上で決定されるものである。そして、政投銀は、金融機関としての合理的な裁量の下で、関係規程に基づく審査等を行い、当時の状況下で合理的な判断を行った上で本件貸付けを実施したとしている。

ただし、前記のとおり、審査における検討項目の中には、未認識退職給付債務や航空機材の簿価時価差額のように、日本航空においてはその規模や影響度が大きく、また、それらの取扱いが日本航空の事業の継続性、中期計画の実施等に依拠する項目や、資金繰りのように抜本計画の策定等に依拠する項目も含まれており、当時の状況下での判断としては不合理であったとはいえないものであっても、その後の事態の展開次第では、結果的にその前提に影響が及ぶことになる項目もあった。そして、貸付け後の事態の展開は次の(2)のようになっていった。

(2) 21年6月の貸付け後の事態の展開

ア 経営状況の推移及び経営改善に向けた取組

国土交通省は、前記のとおり21年4月に日本航空に対して抜本計画の策定を求めていたところであり、同年6月に日本航空により抜本計画における施策の方向性についての考え方が示された後、できる限り早期に抜本計画を策定するよう求めるとともに、その策定過程において日本航空をしっかりと指導・監督していくとしていた。また、本件貸付けの位置付けは前記のとおりであり、本件貸付けの条件としても、日本航空には同

年9月までに抜本計画を策定することが求められていた。

そして、国土交通省は、同年7月、抜本計画の策定・実施に当たり関係金融機関との十分な意思疎通を図るために同省と政投銀等の関係金融機関との連絡会議を設置するとともに、8月には、日本航空に対して抜本計画を策定する上で必要となる視点や企業再生に関する専門的な知見、第三者の立場からの客観的な見解等を提示して十分な検討を行い、抜本計画を確実に策定させることを目的として、「日本航空の経営改善のための有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置した。有識者会議は、同月及び9月の計2回開催され、オブザーバーとして政投銀等の関係金融機関も参加した。そして、当初の予定では、日本航空による抜本計画の策定後は、その実施状況について有識者会議において定期的にモニタリングなどを行うこととされていた。

その後、21年9月、日本航空の問題について、従来の延長線上ではなく一旦白紙の状態にして議論するとして、有識者会議は解散した。そして、同月25日に、日本航空の自主的な再建を確実に実現することを目的として、国土交通大臣直轄の顧問団として「JAL再生タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)が設置されて、日本航空に対して指導・助言を行い、抜本的な再生計画の迅速な策定と実行を主導することとされた。

これらの状況を踏まえて、日本航空は、当初同年9月までを予定していた抜本計画策定のスケジュールは変更を余儀なくされるなどとして、政投銀等に対し策定期限の延期を申し入れ、政投銀等はこれを了承している。

なお、後述のとおり、この後、結局、法的整理に移行するまでに日本航空自らの手によって抜本計画が策定されることはなかった。また、そのこともあって、法的整理に移行するまでに(1)ア(イ)で記述した航空機材の大規模な退役が正式に決定されることもなかった。

一方、このように日本航空の再建を巡る枠組みや手順が変遷する中で、政投銀の貸付決定時の見込みに相違して、同社の業績は一層厳しいものとなっていった。すなわち、同社が8月に公表した21年度第1四半期(21年4月1日から同年6月30日まで)の業績は営業損失861億円、経常損失939億円、純損失990億円、同年11月に公表した第2四半期累計期間(21年4月1日から同年9月30日まで)の業績は営業損失957億円、経常損失1144億円、純損失1312億円となっていた。そして、この損失額は、第2四半期までの時点において既に、中期計画はもとより、それより保守的に算定された政投銀の査定における年間の営業損失の予想額をも上回っており、営業収益の中心である旅客事業(国際及び国内)における計画上の収益のピークが8月であることから、そのまま推移すれば、同年度第3四半期以降に営業損益が劇的に改善して当初の見込みに沿った結果となることは見込み難い状況となっていた。

イ 企業再生支援機構による支援の検討及び事業再生ADR手続の開始

21年10月、株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りを行うことなどでその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)が発足し、同月29日に、機構による支援を受けて日本航空グループを再建することが妥当であるとするタスクフォースの調査報告書が国土交通

大臣に提出された。これを受けて、日本航空は、機構に対して支援を受けるための事前相談を開始した。

一方、この事前相談に対する結果が出るまでには相応の期間を要することが見込まれる中で、日本航空等は、金融機関等との協議・調整を進めるため、機構との協議の継続を前提として、同年11月に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)に規定する事業再生ADR^(注6)手続を事業再生実務家協会に申請し、受理された。そして、同手続における同月の第1回債権者会議において、対象債権者である金融機関等の同意を得てこれらに対する弁済を当面停止することが決定された。

このような状況を受けて、日本航空は、21年度第2四半期報告書において、継続企業の前提に関する注記を行った。すなわち、20年度の508億円の営業損失に続き、第2四半期累計期間(21年4月1日から同年9月30日まで)で957億円の営業損失を計上したこと及び借入金の返済条項の履行の困難性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているとした。さらに、日本航空は当該状況を解消すべく事業再生ADR手続の申請及び関係金融機関等への支援要請を行い、事業再生計画案を提示しているものの、同計画案は再生支援の事前相談をしている機構との協議で変更される可能性があることなどを踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとした。

そして、日本航空の会計監査人も、上記の期間に係る独立監査人の四半期レビュー報告書において、上記の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、日本航空は重要な営業損失を計上し、借入金の返済条項の履行の困難性が認められることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に重要な不確実性が認められるとした。

上記のように継続企業の前提に疑義が示されるに至り、21年6月の貸付けを行った金融機関を含め金融機関からの新規の貸付けの獲得が困難となったことから、日本航空の資金繰り状況はますます悪化していった。このため、政投銀は、日本航空に対して、DIPファイナンスとして22年1月までに数次にわたって更なるつなぎ融資(計2800億円)を行っている。

(注6) 事業再生ADR手続 事業再生について、裁判外で、中立的な立場にある専門家である事業再生実務家協会による私的紛争解決を図る方法。会社更生法等による法的整理に比べて簡易迅速な手続で、従来の商取引を継続しながら事業再生を図ることもできるとされている。

ウ 更生手続への移行

日本航空等においては、経営改善に向けた取組を続けていたが、機構の支援を受ける条件が整ったことから、22年1月19日に、政投銀等の金融機関と連名で機構に正式に再生支援の申込みを行い、支援決定を受けるとともに、機構による全面的な支援の下で裁判所の関与により透明性・衡平性が確保された手続を通じて国民目線に立った確実な再生を図るとして、裁判所に会社更生手続の開始申立てを行い、その決定を受けた。なお、事業再生ADR手続については、更生手続の開始申立てに先立ち、手続の終了が決定された。

更生手続においては、裁判所の選任した管財人(本件においては機構及び弁護士1名が管財人に選任されている。)が、対象事業者の資産の財産評定や債権の認否を行い、更生計画案の策定の基礎となるべき対象事業者の資産・負債を明らかにすることになる。その際は、継続企業に対するのとは異なり、清算企業としての前提により評価が行われることから、前記の未認識退職給付債務や航空機材の簿価時価差額は債務として顕在化することとなり、規模の大きさから、これらは債務超過状態をもたらす大きな要因となった。

また、中期計画における費用削減策の一つとして掲げられていた退職給付債務の減額については、必要な受給権者の同意が得られるか予断を許さない状況で推移していたが、法的整理の可能性や立法措置による対応の可能性が論じられる中で、最終的に更生手続の開始申立て直前の22年1月12日に至って必要な同意が集まり、減額が実現した。

そして、同年8月に管財人によって更生計画案が裁判所に提出され、日本航空等の既存の資本金等についてはその全額を減資すること、新たに機構による3500億円の出資及び機構に対する株式の割当てを行うこと、担保保全がなされていない一般更生債権についてはその確定債権額の87.5%の免除(元本部分。手続開始後の利息等については全額免除)を受けることなどとされた。そして、更生計画案では、同年3月末時点で日本航空は9592億円(概算)の債務超過に陥っているが、更生計画に基づく権利変更、機構による出資等により、23年3月末時点で債務超過を解消するとされ、また、再生に向けた事業計画として、航空機材の機種数の削減、機材の小型化等を行って、採算性及びボラティリティに対する耐性の向上を図ることなどの諸施策の実施により収益性を改善させるとされた。さらに、航空事業はイベントリスクにさらされている業種であるのに、従来リスク対応体制が不十分であったためにイベントリスクの発生により事業収益に大きな打撃を受けていたとして、リスク発生時の体制の構築を図るとされた。

その後、22年11月に裁判所により更生計画が認可され、23年3月の更生計画終了時点において、最終的に更生手続における政投銀の貸付金に対する弁済等の状況は次のとおりとなった。すなわち、前記の21年度末時点における政投銀の日本航空等に対する貸付金残高5550億余円のうち、DIPファイナンスとして実施された2800億円については、共益債権として優先的にその全額が弁済された。一方、その他の貸付金残高2750億余円(損害担保付貸付け670億円を含む。)については、そのうち担保保全がなされている更生担保権については当該担保により弁済するなどし、最終的に残った一般更生債権については上記のとおり元本の87.5%を免除するなどして、弁済額は計1325億余円(うち元本充当分1323億余円、利息等充当分2億余円)となり、貸付金残高2750億余円から元本弁済額1323億余円を控除した1426億余円(貸付金残高比51.8%)が回収不能となった。また、政投銀が保有していた日本航空の優先株式(簿価200億円)については、その全額が減資処分された。

一方、政投銀は、損害担保付貸付けについて、その全額の弁済が得られないことが明らかになったことから、22年7月に、公庫に対して、貸付額670億円に補填割合80%を乗じた536億円の補償金の支払を請求し、同年9月に公庫から同額の支払を受けた。その後、更生手続において、損害担保付貸付けを含む貸付金残高に対して上記のとおり

一部弁済を受けたことから、弁済額のうち損害担保付貸付けに係る82億余円に補填割合80%を乗じた65億余円を公庫に納付し、実質的には536億円から65億余円を控除した470億余円の補償金を受けることになった。

これらの結果、政投銀においては、貸付けに関して回収不能額1426億余円から公庫からの補償金の実質受取額470億余円を控除した956億余円の損失が、出資に関して200億円の損失がそれぞれ発生するに至った。また、公庫においては、政投銀に対する補償金の実質支払額470億余円の損失が発生するに至った。

上記のアからウまでのように、日本航空及び関係者において同社の再建に向けた検討が続けられ、その枠組みや手順についても様々な検討がなされる一方で、政投銀の貸付決定時の見込みに相違して、同社の業績は一層厳しいものとなっていった。そして、最終的には法的整理を経て再建を目指すこととなり、政投銀や公庫において、本件貸付け等に関して多額の損失が発生するに至った。

4 本院の所見

危機対応業務は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処するために必要な資金について、一般の金融機関が通常の条件によりその貸付け等を行うことが困難な場合に、公庫が信用供与を行うことによってその貸付け等を行うものであって、元来このように通常より困難な状況の下で実施されることから、通常の融資よりも高いリスクが伴わざるを得ない。

一方、公庫による信用供与は国の出資金等を原資としており、損害担保付貸付けに関して損失が生じた場合は直接的に国民負担につながることから、その実施に当たっては、このような可能性にも留意しつつ検討する必要がある。そして、政投銀は、危機対応業務に係る貸付け等の実施に当たっては、貸付先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、適切な審査を行うこととしている。金融機関が貸付けを行うに当たっての審査の具体的な方法等は各金融機関の裁量に委ねられている部分も大きく、21年6月の日本航空に対する損害担保付貸付けについて、政投銀は、前記のとおり、関係規程に基づく審査等を行い、諸々の要素を総合的に検討して、当時の状況下で合理的な判断を行った上で実行したとしている。ただし、その際の検討項目の中には、未認識退職給付債務や航空機材の簿価時価差額といったオフバランス項目のように、特に注意を要する項目であって、その後の業績の動向や経営再建スキームなどについての事態の展開次第では、結果的にこれらの項目の審査における判断の前提に影響が及ぶことになる項目も存在していた。そして、実際の事態の展開は、結果的に政投銀の貸付決定時の想定のとおりには進まなかったことも多く、最終的に日本航空等は経営破綻するところとなり、政投銀においては上記の貸付けを含む多くの貸付け等について多額の損失が発生し、また、公庫においては直接的に国民負担につながる多額の損失が発生するという事態に至った。

政投銀においては、このような経験も踏まえ、危機対応業務に係る貸付け等を行うに当たっては、今後とも、危機対応業務の趣旨を踏まえるとともに国民負担につながる可能性にも留意してリスクの評価等を行い、指定金融機関として必要な機能を適切に果たしていくことが望まれる。

本院としては、今後とも政投銀が実施している危機対応業務等国民負担につながる可能性のある貸付け等について引き続きその業務の実施の状況を注視していくこととする。

第6 独立行政法人が実施している融資等業務の状況について

検査対象	融資等業務を実施している独立行政法人 26 法人	
融資等業務の概要	事業者等を対象とした資金の貸付け、事業者等の資金調達の円滑化を図るための債務の保証、保険の引受け	
貸付業務の貸付残高	24 法人 56 業務	62 兆 5423 億円(平成 21 年度末)
債務保証業務の保証引受残高	10 法人 25 業務	1 兆 0577 億円(平成 21 年度末)
保険業務の保険価額残高	2 法人 5 業務	5 兆 7567 億円(平成 21 年度末)
融資等業務に係る資金に特定できた政府出資金		2 兆 9669 億円(平成 21 年度末)
融資等業務に交付された補助金、交付金及び補給金		7683 億円(平成 16 年度～21 年度)

1 検査の背景

政府は、平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、各特殊法人等の廃止、民営化を図るとともに、廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人については、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として独立行政法人化することとした。

その後、18 年 6 月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。)において、行政改革の重点分野である政策金融改革の一環として、独立行政法人等が実施している融資等の在り方について見直しを行うこととされ、政府は、独立行政法人が行う融資等の業務について見直しを行った。また、政府は、21 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づき、全ての独立行政法人の全ての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行うこととした。

さらに、21 年 11 月より、行政刷新会議のワーキンググループにおいて事業仕分けが実施され、独立行政法人が実施している融資等の業務についても複数の事業が対象とされた。そして、22 年 12 月に、政府は、行政刷新会議が策定した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)を閣議決定した。基本方針では、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置が取りまとめられており、個々の事務・事業の中には、業務の廃止や政府出資金等の国庫への返納等の方針が示されたものもあった。

独立行政法人が実施している融資等の業務は、所掌する特定の専門分野における政策目的を達成するため、民間金融機関を補完する位置付けで行われている。したがって、多くの事業で政策的な配慮から、国からの財政支援を受けて一般的な融資等よりも優遇された融資条件を設定するなどしており、独立行政法人が実施している事務・事業においても、特にスリム化・効率化の一層の徹底が求められる領域の一つであると考えられる。

一方、近年の社会経済情勢、特に金融情勢についてみると、世界的な金融危機の影響は、我が国経済にも深刻な影響を及ぼすこととなり、政府は、20年8月以降相次いで経済危機対策を実施し、独立行政法人に対する国の財政支出も多額に上っている。また、23年3月に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらすこととなり、政府は、復旧・復興のための措置を講ずるなどしている。独立行政法人が実施する融資等の業務についても、被災地域の復興の推進に資するために、幅広い分野において新たな制度を設けたり、既存の制度を拡充したりするなどしており、これに伴う財政支出も増加することが見込まれることから、より一層効率的、効果的に事務・事業を実施していくことが求められている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、独立行政法人が実施している融資等の業務のうち、その大半を占める、事業者等を対象とした資金の貸付け並びに事業者等の資金調達の円滑化を図るための債務の保証及び保険の引受けを行う各業務(新規融資等を終了して債権の管理・回収等のみを実施している業務を含む。以下「融資等業務」という。)を対象として、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の項目に着眼して横断的に検査した。

- ① 融資等業務に対する国の財政支援の状況はどのようになっているか、また、独立行政法人による資金調達等の状況はどのようになっているか。
- ② 融資等業務の案件採択時における審査は、適切に実施されているか。
- ③ 融資等により取得した債権の管理・回収は適切に行われているか。
- ④ 融資等業務の収支の状況はどのようになっているか。
- ⑤ 独立行政法人、事業者等、関係金融機関等の間におけるリスク負担等の内容は、合理的なものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

ア 検査の対象

独立行政法人のうち、22年3月末現在で、融資等業務を実施している26法人(表1参照)を検査の対象とした(以下、検査対象とした独立行政法人を「検査対象法人」という。)

表1 検査対象法人 26 法人

主務府省	検査対象法人	主務府省	検査対象法人
内閣府	独立行政法人北方領土問題対策協会	農林水産省	独立行政法人農業者年金基金
総務省	独立行政法人情報通信研究機構		独立行政法人農林漁業信用基金※
		独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
外務省	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人日本貿易振興機構	
文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構
	独立行政法人国立大学財務・経営センター		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
厚生労働省	独立行政法人勤労者退職金共済機構	国土交通省	独立行政法人中小企業基盤整備機構
	独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	独立行政法人雇用・能力開発機構		独立行政法人自動車事故対策機構
	独立行政法人労働者健康福祉機構		独立行政法人奄美群島振興開発基金※
	独立行政法人医薬基盤研究所		独立行政法人住宅金融支援機構※
農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	環境省	独立行政法人環境再生保全機構
	独立行政法人森林総合研究所	計	26 法人
	独立行政法人農畜産業振興機構		

注(1) ※印を付した各法人については、いずれも財務省と表中の該当する各省との2省が主務府省となっているが、便宜上、主務府省を一つ記載することとして本表のように整理している。

注(2) 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散した。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

イ 検査の方法

検査の実施に当たっては、16年度から21年度までを対象として、検査対象法人26法人から提出を受けた財務諸表、融資等業務に関して作成を求めた調書等を分析するとともに、貸付業務1業務に係る債権の管理・回収のみを実施して債権残高も少ない日本貿易振興機構を除く25法人に対して会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 独立行政法人が実施している融資等業務の概要

22年3月末現在で、独立行政法人が実施している融資等業務は、貸付業務が24法人56業務、債務保証業務が10法人25業務、保険業務が2法人5業務となっていて、計26法人で86業務が実施されている。これらの業務は、新規融資等の受付等を継続して行っている業務(以下「継続型」という。)と新規融資等の受付等を行わずに債権の管理、回収等のみを実施している業務(以下「管理型」という。)に区分することができる。

融資等業務に対する国の財政支援の状況についてみると、検査対象法人の多くには政府出資金が拠出されており、このうち明確に各融資等業務に係る資金と特定できる政府出資金は、21年度末時点で11法人39業務に対して計2兆9669億円となっている。そして、その大半は、18年度に福祉医療機構が旧年金資金運用基金から業務を承継したことに伴うものであり、これを除くと21年度末時点で計5716億円となっている。

また、国は融資等業務の運営を支援する特定の目的のために多様な補助金、交付金及び

補給金(以下、これらを「融資等業務補助金」という。)を交付しており、16年度から21年度までの交付額は9法人20業務に対して計7683億円と多額に上っている。そして、その大半は、住宅金融支援機構が実施する貸付業務に関して、貸付金償却及び保証料返還に係る費用の補填や、旧住宅金融公庫から承継した特別損失を埋めることを目的としたもので、19年度から21年度までの3か年度に計4993億円となっている(表2参照)。

表2 融資等業務の実施状況

検査対象法人(26法人)	業務数	貸付業務 (24法人)	債務保証業務 (10法人)	保険業務 (2法人)	融資等業務に 係る資金と 特定できた 政府出資金 (平成21年 度末現在) (百万円)	融資等業務 補助金 (16~21年 度計) (百万円)
北方領土問題対策協会	1	1	—	—	—	939
情報通信研究機構	2	1	1	—	18,866	—
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	2	—	—	—	—
国際協力機構	2	2	—	—	—	—
日本学生支援機構	1	1	—	—	—	95,300
国立大学財務・経営センター	1	1	—	—	—	—
勤労者退職金共済機構	3	3	—	—	—	—
福祉医療機構	4	4	—	—	2,401,052	59,906
雇用・能力開発機構	10	8	2	—	—	7,402
労働者健康福祉機構	2	2	—	—	—	1,295
医薬基盤研究所	1	1	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	—	—	86	—
森林総合研究所	1	1	—	—	—	—
農畜産業振興機構	1	—	1	—	371	—
農業者年金基金	1	1	—	—	—	621
農林漁業信用基金	12	5	3	4	156,940	15,382
新エネルギー・産業技術総合開発機構	4	2	2	—	24,055	—
日本貿易振興機構	1	1	—	—	—	—
情報処理推進機構	2	—	2	—	9,278	—
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6	4	2	—	51,209	32
中小企業基盤整備機構	14	4	10	—	97,243	—
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	4	—	—	—	—
自動車事故対策機構	1	1	—	—	—	—
奄美群島振興開発基金	2	1	1	—	9,801	—
住宅金融支援機構	6	4	1	1	198,000	587,447
環境再生保全機構	1	1	—	—	—	—
計	86業務	56業務	25業務	5業務	2,966,905	768,329
	うち継続型	43業務	28業務	10業務	5業務	
	うち管理型	43業務	28業務	15業務	0業務	
21年度末残高		貸付残高 62兆5423億円	保証残高 1兆0577億円	保険価額残高 5兆7567億円		

(注) 管理型については、法令等に基づき廃止の方針が決定されているものなどを含む。

(2) 貸付業務

ア 貸付業務の概要

独立行政法人が実施している貸付業務は表2のとおり24法人56業務あり、継続型12法人28業務、管理型17法人28業務となっている。

継続型28業務の新規貸付けの状況は表3のとおりであり、21年度の新規貸付額は3兆0024億円、同年度末における貸付残高は14兆4746億円に上っている。

表3 継続型に係る新規貸付け等の状況 (単位：百万円)

法人名	業務名	平成16年度 新規貸付額	17年度 新規貸付額	18年度 新規貸付額	19年度 新規貸付額	20年度 新規貸付額	21年度	
							新規貸付額	年度末貸付残高
北方領土問題対策協会	貸付業務	1,349	887	968	682	625	835	5,228
日本学生支援機構	学資金貸与業務	659,927	724,990	781,787	825,024	892,496	959,592	6,233,658
国立大学財務・経営センター	施設費貸付業務	54,404	71,226	65,816	69,124	67,185	58,169	361,404
福祉医療機構	福祉医療貸付業務	436,800	422,900	307,221	227,557	186,192	207,565	3,098,145
	年金担保貸付業務	239,778	229,165	210,359	199,182	194,449	186,753	186,282
	労災年金担保貸付業務	6,041	5,945	5,489	5,304	5,067	4,986	4,952
雇用・能力開発機構	就職資金貸付業務	19	13	19	9	9	7	18
	生活支援業務	1,431	1,489	1,424	1,327	1,259	1,407	12,940
	財形融資業務	129,683	99,755	81,195	76,501	56,773	37,537	801,586
	財形融資資金業務	6,249	4,936	4,070	1,808	1,369	1,546	25,345
農林漁業信用基金	農業融資業務	21,179	32,777	21,304	32,813	21,689	33,278	51,486
	林業等資金貸付業務	7,871	7,048	6,249	5,980	5,892	5,707	1,794
	漁業融資業務	19,640	18,663	20,040	19,177	20,031	18,985	28,175
	農業災害補償関係業務	8,327	2,291	1,726	2,042	1,772	2,417	2,417
	漁業災害補償関係業務	17,198	15,203	9,311	7,396	5,785	4,868	3,758
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	共同石油備蓄施設整備融資業務	—	—	—	—	—	300	504
	民間石油備蓄支援業務	314,602	329,853	454,129	649,140	693,379	926,086	926,086
	金属鉱物探鉱資金貸付業務	630	730	6,130	2,890	6,843	11,925	27,011
	鉱害防止資金・鉱害負担金貸付業務	561	700	702	688	530	428	4,770
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	18,670	11,035	10,597	176,123	109,893	38,325	645,707
	共済金貸付業務	53,447	48,023	44,354	48,649	69,132	56,353	163,211
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	内航海運活性化融資業務	52,905	52,994	52,994	52,994	52,994	62,610	62,610
	鉄道建設費貸付業務	—	—	—	—	—	—	10,660
	株式処分推進業務	—	—	—	—	—	—	100,000
自動車事故対策機構	被害者支援業務	343	271	226	184	167	144	12,323
奄美群島振興開発基金	貸付業務	1,680	2,010	1,680	1,823	1,407	1,274	8,287
住宅金融支援機構	財形住宅資金貸付業務	—	—	—	19,966	6,806	2,169	944,602
	住宅資金貸付業務	—	—	—	161,130	250,575	379,169	751,669
12法人28業務 計		2,052,744	2,082,914	2,087,800	2,587,523	2,652,333	3,002,444	14,474,639

イ 新規貸付けに要する資金に係る財政支援等の状況

新規貸付けに当たって必要となる資金の調達方法については、既存の貸付けに係る回収金のほかにも、業務ごとに多岐にわたっており、政府等からの出資金のような一定の規模の資金を常に保有しているものもあれば、業務量の見込みに応じた資金を国や民間金融機関から借り入れるなどして調達しているものもある。

(ア) 政府出資金

前記のとおり、貸付業務を実施するに当たっては、各種の国の財政支援が行われているが、新規貸付けに当たって必要となる資金について、政府出資金が拠出されている場合がある。

継続型のうち、21年度において政府出資金を貸付原資等としている業務は5法人10業務あり、これらについて、貸付金の年度末残高と貸付原資等としている政府出資金等の年度末残高の状況をみると、表4のとおりとなっていた。

表4 継続型のうち政府出資金を貸付原資等としているものに係る貸付金及び政府出資金等の年度末残高(平成21年度) (単位：百万円)

法人名	業務名	年度末貸付残高(A)	貸付原資等としている政府出資金等(平成21年度末)			割合(A/B)
			政府出資金残高	その他の出資金残高	計(B)	
福祉医療機構	福祉医療貸付業務	3,098,145	5,534	—	5,534	100%超
	労災年金担保貸付業務	4,952	5,831	—	5,831	84.9%
農林漁業信用基金	農業融資業務	51,486	54,467	8,213	62,680	82.1%
	林業等資金貸付業務	1,794	17,056	—	17,056	10.5%
	漁業融資業務	28,175	34,532	1,756	36,289	77.6%
	農業災害補償関係業務	2,417	3,800	1,800	5,600	43.1%
	漁業災害補償関係業務	3,758	2,860	2,960	5,820	64.5%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	金属鉱物探鉱資金貸付業務	27,011	30,601	—	30,601	88.2%
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	645,707	935,276	—	935,276	69.0%
奄美群島振興開発基金	貸付業務	8,287	6,650	2,978	9,628	86.0%

(注) 政府出資金は、貸付け以外の目的に充てられる分を含んでいる。

21年度末における貸付残高について、貸付原資等としている政府出資金等の年度末残高合計に対する割合を業務ごとにみたところ、多くの業務では80%前後となっている中で、農林漁業信用基金の林業等資金貸付業務(貸付原資は全て政府出資金)では10.5%と極端に低くなっていた。

この林業等資金貸付業務に係る事態を事例として示すと次のとおりである。

<事例1>

農林漁業信用基金は、林業等資金貸付業務を行っているが、その業務内容は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づき、林業等の健全な発展に資することを目的として、木材産業等高度化推進資金の貸付けを行う金融機関への資金供給の事業を行っている都道府県に対して、当該事業に必要な資金を貸し付ける低利預託原資貸付けである。同基金は、同業務を林業信用保証勘定で経理しており、貸付けに必要な資金として170億円の政府出資金の拠出を受けていた。

同業務の平成16年度から21年度までの貸付実績は、表のとおりであり、林業者等における当該資金への需要が低迷しているために、都道府県への貸付率は、各年度内における資金需要のピーク時の貸付残高でも、16年度に53.6%であったものが21年度には38.6%と年々減少してきており、21年度の余裕金の額は、104億円となっていた。

このため、政府出資金と都道府県への貸付残高との間にかい離が生じ、多額の資金が滞留することとなっていた。

表 林業等資金貸付業務における低利預託原資貸付けの状況(平成16年度～21年度)

(単位：百万円、%)

業務名	区分	平成16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
林業等資金貸付業務 (低利預託原資貸付け)	政府出資金 [A]	17,056	17,056	17,056	17,056	17,056	17,056
	ピーク時の貸付残高(注) [B]	9,151	8,143	7,746	7,236	6,846	6,587
	余裕金(A-B) [C]	7,904	8,912	9,309	9,819	10,209	10,468
	貸付率(B/A×100) [D]	53.6	47.7	45.4	42.4	40.1	38.6

(注) 貸付けの大半が年度内に償還される短期貸付けであるため、ピーク時の貸付残高を示している。

さらに、同基金の農業融資業務及び漁業融資業務にも、貸付メニューの一つとして林業等資金貸付業務と類似した低利預託原資貸付けにより実施されているものがあり、それぞれについて、貸付残高及び貸付原資である政府出資金等の推移をみると、表5のとおり、いずれも貸付実績が低調となっており、林業等資金貸付業務と同様に、貸付原資である政府出資金に多額の余裕金が生じていた。

表5 農業融資業務及び漁業融資業務における低利預託原資貸付けの状況(平成16年度～21年度)

(単位：百万円、%)

業務別	区分	平成16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
農業融資業務 (うち低利預託原資貸付け)	政府出資金 [A]	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	貸付残高 [B]	1,196	1,287	1,224	1,375	1,769	1,875
	余裕金(A-B) [C]	11,303	11,212	11,275	11,124	10,730	10,624
	貸付率(B/A×100) [D]	9.5	10.3	9.7	11.0	14.1	15.0
漁業融資業務 (うち低利預託原資貸付け)	政府出資金 [A]	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	貸付残高 [B]	615	611	579	449	458	409
	余裕金(A-B) [C]	5,384	5,388	5,420	5,551	5,541	5,590
	貸付率(B/A×100) [D]	10.2	10.1	9.6	7.4	7.6	6.8

(注) 農業融資業務及び漁業融資業務のいずれも、低利預託原資貸付け以外の貸付メニューも実施しているが、貸付原資である政府出資金は貸付メニューごとに区分して管理されていたことから、低利預託原資貸付けの貸付原資となっていた政府出資金額を計上した。

また、中小企業基盤整備機構の高度化融資業務は、同機構の一般勘定において融資業務以外の他の業務とともに経理されていて、他の業務と共通の原資として同勘定に拠出された政府出資金等を貸付原資としているが、検査したところ、同勘定の21年度末における現預金、有価証券等の保有高は2769億円となっていた。同業務における貸付残高の政府出資金に対する割合は表4のとおり69.0%であり、著しく低い割合ではないが、貸付残高及び貸付原資共に規模が大きいことから、政府出資金に生ずる余裕金も多額となり、このように現預金、有価証券等として保有されていることなどによるものと認められた。

なお、基本方針においては、農林漁業信用基金の三つの低利預託原資貸付けのうち、農業融資業務及び漁業融資業務に係るものに関しては事業を廃止、林業等資金貸

付業務についてはニーズに応じた規模に事業を縮減することとされており、農林水産省はこの方針を踏まえて、これらの事業を廃止又は縮減し、政府出資金のうち不要額計 257 億円を国庫に返納させている。また、中小企業基盤整備機構の高度化融資業務についても、基本方針において、政策的意義の低下した事業を廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図ることとされており、経済産業省はこの方針を踏まえて、22 年度から事業の見直しを行うとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることなどに留意しつつ、政府出資金のうち不要額を国庫返納することとしている。

(イ) 有利子資金の借入れなど

貸付原資について、政府出資金のような国からの財政支援以外に、有利子の借入れや債券の発行等、コスト負担を伴う手段により資金を調達している場合には、コスト負担を可能な限り軽減するために、事業量等に見合った調達額とするよう留意する必要がある。そこで、各法人が、資金の保有状況、過去の資金の貸付け・回収の実績等を踏まえて経済的な資金調達を行っているかについて検査を実施したところ、次のように必要額を上回って資金調達していた事態が見受けられた。

<事例 2>

奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づき、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)において奄美群島振興開発計画に基づく必要な資金を供給することなどにより、一般金融機関が行う金融を補完することなどを目的として、中小規模の事業者に対する貸付業務を行っている。そして、同基金は、近年、貸付計画額を年 24 億円としており、これに必要な資金は毎月 2 億円から 3 億円としている。

一方、同基金は、貸付けに必要な資金として、政府出資金等のほか、年度末に長期有利子資金の借入れを行っており、その額は、平成 18 年度 2 億円(借入期間中の支払利息総額 896 万円)、19 年度 3 億円(同 892 万円)、20 年度 1 億円(同 260 万円)となっている。

しかし、同基金の近年の新規貸付実績が計画額を下回っていることなどから、貸付金の回収実績が貸付実績を上回っていて、上記の借入れを決定した 12 月末時点における現預金の残高は、18 年度 3 億円、19 年度 5.6 億円、20 年度 7.5 億円と年々増加しており、資金調達に当たっては、資金の保有状況等を十分に踏まえて検討する必要があったと認められる。

なお、同基金は、このような状況を踏まえて、21 年度末の借入れは行っていなかった。

ウ 債権の管理・回収等の状況

(ア) 継続型に係る延滞債権等の状況

貸付業務のうち、継続型においては、回収金を貸付原資に充当することにより業務を実施していることから、一定の回収が見込まれることが業務継続の前提となっているものが大半である。そのため、回収が遅れたり、回収が不能であったりする債権が多くなれば、業務の継続に支障が生ずることとなる。

そこで、21 年度末に延滞が生じている継続型について、延滞債権(償還期限が到来している債権のうち 3 か月以上延滞しているものをいう。以下同じ。)等の状況をみると、表 6 のとおりとなっていた。

表6 平成21年度末において延滞が生じている継続型に係る延滞債権等の状況 (単位：百万円、%)

法人名	業務名	平成21年度末貸付残高(A)	延滞債権(B)	貸倒懸念債権等(C)	償却額(D)	延滞債権割合(B/A)	貸倒懸念債権等割合(C/A)	償却額割合(D/(A+D))
北方領土問題対策協会	貸付業務	5,228	61	114	7	1.1	2.1	0.1
日本学生支援機構	学資金貸与業務	6,233,658	262,879	215,316	32,146	4.2	3.4	0.5
福祉医療機構	福祉医療貸付業務	3,098,145	33,357	32,925	647	1.0	1.0	0.0
	年金担保貸付業務	186,282	146	145	48	0.0	0.0	0.0
	労災年金担保貸付業務	4,952	28	28	3	0.5	0.5	0.0
雇用・能力開発機構	就職資金貸付業務	18	0	0	8	5.1	5.1	31.0
	生活支援業務	12,940	1,038	2,575	170	8.0	19.9	1.3
	財形融資業務	801,586	0	0	—	0.0	0.0	—
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	645,707	49,282	113,930	2,313	7.6	17.6	0.3
	共済金貸付業務	163,211	28,575	54,003	7,641	17.5	33.0	4.4
自動車事故対策機構	被害者支援業務	12,323	2,553	5,443	18	20.7	44.1	0.1
奄美群島振興開発基金	貸付業務	8,287	2,179	3,342	292	26.3	40.3	3.4
住宅金融支援機構	財形住宅資金貸付業務	944,602	2,519	2,054	250	0.2	0.2	0.0
	住宅資金貸付業務	751,669	4,649	4,212	37	0.6	0.5	0.0
8法人14業務 計		12,868,614	387,273	434,096	43,586	3.0	3.3	0.3

注(1) 各法人が一定の基準に基づき分類した貸倒懸念債権及び破産更生債権等を貸倒懸念債権等(C)としているため、法人間で内容は同一ではない。

注(2) 償却額(D)には、債務者等からの申出等により貸付金の返還を免除した額を含む。

これによると、8法人14業務において延滞債権が発生していたが、これら業務を延滞債権割合の高い順に整理すると、表7のとおり、1%程度にとどまっている業務が半数を占めている一方で、比較的高い割合となっている業務も見受けられた。

表7 平成21年度末に延滞が生じている継続型に係る延滞債権割合の状況

法人名	業務名	平成21年度延滞債権割合(%)
奄美群島振興開発基金	貸付業務	26.3
自動車事故対策機構	被害者支援業務	20.7
中小企業基盤整備機構	共済金貸付業務	17.5
雇用・能力開発機構	生活支援業務	8.0
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	7.6
雇用・能力開発機構	就職資金貸付業務	5.1
日本学生支援機構	学資金貸与業務	4.2
北方領土問題対策協会	貸付業務	1.1
福祉医療機構	福祉医療貸付業務	1.0
住宅金融支援機構	住宅資金貸付業務	0.6
福祉医療機構	労災年金担保貸付業務	0.5
住宅金融支援機構	財形住宅資金貸付業務	0.2
福祉医療機構	年金担保貸付業務	0.0
雇用・能力開発機構	財形融資業務	0.0

延滞債権割合が比較的高い7業務のうち、業務規模が極めて小さい雇用・能力開発機構の就職資金貸付業務と、共済契約者に対して共済掛金とその運用益を原資とした貸付けを行うなど業務の性質が他と異なる中小企業基盤整備機構の共済金貸付業務の2業務を除く5業務について、債権の管理・回収に係る取組の状況をみると、いずれの業務においても、債権管理体制の強化や、融資実行後の期中管理の徹底等、回収促進又は延滞債権の発生抑止に向けた具体的な取組について、中期計画に明記するなどして管理・回収のための計画を策定し、実施している状況であった。

また、それに加えて、いずれの業務も、中期計画において、それぞれの業務の特性に応じた数値目標を設定していた。

上記5業務のうち、3業務においては債権回収に係る数値目標を設定しており、業務ごとの目標値を回収の実績と合わせて示すと表8のとおりである。

表8 債権回収に係る数値目標を策定している業務に係る目標の策定状況及び実績

法人名	業務名	総回収率		新規返還者に係る回収率	
		目標 (中期計画)	実績 (平成21年度末)	目標 (中期計画)	実績 (21年度末)
自動車事故対策機構	被害者支援業務	90%以上 ^{注(1)}	90.9%	—	—
雇用・能力開発機構	生活支援業務	—	—	97%以上 ^{注(2)}	96.2%
日本学生支援機構	学資金貸与業務	82%以上 ^{注(3)}	80.0%	95%超 ^{注(3)}	96.0%

注(1) 第二期中期目標期間(平成19年度～23年度)中の各年度において90%以上としている。

注(2) 第二期中期目標期間(平成19年度～23年度)中の達成目標である。なお、年度計画において各年度の達成目標を別途定めているが、21年度の目標は94%以上とされている。

注(3) 第二期中期目標期間(平成21年度～25年度)中の達成目標である。

これら3業務は経済的弱者に対する支援を目的とするものであり、回収率(各年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)に着目した目標値を設定している。

被害者支援業務においては、業務全体での回収率について、生活支援業務においては、新たな滞納者の発生抑止という点を重視して新規返還者に係る回収率について、学資金貸与業務においては、その両方の回収率について、それぞれ数値目標を設定している。

それぞれの目標値については、景況悪化を踏まえて、計画策定時点の回収率を維持するという観点から目標値を設定しているものがほとんどであるが、学資金貸与業務の総回収率の場合は、直近3か年の実績を基に改善率を見込んで目標値を設定している。

一方、中小企業基盤整備機構の高度化融資業務及び奄美群島振興開発基金の貸付業務においては、回収率に着目した数値目標は設定していない。

このことについて、同機構及び同基金は、都道府県と一体となって事業を実施しているなどの各業務固有の事情があるほか、中小規模の事業者等を対象とした事業であることから、回収に当たっては、当該事業者等の経営状況が急激に悪化しないための配慮等も必要であることなど、制度の目的等に照らし、回収率に着目した一律の数値目標を設定しないこととしたなどとしている。

上記の2業務はいずれも回収不能となる可能性が高い債権等の割合が高く、表9に示すとおり、回収率ではなく、中期目標期間中における、これらの債権の削減又はこれらの債権の割合を指標として、この低減について数値目標を設定している。

表9 中期計画におけるリスク管理債権等の縮減目標の設定状況及び実績(平成21年度末)

法人名	業務名	項目	目標	実績(平成21年度末)
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	不良債権額 ^{注(1)} の削減	17年度末の不良債権額1765億円を22年度までの5年間で概ね半減する	進捗率96.9% (21年度末不良債権額910億円)
奄美群島振興開発基金	貸付業務	リスク管理債権 ^{注(2)} の抑制	リスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度(25年度)において39%以下に抑制	リスク債権割合47%

注(1) 貸倒懸念債権及び破産更生債権等を不良債権としている。

注(2) 破綻先債権、破綻懸念先又は実質破綻先債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計をリスク管理債権としている。

このように、数値目標を設定している業務における目標に対する実績については、業務によっては中期目標期間半ばでの状況となるが、ほとんどの業務においてほぼ目標を達成している状況である。

(イ) 継続型に係る返還免除の状況

一部の業務においては、特定の条件を満たした債務者等からの申出等による貸付金の返還免除が制度化されている。この返還免除について、免除の事由及び免除額の推移を示すと表10のとおりである。

表10 継続型に係る貸付金の返還免除事由及び免除額(平成16年度～21年度) (単位：百万円)

法人名	業務名	免除理由	免除額						
			平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
日本学生支援機構	学資金貸与業務	返還困難	死亡又は心身障害に伴う労働能力喪失による返還不能	1,025	1,356	1,483	1,662	1,712	1,908
		目的達成	大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められること	—	409	8,003	13,112	13,912	15,207
			卒業後、継続して教育施設又は研究施設の職にあること	5,697	5,541	10,667	12,016	13,147	14,256
			特別貸与奨学金の借入者であって、一般貸与相当額を最終の割賦金の返還期限までに返還したときは、その残額の返還を免除する	897	607	496	403	339	216
		計	7,620	7,914	20,651	27,194	29,111	31,588	
雇用・能力開発機構	就職資金貸付業務	目的達成	就職日から一定期間を経過した日において常用労働者として雇用されているときなど	18	19	12	17	3	8
	生活支援業務	返還困難	死亡又は心身障害に伴う労働能力喪失による返還不能	3	7	6	7	5	6
		目的達成	一定期間職業訓練指導員の職務に就いた時、終了した科の技能検定に合格したときなど	223	134	191	176	129	164
		計	226	142	198	184	134	170	
中小企業基盤整備機構	高度化融資業務	返還困難	都道府県が債務者に対する元金並びにこれに係る利息及び違約金について、弁済を受けることができる見込みがないと認め、議会の議決に基づき債権等を放棄又は譲渡した場合等	645	3,270	197	2,325	3,283	912
自動車事故対策機構	被害者支援業務	返還困難	死亡又は心身障害に伴う労働能力喪失による返還不能	13	12	7	13	6	15

免除事由は、債務者の死亡等による返還困難を理由にするものと、一定の政策目的を達成したことを理由にするものとに大別されるが、後者に該当するものについては、毎年、相当の免除額が発生しており、特に学資金貸与業務では、年々、その額が増加していて、返還免除額に充当するための融資等業務補助金の交付や、貸付原資である国からの無利子貸付金の償還免除等、財政支援額も増加している状況である。

返還を免除した額については、回収されないことになるが、特に継続型にあっては、一定の回収が見込まれることが業務継続の前提となっていることなどを考慮すると、免除の条件を満たしているか否かについては、十分に事実関係等を確認するなどした上で判断する必要がある。また、貸付業務の目的に即した返還免除の要件を適切に設定する必要がある。そこで、これらを踏まえて、検査を実施したところ、次のように免除要件が業務の目的に十分に即したものとなっていない事態が見受けられた。

＜事例3＞

雇用・能力開発機構は、生活支援業務として、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)に基づき、職業訓練を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行っている。

このうち、短期課程の普通職業訓練を受ける住居喪失不安定就労者等に対する貸付けは、平成20年に発生した世界的な金融危機後の離職者対策として20年11月4日から22年1月31日までの間に行われたもので、その貸付実績は486件、2億3826万余円となっている。

この貸付けについては、貸付要領において、訓練が修了した日の翌日から起算して6か月以内に雇用期間が4か月以上の職業(以下「安定職業」という。)に就いていることにより、その全部の返還を免除することができるとされており、同機構は、雇用期間が4か月以上の雇用契約を結んだことで要件を満たしたとして、21、22両年度に計280件、1億3181万余円の免除を行っている。

そして、同機構では、雇用契約を結んだ後、実際に4か月以上就労しているかについては確認する必要はないとして、そのための手続を貸付要領に定めておらず、実際の確認を行っていない。

しかし、本制度の目的が住居喪失不安定就労者等の就労状況を安定的なものとするにあり、一旦安定職業に就いても短期間で離職する場合も想定されることから、安定職業に就いたことではなく、実際に4か月以上就労したことをもって免除を行う方が、より政策目的の達成を期待できると考えられる。

(ウ) 管理型に係る債権の管理・回収の状況等

前記のとおり、貸付業務の中には、新規融資の受付等を行わずに債権の管理、回収等のみを実施している管理型も17法人28業務ある。これら28業務のうち、延滞が生じている業務について、延滞債権等の状況をみると、表11のとおりである。

表11 平成21年度末において延滞が生じている管理型に係る延滞債権等の状況 (単位：百万円、%)

法人名	業務名	平成21年度末貸付残高(A)	延滞債権(B)	貸倒懸念債権等(C)	償却額(D)	延滞債権割合(B/A)	貸倒懸念債権等割合(C/A)	償却額割合(D/(A+D))
情報通信研究機構	通信・放送承継業務	207	28	28	—	13.8	13.8	—
福祉医療機構	承継債権管理回収業務	2,050,347	29,393	26,105	129	1.4	1.2	0.0
雇用・能力開発機構	既往就職資金貸付業務	34	34	34	0	100.0	100.0	1.6
	雇用促進融資業務	9,365	2,269	4,774	326	24.2	50.9	3.3
	通勤用自動車購入資金貸付業務	0	0	0	—	100.0	100.0	—
	既往財形融資業務	1,174	118	276	24	10.1	23.5	2.0

(単位：百万円、%)

法人名	業務名	平成21年度 末貸付残高 (A)	延滞債権 (B)	貸倒懸念債 権等 (C)	償却額 (D)	延滞債権割 合 (B/A)	貸倒懸念債 権等割合 (C/A)	償却額割合 (D/(A+D))
労働者健康福祉 機構	援護資金貸付業務	168	78	121	—	46.3	72.1	—
	融資資金貸付業務	3,680	1,423	2,120	197	38.6	57.6	5.1
農業者年金基金	農地等取得資金貸 付金債権管理回収 業務	1,868	106	113	7	5.7	6.0	0.3
新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構	鉱工業承継業務	762	90	99	—	11.8	13.0	—
中小企業基盤整 備機構	産業再配置融資業 務	991	728	991	—	73.4	100.0	—
	産炭地域振興融資 業務	4,027	2,637	2,769	366	65.4	68.7	8.3
鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構	貨物船改造資金融 資業務	124	124	124	—	100.0	100.0	—
住宅金融支援機 構	年金債権譲受業務	164,036	5,424	4,710	242	3.3	2.8	0.1
	既往債権管理回収 業務	28,317,477	1,147,060	1,003,423	143,958	4.0	3.5	0.5
環境再生保全機 構	貸付金回収業務	16,036	3,196	7,368	—	19.9	45.9	—
10 法人 16 業務 計		30,570,303	1,192,715	1,053,063	145,255	3.9	3.4	0.4

注(1) 各法人が一定の基準に基づき分類した貸倒懸念債権及び破産更生債権等を貸倒懸念債権等(C)としているため、法人間で内容は同一ではない。

注(2) 償却額(D)には、債務者等からの申出等により貸付金の返還を免除した額を含む。

これによると、10 法人 16 業務において延滞債権が発生しており、この中には、延滞債権割合、貸倒懸念債権等割合共に高い数値を示す業務が見受けられるが、債権の回収が進んだことによる債権残高の減少に伴い、回収が困難な債権の割合が相対的に高くなってきていることによるものと考えられる。

なお、管理型にあつては、新規貸付けがなく債権の回収のみが行われているため、国庫に納付するまでの間は回収した資金を保有することになり、資金が一定期間滞留する状況となりがちであることから、回収金額の規模が大きい場合、回収した資金の適切な管理や、効率的な運用に努める必要がある。

この点について検査を実施した結果、福祉医療機構の承継債権管理回収業務において、同機構が回収金等を国庫に納付するまでの間に行っていた資金運用について、回収金等の入金時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るよう本院が指摘したところ、同機構においてその処置が講じられたことから、平成 21 年度決算検査報告に「本院の指摘に基づき当局において処置を講じた事項」として掲記した。

(3) 債務保証業務

ア 債務保証業務の概要

独立行政法人が実施している債務保証業務(以下、単に「保証業務」という。)は 10 法人 25 業務あり、これを継続型と管理型に分けて整理すると、継続型は 5 法人 10 業務、管理型は 6 法人 15 業務となる。そして、表 12 のとおり、継続型 10 業務の 16 年度から 21 年度までの間の新規保証引受額は計 6686 億円、21 年度末の保証引受残高は計 3285 億円となっている。また、全 25 業務の 21 年度末保証引受残高の合計は 1 兆 0577 億円となっている。

表 12 保証業務の状況(平成 22 年 3 月末現在)

(単位：件、百万円)

法人名	業務名	平成 16 年度から 21 年度までの間の新規引受実績		21 年度末保証引受残高
		件数	引受額	
情報通信研究機構	通信・放送新規事業保証業務	2	432	432
農林漁業信用基金	林業信用保証業務	11,092	258,032	54,449
	農業災害補償関係保証業務	—	—	—
	漁業災害補償関係保証業務	—	—	—
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油天然ガス開発保証業務	20	375,723	244,500
	金属鉱物開発保証業務	2	22,716	22,716
中小企業基盤整備機構	中心市街地活性化事業保証業務	—	—	—
	事業再生円滑化保証業務	3	535	—
	事業再構築円滑化等保証業務	12	1,320	1,320
奄美群島振興開発基金	奄美地方保証業務	751	9,893	5,095
継続型(5 法人 10 業務)の計		11,882	668,652	328,513
管理型(6 法人 15 業務)の計		345	18,342	729,193
合計		12,227	686,995	1,057,706

(注) 中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金については、それぞれ独立行政法人化した平成 16 年 7 月及び 16 年 10 月以降の実績である。(以下、表 15 までについて同じ。)

イ 国の財政支援の状況

保証業務においては、保証の依頼を引き受けるに当たり、事業者等に代わって金融機関に対して行う債務の弁済(以下「代位弁済」という。)等に備える財源を確保しているが、継続型 10 業務のうち、政府出資金をこの財源に充てている業務は 7 業務あり、21 年度末で計 1159 億円が出資されている。また、2 保証業務に対して、2 貸付業務と共通の原資として、66 億円の政府出資金が交付されている。

このほか、政府出資以外の国の財政支援として、林業信用保証業務に対して融資等業務補助金が 16 年度から 21 年度までの間に計 60 億円交付されている。

ウ 新規引受実績の状況

(ア) 新規引受実績のないもの

表 12 のとおり、継続型の保証業務 10 業務のうち 3 業務については、16 年度から 21 年度までの間の新規引受実績がない。

このうち、農業災害補償関係保証業務及び漁業災害補償関係保証業務は、検査対象法人が行う 2 貸付業務(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務)をそれぞれ補完するものであるが、これら 2 保証業務に新規引受実績がないのは、業務実施の前提である、2 貸付業務の貸付資金が一時的に不足した際に他の金融機関から借入れを行うなどの事態が発生していないためである。

また、中心市街地活性化事業保証業務については、22 年 4 月に実施された経済産業省における独立行政法人等についての見直しの結果を受けて、23 年 3 月に事業が廃止され、同月に政府出資金 28 億円が国庫に納付された。

(イ) 一定の新規引受実績のある業務の状況

継続型 10 業務における 16 年度から 21 年度までの間の新規引受実績は表 12 のとおりであるが、このうち、毎年一定の新規引受実績を有するのは林業信用保証業務及び奄美地方保証業務の 2 業務であり、これらについて、16 年度から 21 年度の間の状況をみると表 13 のとおりである。

表 13 新規引受実績の状況 (単位：件、百万円)

法人名及び業務名	区 分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
農林漁業信用基金 林業信用保証業務	新規引受件数	2,043	1,937	1,795	1,776	1,647	1,894
	新規引受額	46,057	43,089	39,714	39,755	36,266	53,149
	保証引受残高	47,554	44,879	41,315	40,429	37,709	54,449
奄美群島振興開発基金 奄美地方保証業務	新規引受件数	102	147	143	172	111	76
	新規引受額	1,430	1,910	2,201	2,274	1,173	902
	保証引受残高	13,117	10,525	8,920	8,013	6,708	5,095

これら 2 業務は、中小、零細規模の企業等を対象としていることから、業務の対象となる潜在的な事業者等が多く、また、制度が発足して長期間が経過していることもあって、新規引受実績は他の業務と比較して多くなっているが、一部の年度を除いておおむね減少傾向にある。その理由として、林業信用保証業務については、木材総需要の減少傾向が続いたこと、林業・木材産業の工場数や売上げが減少したことなどによるものと考えられる。同業務については、21 年度に政府の経済危機対策により既存の保証とは別枠の無担保保証枠等を設定し緊急的な支援措置を講じたことから、一転して新規引受実績が増加しており、この緊急的な支援措置を行うための財源として別途政府出資金が 69 億円拠出されている。

また、奄美地方保証業務については、経営環境の厳しい建設業や、売上げ不振が続く小売業等において資金需要が減少したことなどに加え、20 年度以降、政府の経済危機対策により各都道府県の信用保証協会が保証割合を 100% として実施している緊急信用保証に需要が移行したことなどによるものと考えられる。

この 2 業務について、保証業務の収支の基本的な項目である、保証料収入、代位弁済額支出及び代位弁済回収額収入(以下、これらを合わせて「基本収支」という。)を抽出して計画及び実績を対比してみると表 14 のとおりである。

表 14 基本収支の状況 (単位：百万円)

法人名及び業務名	区 分	平成 16 年度		17 年度		18 年度		19 年度		20 年度		21 年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
農林漁業信用基金 林業信用保証業務	保証料収入額(A)	516	372	748	353	469	336	430	357	430	396	465	864
	代位弁済額支出(B)	2,933	1,870	2,933	1,399	2,200	2,192	1,540	1,864	1,460	2,652	1,450	1,680
	代位弁済回収額収入(C)	1,084	369	1,430	452	1,259	423	680	487	590	353	508	268
	基本収支差額(A-B+C)	△ 1,332	△ 1,129	△ 754	△ 593	△ 471	△ 1,432	△ 430	△ 1,019	△ 440	△ 1,902	△ 477	△ 547
奄美群島振興開発基金 奄美地方保証業務	保証料収入額(A)	75	75	178	54	142	108	107	74	131	56	140	44
	代位弁済額支出(B)	250	248	500	499	450	444	424	423	275	273	400	713
	代位弁済回収額収入(C)	182	192	363	154	357	205	348	144	242	146	200	172
	基本収支差額(A-B+C)	7	19	42	△ 290	49	△ 129	32	△ 205	98	△ 71	△ 58	△ 496

このように、2 業務の基本収支の状況をみると、16 年度から 21 年度までの間のはほとんどの年度において基本収支差が支出超過となっている。このうち、林業信用保証

業務についてみると、計画段階から基本収支差が支出超過となっているが、これは、政策目的の達成のために保証料を低く設定するよう制度設計されていることによるものである。

また、2業務の基本収支について、計画と実績を比較してみると、ほとんどの年度において、支出超過の額は、計画より実績が上回っている。これは、主として代位弁済の回収実績が計画段階の半分程度にとどまっていることによるものであるが、このほかにも、保証残高が減少傾向にある中で、保証料収入の実績が計画を下回っていること、代位弁済の実績が計画と同程度又は上回っていることにもよるものである。

そして、これら2業務に対する国の財政支援の状況についてみると、林業信用保証業務においては、前記のとおり政策的に保証料を低く設定していることによる基本収支差の補填等のために国から林業信用保証事業交付金等が交付されている。すなわち、基本収支差の支出超過の状況が交付対象経費の増加に直結する仕組みとなっている。16年度から21年度までの基本収支差を補填するために27億円、また、米国の金融危機に端を発する世界的な景気悪化を受けて、20、21両年度の代位弁済額と経営上想定された代位弁済額との差額を補填するために19億円が交付されるなどしている。

また、奄美地方保証業務においては、国等からの出資金の運用益等を業務の実施に必要な経費に充てることとしていて、16年度から21年度までの間に15億円の出資を国から受けており、奄美群島振興開発基金の中期計画においては、25年度までに更に13億円の出資を受けることとなっている。出資額の算定に当たっては、代位弁済率(代位弁済額を平均保証残高で除したもの)が2%から2.64%までの間で推移することや、代位弁済額が計画どおり回収できることなどを前提としている。しかし、17年度から21年度までの間の実績をみると、代位弁済率は最小で3.80%、最大で12.05%であり、また、表14のとおり、代位弁済の回収実績が計画を下回り続けており、今後も同様の傾向が続く場合、出資金の運用益等で必要な経費を賄うことができなくなるおそれがある。

エ 代位弁済回収の状況

検査対象法人は、代位弁済を行った場合、事業者等に対する代位弁済額の返還請求権(以下「求償権」という。)を行使して、事業者等に対して代位弁済額の支払を請求し、回収業務を行う。回収に当たっては、保証引受時に徴求した担保を処分するなどして代位弁済額の回収を図ることになるが、回収ができず将来的にも回収は困難であると判断した場合は、求償権の一部又は全部を償却することとなる。

求償権の分析に当たっては、代位弁済額の回収には代位弁済後一定程度の期間が必要なことを考慮する必要がある。このため、分析の対象とする求償権は、16年度期首時点まで有していた求償権及び16年度から20年度までに発生した求償権とした。

継続型の10業務のうち、上記分析対象の求償権を有しているのは4業務であり、各業務の16年度期首時点の求償権残高に16年度から20年度までに発生した求償権を加えた額は計314億円となっている。この額に対する同期間中における求償権の減少額の状況についてみると、約半分に当たる167億円が減少している。しかし、その減少額の

内訳についてみると、減少額の57%に当たる94億円は求償権の償却によるものであり、代位弁済額の回収によるものは減少額の43%に当たる72億円にとどまっている。

このように、求償権は減少しているが、代位弁済額を回収できないものの割合が高い状況となっていて、継続型において、このような状況が今後も継続すれば、保証業務の基本収支について支出超過の額が累積するなどして財務上の損失が生じ、将来的には国の更なる財政支援を必要とするおそれがあることに留意する必要がある。

オ 保証引受に当たってのリスク負担の状況

検査対象法人は、事業者等が債務保証を受けることで調達した資金に対して、政策上の必要性等を勘案して、保証割合を設定しているが、保証割合については、金融機関が貸付けを行う上で必要な範囲にとどめることが重要である。行革推進法に基づく見直しなどにおいても、金融機関が事業者等に貸付けを行う際に自己規律を欠いた判断をするといった、いわゆるモラルハザードの問題が生じないようにするなどのために、事業者等が債務不履行となった場合の損失リスクを金融機関も一定程度負担することで、金融機関が的確な判断を行うことができる仕組みとする必要性が指摘されている。

そこで、継続型10業務のうち、16年度から21年度までの間に新規引受実績のある7業務(表12参照)の保証割合の状況についてみたところ、表15のとおり、2業務において、検査対象法人の保証割合を100%としている引受け(以下「100%保証」という。)が見受けられた。

表15 新規引受実績の推移 (単位：百万円、%)

法人名	業務名	区分	平成16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
			件数	引受額	件数	引受額	件数	引受額	件数	引受額	件数	引受額	件数	引受額
農林漁業信用基金	林業信用保証業務	新規引受実績(A)	2,043	46,057	1,937	43,089	1,795	39,714	1,776	39,755	1,647	36,266	1,894	53,149
		うち100%保証(B)	1,648	39,298	1,542	36,199	1,450	34,042	1,459	34,293	1,346	31,322	1,642	47,094
		割合(B/A)	80.6	85.3	79.6	84	80.7	85.7	82.1	86.2	81.7	86.3	86.6	88.6
奄美群島振興開発基金	奄美地方保証業務	新規引受実績(A)	102	1,430	147	1,910	143	2,201	172	2,274	111	1,173	76	902
		うち100%保証(B)	102	1,430	147	1,910	143	2,201	12	173	15	132	8	62
		割合(B/A)	100	100	100	100	100	100	6.9	7.6	13.5	11.3	10.5	6.9

2業務のうち奄美地方保証業務では、従来、全て100%保証としていたが、行革推進法に基づく見直しを受け、19年11月に、災害関係保証等の例外を除き、原則として保証割合を80%とする見直しを行った。その結果、21年度における全体の新規保証引受件数及び金額に対する100%保証の引受件数及び金額の割合は約1割となっている。

また、林業信用保証業務では、従来、保証割合は2種類あり、政策上の必要性が高いものについて100%保証としていたが、20年6月以降に新規に保証を引き受けるものについては、100%保証の契約をより限定することとし、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金である場合等に限り100%保証とするなどの見直しを行った。しかし、前記のとおり、21年度に政府の経済危機対策による緊急的な支援措置が100%保証により行われたこともあって、全体の新規保証引受件数及び金額に対する100%保証の引受件数及び金額の割合には、大きな変化は見られない。

なお、債務保証を行うに当たっては、事業者等から保証の依頼を引き受けることにより代位弁済を行い損失を被るリスク(以下「保証引受リスク」という。)を負うことになることの対価として、被保証債務の額に検査対象法人が業務ごとに定めた保証料率を乗じて得た額を保証料として徴収している。保証料については、検査対象法人は、それぞれの保証引受リスクに見合ったものとなるよう設定する必要があるが、保証料率に関して再検討を要する事例が次のとおり見受けられた。

＜事例4＞

情報通信研究機構は、通信・放送新規事業保証業務を実施するに当たり、保証料については、借入残高に、所定の保証割合及び保証料率を乗じて算定することとしており、このうち保証料率についてみると、事業1件につき借入元本の総額が2億8000万円を超える借入れに係る債務保証の場合は年0.9%以内、2億8000万円以下の借入れに係る債務保証の場合は年1.5%以内としていて、2億8000万円を境に保証料率が不連続となっているが、事業者の財務状況にかかわらず、借入元本の額が高額となり保証引受リスクが大きくなることに伴い、高額な保証料となるような制度としている。そして、保証料率を段階的に設定した理由については、同機構は、2億8000万円を超えるものについては政策的に低利に設定したためとしている。

しかし、上記保証料の算定方法では、表のとおり、同一の事業者であっても、2億8000万円の前後において、高額な借入額に対する保証料の方が、低額な借入額に対する保証料より安価となる場合が生ずることとなる。

表 機構が設定する保証料率による年間保証料の上限(例) (単位：件、百万円)

算定方法	借入元本の総額	2億8千万円以下		2億8千万円超	
	保証料率	1.5%以内		0.9%以内	
借入総額の例		1億8千万円	2億8千万円	2億9千万円	4億6千万円
上記に対する年間保証料の上限		2,160千円	3,360千円	2,088千円	3,312千円

(4) 保険業務

ア 保険業務の概要

保険業務は、農林漁業信用基金の農業保証保険、農業融資保険、漁業保証保険及び漁業融資保険の4業務並びに住宅金融支援機構の住宅融資保険の1業務、計5業務が実施されていて、全て継続型である。

このうち、農業保証保険及び漁業保証保険の両業務は、金融機関の貸付けについて債務保証を行う農業信用基金協会又は漁業信用基金協会(以下、これらを「基金協会」という。)が当該貸付けなどの債務者に代わって金融機関に弁済した場合に、同基金が基金協会に対して保険金を支払うものである(以下、これらの保険を「保証保険」という)。

一方、他の3業務は、貸付けを行う金融機関がその債務者から所定の期限までに弁済を受けられなかった場合に各法人が金融機関に対して保険金を支払うものである(以下、これらの保険を「融資保険」という)。

イ 国の財政支援の状況

上記の5業務に対する国の財政支援の状況についてみると、表16のとおりである。

表 16 国の財政支援の状況 (単位：百万円)

法人名	業務名	政府出資金等 注(1)		融資等業務補助金					
		残高(平成21年度末現在)	独立行政法人化後の抛出現額	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
農林漁業信用基金	農業保証保険	8,729 注(2)	—	—	1,046 注(2)	851 注(2)	292 注(2)	770	366
	農業融資保険		—	—				—	—
	漁業保証保険	26,852	—	555	479	392	366	2,724	674
	漁業融資保険	160	—	—	—	—	—	—	—
住宅金融支援機構 注(3)	住宅融資保険	116,000	98,000	—	—	—	—	—	5,900

注(1) 農業保証保険及び農業融資保険については、農林漁業信用基金が独立行政法人に移行する前に国から交付を受けた政府交付金 32 億円を含む。

注(2) 農業保証保険及び農業融資保険とで区分されていないため、合計額を示している。

注(3) 平成 16 年度から 18 年度までは旧住宅金融公庫の実績を示しており、表 17 及び 18 においても同様である。

21 年度末現在で、いずれの保険業務についても政府出資金等が抛出されており、これらは、各保険業務の運営に当たって財務基盤の強化を図る必要があるなどとして抛出されてきたものである。なお、独立行政法人化後に抛出されたものとしては、21 年度に経済危機対策として、住宅融資保険業務に対して 980 億円が抛出されている。

また、漁業融資保険を除いた各保険業務に対して、保険料の額が政策的に低く設定されていることによる収支差額の一部を補填するなどの目的で融資等業務補助金が交付されている。

ウ 業務実績の状況

2 法人 5 業務の 16 年度から 21 年度までの間の新規保険引受額は計 4 兆 7003 億円、21 年度末における保険価額残高は計 5 兆 7567 億円となっている。これら 5 業務の業務実績について年度別にみると、表 17 のとおりである。

表 17 業務実績の状況 (単位：百万円)

法人名	業務名	区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
農林漁業信用基金	農業保証保険	新規保険引受額	665,918	595,272	457,262	424,716	460,510	432,832
		保険価額残高	3,878,303	3,858,865	3,792,691	3,705,550	3,648,315	3,596,619
	農業融資保険	新規保険引受額	—	—	—	450	7,100	300
		保険価額残高	2,909	1,335	1,066	1,255	8,230	8,413
	漁業保証保険	新規保険引受額	132,414	122,175	106,375	100,178	92,395	150,800
		保険価額残高	216,097	203,468	186,750	169,175	160,203	208,590
	漁業融資保険	新規保険引受額	—	—	—	—	—	—
		保険価額残高	—	—	—	—	—	—
住宅金融支援機構	住宅融資保険	新規保険引受額	137,228	82,819	53,872	82,567	148,382	446,810
		保険価額残高	1,786,404	1,726,832	1,620,998	1,584,007	1,620,165	1,943,090

保険業務 5 業務のうち、毎年度一定の業務実績を有する農業保証保険、漁業保証保険及び住宅融資保険の 3 業務についてみると、農業保証保険は、新規保険引受額、保険価額残高共に減少傾向にあるが、政府出資金等の額は、15 年 10 月に独立行政法人となって以降、87 億円のままとされている。漁業保証保険及び住宅融資保険については、新

規保険引受額、保険価額残高共に21年度に大きく増加しており、これは前記のとおり、政府が21年度に緊急経済対策を実施したことにより増加したものと考えられる。

一方、漁業融資保険は、16年度から21年度までの間の業務実績がない状況となっている。これについて詳述すると、次のとおりである。

<事例5>

農林漁業信用基金は、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づき、毎年度、漁業融資保険の対象となる貸付金の上限額等を定めた基本的な保険契約を農林中央金庫と締結しており、同金庫が個々の貸付けについて同保険に付すと判断した場合に、同基金に通知することによって個々の保険関係が成立することとなっている。そして、同金庫は、同保険の対象となる漁業近代化資金等の貸付けを漁業者等に対して行っているが、同保険には付していないため、同基金が独立行政法人に移行した平成15年10月から21年度末までの間で個々の保険関係が全く成立していない。また、同基金が独立行政法人に移行する前の保険関係の成立状況をも、昭和62年度までは毎年度成立していたものの、その後成立したのは平成2年度の2件(保険引受額3億円)及び11年度の1件(同3億4000万円)となっている。

これは、漁業経営環境の悪化等により、資金需要が減少していることもあるが、上記のように保険関係が成立していない状況を踏まえて、業務運営の適切な見直しが十分に行われてこなかったことによるものと考えられる。

上記の事態について、農林漁業信用基金は、本院の検査を踏まえて、22年8月以降、農林中央金庫との連絡協議会を設け、同保険の活用等について調整を行っている。

エ 補填割合の状況

保険契約の相手方となる基金協会又は金融機関では、債務不履行等があった場合に被る損失は、検査対象法人から保険金の支払を受けることで補填されることになる。しかし、その補填割合が著しく高い場合には、基金協会又は金融機関においてモラルハザードの問題があることが行革推進法に基づく見直しなどにおいて指摘されている。そこで、各保険の補填割合についてみると、農林漁業信用基金の各保険業務では補填割合は70%又は80%となっており、住宅金融支援機構の住宅融資保険では補填割合は90%のほかに、100%となっているもの(以下「100%補填」という。)がある。補填割合が高い住宅融資保険について、補填割合別の保険引受額の状況についてみると、表18のとおりである。

表18 住宅融資保険の補填割合別の保険引受額 (単位：百万円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
90%	107,285	69,525	48,623	45,922	44,368	38,793
100%	29,943	13,293	5,248	36,645	104,013	408,016
計	137,228	82,819	53,872	82,567	148,382	446,810

同保険の100%補填の保険引受額の推移をみると、19年度以降に急増している。特に21年度では、政府による経済危機対策の一環として、円滑な住宅資金貸付けの実施を目的として100%補填の適用範囲が拡大されるなどした結果、100%補填の保険引受額は4080億円と多額に上り、同年度における同保険全体の保険引受額4468億円の約9割を占めている。

上記100%補填の保険業務については、モラルハザードの防止のため、住宅金融支援機構が、貸付けを行う金融機関から送付される関係書類に基づき、金融機関とは別に当該貸付けの行われる前に審査等を行う二重のチェック体制とし、金融機関による審査の適正性を担保することとされている。

4 本院の所見

独立行政法人が行う融資等業務には、制度設計上、独立採算が困難で、国からの出資金の抛却や補助金の交付を前提としているものも多数見受けられる。しかし、その実施に当たっては、極力、経済性及び効率性に配慮して、必要以上に国の財政支援に依存しない経営を行うことに努める必要がある。

また、東日本大震災以降、国の復興支援対策の一環として、検査対象法人の融資等業務についても、返済条件の緩和や制度の新設等の措置が執られてきている。これらの措置等が、検査対象法人の今後の業務運営や財務等に与える影響は現時点ではまだ明確ではないが、国からの財政支援も多額となることが予想される。

したがって、各独立行政法人においては、融資等業務を今後どのような位置付けや方法で実施していくかについて、不断の検討や見直しが必要であり、その際には次の点に留意することが必要である。

ア 貸付業務

(ア) 主務府省及び検査対象法人においては、貸付業務の原資として抛却された政府出資金について、業務量の変化等に応じた適正な規模のものとなっているか、適時適切な見直しを行う。また、各法人においては、事業資金の調達及び運用に当たり、資金の効率的な調達及び運用に努める。

(イ) 債権の管理・回収に当たり、延滞債権額、貸倒懸念債権等の額及び償却額が多額に上っていたり、延滞債権割合が高かったりしている業務には、セーフティネットとしての役割が高く、政策性の強い業務も少なくない。しかし、継続型においては、未回収額が増加すれば、貸付財源として新たな資金調達が必要となるなど、経済性及び効率性が損なわれるばかりでなく、業務の継続に支障を来すことにもなりかねない。また、管理型においては、債権回収の遅れが業務の終了を遅らせることにより、管理経費等が増加することも懸念される。これらのことから、検査対象法人は、債権管理を的確に行い、債権の計画的な回収により一層努め、貸付業務の健全な運営に向けて取り組む。

(ウ) 債権の免除等は、国からの補助金等の財政支援等を招くことを踏まえ、検査対象法人は、免除に当たっては、業務の目的に即して免除要件を設定し、その要件が充足しているかについて十分な事実確認を行う。

イ 債務保証業務

(ア) 検査対象法人においては、保証業務の基本収支について支出超過の額が累積するなどして財務上の損失が生じ、国の更なる財政支援を必要とする事態を招かないためにも、代位弁済額に係る回収率の向上に努める。

(イ) 事業者等が債務不履行となった場合の損失リスクの全て又は大部分を検査対象法人が負担するような保証割合を設定している業務については、法人は、その設定を、金融機関が貸付けを行う上で必要な範囲に限定するよう適切に行うとともに、事業実施上の問題がないと判断される場合には、保証割合の設定について適時に見直し、モラルハザー

ドの問題に的確に対処し、政策目的の達成に努める。また、事業者等から徴収する保証料について、保証引受リスクに見合った保証料の算定となっているか再検討を要する業務については、法人はその算定方法を見直す。

ウ 保険業務

- (ア) 主務府省及び検査対象法人においては、継続して保険価額残高が減少している保証保険の業務に対して抛出された政府出資金等の額について、今後の業務見通しなどを踏まえて、その保有規模について適時に検討していく。また、保険引受けの実績がなく、保険価額残高もない融資保険については、同保険を取り巻く状況を的確に把握するなどして、業務運営の適切な見直しを行っていく。
- (イ) 検査対象法人は、補填割合が100%となっている業務については、二重のチェック体制における審査等を的確に実施するとともに、今後、保険引受けの対象となった貸付けの償還が本格化することに伴い、保険金の支払実績が蓄積されていく中で、保険事故の発生状況を適時に調査・検討することなどにより、保険の制度及び運用を適切に見直すなどして、モラルハザードの問題に的確に対処し、政策目的の達成に努める。

本院としては、今後とも、社会経済情勢の変化に留意しつつ、独立行政法人の融資等業務の状況について、東日本大震災が融資等業務の実績等に与えた影響も含め、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第5節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の的確な把握及び開示による透明性の確保等の取組がなされている。また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 資産、基金等のストックに関するもの

国や独立行政法人等が保有している資金や土地・建物等の資産、補助金等によって地方公共団体等に造成された基金等については、国会等において、保有資産の有効活用の促進が求められたり、保有資産の処分や基金等の保有規模の見直しにより一般会計の財源等として活用する必要性が議論されたりするなど様々な問題が指摘されている。

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、未利用となっていて今後も利用される見込みのない資産はないか、社会情勢の変化等を踏まえた資産の活用が図られているか、国庫納付することが可能な資金等はないか、補助金等により造成された基金等の規模が適切なものとなっているかなどに着眼して、検査を実施している。

上記に関する平成23年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

(ア) 国等が保有する資金や土地・建物等に関するもの

- ① 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの
(財務省・146ページ記載)
- ② エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの
(経済産業省・452ページ記載)

- ③ 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう意見を表示したもの

(国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構・548、801 ページ記載)

- ④ 利用状況が著しく低い研究拠点等の土地及び建物の国庫納付に向けて、速やかに当該研究拠点等の集約化を図ったり、集約化に向けた具体的な計画を早急に策定したりなどするよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人産業技術総合研究所・707 ページ記載)

- ⑤ 国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人造幣局・712 ページ記載)

- ⑥ 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたものなど

〔独立行政法人雇用・能力開発機構・755 ページ、独立行政法人労働者健康福祉機構・760 ページ、独立行政法人中小企業基盤整備機構・778 ページ記載〕

- ⑦ 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

(独立行政法人海洋研究開発機構・774 ページ記載)

- ⑧ 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

〔国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学・808 ページ記載〕

(イ) 国からの補助金等によって造成された基金等に関するもの

- ① 国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等について、適切な規模を把握した上で、その有効活用を図るよう意見を表示したもの

(厚生労働省・312 ページ記載)

- ② 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (厚生労働省・317 ページ記載)

- ③ 就農支援資金貸付事業の実施に当たり、青年農業者等育成センターが保有する事業資金の適切な規模について算定基準等を示すとともに、適切な規模を超えるものについて、貸付金相当額の繰上償還を求めることなどにより、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・403 ページ記載)

- ④ 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構・416、723 ページ記載)

- ⑤ 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの (国土交通省・563 ページ記載)
- ⑥ 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について (国会及び内閣に対する報告・883 ページ記載)

イ 特別会計に関するもの

特別会計については、多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていないのではないかと、国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないかと、固有の財源により不要不急の事業が行われているのではないかなどの問題が指摘されるなど、社会的関心が高いものとなっている。

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、特別会計において行われている事務・事業が効率的、効果的に実施されているかなどに着眼して、特別会計を所管する府省等に対して検査を実施している。

上記に関する23年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 特別交付税の交付の対象となる経費の算定に当たり、都道府県補助金等の特定財源を控除しないで計算していたなどのため、特別交付税が過大に交付されていたもの (総務省・72 ページ記載)
- ② 特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (再掲 財務省・146 ページ記載)
- ③ 第三者行為災害に係る支給停止の制度について、労災保険給付と第三者等からの保険金等の支給との重複が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう意見を表示したもの (厚生労働省・308 ページ記載)
- ④ 国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等について、適切な規模を把握した上で、その有効活用を図るよう意見を表示したもの (再掲 厚生労働省・312 ページ記載)
- ⑤ 牛を対象とする家畜共済事業について、農業共済組合連合会等に具体的な評価資料の作成方法を示すなどして、農業共済組合等が共済金の算定の基となる牛の価額を適切に評価できるようにすることにより、共済金の算定をより適切に行うよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・409 ページ記載)
- ⑥ 特許料等の納付について、特許印紙による納付から口座振替による納付への積極的な誘導施策を検討することなどにより、特許印紙売りさばき手数料の負担の軽減を図るよう意見を表示したもの (経済産業省・449 ページ記載)
- ⑦ エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの (再掲 経済産業省・452 ページ記載)

ウ 独立行政法人等に関するもの

独立行政法人等については、国等から補助金や交付金の交付を受けたり、国等と契約

を締結したりして実施している事務・事業に関して、業務運営が非効率となっているのではないか、不要な事業が実施されているのではないかなど様々な問題が指摘されている。

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人等が実施する事務・事業が効率的、効果的なものとなっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する23年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの
(再掲 農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構・416、723ページ記載)
- ② 貿易一般保険の保険金の査定に当たり、確実に物流を確認できる書類を徴取して保険対象である取引の存在を確認することをマニュアルに明記することなどにより、的確な査定を行うための体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの
(独立行政法人日本貿易保険・704ページ記載)
- ③ 実証試験等に係る共同研究事業で取得した共有取得財産について、共同研究事業等の終了後における有償譲渡の価額を適切なものとするよう改善させたもの
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・734ページ記載)
- ④ 雇用促進住宅の貸与契約の締結等に関する業務を実施するための統括事務所について、雇用促進住宅の施設を有効活用することなどにより、その設置に係る費用の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの
(独立行政法人雇用・能力開発機構・750ページ記載)
- ⑤ 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたものなど
〔再掲 独立行政法人雇用・能力開発機構・755ページ、独立行政法人労働者健康福祉機構・760ページ、独立行政法人中小企業基盤整備機構・778ページ記載〕
- ⑥ 独立行政法人国立病院機構病院において、診療報酬請求を適正なものとするための事務処理体制の整備を十分に図るよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの
(独立行政法人国立病院機構・766ページ記載)
- ⑦ 中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの
(再掲 独立行政法人海洋研究開発機構・774ページ記載)
- ⑧ 次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの
(独立行政法人日本原子力研究開発機構・795ページ記載)
- ⑨ 独立行政法人における運営費交付金の状況について
(国会及び内閣に対する報告・894ページ記載)
- ⑩ 独立行政法人が実施している融資等業務の状況について
(特定検査対象に関する検査状況・1000ページ記載)

エ 国民生活の安全性の確保に関するもの

23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が生じており、国民生活の安全性の確保についての国民の関心が一層高まっている。

本院は、従来、合規性、有効性等の観点から、工事の設計が適切に行われているか、工事が設計どおりに施工されているか、施設が機能を十分に発揮できるよう適切に管理されているかなどに着眼して検査を実施してきており、構造物の所要の安全度が確保されていない事態、耐震施工が適切でなく地震時における機能の維持が確保されていない事態、耐震化対策が効率的に実施されていない事態等を検査報告に掲記してきた。そして、23年次においても同様の観点及び着眼点から、引き続き検査を実施している。

上記に関する23年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 簡易水道等施設整備費補助金で実施した工事の設計が適切でなかったもの
(厚生労働省・227ページ記載)
- ② 護岸工の設計が適切でなかったもの
(農林水産省・370ページ記載)
- ③ 落橋防止システムの設計が適切でなかったもの
(国土交通省・486ページ記載)
- ④ 集会所の設計が適切でなかったもの
(国土交通省・490ページ記載)
- ⑤ 橋台の施工が設計と相違していたもの
(国土交通省・497ページ記載)
- ⑥ 移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省・533ページ記載)
- ⑦ 鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

国土交通省・	555ページ記載						
<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">関連事項</td> <td style="padding: 0 5px;"> <table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客</td> <td style="padding: 0 5px;"> <table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	関連事項	<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客</td> <td style="padding: 0 5px;"> <table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客	<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table>	鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社	659ページ記載	
関連事項	<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客</td> <td style="padding: 0 5px;"> <table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客	<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table>	鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社	659ページ記載		
東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客	<table border="0" style="margin-left: 5px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社</td> <td style="padding: 0 5px;">659ページ記載</td> </tr> </table>	鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社	659ページ記載				
鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社	659ページ記載						
- ⑧ 土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の結果をより早期に活用できるよう改善の処置を要求したもの
(国土交通省・566ページ記載)
- ⑨ 耐震強化岸壁について、背後の荷さばき地等を適切に管理するなどしたり、耐震性能の再点検等を行ったりするとともに、クレーンの免震化対策等を検討することにより、大規模地震発生直後において十分に機能を発揮することができるよう改善の処置を要求したもの
(国土交通省・572ページ記載)

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している社会経済状況の中、行政においては、事務の簡素・効率化による行政経費の低減や事業の効率的、効果的な執行が求められている。

本院は、このような認識の下、経済性、効率性、有効性等の観点から、事務が効率的に執行されているか、事業が目的を達成しているか、予算執行の効果が上がっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する23年次の検査結果としては、前記のアからエまでに掲げたもののほか、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 政府開発援助の実施に当たり、贈与資金の効率的かつ効果的な活用等を図るよう意見を表示したもの
(外務省・104 ページ記載)
- ② 環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施に当たり、相手国に対して事業の具体化及び進捗を促すなどして、贈与資金がより効率的に活用されるよう意見を表示したもの
(外務省・110 ページ記載)
- ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (財務省、厚生労働省・136、290 ページ記載)
- ④ 各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう意見を表示したもの
(文部科学省・164 ページ記載)
- ⑤ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの
(文部科学省・174 ページ記載)
- ⑥ 緊急雇用創出事業及びふるさと基金事業における契約形態を、事業の性質に鑑み、原則として概算契約とするための必要な措置を講ずるよう改善の処置を要求し、概算契約の精算時に支払額の確認を適切に実施することを都道府県に対して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・285 ページ記載)
- ⑦ 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を適切なものとするため、農地法に基づく遊休農地対策を適切に実施させるなどするよう意見を表示したもの
(農林水産省・375 ページ記載)
- ⑧ 東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう意見を表示したもの
(農林水産省・382 ページ記載)
- ⑨ 食農連携事業による新商品の開発等について、課題提案書等の審査を充実させることなどにより、事業の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの
(農林水産省・391 ページ記載)
- ⑩ 高齢者向け優良賃貸住宅について、整備及び管理を適切に実施することにより、高齢者に有効に活用されるよう意見を表示し、並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省・518 ページ記載)
- ⑪ 自動車損害賠償責任保険に係る無保険車対策における監視活動及び街頭取締りを通達に沿って適切に行うよう是正改善の処置を求め、並びに各担当部門間で車検切れ車についての情報を共有したり、車検対象車も無保険車対策の対象としたりすることなどにより同対策が効果的なものとなるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの
(国土交通省・527 ページ記載)
- ⑫ 港湾整備事業により整備する岸壁が有効に利活用されるよう意見を表示したもの
(国土交通省・542 ページ記載)
- ⑬ 二酸化炭素の排出抑制対策に係る補助事業の実施に当たり、排出抑制等のための目標量を設定させるなどして、事業を効率的、効果的に実施するよう意見を表示したもの
(環境省・600 ページ記載)

- ⑭ 防衛装備品の部品等の一般輸入調達に当たり、品代に取次手数料が含まれていることを踏まえ、商社等と外国製造会社等との取引の実態を把握して取次手数料の取扱いを定めることなどにより、予定価格の算定等が適切に行われるよう意見を表示したもの
(防衛省・620 ページ記載)
- ⑮ 場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約を抜本的に見直すことにより、競争性及び透明性を確保するとともに、利益を享受することができるよう是正改善の処置を求めたもの
(日本中央競馬会・651 ページ記載)
- ⑯ 子ども・子育て支援対策における国の財政支援制度の実施状況について
(特定検査対象に関する検査状況・938 ページ記載)

カ その他

以上のアからオまでのほか、本院は、会計検査に関連する問題が国会で取り上げられるなどした際には、必要に応じて関係府省等に対する会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりするなどの方法により検査を実施している。

上記に関する 23 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認を適切に行うことにより、組合員資格の適正化を図るとともに、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

〔 厚生労働省・265 ページ記載
〔 関連事項
〔 厚生労働省・215 ページ記載 〕 〕

- ② 緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう意見を表示したもの
(厚生労働省・294 ページ記載)
- ③ 航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について
(国会及び内閣に対する報告・872 ページ記載)
- ④ 消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について
(国会及び内閣に対する報告・905 ページ記載)
- ⑤ 在外公館に係る会計経理について (国会からの検査要請事項に関する報告・915 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

上記の検査の結果検査報告に掲記したもののほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について」(検査状況については926ページ参照)、「国土交通省及び独立行政法人水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施について」及び「特別会計改革の実施状況等について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第6節 特別会計財務書類の検査

平成21年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成22年11月12日
検査対象	10府省が所管する21特別会計の平成21年度特別会計財務書類
平成21年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成22年12月22日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定に基づき、平成22年11月12日に内閣から送付を受けた10府省^(注1)が所管する21特別会計^(注2)の平成21年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月22日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 10府省 内閣府、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 21特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理基金、財政投融资、外国為替資金、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、労働保険、船員保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成21年度特別会計財務書類について、正確性及び合規性の観点から、同法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、5省が所管する6特別会計において10事項見受けられた。

なお、上記の10事項については、全て各省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないもの

第4章 第6節 特別会計財務書類の検査

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等	計上金額 (単位：百万円)	計上金額の適切な表示 (単位：百万円)	事項			
1	登記	法務省	貸借対照表	未収金	本会計年度	1,154	668	①	
				貸倒引当金	本会計年度	△ 963	△ 478		
				資産合計	本会計年度	96,595	96,593		
				資産・負債差額	本会計年度	△ 39,805	△ 39,807		
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	96,595	96,593		
			資産・負債差額増減計算書	IV 無償所管換等	本会計年度	△ 1,151	△ 1,152	①	
				V 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 39,805	△ 39,807		
			附属明細書						
			1 貸借対照表の内容に関する明細						
			(1) 資産項目の明細						
			② 未収金の明細						
				延滞金債権	本年度末残高	65	47	①	
				損害賠償金債権	本年度末残高	398	217		
				利息債権	本年度末残高	680	393		
			③ 貸倒引当金の明細						
				徴収停止債権	貸付金等の残高	本年度増減額	772	289	①
						本年度末残高	772	289	
					貸倒引当金の残高	本年度増減額	772	289	
						本年度末残高	772	289	
				履行期限到来等債権	貸付金等の残高	本年度増減額	△ 209	△ 212	
		本年度末残高	381		379				
		貸倒引当金の残高	本年度増減額	△ 104	△ 106				
			本年度末残高	190	189				
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細									
(2) 無償所管換等の明細									
	誤謬訂正	正(注1)	483	△ 2	①				
	誤謬訂正	正(注2)	△ 483	1					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項① 貸借対照表の「未収金」として計上する債権額の算定に当たり、複数の第三者による不法行為に係る損害賠償金を国が代わりに支払ったことなどにより取得した不真正連帯債務に係る債権は、複数の債務者のうちの1者が弁済すれば、他の債務者に対する債権も消滅するものであるため、これらの債務者のうちの1者分のみを計上すべきであるのに、誤って、各債務者分を合算して計上していたもの									
(注1) 誤謬訂正は、「未収金」に係るもの									
(注2) 誤謬訂正は、「貸倒引当金」に係るもの									

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額		事項				
					(単位:百万円)	計上金額の適切な表示 (単位:百万円)					
2	労働保険(労災)	厚生労働省	貸借対照表	他会計繰入未済金(注)	本会計年度	(記載なし)	1,845	②			
				負債合計	本会計年度	8,363,823	8,365,669				
				資産・負債差額	本会計年度	317,738	315,893				
			業務費用計算書	年金特別会計厚生年金勘定への繰入	本会計年度	1,942	3,788	②			
				本年度業務費用合計	本会計年度	1,208,475	1,210,321				
			資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 1,208,475	△ 1,210,321				
				Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	317,738	315,893				
			附属明細書								
			1 貸借対照表の内容に関する明細								
			(2) 負債項目の明細								
							明細の表示	適切な明細の表示			
							(記載なし)	② 他会計繰入未済金の明細			②
				内容	相手先	本年度末残高					
				年金特別会計への繰入未済額	年金特別会計	1,845					
				合計		1,845					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項② 業務費用計算書の「年金特別会計厚生年金勘定への繰入」の算定に当たり、翌会計年度(平成22年度)に支出した繰入額のうち、本会計年度(21年度)に発生した年金給付に要する費用に相当する額は本会計年度に計上すべきであるのに、誤って、これを本会計年度に計上していなかったもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書及び連結資産・負債差額増減計算書並びに合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所にて誤りが生じていた。</p> <p>(注) 貸借対照表に、「他会計繰入未済金」に該当する科目及び金額の表示がなかったもの</p>											
労働保険(徴収)	労働保険(徴収)	厚生労働省	業務費用計算書	庁費等	本会計年度	9,380	10,511	③			
				その他の経費	本会計年度	13,776	12,646				
			附属明細書								
			1 貸借対照表の内容に関する明細								
			(1) 資産項目の明細								
			④ 固定資産の明細								
							ソフトウェア	本年度増加額	592	6,045	④
								本年度末残高	921	6,374	
							ソフトウェア仮勘定	本年度減少額	—	5,452	
								本年度末残高	5,456	3	
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項③ 業務費用計算書の「その他の経費」の算定に当たり、誤って、経費の一部を二重に計上するなどしたり、同計算書の「庁費等」の算定に当たり、誤って、控除する必要がない経費を控除したりしていたもの</p> <p>事項④ 完成したソフトウェアの制作費は「ソフトウェア」に計上すべきであるのに、誤って、これを「ソフトウェア仮勘定」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算業務費用計算書の関連箇所にて誤りが生じていた。</p>								

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	計上金額の 適切な表示 (単位：百万円)	事項		
3	国有林野事業	農林水産省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				事業管理費	本会計年度	△ 21,788	△ 26,100	⑤	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 88,458	△ 92,770		
			(2) 施設整備支出						
				公共用財産施設に係る支出	本会計年度	△ 48,933	△ 44,632	⑤	
				施設整備支出合計	本会計年度	△ 131,608	△ 127,296		
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉						
事項⑤ 有形固定資産(物品を除く。)に計上することとはならない工事費、測量設計費等は「業務支出(施設整備支出を除く)」の「事業管理費」に計上すべきであるのに、誤って、これを「施設整備支出」の「公共用財産施設に係る支出」に計上したり、有形固定資産(物品を除く。)に計上することとなる車両費は「施設整備支出」の「公共用財産施設に係る支出」に計上すべきであるのに、誤って、これを「業務支出(施設整備支出を除く)」の「事業管理費」に計上したりしていたもの									
4	貿易再保険(連結)	経済産業省	連結区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財 源						
				前年度剰余金等受入	本会計年度	129,883	128,625	⑥	
				財 源 合 計	本会計年度	257,473	256,215		
			2 業務支出						
				貿易(再)保険費	本会計年度	△ 16,129	△ 14,872	⑥	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 165,875	△ 164,617		
				業務支出合計	本会計年度	△ 167,237	△ 165,979		
			附属明細書						
4 連結対象法人別の区分別収支の明細									
	前年度剰余金等受入	独立行政法人 日本貿易保険	31,492	30,235	⑥				
	貿易(再)保険費	独立行政法人 日本貿易保険	△ 59,340	△ 58,083					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項⑥ 連結対象法人である独立行政法人日本貿易保険による、国代位債権に係る回収金の本特別会計への支払額のうち前会計年度(平成20年度)の出納整理期間中のものは、作成基準により前会計年度の「貿易(再)保険費」に計上することとなっているのに、誤って、この一部を本会計年度(21年度)の「貿易(再)保険費」に計上しており、また、それに伴い、同額を本会計年度の「前年度剰余金等受入」に計上していたもの									

番号	特別計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	計上金額の 適切な表示 (単位：百万円)	事項			
5	特許	経済産業省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	56,192	56,874	⑦⑧		
				国有財産(公共用財産を除く)	本会計年度	56,182	56,864			
				工作物	本会計年度	2,585	3,046	⑦		
				建設仮勘定(注1)	本会計年度	(記載なし)	221	⑧		
				資産合計	本会計年度	270,409	271,091			
				資産・負債差額	本会計年度	89,175	89,857			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	270,409	271,091			
			業務費用計算書	庁費等	本会計年度	5,273	5,047	⑧		
				減価償却費	本会計年度	13,098	12,995	⑦		
				資産処分損益	本会計年度	5	14			
				本年度業務費用合計	本会計年度	117,210	116,887			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 117,210	△ 116,887			
				IV 無償所管換等	本会計年度	△ 1,064	△ 705	⑦		
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	89,175	89,857			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				庁費等の支出	本会計年度	△ 5,273	△ 5,052	⑧		
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 109,055	△ 108,834			
			(2) 施設整備支出							
				工作物に係る支出	本会計年度	△ 334	△ 555	⑧		
				施設整備支出合計	本会計年度	△ 334	△ 555			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			⑤ 固定資産の明細							
	工 作 物	本年度増加額	334	696	⑦					
		本年度減少額	5	9						
		本年度減価償却額	387	284						
		本年度末残高	2,585	3,046						
	建設仮勘定(注1)	本年度増加額	(記載なし)	221	⑧					
		本年度末残高	(記載なし)	221						
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(2) 無償所管換等の明細										
	誤謬訂正等(注2)		(記載なし)	361	⑦					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項⑦ 業務費用計算書の「減価償却費」の算定に当たり、既に耐用年数を経過している工作物については、作成基準等により減価償却を行う必要がないこととなっているのに、誤って、更に減価償却を行っていたもの										
事項⑧ 建設中の固定資産に係る支出については、貸借対照表の「建設仮勘定」に計上すべきであるのに、誤って、これを業務費用計算書の「庁費等」に計上していたもの										
なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書及び連結区分別収支計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。										
(注1) 貸借対照表に、「建設仮勘定」に該当する科目及び金額の表示がなかったもの										
(注2) 誤謬訂正等は、「工作物」に係るもの										

番号	特別計 会名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の 適切な表示	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
6	社会資本整備事業(道路整備)	国土交通省	業務費用計算書	減価償却費	本会計年度	19,062	19,166	⑨		
				資産処分損益	本会計年度	△ 1,246	△ 1,350			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			⑥ 固定資産の明細							
				ソフトウェア	本年度減少額	104	—	⑨		
					本年度減価償却額	345	449			
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑨ ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により減価償却を行うこととしているのに、その最終年における減価償却費相当額を「減価償却費」に計上せず、誤って、「資産処分損益」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結業務費用計算書及び合算業務費用計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>							
				貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	2,231,644	2,230,917	⑩	
					物	本会計年度	86,129	85,403		
					資産合計	本会計年度	3,313,181	3,312,454		
					資産・負債差額	本会計年度	2,143,482	2,142,756		
					負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	3,313,181	3,312,454		
				業務費用計算書	減価償却費	本会計年度	78,543	78,926	⑩	
					本年度業務費用合計	本会計年度	297,820	298,139		
					II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 297,820	△ 298,139		
				資産・負債差額増減計算書	IV 無償所管換等	本会計年度	28,185	27,777	⑩	
					VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	2,143,482	2,142,756		
					会計処理の誤謬修正(注)		5,043	4,635	⑩	
<p>附属明細書</p> <p>1 貸借対照表の内容に関する明細</p> <p>(1) 資産項目の明細</p> <p>⑥ 固定資産の明細</p>										
		物	本年度増加額	41,488	41,080	⑩				
			本年度減少額	10,578	10,514					
			本年度減価償却額	7,535	7,918					
			本年度末残高	85,703	84,976					
<p>3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細</p> <p>(2) 無償所管換等の明細</p>										
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑩ 業務費用計算書の「減価償却費」の算定に当たり、物品については取得原価を基に各年度ごとの減価償却費を算定する定額法を用いているのに、誤って、その一部について、減価償却後の価額を基に算定していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書及び連結資産・負債差額増減計算書並びに合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p> <p>(注) 会計処理の誤謬修正は、「物品」に係るもの</p>										

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成22年10月から23年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは13件92,722,209円である。これに繰越し分15件564,295,050円を加えて、処理を要するものは28件657,017,259円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは12件55,380,209円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	255	1	255
総	務	11	531,501	1	30,499
法	務	2	40,100	—	—
外	務	3	2,316	2	2,305
財	務	3	7,129	3	7,129
厚	生	2	30,591	1	182
農	林	2	3,838	1	3,248
国	土	1	10,285	1	10,285
防	衛	3	31,000	2	1,476
	計	28	657,017	12	55,380

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているもの
10件 14,596,172円
- ② 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に民事判決が確定しているものなど
2件 40,784,037円

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成22年10月から23年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは13,607件12,854,387,171円(このうち、23年3月11日に発生した東日本大震災により生じた物品の亡失又は損傷に係るものは16件7,189,243,260円)である。これに繰越し分24件80,012,538円を加えて、処理を要するものは13,631件12,934,399,709円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは13,586件5,708,855,105円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	10	1,539	10	1,539
裁 判 所	40	2,333	38	2,266
会 計 検 査 院	4	688	4	688
内 閣 府	3	8,202	3	8,202
内 閣 府	5	385	5	385
総 務 省	6	57,025	6	57,025
法 務 省	623	57,171	623	57,171
外 務 省	9	1,552	9	1,552
財 務 省	11,476	107,028	11,476	107,028
厚 生 労 働 省	56	4,898	56	4,898
農 林 水 産 省	214	37,172	213	37,128
経 済 産 業 省	195	377	195	377
国 土 交 通 省	360	309,659	330	286,110
環 境 省	2	2,214	1	1,790
防 衛 省	628	12,344,150	617	5,142,689
計	13,631	12,934,399	13,586	5,708,855

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、試験中又は訓練中に無人機等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1 件 124,307 円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 13,204 件 5,472,492,676 円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 381 件 236,238,122 円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、海上保安庁の物品管理職員が通信機器を適切な確認を行わずに受領したなどのため、同機器を亡失するに至った事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第3節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定

平成22年10月から23年9月までの間に、政府関係機関から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものはないが、国際協力銀行^(注)の繰越し分1件8,423,015円について、上記の期間内に処理をした。これは、現金出納職員がその保管する現金を亡失した時から5年を経過したものである。

(注) 国際協力銀行は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い解散して、同行が行っていた国際金融等業務は同公庫に、また、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構にそれぞれ承継された。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概況

平成22年度における国の一般会計及び18特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分	一般会計(百万円)	特別会計(百万円)	合 計(百万円)
歳 入	100,534,562	386,984,917	487,519,480
歳 出	95,312,341	345,074,005	440,386,346

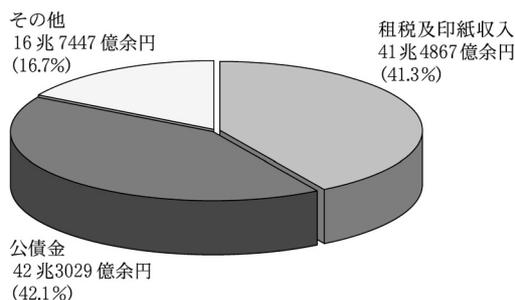
(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一般会計

(1) 歳入

22年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
収納済歳入額	100,534,562
租税及印紙収入	41,486,794 (41.3%)
公債金	42,302,999 (42.1%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	7,602,999
平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成22年法律第7号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	34,699,999
その他	16,744,768 (16.7%)

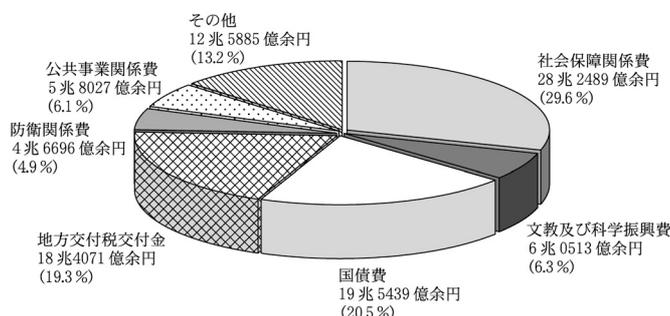


(2) 歳 出

22年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	金 額(百万円)
支出済歳出額	95,312,341
社会保障関係費	28,248,921 (29.6%)
文教及び科学振興費	6,051,375 (6.3%)
国債費	19,543,900 (20.5%)
地方交付税交付金	18,407,156 (19.3%)
防衛関係費	4,669,636 (4.9%)
公共事業関係費	5,802,761 (6.1%)
その他	12,588,588 (13.2%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 42 兆 3029 億余円の割合は 44.4% (21 年度 51.5%) である。



(3) 会計間の繰入れに係る特例措置

22年度においては「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」により、一般会計と特別会計との間の繰入れについて次のとおり特例的な措置が執られた。

区 分	金 額(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)から一般会計への繰入れ	4,754,100
外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ	350,000
食料安定供給特別会計(調整勘定)から一般会計への繰入れ	10,468

3 特 別 会 計

(1) 一般会計からの繰入額

22年度において一般会計から繰入れを受けているものが18特別会計(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、18特別会計の勘定数は51となる。)のうち14特別会計(32勘定)あり、その合計額は53兆4574億余円である。このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計名(勘定名)	一般会計からの繰入額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	18,790,321 (34.0%)
国債整理基金特別会計	19,543,900 (9.7%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,689,847 (35.9%)
(厚生年金勘定)	8,432,553 (20.9%)
(児童手当及び子ども手当勘定)	1,506,752 (85.6%)
社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	1,073,306 (43.5%)

(2) 決算剰余金

22年度末における18特別会計(51勘定)の収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額(以下「決算剰余金」という。)の合計額は41兆9109億余円である。このうち、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に対する決算剰余金の割合である。

特別会計名(勘定名)	決算剰余金(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	1,890,035 (3.4%)
国債整理基金特別会計	30,730,516 (15.2%)
外国為替資金特別会計	2,981,855 (85.9%)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,084,145 (3.7%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	2,465,687 (10.7%)

(3) 積立金等の資金

22年度末において積立金等の資金を計上しているものが18特別会計(51勘定)のうち13特別会計(23勘定)あり、これらに設置している27資金から、外国為替資金証券の発行収入を財源とする「外国為替資金」(116兆4018億余円)及び他の積立金等からの預託金及び財投債発行収入等を財源とする「財政融資資金」(169兆0574億余円)を除く25資金の22年度末現在額の合計は172兆3291億余円である。このうち、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

資金の名称	22年度末現在額(百万円)
地震再保険特別会計積立金	1,259,945
国債整理基金	13,703,806
外国為替資金特別会計積立金	20,558,557
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	8,153,213
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,210,007
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,482,178
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	113,162,160

(4) 特別会計の損益

18特別会計(51勘定)の中で法令上損益計算書を作成しているものが13特別会計(32勘定)ある。このうち、22年度末において翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度の利益金(△損失金)(百万円)	22年度末における翌年度繰越利益金(百万円)
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,030,161	1,383,696
労働保険特別会計(労災勘定)	△ 94,040	8,371,397
(雇用勘定)	76,138	6,203,974
年金特別会計(基礎年金勘定)	564,672	3,191,688
(国民年金勘定)	208,800	8,509,361
(厚生年金勘定)	△ 6,289,642	119,196,745

また、22年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度の利益金(△損失金)(百万円)	22年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
年金特別会計(健康勘定)	151,097	△ 1,124,192
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 224	△ 27,513
国有林野事業特別会計	△ 23,593	△ 444,617
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 48,995	△ 37,997
(漁業共済保険勘定)	△ 13,655	△ 42,607
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	152	△ 1,770

4 一般会計及び特別会計の債務

平成22年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は988兆6365億余円である。このうち主なものは次のとおりである。

(1) 公 債

公債の22年度末現在額は758兆6267億余円で、前年度末に比べて38兆0790億余円増加している。このうち主なものは次のとおりである。

区 分	22年度末現在額(百万円)
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	246,314,460
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	367,882,702
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,644,207
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,311,116
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	1,174,592
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	118,191,753

(2) 借 入 金

一般会計及び各特別会計における借入金の22年度末現在額の合計は55兆0058億余円で、前年度末に比べて1兆4005億余円減少している。

ア 一般会計の借入金

一般会計の借入金の22年度末現在額は17兆1408億余円で、その主なものは次のとおりである。

借 入 金 の 名 称	22年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金借入金	15,180,918
旧日本国有鉄道借入金	435,021
旧国営土地改良事業借入金	318,470
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	1,054,365
旧国立高度専門医療センター借入金	110,320

(注2) 上記は全て財政融資資金からの借入金である。

イ 特別会計の借入金

22年度末において借入金を計上しているものが18特別会計(51勘定)のうち7特別会計(8勘定)あり、この7特別会計(8勘定)の借入金の22年度末現在額の合計は37兆8649億余円で、その主なものは次のとおりである。

特別会計名(勘定名)	22年度末現在額(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	33,617,295
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業特別会計	1,278,262

(注3) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には21,932,501百万円、国有林野事業特別会計における借入金には762,225百万余円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成22年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、政府関係機関3法人、独立行政法人96法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)90法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「その他の法人」という。)^(注1)20法人、合計208法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

(注1) 政府関係機関には独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門が含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

1 資産、負債及び純資産の状況

(1) 資産、負債及び純資産

22年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は575兆9529億余円、負債の部の合計は509兆7269億余円及び純資産の部の合計は66兆2259億余円(うち政府出資金の額46兆9306億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	資産の部 (百万円)	負債の部 (百万円)	純資産の部 (百万円)	(政府出資金) (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	36,789,867	32,400,307	4,389,560	5,359,898
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	11,193,799	2,624,731	8,569,067	7,622,555
日本郵政株式会社	9,648,973	1,266,168	8,382,804	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行	14,830,957	12,434,852	2,396,104	1,453,480
独立行政法人福祉医療機構	5,438,330	3,322,664	2,115,666	2,058,178
独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,871,026	10,552,557	318,469	1,113,837
独立行政法人都市再生機構	14,933,364	14,149,359	784,005	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,152,748	32,990,381	8,162,367	3,800,771
国立大学法人東京大学	1,315,091	252,609	1,062,482	1,003,549

なお、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)の資産の部の合計は325兆6781億余円、負債の部の合計は302兆3946億余円、純資産の部の合計は23兆2834億余円(うち政府出資金の額は16兆9655億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は9兆9217億余円、負債の部の合計は2兆9723億余円、純資産の部の合計は6兆9493億余円(うち政府出資金の額は6兆0549億余円)である。

(2) 延滞債権等

22年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に^(注2)するなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが11法人ある。このうち、22年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	①破綻先債権 (百万円)	②延滞債権 (百万円)	③3か月以上延滞債権 (百万円)	④貸出条件緩和債権 (百万円)	合計 (百万円)	貸付金等残高 (百万円)
株式会社日本政策金融公庫	68,332	675,120	3,015	818,318	1,564,787	29,009,231
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	—	25,088	—	593,826	618,915	11,076,227
株式会社日本政策投資銀行	6,811	107,931	259	49,210	164,212	13,067,978
独立行政法人福祉医療機構	15,927	39,611	13,542	110,863	179,945	5,065,444
独立行政法人日本学生支援 機構	15,015	209,527	46,591	138,742	409,877	6,757,605
独立行政法人住宅金融支援 機構	196,146	810,846	163,360	1,542,824	2,713,178	31,995,873

(注2) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

2 損益の状況

22年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは178法人、当期損失金を計上しているものは29法人、損益を計上していないものは2法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが26法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は3兆3415億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

法人名	22年度の△損失金(百万円)	22年度末における翌年度繰越△損失金(百万円)
株式会社日本政策金融公庫	△886,503	△1,126,453

なお、独立行政法人のうち、22年度において当期利益金を計上しているものは73法人、当期損失金を計上しているものは21法人、損益を計上していないものは2法人、また、国立大学法人等のうち、22年度において当期利益金を計上しているものは87法人、当期損失金を計上しているものは3法人である。

3 国からの補助金等及び政府出資額の状況

22年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等及び政府出資額は13兆8389億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関(百万円)	その他の法人(百万円)
補給金	42,228	7,500
補助金	571	1,601,956
交付金	411	7,447,059
政府出資額	104,600	10,000
計	147,811	9,066,516

また、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)及び国立大学法人等に対する国からの補助金等及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人(百万円)	国立大学法人等(百万円)
施設整備費補助金	127,203	98,182
運営費交付金	1,549,493	1,158,540
その他の補助金等	1,153,237	96,747
政府出資額	441,229	—
計	3,271,163	1,353,469

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なものは、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う主な原資は、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成22年度における実績は13兆8229億余円であり、同年度末における残高は189兆1609億余円で、前年度末に比べて12兆7661億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融资計画の原資	22年度の貸付け等(百万円)	22年度末の残高(百万円)
(注1)(注2) 財政融資資金	10,630,773	136,771,338
財政投融资特別会計(投資勘定)	107,582	3,789,789
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,084,545	33,107,728
郵便貯金資産	—	2,598,898
(注2) 簡易生命保険資産	—	12,893,237
計	13,822,901	189,160,991

(注1) 財政融資資金の平成22年度末の財源のうち、財投債は118兆1917億余円、預託金は49兆4799億余円である。

(注2) 財政融資資金及び簡易生命保険資産により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している(以下同じ)。

貸付け等先	22年度の貸付け等(百万円)	22年度末の残高(百万円)
(注3) 一般会計	—	2,641,321
特別会計	128,528	1,649,982
政府関係機関	5,432,856	27,571,271
事業団等	565,295	10,065,871
独立行政法人	3,149,362	65,342,808
地方公共団体	3,794,399	70,671,483
その他	752,460	11,218,251
計	13,822,901	189,160,991

(注3) 旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものである(以下同じ)。

上記貸付け等先のうち、22年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

貸付け等先	22年度の貸付け等(百万円)	22年度末の残高(百万円)
一般会計	—	2,641,321
政府関係機関		
株式会社日本政策金融公庫	5,166,256	24,405,244
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	192,200	2,459,841
事業団等		
株式会社日本政策投資銀行	504,695	8,258,311
独立行政法人		
独立行政法人福祉医療機構	208,300	2,772,345
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	58,100	1,332,262
独立行政法人日本学生支援機構	724,000	3,587,586
独立行政法人都市再生機構	396,800	10,762,905
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,660,000	22,650,202
独立行政法人住宅金融支援機構	—	21,554,429
地方公共団体	3,794,399	70,671,483
その他		
地方公共団体金融機構	735,660	10,566,880

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)
徴収決定済額	100,546,824,510	107,119,422,889
収納済歳入額	100,534,562,749	107,114,243,108
不納欠損額	901,859	785,418
収納未済歳入額	11,359,901	4,394,363

収納済歳入額の主なものは、公債金の42兆3029億9974万余円、租税及印紙収入の41兆4867億9448万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金7兆6029億9988万余円及び「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成22年法律第7号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金34兆6999億9985万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額8147億6699万余円)の78億8261万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが207億1212万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)
支出済歳出額	95,312,341,707	100,973,424,388
翌年度繰越額	3,211,583,329	3,940,356,413
不 用 額	2,144,824,061	2,155,209,234

ア 支出済歳出額

(ア) 所管別

所 管	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)
皇 室 費	5,492,725	6,139,619
国 会	152,398,189	127,150,112
裁 判 所	312,694,734	311,519,047
会 計 検 査 院	16,689,770	16,344,323
内 閣	108,495,219	96,184,043
内 閣 府	491,302,920	620,169,425
総 務 省	21,216,100,585	21,716,861,537
法 務 省	669,594,821	672,707,427

所 管	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)
外 務 省	855,739,832	935,999,863
財 務 省	21,990,366,791	22,273,201,448
文 部 科 学 省	5,994,976,588	6,059,554,480
厚 生 労 働 省	28,600,105,832	29,057,723,300
農 林 水 産 省	2,614,127,302	3,032,457,118
経 済 産 業 省	1,557,202,093	2,614,084,349
国 土 交 通 省	5,686,544,207	8,104,174,120
環 境 省	367,798,610	501,098,300
防 衛 省	4,672,711,478	4,828,055,868

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)	主 要 経 費	22 年 度(千円)	21 年 度(千円)
社会 保 障 関 係 費	28,248,921,985	28,716,151,041	道 路 整 備 事 業 費	884,532,878	1,642,460,115
年 金 医 療 介 護 保 険 給 付 費	20,338,996,872	19,720,881,183	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	501,097,024	644,871,508
生 活 保 護 費	2,459,870,813	2,289,059,977	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	858,828,854	—
社 会 福 祉 費	4,316,081,563	4,170,598,186	(住 宅 都 市 地 域 環 境 整 備 事 業 費)	—	2,650,004,546
保 健 衛 生 対 策 費	618,035,059	1,121,826,813	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	414,585,203	—
雇 用 労 災 対 策 費	515,937,677	1,413,784,880	(下 水 道 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費)	—	899,151,943
文 教 及 び 科 学 振 興 費	6,051,375,944	6,157,508,416	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	740,020,655	—
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,559,350,781	1,591,738,542	(農 業 農 村 整 備 事 業 費)	—	590,599,465
科 学 技 術 振 興 費	1,476,178,096	1,685,327,479	(森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費)	—	348,048,510
文 教 施 設 費	418,893,560	323,157,480	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	1,534,758,438	—
教 育 振 興 助 成 費	2,461,637,481	2,404,667,289	推 進 費 等	91,800,808	—
育 英 事 業 費	135,316,024	152,617,624	(調 整 費 等)	—	140,842,242
国 債 費	19,543,900,165	18,444,821,997	災 害 復 旧 等 事 業 費	108,755,800	118,612,967
恩 給 関 係 費	709,303,897	780,568,665	経 済 協 力 費	745,786,486	800,600,788
文 官 等 恩 給 費	22,816,244	26,339,184	中 小 企 業 対 策 費	830,101,275	2,915,074,363
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	651,424,296	713,941,880	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	845,335,613	994,156,719
恩 給 支 給 事 務 費	1,975,502	2,609,960	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,121,824,571	1,036,124,251
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	33,087,854	37,677,640	そ の 他 の 事 項 経 費	7,234,895,517	11,390,637,369
地 方 交 付 税 交 付 金	18,407,156,916	16,111,283,000	平 成 20 年 度 決 算 不 足 補 て ん 繰 戻	718,175,673	—
地 方 特 例 交 付 金	383,165,000	462,011,000			
防 衛 関 係 費	4,669,636,730	4,811,291,836			
公 共 事 業 関 係 費	5,802,761,930	8,353,194,938			
治 山 治 水 対 策 事 業 費	668,382,266	1,318,603,639			

(注) ()内は 21 年度における分類である。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は 3 兆 2115 億 8332 万余円(21 年度 3 兆 9403 億 5641 万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第 43 条の 2 第 1 項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第 14 条の 3 第 1 項の規定による明許繰越のもの 2,966,941,658 千円
- ② 財政法第 42 条ただし書の規定による事故繰越のもの 244,641,670 千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
総務省	総務本省	地域活性化・緊急総合経済対策推進費	290,472,998	349,750,209
法務省	法務本省	法務省施設費	57,891,772	103,949,360
外務省	外務本省	経済協力費	34,845,288	237,582,074
文部科学省	文部科学本省	研究振興費	44,793,960	316,836,129
		公立文教施設整備費	152,564,557	570,741,972
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	216,792,886	256,459,861
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備・保全事業費	43,503,110	255,343,551
		農山漁村地域整備事業費	63,367,995	141,362,000
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	53,433,519	114,726,822
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	98,070,712	582,205,367
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	296,193,153	1,195,316,000
		社会資本総合整備事業費	792,073,005	2,204,994,800
		河川等災害復旧事業費	37,473,139	119,470,268
防衛省	防衛本省	施設整備費	31,856,830	149,158,662
		防衛施設安定運用関連諸費	44,758,880	321,858,536

第6章 第2節 第1 1 一般会計

なお、上記のうち事故繰越の主なものは法務省所管の法務省施設費のうちの462億2921万余円である。

ウ 不用額

不用額は2兆1448億2406万余円(21年度2兆1552億0923万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域再生推進費	14,083,742	14,083,742
		防災政策費	21,521,587	34,688,206
		警察庁 警察活動基盤整備費	16,962,152	158,182,505
総務省	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	10,763,674	90,687,393
財務省	財務本省	財務本省共通費	10,670,340	64,343,267
		国債費	692,056,199	20,235,956,365
		予備費	135,080,948	135,080,948
	国税庁	国税庁共通費	39,660,292	587,413,121
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	34,416,218	1,593,767,000
		公立文教施設整備費	13,587,667	570,741,972
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	23,246,483	161,474,818
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	10,934,206	15,208,911
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	230,035,500	301,039,500
		障害保健福祉費	55,058,583	1,105,338,955
		介護保険制度運営推進費	14,109,608	2,186,550,696

所 管	組 織	項	不 用 額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物競争力強化対策費	20,534,970	95,201,584
		農業生産基盤整備・保全事業費	14,378,684	255,343,551
		農 村 整 備 事 業 費	10,916,869	49,545,377
		戸別所得補償制度実証等実施費	59,898,701	561,458,300
経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	12,378,727	150,824,736
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	13,279,943	123,115,787
		住宅対策事業費	12,692,828	50,991,901
		災害対策等緊急事業推進費	26,961,585	31,080,400
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	18,926,797	582,205,367
		道路交通円滑化推進費	11,860,593	100,116,032
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	16,232,720	1,195,316,000
		社会資本総合整備事業費	10,063,948	2,204,994,800
防 衛 省	防 衛 本 省	防 衛 本 省 共 通 費	20,518,477	954,379,822
		自 衛 官 給 与 費	21,330,699	1,360,965,615
		武 器 車 両 等 整 備 費	37,365,602	858,028,334

エ 予備費使用額

予備費使用額は経済危機対応・地域活性化予備費 9996 億 7409 万余円、予備費 1649 億 1905 万余円、計 1 兆 1645 億 9314 万余円(21 年度 626 億 2426 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(ア) 経済危機対応・地域活性化予備費

所 管	組 織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総 務 省	総 務 本 省	ユビキタスネットワーク整備費	33,338,517	30,097,698
財 務 省	財 務 本 省	政 策 金 融 費	33,000,000	583,288,243
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	97,844,588	221,477,750
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	36,033,874	2,657,185
		高齢者等雇用安定・促進費	102,900,000	126,538,311
		職業能力開発強化費	12,000,000	202,862,831
		介護保険制度運営推進費	13,700,520	2,161,451,729
経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	110,199,940	6,248,796
	中小企業庁	温暖化対策費	74,630,592	31,970,692
		経営革新・創業促進費	21,972,050	50,595,595
国土交通省	国土交通本省	住宅市場整備推進費	223,500,000	9,600,186
		地球温暖化防止等対策費	47,066,600	43,647,034
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	47,186,000	1,148,130,000
環 境 省	環 境 本 省	環境・経済・社会の統合的向上費	74,630,592	29,122,391

(イ) 予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	防災政策費	(注) 30,157,036	4,015,383
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	2,749,851	94,248,666
		災害救助等諸費	30,099,376	721,500
農林水産省	農林水産本省	食の安全・消費者の信頼確保対策費	41,103,355	27,904,435
環境省	環境本省	環境保健対策推進費	40,419,115	13,157,277
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	11,781,947	942,278,966
		武器車両等整備費	2,528,973	840,865,109

(注) 「内閣府所管(組織)内閣本府(項)防災政策費」については、予備費のほか、経済危機対応・地域活性化予備費も2億1466万余円使用している。

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた5兆2222億2104万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた22年度新規発生剰余金は5兆2222億2104万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源3兆2115億8332万余円、地方交付税交付金財源5454億6883万余円を差し引いた1兆4651億6887万余円が、22年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成22年度における特別会計は18会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との2勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

ア 交付税及び譲与税配付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	55,239,448,526	55,239,448,526	—	—
21年度	52,134,524,330	52,134,524,330	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	54,849,845,554	53,349,413,186	1,012,592,394	487,839,973
21年度	51,776,825,172	51,360,804,004	—	416,021,167

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額18兆2061億4349万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同34兆1884億9540万余円)の4852億3595万余円である。

(イ) 借入金

区分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,617,295,408	33,617,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
地方交付税	17,193,551,097	15,820,237,049
道府県分	8,766,464,236	8,184,136,032
市町村分	8,427,086,861	7,636,101,017
地方特例交付金	383,165,000	462,011,000
都道府県分	156,631,400	216,046,836
市町村分	226,533,600	245,964,164
地方譲与税 〔地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税〕	2,069,189,307	1,296,550,552
都道府県分	1,608,816,105	824,689,791
市町村分	460,373,201	471,860,761

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	75,878,440	75,878,440	—	—
21年度	79,876,227	79,876,227	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	76,444,780	71,165,271	—	5,279,508
21年度	79,085,824	74,360,455	—	4,725,368

(イ) 交 付 実 績

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
交通安全対策特別交付金	70,633,110	73,806,636
都道府県分	41,140,986	43,162,920
市町村分	29,492,124	30,643,716

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項13件((10)-(22):72ページ参照)を掲記した。

(2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、登記に関する事務その他の登記所に係る事務に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により19年4月1日に廃止されたが、同法により、22年度の末日までの期間に限り暫定的に設置することとされていた。そして、22年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、一般会計に帰属するものとされた。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	160,415,166	160,385,486	—	29,680
21年度	175,750,850	175,748,212	2,581	57
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	163,390,872	149,234,292	1,466,891	12,689,688
21年度	171,492,108	158,949,056	5,377,895	7,165,156

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 1519 億 4495 万余円)の 115 億 7831 万余円及び施設整備費(同 113 億 3591 万余円)の 10 億 0137 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
登記申請等取扱件数	13,706千件	14,148千件
登記簿謄本交付等件数	202,593千件	239,286千件

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(93 ページ参照)を掲記した。

(3) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 22 年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	70,062,333	70,062,333	—	—
21 年度	66,660,207	66,660,207	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	72,909,202	58,338	0	72,850,863
21 年度	68,010,780	58,155	—	67,952,624

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 728 億 3912 万余円)の 728 億 3912 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)		21 年度(千円)	
利 益		71,990,250		66,872,409
	(うち再保険料	56,857,769)	(うち再保険料	53,674,428)
損 失		58,338		58,155
		(事務取扱費)		(事務取扱費)
責任準備金繰入		71,931,912		66,814,253

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
責任準備金現在額	1,342,790,188	1,270,858,276

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	22 年度末	21 年度末
地 震 保 険		
加 入 件 数	12,747 千件	12,273 千件
保 険 金 額	107,263,116,539 千円	102,717,488,356 千円

(オ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
再 保 険 料	件 数 8,701 千件	8,589 千件
	金 額 56,857,769 千円	53,674,428 千円
再 保 険 金 支 払	件 数 —	—
	金 額 —	—

(注) 23 年 3 月に再保険金の支払を要する保険事故(平成 23 年東北地方太平洋沖地震)が発生したが、22 年度中に再保険金の支払請求がなかったため、同年度における再保険金の支払はない。

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	201,934,155,111	201,934,155,111	—	—
21年度	186,332,953,147	186,332,953,147	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	189,397,567,148	171,203,638,688	13,763,613,435	4,430,315,024
21年度	181,287,423,213	165,602,398,754	12,526,132,539	3,158,891,918

翌年度繰越額の主なものは、国債整理支出(歳出予算現額189兆3163億6196万余円)の13兆7635億1455万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理支出の4兆4008億8218万余円及び地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入(同800億円)の291億8004万余円である。

(イ) 国債の償還

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
公債等	122,355,883,797	117,061,065,214
借入金	37,068,023,721	36,919,362,801
政府短期証券	1,492,700,000	1,612,900,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
公債利子等	9,531,106,648	9,279,895,552
借入金利子	474,552,930	611,493,592
政府短期証券利子	128,386,211	173,280,260

(5) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場の^(注)変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	3,470,401,293	3,470,401,293	—	—
21年度	3,105,799,869	3,105,799,869	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	2,034,131,673	488,546,203	2	1,545,585,466
21年度	1,643,163,146	183,277,168	—	1,459,885,977

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆3523億6792万余円)の1兆2254億4283万余円及び諸支出金(同308億9895万余円)の200億2088万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、22年度における収

納済歳入額と支出済歳出額との差引額 2 兆 9818 億 5508 万余円のうち、23 年度の予算総則第 12 条に定める金額 2 兆 7022 億 9452 万余円を、23 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	3,470,401,293	3,105,799,869
(うち運用収入)	2,729,017,595)	2,948,058,775)
損 失	488,546,203	183,277,168
(うち借入金利子)	126,305,575)	166,810,884)
利 益 金	2,981,855,089	2,922,522,701
(利益金の処理)	2,702,294,520	2,500,681,464
	(翌年度に一般会計に繰入れ)	(翌年度に一般会計に繰入れ)
	279,560,569	421,841,237
	(翌年度に歳入に繰入れ)	(翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	20,558,557,346	20,558,557,346

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	26,299,486,936	13,428,210,303
外国為替等評価損	8,466,618,159	12,871,276,632

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	20,766,309,882	21,620,247,788
外貨証券現在額	77,285,607,831	78,889,478,672
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	109,313,040,000	104,535,400,000

(注) 基準外国為替相場 本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場。22 年度については次のとおりである。

22 年 4 月中	5 月中	6 月中	7 月中	8 月中	9 月中	10 月中	11 月中	12 月中	23 年 1 月中	2 月中	3 月中
90 円	90 円	93 円	92 円	91 円	88 円	85 円	84 円	82 円	82 円	83 円	83 円

(6) 財務省及び国土交通省所管 財政投融資特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)により、21 年度の末日において特定国有財産整備特別会計に所属していた未完了事業に係る権利及び義務は、財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定(経過措置として 22 年度に設置)に帰属している。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 22 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融資特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	28,997,120,068	28,996,929,515	—	190,553
21年度	38,899,568,008	38,899,568,008	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	36,033,341,652	27,912,784,167	25	8,120,557,459
21年度	44,117,981,852	37,417,860,748	—	6,700,121,103

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 16 兆 1000 億円)の 7 兆 7000 億 0052 万余円、諸支出金(同 7894 億 0046 万余円)の 1837 億 6385 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 14 兆 3844 億 4796 万余円)の 2361 億 6730 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)		21年度(千円)	
利 益	(うち貸付金利子	3,327,294,797 3,170,346,297)	(うち貸付金利子	3,833,388,118 3,632,101,891)
損 失	(うち公債金利子	2,297,133,344 1,675,728,084)	(うち公債金利子	2,397,621,622 1,678,088,461)
利 益 金		1,030,161,452		1,435,766,496
〔前年度繰越利益		5,107,634,846		11,006,868,350〕
〔翌年度繰越利益		1,383,696,299		5,107,634,846〕

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	100,872,860	3,373,265,600

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	49,479,914,281	50,840,845,958

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	118,191,753,636	122,225,304,821

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
貸付金現在額	161,719,033,400	172,246,659,042
有価証券現在額	6,351,050,566	5,147,699,869

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	208,570,813	208,570,813	—	—
21年度	399,556,664	399,556,664	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	155,415,620	128,762,704	5,237,000	21,415,915
21年度	406,834,597	330,859,722	12,600,000	63,374,874

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 1340 億円)の 211 億 8050 万円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	120,236,173	103,125,423
(うち株式配当金)	103,697,492	89,504,000
損 失	371,276	312,670
(うち雑損)	278,832	222,447
(うち事務取扱費)	92,444	90,222
利 益 金 (利益金の処理)	119,864,896 (翌年度に利益積立金に組入れ)	102,812,753 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利 益 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
利益積立金現在額	1,596,885,719	1,515,160,725

(エ) 主 な 業 務 実 績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	15 法人	19 法人
出 資 金 減 少 金 額	396,979,777 千円	938,750,750 千円
出 資 金 減 少 法 人 数	15 法人	11 法人
出 資 金 減 少 金 額	408,508,540 千円	20,539,446 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法 人 数	21 法人	22 法人
年 度 末 出 資 金 残 高 金 額	9,121,387,356 千円	9,132,916,119 千円
(貸 付 け)		
貸 付 金 法 人 数	1 法人	1 法人
貸 付 金 減 少 金 額	85,000 千円	204,000 千円
貸 付 金 回 収 法 人 数	5 法人	4 法人
貸 付 金 回 収 金 額	747,783 千円	1,059,600 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法 人 数	5 法人	5 法人
年 度 末 貸 付 金 残 高 金 額	1,287,517 千円	1,950,300 千円

ウ 特 定 国 有 財 産 整 備 勘 定 (21 年 度 は 特 定 国 有 財 産 整 備 特 別 会 計)

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	145,650,235	145,650,235	—	—
21 年度	168,404,990	168,404,990	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	56,789,580	37,474,365	10,593,969	8,721,245
21 年度	75,847,381	33,437,006	11,557,539	30,852,835

翌年度繰越額の主なものは、特定国有財産整備費(歳出予算現額 501 億 7311 万余円)の 105 億 4813 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,601,140	2,401,710

(ウ) 主 な 業 務 実 績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
施 設 跡 地 等 の 処 分 土 地	229 千 m ²	416 千 m ²
施 設 跡 地 等 の 処 分 建 物	延べ 6 千 m ²	延べ 70 千 m ²
施 設 の 取 得 土 地	0 千 m ²	11 千 m ²
施 設 の 取 得 建 物	延べ 399 千 m ²	延べ 129 千 m ²

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(146ページ参照)を掲記した。

第6章
第2節
第1
2
特別会計
(7) エネルギー対策特別会計

(7) 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給及び電源開発促進の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	2,135,793,754	2,135,682,874	—	110,880
21年度	2,259,143,626	2,259,143,590	36	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	2,105,140,021	1,920,620,140	42,835,401	141,684,479
21年度	2,213,884,820	2,017,979,922	62,481,400	133,423,497

翌年度繰越額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額2813億2327万余円)の229億4694万余円及び燃料安定供給対策費(同2818億7468万余円)の198億8834万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の665億6478万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4225億9939万余円)の439億0780万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の295億2865万余円である。

(イ) 借入金

区分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	423,649,923	400,521,783

(ウ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5010万kL	5046万kL
国家備蓄石油の管理等の委託	46,997,695千円	47,372,197千円
石油備蓄事業補給金の交付	25,779,174千円	25,453,120千円
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金の交付	97,606,818千円	112,129,570千円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付	87,892,191千円	91,137,042千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	373,228,551	373,224,440	—	4,111
21年度	391,253,382	391,253,382	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	358,474,739	317,648,272	13,179,135	27,647,331
21年度	384,240,038	343,512,372	12,152,296	28,575,368

翌年度繰越額の主なものは、電源利用対策費(歳出予算現額 548 億 8004 万余円)の 81 億 7734 万余円、電源立地対策費(同 1657 億 8262 万余円)の 39 億 6899 万余円及び独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費(同 20 億 7486 万余円)の 10 億 3240 万円である。また、不用額の主なものは、電源立地対策費の 191 億 8516 万余円及び電源利用対策費の 71 億 0020 万余円である。

(イ) 資 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	123,155,980	125,251,971

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	99 地方公共団体 103,866,012 千円	104 地方公共団体 100,775,810 千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	104,468,111 千円	107,852,619 千円
負荷平準化機器等導入促進事業費補助金の交付	15,947,063 千円	16,126,258 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 9 件((340) : 434 ページ、(342) : 436 ページ、(343) : 439 ページ、(350) : 443 ページ、(381)(382) : 594 ページ、(383) : 595 ページ、(384) : 595 ページ、(385) : 596 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(452、600 ページ参照)を掲記した。

(8) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 22 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	1,161,621,921	1,138,623,218	996,115	22,002,587
21 年度	1,223,449,857	1,201,435,786	832,606	21,181,464
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	1,130,226,708	1,044,085,750	926,710	85,214,247
21 年度	1,125,373,871	1,045,160,600	3,360,889	76,852,382

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 453 億 1542 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7969 億 5426 万余円)の 524 億 9709 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1625 億 6125 万余円)の 137 億 1023 万余円及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入(同 540 億 2110 万余円)の 49 億 9973 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	1,141,229,689	1,206,546,930
(うち徴収勘定より受入)	787,819,848	846,672,652
損 失	1,235,269,924	1,262,978,239
(うち保険給付費)	744,395,769	749,581,436
損 失 金	94,040,234	56,431,309
〔前年度繰越利益金〕	8,465,437,794	8,521,869,103
〔翌年度繰越利益金〕	8,371,397,559	8,465,437,794

(ウ) 積立金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	8,153,213,242	8,196,718,041

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
適用事業場数(年度末)	2,622,356事業場	2,621,343事業場
療養補償給付	201,221,437千円	192,643,245千円
休業補償給付	103,729,359千円	106,877,790千円
遺族補償年金	196,636,114千円	199,004,177千円
障害補償年金	147,230,151千円	150,024,216千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	2,787,922,015	2,779,239,909	306,425	8,375,680
21年度	3,324,110,114	3,317,875,180	457,528	5,777,405
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	4,188,408,153	2,488,893,975	623,001	1,698,891,176
21年度	3,660,749,016	3,127,291,774	494,534	532,962,707

不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額2兆6790億1691万余円)の1兆0173億7060万余円、地域雇用機会創出等対策費(同8083億7855万余円)の4272億9124万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同1272億8362万余円)の263億4606万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	2,790,134,843	2,836,887,224
(うち徴収勘定より受入)	2,315,685,582	1,765,434,583
損 失	2,713,996,046	3,374,338,136
(うち失業等給付費)	1,661,646,260	1,980,506,293
利 益 金 (△ 損 失 金)	76,138,796	△ 537,450,912
〔前年度繰越利益金〕	6,127,835,549	6,369,978,268
〔翌年度繰越利益金〕	6,203,974,346	5,832,527,356

(ウ) 積立金等

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	5,210,007,790	5,045,381,392
雇用安定資金現在額	504,755,332	800,063,525

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
被保険者数(年度末)	38,238,727人	37,506,941人
一般求職者給付	1,105,997,889千円	1,480,141,080千円
雇用継続給付	386,460,400千円	315,226,797千円
就職促進給付	94,543,844千円	104,404,834千円
雇用調整助成金	324,924,238千円	653,564,529千円
特定求職者雇用開発助成金	40,789,580千円	27,648,315千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	3,281,035,474	3,194,108,115	11,232,580	75,694,778
21年度	2,802,168,949	2,717,759,449	7,784,412	76,625,087
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	3,360,540,657	3,170,438,392	69,293	190,032,971
21年度	2,873,669,385	2,696,128,565	—	177,540,819

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額3兆1694億0313万余円)の107億4620万余円である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の692億9002万余円及び雑収入(同84億7234万余円)の62億7546万余円である。また、不用額の主なものは、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(歳出予算現額2兆4361億8516万余円)の1268億1533万余円、保険給付費等財源労災勘定へ繰入(同8256億6034万余円)の408億9140万余円及び諸支出金(同549億9537万余円)の174億1301万余円である。

(イ) 損益

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
利益	3,180,092,103	2,704,844,576
(うち保険料)	3,098,810,827	2,607,398,692
損失	3,180,275,410	2,705,664,522
(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入)	787,819,848	846,672,652
(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入)	2,315,685,582	1,765,434,583
損失金	183,307	819,946
前年度繰越利益金	3,396,760	4,216,706
翌年度繰越利益金	3,213,452	3,396,760

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項11件((43):179ページ、(55):190ページ、(56):193ページ、(57):195ページ、(60):211ページ、(291):253ページ、(292):253ページ、(293)-(296):254ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(285、308ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(329ページ参照)を掲記した。

(9) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務並びに児童手当及び子ども手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び子ども手当、業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	23,003,212,853	23,002,569,429	169,664	473,759
21年度	22,089,417,613	22,088,760,526	352,459	304,627
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	22,278,585,641	20,536,881,774	—	1,741,703,866
21年度	20,915,090,302	20,187,692,325	—	727,397,976

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 17 兆 8036 億 7980 万余円)の 8340 億 7716 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 9076 億 1907 万余円ある。)

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)		21 年度(千円)	
利 益		21,101,800,601		20,496,698,763
	(うち拠出金等収入)	21,085,449,989	(うち拠出金等収入)	20,478,709,511
損 失		20,537,128,030		20,187,958,889
	(うち基礎年金給付費)	16,969,602,632	(うち基礎年金給付費)	16,426,879,594
利 益 金		564,672,571		308,739,873
〔前年度繰越利益金		2,627,015,629		2,318,275,755〕
〔翌年度繰越利益金		3,191,688,200		2,627,015,629〕

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区 分		22 年 度	(21 年 度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数	25,778千人	24,878千人
	支 給 額	16,969,602,632千円	16,426,879,594千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	4,713,641,494	4,704,967,209	4,585,107	4,089,177
21 年度	5,155,848,593	5,134,684,236	18,338,266	2,826,089
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	4,629,745,947	4,465,780,553	—	163,965,393
21 年度	5,432,996,983	5,359,750,254	—	73,246,728

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 1 兆 4864 億 1200 万余円)の 1478 億 0801 万余円及び諸支出金(同 419 億 8226 万余円)の 13 億 5737 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)		21 年度(千円)	
利 益		5,648,680,983		6,108,139,997
	(うち保険料)	2,601,132,970	(うち保険料)	2,611,375,291
	(うち一般会計より受入)	1,688,537,056	(うち一般会計より受入)	2,055,259,122
損 失		5,439,880,516		6,348,424,177
	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入)	2,983,621,107	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入)	3,738,901,180
	(うち国民年金給付費)	1,338,603,986	(うち国民年金給付費)	1,477,278,041
利 益 金 (△ 損 失 金)		208,800,467		△240,284,180
〔前年度繰越利益金		8,300,561,452		8,540,845,633〕
〔翌年度繰越利益金		8,509,361,920		8,300,561,452〕

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)		21 年度末(千円)	
積立金現在額		7,482,178,583		7,691,959,199
	(うち運用寄託金現在額)	7,194,778,583	(うち運用寄託金現在額)	7,175,159,199

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
被保険者数(年度末)	29,428千人	30,060千人
老 齢 年 金 等 の 支 給	受給権者数 3,078千人	3,407千人
	支 給 額 1,338,603,986千円	1,477,278,281千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	40,629,724,232	40,405,594,296	41,096,792	183,033,143
21 年度	38,198,961,599	38,007,937,271	24,308,469	166,715,858
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	41,192,086,194	40,115,094,234	—	1,076,991,959
21 年度	39,273,075,577	38,781,305,418	—	491,770,158

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 22 兆 9472 億 9183 万余円)の 407 億 2460 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 1813 億 2463 万余円及び雑収入(同 141 億 1676 万余円)の 17 億 0851 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 8368 億 0388 万余円)の 8275 億 6502 万余円及び諸支出金(同 186 億 5134 万円)の 24 億 2693 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	34,270,599,670	34,641,648,154
損 失	(うち保険料 22,815,764,652)	(うち保険料 22,338,636,630)
損 失 金	40,560,242,164	39,336,504,087
	(うち保険給付費 24,009,238,857)	(うち保険給付費 23,846,744,465)
	6,289,642,493	4,694,855,932
〔前年度繰越利益金	125,486,387,568	130,181,243,501〕
〔翌年度繰越利益金	119,196,745,074	125,486,387,568〕

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積立金現在額	113,162,160,560	120,263,876,636
	(うち運用寄託金現在額 108,412,160,560)	(うち運用寄託金現在額 114,225,976,636)

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	34,411千人	34,247千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給	受給権者数 31,981千人	30,580千人
	支 給 額 23,904,293,608千円	23,750,018,552千円

エ 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	6,397,991	6,381,960	5,699	10,331
21 年度	7,773,561	7,731,891	24,625	17,044
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	8,963,087	6,351,338	—	2,611,748
21 年度	10,172,515	7,647,075	—	2,525,439

(イ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
老 齢 福 祉 年 金 の 支 給	8千人	12千人
受給権者数	2,643,720千円	3,959,574千円
支 給 額		

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	8,920,907,514	8,795,990,881	20,633,208	104,283,424
21年度	8,006,182,652	7,908,996,860	11,804,937	85,380,854
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	8,632,841,905	8,613,318,210	—	19,523,694
21年度	8,293,318,145	7,863,138,912	—	430,179,232

不納欠損額は、全て保険料収入(徴収決定済額7兆3869億7648万余円)の分である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の1042億8338万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆5045億7200万余円)の185億4927万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	7,337,218,832	6,469,633,868
(うち保険料)	7,320,858,718	6,392,879,897
損 失	7,186,121,496	6,471,436,645
(うち保険料等交付金)	7,107,699,912	6,352,125,444
利 益 金 (△ 損 失 金)	151,097,336	△ 1,802,776
〔前年度繰越損失金	1,275,290,115	1,273,487,338〕
〔翌年度繰越損失金	1,124,192,778	1,275,290,115〕

(ウ) 借 入 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
保 険 料 等 交 付 金 の 交 付	7,107,699,912千円	6,352,125,444千円

カ 児童手当及び子ども手当勘定(21年度は児童手当勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	1,762,185,476	1,760,348,824	303,305	1,533,346
21年度	482,689,551	481,097,133	158,407	1,434,011
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	1,768,860,774	1,762,755,649	313,788	5,791,336
21年度	491,533,764	468,759,006	65,801	22,708,956

(イ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積立金現在額	79,324,841	88,803,749

(ウ) 主な業務実績

区 分	(注)	22 年 度	(21 年 度)
子ども手当の交付	交付対象子ども数	16,279千人	11,642千人
	交 付 額	2,081,721,763千円	905,781,376千円

(注) 21年度は児童手当であり、交付対象児童数である。

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	549,614,859	508,404,719	18,279,840	22,930,299
21 年度	2,049,865,434	2,019,692,031	12,350,166	17,823,236
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	455,294,001	435,804,275	25	19,489,700
21 年度	2,014,649,070	1,943,745,611	7,411,234	63,492,224

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額 729 億 0594 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額 1003 億 4654 万余円)の 115 億 0075 万余円及び業務取扱費(同 486 億 8200 万余円)の 79 億 7694 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	490,552,347	2,158,754,960 (うち特別保健福祉事業資金より受入 1,505,038,510)
	—	227,013,640 (うち一般会計より受入)
損 失	495,159,336	2,137,611,927 (うち特別保健福祉事業資金受入金相当財源 1,348,011,740)
	—	74,805,233 (うち日本年金機構運営費)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 4,606,989	21,143,032
〔前年度繰越利益金	217,241,244	196,353,841〕
〔翌年度繰越利益金	212,616,067	217,241,244〕

(ウ) 資 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
特別保健福祉事業資金現在額	552,917	296,699

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 5 件((44) : 182 ページ、(58) : 198 ページ、(59) : 201 ページ、(297)(298) : 256 ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 22 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

この勘定は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付けに対する利子補給並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	28,680,673	28,140,145	26,531	513,996
21年度	25,423,045	24,885,082	8,347	529,615
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
22年度	9,249,206	5,108,564	2,784	4,137,856
21年度	21,941,467	12,497,242	—	9,444,224

(イ) 損益

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
利益	10,519,739	13,754,677
損失	4,266,058	3,056,773
利益金	6,253,681	10,697,903
〔前年度繰越損失金〕	3,794,376	4,023,926
〔翌年度繰越利益金〕	2,459,304	6,673,977

(ウ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
(農地等の売渡し等のうちの主なもの)		
(注1) 農地等の売渡し等	149千㎡	340千㎡
(注2) 農地等の売払い	145千㎡	270千㎡
農地等の貸付け	1,926千㎡	1,973千㎡
(注3) 年度末所有農地等	43,427千㎡	43,600千㎡
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	703,322千円	1,061,868千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	531,192千円	97,264千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金政府貸付金の貸付け	842,048千円	1,102,350千円

(注1) 「農地等の売渡し」は農業上の利用目的に供する農地等の処分
(注2) 「農地等の売払い」は農業上の利用目的に供しない農地等の処分
(注3) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

イ 農業経営安定勘定

〔この勘定は、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金及び農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	233,607,814	233,607,814	—	—
21年度	228,017,067	228,017,067	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
22年度	233,041,332	142,969,065	84,279	89,987,987
21年度	232,425,890	146,536,443	—	85,889,446

不用品額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2316 億 3887 万余円)の 888 億 3970 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	163,547,419 (うち麦管理勘定より受入 77,529,667)	193,565,304 (うち麦管理勘定より受入 77,529,667)
損 失	142,969,065 (うち農業経営安定事業費 142,713,558)	146,536,443 (うち農業経営安定事業費 146,178,091)
利 益 金	20,578,353	47,028,860
〔前年度繰越利益金	79,086,086	32,057,225〕
〔翌年度繰越利益金	99,664,439	79,086,086〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	128,262,436 千円	140,475,937 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	14,153,701 千円	5,409,990 千円

ウ 米管理勘定

〔 この勘定は、国内米の備蓄に伴う売買等及び輸入米の売買に伴う事業に係る経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	443,172,654	440,682,457	—	2,490,196
21 年度	581,246,378	578,515,254	22	2,731,102
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	722,106,286	420,284,050	18,138,023	283,684,211
21 年度	857,355,607	578,436,851	78,402	278,840,353

翌年度繰越額は、米買入費(歳出予算現額 2116 億 7840 万余円)の 126 億 0549 万余円及び米管理費(同 411 億 5613 万余円)の 55 億 3252 万余円である。また、不用額の主なものは、米買入費の 1362 億 3113 万余円、返還金等他勘定へ繰入(同 4292 億 7174 万余円)の 924 億 4766 万余円及び米管理費の 150 億 0540 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	45,599,870 (うち売上高 40,965,024)	90,947,364 (うち売上高 77,952,059)
損 失	154,951,102 (うち売上原価 125,134,911) (うち事業管理費 24,567,635)	167,403,876 (うち売上原価 113,771,466) (うち事業管理費 43,207,806)
損 失 金 (損失金の処理)	109,351,231 (調整勘定へ移し整理)	76,456,512 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
米 穀 買 入 れ	66 万 t	82 万 t
売 渡 し	74 万 t	84 万 t
年 度 末 在 庫	176 万 t	184 万 t

エ 麦管理勘定

〔この勘定は、輸入麦等の売買等に伴う事業に係る経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	347,516,742	332,536,366	—	14,980,376
21年度	314,012,065	314,012,065	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	549,298,733	317,250,932	10,656,829	221,390,970
21年度	689,055,941	307,826,952	—	381,228,989

収納未済歳入額は全て麦売払代(徴収決定済額 3148 億 6857 万余円)の分である。翌年度繰越額の主なものは、麦買入費(歳出予算現額 3048 億 0364 万余円)の 106 億 5563 万余円である。また、不用額の主なものは、麦買入費の 820 億 6782 万余円、返還金等他勘定へ繰入(同 1623 億 3767 万余円)の 618 億 8547 万余円及び麦管理費(同 71 億 5741 万余円)の 24 億 3767 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	315,163,961 (うち食糧麦売上高 284,298,705)	314,012,065 (うち売上高 313,688,545)
損 失	310,181,577 (うち食糧麦売上原価 193,786,838) (うち輸入飼料売上原価 28,930,927)	282,303,861 (うち食糧麦売上原価 162,528,435) (うち輸入飼料売上原価 31,022,416)
利 益 金 (利益金の処理)	4,982,383 (調整勘定へ移し整理)	31,708,204 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
麦 類 買 入 れ	639 万 t	644 万 t
売 渡 し	723 万 t	643 万 t
年 度 末 在 庫	0 万 t	83 万 t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	1,716,954 千円	—

オ 業務勘定

この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の各事業勘定に共通する事務人件費に係る経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	9,189,826	9,189,802	—	24
21年度	13,735,268	13,735,244	—	24
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	12,002,062	9,189,763	38	2,812,259
21年度	17,976,015	12,844,264	—	5,131,750

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	9,221,675 (うち麦管理勘定より業務経費受入 5,189,866)	15,809,327 (うち米管理勘定より業務経費受入 8,806,045)
損 失	10,288,541 (うち事務取扱費 8,449,601)	15,943,973 (うち事務取扱費 13,958,537)
損 失 金 (損失金の処理)	1,066,866 (調整勘定へ移し整理)	134,645 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

〔この勘定は、各事業勘定が必要とする資金の手当(一般会計の受入、食糧証券の発行、各事業勘定で生じた決算剰余金の集約等による資金の調達と返済)を一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理する機能を有しているものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	939,865,780	939,865,780	—	—
21年度	1,097,026,856	1,097,026,856	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	1,438,843,684	911,365,970	—	527,477,713
21年度	1,701,816,313	1,054,171,614	—	647,644,698

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 9257 億 0115 万余円)の 3771 億 2071 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 5026 億 7417 万余円)の 1503 億 5699 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、22 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 284 億 9980 万余円のうち、23 年度の予算総則第 12 条に定める金額 123 億 8784 万円を、23 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)		21 年度(千円)	
利 益		62,579,796		93,997,703
	(うち一般会計より受入	62,223,051)	(うち一般会計より受入	93,267,066)
損 失		62,579,796		93,997,703
	(うち農業経営安定勘定へ繰入	62,223,051)	(うち農業経営安定勘定へ繰入	93,267,066)

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積立金現在額	—	15,342,965

(エ) 調整資金の増減額

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
年度首資金	141,979,291	73,753,225
本年度受入額	75,500,000	114,000,000
本年度損失整理	△ 105,435,714	△ 45,773,933
損失整理後の現在額	112,043,577	141,979,291

(オ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
繰越債務額	352,000,000	455,000,000
本年度発行額	1,080,000,000	1,142,000,000
本年度償還額	1,101,000,000	1,245,000,000
年度末現在額	331,000,000	352,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

〔この勘定は、未完了借入事業の工事に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	79,890,010	79,890,010	—	—
21年度	130,825,973	130,601,578	—	224,395
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	84,857,703	73,292,102	8,933,495	2,632,105
21年度	139,200,543	118,973,643	15,331,671	4,895,228

(イ) 借 入 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	41,289,195	34,523,598

(ウ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
かんがい排水事業	39地区	49地区
総合農地防災事業	3地区	4地区
農用地再編整備事業	1地区	1地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項2件((314)：359ページ、(339)：375ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(403ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(420、424ページ参照)を掲記した。

(11) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が行う農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

〔 この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。 〕

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	25,803,222	25,803,222	—	—
21年度	24,225,915	24,225,915	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	25,795,795	12,435,693	—	13,360,102
21年度	21,818,108	4,637,657	—	17,180,451

不用額は全て再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額257億9579万余円)の分である。

イ 農業勘定

〔 この勘定は、農業者が、風水害等による水稲、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

- ① 水稲、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額
- ② 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	31,362,718	31,362,718	—	—
21年度	23,950,714	23,950,714	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	37,866,299	30,751,158	—	7,115,140
21年度	33,047,202	22,457,091	—	10,590,110

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	19,064,990	19,313,057
(うち再保険料)	13,480,601	11,855,311
損 失	30,867,510	22,561,860
(うち再保険金)	25,349,734	15,217,810
損 失 金	11,802,520	3,248,803
〔前年度繰越利益金	67,219,611	70,468,415〕
〔翌年度繰越利益金	55,417,091	67,219,611〕

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	67,219,611	70,468,415

(エ) 主な業務実績

区 分	22年 度	(21年 度)
(共済引受)		
水稻	150万 ha	147万 ha
畑作物	26万 ha	25万 ha
麦	25万 ha	25万 ha
(再保険金支払)		
麦	17,076,403千円	8,457,791千円
畑作物	7,778,467千円	1,650,026千円
水稻	481,464千円	5,109,992千円

ウ 家畜勘定

〔 この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	41,331,094	41,331,094	—	—
21年度	44,756,147	44,756,147	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	36,994,870	31,236,151	—	5,758,718
21年度	37,784,013	30,385,413	—	7,398,599

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	41,328,611	44,760,334
(うち再保険料)	20,424,080	24,023,624
損 失	41,532,909	41,978,124
(うち再保険金)	22,167,496	21,150,077
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 204,297	2,782,210
〔前年度繰越利益金〕	39,742,804	36,960,594
〔翌年度繰越利益金〕	39,538,506	39,742,804

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	39,733,221	36,955,199

(エ) 主な業務実績

区 分	22年 度	(21年 度)
(共 済 引 受)		
牛	473万頭	481万頭
肉豚	175万頭	161万頭
種豚	19万頭	20万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	20,671,082千円	19,695,024千円
肉豚	872,781千円	918,147千円
馬	334,790千円	316,271千円
種豚	288,842千円	220,634千円

エ 果樹勘定

〔 この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	4,893,349	4,893,349	—	—
21年度	5,462,641	5,462,641	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	9,431,557	3,267,131	—	6,164,425
21年度	9,903,739	1,421,573	—	8,482,165

(イ) 損益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	4,755,384	5,462,641
(うち再保険料)	2,193,336	2,809,850
損 失	4,979,906	3,431,811
(うち再保険金)	2,718,472	883,529
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 224,521	2,030,829
〔前年度繰越損失金〕	27,289,346	29,320,176
〔翌年度繰越損失金〕	27,513,868	27,289,346

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(共 済 引 受)		
うんしゅうみかん	1003 万本	1099 万本
りんご	342 万本	345 万本
いよかん	215 万本	235 万本
指定かんきつ	163 万本	167 万本
なし	157 万本	164 万本
(再保険金支払)		
なし	719,969 千円	183,914 千円
うんしゅうみかん	704,671 千円	55,999 千円
うめ	535,913 千円	17,685 千円
かき	351,761 千円	21,605 千円
ぶどう	111,110 千円	41,652 千円

オ 園芸施設勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	3,954,382	3,954,382	—	—
21 年度	3,875,443	3,875,443	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	4,964,375	2,655,118	—	2,309,256
21 年度	5,110,868	2,115,359	—	2,995,508

(イ) 損 益

区 分	22 年度(千円)	21 年度(千円)
利 益	3,954,382	3,875,443
(うち再保険料)	929,309	1,310,941
損 失	3,930,628	3,423,417
(うち再保険金)	958,798	346,765
利 益 金	23,753	452,025
〔前年度繰越利益金〕	17,510,777	17,058,751
〔翌年度繰越利益金〕	17,534,530	17,510,777

(ウ) 積 立 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
積立金現在額	17,510,777	17,058,751

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(共 済 引 受)		
園芸施設	65 万棟	67 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	958,798 千円	346,765 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	968,340	968,340	—	—
21年度	985,945	985,945	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	1,122,975	968,333	6	154,634
21年度	1,065,124	985,855	—	79,268

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(409ページ参照)を掲記した。

(12) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	10,126,121	10,126,121	—	—
21年度	10,628,357	10,628,357	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	4,810,810	1,678,769	—	3,132,040
21年度	5,013,656	1,712,466	—	3,301,189

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	10,126,121	10,628,357
(うち保険料)	2,417,631	2,628,682
損 失	8,756,846	9,147,233
(うち保険金)	455,878	424,272
利 益 金	1,369,275	1,481,123
〔前年度繰越利益金〕	17,361,676	15,880,553
〔翌年度繰越利益金〕	18,730,952	17,361,676

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	17,361,676	15,880,553

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
(保険引受)		
件 数	135千件	146千件
面 積	968千ha	1,058千ha
金 額	2,009,439,857千円	1,879,263,139千円
(保険金支払)		
件 数	2千件	1千件
面 積	0千ha	0千ha
金 額	455,878千円	424,272千円

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (12) 森林保険特別会計

(13) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	459,211,907	458,138,022	10,830	1,063,054
21年度	499,076,264	497,960,012	68	1,116,183
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	503,737,389	457,417,969	38,491,594	7,827,826
21年度	541,833,440	488,211,582	35,408,234	18,213,623

翌年度繰越額の主なものは、国有林野森林整備事業費(歳出予算現額743億2489万余円)の129億4591万余円、治山事業費(同411億8019万余円)の117億5396万余円及び国有林野事業費(同943億5978万余円)の98億3907万余円である。

(イ) 損益

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
利益	123,339,847 (うち売上高 22,392,591)	151,835,370 (うち売上高 20,469,705)
損失	146,933,291 (うち経営費 47,024,405)	175,288,299 (うち経営費 44,169,936)
損失金	23,593,443	23,452,929
前年度繰越損失金	421,023,719	397,570,789
翌年度繰越損失金	444,617,163	421,023,719

(ウ) 借入金

区分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,278,262,933	1,279,312,743

(エ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
立木売払い	803千㎡	818千㎡
製品売払い	1,983千㎡	2,036千㎡
立木の保育	117千ha	126千ha
林道改良	954km	953km
直轄治山事業	955か所	1,752か所

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((300):344ページ参照)を掲記した。

(14) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が行う普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び1,000トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	5,735,592	5,735,592	—	—
21年度	5,892,197	5,892,197	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	6,317,352	5,612,752	—	704,599
21年度	6,858,572	5,754,140	—	1,104,431

(イ) 損益

区分	22年度(千円)	21年度(千円)
利益	5,735,592	5,892,197
損失	54,730,962	5,788,591
利益金(△損失金)	△ 48,995,370	103,605
前年度繰越利益金	10,997,616	10,894,010
翌年度繰越利益金	—	10,997,616
翌年度繰越損失金	37,997,753	—

(ウ) 積立金

区分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	10,997,616	10,894,010

(注) 22年度末積立金現在額109億9761万余円は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の規定により23年度の再保険金の支払財源に充てるため、その全額を同年度の歳入に繰り入れることとされている。

(エ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
(保険引受)		
件数	374,014件	381,427件
再保険金額	44,797,035,007千円	43,052,409,482千円
(保険金支払)		
損害再保険金	708千円	52,490千円

イ 漁船特殊保険勘定

この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	18,947	18,947	—	—
21年度	30,752	30,752	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	269,223	—	—	269,223
21年度	269,223	—	—	269,223

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	19,165	29,984
(うち再保険料)	13,342	11,181
損 失	642	333
利 益 金	18,523	29,651
〔前年度繰越利益金〕	4,326,211	4,296,560
〔翌年度繰越利益金〕	4,344,735	4,326,211

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	4,325,797	4,295,378

(エ) 主な業務実績

区 分	22年 度	(21年 度)
(保 険 引 受)		
件 数	301 件	291 件
再 保 険 金 額	36,076,410 千円	30,460,536 千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

〔 この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う
 保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	2,366	2,366	—	—
21年度	6,964	6,964	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	42,520	—	—	42,520
21年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	2,385	6,673
(うち再保険料)	577	536
損 失	44	22
利 益 金	2,341	6,651
〔前年度繰越利益金〕	1,294,079	1,287,428
〔翌年度繰越利益金〕	1,296,421	1,294,079

(ウ) 積 立 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
積立金現在額	1,294,049	1,287,107

(エ) 主な業務実績

区 分	22年 度	(21年 度)
(保 険 引 受)		
件 数	193 件	197 件
再 保 険 金 額	629,100 千円	587,266 千円

エ 漁業共済保険勘定

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	7,714,239	7,714,239	—	—
21年度	7,979,168	7,979,168	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	8,425,587	7,606,304	—	819,282
21年度	8,372,008	7,762,584	—	609,423

(イ) 損益

区分	22年度(千円)		21年度(千円)	
利益		14,599,400		13,817,092
	(うち保険料)	2,665,609	(うち保険料)	2,575,203
損失		28,254,563		14,864,328
	(うち保険金)	2,774,258	(うち保険金)	2,739,592
	(うち漁業共済組合連合会交付金)	4,832,046	(うち漁業共済組合連合会交付金)	5,022,992
	(うち次年度繰越支払備金)	19,470,665	(うち次年度繰越支払備金)	5,928,509
損失金		13,655,163		1,047,236
〔前年度繰越損失金		28,952,631		27,905,394〕
〔翌年度繰越損失金		42,607,794		28,952,631〕

(ウ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
(保険引受)		
件数	65,579件	55,839件
再共済金額	410,113,421千円	394,684,908千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	599,860千円	1,344,813千円
養殖共済保険金	660,000千円	772,514千円
特定養殖共済保険金	1,147,369千円	145,056千円
漁業施設共済保険金	367,029千円	477,207千円
計	2,774,258千円	2,739,592千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	821,970	821,970	—	—
21年度	851,117	851,117	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	880,330	821,967	2	58,359
21年度	905,250	851,116	—	54,133

(15) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	91,108,234	91,055,864	—	52,370
21年度	148,082,723	148,082,723	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	200,510,292	58,801,789	2	141,708,500
21年度	212,019,866	61,120,406	—	150,899,459

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1415 億 8226 万余円)の 1326 億 2043 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)		21年度(千円)	
利 益		100,255,289		97,479,383
	(うち再保険料	26,545,274)	(うち再保険料	30,503,288)
損 失		100,255,289		97,479,383
	(うち再保険金	8,067,361)	(うち再保険金	10,454,312)
	(うち異常危険準備金繰入	—)	(うち異常危険準備金繰入	26,651,259)

(ウ) 異常危険準備金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
異常危険準備金現在額	499,334,166	508,407,619

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
再保険引受件数	262,410件	251,542件
引受再保険金額	12,551,252,532千円	12,089,817,943千円
再保険支払件数	141件	271件
支払再保険金額	8,067,361千円	10,454,312千円

(16) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の22年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	310,869,176	310,865,170	—	4,005
21年度	306,778,505	306,775,224	3,234	47
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	119,715,016	109,291,928	2,340,110	8,082,977
21年度	125,142,279	109,389,975	629,263	15,123,040

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、22年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 2015 億 7324 万余円のうち、23年度の予算総則第12条に定める金額 1 億 8194 万余円を、23年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
(特許権)		
出願の受理	341,226件	344,735件
審査請求の受理	251,228件	254,379件
審査	378,444件	366,622件

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(実用新案権) 出 願 の 受 理	8,279 件	9,569 件
(意匠権) 出 願 の 受 理	31,082 件	31,607 件
審 査	30,919 件	31,489 件
(商標権) 出 願 の 受 理	110,509 件	112,095 件
審 査	202,752 件	211,180 件

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((340):434 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(449 ページ参照)を掲記した。

(17) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

この勘定は、国が施行する直轄治水事業、都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22 年度	1,077,396,690	1,077,385,750	5,471	5,468
21 年度	1,674,961,633	1,673,115,837	24,368	1,821,427
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22 年度	1,191,984,546	982,127,574	178,816,605	31,040,366
21 年度	1,691,626,357	1,343,861,322	323,008,182	24,756,851

翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額5644億4931万余円)の1024億0982万余円、砂防事業費(同1365億2618万余円)の251億2865万余円及び多目的ダム建設事業費(同1459億1955万余円)の224億5484万余円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費業務勘定へ繰入(同1088億6380万円)の162億1072万余円、河川整備事業費の80億1184万余円及び受託工事費(同245億2565万余円)の42億9599万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	22 年 度		(21 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	117 河川	67 河川	119 河川	633 河川
河 川 総 合 開 発	15 ダム	73 ダム	14 ダム	78 ダム
砂 防 施 設 の 整 備	34 水系	84 流域	34 水系	816 流域
特定多目的ダム建設	25 ダム	—	28 ダム	—

イ 道路整備勘定

この勘定は、国が施行する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに道路の整備に関する事業についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	2,469,589,543	2,469,276,145	99,654	213,743
21年度	3,925,625,994	3,925,202,876	187,439	235,678
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	2,813,408,059	2,170,657,860	575,562,728	67,187,469
21年度	3,935,755,752	3,186,636,514	680,302,918	68,816,319

翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額 8981 億 9641 万余円)の 2335 億 1322 万余円、道路交通安全対策事業費(同 5344 億 9906 万余円)の 1169 億 3449 万余円及び道路交通円滑化事業費(同 4465 億 7249 万余円)の 1158 億 8401 万余円である。また、不用額の主なものは、地方道路整備臨時貸付金(同 883 億 0637 万余円)の 292 億 4225 万余円、地域連携道路事業費の 87 億 0493 万余円及び業務取扱費業務勘定へ繰入(同 1013 億 9926 万余円)の 83 億 3141 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	12 路線	11 路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	162 路線 (48 か所)	164 路線 (52 か所)
共同溝の整備	11 路線	15 路線
(補助事業)		
一般国道の改築	130 路線	220 路線
地方道の改築	68 か所	331 か所
街路事業	51 か所	529 か所
土地区画整理事業	26 か所	412 か所

ウ 港湾勘定

この勘定は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	376,238,610	376,200,553	1,592	36,464
21年度	445,773,725	445,763,797	—	9,928
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	408,680,887	345,020,521	56,665,802	6,994,562
21年度	572,749,169	379,176,069	186,466,426	7,106,673

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 3162 億 9574 万余円)の 512 億 0978 万余円、沖縄港湾事業費(同 183 億 0891 万余円)の 12 億 2665 万余円及び港湾環境整備事業費(同 89 億 5712 万余円)の 12 億 0790 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
(直轄事業)		
港湾の整備	119 港	121 港
航路の整備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港湾の整備	146 港	219 港

エ 空港整備勘定

この勘定は、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に係る事業等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	497,482,209	497,384,031	5,403	92,774
21年度	623,839,408	623,775,658	38	63,710
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	517,995,634	470,930,829	18,970,458	28,094,346
21年度	674,403,726	599,509,986	53,840,902	21,052,837

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 2054 億 2799 万余円)の 119 億 6123 万余円、沖縄空港整備事業費(同 122 億 7260 万余円)の 26 億 1814 万余円及び北海道空港整備事業費(同 101 億 2113 万余円)の 22 億 4767 万余円である。また、不用額の主なものは、空港整備事業費の 131 億 5724 万余円及び空港等維持運営費(同 1476 億 3541 万余円)の 126 億 1339 万余円である。

(イ) 借入金

区分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,011,410,722	997,368,982

(ウ) 主な業務実績

区分	22年度	(21年度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	4 空港
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	1 空港	2 空港

オ 業務勘定

この勘定は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定の各事業及び都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する人件費等の諸費、都市開発資金の貸付けに係る貸付金等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	277,458,354	277,457,542	—	811
21年度	463,061,220	463,056,068	—	5,151
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	274,710,600	226,243,641	12,198,145	36,268,814
21年度	374,714,738	300,154,139	14,287,561	60,273,037

翌年度繰越額は全て業務取扱費(歳出予算現額 2545 億 1458 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 316 億 9970 万余円及び都市開発資金貸付金(同 125 億 0300 万円)の 44 億 6900 万円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、22 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 512 億 1390 万余円のうち、23 年度の予算総則第 12 条に定める金額 85 億 5686 万余円を、23 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	22年度(千円)	21年度(千円)
利 益	341,570	464,772
損 失	188,984	303,980
利 益 金	152,586	160,791
前年度繰越損失金	1,922,631	2,083,422
翌年度繰越損失金	1,770,045	1,922,631

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付に係るもの)

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	12,222,287	18,352,667

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付に係るもの)

a 貸付実績

区 分	22年度	(21年度)
(地方公共団体貸付)		
都市公共施設用地買取資金貸付	件数 11件 面積 57,211m ² 金額 2,696,000千円	14件 23,236m ² 2,176,000千円
市街地再開発事業等資金貸付	件数 2件 金額 2,125,000千円	3件 600,000千円
(民間都市開発推進機構貸付)		
都市開発資金貸付	件数 1件 金額 1,999,000千円	13件 63,482,000千円

b 貸付金回収

	22年度	(21年度)
金額	千円 16,710,859	千円 129,153,460

c 貸付金現在額

	22年度末	(21年度末)
金額	千円 175,670,670	千円 184,347,529

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項14件((352):472ページ、(360):483ページ、(363):486ページ、(366):492ページ、(367):493ページ、(368):495ページ、(369):496ページ、(370):497ページ、(372):500ページ、(373):501ページ、(374):502ページ、(375):503ページ、(377):505ページ、(379):507ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項6件(509、515、533、542、566、572ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(578ページ参照)を掲記した。

(18) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の22年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国が填補するなどの事業)に関する経理、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	69,806,751	67,461,835	299,344	2,045,571
21年度	73,848,343	70,638,854	558,737	2,650,750
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	10,762,165	8,448,498	—	2,313,666
21年度	12,664,141	10,622,540	—	2,041,600

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)		21年度(千円)	
利 益	11,113,233	5,072,856	11,987,005	5,953,050
	(うち前年度繰越支払備金)	(うち賦課金)	(うち前年度繰越支払備金)	(うち賦課金)
損 失	15,245,492	4,316,704	17,894,395	5,072,856
	(うち次年度繰越支払備金)	(うち再保険金及保険金)	(うち次年度繰越支払備金)	(うち再保険金及保険金)
損 失 金 (損失金の処理)	4,132,259	335,683	5,907,389	953,684
	(翌年度に繰越利益を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に繰越利益を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)
	3,796,575	3,796,575	4,953,704	4,953,704

(ウ) 繰 越 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
繰越利益の額	115,605,281	116,558,965

(エ) 基 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
基金残額	24,894,214	29,847,919

(オ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
保障金等の支払	2,012件	2,248件
金 額	2,804,096千円	3,333,684千円
〔経過措置としての保険契約及び保険金支払〕		
再保険及び保険関係の成立	14件	29件
金 額	139千円	200千円
再保険金及び保険金の支払	1,743件	2,828件
金 額	3,989,056千円	5,899,774千円

イ 自動車検査登録勘定

〔この勘定は、自動車検査登録等事務(自動車の検査、登録等)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	42,627,265	42,627,254	—	10
21年度	46,197,715	46,197,715	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
22年度	40,407,944	36,618,617	58,441	3,730,885
21年度	43,851,788	39,014,930	632,044	4,204,813

(イ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
自動車の検査	26,375千件	26,027千件
(うち有料分)	(26,328千件)	(25,965千件)
自動車の登録	15,493千件	16,024千件
(うち有料分)	(14,903千件)	(15,170千件)

ウ 自動車事故対策勘定

〔 この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
22年度	13,803,126	13,803,126	—	—
21年度	14,083,744	14,083,744	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
22年度	13,747,367	13,202,436	43,679	501,251
21年度	14,790,887	13,722,684	—	1,068,202

(イ) 損 益

区 分	22年度(千円)		21年度(千円)	
利 益		3,772,066		3,886,569
	(うち利子収入	3,663,854)	(うち利子収入	3,767,690)
損 失		13,204,400		13,722,684
	(うち独立行政法人自動車事故対策		(うち独立行政法人自動車事故対策	
	機構運営費交付金	7,420,024)	機構運営費交付金	7,819,274)
損 失 金		9,432,333		9,836,115
(損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理)		(翌年度に基金を減額して整理)	

(ウ) 基 金

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
基金残額	702,481,913	712,318,028

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
自動車事故対策計画に基		
づく助成	1,340 件	471 件
金 額	13,006,372 千円	13,543,171 千円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(527ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成22年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ及び支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
22年度	52,445,408,673	51,385,993,280	131,189,433	928,225,958
21年度	51,504,681,936	50,484,581,725	132,005,406	888,094,803
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
22年度	9,155,835,788		41,566,392,505	
21年度	10,951,023,023		38,822,705,112	

上記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	40,765,112,229
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	638,130,961
国債整理基金特別会計組入金	162,529,537

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	37,906,390	16,105,697,897
法人税受入金	29,194,668	10,174,658,436
源泉所得税受入金	28,741,577	12,572,495,317
申告所得税受入金	27,962,426	2,593,591,124
相続税受入金	4,382,928	1,548,947,050
消費税受入金	2,554,752	3,978,563
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	398,997,105	16,105,697,897
揮発油税及地方揮発油税受入金	237,620,544	3,281,965,165

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆4696億4622万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成22年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
22年7月末資金現在額	—
22年8月1日から23年7月31日までの資金増	—
22年8月1日から23年7月31日までの資金減	—
23年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成22年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	22年度(千円)	21年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	595,463,213	538,143,944
	貨幣発行高	221,434,120	226,343,275
	運用益	1,947,108	1,989,497
	地金売払代	3,112,746	2,313,547
	計	226,493,974	230,646,320
	(払出し)		
	貨幣回収高	153,637,250	173,327,050
計	153,637,250	173,327,050	
	差引現在額	668,319,938	595,463,213
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	193,931,850	190,297,236
	回収貨幣	13,154,733	11,703,399
	計	13,154,733	11,703,399
	(払出し)		
	貨幣材料	3,108,331	5,516,534
	地金売払	2,801,071	2,448,117
	その他	98,832	104,133
計	6,008,236	8,068,786	
	差引現在額	201,078,347	193,931,850
資 金 合 計		869,398,285	789,395,063

第4 債権及び債務

第6章
第2節
第4
債権及び債務
1
債権
2
債務

1 債 権

平成22年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	9,139,223,505	9,198,267,262	△ 59,043,757
歳 入 外	124,228	115,222	9,006
積 立 金	115,606,939,143	121,401,135,836	△ 5,794,196,692
資 金	139,255,198,470	147,226,305,354	△ 7,971,106,883
計	264,001,485,347	277,825,823,675	△ 13,824,338,327

22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、13兆8243億3832万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計	公共事業費負担金	△ 101,643,126
積 立 金	年金特別会計 厚生年金勘定	運用寄託金債権	△ 5,813,816,076
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計	各税受入金債権	△ 590,286,917
		仮払金債権	70,089,520
	財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	円貨貸付金債権	518,122,725
		政府関係機関貸付金債権	442,568,475
		地方公共団体貸付金債権	△ 1,317,129,222
		特別法人貸付金債権	△ 7,094,588,064

2 債 務

平成22年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	238,517,386	259,500,790	△ 20,983,404
歳出予算の繰越債務負担額	2,691,390,101	3,996,190,148	△ 1,304,800,047
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	409,107,562	379,113,418	29,994,143
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	5,954,003,040	6,439,879,563	△ 485,876,522
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	8,325,000	149,223,333	△ 140,898,333
公債	758,626,762,376	720,547,743,823	38,079,018,553
内国債	758,626,725,560	720,547,700,226	38,079,025,334
外国債	36,815	43,596	△ 6,780

種 別	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	55,005,812,513	56,406,342,716	△ 1,400,530,202
政府短期証券	110,784,740,000	106,028,100,000	4,756,640,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	6,755,495,623	9,258,846,084	△ 2,503,350,460
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	48,162,446,205	49,921,801,663	△ 1,759,355,458
計	988,636,599,810	953,386,741,543	35,249,858,267

(備考) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、政府短期証券等である。また、減少したものは、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、借入金等である。

公債について22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は160兆7256億3552万余円、減少した額は122兆6466億1697万余円で、差引き38兆0790億1855万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き34兆3157億3381万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金額(千円)	区 分	金額(千円)
借換発行したもの	109,236,933,580	借換発行したものを償還したもの	81,645,794,087
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	35,203,697,000	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	22,066,340,608
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	8,397,544,450	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	12,427,830,850
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	7,572,596,000	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	5,952,371,573

また、借入金について22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は35兆8403億1424万余円、減少した額は37兆2408億4444万余円で、差引き1兆4005億3020万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ22兆4111億0100万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還21兆2683億3375万円である。

なお、22年4月の外国貨幣換算率^(注)の変更等に伴い減少した債務は2610億0575万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1ドル	103円→94円
英 貨	1ポンド	180円→152円
欧州連合貨	1ユーロ	143円→134円
スイス貨	1スイス・フラン	92円→88円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成23年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	23年3月末現在(千円)	22年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,001,081	149,999,678	1,403
別口預金	458,943,846	395,252,581	63,691,265
指定預金	1,749,109,790	2,476,029,511	△ 726,919,720
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	2,358,055,212	3,021,282,264	△ 663,227,052

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で453兆6274億1000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で670兆0092億6600万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で29兆8000億円である。

2 国有財産

平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,964,917,389	19,031,838,063	△ 1,066,920,674	
立木竹	6,907,237,202	6,859,017,014	48,220,187	
建物	3,633,577,215	4,577,050,801	△ 943,473,585	
工作物	5,177,326,740	6,681,492,223	△ 1,504,165,483	
機械器具	9,994	53,022	△ 43,027	
船舶	1,441,761,632	2,199,879,017	△ 758,117,385	
航空機	997,336,801	2,463,778,980	△ 1,466,442,179	
地上権等	899,187	1,067,557	△ 168,369	
特許権等	2,802,447	2,993,004	△ 190,556	
政府出資等	65,046,160,196	65,533,301,419	△ 487,141,223	
不動産の信託の受益権	21,917,671	24,370,262	△ 2,452,590	
計	101,193,946,478	107,374,841,368	△ 6,180,894,889	
分類及び種類	行政財産	30,189,872,073	35,263,444,698	△ 5,073,572,624
	公用財産	20,034,876,808	25,144,730,166	△ 5,109,853,357
	公共用財産	665,168,556	733,337,995	△ 68,169,438
	皇室用財産	525,061,221	485,067,256	39,993,964
	企業用財産	8,964,765,487	8,900,309,280	64,456,206
	普通財産	71,004,074,405	72,111,396,669	△ 1,107,322,264

22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は11兆4195億5577万余円、減少した額は17兆6004億5066万余円で、差引き6兆1808億9488万余円減少している。なお、これらの中には台帳価格の改定^(注)が行われたことにより増加した額3兆0899億1622万余円、減少した額9兆

9927 億 2920 万余円が含まれている。

(注) 台帳価格の改定 国有財産台帳に登録する価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条の規定に基づき、5年ごと(政府出資等については原則として1年ごと)に改定することとなっている。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	1,343,521,888	政府出資等	資本金減少	2,059,345,907
工作物	新設	823,758,739	政府出資等	出資金回収	435,083,226
政府出資等	帰属	247,635,349	土地	出資	134,809,806
航空機	新造	190,700,046	土地	売却	112,335,842
建物	新築	158,200,826	建物	出資	91,285,755

また、平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,057,426,009	1,077,595,251	△ 20,169,242
立木竹	704,643	741,980	△ 37,337
建物	658,233	1,244,180	△ 585,946
工作物	1,020,514	3,844,922	△ 2,824,408
機械器具	—	1,622	△ 1,622
計	1,059,809,400	1,083,427,957	△ 23,618,556

3 物 品

平成22年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	70,089,463	69,691,620	397,842
通信機器	670,460,210	697,329,111	△ 26,868,900
工作機器	1,793,787	1,815,657	△ 21,870
木工機器	3,612,750	3,662,352	△ 49,601
土木機器	118,982,773	120,157,909	△ 1,175,135
試験及び測定機器	437,386,252	445,387,941	△ 8,001,689
荷役運搬機器	2,459,331	2,594,885	△ 135,553
産業機器	26,537,136	28,761,624	△ 2,224,488
船舶用機器	13,754,560	12,145,883	1,608,677
車両及び軌条	702,082,129	705,668,266	△ 3,586,136
医療機器	36,258,126	100,778,913	△ 64,520,786
特殊用途機器	95,886,163	96,009,187	△ 123,024
雑機器	279,326,872	286,175,752	△ 6,848,880
防衛用武器	3,429,141,105	3,465,073,473	△ 35,932,367
防衛用施設機器	181,138,229	177,055,466	4,082,763
防衛用電気通信機器	2,953,070,467	2,863,221,121	89,849,346
防衛用航空機用機器	1,051,102,407	1,052,065,127	△ 962,720
防衛用船舶用機器	115,845,481	132,095,032	△ 16,249,551

品 目	22年度末現在額(千円)	21年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
防 衛 用 衛 生 器 材	42,127,286	38,695,118	3,432,167
防 衛 用 一 般 機 器	1,280,074,783	1,271,014,352	9,060,431
美 術 品	28,374,314	—	28,374,314
計	11,539,503,633	11,569,398,798	△ 29,895,164

(注) 「美術品」は、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)の改正により平成22年度から報告対象となった品目である。

22年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は3兆7384億3941万余円、減少した額は3兆7683億3457万余円で、差引き298億9516万余円減少している。なお、年度中に減少した額には、特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う分3861万余円及び国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う分1042億5289万余円、計1042億9150万余円が含まれている。

第6 財政融資資金の長期運用

平成22年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	137,779,019	128,528,597	2,902,955	6,347,467
政府関係機関	7,199,700,000	4,915,581,000	—	2,284,119,000
独立行政法人等	1,921,683,520	1,792,264,661	47,414,171	82,004,688
地方公共団体	7,000,269,174	3,794,399,597	2,627,045,859	578,823,718
計	16,259,431,713	10,630,773,855	2,677,362,985	2,951,294,873

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成23年次の検査(22年10月から23年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 218
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 3,825
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 207

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 218	(1) 政府関係機関 3			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 ^(注1)	
	(2) 事業団等 30			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	関西国際空港株式会社
	日本たばこ産業株式会社	預 金 保 険 機 構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社
	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社
	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会
	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新機構	日本年金機構
	以上のほか、清算中のものなどが10団体ある。			
	(3) 独立行政法人 ^(注2) 96			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館

区 分	団 体			名
	国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
	国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査
	造幣局	国立印刷局	国民生活センター	日本万国博覧会記念機構
	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金
	国際協力機構 ^(注1)	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター
	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金	医薬基盤研究所
	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	年金・健康保険福祉施設整理機構	年金積立金管理運用
	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター ^(注3)	国立循環器病研究センター ^(注3)
	国立精神・神経医療研究センター ^(注3)	国立国際医療研究センター ^(注3)	国立成育医療研究センター ^(注3)	国立長寿医療研究センター ^(注3)

区 分	団 体 名			
	(注2) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		

区 分	団 体 名			
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 7	中部国際空港株式会社 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	日本電信電話株式会社 日本アルコール産業株式会社	首都高速道路株式会社 株式会社商工組合中央金庫	阪神高速道路株式会社
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているもの のうち 15	北海道旅客鉄道株式会社 東京湾横断道路株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社かんぼ生命保険	四国旅客鉄道株式会社 関西国際空港用地造成株式会社 郵便事業株式会社 株式会社整理回収機構	九州旅客鉄道株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 郵便局株式会社	日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ゆうちょ銀行
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの のうち 3	財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、記載を省略した。

(注3) 「国立がん研究センター」、「国立循環器病研究センター」、「国立精神・神経医療研究センター」、「国立国際医療研究センター」、「国立成育医療研究センター」及び「国立長寿医療研究センター」は、平成22年4月1日に設立された。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成22年度末における政府関係機関は3機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は22年度末現在で718億9199万余円となっている。

同公庫の22年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	24,185,137		
21年度	25,532,039		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	21,313,210	20,270,056	1,043,153
21年度	23,618,451	21,263,763	2,354,687

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	33,833,001	32,976,072
うち貸付金利息	23,806,750	25,160,246
経常費用	31,858,407	32,955,544
うち借入金利息	13,041,747	13,707,253
特別損失	2,001,944	—
当期利益金(△当期損失金) ^(注)	△ 27,350	20,527
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	—	20,527
翌年度に積立金を減額して整理	27,350	—
(積立金)	(1,736,870)	(1,716,343)

(注) この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	730,066,876	804,930,846
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	183,595,500	163,484,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区分	22年度	(21年度)
貸付け等件数	6,500件	5,877件
貸付け等金額	101,431,774千円	110,196,704千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	167,233,076千円	158,055,664千円
(うち貸付金償却)	(52,260,412千円)	(37,006,593千円)
	(2,765,280千円)	(1,912,433千円)
年度末貸付金等残高件数	68,818件	72,458件
金額	1,001,927,605千円	1,067,728,908千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	2,402,959千円	10,302,293千円
延滞債権	27,378,358千円	30,143,599千円
3か月以上延滞債権	132,625千円	62,361千円
貸出条件緩和債権	51,433,095千円	41,596,445千円
計	81,347,038千円	82,104,701千円

貸倒引当金 8,651,051千円 9,786,761千円

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 88 億 7560 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区分	22年度	(21年度)
出資会社数	3社	6社
出資件数	3件	6件
出資金額	270,000千円	464,985千円
年度末出資金残高会社数	50社	49社
出資件数	60件	58件
出資金額	3,701,785千円	3,461,785千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は22年度末現在で3兆3525億4700万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務の9勘定に区分して経理されている。このうち、駐留軍再編促進金融勘定は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号)第16条に基づき、同会社が22年4月1日から駐留軍移転促進事業に係る出融資等の業務を新たに行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。また、特定事業促進円滑化業務勘定は、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)第6条に基づき、同会社が同年8月16日からエネルギー環境適合製品の開発等を実施しようとする事業者に対して金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けの業務を新たに行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

同会社の勘定別の22年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	162,617,990		
21年度	169,524,598		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	155,629,950	118,754,377	36,875,572
21年度	169,794,271	126,153,794	43,640,476

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額819億8017万円)の288億6908万余円及び業務諸費(同177億3670万余円)の32億4513万余円である。

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	161,987,721	169,007,101
うち貸出金利息	152,492,526	161,268,203
経常費用	210,859,586	218,244,760
うち借入金利息	40,670,185	47,666,469
特別利益	104,017	78,302
特別損失	6,081,052	939,342
当期純損失	54,848,900	50,098,698
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 54,848,900	△ 50,098,698
(繰越利益剰余金)	(△ 596,757,335)	(△ 541,908,434)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,843,032,000	5,751,324,500
社債発行残高	989,602,880	1,039,402,255

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
貸 付 件 数	483,600 件	509,320 件
金 額	2,798,049,882 千円	3,000,378,593 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,777,596,269 千円	3,049,627,804 千円
(うち貸出金償却)	(110,847,923 千円)	(65,251,462 千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,335,380 件	2,434,271 件
金 額	7,162,022,171 千円	7,141,568,558 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	35,305,287 千円	40,632,694 千円
延 滞 債 権	136,178,920 千円	146,639,291 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	85,560 千円	124,461 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	570,268,120 千円	465,414,456 千円
計	741,837,889 千円	652,810,903 千円
貸 倒 引 当 金	145,514,030 千円	120,993,318 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	76,397,541		
21年度	81,247,655		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	72,454,534	68,216,611	4,237,922
21年度	78,452,032	72,678,369	5,773,662

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	73,321,022	72,277,173
うち貸出金利息	53,827,420	57,031,860
経常費用	72,112,888	74,108,890
うち借入金利息	40,721,719	46,335,445
特別利益	1,961,744	2,088,267
特別損失	3,311,015	256,550
当期純損失	141,135	—
(損失金の処理)		
翌年度に利益準備金を取り崩して整理	141,135	—
(利益準備金)	(2,797,092)	(2,797,092)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,062,455,225	2,181,597,236
社債発行残高	174,920,919	149,906,538

(エ) 主な業務実績

区 分	22年度	(21年度)
貸 付 け 件 数	9,510 件	11,119 件
金 額	244,329,146 千円	255,653,455 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	342,950,598 千円	329,497,193 千円
(うち貸出金償却)	(448,113 千円)	(1,509,467 千円)
年度末貸出金残高 件 数	188,010 件	199,052 件
金 額	2,548,718,475 千円	2,647,339,928 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	1,568,836 千円	1,931,247 千円
延 滞 債 権	82,436,478 千円	72,648,946 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	2,930,189 千円	2,406,504 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	13,553,099 千円	18,824,706 千円
計	100,488,604 千円	95,811,406 千円
貸 倒 引 当 金	19,635,055 千円	19,180,831 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	125,956,462		
21年度	125,502,943		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	102,912,739	76,766,759	26,145,979
21年度	106,925,793	80,206,389	26,719,403

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額709億4729万余円)の182億1661万余円、社債発行諸費(同35億9277万余円)の29億5020万余円及び業務諸費(同72億7296万余円)の18億9226万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	124,973,238	125,359,070
うち貸出金利息	109,799,135	110,751,560
経常費用	169,601,996	135,369,443
うち借入金利息	27,792,786	28,921,544
うち社債利息	22,935,855	28,259,130
特別利益	191,285	106,212
特別損失	5,289,789	346,098
当期純損失	49,727,262	10,250,258
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 49,727,262	△ 10,250,258
(繰越利益剰余金)	(△ 402,219,449)	(△ 352,492,187)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	423,155	444,847
うち有価証券利息配当金	364,104	398,800
経常費用	229,090	1,631,205
うち社債利息	9,561	24,022
特別利益	489,273	—
当期純利益(△当期純損失)	683,339	△1,186,358
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	683,339	△1,186,358
(繰越利益剰余金)	(△ 1,240,965)	(△ 1,924,304)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,871,964,617	3,360,746,000
社債発行残高	1,802,750,085	2,159,952,589

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	22年度末(千円)	21年度末(千円)
社債発行残高	—	1,299,963

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	22年度	(21年度)
貸付件数	39,754件	42,940件
貸付金額	2,674,301,010千円	3,210,835,691千円
貸出回収等 (うち貸出金償却)金額	2,471,842,578千円 (68,605,794千円)	2,675,947,328千円 (62,826,715千円)
年度末貸出金等残高件数	137,971件	140,580件
貸出金額	6,165,033,433千円	5,962,575,002千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	22,488,702千円	31,758,311千円
延滞債権	358,787,697千円	372,665,132千円
3か月以上延滞債権	—	19,640千円
貸出条件緩和債権	47,450,708千円	57,654,883千円
計	428,727,109千円	462,097,968千円

貸倒引当金 199,322,873千円 150,538,558千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	22年度	(21年度)
貸付債権元本件数	140件	—
貸付金額	3,316,000千円	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	290,649,627		
21年度	305,056,468		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	1,495,160,669	732,207,322	762,953,346
21年度	1,013,057,920	879,668,153	133,389,766

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額1兆4730億7687万余円)の7499億0617万余円及び賠償償還及払戻金(同165億4916万余円)の116億6137万余円である。

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)	21年度(千円)
経常収益	151,365,010	159,918,419
うち保険料	147,864,267	156,576,050
経常費用	964,471,418	1,158,719,166
うち保険金	723,170,700	869,591,450
特別利益	1,130,853	92
特別損失	36,092	251,386
当期純損失	812,011,646	999,052,041
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	812,011,646	999,052,041

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	22 年 度	(21 年 度)
保 険 関 係 成 立 件 数	955,122 件	1,144,878 件
保 険 価 額	13,439,945,591 千円	16,116,401,185 千円
保 険 金 支 払 件 数	88,275 件	109,303 件
金 額	722,850,255 千円	868,789,167 千円
支 払 保 険 金 等 回 収 金 額	139,395,199 千円	142,093,986 千円

オ 国際協力銀行業務(国際協力銀行業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22 年度	248,845,950		
21 年度	286,801,594		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22 年度	743,823,993	193,435,472	550,388,520
21 年度	672,375,596	238,177,656	434,197,939

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 7203 億 7476 万余円)の 5432 億 2390 万余円、業務諸費(同 87 億 4452 万余円)の 22 億 5612 万余円及び社債発行諸費(同 26 億 9378 万余円)の 18 億 2240 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	22 年度(千円)	21 年度(千円)
経常収益	197,217,780	191,178,930
うち貸出金利息	122,329,929	143,212,144
経常費用	147,576,562	163,355,808
うち借入金利息	55,696,881	58,349,309
うち社債利息	63,081,107	63,973,115
特別利益	9,142,078	5,388,070
特別損失	223	3,864
当期純利益	58,783,072	33,207,327
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	29,391,536	16,603,663
翌年度に国庫へ納付	29,391,536	16,603,663
(利益準備金)	(742,615,167)	(726,011,503)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,502,495,000	5,267,246,000
社債発行残高	2,703,551,285	2,598,954,479

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度	(21 年 度)
貸 付 け 件 数	174 件	284 件
金 額	1,273,063,054 千円	2,613,426,608 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,667,610,487 千円	1,085,152,828 千円
(うち貸出金償却)	(10,453,734 千円)	(—)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	1,275 件	1,438 件
金 額	8,376,794,589 千円	8,771,342,023 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	8,969,420 千円	17,938,841 千円

区 分	22 年 度	(21 年 度)
延 滞 債 権	97,717,833 千円	257,260,256 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	59,725 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	187,046,735 千円	91,578,972 千円
計	293,733,989 千円	366,837,795 千円
貸 倒 引 当 金	134,417,592 千円	145,354,304 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

カ 駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編促進金融勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	411,652		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	432,903	158,537	274,365

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)
経常収益	411,414
経常費用	170,319
当期純利益	241,095
(利益金の処理)	
翌年度に利益準備金として積立て	590
翌年度に国庫へ納付	240,504
(利益準備金)	(—)

(ウ) 借 入 金

区 分	22年度末(千円)
借入金残高	—

(エ) 主な業務実績

区 分	22 年 度
貸 付 け 件 数	—
金 額	—
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	(—)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	—
金 額	—

キ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	59,507,486		
21年度	36,556,636		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	437,459,415	115,759,857	321,699,557
21年度	430,025,626	32,290,867	397,734,758

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 2299 億 1274 万余円)の 1748 億 7627 万余円、補償金(同 1897 億 0659 万円)の 1295 億 9708 万余円及び利子補給金(同 105 億 0329 万余円)の 101 億 2403 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	22 年度(千円)	21 年度(千円)
経常収益	58,794,454	33,355,001
うち貸出金利息	46,142,372	30,925,832
経常費用	88,259,319	118,865,298
うち借入金利息	46,142,372	30,699,926
当期純損失	29,464,864	85,510,296
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 29,464,864	△85,510,296
(繰越利益剰余金)	(△ 118,502,434)	(△89,037,569)

(ウ) 借 入 金

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	4,736,957,000	4,659,746,000

(エ) 主な業務実績

区 分		22 年 度	(21 年 度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	405,281,000 千円	3,529,446,000 千円
	CP 取得	—	339,888,911 千円
貸出金回収等	金 額	328,070,000 千円	639,702,408 千円
	年度末貸出金残高	4,736,957,000 千円	4,659,746,000 千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,752,917,354 千円	1,757,798,183 千円
	CP 取得	—	—
	改正産活 法 出 資	—	30,000,000 千円
補償金支払額	金 額	60,109,502 千円	2,141,599 千円
支払補償金回収	金 額	269,296 千円	20,639 千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債 権の状況			
破 綻 先 債 権		—	—
延 滞 債 権		—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権		—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権		—	—
計		—	—
貸 倒 引 当 金		1,895,286 千円	1,864,407 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ク 特定事業促進円滑化業務(特定事業促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22 年度	13,503		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22 年度	873,689	17,115	856,573

(イ) 損 益

科 目	22年度(千円)
経常収益	13,939
うち貸出金利息	493
経常費用	30,789
うち借入金利息	493
当期純損失	16,850
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 16,850
(繰越利益剰余金)	(△ 16,850)

(ウ) 借 入 金

区 分	22年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	20,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	22年 度
ツーステップ・ローン 貸付け等	20,000,000千円
貸出金回収等 金 額	—
年度末貸出金残高 金 額	20,000,000千円
上記のうちリスク管理債権の状況	
破綻先債権	—
延滞債権	—
3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
計	—
貸倒引当金	8,000千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記の業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は22年度末現在で7兆6225億5578万余円となっていて、22年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
22年度	215,907,433		
21年度	246,975,366		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
22年度	105,267,149	80,728,209	24,538,939
21年度	113,171,552	79,660,755	33,510,796

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額 662 億 2174 万余円)の 186 億 8705 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	22 年度(千円)	21 年度(千円)
経常収益	252,049,398	266,660,091
うち貸付金利息	206,369,587	214,546,857
経常費用	82,134,592	77,887,600
うち借入金利息	42,818,995	46,870,855
臨時利益	301	24,122
臨時損失	6,943,381	130,321
当期総利益	162,971,726	188,666,291
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理 (準備金)	162,971,726 (779,251,583)	188,666,291 (590,585,291)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22 年度末(千円)	21 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,459,841,318	2,730,170,482
国際協力機構債券発行残高	140,000,000	80,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸 付 業 務

区 分	22 年 度	(21 年 度)
貸 付 け 件 数	2,581 件	2,464 件
金 額	677,747,559 千円	773,743,232 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	680,388,871 千円 (—)	670,914,720 千円 (—)
年度末貸付金残高 件 数	1,958 件	1,949 件
金 額	11,076,227,949 千円	11,078,869,262 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	25,088,735 千円	24,557,275 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	593,826,315 千円	604,185,275 千円
計	618,915,050 千円	628,742,550 千円

貸 倒 引 当 金	96,053,968 千円	131,415,082 千円
-----------	---------------	----------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金の額として算定することとされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	24,802,756 千円	24,557,275 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、債権ごとに個別引当を行うこととされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却することとされている。

b 出 資 業 務

区 分	22 年 度	(21 年 度)
出 資 会 社 等 数	—	1
金 額	—	116,746 千円
年度末出資金残高 会 社 等 数	14	14
金 額	118,024,178 千円	118,747,701 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(730 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、12法人の平成22年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は22事業年度末現在で599億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)	区 分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)
資産	630,220,949	629,968,105	負債	563,227,647	563,199,743
うち貸付金	612,243,803	612,288,091	うち長期借入金	428,688,260	437,316,012
うち破産更生債権等	5,532,588	4,907,755	純資産	66,993,301	66,768,362
(注) うち貸倒引当金	△ 8,271,106	△ 8,010,282	資本金	59,969,115	59,969,115
			資本剰余金	5,383,093	5,374,783
			利益剰余金	1,641,093	1,424,464

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

(イ) 損益計算書

区 分	22事業年度(千円)	21事業年度(千円)
経常費用	349,384,490	349,507,560
うち交付補助金	322,182,000	321,782,000
経常収益	349,735,512	349,714,406
うち補助金等収益	322,182,000	321,782,000
経常利益	351,022	206,845
臨時損失	263	1,370
臨時利益	35,929	8,782
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	386,628	214,197
当期総利益	386,628	214,197
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	386,628	214,197
利益処分額		
助成金	100,000	100,000
長期勘定へ繰入	100,000	70,000
積立金	186,628	44,197

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	623 法人	619 法人
補助金交付額	322,182,000 千円	321,782,000 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	118 法人	107 法人
件 数	138 件	123 件
金 額	70,139,700 千円	86,215,900 千円
貸付金回収等金額	69,559,155 千円	65,730,324 千円
事業年度末貸付金残高	1,370 法人	1,393 法人
件 数	2,991 件	3,025 件
金 額	617,776,391 千円	617,195,847 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団におい て開示している債権		
破綻先債権	—	—
延滞債権	10,176,171 千円	9,285,757 千円
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	1,583,220 千円	1,724,150 千円
計	11,759,391 千円	11,009,907 千円

イ 短期勘定

〔 この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行
うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	105,805,460	98,706,567	負債	24,406,457	22,895,153
うち現金及び預金	54,673,203	68,406,620	うち未払金	9,721,407	8,839,630
うち投資有価証券	29,477,300	7,494,400	うち支払準備金	9,881,162	9,419,216
			純資産	81,399,003	75,811,413
			利益剰余金	81,399,003	75,811,413

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	204,934,157	196,105,479
うち業務費	204,926,388	196,097,553
経常収益	211,001,532	209,665,041
うち掛金収入	194,388,790	193,230,032
経常利益	6,067,375	13,559,561
臨時損失	9,908,140	9,691,930
臨時利益	9,428,355	9,129,003
当期純利益	5,587,590	12,996,634
当期総利益	5,587,590	12,996,634
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	5,587,590	12,996,634
利益処分額		
欠損金補てん積立金	428,881	306,091
積立金	5,158,708	12,690,542

ウ 長期勘定

〔この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	3,418,366,409	3,453,520,132	負債	10,074,516	46,193,341
うち長期性預金	1,138,625,868	1,137,592,562	うち未払費用	9,181,070	45,394,391
うち投資有価証券	1,644,319,279	1,632,925,638	純資産	3,408,291,893	3,407,326,791
うち長期貸付金	351,974,428	385,568,329	資本剰余金	△ 34,197,477	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,442,489,370	3,441,524,268

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	505,063,430	515,818,028
うち業務費	491,361,880	452,777,639
経常収益	505,878,836	486,830,178
うち掛金収入	341,945,064	329,949,770
経常利益(△経常損失)	815,405	△ 28,987,850
臨時損失	23,912	348,911
臨時利益	173,608	55,236
当期純利益(△当期純損失)	965,101	△ 29,281,525
当期総利益(△当期総損失)	965,101	△ 29,281,525
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	965,101	△ 29,281,525
利益処分額又は損失処理額		
長期給付積立金	965,101	—
長期給付積立金取崩額	—	29,281,525

エ 福祉勘定

〔この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	1,023,718,631	991,781,375	負債	995,159,290	967,418,152
うち長期性預金	804,992,486	775,171,121	うち加入者貯金	855,161,317	817,220,537
			純資産	28,559,340	24,363,223
			資本剰余金	3,172,560	3,146,082
			利益剰余金	25,386,780	21,217,140

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	34,304,585	33,838,767
うち業務費	33,223,480	32,719,662
経常収益	38,249,043	37,447,125
うち掛金収入	6,950,798	6,907,921
うち保険患者収入	7,914,371	7,144,469
うち施設収入	8,573,142	8,928,156
うち貸付金利息	1,920,940	2,104,095
うち財務収益	9,123,558	8,968,256
経常利益	3,944,457	3,608,358
臨時損失	14,417	107,703
臨時利益	267,037	304,391
法人税、住民税及び事業税	960	965
当期純利益	4,196,117	3,804,081
当期総利益	4,196,117	3,804,081
(保健経理)	326,841	△ 5,511,563
(医療経理)	612,698	6,147,424
(宿泊経理)	△ 457,553	△ 379,720
(貯金経理)	3,577,354	3,432,161
(貸付経理)	136,777	115,779
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	326,841	△ 5,511,563
利益処分額又は損失処理額		
積立金	326,841	—
積立金取崩額	—	5,511,563
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	612,698	6,147,424
前期繰越欠損金	7,601,833	13,722,779
損失処理額		
別途積立金	△ 25,883	△ 26,478
次期繰越欠損金	7,015,019	7,601,833
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総損失	457,553	379,720
前期繰越欠損金	11,919,695	11,539,975
損失処理額		
別途積立金	△ 2,500	—
次期繰越欠損金	12,379,750	11,919,695
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	3,577,354	3,432,161
利益処分額		
欠損金補てん積立金	3,197,002	3,250,236
積立金	380,351	181,924
(貸付経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	136,777	115,779
利益処分額		
貸付資金積立金	△ 829,140	△ 134,557
積立金	965,918	250,337

オ 共済業務勘定

〔この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	18,878,137	17,657,549	負債	2,708,235	2,522,317
うち現金及び預金	10,876,428	9,584,036	うち退職給付引当 金	1,903,976	1,786,010
うち有価証券	3,152,284	3,148,828	純資産	16,169,901	15,135,232
			資本剰余金	2,900,964	2,963,062
			利益剰余金	13,268,937	12,172,170

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	3,975,786	3,732,654
一般管理費	3,975,786	3,732,654
経常収益	5,017,833	5,018,807
うち掛金収入	4,607,641	4,578,856
経常利益	1,042,047	1,286,153
臨時損失	7,513	10,536
臨時利益	134	—
当期純利益	1,034,668	1,275,616
当期総利益	1,034,668	1,275,616
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	1,034,668	1,275,616
利益処分額		
別途積立金	699	△ 62,097
積立金	1,033,969	1,337,714

(備考) 22 事業年度の財務諸表は、23 年 10 月 19 日現在のものである。

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 6 件((388)-(393) : 647 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 22 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 22 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	142,363,158,519	121,824,173,468	負債	139,632,555,620	118,796,951,764
うち国債	77,299,238,610	73,066,192,637	うち発行銀行券	80,923,031,080	77,352,766,465
うち貸出金	56,136,010,000	35,783,900,000	うち預金	40,790,089,920	23,498,581,056
うち外国為替	4,690,254,535	5,022,773,968	うち売現先勘定	12,298,663,762	11,651,519,708
			純資産	2,730,602,899	3,027,221,703
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,678,349,399	2,659,993,657

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	774,059,936	832,411,510
うち国債利息	622,483,837	599,529,558
うち外国為替収益	72,665,525	123,329,611
経常費用	719,849,157	465,895,058
うち外国為替費用	481,351,246	218,588,510
うち経費	194,732,639	192,236,365
経常利益	54,210,779	366,516,452
特別利益	4,483,316	1,146,832
特別損失	2,884,631	538,592
税引前当期剰余金	55,809,464	367,124,691
法人税、住民税及び事業税	3,669,161	9,842
当期剰余金	52,140,303	367,114,849
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	7,821,045	18,355,742
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	44,314,257	348,754,107

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
銀行券発行高	133 億枚	129 億枚
主な金融調節		
共通担保資金供給 ^(注)	23 兆 7013 億円	5 兆 0386 億円
長期国債買入れ	22 兆 9201 億円	22 兆 0339 億円
国庫短期証券買入れ	15 兆 7323 億円	20 兆 8224 億円

(注) 共通担保資金供給とは、日本銀行が適格と認める国債等の金融資産を根担保として行う公開市場操作としての資金の貸付けのことである。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は22事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、更に、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の22事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

[この勘定は、競馬の開催及び競走馬の育成等の業務に関する経理を行うものである。]

(ア) 収入支出決算

[投票券勘定]

収 入	収入確定額(千円)
22 事業年度	2,439,162,634
21 事業年度	2,602,296,321
支 出	支出確定額(千円)
22 事業年度	2,439,162,634
21 事業年度	2,602,296,321

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
22 事業年度	391,946,799		
21 事業年度	418,076,208		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
22 事業年度	419,694,918	353,464,470	66,230,447
21 事業年度	438,230,749	366,531,584	71,699,164

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
22 事業年度	50,828,658			
21 事業年度	49,417,349			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
22 事業年度	50,828,658	29,586,600	4,291,902	16,950,155
21 事業年度	49,417,349	25,832,192	6,314,971	17,270,185

翌事業年度繰越額は全て新営勘定の新営費(支出予算現額 508 億 2865 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 2100 億 9354 万余円)の 519 億 7772 万余円及び業務管理費(同 655 億 7929 万余円)の 100 億 1470 万余円並びに新営勘定の新営費の 169 億 5015 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
事業収益	2,443,816,909	2,607,089,895
うち勝馬投票券収入	2,439,162,634	2,602,296,321
事業費用	2,446,704,167	2,596,829,178
うち勝馬投票券諸支払金	1,821,765,475	1,942,178,511
うち国庫納付金(勝馬投票券売金の100分の10)	242,756,559	259,007,350
事業外収益	8,701,026	8,194,890
事業外費用	9,698	6,621
経常利益	5,804,069	18,448,986
特別利益	632,295	151,988
特別損失	2,398,442	3,142,237
当期純利益	4,037,921	15,458,737
(利益の処分)		
国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	2,018,960	7,729,368
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	2,018,960	7,729,368

(ウ) 資本剰余金等

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	200,000	200,000
特別積立金残高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	函館競馬場スタンド等整備工事	京都競馬場淀駅高架に伴う諸施設整備

イ 特別振興資金勘定

〔 この勘定は、競馬の健全な発展を図るため必要な業務及び畜産の振興に資するための事業等に助成を行う法人に対して交付金を交付する業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
22 事業年度	9,100,488			
21 事業年度	13,571,585			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
22 事業年度	10,600,000	9,100,488	98,530	1,400,981
21 事業年度	15,100,000	13,571,585	—	1,528,414

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
事業収益	2,349,863	2,963,336
事業費用	9,379,997	13,377,788
競馬振興事業費	1,511,883	2,554,861
畜産振興事業費	1,905,077	1,933,982
払戻金上乘せ費	4,365,617	5,791,104
競馬法附則第8条第2項による交付金	1,597,419	3,097,840

(ウ) 特別振興資金

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	66,898,979	66,199,744

(エ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	11 事業 1,232,375 千円	9 事業 2,810,000 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	12 事業 1,905,077 千円	8 事業 1,933,982 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 1,597,419 千円	2 事業 3,097,840 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(651ページ参照)を掲記した。

(4) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- ③ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務

- ④ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ⑤ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑦ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑧ 株式会社企業再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務

その資本金は22事業年度末現在で154億5500万円(うち国の出資151億5000万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払及び企業再生支援の8勘定に区分して経理されている。

同機構の勘定別の22事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22事業年度	1,485,948,835		
21事業年度	1,814,185,573		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22事業年度	2,855,406,708	1,490,199,416	1,365,207,292
21事業年度	2,347,668,602	1,850,693,384	496,975,217

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額1兆9781億円)の1兆0954億円、協定銀行貸付金(同3484億円)の1345億円及び被管理金融機関貸付金(同4797億円)の1310億円である。

イ) 損 益

区 分	22事業年度(千円)	21事業年度(千円)
経常収益	722,155,837	700,516,305
うち保険料収入	679,397,602	641,157,820
経常費用	448,894,834	63,274,398
うち貸倒引当金繰入	268,786,507	7,694,794
うち責任準備金繰入	137,348,885	—
うち国庫納付金	33,941,104	46,045,201
特別損失	27	611
当期利益金	273,260,974	637,241,295
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充当	273,260,974	637,241,295
(繰越欠損金)	(273,260,974)	(910,502,270)

(ウ) 借入金等

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	92,300,000	438,900,000
責任準備金	137,348,885	—

(エ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度 千円	(21 事業年度) 千円
買取預金等債権残高	2,421,865	—
被管理金融機関貸付金残高	348,700,000	—
貸倒引当金	261,525,000	—
<p>(注1) 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、これに係る貸倒引当金は、預金保険法第70条に定める預金等債権の買取り(概算払)において、概算払率を25%として行うことが決定されていること、概算払率算定の際に当該貸付先の資産・負債の評価が行われていること及び期末時点で新たな事象(再生計画認可)が生じていないことから、当該概算払率(25%)を差し引いた率(75%)を貸倒引当率として貸付金残高に乗じた額が計上されている。</p>		
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注3)	702,466	1,392,485
事業年度末買取資産(貸付金)残高	7,468,335	8,170,802
<p>上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権</p>		
破綻先債権	4,909,303	1,674,568
延滞債権	2,289,155	6,202,332
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	269,876	293,901
計	7,468,335	8,170,802
貸倒引当金	7,155,975	7,694,794
<p>(注2) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。</p>		
<p>(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。</p>		

イ 危機対応勘定

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	1,408,123,056		
21 事業年度	1,027,945,688		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	634,085,289	501,806,073	132,279,215
21 事業年度	1,251,048,972	1,054,023,881	197,025,090

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額6134億円)の1171億円及び事業外費用(同206億円)の151億余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	123,198,724	31,575,575
うち取得株式等事業収入	123,010,489	31,566,432
経常費用	4,932,619	9,193,793
うち事業外費用	4,926,059	9,179,416
当期利益金	118,266,105	22,381,782
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	118,266,105	22,381,782
(積立金)	(128,214,561)	(105,832,778)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	71,400,000	496,300,000
預金保険機構債発行残高	1,300,000,000	1,300,000,000

ウ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	4,370,268		
21 事業年度	11,898,496		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	4,481,266	4,343,461	137,804
21 事業年度	11,993,905	11,890,468	103,436

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	7,921,910	23,182,743
うち金融安定化拠出基金戻入	3,984,214	11,624,274
経常費用	31,785,151	50,206,314
うち債権処理会社助成事業費	27,847,467	38,648,052
特別損失	11	207
当期損失金	23,863,252	27,023,777
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	23,863,252	27,023,777
(繰越欠損金)	(432,708,685)	(405,684,907)

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
金融安定化拠出基金残高	908,046,595	908,458,139

(エ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度 千円	(21 事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	3,984,214	11,624,274

エ 金融再生勘定

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	760,396,861		
21 事業年度	837,745,421		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	963,058,984	762,755,695	200,303,288
21 事業年度	1,049,817,804	835,325,368	214,492,435

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 4013 億円)の 1505 億円及び特定協定銀行貸付金(同 400 億円)の 400 億円である。

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	62,077,761	67,758,020
うち資産買取事業収入	17,553,153	14,536,964
経常費用	50,212,373	58,348,908
うち事業外費用	11,173,247	13,942,928
特別損失	0	156
当期利益金	11,865,387	9,408,956
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充 当 (繰越欠損金)	11,865,387 (299,735,258)	9,408,956 (309,144,214)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	229,400,000	250,800,000
預金保険機構債発行残高	1,650,000,000	1,650,000,000

オ 金融機能早期健全化勘定

〔 この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等〕
 〕に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	403,052,710		
21 事業年度	170,520,219		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	1,001,446,381	905,812,977	95,633,403
21 事業年度	108,890,750	9,058,540	99,832,209

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 3941 億余円)の 956 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	30,530,186	58,320,748
うち事業外収益	13,681,439	14,062,609
うち協定銀行納付金収入	10,698,699	36,859,051
経常費用	8,594,792	9,099,528
うち事業外費用	8,535,604	9,038,923
特別損失	0	2
当期利益金	21,935,393	49,221,217
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	21,935,393	49,221,217
(積立金)	(1,529,443,595)	(1,480,222,377)

(ウ) 預金保険機構債発行残高

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
預金保険機構債発行残高	400,000,000	1,000,000,000

カ 金融機能強化勘定

この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	699,557,359		
21 事業年度	511,462,861		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	24,157,024,138	699,352,758	23,457,671,379
21 事業年度	24,156,581,367	517,611,930	23,638,969,436

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 12 兆円)の 11 兆 6513 億円、協定銀行貸付金(同 12 兆 0004 億円)の 11 兆 6507 億円及び事業外費用(同 1562 億余円)の 1553 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	672,678	1,116,771
うち協定銀行貸付金利息収入	580,237	633,000
経常費用	756,071	722,359
うち事業外費用	672,205	634,573
当期利益金(△当期損失金)	△ 83,393	394,412
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	—	394,412
翌事業年度に積立金を減額整理	83,393	—
(積立金)	(1,090,606)	(696,193)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	69,000,000	348,700,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	—

キ 被害回復分配金支払勘定

〔この勘定は、振り込み詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等の業務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	2,169,806		
21 事業年度	3,530,069		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	1,137,762	609,598	528,163
21 事業年度	1,114,519	696,242	418,276

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	1,759,806	3,030,069
うち被害回復分配金残余納付金	1,561,750	2,828,250
経常費用	159,651	196,223
うち一般管理費	158,810	195,196
当期利益金	1,600,155	2,833,846
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補填に充 当	—	186,694
翌事業年度に積立金として整理 (繰越欠損金)	1,600,155 (—)	2,647,151 (186,694)
(積立金)	(2,647,151)	(—)

(ウ) 借 入 金

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	170,000	210,000

(エ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
主な公告の実施 対象預金等債権の消滅手 続が開始された旨等の公 告	24 回	23 回
消滅預金等債権について 被害回復分配金の支払手 続が開始された旨等の公 告	23 回	23 回
被害回復分配金の支払手 続が終了した旨の公告	25 回	25 回

ク 企業再生支援勘定

〔この勘定は、株式会社企業再生支援機構に対する出資等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
22 事業年度	0		
21 事業年度	19,694,862		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
22 事業年度	5,600	4,350	1,249
21 事業年度	20,008,705	19,667,318	341,386

(イ) 損 益

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	0	35,062
うち企業再生支援機構設立負担金	—	35,062
経常費用	4,350	37,518
うち企業再生支援機構設立費	—	35,062
当期損失金	4,350	2,456
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	4,350	2,456
(繰越欠損金)	(2,456)	(—)

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から22年3月までに、48金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計12兆7364億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、22事業年度末現在までに計10兆7895億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は18金融機関(現在の金融機関数)で計1兆9468億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成22事業年度末現在) (単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成10年3月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成11年3月	4,080	4,080	—
		①㈱りそな銀行	平成15年6月	19,600	12,483	7,116
		②旧㈱あさひ銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,000	4,000	1,000
		③㈱近畿大阪銀行	平成13年4月	600	—	600
	計			31,280	22,563	8,716
2	㈱新生銀行	④旧㈱日本長期信用銀行	平成10年3月	1,766	466	1,300
			平成12年3月	2,400	1,200	1,200
			計		4,166	1,666
3	㈱あおぞら銀行	⑤旧㈱日本債券信用銀行	平成10年3月	600	—	600
			平成12年10月	2,600	1,047	1,552
			計		3,200	1,047
4	中央三井トラスト・ホールディングス㈱(平成23年4月1日以降は三井住友トラスト・ホールディングス㈱)	⑥旧三井信託銀行㈱	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	4,002	3,499	503
		⑦旧中央信託銀行㈱	平成10年3月	600	600	—
			平成11年3月	1,500	—	1,500
	計			7,102	5,099	2,003
5	⑧㈱北洋銀行		平成21年3月	1,000	—	1,000
6	⑨㈱千葉興業銀行		平成12年9月	600	—	600
7	⑩全国信用協同組合連合会		平成21年9月	450	—	450

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
8	⑪株東和銀行		平成21年12月	350	—	350
9	⑫株紀陽ホールディングス		平成18年11月	315	—	315
10	⑬株第三銀行		平成21年9月	300	—	300
11	⑭株みちのく銀行		平成21年9月	200	—	200
12	⑮株きらやか銀行		平成21年9月	200	—	200
13	⑯株南日本銀行		平成21年3月	150	—	150
14	⑰株高知銀行		平成21年12月	150	—	150
15	⑱株宮崎太陽銀行		平成22年3月	130	—	130
16	⑲フィデアホールディングス株		平成22年3月	100	—	100
17	⑳株豊和銀行		平成18年12月	90	—	90
18	㉑株福邦銀行		平成21年3月	60	—	60
19	株みずほフィナンシャルグループ	㉒旧株第一勧業銀行	平成10年3月	990	990	—
			平成11年3月	9,000	9,000	—
		㉓旧株富士銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	10,000	10,000	—
		㉔旧株日本興業銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉕旧安田信託銀行株	平成10年3月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	
20	株三菱UFJフィナンシャル・グループ	㉖旧株三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		㉗旧株東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉘旧東洋信託銀行株	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		㉙旧三菱信託銀行株	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	3,000	3,000	—
㉚旧株東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
計			22,000	22,000	—	
21	株三井住友フィナンシャルグループ	㉛旧株さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		㉜旧株住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
		計			15,010	15,010
22	㉝株住友信託銀行株	平成10年3月	1,000	1,000	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		3,000	3,000	—
23	㉞株横浜銀行	平成10年3月	200	200	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		2,200	2,200	—

第6章 第2節 第7 2 事業団等 (4) 預金保険機構

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
24	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	㊸㈱北陸銀行	平成10年3月	200	200	—
			平成11年9月	750	750	—
		㊹㈱北海道銀行	平成12年3月	450	450	—
	計			1,400	1,400	—
25	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(2)	㊺㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
	計			1,350	1,350	—
26	㈱西日本シティ銀行	㊻旧㈱福岡シティ銀行	平成14年1月	700	700	—
27	㈱もみじホールディングス	㊼旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
28		㊽㈱琉球銀行	平成11年9月	400	400	—
29		㊾㈱八千代銀行	平成12年9月	350	350	—
30		㊿㈱熊本ファミリー銀行	平成12年2月	300	300	—
31	㈱九州親和ホールディングス 注(3)	㊽旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	300	—
32		㊾㈱東日本銀行	平成13年3月	200	200	—
33		㊿㈱関西さわやか銀行	平成13年3月	120	120	—
34		㊽㈱岐阜銀行	平成13年4月	120	120	—
35		㊾㈱和歌山銀行	平成14年1月	120	120	—
36		㊿㈱関東つくば銀行	平成15年9月	60	60	—
	合	計		127,364	107,895	19,468

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が平成15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(3) ㈱九州親和ホールディングスは、子会社の㈱親和銀行(旧㈱九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されることに伴い平成19年8月29日に解散した。

(5) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的として設立されているものである。その資本金は22事業年度末現在で581億円(うち国の出資310億3431万余円)となっている。

同会社の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)	区分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)
資産	1,255,103,613	1,251,320,740	負債	900,397,022	923,773,307
うち鉄道事業固定資産	1,056,165,200	1,060,756,814	うち社債	370,000,000	390,000,000
			うち長期借入金	270,682,485	293,840,790
			純資産	354,706,590	327,547,433
			うち資本金	58,100,000	58,100,000
			うち資本剰余金	62,167,000	62,167,000

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	340,169,945	345,339,343
うち鉄道事業営業収益	327,946,774	333,489,630
経常費用	279,577,942	281,791,664
うち鉄道事業営業費	253,721,529	255,161,060
経常利益	60,592,003	63,547,678
特別利益	6,051,477	6,140,777
特別損失	7,494,594	6,479,581
法人税、住民税及び事業税	22,810,000	22,770,000
法人税等調整額	1,027,759	3,115,402
当期純利益	35,311,127	37,323,472
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	76,793,417	76,720,618
特別償却準備金の積立て	△ 97,296	△ 208,085
特別償却準備金の取崩し	88,639	91,412
別途積立金の積立て	△ 28,000,000	△ 29,000,000
剰余金の配当	△ 8,134,000	△ 8,134,000
当期純利益	35,311,127	37,323,472
変動額合計	△ 831,530	72,799
繰越利益剰余金(当期末残高)	75,961,887	76,793,417

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	195.1km	195.1km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	2,302 百万人	2,309 百万人
輸 送 人 キ ロ	18,534 百万人キロ	18,518 百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,707 両	2,717 両

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(659 ページ参照)を掲記した。

(6) 東日本高速道路株式会社、(7) 中日本高速道路株式会社、(8) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は 22 事業年度末現在で東日本高速道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の 22 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	778,692,871	768,489,691	負債	641,919,454	634,214,202
うち仕掛道路資産	376,611,833	361,349,512	うち道路建設関係 社債	374,328,416	289,218,459
			うち道路建設関係 長期借入金	30,000,000	125,000,000
			純資産	136,773,417	134,275,489
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	772,690,838	782,940,751
うち料金収入	558,777,877	571,150,867
経常費用	766,286,007	777,946,196
うち道路資産賃借料	394,986,497	400,401,491
経常利益	6,404,830	4,994,555
特別利益	23,156	1,022,659
特別損失	890,059	414,471
法人税、住民税及び事業税	2,590,000	3,952,968
法人税等調整額	450,000	△ 650,000
当期純利益	2,497,928	2,299,774
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	8,201,025	6,712,664
別途積立金の積立て	△ 656,691	△ 811,413
当期純利益	2,497,928	2,299,774
変動額合計	1,841,236	1,488,360
繰越利益剰余金(当期末残高)	10,042,261	8,201,025

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度末	(21 事業年度末)
供 用	41 路線 3,594km	41 路線 3,567km
建 設	9 路線 275km	10 路線 303km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(669 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	1,641,185,330	1,481,628,253	負債	1,462,741,312	1,306,937,738
うち仕掛道路資産	1,195,614,875	1,034,688,262	うち道路建設関係 社債	818,993,207	693,530,653
			うち道路建設関係 長期借入金	438,980,000	406,940,000
			純資産	178,444,018	174,690,514
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	636,193,794	563,678,611
うち料金収入	442,266,349	446,865,225
経常費用	629,027,248	558,739,121
うち道路資産賃借料	328,661,596	316,952,952
経常利益	7,166,546	4,939,490
特別利益	239,636	298,806
特別損失	945,441	136,827
法人税、住民税及び事業税	2,360,000	3,970,000
法人税等調整額	347,238	△ 605,269
当期純利益	3,753,503	1,736,738
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	1,736,738	5,363,340
高速道路事業積立金の積立て	—	△ 2,649,305
高速道路事業積立金の取崩し	31,419	—
別途積立金の積立て	△ 1,741,162	△ 2,714,034
当期純利益	3,753,503	1,736,738
変動額合計	2,043,759	△ 3,626,601
繰越利益剰余金(当期末残高)	3,780,498	1,736,738

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度末	(21 事業年度末)
供 用	23 路線 1,763km	23 路線 1,751km
建 設	7 路線 407km	8 路線 419km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(669、675 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	653,564,558	676,544,946	負債	516,805,829	542,209,769
うち仕掛道路資産	290,691,650	300,510,501	うち道路建設関係 社債	309,602,026	289,481,686
			うち道路建設関係 長期借入金	10,000,000	20,704,000
			純資産	136,758,728	134,335,176
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	743,668,989	849,951,264
うち料金収入	506,290,062	525,215,380
経常費用	740,724,347	841,063,734
うち道路資産賃借料	389,092,233	367,648,661
経常利益	2,944,641	8,887,530
特別利益	295,138	312,884
特別損失	476,170	1,509,935
法人税、住民税及び事業税	2,070,057	5,218,768
法人税等調整額	△ 1,730,000	△ 160,000

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
当期純利益	2,423,552	2,631,711
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	9,325,676	8,196,193
別途積立金の積立	△ 1,082,470	△ 1,502,228
当期純利益	2,423,552	2,631,711
変動額合計	1,341,082	1,129,482
繰越利益剰余金(当期末残高)	10,666,758	9,325,676

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度末	(21 事業年度末)
供 用	50 路線 3,364km	50 路線 3,338km
建 設	6 路線 169km	6 路線 195km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(669、675 ページ参照)を掲記した。

(9) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は22事業年度末現在で40億円(うち国の出資26億6522万円)となっている。

同会社の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	39,273,561	38,371,687	負債	26,756,487	25,909,878
うち高速道路事業 固定資産	8,258,173	8,976,488	うち道路建設関係 長期借入金	3,286,000	3,700,000
			純資産	12,517,074	12,461,809
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	62,756,897	61,411,176
うち料金収入	55,702,756	53,576,069
経常費用	62,150,709	60,852,117
うち道路資産賃借料	36,685,492	35,838,773
経常利益	606,187	559,059
特別利益	18,222	330,536
特別損失	251,086	—
法人税、住民税及び事業税	250,436	492,509
過年度法人税、住民税及び事業税	67,622	—
当期純利益	55,264	397,086
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	646,623	1,164,236
別途積立金の積立	△ 338,158	△ 914,698
当期純利益	55,264	397,086
変動額合計	△ 282,893	△ 517,612
繰越利益剰余金(当期末残高)	363,730	646,623

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度末		(21 事業年度末)	
	供	用	3 路線	173km
			3 路線	173km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(669 ページ参照)を掲記した。

(10) 日本郵政株式会社

この会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は22 事業年度末現在で3兆5000 億円(全額国の出資)となっている。

同会社の22 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	9,648,973,000	9,625,504,067	負債	1,266,168,911	1,360,180,381
うち関係会社株式	9,194,874,335	9,194,874,335	うち退職給付引当 金	1,070,824,643	1,165,196,259
			純資産	8,382,804,088	8,265,323,685
			うち資本金	3,500,000,000	3,500,000,000
			うち資本剰余金	4,503,856,095	4,503,856,095

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常収益	309,637,407	321,220,871
うち関係会社受取配当金	99,876,920	84,543,160
経常費用	166,170,740	174,041,591
うち受託業務費用	68,419,119	69,817,475
経常利益	143,466,666	147,179,280
特別利益	44,014	366,093
特別損失	3,871,995	3,281,688
法人税、住民税及び事業税	△ 20,234,127	△ 7,041,578
法人税等調整額	6,250,758	5,915,781
当期純利益	153,622,054	145,389,481
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	231,633,240	128,039,206
剰余金の配当	△ 36,346,500	△ 27,256,500
当期純利益	153,622,054	145,389,481
社会・地域貢献基金	△ 15,362,205	△ 14,538,948
変動額合計	101,913,349	103,594,033
繰越利益剰余金(当期末残高)	333,546,589	231,633,240

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度		(21 事業年度)	
関係会社経営管理料	会 社 数	5 社	5 社	
	金 額	14,937,711 千円	16,490,093 千円	
受託業務収益		76,592,322 千円	84,615,528 千円	

なお、この会社について検査した結果、不当事項1件((394) : 679 ページ参照)を掲記した。

(11) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は22事業年度末現在で70億5940万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	430,953,247	514,103,158	負債	528,125,307	769,355,077
流動資産	423,857,773	505,336,279	流動負債	512,213,025	753,030,772
うち現金及び預金	27,525,300	18,015,704	うち未払金	498,450,239	488,179,697
うち未収入金	400,790,404	491,931,616	うち短期借入金	—	241,000,000
固定資産	7,095,474	8,766,878	固定負債	15,912,281	16,324,304
うちソフトウェア	5,341,311	6,113,238	うち退職給付引当金	14,812,080	14,431,642
			純資産	△ 97,172,059	△ 255,251,918
			資本金	6,594,277	6,594,277
			健康保険法第160条の2の準備金	—	210,481,812
			繰越欠損金	103,766,337	472,328,009

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	8,217,082,009	8,039,198,613
うち保険給付費	4,593,985,647	4,438,788,312
経常収益	8,375,194,421	7,567,218,909
うち保険料等交付金収益	7,072,148,332	6,339,182,444
経常利益(△経常損失)	158,112,412	△ 471,979,704
特別損失	29,076	345,598
法人税、住民税及び事業税	3,476	2,706
当期純利益(△当期純損失)	158,079,858	△ 472,328,009
(損失の処理)		
当期未処理損失	103,766,337	472,328,009
当期純利益(△当期純損失)	158,079,858	△ 472,328,009
前期繰越欠損金	261,846,196	—
損失処理額		
健康保険法第160条の2の準備金取崩額	—	210,481,812
次期繰越欠損金	103,766,337	261,846,196

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	19,591 千人	19,528 千人
医 療 給 付	4,076,433,478 千円	3,943,826,288 千円
現金給付(傷病手当金等)	517,552,169 千円	494,962,023 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	2,828,173,896 千円	2,877,173,849 千円
介 護 納 付 金	694,945,933 千円	621,833,818 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	37,547,863	35,362,416	負債	3,063,850	3,740,966
流動資産	7,055,595	34,829,725	流動負債	2,685,491	3,381,994
うち現金及び預金	6,504,147	30,701,648	うち未払金	2,528,077	3,141,773
固定資産	30,492,268	532,690	固定負債	378,358	358,972
うちソフトウェア	410,338	463,940	うち退職給付引当金	375,945	355,421
うち金銭の信託	30,011,894	—	純資産	34,484,012	31,621,449
			うち資本金	465,124	465,124
			うち船員保険法第124条の準備金	31,156,325	23,810,029
			うち船員保険承継調整積立金	—	5,346,026

(注) 21 事業年度は 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までであり、22 事業年度は 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までである(以下同じ)。

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常費用	45,293,853	13,605,707
うち保険給付費	27,266,097	8,230,066
経常収益	48,182,179	15,605,976
うち保険料等交付金収益	35,551,580	12,943,000
経常利益	2,888,326	2,000,269
特別損失	29,797	—
特別利益	4,036	—
法人税、住民税及び事業税	2	0
当期純利益	2,862,563	2,000,268
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期純利益	2,862,563	2,000,268
船員保険承継調整積立金取崩額		
船員保険承継調整積立金取崩額	—	5,346,026
利益処分額		
船員保険法第 124 条の準備金繰入額	2,862,563	7,346,295
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	59,981 人	60,848 人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,403 人	2,318 人
支給額	4,453,452 千円	1,613,681 千円
医療給付	19,078,576 千円	5,110,154 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,734,068 千円	1,506,229 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	11,258,003 千円	3,086,337 千円
介護納付金	3,229,188 千円	799,986 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項 1 件((395) : 682 ページ参照)を掲記した。

(12) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は22事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)	区 分	22事業年度末 (千円)	21事業年度末 (千円)
資産	207,919,181	150,694,025	負債	42,131,526	26,591,046
うち建物	35,879,743	34,280,254	うち未払金	25,467,431	18,720,897
うち土地	65,820,250	65,820,250	純資産	165,787,655	124,102,979
			うち資本金	103,111,590	103,111,590
			(注2) うち資本剰余金	△ 2,711,153	△ 478,574

(注1) 21事業年度は22年1月1日から同年3月31日までであり、22事業年度は22年4月1日から23年3月31日までである(以下同じ)。

(注2) 21事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△482,391千円が含まれている。また、22事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△2,630,356千円及び損益外利息費用累計額△52,731千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	22事業年度(千円)	21事業年度(千円)
経常費用	239,886,996	53,422,903
うち業務経費	214,360,015	48,902,054
経常収益	304,005,049	74,892,867
うち運営費交付金収益	303,562,693	74,784,826
臨時損失	16,858	—
当期純利益	64,101,194	21,469,964
当期総利益	64,101,194	21,469,964
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	64,101,194	21,469,964
利益処分額		
国庫納付準備金	64,101,194	21,469,964

(ウ) 主な業務実績

区 分	22事業年度	(21事業年度)
厚生年金保険適用事業所数(事業年度末)	1,748千事業所	1,753千事業所
国民年金第1号被保険者数(事業年度末)	19,037千人	19,851千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項2件((396):684ページ、(397):686ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(687ページ、694ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、25独立行政法人及び17国立大学法人の平成22年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は25法人あり、これらの独立行政法人に係る平成22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、22事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	情 報 通 信 研 究 機 構					
			(注6)	一 般 勘 定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出 資 勘 定	通信・放送承継勘定
貸借対照表(22事業年度末)	資 産		159,009	124,077	7,506	6,333	2,508	18,755
	負 債		47,163	46,478	563	221	0	70
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産		111,845	77,598	6,942	6,111	2,507	18,684
		うち 資 本 金	173,866	82,093	64,271	3,233	5,350	18,918
		うち政府出資金	170,581	82,093	64,271	—	5,350	18,866
		うち資本剰余金	△ 4,299	△ 6,685	—	2,386	—	—
	うち利益剰余金(△繰越欠損金)	△ 57,742	2,190	△ 57,328	491	△ 2,863	△ 233	
損 益 計 算 書(22事業年度)	経 常 費 用		49,352	47,853	1,406	49	0	42
	経 常 収 益		49,828	49,171	260	104	30	262
		うち運営費交付金収益	25,867	25,867	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)		476	1,317	△ 1,146	55	30	220
	臨 時 損 失		1,392	1,195	—	196	—	—
	臨 時 利 益		316	308	—	—	7	—
	特 別 損 失		—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)		△ 620	409	△ 1,146	△ 141	38	220
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		245	245	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益(△当期総損失)		△ 374	655	△ 1,146	△ 141	38	220	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)			655	△ 57,328	△ 141	△ 2,863	△ 233
	当 期 総 利 益(△当期総損失)			655	△ 1,146	△ 141	38	220
	前 期 繰 越 欠 損 金			—	56,181	—	2,901	453
	積 立 金 振 替 額(注2)			604	—	389	—	—
	積 立 金			1,259	—	389	—	—
	目 的 積 立 金(注3)			—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額			—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額			—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額			—	—	141	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金			—	57,328	—	2,863	233
(参考)								
国 庫 納 付 金 の 納 付 額(注4)		7,296	7,296	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国庫納付額(注5)								
うち不要財産に係る国庫納付額		7,296	7,296	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)					不当 1 (P702)			

(単位：百万円)

項目	法人名	日本貿易保険	産業技術総合研究所	造幣局	国立印刷局	農畜産業振興機構	
							畜産勘定
貸借対照表(22事業年度末)	資 産	339,261	358,277	104,972	321,697	373,497	229,451
	負 債	35,562	48,216	27,415	97,282	394,447	198,590
	うち運営費交付金債務	—	5,538	—	—	1,381	135
	純 資 産	303,698	310,060	77,556	224,415	△ 20,949	30,861
	うち 資 本 金	104,352	286,086	64,539	176,745	30,958	29,965
	うち政府出資金	104,352	286,086	64,539	176,745	30,958	29,965
	うち資本剰余金	140,657	8,533	△ 199	113	—	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	58,689	15,441	13,216	47,556	△ 51,908	896	
損 益 計 算 書(22事業年度)	経 常 費 用	11,334	85,296	26,769	66,174	227,123	100,975
	経 常 収 益	17,110	84,485	28,844	74,477	163,293	62,247
	うち運営費交付金収益	—	54,226	—	—	1,519	342
	経 常 利 益(△経常損失)	5,776	△ 810	2,074	8,302	△ 63,829	△ 38,728
	臨 時 損 失	—	1,134	—	—	73	69
	臨 時 利 益	—	621	—	—	60,637	38,820
	特 別 損 失	1,141	—	369	3,443	—	—
	特 別 利 益	16,971	—	225	331	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	21,607	△ 1,323	1,930	5,190	△ 3,265	22
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	6,087	—	—	6,929	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益(△当期総損失)	21,607	4,764	1,930	5,190	3,664	22	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当 期 未 処 理 利 益(△当期未処理損失)	21,607	4,764	1,930	5,190		22
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	21,607	4,764	1,930	5,190		22
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
	積立金振替額 ^(注2)						
	積 立 金	21,607	4,764	1,930	5,190		22
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—		—
	積立金取崩額	—	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
(参考)							
国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	1,970	2,652	25,908	22,360	217	
うち積立金の処分による国庫納付額 ^(注5)		1,970					
うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	2,652	25,908	310	217	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	意・処1 (P704)	意・処1 (P707)	意・処1 (P712)	処置済1 (P717)	不当 ² 意・処1 (P721、722、723)		

(単位：百万円)

項目		法人名	農 畜 産 業 振 興 機 構				
			野 菜 勘 定	砂 糖 勘 定	で ん 粉 勘 定	補 給 金 等 勘 定	肉 用 子 牛 勘 定
貸借対照表 (22事業年度末)	資 産		108,026	3,296	2,963	19,099	10,293
	負 債		107,733	82,657	600	4,596	288
		うち運営費交付金債務	—	765	449	—	30
	純 資 産		293	△ 79,361	2,363	14,503	10,004
		うち 資 本 金	293	—	—	—	328
		うち政府出資金	293	—	—	—	328
		うち資本剰余金	—	—	—	—	—
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	△ 79,361	2,363	14,503	9,676	
損 益 計 算 書 (22事業年度)	経 常 費 用		7,865	66,191	13,880	25,950	12,259
	経 常 収 益		7,868	57,493	16,524	19,020	134
		うち運営費交付金収益	—	773	278	—	124
	経 常 利 益(△経常損失)		2	△ 8,697	2,644	△ 6,929	△ 12,124
	臨 時 損 失		2	1	—	—	—
	臨 時 利 益		0	15	—	—	21,800
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		—	△ 8,683	2,644	△ 6,929	9,676
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	6,929	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		—	△ 8,683	2,644	—	9,676	
利益の処分又は損失の処理 (22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		—	△ 79,361	2,363	—	9,676
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		—	△ 8,683	2,644	—	9,676
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	70,677	280	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注2)		/	/	/	/	/
	積 立 金		—	—	2,363	—	9,676
	目 的 積 立 金 ^(注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	79,361	—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注4)		93	15,576	6,472	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)		/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		93	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当 2 意・処 1 (P721、722、723)				

(単位：百万円)

項目	法人名	農畜産業振興機構	(注8) 国際協力機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構		
		債務保証勘定	一般勘定	一般勘定	電源利用勘定	
貸借対照表(22事業年度末)	資産	387	190,903	147,232	48,174	3,375
	負債	1	119,772	78,046	44,906	1,494
	うち運営費交付金債務	—	30,905	59,619	41,058	1,270
	純資産	385	71,130	69,185	3,267	1,881
	うち資本金	371	83,332	122,908	1,405	814
	うち政府出資金	371	83,332	122,692	1,405	747
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— 13	△ 17,119 4,917	△ 1,074 △ 52,648	△ 232 2,094	△ 253 1,319
損益計算書(22事業年度)	経常費用	1	238,652	255,778	79,737	5,676
	経常収益	4	239,805	249,511	80,813	6,162
	うち運営費交付金収益	—	144,253	156,149	68,985	5,457
	経常利益(△経常損失)	3	1,153	△ 6,267	1,075	486
	臨時損失	—	37	124	10	11
	臨時利益	0	2	350	10	11
	特別損失	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	4	1,117	△ 6,040	1,075	486
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	11	3	0	0
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当期総利益 (△当期総損失)	4	1,129	△ 6,037	1,076	486	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	4	1,129		1,076	486
	当期総利益 (△当期総損失)	4	1,129		1,076	486
	前期繰越欠損金	—	—		—	—
	積立金振替額 ^(注2)					
	積立金	4	1,129		1,076	486
	目的積立金 ^(注3)	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—
	積立金取崩額	—	—		—	—
	次期繰越欠損金	—	—		—	—
(参考)						
国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	—	20,659	1,208	133	
うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)						
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	20,659	1,208	133	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当2 意・処1 (P721、722、723)	処置済1 (P730)	不当1 処置済1 (P733、734)			

(単位：百万円)

項目		法人名	新 エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 技 術 総 合 開 発 機 構				
			エネルギー需 給勘定	基盤技術研究 促進勘定	鉱工業承継勘 定	石炭経過勘定	特定事業活動 等促進経過勘 定
貸借対照表 (22事業年度末)	資 産		34,237	11,301	1,853	47,681	608
	負 債		28,128	214	160	3,142	0
		うち運営費交付金債務	17,290	—	—	—	—
	純 資 産		6,109	11,087	1,692	44,538	608
		うち 資 本 金	3,194	67,900	1,592	47,500	500
		うち政府出資金	3,126	67,900	1,512	47,500	500
		うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 397 3,312	△ 0 △ 56,812	42 57	△ 233 △ 2,727	— 108
損 益 計 算 書 (22事業年度)	経 常 費 用		160,658	8,606	105	1,672	0
	経 常 収 益		162,073	344	218	575	3
		うち運営費交付金収益	81,706	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)		1,414	△ 8,262	112	△ 1,096	2
	臨 時 損 失		17	0	79	5	—
	臨 時 利 益		34	—	293	—	0
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		1,431	△ 8,263	326	△ 1,101	3
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		2	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		1,434	△ 8,263	326	△ 1,101	3	
利益の処分又は損失の処理 (22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		1,434	△ 56,812	57	△ 2,727	3
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		1,434	△ 8,263	326	△ 1,101	3
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	48,549	269	1,625	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)		/	/	/	/	/
	積 立 金		1,434	—	57	—	3
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	56,812	—	2,727	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		2,348	—	16,800	169	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		2,348	—	16,800	169	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当 1 処置済 1 (P733、734)				

(単位：百万円)

項目	法人名	日本学術振興会 ^(注9)				理化学研究所 ^(注9)	宇宙航空研究開発機構
		一般勘定	先端研究助成業務勘定	研究者海外派遣業務勘定			
貸借対照表(22事業年度末)	資産	111,051	11,994	95,072	4,020	361,811	667,081
	負債	109,243	10,186	95,072	4,020	141,768	389,090
	うち運営費交付金債務	278	278	—	—	7,537	16,795
	純資産	1,807	1,807	—	—	220,043	277,990
	うち資本金	1,063	1,063	—	—	266,047	544,408
	うち政府出資金	1,063	1,063	—	—	253,126	544,401
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 362	△ 362	—	—	△ 50,310	△ 240,378
損益計算書(22事業年度)	経常費用	214,420	174,012	39,671	736	79,900	205,050
	経常収益	214,793	174,385	39,671	736	80,804	187,659
	うち運営費交付金収益	27,687	27,687	—	—	50,033	85,212
	経常利益(△経常損失)	373	373	—	—	904	△ 17,391
	臨時損失	69	69	—	—	276	99
	臨時利益	—	—	—	—	238	99
	特別損失	—	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	303	303	—	—	843	△ 17,415
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	295	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当期総利益 (△当期総損失)	303	303	—	—	1,138	△ 17,415	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)		303	—	—	1,138	△ 26,039
	当期総利益 (△当期総損失)		303	—	—	1,138	△ 17,415
	前期繰越欠損金		—	—	—	—	8,624
	積立金振替額 ^(注2)						
	積立金		303	—	—	1,077	—
	目的積立金 ^(注3)		—	—	—	61	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次期繰越欠損金		—	—	—	—	26,039
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当5 処置済1 (P739、741)				処置済1 (P744)	処置済1 (P747)

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	法人名	雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構			労働者健康 福祉機構	(注9) 国立病院機 構	
		一 般 勘 定	財 形 勘 定	宿 舎 等 勘 定			
貸借対照表(22事業年度末)	資 産	1,479,622	242,444	793,367	444,290	461,420	1,277,071
	負 債	899,134	77,113	800,557	21,943	305,918	795,779
	うち運営費交付金債務	14,534	14,082	452	—	509	426
	純 資 産	580,487	165,331	△ 7,190	422,346	155,502	481,291
	うち資本金	707,765	261,634	—	446,130	147,757	212,958
	うち政府出資金	707,423	261,292	—	446,130	147,757	212,958
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 187,171	△ 100,582	—	△ 86,588	42,732	184,046
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	59,893	4,279	△ 7,190	62,804	△ 34,987	84,287	
損 益 計 算 書(22事業年度)	経 常 費 用	127,372	91,882	9,894	25,594	303,189	821,265
	経 常 収 益	139,257	93,113	14,769	31,374	304,798	879,574
	うち運営費交付金収益	55,149	54,734	414	—	9,138	42,675
	経 常 利 益(△経常損失)	11,884	1,231	4,874	5,779	1,608	58,309
	臨 時 損 失	1,184	592	21	570	204	9,460
	臨 時 利 益	—	—	—	—	49	682
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	10,700	638	4,852	5,209	1,454	49,531
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	246	246	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	10,947	884	4,852	5,209	1,454	49,531	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		884	△ 7,190	5,209	△ 34,987	49,531
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		884	4,852	5,209	1,454	49,531
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	12,043	—	36,442	—
	積立金振替額(注2)						
	積 立 金		884	—	5,209	—	—
	目 的 積 立 金(注3)		—	—	—	—	49,531
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	7,190	—	34,987	—
(参考)							
国庫納付金の納付額(注4)	5,632	4,610	1,021	—	35	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額(注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	5,632	4,610	1,021	—	11	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済1 (P750、755)			処置済2 (P758、760)	不当7 意・処1 (P763、766)	

(単位：百万円)

項目	法人名	海洋研究開発機構	中小企業基盤整備機構				
			一般勘定	産業基盤整備勘定	施設整備等勘定	小規模企業共済勘定	
貸借対照表(22事業年度末)	資産	95,788	10,871,026	936,783	53,858	35,427	9,186,139
	負債	30,064	10,552,557	17,205	334	1,396	9,944,603
	うち運営費交付金債務	2,299	2,990	2,241	—	—	525
	純資産	65,723	318,469	919,578	53,523	34,031	△ 758,464
	うち資本金	84,215	1,114,837	935,276	50,842	52,556	15,518
	うち政府出資金	84,210	1,113,837	935,276	50,842	52,556	15,518
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 19,087	△ 5,420	△ 6,226	897	△ 0	△ 12
損益計算書(22事業年度)	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	595	△ 790,947	△ 9,471	1,784	△ 18,524	△ 773,970
	経常費用	42,735	748,494	32,534	849	1,983	643,281
	経常収益	42,851	715,478	21,808	559	1,914	627,490
	うち運営費交付金収益	33,870	18,162	13,141	—	—	3,678
	経常利益(△経常損失)	116	△ 33,016	△ 10,726	△ 290	△ 68	△ 15,790
	臨時損失	116	1,630	1,592	—	6	0
	臨時利益	125	5,607	384	21	9	2,016
	特別損失	—	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	113	△ 29,089	△ 11,966	△ 268	△ 71	△ 13,777
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	78	3,706	482	3	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当期総利益 (△当期総損失)	191	△ 25,383	△ 11,483	△ 265	△ 71	△ 13,777	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	191		△ 11,580	△ 265	△ 18,524	△ 773,970
	当期総利益 (△当期総損失)	191		△ 11,483	△ 265	△ 71	△ 13,777
	前期繰越欠損金	—		96	—	18,453	760,193
	積立金振替額 ^(注2)						
	積立金	191		—	—	—	—
	目的積立金 ^(注3)	—		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—		—	—	—	—
	積立金取崩額	—		—	265	—	—
	次期繰越欠損金	—		11,580	—	18,524	773,970
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	3,581	0	3,250	330	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	3,540	—	3,209	330	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P774)		処置済1 (P778)				

(単位：百万円)

項目		法人名	中小企業基盤整備機構				都市再生機構	
			中小企業倒産防止共済勘定	工業再配置等業務特別勘定	産炭地域経過業務特別勘定	出資承継勘定		都市再生勘定
貸借対照表(22事業年度末)	資産		627,210	17,783	18,300	7,299	14,933,364	13,042,867
	負債		579,497	2,946	18,305	43	14,149,359	12,239,581
		うち運営費交付金債務	223	—	—	—	—	—
	純資産		47,713	14,836	△ 5	7,255	784,005	803,286
		うち資本金	47,421	4,360	—	8,863	1,058,168	970,478
		うち政府出資金	47,421	4,360	—	7,863	1,056,168	968,478
		うち資本剰余金	△ 65	△ 8	△ 5	—	30,898	30,898
	うち利益剰余金(△繰越欠損金)	356	10,484	—	△ 1,607	△ 305,061	△ 198,090	
損益計算書(22事業年度)	経常費用		63,415	4,815	1,762	165	1,024,966	799,093
	経常収益		60,569	1,601	1,784	26	1,113,166	899,602
		うち運営費交付金収益	1,341	—	—	—	—	—
	経常利益(△経常損失)		△ 2,845	△ 3,213	21	△ 138	88,200	100,508
	臨時損失		11	—	18	—	47,570	39,765
	臨時利益		3,210	—	0	—	3,892	3,304
	特別損失		—	—	—	—	—	—
	特別利益		—	—	—	—	—	—
	当期純利益(△当期純損失)		352	△ 3,220	—	△ 138	44,521	64,047
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	3,220	—	—	—	—
目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—	
当期総利益(△当期総損失)		352	—	—	△ 138	44,521	44,205	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当期末処分利益(△当期末処理損失)		352	—	—	△ 1,607		△ 198,090
	当期総利益(△当期総損失)		352	—	—	△ 138		44,205
	前期繰越欠損金		—	—	—	1,469		242,296
	積立金振替額(注2)							
	積立金		352	—	—	—		—
	目的積立金(注3)		—	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—		—
	積立金取崩額		—	—	—	—		—
	次期繰越欠損金		—	—	—	1,607		198,090
(参考)	国庫納付金の納付額(注4)		—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)							
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)			処置済1(P778)			不当2意・処2(P781、782、784、788)		

(単位：百万円)

項目	法人名	日本原子力研究開発機構				
	都市再生機構	一般勘定	電源利用勘定	埋設処分業務勘定		
貸借対照表(22事業年度末)	資産	1,890,497	760,789	275,890	472,117	12,781
	負債	1,909,778	215,745	84,103	131,533	109
	うち運営費交付金債務	—	17,218	7,192	10,026	—
	純資産	△ 19,281	545,043	191,787	340,583	12,672
	うち資本金	87,690	808,594	264,331	544,263	—
	うち政府出資金	87,690	792,175	263,889	528,285	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— △ 106,971	△ 281,156 17,605	△ 74,362 1,818	△ 206,801 3,121	6 12,665
損益計算書(22事業年度)	経常費用	225,889	161,701	69,892	95,764	576
	経常収益	213,581	163,824	69,714	94,041	4,600
	うち運営費交付金収益	—	133,484	52,021	81,479	—
	経常利益(△経常損失)	△ 12,308	2,123	△ 177	△ 1,723	4,024
	臨時損失	7,805	457	177	279	—
	臨時利益	587	446	166	279	—
	特別損失	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	△ 19,525	2,053	△ 220	△ 1,749	4,024
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	1,541	527	1,013	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当期総利益 (△当期総損失)	316	3,595	306	△ 736	4,024	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	△ 106,971		306	△ 736	4,024
	当期総利益 (△当期総損失)	316		306	△ 736	4,024
	前期繰越欠損金	107,287		—	—	—
	積立金振替額 ^(注2)					
	積立金	—		306	—	—
	目的積立金 ^(注3)	—		—	—	4,024
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—		—	—	—
	積立金取崩額	—		—	—	—
	次期繰越欠損金	106,971		—	736	—
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	397	238	158	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)		^(注10) 397	^(注10) 238	^(注10) 158	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当 意・処2 (P781, 782, 784, 788)		処置済1 (P795)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		法人名	住 宅 金 融 支 援 機 構				
			証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定	既往債権管理勘定
貸借対照表(22事業年度末)	資 産	36,227,242	7,964,365	231,485	828,279	2,229,505	25,427,265
	負 債	35,902,011	7,500,113	103,010	783,819	1,851,619	26,117,107
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	325,230	464,251	128,474	44,460	377,886	△ 689,841
	うち 資 本 金	697,655	515,655	130,000	—	42,400	9,600
	うち政府出資金	697,655	515,655	130,000	—	42,400	9,600
	うち資本剰余金	△ 483	△ 483	—	—	—	—
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	△ 372,035	△ 50,919	△ 1,525	44,460	335,391	△ 699,441	
損 益 計 算 書(22事業年度)	経 常 費 用	1,298,547	155,342	27,054	13,595	242,889	960,340
	経 常 収 益	1,254,549	140,499	29,714	16,001	234,091	934,862
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 43,998	△ 14,843	2,660	2,405	△ 8,798	△ 25,477
	臨 時 損 失	—	—	—	—	—	—
	臨 時 利 益	—	—	—	—	—	—
	特 別 損 失	15,864	16,232	106	—	82	—
	特 別 利 益	18,801	5,232	278	225	5,067	8,608
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	△ 41,061	△ 25,843	2,833	2,631	△ 3,813	△ 16,869
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	4,470	—	—	—	4,470	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	△ 36,590	△ 25,843	2,833	2,631	657	△ 16,869	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益(△当期未処理損失)		△ 50,919	△ 1,525	2,631	657	△ 699,441
	当 期 総 利 益(△当期総損失)		△ 25,843	2,833	2,631	657	△ 16,869
	前 期 繰 越 欠 損 金		25,076	4,358	—	—	682,572
	積立金振替額(注2)						
	積 立 金		—	—	2,631	657	—
	目 的 積 立 金(注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		50,919	1,525	—	—	699,441
(参考)							
国庫納付金の納付額(注4)	230,000	200,000	—	—	30,000	—	
うち積立金の処分による国庫納付額(注5)							
うち不要財産に係る国庫納付額	230,000	200,000	—	—	30,000	—	
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)				不当 6 意・処 1 (P799、801)			

(単位：百万円)

項目		法人名					
		国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
貸借対照表(22事業年度末)	資 産	124,143	40,185	44,152	97,018	55,115	14,159
	負 債	26,873	7,738	6,657	26,849	15,593	4,067
	うち運営費交付金債務	522	279	226	615	191	274
	純 資 産	97,269	32,446	37,494	70,168	39,522	10,092
	うち 資 本 金	91,662	28,691	37,329	67,888	36,485	10,333
	うち政府出資金	91,662	28,691	37,329	67,888	36,485	10,333
	うち資本剰余金	3,024	2,188	225	3,030	1,858	△ 32
うち利益剰余金(△繰越欠損金)	2,582	1,566	△ 61	△ 750	1,178	△ 209	
損 益 計 算 書(22事業年度)	経 常 費 用	41,318	23,395	11,730	31,918	18,954	7,624
	経 常 収 益	44,279	24,470	11,704	31,864	20,172	7,471
	うち運営費交付金収益	8,231	5,176	4,302	7,718	4,647	2,982
	経 常 利 益(△経常損失)	2,961	1,074	△ 26	△ 53	1,217	△ 152
	臨 時 損 失	705	234	361	1,519	563	298
	臨 時 利 益	326	725	326	822	524	241
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益(△当期純損失)	2,582	1,566	△ 61	△ 750	1,178	△ 209
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益(△当期総損失)	2,582	1,566	△ 61	△ 750	1,178	△ 209	
利益の処分又は損失の処理(22事業年度)	当 期 未 処 理 利 益(△当期未処理損失)	2,582	1,566	△ 61	△ 750	1,178	△ 209
	当 期 総 利 益(△当期総損失)	2,582	1,566	△ 61	△ 750	1,178	△ 209
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注2)						
	積 立 金	2,582	1,566	—	—	1,178	—
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	61	750	—	209
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注4)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額 ^(注5)						
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	処置済1(P803)	処置済1(P803)	処置済1(P803)	処置済1(P803)	処置済1(P803)	処置済1(P803)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」は、記載を省略した。
- (注2) 22事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、22事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注3) 23年10月19日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けようとする額又は受けた額をいう。
- (注4) 22事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額、政府出資の払戻による支出及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額をいう。
- (注5) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、22事業年度に積立金の全部又は一部を国庫納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しない場合がある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」の計数はない。
- (注7) 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)第12条第3項の規定によるものである。
- (注8) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1104ページ参照
- (注9) 財務諸表は、23年10月19日現在のものである。
- (注10) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)第21条第3項の規定によるものである。

(国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人は17法人あり、これらの国立大学法人に係る平成22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分の概要は次のとおりである。

なお、22事業年度において国庫納付を行った国立大学法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	北海道大学	埼玉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学
		貸借対照表(22事業年度末)	資 産	280,814	76,482	1,315,091	165,180
負 債	87,690		9,605	252,609	48,242	5,191	
うち運営費交付金債務	3,170		248	5,100	432	413	
純 資 産	193,124		66,877	1,062,482	116,938	39,935	
うち 資 本 金	154,719		66,780	1,003,549	75,956	40,269	
うち政府出資金	154,719		66,780	1,003,549	75,956	40,269	
うち資本剰余金	14,008		△ 500	31,544	21,565	△ 450	
うち利益剰余金	24,396		598	27,385	19,415	116	
経 常 費 用	84,391		12,445	201,217	49,182	5,931	
経 常 収 益	87,894		12,751	206,116	51,386	5,941	
うち運営費交付金収益	34,976	5,894	78,212	15,222	2,828		
経 常 利 益	3,503	305	4,899	2,203	10		
臨 時 損 失	358	6	527	30	2		
臨 時 利 益	9	6	417	25	—		
当 期 純 利 益	3,155	305	4,790	2,198	8		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	149	175	—	341	—		
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益	3,304	480	4,790	2,539	8		
当 期 末 処 分 利 益	3,304	480	4,790	2,539	8		
当 期 総 利 益	3,304	480	4,790	2,539	8		
前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—		
積 立 金	2,243	—	—	2,539	—		
目 的 積 立 金 ^(注2)	1,061	480	4,790	—	8		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—		
積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—		
次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—		
(参考)							
国庫納付金の納付額 ^(注3)	2,450	656	3,670	4,183	262		
積立金の処分による国庫納付額 ^(注4)	2,450	656	3,670	4,183	262		
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	不当1 意・処1 (P816、808)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)		

(単位：百万円)

項目		法人名					
		一橋大学	新潟大学	福井大学	信州大学	静岡大学	名古屋大学
貸借対照表(22事業年度末)	資 産	176,664	134,695	80,426	104,038	64,671	240,112
	負 債	21,048	59,678	21,339	49,473	14,069	122,935
	うち運営費交付金債務	49	775	353	885	117	2,882
	純 資 産	155,615	75,017	59,086	54,565	50,602	117,177
	うち 資 本 金	157,843	65,825	50,665	47,039	49,262	72,592
	うち政府出資金	157,843	65,825	50,665	47,039	49,262	72,592
	うち資本剰余金	△ 3,218	7,215	2,483	△ 591	△ 290	38,746
うち利益剰余金	990	1,976	5,938	8,116	1,629	5,837	
損益計算書(22事業年度)	経 常 費 用	10,379	50,035	27,460	43,336	17,514	85,013
	経 常 収 益	10,733	50,382	28,583	45,069	18,696	87,059
	うち運営費交付金収益	5,582	16,098	9,304	13,643	9,616	28,154
	経 常 利 益	353	346	1,123	1,732	1,182	2,045
	臨 時 損 失	45	41	17	202	11	661
	臨 時 利 益	42	—	13	3	8	53
	当 期 純 利 益	351	305	1,118	1,533	1,179	1,437
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	25	33	—	—	—	18
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益	376	339	1,118	1,533	1,179	1,455	
利益の処分(22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益	376	339	1,118	1,533	1,179	1,455
	当 期 総 利 益	376	339	1,118	1,533	1,179	1,455
	前期繰越欠損金	—	—	—	—	—	—
	積 立 金	—	230	428	1,467	90	1,452
	目的積立 ^(注2) 金	376	108	690	65	1,088	2
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
次期繰越欠損金	—	—	—	—	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注3)	561	1,680	427	1,016	618	2,503
	積立金の処分による国庫納付額 ^(注4)	561	1,680	427	1,016	618	2,503
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)		意・処1 (P808)	不当1 (P816)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)

(単位：百万円)

項目		法人名						
		京都大学	大阪大学	香川大学	高知大学	九州大学	鹿児島大学	
貸借対照表 (22事業年度末)	資 産	456,077	446,441	58,207	60,433	400,886	117,847	
	負 債	164,380	137,956	22,811	20,538	137,478	39,432	
	うち運営費交付金債務	5,264	2,843	253	283	1,040	582	
	純 資 産	291,696	308,485	35,395	39,894	263,407	78,415	
	うち 資 本 金	244,526	268,443	24,927	26,546	146,475	70,984	
	うち政府出資金	244,526	268,443	24,927	26,546	146,475	70,984	
	うち資本剰余金	20,289	12,594	4,466	7,690	111,144	3,192	
	うち利益剰余金	26,880	27,447	6,002	5,657	5,786	4,237	
損益計算書 (22事業年度)	経 常 費 用	137,757	123,754	29,304	28,209	103,884	41,165	
	経 常 収 益	139,101	127,440	30,621	29,522	107,637	41,958	
	うち運営費交付金収益	48,498	46,549	10,329	9,446	41,543	15,277	
	経 常 利 益	1,343	3,685	1,316	1,312	3,752	793	
	臨 時 損 失	482	30	13	41	640	138	
	臨 時 利 益	19	4	0	2	117	—	
	当 期 純 利 益	881	3,659	1,304	1,273	3,229	655	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	52	7	0	38	27	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益	933	3,667	1,305	1,311	3,256	655		
利益の処分 (22事業年度)	当 期 未 処 分 利 益	933	3,667	1,305	1,311	3,256	655	
	当 期 総 利 益	933	3,667	1,305	1,311	3,256	655	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	—	
	積 立 金	773	3,632	631	461	432	192	
	目 的 積 立 ^(注2) 金	159	34	673	850	2,824	463	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注3)	3,646	2,738	839	683	2,833	1,361	
	積立金の処分による国庫納付額 ^(注4)	3,646	2,738	839	683	2,833	1,361	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	不当1 (P816)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	意・処1 (P808)	

- (注1) 各法人の名称中「国立大学法人」は、記載を省略した。
- (注2) 23年10月19日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。
- (注3) 22事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額として表示された額をいう。
- (注4) 国立大学法人法第32条第3項の規定により22事業年度に積立金の一部を国庫納付した額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成22事業年度末現在で5613億8452万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の22事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)	区 分	22 事業年度末 (千円)	21 事業年度末 (千円)
資産	877,267,054	853,354,775	負債	310,516,707	290,403,090
流動資産	204,359,112	198,796,703	流動負債	219,190,297	208,536,371
うち有価証券	105,995,310	96,395,271	うち受信料前受 金	125,143,511	121,454,541
固定資産	671,907,942	645,158,071	固定負債	91,326,409	81,866,719
うち長期保有有 価証券	218,845,118	195,396,872	うち退職給付引 当金	53,569,116	51,366,318
特定資産	1,000,000	9,400,000	純資産	566,750,347	562,951,684
放送債券償還積 立資産	1,000,000	9,400,000	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	440,349,141	436,694,667
			剰余金	126,237,831	126,093,642

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常事業収入	680,162,801	665,571,216
うち受信料	668,039,716	653,372,443
経常事業支出	649,529,368	646,260,874
うち国内放送費	274,947,267	274,664,702
経常事業収支差金	30,633,432	19,310,341
経常事業外収入	10,373,116	8,589,814
うち財務収入	5,727,154	5,727,236
経常事業外支出	16,798,591	16,078,145
財務費	16,798,591	16,078,145
経常事業外収支差金	△ 6,425,475	△ 7,488,331
経常収支差金	24,207,957	11,822,010
特別収入	1,656,632	4,866,001
うち固定資産売却益	556,041	3,813,903
うち未収受信料欠損引当金戻入益	684,435	944,619
特別支出	22,065,926	4,287,362
うち固定資産除却損	2,005,615	2,241,902
うち固定資産撤去費用引当金繰入	18,169,519	—
当期事業収支差金	3,798,662	12,400,649

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	3,798,662	12,400,649
事業収支剰余金	3,798,662	12,400,649

(ウ) 主な業務実績

区 分		22 事業年度	(21 事業年度)
(1 日平均放送時間)			
国内放送			
テレビジョン			
地上放送(総合放送及び教育放送)		45 時間 06 分	45 時間 00 分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)		45 時間 02 分	44 時間 57 分
衛星放送(衛星第1放送及び衛星第2放送)		47 時間 49 分	48 時間 00 分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)		69 時間 36 分	69 時間 21 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)		66 時間 17 分	66 時間 35 分
国際放送			
テレビジョン			
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け	23 時間 34 分	23 時間 23 分
	邦人向け	5 時間 36 分	5 時間 03 分
北米向け放送及び欧州向け放送		11 時間 30 分	10 時間 17 分
ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送)		55 時間 21 分	55 時間 09 分
(放送受信契約)			
事業年度末放送受信契約件数		39,751 千件	38,932 千件
受信料調定額(A)		668,074,817 千円	653,391,041 千円
調定年度内の収納額(B)		653,191,764 千円	638,422,487 千円
未収金		14,883,053 千円	14,968,553 千円
収納率(B/A)		97.77%	97.71%

イ 番組アーカイブ業務勘定

この勘定は、同協会が既に放送した放送番組等をインターネット等を通じて一般の利用に供する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)	区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
資産	229,130	260,565	負債	5,594,957	3,763,884
流動資産	172,194	146,136	うち流動負債	5,566,450	3,704,102
うち未収金	159,948	139,896	うち一般勘定短期借入金	5,187,533	3,343,248
固定資産	56,935	114,429	純資産	△5,365,827	△3,503,318
うち器具	56,935	86,721	欠損金	△5,365,827	△3,503,318

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常事業収入	553,845	295,121
視聴料収入	553,845	295,121
経常事業支出	2,496,393	2,584,598
うち既放送番組配信費	2,067,664	2,094,427
経常事業収支差金	△1,942,547	△2,289,477
経常事業外収入	80,039	95,673
うち財務収入	80,032	95,507
経常事業外収支差金	80,039	95,673
経常収支差金	△1,862,508	△2,193,804
当期事業収支差金	△1,862,508	△2,193,804

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
番組アーカイブ視聴料収入	1,106,570 件	556,761 件
	553,845 千円	295,121 千円

ウ 受託業務等勘定

この勘定は、同協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し又は賃貸する業務及び委託を受けて放送番組等を制作する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)	区 分	22 事業年度末(千円)	21 事業年度末(千円)
資産	31,829	29,117	負債	31,829	29,117
流動資産	31,829	29,117	流動負債	31,829	29,117
うち未収金	23,201	25,524	うちその他の流動負債	18,472	20,600

(イ) 損益計算書

区 分	22 事業年度(千円)	21 事業年度(千円)
経常事業収入	2,147,191	1,542,588
受託業務等収入	2,147,191	1,542,588
経常事業支出	1,743,700	1,243,965
受託業務等費	1,743,700	1,243,965
経常事業収支差金	403,491	298,623
経常事業外支出	63,052	54,655
財務費	63,052	54,655
経常事業外収支差金	△63,052	△54,655
当期事業収支差金	340,438	243,968
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	340,438	243,968
一般勘定への繰入れ	340,438	243,968

(ウ) 主な業務実績

区 分	22 事業年度	(21 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入	1,431 件	1,343 件
	1,440,174 千円	1,531,410 千円